規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
1	令和3年10月12日	令和3年11月4日	納税環境改善	居住地が変わっても 手続き不要でマイナンバーで紐付けロ座から振替納税が可能な状況にして頂きたい	居住地が変わる度に 県、市町村に納税の口座振替の手続きをしなければならない 各地方で振替可能な金融機関が異なり 地銀でしか口座振替ができない地域が多い その地域に居住している期間の為だけに口座開設申込みからの作業が非常に不便で非効率極まりない マイナンバーで紐付けて居住地が変わっても紐付け口座から振替納税が可能な状況にして頂きたい 移住、里帰りリモート等の促進(地方移住に興味はあり、実行したが地方自治体の不便なローカルルールに疲れ地方移住を止め都会に戻る人が減る)にもなると思う	個人	デジタル庁 総務省 財務省	【総務省】 地方税の口座振替による納付は、納入義務者が各地方公共団体の指定金融期間若しくは指定代理金融機関又は収納代理金融機関若しくは収納事務取扱金融機関（以下「指定金融機関等」といいます。）に預金口座を設けているとき、指定金融機関等に請求して行うことができるとされています。 【財務省】 国税において、転居等により納税地の異動があった場合には、「所得税・消費税の納税地の異動又は変更に関する届出書」を提出する必要があります。 令和3年1月以降、異動後も継続して振替納税を行う旨を意思表示した「所得税・消費税の納税地の異動又は変更に関する届出書」を提出した場合には、新たに振替納税（変更）の手続は不要となっております。 また、異動後の所轄税務署から送付された「納付書送付継続依頼書」を提出すれば、継続して振替納税を行うこともできます。	【総務省】 地方自治法第231条の2第3項 地方自治法第235条 地方自治法施行令第155条 【財務省】 所得税法第20条	【総務省】 対応不可 【財務省】 その他	【総務省】 地方税の口座振替は各地方団体の指定金融機関等において行うことができるとされており、転居先の地方公共団体の指定金融機関等に預金口座を持っていない場合は、御指摘のとおり、新たに指定金融機関等の預金口座を開設した上で、口座振替の請求を行う必要がありますが、転居先の地方公共団体の指定金融機関等に預金口座を持っていれば、指定金融機関等に請求することで、新たに口座を開設することなく、口座振替の方法により納付することができます。 口座振替に限らず多様な納付手段を整備することで利便性向上に努めてまいりたいと思いますので、ご理解いただければ幸いです。 【財務省】 国税における振替納税は、マイナンバーと口座を紐付けすることなく、左記の制度の現状でも記載のとおり、「所得税・消費税の納税地の異動又は変更に関する届出書」に継続して振替納税を行う旨を記載し、提出した場合には、新たに振替納税の手続は不要です。 また、「納付書送付継続依頼書」を提出した場合にも、継続して振替納税を行うことができます。	
2	令和3年10月12日	令和3年11月4日	建物リフォーム工事請負契約取引の個人資格制度の必要性	建築工事 建物のリフォーム工事の契約に際し(宅建士の様な)資格制度等が必用と思う	契約の金額が大きくかつ、サイクルが15年以上となるため、リピーター需要を気にしない業種 高齢な、高齢でなくても専門知識が無い人間が説明内容を信じ高額な契約をしてしまう リピーターを気にしなくてもよいのと営業の個人成績の為、専門用語と不安を煽り、必用以上のスペック材料での工事、必用以上に時間が掛かる施工の契約を勧める手法が横行している 大手ハウスメーカー傘下リフォーム会社も組織ぐるみで横行している状態 大手ハウスメーカー傘下リフォーム会社も必用以上の工事を指摘されても法務部から詐欺にはならない、違法では無いと開き直る 根本的な原因は営業職の(宅建士のような)専門資格がない為 一般ユーザーが資格団体に相談、苦情が言えない 大企業に個人で立ち向かわなければならない 資格団体があれば団体が個人資格者に対し注意、処分ができる為 一般ユーザーが対等な立場になれ公平公正な対応をうけられる 他の法人に移籍や営業所を変え同じ事を繰り返すような事は出来なくなり人材の質の向上ができる そして契約の際 資格者による契約内容の全てに関した需要事項説明を義務化し契約と資格者を紐付けし10年保管義務化し契約に責任を持たす 最低限このくらいできればもっと厳しい制度にしないとこの業界(大手も含め)に横行してる不適切と取られても仕方ないオーバースペックな高額な工事契約はなくならない	個人	国土交通省	リフォーム工事を請け負う営業を行おうとする者は、軽微な建設工事のみを請け負う場合を除き、建設業法第３条第１項の規定に基づく建設業の許可を受ける必要があります。 建設業の許可を受けた者は、営業所ごとに専任の技術者を配置しており、当該技術者が請負契約の内容を確認することで、適正な請負契約の締結を図っております。これにより、リフォーム工事を含め、建設工事における発注者保護を図っております。 さらに、リフォーム工事に特化したものとして、国が住宅リフォーム事業者団体を登録する「住宅リフォーム事業者団体登録制度」を設けており、事業者団体がその構成員であるリフォーム事業者に対して指導監督を行うことを通じて消費者保護を図っております。 なお、国土交通大臣指定の公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センターの電話相談窓口「住まいるダイヤル」では、住宅の取得やリフォームに関してトラブルや不安を抱える消費者等から幅広い相談を受け付けているほか、リフォームの見積書の内容をチェックし助言を行う「リフォーム見積チェックサービス」も行っております。	建設業法第３条第１項 住宅の品質確保の促進等に関する法律第８３条第１項	現行制度下で対応可能	制度の現状欄に記載のとおりです。	
3	令和3年10月12日	令和3年12月2日	オートバイの騒音の規制	オートバイの車検の義務化。 250cc以下のオートバイの車検の義務化。 改造マフラーを販売、または改造した者の罰則化。 ナンバーの折り曲げの罰則化。	旧車、250cc以下のオートバイの車検を義務化し、騒音の罰則もして下さい。改造マフラーをつけて爆音、からぶかし走行していて非常に迷惑です。旧車、50、250ccのオートバイには規制がありません。このようなオートバイには一年ごと車検を義務化するべきです。車検がないのでこのように自由に改造するのだと思います。 また、ナンバーの折り曲げも罰則化するべきです。完全に見えない状態のオートバイもよく見かけます。違法改造で通報しようにもナンバーがわからなければ出来ないという考えが働いていて非常悪質です。 このように改造、パーツ販売している店舗、業者も業務停止、罰則化を。騒音のオートバイを見つけ、通報後にパトカー等が来ても逃げられるか、注意だけでは意味がありません。来るのは白バイにして下さい。 見つけた場合は免停でも良いと思います。ルールを守って走行している人もたくさんいます、が、このような者達のおかげで迷惑しているオートバイ愛好者もいます。 またオートバイ、イコール怖い人と思われ風評被害も多いと思います。 ぜひご検討よろしくお願いします。	個人	警察庁 国土交通省	【国土交通省】 ・道路運送車両法において、自動車又は原動機付自転車は騒音を含む保安基準に適合するものでなければ、運行の用に供してはならないと規定されており、保安基準に適合しない車両を排除するために、警察等と連携して街頭検査を実施しています。特に、「不正改造車を排除する運動」の実施期間中には、街頭検査の体制を強化しています。また、不正改造が疑われる自動車の情報については、各運輸支局に不正改造車情報提供窓口を設けているところです。 なお、自動車の不正改造を行った場合には同法第108条により、6ヶ月以下の懲役又は30万円以下の罰金が科せられ、認証事業場においては、同法第93条により認証の取消となる場合があります。 ・道路運送車両法に規定する車両番号標（ナンバープレート）は、同法第73条第1項において車両番号標の識別に支障が生じない方法で表示しなければ運行の用に供してはならないと規定しています。 具体的には、「自動車登録番号標等の表示の位置及び表示の方法の基準を定める告示（平成27年12月28日国土交通省告示第1265号）」第3条第8号において、車両番号表の識別に支障が生じるような折り返し（折り曲げ）を禁止しており、違反行為については、同法第109条第1号により50万円以下の罰金に処せられることになります。 【警察庁】 道路交通法（以下「法」という。）第71条の2において、自動車又は原動機付自転車の運転者（略）は、道路運送車両法第41条第11号又は第44条第8号に規定する消音器を備えていない自動車又は原動機付自転車（略）を運転してはならないとされているほか、法第71条第5号の3において、正当な理由がないのに著しく他人に迷惑を及ぼすこととなる騒音を生じさせるような方法で、いわゆる「空ぶかし」を行ってはならず、これらの規定に違反した者は、法第120条第1項第9号に基づき、5万円以下の罰金に処せられることとされています。また、ナンバープレートの折り曲げについては道路運送車両法第19条等で禁止されており、当該違反行為は罰則の対象となります。	道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第41条、第44条、第73条第1項、第93条、第99条の2、第100条、第108条 自動車登録番号標等の表示の位置及び表示の方法の基準を定める告示（平成27年12月28日国土交通省告示第1265号）第3条第8号 道路交通法（昭和35年法律第105号）第71条の2、第71条第5号の3、第120条第1項第9号 道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第9条の4の2、第9条の4の3	現行制度下で対応可能	【国土交通省】 引き続き関係者と連携しながら、保安基準に適合しない車等の社会的排除に取り組んでまいります。 【警察庁】 警察においてはこれまでも適正かつ効果的・効率的な手段を用いた取締りを行っているところであり、今後も違反行為については積極的に取締りを行ってまいります。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
4	令和3年10月12日	令和3年11月4日	一般家庭向け光通信回線価格の引き下げ	一般家庭向け光通信回線の価格をどの家庭でも無理なく導入できる、現在のADSL回線程度の値段、もしくはそれ以下にまで引き下げるよう、携帯電話の価格を引き下げた時と同じように各社に働きかけていただきたい。	今後数年以内に現在のADSL回線は全て廃止されるという方向性に向かっている中で、各家庭に対し光通信回線が必要不可欠となることは火を見るよりも明らかであり、国が現在、コロナ禍も相まってオンラインでの仕事、いわゆるテレワークを推進しているのに対し、私の家では光回線が高額であること、固定電話の番号を手放すか、保持するためにNTTへ料金を払わなければならない状態であることなどからADSL回線となっており、低速、遅延が大きいとい状態ではありながらもなんとかオンラインでの学業や課題、仕事などをこなしてきました。 しかし、今後数年以内にそのADSL回線も廃止されることとなり、現在利用しているADSL回線も利用できなくなること、代替として通信事業者が用意している家庭向け通信システムが割引が1年しか適用されず、2年目からは月5000円近くかかることなどから現状では厳しく、また、別途光回線を契約しても毎月5000円程度かかることから、こちらも現在の収入ではとても厳しい状態となっております。 そんなか携帯電話の通信料金について各社に対し引き下げを要求した先の動きがあったため、光通信に関しても同じように対応いただけないかと今回要望を出させていただきました。 ADSL回線が廃止となり、光通信の契約がほぼ絶対となる状況になってしまうからこそ価格是正の動きをお願いしたいです。よろしくお願いいたします。	個人	総務省	・「光通信」、いわゆるFTTHアクセスサービスの「利用者料金」について、ご提案のように、電気通信事業者に対して値下げを行うよう直接的に要求することは、電気通信事業法上想定されていません。 ・なお、提案理由に記載のある、「携帯電話の通信料金について、各社に対し引き下げを要求した」という事実はございません。	なし	対応不可	・電気通信事業法においては民間活力が最大限発揮できるよう必要最小限の規律を行うこととしています。そのため、「光通信」、いわゆるFTTHアクセスサービスの「利用者料金」について、ご提案のように、電気通信事業者に対して値下げを行うよう直接的に要求することは、当該法律上では想定されていません。 ・一方で、総務省においては、FTTHアクセスサービスに係る「事業者間同士の」公正な競争環境の確保に取り組んでおり、この取組を通じて、事業者間同士の競争が促進され、その結果として、「利用者料金」の低廉化にも繋がることが期待されます。 ・例えば、電気通信事業法に基づき、加入者回線を相当規模で設置する事業者が設置する電気通信設備（＝現在は、NTT東日本・西日本が設置する設備が指定されています。）に他の電気通信事業者の設備が接続する際の料金や条件（「接続約款」）を毎年審査し、その適正性を確保しています。 ・なお、提案理由に記載のある携帯料金の通信料金につきまして、総務省においては、あくまでも市場競争の促進のための様々な施策に取り組んでいるところであり、「携帯電話の通信料金について、各社に対し引き下げを要求した」という事実はございません。	
5	令和3年10月12日	令和3年11月4日	保険業法改定（損害保険会社による優越的地位の濫用）	現在の保険業法では損害保険会社と保険契約者間の未払いなどのトラブルに対して、保険会社が中立的な紛争解決機関を設ける事を義務付けていますが、保険金によって行う事業について保険会社と事業者間のトラブルについて紛争解決機関はありません。保険会社と事業者は協定により損害金額を決定しますが保険会社は支払いを人質に協定を迫り事業者の主張が認められることはほとんどありません。そこで損害保険会社と事業者間の紛争解決機関も設置を義務付けて頂きたい。	私は主に自動車鈑金塗装の会社を営んでいます。その半数が損害保険による自動車修理です。しかしここ10年近く利益を出すことができなくなっています。それは人件費の上昇（石川県では最低賃金が15年で30%上昇）消費税の上昇により負担増加、環境対応（鉛、エチルペンゼン、VOC等削減の新型塗料への移行）など事業費の大幅な増加がその理由です。 しかしながら収入の主たる作業工賃単価は15年以上定額又は3%未満の増加で押さえられています。 作業工賃単価は保険会社と協定で定められますが、事業費の増加を保険会社に訴えても認められず協定に応じなければ保険金は支払われません。つまり支払いを人質に協定を迫っています。 このことを経済産業省に相談すると"優越的地位の濫用"にあたるといってくれますが保険金の支払いは監督官庁ではないので金融庁に相談してくださいと言うだけでした。 金融庁に相談すると"担当者に伝えておきます"と言うだけで何の対応もされません。金融庁は国の予算の取りまとめを行う機関であるはずなら人件費の上昇などにより事業費が上昇していることは明らかに分かっているはず。熟認しているのであれば監督官庁の責任問題でないでしょうか。 もはや事業継続も厳しい状況にあります。出来るだけ迅速な対応をよろしくお願いします。	個人	金融庁	金融分野における裁判外紛争解決制度は、金融機関と金融商品・サービスの利用者との間の取引におけるトラブルについて、当事者以外の第三者である指定紛争解決機関が、専門的な知見を活かしつつ、中立・公正な立場で、裁判外での簡易・迅速な解決手段を提供することによって、トラブル解決を図る制度であり、利用者保護の充実及び利用者利便の向上のため、重要な役割を果たすものです。指定紛争解決機関の設置は業態ごとに可能であり（設置は義務付けられていません）、金融庁への申請により、一定の要件を具備した機関が指定を受けます。	第105条の3、第308条の2、第308条の3、第308条の7、第308条の12、第308条の13 指定紛争解決機関向けの総合的な監督指針Ⅲ	対応不可	金融分野における裁判外紛争解決制度は、金融機関と金融商品・サービスの利用者との間の取引におけるトラブルについて、当事者以外の第三者である指定紛争解決機関が、専門的な知見を活かしつつ、中立・公正な立場で、裁判外での簡易・迅速な解決手段を提供することによって、トラブル解決を図る制度であり、利用者保護の充実及び利用者利便の向上を図るものです。こういった観点から、保険会社の提携先と保険会社との間の紛争を解決するために裁判外紛争解決制度を設けることは困難と考えます。	
6	令和3年10月12日	令和3年12月2日	労働衛生コンサルタント試験の受験申請について	厚生労働省所轄の労働衛生コンサルタント試験の受験申請に、受験者本人ではなく「所属先の企業の、所属長」による押印および、すべての受験資格の証の写しに、本人ではなく所属長の手書きの「原本証明」が必須であるのを廃止して欲しい。	・受験前提となる業務従事経験年数はあっても、受験申請時に、仕事についていないと実質的に受験が困難である。 ・以前の勤務先に押印、手書きの原本証明（文言指定あり、すべての証明書の写しに手書きで、所属長が記入）をもらうことができない事例がある。パワハラでやめた、倒産など。 ・所属長が外国人などで、日本語の記載ができない場合、所定の文字を、本人ではなく、所属長が書けないというだけで受験ができない。本人の問題ではない。グローバル化において大きな課題。また、受験者本人以外の、日本語の筆記能力の有無で受験申請の可否が決まるのは不平等だ。 社印だけでなく、かなり細かな日本語の文章が指定される。 ・勤務先が外資系で、日本語の部・課に相当する部署名が所属部門になく、日本語の部長・課長・職長という肩書きが、所属長についていないと受験申請ができない。本人の能力ではなく、所属先の部署名や役職名の名付けで受験の可否が決まるのは不平等だ。 （わたしは申請後、このままでは受理できないと言われました。上司の上司はフィリピン人であり、日本語は全く読めませんし、肩書きも「ドクター」のみです。） 国家試験が、受験者本人ではなくその所属先の組織の言語、所属長の日本語筆記能力で門前払いされうる状況です。	個人	厚生労働省	労働安全衛生コンサルタント試験は、労働安全衛生法に基づく指定試験機関である（公財）安全衛生技術試験協会（以下「試験協会」という。）が実施しています。受験申請の添付書類として「写」の書類を提出する場合は、「写」の書類が原本と相違ないことを確認するため、原本証明が必要です。 原本証明とは、原本とその「写」を一緒に提出し、その「写」に社長・支店長等の職名・氏名で「原本に相違ない」旨を直接記入（証明）してもらったものをいいます。 事業者職名・氏名の箇所の「職印」は、社長・支店長等の職を表す印（または社印と個人印の両方）を押印することとしています。なお記名押印することに代えて、社長・支店長等の署名（職名と氏名）でも差し支えありません。 受験者の利便性の観点から勤務先で原本証明することとしていますが、事業者から原本証明が得られない場合は、試験協会本部、各安全衛生技術センター、都道府県労働局又は労働基準監督署に原本と「写」を持参すれば証明を受けることができます。	なし	現行制度下で対応可能	制度の現状欄に記載のとおり、事業場以外に都道府県労働局又は労働基準監督署にて原本証明を行っています。 なお、原本証明の廃止については今後検討してまいります。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
7	令和3年10月12日	令和3年11月4日	国税庁宛て諸届の電子化	適格外国仲介業者の承認申請書の電子化	現状、書面に押印のうえ提出しており、書面から電子メール等による提出を認めて頂くこと、押印を不要としていただくことをお願いしたい。	民間企業	財務省	社債、株式等の振替に関する法律に規定する口座管理機関の指定を受けているなど一定の者が、適格外国仲介業者の承認を受けようとするときは、適格外国仲介業者等の承認申請書を書面により作成し、日本銀行又は株式会社証券保管振替機構（以下「特定振替機関」といいます。）を経由して、国税庁長官に提出することになっています。 令和３年度の税制改正により、令和３年４月１日以後は、その申請書の提出に代えて、適格外国仲介業者の承認を受けようとする者は、その申請書に記載すべき事項を電子メール等の電磁的方法により特定振替機関に対して提供することができることとされました。 なお、特定振替機関は、令和4年１月１日以後は、当該事項をe-Taxにより国税庁長官に対して提供することができることとなります。	租税特別措置法第5条の2第7項、第5条の3第4項、第41の13の3第7項、租税特別措置法施行令第3条第15項、第16項、第3条の2第11項、第26条の20第14項、国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第5条第2項	対応	制度の現状欄に記載のとおりです。	
8	令和3年10月12日	令和3年11月4日	国税庁宛て諸届の電子化	金融機関の営業所等の（異動）届出 の電子化	現状、書面による提出を行っており、電子メール等による提出を認めて頂くことをお願いしたい。	民間企業	財務省	当該届出書は、金融機関の営業所等の長が、最初に（特別）非課税貯蓄申告書を受理することとなると見込まれる日までに、その営業所等の名称及び所在地等を記載した届出書を金融機関の営業所等の所轄税務署長を経由して国税庁長官に提出しなければならない制度です。 また、当該届出書を提出した金融機関の営業所等の長は、金融機関の営業所等の名称や所在地等に異動が生じた場合に、所定の事項を記載した届出書を提出しなければなりません。 なお、L12当該届出事項はe-Taxにより国税庁長官に対して提供することが可能です。	所得税法施行令第50条、租税特別措置法施行令第2条の4第5項、所得税法施行規則第15条の2	現行制度下で対応可能	制度の現状欄に記載のとおりです。	
9	令和3年10月12日	令和3年11月4日	国税庁宛て諸届の電子化	各都道府県税事務所宛て利子割等届出書の電子化	現状、書面による提出を行っており、電子メール等による提出を認めて頂くことをお願いしたい。	民間企業	総務省	営業所設置等の届出については、各都道府県の条例によって定められております。	各都道府県条例	検討を予定	営業所設置等の届出については、各都道府県の条例によって定められている手続きですが、納税者利便の観点から、eLTAXでの取扱いも含め、電子手続きの可否について検討してまります。	
10	令和3年10月12日	令和3年11月4日	国税庁宛て諸届の電子化	租税条約に関する申請書（外国預託証券に係る配当に対する源泉徴収の猶予）の電子化	現状、書面による提出を行っており、電子メール等による提出を認めて頂くことをお願いしたい。	民間企業	財務省	外国預託証券の受託者等が、その外国預託証券の所有者の受けるその外国預託証券に係る剰余金の配当につき、所得税及び復興特別所得税の源泉徴収の猶予を受けようとするときは、租税条約に関する申請書を書面により作成し、その配当の支払者を経由して、その配当の支払者の所轄税務署長に提出することになっています。 令和３年度の税制改正により、令和３年４月１日以後は、その申請書の提出に代えて、外国預託証券の受託者は、その申請書に記載すべき事項を電子メール等の電磁的方法によりその配当の支払者に対して提供し、その配当の支払者は、当該事項をe-Taxにより所轄税務署長に対して提供することができることとされました。	租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令第3条第1項、第14条の2、国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第5条第2項	現行制度下で対応可能	制度の現状欄に記載のとおりです。	
11	令和3年10月12日	令和3年11月4日	国税庁宛て諸届の電子化	租税条約に関する届出書（外国預託証券に係る配当に対する所得税の軽減・免除）の電子化	現状、書面による提出を行っており、電子メール等による提出を認めて頂くことをお願いしたい。	民間企業	財務省	外国預託証券の受託者等が、租税条約に関する申請書により源泉徴収の猶予の申請をした外国預託証券に係る剰余金の配当につき、租税条約の規定に基づく源泉徴収税額の軽減又は免除を受けることのできるものであるかの調査の結果、軽減又は免除を受けることができるものについて、その軽減又は免除を受けようとするときは、租税条約に関する届出書等を書面により作成し、その配当の支払者を経由して、その配当の支払者の所轄税務署長に提出することになっています。 令和３年度の税制改正により、令和３年４月１日以後は、その届出書等の提出に代えて、外国預託証券の受託者は、その届出書等に記載すべき事項等を電子メール等の電磁的方法によりその配当の支払者に対して提供し、その配当の支払者は、当該事項等をe-Taxにより所轄税務署長に対して提供することができることとされました。	租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令第3条第2項、第14条の2、国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第5条第2項	現行制度下で対応可能	制度の現状欄に記載のとおりです。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
12	令和3年10月12日	令和3年11月4日	国税庁宛て諸届の電子化	振替国債の利子課税の特例に関する非課税適用申告書の電子化	現状、書面に押印のうえ提出しており、書面から電子メール等による提出を認めて頂くこと、押印を不要としていただくことをお願いしたい。（直接の提出先は所管税務署長）	民間企業	財務省	非居住者等が、適格外国仲介業者等に開設した振替口座により保有している国債の利子等について、非課税の適用を受けようとする場合には、非課税適用申告書を書面により作成し、適格外国仲介業者等を経由して、その適格外国仲介業者等の所轄税務署に提出することになっています。 令和3年度の税制改正により、令和3年4月1日以後は、非課税適用申告書の提出に代えて、非居住者等は、その申告書に記載すべき事項を電子メール等の電磁的方法によりその適格外国仲介業者等に対して提供し、その適格外国仲介業者等は、当該事項をe-Taxにより所轄税務署長に対して提供することができることとされました。	租税特別措置法第5条の2第1項、第17項、第5条の3第1項、第9項、第41の13の3第1項、第12項、国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第5条第2項	現行制度下で対応可能	制度の現状欄に記載のとおりです。	
13	令和3年10月12日	令和3年11月4日	国税庁宛て諸届の電子化	租税条約に関する特例届出書（上場株式等の配当等に対する所得税及び復興特別所得税の軽減・免除）の電子化	現状、書面に押印のうえ提出しており、書面から電子メール等による提出を認めて頂くこと、押印を不要としていただくことをお願いしたい。	民間企業	財務省	非居住者等が支払を受ける上場株式等の配当等（租税特別措置法第9条の3の2第1項に規定する配当等をいい、同項に規定する利子等を除きます。）につき、租税条約の規定に基づく源泉徴収税額の軽減又は免除を受けようとするときは、租税条約に関する特例届出書を書面により作成し、その配当の支払の取扱者を経由して、その配当の支払の取扱者の所轄税務署長に提出することになっています。 令和3年度の税制改正により、令和3年4月1日以後は、その特例届出書の提出に代えて、非居住者等は、その特例届出書に記載すべき事項等を電子メール等の電磁的方法によりその支払の取扱者に対して提供し、その支払の取扱者は、当該事項等をe-Taxにより所轄税務署長に対して提供することができることとされました。	租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令第2条第10項、第14条の2、国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第5条第2項	現行制度下で対応可能	制度の現状欄に記載のとおりです。	
14	令和3年10月12日	令和3年11月4日	国税庁宛て諸届の電子化	信託の計算書（及び合計表）の電子化	現状、書面に押印のうえ提出しており、書面から電子メール等による提出を認めて頂くこと、押印を不要としていただくことをお願いしたい。	民間企業	財務省	・ご指摘の法定調書（及び合計表）については、既にe-Taxにより電子的に送信する仕組みが設けられています。 ・また、法定調書（及び合計表）に関しては、国税通則法の改正に伴い、提出者等の押印を要しないこととされ、令和3年4月1日以降に提出する書類について適用されており、国税庁ホームページにおいても、押印欄を削除したものを掲載しています。	所得税法第227条、国税通則法第124条	対応	・左記「制度の現状」のとおり、法定調書（及び合計表）に関しては、既にe-Taxにより電子的に送信する仕組みが設けられていること、押印に関しては、令和3年4月1日以降に提出する書類から要しないこととされています。	
15	令和3年10月12日	令和3年11月4日	国税庁宛て諸届の電子化	信託に関する受益者別（委託者別）調書（及び合計表）の電子化	現状、書面に押印のうえ提出しており、書面から電子メール等による提出を認めて頂くこと、押印を不要としていただくことをお願いしたい。	民間企業	財務省	・ご指摘の法定調書（及び合計表）については、既にe-Taxにより電子的に送信する仕組みが設けられています。 ・また、法定調書（及び合計表）に関しては、国税通則法の改正に伴い、提出者等の押印を要しないこととされ、令和3年4月1日以降に提出する書類について適用されており、国税庁ホームページにおいても、押印欄を削除したものを掲載しています。	相続税法第59条第3項、国税通則法第124条	対応	・左記「制度の現状」のとおり、法定調書（及び合計表）に関しては、既にe-Taxにより電子的に送信する仕組みが設けられていること、押印に関しては、令和3年4月1日以降に提出する書類から要しないこととされています。	
16	令和3年10月12日	令和3年11月4日	国税庁宛て諸届の電子化	利子等の支払調書（及び合計表）の電子化	現状、書面に押印のうえ提出しており、書面から電子メール等による提出を認めて頂くこと、押印を不要としていただくことをお願いしたい。	民間企業	財務省	・ご指摘の法定調書（及び合計表）については、既にe-Taxにより電子的に送信する仕組みが設けられています。 ・また、法定調書（及び合計表）に関しては、国税通則法の改正に伴い、提出者等の押印を要しないこととされ、令和3年4月1日以降に提出する書類について適用されており、国税庁ホームページにおいても、押印欄を削除したものを掲載しています。	所得税法第225条第1項第1号、国税通則法第124条	対応	・左記「制度の現状」のとおり、法定調書（及び合計表）に関しては、既にe-Taxにより電子的に送信する仕組みが設けられていること、押印に関しては、令和3年4月1日以降に提出する書類から要しないこととされています。	
17	令和3年10月12日	令和3年11月4日	国税庁宛て諸届の電子化	国外公社債等の利子等の支払調書（及び合計表）の電子化	現状、書面に押印のうえ提出しており、書面から電子メール等による提出を認めて頂くこと、押印を不要としていただくことをお願いしたい。	民間企業	財務省	・ご指摘の法定調書（及び合計表）については、既にe-Taxにより電子的に送信する仕組みが設けられています。 ・また、法定調書（及び合計表）に関しては、国税通則法の改正に伴い、提出者等の押印を要しないこととされ、令和3年4月1日以降に提出する書類について適用されており、国税庁ホームページにおいても、押印欄を削除したものを掲載しています。	所得税法第225条第1項第1号、国税通則法第124条	対応	・左記「制度の現状」のとおり、法定調書（及び合計表）に関しては、既にe-Taxにより電子的に送信する仕組みが設けられていること、押印に関しては、令和3年4月1日以降に提出する書類から要しないこととされています。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
18	令和3年10月12日	令和3年11月4日	国税庁宛て諸届の電子化	国外投資信託等又は国外株式の配当等の支払調書合計表の電子化	現状、書面による提出を行っており、電子メール等による提出を認めて頂くことをお願いしたい。	民間企業	財務省	・ご指摘の法定調書（及び合計表）については、既にe-Taxにより電子的に送信する仕組みが設けられています。 ・また、法定調書（及び合計表）に関しては、国税通則法の改正に伴い、提出者等の押印を要しないこととされ、令和3年4月1日以降に提出する書類について適用されており、国税庁ホームページにおいても、押印欄を削除したものを掲載しています。	所得税法第225条第1項第2号、国税通則法第124条	対応	・左記「制度の現状」のとおり、法定調書（及び合計表）に関しては、既にe-Taxにより電子的に送信する仕組みが設けられていること、押印に関しては、令和3年4月1日以降に提出する書類から要しないこととされています。	
19	令和3年10月12日	令和3年11月4日	国税庁宛て諸届の電子化	信託受益権の譲渡の対価の支払調書（及び合計表）の電子化	現状、書面に押印のうえ提出しており、書面から電子メール等による提出を認めて頂くこと、押印を不要としていただくことをお願いしたい。	民間企業	財務省	・ご指摘の法定調書（及び合計表）については、既にe-Taxにより電子的に送信する仕組みが設けられています。 ・また、法定調書（及び合計表）に関しては、国税通則法の改正に伴い、提出者等の押印を要しないこととされ、令和3年4月1日以降に提出する書類について適用されており、国税庁ホームページにおいても、押印欄を削除したものを掲載しています。	所得税法第225条第1項第12号、国税通則法第124条	対応	・左記「制度の現状」のとおり、法定調書（及び合計表）に関しては、既にe-Taxにより電子的に送信する仕組みが設けられていること、押印に関しては、令和3年4月1日以降に提出する書類から要しないこととされています。	
20	令和3年10月12日	令和3年11月4日	国税庁宛て諸届の電子化	投資信託又は特定受益証券発行信託収益の分配の支払調書（及び合計表）の電子化	現状、書面による提出を行っており、電子メール等による提出を認めて頂くことをお願いしたい。	民間企業	財務省	・ご指摘の法定調書（及び合計表）については、既にe-Taxにより電子的に送信する仕組みが設けられています。 ・また、法定調書（及び合計表）に関しては、国税通則法の改正に伴い、提出者等の押印を要しないこととされ、令和3年4月1日以降に提出する書類について適用されており、国税庁ホームページにおいても、押印欄を削除したものを掲載しています。	所得税法第225条第1項第2号、国税通則法第124条	対応	・左記「制度の現状」のとおり、法定調書（及び合計表）に関しては、既にe-Taxにより電子的に送信する仕組みが設けられていること、押印に関しては、令和3年4月1日以降に提出する書類から要しないこととされています。	
21	令和3年10月12日	令和3年11月4日	国税庁宛て諸届の電子化	国債振替決済国債利子明細書の電子化	現状、書面による提出を行っており、電子メール等による提出を認めて頂くことをお願いしたい。	民間企業	財務省	金融機関が支払を受ける一定の収益の分配（租税特別措置法第8条第1項第3号に規定するものをいいます。）については、所得税の源泉徴収は行わないこととされており、その適用を受けるためには、その金融機関は、その収益の分配のうちその適用を受ける部分とその他の分とを区分した明細書を、その支払の取扱者を経由してその収益の分配に係る所轄税務署長に提出しなければならないこととされています。 令和3年度の税制改正により、令和3年4月1日以後は、その明細書の提出に代えて、金融機関はその明細書に記載すべき事項を電子メール等の電磁的方法によりその支払の取扱者に対して提供し、その支払の取扱者は、当該事項をe-Taxにより所轄税務署長に対して提供することができることとされました。	租税特別措置法第8条第4項、第5項、国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第5条第2項	現行制度下で対応可能	制度の現状欄に記載のとおりです。	
22	令和3年10月12日	令和3年11月4日	国税庁宛て諸届の電子化	振替国債に係る非課税申告書（包括）の電子化	現状、書面による提出を行っており、電子メール等による提出を認めて頂くことをお願いしたい。	民間企業	財務省	公共法人等又は公益信託等の受託者は、その支払を受けるべき公社債等の利子等につき、非課税の適用を受けようとするときは、公社債等の利子等の支払を受けるべき日の前日までに、非課税適用申告書を書面により作成し、金融機関等の営業所等及び支払者を経由して、その支払者の所轄税務署長に提出することになっています。 令和3年度の税制改正により、令和3年4月1日以後は、その申告書の提出に代えて、公共法人等又は公益信託等の受託者はその申告書に記載すべき事項を電子メール等の電磁的方法によりその金融機関等の営業所等に対して、金融機関等の営業所等は、電子メール等の電磁的方法によりその支払者に対して、また、その支払者は、e-Taxにより所轄税務署長に対して当該事項を提供することができることとされました。	所得税法第11条第3項、第4項、所得税法施行令第51条の4第4項、第6項、国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第5条第2項	現行制度下で対応可能	制度の現状欄に記載のとおりです。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
23	令和3年10月12日	令和3年11月4日	国税庁宛て諸届の電子化	非居住者等に支払われる借入金の利子の支払調書の電子化	現状、書面に押印のうえ提出しており、書面から電子メール等による提出を認めて頂くこと、押印を不要としていただくことをお願いしたい。	民間企業	財務省	・ご指摘の法定調書（及び合計表）については、既にe-Taxにより電子的に送信する仕組みが設けられています。 ・また、法定調書（及び合計表）に関しては、国税通則法の改正に伴い、提出者等の押印を要しないこととされ、令和3年4月1日以降に提出する書類について適用されており、国税庁ホームページにおいても、押印欄を削除したものを掲載しています。	所得税法第225条第1項第8号、国税通則法第124条	対応	・左記「制度の現状」のとおり、法定調書（及び合計表）に関しては、既にe-Taxにより電子的に送信する仕組みが設けられていること、押印に関しては、令和3年4月1日以降に提出する書類から要しないこととされています。	
24	令和3年10月12日	令和3年11月4日	国税庁宛て諸届の電子化	外貨建信託保証に対する利子受領者確認書の電子化	現状、書面による提出を行っており、電子メール等による提出を認めて頂くことをお願いしたい。	民間企業	財務省	非居住者又は外国法人が、平成10年4月1日以後に発行された特定民間国外債であって一定のものにつき、利子の支払を受ける場合において、支払の取扱者が、利子受領者情報をその利子の支払者に通知し、かつ、その利子の支払者が、書面により利子受領者確認書を作成し、所轄税務署長に提出したときは、非居住者又は外国法人は、その支払を受けるべき利子につき、非課税適用申告書を提出したものとみなすことになっています。 利子受領者確認書については、既にその利子受領者確認書の提出に代えて、利子の支払者はその利子受領者確認書に記載すべき事項をe-Taxにより所轄税務署長に対して当該事項を電磁的に提供することが可能となっています。	租税特別措置法第6条第10項、国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第5条第1項	現行制度下で対応可能	制度の現状欄に記載のとおりです。 なお、e-Taxホームページ（https://www.e-tax.nta.go.jp/tetsuzuki/tetsuzuki6.htm）をご確認ください。	
25	令和3年10月12日	令和3年11月4日	国税庁宛て諸届の電子化	株式等の譲渡の対価等の支払調書（同合計表）の電子化	現状、書面に押印のうえ提出しており、書面から電子メール等による提出を認めて頂くこと、押印を不要としていただくことをお願いしたい。	民間企業	財務省	・ご指摘の法定調書（及び合計表）については、既にe-Taxにより電子的に送信する仕組みが設けられています。 ・また、法定調書（及び合計表）に関しては、国税通則法の改正に伴い、提出者等の押印を要しないこととされ、令和3年4月1日以降に提出する書類について適用されており、国税庁ホームページにおいても、押印欄を削除したものを掲載しています。	所得税法第225条第1項第10号、11号、国税通則法第124条	対応	・左記「制度の現状」のとおり、法定調書（及び合計表）に関しては、既にe-Taxにより電子的に送信する仕組みが設けられていること、押印に関しては、令和3年4月1日以降に提出する書類から要しないこととされています。	
26	令和3年10月12日	令和3年11月4日	財務省宛て諸届の電子化	国債整理基金特別会計における金利スワップ取引に係る届出の電子化（個別取引契約のオファーについての連絡責任者に関する通知）	現状、書面に押印のうえ提出しており、書面から電子メール等による提出を認めて頂くこと、押印を不要としていただくことをお願いしたい。	民間企業	財務省	国債整理基金特別会計における金利スワップ取引に係る届出（個別取引契約のオファーについての連絡責任者に関する通知）に関しては、令和3年3月より、押印を不要とした上、電子メールでの提出を認めております。	なし	対応	制度の現状欄に記載のとおりです。	
27	令和3年10月12日	令和3年11月4日	財務省宛て諸届の電子化	財政投融資会計における金利スワップ取引に係る届出の電子化（個別取引契約のオファーについての連絡責任者に関する通知）	現状、書面に押印のうえ提出しており、書面から電子メール等による提出を認めて頂くこと、押印を不要としていただくことをお願いしたい。	民間企業	財務省	財政投融資特別会計における金利スワップ取引に係る届出（住所変更時）に関しては、令和3年3月より、押印を不要とした上、電子メールでの提出を認めております。 また、頭取変更時に関しては、届出の必要はございません。	なし	対応	制度の現状欄に記載のとおりです。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
28	令和3年10月12日	令和3年11月4日	財務省宛て諸届の電子化	国債整理基金特別会計との金利スワップ取引に係る届出の電子化（住所・頭取変更時）	現状、書面に押印のうえ提出しており、書面から電子メール等による提出を認めて頂くこと、押印を不要としていただくことをお願いしたい。	民間企業	財務省	国債整理基金特別会計における金利スワップ取引に係る届出（住所変更時）に関しては、令和3年3月より、押印を不要とした上、電子メールでの提出を認めております。 また、頭取変更時に関しては、届出の必要はございません。	なし	対応	制度の現状欄に記載のとおりです。	
29	令和3年10月12日	令和3年11月4日	財務省宛て諸届の電子化	財政投融資会計との金利スワップ取引に係る届出の電子化（住所・頭取変更時）	現状、書面に押印のうえ提出しており、書面から電子メール等による提出を認めて頂くこと、押印を不要としていただくことをお願いしたい。	民間企業	財務省	財政投融資特別会計における金利スワップ取引に係る届出（個別取引契約のオファーについての連絡責任者に関する通知）に関しては、令和3年３月より、押印を不要とした上、電子メールでの提出を認めております。	なし	対応	制度の現状欄に記載のとおりです。	
30	令和3年10月12日	令和3年11月4日	財務省宛て諸届の電子化	財務省借入金入札への参加に係る提出書類の電子化（取引印鑑届、借入金及び一時借入金の借入に関する事務担当部署及び資金決済口座等の届出について）	現状、書面に押印のうえ提出しており、書面から電子メール等による提出を認めて頂くこと、押印を不要としていただくことをお願いしたい。	民間企業	財務省	令和2年12月25日より、取引印鑑届については様式を廃止し、提出不要としております。借入金及び一時借入金の借入に関する事務担当部署及び資金決済口座等の届出については、押印不要の様式に変更し、電子メールによる提出としております。	なし	対応	制度の現状欄に記載のとおりです。	
31	令和3年10月12日	令和3年11月4日	財務省宛て諸届の電子化	財務省外為検査時提出資料の電子化（メール送付等）	現状、書面で提出しており、書面から電子メール等による提出を認めて頂くことをお願いしたい。	民間企業	財務省	外為検査における資料の提出にあたっては、原本での確認が必要なものを除き、電子媒体による資料の提出を基本としています（事業体が希望すれば、紙媒体での提出も可）。	外国為替及び外国貿易法第68条第1項、犯罪による収益の移転防止に関する法律第16条	対応	制度の現状欄に記載のとおりです。	
32	令和3年10月12日	令和3年11月4日	経済産業省宛て諸届の電子化	登録金融機関業務を行う営業所の設置／位置変更／廃止／住居表示の変更／名称変更に伴う届け出の電子化	書面・押印による諸届について、書面から電子メール等による提出を認めて頂くこと、押印を不要としていただくことをお願いしたい。	民間企業	経済産業省 農林水産省	商品先物取引業者は、本店、支店その他の営業所又は事務所の名称及び住所に変更が生じた場合、その日から二週間以内に、その旨を主務省に届け出ることと規定されています。 当該手続きについては、書面による届出に加え、令和3年1月より、オンラインによる届出を可能としております。また、令和2年12月に省令改正等を行い、届出者の押印を不要とする運用としております。	商品先物取引法第195条第1項	現行制度下で対応可能	制度の現状欄に記載のとおりです。	
33	令和3年10月12日	令和3年11月4日	経済産業省宛て諸届の電子化	本店、支店その他の営業所又は事務所の名称及び所在地の変更の電子化	書面・押印による諸届について、書面から電子メール等による提出を認めて頂くこと、押印を不要としていただくことをお願いしたい。	民間企業	経済産業省 農林水産省	特定店頭商品デリバティブ取引を業として行おうとする者は、主務省に対しその旨の届出書を提出する必要があります。また、その届出書に記載した営業所又は事務所の名称及び所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を主務省に届け出ることと規定されています。 当該手続きについては、書面による届出に加え、令和3年1月より、オンラインによる届出を可能としております。また、令和2年12月に省令改正等を行い、届出者の押印を不要とする運用としております。	商品先物取引法第349条第1項	現行制度下で対応可能	制度の現状欄に記載のとおりです。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
34	令和3年10月12日	令和3年11月4日	農林水産省宛て諸届の電子化	登録金融機関業務を行う営業所の設置／位置変更／廃止／住居表示の変更／名称変更に伴う届け出の電子化	書面・押印による諸届について、書面から電子メール等による提出を認めて頂くこと、押印を不要としていただくことをお願いしたい。	民間企業	農林水産省 経済産業省	商品先物取引業者は、本店、支店その他の営業所又は事務所の名称及び住所に変更が生じた場合、その日から二週間以内に、その旨を主務省に届け出ることと規定されています。 当該手続きについては、書面による届出に加え、令和3年1月より、オンラインによる届出を可能としております。また、令和2年12月に省令改正等を行い、届出者の押印を不要とする運用としております。	商品先物取引法第195条第1項	現行制度下で対応可能	制度の現状欄に記載のとおりです。	
35	令和3年10月12日	令和3年11月4日	農林水産省宛て諸届の電子化	本店、支店その他の営業所又は事務所の名称及び所在地の変更の電子化	書面・押印による諸届について、書面から電子メール等による提出を認めて頂くこと、押印を不要としていただくことをお願いしたい。	民間企業	農林水産省 経済産業省	特定店頭商品デリバティブ取引を業として行おうとする者は、主務省に対し.その旨の届出書を提出する必要があります。また、その届出書に記載した営業所又は事務所の名称及び所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を主務省に届け出ることと規定されています。 当該手続きについては、書面による届出に加え、令和3年1月より、オンラインによる届出を可能としております。また、令和2年12月に省令改正等を行い、届出者の押印を不要とする運用としております。	商品先物取引法第349条第1項	現行制度下で対応可能	制度の現状欄に記載のとおりです。	
36	令和3年10月12日	令和3年11月4日	農林水産省宛て諸届の電子化	役員の氏名又は名称及び住所の変更届の電子化	書面・押印による諸届について、書面から電子メール等による提出を認めて頂くこと、押印を不要としていただくことをお願いしたい。	民間企業	農林水産省 経済産業省	商品先物取引業者は、役員の氏名又は名称及び住所に変更が生じた場合、その日から二週間以内に、その旨を主務省に届け出ることと規定されています。 当該手続きについては、書面による届出に加え、令和3年1月より、オンラインによる届出を可能としております。また、令和2年12月に省令改正等を行い、届出者の押印を不要とする運用としております。	商品先物取引法第195条第1項	現行制度下で対応可能	制度の現状欄に記載のとおりです。	
37	令和3年10月12日	令和3年11月4日	農林水産省宛て諸届の電子化	商品先物取引業を遂行するための方法を変更した場合（業務の執行方法、登録外務員への指導方法及び商品デリバティブ取引に係る研修の実施）の届け出の電子化	書面・押印による諸届について、書面から電子メール等による提出を認めて頂くこと、押印を不要としていただくことをお願いしたい。	民間企業	農林水産省 経済産業省	商品先物取引業者は、商品先物取引業を遂行するための方法に変更が生じた場合、その日から二週間以内に、その旨を主務省に届け出ることと規定されています。 当該手続きについては、書面による届出に加え、令和3年1月より、オンラインによる届出を可能としております。また、令和2年12月に省令改正等を行い、届出者の押印を不要とする運用としております。	商品先物取引法第195条第1項第5号 施行規則第82条第1項	現行制度下で対応可能	制度の現状欄に記載のとおりです。	
38	令和3年10月12日	令和3年11月4日	農林水産省宛て諸届の電子化	商品先物取引業を遂行するための方法を変更した場合（顧客に対する勧誘の方針、顧客管理の方法）の届け出の電子化	書面・押印による諸届について、書面から電子メール等による提出を認めて頂くこと、押印を不要としていただくことをお願いしたい。	民間企業	農林水産省 経済産業省	商品先物取引業者は、商品先物取引業を遂行するための方法に変更が生じた場合、その日から二週間以内に、その旨を主務省に届け出ることと規定されています。 当該手続きについては、書面による届出に加え、令和3年1月より、オンラインによる届出を可能としております。また、令和2年12月に省令改正等を行い、届出者の押印を不要とする運用としております。	商品先物取引法第195条第1項第5号 施行規則第82条第1項	現行制度下で対応可能	制度の現状欄に記載のとおりです。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
39	令和3年10月12日	令和3年11月4日	農林水産省宛て諸届の電子化	他の法人に対する支配関係を持つに至った場合（届出事項に変更を生じたとき、支配関係がなくなったときも同様）の届け出の電子化	書面・押印による諸届について、書面から電子メール等による提出を認めて頂くこと、押印を不要としていただくことをお願いしたい。	民間企業	農林水産省 経済産業省	商品先物取引業者は、他の法人に対する支配関係を持つに至った場合、遅滞なく、その旨を主務省に届け出ることと規定されています。その届け出た事項に変更を生じたとき、又はその支配関係がなくなったときも同様です。 当該手続きについては、書面による届出に加え、令和3年1月より、オンラインによる届出を可能としております。また、令和2年12月に省令改正等を行い、届出者の押印を不要とする運用としております。	商品先物取引法第196条第2項 施行規則第85条	現行制度下で対応可能	制度の現状欄に記載のとおりです。	
40	令和3年10月12日	令和3年11月4日	厚生労働省宛て諸届の電子化	企業年金基金による決算書、規約変更届、規約変更認可申請、理事長交代届、各種証明書発行依頼の電子化	書面・押印による諸届について、書面から電子メール等による提出を認めて頂くこと、押印を不要としていただくことをお願いしたい。	民間企業	厚生労働省	地方厚生局で受け付ける企業年金に係る手続について、オンラインでの手続を希望する場合は、現在でもe-Govによるオンラインでの提出が可能です。 また、企業年金基金から厚生労働省への提出書類については、令和2年12月に、押印不要とする旨の通知等を発出しております。	情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条第1項 厚生労働省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則第3条 確定給付企業年金法第100条第1項、確定給付企業年金法施行規則第117条第1項、第121条第1項第13号	現行制度下で対応可能	制度の現状欄に記載のとおりです。	
41	令和3年10月12日	令和3年11月4日	厚生労働省宛て諸届の電子化	企業年金基金における行政監査資料提出の電子化	現状、書面に押印のうえ提出しており、書面から電子メール等による提出を認めて頂くこと、押印を不要としていただくことをお願いしたい。	民間企業	厚生労働省	地方厚生局で受け付ける企業年金に係る手続について、オンラインでの手続を希望する場合は、現在でもe-Govによるオンラインでの提出が可能です。 また、企業年金基金から厚生労働省への提出書類については、令和2年12月に、押印不要とする旨の通知等を発出しております。	情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条第1項 厚生労働省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則第3条 確定給付企業年金法第100条第1項、確定給付企業年金法施行規則第117条第1項、第121条第1項第13号	現行制度下で対応可能	制度の現状欄に記載のとおりです。	
42	令和3年10月12日	令和3年11月4日	厚生労働省宛て諸届の電子化	健康保険組合における規約の変更の認可申請・届出の電子化（組合事務所の所在地、事業所の名称・所在地及び廃止、事業所の編入及び削除等）	現状、書面に押印のうえ提出しており、書面から電子メール等による提出を認めて頂くこと、押印を不要としていただくことをお願いしたい。	民間企業	厚生労働省	健康保険組合における規約の変更は、健康保険法第16条の規定により、厚生労働大臣の認可を受けることとされています。この申請については、健康保険法施行規則第5条の規定により地方厚生局へ提出することとされており、電子（e-Gov）による申請が可能となっています。 また、この申請に係る押印については、令和2年12月25日付保保発1225第8号「国民や事業者等に対して求める押印の廃止に伴う過去の通知の取扱について」及び令和3年3月31日付保保発0331第1号「保険者を申請者として国に届け出る手続における保険者の押印について」において不要としています。	健康保険法第16条、 施行規則第5条、 「国民や事業者等に対して求める押印の廃止に伴う過去の通知の取扱について」（令和2年12月25日付保保発1225第8号）、「保険者を申請者として国に届け出る手続における保険者の押印について」（令和3年月31日付保保発0331第1号）	現行制度下で対応可能	制度の現状欄に記載のとおり、健康保険組合における規約の変更の認可申請・届出の電子化については、e-Govを利用することで可能となっています。また、押印についても、関係通知において不要としています。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
43	令和3年10月12日	令和3年11月4日	厚生労働省宛て諸届の電子化	健康保険組合における保険料率に関する変更、収入収支予算・決算関係届出の電子化 （一般・介護保険料率の変更、収入収支予算・決算概要表、予算の変更、決算及び事業報告等）	現状、書面に押印のうえ提出しており、書面から電子メール等による提出を認めて頂くこと、押印を不要としていただくことをお願いしたい。	民間企業	厚生労働省	健康保険組合における保険料率に関する変更、収入収支予算・決算は、それぞれ健康保険法第160条、令第16条、令第24条の規定により、厚生労働大臣の認可を受けることとされています。この申請については、健康保険法施行規則第159条の規定により地方厚生局へ提出することとされており、電子（e-Gov）による申請が可能となっています。 また、この申請に係る押印については、令和2年12月25日付保保発1225第8号「国民や事業者等に対して求める押印の廃止に伴う過去の通知の取扱について」及び令和3年3月31日付保保発0331第1号「保険者を申請者として国に届け出る手続における保険者の押印について」において不要としています。	健康保険法第160条、 施行令第16条、第24条、 施行規則第159条、 「国民や事業者等に対して求める押印の廃止に伴う過去の通知の取扱について」（令和2年12月25日付保保発1225第8号）、「保険者を申請者として国に届け出る手続における保険者の押印について」（令和3年月31日付保保発0331第1号）	現行制度下で対応可能	制度の現状欄に記載のとおり、健康保険組合における保険料率に関する変更、収入収支予算・決算関係の届出の電子化については、e-Govを利用することで可能となっています。また、押印についても、関係通知において不要としています。	
44	令和3年10月12日	令和3年11月4日	厚生労働省宛て諸届の電子化	健康保険組合における重要財産の処分等に係る届出の電子化	現状、書面に押印のうえ提出しており、書面から電子メール等による提出を認めて頂くこと、押印を不要としていただくことをお願いしたい。	民間企業	厚生労働省	健康保険組合における重要財産の処分は、健康保険法施行令第23条の規定により、厚生労働大臣の認可を受けることとされています。 この申請については、健康保険法施行規則第159条の規定により地方厚生局へ提出することとされており、電子（e-Gov）による申請が可能となっています。 また、この申請に係る押印については、令和2年12月25日付保保発1225第8号「国民や事業者等に対して求める押印の廃止に伴う過去の通知の取扱について」及び令和3年3月31日付「保険者を申請者として国に届け出る手続における保険者の押印について」において不要としています。	健康保険法令第23条、施行規則第159条、令和2年12月25日付保保発1225第8号「国民や事業者等に対して求める押印の廃止に伴う過去の通知の取扱について」及び令和3年3月31日付保保発0331第1号「保険者を申請者として国に届け出る手続における保険者の押印について」	現行制度下で対応可能	制度の現状欄に記載のとおり、健康保険組合における重要財産の処分に係る届出の電子化については、e-Govを利用することで可能となっています。また、押印についても、関係通知において不要としています。	
45	令和3年10月12日	令和3年11月4日	厚生労働省宛て諸届の電子化	健康保険組合における理事長の就退任及び代理届出の電子化	現状、書面に押印のうえ提出しており、書面から電子メール等による提出を認めて頂くこと、押印を不要としていただくことをお願いしたい。	民間企業	厚生労働省	健康保険組合における理事長の就任等の届出は、健康保険法施行規則第16条の規定により、地方厚生局へ届出することとされており、電子（e-Gov）による届出が可能となっています。 また、この届出に係る押印については、令和2年12月25日付保保発1225第8号「国民や事業者等に対して求める押印の廃止に伴う過去の通知の取扱について」及び令和3年3月31日付保保発0331第1号「保険者を申請者として国に届け出る手続における保険者の押印について」において不要としています。	健康保険法規則第16条、 「国民や事業者等に対して求める押印の廃止に伴う過去の通知の取扱について」（令和2年12月25日付保保発1225第8号）、「保険者を申請者として国に届け出る手続における保険者の押印について」（令和3年月31日付保保発0331第1号）	現行制度下で対応可能	健康保険組合における理事長の就任等の届出の電子化については、e-Govを利用することで可能となっています。また、押印についても、関係通知において不要としています。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
46	令和3年10月12日	令和3年11月4日	厚生労働省宛て諸届の電子化	健康保険組合における証明書発行依頼の電子化	現状、書面に押印のうえ提出しており、書面から電子メール等による提出を認めて頂くこと、押印を不要としていただくことをお願いしたい。	民間企業	厚生労働省	健康保険組合における登録免許税の非課税の適用証明書発行依頼は、平成14年12月26日付保保発第1226001号「登録免許税の取扱について」及び平成25年3月27日付保険課事務連絡「登録免許税の非課税の適用を受ける不動産の登記に係る証明願いの事務取扱について」において地方厚生局を経由して厚生労働省に提出することとされており、電子による届出はできません。 また、この届出に係る押印については、令和2年12月25日付保保発1225第8号「国民や事業者等に対して求める押印の廃止に伴う過去の通知の取扱について」及び令和3年3月31日付保保発0331第1号「保険者を申請者として国に届け出る手続における保険者の押印について」において不要としています。	「登録免許税の取扱について」（平成14年12月26日付保保発第1226001号）、「登録免許税の非課税の適用を受ける不動産の登記に係る証明願いの事務取扱について」（平成25年3月27日付保険課事務連絡） 「国民や事業者等に対して求める押印の廃止に伴う過去の通知の取扱について」（令和2年12月25日付保保発1225第8号）、「保険者を申請者として国に届け出る手続における保険者の押印について」（令和3年月31日付保保発0331第1号）	検討を予定	制度の現状欄に記載のとおり、登録免許税の非課税の適用を受ける際の証明依頼の押印については、関係通知において不要としています。 電子化については、届出件数が少ないことから、費用対効果等も含めた検討が必要であると認識しています。	
47	令和3年10月12日	令和3年11月4日	（1）場所を選ばない暮らし方や働き方への対応（電子私書箱）	マイナンバーに連携した政府のポータルサイト上に、行政機関に対する各種申請が簡便にできるフォームや、あらゆる行政機関からの通知が届く電子私書箱を設置することで、国民は場所や時間にかかわらずマイナンバーさえあれば各種行政サービスを享受できるような体制を構築する。	○ポストコロナの新しい生活様式（ニューノーマル）では、テレワークが普及し、場所を選ばない暮らし方や働き方への対応が求められている。同時に、暮らしと観光がシームレス化し、ワーケーション等によりこれまでの仕事を続けながら観光を楽しむことも可能となる。既に、居住地を転々としながら働く「アドレスホッパー」という生き方も若者を中心に広がりつつあり、新しい生き方として注目が高まるとともに、観光産業の新たなビジネスチャンスとしても関心が集まっている。 ○他方で、現在の我が国の制度では、住民票の所在地を基準とした行政サービスが提供されており、税や選挙といった行政からの通知はいずれも住民票所在地への郵送であるため、上記のアドレスホッパーのような暮らし方や働き方の場合、転送の手間等が生じる。今後、デジタル庁の設置に伴い本格的な電子政府に移行する中で、観光産業の振興という観点からも、場所を選ばない行政サービスの提供が一層求められる。	（一社）新経済連盟	デジタル庁	令和3年9月のデジタル庁発足により、マイナポータル等の情報システムは、デジタル庁システムとして一元的に整備していくこととしています。なお、政府情報システムの管理等に関する考え方においては、申請受付機能について、独自の構築を避け、既存の共通基盤を活用することとしています。		検討に着手	マイナポータルは3年度中にUI・UXの抜本的改善を進めるとともに4年度以降も継続的に改善に取り組み、あわせて、必要な情報に誰もが素早くアクセスできるよう各府省庁のウェブサイト等の標準化・統一化を図ることとしており、国民にとって利便性の高い行政サービスの実現を目指しております。	
48	令和3年10月12日	令和3年11月4日	（2）場所を選ばない暮らし方や働き方への対応（一時滞在時の公立小中学校への通学）	ワーケーション促進のための環境整備の一環として、住民票を置いていない一時滞在先における短期間の公立小中学校への通学を可能とするよう、全国の自治体に周知する。	○コロナ禍を契機として、テレワークが普及する中で、地方移住やワーケーションへの関心が高まっている。特にワーケーションについては、地方の観光振興の他、新たなビジネスマッチングの可能性や地方の課題解決にも資するものとして期待されている。 ○他方、ワーケーションで住民票を置いていない自治体に滞在する場合、住民を対象とした行政サービスは十分に享受することができない。例えば、家族でワーケーションを実施する場合、滞在先における子供の通学先が問題となる。住民票を前提としない短期間の通学形態として、現状、「区域外就学」（学校教育法施行令第9条）や「体験入学」の枠組みが考えられる。前者は、公立小中学校の区域外通学の許可基準は各自治体で定められているが、多くは障害、DV、いじめ等の特別な事由がある場合に限られている。また、後者は、主に外国に居住する児童の長期休暇を前提としており、期間が限定されている。 ○ワーケーションによる一時滞在時の公立小中学校への通学を可能とするよう、文部科学省から全国の自治体に通知することで、子供の存在がワーケーションの阻害要因にならないような環境整備をするべきである。	（一社）新経済連盟	文部科学省	区域外就学については、「通学区域制度の弾力的運用について」（平成9年1月27日付文初小第78号文部省初等中等教育局長通知）において、「市町村教育委員会において、地理的な理由や身体的な理由、いじめの対応を理由とする場合の外、児童生徒等の具体的な事情に即して相当と認めるときは、保護者の申立により、これを認めることができることとしております。この「相当と認めるとき」には、地方への一時的な移住や二地域に居住するといった理由から、保護者が児童生徒を住所の存する市町村以外の学校において就学させようとする際、市町村教育委員会において、教育上の影響等に留意しつつ、児童生徒等の具体的な事情に即して相当と認められる場合も含まれるところです。	学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第9条	対応	「地方移住等に伴う区域外就学制度の活用について（通知）」（平成29年7月26日付け初初企第22号文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課教育制度改革室長通知）においても、都道府県、指定都市、市町村教育委員会宛てに周知したところです。	
49	令和3年10月12日	令和3年11月4日	（3）建築基準法の規制緩和又は特例措置の導入	ソーシャルディスタンスを確保し、換気機能強化など感染対策を十分施した施設の改修・改築、新築を全国的に促進する。	○新型コロナウイルス感染症の影響で、観光施設においても、ソーシャルディスタンスの確保や換気といった感染対策を施すことが求められている。老朽化を機に建て替えを検討する宿泊施設や娯楽施設の動きを促進するため、容積率の緩和等の優遇措置を行うことを提案する。また、共同住宅同様、宿泊施設等の共用廊下・階段等および地下室の容積率不算入を認めること等の柔軟さも求められる。 ○例えば、福岡市では、換気機能の強化や抗菌素材の使用など新型コロナウイルス対策を施したビルに建て替える場合に容積率緩和の優遇措置が受けられる措置を行っている。福岡市の例は観光施設に限らない措置ではあるが、例えば特にコロナ禍で打撃を受けている観光産業への特例措置として、こうした地方の取り組みを全国的に横展開したり、更に上乗せした促進策を講じる等の政府の対応が求められる。	（一社）新経済連盟	国土交通省	・容積率制限は、建築物の密度を規制することにより、道路等の都市施設の処理能力等とのバランスを保つことを目的としております。容積率制限による容積率の上限は、用途地域等の都市計画において定められており、原則として建築物を建築する際はその上限を超えることはできません。 ・ただし、一定規模以上の敷地及び空地を有する建築物については、建築基準法に基づき特定行政庁が許可したものについては、その許可の範囲内で容積率の最高限度を超えることができ、宿泊施設等についても当該制度を活用することが可能です。 ・また、都市計画において、観光まちづくりの推進の観点から、宿泊施設の整備を評価して容積率の最高限度を割増す運用が可能である旨を地方公共団体に通知しており、地方公共団体の創意工夫により、積極的かつ柔軟な運用が可能となっております。	建築基準法第52条、第59条の2 都市計画法第8条、第12条の5、第12条の8	現行制度下で対応可能	制度の現状欄に記載のとおり、地方公共団体による許可や都市計画制度の運用により、用途地域等に定められた容積率の最高限度を超えることが可能となっています。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
50	令和3年10月12日	令和3年11月4日	（4）過疎地域における移動手段の確保（自動運転等）	2020年7月17日に閣議決定された規制改革実施計画における「自動運転の実装に向けた環境整備」について、特に過疎地域において実装できるように重点的に取り組む体制と制度を整える。また、過疎地域においては道路交通法上の速度制限を緩和する等の特例措置を実施する。	○新型コロナウイルス感染症の影響により観光業界は大きな影響を受けており、観光体験もできない生活環境を国民は強いられている。 ○旅行先でも密を避けた移動を自動運転等により確保することで、感染フリーな観光地での受け入れ体制を確保する。これにより、日本政府が掲げている観光立国を維持継続拡大する必要がある。 ○特に過疎地域においては、公共交通機関やタクシーが不足している。ライドシェアや白タク、電動キックボードといった様々な代替の移動手段を活用して秘境まで到達できるようにすることが地域の観光産業の活性化につながる。その際、速度制限が原因で移動手段が狭まらないよう、全国一律の規制ではなく、地域ごとに法の趣旨に立ち返り当該速度制限が真に必要でない場合には緩和するなどの対応が求められる。	（一社）新経済連盟	警察庁	警察庁では、都道府県警察に対して自動運転の公道実証実験に係る指導や連絡調整を行うとともに、「自動走行システムに関する公道実証実験のためのガイドライン」及び「自動運転の公道実証実験に係る道路使用許可基準」を策定・公表しており、いずれの地域においても自動運転の公道実証実験や社会実装が進められる体制と制度を構築しています。 また、最高速度については、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第22条第１項において「車両は、道路標識等によりその最高速度が指定されている道路においてはその最高速度を、その他の道路においては政令で定める最高速度をこえる速度で進行してはならない」こととされており、道路標識等の設置による最高速度の規制等の交通規制については、法第４条第１項において「都道府県公安委員会（中略）は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、又は交通公害その他の道路の交通に起因する障害を防止するため必要があると認めるとき」に行うことができると定められています。	道路交通法（昭和35年法律第105号）第４条及び第22条	現行制度下で対応可能	警察庁のウェブサイトにおいて、過疎地域をはじめ全国各地における自動運転の実装を促進する上で必要となる公道実証実験の円滑化に資するため、制度の詳細や手続の合理化施策についての情報を掲載しており、令和2年7月に閣議決定された「規制改革実施計画」における「自動運転の実装に向けた環境整備」で示された事項につき行った措置の内容についても周知しています。 また、最高速度については、車両の最高速度を指定し、均一な交通流を確保することにより、交通の安全と円滑を図り、併せて道路交通に起因する障害を防止するため、個別具体の道路状況等を踏まえて規制を実施しているところです。	
51	令和3年10月12日	令和3年11月4日	（5）過疎地域における移動手段の確保（MaaS）	中小企業も含めた幅広い事業者が参加利用できる、MaaSに係る全国版の統一基盤プラットフォームの構築に向けた検討をデジタル庁のもとで開始する。	○テレワークやサテライトオフィスの活用によって、人の流れが分散化し、地方移住も加速している。その結果、公共交通機関の混雑具合のリアルタイムでの把握や、公共交通機関が不便な地域における移動に便利なMaaS（Mobility as a Service）の需要が高まることが予想される。 ○一方で、小規模事業主等では、MaaSの初期コストの回収が困難なため参入が難しく、普及が進んでいない。日本政府としても、移動という国民との接点をもとにして他分野とも連携することでMaaSは社会的課題の解決に資するものとして、都市OSのアプリとして期待されているものである。そこで、政府主導の統一基盤の構築を検討し、全国的普及を促進することが求められる。 ○これまで、MaaSに関しては、国交省の「都市と地方の新たなモビリティサービス懇談会」での検討、経産省・国土交通省の「スマートモビリティチャレンジ」事業、経産省の「物流MaaS勉強会」での検討、国土交通省の「MaaS関連データ検討会」などで議論してきたが、デジタル社会形成やデジタル基盤整備を主導していくこととなるデジタル庁が音頭を取ってこれらの議論を整理し、具体的な実装につなげていく必要がある。	（一社）新経済連盟	デジタル庁 経済産業省 国土交通省	＜デジタル庁＞ 官民ITS構想・ロードマップ（令和3年6月15日決定）において、以下を重点施策としております。 ・公共交通などを使った移動に求められる様々なニーズに対応できるMaaSの普及を促進し、高齢者や障害者の方々、更には外国人旅行者も含めて、自らの運転だけに頼ることなく、移動しやすい環境を整備する。 ・官民で保有するモビリティ関連データを連携させ、民間・行政で移動に係るサービスを提供するためのデジタルモビリティプラットフォームの在り方を検討する。 ・データ流通の促進に向けた環境整備として、データ流通を促進する組織の在り方やビジネスモデル、社会実装におけるデータ品質要件（精度・鮮度）等について、検討を進めていく。 ＜経済産業省＞ ・「スマートモビリティチャレンジ」については地域の移動課題等にフォーカスしてその解決を目指すものであり、経済産業省・国土交通省にて相互の施策やスマートシティとしての統一性も担保しながら、取組を進めることとしています。 ・対して「物流MaaS」については、推進検討会等においてトラック等のデータの利活用を検討を行い、それを通じて物流の効率化等を目指すものであり、一言にMaaSといえども、政策目的において異なるものであります。 ・そのうえで、これらの取組については自動運転技術の社会実装とも親和性が高く、一体的に取り組むことの有効性もあることから、2021年度から新たに「RoAD to the L4プロジェクト（2021年度から5年間の自動運転実証プロジェクト）の中でコンソーシアム機関による連携体制を構築しています。 ・さらに、「スマートモビリティチャレンジ」の中で経済産業省が実施する「地域新MaaS創出推進事業」の採択地域においては、上記国交省策定の「MaaS関連データの連携に関するガイドライン」を順守することを契約段階から求めることとしています。 ＜国土交通省＞ MaaS 関連データの連携に関するガイドラインにおいて、MaaS プラットフォームのあり方については、「例えば全国的に統一的なプラットフォームの整備・運営等、様々なものが考えられるが、既に民間事業者等によるMaaS プラットフォームの構築が進み始めていることや地域毎の課題に対応した創意工夫のある取組を促進するためにも、既存又は今後構築されるMaaS プラットフォームがAPI 等で連携されることが一つのあり方と考えられる。」としています。	なし	検討に着手	・モビリティ分野のデータ連携について、官民で保有するモビリティ関連データを連携させ、モビリティサービスの社会実装を進めるためのプラットフォームの構築とデータ流通を促進するための環境の整備を図ります。 ・取組にあたっては、デジタル庁と関係府省庁が連携して進めていきます。	◎
52	令和3年10月12日	令和3年11月4日	(6)-2 ワーケーションの促進等のための環境整備ツールの充実	アウトドアレジャーの促進のため、各法律の規制を横串で緩和する法律を整備する。	○コロナ禍で人気が高まるアウトドアレジャーの様々な形態（グランピング、インスタントハウス、トレーラーハウス、サウナ等）においては建築基準法、旅館業法又は公衆浴場法の枠組みに当てはまらない場合が多く、法的にグレーな状態に置かれているために大企業等が参入できず、新たなコンテンツによる地方創生という動きの足かせになっている。 ○魅力のあるコンテンツは草の根レベルから広まっていくことが多い。そうしたファーストペンギンをコモディティ化（横展開）することで地方創生へ繋げるための環境整備が求められる。	（一社）新経済連盟	厚生労働省 国土交通省	【国土交通省】 建築基準法第2条第1号に規定する建築物に該当するかどうかについては、個々の工作物の実態に応じ、各特定行政庁において個別に判断が行われています。 トレーラーハウス等のうち、規模（床面積、高さ、階数等）、形態、設置状況（給排水、ガス・電気の供給または冷暖房設備、電話等の設置が固定された配管・配線によるものかどうか、移動の支障となる階段、ポーチ、ベランダ等が設けられているかどうかなど）等から判断して、随時かつ任意に移動できるものは、一般的に同号に規定する建築物には該当しないものとして取り扱われているところです。 【厚生労働省】 旅館業法において「旅館業」とは、旅館・ホテル営業、簡易宿所営業及び下宿営業のことであり、施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業のことを指します。公衆浴場法において「浴場業」とは、温湯、潮湯又は温泉その他を使用して、公衆を入浴させる施設である公衆浴場を、業として経営することを指します。 上記に該当し営業する場合には、都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長。）の許可を受ける必要があります。	【国土交通省】 建築基準法第2条トレーラーハウスの建築基準法上の取扱いについて（平成9年住指発第170号） 【厚生労働省】 旅館業法（昭和23年法律第138号） 公衆浴場法（昭和23年法律第139号）	【国土交通省】 現行制度下で対応可能 【厚生労働省】 対応不可	【国土交通省】 左記に記載したとおり、トレーラーハウス等のうち、規模、形態、設置状況等から判断して、随時かつ任意に移動できるものは、一般的に建築基準法第2条第1号に規定する建築物には該当しないとして取り扱われるものと考えております。 【厚生労働省】 旅館業や浴場業に該当する場合には、法令を遵守していただく必要があり、制度の現状に記載いたしました旅館業法及び公衆浴場法上の許可やその他の規制については、それぞれ公衆衛生的観点から必要とされるものであります。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果 制度の現状	 該当法令等	 対応の分類	 対応の概要	ワーキング・グループにおける処理方針
53	令和3年10月12日	令和3年12月2日	(6)-3　ワーケーションの促進等のための環境整備ツールの充実	郊外の遊休地等の活用のため、各法律の規制を横串で緩和する法律を整備する。	○郊外の遊休地や自然区域等といった地域に開発規制を課すことは、無秩序な開発を抑える意味では重要ではあるものの、地域に埋もれた有効資源の活用を妨げることは、地方の活性化の観点からも疑問である。これらの地域においては、特に地域活性化を条件として、建築及び開発の規制緩和の特例を設けることで、地方創生につなげるべきである。	(一社)新経済連盟	農林水産省 国土交通省 環境省	(国土交通省) 　建築物の建築等を目的とした土地の区画形質の変更（開発行為）を行う際には、公共施設等の整備や防災上の措置を講ずることを義務付けるなど良好な宅地水準を確保するとともに、市街化を抑制すべき市街化調整区域においては市街化を促進するおそれがある開発行為等を抑制するため、都市計画法第29条の許可（開発許可）が必要とされています。 【農地法、農業振興地域の整備に関する法律】 　農業振興地域制度及び農地転用許可制度では、優良な農地を確保するため、集団的な農地や農業公共投資を受けた農地などの生産性の高い農地については、原則、農用地区域からの除外及び農地転用の許可を認めないこととし、必要な転用についてはその他の農業上の利用に支障が少ない農地に誘導する仕組みとなっています。 (農林水産省) 【森林法】 　地域森林計画の対象となっている民有林（保安林を除く）において、1haを超える土地の形質の変更を伴う開発行為を行う場合には、開発行為によって森林の機能が失われることによる災害の防止等を図るため、都道府県知事の許可が必要となります（林地開発許可制度）。 　なお、1ha以下の開発行為を行う場合には許可は必要なく、市町村長に伐採届を提出することとなります。 (環境省) 　国立・国定公園特別地域において工作物の新改増築等の行為を行う際には、事前に許可が必要です（法第20条第3項）。 　原生自然環境保全地域において工作物の新改増築等の行為は原則禁止されています（法第17条第1項）。 　自然環境保全地域の特別地区において工作物の新改増築等の行為を行う際には、事前に許可が必要です（法第25条第4項）。 　自然環境保全地域の普通地区において工作物の新改増築等の行為を行う際には、事前に届出が必要です（法第28条第1項）。	都市計画法第29条 農地法（昭和27年法律第229号）第4条・第5条、 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条、第15条の２ 森林法（昭和26年法律第249号）第10条の２ 自然公園法（昭和32年法律第161号）第20条第3項、第16条の２，第16条の３、第16条の６	【都市計画法】 対応不可 【自然公園法】 現行制度下で対応可能 【自然環境保全法】 対応不可	【都市計画法】 　郊外の遊休地等を活用した開発行為を行う場合であっても、新規の開発行為に当たって良好な宅地水準を確保するとともに市街化調整区域における市街化を抑制することは引き続き必要であり、開発許可は今後も必要な規制と考えています。 　なお、市街化調整区域では既存の建築物の用途変更に当たり、開発行為が伴わないものであっても都道府県知事等の許可が必要となりますが、地域再生など喫緊の政策課題に対応するため、周辺の自然環境等を地域資源として活用するに当たって古民家等の建築物を用途変更する場合には許可して差し支えない旨、国から都道府県知事等に対し、技術的助言を行っております。 【農地法、農業振興地域の整備に関する法律】 　農地は農業生産の基盤であり、適切に確保していく必要があることから、農業振興地域制度により農用地区域からの除外に当たっては、一定の要件に適合すべきこと等としています。 　しかしながら、国土が狭小な我が国においては合理的な土地利用も必要であることから、農村地域への産業導入の促進等に関する法律、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律等の特例措置において、市町村の具体的な計画を基に農業上の土地利用との調整が整った土地については、農用地区域からの除外及び農地転用許可が可能としております。 ※　農用地区域からの除外及び農地転用の可否については、具体的な事業計画等に即して判断することとなります。 【森林法】 　提案理由に記載の規制緩和の特例の意味するところが定かではありませんが、林地開発許可制度では、都道府県知事が定める許可基準に則て災害の防止等に必要な措置が講じられれば、都道府県知事は許可することとなっています。 　災害の防止など林地開発許可制度の許可要件は地域活性化を図る上で必要な条件であり、本制度を通じた適正な開発が重要と考えております。 【自然公園法】 国立公園等は我が国を代表する自然の風景地であり、これらの保護を図るため、特別地域等において自然公園法第20条等により、工作物の新築等の開発行為を制限しているところです。地方活性化・地方創生の基盤である地域の貴重な自然資源を保護していくため、こうした制限を設けることは必要であると考えております。そのため、工作物（ワーケーションに係る施設を含む。）は、一定の基準に適合し、法第10条第3項等の認可又は法第20条第3項の許可を受けたもののみ、設置を可能としているところです。 また、令和3年5月公布の改正自然公園法において、国立公園内等の区域内における利用拠点区域において、利用拠点の質の向上のための整備改善に関する計画を市町村を含む協議会が策定し、国立公園にあっては環境大臣、国定公園にあっては都道府県知事の認定を受けた場合、計画に定める整備改善の事業が、特別地域内における行為に係る許可等を要しないこととする特例を設けています。今年度中に認定申請等にかかる省令、通知を整備し、令和4年4月1日より施行する予定です。 【自然環境保全法】 原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域は、原生の状態を維持している地域や優れた自然環境を維持している地域を、今後も極力人為を加えずに後世に伝えることを目的として指定される地域であることから、地域活性化のためであっても、建築や開発により自然環境の一部が損なわれることによってその価値を失うため、提案にある規制緩和の特例の対象にはなりえないと思料します。	
54	令和3年10月12日	令和3年11月4日	(7)高速道路の深夜割引のさらなる拡充・見直し	渋滞を緩和するとともに観光地の宿泊施設の利用を平準化するため、高速道路の深夜割引の時間帯や料金割引率の見直しを行う。	○道路整備特別措置法によって、高速道路の料金の額は国土交通大臣が許可することになっている（第3条5項）。現在、深夜（午前0時から午前4時）の時間帯にNEXCO3社が管理する全国の高速道路等を通過する場合には、全車種について高速道路料金が3割引となる措置が取られている。 ○新型コロナウイルスの感染を避けるため観光地等へのマイカー移動が増加すると、渋滞の深刻化が懸念される。その対策として、例えば、「一般車」及び「観光事業者が旅客用に運航するバス」については現在の深夜割引の時間帯の拡大（20時に早める等）や、料金の割引率の引き上げを行うことで、高速道路の利用時間帯の分散が期待できる。その結果、前乗り宿泊需要が喚起され、観光地の宿泊施設の利用も平準化されれば、ソーシャルディスタンスの確保にもつながるものと考えられる。 ○なお、その際、深夜運転による過労防止策も講じる必要がある。同時に、観光地やその拠点となる主要駅等での路上駐車をなくすとともに、駐車場不足による観光機会の逸失を避けるため、主要駅周辺等での公共駐車場の拡充も検討する必要がある。	(一社)新経済連盟	国土交通省	○高速道路の深夜割引については、一般道の沿道環境を改善するため、交通の容量に余裕のある高速道路の夜間利用の促進を目的としており、ETCを利用して0時から4時の間に高速道路を通行する車両の料金を3割引とする割引制度です。 ○公共駐車場の整備に当たっては、地方公共団体が策定する都市・地域総合交通戦略や都市再生整備計画に基づき整備される場合等に社会資本整備総合交付金による支援を行っています。	道路整備特別措置法	検討を予定	○交通需要の偏在等による混雑の緩和を図るため、特定の時間帯や経路の料金の割引や割増を行う必要であると認識しており、有識者委員会においても、混雑状況に応じた料金を本格的に導入すべきと意見を頂いているところです。 ○今後、一般道路や地域経済に与える影響や、高速道路に関する債務の確実な返済、他の交通機関への影響等を考慮しつつ、混雑状況に応じた料金の本格的な導入に向けて、検討を進めてまいります。	
55	令和3年10月12日	令和3年11月4日	(8)場外離発着場（ヘリポート）の商用利用	都内に多数存在する場外離発着場における商用ヘリコプター利用の許可基準を緩和し、インバウンド観光の新たな需要を喚起するとともにドローン等の新規事業を促進する。	○ヘリコプターを含む航空機は航空法によって飛行場（空港・ヘリポート）以外の場所での離着陸を禁じられている（航空法第79条）。場外離着陸には国土交通省の許可が必要だが、屋上では許可が下りないため都市部では事実上ヘリコプターの離着陸はできず、商用のヘリコプターが利用可能な離発着場は現状では新木場の東京ヘリポートのみである。他方、一定以上の高さのビルにはヘリポートの設置義務が課せられている（消防庁「緊急離着陸場等設置指導基準」（平成18年3月30日告示第93号）参照）ことから、我が国のヘリポートの数は世界最多とも言われており、また、民間所有のヘリコプターも十分な数があるにもかかわらず、有効活用されていない状況である。 ○インバウンド回復に向けた環境整備として、海外富裕層に向けたラグジュアリーツアー等の新たな需要の喚起が求められる。その一つとして、ヘリコプターの商用利用を促進し、観光地間の効率的な移動を好む海外富裕層の旅行需要を取り込むことで、訪日外国人による一人あたり消費額の大幅な増加を見込むことができる。 ○また、空飛ぶ車やドローンの有人飛行も離発着場の制約がボトルネックとなっている。騒音問題に関する地域住民との合意形成を行いつつ、場外離発着場の民間利用のための許可基準を緩和し、スタートアップ企業の参入を促進することで経済活性化へ繋げるべきである。	(一社)新経済連盟	内閣官房 総務省 経済産業省 国土交通省	ヘリコプターを含む航空機は、航空法第79条の規定により、一定の基準に従って設置管理されている空港等（航空法第38条）以外の場所における離着陸を原則として禁止し、当該離着陸がやむを得ない事由に基づくものであり、かつ、安全上支障がないと認める場合に限り航空法第79条ただし書に規定する許可を行っております。 また、高層建築物等の屋上に整備されている屋上緊急離着陸場については、航空消防活動等を行う緊急用ヘリコプターが航空法第81条の２（捜索又は救助のための特例）の適用を受ける状況下で離着陸を行う場所として整備されているものとなります。 なお、「緊急離着陸場等設置基準」（平成18年3月30日告示第93号）については、消防庁が定めたものではありません。	航空法（昭和27年法律第231号） 第38条、第79条、81条の２ 航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号） 第172条の２	対応不可	ビル屋上における人員輸送を行うための離着陸については、認めておりません。一定以上の高さのビルに設置されている緊急離着陸場（屋上緊急離発着場）は、緊急時における消防防災ヘリコプター等による救助活動等を行うために設置されているもので、航空法第38条に基づく空港等（陸上ヘリポート）とは異なる基準で設置されています。 救助・防災訓練や災害時等における人員・物資の緊急輸送等、離着陸場を使用することが真にやむを得ないと認められるものであって、離着陸地帯等の要件や安全対策等の要件が一定以上満たされている場外離着陸場については、航空法第79条に基づく離着陸の許可を出している事例も限定的ながら存在しますが、これに該当しないものについては、航空法第38条に基づく空港等（陸上ヘリポート）に離着陸して頂くことが原則となります。 空飛ぶクルマやドローンの有人飛行に係る制度については、現在検討中ではあるものの、次世代モビリティシステムの普及は生産性の向上や人手不足解消といった、これからの我が国の社会課題を解決するサービスとしての活用が期待されていることから、その普及促進に向けて、官民協議会等を活用しつつ、関係者のご意見も踏まえながら、適切に検討を進めて参ります。	
56	令和3年10月12日	令和3年11月4日	(9)旅行業法のイコールフッティングの実現	旅行業法の域外適用を可能にし、すべての主要海外OTAを観光庁に登録させる。	○旅行業法は、国内旅行業者に対して観光庁長官への登録、営業保証金の供託、旅行業務取扱管理者の専任、標準旅行業約款の認可、取引条件説明義務、書面交付義務等を義務付けている。これらの規制は域外適用されないため、日本向けのサービスを提供している海外OTA（Online Travel Agent）は規制コストや責任を負担せず、国内OTAには実現不可能な自由な料金設定を行っている。また、宿泊施設等に対しては高額な手数料を設定している。 ○国内OTAと海外OTAのイコールフッティングを図るため、独占禁止法や個人情報保護法のように、旅行業法も域外適用し、執行を担保するために主要な海外プラットフォームを全て観光庁に登録させるような措置を取るべきである。 ○なお、民泊新法では登録プラットフォーム以外への物件掲載を禁止した結果、すべての主要海外プラットフォームが観光庁に登録しているところ、旅行業法においても参考になると思われる。	(一社)新経済連盟	国土交通省	旅行業法は、旅行業を営む者に対して観光庁長官への登録、営業保証金の供託、旅行業務取扱管理者の専任、標準旅行業約款の認可、取引条件説明、書面交付等を義務付けております。	旅行業法（昭和27年法律第239号）	対応	主要な海外OTAは、我が国の制度である旅行業の登録を行っており、それに伴い、営業保証金の供託、旅行業務取扱管理者の選任等を実施しております。 また近年は、国内事業者との業務上での連携、24時間日本語対応可能なコールセンターの設置など、国内における消費者保護サービス向上に向けた取組を進めるところも増えております。 国民消費者センター等とも連携し、正確な実態把握に引き続き努めて参ります。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
57	令和3年10月12日	令和3年11月4日	（１１）不動産売買取引の制約価格登録の義務付け	宅地建物取引業法34条の2第5項に基づき、宅地宅建取引業者は、指定流通機構の運営する不動産流通標準情報システム（レインズ）に価格、面積、住所、間取り・部屋数、取引形態等を登録することとなっているが、登録義務は売買における専属専任媒介契約及び専任媒介契約のみとなっており、一般媒介契約は登録が任意となっていることから、一般媒介契約も含め、レインズへの成約価格等の登録を義務化していただきたい。また、成約価格の登録義務に対する罰則規定も不十分で有効に機能してないため、媒介業者への適切なインセンティブ付けや罰則規定を検討いただきたい。	○過去の規制改革推進会議や国土交通省における検討・取組により、事業者のみ閲覧できるレインズだけでなく、一般消費者も閲覧できる不動産取引情報サイトであるRMIにおいて、一定の情報は得られるようになっている。なお、現状でも、レインズへの登録が任意である一般媒介契約については、一定程度の登録はあり、（1年間でレインズに新規登録された物件のうち、3割近くは一般媒介契約）、個人情報も配慮した上で、より一層の成約価格の情報の掲載は可能であると考える。 ○我が国の不動産市場の透明度は先進国中で16位（「2020年版グローバル不動産透明度インデックス」JLL）となっており、成約価格等を含む各種情報・データの開示が諸外国と比べ十分とは言えないことは、不動産市場の活性化や資産の有効活用の促進の点でも阻害要因ともなっている。 ○また今後政府において進められるベースレジストリの整備が進むことによる不動産データの蓄積・活用やそれに伴う新たなサービスの推進・育成の観点からも、一般媒介契約も含む成約価格の登録義務付け、媒介業者への適切なインセンティブ付けや罰則規定について検討いただきたい。	（一社）新経済連盟	国土交通省	宅地建物取引業法第３４条の２第５項において「宅地建物取引業者は、専任媒介契約を締結したときは、指定流通機構に登録しなければならない」、第７項において「契約が成立したときは、遅滞なく、その旨を当該登録に係る指定流通機構に通知しなければならない。」とされておりますが、一般媒介契約については、その登録を義務にしていません。なお、当該義務に違反した場合は、宅建業法第65条等に基づく指導・指示・処分を受けることとなり得ます。 また、媒介業者に対するインセンティブについては、各指定流通機構において、地域の実情に応じたシステム利用料金が定められているところです。	宅地建物取引業法第３４条の２第５項	対応不可	宅建業者は、専属専任媒介・専任媒介契約において、相手方の探索の機会を独占することができることから、適切に探索を行わず、依頼者（売主）が有利な機会を逃すことが考えられます。そのため、物件情報が広く宅建業者間で流通するよう、宅建業法において物件情報の登録義務が課されるとともに、その成約価格は市況情報として、不動産流通の円滑化に重要な役割を果たしていることから、登録した物件について取引価格の登録を求めています。 他方、一般媒介契約については、他の業者に重ねて依頼することを禁ずる特約がないため、専属専任媒介・専任媒介契約同様の規制を行う必要性が認められない一方で、依頼者が情報を公開したくない事情を有する場合もあることや、登録して情報を公開すると、他の業者が情報を「横取り」する行為が増大するおそれがあることから、媒介等の依頼を受けた物件の登録やその成約した旨の登録の義務付けや、その義務を果たさない場合の罰則を設けることは困難です。なお、媒介等の依頼を受けた物件の登録を義務付けずに、取引価格を含めて成約した旨の登録を義務付けることについても、依頼者がそもそも取引に関する情報を公開したくない事情もあることや、物件に関する基礎情報の入力等を行う事業者の負担も考慮すれば、当該登録の義務付けは困難です。 なお、宅建業法第３４条の２第５項及び第７項に違反した場合には、指導・指示・処分を受けうることとなり、これは他の規定違反と比べて同程度の内容となっています。	
58	令和3年10月12日	令和3年11月4日	免許証の更新	コロナ禍での人が集まっての更新は不安があるので、オンライン受講制度やゴールド保持者の簡易的な免許証受け取りを検討して欲しい。	免許証の更新を行う際の受け取りがスムーズになれば、その業務にかかる人件費削減、オンライン受講制度の充実やゴールド免許保持者の簡便な受け取りが実現できると、感染症対策や免許証更新のためにどこかにわざわざ、出向く必要がなくなる。	個人	警察庁	現行の運転免許証の更新手続では、視力検査等や講習を受けていただき、新しい運転免許証を交付する必要があるため、運転免許センター等にお越しいただいています。	道路交通法（昭和35年法律第105号）第101条第1項、第5項及び第6項 道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第29条	（講習）対応 （簡易な受取） 対応不可	警察庁では、優良運転者の更新時講習のオンライン化に向けた取組を進めていますが、それ以外の手続については、更新時に必要な適性（視力、聴力等）の確認方法、本人確認の担保措置等といった課題を踏まえた慎重な対応が必要であると考えています。	
59	令和3年10月12日	令和3年11月4日	第三種電気主任技術者の保安監督範囲の引上げ	一定の要件※の元、第三種電気主任技術者の監督可能範囲を 現行の5万Vより、8万Vまで拡大することを要望。 ※例 （1)特別講習を受講する。 （2)学歴による二種の認定取得区分を満たしている場合 は、監督可能とする。 など	第三種電気主任技術者の保安監督範囲は電圧5万V未満の事業用電気工作物（出力5000kW未満の発電所）の運用とされている一方で、これまで電気保安人材の減少※や再エネ発電設備等の増加により、電気保安人材の将来的な需給ギャップが懸念される。 ※第2種電気主任技術者の需給バランス推計より 出典：平成29年度電気施設等の保安規制の合理化検討に係る調査電気保安人材の中長期的な確保に向けた調査・検討事業 最終報告書 ※経済産業省においては、「電気保安規制に係る見直しの方向性」の中で、電気保安人材不足の解消を目的とし、主任技術者制度の見直しを図っているところである。 https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/hoan_shohi/denryoku_anzen/hoan_seido/pdf/006_01_00.pdf 将来的な電気主任技術者の需給バランスの崩れや地域偏在性が解消するため、第3種電気主任技術者の監督可能範囲を現行の5万Vより、8万Vまで拡大することを要望するの。	個人	経済産業省	電圧50,000V以下の事業用電気工作物（かつ、発電所にあっては出力5,000kW未満）については、第三種電気主任技術者により監督することが可能です。	電気事業法施行規則第５６条	対応を検討	第三種電気主任技術者の選任範囲の拡大については、監督可能範囲を拡大することで電圧区分が代わり、格段に作業安全に対するリスクが高まることから、慎重に検討して参ります。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
60	令和3年10月12日	令和3年11月4日	登記の手数料が高すぎる、また、どこでも手続ができるようにすべき	会社の本店が品川の場合、東京法務局の品川出張所が管轄となる。その後、本店を渋谷に移転した場合、渋谷出張所が管轄となる。管轄が異なる本店移転の登記には6万円もかかる。管轄が同じでも3万円である。登記記録を書き換えるだけなのになぜそんなに高いお金をとるのか理解できない。早急に改善すべき。	たとえば、自動車の所有者の名義を変更する場合、印紙代は500円で、住所変更は350円である。なぜ、法人の本店移転は6万円もかかるのか。 また、各地に法務局はあってよいと思うが、今はコンピュータでオンライン処理がなされているのだから、昔のように管轄の法務局でなければ手続ができないという理由はないはずである。会社の本店が品川でも、自宅が渋谷なら渋谷出張所で手続できるようにすべきである。	個人	法務省	登記の事務は，当事者の営業所の所在地を管轄する法務局若しくは地方法務局若しくはこれらの支局又は出張所がつかさどります。 登記の申請につきましては，管轄の登記所に書面（窓口・郵送）により提出していただくほか、オンラインにより提出いただくことも可能です。	商業登記法第１条の３，第２条，第17条第１項 商業登記規則第101条第１項第１号	対応不可	商業法人登記の事務につきましては，特定の登記所への事務の集中による事務の停滞を防止する等の観点から，本店の所在地を管轄する登記所において行うこととしています。そのため，オンラインによる申請の利用も進んでいますが，申請において，書面が利用されているため，書面の提出先を管轄登記所として固定する必要があります。	
61	令和3年10月12日	令和3年12月2日	献血の規制緩和の提案	平成21年に1980年から1996年の英国滞在歴の献血制限を「1日以上」から「通算1カ月以上」に緩和されました。 しかしながら、私や多くの英国滞在経験者は1ヶ月以上の滞在歴があるためにいまだに献血ができません。 早期の当時のイギリス滞在者の献血緩和を望みます。	平成21年に1980年から1996年の英国滞在歴の献血制限を「1日以上」から「通算1カ月以上」に緩和されました。 しかしながら、私や多くの英国滞在経験者は1ヶ月以上の滞在歴があるためにいまだに献血ができません。 既に規制対象者は最低でも25年前の滞在歴になっています。 英国渡航由来のヤコブ病の報告もないなかで、とてもそんなに長い潜伏期間は考えられないのに、なぜまだ規制を緩和していただけないのですか？ 自分の担当期間にリスクをとりたくない官僚のことなかれ気質そのものと感じます。 因みに私は16歳になった平成元年から規制されるまでの間に100回の献血をして表彰もされています。切に緩和を望みます。	個人	厚生労働省	平成21年度第3回薬事・食品衛生審議会薬事分科会血液事業部会運営院会において議論された結果、当該規定を設定することが適当であると判断されたことから、当該規定が設定され運用されております。	1．安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和31年法律第160号）第25条 2．安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律施行規則（昭和31年厚生省令第22号）第14条 3．採血時の欧州等滞在歴による献血制限の見直しについて（平成21年12月11日付け薬食発1211第6号）	検討を予定	献血における採血基準については、厚生労働科学研究において、最新の科学的な知見を踏まえ、専門家による検討が継続的に行われております。その中で、新たな知見が集積され、採血基準を変更することが適切であると判断された場合には、これまでも基準の改定を行ってきたところです。今後とも、最新の科学的知見を踏まえ、必要に応じ、見直しを行ってまいります。	△
62	令和3年10月12日	令和3年11月4日	男性育児休業制度について	年末から6月まで夫婦で育児休業制度を利用し、育児につとめました。 その際に感じた事を記載します。 育児休業期間は、夫婦で利用すると子供が1歳2ヶ月まで最大利用でき、育児休業給付金がもらえます。今回、二人目の出産だったので上の子供をみるため、出産直後から5日間を育児休業し、その後二人目が生後7ヶ月から1歳2ヶ月まで再度育児休業制度を利用しました。 しかし、現行の制度では、妻が育児休業に入るより前に夫が育児休業した場合、1歳2ヶ月まで休めるのに育児休業給付金は1歳までしかもらえないようです。 当時、厚生省担当者に確認しても、そんなことはないと思いますと言われ、役人でも分かりづらい制度になっています	日本の育児休業制度はとても良いと思いますが、分かりづらいです。 妻の出産から退院までは、上の子供をみるのに、夫の私しかいませんでした。二人以上子供を生んで育てようと思っている家庭は、出産直後も休まないと育児できません。そして、そんな家庭が1歳2ヶ月まで休めるけどお金は出ませんでは、少し残念です。 育児休業制度を男性にも広げようと考えているなら、妻の育児休業よりも前に取得した人でも1歳2ヶ月まで、育児休業給付金は出すべきです。	個人	厚生労働省	パパママ育休プラスの制度については、以下の①から③の要件を満たすことで、育児休業給付金が支給可能です。 ①育児休業開始日が当該子の１歳に達する日の翌日以前であること ②育児休業開始日が当該子に係る配偶者が取得している育児休業期間の初日以後であること ③配偶者が当該子の１歳に達する日以前に育児休業を取得していること	雇用保険法第61条の7第6項、雇用保険法施行規則101条の27	対応	制度の現状に記載のとおり。	
63	令和3年10月12日	令和4年7月20日	救急救命士の介護支援専門員の受験資格認定について（提案）	介護支援専門員の受験資格を得るために必要な勤務実績として認められる職種としては、医療に関わる国家資格等が挙げられる。 このうち、いずれかの資格を持っており、実績を5年以上かつ900日以上積んでいれば、介護支援専門員の試験が受験可能である。 しかし、この中には国家資格である救急救命士資格が含まれていないのが現状である。以下、救急救命士の同資格に対する受験資格を求めるもの。	現行では介護支援専門員の受験資格の中には国家資格である救急救命士が含まれていないのが現状である。 過去に「救急救命士の業務のあり方等に関する検討会」において救急救命士の介護支援専門員の受験資格について論議されており、議事録には、厚生労働省の担当者より「認めない理由は無いので、前向きに検討する」との回答で数年が経過している。現在、大学、専門学校等での救急救命士受験要件を満たした後、数万人の救急救命士資格取得者が誕生している。しかし本資格は消防機関における業務でしかその業務を行うことができず、消防機関に採用されなかった者はその資格を生かすことができないのが現状である。そのような方々の救済策として、救急救命士資格取得者に対し介護支援専門員受験資格認定を提案します。	個人	厚生労働省	介護支援専門員実務研修受講試験については、都道府県知事が行うこととされており、介護支援専門員の受験要件としては、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師、理学療法士、作業療法士、介護福祉士等のいずれかの資格保有者がその資格に基づき当該資格に係る業務に従事した期間等が通算して5年以上必要とされています。	介護保険法第69条の2 介護保険法施行規則第113条の2、113条の3　等	その他	介護支援専門員の受験要件の見直しついては、介護支援専門員に求められる資質やその専門性の向上を図っていくことが必要であることを踏まえ、慎重な検討が必要ですが、頂いたご意見は今後の参考とさせていただきます。	△

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
64	令和3年10月12日	令和3年11月4日	違法駐車・無断駐車の撤去	現在、自分の所有する土地や建物内に、他者が無断で車を駐車しても、何の罰則もない。 逆に、違法駐車車両をレッカー移動させたり、貼り紙で警告したりすると、土地の所有者が訴えられたり、車に傷をつけたと修理代まで請求される可能性が高い。 土地の所有者は、何の落ち度も無いにも関わらず、違法駐車・無断駐車車両所有者に、手間と時間とお金をかけて警告し続けなければならない。 そして、そのお金は車両所有者は支払わなくてよい。	他の違反同様、他人の土地への違法駐車・無断駐車も減点や反則金の対象にする。 違法駐車・無断駐車車両は、警察にてレッカー移動し、その際にかかった費用は全て違法駐車車両所有者へ請求する。	個人	警察庁 法務省	道路交通法（昭和35年法律第105号。以下及び対応の概要欄において「法」という。）は、「道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、及び道路の交通に起因する障害の防止に資すること」を目的として制定されたものです。ここでいう「道路」は法第2条第1項第1号で定義されていますが、御指摘の「自分の所有する土地や建物内」は、不特定の人や車が自由に通行することができる場合を除き、法における「道路」には該当しません。	道路交通法（昭和35年法律第105号）第1条、第2条、第44条及び第45条	対応不可	制度の現状欄に記載のとおり、「自分の所有する土地や建物内」は、不特定の人や車が自由に通行することができる場合を除いて法の適用対象外となり、「道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、及び道路の交通に起因する障害の防止に資する」との法の目的に照らしても、法に基づく取締りを行うことはできません。	
65	令和3年10月12日	令和3年11月4日	建物の高速回線敷設の明示及び高速回線の普及	マンションの賃貸契約前や購入において、不動産情報に光配線の敷設について開示する。 また、光配線が敷設できない状況も現実にあり、NTTに速度が光配線の10分の1以下のvdslでも毎月同じ額を支払うことになっているため、vdslは月額を10分の1以下にするか、メタル線利用の新規格であるgfastを採用し、格差是正を図ることが必要。	政府からもテレワークを要請される等各戸に高速通信環境が必要な時代となったが、家を契約する時に光配線が可能かどうか不明なまま契約しなければならない（総務省としてはvdsl方式も光回線だという定義だろうが、理論値100Mbpsではまともにzoomも出来ない。）。 私の事例では、中古マンションを購入するときに、建物としては光回線が導入されていたが部屋までは配線されていなかった。購入の有無も未定で事前に光配線の工事が出来ないので、購入後工事のための調査をしてもらい、光配線ができないことが分かり、今に至っている（露出配線は大規模となる。）。だが、契約前に光配線が出来ない事が分かれば購入しない選択もあった。 人によっては不要だが職業によっては光配線の有無が電気やガスと同様に重要な情報であるから、契約前に明らかにするよう義務化すべきではないか？何十年のローンを組み購入したものの転居を考える必要が出るというのは、国民を不幸にしている。 加えてこの様に不幸な環境に置かれている者もいるため、光配線の半分程度の速度だがvdslの新方式であるgfastを早急にNTTに採用させ、vdsl方式と光配線方式の格差是正を図るべきである。 現状のままならば、回線速度にあわせvdslの月額を光配線の10分の1以下にするべきである。	個人	総務省 国土交通省	○建物の高速回線敷設の明示について 宅地建物取引業法において、宅地建物取引業者は、取引の相手方に対して、その者が売買・交換により取得し、または借りようとしている宅地又は建物に関し、売買、交換、賃借の契約が成立するまでの間に、宅地建物取引士をして、少なくとも同法第35項第1項各号に掲げる事項について、書面を交付して説明をさせなければならないこととなっています。 ○高速回線の普及について 集合住宅等における構内配線は、電気通信事業者が設置する場合とそれ以外の建物所有者が設置する場合があります。 電気通信事業者が設置する場合の制度の現状は以下のとおりです。 ・特定の配線方式の導入の提案に関して 電気通信事業者の自主性が活かされることが原則であり、ご提案のような特定の技術規格を導入させる制度はありません。 ・利用者料金の設定の提案に関して ご提案のような電気通信役務に係る料金についての規制は存在しません。	宅地建物取引業法第35条第1項 電気通信事業法	対応不可	○建物の高速回線敷設の明示について 宅地建物取引業法第35条は、宅地建物に係る権利関係や法令上の制限等の宅地建物の利用に当たって重要な事項や、利用者の生命身体の安全に関し重要な事項等について、取引の相手方の判断に重要な影響を及ぼすと考えられることから、説明しなければならない事項として規定しているものです。 通信のあり方は様々であり、回線の敷設可否については、取引の相手方の判断に重要な影響を及ぼさないケースも考えられること等を踏まえると、宅地建物取引業法において、当該事項について説明義務を課すことは困難です。 ○高速回線の普及について 電気通信事業法においては民間活力が最大限発揮できるよう必要最小限の規律を行うこととしており、ご提案のような特定の技術規格の導入の強制や利用者料金に係る直接的な規制を行うべきものとは考えていません。 なお、電気通信事業者が設置する構内配線に関して、民間事業者による自主的な取組として、光配線への置き換えが進められているものと承知しています。	
66	令和3年10月12日	令和3年11月4日	あん摩マッサージ指圧師と、その他類似行為の業態の一元管理	あん摩マッサージ指圧師と、その他類似行為の業態（所謂リフレクソロジー、ほぐし、などと謳った店舗）を厚生労働省にて管理できるようにすべき。 その他類似行為の許認可制度を設け、不法行為の防止や税収に繋げるような法整備を行うべきである。	提案は、その他類似行為の業態による問題点を解消するため。 理由は次の通り 1.無資格者による医療事故の防止 2.不法就労者の温床である事の防止 外国籍の者で違法に就労している者が見受けられる。 3.風俗営業に抵触する営業の防止 ○○マッサージと謳い、性的なサービスを行っている店舗が多数見受けられる。 4.身体障害者の労働福祉を促進 特にこれについては、大きな問題である。 身体障害者の雇用機会や収入を奪っている事に繋がっている。	個人	警察庁 厚生労働省 経済産業省	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（以下、「あはき師法」という。）第1条の規定に基づき、あん摩、マッサージ若しくは指圧を業としようとする者は、国家試験に合格したうえで、あん摩マッサージ指圧師免許を受ける必要があり、違反者には50万円以下の罰金刑が科されます。また、あん摩、マッサージ若しくは指圧については、医師の医学的判断及び技術をもってするのでなければ人体に危害を及ぼし、又は危害を及ぼすおそれのある「医行為」ではないが、一定の資格を有する者が行わなければ人体に危害を及ぼすおそれのある「医業類似行為」に含まれ、医師又はあん摩マッサージ指圧師以外が医業類似行為を業とすることはあはき師法第12条で禁じられており、違反者には50万円以下の罰金刑が科されます。 ただし、昭和35年1月27日の最高裁判決において、憲法第22条（職業選択の自由）の観点から、あはき師法で業とすることを禁止されている医業類似行為は、人の健康に害を及ぼすおそれのある業務行為のみに限局しなければならないということが明らかになっており、リラクゼーション業やカイロプラクティックなどは「人の健康に害を及ぼすおそれのある場合」に医業類似行為としてあはき師法上禁止されるのであって、そうしたおそれのない行為は、あはき師法上で禁止される「医業類似行為」には当たらず、憲法上の職業選択の自由の観点から当然許容されています。 また、あん摩業、マッサージ業及び指圧業の施術所は、あはき法第9条の2に開設後10日以内に届け出をすることとされており、その広告可能な事項は、あはき師法第七条に規定される事項のみに制限され、違反者には30万円以下の罰金刑が科されます。 なお、性風俗関連特殊営業の届出を行わず、個室を設け、当該個室において異性の客の性的好奇心に応じてその客に接触する役務を提供する営業等を行った場合、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 昭和23年法律第122号）違反となり、取締りの対象となります。	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第1条、第9条の2、第12条、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 昭和23年法律第122号）第27条	現行制度で対応可能	無資格者による医業類似行為については、都道府県に指導の徹底を依頼 平成26年2月7日医政医発0207第1号、平成28年2月9日医政医発0209第2号、平成29年7月11日医政医発0711第1号等）しているほか、毎年開催している全国医政関係主管課長会議において、無資格者の指導の徹底を都道府県の担当者に依頼しております。併せて、消費者庁に対し、無資格者による医業類似行為の指導に係る連携について協力を依頼しておりますが 平成29年7月11日医政医発0711第2号）、消費者庁等においても無資格者による医業類似行為について注意喚起を行っているものと承知しております。 また、無資格者による違反広告については、苦情・相談が消費生活センターに寄せられることもあるので、定期的に情報交換する等、消費者行政機関との連携に努め、必要な措置を講じられたいこと、また、無資格者の施設において「マッサージ」等と広告することは、その施術所で、あん摩マッサージ指圧が行われていると一般の方が誤認するおそれがあるので、このような広告を行わないよう指導されたいことを、厚生労働省から各都道府県に対して依頼しています。	
67	令和3年10月12日	令和3年11月4日	運転免許更新手続きを中国人に笑われました	免許センターでの運転免許更新に行きましたが、25年前に取得した際とほぼ同じ手続きで、支払いは現金。たまさか同行していたキャッシュレス社会の中国人に笑われました。 書類に手書きで受け取りの暗証番号を書く必要があり行列。窓口に出すと、それを一日中端末に手入力している人。出来上がった書類を渡すのに一日中人の名前を呼んでいる人。視力検査も大渋滞したうえ、2つしか聞かない担当者、5つぐらい聞く担当者で列の進みが異なりみんなイライラ。	出頭に意味があるなら、それを否定しませんが、せいぜい事前にスマホで、撮影や支払い、各種同意等、ある程度事前に更新手続きをし、免許センターでは本人確認兼受取りと講習だけにできるのではないでしょうか。 ICカード化されているわけですし、免許センター内でも手書きや印紙を神に張り付ける等の手続きは、よほど高齢のクレカも携帯も持ってない人への特別対応とすべきかと思います。	個人	警察庁	現行の運転免許証の更新手続では、視力検査等や講習を受けていただき、新しい運転免許証を交付する必要があるため、運転免許センター等にお越しいただいています。 また、地方公共団体による手数料については、地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定に基づき、条例で定めなければならないとされています。	道路交通法（昭和35年法律第105号）第101条第1項、第5項及び第6項 道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第29条	（前段）検討に着手 （後段）対応不可	警察庁では、運転免許証に係る各種申請等の手続をオンラインで行うことができるシステムを構築するための検討や、優良運転者の更新時講習のオンライン化に向けた取組を進めています。 また、制度の現状欄に記載のとおり、更新の際の手数料については、徴収に関することも含めて各都道府県の条例により定められていることから、警察庁において具体的対応をお示しすることは困難です。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
68	令和3年10月12日	令和3年12月2日	IT化推進	役所勤務です。 1 戸籍制度見直し 2 マイナンバーカードはアプリに 3 全ての本人確認は指紋と顔認証にする	1 戸籍について 各自治体に請求しなければならず、何度も遡って取らなければなりません。 自治体の縦割りを無くし、住基ネットでどこの自治体でも自由に取得出来るようにすれば、市民も職員も楽になります。 2 マイナンバーカード 健康・介護保険証、診察券、診療情報、処方箋(お薬手帳)、パスポート、免許証。。様々なものを一体化して、アプリ化してください。 各種行政からの手紙もマイナポータルやアプリで確認することにし、行政の手間や無駄を減らしてください。 郵送費は数千億円減ります。 3 最終目標 15才になったら全国民が中学校等でマイナンバーの電子を登録し、同時に顔認証・指紋認証登録をする。それにより各種行政等の手続きでの本人確認書類等は全て無くす。 身分証扶養で手ぶらで全ての手続きか完了し、日本が本当の意味でIT先進国になります。 銀行の暗証番号も要らなくなります。なりすましも犯罪者(指紋・防犯カメラで特定可能)も減り、認知症の人がお金を引き出せなくなることもなくなります。 身元不明でもすぐに判明します。	個人	デジタル庁 総務省 法務省	(1について) 戸籍謄抄本等の交付請求は，本籍地の市区町村に対して行う必要があります。 (2について) 現在、マイナンバーカードはカード形式で配付されてます。 (3について) デジタル庁では「行政手続におけるオンラインによる本人確認の手法に関するガイドライン」(平成31年2月25日CIO連絡会議決定)を策定しているところ。	(1について) 戸籍法第10条第1項	(1について) 対応 (2について) 検討を予定 (3について) 検討を予定	(1について) 令和元年5月31日から起算して5年を超えない範囲内において政令で定める日から，いずれの市区町村の窓口においても，本人等の戸籍又は除かれた戸籍の謄抄本を取得することができるようになります。 (2について) 令和2年12月25日に閣議決定されたデジタル・ガバメント実行計画の別添1「マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤の抜本的な改善に向けて(国・地方デジタル化指針)」では、「3．2 カード機能(公的個人認証サービス)の抜本的改善(スマートフォンへの搭載、クラウド利用、レベルに応じた認証、民間IDとの紐付け等)」において、マイナンバーカードの機能(電子証明書)のスマートフォンへの搭載を2022年度(令和4年度)中に実現し、スマートフォンのみで手続を行うことが可能となるように目指しています。 (3について) 「行政手続におけるオンラインによる本人確認の手法に関するガイドライン」はオンラインでの本人確認に対する考え方及び手法をまとめたものであり、その運用についてはそれぞれの制度所管の省庁が個別に判断することになります。	
69	令和3年10月12日	令和3年11月4日	税務調査のオンライン化	税務調査のオンライン化をお願いします。 面談はzoomを使い、必要書類はオンラインで提出できるようにして欲しい。	コロナの状況下での対面は怖いと感じるので。	個人	財務省	①オンライン調査について ・税務調査の実施に際して、納税者から要望があった場合には、納税者の事業所等において、納税者の機器・接続環境を利用したオンラインによる調査の実施を検討しています。 ②オンラインによる調査必要書類の提出について ・令和4年1月以降の調査では、税務調査で必要な資料を、来署や郵送によらずe-Taxにより提出することが可能となります。	財務省情報セキュリティ対策基準	①対応 ②対応	①オンライン調査について ・制度の現状欄に記載のとおりです。 ②オンラインによる調査必要書類の提出について ・制度の現状欄に記載のとおりです。	
70	令和3年10月12日	令和5年3月13日	固定資産台帳をオンラインでの閲覧	固定資産台帳をオンラインでも見れるようにして欲しい	固定資産台帳を閲覧しに行くには区役所などに出向く必要があり非常に不便なため。	個人	総務省	各課税庁における固定資産課税台帳の閲覧方法については、地方税法第382条の2第2項において、「市町村長は、前項の規定により固定資産課税台帳又はその写しを閲覧に供する場合には、固定資産課税台帳に記載をされている事項を映像面に表示して閲覧に供することができる。」とされています。	地方税法第382条の2	その他	現在、総務省において、地方税に係る行政手続のオンライン化を進めており、その一環として、固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書について、今後、オンラインでの交付が可能となる予定となっています。	
71	令和3年10月12日	令和3年11月4日	過去の医療機関の受診履歴をオンラインで確認	過去の医療機関の受診履歴や薬局での処方履歴を自分自身でオンラインで確認できるようにして欲しい。	今まで自分がどのような病気にかかったかを把握することにより健康増進に役立てたいから。	個人	厚生労働省	厚生労働省では、オンライン資格確認システム等を活用し、患者の医療情報を、患者本人がオンラインで確認できる仕組みを推進することとしております。		対応	特定健診等情報及び薬剤情報については令和3年(2021年)10月からマイナポータルで確認できるようになっています。さらに、レセプトに基づく手術等の情報については来年夏を目途に稼働させることとしています。	
72	令和3年10月12日	令和4年1月13日	転入手続きのオンライン化	マイナンバーを使った転出手続きの際に、転入もオンラインでできるようにして欲しい	決まった時間に役所に行かなくてはいけないのは時間がなかなか取れず難しいから。	個人	デジタル庁 総務省	転入届については、これが受理されることで、届出先市区町村の住民票に記載され、当該住民票の情報を基礎として、選挙人名簿の作成、保険給付、課税等の様々な行政事務が行われることとなるものであることから、これらの届出は対面による厳格な本人確認及び実質的審査が必要な手続とされています。	住民基本台帳法第22条	検討に着手	住所変更等の手続の利便性を高めることは重要であると認識しており、マイナンバーカード所有者について、マイナポータルからオンラインで転出届・転入予約を行えるようにするとともに、転入地市区町村が、あらかじめ通知された転出証明書情報(氏名、生年月日、続柄、個人番号、転出先、転出の予定年月日など)により事前準備を行うことで、転出・転入手続の時間短縮化、ワンストップ化(自治体手続における引越しワンストップサービス)を図れるよう、令和3年の通常国会において、デジタル社会形成整備法(令和3年法律第37号)により、住民基本台帳法の改正を行ったところです(デジタル社会形成整備法の公布の日から2年以内で政令で定める日から施行)。 自治体手続における引越しワンストップサービスについては、令和4年度中のサービス開始に向けて、デジタル庁を中心に、公募自治体との検討会及び現地検証を踏まえて、具体のサービスのあり方の検討が進められているところです。 また、昨今のデジタル改革の動向等も踏まえ、住民の利便の増進及び行政の合理化に向け、引き続き検討を深めてまいります。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
73	令和3年10月12日	令和3年11月4日	法人の電子証明書の無償化希望	現在有料な法人の電子証明書の無償化をお願いしたい	オンライン申請を行おうとしても、高額な電子証明書の取得がハードルとなっており、結局紙での手続きをすることになってしまうから。	個人	デジタル庁 法務省	商業登記電子証明書については、1通（証明期間3か月の場合）発行するにつき、1,300円の手数料をいただいております。 なお、この手数料については、本年4月1日より引下げ（1通（証明期間3か月の場合）2,500円から1,300円に引下げ）がなされたものです。	商業登記法第13条 登記手数料令第11条	検討を予定	本年6月18日に閣議決定された成長戦略フォローアップ及びデジタル社会の実現に向けた重点計画において、商業登記電子証明書について、「2021年度中に、利便性の向上策や無償化の可否を検討する。」とされており、今年度中に検討する予定です。	
74	令和3年10月12日	令和5年4月26日	マイナンバーカードの電子証明書の更新	マイナンバーカードの電子証明書の更新は、必ず役所に行かなくては行けないがオンラインでの更新をできるようにして欲しい	平日に役所に行くのはなかなか難しいため。	個人	総務省	マイナンバーカードの電子証明書は、オンラインで安全・確実に本人確認を行うためのツールであり、なりすまし等による不正発行を防ぐため、市町村の職員による対面での厳格な本人確認を経て、発行することとしております。 その上で、各市町村において、住民が円滑に手続きをしやすくなるよう、土日・夜間開庁や庁舎外の臨時交付窓口の設置、郵便局への電子証明書の発行に係る事務の委託などの取組を実施しています。	個人番号法施行令第13条の2第2項	対応不可	住民が円滑に手続きをしやすくなるよう、「制度の現状」で述べたような取組の実施・拡大について自治体に要請するとともに、実施に要する経費について国費により支援を行い、また、先進的な取組について情報提供をするなど、自治体の取組を後押ししております。	
75	令和3年10月12日	令和3年11月4日	法人の履歴事項全部証明書や印鑑証明をコンビニで取得できるようにして欲しい	法人の履歴事項全部証明書や印鑑証明をコンビニで取得できるようにして欲しい。	今でもオンラインで申請はできるが、申請は24時間365日できるわけではないし、郵送だと届くまでに時間がかかるのですぐに取得しにくい。	個人	法務省	会社・法人に係る登記事項証明書や印鑑証明書（以下「登記事項証明書等」という。）の交付を請求する場合には，申請書に必要な事項を記載し，①最寄りの登記所に直接持参する方法，②登記所に申請書を郵送する方法，③インターネットを利用してオンラインにより交付請求する方法があります。	不動産登記法第１１９条 不動産登記規則第１９３条，第１９４条 商業登記法第１０条，第１２条，第１３条 商業登記規則第１９条，第２２条，第２８条 登記手数料令第２条，第３条	その他	コンビニ等で登記事項証明書等を交付することについては，関係法令における制度の趣旨や利用者の利便性向上の観点等も踏まえて，費用対効果を考慮しつつ，慎重に検討を行ってまいります。	
76	令和3年10月12日	令和3年11月4日	国際免許証のオンライン申請	国際免許証をオンラインで申請できるようして欲しい	最寄りの警察署での申請だと時間がかかるし、免許センターまで行こうとすると遠いから。	個人	警察庁	国外運転免許証の交付を申請する際は、住所地を管轄する都道府県公安委員会に、外国に渡航することを証する書面及び写真を添付した国外運転免許証交付申請書を提出し、現に受けている運転免許証を提示することとされています。	道路交通法（昭和35年法律第105号）第107条の7第2項 道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60条）第37条の9	（申請のオンライン化）検討に着手 （交付手続のオンライン化）対応不可	警察庁では、運転免許証に係る各種申請手続をオンラインで行うことができるシステムを構築するための検討を進めています。 なお、国外運転免許証の交付手続のオンライン化については、本人確認の担保措置等といった課題を踏まえた慎重な対応が必要であると考えています。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
77	令和3年10月12日	令和3年11月4日	免許証の電子化	アメリカの州のように免許証を電子化して欲しい	スマホ1つで出かけることも多い中、わざわざ免許証を持っていくのは不便だから。 また、紛失のリスクがあるから。	個人	警察庁	運転免許保有者にはカード型の運転免許証を交付し、運転免許証には、免許証の番号、免許の年月日・免許証の交付年月日・免許証の有効期間の末日、免許の種類、免許を受けた者の本籍・住所・氏名・生年月日、写真等を記載・表示することとされております。ただし、各都道府県の公安委員会は、前記事項の一部のほか、免許の条件等の事項について、カード型運転免許証に電磁的方法（ICチップ）で記録することができます。 加えて、免許を受けた者は、自動車等を運転するときは、当該自動車等に係る運転免許証を携帯し、また警察官の求めに応じ提示しなければなりません。	道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条から第95条 道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第19条から第21条	検討に着手	令和2年12月に閣議決定された「デジタル・ガバメント実行計画」において、運転免許証のデジタル化については、「モバイル免許証の国際規格の策定状況及び国際規格の策定状況及びマイナンバーカードのアプリケーション化の検討状況も踏まえ、諸外国との相互運用性の確立も視野に、運転免許証の在り方の検討を進める」こととされており、引き続き、必要な検討を進めてまいります。	
78	令和3年10月12日	令和3年11月4日	年金機構への適用関係届書と健康保険組合への適用関係届書の共通化	健康保険・厚生年金被保険者資格取得届などの適用届書と健康保険組合毎に作成する届書のフォーマットが違う事が多く、年金機構に提出する届書と健保組合に提出する届書を別に作成しなければならないのは非効率的である。各健康保険組合の適用届書と年金機構の適用届書を共通化して欲しい また、電子申請については、年金機構及び労働保険関係はeGovを基本としたAPI申請であるのに、健康保険組合へはマイナポータル経由での申請となるのはそれぞれに対応した別々の電子申請ソフトが必要になり大変に不便で、現状では健康保険組合向けの電子申請を利用できるとは思えない。	現状のeGovを基本とした社会保険、労働保険のAPI申請に健康保険組合向けの電子申請も一本化出来れば、紙ベースでの適用届書が無くなり効率化できる。	民間企業	厚生労働省	事業主が健康保険組合及び日本年金機構に提出する健康保険・厚生年金保険資格取得届等の適用関係の届出については、それぞれ健康保険法施行規則及び厚生年金保険法施行規則において共通の様式が定められており、当該様式に基づいて提出することとされています。なお、当該様式については、必要に応じて所要の変更又は調整を加えることができることとされています。 健康保険組合への電子申請については、令和2年11月より、マイナポータルを利用した電子申請が可能となっており、年金機構関係の電子申請についてもマイナポータルで申請が可能です。また、電子申請を利用する場合の資格取得届の様式については、健康保険と厚生年金保険において共通化されているところです。	健康保険法施行規則第24条、厚生年金保険法施行規則第15条	現行制度下で対応可能	制度の現状欄に記載のとおり、事業主が健康保険組合及び日本年金機構に提出する適用関係の届出については、マイナポータルを使用した電子申請を可能としているところであり、それぞれの届出様式についても共通様式の利用が可能となっています。	
79	令和3年10月12日	令和3年11月4日	PCR検査をもっと手軽に。	PCR検査を無料でもっと手軽に受けられるようにして欲しい、 また、羽田空港等から北海道・沖縄県内の空港等へ向かう便の搭乗者を対象としたモニタリング検査も対象空港の拡大と9月末からのさらなる期間延長をして欲しい	感染の心配があるが仕事などでやむを得ず外出機会も多いため、人に移さないためにも定期的にPCR検査を受けられるようになってもらえると安心できる	個人	内閣官房 厚生労働省	【内閣官房】 ○内閣官房では、夏休み期間中、令和3年9月30日までの間、羽田空港等（羽田、成田、中部、伊丹、関西、福岡空港）と北海道・沖縄県内の空港及び広島・福岡・鹿児島空港との間を結ぶ便の搭乗者に対し、無料のPCR検査、もしくは抗原定量検査を実施し、感染状況のモニタリングを行いました。 ○令和3年10月1日以降については、沖縄県における感染状況や離島特有の医療体制等を踏まえ、羽田空港等と沖縄県内の空港との間を結ぶ便の搭乗者について、無料検査を10月末まで行うこととしました。 【厚生労働省】 【PCR検査について】 政府としては、軽症状の方も含め症状が現れた場合に、早期に陽性者を発見することによって感染拡大を防止することが重要であると認識しており、これまでも、発熱がある方などが、地域の身近な医療機関（診療・検査医療機関）において、迅速かつスムーズに検査を受けられる体制の整備を進めてきました。 あわせて、 ・ 軽症状者が、直ちに医療機関を受診できない場合などにも検査を受けられるよう、抗原簡易キットを活用した取組を進めるとともに、 ・ ご本人等の希望により実施する検査（いわゆる自費検査）についても、希望者が民間事業者を選択しやすいよう、情報提供の強化等に取り組んできたところです。	【内閣官房】 なし 【厚生労働省】 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第15条	【内閣官房】 対応不可 【厚生労働省】 現行制度下で対応可能（一部対応不可）	【内閣官房】 ○空港における無料のPCR検査、抗原定量検査は、10月末までを前提として実施スケジュールを組んでいるところです。また、現在実施している沖縄便の無料検査では、10月に入り陽性疑いの方が1人も確認されていないことから、内閣官房による空港における無料検査は10月末で終了することとしています。 【厚生労働省】 【PCR検査について】 制度の現状欄に記載のとおりです。なお、症状の有無にかかわらず全ての方に対して無料で検査を行うことについては、その費用対効果などを考慮すると難しいと考えています。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
80	令和3年10月12日	令和3年11月4日	法務局での履歴事項全部証明書や印鑑証明書の手数料	法務局での履歴事項全部証明書や印鑑証明書の手数料をPay-easyや収入印紙だけでなく、QR決済やクレジットカード決済に対応して欲しい。 オンライン申請の際もクレジットカード決済が使えるようにして欲しい	キャッシュレス化が促進されている世の中において、収入印紙や現金払いは時代遅れだと思うから。	個人	法務省	不動産，会社・法人等に係る登記事項証明書や印鑑証明書（以下「登記事項証明書等」という。）を登記所の窓口で請求する場合には，申請書に必要な事項を記載し，所定の手数料額に相当する収入印紙を貼付して，登記所の窓口に提出ずる必要があります。	不動産登記法第119条 不動産登記規則第193条，第194条 商業登記法第10条，第12条，第13条 商業登記規則第19条，第22条，第28条 登記手数料令第2条，第3条	検討に着手	登記事項証明書等の交付事務に係る登記手数料のキャッシュレス決済の導入については，規制改革実施計画（令和3年6月18日閣議決定）において，各府省は，①オンライン納付に対応せず，窓口支払い（印紙払い，金融機関等の納付証明書提出を含む。）に限られる手続等，②オンライン納付に対応していても窓口支払い件数が多く見込まれる手続等で，窓口支払い件数が1万件以上のもの及びそれと同じ窓口で手続等が行われるものについて，窓口における現金又はキャッシュレス（クレジットカード、電子マネー、QRコードの1以上）による納付を可能とすることとされたことを踏まえ，費用対効果を考慮しつつ，導入に向けた検討を行ってまいります。	
81	令和3年10月12日	令和3年11月4日	自宅介護をしている場合は日雇い派遣での就業を可能に	派遣法で日雇い派遣の原則禁止となっていますが、現在は60歳以上の人や学生、副業として日雇い労働に従事する人、主たる生計者でない人(年収や世帯収入が500万円以上)は日雇い派遣が可能です。 日雇い派遣が可能となる中に、自宅等で家族を介護している人も含めてほしいと思います。	家族の介護をしている場合、週5日のフルタイム勤務は難しく、正社員や派遣での就業もできないことが多いのですが、要介護者がデイサービスやショートステイを利用している間は、働く時間を作ることが出来るケースがあります。 週2.3日や1日の就業時間が4.5時間の仕事は、日雇い派遣の原則禁止に当てはまるため、就業条件を満たしていても就業できません。 要介護者がいる家庭では、少しでも収入があれば介護費用を賄うことが出来ます。 家庭の収入が増えれば、介護サービスの利用が増え、介護に携わる方の給与にも反映されてゆきます。 介護に携わる方の給与が増えれば、介護職に就こうという人が増えるかもしれません。 また、家族を介護する側も心身のリフレッシュが出来たり、介護生活のお金の面の不安が減ると思います。 身体も健康で能力も高く、介護がなければフルタイムで仕事ができるのにという方がたくさんいらっしゃいます。 家族を介護している場合は、週の勤務日が少なかったり、勤務時間が短い仕事を優先的に紹介していただくなど、少しの時間でも収入を得る為働けるよう、制度を検討していただければと思います。	個人	厚生労働省	日雇労働者（日々又は30日以内の雇用期間を定めて雇用する労働者）についての労働者派遣（いわゆる日雇派遣）は、 以下の例外を除き禁止されています。 ＜禁止の例外＞ ①専門的な知識、技術又は経験を必要とする業務のうち、日雇労働者の適正な雇用管理に支障を及ぼすおそれがないと認められる業務 ②雇用機会の確保が特に困難な労働者等（※）を派遣する場合 （※）次のいずれかに該当する者 ・60才以上の者 ・雇用保険の適用を受けない学生 ・副業として従事する者（生業収入が500万円以上の者に限る。） ・主たる生計者以外の者（世帯収入が500万円以上の者に限る。）	労働者派遣法第35条の4 労働者派遣法施行令第4条	対応不可	労働者派遣法において日雇労働者についての労働者派遣を行うことが禁止されている趣旨は、日雇派遣は、短期の雇用・就業形態であることから、派遣元・派遣先の双方で必要な雇用管理がなされず、労働災害の発生等の問題があるためです。 御指摘のような短期の就業ニーズに関しては、労働者派遣ではなく直接雇用の形で対応することが可能です。 なお、令和2年7月14日の労働政策審議会労働力需給制度部会において、日雇派遣の原則禁止は引き続き維持し、必要な雇用管理の取組が適切に行われるよう、日雇派遣を行っている派遣元事業主に対し、厳正な指導監督を行うことが必要とした上で、副業等の場合の雇用機会の拡大という観点と派遣労働者の保護という観点の双方に留意し、日雇紹介は可能という実態も踏まえ、日雇派遣の例外について、労働者保護の観点から短期の労働力需給調整に係る検証を行っていくことが適当とされており、日雇派遣の在り方については今後も引き続き検討してまいります。	
82	令和3年10月12日	令和3年11月4日	調剤報酬点数（調剤基本料）医療費抑制	企業単位の月間の処方箋受付枚数が多いと調剤基本料が減算される。これは、仕入れコストのスケールメリットを評価したルールとのことだが、医薬品共同購入を実施するサプライチェーンに加盟している小規模や個人の薬局は対象外。共同購入を行っている団体（加盟店）の方が遥かに大きいスケールメリットを得て、減算もされない矛盾の是正を求めます。 大きな医療費抑制効果があります。	この仕組みの作成理由（実施理由）と現状に矛盾があります。 スケールメリットがあるから減算対象なのであれば、不平等かつ抜け穴のある現行制度を是正する必要がある。 サプライチェーン加盟店は最大手の調剤薬局グループの数倍から十数倍の規模です。ここを是正することで、薬局の対人業者に充てる調剤報酬の原資は十分確保出来るはずです。 更に、この規模を楯に医薬品卸に無理な値引き交渉を繰り返していることが、卸業者の談合事件もしくはその可能性にも繋がっている様に思います。	個人	厚生労働省	調剤基本料については、医療経済実態調査によって各薬局の損益率等を把握した上で、薬局経営の効率性等をふまえ設定されたものです。	診療報酬の算定方法（告示）	検討を予定	診療報酬改定にあたっては、医療経済実態調査の調査結果等を踏まえてその見直し等について議論しており、今後も必要に応じて、中医協で議論することになります。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
83	令和3年10月12日	令和3年11月4日	免許証更新の警察署の地域縦割り解消	都道府県単位で免許証更新の管轄が決まっているが、警察署などで身近に更新できるものを管轄や地域の垣根なく更新できるようにしてほしい。 東京都の多摩ニュータウンだと、町田が即日交付警察署だが、神奈川県の橋本の警察署の方が近いのに県が違うので即日交付できない。 逆に相模原市東部などは、町田警察署が県境すぐのところにあるが、県が違うので更新に利用できない。 即日交付施設・設備が無いなら仕方ないが、あるのに利用できないのを解消してほしい。 この例だと県境だが、県内でも管轄の都合で境になることをあるかと思います。交付のための施設の有無だけで広く対応できるようにしてほしいです。	無駄な移動コストの削減になるはずです。 また、全国の即日交付警察署で垣根なく更新が可能になれば、仕事の合間に更新しやすくなり、お盆休暇など免許更新時期の集中によるコストスパイクの解消につながるかと思います。	個人	警察庁	運転免許証の更新については、道路交通法（昭和35年法律第105号）の規定により、住所地を管轄する都道府県公安委員会（以下「住所地公安委員会」という。）において行うこととされているところ、運転免許保有者の利便の向上を図るため、優良運転者にあっては、住所地公安委員会以外の公安委員会（以下「経由地公安委員会」という。）を経由して行うことができることとされています。 なお、経由地公安委員会を経由して更新手続を行う場合であっても、住所地公安委員会において運転免許証を作成するため、新しい運転免許証は郵送等により後日（約3週間後）交付されます。	道路交通法（昭和35年法律第105号）第101条第1項及び第101条の2の2第1項	検討に着手	現在、運転免許証の情報をマイナンバーカードのICチップに登録し、一体化する方向性で検討を進めており、一体化したカードを活用することにより、経由地公安委員会を経由した更新手続を迅速化する予定です。	
84	令和3年10月12日	令和4年1月13日	自動車保有関係手続のワンストップサービスOSS改善	当方は小さい個人事業の中古車販売店ですが、 現状では車検残ありで仕入れた車両の自分への名義変更にのみ活用しています。 ワンストップサービスとはいえ、なぜか書庫証明ステッカーだけは実際に管轄警察署に取りに行く必要があります。 郵送代100円程度余分に徴収して頂いてもいいので郵送して頂きたいです。 これがために遠方登録時に利用できません。 またナンバー封印も全国どこの陸運支局でも可能にして頂きたいです。 それによって遠方登録がOSS登録で出来て楽になります。 場合によっては 封印も現在県によって違うのも無意味だと思います。 全国共通の1種類でいいのではないでしょうか。	陸運支局の混雑緩和。 各警察署の車庫証明窓口の混雑緩和。 封印業務の簡素化。	個人	国土交通省 警察庁	（封印業務の簡素化について） 封印の権限は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下及び対応の概要欄において「法」という。）第105条第2項により、自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長の権限とされているため、運輸支局等毎の取り付けとなっており、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号。以下及び対応の概要欄において「施行規則」という。）第8条第2項により、運輸監理部又は運輸支局の表示がされた封印を取り付けなければならないとされています。 なお、法第28条の3により、運輸支局長等は、封印の取り付けを一定の要件を備える者に委託することができることとなっています。 （保管場所標章の郵送化について） 自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）第4条第1項の規定により、法第4条に規定する処分、同法第12条に規定する処分（使用の本拠の位置の変更に係るものに限る。）又は同法第13条に規定する処分（使用の本拠の位置の変更を伴う場合に限る。）を受けようとする者は、当該行政庁に対して、警察署長の交付する自動車保管場所証明書（以下「証明書」という。）を提出しなければならないこととされており、また、同法第6条第1項の規定により、警察署長は、証明書を交付等したときは、保管場所標章を交付しなければならないこととされていますが、証明書の交付に係る申請については、自動車の登録手続や自動車諸税に係る手続と一括して、自動車保有関係手続のワンストップサービス（制度の概要欄において「OSS」という。）により、電子申請することが可能となっています。	道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第28条の3、第105条第2項 道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第8条第2項、第15条の2 自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）第4条第1項	検討を予定	（封印業務の簡素化について） 封印の取り付けは、施行規則第8条第2項及び第15条の2の規定により、車台番号、車検証及びナンバープレートの同一性を確認した上で、運輸監理部又は運輸支局の表示がされた封印を取り付けることとなっています。これは自動車の所有権を公証する上で重要な役割を担っているものです。 封印のあり方については、ナンバープレートの盗難防止等の観点から、全国統一化も含めて検討してまいります。 また、取り付けたい地域の運輸支局等の封印については、法第28条の3により、委託を受けた行政書士に書類作成等も含めた封印取り付け依頼をすることで施対することが可能となります。 （保管場所標章の郵送化について） 保管場所標章の郵送による交付については、OSSを利用して保管場所証明に係る申請を行う方等（以下「OSS利用申請者等」という。）のうち、希望する方を対象として、令和4年1月から、電話等による受付を開始できるよう、準備を進めています。 また、OSS利用申請者等の更なる負担軽減を図るため、システム上で保管場所標章の郵送希望の受付が行えるよう、システム改修を含めた検討を進めてまいります。	
85	令和3年10月12日	令和4年8月19日	インターネットによる道路の交通情報の提供事業の一般市場への開放	現在、インターネットでの道路の交通情報は、旧建設省と警察庁との覚書やその「解釈」とされる文書に基づき、その収集・配信を日本道路交通情報センターのみが一元的に行うとされており、道路管理者や民間が収集した交通データをもとに利用者は渋滞情報等を提供することができない。 技術の発達により、携帯端末や自動車に搭載された機器等からも精度の高い速度情報を民間でも収集できるようになった現在、警察が交通情報を独占する合理的な理由はないと考える。 またこの考え方により、警察庁が元にしている車両感知器を設置している道路管理者でさえ利用者に道路外で交通情報を提供できないでいる。 この現状を改善してほしい。	ITの技術革新はまさに日進月歩であり、当時先進的だったETC2.0もスマートフォンの登場によりあっという間に時代遅れになった。 一般道路や郊外の高速道路では交通情報を収集するための車両感知器が十分に設置されておらず、リアルタイムの交通情報が入手できない区間がある。 それでも旧来確からしい交通情報を得られるのはJARTICだけであったが、 近年はGoogleマップ等の民間の方が広範囲・高精度・高即時性の交通情報が提供されている。 このような技術の導入はもはや公的機関だけではコスト的にも人的資源的にも限界が来ており、 「交通誘導を誘発する恐れがある」との大義名分を旗印に警察庁の利権を守るべきではない。 また利用者が交通情報を入手するにあたり初めに確認するのは「利用対象道路の管理者」（NEXCOや首都高・阪神高速等）であり、これらの機関が提供する情報の正確性・即時性を担保するのは各社であるべきである。しかし、現状はJARTICから「逆輸入」してしか情報を一般に提供できず、作成できる情報にも制約がある。 それぞれの利用者が求める情報は道路や地域によって異なっており、管理者が自ら収集したデータにより交通情報を提供できれば、利用者にとってより必要でより精度の高い情報を時代に対応して提供できるようになる。 また一般に市場が開放されることで技術革新の速度がさらに上がり、コスト低減も期待されると共に、諸外国との競争にも対応できるようになる。	個人	警察庁 国土交通省	道路交通情報の提供に当たっては、行政事務の効率性を確保する必要があるほか、各都道府県公安委員会及び道路管理者において斉一性のない交通情報が提供されると、道路交通の混乱や危険を引き起こすおそれがあることから、（公財）日本道路交通情報センター（以下、「情報センター」という。）を通じ、都道府県公安委員会及び道路管理者の情報を一元的に提供することとしています。 御提案に記載の「道路管理者や民間が収集した交通データをもとに利用者は渋滞情報等を提供することができない」とする趣旨が定かではございませんが、民間の交通情報提供事業者は、現に、「交通情報の提供に関する指針」に基づき、自ら収集した交通情報を利用者に提供しているものと認識しています。また、民間の交通情報提供事業者は、情報センターと機器接続を行うことにより、リアルタイムで変化する道路交通情報の提供を受け、利用者に対して提供を行っているものと承知しています。 さらに、道路管理者については、道路法の規定に基づく道路管理の責務を果たすために、自ら通行止めなどの道路情報の提供を行っており、都道府県公安委員会についても、警察法及び道路交通法の規定に基づく交通管理の責務を果たすために、自ら交通情報の提供を行っています。	道路交通法（昭和35年法律第105号。）第109条の2 交通情報の提供に関する指針（平成14年国家公安委員会告示第12号）	現行制度で対応可能	今後も、適切な道路交通情報の提供及び国民の利便性向上に向け、関係省庁間で連携して取り組んでまいります。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
86	令和3年10月12日	令和5年4月26日	マイナンバーカード受取条件の緩和を求める	マイナンバーカードの代理人受取条件の緩和を求めたい。マイナンバーカードは原則本人受取となっており、委任状による代理人受取も写真付きの本人確認書類や疎明資料等が必要となる。仕事や学校で受取ができない場合の疎明資料は用意できず、代理人受取の対象にならない。また、障害者や年寄りが役所へ来庁が難しく、代理人受取したいが、代理人受取するための条件が厳しすぎて取得ができない。	そもそも、通知カードは世帯単位で発送していたのだから同一世帯員の代理人受取は疎明資料等は不要で受け取れるようにしてほしい。 受取条件を緩和すればマイナンバーカードの普及はかなり進むと考えられる。	個人	総務省	マイナンバーカードは、対面やオンラインで安全・確実に本人確認を行うためのツールであり、なりすまし等による不正取得を防ぐため、申請時又は交付時に、市町村の職員による対面での厳格な本人確認を経て、交付することとしております。 その上で、病気、身体の障害等やむを得ない理由により、申請者が市町村の庁舎等に出向くことが困難であると認められるときには、申請者本人の本人確認書類をはじめとする必要書類をお持ちいただくことで、代理人に対して交付することが可能となっております。 この代理交付の仕組みについて、活用しやすくなるよう、活用できるケースの拡充・明確化や疎明資料の緩和、実質不要化などを内容とする見直しを行いました。	個人番号法施行令第13条の2第2項	対応	制度の現状のとおりです。	
87	令和3年10月12日	令和3年11月4日	ナンバープレート交付に関して	電動の自転車やキックボードなど保安装置の確認を行うことなくナンバープレートを交付するのをやめて下さい 保安装置を管轄する国交省が関与せず税を徴収する総務省が交付しているため公道を走るに適さない物にまでナンバープレートが交付されてしまっています 最低限原付並みの制限を設けるべきです。	私道用など本来公道では走行できないものが危険走行を行うことで正しく取得したものも同類と見られることで委縮し、普及を妨げる事がないよう適切な対応を行う事が必要だと思われます。 公共安全を確保しつつ普及させるためにもぜひお願いいたします。	個人	総務省 国土交通省	【総務省】 電動の自転車やキックボードついては、地方税法上、当該車両が道路運送車両法における原動機付自転車に該当する場合には軽自動車税種別割が課されることとなり、当該車両の標識については、徴収の確保を期するため、各市町村条例により取り付けることとされています。 【国土交通省】 電動キックボード等は大きさや構造等が規格を満たせば原動機付自転車と区分されるため、公道で走行するためには保安基準を満たす必要があり、保安基準を満たさない場合には公道での走行ができません。	【総務省】 〇地方税法(昭和25年7月31日　法律第226号) 【国土交通省】 〇道路運送車両法（昭和26年6月1日法律第185号） 〇道路運送車両の保安基準（昭和26年7月28日運輸省令第67号）	【総務省】 対応不可 【国土交通省】 現行制度下で対応可能	【総務省】 制度の現状に記載のとおり、当該車両が原動機付自転車に該当する場合においては、徴収の確保を期するため、標識を取り付けることとされています。 【国土交通省】 保安基準不適合のおそれがある電動キックボード等が、公道走行可能な車両として販売されていることが判明した場合には、保安基準適合性を確認の上、販売店等に対して販売停止を要請する等の対応を行っております。	◎
88	令和3年10月12日	令和3年11月4日	マイナンバーカードで戸籍等取れない	全国システムになっていないので、戸籍を出身の高知に置いているが、記載の有無を問う住民票も取れず、結局郵送で時間が大変かかり、何の為に作ったのかわからない	全国システムを直ぐに導入して欲しい	個人	デジタル庁 法務省	戸籍謄抄本等の交付請求は，本籍地の市区町村に対して行う必要がありますが，マイナンバーカードを利用してコンビニ等で専用端末から請求する方法も認められております。コンビニ等での請求を可能とするシステムの導入は，戸籍事務を管掌する各市区町村長の判断によることとされており，令和3年10月現在703の市区町村で導入され，そのうち527の市区町村においては，本籍地以外でもコンビニ等での請求が可能です。	戸籍法第10条第1項	対応	コンビニ等での請求のほか，令和元年5月31日から起算して5年を超えない範囲内において政令で定める日から，いずれの市区町村の窓口においても，本人等の戸籍又は除かれた戸籍の謄抄本を取得することができるようになります。	
89	令和3年10月12日	令和3年11月4日	国内医院・病院カルテ共通システム	既に台湾全土で実施されているように日本国内でも全土の医院・病院のカルテを電子一元化し、日本全土の医院・病院にて共有・確認できるシステムの構築	現在日本国内医院・病院にて医院・病院単位で管理されている患者の通院履歴、病歴等のカルテにつきカルテのフォーマット規格統一・電子一元化。患者には利便性を提示しどうしたものについてはそれらの情報を民間のセコム等の厳重に管理されたシステムサーバーで保管。日本国内全土にある医院・病院で確認できるシステムを構築していただきたいです。それにより得られる効果としては医院・病院側初診の患者へのヒアリングを簡素化するだけではなく過去の病歴について詳しく確認することができるため医療ミス防止と確定診断までの負担軽減・診察時間の加速が図られると推測します。また合わせて医療ミス等が発生した場合、厚労省等の所轄官庁きよるヒアリング実施・行政処分等を検討する際に当時医師がどのように診察したかどのカルテの確認がしやすくなるだけではなく、刑事処分等が発生する場合には医師・医院・病院等による書類改竄・隠蔽のリスクも回避でき、行政処分のための調査/警察による捜査資料が入手しやすくなるのではと推測できます。 また患者側の利便性は初診受付時、病院ごとに何度もアンケートを記入する手間が軽減され、またアンケート記入漏れをした持病がある場合でも一元化されたカルテにより医院・病院側は受診者の情報を正確に把握できる点や外出先で重篤な病を発症中が緊急搬送された際に本人が口頭で説明できない場合に過去の病歴等を提示しやすくなると言う利便性。また救急隊員もそれらの情報にアクセス・確認できると病院到着までに更に適切な処置また搬送受入病院ではあらかじめ当該患者についての過去の病歴等を確認し処置の方針計画が出しやすくなる気がします。	個人	厚生労働省	厚生労働省では、オンライン資格確認システム等を活用し、患者の医療情報を、患者本人の同意を得た上で、全国の医療機関や薬局で確認できる仕組みを推進することとしております。また、医療機関間の連携の基盤として、電子カルテ情報や交換方式の標準化を進めることも重要と認識しています。		対応	特定健診等情報及び薬剤情報については令和3年（2021年）10月から確認できるようになっています。さらに、レセプトに基づく手術等の情報については来年夏を目途に稼働させることとしています。電子カルテ情報及び交換方式の標準化については、2020年12月に医療現場の有用性を考慮し、技術の発展に対応できるような国際的なデータ連携仕様等に基づいた、HL7FHIRの規格を用いることを検討することとされました。	◎

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
90	令和3年10月12日	令和5年5月17日	非農地証明手続きとそれに関連する青地除外の手続き	非農地証明手続きは、 土地家屋調査士でも、代理申請可能ですか？ 出来れば、非農地証明の前提になる場合のみに限り、 青地除外の手続きも、 調査士に代理申請権は、認められませんか？ 昭和51年4月7日法務省民三第2492号法務省民事局長回答.昭和56年8月28日法務省民三第5402号法務省民事局長回答。なお、第5402号通達では添付される書類（非農地証明）が添付されなかった場合の取扱いを定めている通達のため添付書類として認めていることが前提となっており、この場合には第2492号通達の射程に入ることが明らかでは？ それとも非農地証明は、 行政書士の事実証明業務ですか？	非農地証明が、行政書士のみが、 申請代理可能だというふうになってきていますが、 調査士は、 地目変更登記で 非農地証明を使うので、 調査士にも、非農地証明の代理申請権が、あれば、良いと思いました。	個人	総務省 法務省	【総務省】 ・行政書士法第１条の２第１項は、「行政書士は、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類…その他権利義務又は事実証明に関する書類を作成することを業とする」、また同法第19条第１項は「行政書士又は行政書士法人でない者は、業として第一条の二に規定する業務を行うことができない」と規定しています。 【法務省】 土地家屋調査士法第３条は、不動産の表示に関する登記の申請手続についての代理（第２号）や、同手続について法務局又は地方法務局に提出する書類の作成（第３号）等を土地家屋調査士の業として規定しています。	（総務省） 行政書士法第１条の２、第19条第１項	その他	【総務省・法務省】 行政書士法第１条の２第１項は、「行政書士は、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類・・・その他権利義務又は事実証明に関する書類を作成することを業とする」と規定しています。 また、昭和５１年４月７日付け法務省民三第２４９２号民事局長回答及び昭和５６年８月２８日付け法務省民三第５４０２号民事局長通達は、変更、廃止等はされておりません。	
91	令和3年10月12日	令和4年8月19日	建設業許可年度更新時の納税証明書について	建設業許可業者に義務づけられている決算終了後の届けに、納税証明書の添付を止める	建設業許可業者は決算終了後三ヶ月以内に届けをすることに義務づけられています。その際、県税の納税証明書の添付を要求されています。（静岡県の場合） 同じ県（財務事務所と土木事務所ですが）に対して証明書を取得後、提出するのは無駄では無いでしょうか？ おそらく法律でデータの流用が禁じられているのでしょう。しかし、届けは公開されていますし、納税証明書自体は閲覧対象外となっていますが、決算書は閲覧対象ですから、納税の有無を知られては困ると言う業者はいないはずです。 日本全国同じ扱いをしていると思いますので、官庁側と業者側で膨大な無駄だと思います。官庁側の人員削減、紙等の費用削減、業者側の仕事量・その他費用削減による効果は1年だけでも、目に見える物だけでも、想像もできない位です。 この程度のことが改善されなくてなにが「ペーパーレス」「IT化」でしょうか？	個人	国土交通省 総務省	建設業者は、毎事業年度終了の時に、建設業法第11条2項に基づき、建設業施行規則第10条の書類を提出しなければなりません。施行規則第10条第3項には、「国土交通大臣の許可を受けている者については、法人にあっては法人税、個人にあっては所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書面」の提出を義務付けられています。また、施行規則第10条第4項には、「都道府県知事の許可を受けている者については、事業税の納付すべき額及び納付済額を証する書面」の提出を義務付けられています。	建設業法第11条2項 建設業施行規則第10条第3項、第4項	検討に着手	2022年度（令和4年度）から、国土交通省大臣に申請する場合おいて、国税庁の納税情報の添付の自動化を実現するための仕組みを利用し、バックオフィス連携を行うことで、利用者による納税証明書（国税）の添付を省略することを検討しています。 都道府県知事に申請する場合において添付する、事業税の納付すべき額及び納付済額を証する書面の省略については、引き続き検討を行います。	
92	令和3年10月12日	令和3年11月4日	中小規模事業所への国からの受注拡大について	都道府県は、医療勤務環境改善支援センター運営事業の受託団体を公益性の高い一般社団法人、NPO法人等に限定せず、株式会社にも拡大して欲しい	医師の働き方改革に伴い、医療勤務環境改善支援センター運営事業は、特に労務管理等に不慣れ、あるいは軽視してきた医療分野において、従来から前近代的な労務管理が行われてきており、医療従事者の離職率が高い要因にもなっています。 医療機関管理者とともに、医療従事者が労働法令・環境等に関する知識を修得することにより、医療界全体の労務管理の近代化が進められるものと考えます。 しかしながら、その取組に際して、都道府県のほとんどは公益性（？）を重視するあまり、医療勤務環境改善支援センター運営事業を一般社団法人等非営利事業でなければ受託団体としない取扱いを行っています。 国の施策を行うに当たり、国等は監査等を実施し、是正されるべきものは是正・指導が行われるのですから、同事業を株式会社は私利私欲で行うという誤った考えは捨てるべきです。 医師の長時間労働の削減が喫緊の課題という位置づけであれば、尚更、中小規模事業所は日常的に個別の医療機関に接していますので、アイデア、取組等を集められ、周知・広報できます。	民間団体	厚生労働省	医療法第３０条の２１第１項の規定に基づき、都道府県は医療従事者の勤務環境の改善に努めることとされており、同条第２項において、第１項の事務の全部又は一部を厚生労働省令で定める者に委託することができるとしているところ、医療法施行規則第３０条の３３の１２では、「当該事務を適切、公正かつ中立的に実施できる者として都道府県が認めた者とする」としています。	なし	現行制度下で対応可能	制度の現状欄に記載の通り、国としては医療勤務環境改善支援センター運営事業の受託者を一般社団法人等の非営利事業団体に限るとした規定は設けておりませんので、委託先の選定については、都道府県の判断により実施されているものです。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
93	令和3年10月12日	令和3年11月4日	事業者が自治体へ提出する各種届出書の合理化について	事業者が自治体へ提出する各種届出書は、根拠法令により様式が定められており提出しているが、類似の届出書について根拠法令を束ね様式を変更するなりして、届出業務の合理化を図る。具体的には特定施設の届出書(水質汚濁防止法・下水道法)があり、ほぼ同じ内容です。同様に各届出について、同様の案件が無いか各省庁で棚卸しを実施し、合理化を図っていただきたい。	具体例にあげた特定施設の現在の届出業務は、同じ内容の資料にそれぞれの鏡(水濁法第5条の届出(環境課へ)、下水道法第12条の届出(下水道課へ))をつけて、それぞれ担当者へ説明の上、提出しています。法令による視点、規制目的は違いますが、行政担当者の一元化を含めて行政サービスの合理化を行うことにより、各事業者の届出業務の合理化も図れるかと思います。このような、法令による届出は具体例以外にも縦割り行政の中では複数あると思いますので、省庁を超えた棚卸しを実施していただき、届出業務の合理化を検討いただければ幸いです。	個人	国土交通省 環境省	水質汚濁防止法第5条に基づく特定施設の設置に係る都道府県知事への届出は、設置しようとする特定施設から排出される水が公共用水域の水質の汚濁に及ぼす影響を事前に十分検討しておくため、予め必要事項を届け出させることとしたものです。規制対象となる特定施設の状況を都道府県が把握するとともに、当該届出のあった事項につき審査を行い、本条に基づき届け出た特定施設に係る排出水が排水基準に適合しないと認めるときは、同法第八条の規定により、当該特定施設の構造や使用方法に関する計画の変更、特定施設の設置に関する計画の廃止等を命じ、公共用水域の水質の汚濁の事前防止を目的とするものです。届出書の記載事項や様式については水質汚濁防止法施行規則第3条及び同規則様式第1に規定されています。 一方、特定施設の設置に係る下水道管理者への届出は、下水道法(以下「法」という。)第12条の3において、処理区域内の特定施設の設置について下水道管理者が予めその計画を把握し、必要に応じて同法第12条の5に基づく変更を命じることができるようにすることで、特定施設からの悪質な下水が下水道に排除されることを未然に防止し、ついては下水道から公共用水域への放流水の水質の基準を法第8条の技術上の基準に適合させることを目的としており、届出書の記載事項や様式については下水道法施行規則第8条及び同規則別記様式第6に規定されています。また、法第12条の4において、法12条の3により届出をした特定施設の構造等について変更しようとするときは、その旨を下水道管理者に届け出なければならないとされています。 なお、提案理由中の下水道法第12条の届出は、除害施設の設置義務に関する規定であり、法令上の設置の届出義務はありませんが、下水道管理者が定める条例及び条例規則において、除害施設の設置についても公共下水道管理者に届け出ることとされている場合が多いと認識しています。	水質汚濁防止法第5条、同法第8条、水質汚濁防止法施行規則第3条、同規則様式1 下水道法第12条の3、同法第25条の18、下水道法施行規則第8条、同規則別記様式第6	対応不可	水質汚濁防止法第5条に規定する特定施設の設置に係る都道府県知事への届出は、特定施設から公共用水域の水質の汚濁に及ぼす影響を事前に確認しておくことを趣旨とした制度であり、一方、下水道法第12条の3に規定する特定施設の設置に係る下水道管理者への届出は、下水道管理者が、特定施設から下水道に排除される下水の水質規制を担保するための施設設置状況を確認することを趣旨とした制度であり、両制度は趣旨が異なるものであるため、届出書の統合等は困難であると考えます。 なお、それぞれの届出手続きについて、オンライン化等、必要な手続き負担軽減の取組を推進しているところです。	
94	令和3年10月12日	令和4年1月13日	法令に基づかない押印の見直しについて(国有財産使用)	財務省理財局が各府省に対し「行政財産を貸付け又は使用許可するする場合の取扱いの基準について」を通達し、国有財産関係の手続を統制してます。 https://www.mof.go.jp/about_mof/act/kokuji_tsuutatsu/tsuutatsu/TU-19580107-0001-14.htm#contents 各府省は、当該通達に基づき国有財産使用許可の申請を受け付け、申請に対し許可書の発行を事業者に行ってますが、別添様式12と13のとおり、押印が義務となっており、申請者(事業者)と国間の手続で非効率となっております。	上記通達の上位法は「国有財産法」になりますが、当該法律及び政令や省令は、国有財産使用許可に関し、押印義務はありません。 よって、規制改革推進事務局や行政改革事務局に尽力いただいた書面・押印・対面見直しの対象となっておらず、押印存続手続や押印を求めている会計手続等一覧にも出てきません。 ・ https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/imprint/document/201113document01.pdf ・ https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/imprint/document/manual/052_reference5_2.pdf 財務省理財局は、契約締結に当たる手続だと言ってますが、そうであれば通達という、一制度所管省庁の判断で定めれるやり方ではなく、しっかり法律・政令・省令で定めるべきと考えます。また、規制改革推進事務局や行政改革事務局とも連名で、押印が存続する手続として公表すべきです。 通達(様式含む)に押印欄があるため、国有財産を申請するためにわざわざ出社し、押印し、紙で郵送(または対面で交付)が発生します。コロナ禍において、テレワークの弊害となっております。 さらに、押印が義務だとした場合、電子情報処理組織で代替する措置を定めるべきです。押印に代わる措置として、電子署名又は識別符号及び暗唱符号を付すやりかたもあると思います(電子調達システム:GEPSと同様の手続)。 速やかに対応いただけることを切に願ってます。	個人	財務省	行政財産の使用又は収益の許可を受けようとする者には、「行政財産を貸付け又は使用許可する場合の取扱いの基準について」通達(昭和33年1月7日蔵管第1号)に定める「国有財産使用許可申請書」の提出を求めることとしており、当該申請書には申請者の押印を求める取り扱いとなっている。	行政財産を貸付け又は使用許可するする場合の取扱いの基準について(昭和33年1月7日蔵管第1号)	対応	令和3年12月24日付で「行政財産を貸付け又は使用許可する場合の取扱いの基準について」通達(昭和33年1月7日蔵管第1号)の改正を行い、様式12の国有財産使用許可申請書における押印を廃止いたしました。	
95	令和3年10月12日	令和3年12月2日	離婚後の元配偶者が受給する障害手当の子加算について	元配偶者が障害手当の子加算を受給していた場合、子加算を受給する条件に当てはまらなる事が明らかな場合、または元配偶者側からの訴えがある場合など、精査して受給停止出来るようにして欲しい。	障害手当の子加算については、主に子供と生計を共にしている。または金銭的援助などをしている場合などは、子供と一緒に住んでいなくとも子加算を受給出来るものと理解しておりますが、生計も共にせず金銭的な援助も面会や連絡すらしていない、出来ない状況でも受給者側で子加算の停止手続きをしない限り停止出来ないのは詐欺罪に当たると思います。また、本来貰えるべき子供達への手当が減る事も憲法違反では？ 離婚後に元配偶者に障害手当の子加算を受給する条件が無くなった場合、元配偶者側からも停止手続きを申請出来るようにすべき。 現行の制度では、元配偶者の年金番号などが分からない限り、年金事務所も子供手当福祉課など、担当可能な窓口が存在すらせず、泣き寝入りせざるを得ない状況です。 速やかに改善を。	個人	厚生労働省	・障害基礎年金の子の加算は、受給権者によって生計を維持している子(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び20歳未満で障害状態にある子に限る。)がいる場合に加算されます。子が受給権者によって生計を維持していることの確認は、通常、受給権者にその旨を記載した届書を毎年、誕生日の属する月の末日までに、日本年金機構に提出いただくことにより行っています。 ・しかしながら、ご提案理由にあるように、離婚した元配偶者の障害基礎年金に子の加算が加算されているが、元配偶者と子との間に生計維持関係がない旨の相談が年金事務所にあった場合は、年金事務所が当該障害基礎年金の受給権者に対して、子との生計維持関係があるかどうかを確認し、生計維持の状態が止んだときは、その旨の届出を提出するよう、受給権者に勧奨等することとしております。	国民年金法第33条の2、国民年金法施行規則第33条の6、第36条の3	現行制度下で対応可	制度の現状欄に記載のとおりです。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
96	令和3年10月12日	令和4年1月13日	自動車の車検・登録手続きについて	自動車(普通車)と軽四輪自動車の登録手続き場所の統一と分散	茨城県県西在住で、普通車１台と軽自動車２台保有しています。 先日、同一市内で転居し住所変更があったため、自分自身で車検証の住所変更にチャレンジしようとしました。 ネットで色々と調べた結果、以下の通りで、やる気を失いました。 車検そのものは別として、車検証の住所変更等は身近な市役所等での代行を是非検査頂きたく提案します。 1. 茨城県には手続きできる場所が県内２ヶ所だけ。 2. 更に、普通車と軽自動車は場所が異なる。 ・普通車は関東運輸局茨城運輸支局土浦自動車検査登録事務所(土浦市) ・軽自動車検査協会茨城事務所土浦支所(つくば市) 3. いずれも茨城県県西から1時間以上かかる。 4. 関東運輸局茨城運輸支局土浦自動車検査登録事務所に軽自動車について電話で問い合わせしたところ、管轄外とのことで場所も教えてくれない。 5. OSSの利用も検討しましたが、これも普通車だけ、また、受け取りに行くのであればメリットなし。	個人	警察庁 総務省 国土交通省	普通車（登録自動車）については、道路運送車両法第67条の規定により、使用者は、自動車検査証の記載事項について変更があったときは、その事由があった日から15日以内に、当該事項の変更について、国土交通大臣が行う自動車検査証の記入をうけなければならないとされています。また、軽自動車の検査等については法第74条の3により軽自動車検査協会が行うこととされており、車検証の記載事項の変更は法施行規則第47条の規定により、軽自動車検査協会に対して申請を行うこととされております。 引越しに伴う自動車に関する具体的な行政手続としては、自動車検査証の記載事項の変更、自動車の保管場所の申請・届出などがあります。これらについては、登録自動車については、「自動車保有関係手続のワンストップサービス（OSS）」を利用することによって、インターネット上で申請可能となっておりますが、軽自動車については現状、引越しに伴うこれらの各種行政手続は対応しておりません。また、変更後の車検証については支局等へ出頭しての受け取りが必要となっております。	道路運送車両法第67条、道路運送車両法第74条の3道路運送車両法施行規則第47条	検討を予定	軽自動車はその構造や装置が画一的であること、登録自動車に比して資産価値が低い等を踏まえ、国の代行機関として軽自動車検査協会に検査等の事務を行わせることにより、国の行政事務の簡素化を図っております。 自動車に係る申請を市役所等で代行することについては、上記観点を踏まえて慎重に検討する必要があると考えております。 一方で、自動車保有関係手続の申請者の負担軽減を図るため、OSSの利便性の向上に取り組んでいるところであり、その一環として令和5年１月（軽自動車は令和6年１月）自動車検査証の電子化を開始します。これにより、電子車検証をお持ちの方においては一部の手続きについて運輸支局等への出頭が不要となる予定です。 また、来年から、引越の際の負担軽減の観点から、個人によるOSSを使った住所変更の申請については、車検証の郵送での交換、ナンバープレートの交換については次回車検時まで猶予する取り組みを予定しております。	
97	令和3年10月12日	令和3年11月4日	金融庁による損害保険会社への調査強化・改善指導・罰則強化	2006年頃に、社会問題となった損害保険会社の不払い問題。 金融庁も度々調査を行い処分を下しているようだが、未だに改善されていないばかりか、保険法・損害保険ガイドラインなど遵守されておらず、顧問弁護士、調査会社を用いて契約者、被害者を脅迫し、事実と異なる事故に仕立て上げ、日常茶飯事に不払い行為を繰り返していることから、金融庁による損害保険会社への調査強化、改善指導、罰則強化を提案する。	SNSなどネットの掲示板などにも、各損害保険会社の不払い、顧問弁護士から脅迫、強要行為を受けたという報告が上がっている。各保険会社はCM、契約時など、～このような事故が発生した場合は、～このように支払いますと説明している。実際に事故を起した、事故に遭った場合、任意保険会社は対人・対物無制限で被害者に治療費等、休業損害、交通費等、慰謝料、後遺障害などを支払うことになるが、各損害保険会社の多くは自賠責保険範囲を超えた支出を抑えるために、損害保険会社による病院への圧力、虚言、顧問弁護士による被害者・契約者への脅迫・強要まで行い、保険請求を取下げさせる事案が多くなっています。また、人身傷害保険なども同様に、加害者側の保険会社が支払わない場合でも示談締結の有無にかかわらず、スピーディーに支払うと記載があるも、何かと理由をつけて出し渋りを行い支払いを拒むという現状であり、自動車保険に加入して万が一に事故に遭い、事故を起した場合、保険はほぼ使用できない。使用できても、自賠責保険の範囲内を超えると、支払われない、顧問弁護士による脅迫、強要まで始まるという状態に至っています。損害保険会社で勤務する者も、被害者、契約者への支払いを減らすことが会社に貢献することになり、成績になるとネットでも公言しています。要は不払いにした件数が多ければ出世できる。だからどんな手を使っても不払いにするとの事です。提案が実現した場合、契約者、被害者、病院などに適切な補償がなされることになり、損害の回復による利益、治療費の回収など経済的な効果は大いに得られると思います。	個人	金融庁	金融庁においては、保険会社向けの総合的な監督指針Ⅱ-4-4-2に従い、保険会社各社の保険金支払管理態勢について、日々モニタリングを行っております。 その上で、保険会社の業務の健全かつ適切な運営を確保し、保険契約者等の保護を図るため必要があると認めるときは、保険業法第128条、129条に基づき、保険会社に対して、報告徴求命令の発出や立入検査を実施いたします。また、同法第132条、133条に基づき、必要に応じて業務改善命令等の行政処分を行っております。	保険会社向けの総合的な監督指針Ⅱ-4-4-2 保険業法第128条、129条、132条、133条	現行制度下で対応可能	金融庁においては、今後も金融サービス利用者からの声などの各種情報に基づき、保険金等支払管理態勢について問題があると認められる場合には、必要に応じて法第128 条に基づき報告を求め、または法第129条に基づき立入検査を行い、重大な問題があると認められる場合には、法第132 条又は第133 条に基づき行政処分を行うものとします。	
98	令和3年10月12日	令和3年11月4日	原動機付自転車	普通自動車免許取得後1年経過した者に対して、原動機付自転車の最高速度30Km、2段階右折を廃止し、原付二種(2種)免許と同等の扱いとする。 普通自動車免許取得後1年経過した者には、原動機付自転車を原付二種（2種）で申請でき、黄色ナンバーが取得できるようにする。	現在、電動アシスト自転車は、時速24Kmまでアシストされ、最高速度は60Kmとなっています。しかしヘルメットもつけず、自賠責保険の加入も自治体によっては、任意です。 また、道路交通法違反時においても、警察官は簡単な注意等で実際にはほとんど取り締まりしておりません。 このような危険な乗り物を規制せずに、運転免許を取得していて、保険にも加入し、ヘルメットもつけている原動機付自転車の制限を大昔のまま放置し、現代の状態にそぐわないままになっています。また、現在規制緩和による電動キックボードにおいては、二段階右折禁止という対応。 原動機付自転車は自動車とならんで右折するのは危険なので、二段階右折を採用しているのに、明らかに速度の遅くもっと危険と思われる電動キックボードには二段階右折禁止という規制緩和。 現状を見据えて、古い法律を見直してください。	個人	警察庁	原動機付自転車の最高速度は原則として30キロメートル毎時とされているほか、一定の交差点において右折するときは、いわゆる二段階右折をしなければならないこととされています。 他方、総排気量が50cc超又は定格出力が0.6KW超の原動機を有する二輪車は、道路交通法（昭和35年法律第105号）上、普通自動二輪車（対応の概要欄において「普通二輪車」という。）等に該当し、その最高速度は、原則として60キロメートル毎時とされています。	道路交通法（昭和35年法律第105号）第２条、第３条、第22条及び第34条 道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第11条 道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第１条の２及び第２条	対応不可	原動機付自転車については、総排気量や定格出力に制限があり、車両の性能に一定の限界があるなどの理由により、その安全を確保する見地から、最高速度を30キロメートル毎時としています。また、原動機付自転車の右折方法の特例（いわゆる二段階右折）についても、車両の性能等を踏まえて、その安全を確保するために設けられたものです。 このように、現行の規定は、原動機付自転車の車両としての性能を踏まえて設けられたものであり、運転者が普通自動車運転免許を取得して１年が経過しているからといって直ちに安全が確保されるというものではないことから、御提案のような対応は困難であると考えています（車両等の通行方法は、運転する車両に応じて定められるものであり、運転者が保有する免許の種類及び免許を取得してからの期間のみに基づき定めることは適切ではありません。）。 なお、電動キックボード等の新たなモビリティを含む多様な交通主体全てにとっての新たな交通ルールの在り方について、当庁が開催する「多様な交通主体の交通ルール等の在り方に関する有識者検討会」において検討を進めています。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
99	令和3年10月12日	令和3年11月4日	年金機構への適用関係届書と健康保険組合への適用関係届書の共通化	健康保険及び厚生年金適用事業所の事業主（主に人事部、総務部）が、従業員の雇入時などに年金機構及び健康保険組合へ提出する「適用関係の各届書及び給付関係の各申請書（詳細は下記に例示する）」の共通化 ・例…適用関係・被保険者資格取得届、同資格喪失届、被扶養者異動届、標準報酬算定基礎届、標準報酬月額変更届など ・例…給付関係・傷病手当金申請書、出産手当金申請書、高額療養費請求書など	社会保険労務士事務所として顧客の従業員管理を業としていますが、現状では各健康保険組合毎に適用関係届出書及び給付関係申請書を年金機構の各様式とは違う独自様式で作成しており、健康保険組合宛に年金機構の用紙で提出すると「受け付けない」若しくは「次回から当組合の用紙を使用して提出せよ」などと非常に効率が悪い。（他の健保組合の用紙を使って提出した時も同様） 被保険者の適用や給付に必要な事項は同じであるはずなので、健保組合毎それぞれの独自様式を用意しておき（もしくは都度ダウンロード）使用するのは非効率。 同じ理由で、健保組合向けの電子申請がマイナポータル経由とされた事も非常に良くない！ 現状、社会保険適用請届および労働保険適用請届の電子申請は「e-Gov」経由のAPI方式を利用した申請となっているのに、なぜ健保組合向けの電子申請をマイナポータル経由としたのか？現状出回っている殆どの労務ソフトの電子申請システムがマイナポータル経由に対応できないため、新たな労務ソフトを導入もしくは従来労務ソフトとの「二本立て」になるなどのことを考えるととても健保組合向けに電子申請を選択する気にはなりません。	個人	厚生労働省	事業主が健康保険組合及び日本年金機構に提出する適用関係の届出については、それぞれ健康保険法施行規則及び厚生年金保険法施行規則において共通の様式が定められており、当該様式に基づいて提出することとされています。なお、当該様式については、必要に応じて所要の変更又は調整を加えることができることとされています。 被保険者が健康保険組合に提出する給付関係の届出については、健康保険法施行規則において届出に必要な事項が定められており、各健康保険組合においては、当該事項を満たす届出様式を定めて運用しているところです。 健康保険組合への電子申請については、令和2年11月より、マイナポータルを利用した電子申請が可能となっており、年金機構関係の電子申請についてもマイナポータルで申請が可能です。また、電子申請を利用する場合の適用関係の届出様式については、健康保険と厚生年金保険において共通化されているところです。	健康保険法施行規則第24条、25条、26条、29条、38条、84条、87条、109条 厚生年金保険法施行規則第15条、18条、19条、22条、	現行制度下で対応可能	制度の現状欄に記載のとおり、事業主が健康保険組合及び日本年金機構に提出する適用関係の届出については、マイナポータルを使用した電子申請を可能としているところであり、それぞれの届出様式についても共通様式の利用が可能となっています。	
100	令和3年10月12日	令和3年11月4日	高等学校学習指導要領等における必履修教科・科目の見直しについて	高等学校学習指導要領において、必履修教科・科目に国語,言語文化が含まれているが、その中で、古典(古文・漢文)に関する項目を削減・削除していただきたい(特に文法,単語等のきまりについて)。また学校教育法施行規則においても同様の改正をしていただきたい。	古典を学ぶことは、日本の文化を知るという点で重要な役割を果たしているが、社会で必要な知識 技能を学ぶという点においては、ほとんど意味をなさないと考えたから。特に、文法,単語に関しては暗記が多く、実用性がない。また、古典に親しむという目標にも、これらの暗記は必須でないと考える。日本には、古典のような言語に留まらず、数多くの文化があり、古典に限って集中的かつ機械的に学習 暗記することは、日本文化を知ろうえで非効率。“古典”という形ではなく“文化”という形で広く浅く、また、暗記を必須としないことが重要だと思う。古典を削減することにより、日本文化やデジタルの教育に時間を活用でき、学校が“ためになる教育”を提供することが可能、世界で活躍する人材の育成を進められる。	個人	文部科学省	「言語文化」については、主として「古典の学習について、日本人として大切にしてきた言語文化を積極的に享受して社会や自分との関わりの中でそれらを生かしていくという観点が弱く、学習意欲が高まらない」という課題を踏まえ、特にこうした課題が、古典を含む我が国の言語文化への理解を関係が深いことを考慮し、上代から近現代に受け継がれてきた我が国の言語文化への理解を深める科目として設定されました。 「言語文化」は、小学校及び中学校国語科と密接に関連し、その内容を発展させ、総合的な言語能力を育成する科目として、我が国の言語文化の担い手としての自覚を涵養し、社会人として生涯にわたって生活するために必要な国語の資質・能力の基礎を確実に身に付けることをねらいとしています。 古典の文法や語句については、「言語文化」の〔知識及び技能〕(1)言葉の特徴や使い方に関する事項「ウ　我が国の言語文化に特徴的な語句の量を増し、それらの文化的背景について理解を深め、文章の中で使うことを通して、語感を磨き語彙を豊かにすること」、(2)我が国の言語文化に関する事項の「ウ　古典の世界に親しむために、古典を読むために必要な文語のきまりや訓読のきまり、古典特有の表現などについて理解すること」等の指導事項が関連しています。	高等学校学習指導要領	対応不可	今般の学習指導要領では、子供たちがこれからの時代を生き抜く力を身に付けられるよう、全ての教科等において資質・能力を三つの柱（「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」）で整理しています。 こうした整理の下で「言語文化」の指導事項を規定していますが、その際、古典の文法や語句については、断片的な知識の習得とならないよう、古典の世界に親しむことを目指し、古典を読むために必要なものに限定して指導事項を設定しているところです。文法や語句を含む古典の学習は、左記のような「言語文化」のねらいの実現に向けて不可欠なものであり、古典を含む我が国の言語文化への理解を深めるためにも、文法や語句を含む古典の学習に励んでいただきたいと考えています。 高等学校学習指導要領については来年度から年次進行で実施される予定であり、来年度からの実施に向け、改訂の趣旨を踏まえた指導の徹底を図っていくこととしています。	
101	令和3年10月12日	令和3年11月4日	昇降機(エレベーター・エスカレーター)の保安基準充実	昇降機の保安基準は建築基準法や関連規定で制定されている。しかしその基準では昇降機のすべてを網羅しているとは言えない。そのため昇降機の製造会社及びその子会社による保守点検が確実に保守できるという状況である。一種の寡占状態となるため、点検費用やそれに伴う修繕費用には競争原理が働かず高額となる傾向がある。保安基準を充実することで保守業者の新規参入が促され、保安費用の圧縮が期待できる。	昇降機の保守業者は国が定める保安基準のほかに業者独自の保安マニュアルを持っている。これにより保守が確実にできるのが現状であるが、マニュアルは基本社外秘・持出厳禁となっている。理由としては製造会社しか知りえない技術的要素がふんだんに含まれているからである。そのため製造会社及びその子会社しか確実に保守できない要因である。それ以外の独立系点検会社も存在するが、多くは製造会社を退社した人が設立したものであり、完全な新規参入とは言い難い。 また点検による修繕は部品納入までに2～3か月要する(ほぼオーダーメイドで部品を作成するため)、早急な発注を促される。しかし修繕が必要な理由が社外秘のマニュアルによるものが多く、理由説明を求めても断られることがほとんど。行政でも昇降機の構造に詳しい職員は「一般財団法人 日本建築設備・昇降機センター」などに在籍するのみで数少ない。そのため部品費も含めた保守費用が高額であっても適正価格か否かが判断しにくい。 これも保安基準の内容が希薄であるため、専門知識を持つものが限られているからだ。2006年に起きたシンドラー社のエレベーター事故も製造業者と保守業者が違うことで、技術的な情報が共有されなかったためである。こうした悲劇を繰り返さないためにも国による不足がない統一的保安基準を設け、それに沿った形で昇降機の製造を促すべきである。それによって点検すればどの業者でも不具合を見つけられるような仕組みが必要だ。 また製造業者は電機メーカーが大半であるため、保安基準を制定する国土交通省以外に製造業を所管する経済産業省にも促す役目を担っていただく必要があると思う。	個人	経済産業省 国土交通省	建築基準法施行規則第1条の3においては、昇降機の確認申請を行う際の添付図書として、「保守点検の内容」の図書（保守点検マニュアル）の提出を義務づけており、この段階で保守点検に必要な情報は製造業者より所有者等へ共有されることとなります。 また、国土交通省では、統一的な基準として、昇降機の定期検査における具体的な検査方法や判定基準を告示で定めるとともに、昇降機を常時適法な状態に維持するための具体的な維持管理の方策として、平成28年2月に「昇降機の適切な維持管理に関する指針」を策定・公表・周知し、この中で、所有者等から保守点検業者に対し、保守点検マニュアル等を閲覧又は貸与することとしています。	建築基準法施行規則第1条の3第4項 建築基準法第8条 「昇降機の定期検査報告における検査の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件」（平成20年3月10日国土交通省告示第283号）	現行制度下で対応可能	制度の現状欄に記載のとおりです。	
102	令和3年10月12日	令和3年11月4日	海上保安庁の車両に対する緊急車両としての指定について	海上保安庁の保有する車両に対し緊急車両として指定していただきたい。機動救難士や特殊救難隊が使用する車両を緊急車両とし臨路から救助に向かう際の出場時間短縮をできるようにしていただきたい。また、密漁や密入国に対して迅速に対応できるようにその他の車両に対しても緊急走行を可能にしていただきたい。	海上保安庁は海での犯罪や救助に対し、陸路からも向かうため、緊急走行が可能な車両を有することにより今まで救ることができなかった人命を救うことが期待される。また、近年の状況から密漁やジェットスキーなどによる危険な航行に対しても迅速に対応できるため、検挙率向上や抑止力となることが期待される。国民の中にも海難救助に当たる海上保安庁が緊急車両を有していないことに声をあげる人もおり、実際に過去に新聞にも取り上げられており、緊急車両に指定することは国民の声に答えることになり国益にも繋がると考える。	個人	国土交通省 警察庁	緊急自動車については、一定の場合に車両の通行区分及び通行方法の特例が認められており、緊急走行が及ぼす一般交通への危険性との均衡を考慮した上で緊急自動車に指定することとなっております。 具体的には、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第13条第1項各号に規定されておりますが、現状、海上保安庁が使用する車両については対象とされておりません。	道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第13条第1項各号	現行制度下で対応可能	海上保安庁における救助・捜査活動の場は主として海上であり、事案対応時には巡視船艇や航空機を活用するほか、特に救助活動時においては、特殊救難隊（羽田空港に配置）や機動救難士（全国9か所の空港に配置）を、主に航空機を使用し迅速に展開していることから、海上保安庁が使用する車両については、緊急車両の指定は受けておりません。 なお、車両による出動を要する場合、必要に応じて、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第13条第2項に基づき、緊急自動車である警察用自動車に誘導を依頼し対応しておりますので、現行の制度により対応が可能と考えております。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
103	令和3年10月12日	令和3年12月2日	医療機器に該当するか否か	酸素濃縮機が医療機器に該当するか否かが　局に聞いても曖昧な回答しかない　明確な基準を設けるべき	酸素濃縮機を輸入したいが医療機器であるか否かにより　手続きが煩雑となっている 医療機器になりうる性能仕様の基準を明示してほしい 検査仕様等の基準値の証明が必要な時点で医療機器として判断されている 販売できる販社が限定されていることで価格競争が起こらず高額な医療機器相当を購入せざるを得ない そもそも仕様書と機器の性能データの不一致を行政が確認できるのか 医療機器のように該当されなければ検査対象に乗らない矛盾を明確な方法で開示してほしい 一般人には海外の優良医療機器相当機器を個人輸入することすらできない	個人	厚生労働省	医療機器への該当性については、当該機械器具が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下「医薬品医療機器等法」という。）第 2条第4項に規定する医療機器の定義に該当するかどうかで判断を行っています。	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第4項	事実誤認	医療機器への該当性については、「人若しくは動物の疾病の診断、治療若しくは予防に使用されること、又は人若しくは動物の身体の構造若しくは機能に影響を及ぼすことが目的とされる機械器具」（医薬品医療機器等法第2条第4項）により製品の使用目的等踏まえ、総合的に判断されます。従って、性能仕様の基準があるわけではありません。 また、個別製品の該当性の相談は、都道府県の薬務所管課にて受け付けているところです。	◎
104	令和3年10月12日	令和3年11月4日	育児休業給付金	育児休業給付金が育休中に子ども3人産んでから復帰したい場合に3人目適用にならない場合が多く、3人目も対象になるように法改正して欲しいです。	3人目の子どもを望んでも、2人目出産後仕事復帰してまた妊娠というのは仕事しながらだとハードルが高すぎる。 3人連続で産めて、その間の給付金があれば産もうとする人が増えるのでは？ また、極端かもしれないが、少子化の時に子どもを産んで、育てていくのだから養育者の税金をむしり取るのやめて欲しい。 3人以上産んだら所得税免除とか何かないと今の子育て世帯にはなかなか踏み切れないし、厳しい時代すぎます。	個人	厚生労働省	育児休業給付の支給対象者となるには、原則、休業開始日前２年間に被保険者期間が１２ヶ月以上必要です。ただし、この2年の間に出産といった事情で賃金の支払いを受けることができない期間がある場合には、その期間を2年に加算して最大で4年間とすることができます。 第3子の育児休業の場合であっても休業開始前2年間（上記により最大４年間）に１２ヶ月以上の被保険者期間があれば対象となります。	雇用保険法第61条の7第1項、雇用保険法施行規則101条の29	対応	制度の現状に記載のとおり。	
105	令和3年10月12日	令和3年12月2日	ドローン規制を国外と同水準に	模型航空機として扱う重量を現在の200gから米国FAAの基準の250gへ	映像制作分野・テレビ分野にてドローンを活用している者です。演者の状況や天候など不確定要素が多い状況で現在の法令に基づいた200g未満ドローンは活用がしやすく、安全も確保しやすいものとなっており、これを用いて完成した映像は他機材では代えがたい作品となり業務に不可欠なものとなっています。 今、国土交通省にてこの200g規制を100g規制に強化する案が議論中ですがこれは許せません。協議会には上記映像分野の活用視点での意見は全く取り入れられておらず、上記用途を潰す方向に議論されています。 200g未満ドローンで現在現場で活用されている機体は自作機で自動制御が付いておらず、数百～数千時間の練習と、機体を自分で作れる電子工作の知識・ソフトウェアの知識が必要であり、オペレータはこれを習得するのに多大な労力をかけ、また電波法も順守で資格・無線局免許も取得しております。 機体性能・パイロット/エンジニアとしての習熟度の面で、日本ではようやくこのスキルが映像産業向けにペイし始めてきた印象です。もし規制強化となれば大赤字ですし、なにより海外でどんどん生まれている新しい映像表現は日本ではほとんど作ることができず、とてもつまらない国になってしまうので海外移住も考えるレベルです。 また、世界的には250g規制となっているため、自作機体用のパーツはどんどん250g未満を目指したものが作られていますが、日本の規制200gには適用しづらいため、海外のドローンオペレーターとは差がつく一方です。 規制するのであれば、練習せずともだれでも飛ばすことができてしまう市販の自動制御付きの機体に対して行うべきと考えます。	個人	内閣官房 国土交通省	○　航空法第２条第22項において「無人航空機」とは、航空の用に供することができる飛行機、回転翼航空機、滑空機、飛行船その他政令で定める機器であつて構造上人が乗ることができないもののうち、遠隔操作又は自動操縦（プログラムにより自動的に操縦を行うことをいう。）により飛行させることができるもの（その重量その他の事由を勘案してその飛行により航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全が損なわれるおそれがないものとして国土交通省令で定めるものを除く。）をいい、航空法施行規則第５条の２で、200g未満のものを除外するよう定めています。 ○　無人航空機は、飛行禁止空域を飛行させるための許可や、定められた方法によらず飛行させるための承認を得て飛行させることができます。	航空法（昭和27年法律第231号） 航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号）	対応	○「小型無人機の有人地帯での目視外飛行実現に向けた制度設計の基本方針」（令和2年３月）に基づき、令和2年の航空法改正で、無人航空機の登録を義務付けるとともに、近年の技術進歩により、200g未満の機体であっても、屋外を安定的に飛行できるとみられるものが市販されているため、官民協議会における見直しの議論を経て、登録制度の導入に合わせ、実態に即した重量値に変更するものです。 ○　そのうえで、令和３年の航空法改正により創設された機体認証制度及び操縦技能証明制度により、現行制度で許可・承認が必要な飛行について、引き続き都度の審査なしに安全に実施いただけるよう、制度が施行される令和４年12月までに制度整備を行う予定としています。 ○　引き続き、無人航空機の飛行に係る安全を確保しながら、手続の簡素化等制度利用者の利便向上に努めつつ、無人航空機の利活用の拡大を後押しする方針です。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
106	令和3年10月12日	令和3年11月4日	特定不妊治療費助成事業の申請について	秋田県県利本荘市の場合、県(1回30万)と市(年度50万)の助成があります。 【その1】 市の方に聞くと県と市は縦割り社会のそれぞれに似たような申請書類を提出しています。 書類を共通化することにより、利便性やコスト削減になります 【その2】 申請する度に住民票など変更がない書類も再提出する必要があります。 前回の書類を流用することにより、コスト削減になります	【その1の場合】 県に提出する助成金額の振込先は、 (1)書類の申請時 (2)申請が決定した後の請求書 上記2度記載する必要があります。 確認すると(1)の時に記載した内容は、 ”振込には利用しないが個人情報の確認のために利用しています” と回答がありました。 個人情報の確認のために口座情報は不適切であると思われます。恐らくルール上記載が必要なだけで(1)の書類から省略はできると思われます。 また、申請決定後に請求書がくるのですが、 助成して欲しいために申請しているので請求しない場合は考えられないので省略ができます。 また、県と市に提出する書類で (1)住民票 (2)病院からの証明書と領収書 が重複しており共通化ができます。 【その2の場合】 住民票の変更があるか目視チェックが必要になりますが、恐らくどちらにせよ目視チェックはしていると思われるので、省略が出来ると思われます。 上記2項目が改善されることにより、 利便性の向上と無駄な書類作成とコスト(人件費/紙代)の削減ができるので、実施しない理由を見つけるほうが難しいと思われます。 市職員の顔色を見ても、 ”ルール上面倒ですがお願いします” というような対応で心苦しそうです。市職員の精神的ストレスも改善され、他の業務に注力する時間と力が確保できると思われます。	個人	厚生労働省	国の補助事業である「不妊に悩む方への特定治療支援事業」は、不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、高額な医療費がかかる配偶者間の不妊治療に要する費用の一部を助成するもので、実施主体は、都道府県、指定都市、中核市です。由利本荘市の助成は、国の補助事業ではなく、市独自の事業であるため、申請書類の共通化については、由利本荘市にて検討いただく必要があります。		現行制度下で対応可能	制度の現状欄に記載のとおりです。	
107	令和3年10月12日	令和3年12月2日	クロマグロ遊漁全域禁止について	クロマグロ遊漁全域禁止では無く1人2本などのバックリミット。ライセンス制。日本海域などの大雑把なエリアでは無く、各県海域での管理。 マグロ産卵期の巻き網漁業の規制を求めます。	水産庁による8月20日発出。21日からの「急な」クロマグロ遊漁全域禁止における、各地遊漁船、宿、コンビニ、ガソリンスタンド、飲食店が、お客さんから多数のキャンセルを受け、困っています。 水産庁が今シーズン当初からプレスリリースなどをせず、釣り人からの意見を聞かずに、瞬味なマグロの漁獲量のルールを作りました。 釣り人が各地に落とすお金は相当なものです。 水産庁が、消費税や各県の税収を激減させた。と言っても過言ではありません。 早急に、今シーズンは1人1本などのバックリミットを決め、出来るだけ早く、クロマグロ遊漁全域禁止を取り下げていただきたいです。 まずは、大手の巻き網漁業を規制してください。	個人	農林水産省	【遊漁】 クロマグロについては、中西部太平洋まぐろ類委員会（WCPFC）で決定した国際的な資源管理措置（2002-04年（平成14-16年）の平均漁獲量より小型魚は半減、大型魚は増加させない）に基づき、各国ごとに漁獲の上限を定め、これを超過した際には、翌年の漁獲から差し引かれるとの厳しい措置が採択されています。 これに基づき、我が国は、既に漁業者に対し厳格な数量管理を実施しています。このため、遊漁者についても、漁業者の取組に準じた協力をこれまでも求めてきましたが、資源管理の実効性を確保するため、遊漁についても一定の管理を行う必要性が生じてきたことから、令和3年3月に開催された広域漁業調整委員会で決定し、令和3年6月から広域漁業調整委員会指示による規制（小型魚の採捕禁止、大型魚の採捕報告）が導入されました。 その後、遊漁によるクロマグロの採捕が当初想定していた水準を大幅に上回る数量となり、このままの水準で推移すれば、漁業者を含めたクロマグロの資源管理の枠組みに支障を来すおそれが生じたことから、7月から8月に開催された広域漁業調整委員会で決定し、導入された広域漁業調整委員会指示に基づき8月21日以降、令和4年5月31日まで大型魚についても採捕禁止となったものです。 なお、今回の広域漁業調整委員会指示による遊漁への規制の導入にあたっては、幅広く遊漁者側の意見も踏まえた上で検討する必要があったことから、広域漁業調整委員会において、遊漁の全国団体である一般社団法人全日本釣り団体協議会、公益財団法人日本釣振興会、NPO法人ジャパンゲームフィッシュ協会、一般社団法人日本スポーツフィッシング協会の方に参加していただき、参考人として意見を聴取しています。 【まき網】 まき網については、平成27（2015）年以降、WCPFCの勧告に従って、既に厳格な数量管理による漁獲規制を実施しています。	【遊漁】 漁業法第121条等 【まき網】 漁業法第15条等	【遊漁】 検討に着手 【まき網】 対応	【遊漁】 制度の現状欄に記載のとおり、令和4年5月31日までは遊漁によるクロマグロの採捕は全面的に禁止となっています。令和4年6月以降のクロマグロの遊漁の管理のあり方については、今般新たに導入した規制の効果や実施を通じて浮かび上がった課題を検証した上で、クロマグロの資源管理全体の状況も踏まえつつ、御提案の論点も含め、関係者の意見を聞きながら決定したいと考えています。 【まき網】 制度の現状欄に記載のとおりです。	△
108	令和3年10月12日	令和3年12月2日	不動産に関する情報の一元化	（1）不動産登記簿に、用途地域や森林法、農地法などの規制情報と、ハザードマップの情報をリンクさせる。 （2）不動産取引で重要になるのは、建築確認図面や開発許可図面であり、これを紛失すると不動産の資産価値を損なうことから、これを登記図面に含める。 （3）不動産取引にあたり不動産業者が重要事項説明をした規制情報は、以後の取引でも活用できることから、重要事項説明書の内、規制情報の項目については、任意の登記情報とする。 （4）法務省の司法書士と土地家屋調査士に登記を独占するのではなく、建築士、宅地建物取引士、行政書士といった不動産に関係する許可・取引の幅広い専門家に登記業務を開放するべきである。	不動産登記簿を確認しても、ハザードマップ情報や、都市計画法・森林法・砂防法などの規制情報が、全く分からない。 それどころか、国有地においても、所有者が陸軍省や内務省など、存在しない役所名のままで放置されているのが実態である。 建築確認済や開発許可済の不動産でも、登記簿ではその有無すらも分からない。 たしかに、建物図面と地積測量図は登記されているが、建築確認や開発許可の図面がなければ、不動産の利用にあたって支障が生じるため、これらが登記されていないことから、不動産の資産価値を損なう結果も生じている。 あわせて、登記所の地図も、白地図となっており、航空図面と重ねられていないことから、どの地番がどこの不動産にあたるのか、不動産業や測量業のプロであっても分からないことがかなりある。 そもそも、住所と所在が紐付けられていないことも不便であり、民間企業の作成したブルーマップを利用して検索ができるといっても、あくまで民間が作ったものであって保証もなく、確認作業にはかなりの手間が生じている。	個人	デジタル庁 法務省 農林水産省 国土交通省	(1)，(3)について 不動産登記簿に登記すべき事項は，不動産登記法等に定められていますが，ハザードマップに記載されている災害リスク情報や都市計画法，森林法等で定める不動産に係る規制情報等は，登記すべき事項として定められていません。また，不動産取引にあたり不動産業者が重要事項説明をした不動産に係る規制情報についても同様です。 (2)について 建物の表題登記，建物の合体による登記などを申請する際には，申請情報と併せて建物図面を，土地の分筆の登記，土地の地積の更正の登記などを申請する際には同じく地積測量図を，登記所に提供すべきこととされています。 建物図面は，建物の位置及び形状を明らかにする趣旨で，地積測量図は申請に係る土地の地積及び求積の方法等を明らかにするとともに土地を特定する趣旨で，それぞれ提供を求められているものです。 （4）について 司法書士は，不動産登記手続（表示に関する登記を除く。）の代理を，土地家屋調査士は，不動産の表示に関する登記手続の代理を行うことを，それぞれ業とすることができ，それ以外の者がこれらを業として行った場合，司法書士法又は土地家屋調査士法に抵触することとなります。	民法第１７７条 不動産登記法第１条，第２５条第２号，第２７条，第５９条等 司法書士法第３条，第６条，第７３条 土地家屋調査士法第３受，第６条，第６８条 不動産登記令第７条第１項第６号，同別表第６項，第８項，第１２項，第１３項等 不動産登記規則第７３条第２項，第７４条第２項，第７７条各項，第８２条各項等	対応不可	(1)，(3)について 不動産登記法（以下「不登法」という。）は，不動産の表示及び不動産に関する権利を公示するための登記に関する制度について定めることにより，国民の権利の保全を図り，もって取引の安全と円滑に資することを目的としており（不登法第１条），このような趣旨のもと，不登法第２７条，第５９条等により，登記事項が定められており，登記事項以外の事項を登記記録として登記することはできないこととされています（不登法第２５条第２号）。御提案にあるハザードマップに記載されている災害リスク情報や都市計画法・森林法等で定める不動産に係る規制情報等は不登法上登記事項とすることは想定されておらず，適切でないと考えます。 (2)について 登記申請の際に，建物図面や地積測量図の提供が求められる趣旨は，「制度の現状」欄に記載したとおりであるところ，登記申請に際し，御提案のような建築確認図面や開発許可図面の提供まで求めることは，左記趣旨とは隔たりがあるほか，登記の申請人に過度な負担を課すこととなり，適切でないと考えます。 (4)について 国民の権利に多大な影響を及ぼす登記業務を適正・円滑に行うためには，登記に関する知識及び相当の法律的専門知識を有する者が登記申請業務を取り扱う必要があることから，不動産登記手続（表示に関する登記を除く。）の代理は司法書士の独占業務とされ，表示に関する登記手続の代理は土地家屋調査士の独占業務とされています。 これは，司法書士及び土地家屋調査士については，司法書士法第６条及び土地家屋調査士法第６条に基づきそれぞれ試験が実施され，その業務を行うのに必要な知識及び能力を有すると認められる者に資格を付与することにより，国民の権利の保護に資することによるものです。 そのため，このような制度的な能力担保がされていない者について，登記手続の代理を行うことを業として認めることは適切ではないと考えます。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
109	令和3年10月12日	令和4年1月13日	マイナンバーカードにより発行した印鑑証明書の効力について	先日、マイナンバーカードを使用してコンビニで印鑑証明書を発行しました。不動産売買のために必要とのことで準備をしておりました。しかし、某法律事務所に確認したところ、コンビニで発行された印鑑証明書は、本物か偽物かの見極めが事務所では困難なので、市役所から直接発行された印鑑証明書を準備するように指示を受けました。当方にとっては、二度手間で費用も二重負担となりました。コンビニで発行された印鑑証明書等の証明書類が公的に有効である旨を国から直接業界等、証明書類を受領する団体へ徹底していただけないでしょうか。そうしなければ、マイナンバーカード取得の決め手に欠けることになりますよ。是非改善方お願いいたします。	・何度も役所に行く必要がなくなり、手間暇がかからなくなります。最寄りのコンビニで即座に証明書を取得できます。 ・証明書類を何度も取得する必要がなくなり、費用負担の軽減になります。 ・国のお墨付けがあれば、コンビニでの証明書発行が促進され、ひいては、マイナンバーカード取得の促進につながります。	個人	総務省	個人番号カードを利用した印鑑登録証明書のコンビニ交付について、各市区町村の印鑑登録条例等で定めている場合は、当該市区町村の住民は、印鑑登録証明書をコンビニで発行することができます。	印鑑登録証明事務処理要領	その他	コンビニの端末から発行される印鑑登録証明書にも偽造防止対策は施されており、本物かどうかの判断は行うことが出来ます。 総務省においても、引き続きコンビニ交付サービスについて更なる普及拡大を図るとともに、制度の適切な運用に努めて参ります。	
110	令和3年10月12日	令和3年12月2日	安定供給や国家安全保障リスク等の課題を内包する血液事業を献血者と産業基盤強化の視点で再構築する。	現在の血液事業は血液法の下で国策事業として厚労省が運営管理しており、国が主導しなければ課題解決はできない。 国の血漿分画製剤産業政策として「新たな採血組織」の参入と同時に「新たな事業体制」を構築する事で脆弱な産業基盤強化と国際化を図り、平時だけでなく大災害やパンデミック等の緊急時の安定供給リスクを低減する。 ＜提案策＞ 1.原料血漿の確保を目的とした「新規採血組織」の設立を支援 2.国内外事業者に国内供給ルートの分散化を推進（一部原料血漿を海外工場へ輸出し製剤を輸入等） 3.新規採血組織が示す「余剰（廃棄）中間原料の有効活用モデル」を具体化する（余剰製剤を活用した国際貢献等）	＜理由＞ 1.医薬品は医政局経済課が医薬品産業ビジョン、ワクチン産業ビジョンを示し、国の医薬品産業政策を示している。しかし血液製剤産業政策は経済課の管轄外として記述はない。血液製剤は血液法の下で事業政策全般を厚労省医薬生活衛生局血液対策課が主管しているが、過去に血液製剤産業ビジョンとして示したものはない。現在の日本の血漿分画製剤産業は欧米に比べ脆弱な事を献血者、国民や患者さんは知らない。 2.血液事業の課題は厚労省の審議会（血液事業部会）で約15年前から再々指摘されているが、課題解決に向けた政策が一部しか具体化されていない。 3.5年ごとに改正される「血液法の基本方針」は2019年に改定され、次期改正年度までに解決するべき課題が具体的に示されたが、現時点で、これら課題に関して国と国内外事業関係者との具体的議論はない。 4.人口の少子高齢化で将来の献血者不足が懸念されている。献血者には「無償の献血による社会貢献」が求められているが、「献血者の社会貢献に報いる」インセンティブを強化することで献血者の安定確保を図る必要がある。 ＜提案が実現した際の効果＞ 1.新規採血組織では、希望する献血者に麻疹、COVID-19等の感染症抗体価の測定、ワクチン接種、社会貢献ポイント等のサービスで献血者の健康管理や公衆衛生に貢献できる 2.特殊免疫グロブリン製剤用原料血漿の国内自給 3.平時、緊急時を含め血漿分画製剤の国内需要の増減に柔軟に対応できる原料血漿の安定供給体制の確保 4.現在は廃棄している国内に需要の無い余剰原料血漿の有効利用（国際貢献） 5.分画事業者の原料血漿コスト削減効果	個人	厚生労働省	＜提案策1について＞ 令和2（2020）年改正血液法施行により、採血業許可基準を明確化しました。 改正以前の血液法では、不許可になる可能性のある場合が列挙されていましたが、新規参入者が満たすべき積極的な基準が規定されていませんでした。献血者の保護及び採血業への新規参入者の予見可能性の確保を図るため、採血業の許可基準を明確化しました。 ＜提案策2について＞ 平成31（2019）年3月改正の血液法の基本方針第五の二　原料血漿の配分において 「国は、現に原料血漿が配分されている製造販売業者に加え、新たに原料血漿の配分を希望し、これを原料に国内に血漿分画製剤を供給しようとする製造販売業者等に対し審議会が法の目的及び基本理念を踏まえて決定する配分ルールに従って配分することとする。この場合、外国に製造所を有する製造販売業者等も配分の対象となり得る。」としています。 ＜提案3について＞ 平成31（2019）年3月改正の血液法の基本方針第五の四　血漿分画製剤の輸出等において 「今まで廃棄されていた連産工程の中で生じる国内献血由来の中間原料を活用した血漿分画製剤の輸出など、献血血液の有効活用及び海外の患者のアンメット・メディカルニーズに資することを目的とした血漿分画製剤の輸出については、国内の血液製剤の国内自給と安定供給の確保に支障が生じない範囲で行うものとする。」としています。	1. 安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和31年法律第160号）第13条第2項 2. 血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保を図るための基本的な方針（平成31年厚生労働省告示第49号）第五の二 3. 血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保を図るための基本的な方針（平成31年厚生労働省告示第49号）第五の四	現行制度下で対応可能	提案内容について、現行制度下で対応可能ですが、いただいたご意見も踏まえて、今後の血液事業の在り方を検討していきます。	
111	令和3年10月12日	令和4年8月19日	交通量データについて	道路管理者と交通管理者が実施する交通量調査結果（ビッグデータ）を、公開（オープンデータ化）すべき	現在、道路管理者および交通管理者が、それぞれが交通量調査を実施している。両者はそれぞれ目的及び方法が異なり、データ計測の仕方も異なっており、安易に集計することはできないかもしれない。 しかしながら、都市活動を可視化するためには、道路交通は重要なデータであり、これを活用した研究やサービスが提供されることによって、国民の利益となる。また、互いのデータが相互に利用されない結果、無駄な委託費をつかって調査を何回もやることも回避できる。 特定の部署でホコリをかぶったデータにしておくのはとても勿体ないので、ぜひ公開されたい。 （なお、道路管理者が実施している道路交通センサスは公表されていると認識。一方、交通管理者が主に信号制御などにも用いているトラカンデータは公表されていないと認識。トラカンデータは、「時間単位」「日単位」で集計できるかと思うので、かなり有用なデータである。交通量は現場にいて根気さえあれば誰でも集計できるので秘匿する必要もない。利用・集計等に留意する点があれば、それをしっかり明記して利用者の責任とすればよい。）	個人	警察庁 国土交通省	御提案に記載の「交通量調査」の示すところが定かではございませんが、現状は以下の通りです。 概ね5年に1回程度、国土交通省において実施している「全国道路・街路交通情勢調査（道路交通センサス）」における交通量のデータについては、ご認識のとおり公表を行っています。また、道路交通センサスにおいては、警察庁が取得しているデータについても、当該調査に活用しているところです。 国土交通省では、道路管理用で直轄国道上に設置している常設の車両感知器等の日常的に収集しているデータについては、詳細なデータの常時公表は行っておりません。一方、交通量データの社会的ニーズが特に高くなる時（GWや年末年始など）には、地域や期間を限定し集計した形でデータの公表を行っているところです。		検討を予定	日常的に収集している交通量情報等のデータについては、誰もが使いやすい環境を整えることが重要であることから、当該データのさらなるオープン化に向け、関係省庁が連携して検討を進めてまいります。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
112	令和3年10月12日	【総務省】 令和5年4月26日 【内閣府・厚生労働省】 令和3年12月2日	ハローワーク、役所への提出書類のフォーマット統一	住民税切替申請書、就労証明書などが現在、各自治体で独自のフォーマットで用意されています。 その都度、該当する自治体のホームページでダウンロードして、書き方を調べて記載するという作業をしています。 全自治体で同じ書類はフォーマットを1つ（難しければ、3つくらいに）に統一してほしいです。	【提案理由】 従業員の異動や保育園の入所などのたびに事務作業が発生しています。 各自治体でフォーマットが違うため、書類の入手、記入方法の確認、手書きでの記入（バラバラの為、自動で入力することができません）に時間がかかっています。 特に、4月などの入社が被る時期は通常の業務に影響が出ます。 【統一して欲しい書類】 ・特別徴収切替申請書 ・普通徴収切替申請書 ・保育園入所時の就労証明書 ・就職時の就労証明書 ・再就職手当申請書 【実現時の効果】 ・各会社の事務員のフォーマットを探す手間が省けます。 ・各会社の事務員の記入に悩む時間が減ります。 ・フォーマットが1つになれば、民間の労務サービスが登録済みの社員情報より自動で申請用紙を作成する機能を実装させると思われます。 ・住民税切替申請書などを住民税額決定通知書と一緒に送る必要がなくなり、紙のコストが下がります。（また、脱炭素に寄与できます） ・いずれ電子申請にする時に、データが単一になるため、実装しやすくなります。	個人	内閣府 総務省 厚生労働省	【内閣府・厚生労働省】 保育の入所申請の際に同時に行われることの多い保育の必要性認定に際して、認定を受ける理由となる事項を証明する書類を添付することとされています（子ども・子育て支援法施行規則第2条第2項第2号、同第11条第2項第2号）。 また、就労を理由に認定を受ける場合には、一月当たり市町村が定める時間以上労働することを常態とすることが必要です（同第1条の5第1号、同附則第2条）。 法令上で書類の指定等はしておらず、市町村がそれぞれに定めていますが、就労を理由に認定を受ける場合に、証明する書類として就労証明書を求める市区町村が多いことから、就労証明書の様式については、平成29年に標準的様式、令和元年に大都市向け標準的様式を公表し、各市町村に活用を促してきています。令和元年8月末時点で、令和2年4月1日入所分からの活用を予定していた自治体を含め、全市区町村の過半数、大都市の約6割が標準的な様式を活用しています。 【総務省】 ・個人住民税の普通徴収から特別徴収への切替えに係る申請書に相当するものについては、地方税法令上特に規定はありませんが、eLTAX（地方税ポータルシステム）上で入力項目が統一され、電子申請が可能となっています。 ・個人住民税の特別徴収から普通徴収への切替えに係る申請書に相当するものについては、地方税法令上には「給与支払報告（特別徴収）に係る給与所得者異動届出書」の様式がありますが、地方団体が任意様式を用いて記載を求めていた特別徴収から普通徴収への切替えに係る記載事項について、統一してほしいという要望があったことを踏まえ、令和2年度において、地方税法令上の様式に、任意様式のうち必要な記載事項を追加する改正を行ったところであり、こちらも統一した入力項目でeLTAXでの電子申請が可能となっています。	【内閣府・厚生労働省】 子ども・子育て支援法施行規則第1条の5第1号、同第2条第2項第2号、同第11条第2項第2号、同附則第2条 【総務省】 地方税法第321条の5第3項 地方税法施行規則第10条 施行規則第18号様式	【内閣府・厚生労働省】 対応 【総務省】 現状の制度で対応可能	【内閣府・厚生労働省】 ＜保育所について＞ 　就労証明書の作成手続の負担軽減を図るため、令和2年7月に閣議決定した「規制改革実施計画」において、デジタルで完結する仕組みを前提に、標準的な様式について活用状況等を調査し、更なる普及に向けた取組を推進する旨示したところです。 　その活用状況調査の結果を踏まえ、更なる活用の促進に向けて、国がこれまで示してきた様式のうち、保育の必要性の認定のために必要最小限の項目を盛り込んだ「標準的様式」の改定版を「標準的様式（簡易版）」として、また、利用調整のために「標準的様式」よりも多くの項目を求める「大都市向け標準的様式」の改定版を「標準的様式（詳細版）」として、令和3年7月にお示ししました。これらの様式について、できる限り令和4年4月入所分から活用していただくよう働きかけています。 　また、企業等において就労証明書を電子的に作成できるようにするため、市区町村が定めた様式を原則として「ホームページ等」において電子媒体等で配布すること、電子申請環境の整備を進めることについても、併せて、市区町村に対して促しております。 【総務省】 　制度の現状のとおりです。	
113	令和3年10月12日	令和3年11月4日	国土地理院と林野庁の連携による効率的な地理空間情報の整備・提供について	行政の縦割りを排し、国土地理院と林野庁の連携を強化し、林野庁において管理する空中写真（オルソ画像、デジタル撮影の単写真全て）について、地理院地図を利用して国民に提供することを提案します。	【現状と課題】 国土地理院の運営する地理院地図において、「最新の空中写真」というレイヤーで全国の空中写真が閲覧できるが、北海道・東北地方を中心に、50年前の1970年代の空中写真となっている。このような地域では、現在の国土の様子を地理院地図で把握することができないばかりではなく、災害発生時には「被災前」の様子が地理院地図の空中写真では分からないため、被災状況の把握や情報提供にも支障を来しかねない状況である。 一方、林野庁においては、国土地理院と地域を分担して、毎年、全国の森林地域の空中写真撮影を実施している（都道府県林野部局が撮影し、林野庁で写真を管理しているものも含む）。空中写真は、国土の様子を知るための貴重な資料だが、林野庁管理の空中写真は、販売はなされているものの、Webサイト上では閲覧することができない（林野庁から国土地理院が購入したオルソ画像は、地理院地図で閲覧できるものの、林野庁管理の空中写真の一部に留まっている）。 【効果】 ・地理院地図で、林野庁管理分を含む新鮮な空中写真が提供されることにより、国民が正確な国土の現状を知ることができる。 ・災害時に被災前の国土の状況が分かるため、被災状況を的確に把握することができる。 ・林野庁の地理情報システム（国有林GISなど）の背景図として、国土地理院から配信される新鮮な空中写真が利用できる。 ※既存の測量成果、システムを利用するため、国土地理院において新たに空中写真撮影を実施したり、林野庁が独自に国有林GISの背景図を整備したりすることに比べ、大幅に低廉な費用で上記のことが実現できる。	個人	農林水産省 国土交通省	国土地理院と林野庁は、重複撮影を避けるため、撮影エリアの分担を行い空中写真撮影を実施してきました。 このうち、林野庁は、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第7条の2の規定に基づく国有林の地域別の森林計画樹立及び同法5条の規定に基づく民有林の地域森林計画樹立に必要な基礎資料として、林野庁と各都道府県でさらに撮影エリアを分担し、撮影を実施してきました。 ただし、林野庁が撮影を担当している国有林を中心としたエリアについては、H26年～R元年度に撮影したものが最新ですが、都道府県が担当するエリアについては、予算事情等から相当期間撮影されていないエリアもあります。 国土地理院では、測量法（昭和24年法律第188号）第42条第3項の規定に基づき林野庁及び都道府県から空中写真の保管を委託され、公共測量成果であるオルソ画像について、測量法第44条第2項の規定に基づく使用の承認を林野庁から得て、ウェブ地図「地理院地図」から順次公開しています。	測量法（昭和24年法律第188号）第42条第3項、同法第44条第2項、森林法（昭和26年法律第249号）第5条、同法第7条の2、国有財産法（昭和23年法律第73号）	現行制度下で対応可能	国土地理院と林野庁では、今後も引き続き、林野庁が撮影したエリア及び都道府県が撮影したエリアの空中写真について、適切に連携し、ウェブ地図「地理院地図」から順次公開してまいります。	
114	令和3年10月12日	令和3年11月4日	自賠責保険のインターネット加入の推進	現在、250cc未満の車検がない二輪車についてはコンビニエンスストア等でも自賠責保険の加入・更新ができるのに対して、250cc以上の車両に対する自賠責保険の加入・更新手続きは、保険代理店に出向くことが必須である。 全ての車両の自賠責保険の加入・更新手続きを、代理店に出向かなくても、自宅やコンビニ等から行えるようにできないか。	任意保険と自賠責保険の引受保険会社を同一にする方が、万が一の事故処理の際に相手型への支払いがスムーズであることが考えられる。 現在の制度では、車検が必要な車については保険代理店に出向かなければ新規加入・更新ができない。車検場によっては、加入する保険会社が選択できない場合もある。そこで、車検を受ける前に自分でオンラインで自賠責保険を更新できれば、任意の保険会社を引受会社として自賠責保険に加入することができる。 また、時折、自賠責保険が「無保険」で走行する自動車・バイクがいる。これについては車検切れとなっている場合が多いと思われるので保険だけで解決できるものではないが、例えば車検のための回送の時を考えても、保険をオンラインで加入できるようになれば、役所に仮ナンバーを申請するだけで運行が可能になる。（現状では保険代理店と役所の両方に出向かなければならないので面倒である。）	個人	金融庁 国土交通省	自賠責保険の契約締結手続きについては、保険業法第4条第2項第2号および保険業法施行規則第8条に基づき、事業方法書において定められていますが、保険代理店において契約手続きをしなければならない取扱いとはなっておりません。	保険業法第4条第2項第2号、保険業法施行規則第8条	現行制度下で対応可能	制度の現状に記載のとおり、契約手続きにつきまして、法令上の定めはございません。現状においても、各保険会社の窓口において、自賠責保険への加入手続きを行うことが可能となっております。また、損害保険会社各社においては、自賠責保険制度の安定的な運営を前提として、コンビニエンスストアでの加入・更新等を含め利用者利便の向上に資する取組みについて検討を行っているものと承知しています。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
115	令和3年10月12日	令和3年11月4日	セーフティネット緩和要件の緩和	民間金融機関でコロナ融資を受けるためセーフティネット4号について、原則昨年との売上比較が要件になっている。コロナ影響が長期化している中、昨年比較は酷。緩和要件になっている「店舗が増えた場合など」の文言を撤廃し、全ての企業が令和元年との比較も可能にすべきです。	円滑な資金繰りの実現。特に、現在のコロナ融資で元金据置を1年程度としていた企業は返済が開始しており、条件変更をすると保証料負担が発生するので、コロナ資金を借換して再度長期間の元金据置ができるようにすることにより、倒産リスクを軽減。	個人	経済産業省	セーフティネット保証４号は、自然災害等の突発的事由（噴火、地震、台風等）により経営の安定に支障を生じている中小企業者への資金供給の円滑化を図るため、災害救助法が適用された場合及び都道府県から要請があり国として指定する必要があると認める場合に、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で借入債務の100%を保証する制度です。 また、本制度を利用するためには、市区町村長の認定が必要となります。その認定要件は、指定地域において1年間以上継続して事業を行っており、災害の発生に起因して、当該災害の影響を受けた後、原則として最近1か月の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれることとなっております。	中小企業信用保険法	事実誤認	「売上高等」を前年と比較する際、事故や災害等の特殊事情により前年同期の売上高等が著しく低かった場合であって、その特殊事情が合理的に説明できるものであれば、認定にあたって考慮することを認めております。 したがって、現行制度においても中小企業者の個々の状況により、コロナの影響を受ける以前の時期との比較は可能です。	
116	令和3年10月12日	令和3年12月2日	産業医配置基準の改訂およびオンライン面談の実現	現在、産業医の配置義務は従業員50人以上の事業場のみに課されている。 しかし技術革新により大規模な事業場でも人員が減っていること、スタートアップやベンチャー企業等の小規模な事業場が増加していること。さらに事業場の大小を問わず心身のアクシデントを起こす従業員が少なからずいることを考慮すると、産業医・保健師の配置及び業務委託を結ぶことをすべての事業場に課すべきと考えます。 また事業場の所在地によっては産業医の確保が困難な地域もあることを踏まえ、オンラインを用いた非対面の面談も実施できるように併せて提案します。	地方の中小企業で総務部勤務です。 全社で約100人従業員が居りますが、営業所が複数箇所にあるため、本社に常勤しているのは約40人となっています。労働安全衛生法等の基準では産業医の配置基準が50人以上の事業場に限定されていることから、この会社には配置義務が生じておりません。 しかし健康診断で異常があると指摘されても、その後の再検査受診や健康指導の働きかけが無いためそのまま放置している社員が少なくありません。また社内のモラハラ等でメンタル面のケアが必要な社員や障害者雇用で勤務している社員の医療的な指導ができない状況です。 またﾄｶ所当たり4～5人の営業所は管理職が不在なことも多く、必要な配慮が行き届かないこともあります。 令和2年11月18日の第4回 雇用・人づくりワーキング・グループでもこれについてご議論されたようですが、ZoomやTeamsを活用してのオンラインを活用しての産業医面談の実現に向けてご検討をお願いいたします。	個人	厚生労働省	（産業医の選任について） 常時50人以上の労働者を使用する事業場において、労働安全衛生法第13条の規定に基づき、事業者は産業医を選任し、産業医に労働者の健康管理等を行わせることを義務づけています。 （産業医の選任義務のない事業場の労働者の健康管理等） 産業医の選任義務のない事業場において、労働安全衛生法第13条の２の規程に基づき、事業者は、労働者の健康管理等を行うのに必要な医学に関する知識を有する医師や保健師に、労働者の健康管理等を行わせるよう努めなければなりません。 （産業医のオンライン活動について） 令和3年３月31日付け基発0331第4号「情報通信機器を用いた産業医の職務の一部実施に関する留意事項等について」において、情報通信機器を用いて遠隔で産業医の職務の一部を実施することについて考え方及び留意すべき事項を示しております。（※産業医が一定の要件のもと情報通信機器を用いて遠隔で面接指導を実施することは可能です。）	労働安全衛生法	対応不可（一部は、現行制度下で対応可能）	（産業医等の選任について） 労働安全衛生法第13条の規定に基づく産業医の選任については、常時50人以上の労働者を使用する事業場に選任を義務づけています。常時50人未満の労働者を使用する小規模事業場に対し、産業医の選任を義務付けることについては、小規模な事業場に大きな経済負担が発生すること等から、一律に産業医の選任義務を課すことは困難です。 また、全ての事業場に対し、保健師の配置を義務づけることについても、同様の理由から、困難です。 しかしながら、労働者の健康障害防止の観点から、事業場の産業保健活動の取組を推進することは重要であると考えており、事業者の産業保健活動を支援するため、産業保健総合支援センター及びその地域窓口において、 ・産業保健関係者や事業者等にたいする研修やセミナーの実施、 ・小規模事業場が産業医等と契約して産業医活動等を実施した場合に、その経費の一部を助成、 ・医師や保健師等が小規模事業場を訪問し、事業場の各種健康管理の状況を踏まえ、総合的な助言や指導を実施 等のサービスを実施しているところです。引き続きこうした取組を通じ、事業場の産業保健活動の推進に努めてまいります。 （産業医のオンラインでの活動について） 令和3年3月31日付けで通知を発出し、オンラインで実施可能な産業医の業務と考え方等の明確化をしたところであり、現時点でオンラインを活用した面接指導の実施は可能です。	
117	令和3年10月12日	令和3年11月4日	派遣労働契約について	派遣労働契約について、3年ルールや5年の無期転換ルールを設けたため、その前に派遣契約を切ったり(雇止め)されることが多いです。正社員になれることなどほぼありません。 現在も、上記のルールは労働者を逆に苦しめており、罰則がないため、企業のやりたい放題です。 早急に企業に厳しい罰則を設けるか、ルールの改善をお願いします。	正社員で働きたくても難しい昨今、非正規社員でしょうがなく働いている人は多いです。私も5年以上派遣契約した会社に無期転換ルールが施行される前に雇止めになり、悔しい思いをしました。また、非正規から社員になる転職活動をしましたが、派遣の経験が長いと通らないため、今も派遣で働いてますが、 満3年の契約が近いため、その前に契約を切られそうです。 もちろん今の契約先で長く働きたいですが、派遣元も派遣先も労働者側の気持ちなんてお構いなしです。 3年ルールと5年ルールができたために、その前に雇止めにされ、正社員になれることなんか皆無で、このルールは全く良い方向に働いてません。このルールの改善と企業側に厳しい罰則を下せるようにしてください。派遣会社と派遣社員を雇う企業だけが得をして、労働者を使い捨てする世の中はもう時代遅れです。非正規社員が減少すれば結婚できたり、家を買ったり、経済的に確実に日本はうるおうと思います。非正規社員のままでは経済的余裕はまったくありません。早急の改善のよろしくお願いいたします。	個人	厚生労働省	労働者派遣法第35条の３は、派遣元事業主は、派遣先の事業所その他派遣就業の場所における組織単位ごとの業務について、三年を超える期間継続して同一の派遣労働者に係る労働者派遣を行ってはならないとしています。 労働契約法第18条において、同一の使用者との間で締結された二以上の有期労働契約の通算契約期間が五年を超える労働者が、当該使用者に対し、現に締結している有期労働契約の契約期間が満了する日までの間に、当該満了する日の翌日から労務が提供される期間の定めのない労働契約の締結の申込みをしたときは、使用者は当該申込みを承諾したものとみなすことが規定されています。	労働者派遣法第35条の３ 労働契約法第18条	対応不可	（個人単位の期間制限について） 労働者派遣法第35条の３の趣旨は、労働者派遣が臨時かつ一時的な就業形態であることから、常用代替を防止すること、労働者が同一の派遣先に固定されることによるキャリアアップの阻害を防止することにあります。 また、上限の３年に達する派遣労働者については、派遣元事業主に対し、派遣先における直接雇用の依頼や新たな派遣先の提供等の雇用安定措置を講ずる義務があり、令和3年４月１日からは、派遣会社は、雇用安定措置を講ずるに当たって、派遣労働者が希望する措置内容等を聴取し、派遣元管理台帳に聴取した内容を記載することを義務化しています。 （無期転換ルールについて） 無期転換ルールは、有期労働契約が反復更新され、実際には期間の定めのない無期労働契約に近い実態となっている労働者が多い等の指摘があったことをふまえ、こうした有期労働契約の濫用的な利用を防止し、雇用の安定を図るために導入された規定です。 労働契約法は民事法規であるため罰則規定を設けることはその性質になじみませんが、厚生労働省としては、無期転換ルールを意図的に避ける目的で雇止めを行うことは、労働契約法の趣旨に照らして望ましいものではないと考えております。 このため、このような実態を把握した場合には、引き続き都道府県労働局において必要な啓発指導を行う等、適切に対応してまいります。	
118	令和3年10月12日	令和3年12月2日	救急車高速無料化に伴う手続煩雑化は不当	救急車が病院から帰る途上にも高速道路を無料で通行できるようにはなったが、道路公団からの指示で、通行証明書を提出するか、証明書がない場合は出口料金所にて乗車員の名刺を提出することになった。名刺の裏には利用ICと利用時間と救急車のナンバーを記載することになった。さらに毎月の通行記録を消防本部ごとに後日郵送しなければならない。監視カメラ等で救急車の外観とナンバープレートの確認ができれば、名刺の提出などは不要であるはずだ。本来は救急車を一刻も早く待機状態に戻すために始まった取り組みであるはずが。即座に撤廃し、通過に伴う手続きを救急隊員に負担させないようにするべきだ。	我が消防本部では、救急車に通行証明書を積載しない方針である。ゆえに無料通行時には名刺の提出が必要とされたのだが、名刺の提出は通常任意であるはずで、民法上も名刺の提出が強制されるという場面はないはずである。 名刺の裏に記載させられる、進入ICは、チケットを取って来ているのでチケットを出口料金所で提出すればわかるはずだ。 名刺の裏に記載させられる、救急車のナンバープレートは、料金所備え付けの監視カメラ等で確認可能であるはずだ。 さらに毎月郵送させられる通行記録一覧表も、随時確認していれば不要であるはずだ。無駄な郵送コストがかかっている。 そもそも救急車の特殊な外観とナンバープレートを照合すれば、どの消防本部所有の車両かわかるはずであって、その通行を遅らせ妨げることは、住民の利益を損ねるものである。 道路公団は、住民の利益を最優先し、住民のために働く救急隊員の事務手続き負担を増やすことなく、速やかに通行を許可し、後日書類を提出させることもせず、公正な無料通行を随時確認し許可する方法を確立させるべきである。 人命救助に当たった隊員の不正通行を疑い、住民のための救命処置等の重要事項の確認に集中すべきところに加えて、恣意的に繁雑な事務手続きを課すということは、人道的に考えて不当な扱いではないだろうか。高速道路を利用させる側が利用する側に対し、優越的な立場から恣意的に命じているこれらの行為は、パワーハラスメントに近いものがある。	個人	総務省 国土交通省	現在、救急車が出動先から所属の消防機関へ帰署する活動については、救急車が不在の状況の回避と次の出動に備えた迅速な待機のために通行する場合、「料金を徴収しない車両を定める告示」（平成17年9月30日国土交通省告示第1065号）（以下「告示」という。）における消防活動に該当するとしております。 告示への該当の有無を確認するため、公務従事車両証明書をご提出いただいておりますが、高速道路会社と消防庁の間では、緊急やむを得ず証明書を携帯できない場合の対応として、身分証明書を提示いただき、名刺に通行日時等を記入のうえ、通行券とともに料金所係員に手渡していただく取扱いを定めております。また、当該方法で通行した場合は、後日証明書を料金所あて送付いただく取扱いを定めております。	道路整備特別措置法	対応不可	高速道路会社と消防庁の間で定めている取扱いにおいては、告示への該当の有無を確認するため、公務従事車両証明書をご提出いただくことを原則としております。緊急やむを得ず証明書を携帯できない場合においても同様に、告示への該当の有無を確認するため、公務従事車両証明書への記載事項と同等の内容を記載いただくこととしております。また、告示に該当しない利用の未然防止等の観点からも、高速道路会社と消防庁の間で定めている取扱いを変更し、名刺の提出免除、記載事項の省略等をすることは困難と考えております。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
119	令和3年10月12日		外国為替法令の「非居住者」の基準見直し	（投資等ワーキング・グループにおける河野大臣からの発言も関連）外国為替法令で規定する「非居住者」の定義を見直す。 具体的には、現在の財務省通達（昭和55年の制定時から不変）上、外国人は「本邦内にある事務所に勤務」又は「本邦に入国後6月以上経過」の条件を満たさない限りは「非居住者」に該当する。これが外国人にとって、銀行口座開設等の大きな足かせになっている。そのため、基準のうち後者を見直し、本邦内に住民登録していれば「居住者」とするか、又は「6月以上」の期間を大幅に短縮し、本邦に居住する外国人の生活の利便性向上につなげる。	我が国に居住する外国人の重要性は言うまでもないところ。一方、第12回投資等ワーキング・グループ（本年4月5日開催）で河野大臣から問題提起もあったとおり、「外国人が銀行口座の開設や送金等で苦労している」点が大きな課題となっている。この最大の理由が財務省通達の規定により、「外国人は国内で勤務していない場合、入国後6月以内は非居住者として取り扱われ、外為法上の制約を受ける」点。この制約は、非居住者による口座開設や送金等そのものを不可としているものではないが、開設や送金等に当たり、顧客・金融機関双方にとって非常に手間のかかる確認義務が金融機関に課せられている。結果として、そのような手間をかけてまで外国人対応を行うことを多くの金融機関が敬遠し、「入国後6月経過前の口座開設や送金自体が不可」の対応→外国人（留学生や技能実習生等）の利便性が大きく低下、という悪循環になっている状況。非居住者は外為法上、厳格な確認等を行う必要はあるものの、その定義として「入国後6か月以内の外国人は一律に非居住者扱い」という通達の規定は40年以上前からのもの。実態に合っていないことに加え、前述のとおり、我が国に居住する外国人の生活基盤に悪影響を及ぼしかねない状況は改善する必要がある。また、外国人は一般的に、いわゆる「マネロンリスクが高い」とされているが、それらは別の手段（在留期間の管理等）で対応可能なものであり、「入国後6月以内」といった機械的な（かつ明確な根拠のない）線引きで対応するものではない。	個人	金融庁 財務省				調整中	
120	令和3年10月12日	令和3年11月4日	情報処理安全確保支援士制度の改善・活用について	1．情報処理安全確保支援士の講習制度・更新制度の廃止 日々の業務により技能を研鑽する事で、更新制度、研修の必要性はなく、資格保持者の金銭的・時間的に負担となっている講習・更新を廃止する 2．情報処理安全確保支援士の活用推進 情報処理安全確保支援士という資格はご存ないかもしれません。名称の認知度が低く、技能者の活用が必要です。 名称認知度を高めるため技能が明確にわかる様に名称を変更する、宣伝活動が必要。 法律名：情報処理安全確保支援士⇒通称名：登録セキスペ（登録情報セキュリティスペシャリスト） 通称名を正式名とし、現法律名を通称名に変更する	1．情報処理安全確保支援士の講習制度・更新制度の廃止 昨今、教員免許の更新が教員の負担となっていますが、 情報処理安全確保支援士も同様の問題を抱えています。 法律的に認められた国家資格ですが、担う役割・資格維持負担が大きく、オンライン研修が1年に1回（約6時間2万円）、集合研修が3年に1回（約8時間、8万円）発生し、金銭的、時間的にも負担となる反面、資格保持によるメリットは名称独占程度しかありません。 経済産業省の天下り関係先を作るためと思ってしまいます。 資格とは資格保持者の身分維持と技能維持の両輪が大切であると思います。講習の必要性はあると思いますが、日々の業務により技能を研鑽している技術者が多く、ベンダーなどの民間講習の充実を図り、その費用補助をする方が良い。 2．情報処理安全確保支援士の活用推進 情報セキュリティの必要性が昨今叫ばれていますが、経営者層のコスト意識、利用者への必要性がまだまだ足りていないと思います。 例えば9月より発足するデジタル庁へ情報処理安全確保支援士だけ所管省庁を置換えるなどのプロモーションにより、 資格認知度の向上、情報処理試験の差別化、デジタル庁初の資格による受験者増加、IT社会へのセキュリティの重要性を周知する事が期待出来る。 （法律を少し変え、所管省庁を変えるだけで大きな効果が期待できる）	個人	経済産業省	1．情報処理安全確保支援士制度については、情報処理の促進に関する法律により規定されており、第26条において受講義務が定められています。 サイバーセキュリティに関する技術は日進月歩で変化しており、試験に合格しても、その知識等は急速に陳腐化する恐れがあります。このため、登録セキスペには、継続的な知識・技能の向上を図り、有資格者としての質を担保するための講習を義務付けています。 　さらに、令和元年5月に制度の見直しを実施し、講習実施機関の多様化と更新制の導入を行いました。 （「情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律」（令和元年5月15日施行）） （1）講習実施機関の多様化 　これまで、義務講習として認められる講習は、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が行うものに限られましたが、登録セキスペの多様なニーズに応じるため、機構が行う講習と同等以上の効果があると認められる民間事業者等が行う講習（特定講習）も対象に追加しました。現在までに8事業者23講座の民間講習が認定されています。 （2）更新制の導入 　制度の信頼性を向上させるため、登録セキスペの能力が時宜に適したものとなるように、登録に3年間の有効期限を設け、義務講習を受講した者のみ更新を認める制度を導入しました。 2．「情報処理安全確保支援士」制度は、サイバーセキュリティ対策推進における高度な能力を有する人材に関する登録制の国家資格として平成28年10月に創設されました。以降、制度の普及策として、資格保有者数の増加・認知度の向上・制度の活用促進等を目的として、制度説明会の開催、各種セミナー講演、制度案内パンフレット配布、HPからの情報発信、資格活用企業・登録セキスペインタビュー公開等の広報活動や、資格保有者に対する徽章（バッジ）の貸与・ロゴマークの配布、「情報処理安全確保支援士ポータルサイト」からの情報配信等の取組を行ってきました。	情報処理の促進に関する法律	1．対応不可 2．その他	1．情報処理安全確保支援士の講習制度・更新制度の廃止 　知識・技能のレベルを維持するために義務講習の受講及び更新を要件とすることは、受講義務を果たし、適正に更新がなされている登録セキスペであるかが証明でき、登録を継続するための措置として有効であると判断しています。同時に、登録セキスペを活用する側にとっても、講習を受け、最新の知識・技能を維持しながら更新を行った者であるかが識別可能となりますので、制度として継続します。 　また、講習実施機関の多様化（特定講習）は、高度化・複雑化していくサイバーセキュリティ上のリスク全てに機構が行う講習を対応させるよりも、内容によっては、民間事業者などが行う専門的な講習を活用した方が効率的かつ効果的な場合もあるとの判断で導入しました。これにより、登録セキスペの選択の幅が広がる制度としております。なお、既に認定された講座には機構の行う講習よりも安価なものも含まれており、講習受講に係る負担の軽減効果も図られております。引き続き、特定講習（民間講習）の充実を図ってまいります。 2．情報処理安全確保支援士の活用推進 　情報処理安全確保支援士の浸透を図るための広報活動が肝要だと考え、これまでも制度の普及に努めてきましたが、今後も制度の必要性と活用事例等を含めた普及に向けた説明会の実施、HPの改修などによる広報活動の強化、「情報処理安全確保支援士ポータルサイト」による資格取得者へのサービス強化、各種関連団体との連携などを継続し、資格保有者、企業の双方にとって制度を活用するインセンティブが高まるような取組の実施に努めてまいります。	
121	令和3年10月12日	令和3年11月4日	2010年公訴時効撤廃の法改正の再検討について	提案事項においては、2010年の法改正以降一度も再検討や見直しがされておらず、本法施行にあたり今後もその検証に努めることとした付帯決議も守られていない。他の法改正においては附則で数年後の検討見直しが明記されているものが多いがそれも無い。そういう中で時効によって加害者は逃げ得で犯罪被害者のみに苦痛が与えられる本法改正を、法律、人権、捜査、犯罪被害者支援等、様々な視点から、実際に犯罪被害者の生の声を聞きながら再度検討する必要性がある。	公訴時効という制度で、犯罪を犯した後逃走することによって一定期間が来たら犯人は自由を手に入れ逃げ得となり、一方、犯罪被害者は犯罪を受けた苦しみにあわせて犯人だけが自由になったという苦痛を重ねて負わされる。このことは憲法的にも平等ではないし、犯罪被害者の尊厳が重んぜられるとした犯罪被害者等基本法ともかけ離れたものである。2010年の法改正では殺人等凶悪、重大事件を対象に検討されながら、人が亡くなった事案に限定され、全国犯罪被害者の会が主張されていた重篤な障害が残った被害者もという意見は通らなかった。人が亡くなった事案では致死やひき逃げ等もあるがそういった事案は対象ではない。また、この法改正の時に時効撤廃の対象になった事案について、ではいつまで時効撤廃なのかという明記がなく、200年、300年と、犯人が生存不可能である時間が過ぎても事件として扱われ続けるというずれもある。いろいろな問題がありながら、付帯決議で再度検討する必要性があるとされながら、10年以上経ったいまだ放置され続けている状態で、その裏で日々時効になってしまう事件は確実にあって、そこには苦しむ犯罪被害者が確実にいる。そのことを放置することなく、再度検討し、より良い法律になることで、社会の秩序が守られることにつながっていく。犯罪は許さないという国の強い姿勢を表し、犯罪被害者の負担を軽減するためにも、犯罪被害者の声を聞き、ぜひ検討を実行していただきたく思います。	個人	法務省	刑事訴訟法において，人を死亡させた罪であって死刑に当たるものについては，公訴時効を適用しないこととされ，その他の罪については，公訴時効の期間が，人を死亡させた罪であるかどうか及びその法定刑の重さに応じて定められています。	刑事訴訟法250条	検討に着手	令和3年9月16日に法務大臣が法制審議会に対してした性犯罪に対処するための法整備に関する諮問には，諮問事項の一つとして，性犯罪について「より長期間にわたって訴追の機会を確保するため公訴時効を見直すこと」も含まれており，刑事法（性犯罪関係）部会において，この諮問に関する調査審議が行われています。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
122	令和3年10月12日	令和3年11月4日	新型コロナ対策として急遽打ち出す発注案件を成功させるには「性能発注方式」が必須	昨年来、新型コロナ対策として打ち出した発注案件は、「性能発注」ではなかった故に、次々と失敗しています。アベノマスク然り、接触確認アプリCOCOA然りです。また、ワクチンを速やかに広く接種していくのに欠かせない「一元管理用ソフトウェア」についても急いで整備しようとしましたが、これも「性能発注」ではなかった故に上手く整備できたとはとても言えない現状です。原因は明白で、我が国では、製造請負やソフトウェア開発を発注する際に欧米では当たり前である「性能発注方式」について、殆ど理解されていないためです。そこで、今後、新型コロナ対策として急遽打ち出す発注案件は「性能発注方式」とすることを提案します。	接触確認アプリCOCOAの失敗を受けて作成された厚労省の内部調査結果報告書では、失敗の原因として、「ITの知識を欠く厚労省が業者任せにして、責任を曖昧にしたまま開発を進めた。」、「厚労省はテスト無しでアプリを配布する危険性を十分に認識していなかった。」、「厚労省は品質管理を受託業者が行うと認識していたが、受託業者は工程管理を担っていると認識していた。」、「厚労省職員はアプリの開発や運用への知識 経験が乏しく、人員体制も不十分でプロジェクト全体を管理できていなかった。」などが挙げられています。要するに、失敗はCOCOAの開発委託を「仕様発注」したことに起因しており、今後の対策・改善策としては、ソフトウェアの「仕様発注」を適切に実施できる厚労省側の体制整備が欠かせないと言っているのも同然です。これでは、「百年河清を待つ」、つまり、いつまで経ってもできないことになります。それにも増して問題なのは、ソフトウェアには、「このとおりに作ること」といった「仕様発注」が馴染むとは到底思えないことです。馴染む筈がないところを「仕様発注」した結果が、発注者側と受注者側との間の認識の大きなズレ、責任分担の曖昧さ、品質管理に欠かせない全体最適化の欠如、などに直結しています。ソフトウェアは、「このとおりに作ること」といった「仕様発注」では無理が過ぎ、「このようなものを作ること」といった「性能発注」しかあり得ないところです。それ故、この先々に新型コロナ対策として急遽打ち出す発注案件は「性能発注方式」とすることを提案する次第です。	個人	デジタル庁	「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン」において、情報システムに関する調達について、調達方式の検討にあたり、価格及び性能、機能、技術等をもって落札者を決定する総合評価落札方式の採用について記載しています。	デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン（令和3年9月10日 デジタル社会推進会議幹事会決定）	現行制度下で対応可能	「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン」において、情報システムに求める要件として、機能要件及び非機能要件（性能や信頼性、拡張性、運用性、セキュリティ等）を明らかにするため、調達に先立ち、要件定義を行うものとしており、情報システムに関する調達については、一般競争入札を原則とし、調達案件が価格以外の技術的要素を評価することが必要と認められる場合は、総合評価落札方式により性能、機能、技術等の評価を行うこととし、評価方法について、調達内容の特性を踏まえ、重要視する評価事項を考慮の上、加点の配分割合の重点化等を行うなど、優れた提案が評価されるよう工夫することとしています。 また、「発注者が最適な仕様書を作成できない」または「入札に付しても一者による応札が高いと想定される」情報システム等の調達を対象に、機動的かつ効率的、効果的なシステム整備に資するよう、契約締結前に、複数事業者と提案内容について技術的対話を可能とする調達・契約方法である「技術的対話による調達方法」の試行運用に取り組んでいます。 引き続き、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和3年6月18日閣議決定）に基づき、デジタル庁は、システムの整備・運用に当たって最新のテクノロジーを大胆に導入することとし、アジャイル開発等の新たな手法や、スタートアップをはじめ革新的な技術を有する民間事業者からの調達等をより円滑に実施するための方法について検討を進めていきます。	
123	令和3年10月12日	令和3年11月4日	「性能発注方式」の導入が「デジタル庁」を軌道に乗せる鍵	「性能発注方式」とは、実現を求める情報システムの機能要件と性能要件を必要十分にまとめた「要求水準書」に基づき、価格面と技術面の競争原理を働かせた調達を行うものです。費用対効果の最大化やイノベーションが期待できるため、諸外国では官公庁でも一般的な発注方式ですが、我が国の官公庁では「仕様発注方式」が中心であるため、「性能発注方式」は馴染みがありません。しかし、「性能発注方式」を用いれば、これまで回避が難しかったベンダーロックイン（特定ベンダーへの依存）から脱却して、省庁ごとに仕様がバラバラな情報システムの統合や、自治体ごとに入出力インタフェースがバラバラな情報システムの連携運用が実現できます。	私は、元警察大学校警察情報通信研究センター所長で、現在は技術士事務所を営んでいます。私は、警察庁長官官房情報管理課で 4 年間、愛知県警察本部警務部情報管理課で 3 年間、情報システムの開発・整備・維持の実務を担当しました。この間、価格と技術の両面での競争原理が働く「性能発注方式」を用いる官公庁は皆無であり、その結果として、情報システムにはベンダーロックインが生じて費用対効果の最大化が困難であった上に、省庁ごとに仕様はバラバラであり、自治体ごとに入出力インタフェースもバラバラでした。 官公庁の情報システムでは、今日に至るまで「性能発注方式」は殆ど用いられないままです。その証左として、2011 年 5 月 19 日に開催された第 9 回政府情報システム改革検討会に提出された『調達に関する課題～「IT 発注力」の向上について －見積力を中心として－（総務省行政管理局）』の資料があります。この中で「性能発注方式」については、その概念や効果的な実現手法を含めて全く記載されていません。それどころか、業者積算による見積を詳細にチェックできる発注者側の積算能力の向上が欠かせない、といったロジックがメインです。これでは、発注者側の積算能力が問われる「仕様発注方式」に回帰してしまいます。このままでは、創設される「デジタル庁」における政府情報システムの統合は覚束なくなります。それゆえ、省庁ごとに仕様がバラバラな情報システムの統合や、自治体ごとに入出力インタフェースがバラバラな情報システムの連携運用の実現に向けて、「デジタル庁」の創設を好機として、「性能発注方式」の全面的な導入を提案する次第です。	個人	デジタル庁	「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン」において、情報システムに関する調達について、調達に先立ち、要件定義がプロジェクトの目標を達成する上で、極めて重要な工程であること、調達方式の検討にあたり、価格及び性能、機能、技術等をもって落札者を決定する総合評価落札方式の採用について記載しています。	デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン（令和3年9月10日 デジタル社会推進会議幹事会決定）	現行制度下で対応可能	「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン」において、情報システムに求める要件として、機能要件及び非機能要件（性能や信頼性、拡張性、運用性、セキュリティ等）を明らかにするため、調達に先立ち、要件定義を行うものとしており、情報システムに関する調達については、一般競争入札を原則とし、調達案件が価格以外の技術的要素を評価することが必要と認められる場合は、総合評価落札方式により性能、機能、技術等の評価を行うこととし、評価方法について、調達内容の特性を踏まえ、重要視する評価事項を考慮の上、加点の配分割合の重点化等を行うなど、優れた提案が評価されるよう工夫することとしています。 また、「発注者が最適な仕様書を作成できない」または「入札に付しても一者による応札が高いと想定される」情報システム等の調達を対象に、機動的かつ効率的、効果的なシステム整備に資するよう、契約締結前に、複数事業者と提案内容について技術的対話を可能とする調達・契約方法である「技術的対話による調達方法」の試行運用に取り組んでいます。 引き続き、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和3年6月18日閣議決定）に基づき、デジタル庁は、システムの整備・運用に当たって最新のテクノロジーを大胆に導入することとし、アジャイル開発等の新たな手法や、スタートアップをはじめ革新的な技術を有する民間事業者からの調達等をより円滑に実施するための方法について検討を進めていきます。	
124	令和3年10月12日	令和3年11月4日	公共工事(公共事業)への「性能発注方式」の全面的導入	公共工事(公共事業)の発注方式には、我が国独自で他国に類を見ない「仕様発注方式」と、他国や我が国の民間部門では当たり前と言える「性能発注方式」があります。昭和 34 年に発出された建設事務次官通達を端緒とする我が国独自の「仕様発注方式」は、官庁の技術力が圧倒的に上であった当時は正に理に叶った発注方式でした。しかし、平成の世になった頃に官庁と民間の技術力は逆転し、今日では、最先端の技術力は全て民間が保有しています。このため、昔ながらの「仕様発注方式」では、民間企業の創意工夫や最先端技術を活かせるはずもなく、イノベーションなど全く期待できません。そこで、「性能発注方式」の全面的導入を提案します。	「仕様発注方式」とは、設計と施工を分離発注する方式で、「この設計図面どおりに施工してくれ。」というものです。他方、「性能発注方式」とは、設計と施工を一括発注する方式で、「このようなものを設計して施工してくれ。」というものです。国際デザインコンクールを起点とする当初の新国立競技場整備計画は、「仕様発注方式」で推進した結果、予定工事費の高騰を招いて、60億円あまりの設計委託費と2年半もの設計期間を全てドブに捨てる形で、平成27年7月17日に白紙撤回されました。その後直ちに、平成26年6月に改正された「公共工事の品質確保の促進に関する法律」に基づき、新たな新国立競技場整備計画が「性能発注方式」で立案され推進されました。その結果、当初予定した工期と工事費の範囲内で、何の滞りも無く新国立競技場は完成しました。「仕様発注」による失敗・破綻を、「性能発注」で復活・成功させた見事な事例です。ところが、あろうことか、国土交通省は、平成27年5月に自らが策定し公表した「公共工事の入札契約方式の適用に関するガイドライン」の中で、従前どおりの「仕様発注方式」を良しとして「性能発注方式」を否定してしまいました。この見解は全国に波及し、その結果の一つとして、目下の裁判で係争中の「中央リニア新幹線工事に係る受注調整(談合とほぼ同義です。)」を引き起こしています。中央リニア新幹線工事の発注が「仕様発注方式」ではなく「性能発注方式」であったならば、受注調整はあり得なかったところです。このことから、我が国の公共工事(公共事業)を抜本的に改善するには、前例踏襲の弊害を打破した「性能発注方式」の全面的導入が肝要です。	個人	国土交通省	(国土交通省の土木工事について) ○「公共工事の品質確保の促進に関する法律」において、第18条に技術提案の審査及び価格等の交渉による方式が規定されており、民間の創意工夫の余地が大きいと考えられる場合には、発注者の求める機能・性能及び施工上の制約等を契約の条件として提示した上で発注する設計・施工一括発注方式や、発注段階で仕様の確定を行わずに設計段階から施工者が関与する技術提案・交渉方式（ECI方式）の適用について検討することとしています。 (国土交通省の営繕工事について) ○大規模な庁舎を整備する際など、民間の創意工夫の余地が大きいと考えられる場合には、PFI事業として業務要求水準書を満足するような施設整備を行うことについて検討することとしています。 (共通) ○一方、標準的な技術で仕様を確定でき、また、民間による創意工夫の余地が小さいと考えられる場合には、発注者側で作成した仕様書、設計書等によって適正な予定価格を設定して公共工事の発注を行っていますが、予定価格は標準的な価格として積算しており、施工者による施工方法等の工夫の余地や裁量が一定程度存在します。また、イノベーションに資すると考えられる新技術について、導入コストが高くなる場合があるため、工事で新技術を活用した際に工事成績評定を加点するなどの取組により、活用促進や技術の普及を図っています。	なし	対応不可	○国土交通省の発注する工事の多くは、標準的な技術で仕様を確定できることから、発注者側で作成した仕様書、設計書等によって適正な予定価格を設定して公共工事の発注を行っています。 ○一方で、全体に占める割合は少数ですが、厳しい条件下で高度な技術が必要とされる工事等においては、発注段階で仕様の確定を行わない方式（技術提案・交渉方式）による工事発注を行っているところです。 ○技術提案・交渉方式は「公共工事の入契契約方式の適用に関するガイドライン」にも位置付けられている他、本方式について「国土交通省直轄工事における技術提案・交渉方式のガイドライン」も策定し、これらのガイドラインは、他の発注機関の参考となるよう、公表しております。 ○なお、技術提案・交渉方式による場合、受注者の決定において、評価を中立・公正に行うための第三者意見聴取をより丁寧に行っているほか、発注方式の適用や価格の妥当性の確認のため、必要に応じて第三者の意見を聴取する等の対応も行っています。 ○引き続き、制度の現状欄に記載の通り、工事の内容等に応じた適切な入札契約方式の選択・活用や新技術の活用促進に努めて参ります。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
125	令和3年10月12日	令和3年11月4日	建築基準法における公道への落雪規制の追加	幅員3mの公道に直接落雪する怖れがある床面積10平米以内の公共の利益を害する怖れのある構築物等を設置する場合に対し規制をかけて頂きたい。	建築基準法においては落雪に対する規制がなく、また床面積10平米以内の建築物には原則として建築確認申請が義務付けされていません。その反面、床面積10平米以内の小屋から幅員3mの公道に直接落雪があった場合、通行中の自動車の毀損のみならず人身事故が発生することさえ懸念されます。 事故が発生した後では、民法717 条 1 項（土地の工作物等の占有者及び所有者の責任）等で被害者保護が図られているにも関わらず、事故発生前の予防的法令が道路交通法76条4項7号（禁止行為）、民法218条（雨水を隣地に注ぐ工作物の設置の禁止）、道路法44条（沿道区域における土地等の管理者の損害予防義務）以外ほとんど見当たらず、不条理を感じます。様々な法体系等との絡みで現行制度に至っているとは思われますが、根幹をなす建築基準法において「公共の利益を害する怖れのある落雪に対する規制」が無いが故に、雪国の各自治体も踏み込んだ規制ができずにいるとの話を聞きます。また、このような間隙こそ悪徳工務店がつけこむ典型的なポイントになっているとも思われます。	個人	国土交通省	・建築基準法第40条の規定に基づき、その地方の気候又は風土の特殊性に応じ、地方公共団体が条例により、建築物の敷地、構造又は建築設備に関して安全上必要な制限を附加することを可能としております。 ・また、建築基準法において、都市計画区域又は準都市計画区域内において、建築等を行う場合、その建築物は原則として幅員4m以上の道路に2m以上接していることが必要です。積雪が著しいなど地方の気候の特殊性により必要とされる場合には、特定行政庁が一定の手続を経て幅員の基準を6mとすることも可能です。 ・なお、延べ面積が10㎡以内の建築物であっても、都市計画区域や都道府県知事が指定する区域等の区域内に新築しようとする場合にあっては、建築確認を受ける必要があります。	建築基準法第6条、第40条及び第42条	現行制度下で対応可能	制度の現状欄に記載のとおり、建築基準法においては、その地方の気候又は風土の特殊性に応じて、地方公共団体の裁量により基準を附加・強化できることとしており、これらの制度を各地方公共団体において柔軟に活用いただきたいと考えております。	
126	令和3年10月12日	令和3年11月4日	「男性差別」における男女雇用機会均等法の強力化・厳格化、労働関係法令の改正	当方男性ですが、求人に応募しようとすると「男性だから」という理由で、ハローワーク・民間求人サイト問わず、不採用になることが多々あります。 男女雇用機会均等法は女性だけの法律ではなく、男性にも適用されるはずです。企業が「女性だから」という理由で門前払いしたら問題になるのに、なぜ男性ではそれが許されるのですか？表向きは禁止していても、実際は有名無実化している。ハローワークも事実上容認。 明らかに女性向け求人（産婦人科・エステサロン・キャバクラ・風俗など）であれば別だが、それ以外の職業において、なぜ性別によって就業機会が失われないといけないのですか。男女雇用機会均等法や労働関係法令を改正すべき。	現行法では企業側が女性の採用を希望しても、その旨を求人票に書くと男女雇用機会均等法違反になるので書けない。なので応募や面接の際にそれらしい言葉で男性を門前払いせざるを得ない、というもどかしい状態が頻発しています。私も実際に「女性を想定してたのでちょっと男性は・・・」と企業から言われました。 たとえどんな仕事でも、求人票に「女性活躍中・子育て中のママさん・お子さんの行事に合わせて」などの文言があれば、事実上男性はお断り。調剤薬局事務やネットショップの商品管理などは、上記のような文言がなくて応募できても、男性だからという理由で不採用ということが実際ありました。 私は持病の関係で内勤の事務職に就業希望ですが、事務職は女性だけしかやってはいけない、という法的な根拠でもあるのでしょうか？内勤・事務職＝女性だけなのが当たり前である状態や感覚こそが、男女雇用機会均等法違反であり、「男性差別」なのではないでしょうか？日本国憲法第22条第1項の「職業選択の自由」も侵され、違憲状態かもしれない。 事務が女性ばかりだから男性が来ては困る、というのは企業側の詭弁である。事務職の男性比率を増やそうとしない責任放棄。一昔前まで女性だけだった看護婦・スチューデスは、看護師・CAと名称を変えて男性でも可になった。なのになぜ事務や内勤の仕事は女性だけなのか。 企業側が採用活動で性別を求めることを厳格に禁止し、男性でも事務で仕事するのが当たり前であるべきです。男性が電話番やお茶出し、女性が力仕事したっていいじゃないですか。女性差別だけでなく、男性差別にも目を向けるべきです。海外と比較しても数周遅れです。	個人	厚生労働省	男女雇用機会均等法第5条において、事業主は、労働者の募集及び採用について、その性別にかかわりなく均等な機会を与えなければならないと規定されています。 また、同条に基づき、「労働者に対する性別を理由とする差別の禁止等に関する規定に定める事項に関し、事業主が適切に対処するための指針」において、募集又は採用に当たって、その対象から男女のいずれかを排除することは禁止されており、排除していると認められる例について、以下が明記されています。 ① 一定の職種（いわゆる「総合職」、「一般職」等を含む。）や一定の雇用形態（いわゆる「正社員」、「パートタイム労働者」等を含む。）について、募集又は採用の対象を男女のいずれかのみとすること。 ② 募集又は採用に当たって、男女のいずれかを表す職種の名称を用い（対象を男女のいずれかのみとしないことが明らかである場合を除く。）、又は「男性歓迎」、「女性向きの職種」等の表示を行うこと。 ③ 男女をともに募集の対象としているにもかかわらず、応募の受付や採用の対象を男女のいずれかのみとすること。 ④ 派遣元事業主が、一定の職種について派遣労働者になろうとする者を登録させるに当たって、その対象を男女のいずれかのみとすること。 ただし、男女雇用機会均等法第8条において、同法第5条等の特例として、事業主が、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保の支障となっている事情を改善することを目的として女性労働者に関して行う措置については、同法第5条等に違反するものではない旨規定されています。 公共職業安定所等においては、公共職業安定所が紹介した求人に係る求人事業主の対応において、同法第5条に関して、求職者が安定所に苦情を申し出た場合や、求人受理の際に同条違反を把握した場合は、事業主を指導し、事業主が是正に応じなかった場合は、その旨雇用環境・均等部（室）に情報提供することとなっており、雇用環境・均等部（室）が同条違反が疑われる事案を把握した場合は、同法に基づき、当該事業主は報告の徴収、助言、指導、勧告の対象となります。	雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律第5条及び第8条	現行制度で対応可能	制度の現状欄に記載のとおりです。	
127	令和3年10月12日	令和3年11月4日	海上保安庁の緊急車両について	海上保安保安庁では、緊急通報が動出動する際に普通車で現場へ行くためかなり時間がかかります。人命救助などで急いで現場に行かなければならない場合でも普通車として行くので時間がかかります。 海上保安庁にも緊急車両としてサイレンや赤色灯をつけての緊急走行を許可してほしいです。	人命救助として、急がなければいけない場合でも追い越しなどができません。海での事故は時間との勝負になります。 何度か警察庁に申請をしていますが、理由をつけて何度も却下されています。 水道やガスですら緊急走行ができるのに、なぜ国の機関である海上保安庁の緊急走行ができないのでしょうか。 水の事故が増えている昨今、1秒でも早く現場で指揮を取れる人や潜水士が事故現場につくことが必要だと思われます。ヘリコプターや救難艇が近づけない岸壁などに早く人員を持っていくには、車両での現場急行が早いと思います。 一人でも多くの命を助ける努力をしている海上保安官の方達の努力を無駄にしないために必要だとおもいます。	個人	警察庁 国土交通省	緊急自動車については、一定の場合に車両の通行区分及び通行方法の特例が認められており、緊急走行が及ぼす一般交通への危険性との均衡を考慮した上で緊急自動車に指定されることとなっております。 具体的には、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第13条第1項各号に規定されておりますが、現状、海上保安庁が使用する車両については対象とされておりません。	道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第13条第1項各号	現行制度下で対応可能	海上保安庁における救助活動の場は主として海上であり、海難発生時には巡視船艇や航空機を活用するほか、特に特殊救難隊（羽田空港に配置）や機動救難士（全国9カ所の空港に配置）については、主に航空機を使用し迅速な救助活動を展開していることから、海上保安庁が使用する車両については、緊急車両の指定は受けておりません。 なお、車両による出動を要する場合、必要に応じて、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第13条第2項に基づき、緊急自動車である警察用自動車に誘導を依頼し対応しておりますので、現行の制度により対応が可能と考えております。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
128	令和3年10月12日	令和3年12月2日	下請代金の支払いについての行使の強化	下請代金の支払いについて、全て「末締め翌月末支払い」「現金支払い」のフェアな取引とし、徹底して頂きたい。中小企業庁から頻繁に「下請事業者との取引に関する調査について」を受け取り、回答を出すがいっこうに改善されない。また、書かれている表現が「できるだけ」「できる限り」という曖昧な表現で、親事業者に対して全く行使力がない。「親事業者と下請事業者で十分協議して決定すること」と書かれているが下請事業者から協議をしたら注文はなくなり、現実を捉えておらず下請事業者には意味がない。	親事業者からの支払い方法である「手形」、「電子手形」、「電子債権」、「ファクタリング」等は、結局、銀行への手数料と手形や債券の割引手数料を下請事業者が負担しているのが現実である。ただでさえ資金繰りに苦しんでいる下請事業者は、自分たちが供給した製造物やサービスに対して、仮に100を提供しても、その100の対価（お金）がもらえない。そのような状態が何十年も続いているにも関わらず、下請事業者は最低賃金の引き上げ要求があったり、親事業者（特に大企業）からはスレスレのコストダウン依頼が定期的にきており、それに対応しなければ仕事を失うとビクビクしている。大企業と中小企業の格差が広がっている中、本来支払う必要がないもの（お金）を下請事業者が抱える従業員への待遇改善、設備投資、生産性向上に回すことができれば、下請事業者の業績は改善される可能性が高まる。会社の大小に関係なく、せめて支払いだけはフェアであって欲しい。	個人	公正取引委員会 経済産業省	企業間の取引における支払手段としては、現金払いの他、「約束手形」、「電子記録債権」、「ファクタリング」等、様々な方法が利用されていますが、中でも「約束手形」に関して言うと、法人企業統計調査（財務省）によると、支払手形の残高は、１９９０年度の約１０７兆円をピークに減少し続けており、２０１９年度は２５兆円まで減少しています。	下請中小企業振興法、下請代金支払遅延等防止法	対応	取引適正化に向けた重要課題を整理した「未来志向型取引慣行に向けて」（2016年9月経済産業省公表）において、「支払条件の改善」は重要な柱の一つとして位置づけられています。 政府として、約束手形については、受取人側の負担が大きいことなどから、その利用の廃止を目指しています。そのため、①本年3月に「下請代金の支払手段について」（中小企業庁と公正取引委員会の連名の通達）を発出（下記「参考：下請代金の支払手段について」参照）し、手形等のサイトを3年後（2024年）までに60日以内に短縮することを要請する、②産業界・金融界に対して、5年後（2026年）の約束手形の利用の廃止に向けた「自主行動計画」の改定・策定を要請し、各業界の自主的な取組を促進するといった取組を実施しています。 加えて、下請中小企業振興法に基づき策定している「振興基準」において、「手形等（一括決済方式及び電子記録債権含む）により下請代金を支払う場合には、当該手形等の現金化にかかる割引料等のコストについて、下請事業者の負担とすることのないよう、これを勘案した下請代金の額を親事業者と下請事業者で十分協議して決定するものとする。」とし、親事業者と下請事業者の協議を促しています。 こうした取組を通じて、中小企業・小規模事業者に対する支払条件の改善に取り組んでいきます。 ＜参考：下請代金の支払手段について＞ ⅰ.下請代金の支払は、できる限り現金によるものとすること。 ⅱ.手形等により下請代金を支払う場合には、当該手形等の現金化にかかる割引料等のコストについて、下請事業者の負担とすることのないよう、これを勘案した下請代金の額を親事業者と下請事業者で十分協議して決定すること。当該協議を行う際、親事業者と下請事業者の双方が、手形等の現金化にかかる割引料等のコストについて具体的に検討できるように、親事業者は、支払期日に現金により支払う場合の下請代金の額並びに支払期日に手形等により支払う場合の下請代金の額及び当該手形等の現金化にかかる割引料等のコストを示すこと。 ⅲ.下請代金の支払に係る手形等のサイトについては、60日以内とすること。 ⅳ.ⅰ～ⅲまでの要請内容については、新型コロナウイルス感染症による現下の経済状況を踏まえつつ、おおむね3年以内を目途として、可能な限り速やかに実施すること。	
129	令和3年10月12日	令和3年12月2日	自由診療扱いとなっている障害年金用診断書の作成料一律化	国の制度である公的障害年金だが、それの請求に用いる医師の診断書の作成料は自由診療となっており、病院ごとにまちまちである。中には1通1万円といった超高額設定している病院もあり、年金事務所の審査次第で給付を受けられない可能性もあるので経済的負担は大きい。公的年金に用いることがわかれば、全国一律で安価な料金で作成を指示するように各病院に周知する。	年金の診断書は民間の生命保険同様、「給付を伴うもの」としてあつかわれるため、大抵の病院では文書料金としては最高ランクの料金になっている。しかし障害年金を受給したい人は病気やけがによって就労が制限もしくは困難なことが多く、病院への通院費すらねん出するのが難しいほどに経済的に困窮している。またそうして取り寄せた診断書を年金事務所へ提出しても審査で不支給になることが少なくない。受給に結び付いたとしても一時的な持ち出しが大きいことは事実として残る。 その反面、健康保険の傷病手当金の診断書は保険適用となっており全国一律で300円だ。 公的年金も健康保険も国の制度であるが、診断書の料金が異なるのを是正していただきたい。傷病手当金のように保険適用をして頂ければ一番ありがたいが、そうでなくても全国一律で低廉な文書料で発行されれば多くの障害を持つ人たちが助かると思う。 ちなみに過去総務省の行政相談にこれと同様の相談をしたところ、「当所では対応しきれない」と返答があったことを付け加えます。	個人	厚生労働省	・障害年金は、国民年金法施行令及び厚生年金保険法施行令に定める一定の障害状態にあることを支給要件の一つとしており、この確認ため、請求にあたっては診断書を添付していただき、障害の程度を確認することとしています。 ・診断書の作成費用については、医療保険制度の保険適用対象となっておらず、医療機関がそれぞれ独自に定めております。なお、診断書の作成費用を含め、請求手続きに必要な経費については、請求者ご本人に負担いただいております。	国民年金法第30条、国民年金法施行規則第31条、厚生年金保険法第47条、厚生年金保険法施行規則第44条等	対応不可	・医療保険制度において、保険給付とは関係ない文書の発行に係る費用をはじめとする、療養の給付と直接関係ないサービス等については、社会保険医療とは別に提供されるものであることから、その提供及び提供に係る費用の徴収については、関係法令を遵守した上で、保険医療機関等と患者の合意に基づき行われるものとしています。 ・診断書の作成費用については、請求者が障害年金を受給するための手続きにおいて必要となるものであり、障害者手帳や障害者に対する他の制度による手当と同様に、請求者ご本人の負担としております。仮にご提案にあるように、障害年金用診断書の作成費用について、請求者が負担する額として低廉な額を定めた場合、医療機関における作成費用との差額は公費での負担となることが想定されますが、その場合、税又は年金保険料を財源とすることになり、被保険者の一部の方の負担を軽減するための費用を税や年金保険料の負担とすることについて国民の理解を得られるかといった点から慎重な検討が必要と考えております。	
130	令和3年10月12日	令和3年11月4日	新型コロナウイルス感染症の検査を受ける必要のある医療従事者が、適時に検査を受けられる体制を作りたい	新型コロナウイルス感染症の検査を受ける必要のある医療従事者（薬剤師等）が所属する施設であって、かつ医師が所属しない保険薬局などの医療提供施設（以下対象施設）に、当該検査のための検査キットを供給するように、自治体に通知を出してください。または、対象施設への検査キットの販売を認めるように取扱業者（卸売業者等）に通知を出してください。	新型コロナウイルス感染症対策推進本部（以下推進本部）からの8/13付（8/18改正）事務連絡で、代替困難な医療従事者に関し、濃厚接触者であっても、毎日の検査で陰性が確認できれば医療従事ができる旨案内されました。 保険薬局の薬剤師は医療従事者です。また保険薬局の薬剤師の多くは代替困難です。 上記事務連絡に即して検査を行うことに備えて、検査キットを卸売業者から購入しようとしたのですが、販売不可とのことでした。病院や診療所への販売は可能であるが、保険薬局への販売は行なっていないとのことでした。推進本部からの1/22付事務連絡で、検査キットは医師の判断により使用される、としていることも原因のひとつかもしれません。 一方、医師の所属しない訪問看護ステーションに対して、保健所から検査キットの提供の申し出が行われたケースがあります。これは上記1/22事務連絡における、保健所の医師の判断による検査キットの使用に該当するのかもしれません。 以上を鑑みると、代替困難な医療従事者たる保険薬局の薬剤師が必要な検査を受けられるように、自治体等から検査キットの供給を行うことは妥当です。保険薬局などの医療提供施設に対して自治体等からスムーズに検査キットを供給していただくために必要な通知を出してください。 また、保険薬局への検査キットの販売経験のない卸売業者に、保険薬局への検査キットの販売が可能であることを明示的に示す通知を出してください。 以上により地域医療の維持に寄与できます。 今回の提案に対し、ネガティブな回答を予定される場合は、事前にご連絡ください。さらに詳細な説明を行うことが可能です。	有限会社ヨシダコーポレーション	厚生労働省	「職場における積極的な検査の促進について」（令和3年8月13日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室事務連絡）において、連携医療機関を持つ事業者は、検査を管理する従業員が検査に立会うこと等の一定の条件下で、抗原検査キットを医薬品卸売販売業者から直接入手できることをお示ししており、この事務連絡に基づき、保険薬局においても抗原検査キットの入手を行うことが可能となっています。	なし	現行制度で対応可能	制度の現状欄に記載のとおりです。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
131	令和3年10月12日	令和3年12月2日	「血液法の基本方針」で示された検討すべき血液事業の政策課題を、早急に議論し具体化することを求める。	血液法の下、厚労省が国策として推進する血漿分画製剤の国内自給には、国内需要を満たす「十分な原料血漿の調達能力」と「十分な製剤製造能力」が必要となる。日本ではこの両方の能力が未だ不足している。血液法の基本方針は、これら課題の対応策を具体的に示すが、議論は進んでいない。 ＜提案策＞ 1.献血/採血体制を、既存の日本赤十字社だけに拘らず「採血事業者の新規参入」も含め具体的検討を早急に開始願いたい。 2.血液法の基本方針が改善を求める「廃棄している一部中間原料血漿」問題への対応は、海外事業者の協力も必要なため、国は既存国内事業者だけでなく、海外事業者や新規事業者の協力も含め具体化を図ることを求めます。	＜理由＞ 血液事業は血液法の下で国策事業として厚労省が運営管理している。血液製剤には輸血製剤と血漿分画製剤があるが、本稿では血漿分画製剤関連事業について述べる。 1.日本赤十字社の採血システムでは年130万Lの原料血漿確保が限界であるが、血漿分画製剤の国内自給のためには2024年頃に緊急用の予備在庫を含め150万～170万Lの需要を想定する。 2.現在の血液法の需給計画の解釈では国内事業者の需要計画を上回る原料血漿を確保することを認めていない。従って、需給計画の需要予測は輸入製剤を含めた日本の総需要量ではない。現状では新規参入事業者が国内自給の推進のため原料血漿の新規配分を申し出ても、日本赤十字社が国内事業者分の需要予測分しか供給能力がないと言えば原料は既存国内事業者へ優先配分され新規配分はできない。これは実質的に新規参入を阻害し既採血、分画事業者を保護することになる。 3.日本赤十字社が供給する原料血漿では国内分画製剤事業者に必ず「需要の無い余剰中間原料血漿」が生じ廃棄することになる。献血が有効利用されていないことを献血者は知らず、倫理的な問題がある。 ＜提案が実現した際の効果＞ 1.新規採血組織が希望する献血者に麻疹、COVID-19等の抗体価測定やワクチン接種等のサービスを提供することで献血者の健康管理や公衆衛生に貢献できる 2.欧米の民間血漿採血システムの導入で分画事業者の原料血漿コスト削減だけでなく、特殊免疫グロブリン製剤用原料血漿の国内自給体制ができる 3.平時、緊急時を含め国内需要の増減に柔軟に対応できる原料血漿の安定供給体制の確保（年間20-50万Lを確保）	個人	厚生労働省	＜提案策1について＞ 令和2（2020）年改正血液法施行により、採血業許可基準を明確化しました。 改正以前の血液法では、不許可になる可能性のある場合が列挙されていましたが、新規参入者が満たすべき積極的な基準が規定されていませんでした。献血者の保護及び採血業への新規参入者の予見可能性の確保を図るため、採血業の許可基準を明確化しました。 ＜提案2について＞ 平成31（2019）年3月改正の血液法の基本方針第五の四　血漿分画製剤の輸出等において 「今まで廃棄されていた連産工程の中で生じる国内献血由来の中間原料を活用した血漿分画製剤の輸出など、献血血液の有効活用及び海外の患者のアンメット・メディカルニーズに資することを目的とした血漿分画製剤の輸出については、国内の血液製剤の国内自給と安定供給の確保に支障が生じない範囲で行うものとする。」としています。	1．安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和31年法律第160号）第13条第2項 2．血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保を図るための基本的な方針（平成31年厚生労働省告示第49号）第五の四	現行制度下で対応可能	提案内容について、以下のとおり対応しています。 ・1及び2について、令和3（2021）年9月22日開催の血液事業部会第2回運営委員会において、血液事業の在り方についての議論を開始しました。 ・2について、同委員会で余剰原料を活用した製剤の輸出についての確認内容を明確化し、企業の予見可能性の確保を図り、余剰原料を活用した製剤の輸出を促すこととしました。 令和3（2021）年9月22日開催　血液事業部会第2回運営委員会の議事等は以下の厚労省HPに掲載しています（議事録は現時点では未掲載）。 https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-yakuji_127854.html	△
132	令和3年10月12日	令和3年11月4日	障害者への割引制度について	今現在多くの鉄道会社が障がい者への割引制度を導入していますが、近距離の場合本人と介助者が一緒に乗車する場合なのみ適用されています。しかし本人が単独で101km以上乗車する場合は割引が適用されます。この複雑な障がい者への割引制度について距離に関係なく割引を適用すべきと感じました。	理由としましては先程上記に記入した単独である場合101kmを超える場合には割引が適用されていますか、もし101km以上の距離を単独で乗車ができるのであれば日常的に電車を買い物などで利用していなければ無理だと考えられます。なのでこの制度を利用している側からすると不思議であります。 またバスに関しては距離に関係なく割引するのに対して、なぜ鉄道は距離制限があるのでしょうか？ 来年の10月頃からは手帳の提示が不要てスイカやパスモなどで自動改札機を通る事が出来るようになるとニュースで見ましたが、今後さらに使う側からすると複雑で仕方ありません。なぜならばお財布には1枚のスカイしか入れることができないので、今日はこっち今日あっちと入れ替えが生じます。これらの事から距離などに関係なく障害の階級などによって割引内容を統一することによって利便姓の向上や外出機会の増加につながると考えられます。この事については利用していてずっと不思議に思っていたことなのでぜひ検討をお願い致します。	個人	国土交通省	乗車距離による運賃割引など、障害者の方などに対して、どのような運賃割引制度を導入するかについては、各公共交通事業者の自主的な判断によって行われており、国土交通省としては、法令上の規制は設けていないところです。 　なお、Suica/PASMOなどの障害者用ICカードの導入につきましては、その取組が着実に実現されるよう、国土交通省としましても、事業者等と連携して取り組んでいくこととしております。	なし	その他	制度の現状欄に記載のとおり、国土交通省では運賃割引について規制は設けていないところですが、いただいたご提案につきましては、鉄道事業者に伝えさせていただきます。	
133	令和3年10月12日	令和3年11月4日	全ての金融機関で小規模企業共済	全ての金融機関で小規模企業共済の振替対応してほしい	ゆうちょ銀行、ネット銀行等 ユーザー側から不便無いよう 公平に全ての金融機関で対応すべきである 金融機関側でなく ユーザー側の利便性を優先すべきである	個人	経済産業省	独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「中小機構」という）が運営する小規模企業共済事業につきましては、中小機構と業務委託（加入手続き等）契約を結んでいる金融機関において口座振替を行っていただくことになっています。ゆうちょ銀行、ネット銀行とも現時点において、業務委託契約は締結していません。	独立行政法人中小企業基盤整備機構法第17条第1項第5号及び第7号 小規模企業共済法施行規則第19条第1項	検討に着手	ゆうちょ銀行については、業務委託契約の締結に向けて、取引条件や事務フローの調整について協議を継続し、口座振替が可能となるよう引き続き努力してまいります。 またネット銀行については、中小機構の事務フローを見直すところ、今後口座振替が可能となるよう取引条件等の調整を進めてまいります。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
134	令和3年10月12日	令和3年11月4日	多目的トイレ大人も利用できるベッド設備ついて	私は車椅子で生活している者です 多目的トイレを利用する際に思う事があります ベビーベッドは設置されているのに 大人がオムツ交換等に使用するベッドが設置されている事が少なく困ってしまいます	先日国土交通省に問い合わせた所下記の回答をいただきました。 バリアフリー法では、法令に基づき各施設について一定の場合に車椅子使用者用便房等(バリアフリートイレ)の 設置が義務付けられております。 このようなトイレにおいては、建築物及び旅客施設を整備する際のガイドラインにおいて、 大型ベッド等を設けることが望ましい旨を記載しており、ご指摘については施設管理者等における積極的な対応が望まれます。 とありますが オムツ利用している者からすると商業施設・公共交通機関等に多目的トイレは必ず有るのにベッドが設置されている 多目的トイレは極端に少ないオムツを使用している人は外で交換が出来ないことが多すぎるので ベッドを設けるのが望ましいではなく、設備義務化の法改正をお願い致します。	個人	国土交通省	○高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律では、地方公共団体が条例を制定することにより、特別特定建築物(不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物)における便所に係る基準を附加することができることとしており、現に、車椅子使用者便房における大型ベッドの設置を義務付けている地方公共団体も増えているところです。 さらに、「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」において、便所・便房の整備においては施設用途や利用者のニーズを踏まえ、車椅子使用者用便房(大型ベッド付き)を男女が共用できる位置に1以上設けることをバリアフリーに配慮した設計として推奨することで、義務付けがされていない建築物に対してもその設置を促進しています。 ○公共交通機関の旅客施設については、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律において、新設又は大規模改良する際、便所を設ける場合には、便所内に車椅子使用者用便房を1以上設ける等の措置を義務付けております。 車椅子使用者用便房における大型ベットの設置については、法令において義務化は行っていないところ、「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン」において、障害者等のおむつ替え用等に、折りたたみ式大型ベットまたは収納式の大型おむつ交換台を設置することを、望ましい整備内容として示しております。	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第14条 高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準 (令和3年3月国土交通省) 移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備並びに旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令第13～15条 公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン(令和3年3月)	現行制度下で対応可能	○建築物のバリアフリー化を進めるため、地方公共団体に対しましては、地域の実情等に応じて積極的に条例による基準の附加等を検討していただくよう働きかけていくとともに、「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」の周知・普及を通じ、義務付けがされていない建築物に対してもその設置が進むよう取り組んでまいりたいと考えております。 ○また、引き続き、旅客施設のさらなるバリアフリー整備の進展を図るため、公共交通事業者等への「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン」の周知・徹底を図ってまいりたいと考えております。	
135	令和3年10月12日	令和3年11月4日	社会保障協定の適用証明書の英語化	社会保障協定で必要な適用証明書につき、その書類の記載言語を英語とする	日本年金機構の発行する社会保障に関する二国間協定のための適用証明書につき、現行では日英併記のフォーマットに対し、全て日本語、現地事業所名称もカタカナで発行される。 海外機関に提出を前提とするその書面の性格から英語での表記が望ましく、その内容としてほしい。 また、州政府の権限が強い国家(スイス)にあたっては社会保障協定の締結下にあっても州政府が当該国家の健康保険が適格であることを審査するため、健康保険の約款提出が求められる。当該州政府が要求する日本の海外療養費制度を説明した書面と、その支払が無制限であることを宣誓する書面の発行もあわせて対応してほしい。	個人	厚生労働省	適用証明書に表記する言語は、協定相手国と合意した言語で表記することとしており、一部の国の適用証明書において相手国における就労先事業所名及び所在地をローマ字表記としていることを除き、基本的には日本語表記で発行しています。 なお、発効済のすべての協定において、適用証明書等が日本語で作成されていることをもって受理することを拒否してはならないと規定されています。 日スイス社会保障協定においては、日本の連絡機関(日本年金機構等)が発行した適用証明書の写しをスイス当局に提出すれば、追加の書類提出の必要なくスイスの年金制度及び医療保険制度の適用が免除される旨スイス政府と合意しています。	社会保障協定の実施に伴う国民年金法施行規則及び厚生年金保険法施行規則の特例等に関する省令第4条及び第8条	検討を予定	適用証明書に表記する言語については発効済のすべての協定に係る適用証明書について、相手国における就労先事業所名及び所在地をローマ字表記とすることを検討してまいります。 日スイス社会保障協定において相手国の年金制度及び医療保険制度の適用を免除される際に必要な書類については、制度の現状欄に記載のとおりです。	
136	令和3年10月12日	令和3年11月4日	薬局の24時間調剤について	次期調剤報酬改定への要望です。 薬剤師の働き方改革も他の医療従事者の働き方改革と合わせて検討してほしい。仕事のオフの日も、オフとして過ごせないシステムになっている。 現状では1人のかかりつけ薬剤師が24時間365日対応となっているが、 かかりつけ薬剤師の夜間対応を薬局単位にしてほしい。 また、地域支援体制加算の24時間調剤体制を1～3薬局ではなく、地域薬剤師会単位の薬局でフォローという形にしてほしい。	薬局のかかりつけ機能が求められ、その事自体は素晴らしいと思う。 たが、1人薬剤師でも出来うる限り地域住民に貢献したいと思っているが、1人では24時間365日調剤体制は厳しい。患者の為の薬局ビジョンでは地域で24時間と書いてあるのに、実際の地域支援体制加算等の基準は1～3薬局で24時間調剤体制となっている。このため、遠く離れていても多店舗展開のチェーンばかりが登録し、地域に根付いた薬局がかかりつけと認めてもらえない。また、気合いで頑張る薬局では、休みも何処も行けずに家族が犠牲になり、働き方改革とも逆行している。地域薬剤師会単位でフォロー出来る形への変更の検討をお願いしたい。コロナ対応の保健所の疲弊を考えるなら個人薬剤師の疲弊も検討して欲しい。 休日夜間も、可能であれば薬局内での当番制に出来るよう薬局単位でのフォローにして欲しい。 休日に温泉にいくにも、映画を観たいと思っても、その時にいつ電話がかかるかもと思うと行けない。毎日でなくて良いからローテーションででも家族と過ごす完全オフ日を設けられるようにしてもらいたい。 医療従事者の働き方改革を考える中に、薬剤師にも取り巻く家族がいる事を考えて、地域医療に貢献出来る形は維持しつつ、実現可能な薬局のあり方を検討して欲しい。 提案が実現出来れば、もともと地域に根ざした薬局のかかりつけ薬局としての更に貢献率が上がると思うし、オンとオフの切り替えが出来れば、日々の医療提供の質も上がる。薬剤師の家族も家庭の時間がとれ、家族間の親密度が上がる。地域で24時間調剤体制ができれば、在宅患者のみならず、地域住民全てが24時間対応の恩恵を受けられる。	個人	厚生労働省	令和2年度診療報酬改定の結果検証に係る特別調査(令和3年度調査)において、かかりつけ薬剤師指導料及び地域支援体制加算の状況について調査しているところです。	診療報酬の算定方法(告示)	検討を予定	この調査の結果等もふまえ、中医協において議論していきます。	△

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
137	令和3年10月12日	令和3年11月4日	運転免許試験の方法及び更新の方法について	（1）運転免許の取得時において、性格検査（「内田式クレペリン検査」「YG性格検査」「ロールシャッハテスト」等）も実施していただきたい。 （2）運転免許更新時においても、学科試験、技能試験を必須としていただきたい。 （3）運転免許の取得時、更新時に健康診断書の提出（身体検査証明制度）を導入していただきたい。	（1）について、 近年、あおり運転が顕在化し社会問題になっています。ほかにも飲酒運転や逆走な常識では考えられない運転をする人がいます。ひとえに運転免許の取得があまりに容易であることに問題があるといえます。自動車は日常生活の足とはいえ、人の命を奪う凶器にもなります。運転するうえで性格に問題がないか、公務員試験でも実施されているような性格試験の導入により最低限のフィルターを設けることが必要と考えます。 （2）について、 運転免許は一度取得すると更新時は交通安全協会のありがたいお話を聞くだけで更新ができます。しかし、最低限の法規すら理解できていないドライバーが多数いて事故や違反が多いのが現実です。運転免許証は身分証明書ではなく運転を免許されたことを示すものです。手間とコストがかかるかもしれませんが、指定自動車教習所や試験オンライン化を活用してもよいと思うので、免許更新時にもきちんと適正、技能、知識があるかどうか確認するようお願いします。 （3）について 高齢者による踏み間違い事故や逆走など信じられないような事故が増えています。タクシーの運転手の急病事故というのもよく耳にします。そこで自動車運転免許にも身体検査証明を導入することで最低限の健康を担保することが必要と考えます。飛行機は自家用操縦士でもエアラインパイロットでも航空法に基づき航空身体検査証明が必要です。これを参考に、自動車運転免許においても、特に高齢者や職業運転手に対しては、身体検査証明を義務付けをお願いします。 これら「対応不可」ではなく「検討を予定」を期待します。	個人	警察庁	(1)について 運転免許試験は、自動車等の運転について必要な適性（適性試験）、自動車等の運転について必要な技能（技能試験）及び自動車等の運転について必要な知識（学科試験）について行うこととされています。 ただし、運転免許を新規に取得する際に多くの方が利用する指定自動車教習所においては、「入所直後の教習生に対し、性格等に関する運転適性検査を行わせ、教習生個々の特性に応じた技能教習を行わせること」としています（「指定自動車教習所の教習の標準について（通達）」（令和3年5月13日付け警察庁丙運発第6号））。 (2)について 免許証の更新を受けようとする者は、その者の住所地を管轄する都道府県公安委員会（以下「住所地公安委員会」という。）が行う優良運転者、一般運転者又は違反運転者等の区分に応じた講習を受けなければならないこととされています。また、当該講習は、都道府県警察の運転免許センター等で実施されています。 (3)について 70歳以上の高齢運転者が免許証の更新を受けようとするときは、住所地公安委員会が行う高齢者講習を受けなければならないこととされています。また、75歳以上の高齢運転者は、高齢者講習のほか、住所地公安委員会が行う認知機能検査の受検が義務付けられています。70歳未満の職業運転者が免許証の更新を受けようとする際の手続は上記「(2)について」に記載のとおりです。	(1)について 道路交通法（昭和35年法律第60号）第97条第1項 (2)について 道路交通法第101条の3 (3)について 道路交通法第101条第1項及び第4項、第101条の4第1項及び第2項、第108条の2第1項第12号	対応不可	御提案については、交通事故の情勢や運転者に生ずる負担等を踏まえた慎重な対応が必要であると考えています。	
138	令和3年10月12日	令和3年11月4日	厚生労働省所轄の職業能力開発大学校・短期大学校の学生に大学編入学を可能にするための具体的取組について	所管省庁からの回答「規制改革29」において、大学における単位認定の対象とすることが既に可能となっているが、中央教育審議会にて議論のあった、(1)実態に照らして、大学相当の教育であると認められる内容であること、(2)そのことを認めるために、大学における単位として、実際に認定を受けている実績があることの2点について、各大学の判断として、十分な単位認定の実績が認められないことから、現段階では編入学を可能とする状況ではないと回答が示されたところです。 それらの指摘を踏まえ、編入学を可能とするため厚生労働省から職能大を運営している高齢・障害・求職者雇用支援機構に対し、文書にて具体的に指示することを求めます。	今後の学制等の在り方について（第五次提言）において、「国は、省庁の枠を越え、意欲ある学生が更なる学びの機会が得られるよう、職業能力開発大学校・短期大学校における学修を大学の単位認定の対象とするとともに、これらの職業能力開発施設から大学への編入学についても途を開くよう検討する。」と提示していますが、厚生労働省として具体的な動きが見えません。 まず、中央教育審議会で示された(1)について、現状の職能大で実施しているカリキュラムにおいて、どの部分が大学相当の教育に該当、非該当であるのかを精査したうえで、カリキュラムの改変に着手すべきであると考えます。 また、既に大学改革支援・学位授与機構に学士課程として認定されている職業能力開発総合大学校で実施しているカリキュラムに準じるものであれば、中央教育審議会で示された(2)についても担保できるものと考えます。 省庁が異なるものであっても、教育を受けている学生であることには相違ありません。意欲ある学生が更なる学びの機会が得られるよう、ご検討ください。	個人	文部科学省 厚生労働省	職業能力開発大学校及び職業能力開発短期大学校（以下「職能大」という。）における学修については、平成26年9月の告示改正により、大学における単位認定の対象とすることが既に可能となっております。 ただし、実際に単位認定を行うかは、大学間の単位互換と同様、各大学において判断が行われることとなります。 当該告示改正に先立ち、中央教育審議会において審議が行われましたが、同審議会の議論においては、職能大から大学への編入学を可能にするためには、職能大における学修が、①実態に照らして、大学相当の教育であると認められる内容であること、②そのことを認めるために、大学における単位として、実際に認定を受けている実績があることが必要であるとの指摘がなされました。	○学校教育法（昭和22年法律第26号）第108条第9項、第122条、第132条 ○大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第29条	検討に着手	中央教育審議会においては、編入学を可能とするには職能大における学修を大学が単位認定した実績が求められていますが、これにつきましては、文部科学省から全大学に対し、職能大との単位認定等について実績調査等を通じて周知されているところです。 また、職能大においては、地域の大学との単位認定等を含めた交流を促進する協定がいくつか結ばれているところです。編入学を可能とするための単位認定につきましては、職能大における取組み状況の把握に努め、適宜働きかけを行ってまいります。	
139	令和3年10月12日	令和5年3月13日	自営業者と給与所得者との社会保険負担割合の是正について	給与所得者、すなわち会社員と自営業者との間には、社会保険の負担について不公平感があると考えています。国が副業（複業）、フリーランスなど、給与所得に頼らない労働への転換を促している現在、これを奸機として是正を考慮いただきたく存じます。	私はフリーランス、つまり自営業者になって10年以上たちます。開始当初はすずめの涙ほどの収入でしたが、10数年が経過した現在ようやく人並みに収入を得られるようになってまいりました。しかし、そうして収入が増えるようになると新たな悩みが生じてきました。それは年金、健康保険などの社会保険料の負担金額が非常に高いということです。特に健康保険は、国民健康保険に加入していると、わずかばかりの収入であるにもかかわらず、月額かなりの支払い負担が生じてきます。ただし、国民皆保険制度は非常にありがたい制度であり、それ自体に疑念をとなえるつもりはありません。私が疑問を抱いているのは、同程度の収入の会社員との負担割合の差です。会社員の場合、「会社が半額負担する」というよくわからない謎の理由で、負担額が半分になります。半分って何ですか。私たちはその倍の額を払っているのに、なぜ会社に所属していれば負担が半分で済むのでしょうか。優遇されすぎではないでしょうか。 自営業者は経費も多く、収入が多くても所得がほとんどないことは少なくありません。私だって、少ない所得の中からなんとか支払っています。毎月カツカツです。会社員は給与が上がれば所得も増えるでしょうが、自営業者は収入が増えても、増えるのは所得ではなく負担のほうが大きいです。国はフリーランスを推奨するのであれば、少し私たちの負担を軽減してくれませんか？　この国は会社員を優遇しすぎです。せめて負担割合をもう少し是正してもらえませんか。よろしくお願いいたします。	個人	厚生労働省	被用者保険では、社会保険の加入により労働者が安心して就労できる基盤の整備が、事業主の責任であるとともに、労働者の健康の保持・労働生産性の増進が図られることが事業主の利益にも資するという観点から、その保険料について労使折半とされています。 国民健康保険制度及び国民年金制度では、国民皆保険制度の最後の砦として、自営業者やフリーランス等、多様な働き方の者を被保険者としているため、被用者保険のように事業主と被保険者で保険料を折半するような仕組みを体系化することはできず、全ての被保険者が、応分（国民年金の場合は定額）の保険料を負担する仕組みとしています。	国民健康保険法施行令第29条の7第5項	対応不可	左記制度の現状の通りです。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
140	令和3年10月12日	令和3年12月2日	潜水士に医療用酸素を販売していただきたい	潜水を生業とする潜水士は高気圧作業安全衛生規則に従い作業している。法改正により制限の中ではあるが水中で酸素を呼吸する事が出来る環境が整った。しかし厚生労働省医薬食品局総務課が平成23年3月31日に出した事務通達『卸売り販売業における医薬品の販売等の相手先に関する考え方について』により入手出来ない事態となっている。そこで減圧障害の予防や酸素減圧のために消費する潜水事業者を販売先に加えていただきたい。	潜水士は水中に潜る特殊性より窒素やヘリウムなどの不活性ガスを体内に蓄積することになる。多くの場合不活性ガスが因子となり減圧障害（一般に潜水病と認識される）を発症させると世界中の潜水医学会で認識されている。それを踏まえて日本でも高気圧作業安全衛生規則が改正され水中で酸素呼吸（酸素減圧）が法律上可能となった。平成27年1月9日に厚生労働省労働基準局長から都道府県労働局長に出された基発0109号第2号では『体内に蓄積された窒素ガスを速やかに対外へ排出するために呼吸用ガスの酸素濃度を高めて減圧を行う方法（以下酸素減圧という。）を採用すること』と記載されている。しかし医薬品である医療用酸素は『医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律』に関係するため流通においても様々な法律が関係してしまう。厚生労働省医薬食品局総務課が平成23年3月31日に出した事務通達『卸売り販売業における医薬品の販売等の相手先に関する考え方について』により一般社団法人日本産業・医療ガス協会による見解では緊急時使用のみの販売しか許されていないので酸素減圧用や減圧障害予防の為には販売できないとなっている。脱炭素社会を実現するために洋上風力発電の建設加速が言われているが関わる潜水士は医療用酸素を呼吸して予防が出来ない状態にある。また巨大地震対策として防波堤工事や橋梁の耐震補強工事も進められているがそれらに従事する潜水士も同様である。3万人と言われている職業性潜水士の健康はもとより脱炭素社会、国土強靭化に向けて潜水事業者を医療用酸素の販売先に追加いただける様に省庁や部署の垣根を越えて対応していただきたい。	有限会社中国ダイビング 久留米大学医学部環境医学講座	厚生労働省	医薬品の卸売販売業者は、薬局開設者、医薬品の製造販売業者、製造業者若しくは販売業者又は病院、診療所若しくは飼育動物診療施設の開設者その他厚生労働省令（施行規則第138条）で定める者以外に医薬品を販売し、又は授与することはできません。	医薬品、医療機機等の品質、有効性及び安全性にの確保等に関する法律第25条第3号、医薬品、医療機機等の品質、有効性及び安全性にの確保等に関する法律施行規則第138条	その他	医療用酸素は、効能又は効果を「酸素欠乏による諸症状の改善。」「日本薬局方窒素と混合し、合成空気として使用する。」として、用法及び用量を「医師の指示による。」として製造販売届出されており、「減圧障害の予防や酸素減圧」のために消費する潜水事業者を販売先に加えるか否かについては、有効性及び安全性の観点を踏まえた議論が慎重になされた上で判断されるべきと考えます。	
141	令和3年10月12日	令和5年4月26日	マイナンバーカード代理人受け取りの枠を広げて頂きたい	子供が大学生で住民票を移さず遠方に住んでおります。マイナンバーカードの申請をネットで済ませ、こちらの住所地にマイナンバーカード受け取りのハガキが届き、役所に相談したところ、代理人での受け取りは入院や施設に入所している方が対象との事。大学生だと対象外で本人受け取りでないと受け取れないと言われました。コロナ禍で県をまたいでの移動は双方共リスクが高く難しい為、マイナンバーカード受け取り代理人枠を広げていただきたいと思います。	子供が大学生で遠方に住むとなった時に住民票を移さずにおられる方は多いと思います。マイナンバーカードの申請はネットで申請出来るのですが、いざ受け取りとなるとハードルが高く、本人受け取りと本人確認書類の原本が求められます。コロナ禍で子供の所では緊急事態宣言発令中で、こちらでも蔓延防止等重点措置発令中で県をまたいでの移動は双方共リスクが高く難しい為、マイナンバーカード受け取り代理人枠を広げて頂き、親子間の代理受け取りを可能にしていただきたいと思います。また、本人確認は住民基本台帳等で確認する事は役所にとっては容易い事だと思います。	個人	総務省	住民基本台帳の記録の正確性を確保する等の観点から、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）においては、正確な住所変更の届出が義務付けられています（住民基本台帳法第3条第3項、第 22 条、第 24 条等）。学生についても、進学や就職等に伴い、引越しを行う場合は、市区町村の窓口において正確な住所変更の届出を行っていただく必要があります。	住民基本台帳法第3条3項、第 22 条、第 24 条等	対応不可	制度の現状のとおりです。	
142	令和3年10月12日	令和3年11月4日	洋弓銃ボーガンの許可制に加え和弓も許可制にして欲しい	洋弓(クロスボウ)の所持が許可性となりましたが和弓も規制の対象にすべきだと思います。人力で弓を引くため、また和弓を行なっている人口が少ないため事故は起きていません。しかし、隠れたところで故意による事故が発生し上下関係の厳しい武道の世界では隠蔽され続けています。元々は鳥獣などの毒を塗り殺傷のために使われていた道具であり、またそのことは周知の事実です。他の武道に比べ敷居が高く、今までは道具屋も素人には販売していませんでした。しかし近年インターネットなどで安易に道具が買える時代です。そのため洋弓のみでなく和弓も規制の対象にすべきだと思います。	川崎弓道会にて故意による和弓を使った事故が起きています。しかし、上下関係厳しい武道の世界であること、上位者も絡んでいたことから隠蔽されてきました。人や動物に向かって矢を放つのではなく、矢を放とうとしている人の弓と弦の間に後ろから弓を差し込み失敗をさせるような行為です。一つ間違えば、矢が別のところに飛んでいく場合や、射手が怪我をする可能性が非常に高い行為です。 調査によると、和弓が殺傷の道具に使われたことはないと報告があるようですが、隠れたところに事件が潜んでいます。 和弓は、神具であると同時に古い時代では戦争に使われていた道具です。一般にはあまり知られていませんが、もともとは毒と併用することで殺傷能力をあげていたとも言われています。身体のどこを狙うかにより矢の形状を変えていたとも聞きます。 競技人口が少ないため今まで事故が起きていないのかもしれませんが、使い方を間違えれば危険な道具に変わりありません。 師範など年配の和弓競技者は、洋弓に比べ和弓は引くのが難しく素人には扱えないため事故は起きないとたかを括っています。しかし、近年の競技者は年配者に教わるよりネット動画を見た方が分かりやすいと言っており、時代が変容しています。要するに、人から教わらずとも動画を見ることで技術の習得が可能な時代になっているのです。 冒頭に述べたように、悪戯にモラルない行為を行う競技者、それを隠蔽する師範も存在します。 そのため、ボウガンの規制をするのであれば和弓も同様に規制の対象にするべきだと思います。	個人	警察庁	和弓の所持については、法律による特段の規制はありません。	なし	対応不可	今般の銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）改正により規制対象となったクロスボウは、弦を引いた状態で固定し、引き金を引いて矢を発射する機構を有するものであり、人力で弦を引いたままで狙いを定める必要のある和弓と比べると一般的に習得までの期間は短く、操作が容易です。その反面で、犯罪に悪用される凶悪事件が相次いで発生しています。 一方、和弓は、人力で弦を引いたままの状態で狙いを定めて射る必要があり、クロスボウと比べると習得までの期間を要します。また、和弓が犯罪に悪用された事件について、警察庁において平成22年1月から令和2年6月までの約10年余りの期間の状況を調査したところ、故意に人の生命・身体を害する罪の検挙事件は確認されませんでした。 このような犯罪実態を踏まえ、和弓については、現時点ではその所持を規制する必要はないと考えています。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
143	令和3年10月12日	令和3年11月4日	国家試験合格者の「情報セキュリティアドミニストレータ」を「情報処理安全確保支援士」に認定すべき。	提案理由のとおり支援士に認定しないのは明らかに失策であり、2016年当初から情報セキュリティアドミニストレータが支援士として活動していれば、現下の例えば機密性の高い原発関連企業がランサムウェア攻撃に遭ったり、株式公開企業が同様攻撃によってデータ復元が困難となり、財務情報の開示の延期されるなど重大な被害を防止できたはずである。 これは規制緩和というレベルまでのものでもなく、単に、国が審議会の専門家の結論をそのまま認定するという予算も必要としない行為をしなかったためと言わざるを得ないのではないだろうか。 以上より、即刻、情報セキュリティアドミニストレータを情報処理安全確保支援士に認定すべきである。	経産省の試算によって、2020年に19万3010人が不足するサイバーセキュリティ人材を補うべく、サイバーセキュリティ初の国家資格として「情報処理安全確保支援士」の2016年創設を、審議会で検討された。 その答申に沿って、「情報セキュリティアドミニストレータ」を「情報処理安全確保支援士」に認定するとの法律案が作成されたが、施行直前になって認定しないとされてしまっている。 この件の当時担当部局は「地域情報化人材育成推進室」で、審議会は「情報経済小委員会 試験ワーキンググループ」である。以下、答申内容の該当箇所抜粋である。 （報告書の該当箇所抜粋） ～情報セキュリティアドミニストレータ試験に合格した者については、情報セキュリティに関する知識・技能を有することが確認された者であるとして、「情報処理安全確保支援士 となる資格を有する者」として認めることが適当と考えられる。 経産省の過去資料では https://warp.da.ndl.go...427006/20160427006.html ～2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催等を控え、万全な情報セキュリティ対策の体制整備が求められているところ～企業等における情報セキュリティ対策を担う実践的な能力を有する人材不足があり、～情報セキュリティ人材の国家資格として「情報処理安全確保支援士」を創設する～との記載もあったにも関わらず、 2020年に3万名超の支援士登録目標をKPIとして設定し、その進捗状況は順調などと報告されていたが（内閣府、成長戦略フォローアップ業KPI整理No93）、1万9千名に留まったのである。	個人	経済産業省	サイバーセキュリティの確保を支援するため、セキュリティに係る最新の知識・技能を備えた専門人材の国家資格として、「情報処理安全確保支援士」（通称：登録セキスペ）制度を平成28年に創設しました。 情報処理安全確保支援士としての資格を有する者（登録可能な者）は、情報処理安全 確保支援士試験の合格者及び資格試験合格と同等以上の能力を有すると認められた者であり、令和3年10月1日時点での登録者は19,450名となっています。 ただし、制度開始から2年間（平成30年10月20日まで）に登録を受ける場合に限り、情報セキュリティスペシャリスト試験（平成21～28年度）（以下「SC試験」という）及びテクニカルエンジニア（情報セキュリティ）試験（平成18～20年度）合格者も、経過措置対象者として資格を有する者として認め、登録申請を受付けました。	情報処理の促進に関する法律	対応不可	経済産業省は、平成28年4月27日に「平成28年4月産業構造審議会商務流通情報分科会情報経済小委員会試験ワーキンググループ試験ワーキンググループ中間取りまとめ～情報処理安全確保支援士制度～」を公表し、平成28年9月より10月までの間、情報セキュリティアドミニストレータ試験（以下「SU試験」という）合格者を情報処理安全確保支援士試験合格者とみなすことについて、「情報処理の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令案等」に対する意見公募を行ったところ、「情報セキュリティアドミニストレータ試験」合格者をみなし対象者とすることには、再考が必要である。」との意見をいただきました。 （参考URL： https://pub ic-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=595116067&Mode=2） このため、再度検討した結果、産業構造審議会商務流通情報分科会情報経済小委員会試験ワーキング中間とりまとめ（平成28年4月）以降においてもサイバー攻撃は増加し、また、被害の大きな事案も発生するなど、サイバーセキュリティに関する高度な知識、技術を有する者の対応がより望ましい状況となっております。 現在の登録セキスペは、情報処理の促進に関する法律第26条において受講義務が定められ、継続的な知識・技能の向上を図り、有資格者としての質を担保しています。登録セキスペを活用する企業においても、受講義務により、登録セキスペが、最新の知識を持っていることを前提として活用しております。 一方、情報セキュリティアドミニストレータは情報セキュリティ技術の専門家として情報セキュリティ管理を支援するものとされておりますが、SU試験はSC試験と比べ、情報セキュリティの出題範囲が狭いこと、また当試験は平成20年に終了しているため20～13年前時点での試験合格者であり、現在の登録セキスペに求められる知識・技能の更新がなされておらず、最新の知識を持っているとは言い難いと判断しました。 以上のことから、経済産業省としては、御指摘の報告書を踏まえ、パブリックコメントでの御意見等も踏まえ、正式な手続を経て省令案からSU試験合格者をみなし合格者としないよう施行規則を変更することとしたものであり、受験者の混乱を招きかねないことからも困難と考えております。	
144	令和3年10月12日	令和3年11月4日	整体への保険適用について	整骨院等における整体等への保険適用についてはちょっとした痛みのようなものには適用せず、限定的に行うべきだと考えます。財政健全化が叫ばれる現在、医師が介在せずに何でもかんでも保険適用することは望ましくないと考えます。指圧等による施術は確かに一定の効用は認められるものの、リラクゼーションの一環であり、それらは全額自費にて行われるべきだと考えます。	整体への保険適用に関して、意見申し上げます。 先日、腰痛のため、調布仙川整骨院（東京都調布市仙川町1-11-14）に伺い、3割負担で保険適用していただき、腰痛はだいぶ改善されました。 ただ、整骨院院長の説明によると、改善された後の診療にも保険適用がなされ、当該整骨院は医師や行政の信用も得ているので、保険適用は問題ないというお話でした。 結局その後は診療いただかなかったのですが、以前から抱いていた疑問が思い浮かびました。 私の周りでも、ちょっとした痛みで整骨院に行き、保険適用されることがよくあると聞いてきました。 しかし、整骨院は医師がいるわけでもありませんし、そもそも、何でもかんでも（病気でなくとも）保険適用することは法に則ったものと言えるのでしょうか。 整骨院を批判しているわけではなく、むしろ整骨院は疲労回復等に非常に有効ですし、身近になくてはならないものだと考えております。 財政再建が強く叫ばれる今日、医療費には相当の血税が投入されていますが、それはこうした問題にその原因の一端があるのではないでしょうか。 私の問題意識は、そうしたことを政治や行政が適切にチェックできているのかという点です。 マスコミを動かしても、こうした問題にはきちんと向かい合うべきだと考えますが、まずはこちらで意見申し上げますので、ご検討のほどよろしくお願いいたします。	個人	厚生労働省	柔道整復師等が行う施術については、医師が患者を診察した上で、当該医師の同意が書面又は口頭により与えられた場合であって、患者の負傷が通知に定めるものに該当する場合に、療養費の支給対象となります（※）。 また、法令等に基づき、保険者等による審査を経て支給決定がなされることになります。 ※柔道整復師の施術に係る療養費については、脱臼又は骨折に対する施術について、医師の同意を得る必要があります。	健康保険法第87条「柔道整復師の施術 に係る療養費の算定基準の実施上の留意事項等について」 （平成9年4月17日付け保険発第57号） 他	現行制度下で対応可能	柔道整復師等が行う施術のうち、健康保険法等に基づく療養費の支給対象となる負傷は通知にて定められており、医師が患者を診察した上で、当該医師の同意が書面又は口頭により与えられた場合であって、患者の負傷が通知に定めるものに該当する場合に、療養費の支給対象となります（※）。単なる肩こり、筋肉疲労に対する整体などを含むそれ以外の施術については療養費の支給対象とはなりません。 仮に療養費の支給対象外となる施術について支給申請があった場合は、保険者等において不支給の決定を行うこととなります。 なお、仮に不適切な支給申請が疑われる場合は、必要に応じて保険者から患者に対する調査を行った上で、支給・不支給を判断しています。 ※柔道整復師の施術に係る療養費については、脱臼又は骨折に対する施術について、医師の同意を得る必要があります。	
145	令和3年10月12日	令和3年11月4日	狩猟免許更新時における手続きの簡素化	1.狩猟免許更新の手続きをWeb上で行えるようにする。 2.講費用はペイジーでの支払い。 3.更新された免許は郵送での送付	狩猟免許の更新手続きが煩雑なため 1.書類に収入証紙を貼るために庁舎に出向き証紙を購入、書類に添付する。これだけで、0.5日消費 2.狩猟免許（第一種銃猟）の更新のために医師による診断書が必要なためにの0.5日の消費 3.適正検査（コロナ禍のため講習は自宅学習）に0.5日 4.コロナ禍のために自宅学習の確認書類を庁舎へ出向き提出これに0.5日 5.交付のために庁舎へ出向き交付を受けるのに0.5日 上記のとおり狩猟免許更新のために2.5日を費やした。 当方は、自営業を営んでおりなんとか時間の都合をつけて更新を行ったが諸手続きを行っている間の損失は一切補填されることは無くまた、作業の遅れが発生してしまった。 もし、これが民間企業であったら従業員に2.5日も休まれるのは企業としても社会としても大きな損失なのではないだろうか？ 感染症流行下の中で不要不急の外出を避けねばならない時に貴重な医療リソースを割き、オンライン上で済むようなことをわざわざ庁舎へ行く必要性を一切感じられない。	個人	環境省	狩猟免許の有効期間の更新を受けようとする者は、免許更新申請書を管轄都道府県へ提出し、適性検査を受けなければなりません。 狩猟免許の更新を受けようとする者は更新講習を受けるよう努めなければならないとされていますが、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、一方所に集合して講習を受講する形式ではなく、郵送したテキストや資料、web 上の動画などを活用し、受講者の自宅において学習することでの講習に代替することも可能としています。 狩猟免許更新手続に係る手数料の支払い方法、申請方法、免許交付方法については、制度上特段の定めはなく、都道府県の裁量となっております。現に、複数の都道府県において、郵送での申請や交付、手続のオンライン化、ペイジー又はクレジットカードでの手数料納付が可能となっているところです。	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	その他	●狩猟免許は、人の生命や財産を脅かす可能性のある行為に関する資格であることから、適性検査（視力、聴力、運動能力）や狩猟を適正かつ安全に行うことに支障を及ぼす病気等にないことを確認するための医師による診断書は不可欠であると考えます。 ●狩猟免許の更新を受けようとする者は更新講習を受けるよう努めなければならないとされていますが、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、一方所に集合して講習を受講する形式ではなく、郵送したテキストや資料、web 上の動画などを活用し、受講者の自宅において学習することでの講習に代替することも可能としています。 ●狩猟免許更新手続に係る手数料の支払い方法、申請方法、免許交付方法については、制度上特段の定めはなく、都道府県の裁量となっております。現に、複数の都道府県において、郵送での申請や交付、手続のオンライン化、ペイジー又はクレジットカードでの手数料納付が可能となっているところです。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
146	令和3年10月12日	令和3年11月4日	建築基準法14条1項に基づき特定行政庁が国に助言等を求めた場合について、国の応答義務を規定してほしい	建築基準法（以下「法」という。）第14条第1項に、国の応答義務の規定を加える。（法第77条の32第1項と同様に。）	指定確認検査機関は、確認検査の疑義について、特定行政庁に照会することができます。この場合、特定行政庁は照会者に対し、回答の通知等を行うことになっています。（法第77条の32第1項） 一方、特定行政庁が法の解釈について疑義を持った場合などは、国に助言などを求める事はできますが、この場合における国の応答義務は規定されていません(法第14条第1項)。同2項において、一般的な場合の記述として「国は特定行政庁に対し、必要に応じて助言などをすることができる」旨が規定されているのみです。（したがって、助言等を要請しても応答がないかもしれないと考え、要請を断念している特定行政庁も多いかもしれません。） このことについて、次の理由により、法の適切な施行のためには国の応答義務も必要と考えられることから、表題の通り提案します。 1　国は法令の立案者であるため、立法の背景や趣旨に精通している。（法令改正時の専門家会議の議事録等、一般に公表されていない資料なども所有している。） 2　国は、特定行政庁や専門家の会議などを開催しており、全国の事例や多方面の知見を集約できる立場である。 3　国は専門的知識の研究機関を有している。 4　大多数の特定行政庁は上記1から3の点において国に劣るため、判断に迷ったり、誤った判断を行うことが多いと考えられる。 5　建築基準法は全国において同一に適用される法律であり、特に確認審査は裁量権がないとの判例もある。仮にある事象について国の助言等が得られず、その結果、特定行政庁ごとに異なる解釈を持つという事態になれば、それは本来あるべき行政の姿ではない。	個人	国土交通省	国土交通省では、建築基準法の施行にあたり、特定行政庁や指定確認検査機関において適正な運用が行われるよう、法改正等の機会をとらまえて、特定行政庁や指定確認検査機関に対し技術的助言の発出等を行ってきたところです。 また、建築基準法第14条では、建築主事を置く市町村の長又は都道府県知事は、国土交通大臣に建築基準法の施行に関し必要な助言又は援助を求めることができることとなっており、これとは別に国土交通大臣は、特定行政庁に対して、建築基準法の施行に関し必要な勧告、助言若しくは援助をし、又は必要な参考資料を提供することができることとなっています。 これまでも特定行政庁や指定確認検査機関等から、建築基準法の施行に関する問合せや相談がなされれば、その都度、真摯に対応してまいりました。	建築基準法第14条	現行制度下で対応可能	制度の現状欄に記載のとおり、国土交通省では、特定行政庁や指定確認検査機関において適正な運用が行われるよう、技術的助言の発出等を行ってまいりました。 また、特定行政庁や指定確認検査機関等から、建築基準法の施行に関する個別の問合せや相談がなされれば、その都度、真摯に対応してまいりました。 さらに、全国の特定行政庁や指定確認検査機関の集まりである日本建築行政会議とも緊密に連携し、全国の運用が円滑になされるよう取り組んできたところです。 こうした取組みを引き続き的確に行うことで、建築基準法の円滑な運用に努めて参ります。	
147	令和3年10月12日	令和3年12月2日	労働安全衛生法の免許試験の受験申請について	標記の受験申請において、オンラインでの申請を可能とするか、少なくとも申請書をPDF等でダウンロードして郵送で申請できるようにしてほしい	現状では申請書が指定用紙となっており、郵送で取り寄せるか、指定された役所等まで取りに行く必要があるが、とりたてて特別なものでもなく、わざわざそのような手間をかける必要があるとは思えない。 時代錯誤感がひどいので、理想を言えばオンライン申請を可能としていただきたいが、少なくとも申請書のダウンロード程度は対応していただきたい。	個人	厚生労働省	労働安全衛生法関係の免許試験は、労働安全衛生法に基づく指定試験機関である（公財）安全衛生技術試験協会（以下「試験協会」という。）が実施しています。受験申請書様式は都道府県労働局、労働基準監督署等の窓口で配布するとともに、試験協会においても本部及び各地区試験センターの窓口又は郵送で配布しています。 試験協会においては、受験者の申請から合否判定までをシステムで管理していますが、当該システムは電子申請には対応していないことから、配布している受験申請書様式による受験申請を受け付けています。	なし	検討に着手	試験協会のホームページ上での受験申請書の作成・印刷及び電子申請に係るシステムを順次開発し実施していくことを検討しています。受験手数料の支払い方法についても、システム開発の際に検討します。	
148	令和3年10月12日	令和3年12月2日	労働安全衛生法の免許試験の費用の支払いについて	受験費用の支払い方法について、クレジットカードほか電子マネー等で支払えるように利便性を向上していただきたい	現状、受験費用の支払い方法は銀行等での窓口のみとなっているが、時代錯誤感が強く甚だ不便である。 自宅でクレジットカード等で支払えるのが理想ではあるが、少なくとも振込程度は対応いただきたい。ATMすら不可では手間がかかりすぎる。	個人	厚生労働省	労働安全衛生法関係の免許試験は、労働安全衛生法に基づく指定試験機関である（公財）安全衛生技術試験協会が実施しています。受験者は受験申請に当たり、銀行又は郵便局で受験料を払い込むか、安全衛生技術センターの窓口で現金で支払っています。	なし	検討に着手	電子申請に係るシステムの開発をしていくことを検討しており、その際に受験手数料の支払い方法についても検討します。	
149	令和3年10月12日	令和4年7月20日	介護支援専門員研修の全面オンライン化推進（感染予防人流抑制と負担の公平化）	政府や厚生労働省が推進する介護支援専門員法定研修の全面オンライン化に消極的な都道府県や研修団体があり、緊急事態宣言下にありながら未だに数百人もの受講生を換気の悪い会場に集め、対面のグループワーク研修が開催されています。 また、研修が特定の団体に独占されている事が多く、選択できない状況から質も保たれていません。 研修のオンライン化を徹底するよう都道府県や研修主催団体に指示していただくください。 オンライン化により、全国どこの都道府県や団体の研修でも受講できるようにしてください。 競合による質の向上を図り、どこの都道府県市町村に居住していても交通費を含め同じ負担で受講できるようにしてください。	政府や厚生労働省はICT、研修のオンライン化を勧めているにも関わらず、都道府県や受託団体の対応に差異があります。 私は神奈川県に住んでいますが、緊急事態宣言下でありながら、神奈川県が主催し神奈川県社会福祉協議会が独占している介護支援専門員再研修は、換気の悪い音楽堂に数百名の受講生を集めてビデオ講義を見せられ、現在も、百名程度を集めた対面での集合研修がグループワークも含めて開催されています。一人でも感染者がいれば確実にクラスターとなる状況です。 私たち介護支援専門員は高齢者の相談支援を行う立場であり、徹底した感染予防が必要なはずなのに、法定研修で感染リスクを高められてしまっては、たまったものではありません。 知事が人流抑制を訴えているにも関わらず、同じ県の担当部署はオンラインに消極的で、混雑する横浜に混雑する時間帯の電車で向かう平塚、小田原、秦野などの人にとっては恐怖でしかありません。しかも、、横浜在住なら必要としない交通費を、計1万円以上負担しなければならないのは、あまりにも不公平感です。 最低時給は県で同じなのに介護報酬の地域加算は随分低い上に、余計な費用がかかるのは納得できません。 介護支援専門員研修のオンライン化の徹底、よろしくお願い致します。	個人	厚生労働省	〇厚生労働省では、介護支援専門員の方々が必要な研修をより円滑に受けられるよう、研修の実施主体である都道府県に対し、 ・ 地域医療介護総合確保基金を活用した受講者の金銭的な負担軽減（会場借料や講師謝金の補助など）や ・ 事業所に勤めている方々が受講しやすいよう、例えば土日や夜の開講やe-ラーニングによる通信学習など、研修の開催方法の工夫 について要請しています。 〇また、令和2年度補正予算、令和3年度予算、令和4年度予算において、新型コロナウイルスの影響による、事業活動の縮小や雇用への対応の一環として、研修の受講促進を図ることを目的として、「介護支援専門員研修オンライン化等事業」を実施しており、都道府県に対して、オンラインでの実施を積極的に行っていただくよう周知を行っているところです。	介護保険法第69条の8 介護保険法施行規則第113条の18 等	現行制度下で対応可能	制度の現状欄のとおりです。	△

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
150	令和3年10月12日	令和3年11月4日	ハローワークに出ている求人への応募を、自宅のPCやスマホからオンラインでできるように	ハローワークの求人申し込みを、オンラインでできるようにしてほしいです。 求職中ですが、求人を見つけても実際にハローワークに行かないと応募できないのは不便極まりないです。他の民間の求人・転職サイトは、ネット上から気軽に応募できるようになっています。 またハローワークは常に混雑しており、平均待ち時間は1時間前後。駐車場も満車のときがかなり多いので、入口で空車待ちすることもあります。そのくせ相談窓口は1番から30番くらいまであるのに、半分も使っていなかったりと、効率が悪いなと常々感じています。 とにかく、他の民間求人サイトで当たり前にできていることが、ハローワークでできないのは不便すぎます。	現状のハローワークインターネットサービスは、自宅からでも求人を見ることができますが、応募はハローワークに直接出向かないとできません。コロナ禍で外出を控えている中、面接のために外出するならまだしも、求人に応募するためだけに外出するのは控えたいところです。 ハローワークで求人応募する際の一連の流れは、相談窓口で職員に求人票を見せ、本人確認と企業に聞いてほしいことを職員に伝え、その職員が企業に電話して紹介状を印刷して出してもらう。たったこれだけです。履歴書の書き方や模擬面接など、就職の相談は予約制で他の窓口なので関係ありません。なぜこんな単純なことを、コロナ禍の最中にわざわざ直接ハローワークに出向かないとできないのですか。 初回登録の際だけハローワークに出向き、あとはオンラインで応募できるようにし、毎回の本人確認は電話でするなり、SMS(ショートメッセージ)で認証コードを発行するなり、マイナンバーカードを活用するなりしてWeb上で完結させるべきです。紹介状制度を残すのなら、自分のプリンターやコンビニで印刷。利便性向上のために、2ヶ月に一度の有効期限の更新も、半年に一度程度に伸ばすべきです。 企業に聞きたいことがあれば、応募の際のWebフォームにその旨を書けるようにしたり、ハローワークの職員と電話して企業に伝えてもらい、企業からその回答が来てから双方同意の上で紹介状を発行するとか、いろいろ方法はあります。 対面で職員に相談したい人のためにも職員自体は残すべきです。しかし求職者だけでなく職員の業務負担を減らすためにも、感染対策という意味も含め、求人応募のオンライン化は有益です。	個人	厚生労働省	ハローワークの職業紹介業務におけるオンライン化を順次進めています。これまでは、ハローワークインターネットサービス上でのオンラインによる求職申込みは仮登録まで可能となっておりましたところ、令和3年9月からは、新たに求職申込みや求職申込み内容の変更をオンライン上の処理で完結できるようにするとともに、応募、職業紹介（紹介状の交付や応募書類の送付含む）についてもオンラインにてご利用いただくことが可能となりました。	なし	現行制度下で対応可能	制度の現状欄に記載の通りです。	
151	令和3年10月12日	令和4年7月20日	介護支援専門員更新研修について	介護支援専門員研修がいまだに対面研修であること。政府がオンラインを勧めていることに違和感を覚えます。何故、日頃会わないような人たちを何百人も集めて研修をするのか。地域により色々ありますが政府が原則オンラインと決めて頂きたいです。 そもそもでいうと、高い金額払って、休みを取って遠い研修場所までいって介護職で介護支援専門員だけ更新制という事が自体がおかしいと思います。御検討の程、宜しくお願い致します	介護支援専門員の更新廃止。 経済効果については協会に高いお金を払う必要がなくなりその分の金額が経済に回ります。社会的効果については研修に使う時間がそのまま利用者や仕事に回す事ができます。そもそも更新自体が適当に理由をつけてお金を吸い上げる制度なので早期に御検討して頂ければと思います。宜しくお願い致します。	個人	厚生労働省	〇厚生労働省では、介護支援専門員の方々が必要な研修をより円滑に受けられるよう、研修の実施主体である都道府県に対し、 ・ 地域医療介護総合確保基金を活用した受講者の金銭的な負担軽減（会場借料や講師謝金の補助など）や ・ 事業所に勤めている方々が受講しやすいよう、例えば土日や夜の開講やe-ラーニングによる通信学習など、研修の開催方法の工夫 について要請しています。 〇また、令和2年度補正予算、令和3年度予算、令和4年度予算において、新型コロナウイルスの影響による、事業活動の縮小や雇用への対応の一環として、研修の受講促進を図ることを目的として、「介護支援専門員研修オンライン化等事業」を実施しており、都道府県に対して、オンラインでの実施を積極的に行っていただくよう周知を行っているところです。	介護保険法69条の8 介護保険法施行規則第113条の18 等	その他	制度の現状欄のとおりです。 なお、更新研修については、定期的な研修受講の機会を確保し、介護支援専門員として必要な専門知識及び技術の修得を図ることにより、専門職としての能力の保持・向上を図ることを目的として導入しているところですが、今後も医療の必要性が高い利用者や独居世帯の利用者、認知症の利用者が増加するなど、ケアマネジメントの質をより高くすることが求められていることから、必要な知識や技術を適時適切に身につけていくために、更新時の研修は必要であり、廃止することは難しいと考えております。	△
152	令和3年10月12日	令和3年11月4日	家電リサイクル法対象品目を家電販売事業者以外にできるようにする	家電リサイクル法では、エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機の家電小売業者以外は収集運搬ができないため、家電リサイクルの引き取りを行うことができないが、家電販売に付随する際には運送業者等でもできるように法改正等を行う	家電でもネット通販のシェアが上がってきていますが、ネット通販の場合、多くの場合に小売業者直接でなく運送業者等が配送を行うことになります。しかしこの場合、運送業者が家電リサイクルの引き取りを行うことができないため、家電リサイクルの対応を行うことができません。以前は、実際には大手の量販店や大手の運送業者はお客様の利便性を考慮し、引き取りを行っていましたが、経済産業省からの指導でほとんどの大手はリサイクル引き取りをやめました。 一方で中小の業者を中心に一部は違法であることを知りながらも引き取りを継続しているものと思われます。 家電リサイクルの適正な処理を考えても、ネット販売の健全な発展のことを考えても現状は健全ではないと思いますので、検討をお願いします。	個人	経済産業省 環境省	小売業者（インターネットを通じ販売する小売業者を含む。）が特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）適用対象の廃家電4品目の収集運搬を他の事業者に委託して行う場合、生活環境保全の観点から、委託先の事業者は、収集運搬を行う地域に係る廃棄物処理法上の産業廃棄物又は一般廃棄物のどちらかの収集運搬の許可が必要です。	特定家庭用機器再商品化法第50条第1項及び第4項 、廃棄物処理法第7条第1項、第14条第1項	対応不可	廃棄物は法制度等が整備されない中では不法投棄・不適正処理がなされるおそれがあり、廃棄物の収集運搬・処理等にあたって許可制として適正処理を確保しているところです。 「制度の現状」でも記載しましたとおり、現行の制度においても、小売業者（インターネットを通じ販売する小売業者を含む。）が特定家庭用機器再商品化法（以下「家電リサイクル法」とする。）適用対象の廃家電4品目の収集運搬を他の事業者に委託して行うことは可能であり、委託先の事業者は、収集運搬を行う地域に係る廃棄物処理法上の産業廃棄物又は一般廃棄物のどちらかの収集運搬許可が必要とされています。 なお、廃棄物処理法において、排出事業者が収集運搬を他の者に委託する場合は、廃棄物の収集運搬の許可を受けた者に限定しているところであり、（廃棄物処理法の特別法である）家電リサイクル法の適用対象の廃家電4品目についても、廃棄物としての不適正な処理を避けるために、小売業者が収集運搬を委託する場合には、許可を受けた者への委託に限定することは必要と考えています。仮に、許可を受けていない者が収集運搬を行う場合、不適正な処理を行う可能性があり、当該懸念があった場合でも許可を受けていない者に対しては自治体による立入検査等の対象外となることより、是正することが難しい状況となることが懸念されます。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
153	令和3年10月12日	令和3年11月4日	信号機のICT、AIによる最適化について	全国の信号機においてICTやAIを活用して交通流の最適化ができないでしょうか。 具体的には交差点の手前に設置したカメラ映像やセンサなどを用いて、リアルタイムで交差点を通行する交通量を計測・予測し、AIに学習・判断させて最適な切り替えを行うというものです。 交通量が多く交差点数も多い都会では難しいかもしれませんが、地方や深夜で実験的にでも導入をお願いします。	日々自動車の運転をしていると、交差点の赤信号で止まっても、交差する道路を通行する車（横断者も）が全く来ないという場面や、あと1台行かせてあげればというタイミングで赤になる場面、青になっても先が詰まって進めないままに赤になるという場面に何度も出くわします。 多くの交差点は単純に時間で自動的に切り替わるようになっていると思われますが、不必要な停止は道路混雑の原因にもなり二酸化炭素の排出を増大します。 これだけICTやIoT、AIといった技術が発達してきているので、アナログな切り替えをやめて、交差点の手前にカメラかセンサでも取り付けて交差点を通過する交通量をリアルタイムで計測して、AIが予測・判断して最適なタイミングで赤青を切り替えるシステムを開発、導入してください。 まず地方都市や深夜時間帯から始めて、得られたデータを基にAIに学習させて、段階的に都会でも導入を進めていけばよいと思います。	個人	警察庁	警察では、現在、都市部において、交通の安全と円滑の確保を図るため、交通管制システムにより、車両感知器等から収集した交通量や走行速度等の情報を分析し、交通状況に即応した信号の制御を行うことで車両の流れをコントロールしています。これにより、交差点における車両の停止・発進回数を低減させることで、排出ガス等の発生を抑え、交通公害の低減も図っています。 また、より円滑な道路交通の実現のため信号機の改良を推進するほか、AI等を活用した信号制御に係る調査研究に取り組み、新たな交通管制システムの構築について検討を進めています。		現行制度下で対応可能	今後も、信号機の改良を推進するほか、AIの活用を含む新たな交通管制システムの構築について検討を進めてまいります。	
154	令和3年10月12日	令和3年12月2日	労働安全衛生法の免許証発行における外国人差別について	免許証の発行にあたり外国籍の場合に在留カードを要求することをやめてほしい	現在、免許証の新規発行にあたり外国籍の場合は在留カードを提出することとなっているが、なんら意味も必要性もないものだと思われる。 受験時等に国籍は関係がないし、申請書に国籍等は項目がなく、実際免許証にも記載されない。 フリガナの確認かも知れないが、日本国籍者の場合には漢字のフリガナの証明は求めていない。 公的な資格であるので受験申請から免許証の発行までに身分証明書を求めること自体は理解できるので、その一環として本人が自主的に提示するならばともかく、外国籍というだけで追加で提示を求めることは差別としか言いようがないところである。	個人	厚生労働省	免許の申請時には「申請者氏名」、「生年月日」及び「住所」の欄に記入した事実を証する書面（以下「本人確認証明書」という。）及び免許を受ける資格を有することを証する書面を添付することとされています。	なし		労働安全衛生法に係る免許証については、日本国籍の方については戸籍上の氏名、その他の方については在留カードと同様のローマ字の氏名で発行することとしています。 申請者が外国籍の場合の本人確認証明書として在留カードの写しを例示していますが、これは主にローマ字の氏名を確認するために活用されています。 外国籍の方であっても、ローマ字の氏名等が確認できる本人確認証明書が添付されている場合には、重ねて在留カードの写しを添付していただく必要はございませんので、ご指摘を踏まえ、ホームページで周知等いたします。	
155	令和3年10月12日	令和3年11月4日	信用保証協会が実施する信用補完制度の対象業種への農業の追加について	コロナ禍の中、中小企業は、従来通りの業態では、成り立たなくなっている。信用保証協会の対象業種に農業を追加し、異業種参入や、6次産業化などにもスムーズに資金対応できるような環境を整備することで、既存の商業者が付加価値のある業態変更がスムーズに行えるよう、現場の保証協会も後押しできようになる。国の都合、縦割りを守るために、そうした中小企業の進展を妨げたり、手間をかけさせたりすることは如何なものか。	信用保証協会が実施する信用保証は経産省所管であることから1次産業が対象外。農水省所管の農林漁業信用基金が存在していることも一因だろう。昨今農業への参入や、6次産業化、自家栽培の食材を用いたレストランの付加価値化など、所謂過去からの区分である商業と農業はよりボーダレスとなってきている。こうした動きに対し主務省は、平成24年に保証協会と農林基金が連携すると謳っているが(どちらかの機関は使えるようにする)、現場では農林基金と保証協会の連携は、なされていないし、その要因として、保証機関と中小企業を繋ぐのは地元銀行であるが、農林基金はJAの取扱が主で、地元銀行は保証協会と連携しているのが現状。それに、そもそも、資金需要が兼業資金のようなものは(両事業にまたがる人件費など、資金使途が明確に分けられないもの)は保証協会の対応は売上案分となり満額保証不可である。となれば、残りの資金はどうすれば良いのか。農林基金が対応するとしても、両保証機関に申込のは無駄である。中小企業者や地元金融機関に浸透している保証協会がシンプルに農業資金や兼業資金も対応できるよう法改正すべきである。	個人	農林水産省 経済産業省	中小企業信用保険法に基づく信用保証協会の保証制度は中小企業・小規模事業者が対象であって、農業、林業、漁業、金融・保険業は対象となっていません。農業が対象外と整理されている理由は、農業信用保証保険制度が存在しているためです。そして、信用保証協会の保証制度と農業信用保証保険制度が併設されているのは、それぞれの対象事業者に対する保証の提供に際して要する審査に係る知見や、ひいてはその適切な運営を監督する上で、又は支援政策を講じる上で必要な知見に大きな相違があることによるものです。よって、国の政策的資源を最も効率的に活用するためには、それぞれの専門性の集積に沿って制度運営の責任を区分することが合理的であると考えられます。ただし、農業関連事業者であっても製造加工設備を有する等により信用保証協会の保証制度が利用できるケースや、中小企業・小規模事業者が農業に進出する場合に農業信用基金協会の保証制度が利用できるケースもあります。	中小企業信用保険法施行令	現行制度下で対応可能	現行制度上、農業者等が必要とする資金については、農業信用基金協会が専ら対応しております。中小企業信用保険法に基づく信用保証協会の保証制度の対象業種に農業を追加するというのは、国の政策的資源の効率的な活用の観点からも、相応しくないと考えております。 中小企業者等の円滑な保証引受のための体制を整備するため、平成24年7月に信用保証協会と農業信用基金協会の連携強化を周知徹底し、同一地域の信用保証協会と農業信用基金協会が相互に連絡を取り合う体制を整備する等の取組みが行われているところ、こうした取組みを後押ししてまいります。	△

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
156	令和3年11月8日	令和3年12月2日	自衛隊が観測する気象データの気象庁予報への活用	近年日本は異常気象が頻発し、気象予報の重要性が以前よりも増している。しかしアメダス設置点から離れた地域では、近隣の地理的要件が異なるアメダスのデータを用いて防災情報を発出しなければならない。 一方で自衛隊は日々の活動に必要な気象データを独自に収集しているが、気象情報を発出するには気象業法等の認可を取る必要があるため防衛省内部のみで共有されているのみである。 これら二つの機関が手を取り合い、データの共有が進めば防災に役立てることができるはずだ。	陸上自衛隊では昭和58年に一部の駐屯地で気象観測を行うよう通達を発出している。 http://www.clearing.mod.go.jp/kunrei_data/f_fd/1984/fz19840601_00063_000.pdf このうち東部方面の新発田(しばた、新潟県)は新潟県北部の内陸地域であるため、夏季は猛暑、冬季は豪雪に見舞われる。しかしそれを証明する統計データが存在しない。気象庁による気象観測が行われていないからだ。 新発田のように気象庁による観測が行われていない地点かつ自衛隊所在地では防災に関する気象情報を自治体が入手するのが困難である。過去には自衛隊が独自観測したデータによる気象予報を発表し、気象庁が気象業務法に抵触すると注意したことがあった。 https://news.yahoo.co.jp/byline/masudamasaaki/20130612-00025644 自衛隊も気象庁も観測した気象データは税金によってできたもので、国民に還元されて当然と考える。 気象庁と自衛隊が手を取り合うことによって、観測データの共有だけでなく、航空自衛隊の飛行機や海上自衛隊の船による立体的な観測が可能となるため、予報精度の向上や防災対策への反映が期待できる。	個人	防衛省 国土交通省	防衛省と気象庁は、双方で取り交わした協定に基づき、相互に密接な連携のもとそれぞれの業務の推進を図るためにオンラインによる気象情報の相互交換を行っています。(防衛省が観測、収集及び作成した気象情報を気象庁へ提供し、他方で気象庁は気象庁が観測、収集及び作成した気象情報を防衛省へそれぞれ提供しているものです。)相互に提供したデータは、原則として両省庁の関係部内において利用していますが、必要時には相互に協議の上、外部への発表又は提供を行うこととしています。 また、国内の民間航空機と自衛隊航空機が共同で使っている飛行場においても、航空気象観測の成果、予報事項及び警報事項等の航空気象情報を必要に応じて相互に交換することとしています。	・防衛庁と気象庁とのオンラインによる気象情報の相互交換に関する協定(平成14年2月19日) ・飛行場における防衛庁と気象庁との航空気象業務の相互協力に関する協定の締結について(通知)(平成17年2月16日) ・飛行場における防衛庁と気象庁との航空気象業務の相互協力に関する協定の一部を改正する協定(平成22年3月4日)	対応	防衛省と気象庁はこれらに基づいて引き続き気象情報を相互に交換し、気象庁においては収集したデータを予報業務に活用しています。	
157	令和3年11月8日	令和3年12月2日	ハローワークが持つ求人票のインターネット完全開示	ハローワークインターネットサービスに登録されている求人票は求職登録をしていなくてもだれでも閲覧することができる(一部の求人は求職登録者に限り企業名を開示している)。しかしハローワーク主催の面接会用の求人票は窓口で交付を受けてはじめて閲覧可能になる。求人票を閲覧するだけのためにハローワークへ赴かなければならないのは非効率で、さらに待ち時間が発生するとコロナ感染のリスクが高まる。こうした実情がある以上、求職登録者に限定するなど、特定の人のみが見れるようにシステムを改定するべきだ。	ハローワークが主催する面接会等に参加する企業の求人は求人番号が記載されているものの、当該番号をインターネットサービスに打ち込んでも該当なしと表示される。 面接会参加の意思表示を確認した後で求人票を開示するのは平時対応としては正しいと思うが、現在のコロナ禍では不特定多数が出入りするハローワークに長時間滞在するのは公衆衛生上誤った取り扱いであると思う。また障害者向けの面接会も同じ扱いとなっており、基礎疾患を有していることの多い障害者の感染リスクを高めることとなる。 企業の求人申し込みのオンライン完結が、貴チームのおかげで完全恒久化されたが、求人票や紹介状の交付はアナログ対応が未だに続いているので引き続き取り組んでいただくようお願いしたいです。	個人	厚生労働省	求人票の公開範囲は、求人者の意向に基づいて決めています。ハローワーク主催の面接会の実施に当たり、求人者の意向により求人票がハローワークインターネットサービスで非公開となっている場合がありますが、参加を希望する方が事前に求人票の閲覧を希望される場合には、来所以外の方法でも、オンライン(ハローワークを利用してマイページを作成している場合)や郵送での送付等の状況に応じた対応をしております。また、障害のある求職者についても同様に、上記の対応ができます。	なし	現行制度下で対応可能	「制度の現状」に記載のとおり。	
158	令和3年11月8日	令和3年12月2日	障害者単独の転居(住居確保)の円滑化	障害者雇用は健常者のそれと同様、希望や適性に合った求人を探す必要があり、場合によっては転居を伴う就職をしなくてはならない。転居に際する住居確保では、賃貸住宅の家主や不動産会社、家賃保証会社それぞれの理解が得られず(障害者≒安定した家賃収入が見込めないという風潮)、物件の問い合わせの時点で門前払いされることがある。公営住宅は貸主となる自治体に一定期間居住していることが条件となっているものもあり、全体的にハードルが高い。 障害者の経済活動活発化のためには、住居確保のハードルを国レベルで引き下げていく必要がある。	障害者は病気やケガ・事故に起因するため、障害特性はそれぞれ異なる。このうち力仕事や立ち仕事が困難な人たちにあった職業はオフィスでのデスクワークとなる。業務の効率化やITの普及によりデスクワーク(事務職)が存在するのは、大企業の本社や支社が所在する都市部や県庁所在地に限られる。そのため就労するために、地方在住の多くの障害者が都市部への転居を希望している。 しかし前述した風潮が不動産業界に蔓延っているため、就労の前提となる住居確保は困難となっている。また家主・不動産業者が障害者との契約を了承しても、家賃保証会社が了承しなかったため契約が白紙となった事もある。家賃保証会社は債務保証を担当しており、国交省も(一社)高齢者住宅財団にて行っている。実際は不動産業者(特にFC加盟社)と提携関係にある家賃保証会社を選択させるようにしており、高齢者住宅財団を選択肢に入れている不動産業者は数少ない。 また自治体ごとに行政や不動産業者で作る「居住支援協議会」を設置しているが、自治体間で活動内容に差があり、積極的でない地域も少なくない。 https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_fr3_000019.html 住宅政策を担当する国交省は福祉政策担当の厚労省と定期的に情報交換しているようだが、経済活動も含めた対策を打ち出す必要があるのではと思う。 https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk7_000018.html	個人	厚生労働省 国土交通省	公営住宅の入居者資格の要件として、公営住宅法は入居収入基準と住宅困窮要件を定めていますが、これらの要件は最小限のものであり、事業主体は法の趣旨・目的に照らして適切な範囲内において要件を加重することができるため、条例において、居住地要件を規定している事業主体があります。また、入居者の選考において、高齢者世帯や障害者世帯等、住宅困窮度合の高い者については、地域の実情を踏まえた事業主体の判断により、入居者選考において優先的に取り扱うものとされています。 一方で、民間賃貸住宅については、2017年に公布・施行された住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律により新たな住宅セーフティネット制度を創設し、障害者を含む住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居を支援しています。 新たな住宅セーフティネット制度では、住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅の登録制度を定めており、令和3年10月末時点で、約63万戸が登録されております。 また、住宅確保要配慮者のマッチング・入居支援に取り組む制度として、居住支援協議会及び居住支援法人が定められており、令和3年10月末時点で、111の居住支援協議会が設立され、469の居住支援法人が指定されております。 なお、国土交通省では、住宅確保要配慮者の円滑な入居につながるよう、居住支援協議会及び居住支援法人の活動に対する支援を実施しており、令和3年度からは障害者の居住支援に取り組む居住支援協議会及び居住支援法人に対して、重点的な配分も実施しているところです。	公営住宅法第23条、第25条 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第8条、第5章、第6章	現行制度下で対応可能	住宅確保要配慮者に対してきめ細かな居住支援が提供されるよう、令和3年3月に閣議決定された住生活基本計画において、市区町村単位の居住支援協議会の設立に関する成果指標を定めたところです。市区町村の居住支援協議会の設立を促進することにより、地域の居住支援体制の充実を図ってまいります。 また、障害者の住まい確保については、障害者の地域移行や地域生活の支援に取り組む厚生労働省と連携を図ることが重要です。そのため、国土交通省と厚生労働省では、平成28年から「福祉・住宅行政の連携強化のための連絡協議会」を開催して、緊密な連携を図ってきましたが、令和2年度からは両省のほか、法務省及び関係団体による「住まい支援の連携強化のための連絡協議会」を開催しており、今後も一層の連携強化を図ってまいります。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
159	令和3年11月8日	令和3年12月2日	保育士、介護福祉士、看護師の資格統合について	保育士、介護福祉士、看護師資格を統一することで人材不足に役立つ。	保育士、介護福祉士、看護師の資格を統合することによる資格の一本化をして欲しいです。高齢化社会により介護、保育分野の人材不足で2025年には保育士の人材不足の慢性化や介護職員が約40万人不足すると試算されており、特にコロナウイルス拡大の影響や 過疎地で人材不足が進み、介護福祉施設や保育所など社会福祉施設の運営が困難になると見られていることを障害児施設における実習にて利用者の高齢化が進み、保育氏としての知識や介護、看護の知識も現場では必要になってきている。 1資格統合として 資格統合案にはフィンランドのラヒホイタヤという社会・保健医療共通基礎資格を参考にしており、ラヒホイタヤとは保健医療分野と社会サービス分野の日常ケアに関する、様々な中卒レベルの資格を一本化した社会・保健医療基礎資格のことである。 2共生型施設について 保育園や介護福祉施設等が同敷地内で運営される「宅幼老所（地域共生型サービス）」が実施されている。 資格統合することにより保育、介護、障害者支援等の福祉サービスを一ヶ所で受けることが可能とされる共生型施設の普及促進と準備をする。 3養成過程の一部共通化について 介護福祉士や保育士、看護師などの福祉・医療系人材の養成過程の一部共通化をして修業年数を半数にする。短期間で資格を取ることができ、職種の選択肢を広げることが可能になるとしている。	個人	厚生労働省	介護福祉士及び保育士、並びに介護福祉士及び看護師、准看護師については、一定の要件を満たした場合は資格取得に当たり一定の科目の履修を相互に免除する等を行っております。	・社会福祉士及び介護福祉士法第40条第２項第３号 ・社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第20条第1号 ・児童福祉法施行規則第6条の2第1項第3号の指定保育士養成施設の修業教科目及び単位数並びに履修方法（平成13年厚生労働省告示第198号） ・「看護師等養成所の運営に関する指導ガイドライン」３単位制（2）単位の認定	検討に着手	平成28年度から、厚生労働行政推進調査事業費補助金により、保育士、介護福祉士、看護師を含む保健医療福祉資格に共通する能力と教育課程に関する研究を行っているところであり、引き続き、当該研究の成果を踏まえつつ、検討してまいりたいと考えております。	
160	令和3年11月8日	令和4年5月13日	メディカルスクールの導入について	コロナウィルス感染症拡大に伴い感染症医者不足により メディカルスクールを導入する。	日本では、高卒で医学部に入学をすることが一般的ですが、アメリカが学士を対象に医学教育を行うことにした大きな理由に、高卒の時点で本人に医師の適性があるかどうかを判断させるのは酷だという考えがあったためです。 人手不足の日本では、医師には様々な能力が要求されます。忙しく医療事故の危険性が高い中で、患者さんの期待に応えながら働かなければなりません。優秀と言われる医師の中にも、もう少し別な職業を選択したほうが、本人にも患者さんのためにも良かったのではと感じる人もいるのです。私はより適性がある人を選抜し、臨床教育を充実させるためにも、日本でもメディカルスクールを導入し、既存の医学部と医学教育の競争をしながら、医師を増員すべきだと思います。 メディカルスクールの利点は、新設する際に6年制の医学部よりもハード面でコストが少なくて済むことです。6年間の医学教育では一般教養の教員や講義室も必要です。一方教育病院と連携したメディカルスクールは、一般教養は不要で臨床教育が中心ですから、教育施設が少なくて済みます。そのため万一将来医師が過剰になっても、メディカルスクールを見直すのは既存の医学部より問題が少ないと思います。 現在大学入学後は医学部卒業試験、続いて医師国家試験、その後は卒後研修と多忙を極めて、社会的な問題に関心が持ちにくく視野も育ちにくいのが実態です。医師が自身で社会的問題にも関心を深め、情報発信や医療の在り方を提言しなければ、日本の医療崩壊は防げません。一般大学を卒業した学士が、自分の適性を考えた上で医学教育を受け、広い視野を持って活動した方が、将来のために有用ではないかと思います。	個人	厚生労働省 文部科学省	メディカルスクールについては、平成23年に検討会において検討した経緯があります。その際、二重の養成制度が併存することによる現場の混乱、6年制課程と同様の専門的能力が確保出来るか疑問であることなど、医療関係者や関係団体の間に慎重な意見がありました。	なし	検討を予定	医師数に関しては、現在、毎年3,500人から4,000人ずつ増加していますが、最新の医師需給推計に基づくと、人口減少に伴い将来的には供給過剰となることが見込まれており、今後の医師増加のペースについては検討が必要です。 社会における人材ニーズを踏まえ、厚生労働省、文部科学省で連携しつつ、有識者会議等での議論や関係団体等のご意見を踏まえ、時代の変化等に柔軟に対応可能な医師の養成に取り組んでまいります。	
161	令和3年11月8日	令和4年5月13日	地域限定看護師資格導入について	新型コロナウイルス感染拡大により看護師不足が懸念されるため地域限定看護師資格導入を検討する。	地域限定看護師資格導入の理由は新型コロナウイルス感染拡大により必要である。通常の看護師の国家資格を取得した看護師は全国で働けるのに対し、地域限定看護師は、感染症のみに働く地域限定看護師資格のみで合格した地域（自治体）のみでしか働く制度で修業年数2年から3年とする。 ただし、地域限定看護師として自治体に登録してから3年を経過すれば、4年目以降からは全国で働けるようになります。 看護師を目指しやすい環境になることを目的とする。看護師不足を解消し働きやすい職場にすることができます。経済的にも社会的にも潤うと思います。	個人	厚生労働省	保健師助産師看護師法第5条において、看護師を「傷病者若しくはじょく婦に対する療養上の世話又は診療の補助を行うことを業とする者」と定義されております。	保健師助産師看護師法	対応不可	ご提案の「感染症のみに働く地域限定看護師資格の導入」についてですが、感染症のみに働く場合であっても、がんの患者さんに対する看護師であっても、看護師に求められるのは、医師等の指示の下に採血、注射等行う診療の補助と食事の介助、清潔の保持（清拭）といった患者さんが療養上必要な世話を行うことであり、対象によって大きく変わりはありません。そのため、特定の疾患や患者さんを対象とした看護師の資格を導入する必要性を議論することは予定しておりません。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
162	令和3年11月8日	令和4年1月13日	保育園及び学童に提出するための就労証明書類等について	市立保育園の継続及び学童の入所にあたり、毎年、就労証明書を提出する必要があるが、時期及び様式が異なるため、都度、就労証明書の作成を勤務先に依頼する必要がある。 また、配偶者については、診断書の提出が求められていることから、2枚分の発行費用を要する。 市原市役所に確認したところ、 1．保育園の場合は現況届、学童は翌年度の新規申し込み扱いになるため、提出期日が数か月異なる 2．就労証明書及び診断書の有効期限は半年 につき、別に出してもらう必要があるとのこと。	就労証明書及び診断書の有効期間が法令で定まっていない（自治体の裁量で設けている）ようであれば、自治体を指導いただきたい。 また、就労証明書及び診断書の発行の二度手間・二重負担を防ぐため、保育園・学童の提出期日を合わせる、また、様式を合わせる等、1回の手続きで済むように変更いただきたい。 ＜経済的・社会的効果＞ 保育園及び学童に入所している保護者の負担及び勤務先の総務部門の負担軽減（該当者は多いため、社会全体的に与えるインパクトは大きいものと思料される）	個人	内閣府 厚生労働省	＜保育所について＞ 保育の入所申請や現況届において、保育の必要性認定を受ける理由となる事項を証明する書類を添付することとされています（子ども・子育て支援法施行規則第2条第2項第2号、同第9条第3項、同第11条第2項第2号）。 また、「就労」を理由に認定を受ける場合には、一月当たり市町村が定める時間以上労働することを常態とすることが必要です（同第1条の5第1号、同附則第2条）。 法令上では、添付する書類について指定等はしておりませんが、「就労」を証明する書類として就労証明書を求めている市町村が多く、また、その様式が区々様々であることから、企業の負担軽減等の観点から、これまで国からは市町村に対して標準的な様式を示し、積極的に活用するよう働きかけております。 現況届は、保育の必要性に係る状況を把握するために、法令上、原則として毎年提出する必要があるものですが、書類の提出時期や証明書の有効期間については法令に定めはなく、各市町村において処理するべき事務の量やその処理に要する時間等を見込んだ上で設定していると認識しております。 ＜放課後児童クラブについて＞ 放課後児童クラブの利用にあたり、法令上で提出書類を規定しているものはありませんが、市町村や民間事業者において、利用決定等を目的として、保護者に対して書類の提出を求めている実態があることは承知しております。 なお、書類の提出時期等については、事業の実施主体である市町村において、地域の実情等を踏まえ判断するものと考えております。	子ども・子育て支援法施行規則第1条の5第1号、同第2条第2項第2号、同第9条第3項、同第11条第2項第2号、同附則第2条	〈保育所について〉 対応不可 〈放課後児童クラブについて〉現行制度下で対応可能	＜保育所について＞ 様式の標準化については、制度の現状欄に記載のとおりです。 各市町村においては、保育の入所申請や現況届の手続時期について、毎年4月の一斉入所や9月の保育料の改定を行うための期間を見込んで定めていると考えられ、また、就労証明書の有効期間についても、市町村が保育の必要性を認定する事務や、その状況に変更等がないかを確認する事務に支障がない範囲で設定しているものと考えられます。そのため、一概に、学童保育（放課後児童クラブ）の新規申込みのために必要な書類とその提出時期や有効期間を同じにできるものではないと考えております。 ＜放課後児童クラブについて＞ 制度の現状欄に記載のとおりです。	
163	令和3年11月8日	令和3年12月2日	入札参加資格申請について	各省庁のHPでダウンロードできる入札参加資格申請書（エクセル）の、方眼紙形式をやめる。	国民のメリット：入力時間のカット 行政側のメリット：方眼紙をやめることで本文検索ができる、統計が取りやすくなる 令和3年8月18日ご回答の問い合わせno1231を拝見しました。（私は当該質問者とは別の者です） 入札資格申請のいわゆる神エクセル・エクセル方眼紙について非常に苦慮しております。住所・売上・人数などを一セル一文字「東」「京」「都」と入力することを迫られ、時間も手間もかかる上に、メリットが全く想像できません。 各地方公共団体の行う入札は国の管轄でないこと、国は省庁統一のWEB申請システムを整備していることは理解しています。 しかしながら、例えば国交省のhpには、大臣官房会計課所掌機関（地方整備局など）に入札する場合…という下記のようなページが存在します。 ここでは「エクセル方眼紙」の申請書がダウンロードできるようになっています。https://www.mlit.go.jp/page/kanbo05_hy_002150.html 他の省庁のHPも同様です。 このエクセルを使わなくてもWEB申請システム経由で申請することはできます。しかし問題は、「地方自治体は国のエクセルを転用する」ということなのです。私が入札参加資格申請をする自治体はかなりの確率で、このページや他の国の省庁のページからダウンロードしたであろうエクセルに自治体名などを入れて少し改造したものを、自治体の様式としております。 国が地方自治体の手続方法に口を出すことはできなくても、国が率先して国のHP上の「エクセル方眼紙」を普通のエクセルに変更することで、モデルケースになることはできると確信しています。	個人	国土交通省	競争参加資格審査の申請様式は各発注機関ごとに定められています。なお、競争参加資格審査手続における申請者の負担の軽減、行政事務の合理化等を図るため、申請書類のうち共通して使用している部分を統一様式とすることについて、公共工事の主要な発注者である国の機関及び特殊法人等で申し合わせを行っています。	なし	検討を予定	ご提案の競争参加資格審査申請書の様式の改正については、関係機関の意見を踏まえつつ、検討してまいりたいと考えております。	
164	令和3年11月8日	令和3年12月2日	津波警報の伝達に用いられる標識に対する法規制の廃止と官民共同規制への移行	津波警報の伝達に用いられる標識（旗及び鐘・サイレン）の規格について、法律に基づく規制を廃止し、海岸管理、水難救助、マリンレジャー等に携わる官民関係者による自主的・創造的な選定・普及啓発活動を気象庁が支援する体制に移行する。	昨年6月、気象業務法施行規則が改正され「津波フラッグ」の規格が定められた。しかしこれは、気象庁から旗の設置者に対する津波警報の優先的な提供も、所定の図柄以外の旗を使う者に対する指導・罰則も定められていない等、メリットや権威に裏付けられた実効性を伴わない、無意味な規制である。このことは、以前から規格を定められている鐘・サイレンについても同じである。 気象庁には、放送における緊急地震速報の報知音や津波警報の対象海岸の表示色の標準化について民間の自主的な取組を組織・支援してきた官民共同規制の実績があり、津波警報の標識についても、同じ手法をとりえたはずである。また、世界気象機関が官民連携・官民協働を推進している現在、我が国が法令による一方的な規制を行うことは、不適切な選択である。 そもそも津波フラッグは、海水浴場等の安全管理標識であって、住民一般の防災を旨とする気象業務法が直接に適用されるものではなく、その図柄についても、有力候補であった赤白格子と橙一色のいずれの普及活動も日本財団が後援していてこれによる規格統一が期待できたことから、気象庁がその規制に関与する必然性はなく、技術的な助言と普及活動の後援だけで実効性は十分あると思われる。 さらに、気象庁が津波フラッグについての検討会の設置を報道発表する直前に制度化の検討を求める質問主意書が出されたり、東京弁護士会からはわざわざ標識の設置に対する法規制が強かった時代の旧版の法令解説書を引用して津波フラッグの制度化の意味を誇大に示した意見書が提出されたりと、世論操作が疑われる動きもあったことから、本件省令改正は撤回も検討されるべきであろう。	個人	国土交通省	気象庁が津波警報等を発表すると、テレビ、ラジオ、緊急速報メール、防災無線、サイレン等、様々な手段で対象地域にいる人々に伝達されます。一方で、海水浴場等では遊泳者等への伝達手段が限られているとともに、波音や風などの影響で音声・音響による伝達が困難な場合もあり、直ちに避難すべき者に津波警報等が伝わらないおそれがあります。また、東日本大震災における聴覚障害者への情報伝達の問題点が指摘されました。 気象庁では「津波警報等の視覚による伝達のあり方検討会」における検討結果を踏まえ、「赤と白の格子模様の旗」を「津波フラッグ」と呼ぶこととし、令和2年6月に気象業務法施行規則（国土交通省令）及び予報警報標識規則（気象庁告示）を改正、施行しました。また、その運用の参考となるよう、『「津波フラッグ」による津波警報等の伝達に関するガイドライン』を策定し、自治体等に通知しました。	気象業務法第24条、気象業務法施行規則第13条第1項	対応不可	海水浴場等の海岸において、利用者、とりわけ聴覚障害者に直ちに避難行動をとっていただくためには、視覚に訴える旗が有効であることから、気象庁では「津波警報等の視覚による伝達のあり方検討会」の提言を受け、規程類（「気象業務法施行規則」及び「予報警報標識規則」）を改正し、津波警報等の視覚による伝達に「赤と白の格子模様の旗」を用いる旨を規定しました。この「赤と白の格子模様の旗」を「津波フラッグ」と呼び、全国的な普及を図っているところです。 旗による津波警報等の伝達は一部自治体で先行的に行われていた一方、津波災害は全国どこでも発生しうることから、旗を見た利用者が混乱なく避難行動を取るために統一した規格を定める必要があります。 規格を定める主体としては、津波災害から国民の生命と財産を守る観点から、国として定めることが適当であると考えます。 また、津波フラッグは、津波の予報事項又は警報事項を発表し、又は伝達するための方法の一つであることから（気象業務法第24条）、「海水浴場等の安全管理標識」とのご指摘には当たりません。 津波フラッグの普及活動については、関係省庁や自治体に加え、日本ライフセービング協会などの関係団体と共同で取り組んでいるところであり、引き続き関係機関の協力を得ながら実施してまいります。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
165	令和3年11月8日	令和4年7月20日	介護支援専門員免許の更新制	介護支援専門員免許の更新制の廃止	先日、新聞記事で教員免許廃止が予定されていることを知りました。理由は研修時間や、費用負担の割に効果が期待できないとのこと。 介護支援専門員についても同時期くらいに更新制となりました。教員は10年毎ですが、介護支援専門員は5年毎です。最長で11日間の研修と当県は5万円程度の費用がかかります。研修内容は座学であり、研修を受けても講師は一般の介護支援専門員がなにかの研修を受けてなっており、特にためになったと思えません。研修も年に一度しかなく、もしなにかの理由で1日でもいけなかったら研修が終了しません。近年、介護支援専門員の受験人数が減少しているのには、更新制も一因と考えます。今後高齢者が増加し、介護人口が不足することも予測されています。研修は事業所や自治体、協議会などで行うことで十分資質向上になると思います。（それにより加算がとれます）高齢者政策は今から取り組まないと間に合いません。よろしくお願いいたします。	個人	厚生労働省	番号151の回答をご参照ください。				
166	令和3年11月8日	令和5年4月26日	農地転用時の地目変更手続きのワンストップ化	1．農地転用の許可を得た場合は、農業委員会または市町村を通じて地目変更登記ができるように、又は許可に伴い自動的に地目変更登記がされるように、手続きをワンストップ化するべきである。 2．ワンストップ化ができない場合でも、農地転用許可後に登記をしない場合は、登記の形骸化を防ぐため、農業委員会または市町村長の職権で地目変更登記ができる制度にするべきである。 3．農地転用申請は行政書士の独占業務であるので、付随して行政書士に地目変更登記ができるようにするべきである。一方、土地家屋調査士にも農地転用申請を開放するべきである。 （地目変更登記は土地家屋調査士と司法書士の独占業務となっている。）	農地を宅地に変更する許可を市町村の農業委員会から得ても、登記は法務省の管轄のため、登記簿の「田」「畑」を「宅地」にするには、別途、法務局に地目変更登記をしなければならない。 農地転用許可後に登記をしないで放置されるケースも散見され、登記情報の形骸化にもつながっている。 農業委員会の農地転用許可手続きは総務省所管の資格者『行政書士』の独占業務であるが、法務局の地目変更登記は法務省所管の資格者『土地家屋調査士』の独占業務となっている。（ただし、地目変更登記については、法務省の解釈によって、法務省所管の『司法書士』も扱えることとなっている。）つまり、申請手続きを扱える資格者も、縦割り行政の弊害を受けている。 そこで、このような役所の縦割りの弊害を排除するべきである。 ワンストップ化するとともに、資格者の独占業務の見直しをすることで、公益的には登記情報の形骸化を防ぎつつ、ワンストップにより申請者の負担も減らすことができる。	個人	法務省 総務省 農林水産省	【法務省】 1及び2について 農地法（昭和27年法律第229号）第4条は，農地を農地以外のものにする者は所定の許可を得なければならない旨を，不動産登記法（平成16年法律123号）第37条は，地目に変更があったときに，表題部所有者又は所有権の登記名義人が地目の変更の登記を申請しなければならない旨を，それぞれ規定しています。 3の前段ついて 土地家屋調査士は，不動産の表示に関する登記の申請手続を行うことを業とすることができ，それ以外の者がこれを業として行った場合，土地家屋調査士法（昭和25年法律第197号）に抵触することとなります。 【総務省】 3の後段ついて 行政書士法第1条の2第1項は、「行政書士は、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類…その他権利義務又は事実証明に関する書類を作成することを業とする」、また同法第19条第1項は「行政書士又は行政書士法人でない者は、業として第一条の二に規定する業務を行うことができない」と規定しています。	農地法第4条，不動産登記法第37条，地方税法第381条第7項，土地家屋調査士法第3条，第6条，第68条	対応不可	【法務省】 1及び2について 農地転用許可を受けた農地は、許可を受けた段階で農地以外に地目変更が可能になるものではなく、許可を受けた後、申請者による転用事業が完了した段階で、事業内容に即した地目に変更が可能となるものです。 また、転用許可後、申請者に不測の事態が発生し、転用事業の実施が困難になる等、結果として地目変更が行われない場合もあります。 このため、地目変更登記の手続と農地転用許可手続をワンストップ化することや農地転用許可を契機として農業委員会又は市町村長が職権により地目変更の登記をすることを可能とすることは適当ではありません。 3の前段ついて 土地家屋調査士については，土地家屋調査士法第6条に基づき試験が実施され，その業務を行うのに必要な知識及び能力を有すると認められる者に資格を付与することにより，不動産の表示に関する専門家として，不動産に関する権利の明確化に寄与し，もって国民生活の安定と向上に資することとされています。 そのため，このような制度的な能力担保がされていない者に，不動産の表示に関する登記の申請代理等の事務を行うことを業として認めることは適当ではないと考えます。 【総務省】 3の後段ついて 農地転用申請に係る書類を作成することは行政書士法第1条の2に規定する行政書士の独占業務であり、行政書士の業務を行うために必要な知識及び能力の担保がなされていない者について、当該書類の作成事務を行うことを業として認めることは適当ではないと考えます。	
167	令和3年11月8日	令和3年12月2日	教科書販売の自由化	学校の教科書、特に高校の教科書は社会人の学び直しにも役立つので利用しています。しかし、独占販売体制で、売り手優位。一般書店でも注文で購入できるようにしてほしい	東京で販売している大久保駅前の第一教科書の営業は平日16時まで。土日祝は休み。問い合わせも電話とファクスだけで、メール不可です。 仕事を休まないと、買いに行けません。 指定店を外し、販売を自由化して、買いやすくしていただきたい	個人	文部科学省	教科書発行者は、教科書を各学校に供給するまで、発行の責任を負います。	教科書の発行に関する臨時措置法第10条第2項	対応不可	教科書発行者は、教科書を各学校に供給するまで、発行の責任を負います。供給方法については、法的な根拠はありませんが、教科書発行者が供給機能を持っていないため、教科書発行者の責任のもとで教科書供給契約を結んだ民間供給会社に委託して、学校まで教科書を供給する義務を履行している状況です。 また、一般書店で販売することに関しては法令上規制しているものではなく、どのような範囲で販売するかについては、教科書発行者と書店等との判断に委ねられています。	
168	令和3年11月8日	令和3年12月2日	マイナンバーカードの発行方法	運転免許更新時にマイナンバーカード発行の受付をする	マイナンバーカード普及を推進しているが、思うように進まない理由の一つに写真があると思う。運転免許更新時にも写真が必要なため、この写真を利用してマイナンバーカードの手続きを警察署または運転免許センターで受け付けて頂ければ、マイナンバーカードの発行を希望する人はいると思う。仕事をしている人には時間の節約にもなり、現役世代の発行は進むように思う。	（一社）日本フランチャイズチェーン協会	総務省 警察庁	「運転免許センターにおけるマイナンバーカード申請受付及び申請サポート事業について」（令和2年10月23日総務省自治行政局住民制度課事務連絡）において、市区町村と運転免許センターを対象に、マイナンバーカードの申請受付及び申請サポートを行う事業の実施方法等をまとめたガイドブックの周知を行っており、実際に一部の運転免許センターにて当該事業を実施しているところです。	なし	対応	運転免許証更新時のマイナンバーカード発行の受付については、「運転免許センターにおけるマイナンバーカード申請受付及び申請サポート事業について」（令和2年10月23日総務省自治行政局住民制度課事務連絡）においてお示ししているとおりであり、引き続き実施に努めてまいります。 なお、個人番号カードの申請については、スマートフォンのカメラで交付申請書のQRコードを読み取り、スマートフォンのカメラで撮影した顔写真を登録することで申請することができます。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
169	令和3年11月8日	令和4年2月2日	賃貸住宅の騒音基準について	建築基準法で、賃貸住宅の床（天井）や壁の遮音性の厳格な基準を設けて、隣室からの足音や話し声による騒音被害が発生しないよう法整備をお願いします。また、騒音を出す入居者に対して大家さんや管理会社が改善指示や退去命令を出せるよう賃貸住宅管理業法の改正をお願いします。 一部の非常識な入居者のせいで多くの入居者が迷惑を被り泣き寝入りする状況を改善してください。	マンションやアパートの騒音トラブルが後を絶ちません。たいてい管理会社に連絡しても、各住戸にチラシを投函するだけで効果のある対策がとられず、騒音被害者のほうが泣き寝入りせざるを得ず、諸費用を負担して引越しを強いられることになります。 ニュースで刑事事件に発展してしまうな事例も耳にします。 多くは足音などが壁や床を伝わる振動音や、話し声や楽器やテレビなどによる空気音です。 これらは入居者のマナーの問題もありますが、建築物そのものの遮音性で防げるものも多くあります。 昭和の時代から、飛行機の離着陸や自動車の走行音など「大きな騒音」や、工事による「大きな振動」は公害として対策が進んできましたが、同じ建物の上下左右の隣室からの「小さな騒音」についてはほとんど法整備が進んでいません。 建築基準法に厳格な基準を設けて、賃貸住宅などのマンションやアパートにおいて隣室からの防音性能を担保して安心して暮らせる住宅の供給をお願いします。 また、騒音加害者はもともと他人を気にしないため、チラシの投函程度では改善がされません。賃貸住宅管理業法において、騒音などのマナーが守れない入居者に対して、大家さんや管理会社が警告や改善指示を出して、改善されない場合は強制退去（契約解除）ができるようにしていただきたい。 安心して過ごせる住宅の供給をお願いします。	個人	国土交通省 法務省	【国土交通省】 （賃貸住宅管理業法） 賃貸住宅管理業法は、賃貸住宅管理業を営もうとする者は国土交通大臣の登録を受けなければならないこと等を規定しております。 （建築基準法、住宅の品質確保の促進等に関する法律） 建築基準法は最低限の基準を定めたものとして住戸間の界壁について一定の遮音性能を求めています。 また、住宅性能表示制度を活用することにより、申請された住宅について、「音環境に関すること」として、各戸の衝撃音や空気伝播音をより高いレベルで遮断する性能について評価を受けることが可能です。 【法務省】 現行民法上も，共同住宅の賃借人は，特約の有無にかかわらず，近隣の迷惑となる行為をしてはならない義務を賃貸人に対して負っていると一般に考えられており，そのような迷惑行為の程度が著しく，賃貸人と賃借人間の信頼関係が破壊されるに至っているときは，賃貸人は賃貸借契約を解除し，賃借人に対して建物からの退去を請求することができると解されています。	【国土交通省】 賃貸住宅管理業法 建築基準法第30条 住宅の品質確保の促進等に関する法律 【法務省】 民法第541条	【国土交通省】 （賃貸住宅管理業法） 対応不可 （建築基準法、住宅の品質確保の促進等に関する法律） 現行制度下で対応可能 【法務省】 現行制度下で対応可能	【国土交通省】 （賃貸住宅管理業法） 賃貸住宅管理業法は、賃貸住宅管理業の適正な運営を図る観点から、賃貸住宅の賃貸人から委託を受けて管理業務を行う賃貸住宅管理業者の登録制度を設け、賃貸人と賃貸住宅管理業者の間で締結される管理受託契約の適正化を図るものです。本提案は、賃貸住宅の賃貸人と賃借人の間で締結される民法に基づく賃貸借契約に係る提案であり、賃貸住宅管理業法による対応は困難です。 （建築基準法、住宅の品質確保の促進等に関する法律） 建築基準法は最低限の基準を定めたものとして、住戸間の界壁について一定の遮音性能を求めています。 また、住宅性能表示制度において、申請された住宅についてはより高いレベルで遮音する性能の評価を受けることを可能としており、住居の選択にあっては、そのような制度も活用いただけるような環境の整備も行っています。 【法務省】 左記のとおり，現行民法上も，共同住宅の賃借人の騒音等の迷惑行為の程度が著しく，賃貸人と賃借人間の信頼関係が破壊されるに至っているときは，賃貸人は賃貸借契約を解除し，賃借人に対して建物からの退去を請求することができると解されています。	
170	令和3年11月8日	令和3年12月2日	「水産資源は国民の共有財産」と水産基本法等の法令に明文化して公的な資源管理の法的根拠を明確にする	農林水産省は、規制改革ホットライン（受付番号02051100 1）で同様の提案事項に対して大正11年の判例等を理由に「事実誤認」との検討結果を示したが、70年ぶりの漁業法の改正でも論議されなかった水産資源の帰属について、旧態依然として踏襲してきた民法での解釈を「無主物」（第239条）から「天然果実」（第88条、89条）に改め、公海資源を人類の共同の財産と規定する国連海洋法条約による国際的な資源管理の時代に呼応した水産政策・水産行政の基本理念として、水産基本法や改正漁業法などの関連法令に「水産資源は国民の共有財産」と明文化し、国による水産資源の公的管理における責任と権限の法的根拠を明確にする。	国連海洋法条約の批准・発効という国際的観点から、国が管理する水産資源を未だに「無主物」とする考え方は時代錯誤である。政府は、規制・制度改革に係る追加方針（平成23年7月22日閣議決定）で資源管理の強化として「我が国の排他的経済水域の水産資源は国民共通の財産」と明記しており、「無主物」とする見解と整合性がない。 水産庁は、日本経済新聞（2021年1月28日）での同様の投稿意見に「水産資源の民法上の性格が無主物であるとしても、資源の先取り競争と乱獲が頻繁に行われるような状況にならない」との見解を示したが、水産庁ホームページでは「無主物性が先取り競争を生じやすく」としており矛盾が生じている。 水産庁は、2021年7月28日の自民党水産基本政策委員会での全漁連の「水産資源の帰属については改正漁業法の論議ですでに行われた」との発言を受けて現状の法的位置付けでは「無主物」との解釈を示した（同年7月30日水産経済新聞）が、一方で、水産庁は改正漁業法の論議では水産資源の帰属についての検討はなされていないと説明している。 科学的根拠に基づき有限な水産資源を持続可能に管理していく上で、水産資源が「無主物」とされ、「親の仇と魚は見たら取れ」との言葉に象徴される早獲り競争と乱獲を「無主物先占」によって続けてきたことが、水産資源の減少、水産業の衰退が止まらない根元的な原因になっていたと考える。 法学上では、物に対する所有権が管理権の根拠とされており、水産資源を「無主物」とするならば、もとより国は水産資源を管理する権限を持たないのであり、改正漁業法における漁獲割当て制度等は法的根拠がないことになる。	個人	農林水産省	令和2年12月に施行された改正漁業法（以下「法」という。）において、 ①法第6条において「国及び都道府県は、漁業生産力を発展させるため、水産資源の保存及び管理を適切に行うとともに、漁場の使用に関する紛争の防止及び解決を図るために必要な措置を講ずる責務を有する。」と規定されているほか、 ②資源管理の具体的な手段として、法第15条から第35条までに定めるような漁獲可能量や漁獲割合による管理や法第36条から第59条までに定めるような許可漁業制度のほか、法第60条から第108条までに定めるような漁業権の免許等の措置を定めており、国等の水産資源管理の責任や権限が具体的に規定されています。	漁業法第15条から108条等	対応不可	左記のように国等の水産資源の保存など管理を適切に行う責務や具体的な規制を講ずる規定が漁業法により既に定められています。	
171	令和3年11月8日	令和3年12月2日	36協定の提出の条件化	36協定の労働基準監督署への提出について、例えば特別条項を設ける場合に限定するなど、簡略化すべきである。	現状では時間外労働を行う場合は、例え1分でも協定を結ぶ必要があり，またその協定届を労働基準監督署に提出する必要があるが、これは無駄の多い制度だと考える。 時間外労働の上限等について労使間で協議を行うことは有意義であろうが、時間外労働がすなわち過重労働などの問題になるわけではない。 過重労働にならない程度の協定届の作成や審査に時間をかけても社会的に意味は薄い。 順法意識の判定に使用しているのかもしれないが、不要なことをさせてその対応を見ているのでは現代の「踏み絵」にすぎない。 社内での協議・協定は求めるにせよ、過重労働にならない程度の内容であれば届は廃止し、長時間の労使協定が結ばれている会社の監督や、ほかの調査などの実務に労力を割くほうが有益である。	個人	厚生労働省	労働基準法では、第32条で原則的な労働時間を週40時間以内、1日8時間以内とした上で、その例外として、災害等により臨時の必要がある場合（第33条）及び労使協定の締結・届出がある場合（第36条）に限り、法定労働時間を超えて労働させることができることとしています。また、後者については、法律上、時間外・休日労働の上限時間を規定して罰則をもってその履行を強制するとともに（同条第4項～第6項）、労使協定締結に当たっては、延長時間を必要最小限にとどめるべきこと等に留意することを労使当事者に求め、当該労使協定が適法な手続の下、適切な内容となるよう、労働基準監督署において助言指導を行うこととしています（同条第7項～第9項）。 この様に、労働基準法第36条に基づく時間外・休日労働については、労働者保護の観点から、厳格な要件の下で例外的に認められるものであり、その趣旨を徹底するため、労働基準監督署への届出を求めているものです。	労働基準法第32条、第36条	対応不可	制度の現状欄に記載のとおりです。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
172	令和3年11月8日	令和4年7月20日	銀行または子会社・兄弟会社による不動産仲介業務の解禁	金融機関またはその子会社・兄弟会社に対し、以下の不動産仲介業務に限定し取扱いを解禁いただきたい。 ・事業承継・相続に係る不動産売買 ・事業再生に係る不動産売買 ・担保不動産の売却 ・地公体の再開発事業、コンパクトシティ等のまちづくりに関する不動産賃貸	（現状認識） ◆ 地域金融機関は、銀行法の規定により他業を営むことが禁止されており、その業務範囲は、(1)固有業務、(2)付随業務、(3)他業証券業、(4)法定他業に限定されている。この他業禁止規制の趣旨は、第一に、可能な限りその本業に専念し、与信・受信の両面において社会的意義と経済的機能を発揮するようにしなければならないこと、第二に、銀行に固有業務、付随業務以外の業務を営むことを許せば、銀行の固有業務等がその影響を受けて顧客に対するサービス水準の低下を招き、ひいては、預金者等の資産や取引者の安全を害する事態が予想されることであると理解している。 【要望理由(1):顧客利便性の向上】 ◆ 地域金融機関が築いてきた信用・信頼から得られた「地域に根差した」不動産売買に関する潜在的な顧客ニーズに対し、ワンストップでサービスを提供することが可能となれば、顧客利便性の向上、ひいては地域経済活性化に貢献できる。 【要望理由(2):公平な競争条件の確保】 ◆ 商業から銀行業（「決済業務」等）への参入は拡大してきており、商業からの参入だけを認めるいわゆる「One Way 規制」によって公平な競争条件が確保されていない。 ◆ 不動産仲介業務は、信託銀行に限り兼営が認められている一方で、地域金融機関が営むことができないことは公平性に欠けるものと考える。 ◆ イコールフッティングの観点から、地域金融機関のみを他業禁止規定により排除する「不動産仲介業務」について、速やかな解禁を要望する。	全国銀行員組合連合会議	金融庁	銀行本体並びに銀行及び銀行持株会社の子会社の業務範囲は、法令において規定されている業務に限られています。	銀行法第12条、第16条の2第1項、第52条の23第1項	検討を予定	銀行における不動産仲介業務への参入については、他業を営むことによるリスクの遮断、銀行業務に専念すること等による銀行等の経営の健全性確保といった他業禁止の趣旨を踏まえる必要があり、中長期的な検討を要するため、直ちに措置することは困難です。	
173	令和3年11月8日	令和4年7月20日	銀行の保有不動産に係る賃貸業務の柔軟化	地域事業者等へ銀行保有不動産を柔軟に賃貸できるよう、監督指針を見直していただきたい。	（現状認識） ◆ 地域金融機関は、銀行法の規定により他業を営むことが禁止されている。 ◆ 昨今、銀行保有不動産の賃貸事例は一定数があるものの、未だ金融庁の監督指針上の要件が銀行保有不動産の賃貸を強く制限している。 ◆ とりわけ、「賃貸等を行わざるを得なくなった場合」とする要件に関し、売却の必要性を否定できる客観的且つ合理的な検証のハードルが高いこと、リストラにより事業の用に供されなくなった資産に関し、売却等処分を前提とした監督指針となっていることが、賃貸の可能性を狭めているものと考える。 ◆ 上記の観点からも、銀行と地域の双方にとって柔軟な土地活用が図られているとは言い難い。 【要望理由(1):地域経済の活性化】 ◆ 店舗再編が加速する中、既に保有している駅前等の好立地に位置する銀行保有不動産を賃貸にて活用することにより、地域経済活性化が期待できる。 ◆ 例えば、企業が銀行保有不動産を賃借することにより、不動産の取得、継続保有で生じる不動産特有のリスクを個別企業が負担する必要性が軽減され、好立地の利便性を活かしながら、より本業の成長に資する資本投下、リスクテイクの選択肢が広がるメリットを企業が享受できるものと考える。 【要望理由(2):公平な競争条件の確保】 ◆ 商業から銀行業（「決済業務」等）への参入は拡大してきており、商業からの参入だけを認めるいわゆる「One Way 規制」によって公平な競争条件が確保されていない。 ◆ イコールフッティングの観点からも公平な競争条件が確保されているとは言えず、監督指針の見直しにより「保有不動産賃貸の柔軟化」が図られることを要望する。	全国銀行員組合連合会議	金融庁	銀行による保有不動産の賃貸については、その他の付随する業務（銀行法第10条第2項）として、賃貸の規模等一定の要件のもとで行うことが可能となっております。また平成29年９月の監督指針の改正により、自治体等の公共的な役割を有する主体からの要請に基づき賃貸を行う場合には、地方創生や中心市街地活性化の観点から、保有不動産の賃貸の規模や期間について柔軟に判断しても差し支えないこととしました。	主要行等向けの総合的な監督指針Ⅴ－３－２(4) 中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針Ⅲ－４－２(4)	検討を予定	保有不動産の賃貸に係る要件については、他業を営むことによるリスクの遮断、銀行業務に専念すること等による銀行等の経営の健全性確保といった他業禁止の趣旨を踏まえ、銀行等が、最大限、地域企業の価値向上や地域経済の活性化に貢献できるよう、引き続き検討を行います。	
174	令和3年11月8日	令和5年1月20日	個人番号（マイナンバー）の銀行業務・事務での活用	銀行業務・事務における個人番号（マイナンバー）の活用を可能としていただきたい。	（現状認識） ◆ デジタル・ガバメント閣僚会議の下部会合「マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤抜本改善ワーキンググループ」の検討課題として、「マイナンバー制度の利活用範囲の拡大」が挙げられ、金融分野として公金受取口座、複数口座の管理や相続等の利便向上、ATMによる口座振込（マネロン対策・特殊詐欺対策）、預貯金付番の在り方の検討が目下進められている。 【要望理由(1):顧客利便性の向上】 ◆ 地公体と金融機関で住民情報データを共有し、顧客情報（住所・氏名）が即時更新できる仕組みの構築により、金融機関における口座と顧客情報のデータ整備が効率的且つ正確に行われ、顧客利便性も向上する。 【要望理由(2):マネロン・テロ資金供与対策、地公体・銀行双方の業務効率化】 ◆ マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドラインの改正が予定され、より一層、厳格な顧客管理が求められる中、官民間の個人番号（マイナンバー）情報の共有により、正確な住民情報と口座を紐づけることで、より効率的且つ厳格な管理が可能となる。 ◆ 地公体等からの預金口座照会対応、税金収納・還付事務、預金差押え事務等について、個人番号（マイナンバー）の共有により正確な住民情報を用いた索引を可能とし、効率的且つ正確な対応が可能となる。 ◆ 上記要望理由を踏まえ、金融分野におけるマイナンバーの活用について、より一層の議論をお願いしたい。	全国銀行員組合連合会議	デジタル庁 金融庁 総務省	マイナンバーは、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に定められた社会保障・税・災害対策分野の行政事務や、これに関して行われる事務において、必要な限度で利用可能とされています。そのため、現行の法令上、金融機関は、預金保険機構が預金者等の債権額の把握のために行う資料提出の求めへの回答や、税務署が行う税務調査の預貯金照会への対応等において、マイナンバーを利用することができます。 「マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤抜本改善ワーキンググループ」での検討も踏まえ、令和3年5月12日に成立した「預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律」の第9条の規定により、金融機関は、預金保険機構に対し、預貯金者の本人特定事項（氏名、住所及び生年月日）及びマイナンバーを正確かつ最新の内容に保つために必要な情報の提供を求めることができることとされました。 さらに、同じく令和3年5月12日に成立した「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」により「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」が改正され、令和5年5月16日より、マイナンバーカードによる公的個人認証サービスにおいて、主務大臣の認定を受けた金融機関等の民間事業者を含む署名検証者は、住民本人の事前の同意があるときは、地方公共団体情報システム機構から、住民の最新の住所等の基本4情報の提供を受けることができるようになります。	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条 ・預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律第9条 ・デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律第48条 ・電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第18条第3項	対応	「預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律」については、法律の公布日から3年以内に施行することとなっており、施行に向け、準備を進めております。 また、最新の住所等の基本4情報の提供に関しては、円滑な施行に向けて、準備を進めております。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
175	令和3年11月8日	令和4年5月31日	銀行の保険窓販に係る弊害防止措置の廃止または緩和	銀行の保険窓販に係る弊害防止措置（融資先販売規制、担当者分離規制、タイミング規制、非公開情報保護措置、知りながら規制）を廃止していただきたい。 直ちに弊害防止措置を廃止することが困難な場合、融資先（従業員 50 人以下）の従業員を保険募集制限先規制の対象外とする緩和を検討いただきたい。	（現状認識） ◆ 銀行等による保険販売については、圧力募集の防止等、保険契約者の保護を図りつつ顧客利便の向上を目指す観点から弊害防止措置が設けられていると認識している。 ◆ 平成 24 年 4 月から実施されている現在の弊害防止措置は、各種規制が予防的且つ網羅的に整備され、利用者保護の観点では有益である一方、時間の経過とともに変化している現場の実情や顧客ニーズに照らすと、一部の規制は過度と言わざるを得ない状況にある。 【要望理由：顧客本位の業務運営及び質の高い金融サービスの提供】 ◆ 要望の実現により、効率的な営業活動が展開され、顧客との十分な対話を通じた深度あるコンサルティング機能が発揮できる他、潜在的な顧客ニーズを喚起することで、事業者毎の更なる取引深耕や顧客本位の業務運営、収益機会の拡充が可能となる。 ◆ また、金融サービスのワンストップ化の対応が可能となることで顧客の利便性が向上するだけでなく、地域の金融インフラの確保や地域の企業・住民にとってより質の高い金融サービスの提供が可能となる。 ◆ 地域金融機関における顧客の多くは、事業性資金の貸出先である法人並びに個人事業主であり、且つ、従業員50人以下である。本規制は顧客本位の業務運営を制限するものであり、保険を活用した資産形成や保証の充実化を図るための提案を阻害している。	全国銀行員組合連合会議	金融庁	銀行等による保険販売については、保険契約者等の保護を図りつつ、利便性の向上を目指す観点から次のような弊害防止措置が設けられています。 ・非公開情報保護措置 ・融資先販売規制 ・タイミング規制 ・担当者分離規制 ・預金との誤認防止措置	保険業法施行規則第212条、同第234条第１項等	検討を予定	銀行等による保険募集規制については、保険契約者等の保護を図りつつ利便性の向上を目指す観点から設けているものです。 弊害防止措置については、モニタリング結果や関係者からのヒアリングを踏まえ、平成23年９月７日付で関係内閣府令等を改正し、 ・融資先募集規制の対象商品から一時払終身保険等を除外するほか、 ・預金との誤認防止措置について、実効性確保のための措置を講じる 等の見直しを行ったところであり、平成24年４月１日から施行されています。 銀行等による保険募集の状況については、引き続き実態把握に努め、今後の弊害防止措置等の見直しについては、必要が生じた場合に行うこととしています。	
176	令和3年11月8日	令和4年5月31日	生命保険の募集行為に係る構成員契約規制の廃止	生命保険の募集に係る構成員契約規制を廃止していただきたい。特に、生命保険募集人（銀行等）と人的関係（役職員の兼職、出向等の人事交流）を有する法人に関する規制について廃止 いただきたい。	（現状認識） ◆ 企業が、生命保険会社と募集代理店契約を締結して生命保険商品の募集を行う場合、従業員への圧力募集等を防止する観点から、当該企業及びその企業と密接な関係を有する者（法人）の役員・従業員に対する保険募集は、一部の保険商品を除き禁止されている。 【要望理由：顧客本位の業務運営及び質の高い金融サービスの提供】 ◆ 要望の実現により、顧客の自由な商品・サービスの選択が可能となり、利便性が向上する。また、生命保険募集行為前の勤務先確認等をする必要がなくなり、スムーズな顧客応対が可能となることで、顧客満足度の向上に繋がる。 ◆ コンプライアンス意識が高まっている中、適切な内部管理態勢が構築されており、本規制は過度であり不要であると考える。 【具体的な事例】 ◆ 窓口では、来店した段階で顧客が構成員契約規制の対象先であるかどうかの確認が難しい状況にある。 ◆ 顧客が構成員契約規制の対象であった場合、本人からの申し出があったとしても、生命保険商品の説明すらできず、その理由が本人自身に起因していないことから顧客の理解を得られにくい。 ◆ 銀行職員が数名しか出向していない企業で、実質的支配が及んでおらず、圧力販売が起こりえない企業であっても全役職員に対して保険募集ができず、顧客の機会損失あるいは商品販売代理店選定の負担を招いている。	全国銀行員組合連合会議	金融庁	企業が、生命保険会社と募集代理店契約を締結して生命保険商品の募集を行う場合、従業員への圧力募集等を防止する観点から、当該企業及びその企業と密接な関係を有する者（法人）の役員・従業員に対する保険募集は一部の保険商品を除き禁止されています。	保険業法第300条第1項第9号 同法施行規則第234条第1項第2号 平成10年大蔵省告示第238号 保険会社向けの総合的な監督指針Ⅱ－4－2－2(11)	検討を予定	生命保険契約の長期性、再加入困難性等に鑑み設けられている規制であり、その趣旨を踏まえつつ、引き続き慎重に検討を行う必要があります。	
177	令和3年11月8日	令和4年7月20日	銀行営業所の臨時休業・業務再開に係る手続きの見直し	銀行営業所の臨時休業・業務再開に係る手続きについて、次のとおり見直しいただきたい。 ・臨時休業の公告を廃止する。 ・業務再開時の公告・店頭掲示を廃止する。 ・感染症の感染拡大に伴う臨時休業・業務再開の届出等を廃止する。	（現状認識） ◆ やむを得ない理由により銀行の営業所を臨時休業する場合、及び当該営業所において業務を再開する場合、事前にその旨を金融庁へ届け出るとともに、「公告」及び「店頭掲示」が求められている。 ◆ 2019 年 10 月の銀行法施行規則改定により、異常気象等により役職員等の生命に重大な 危険を生じさせる恐れのある場合は、臨時休業・業務再開の届出・公告・店頭掲示が不要となったものの、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う臨時休業等の場合はその対象とならない。 【要望理由：事務負担の軽減】 ◆ 現状、銀行営業所の臨時休業・業務再開は、ホームページ等での対外リリース、店頭掲示が徹底されており、公告を必須とする必要性は高くないと考える。 ◆ 特に業務再開については、再開した日から必要とされる公告・店頭掲示の期間が１か月と長く、その必要性は乏しいと考える。 【具体的な事例】 ◆ 感染拡大地域において、特に、営業所窓口で顧客対応業務に従事する職員は、常に感染の危険にさらされている。そうした状況下において、営業所内で職員の感染が発覚した場合の優先事項は、店舗の消毒や他職員・お客さまの感染状況の確認である。 ◆ 突発的に発生する職員の感染や濃厚接触の疑いなどによる臨時休業の場合、銀行としてはお客さまの安全や利便性を確保するために上記の対応を優先するなかで、届出や公告等に関する手続きの負担感がある。	全国銀行員組合連合会議	金融庁	銀行が天災その他のやむを得ない理由により、営業所を臨時に休業するときは、その旨を内閣総理大臣に届け出るとともに、公告し、かつ店頭に掲示しなければならないとされており、また、臨時休業を行った営業所が営業を再開した場合も同様の措置を行うこととされています。	銀行法第16条第１項 銀行法施行規則第17条	対応	銀行の営業所の臨時休業等に係る法令の定めは、銀行業務の高い公共性に鑑みたものであることから、当該観点から慎重に検討する必要があります。 その上で、銀行監督上の必要性等を踏まえた見直しを行い、本年７月15日に「銀行法施行令等の一部を改正する政令」及び「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」等を公布しました。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
178	令和3年11月8日	令和4年2月2日	狩猟における制限緩和について	・狩猟を行う際、各都道府県ごとに「狩猟者登録」が必要とされていますが、これの緩和、撤廃もしくは日本で一本化 （銃での猟が対応不可としても、せめて罠猟だけでも） ・狩猟期間の延長	県をまたいで活動したいハンターが、手続きの煩雑さや費用などから諦めるという事が多いと聞きます。また、私自身も県境に近い場所に住んでおり、よい猟場になりそうな場所に恵まれているにもかかわらず思うように活動が出来ずにいます。 ハンター不足が問題となっている現状、今いるハンターの方が活躍の場が県をまたぐことが容易になることによって増え、農作物への被害をより軽減することが期待できるのではないかと考えます。 また、ハンターになったにもかかわらず、その後かかる費用が負担となり継続をあきらめる方もおります。特に若い方などは興味本位から始めても経済的負担から辞めるという方の話をよく伺いました。 猟友会に入ることで手続等の負担は減りますが、これも若い人が働きながら所属することが困難であり、高齢化も進んでいます。若いハンターにとって活動継続の弊害となっています。さらに所属するからには参加する義務のある活動もあるため、職業によっては入会が難しく、職業的に適さないハンターは多額の費用と手間をかけて有害鳥獣駆除に協力しているという状態です。 狩猟者登録が簡易になれば、こうした職業的に適さないハンターの活動も少し容易になり、費用が軽減され、管理が一本化することによりわかりやすくなるのではないかと思います。 少し話はズレてしまうのですが、たくさんご応募があるとお見受けするマイナンバーカードの情報と資格情報、つまり狩猟免許が紐づけされれば、「損害賠償能力（3,000万円以上の保障が可能であること）を証明するもの」と猟具の提示をするのみで狩猟が可能になり、とても負担が減ります。 宜しくお願い致します。	個人	環境省	・狩猟を行おうとする者は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づき、狩猟をしようとする区域を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならないこととされています。また、狩猟者登録にあたっては、地方税法に基づき都道府県に狩猟税を納めることになっています。 ※狩猟期間の延長については、提案理由の中で延長を求める具体的な理由や提案の趣旨を確認することができなかったため、検討結果を記載しておりません。	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	対応不可	・狩猟者登録は、鳥獣の生息状況その他の事情を勘案して、都道府県毎に狩猟の期間、規制等を決める等、地域の実情に即して運用していくことが必要であることから、その実情を熟知している都道府県知事が登録を行うことが適当であると考えます。 ・また、農作物等の被害を防止する目的での鳥獣の捕獲に従事する狩猟者等に対しては、すでに狩猟税の減免措置を実施しているところであり、引き続きこれらの措置等により、こうした狩猟者等の経済的な負担の軽減を図ってまいります。	
179	令和3年11月8日	令和3年12月2日	文部科学省共済組合と年金機構におけるマイナンバーを利用した情報連携強化について	行政手続きにおけるマイナンバーを利用した、年金加入状況の確認を文部科学省共済組合加入者でも行えるようにしてください。	2021年度より、児童手当の現況届の手続きをオンラインで行えるようになり、先日、マイナンバーを利用したオンラインの手続きを行いましたが、システムエラーのため、年金加入状況を確認することができなかったために、知多市役所より、保険証当の確認書類の提出を求められました。 私学共済を除く共済組合すべてにおいて、システム上連携していないようです。 国が進める、マイナンバーを利用したシームレスな行政手続きのはずが、オンラインから行っても結局書類の提出を求められるというのはいかがなものでしょうか？ ましてや、文部科学省共済組合は、国直下の機関がマイナンバーを利用するシステムが遅れているなんて、驚きです。 共済組合に問い合わせた結果も、今後いつ連携されるかは不明とのことで、早く連携をしてください。マイナンバーを作成した意味がありません。 上記連携すれば、従来の書類での確認作業が大幅に減り、システムエラー対応による余計な手間も減り、紙資源の節約にもなります。 もっと、各行政間で情報連携をスムーズに行ってください。 よろしくお願いいたします。	個人	内閣府 デジタル庁 財務省	公務員の児童手当については、勤務先の所属庁（人事部局や共済組合所管部局等）に、認定請求書や現況届等を提出することとされておりますが、国家公務員共済組合員のうち公務員でない者については、現住所の市区町村に、被用者確認書類等（健康保険被保険者証（組合員証）の写し等）を添えて認定請求書や現況届を提出することとされております。 被用者確認に必要な年金加入期間に関する情報等は、現時点において情報連携しておりません。	児童手当法、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律	検討を予定	情報連携により、被用者確認ができるよう、年金加入期間に関する情報等を情報連携するにあたっての課題整理を含め、検討を行っていきます。	
180	令和3年11月8日	令和3年12月2日	金融機関が設定する（根）抵当権設定証書など担保関係書類にかかる物件の印字について	金融機関が設定する（根）抵当権設定証書など担保関係書類にかかる物件について、抵当権設定証書などに直接印字するのではなく、登記事項証明書を合綴することをもって対応可能となるよう、全銀協などに対して取扱いを改めていただきたいと思います。	現在、多くの金融機関は、（根）抵当権設定時に設定契約書などに物件の印字を司法書士に求める。設定は金銭消費貸借契約と同日であるため、失敗が許されず、1日で（根）抵当権抹消、所有権移転、（根）抵当権設定登記申請まで完了する必要がある。 今後、電子的記録による契約及び電子署名による取引が進むと思われるが、紙による契約も併存すると考えられる。 現状、司法書士は金融機関所定のA3厚紙等の（根）抵当権設定契約書に手書きで数十件の物件を精確に書いたり、ドットインパクトプリンタを物件印字のためだけに購入し、非常に神経と時間を使っています。 司法書士業務は、売買契約、金銭消費貸借、担保権設定契約、付随する本人確認に注力すべきだと考えます。よって、担保権に関する書類について、物件の印字に代えて登記事項証明書を合綴する方式に改めていただければ幸いです。 現場レベルでは、聴いていただけません。	個人	金融庁 法務省	（根）抵当権設定証書など担保関係書類の様式や物件の表示方法は法令によって定められているものではなく、提案にある手書き・印字の司法書士の業務についても、金融機関や司法書士等の間における実務上の慣行によるものと考えられます。	慣例	現行制度下で対応可能	担保関係書類への物件の表示に係る事務については、関係者間にも様々な意見があると承知しており、契約事務の電子化も含め、効率性や実現可能性を踏まえながら、金融機関や司法書士等の現場において実務を積み重ねていただきたいと考えております。なお、ご提案及び本回答については関係する業界団体にお伝えさせていただきます。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
181	令和3年11月8日	令和3年12月2日	国立大学の入学金及び授業料の納入方法	銀行窓口の振り込みに限定せず、インターネットバンキングを用いた振り込み	現在は指定の振り込み用紙で、銀行の窓口で振り込み手続きをする必要がある。 インターネットバンキングが既に一般に使用されている現状で、振り込み方法まで指定するのはいかがなものか。平日の昼のみに営業している銀行に行くことは普通の社会人にとってコストが高い。 またコロナ禍において、対面でしなくてもできることをオンラインに切り替えること自体にも意義がある。	個人	文部科学省	国立大学における入学金・授業料の徴収方法については、各法人の判断で定めているものです。そのため、学生納付金の一部を金融機関の窓口での手続を要さずにオンラインで納入することも可能です。	なし	現行制度下で対応可能	文部科学省としては、大学における振込確認等の事務作業、振込に要する期間や振込期限等を考慮しながら、必要に応じて徴収方法の見直しの要否の検討や、大学等へ内部規則の見直し依頼を行ってまいります。	
182	令和3年11月8日	令和3年12月2日	『熱中症警戒アラート』の廃止と熱中症予防情報サービスの民間開放	本年4月から、環境省と気象庁が共同で全国向けに発表している『熱中症警戒アラート』は、個人の健康管理やイベントの安全管理といったもっぱら私的な領域にかかわるコンテンツを国が無料で提供するものです。これが存在するせいで、民間のビジネスチャンスは、環境省の委託を受けた企業によるメール配信サービスや民間気象会社・ニュースサイトによる再配信といった利幅の薄いものにとどまっています。このような国による民業圧迫を生じているサービスは早期に廃止して民間の創意工夫に委ね、国は素材となる観測・予測データの提供に徹するという気象業務法の趣旨に沿った政策に立ち戻るべきです。	1992年3月の気象審議会第18号答申（https://bit.ly/3jNluQl）は、産業用情報、生活関連情報といった気象情報を基にした付加価値情報の提供を、民間の役割であるとしています。気象庁内の答申であるとはいえ、これに基づいて1993年に気象業務法が改正（天気予報の民間開放）されていますので、他省庁もこれを尊重すべきであると考えます。 熱中症は、主に気温と湿度の上昇に伴って発生しますが、洪水や地震のように地域やその中の危険箇所に自然現象の影響が一律に及ぶものではなく、特定の地域で集中的に死傷者が出たり社会経済機能が停止したりするようなこともないので、国が災害対策のような関与をする必然性はありません。また、熱中症の予防には、住環境や健康状態、職場環境といった多様な条件に応じた個別的な対策が必要ですから、情報提供サービスを国が画一的に行うのではなく、民間企業による細やかなサービスに委ねたほうが効果的で経済的な価値も高くなり、わずかながら税収増にもつながるでしょう。 環境省は、こうした点を考慮せず、気象庁との共同事業とすることで気象予報士の人件費や気象データ配信サービスの利用料といったコストを免れ、そうして無料のサービスを提供することによって、民間企業による熱中症予防情報サービスへの参入を妨害しています。このような事実上の参入規制は撤廃して、全国で観測している暑さ指数のデータを無償でリアルタイム公開するなどの民間事業の支援に方向転換する必要があります。	個人	国土交通省 環境省	環境省では従前より熱中症の予防に係る知識の普及、注意喚起等の普及啓発を中心に熱中症対策を推進してきており、平成18年度からは暑さ指数の予測値等につき、環境省ホームページ（「熱中症予防情報サイト」）において公開を開始し、広く国民へ熱中症予防に関する情報提供を進めてきたところです。 また、気象庁では令和2年度まで気温を基準とした「高温注意情報」を発表し、熱中症への注意を呼びかけてきたところです。 環境省と気象庁は、それぞれの取組のメリットを活かし、熱中症対策に係るより効果的な情報発信をすることを目的として、「熱中症警戒アラート」について、令和2年度に関東甲信地方（1都8県）で試行し、令和3年度より全国展開しています。	なし	事実誤認	近年、熱中症による救急搬送人員や死亡者数が増加傾向にあり（救急搬送人員は、平成22年以降、年4～5万人以上で推移するとともに、死亡者数は、平成30年以降年1,000人を超えている）、また、今後も気候変動等の影響により夏の暑熱環境はますます厳しくなっていくことが懸念されていることから、政府として「熱中症対策行動計画」を策定するなど、熱中症対策を一層推し進めているところです。 環境省と気象庁では、国民の命を守るべく、熱中症被害が特に増えるおそれがある日において熱中症警戒アラートを共同で発表しているところですが、同アラートは注意喚起のために府県予報区等（原則県ごと）単位で発表しているものであり、例えばより詳細な地域を特定した熱中症に関する情報など、民間事業者がさらに高付加価値の情報を提供するビジネスチャンスの基盤になる可能性もあると考えております。 なお、コスト面について、「気象予報士の人件費や気象データ配信サービスの利用料といったコストを免れ、」との御指摘ですが、暑さ指数(WBGT)に基づく同アラートの発表は予報業務に該当しないことから気象予報士を従事させる必要はなく、また、暑さ指数(WBGT)の予測値算出に当たり必要となる気象データの入手の際には、民間事業者と同様に必要経費を負担しているところです。 また、「全国で観測している暑さ指数のデータを無償でリアルタイム公開するなどの民間事業の支援に方向転換する必要があります」との御指摘ですが、環境省ウェブサイトにおいて既に暑さ指数(WBGT)の予測値及び実況値をリアルタイムで無償提供しており、事業者等の様々な方々に活用していただいているところです。	
183	令和3年11月8日	令和3年12月2日	片目失明を障害認定してください。	片目が完全に失明してても、片方の目の視力次第で障害と認定されません。 片目失明でも、障害認定していただけないでしょうか。	障害でもないのに、車の免許に制限があり、できる仕事も限られています。 警察官、パイロット、お客さんを乗せる運転手等の仕事は出来ません。 生命保険等も制限があります。 わたしの子どもは生まれつき片目失明です。生まれつきだと、それが普通だから不自由はないと言われたりしますが、視界が狭い分、壁にぶつかったり、避けられなかったりと怪我も多いです。治療法もなく、義眼を入れて、顔の成長にずれが出ないようにと、毎月隣県まで3時間かけ通院しています。仕事と日程が合わない日は、休日に4.5時間かけて義眼の調節に行きます。全て実費です。 障害認定されていないために、特別児童扶養手当もありません。友人の子は、小さく生まれ、少し成長が遅いので、手当の対象でもらっています。その子は、将来の制限はなく、好きな仕事も選べ、好きな免許も取ることができます。 片目失明してるのに障害とされず、でも、制限はたくさんあり、宙ぶらりんな立場でとても不公平を感じます。 幸い、義眼や病院費は、児童医療費として公費で支払ってもらっていますが、将来的には全て自己負担です。 義眼も安くはなく定期的に作り変えなければなりません。 仕事や資格に制限があるということは、他人を守れる立場でなく、守ってもらわなければならない身体だからのではないでしょうか。そうなのであれば、障害として認定していただきたいと願います。	個人	厚生労働省	身体障害者手帳における身体障害者の認定は、いずれの障害種別においても、身体機能に永続する一定以上の障害が存在する、という考え方に基づき行われており、視覚障害の場合、現行では、一眼の視力が 0.02 以下であり、他眼の視力が 0.6以下のものを対象としています。平成29年に開催された「視覚障害の認定基準に関する検討会」において、現行では対象外となっている、一眼の視力が 0.02 以下であり、他眼の視力が 0.7以上のものを視覚障害として扱うべきかについて議論がなされましたが、国際基準との整合性や、自動車運転等における日常生活活動の制限の程度等の観点から、身体障害者手帳における身体障害者には該当しない、と判断されました。	身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号） 身体障害者障害程度等級表の解説（身体障害基準）について（平成15年障発第0110001号）	その他	現在の身体障害認定基準については、必要に応じ適宜見直し等を行ってきているところです。今後とも、それらの見直しにおいては、医学的知見、障害種別間のバランス、関連施策への影響を含め慎重に検討することとしてまいります。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
184	令和3年11月8日	令和3年12月2日	難病患者に障がい者と同等の権利を与えてほしい	障がい者雇用は法定雇用率が定められており、ある程度の事業規模の会社では障がい者が雇用されております。一方で難病患者は普通の人でもなく、障がい者にも該当しない間に挟まれた状態の人がたくさんおります。難病は特性上、疾患ごとの人数が少なく声が小さい存在ですが、未だに対象疾患として登録されていない病気もあります。そういった難病患者に対して、就職において法定雇用率へ算定することや、障がい者は行政サービスを受けられるが難病患者は受けられないといった行政面での差別を是正していただ住みやすい社会を実現していただきたいと考えます。	(1)法定雇用率：難病患者は障害者総合支援法の枠組みに入っているにも関わらず、障がい者の法定雇用率に算定されません。そのため定期的な通院等が必要である難病患者が働きたくとも雇用を得ずらい状況にあります。わたしが働く会社は100人以上が働いておりますが障がい者の雇用は一人もおりません。理由をつければ断れるのでルールの厳格化、法定雇用率の引き上げ、雇用の機会を与えてほしいと思います。働かずに生活保護を受給するより、働いて給与を得た方が税金を納めることもでき地域経済にとってもプラスとなります。 (2)差別の撤廃：行政サービスにおいても差別があります。市町村により行政支援は様々ですが、市営駐車場を無料にする等のサービスがあります。私は潰瘍性大腸炎の患者でトイレに1日15回近く行くことがあります。毎回コンビニなどでトイレを借りては申し訳なく買い物をしますが障がい者と難病患者の分け隔てなくサービスが受けられたらトイレのたびにお金を払わなくても良く非常に過ごしやすくなります。 難病患者は若年発症も多く、私の友人でも若くして仕事に就くことがずっとできず人生設計が狂ってしまった人が実際におります。 普通と障がい者の間に挟まれ身動きの取れない難病患者に対して、行政側からアプローチをかけてほしいです。そういった動きは、現在就業できていない人が働くきっかけになりますし、働き手が増えることで税収が増え、難病患者が当たり前に働く社会が実現すれば、普通の人にとっても働きやすい環境になると考えます。	個人	厚生労働省	（1） 障害者雇用率制度では法的公平性と安定性を確保するため、対象を明確かつ容易に判定できるよう、対象障害者の条件を、原則として障害者手帳等を所持していることとしています。 また、難病には様々な疾病があり、就労に当たっての困難性も多様であることも踏まえ、実態の把握を進めるとともに、障害者雇用率制度における対象障害者の範囲については、労働政策審議会障害者雇用分科会において検討を行ってまいります。 （2） 障害者総合支援法の対象となる疾病にかかっている方は、障害福祉サービスを利用することができます。障害者総合支援法の対象となる疾病は、難病法における指定難病のほか、治療方法が確立しておらず、その診断に関し客観的な指標による一定の基準が定まっており、かつ、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるものを、告示で定めています。	（1）障害者の雇用の促進等に関する法律第37条 （2）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）	（1）検討を予定 （2）現行制度下で対応可能	（1） 「制度の現状」に記載のとおり （2） 障害者総合支援法の対象となる疾病については、最新の医学的研究や指定難病の指定に関する検討の動向を踏まえつつ、継続的に追加を検討してまいります。	
185	令和3年11月8日	令和4年1月13日	運転免許証に英語表記を併記して欲しい。	普通自動車の運転免許証に英語表記を併記して欲しい。 何が書いてあって何を証明するものなのか英語でもわかるようにして欲しい。	海外で運転をする時に日本の運転免許証は英語表記がないため、運転能力の証明が出来ず、国際運転免許証を取得しなくてはならないことが多い。 国際運転免許証がなければ運転できない国ももちろんあるが、英語表記さえあればレンタカーを借りられる国もたくさんある。 日本の運転免許証はすべて日本語で書かれているため海外ではなんの役にも立たないのがとても不便。	個人	警察庁	国内運転免許証の記載事項（氏名、住所等）及び様式については、道路交通法（昭和35年法律第105号）及び道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）において定められております。	道路交通法（昭和35年法律第105号）第93条、第107条の7及び第107条の8 道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第19条及び別記様式第14、第37条の9及び別記様式第22の8	検討を予定	国内運転免許証の英語併記については、国民の皆様の様々な御意見・御要望、モバイル運転免許証等の在り方の検討状況等も踏まえながら、今後必要に応じて検討してまいりますが、外国において英語併記された国内運転免許証で自動車等を運転することができるか否かは同外国の制度によることとなります。	
186	令和3年11月8日	令和3年12月2日	酒類の通信販売規制の緩和	・通信販売酒類小売業免許の枠組みを廃止し、一般酒類小売業免許により酒類の通信販売を可能とする。 ・通信販売の定義を改正して2都道府県以上の広範な地域を対象とする場合以外でも通信販売ができるようにする。 ・通信販売における取扱酒類の範囲を改正し、全ての酒類を取り扱えるようにする。	酒類の通販を行うためには、一般小売免許の他に通販免許を取得しなければならない。しかし、通販の定義が2都道府県以上の消費者を対象としたものとされているほかに、この免許では、大手メーカーの製造した酒類を取り扱うことができない。これらの規制を廃止し、一般小売免許により酒類の通販が行えるようにすべき。理由は以下のとおり。 ・通販免許は、かつて小売免許が取得できなかった時代に通販だけは認めるという免許として創設されたものと思われるが、現在は小売免許はほぼ自由化されており、その創設の意義を失っている。 ・例えば、県境に小売店がある場合、一般小売免許では隣県の消費者に対して電話による受注や配達ができない。店舗の場所により販売方法が異ならざるを得ず、過重な規制である。 ・大手メーカーであれば製造免許により自社製品の通販は可能であるほか、通販免許創設以前から小売免許を持っている者やその者から免許を譲り受けた大手通販業者も大手メーカーの酒類を通販することは可能であり、新規参入者だけに規制を課すのは著しく不公平。 ・未成年者飲酒等への対応は当然。だからこそ国税庁は表示基準を定め、通販を行う場合の表示方法等も告示しているのだから、これに則って適切に販売を行えば問題ない為、通販を規制する理由にはならない。 ・国税庁は「対面販売が基本」と言うが、コロナ禍においては非接触による販売を中心に多様な販売方法を認めるべき。 国税庁は過去の規制改革ホットラインで「幅広い観点から慎重かつ十分な検討を要する」としていたが、どのような検討をしたか。時代に合わせ、規制は随時見直すべきである。	個人	財務省	酒類の販売業をしようとする者は、酒税法第9条に基づき、販売場ごとにその販売場の所在地の所轄税務署長の免許を受けなければならないこととされています。 ○酒税法（昭和二十八年法律第六号） 酒類の販売業免許） 第九条　酒類の販売業又は販売の代理業若しくは媒介業（以下「販売業」と総称する。）をしようとする者は、政令で定める手続により、販売場（継続して販売業をする場所をいう。以下同じ。）ごとにその販売場の所在地（販売場を設けない場合には、住所地）の所轄税務署長の免許（以下「販売業免許」という。）を受けなければならない。ただし、酒類製造者がその製造免許を受けた製造場においてする酒類（当該製造場について第七条第一項の規定により製造免許を受けた酒類と同一の品目の酒類及び第四十四条第一項の承認を受けた酒類に限る。）の販売業及び酒場、料理店その他酒類をもつぱら自己の営業場において飲用に供する業については、この限りでない。 また、通信販売酒類小売業免許については、販売できる酒類が一定の国産酒類と輸入酒類に限定されています。 ○酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達 第2編第9条第1項関係 8　酒類の販売業免許の区分及びその意義 (1)イ ロ通信販売酒類小売業免許 通信販売酒類小売業免許とは、通信販売（2都道府県以上の広範な地域の消費者等を対象として、商品の内容、販売価格その他の条件をインターネット、カタログの送付等により提示し、郵便、電話その他の通信手段により売買契約の申込みを受けて当該提示した条件に従って行う販売をいう。以下同じ。）によって酒類を小売することができる酒類小売業免許をいう。 第2編第10条第11号関係 4　通信販売酒類小売業免許の需給調整要件 通信販売酒類小売業免許は、販売しようとする酒類の範囲が次の場合には免許を付与等する。 (1)　国産酒類のうち、次に該当する酒類 イ　カタログ等の発行年月日の属する会計年度の前会計年度における酒類の品目ごとの課税移出数量が、全て3,000キロリットル未満である製造者（以下この4において「特定製造者」という。）が製造、販売する酒類 ロ　地方の特産品等（製造委託者が所在する地方の特産品等に限る。）を原料として、特定製造者以外の製造者に製造委託する酒類であり、かつ、当該酒類の一会計年度における製造委託者ごとの製造委託数量の合計が3,000キロリットル未満である酒類 (2)　輸入酒類	酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達 第2編第9条第1項関係8、第10条第11号関係4	対応不可	通信販売酒類小売業免許については、酒類の需給の均衡維持の観点はもとより、酒類が飲酔飲料としての商品特性を有することから、対面販売を基本的な考えとして20歳未満の者の飲酒防止の観点にも配意して設けたものです。このため、現在、通信販売酒類小売業免許は、その販売する酒類の範囲の条件として、対面による年齢確認が行われる一般の酒販店等において容易に購入できるものを中心に一部その対象から除外し、また、販売方法の条件として、酒類の購入者が20歳未満の者でないことを確認できる手段を講じる場合に限定することとしているところです。 また、アルコール健康障害対策基本法（平成25年法律第109号）に基づき策定された第2期「アルコール健康障害対策推進基本計画」（令和3年3月閣議決定）においても、基本的施策として「不適切な飲酒の誘引の防止」が掲げられており、国、地方公共団体及び酒類関係事業者が連携し、社会全体で取組を促進することとしています。 こうした、20歳未満の者の飲酒防止を始めとしたアルコール健康障害対策の観点からも、通信販売酒類小売業免許は、その意義を失っているとは考えておりません。また、酒類関係事業者団体との意見交換においても、20歳未満の者の飲酒防止の観点から適正な管理が必要との意見が出されていることも踏まえれば、一般酒類小売業免許により酒類の通信販売を可能とする改正及び通信販売において全ての酒類を取り扱うことを可能とする改正には、なお慎重な検討を要するものと考えております。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
187	令和3年11月8日	令和3年12月2日	高速道路走行中における2輪車の道路交通情報取得に関して	2輪車にて高速道路を走行する際の道路交通情報を取得する手段の1つとして、発話型の2輪用ETC2.0車載器の開発促進・普及をお願い致します。	現状、高速道路における道路交通情報の取得に関しては　1、電光掲示板　2、AMラジオによる路側放送　3、電波ビーコンでの情報表示　4、ETC2.0車載器での音声読み上げと情報表示　5、同乗者によるスマートフォン等での情報検索　6、スマートフォンアプリ等によるサービスの利用(NEXCO中日本様の　みちラジ等）が挙げられます。 自動車であれば前述の6項目に関して全ての情報取得手段が利用できますが、2輪車では1番、6番のみの2項目のみに限られてしまいます。その理由を次に挙げます。1、利用可能　2、ヘルメット等に内蔵のインカムはAMラジオ受信に対応していない為利用不可　3、取り付けられるナビが存在せず利用不可　4、2輪車用で音声読み上げに対応した製品が無い為利用不可　5、車両の特性上利用が難しい　6、利用は出来るが、対応する路線が限られる これらを踏まえると、2輪車は高速道路上では情報格差が大きすぎる状態です。外気に体を晒す乗り物で有る為、ETC2.0の道路交通情報と安全運転支援情報(落下物や天候等)の読み上げは2輪車にこそ必要な機能では無いかと考えます。現在市販されている2輪車用ETC2.0での道路情報が有る場合にLEDが光る仕様では、運転者にとって情報不足です。これらの4輪車、2輪車での高速道路情報の情報格差を減らす1つの手段として、安心して利用できる高速道路作りの一環として、発話型の2輪用ETC2.0車載器の開発促進・普及をお願い致します。	個人	警察庁 国土交通省	ETC2.0サービスとは、高速道路等に設置されたITSスポット（通信アンテナ）と、ETC2.0車載器との間で双方向通信を行うことにより、自動料金収受（ETC）に加え渋滞回避支援、安全運転支援等の情報提供を行うサービスです。	なし	その他	製品の開発は車載器製造者等の民間事業者が実施するものとなっております。	
188	令和3年11月8日	令和4年1月13日	運転免許証への英語表記追加(海外での運転や身分証明書提示がより便利に）	日本の運転免許証に英語表記を追加。それだけですが、和暦は西暦で表記お願いします。	日本の運転免許証を持っている人が海外で車を運転する場合は、国際免許証を取得するというルールがありますが、国際免許は法的な書類ではなく、運転免許証のための英語翻訳の書類の位置付けです。なので、日本の運転免許証にあらかじめ英語表記が記載されていれば、そのまま海外での運転免許証として通用できます。国際免許証取得には休みを取って免許センタまで出かけ、発行手数料2700円（1年間有効）を支払って取得していますが、あらかじめ併記されていればその手間と時間が削減できます。もう一つ、英語表記にすることによる利点が、海外での年齢確認のための身分証明書として使える点です。海外では酒類の購入のために身分証明書が必要になりますが、毎回パスポートを持ち歩くのはサイズ的にも大きく、非常に不便ですし盗難の心配もあります。一方、運転免許証であれば財布に入りますので、支払い時の提示も簡単ですし、万が一盗難にあった場合もパスポートと異なり、再発行しないと帰国できないなどの不都合もありません。	個人	警察庁	国内運転免許証の記載事項（氏名、住所等）及び様式、国際運転免許証の交付については、道路交通法（昭和35年法律第105号）及び道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）において定められております。 なお、運転免許証の有効期間の末日の年の部分については、西暦の次に括弧内に元号を用いて記載することとしています。	道路交通法（昭和35年法律第105号）第93条、第107条の7及び第107条の8 道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第19条及び別記様式第14、第37条の9及び別記様式第22の8	（英語併記） 検討を予定 （西暦標記） 対応不可	国内運転免許証の英語併記については、国民の皆様の様々な御意見・御要望、モバイル運転免許証等の在り方の検討状況等も踏まえながら、今後必要に応じて検討してまいりますが、英語併記された国内運転免許証が外国で身分証等として通用するか否かは同外国の制度によることとなります。 また、制度の現状欄に記載のとおり、運転免許証の有効期間の末尾に関する表示は西暦と元号の併記となっておりますが、これは、平成30年に行った意見募集の結果も踏まえ、多くの運転免許保有者に分かりやすい表示とするために定められたものであることから、御理解ください。	
189	令和3年11月8日	令和4年1月13日	土砂等運搬禁止車両に土砂を積載した場合の取扱いについて	警察が過積載の交通取り締まりにおいて、土砂等の運搬を禁止されている大型ダンプカーに土砂を積載していることを現認した場合、警察が当該運輸行政機関に通報し、運輸行政上のペナルティを科せるようにするべきです。	「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法(ダンプカー規制法)」では、第3条で土砂を運搬する大型ダンプカーは国土交通大臣に申請し表示番号の指定を受け、第4条で車体に表示することを義務づけられています。ところが同じ大型ダンプカーでも、車検時に土砂等を運搬しない産業廃棄物運搬専用車両として登録すれば、ダンプカー規制法の適用を受けないため表示番号はなく、積載する産業廃棄物の比重に合わせた大きな荷台を搭載して車検を受けることができます。いわゆる「土砂禁ダンプ」と呼ばれるこのようなダンプカーの多くが悪質な過積載運行をしています。また、社会問題にもなっている建設発生土の不適切運搬、処理にも使用されています。 　ところが、現在の警察と運輸行政間には「土砂禁ダンプ」に対する通報や情報提供ルールがなく、また現在の道路運送車両法においても、このような虚偽申請車両に対する明確なペナルティがありません。 　道路運送車両法の目的は「安全性の確保及び公害の防止その他の環境の保全並びに整備についての技術の向上を図り、併せて自動車の整備事業の健全な発達に資することにより、公共の福祉を増進すること(第1条)」であり、交通事故防止、道路老朽化対策、残土不適切処分防止等の観点からも、「土砂禁ダンプ」の土砂積載に対する明確な罰則を創設すべきです。またその摘発方法として、警察と運輸行政間の通報ルールを確立すべきです。	個人	国土交通省 警察庁	【警察庁】 　車両の運転者は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第57条第１項の規定により、一部の例外を除いては、積載重量等の制限を超えて積載をして車両を運転してはならないこととされています。 　また、法第58条の３第１項において、警察官は、過積載をしている車両の運転者に対し、当該車両に係る積載が過積載とならないようにするため必要な応急の措置をとることを命ずることができることとされているほか、同条第2項において、同条第１項の規定による命令によって車両に係る積載が過積載とならないようにすることができないと認められるような場合には、警察官が運転者に対し安全を確保するために必要な指示を行い、通行の区間と経路を指定し、積載物を卸すことができる場所まで必要最低限の運転をさせ、その積載物を取り卸させるよう命ずることができることとされています。 　さらに、法第58条の４において、法第58条の３第１項又は第2項の規定による命令がされた場合において、当該命令に係る車両の使用者（当該車両の運転者を除く。）が、当該車両に係る過積載を防止するため必要な運行の管理を行っていると認められないときは、当該車両の使用の本拠の位置を管轄する公安委員会は、当該車両の使用者に対し、車両を運転者に運転させる場合にあらかじめ車両の積載物の重量を確認することを運転者に指導し又は助言することその他車両に係る過積載を防止するために必要な措置をとることを指示することができることとされています。 【国土交通省】 　土砂等の運搬の用に供するため大型自動車を使用とする者は、土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法第３条に基づき、事前に国土交通大臣に対して届出等を行い、当該大型自動車について表示番号の指定を受けるとともに、同法第４条に基づき、当該指定に係る表示番号等を当該自動車の外側に表示することとされております。また、同条に違反して、表示番号等を表示しなかった者は、同法第20条の規定に基づき、３万円以下の罰金の対象になります。	道路交通法（昭和35年法律第105号）第57条、第58条の4	現行制度下で対応可能	【警察庁】 　警察では、国土交通省や民間事業者等と連携しながら合同で過積載違反に対する取締りを行っています。引き続き、関係機関等と連携しつつ効果的な取締りを実施してまいります。 【国土交通省】 　国土交通省では、指定番号を適切に車体に表示することについて、業界団体と連携してリーフレットを作成し、周知を図っているところです。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
190	令和3年11月8日	令和5年1月20日	マイナンバーカードの活用	マイナンバーカードの活用を今まで以上に積極的に行うべきである。 具体的にはコロナワクチン接種券情報との紐づけや国家資格の取得状況との紐づけなどが考えられる。	現在はマイナンバーカードの発行率が上がっては来ているもののまだまだ十分とは言えない。 その根底にあるのはマイナンバーカードを取得することによるメリットが少ないからである。 そしてその原因はマイナンバーカード未取得者が不利益を被らないようにすることが第一に考えられているためマイナンバーカードを取得しなくても困ることがないからである。 この方針を抜本的に見直し、マイナンバーカード取得者が暮らしやすい社会の構築に重きを置くべきであると考える。 マイナンバーカードの取得にはなにか特別な条件が必要ではないのだから、未取得者の生活が多少不便になっても差別とはいえないであろう。 今日の事例で言えばワクチンの接種券情報と紐づけさえできれば、財布一つ持つだけで接種を受けることができるし、重複して規定回数以上の接種を受けるということを防げるだろう。	個人	デジタル庁	マイナンバーカードは、対面に加えオンラインでも確実な本人確認ができる安全安心なデジタル社会の「パスポート」である。国民がすすんで申請し、保有いただくよう、メリットの拡大が重要。 カードの普及については、持っているとこんなに便利だというメリットを増やしていくことが重要であると考えており、これまで、 ・健康保険証としての利用（令和3年10月本格運用開始）、の他、 　マイナンバーカードを使った ・薬剤情報や特定健診情報の閲覧・利用（令和3年10月開始）、 ・医療費の情報の閲覧・利用（令和3年11月開始）、 ・国内外で利用可能なワクチン接種証明書の取得（令和3年12月開始） など利用シーンの拡大に取り組んできているところ。 また、マイナンバーカードを健康保険証として利用することで、例えば、 ・転職時の保険証の切り替えが不要になる ・健康・医療に関する多くのデータに基づいたより良い医療を受けていただくことができる といったことが実現できる。 　こうしたことから、今般、「マイナンバーカードと健康保険証の一体化」を進めるため、2024年秋に保険証の廃止を目指すこととしたもの。		その他	今後、 ・マイナンバーカードの機能（電子証明書）のスマートフォンへの搭載（令和5年5月予定） ・運転免許証との一体化（令和6年度末から少し前倒しを検討） ・在留カードとの一体化（令和7年度） など、更なる利便性の向上に取り組んでまいりたい。	
191	令和3年11月8日	令和4年1月13日	認定司法書士の専門的能力の活用	認定司法書士は、司法書士法第3条第1項各号に列挙する業務に付随する場合、権利義務又は事実証明に関する書類を作成する権限を有することは解釈上明らかであるが、それ以外の場合については不明である。 認定司法書士に業として権利義務又は事実証明に関する書類を作成する権限を付与し、司法書士法に明記すること。	認定司法書士は、訴額や管轄の制限はあるが、その範囲内であれば、いかなる類型の民事上の紛争においても裁判上、裁判外の代理等の権限を有する。また業務に付随する場合は、権利義務又は事実証明に関する書類を作成する権限を有することは、解釈上明らかである しかし、認定司法書士は、司法書士法第3条第1項各号に列挙する業務に付随しない場合、業として権利義務又は事実証明に関する書類を作成する権限を有するのか不明である。 例えば、民事上の紛争が発生した場合、委任を受けた簡裁訴訟の代理人たる認定司法書士は、その業務の一環として、内容証明や和解書等を作成することができる。 しかし、民事上の紛争がない場合における内容証明や既に当事者同士で紛争が解決し、合意内容が確定した後に作成する和解書等に関して、その作成権限を有するのか明らかではない。 仮に権限がないとすれば、民事上の紛争の解決という、より高度な法的専門能力が必要な局面において、権利義務又は事実証明に関する書類を作成することを認めるにも関わらず、紛争解決ほど法的専門能力が必要とは認められない局面において、実質的にその権限を失わせるものであり、合理性や必要性のない規制である。 この提案が実現すれば、国民にとって、法的サービスや法へのアクセスが拡充される。また紛争解決に携わる認定司法書士が権利義務又は事実証明に関する書類を作成するからこそ、予防法務として実際に機能すると考えられる。ひいては国民の権利の擁護に資する。	個人	総務省 法務省	司法書士は，登記，供託，訴訟その他の法律事務の専門家として，司法書士法第3条第1項各号に規定された業務等を行うことができ，司法書士でない者は他の法律に別段の定めがある場合等を除き，当該業務を行うことはできません（同法第73条第1項）。 行政書士は，他人の依頼を受け報酬を得て，官公署に提出する書類その他権利義務又は事実証明に関する書類を作成することができ（行政書士法第1条の2），行政書士でない者は他の法律に別段の定めがある場合等を除き，当該業務を行うことはできません（同法第19条第1項）。	司法書士法第3条第1項各号，第73条第1項 行政書士法第1条の2，第19条第1項	対応不可	司法書士は，司法書士法第3条第1項各号に列挙する業務に付随して行う業務として，権利義務又は事実証明に関する書類を作成することができるものと考えられます。 その上で，要望の内容については，その必要性や関連法規との整合性等の検討を踏まえた環境の整備が必要不可欠であるため，慎重な検討を要すると考えられます。	
192	令和3年11月8日	令和3年12月2日	出生時の届出の簡素化について	出生時に必要な届出があるが、市役所内でも提出先が異なるためマイナンバーで連携し手続きを簡素化していただきたい。 ・現在 出生届、児童手当・特例給付認定請求書、低体重児出生届のそれぞれの届出が必要。とくに低体重児出生届については、病院が発行する出生証明書に必要事項が記載されており、記載する必要性に疑問を感じる。 ・改善 出生届、出生証明書に記載する情報で低体重児出生届の手続きも行ってほしい	居住している自治体では市役所と保健センターと別れており、各施設を車で回る必要がある。 出産後の時間確保や運転が困難であるため。	個人	デジタル庁 法務省 厚生労働省	（法務省） 　出生の届出は，14日以内（国外で出生があったときは，3か月以内）にしなければならないとされております。 （厚生労働省） 　母子保健法上、体重が2,500g未満の乳児が出生したときは、早期に把握し、適切に処置を行うため、その保護者は、速やかに、その旨をその乳児の現在地の市町村に届け出なければならないとされております。なお、届出については、市町村において、口頭又は電話などによることも差し支えないものとしております。	（法務省） 戸籍法第49条第1項 （厚生労働省） 母子保健法第18条	（法務省） 対応不可 （厚生労働省） 対応不可	（法務省） 制度の現状に記載のとおりです。 （厚生労働省） 制度の現状欄に記載のとおりです。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
193	令和3年11月8日	令和3年12月2日	「キャンピングカー」「キャンピングトレーラー」のLPガスの取扱について	・「国土交通省」では「キャンピングカー」「キャンピングトレーラー」の要件として、「LPガス容器等」の設置を要件としている ・「経済産業省」では、「LPガス販売事業の手引き」で、「30分以内」もしくは「40km以内」を要件としているため、https://www.lpgpro.go.jp/guest/text1/pdf/H18_2006/2_12.pdf 「キャンピングカー」「キャンピングトレーラー」には、LPガスの販売を認められないと解釈されているため、解釈を変更し販売を認めていただきたい。	★1 [1]国土交通省 「自動車の用途等の区分について(依命通達)」の細部取扱いについて 「キャンピング車」の構造要件 　エ　コンロ等に燃料を供給するためのLPガス容器等の常設の燃料タンクを備えるものにあっては、燃料タンクの設置場所は車室内と隔壁で仕切られ、かつ、車外との通気が十分確保されていること。 ーーーー 「LPガス容器等」の設置を要件とする ★2 [2]経済産業省 LPガス販売事業の手引き ロ　緊急時対応 　保安機関の事業所から半径40km以内の認定対象消費者へ緊急時対応が可能である。(原則30分以内に到着する距離に適合しているものとみなされる ーーーー 「キャンピングカー」等は、「30分以内または40km以内」とはならないため、販売できないと解釈。 ★3 アウトドアレジャーのひとつとして、キャンプ等の需要が増えている。 また、災害時の対策としてもキャンプ用品、キャンピングカー等の需要が増えている。「キャンピングカー」等には、LPガスを搭載するものが多い https://www.hobby-caravan.de/fileadmin/user_upload/kataloge_und_service/bedienungsanleitungen/2020/WW/Kompl_WW_engl_2020.pdf（P.109） 「キャンピングカー」等にLPガス充填することを検査等を前提として認めることで、安全にLPガスを使用できるようになり、「キャンピングカー」等の普及が促進される。	個人	経済産業省 国土交通省	緊急時対応について、現行法令では、保安業務に係る技術的能力として「原則として30分以内に到着し、所要の措置を行うことができる体制を確保」することが定められている。	液石法施行規則及び保安業務告示	検討を予定	緊急時対応のあり方について、令和3年度委託事業で検討を開始した。令和3年度中にとりまとめ、これを踏まえて対応する予定である。	
194	令和3年11月8日	令和3年12月2日	アマチュア無線の許認可	アマチュア無線の許認可事務の簡略化 無線局免許状と無線従事者資格の免許証との統合	現在、主に趣味を目的とするアマチュア無線の許認可には、通常の業務局や警察等の重要無線通信よりも多くの人員をかけて事務を遂行していると聞いている。趣味を目的とするアマチュア無線の許認可業務に多大が国家予算を注入していると聞いている。税金の使い道として正しいのか疑問である。無線従事者資格の免許証と無線局免許状を統合することにより、アマチュア無線の許認可事務を簡略化を行い、趣味の人のために投入する税金の適正化を提案するものである。	個人	総務省	電波を利用するためには、無線設備などを備えた無線局を開設することが必要となります。無線局を開設するためには、総務大臣の免許を受けることが必要です(電波法第4条第1項)。また、アマチュア無線局を操作するためには、総務大臣の免許を受けた無線従事者の資格が必要です(法第39条の13)。総務大臣は、申請者から提出された無線局の免許申請書等が①工事設計が電波法令に定める技術基準に適合していること、②周波数の割当てが可能であること、③総務省令で定める無線局の開設の根本的基準に合致すること等のいずれにも適合しているかどうかを審査し(法第7条第1項)、また、当該無線設備等が工事設計等に合致しているか検査を行うこととなっています(法第10条。適合表示無線設備のみを使用してアマチュア局を開設する等の場合には、無線局の検査等の手続きが簡略化されます。)。	電波法	対応不可	電波は有限希少な国民共有の財産であり、公平かつ能率的な利用が必要です。我が国は国土が狭く人口が稠密なため、電波も稠密かつ効率的に利用することが必要となります。 有限希少な資源である電波を利用するという点において、業務用等の無線局もアマチュア無線局も同じであり、適切な監督規律が行われない場合、放送の受信や重要無線通信など、国民の生命や財産、生活に関わる無線局に有害な混信等を与え、社会的に影響を生じる可能性があります。また、アマチュア無線局のように比較的大電力の無線局は、他の無線局に有害な混信等を与えやすく、社会的に影響を生じる可能性があります。 無線局は多種多様であり、電波法の目的を達成するため、それぞれに適応した監督規律が行われる必要があります。既に、アマチュア無線局については他の無線局に比べると簡素化された制度となっているところですが、アマチュア無線を取り巻く我が国の社会環境や電波利用状況等の変化、無線機器の市場・技術動向等の変化等、さらには電波法の目的等も踏まえ、日本のアマチュア無線に適した制度となるよう、制度の適正化については、引き続き検討を行って参ります。	◎
195	令和3年11月8日	令和3年12月2日	戸籍情報をマイナンバーカードに	自分が生きているうちに、一連の謄本を手繰り寄せマイナンバーカードに組み込む事が出来たなら残った家族の負担がぐんと減るのではと思っておりますご検討よろしくお願いします	親の相続手続きの際、出生・婚姻を経た戸籍謄本の取り寄せに時間と手間と費用がかかりました 本人ですら記憶にないような住所表記変更に伴う戸籍の書き換えもあります	個人	デジタル庁 法務省	①戸籍謄抄本等の交付請求は，本籍地の市区町村に対して行う必要があります。 ②行政区画等の変更があった場合，市町村長の判断により，職権で本籍欄を更正する場合があります。 ③マイナンバーカードには戸籍に関する情報は登載されていません。	戸籍法第10条第1項 戸籍法施行規則第45条，第46条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項	対応	①令和元年5月31日から起算して5年を超えない範囲内において政令で定める日から，いずれの市区町村の窓口においても，本人等の戸籍又は除かれた戸籍の謄本を取得することができるようになります。 ②制度の現状に記載のとおりです。 ③なお，マイナンバーカードに登載する情報については，今後，関係機関と協議するなど，必要性等を含めて検討したいと考えます。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
196	令和3年11月8日	令和4年8月19日	医薬品の卸売販売業、高度管理医療機器等の販売業及び貸与業の許可基準の統一について	医薬品の卸売販売業、高度管理医療機器等の販売業及び貸与業の許可について、全都道府県において、保管・運送の受託を受けた物流事業者が申請者となり、物流倉庫が一つの営業所と判断されるよう、法解釈を統一していただきたい。	荷主である医薬品製造販売業者（メーカー）から委託を受けた物流事業者が医薬品の保管・運送を行う場合、保管する倉庫が卸売販売業の営業所とみなされ、当該倉庫が所在する都道府県知事から卸売販売業の許可を取得しなければならないが、許可権者である都道府県によって申請者や営業所の解釈が2つに分かれている。 一つは、申請者を医薬品を所有し卸売販売する各メーカーとする場合（北海道、千葉県、兵庫県など）で、 物流会社が一括管理しているにも関わらず、メーカーごとに別の営業所とみなされるため区画区分が求められ、作業動線の延長やスペースの無駄などの非効率が発生している。 もう一つは、申請者を医薬品を受託管理する物流事業者とする場合（愛知県、岡山県など）で、 こちらは申請した物流倉庫が一つの営業所とみなされ、区画区分なく在庫を配置できる。 医薬品卸売企業では、取り扱う製品の所有権が自社に属するなどの理由で、メーカーを区別せず卸売販売業の許可承認を取得しており、区画区分はない。 医薬品を取り扱う物流事業者は厚労省のGDPガイドラインに基づいてトレーサビリティの管理を実施しており、医薬品卸売企業と同等のルールのもと、医薬品管理を行っている。 また、高度管理医療機器等の保管・運送においても、医薬品と同様な許可申請が必要となっており、区画区分が発生している。 本提案が実現した場合の経済的、社会的効果は以下の通り。 医薬品、医療機器の安定供給につながる。 人手不足が深刻な物流業界において、ヒトによる庫内作業の効率化に寄与する。 オートメーション化を促進し、省エネ・CO2削減といった環境負荷軽減にも寄与する。	個人	厚生労働省	医薬品は身体生命に直接作用を及ぼすものであることから、保健衛生上の支障が生じないよう、卸売り販売を行う営業所において責任をもって医薬品の販売に対応するため、医薬品を所有する者が営業所ごとにその営業所の所在地の都道府県知事等による卸売販売業の許可を受ける必要があります。 また、高度管理医療機器等の販売業は、営業所ごとにその営業所所在地の都道府県知事等による許可を受ける必要があります。	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第34条、第39条	対応	法解釈が分かれているとのご指摘について、制度の現状と異なる解釈を行っている2つの自治体に確認したところ、1つの自治体はご指摘の解釈はしておらず、もう1つの自治体は卸売販売業許可があれば自身で所有する医薬品以外も取り扱えるという誤った解釈をしていたので解釈を改めるということでした。これは、高度管理医療機器に関しても同様です。	
197	令和3年11月8日	令和4年1月13日	車検証情報を共有データーベース化して申請の手間を無くす	車検申請、公認申請等を行う際、お客→店→申請業者→陸事　という手順で申請しているが、その情報は全て手書き、手入力である。これをデータベース化し、クラウド上でお客がOKをすれば、それを店、業者が申請内容を追記し陸自に申請するシステムにして欲しい。そこまでのシステム化が難しいのであれば、現在ある「自動車検査登録情報提供サービスAIRIS」の情報取得を簡素化して使えるものにして欲しい。	車検申請、公認申請を行う業界にいるが、車検公認関係の業務は全て手書きもしくは手入力、直接出向いての申請と煩雑かつアナログの極みである。 このアナログな業務の中で、利益を得ている人間がいればよいが、申請業務は最低限の金額しかお客に請求できないため、殆どの人間が低賃金で申請業務を行っている状況である。ひとつの申請に、何人もの人間が手入力、チェックを行っているにもかかわらず、お金が動いていないのである。 弊社では、そんな申請業務を少しでもシステム化できるよう「自動車検査登録情報提供サービスAIRIS」を申し込んだところ、審査に半年以上かかった。そのうえ、ダウンロード手順が非常に面倒で、OSVファイルを作成アップロードし、ファイル生成ができたらダウンロードし、解凍する必要がある。ここまでしてDLでき る情報が15項目前後なので、車検証情報を見ながら手入力した方がよっぽど早い。 そのことについて改善を伝えたところ「セキュリティレベルが高いため」との回答だったが、セキュリティを強固にしたいから面倒にするという発想ではなく、セキュリティを強固にしつつ、使い勝手がよくシステム化が進むようにして改善して欲しい。 AIRISだけでなく、車検、公認申請の仕組み全てが手入力、紙申請の世界なので、人手不足の今、車業界はすでに限界にきており、昔とは違い、利幅が非常に薄い業界になっている。 また、弊社のようなショップ、業者だけでなく、陸事も大きな負担がかかっていると思われる。 データを共有・効率化し、かわりに電気自動車・自動運転車等の新しい技術にリソースを向けられるようにして欲しい。	個人	国土交通省	窓口における自動車検査登録手続では、手書きや印字により申請書を作成し、提出いただいております。 また、オンライン申請（自動車保有関係手続のワンストップサービス（OSS））につきましては手入力で申請していただいております。 自動車登録情報の提供を受けようとする場合には登録情報提供機関（AIRIS）に申請を行い、当該機関が提供するWebサイト（ホームページ）にアクセスして電子的に情報提供を受けることが可能となっています。	道路運送車両法第22条第3項	その他	窓口における手続について、申請者の利便性向上及び負担軽減を図るため、本年7月に「自動車検査登録手続の窓口業務フロー見直しに向けた基本方針」をとりまとめました。本方針に基づき、まずは、PC/スマートフォンの画面入力により申請書を作成できるサイトを導入し、手書きによる申請書作成の負担を軽減したいと考えております。 また、OSSについては、令和5年1月に自動車検査証の電子化を予定しているところ、ICタグを読み込むことで自動車検査証の情報を自動入力できるようにする予定です。 なお、登録情報提供機関（AIRIS）のシステムは、個人情報を含む自動車の登録情報を提供していることから、情報提供を受ける者に対しては、セキュリティ保護の観点から必要な対策を求めており、そのために一定の作業が生じることについてご理解いただきますようお願いします。 国土交通省としましては、今後もデジタル化を推進し、申請者の利便性向上及び負担軽減を図ってまいります。	
198	令和3年11月8日	令和3年12月2日	ナンバーディスプレイサービス無料化	NTTが固定電話に対して発信者の電話番号をナンバーディスプレイするサービスの無償提供化	理由： ・携帯電話では無償で発信者の電話番号が表示される。 ・固定電話のナンバーディスプレイサービスは40年以上前から開始しており、開発投資は回収済のはず。 ・市販されている電話の9割以上はディスプレイさせる機能を持っている。つまりNTTに料金を払わないと表示されない。 ・オレオレ詐欺の件数は増加しており、高齢者への注意喚起だけでは不十分。 TVニュース、警察の呼びかけ、警察以外の行政の呼びかけもあるが、固定電話を利用した詐欺は増加傾向で社会問題。 ナンバーディスプレイサービスを無償にし、表示させることが犯罪実行の抑止力につながる。 効果： ・高齢者、社会的経済的弱者の経済的負担をなくす。 ・社会問題の抑止につながる。	個人	総務省	電気通信サービスに関する料金は、原則として役務提供事業者が設定することとされており、総務大臣は、その料金が社会的経済的事情に照らして著しく不適当である等の限られた要件に該当する場合に限り、事後的に業務改善命令を発出することが出来ます。	電気通信事業法第29条第1項	対応不可	固定電話のナンバーディスプレイサービスに関する料金については、現時点では業務改善命令を発出する要件に該当するとまでは言い難く、御提案に対応するのは困難と考えます。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
199	令和3年11月8日	令和3年12月2日	携帯・スマホのキャリアメールデータ移行の自由化	現在携帯3社（ドコモ、au、ソフトバンク）のキャリアメールは、キャリア乗り換えなどにより解約すると、データをバックアップしていても契約中に送受信したメールの内容がすべて見られなくなってしまう。 こうした不条理を止めさせ、アドレスのそのまま利用と合わせて、解約後も一般のメールソフトで読んだり、格安プロバイダーへの移行後も新たな端末に読み込んで継続して参照できるようにしてほしい。実施にあたっては過去にバックアップしたデータも読み込めるツールの提供を促していただきたい。	メールアドレスが使えなくなるのと合わせて、送受信したメールが読めなくなってしまうことも、3大キャリアから格安キャリアへの移行を妨げる大きな障壁になっている。そもそも送受信したデータは所有者のものであり、3大キャリアが勝手に消去したり、バックアップデータも読めなくしてしまうのはおかしな話。 解約時に読めなくなる旨の説明なしに解約し、後日復元を頼んでも「できない」の一点張りで泣き寝入りさせられる事態をauで経験しており、甚だ不条理である。 3大キャリアメールのアドレス移行自由化と合わせて、送受信データの移行も容易にすることにより、キャリア移行に伴う利用者の心理的障壁が取り除かれ、格安キャリアとの競争を一層促すことができ、利用者が通信料金低減を実感し市場の活性化も図ることができる。	個人	総務省	キャリアメールの「持ち運び」ができないことが携帯電話事業者の乗換えの障害の一因であると考えられることから、総務省では「スイッチング円滑化タスクフォース」において、キャリアメールの「持ち運び」の実現に向けた具体的な検討を進めて参りました。その検討の結果、2021年5月に同タスクフォースの報告書がとりまとめられ、2021年中を目途にできる限り速やかにキャリアメールの「持ち運び」の実現を目指すことが適当である旨の方向性が示されました。	なし	対応	各携帯電話事業者において、左記報告書を踏まえ、キャリアメールの「持ち運び」の実現に向けた取組が行われているところ、その取組状況を注視し、キャリアメールの「持ち運び」の実現に努めてまいります。	
200	令和3年11月8日	令和3年12月2日	労働者保証給与様式第10号の処理	労災の申請が紙と印鑑が続けられている。マイナンバーを使ったセキュアな認証方法を取り、WEBでの処理が出来るようにするべきである。	事故により膝の身体障害が発生した。 障害特別一時金の申請をする際、労基署まで出向き不備があった場合、複数回移動しなければならない事態となった。 以下デメリットがある。 ・身体障害がある場合、負担が大きい。 ・無用な交通費も発生 ・コロナのリスクも負う。 セキュアな認証が必須となるが、WEBで処理が出来るようにするべきである。	個人	デジタル庁 厚生労働省	告示様式第10号(障害特別一時金支給申請書等)のご提出は窓口のみだけでなく、e-govによるオンライン上の電子申請も可能です。	労働者災害補償保険法施行規則	現行制度下で対応可能	制度の現状にてお示ししたとおり、WEB上での申請（eGov電子申請）が現段階で可能となっておりますので、ご活用いただきますようお願いします。 電子申請に当たっては、事業主の方の証明等のために、複数の方の電子署名が必要となる場合がありますので、以下リンクのページにあります、「申請書・添付書類等の留意事項」等の資料をご確認いただき、ご利用いただければと思います。 https://shinsei.e-gov.go.jp/recept/procedure/lists/procedureInformation ※上記のページは、eGov電子申請のページから、「手続検索」で「障害特別一時金」等と入力することで検索可能です。	
201	令和3年11月8日	令和3年12月2日	会社の退職に伴う失業給付手続について	この度初めて退職して気がつきましたが、退職者が地元のハローワークに失業申請する際に、離職票の提出が義務付けられています。その離職票は、勤めていた会社が最寄りのハローワークに、退職日後に、書類で申請し、返送されたものを、退職者に送付して、それを退職者が受け取ってから、ようやくハローワークに書類を持って申請ができるようになります。 紙のやり取りは不要で、会社の申請後に、退職者が離職票不要で地元のハローワークで直接手続できるようにしてください。	同じ役所で、本人の情報は一元化されているはずなのに、何故紙の離職票がいるのですか？ また、紙の書類を郵便で送るのは役所にとっても非常にコストがかかり、会社にとっても無駄で、退職者にとっては時間のロスを生み、給付が遅れる問題を生むやり方をして、平気なお役所仕事には呆れる限りです。	個人	デジタル庁 厚生労働省	離職票の交付については、雇用保険法施行規則第17条第２項の規定により、事業主が雇用保険被保険者資格喪失届に離職証明書を添えたときは、当該事業主を通じて行うことができるとされています。	雇用保険法第９条 雇用保険法施行規則第17条	検討に着手	離職証明書が電子申請で提出された場合に、マイナポータルと連携することにより、マイナポータルに利用者登録を行っている離職者に対してハローワークから離職票を送付する方針であり、令和6年度の運用を目指して検討を行っております。	
202	令和3年11月8日	令和4年5月13日	マイナンバーの徹底活用に向けた特定個人情報の見直し	マイナンバー制度を徹底的に活用するため、特定個人情報を撤廃し、個人情報と同等の位置付けとすべきである。要望の早期実現が困難な場合、デジタル改革関連法案の成立で実現した第三者提供禁止の例外をさらに進め、異動前の勤務先から異動後の勤務先に対する提供のみならず、グループ企業間等における顧客・役員・従業員のマイナンバーの共有を早期に容認すべきである。	マイナンバー（個人番号）を含む個人情報は「特定個人情報」に該当し、一般の個人情報と比較して利用範囲・利用目的、収集・保管、第三者提供、委託、罰則等の面で規制が強化されている。とりわけ個人情報保護法が本人同意を根拠とする個人情報の第三者提供を認める一方、特定個人情報の場合は、本人の同意があっても番号法19条各号が特に認める場合を除き、第三者提供が禁止されている。 特定個人情報に関する過度な制限や罰則は、特定個人情報を取り扱う事業者に負担を生じさせているほか、国民のマイナンバーに対する不安や誤解を招いている。仮にマイナンバーが流出したとしても、個人情報は各行政機関等で分散管理されており、情報提供ネットワークシステムでは機関別の符号を利用して情報を照会・提供するため、情報が芋づる式に漏洩する可能性は低い。また、安全管理措置に関しては、法律上、個人情報と特定個人情報に求められている基本的な要素は共通しており、民間事業者が遵守すべきガイドラインが求める個々の安全管理措置についても基本的な差異はない。 （要望実現により）官民、さらには民間企業間における効率的な情報の連携・活用が可能となり、デジタル社会の実現に資する。	（一社）日本経済団体連合会	デジタル庁 個人情報保護委員会	特定個人情報については、悉皆性、唯一無二性、視認性を有する個人番号を含むため、一般法である個人情報保護法等や地方公共団体の個人情報保護条例の特別法として規定されている、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）に基づき、マイナンバーの利用、提供、委託等について、個人情報と比較して厳格な制限が定められております。 また、特定個人情報の提供、収集等は、マイナンバー法第１９条各号いずれかに該当する場合に限り、認められております。 なお、マイナンバー法第１９条第４号に基づき、従業者等（従業者、法人の業務を執行する役員又は国若しくは地方公共団体の公務員をいう）の出向・転籍・退職等があった場合において、当該従業者等の同意があるときは、出向・転籍・退職等前の使用者等（使用者、法人又は国若しくは地方公共団体をいう）から出向・転籍・再就職等先の使用者等に対して、その個人番号関係事務を処理するために必要な限度で、当該従業者等の個人番号を含む特定個人情報を提供することができます。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）第２条、第19条 マイナンバーガイドライン（事業者）第４－３－(2)	対応不可	○ 「特定個人情報の撤廃」について 特定個人情報は、悉皆性、唯一無二性、視認性を有する個人番号を含むため、より厳格な規制が求められる場合があり、その撤廃は困難です。 しかしながら、「特定個人情報は、厳格な取り扱いが必要」との認識を過剰にお持ちの民間事業者もあることから、その誤解の払拭が重要であると考えているところ、安全管理措置に基本的に差異がない点について、わかりやすい説明に努めてまいります。 ○「グループ企業間等における顧客・役員・従業員のマイナンバーの共有」について 個人情報保護法が本人同意を根拠とする個人情報の第三者提供を認める一方、特定個人情報の場合は、本人であってもマイナンバー法19条各号が特に認める場合を除き、第三者提供が禁止されています。 これは、「個人番号は、悉皆性、唯一無二性、視認性を有し、「民－民－官」で流通するものであるため、より厳格に第三者提供を制限しなければ、不正なデータマッチングが行われる蓋然性が高い」からとされています。 グループ企業間等における顧客・役員・従業員のマイナンバーの共有については、こうした点に十分留意しつつ、①マイナンバーを利用することにより、国民自らが自己の情報や自己の権利を証明することにより、正確かつ公正で便利な社会経済活動を行うことができるようにする観点や、②本人の状況にあった行政サービスを享受できるようにする観点等、国民視点に立って、検討する必要があると考えます。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
203	令和3年11月8日	令和4年5月13日	電気主任技術者の配置要件の緩和	適正な保安体制を確保・維持していることを前提として、太陽光発電設備における電気主任技術者の兼任要件を撤廃すべきである。また、その先の課題として、変電所・需要設備等についても、要件緩和を検討すべきである。 なお、適正な保安体制の例として、以下が考えられる。 ① 遠隔監視システムやWebカメラ等により、発電設備における発電量データや運転状況を一元的に把握・管理出来る体制を有していること ② 一元管理を行う責任者として、第一種もしくは第二種電気主任技術者を配置していること ③ 2時間以内に管理対象設備に到着できる適切な知識・経験を有した人員（第三種電気主任技術者、電気工事士等）を配置していること ④ 管理対象設備において、電気事業法に則った適切なメンテナンス行為が可能であること ⑤ その他、電気設備の技術基準の解釈（20130215商局第4号）第47条に準ずること	太陽光を含む発電設備においては、設備ごとに電気主任技術者を選任することが義務付けられている。同技術者は原則として1設備1名の選任が求められ、他事業場・設備と兼任する場合には、管理対象施設の電圧が7,000V以下であること、兼務する施設から2時間以内の移動距離に住所あるいは事務所があること等の制約が設けられている。 政府においては、スマート保安実現による保安力の維持・向上と生産性向上との両立を掲げ、審議会等においても各種電気保安規制の合理化に向けた制度見直しを検討している。企業においても設備の状態を遠隔で把握・監視するSCADA（Supervisory Control And Data Acquisition、産業監視制御システム）等の遠隔監視システムを導入しつつある。有事の際には同システムが異常を検知して電気主任技術者に知らせることで、現場責任者への適切な指示と安全性の担保が可能である。また、電気主任技術者が必要となる電流・電圧の点検や故障部品の交換・修繕等の電気業務の発生は、概ね年間30日以下にとどまり、この点においても電気主任技術者が常駐する必要性は低い。 こうした状況にもかかわらず、電気主任技術者の選任義務があることで、企業にとっては遠隔監視システム導入と二重のコストを支払う必要が生じている。加えて電気主任技術者の高齢化・人材不足による人件費高騰も相まって、発電設備の運営コストを押し上げ、カーボンニュートラルの実現に向けた太陽光発電設備の普及促進も阻害する恐れが生じている。	（一社）日本経済団体連合会	経済産業省	自家用電気工作物の設置者には、設備ごとに保安監督を行う電気主任技術者の選任を義務づけています。 兼任制度は、所定の要件のもとに、一の設置者が複数の設備を有する場合に、一人の主任技術者が自ら現場に出向いて点検業務等を行うことを前提とした、個人的な対応の保安監督の形態となります。 また、統括制度は、所定の要件のもとに、一の設置者が複数の設備を有する場合に、一人の主任技術者が配下の要員に点検業務等を行わせることを前提とした、組織的な対応の保安監督の形態となります。 いずれの制度においても、監督できる数の上限は、6か所までとしています。	電気事業法第43条 電気事業法施行規則第52条 主任技術者制度の解釈及び運用（内規）	対応	今後、大規模な再エネ設備は、山間部など比較的人口密度の低いエリアで開発される可能性が高い一方、特別高圧（5万V以上）で系統連系する場合には第2種電気主任技術者の選任が必要です。第2種電気主任技術者の地域偏在性が再エネ設備の導入を阻害することのないよう、こうした再エネ設備の設置実態を踏まえた統括制度の見直しを検討しております。 現行の統括制度では、一定の条件を満たせば1人の統括電気主任技術者が再エネ設備を6か所まで監督することが可能ですが、その条件の一つとして、統括電気主任技術者が2時間以内に到達できる範囲に電気工作物が設置されていることを主任技術者制度の解釈及び運用（内規）で定めております。 これについて、スマート保安技術の活用及び統括電気主任技術者による確実な指揮監督を前提に、第3種電気主任技術者免状等を持つ担当技術者を配置し、同技術者が2時間以内に電気工作物の設置場所へ到達できる形態も新たに許容する方向で産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会 電力安全小委員会 電気保安制度ワーキンググループにおいて議論し、一定の結論を得たところです。現在、改正に向けパブリックコメントを実施しており、令和4年6月に主任技術者制度の解釈及び運用（内規）を改正・施行予定です。 なお、本制度活用の前提となるスマート保安技術の適切性の確認においては、「スマート保安プロモーション委員会」等も活用してまいります。	
204	令和3年11月8日	令和4年2月2日	産業廃棄物処理業者の実地確認の緩和	政府が主導してガイドライン等を策定し、①書類や設備等、オンライン会議システムを活用した確認が可能な項目については、実地確認に加えて遠隔での確認も可能とする、②同一施設を利用しているグループ会社については、一括した遠隔検査を明示的に認め、運用を各地方公共団体で進めるべきである。	廃棄物の処理および清掃に関する法律では、中間処理事業者を含む事業者は、その産業廃棄物の処分等を委託した場合、受託者である産業廃棄物処理事業者に対して、産業廃棄物の処理状況を確認することが求められる。このうち、一部都道府県や政令市の条例や要綱では、目視によって実地で確認することを求めている。 2020年度行政改革・規制改革ホットラインにおける環境省回答では、「聴取したところ、新型コロナウイルスの感染拡大下でなお実地確認を求めている事例は確認されませんでした」との回答があったものの、自治体によっては遠隔での確認は認められず実地での確認を求められた事例が存在した。このため、テレワークを推進し出張を控える企業においても、実地確認のために都道府県を跨いだ移動を余儀なくされている。 （要望実現により）実地確認のための移動や対面での点検が抑制され、コロナの感染リスクが低下する。また、平時においても現場確認にかかる時間の短縮が期待できる。	（一社）日本経済団体連合会	環境省	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第3条第1項においては、事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならないとされています。 事業者は、その排出した産業廃棄物を自ら処理する代わりに、適正に処理する能力を有する他者に委託することによって、その処理責任を果たすことができます。 また、廃棄物処理法第12条第7項において、事業者は、その産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、当該産業廃棄物の処理の状況に関する確認を行い、当該産業廃棄物について発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程における処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるように努めなければならないとされています。	廃棄物処理法第3条第1項、第12条第7項	現行制度下で対応可能	令和2年度の「規制改革・行政改革ホットライン（縦割り110番）」に記載のとおり、廃棄物処理法上、実地確認を義務付けているものではなく、ご提案のように新型コロナウイルスの感染防止対策に配慮した形で処理状況の確認をしていただくことは可能です。 しかしながら、自治体の条例において現地確認を義務付けること等を定めているものが見受けられることから、当該自治体においても、ご提案の手法が注意義務の履行として適切と認められる場合は、柔軟な対応をお願いするよう、令和3年6～7月に開催された全国廃棄物・リサイクル行政主管課長会議において、全国の都道府県・政令市に周知を図ったところです。 なお、廃棄物処理法第12条第7項の「必要な措置」とは、注意義務の履行として求められるあらゆる措置をいうものであり、施設を実地又はオンラインで確認する方法などの措置を講ずれば免責されるというものではありません。	
205	令和3年11月8日	令和4年5月13日	管理員業務のIT化に向けた管理員の設置義務の緩和	現行の条例等において定められる管理員の駐在時間について、管理員業務をIT技術により代替した場合、確実な管理業務が行われる（管理員による管理と同等の管理が行われる）ことを条件に、事業者が管理員の駐在時間を柔軟に設定できるよう、国から地方自治体に対して通知を発出すべきである。また、管理員業務の代替手法がどのような要件を満たせば「確実な管理業務が行われる」あるいは「管理員による管理と同等の管理が行われる」と認められるかについて、現行の建築許可基準の範囲内で国によるガイドラインの策定およびその定期的な見直しをすべきである。	マンション管理業務において、対面接触機会の削減および利用者の利便性向上、人手不足への対応といった観点から、管理員が駐在するのではなく、IT技術を活用し、居住者が必要とする時間に必要なサービスが受けられるようにするニーズが高まっている。具体的には、スマートフォンのアプリケーション等により、現在管理員が対面形式で行う居住者からの問い合わせや各種申請等への対応をIT化するとともに、オートロック解除や点検等の場合にも管理員が立ち合う必要のない環境を整えることが考えられる。 しかし、一部の自治体では、分譲マンション建設にあたり事業者（建築主）が遵守すべき事項として、管理員の設置義務とともに、その駐在時間等を詳細に（例えば「常駐または週〇回以上かつ1日〇時間以上」等）条例・指導要綱等（以下、条例等）で定めている。その場合、窓口対応等の業務をIT化して管理員の駐在時間を削減しようとすると条例等の違反となる可能性がある。また、自治体によっては、管理員の設置について「確実な管理業務が行われる場合」や「管理員による管理と同等の管理が行われる場合」に管理員業務のIT技術による代替を認めているものの、その場合も基準が不明瞭であることが多い。 他方、本年3月に閣議決定された「住生活基本計画」では、2021年度以降、「住宅の設計から建築、維持・管理に至る全段階におけるDXを推進」する方針が示された。これを実現するうえで、自治事務であってもDXの阻害要因となっている規制については、国が助言等を通じて望ましい政策の方向性を示すことが不可欠である。	（一社）日本経済団体連合会	国土交通省	ご指摘のような条例は法令を根拠とするものではなく、自主条例であると思われますので、国土交通省が地方自治体に対して助言等の関与を行う性質のものではないと考えております。	なし	対応不可	制度の現状欄に記載のとおりです。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
206	令和3年11月8日	令和3年12月2日	給与支払明細書、給与所得の源泉徴収票の電子化に向けた本人承諾の見直し	書面から電子的交付への移行を、受給者が明示的に承認しない場合（未回答者の場合）は、電子的交付を行うことができることとしていただきたい。この際、一旦電子的交付に移行した後に、受給者から書面での交付を望む意思表示があれば支払者（交付者）は従うとすることにより、受給者の選択は担保可能である。	所得税法では、給与支払明細書や給与所得の源泉徴収票を電子的に交付するためには、あらかじめ受給者（交付を受ける者）に対し、その用いる電磁的方法の種類および内容を示し、電磁的方法または書面による承諾を得なければならないとされている。 書面から電子的交付に移行する際、承認しない受給者が一定数存在することはやむを得ないが、意思表明しない従業員も「非承諾」と見做さざるを得ない。そのため、大半の受給者が電子的交付を望んでいる実態がありながら、意向確認に長期間を要し、企業単位での取り組みが進展しない。	（一社）日本経済団体連合会	財務省	給与等の支払者がその支払を受ける者に対し給与所得の源泉徴収票及び給与等の支払明細書を電磁的方法により提供する場合には、あらかじめ、その者から承諾を得なければならないこととされています。	所得税法第226条第4項、第231条第2項、所得税法施行令第353条、第356条、所得税法施行規則第95条の2、第100条第4項	その他	現行制度上、給与等の支払者は、従業員に対し給与明細や源泉徴収票の書面交付に代えて、電子交付することが可能となっています。ただし、従業員にも様々なニーズがあると考えられることから、電子交付については本人の承諾が必要とされています。 業務の効率化等を進める観点から、様々な手続の電子化を進めていくことは重要ではあるものの、ご提案のように、本人の承諾なしに源泉徴収票等を電子交付することについては、従業員の理解や様々な関係者のご意見も踏まえて慎重に検討する必要があると考えています。 なお、税制改正については、与党税制調査会における税制改正プロセスの中で議論されるものであると承知しております。	
207	令和3年11月8日	令和3年12月2日	株主総会資料のWebでのみなし提供の拡充の継続	本年の時限的措置として認められたWeb開示によるみなし提供の拡充を2021年10月以降も継続すべきである。特に、総会のボリュームゾーン（3月総会、6月総会）についての対応の必要性が高い。さらには恒久化も検討すべきである。	コロナの影響で各社における計算書類等の作成・監査等に遅れが生じる可能性があることから、2021年1月の法務省令改正では、同年9月までの間、株主総会資料としての単体計算書類等に関してWeb開示によるみなし提供を行うことを認める措置が講じられた。当該措置は時限的なものとされているが、コロナの影響が完全に沈静化することは見通せず、また、来年以降も株主総会プロセスの電子化を促進する必要がある。 （要望実現により）コロナ禍のような有事の際に柔軟な対応が可能となるほか、平時においても株主総会関係業務の効率化や紙の削減による環境負荷低減が可能となる。	（一社）日本経済団体連合会	法務省	現行の会社法上、株主総会資料は書面により株主に提供することが原則とされていますが、会社法施行規則及び会社計算規則において、その一部（株主総会参考書類及び事業報告に記載すべき項目の一部や連結計算書類）について、招集通知の発出時から株主総会後3か月が経過するまでの間ウェブサイトに掲載することによって、株主に提供したものとみなす制度（ウェブ開示によるみなし提供制度）が設けられています（会社法施行規則第94条、第133条第3項から第7項まで、会社計算規則第133条第4項から第8項まで、第134条第4項から第7項まで）。 令和2年6月の定時株主総会の集中時期を前に、新型コロナウイルス感染症の影響により、決算・監査業務に遅延が生じているとの指摘がされたことから、緊急の時限措置として、ウェブ開示によるみなし提供制度を拡充し、単体の貸借対照表や損益計算書等をその対象とする会社法施行規則及び会社計算規則の改正を行い（令和2年法務省令第37号、令和2年5月15日公布・施行）、当該改正省令は、同年11月15日に失効しました。また、令和3年3月及び6月に開催される株主総会についても、同様の時限措置を講ずることとし、そのための会社法施行規則及び会社計算規則の改正を行い（令和3年法務省令第1号、令和3年1月29日公布・施行）、当該改正省令は、同年9月30日に失効しました。	会社法施行規則第94条、第133条第3項から第7項まで、会社計算規則第133条第4項から第8項まで、第134条第4項から第7項まで 会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令（令和2年法務省令第37号）、会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令（令和3年法務省令第1号）	対応	新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえて、令和5年2月末を終期とする同様の時限措置を講ずることを予定しており、そのための会社法施行規則及び会社計算規則の改正案を令和3年10月12日からパブリック・コメントの手続に付しております（同年11月12日をもって意見募集締切）。 なお、パブリック・コメント終了後、当該パブリック・コメントの結果を踏まえて、速やかに対応する予定です。	
208	令和3年11月8日	令和4年1月13日	企画業務型裁量労働制の対象業務の拡大	「働き方改革関連法案」の審議段階で削除された「課題解決型提案営業」と「裁量的にPDCAを回す業務」を早期に対象に追加すべきである。	労働基準法は、企画業務型裁量労働制の対象を「事業の運営に関する事項についての企画、立案、調査および分析の業務であって、当該業務の性質上これを適切に遂行するにはその遂行の方法を大幅に労働者の裁量に委ねる必要があるため、当該業務の遂行の手段および時間配分の決定等に関し使用者が具体的な指示をしないこととする業務」と定めている。 しかしながら、経済のグローバル化や産業構造の変化が急速に進み、企業における業務が高度化・複合化する今日において、業務実態と乖離しており、円滑な制度の導入、運用を困難なものとしている。 昨年度も同様の要望を提出し、厚生労働省から「検討を予定」として、「制度改正については、まずは調査結果を踏まえて、しっかりと制度の在り方について労働政策審議会で議論いただきたいと考えております」との回答を得た。 本年6月25日に「裁量労働制実態調査」の結果が公表されたことから、調査結果も踏まえた議論を行い、対象業務を早期に拡大すべきである。	（一社）日本経済団体連合会	厚生労働省	企画業務型裁量労働制については、「事業の運営に関する事項についての企画、立案、調査及び分析の業務であって、当該業務の性質上これを適切に遂行するにはその遂行の方法を大幅に労働者の裁量に委ねる必要があるため、当該業務の遂行の手段及び時間配分の決定等に関し使用者が具体的な指示をしないこととする業務」を対象業務としているところです。	労働基準法第38条の4第1項	検討に着手	本年7月より厚生労働省で開催している「これからの労働時間制度に関する検討会」では、現在、裁量労働制の在り方について、本年6月に公表した裁量労働制実態調査の結果や、労使の現場での運用状況等を踏まえ、学識者によりご議論いただいています。 今後、労働時間制度全体の在り方を考えながら、裁量労働制が労使双方に有益な制度として活用されるよう、丁寧に検討を進めてまいります。	
209	令和3年11月8日	令和4年1月13日	時間単位の年次有給休暇の取得制限の撤廃	多様で柔軟な働き方を推進する観点から、時間単位年休の取得制限を撤廃すべきである。併せて、年5日の年休付与義務の履行にあたり、時間単位年休の取得を対象に含めることを認めるべきである。	コロナをめぐる問題を契機として、在宅勤務が急速に普及するとともに、休暇を取りながらテレワークを行う「ワーケーション」を推進する動きもみられる。こうした新しい働き方では、仕事と家庭、仕事と余暇が組み合わさり、業務を一時中断する機会が多く発生するため、時間単位年次有給休暇の活用が有効である。しかしながら、取得日数の上限が年5日と定められているため、導入効果が限定的であり、制度化しにくいとの指摘がある。 昨年度も同様の要望を提出し、厚生労働省から「検討を予定」として、「現在、現状把握を行っているところであり、今後、把握の結果を踏まえ、有効な活用の在り方について検討してまいります」との回答を得た。この内容に従って早期に現状把握を完了し、必要な見直しを行うべきである。	（一社）日本経済団体連合会	厚生労働省	労働基準法第39条第4項により、労使協定を締結した場合に、年次有給休暇について5日の範囲内で時間を単位として与えることができることとされています。	労働基準法第39条第4項	検討に着手	時間単位年休については、「規制改革実施計画」（令和元年6月21日閣議決定）において、取得日数など利用の実態を調査する等の現状把握を行った上で、年休の時間単位取得の有効な活用の在り方について検討するとされており、令和3年7月に「年次有給休暇の取得に関するアンケート調査」の結果が公表されたことを踏まえ、今後検討を行ってまいります。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
210	令和3年11月8日	令和4年1月13日	年次有給休暇の取得義務の緩和	右記のような休業から復帰する労働者については、復帰日から年度末など、勤務可能日数に応じて按分した日数での年次有給休暇の取得で足りることとすべきである。また、基準日から1年間の途中において突然休業を開始する労働者や退職する労働者については、5日間の年休を取得させられない場合も法違反とならないことを明確化すべきである。	2019年4月より、一定の労働者を対象に時季を指定して年5日の年次有給休暇を取得させることが使用者に義務付けられた。年次有給休暇は雇入日を起算日として付与日数が算出され、原則として業務上の傷病や産前産後、育児・介護休業中にも付与する必要がある。このため、休業中の労働者が事業年度の後半に復帰してさらに5日間の年休を取得することは、実質的な労働日に占める休暇日の割合が過大となるばかりか、働き手の心身のリフレッシュを図るという年休の目的にもそぐわない。 退職者についても、本人の退職通知から退職日までの間に5日間の年休を取得すると、実質的な労働日に占める休暇日の割合が過大となり、残務の対応や業務の引継ぎなどを行う時間を十分に確保できず、事業運営に影響が生じることがある。加えて、基準日から1年間の途中において休業を開始する労働者については、休業発生時期を事前に予期することができず、休業開始前に5日間の年休を取得させることが困難である場合がある。計画的付与制度を活用する企業においては、一斉付与時期に取得できないこれらの労働者における年休の取得に苦慮するケースもみられる。	（一社）日本経済団体連合会	厚生労働省	働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第71号）により労働基準法（昭和22年法律第49号）が改正され、年10日以上の年次有給休暇が付与される労働者に対して、年次有給休暇の日数のうち5日については、使用者が時季を指定して取得させることが義務づけられました。	労働基準法第39条第7項	その他	使用者の年5日の年次有給休暇の時季指定義務は、年次有給休暇の取得が確実に進むように設けられたものです。この趣旨に鑑みれば、長期休暇から復帰した場合等であっても、年次有給休暇の権利が生じているのであれば、他の労働者と同様に年5日の年次有給休暇が取得できるようにしていただく必要があると考えております。 「なお、厚生労働省HPで公表している『改正労働基準法に関するQ＆A』において、「使用者にとって義務の履行が不可能な場合には、法違反を問うものではありません」等と既にお示ししています。また、監督指導においても、年次有給休暇の時季指定を含め法違反が認められた場合には、事案に応じ、原則としてその是正に向けて丁寧に指導し、改善を図っていただくこととしています。	△
211	令和3年11月8日	令和4年1月13日	フレックスタイム制の柔軟化	フレックスタイム制の趣旨を損なわない範囲で、フレックスタイム制と1箇月単位の変形労働時間制とを併用できるようにすべきである。一例として、前月までに当月の各日の適用労働時間制度を確定していること、月の労働日の過半でフレックスタイム制を適用することを条件として両制度の併用を可能とし、1箇月単位の変形労働時間制度が適用される日においては、始業・終業時刻を使用者が指定することを認める。時間外労働の清算にあたっては、各労働時間制における月間の労働時間を適用日数により按分することが考えられる。	労働基準法は、労働時間の弾力的な運用を可能とする観点から「変形労働時間制度」を設けている。同制度には「1箇月単位の変形労働時間制」「フレックスタイム制」「1年単位の変形労働時間制」等が存在し、各企業は事業内容や就労実態に応じて各制度を使い分けている。 しかしながら、複数の変形労働時間制を同一労働者に同時に適用することは認められていない。例えば、現場業務で1箇月単位の変形労働時間制、後方業務でフレックスタイム制（清算期間1箇月）を併用している企業において、フレックスタイム制の適用労働者が1箇月のうち数日程度現場業務に従事する場合、当該月は全て変形労働時間制が適用されることになる。このため、現場業務と後方業務の双方で活躍したい人材のニーズに応えられないばかりか、オフピーク通勤やテレワーク等の柔軟な働き方をより多くの従業員に適用するにあたり課題となっている。 昨年度も同様の要望を提出し、厚生労働省から「その他」として、「フレックスタイム制によらずとも、就業規則等において原則的な始業・終業時刻を定めた上で、日々の始業・終業時刻を日ごとに労使の合意によって決定・変更することや、労働者からの申し出のとおりに始業・終業時刻が決定されるようにすることが可能です」との回答を得た。 しかしながら、回答で示された方法を用いれば、当該労働者は日々管理者の承認を得る必要がある。この場合、同じ職場でフレックスタイム制度を適用する社員と比較して、当該労働者の働き方の柔軟度が低くなるばかりか、使用者の労務管理が煩雑になるため、柔軟な働き方により生産性を向上させる時代の流れに反する状態を招くと考える。	（一社）日本経済団体連合会	厚生労働省	労働基準法第32条では原則的な労働時間を週40時間、1日8時間と定めていますが、これは1日及び週単位で労働時間を規制し、労働者の保護を図るものであり、労働基準法制定当時から一貫した考え方によるものです。御指摘の「変形労働時間制」や「フレックスタイム制」も、これを前提として制度が設けられています。 これに対して、御提案のような、一週間の中から数日ずつを日単位で抜き出し、その抜き出した日を「期間」として変形労働時間制やフレックスタイム制を適用するという考え方は、週単位で労働時間を規制し、労働者を保護するという労働基準法の労働時間規制の趣旨と相容れません。同様に、変形労働時間制のうち、特定の日のみ変形労働時間制を適用しないこととする取扱いも労働基準法の労働時間規制の趣旨に反するものと考えます。	労働基準法第32条の2、第32条の3	対応不可	制度の現状欄に記載のとおりです。	
212	令和3年11月8日	令和4年1月13日	労働分野の行政手続における電子申請の利便性向上	電子申請の利便性を抜本的に高める観点から、本社一括届出制度を拡充して以下の手続を対象に含めるとともに、電子申請に際しての電子署名・電子証明書の添付が不要な手続を拡大（例：心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告）すべきである。 ・1ヵ月単位の変形労働時間制に関する協定届 ・1年単位の変形労働時間制に関する協定届 ・1週間単位の非定型的変形労働時間制に関する協定届 ・事業外労働に関する協定届 ・休憩自由利用除外許可申請 ・監視・断続的労働に従事する者に対する適用除外申請 ・断続的な宿直または日直勤務許可申請書	労働基準法をはじめとする労働関係法令は、場所的観念等に基づく事業場を単位として適用されるため、行政機関への申請や届出は事業場毎に行うことが原則となっている。 他方、「働き方改革関連法」の施行も追い風に、各企業は積極的に働き方改革や業務改革に取り組んでおり、本社主導でテレワークを含む人事制度の検討・環境整備を進めるケースもみられる。このような企業では、就業規則や36協定等について、各事業場からの意見を聞きつつ本社主導で管理しており、事業場単位で行政手続を遂行することは非効率となる。 厚生労働省では、企業における届出事務の簡素化を図るため、一定の要件のもと、本社所轄の労働基準監督署に事業場の分をまとめて届け出る「本社一括届出」を可能としている。しかしながら、対象手続が限定されているため、多数の事業場を抱える企業の手続負担の抜本的な軽減には至っていない。 また、本社一括届出を含め、労働分野の行政手続においては、「e-Gov（電子政府の総合窓口）」によりインターネットを通じた電子申請が可能となっている。しかしながら、労働基準法や最低賃金法等に基づく手続を除くと、申請・届出に際して電子署名・電子証明書の添付が必要なため、企業に管理コストや手数料負担が発生している。	（一社）日本経済団体連合会	厚生労働省	現在、就業規則届と時間外・休日労働協定届について、電子申請において本社一括届出が可能となっています。 本年10月1日より、心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告などの労働安全衛生法等に基づく手続きについても、労働基準法や最低賃金法等に基づく手続きと同様に、申請・届出に際して電子署名・電子証明書の添付が不要な手続としました。	労働基準法第32条の2、4～5、第34条、第41条 労働基準法施行規則第23条 労働安全衛生規則第52条の21 等	【本社一括届】 検討を予定 【電子署名・電子証明書】 対応済	電子申請手続における本社一括届出の対象となる手続については、その拡充に向けて費用対効果の観点も含め検討を進めていく予定です。 電子署名・電子証明書については、制度の現状欄に記載のとおりです。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
213	令和3年11月8日	令和4年1月13日	労働契約承継手続の電子化	労働契約承継手続の電子化を可能とすべきである。	労働契約承継法では、分割会社から労働者への承継通知（2条通知）および労働者からの異議申出を書面で行うよう規定している。このため、事業者においては、コロナ禍における「3密」回避のために複数回に分けて書面を配付したり、従業員の自宅に郵送したりするなどの措置を講じている。労働者も書面を受け取るためだけに出勤する事例があるなど、労使双方で書面形式が負担となっている。 厚生労働省は、書面形式の必要性について「個別の労働者に対して確実に送達する方法で提供するとともに、事後にトラブルが生じて労働者の地位が不安定になることを防止するため」としている。こうした趣旨は理解するが、ICTの急速な発展を踏まえれば、個人認証やセキュリティ確保、バックアップ等の措置を講じることで、電子的な方法を用いても労働者保護を十分に図ることが可能と考える。 昨年度も同様の要望を提出し、厚生労働省から「検討を予定」として、「電子化を可能とすることに向けた検討を行い、必要な措置を講じます。令和3年度に検討を開始し、結論を得次第速やかに措置します」との回答を得た。ウィズコロナ・ポストコロナの社会に向け、デジタル化の推進がわが国の重要課題となる中、早期に結論を得て電子化を可能とする措置を講じるべきである。	（一社）日本経済団体連合会	厚生労働省	会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律（労働契約承継法）により、労働者等への通知および労働者からの異議申出については、書面で行う必要があります。	労働契約承継法第2条、第4条、第5条	検討を予定	厚生労働省は、電子化を推進する観点から、労使間で連絡等に電子メール等を利用している場合があることも考慮して労使双方にとって負担のない方法で実施できるように配慮しながら、相手方に確実に到達する方法で提供するとともに事後に紛争が生じて労働者の地位が不安定になることを防止するという法の趣旨を踏まえ、電子化を可能とすることに向けた検討を行い、必要な措置を講じます。 令和3年度に検討を開始し、結論を得次第速やかに措置します。	
214	令和3年11月8日	令和3年12月2日	ローカル5G基地局設置申請の迅速化	ローカル5G基地局設置申請について、総務省と各総合通信局との見解の統一および総務省「ローカル5G導入に関するガイドライン」の更なる充実を図り、申請処理を迅速化すべきである。	ローカル5Gに関する無線局免許申請には、申請書のみならず、無線局開設目的、設置場所、無線機の工事設計等を記載した書類に加え、性能試験の結果を各地方総合通信局に提出する必要がある。総務省「ローカル5G導入に関するガイドライン」では、免許申請の標準的な処理期間は「約1ヶ月半」とされているが、総務省と各総合通信局の解釈の相違や、書類の差し戻し等により、実際にはそれ以上の時間を要するケースも多くあり、ローカル5G設備の迅速な導入の障壁となっている。 （要望実現により）ローカル5Gの導入スピードが高まり、スムーズなサービス展開につながる。	（一社）日本経済団体連合会	総務省	ローカル5Gの電波を発射するには、無線局の免許（電波法第4条）が必要です。この点も含めた手続について、「ローカル5G導入に関するガイドライン」で解説されています。	電波法第4条 ローカル5G導入に関するガイドライン等	運用	免許を受けたい者からの申請には様々なパターンがありますが、総務本省と総合通信局との見解に不一致が見られるものがあった場合は、日常の業務の中でその統一に努めます。また、「ローカル5G導入に関するガイドライン」についても、より充実した内容となるよう修正をしていきます。	
215	令和3年11月8日	令和3年12月2日	ローカル5G用IMSIの適用範囲拡大	親会社と異なる業務を子会社が行う場合においても、親会社に電気通信事業者としての登録および別途IMSIの取得を求めることなく、子会社でのローカル5G用IMSI（999−002）の使用を認めるべきである。	企業では、ローカル5Gで使用するSIMのために、IMSI（International Mobile Subscriber Identity）を申請し配賦されている。しかし、配賦された親会社の子会社が同一のIMSIを利用して、親会社と異なる業務を行う場合は、親会社が他社にサービスを提供する際と同じ取扱いとなることから、親会社は電気通信事業者としての登録および別途のIMSIを取得する必要が生じ、グループ間での柔軟なサービス提供が難しい状況にある。 （要望実現により）親会社から子会社工場等へのローカル5G展開が容易になり、グループ全体でローカル5Gを活用したサービスの提供が促進される。	（一社）日本経済団体連合会	総務省	電気通信事業を営もうとするときは、電気通信事業法第9条又は第16条第１項の規定に基づき電気通信事業の登録を受け、又は届出を行わなければならないこととされています。 また、電気通信事業者は、電気通信役務の提供に当たり電気通信番号を使用しようとするときは、同法第50条の２第１項の規定に基づき、電気通信番号の使用に関する計画を作成し、総務大臣の認定を受けなければならないこととされています。 なお、ローカル5Gの運用者が、自らコアネットワーク設備を構築してローカル5Gを運用しようとする場合であって、当該ローカル5Gの設備を自らの通信の用にのみ供しようする場合は、999−002から始まるIMSI番号の指定を総務省から受け、使用することができます。	電気通信事業法第9条、第16条第１項、第50条の２第１項 令和元年総務省告示第294号 総務省「ローカル5G導入に関するガイドライン」	現行制度下で対応可能	親会社から子会社へ無償又は原価ベースでローカル5Gの通信サービスを提供する場合には、「電気通信事業を営む」に該当せず、電気通信事業者として登録又は届出を要さないと判断される可能性があります。 私設ネットワーク内でのみ提供されるローカル5Gの提供者が電気通信事業者でない場合には、電気通信事業法に基づき、電気通信番号使用計画の認定及び電気通信番号（440又は441から始まるIMSI番号）の指定を受ける必要はありません。この場合、親会社の999−002から始まるIMSI番号を、子会社も使用することができます。 なお、上記については、今後のローカル5Gの普及展開において、有用なモデルであると考えるため、「ローカル5G導入に関するガイドライン」に追記することとし、法解釈や手続の明確化を図る予定です。	◎

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
216	令和3年11月8日	令和4年1月13日	システム移行投資等の円滑化に向けた保管・運送規制の緩和	ITベンダーが顧客企業との契約のもと、顧客資産である稼働中のICTハードウェア機器について輸送・保管・運用を行う場合には、貨物利用運送事業法および倉庫業法の適用除外とすべきである。	ITベンダーが顧客資産であるICTハードウェア機器を輸送・保管するためには、貨物利用運送事業の許可・登録および倉庫業の登録が必要となる。そのため、多くのITベンダーは物流事業者に輸送・保管業務を委託してきた。 しかし、システム投資規模の拡大と加速に伴い、以下のケースにおいて課題が生じている。 ① 技術革新のスピードが年々加速し、企業は次々に斬たなシステム投資を行う必要に迫られている。この投資コストを抑えるうえで、既存システムを一定期間有効活用し、段階的に次世代システムを導入する移行投資が有効である。具体的には、ITソリューションベンダーが顧客企業の既存設備、例えばサーバ、エッジ端末（データの発生源付近に設置する情報処理端末）、金融端末、ならびにこれらに付随する関辺機器等を活かした形で新規のシステム設計を提案し、顧客企業より一定期間旧設備を預かって、新設備と一体的な運用・保守を行う。（要望実現により）、顧客企業においては、既存設備を活かしつつ、空いたスペース等に新規設備を順次導入することが可能となり、こうした動きは今後も拡大することが見込まれる。 ②自社で部材在庫を抱えることが難しい過疎地域のITベンダーにおいては、顧客設備の保守・運用に必要な部材について、他のベンダーとの相互融通や共同保管に取り組み始めている。 しかし、いずれのケースにおいても、ICTハードウェア機器の輸送・保管について、物流事業者・ITベンダー・顧客、さらには部材提供元のITベンダー等も含めた複雑な契約協議・締結に多大な時間・コストがかかっており、特に物流の逼迫度合いが高い地域を中心に、スピーディーなシステム投資・運用の阻害要因となっている。DX戦略に基づくシステムの導入競争が激化するなか、システム開発・導入・保守に関わるスピードの確保は喫緊の課題である。 ITベンダーが顧客資産であるICTハードウェア機器を輸送・保管するためには、貨物利用運送事業の許可・登録および倉庫業の登録が必要となる。そのため、多くのITベンダーは物流事業者に輸送・保管業務を委託してきた。 しかし、システム投資規模の拡大と加速に伴い、以下のケースにおいて課題が生じている。 （要望実現により）、システム移行投資や保守運用のワンストップサービス提供が実現すれば、各社既存システムの有効活用、新規投資におけるコスト・工数削減、利便性の向上につながり、DXの加速が期待できる。	（一社）日本経済団体連合会	国土交通省	寄託を受けた物品の倉庫における保管を行う営業については、倉庫業法に基づく倉庫業の登録を受けていただく必要があります。 一方で、特定の物品を製造若しくは加工した後に他者に譲渡する営業又は特定の物品を他者から預かり、当該特定の物品について洗濯、修理その他の役務（保管を除く。）を提供する営業を営む者が、当該営業の後に当該営業に付随して自ら行う保管については、倉庫業には該当しないとされております。 また、他者からの運送依頼に応じるため、自らが運送責任を負って、運賃及び料金を収受し、他の実運送事業者（トラック、船舶、航空、鉄道）を利用して行う貨物運送を行う事業について、貨物利用運送事業法に基づく第１種貨物利用運送事業の登録又は第２種貨物利用運送事業の許可を受けていただく必要があります。 一方で、貨物利用運送事業における貨物運送について、他者からの依頼を受けた運送が当該運送事業以外の事業に付随したものである場合には、貨物利用運送事業に該当しないとされております。	倉庫業法（昭和31年法律第121号）第３条 倉庫業法施行令（昭和31年政令第197号）第１条第２号 貨物利用運送事業法（平成元年法律第82号）第３条第１項、第20条　等	現行制度下で対応可能	提案内容において示されている保管及び輸送行為が、機器等の保守及び運用の事業等他の事業に付随したものと認められる場合は倉庫業の登録及び貨物利用運送事業の登録又は許可は不要と考えられます。	
217	令和3年11月8日	令和3年12月2日	米国・EU の無線認証試験レポート受入れによる無線機器の電波法認可の緩和	わが国の電波法や電気通信事業法で定める無線機器の技術基準適合認定において、必ずしもすべての試験を一から行うのではなく、米国、EUで取得した試験レポートを参照したうえで、わが国の認定と同等の要件を満たしている項目については試験免除とし、その他わが国独自の項目についてのみ差分試験を行うこととすべきである。	民間事業者による無線機器の開発において、各国法規への個別対応には、費用を含む多大なリソースを要する。そのため、とりわけ中小企業においては、機器の開発を諦めざるを得ない事も多い。Society 5.0時代に向けてわが国企業の無線機器開発を促進するうえで、企業の開発負荷を軽減する仕組みが必要である。 （要望実現により）、技術基準適合認定の審査の質を維持しつつ、審査プロセスを簡素化することができ、ベンチャー企業から個人事業主に至るまで、多くの主体が無線機器市場に参入しやすくなることが期待される。	（一社）日本経済団体連合会	総務省	・技術基準適合に関する認証は、民間事業者である登録証明機関（認証機関）が実施するものであり、データ受入れを実施するかどうかや、データ受入れによる認証費用については、登録証明機関が独自に決定することとなっています。 ・現行制度において、認証を取得するに当たっては登録証明機関がデータに基づき認証を行うことも可能となっています。この際、外国の試験所で取得したデータあっても、日本の基準に合致していることが確認可能であれば、体裁等に関わらず、データ受入れによる認証は可能です。	電波法第38条の２の２、第38条の６、第38条の７　第38条の24、第38条の26	検討を予定	メーカー等を交えた検討の場を立ち上げ、無線工学の専門家の意見も踏まえ、欧米向け認証データの活用等について、具体的に検討を行う予定。	◎
218	令和3年11月8日	令和4年5月13日	デジタル庁における民間人材の円滑な活用に向けた制度整備	秘密保持契約の締結等により透明性を確保することを前提として、デジタル庁の調達にあたっては、「直接関与」の定義から出向者・退職者等を除外すべきである。	今年創設されたデジタル庁は、行政システムのDXを一気に進めるため、民間デジタル人材を多く登用することとしている。実際、デジタル庁の事務内容には、「情報通信技術を用いた本人確認に関する総合的かつ基本的な政策の企画および立案並びに推進に関すること」（デジタル設置法第４条２の５）や「官民データに係るデータの標準化に係る総合的かつ基本的な政策の企画および立案並びに推進に関すること」（同第４条２の10）等、民間の高度情報技術者の協力が不可欠な業務が多く含まれている。こうした高度な情報力を持つデジタル人材はシステム開発・導入に不可欠であり、民間においても人材不足が顕著である。 しかし、デジタル庁に関わる政府調達への参加ルールは不明瞭であり、現行制度下では、民間企業からの出向者あるいは退職者が調達仕様書の作成に直接関与していた場合、当該調達への応札ができない状況にある。具体的には、「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン」において、「各工程の調達仕様書の作成に直接関与した事業者は、透明性および公正性の確保の観点から、当該調達案件の入札に参加させないものとする」との記載のうち、「直接関与」の定義に出向者・退職者等が含まれるとの解釈・運用がなされている。 企業内で育成した人材がデジタル庁に出向した後、企業として特定のシステム調達案件に応札できない場合、大きな事業損失となる。また、デジタル人材本人にとっても、民間やデジタル庁で得た豊富な知識や経験を元の職場や次の転職先で直接活かすことが困難となる。 公正な政策は重要であるが、そのために、デジタル人材の育成や利活用が阻害され、行政システムのDXが遅れてはならない。 （要望実現により）、官民連携のもと、「リボルビングドア（回転扉）」形式で広く民間デジタル人材を採用し、官民人材が行き来しやすい仕組みを構築することが可能となる。その結果、政府においてはシステムを活用した質の高い行政サービスの提供、民間においては人材活用による新たな事業創出や技術革新が期待できる。	（一社）日本経済団体連合会	デジタル庁	デジタル庁においては、「デジタル庁における入札制限等に関する規程」（令和３年９月１日会計担当参事官決定）を定め、民間人材の出向元企業等の調達参加に係るルールを既に明確化しております。 同規程においては、民間企業からの出向者が、一定規模の事業に係る調達案件の仕様書作成に従事等していた場合は、当該企業は当該調達案件への参加が制限されることとしております。また、デジタル庁を退職した者が在任中に仕様書作成に従事等していた場合、当該調達案件の仕様書作成開始から契約締結までの間に当該職員が所属する企業等も制限の対象となります。 他方、制限対象とされた企業から当該調達案件への参加を希望する旨を申し出ることで、デジタル庁が認めた場合は制限の適用を除外する特例も設けております。	デジタル庁における入札制限等に関する規程	対応	制度の現状欄に記載のとおりです。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
219	令和3年11月8日	令和4年5月13日	マイナンバーカードの電子証明書の利便性向上	署名検証者がマイナンバーカードの電子証明書より取得したシリアル番号について、本人同意の取得、厳格な保管ルール、安全なログ管理等を条件に、同じグループ内の他企業に提供し、当該他企業で使用することを可能とすべきである。具体的には、公的個人認証法の解釈を示し、署名検証者がシリアル番号を他企業に提供できることを明確化するよう求める。 あわせて、J-LISへの電子証明書の有効性照会の際に、住所変更等で証明書が更新された住民について、最新の住所等とあわせて、更新後の電子証明書のシリアル番号も取得可能とすべきである。	マイナンバーカードの電子証明書に格納されたシリアル番号は、署名検証者が取得・保存し、別の取引での本人確認に使用することが認められている。 ただし、当該シリアル番号を他企業に提供し、当該他企業で本人確認に使用可能かどうかについては、公的個人認証法において明確に示されておらず、署名検証者が他企業にシリアル番号を提供できないことがある。このため、例えば同じグループ内の企業がそれぞれ個人向けサービスを提供しているような場合に、シリアル番号を入手した企業だけが住所等の利用者情報の変更を検知でき、その他の企業は同じ変更を検知できないなど、顧客管理が非効率な状態になる。また、各社サービスごとに何度もカードをかざす操作が必要になるなど、利用者にとっても不便である。 また、署名検証者がJ-LIS（地方公共団体情報システム機構）に電子証明書の有効性照会を行った際、住所変更等で証明書が更新済であった場合、J-LISから署名検証者に対して最新の住所等を通知するように改める検討が政府で行われているが、通知される情報には更新後のシリアル番号が含まれていない（https://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/senmon_bunka/dejigaba/dai14/siryou2.pdf）。 （要望実現により）、民間事業者が公的個人認証を利用するメリットをより得られ、マイナンバーカード普及促進等に寄与する。	（一社）日本経済団体連合会	デジタル庁 総務省	公的機関や総務大臣の認定を受けた民間事業者等に対して、公的個人認証法第52条及び第53条において、電子証明書の発行の番号を含む、J-LISから受領した電子証明書失効情報等について確認以外の目的での利用・提供を禁止しているほか、技術的基準告示第31条により、電子証明書の発行の番号の外部提供を禁止しています。	電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（公的個人認証法） 第52条、第53条	その他	公的個人認証サービスに対する信頼性等を担保するため、適切な個人情報の保護措置を講じる必要性があるところ、電子証明書の発行の番号の提供範囲については慎重な検討が必要です。	
220	令和3年11月8日	令和3年12月2日	マイナポータルにおける API 認証時の包括同意の容認	自己情報取得APIの利用にあたり、事前に本人の同意を得た利用目的、開示範囲、開示先について、本人が同意した一定の期間内に限り、事業者が任意の機会に本人の特定個人情報を行政機関等から取得することを可能とすべきである。なお、情報の取得後は直ちに本人に通知するとともに、同意の撤回も柔軟に許容することで、利用者の選択は担保可能である。 また、自己情報取得APIに限らず、将来的に自己情報取得APIに準ずるAPIによって本人同意を前提に行政機関等から第三者提供される他の個人情報についても、同様の同意に基づく情報の取得を可能とすべきである。	顧客へのサービス提供にあたり顧客の個人情報を必要とする事業者は、マイナポータルの自己情報取得APIにより、行政機関等が保有する特定個人情報を取得することができるが、取得の都度、本人の同意を得る必要がある。本人同意の手間が煩雑と感じられる場合には本人からの協力が得られない可能性があり、事業者が自己情報取得API等を利用する思恵を得られなくなるとともに、本人も適切なサービスを得る機会が失われる恐れがある。 （要望実現により）、利用者の利便性向上につながるとともに、本人同意に基づく行政保有個人情報の民間利用が促され、民間企業による新たなサービスの創出が期待される。	（一社）日本経済団体連合会	デジタル庁 総務省	【総務省回答】 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号。以下「行個法」という。）において、保有個人情報の目的の範囲内である場合には第三者への提供は可能となるものであり、また、目的の範囲外であっても、本人同意を得た場合など所定の要件を充足する場合には、行政機関の長において、当該本人の保有個人情報を第三者に提供することは可能である（法第8条第2項各号）が、個人の権利利益を不当に損なうものであってはならないものである（同項柱書き）。 こうした制度の趣旨を踏まえ、本人同意を包括的又は個別的に得るかどうかも含め、具体的にどのような根拠・態様・理由によって個人情報を提供するかについては、取り扱う個人情報の性質や内容を踏まえ、各サービスを所管する行政機関の長において判断することとなります。 【デジタル庁回答】 自己情報取得APIの利用規約においては、取得しようとする自己情報について、本人同意を得た期間に限り保持し、及び本人同意を得た目的に限り利用し、並びにその機密性を維持することとされています（第3条第2項第2号）。 なお、マイナポータルの自己情報取得APIは、利用者が事業者のWebサイトからマイナポータルを経由して行政機関が保有する情報を取得し、当該事業者に提供できるよう、マイナポータルの機能を事業者が利用できるものです。当該事業者のWebサイトからAPIで連携してマイナポータルにログインする際は、公的個人認証により本人の確認を行い、行政機関が保有する情報の取得と提供の相手方を利用者に確認いただき、同意を得ています。また、事業者は、行政機関が保有する利用者の情報には直接にアクセスはできない仕組みとしています。	行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第8条第2項第1号	その他	【総務省回答】 制度の現状欄に記載のとおりであり、こうした制度の枠組みの下で個別具体的に運用されるべきものとなります。 【デジタル庁回答】 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律を踏まえ、事業者において、本人が同意した目的や期間を超えた自己情報の取得が行われることを防ぐため、利用者の自己情報の取得にあたっては、情報を取得する目的や期間について利用者本人から同意を得た上で、取得することとしています。なお、利用者から事業者への情報の提供は、利用者本人が事業者のWebサイトで提供する情報を確認した上で、利用者本人が事業者に提供する仕組みとしていますので、ご提案のような、本人の確認や提供する情報の内容の確認を経ないで、事業者が、行政機関が保有する利用者の情報に、直接にアクセスして、情報を取得するような仕組みとはしていません。	
221	令和3年11月8日	令和4年5月13日	マイナンバーカードへの電子マネー機能共存の認可	今後のマイナンバーカード更新のタイミングで、カードの仕様を変更し、電子マネーサービスを追加できる仕様とするとともに、電子マネーサービスを提供する事業者の情報について、カードに直接記載するのではなく、NFCリーダライタ(スマートフォン等)でカードを読み込み、情報を確認する手段を認めるべきである。	マイナンバーカードには拡張利用領域があり、民間事業者において地方公共団体情報システム機構（J-LIS）へ申請したうえで総務大臣の確認を得られれば、マイナンバーカードに民間事業者のサービスが追加できる。しかし、現行のマイナンバーカードの技術的仕様では、電子マネーサービスを追加することができない。また、電子マネーサービスの提供時には、カード等の発行媒体に事業者の氏名・相談窓口をはじめとする情報を記載することが義務付けられているが、仮にマイナンバーカードの拡張領域を利用する場合、カードの発行後に情報を追加で記載することは困難である。 （要望実現により）、マイナンバーカードの普及率上昇のみならず、キャッシュレス社会の推進にも寄与する。	（一社）日本経済団体連合会	デジタル庁 総務省	現在のマイナンバーカードに搭載されている非接触ICカードの仕様は、運転免許証等の公共の用途に用いられている仕様と同様である一方、国内の交通、決済等で用いられている非接触ICカードの仕様とは異なるため、ご提案の電子マネーサービスを空き領域に搭載することはできません。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第18条	その他	ご提案の内容を実現するためには、カードの仕様だけでなく、カードリーダライタを含めた全体的なシステム構築、改修が必要となり、コスト面での影響が懸念されるほか、仕様を変更する場合は、現在のセキュリティレベルを担保することが必須です。また、マイナンバーカードの交付枚数が5,000万枚を超えた現在、カードの仕様を変更することは、後方互換性等の観点からも難しいことから、将来的な方向性について申し上げることは困難です。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
222	令和3年11月8日	令和3年12月2日	GビズIDプライム取得手続の簡素化・簡略化	一社内で複数アカウントを部署ごとに利用できるよう、行政サービスの利用においてIDプライムと同じ権限を持つアカウント種別を、IDプライムに枝番を付す形で新たに設けるべきである。その際、IDメンバーとは異なり、アカウント申請時にIDプライムアカウントからの確認を必要とせず、独立した個々のアカウントとして申請・運用することを可能とすべきである。同時に、IDの取得手続について、代表者印付きの申請書ならびに印鑑証明書の原本郵送以外の手段として、電子署名や印鑑証明書の写し(データ)の提出でも可とする等、電子申請を前提にした事務手続を検討すべきである。	GビズID制度では、一社に一つのIDプライムアカウントが付与されるが、とりわけ多数の部署が存在する大企業においては、社内横断的な共有に煩雑な手続が必要となり、十分な活用が難しい。従業員に付与されるIDメンバーアカウントの取得にあたっても、アカウント取得の度にIDプライムアカウントからの確認(メンバーのSMS番号等の入力)が必要となる。 (要望実現により)、GビズIDプライムの円滑な活用が進展し、行政サービス利用における官民双方の業務の効率化に資することが期待される。	(一社)日本経済団体連合会	デジタル庁	ご指摘の通り、GビズIDメンバーアカウントの際には、IDプライムアカウントによる発行手続が必要となっております。 また、法人のGビズID取得手続についても、現状、代表者印付きの申請書ならびに印鑑証明書の原本の郵送が必要となっています。	なし	検討に着手	GビズIDプライムについて、従業員の方が行政手続を実施するためにはGビズIDメンバーの発行をお願いしております。GビズIDメンバーの社内運用については各事業者において管理ルールをご検討いただき、ご活用いただければ幸いです。 GビズIDの発行プロセスについては現在簡素化に向けて検討を進めております。事業者の皆様の手間を軽減できるよう引き続き整理を進めてまいります。	
223	令和3年11月8日	令和3年12月2日	雇用保険手続の添付書類省略	政府の「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」(2020年12月8日閣議決定)では、マイナンバーと各行政手続とシステムとの連結を適切に行うことが明記されている。事業者が既に提出した社員のマイナンバーを活用して行政機関間の情報連携を図り、添付書類の提出を不要とすべきである。	高年齢雇用継続基本給付金や育児休業給付金の支給申請にあたり、被保険者（社員）は事業主(勤務先)を経由して行政機関に手続を行うこととされている。支給手続に必要となる添付書類の中には、受給資格(年齢)や育児休業の事実を確認するための公的書類の写しが求められるが、このような添付書類は既に行政機関が保有している情報である。	(一社)日本経済団体連合会	デジタル庁 厚生労働省	高年齢雇用継続給付金及び育児休業給付金は、適正支給のため記載内容を確認できる資料が必要です。 高年齢雇用継続基本給付金について、マイナンバーが登録されている方は住基ネットにより年齢を確認できるため、令和3年8月1日から手続の際あらかじめマイナンバーを届け出ている方は年齢確認書類の添付を不要としています。 育児休業給付金について、子の出生日等を申請書に記載する必要があり、母子健康手帳等によりその内容を確認しています。現状、母子健康手帳等に記載された子の出生日等は、申請者である親のマイナンバーから情報連携により照会できないため、母子健康手帳等の確認資料を提出いただいております。	雇用保険法第61条、雇用保険法施行規則第101の5 雇用保険法第61条の7、雇用保険法施行規則第101の30	前段：対応 後段：対応不可	高年齢雇用継続給付金については、制度の現状に記載のとおりです。育児休業給付金については、出生時育児休業給付金（令和4年10月施行）の申請時に出産予定日の確認が必須になるところ、母子健康手帳に記載されている出産予定日の情報がマイナンバーでの情報連携の対象となっていない現状では対応困難です。	
224	令和3年11月8日	令和4年2月2日	廃棄物処理法の手続における添付書類の省略	政府の「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」(2020年12月8日閣議決定)では、マイナンバーと各行政手続とシステムとの連結を適切に行うことが明記されている。本手続においても、マイナンバーとの情報連携に速やかに着手し、添付書類の提出を不要とすべきである。	産業廃棄物処理業の許可申請等や産業廃棄物処理施設の設置申請等にあたり、事業者は役員の住民票の写しや成年被後見人および被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書、法人の登記事項証明書等を添付しなければならない。様々な添付書類の取得・提出に要する事業者負担は極めて大きいが、これらは既に行政機関が保有している情報である。	(一社)日本経済団体連合会	デジタル庁 環境省	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(以下「規則」という。)第9条の2第2項第8号等において法人の登記事項証明書を、同項第12号から第14号等において住民票の写し及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「法」という。)第14条第5項第2号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類を添付しなければならないと規定しています。 「成年被後見人・被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書」については、法第14条第5項第2号イで準用する法第7条第5項第4号イで定める規則第2条の2の2の「精神の機能の障害により当該業務を適切に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」に該当しないかどうかを審査するために必要と考えられる書類として、医師の診断書、認知症に関する試験結果等に並んで通知において示しているものです。	廃棄物処理法第14条、第14条の2、第15条、第15条の2の6 廃棄物処理法施行規則第9条の2、第10条の4、第10条の10、第11条、第12条の10 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化を図るための関係法律の整備に関する法律等の施行について（通知） （環循適発第1911211 号　循規発第1911212 号 令和元年11月21日）	検討を予定	法に基づく地方公共団体への産業廃棄物関係申請・届出等手続のオンライン化に向けた検討を開始すべく、令和4年度の予算要求を行っています。予算が認められれば、国による一元的なプラットフォームの整備、地方公共団体向け標準仕様書の作成等のオンライン化の方法を検討することとしており、その中で、マイナンバーカードやGbizID等の活用、行政機関間の情報連携や各種証明書の添付省略等についても検討してまいります。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
225	令和3年11月8日	令和3年12月2日	公正証書の電子化および作成手続のオンライン化	公正証書を電子証明書付き電磁的記録として作成できるようにしたうえで、公正証書作成手続について、定款認証等の場合と同様に、申請から審査、発行、受領までのプロセスをオンライン化すべきである。	執行証書（民事執行法第22条第5号）を作成する場合や、事業用定期借地権（借地借家法第23条）を設定する場合等、公正証書を作成する際には、契約当事者本人または代理人が公証役場へ直接出向き、証書に署名捺印をしなければならない。このような制度が、感染症対策としての接触機会の削減や、テレワーク等多様な働き方の推進の妨げとなっている。 （要望実現により）、契約当事者と公証人の双方において公正証書作成手続を省力化することができる。また、感染症対策としての接触機会の削減や、テレワーク等多様な働き方の推進にも資する。	（一社）日本経済団体連合会	法務省	公証制度における公証人の業務のうち，私署証書及び定款の認証並びに確定日付の付与については電子化及び作成手続のオンライン化が実現されていますが，公正証書の作成についてはいずれも実現されていません。	公証人法第1条，第39条，第62条の6，民法施行法第5条第2項	検討に着手	「規制改革実施計画（R3.6.18閣議決定）」において，「公証制度における書面，対面規制の見直し」として，「法務省は，遅くとも令和7年度までに公正証書の作成に係る一連の手続のデジタル化を目指すこととし，関連する民事裁判手続のIT化に向けて民事訴訟法改正案が令和4年に提出されること等を踏まえて，具体的な工程表を作成の上，必要な措置を講ずる。」とされたことを受け，民事執行手続のIT化の検討状況を踏まえながら，その実現に向けて必要な検討を行っているところです。	
226	令和3年11月8日	令和4年1月13日	就労証明書の全国統一化・事業主の押印廃止の徹底・証明内容の簡素化	①今夏改定された就労証明書の標準的様式について、全国レベルでの統一を視野に、市町村に対するこれまで以上の活用働きかけ、および事業主の押印廃止の徹底に注力すべきである。 ②情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律で掲げられた基本原則に基づき、行政機関が相互連携・情報共有を進めることで、就労証明書の記入事項の一層の簡素化を図るべきである。	①保育の必要性認定の際に用いる就労証明書は、公開されている標準的様式が十分普及しておらず、市町村により書類フォーマットや証明内容が異なるため、内容に関する調整も多々発生し、企業の大きな負担となっている。 　こうしたなか、昨年来、政府においては押印の省略や、就労証明書を含む保育所等の利用希望時に必要な手続のデジタル化について、工程表に基づき進めている。 （要望実現により）、工程表が目指す「デジタルで完結する仕組み」の実現に近づくほか、企業においても、負担軽減やリモート勤務の拡大が可能になる。 ②また、就労証明書の記入事項には、雇用保険に関する届出（雇用に関する基本情報）や、厚生年金（産前産後休業、育児休業期間）に関する届出と重複しているものがある。	（一社）日本経済団体連合会	内閣府 厚生労働省	保育の入所申請の際に同時に行われることの多い保育の必要性認定に際して、認定を受ける理由となる事項を証明する書類を添付することとされています（子ども・子育て支援法施行規則第2条第2項第2号、同第11条第2項第2号）。 また、就労を理由に認定を受ける場合には、一月当たり市町村が定める時間以上労働することを常態とすることが必要です（同第1条の5第1号、同附則第2条）。 法令上で書類の指定等はしておらず、市町村がそれぞれに定めていますが、就労を理由に認定を受ける場合に、証明する書類として就労証明書を求める市区町村が多いことから、就労証明書の様式については、平成29年に標準的様式、令和元年に大都市向け標準的様式を公表し、各市町村に活用を促してきています。令和元年8月末時点で、令和2年4月1日入所分からの活用を予定していた自治体を含め、全市区町村の過半数、大都市の約6割が標準的な様式を活用しています。 押印については、法令上求められているものではありませんが、保育所等の入所の際に重要な書類となることから、多くの自治体が文書の真正を担保する観点から押印を求めていると承知しています。	子ども・子育て支援法施行規則第1条の5第1号、同第2条第2項第2号、同第11条第2項第2号、同附則第2条	対応	就労証明書の作成手続の負担軽減を図るため、令和2年7月に閣議決定した「規制改革実施計画」において、デジタルで完結する仕組みを前提に、標準的な様式について活用状況等を調査し、更なる普及に向けた取組を推進する旨示したところです。 その活用状況調査の結果を踏まえ、更なる活用の促進に向けて、国がこれまで示してきた様式のうち、保育の必要性の認定のために必要最小限の項目を盛り込んだ「標準的様式」を「標準的様式（簡易版）」として改定し簡素化を図り、また、利用調整のために「標準的様式」よりも多くの項目を求める「大都市向け標準的様式」については「標準的様式（詳細版）」として改定し、各自治体においてその利用調整等の実態に即して必要最低限の項目を選択して設定できるようにしたところであり、これらを令和3年7月に各自治体へお示ししました。これらの様式について、できる限り令和4年4月入所分から活用していただくよう働きかけています。 また、企業等において就労証明書を電子的に作成できるようにするため、市区町村が定めた様式を原則としてホームページ等において電子媒体等で配布すること、電子申請環境の整備を進めることについても、併せて、市区町村に対して促しております。 押印については、規制改革実施計画に基づき、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、押印不要化に関する政府全体の取組方針等を踏まえ、就労証明書の押印を不要とするよう、市区町村に対し通知等を発出しております。また、国から市区町村に対して示している就労証明書の標準的様式においては、前述の令和3年7月の改定に際して、押印欄を削除しております。	
227	令和3年11月8日	令和3年12月2日	統計法に基づく統計調査のオンライン完結	統計法に基づいて実施される各種統計調査について、ログイン手続を含めた完全オンライン化を実現するとともに、オンライン利用率の引き上げに向けて、オンライン上での柔軟な回答が可能となるようシステムを見直すべきである。	政府が統計法に基づき国民・企業に対して実施している統計調査では、調査票送付や調査協力依頼のオンライン完結が実現していない。そのため、書類の受け取り・調査概要（締切・企業別ID等）の確認のためだけに出社せざるを得ない状況が生じている。 現状、政府統計共同利用システム等を活用したオンライン回答手段が存在する場合でも、システムにログインするための企業別ID・パスワード等が郵送で届く（例：科学技術研究調査、経済構造実態調査、企業活動基本調査、日銀短観）、あるいは一部の調査（例：科学技術研究調査）において、回答が困難で無回答としたい場合でも仕様上回答を入力しない限りオンラインでの回答を完結できないといった問題がある。この場合、出社して紙媒体での回答に切り替え、郵送する必要がある等、オンラインの利点を十分に活用できていない。 「デジタル・ガバメント実行計画」（2020年12月閣議決定）では、国民生活基礎調査の電子化、統計調査事務におけるマイナンバー活用の検討等が盛り込まれているが、オンライン利用率の向上には、こうした施策とあわせてシステム自体の利便性向上、仕様の見直しを図ることが重要である。	（一社）日本経済団体連合会	デジタル庁 総務省	令和2年6月2日に閣議決定された「公的統計の整備に関する基本的な計画」では、「各府省は、統計調査の企画に当たり、オンライン調査の導入やオンライン回答率の向上方策を引き続き検討することを原則とするとともに、ICTの普及状況を踏まえた「政府統計オンライン調査総合窓口」の機能改善・拡充等に一体となって取り組む」こととしております。 オンライン調査の導入及びオンライン回答率の向上は、報告者の負担軽減・利便性の向上を図るとともに、調査票の回収率・記入率の向上を通じた正確性の確保への寄与及び統計調査業務の効率化を実施するための有効な手段と考えており、現在、政府全体としてその推進に取り組んでいるところです。 また、これらの取組に関し、「政府統計オンライン調査総合窓口」の機能改善・拡充の一環として、企業等調査におけるオンライン調査の利便性向上のため、システムにログインするためのID共通化など、新たな機能追加を行うことを検討しております。	なし	現行制度下で対応可能	制度の現状欄に記載のとおりです。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
228	令和3年11月8日	令和3年12月2日	原子力規制委員会への届出・報告の電子化	セキュリティの確保を前提に、原子力規制委員会が行う手続の電子化を推進するとともに、電子化の導入スケジュールを明確化すべきである。	原子力規制委員会においては、事務局の原子力規制庁とともに、原子力に対する確かな規制を行うことを目的として、原子力関連設備、核燃料物質、放射性同位元素、国際規制物質等の管理に関する届出・報告・手続を企業に義務付けている。これら提出物については、要求事項で決められた部数を郵送することが求められ、2021年より代表者印の省略が認められたものの、電子的な提出は認められていない。 政府においては、2025年までに98%の行政手続を電子化する目標を掲げているが、上記の原子力規制委員会に係る手続については、デジタル・ガバメント実行計画を含め電子化に向けた取り組みが明らかではないのが現状である。	(一社)日本経済団体連合会	環境省	令和３年１月１日に、原子力規制委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則が公布、施行されました。これに伴い、原子力規制委員会の所管する法令に基づく手続等を、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律の規定に基づき電子的に行うことができるようになっております。	原子力規制委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則 第3条～第12条	検討に着手	現在、デジタル庁が令和4年度末更改予定のシステムを活用して、本格的に手続等が行えるよう検討等を進めているところです。 なお、それまでの間においても、個別の電子的な手続等の依頼に対しては、事業者からの相談を受けつつ、可能な限り電子的な手続等が行えるよう、現在活用できるシステムの範囲内で、試行的な運用も進めているところです。しかし、現在の原子力規制委員会ネットワークシステムの外部とのアクセスを遮断しているため、試行的な運用においても、電子的な手続等の障害となっており、行えていない状況となっています。 今後においては、引き続き、デジタル庁のシステムで電子的な手続等が行える検討を進めていき、令和５年度には、順次、電子的な手続等が行えるよう進めてまいります。	
229	令和3年11月8日	令和3年12月2日	法人に係る税務手続の電子化の更なる推進	① 法人事業税および法人住民税の還付金に係る通知書の電子化 通知書を電子化することにより様式を統一すべきである。また、将来的には、各自治体からの還付金入金について、窓口自治体によるワンストップ化を行うべきである。 ② 電子申告（e-Tax/eLTAX）における Dの複数付与 一の法人に複数の Dを付与する等、所要の措置を講じることを要望する。 ③ 固定資産税に係る各種書類の一層の電子化 固定資産税に係る上記の各種書類について、完全電子化に向けたロードマップを早期に示すべきである。 なお、税務調査の電子化も進めるべきである。現在は対面での調査、FAXによる資料の授受などが主流だが、国税庁の「税務行政のデジタル・トランスフォーメーション」等で掲げられている事項に期待する。今後はWeb会議を活用するとともに、e-mailによる連絡や資料の授受を進めるべきである。	税務手続において、書面・押印・対面原則の見直しが加速度的に進められているが、残された課題もある。デジタル化の推進による生産性の向上やテレワーク等の柔軟な働き方を実現する観点から、以下の課題に取り組むべきである。 ① 法人事業税および法人住民税の還付金に係る通知書の電子化 前年度の課税所得を基にした1/2中間納付を行った年度の課税所得が前年度より大幅に減少した場合や、更正の請求等により、法人事業税および法人住民税の還付金が発生した場合（還付加算金等を含む）、当該還付金の証憑となる更正決定通知書、振込通知書が地方自治体から郵送される。しかし、書面での事務が強いられる上に、通知書の様式（サイズや用紙）が自治体ごとに異なり、統一されていないため、証憑としての通知書の貼付や保管の際に負担となっている。また、還付金の内容に係る記載方法（例えば、還付加算金や延滞金返金などの区分、その計算対象である税目および期間等）が統一されていないため、経理処理に当たり地方自治体への問い合わせが必要になる場合がある。 ② 電子申告（e-Tax/eLTAX）における Dの複数付与 企業の税務申告業務は多岐に渡り、例えば、同じ国税でも法人税と源泉税所得税を取り扱う部門が異なることがある。しかしながら、現在のe-TaxおよびeLTAXともに Dが一法人につき一つしか割り当てられない（e-Taxにおいては支店等がIDを取得することが可能であるが、国税に関する業務は本店に集約していることが多い）。そのため、企業内の部門ごとに可能な作業を分けることができず、データ送信時に D（およびそのパスワード）の管理部署の担当者による入力作業が必要となり、送信データ作成部署への往来が発生している。この結果、リモートワークや電子申告・電子納税の普及が阻害されている。 また、e-TaxおよびeLTAXでの作業とともに、税務に係るデータについても、部門間で情報を隔てることができず、相互に参照できてしまうことから、企業によっては情報統制上の課題となり得る（e-Taxにおいては、「フォルダ機能」によって、申告等データの送信時に格納先フォルダを分けて、パスワードをかけることが可能であるが、情報の管理の観点で D自体を分けられることが望ましい）。 ③ 固定資産税に係る各種書類の一層の電子化 2021年度税制改正で固定資産税等の賦課税目が地方税共通納税システムの対象税目とされ、今後、一括的な電子納税が可能となったが、固定資産税については書面による納付書（QRコードが付されたものを含む）の継続が前提とされている。また、固定資産税については、社内の設備管理システムへの効率的な評価額等の入力の観点から、名寄帳や課税明細書の電子化ニーズがあるが、対応は一部の自治体にとどまっている。	(一社)日本経済団体連合会	財務省 総務省	(総務省) 【①及び③について】 地方団体から納税者等に対して行う、還付金や更正決定に係る通知や固定資産税の課税明細書等の通知については、現在、書面による送付が行われています。また、各地方団体の通知等の様式については、法令に定めがあるもの以外は、各地方団体が条例等により個別に定めています。 【②について】 eLTAXでは、1利用者に対して複数の利用者 Dが発行された場合、地方団体の基幹税務システムにおいて1つの企業を別々の Dで管理しなければならず、地方団体の宛名管理や収納管理等の業務遂行に大きく影響することから、基本的に1利用者に対して1利用者IDの利用を原則としているところです。 なお、個人住民税（特別徴収）等、1利用者が1特別徴収義務者とならない税目については、運用の都合上、例外として、1特別徴収義務者を1利用者とみなし、利用者 Dを特別徴収義務者 支払者）毎に取得することを容認しています。 (財務省) 【②について】 ②のe-Taxにおける Dの複数付与の現状は次のとおり。 個人の Dは、1人格につき1つの Dの払出しを行っています。一方、法人の Dは、本店に対して1つの Dの払出し、支店等に対しては各々 Dの払出しを行っており、税法上支店等が行うことのできる手続きについては、次のように Dを取得することが可能です。 〇法人税申告、法人消費税の申告等法人の本店が行う手続：本店として Dを取得 〇法定調書の提出、源泉所得税の申告・納税等支店等が行うことができる手続：支店等として Dを取得 このように法令に準じた申告主体に対して Dを払い出せるようにシステム構築しており、法人の本店に対し複数の Dを払い出すことはできません。 【なお書き以下について】 税務調査の実施に際して、納税者から要望があった場合には、納税者の事業所等において、納税者の機器・接続環境を利用したWeb会議システムによる調査の実施を検討しています。 インターネットメールの利用については、セキュリティ上の観点から、納税者の皆様の機微な情報の取扱いを制限しているところですが、令和４年１月以降の調査では、税務調査で必要な資料を、来署や郵送によらずe-Taxにより提出することが可能となるなど、納税者の利便性向上のため、「税務行政のデジタル・トランスフォーメーション」等で掲げている事項の実現に取り組んでいるところです。	(総務省) ① 地方税法第17条、第17条の2、第17条の3、第17条の4 ②ー ③ 地方税法364条等 (財務省) なし	(総務省) ①検討に着手 ②検討を予定 ③検討に着手 (財務省) 【②について】 検討を予定 【なお書き以下について】 対応	(総務省) 【①及び③について】 地方税務手続における通知等の電子的送付については、日本経済団体連合会をはじめ、学識経験者や地方団体、経済団体、eLTAXを運営する地方税共同機構、総務省による「地方税における電子化の推進に関する検討会」において議論され、令和3年度とりまとめにおいて、他分野における先行事例や検討状況を踏まえ、適切な実現方策を制度面・実務面双方から検討を行うこととされたところです。当該検討に当たっては、対象とする通知等や通知先、到達の効力など論点が多岐にわたるため、今後、上記検討会の下に実務者によるワーキンググループを設置して行うこととされています。 【②について】 1利用者に対して複数の利用者 Dを発行することについては、納税者及び地方団体双方の意見を踏まえつつ、今後も、総務省及び地方税共同機構において検討してまいります。 (財務省) 【②について】 法人の本店に対し、複数の Dを払い出すことについては、利用者のニーズのほか、費用対効果を踏まえつつ検討していきます。 【なお書き以下について】 制度の現状欄に記載のとおりです。	
230	令和3年11月8日	令和3年12月2日	下請法における電磁的記録に関する規律の見直し	① 下請法第5条に基づく電磁的記録の保存に関する検索機能要件の見直し 規則第2条第3項第3号ロについて、月日を範囲指定で検索できる場合だけでなく、単一の月または月日を指定して検索できる場合についても、要件を満たすことを明確にすべきである。なお、2021年度税制改正では、電子帳簿保存法が改正され、電子取引等における検索要件が緩和された。一定の要件を満たす場合、範囲を指定しての検索は不要となる。こうした取り組みも参考になると思料する。 ② 下請法第3条第2項に基づく電磁的記録の提供における受領確認義務の見直し 留意事項第1の2(1)および第2の4で定める電磁的記録の受信確認義務を撤廃するか、または努力義務にすべきである。 ③ 下請法第3条に関するファックスの取扱いの見直し 「電磁的記録をファイルに記録する機能を有するファックス等に送信する方法」の取扱いに関しては、親事業者が下請事業者のファックスの種類等を承知していない状況で「電磁的記録をファイルに記録する機能を有するファックス等に送信する方法」をもつ下請事業者にファックスを送付した場合において、送付の時点において、各種電磁的記録を提供するにあたって必要な要件を満たさないとき、ただちに下請法に整合しないという形ではなく、下請事業者が「電磁的記録をファイルに記録する機能を有するファックス等に送信する方法」であるという旨が下請事業者から親会社に申し出があった後、ただちに親事業者が各種下請法における電磁的取引に伴う要件を満たす努力を行い同要件を満たした場合、整合するものとすべきである。	テレワーク等多様な働き方の実現や、サプライチェーン全体の生産性向上を図る観点から、商取引における各種書面のデジタル化が急務となっている。しかし、下請取引に関しては、下請代金支払遅延等防止法（以下「下請法」）に基づく電磁的記録の保存・提供に関して親事業者に過度な負担が求められている部分があり、それが各種書面のデジタル化や電子商取引の拡大を妨げている。 ① 下請法第5条に基づく電磁的記録の保存に関する検索機能要件の見直し 下請代金支払遅延等防止法第5条の書類または電磁的記録の作成および保存に関する規則 以下「規則」）第2条第3項第3号ロでは、下請法第5条に基づく書面を電磁的記録として保存する場合には、製造委託等をした日について「その範囲を指定して」記録事項を検索できる機能を有することを要件としている。 しかし、当該書面をPDFファイルで保存しようとした場合、製造委託等をした日を範囲指定で検索することができず、同要件を満たすかが明らかではない。そのため、PDFを印刷して保管する、帳票原紙を授受および保管するために出社が必要となり、テレワーク推進の妨げとなっている。 ② 下請法第3条第2項に基づく電磁的記録の提供における受領確認義務の見直し 下請取引における電磁的記録の提供に関する留意事項 以下「留意事項」）第1の2(1)および第2の4では、親事業者が下請事業者に対して下請法第3条第2項に基づく電磁的記録の提供を行う場合、親事業者において下請事業者のファイルに記録されたか否かを確認することが必要となる旨を定めている。 要望実現により）、通常の取引とは異なるシステムや業務運用が求められることから、電子取引の活用に伴うコストや作業工数が増大し、その拡大が困難となっている。 ③ 下請法第3条に関するファックスの取扱いの見直し 下請法第3条に基づく書面の交付または電磁的記録の提供について、受信側が「電磁的記録をファイルに記録する機能を有するファックス」の場合は電磁的記録の提供に該当し、「受信と同時に書面により出力されるファックス」の場合には書面の交付に該当するとされており、前者に該当する場合には、留意事項の内容（下請事業者への受領確認等）を遵守することが求められる。 そのため、親事業者が下請事業者に下請法第3条に基づきファックスを送信する場合には、事前に受信側ファックスの種類を確認する必要があり、また、それが困難を伴うこともある。そのため、電子取引の活用に伴う作業工数が増大し、その拡大が困難となっている。 (要望実現により)、下請取引における各種書面のデジタル化が一層進むことで、以下の効果が期待される。 ・ テレワーク等多様な働き方が拡大し、生産性向上や多様な人材の更なる活躍が実現する。 ・ 書類の印刷・保存や郵送が不要となることで、企業のコスト削減や生産性向上に加え、環境負荷の低減につながるものであり、政府が掲げている二酸化炭素排出量削減の貢献効果も期待される。 ・ 取引先への契約情報の迅速な提供や誤送等の防止にも寄与する。	(一社)日本経済団体連合会	公正取引委員会	①下請法第5条では，親事業者に対し，下請事業者の商号，製造委託した日などの規則で定める記載事項を明確に記載し記録した書類又は電磁的記録 以下「5条書類」といいます。）を作成し保存する義務を課していますが，これは，親事業者自らが下請事業者との取引の状況について常に注意を払うようにし，下請取引に係るトラブルを未然に防止するとともに，公正取引委員会等による検査の迅速性・正確性を確保することにあるものです。 5条規則では，5条書類を電磁的記録で保存する場合には，「製造委託等をした日については，その範囲を指定して条件を設定すること」などができることを要件としていますが，前記目的を踏まえ，単一の月日を指定して検索できる場合も，それを連続して検索すれば公正取引委員会等の求めに応じた資料を提出できることから，そのような場合についても，製造委託等をした日の範囲を指定して検索できる場合に該当するとしています。 なお，5条書類については，必要記載事項に係る事実が生じた際に，速やかに作成し保存するものですが，必要記載事項の一部が記録等された既存の書類や電磁的記録がある場合には，その相互の関係を明らかにすれば，それら既存の帳票を5条書類の一部とすることも認めています。 ②留意事項第1の2 1）では，書面の交付に代えて電子メールにより電磁的記録の提供を行う場合について，下請事業者が当該電子メールを自己の使用に係る電子計算機に記録しなければ提供したことにならないとの，下請法第3条第2項及び「下請代金支払遅延等防止法第3条の書面の記載事項等に関する規則」第2条第1項第1号の解釈を述べています。その上で，留意事項第2の4では，「親事業者が書面の交付に代えて電磁的記録の提供を行うに当たって･･･下請事業者のファイルに記録されなかったときは，下請法第3条に違反することとなるので，親事業者において下請事業者のファイルに記録されたか否かを確認することが必要」として受信確認を慫慂しているもので，受信確認自体を義務付けてはいません。さらに，「下請事業者のファイルに記録されなかった場合において，下請事業者が納期までに納品できないこと等を理由に，受領を拒否したり，下請代金を減じることは，下請法第4条第1項第1号（受領拒否の禁止）及び第3号 減額の禁止）に違反する。」としています。 したがって，当該確認を行わないことそれ自体が下請法第3条違反となるものではありませんが，留意事項第2の4の当該記載は，下請法違反行為を未然防止する観点から，親事業者による受信確認を慫慂しています。 ③下請法第3条第2項では，下請事業者の承諾を得た上で，「下請代金支払遅延等防止法第3条の書面の記載事項等に関する規則」で定める電磁的記録の提供の方法により提供する場合には，書面の交付をしたものとみなすと規定しております。また，当該規則第2条第1項第1号イでは，電磁的記録の提供の方法の一つとして「電気通信回線を通じて送信し，受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法」を規定しており，電磁的記録をファイルに記録する機能を有するファックス等に送信する方法は当該規則第2条第1項第1号イに該当し，受信と同時に書面により出力されるファックスへ送信する方法は書面の交付に該当するとしています（留意事項第1の1（1））。 すなわち，「電磁的記録をファイルに記録する機能を有するファックス等に送信する方法」といった電磁的記録の提供の方法に該当する場合は，下請事業者の承諾を得た上で当該電磁的記録を提供しなければ下請法第3条に違反することになります。	下請代金支払遅延等防止法	①その他 ②事実誤認 ③対応不可	①要望は，「単一の月または月日を指定して検索できる場合についても，要件を満たすことを明確にすべき」としているところ，「❶単一の月を指定して検索できる場合」と「❷単一の月日を指定して検索できる場合」がそれぞれ要件を満たすのか明確にすべく，分けてお答えします。 「❶単一の月を指定して検索できる場合」については，5条規則では，「製造委託等をした日については，その範囲を指定して」検索できること」を，5条書類を電磁的記録で作成する場合の要件としており，「❶単一の月を指定して検索できる場合」は5条規則の検索要件に該当しません。そのため，「単一の月を指定して検索できる場合についても、要件を満たす」との点については事実誤認です。 また，「❶単一の月を指定して検索できる場合」も5条規則の検索要件に該当するとの取扱いにすることは，公正取引委員会等の検査では，大量に存在する親事業者の電磁的記録のうち，事案に応じて範囲を指定して確認をしているところ，下請事業者等からの申告等に基づき特定の取引について調査を行う際に，月単位でのみ管理された親事業者の大量の電磁的記録がある場合には，必要な調査を迅速に実施することが困難となり，下請事業者の保護が十分に図られないおそれがあることから，対応不可です。 「❷単一の月日を指定して検索できる場合」については，「制度の現状 欄記載のとおり，下請法においては，これまでも，5条規則の検索要件に該当するとしています。ただし，「単一の月日」の電磁的記録を無秩序に保存する場合には，直接的に月日の範囲を指定して検索できる方法と比較し，検索に手間がかかるものであるため，下請取引に係るトラブルの未然防止及び公正取引委員会等による検査の迅速性・正確性の確保といった趣旨に鑑みれば，推奨される方法ではありません。 また，下請法では，相互の関係を明らかにすれば既存の帳票を含む複数の書類や電磁的記録を5条書類の一部とすることを容認することを明らかにしており，PDFファイルで保存された帳票を5条書類の一部とする場合であっても，月別に管理したフォルダに，製造委託等をした日，整理番号，下請事業者の名称をファイル名として保存し，別途表計算ソフトを使って，整理番号ごとの製造委託をした日を入力した電磁的記録を作成するなどの方法でも要件に該当するとしています。 これらのことから，テレワークであっても，5条書類を作成・保存することは現行制度下でも可能と考えますので，必ずしもPDFを印刷して保管するなどのために出社が必要となるものではないと考えます。 ②下請法では，親事業者に対し，電磁的記録の受信確認義務を課しているものではありません。 一方で，親事業者による受信確認は，①親事業者による下請法違反行為を未然防止し，親事業者自身の利益になるものであり，また，②下請事業者にとっても，発注に気付くのが遅れ，下請事業者が納期までに納品できないといった事態が生じ，それを理由に下請代金の減額が発生するなど，そのような下請法違反の発生を未然に防止できるという効果があります。このため，引き続きこれを慫慂していくことが適当と考えます。 ③親事業者が下請事業者の利用するファックスの種類等を把握していない状況で「電磁的記録をファイルに記録する機能を有するファックス等に送信」して，下請事業者から電磁的記録をファイルに記録する機能を有するファックス等であるという申し出があった時点において下請法の要件に整合するものとすべきというのは，下請事業者からの申し出がない場合は，「電磁的記録をファイルに記録する機能を有するファックス等に送信する方法」であっても「書面の交付」と扱うということになります。しかし，それは，事前に下請事業者の承諾を得ずに「電磁的記録をファイルに記録する機能を有するファックス等に送信する方法」といった電磁的記録の提供を行うという下請法第３条に違反する行為を許容することになり，下請事業者の保護を目的とする下請法の趣旨に反するため適当ではありません。 また，事前承諾なしの電磁的記録による発注を許容したとすると，下請事業者が発注に気付くのが遅れ，下請事業者が納期までに納品できないといった事態が生じ，それを理由に下請代金の減額が発生するなど下請法違反行為を誘発しかねません。さらには，下請事業者からの申し出がなければ親事業者の交付義務（下請法第3条違反）が免れるとの制度に変更することは，親事業者が本来果たすべき義務を下請事業者に転嫁させるものであり，一方的に不利益を押し付けられやすい下請事業者を保護するために親事業者に義務を課す下請法において措置は困難です。 なお，通常，発注書面を交付するまでに，親事業者は下請事業者と下請代金の額や納期などの取引条件のほか，下請事業者がどのような方法で発注書面の受領を希望するか確認する機会があると考えますので，そのような機会において都度，下請事業者のファックスの種類等を確認することは一般的に行われている行為の一部であると考えます。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
231	令和3年11月8日	令和3年12月2日	地域冷暖房の事故発生時における報告の電子化	供給支障事故発生時の報告は、電子的に行うことを認めるべきである。	地域冷暖房施設については、供給支障事故が発生した場合は、熱供給事業者法に基づき、所定の様式により所轄の経済産業省に遅延なく報告する必要がある。しかし、with/postコロナにおいては、報告書を印刷し、しかるべき承認ルートで回覧、押印して所轄の経済産業省に送付する事は、感染等のリスクを伴うのみならず、迅速な決済・報告に支障をきたす恐れがある。 （要望実現により）、報告の迅速化・円滑化ひいてはDXに資するのみならず、用紙削減等による環境保護効果も期待できる。	（一社）日本経済団体連合会	経済産業省	既存のシステム（産業保安システム（簡易申請））を活用し、オンラインによる報告が可能です。		事実誤認	保安ネットでの電子申請について、11月26日に、周知依頼（周知文案を含む）を一般社団法人 日本熱供給事業協会宛に送付済です。	
232	令和3年11月8日	令和3年12月2日	高圧ガス設備・冷凍設備の保安検査・定期自主検査等における基準類・帳票類の電子化	高圧ガス設備・冷凍設備の保安検査等における帳票・記録簿のデジタル化にあたり、同基準別表第1に掲げられている事項を実施していれば、支障がない旨、保安検査機関に周知徹底すべきである。	高圧ガス保安法に基づく高圧ガス設備・冷凍設備の日常点検記録、定期自主検査記録等の帳票・記録簿（10種類存在）は、法律上、最低1年、中には設備が存在する限り永年保管しなければならず、複数高圧ガス設備を保有している企業にあっては、その保管数が膨大になっている。 記録簿等のデジタル化は、経済産業省・環境省告示第二号「電磁的方法による保存等をする場合に確保するよう努めなければならない基準」別表第1を満たす事で可能とされている。しかし、保安検査機関にその旨を相談すると、別表第1に記載されている事項を満たしていても、例えばデータの消失や第三者による点検内容の改ざん等を念頭に、消失の恐れや筆跡等で改ざんのない紙媒体での記録を推奨されるなど、デジタル化を断念せざるを得ない事案が発生している。 （要望実現により）、ペーパーレス化や業務の効率化が図られ、DXに資するのみならず、CO2削減や資源の効率的な利用といった環境保護効果も期待できる。	（一社）日本経済団体連合会	経済産業省	高圧ガス保安法第35条の2では、定期に保安のための自主検査を行い、その検査記録の作成及び保存を義務づけている。 高圧ガス保安法に基づく高圧ガス設備・冷凍設備の定期自主検査記録の作成・保存については、「電磁的方法による保存等をする場合に確保するよう努めなければならない基準（平成17年3月29日経済産業省・環境省告示第2号。以下「電磁保存告示」という。）」別表第1に掲げる基準を確保していれば、電磁的な方法によることが可能とされている。 なお、高圧ガス保安法第60条第1項では、高圧ガスの製造等のうち必要な事項について、帳簿の作成及び保存を義務づけている。 高圧ガス保安法に基づく帳簿の作成・保存については、「経済産業省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成17年経済産業省令第32号）」第4条及び第6条に掲げる基準を確保していれば、電磁的な方法によることが可能とされている。	電磁的方法による保存等をする場合に確保するよう努めなければならない基準（平成17年3月29日経済産業省・環境省告示第2号）、冷凍保安規則　昭和41年通商産業省令第51号）第44条の2第1項、一般高圧ガス保安規則　昭和41年通商産業省令第53号）第83条の2第1項	対応	高圧ガス設備・冷凍設備の保安検査等における帳票・記録簿のデジタル化にあたり、指定保安検査機関等が実施する法第35条に規定する保安検査の実施については、事業者が実施する法第35条の2に規定する定期自主検査の検査記録が活用されている実態を踏まえ、定期自主検査の記録の作成・保存について、電磁保存告示別表第1に掲げられている事項を実施していれば、支障がない旨、直近の改正から3年以上経っていることもあり、指定保安検査機関に対し改めて周知徹底を図りたい。 また、周知徹底の時期及び方法については、指定保安検査機関の指定に係る経済産業大臣の権限は、都道府県知事・産業保安監督部長に一部権限が委任されているため、指定事務を行う者を通じ、指定保安検査機関に対し周知徹底を図るよう経済産業省から事務連絡を発出するとともに経済産業省HPにも掲載し、遅くとも年内には周知されるよう対応したい。	
233	令和3年11月8日	令和3年12月2日	電線共同溝の占用許可申請の電子化・標準化	同法施行規則を改正し、電線共同溝の占用許可申請を電磁的方法も可能にするとともに、同規則等において、オンライン申請の様式の標準を示すべきである。	電線共同溝の整備等に関する特別措置法に基づき、道路管理者は、電線を地下に埋設し、その地上における電線や電柱の撤去または設置の制限が特に必要であると認められる道路について、区間を定めて、電線共同溝を整備すべき道路として指定することができる。その指定があった際、①建設完了後に当該電線共同溝の占用を希望する者、または、②占用予定者ではなかったが、建設完了後に当該電線共同溝の収容能力に余裕があったために占用を希望する者は、道路管理者に対して当該電線共同溝の占用許可を申請することができる。 しかし、同法施行規則に基づき、申請にあたっては、申請書に書面の資料を添付して道路管理者に提出することとされているため、オンライン化が実現しておらず、コロナ禍におけるテレワークの阻害要因となっている。また、申請時の記載事項は同法施行規則に定められているものの、特定行政庁毎に申請書の様式が異なるため、申請者は特定行政庁毎の様式にあわせて対応する必要があり、負担となっている。 （要望実現により）、申請のオンライン化や特定行政庁における申請の標準化が進めば、企業における関連業務の生産性の向上やコストの削減につながり、政府が掲げる無電柱化の推進にも資するものと期待される。	（一社）日本経済団体連合会	国土交通省	・電線共同溝の整備等に関する特別措置法第4条第1項又は同法第11条第1項に基づく占用の許可の申請は、電線共同溝の整備等に関する特別措置法施行規則第1条第1項及び第2項、又は同規則第2条第1項及び第2項に定める事項を記載した申請書に参考書面を添付し、提出することとされているところです。 ・なお、申請書の様式については、電線共同溝の整備等に関する特別措置法施行規則において定められておりませんが、標準様式につきましては、「電線共同溝整備道路の指定、電線共同溝の占用の許可等の事務手続きについて」（平成8年2月20日建設省道政発第28号及び第28号の2）において地方自治体を含む各道路管理者に通知を発出し、その活用について周知をしているところです。	電線共同溝の整備等に関する特別措置法第4条第1項、第11条第1項 電線共同溝の整備等に関する特別措置法施行規則第1条第1項及び第2項、第2条第1項及び第2項	対応	・国が管理する直轄国道における本件許可申請手続きについては、現時点においてもオンライン（eメール）での提出が必ずしも排除されているものではありませんが、令和3年末までに、明示的にオンライン（eメール）での提出が可能となるよう環境整備を進めるとともに、地方公共団体等の道路管理者における許可申請手続きについても同様の措置がなされるよう、要請してまいります。 ・また、本件許可申請にかかる標準様式につきましては、「制度現状」欄記載のとおりですが、地方公共団体等の各道路管理者を含め更なる普及が図られるよう、令和3年度中に、通知を発出するなどの方法により、改めて促してまいります。	
234	令和3年11月8日	令和3年12月2日	電波法に基づき交付される届出・申請の許可状・免許状の電子保管の容認	交付される許可状および免許状を電子化するとともに、該当設備における電子的な保管を容認すべきである。	電波法では、届出や許可申請は電子化されている一方で、取得した許可状・免許状および申請・変更届出時の添付書類については、常時該当する無線局等に書面で備え付けることが義務付けられている。そのため、印刷・備え付けの作業を要し、オンラインによる手続が完結していない。	（一社）日本経済団体連合会	総務省	電波法第14条等に基づき、総務大臣は免許等を与えたときは、書面により免許状等を交付しています。	電波法第14条等、無線局免許手続規則第21条、第45条の3	検討を予定	無線局の免許状などの処分通知等については、免許人のニーズ、関連する法令やオンライン化の費用対効果等を勘案しつつ、検討を進めて参ります。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
235	令和3年11月8日	令和3年12月2日	建設業の電子取引拡大に向けた技術的要件の緩和	「建設業法施行規則第１３条の２第２項に規定する『技術的基準』に係るガイドライン」に規定される要件（同ガイドライン３（１）公開鍵暗号方式による電子署名、同ガイドライン３（２）電子的な証明書の添付）を見直し、同ガイドライン制定時（平成13年）以降の技術進歩も踏まえ、電子メール・クラウドサービス・EDIシステム等を活用した一般取引と同様の運用を可能とすべきである。	ニューノーマルの働き方実現による生産性向上・多様な人材の活躍推進という観点から、各社においては、法人税法・電子帳簿保存法・下請法・建設業法などの関連法に則って、調達・契約などにおいて取引のデジタル化を推進している。そのうち、建設業法対象案件については、「建設業法施行規則第13条の４第２項」（令和2年10月１日改正前は第13条の２第２項）で原本性の確保が求められており、同規則に基づく「建設業法施行規則第13条の２第２項に規定する『技術的基準』に係るガイドライン」（平成13年３月30日）では、（１）公開鍵暗号方式による電子署名および（２）電子的な証明書の添付が要件として定められている。これは契約書類等が後日改ざんされることを防ぐことを目的とした規制だが、現在普及している電子メール・クラウドサービス・EDIでも、原本性を確保できるようになっている上に、電子帳簿保存法等の別の規制によっても改ざんを防ぐための異なる要件が定められている。このように必要以上に厳しい規制が課せられている結果、事業者の取引コストを高める結果となっているほか、要件を満たせないためにデジタル取引ができず、書面準備で出勤せざるを得ないケースもありテレワークを阻害する要因になっている。 （要望実現により）取引のデジタル化が進み、テレワークの促進、取引コストの削減、取引データの蓄積を通じた生産性の向上、信用情報の可視化など、経済の高付加価値化を進めることができるようになる。とりわけ、システム投資にコストをかけることが難しい中小企業にとっては恩恵が大きく、2021年６月18日閣議決定の「成長戦略実行計画」（第10章 足腰の強い中小企業の構築）の実現にも資する。	（一社）日本経済団体連合会	国土交通省	○建設業法（昭和24年法律第100号）第19条第１項の規定により、建設工事の請負契約の当事者は、同項各号に掲げる必要事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならないこととされておりますが、同条第３項の規定により、当該書面の交付に代えて、電磁的措置を講じることも認められているところです。 ○当該電磁的措置は、建設業法施行規則第13条の４第２項に規定する技術的基準（見読性、原本性、本人性）を満たしている必要があり、当該基準に関する参考として、建設業法施行規則第13条の２第２項に規定する「技術的基準」に係るガイドライン（平成13年３月30日。以下「ガイドライン」という。）をお示ししているところです。 ○ガイドラインにおいては、当事者型の電子署名を想定し、原本性及び本人性を確保するための手段として、公開鍵暗号方式による電子署名及び電子証明書の添付を行う方法を例示しております。	建設業法第19条第１項、第３項 建設業法施行規則第13条の４第２項	現行制度下で対応可能	○ガイドラインに例示されている方法以外にも、建設業法施行規則第13条の４第２項に規定する技術的基準（見読性、原本性、本人性）を満たす方法は存在するものと認識しております。 ○例えば、クラウド型の電子契約システムを利用する方法であっても、必要に応じて契約事項を書面に印刷可能であり、かつ、当該電子契約システムを提供する事業者の立会人型署名等が施されることにより契約事項が改ざんされていないことを担保でき、かつ、当該電子契約システムの利用者登録の際に適切な本人確認措置がとられているものであれば、建設業法施行規則第13条の４第２項に規定する技術的基準（見読性、原本性、本人性）を満たすものと考えられます。 ○ガイドライン制定時以降の技術進歩による電子契約の方法の多様化を踏まえたガイドラインの改定についても、必要な検討を行ってまいります。	
236	令和3年11月8日	令和3年12月2日	公共工事における提出資料の電子データ提出への一元化	少なくとも国の公共工事における提出資料については、紙形式での提出を廃止し、電子的データ提出へ一元化すべきである。また、地方公共団体についても、電子的データの提出に一元化するよう技術的助言を行うべきである。	「経済財政運営と改革の基本方針2020（2020年７月17日閣議決定）」および「規制改革実施計画（2020年７月17日閣議決定）」は、国民や事業者等に対して書面の作成・提出等を求める行政慣行を廃止し、全ての行政について電磁的手続で一貫できる体制を整えることとしている。公共工事については、機器等を納品する際、資料提出の方法として、紙のほか電子データによる納品が認められており、公共建築改修工事標準仕様書平成31年版において書面の書式として「電子メール等の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる」との記載がある。 しかしながら、現状では、紙と電子データが混在していることにより、実態としては、地方公共団体等多くの官公庁の発注元からは紙での資料提出（納入仕様書、完成図書、取説、一括保証書、試験成績書、出荷証明書等）を求められるほか、紙とデータの両方での資料提出を求められるケースもある。コロナ禍でテレワークが中心となる中、紙の資料作成のために出社を余儀なくされるなど、資料作成に負担が生じている。 （要望実現により）、公共工事に係る業務のデジタル化が進み、資料作成のための出社が不要となり、テレワーク拡大によるコロナ感染拡大の抑止に寄与できる。また、紙ベースでの資料作成に要していた、紙・ファイル・印刷費等の経費削減や、作業時間の削減等、働き方改革の推進による生産性向上が期待される。	（一社）日本経済団体連合会	総務省 財務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省 防衛省	・国の公共工事における提出書類の電子化について国土交通省の営繕工事では、これまでも工事中の書類については情報共有システム等を活用した電子化の推進に取り組んできたところです。完成図や保全に関する資料等、完成時の書類に限定して電子データの他に紙でも提出を求めておりましたが、これらの書類についても令和3年10月11日に原則電子データのみの提出とするよう地方整備局等に通知をいたしました。地方整備局等への通知に合わせて各省各庁及び地方公共団体に対しても情報提供を行いました。	なし	対応	制度の現状欄に記載の通りです。	
237	令和3年11月8日	令和4年2月2日	建築基準法に基づく定期調査報告書・定期検査報告書の標準化	建築基準法施行規則を改正し、特定行政庁が別途様式を定めることができるとしている点を削除すべきである。	ビルメンテナンス業界では、少子高齢化等による担い手不足が顕在化している。保守品質の低下を防ぐため、各社は現場での点検業務のみならず事務作業を含む、業務プロセス全体の効率化に努めている。例えば、建築基準法に基づく定期調査報告書や定期検査報告書の作成の効率化に向けて、点検結果を入力すると自動で報告書を作成するシステムの構築に取り組んでいる。 しかし、同法施行規則では、報告書の様式を示しているものの、特定行政庁が規則により別途様式を定めることができるとしているため、特定行政庁毎に報告書の様式が異なっている。そのため、上記の自動化システムを構築しても、特定行政庁毎の異なる様式に都度対応する必要があり、システム導入・運用におけるコスト増加の大きな要因となっている。 （要望実現により）、建築基準法に基づく報告書の全国での標準化が実現すれば、ビルメンテナンス業界の業務効率化やコストの削減につながり、保守品質の保持に資するものと期待される。また、標準化した状態で点検に関するデータが集積することにより、データの解析が容易になり、地域性・建物特性等に応じた故障予測、保全計画の自動作成等、新たなサービスの開発につながることが期待される。	（一社）日本経済団体連合会	国土交通省	建築基準法第12条第１項及び第３項に基づく定期報告については、同法施行規則第５条第３項及び第６条第３項において、定期報告の報告内容として必要な共通事項を定めるとともに、特定行政庁が地域の実情等に応じて報告内容の追加等をできるようにしています。	建築基準法第12条第1、3項 建築基準法施行規則第5条第3項、第6条第3項 「建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件」（平成20年3月10日国土交通省告示第282号） 「建築設備（昇降機を除く。）の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件」（平成20年3月10日国土交通省告示第285号） 「防火設備の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件」（平成28年5月2日国土交通省告示第723号） 「昇降機の定期検査報告における検査の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件」（平成20年3月10日国土交通省告示第283号）	検討に着手	令和3年10月に全国の特定行政庁に対し様式指定状況について実態調査を行ったところです。今後は、当該調査の分析結果及び令和3年12月以降に実施予定の特定行政庁と関係団体等へのヒアリングの結果を踏まえて、様式の標準化を図ることとしており、現時点では、特定行政庁が独自の様式を指定するにあたっての様式の作成ルールとして、国が定めている報告事項部分の様式は変更せずに、特定行政庁が独自に定める追加の報告事項は様式の末尾又は別紙に設けること等を位置づけることを想定しています。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
238	令和3年11月8日	令和3年12月2日	地方公共団体の行政手続における請求書への押印原則の緩和	自治体向けの請求書への押印について、一時的に押印を不要とする、あるいはシステム押印（印刷印影）を認めるよう、国から通知を発出すべきである。 なお、将来的に電子インボイス請求が実現すれば、本対応は不要となるが、全国的にすぐの対応は困難であるため、コロナ禍を乗り切るためにも、経過措置として本対応の早期実施を望む。	地方公共団体の行政手続における押印撤廃について、内閣府は「地方公共団体における押印見直しマニュアル」を策定して推進を呼びかけている。しかし、地方公共団体毎にその対応は大きく異なっており、進捗が見られない自治体も少なくない。 とりわけ一部地方公共団体に提出する請求書においては、現在もなお「競争入札参加資格申請時に登録した印の押印」が求められており、コロナ禍においても請求書の印刷および押印のため出社を余儀なくされ、テレワークが阻害されている。 一方で、個別に交渉することで、システムによる押印（印刷印影）が認められるケースも出てきているが、ごく一部の自治体に限られており、多くの自治体では慣習等により印刷印影は認めていない。 (要望実現により)テレワークの普及促進に資するのみならず、多くの事業者にとって請求書作成・提出にかかる業務工数の削減につながり、業務効率化・生産性向上が可能となる。	（一社）日本経済団体連合会	内閣府 総務省	令和2年12月18日に「地方公共団体における押印見直しマニュアル」を策定し、全地方公共団体に対して規制改革・行政改革担当大臣通知を発出しました。 このマニュアルでは、「契約書や見積書、請求書等の支出根拠書類の押印の考え方」として、 ・国においては、「契約書」以外の「見積書」、「請求書」、「領収書」等については押印を不要としたこと ・地方公共団体における「見積書」、「請求書」、「領収書」等については、地方自治法等の国の法令によるものではなく、各地方公共団体の長が定める財務規則等において押印の取扱いを定めているものであるため、その作成や書類の提出に当たっての押印の取扱いについては、これらの国の取組に準じた対応を実施することが考えられることを示した上で、「見積書、請求書等の支出根拠書類の押印見直しに係る対応」として、 ・ID・パスワードによる認証を経たオンライン対応や利用アドレス登録を行ったeメールによる書類の提出等により行うことが想定されること ・入札参加者に対して印鑑を登録させ、支出根拠書類の印鑑と照合している場合についても、その手法自体について検証することも考えられること などを記載し、押印の見直しに積極的に取り組んでいただくよう促しています。 これらの記載に基づき、地方公共団体により適切に判断されているものと考えます。	各地方公共団体の長が定める財務規則等	その他	制度の現状欄に記載のとおりです。	
239	令和3年11月8日	令和3年12月2日	地方公共団体の入札に関する一連の手続のデジタル化	地方公共団体の公共事業調達において、入札参加資格申請から入札ならびに契約までの一連の手続をすべて統一・デジタル化すべきである。	国の土木工事の入札手続はCALS/EC（公共事業支援統合情報システム）により電子化されているが、一部を除く地方公共団体においては書面・押印前提の手続となっており、民間企業のDXを阻害している。また、入札参加資格申請の手続については、地方公共団体毎に様式が異なっており、応札企業は情報収集、書類作成に多くの手間を要している。 （要望実現により）、地方公共団体・応札企業双方において業務の多大な効率化が見込まれる。	（一社）日本経済団体連合会	総務省	・ 地方公共団体における入札・契約に関する具体の事務の実施方法については、国の法令で定められているものではなく、各地方公共団体において当該地方公共団体の実情を踏まえ、当該地方公共団体の財務規則等で定めて運用しているものです。	地方公共団体の規則等	その他	・ 地方公共団体における入札・契約に関する具体の事務の実施方法については、国の法令で定められているものではなく、各地方公共団体において当該地方公共団体の実情を踏まえ、当該地方公共団体の財務規則等で定めて運用されているものであることから、これを直ちに統一・システム化することは困難であり、御提案いただいた点については、地方公共団体の実情や意見、デジタル庁等の関係省庁の意見も伺いながら、その可否も含め、合意形成を図りつつ、慎重に検討していく必要があるものと考えます。 ・ なお、総務省においては、地方公共団体における入札・契約に関する一連の手続の電子化・オンライン化の促進に向け、規制改革実施計画（令和3年6月18日閣議決定）に基づき、競争入札参加資格審査申請に係る標準項目を定め、地方自治法第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言として、地方公共団体に対してその活用を促すとともに、標準項目の導入を契機として、当該申請手続の電子化・オンライン化についても検討していただくよう要請したところです。	
240	令和3年11月8日	令和4年5月13日	地方公共団体の調達業務のオンライン化	支払方法としてクレジットカード決済が可能である旨を明確にするとともに、概算見積額と請求額が一致しない場合でも、一定の要件のもとで調達（購入）を可能とすべきである。	地方公共団体における物品の調達においては、クレジットカード等を利用したオンライン決済が認められていない。また、少額消耗品、備品の購買について、見積額と請求額が完全に一致することが法的に求められるため、見積取得時よりも価格が低下する可能性のあるマーケットプレイス型の電子商取引（EC）の利用が困難となっている。 地方自治法第232条の5では、「普通地方公共団体の支出は、債権者のためでなければ、これをすることができない」とあり、地方公共団体の支出にあたっては、支払いの相手方が正当な債権者であることが原則とされている。地方自治法第232条の5第2項、同法施行令第161条ないし第164条の3では、上記原則に対する特例として「資金前渡」、「概算払」、「前金払」、「繰替払」、「隔地払」、「口座振替」および「私人への支出事務の委託」の支払方法が認められているが、クレジットカード決済は法で認められる支払方法として明記されていない。 また、地方自治法第232条の3では、「普通地方公共団体の支出は支出の原因となるべき契約その他の行為（これを支出負担行為という。）は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならない」とあり、見積額と請求額の完全一致を求められるため、（概算）見積額よりも低下した価格での請求・納品が認められない。 （要望実現により）、地方公共団体における調達業務のオンライン化・効率化が期待されるとともに、サプライヤーとの取引の選択肢が増え、より合理的な調達に寄与することが見込まれる。	（一社）日本経済団体連合会	総務省	地方公共団体が物品の購入、役務の提供等を受けるために、これらに係る契約の締結に際して、当該職員をして店舗等においてクレジットカードを提示するとともに、その支払方法をクレジットカードサービスによることとすることについては、地方自治法及びその関係法令の規定に抵触しません。 一方、地方公共団体の支出手続は、地方自治法第232条の3から第232条の5までの規定に基づき、契約の締結等に当たっては長が支出負担行為を行い、契約の相手方の債務が履行されたとき等は、長の支出命令に基づき、会計管理者が支出負担行為等に基づき債務履行の内容を確認した上で契約の相手方等に対して支払をすることとされているが、いわゆる見積書及び請求書について地方自治法及び関係法令にその定めはなく、その運用については地方公共団体の判断によることとされています。	地方自治法第232条の3から第232条の5	現行制度で対応可	地方公共団体が物品の購入、役務の提供等を受けるために、これらに係る契約の締結に際して、当該職員をして店舗等においてクレジットカードを提示するとともに、その支払方法をクレジットカードサービスによることとすることについては、地方自治法及びその関係法令の規定に抵触するものではないこと及びその運用に当たっての留意事項を「地方公共団体の支出について職員をしてクレジットカードを利用させることによる場合の留意事項について（通知）」（令和3年2月24日付け総行行第46号　各都道府県会計管理者等あて総務省自治行政局行政課長通知）により各地方公共団体に周知しているところです。 一方、地方公共団体の支出手続における地方自治法上の規定は、見積書及び請求書の取扱いやこれらを用いた具体的な支出事務の方法等を定めているものではないことから、御指摘の「見積額と請求額の完全一致を求められる」ことは地方自治法上の要請ではなく、関係地方公共団体の運用によるものと考えられますので、御指摘のあったことが御提案の支障になっているということであれば、当該関係地方公共団体にお問い合わせいただくことと承知しています。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
241	令和3年11月8日	令和3年12月2日	水害・防災ハザードマップ提示の電子化および情報集約義務化	宅地建物取引業法の解釈・運用の考え方を改正し、当該地方自治体が当該ハザードマップを自らのホームページ等に掲載している場合は、当該ハザードマップ（主にPDF資料）の電磁的方法による提示も認めるべきである。	宅地・建物取引時に行う重要事項説明では、水害ハザードマップにおける売買・交換・貸借対象物件の位置付けを消費者に説明することが義務づけられている。この水害ハザードマップの提示は、法令上、紙媒体でしか認められていない。 対象物件が位置する地方自治体のホームページ等を確認し、入手可能な最新の水害ハザードマップを使用することになっているが、ホームページ情報等の印刷後、消費者に提示するまでにタイムラグがあるために、消費者に説明を行う当日までに、地方自治体がホームページ上の防災ハザードマップを更新していた場合は再度重要事項説明を行うことになる等、宅地・建物取引に支障が発生している。 （要望実現により）、当該ハザードマップが入手可能な最新のものであることが担保されるほか、資料の拡大・縮小、電子メール等での送付も可能となるなど、消費者・事業者の双方の利便性の向上につながる。 なお、国土交通省は、地方自治体が公表する情報を一元化したハザードマップポータルサイトを作成している（https://disaportal.gsi.go.jp/）。地方自治体が自らのホームページ等に防災ハザードマップを掲載している場合、同省「わがまちハザードマップ」上にそのホームページ等へのリンクを掲載し国土交通省へ報告すること、さらにハザードマップを更新するなどして資料の掲載リンクを変更した場合は速やかに国土交通省へ報告し、ポータルサイトに反映することを義務化することにより、宅地・建物取引の重要事項説明への活用・根拠資料となりうる。また、地方自治体が作成する防災ハザードマップを電磁的資料に変換して国土交通省へ報告することを義務化し、同省「重ねるハザードマップ」が一層整備されれば、これを宅地・建物取引の重要事項説明の根拠資料とすることも可能になる。 これらにより、デジタル情報をワンストップ化することで、情報を取得する手間が省け、タイムラグにより誤情報を消費者に提供する可能性が減少するほか、消費者が自由に各種ハザードマップや防災地理情報を入手・閲覧することが可能となり、住民の防災意識の向上や災害発生時の迅速な避難行動の実現にも資する。	（一社）日本経済団体連合会	国土交通省	宅地建物取引業法および宅地建物取引業法施行規則において、宅地建物取引業者は、「水防法施行規則第十一条の規定により当該宅地又は建物が所在する市町村の長が提供する図面に当該宅地又は建物の位置が表示されているときは、当該図面における当該宅地又は建物の所在地」について重要事項説明書に記載し、書面にて交付することとしています。 ハザードマップに関しては、水防法及び水防法施行規則において、市町村の長は、洪水等のハザードマップを作成し、インターネットの利用等により住民等に周知することとしています。 国土交通省ホームページで公表している「わがまちハザードマップ」は、各市町村がハザードマップを公表しているホームページへリンクし、地域ごとの様々な種類のハザードマップを選択して閲覧できるものとなっています。なお、各市町村が公表しているハザードマップのリンク先の追加や変更については、サイトを運用する国土地理院から各市町村へ定期的に確認し、随時変更する仕組みとしております。	宅地建物取引業法第三十五条第一項第十四号 宅地建物取引業法施行規則第十六条の四の三第三号の二 宅地建物取引業法の解釈・運用の考え方 水防法第14条第１項、第14条の２第１項及び第２項、第14条の３第１項、第15条第３項、水防法施行規則第11条第１項及び第２項	検討を予定	現在、宅地建物取引業法等において、重要事項説明書は書面にて交付し、「水防法に基づき作成された水害ハザードマップにおける取引物件の所在地」を当該書面に記載することとしています。 一方で、第204回通常国会で成立した「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」において、重要事項説明書の電磁的方法による交付が可能とする宅地建物取引業法が改正され、令和4年5月までに施行されます。今後、水防法に基づき作成された水害ハザードマップも含めて、具体的な電磁的方法による交付について定めてまいります。	
242	令和3年11月8日	令和3年12月2日	健康保険に関わる手続の事業主経由の省略	必要な情報が事業主と健康保険組合で共有される手段を有し、かつ事業主と健康保険組合が同意する場合は、届出そのものを被保険者から健康保険組合に直接提出したとしても、法令上の「事業主経由での提出」あるいは「被保険者が事業主に提出し、事業者が健康保険組合に提出」が行われたものとみなすべきである。	法令上、健康保険に関して被保険者が行う手続のうち一部（被扶養者の届出等）は、事業主を経由して健康保険組合に提出することとなっている（被保険者が事業主に提出し、事業者が健康保険組合に提出する手続も含む）。しかしながら、被保険者に関する情報（氏名や住所の変更、扶養者の増加等）が、別途、被保険者である従業員から事業主に伝わり、何らかの手段（独自システムの共同利用等）で事業主と健康保険組合の間で情報が共有・確認される場合、上記健康保険手続に関する届出そのものについて事業主を経由させる必要性は乏しい。 例えば、ある企業では、個人情報の共同利用に関する覚書の締結等を行った上で、事業主の人事システムと健康保険組合の基幹システムの情報連携を図っている。この仕組みを活用することにより、被保険者から健康保険組合に直接申請を行ったとしても、その申請情報を事業主と健康保険組合がシステム的に共有・確認することが可能である。こうした直接申請ができれば、被保険者の申請手続の電子化（ペーパーレス含む）・ワンストップ化が可能となり、被保険者の利便性向上と手続完了までのリードタイム短縮、更には、誤入力のシステムチェック機能により事業所・健康保険組合担当者の事務負担軽減やリモートワークの推進を図ることができると見込まれる。	（一社）日本経済団体連合会	厚生労働省	健康保険制度では、被扶養者の届出等の手続について、被保険者を使用する事業主においても被保険者の資格情報等を十分に把握する必要があること及び届出等の手続を事業所単位で取りまとめることで保険者の円滑な事業運営に資すること等の観点から、事業主を経由して保険者等への提出を求めています。	健康保険法施行規則（大正15年内務省令第36号）第38条等	その他	ご要望の手段により、被保険者が事業者を経由せずに届出を健康保険組合に直接提出することについては、法令上の整理、被保険者からの申請環境の構築、セキュリティ上の安全性及び保険者・被保険者の手続きに係る負担等も踏まえ、慎重な検討が必要であるものと認識しています。	
243	令和3年11月8日	令和3年12月2日	健康保険組合における会計帳簿の電子化	現在、健康保険組合における紙媒体で保管している会計帳簿（法定帳簿や請求書・領収書）について、電子化によるデータ保管を認めるべきである。	厚生省（当時）通知により、健康保険組合においては、法定帳簿である「歳入簿」「歳出簿」「現金出納帳」を紙で保存する必要がある。紙での帳簿保存は保管場所を確保する必要があるとともに、編纂にも時間を要することから、事務処理にかかる負担が大きくなっている。 また、電子帳簿保存法および、e-文書法の制定・施行・定着に伴い、電子取引・承認が徐々に拡大しており、請求書や領収書を紙で発行しない会社・団体も見受けられる。こうした中、厚生労働省（地方厚生局）の指導により、請求書や領収書が紙で発行されない場合、健康保険組合は、別途、紙での関係書類の作成を発行元に特別に依頼するよう求められるケースがあり、事務手続が煩雑となっている。 （要望実現により）、業務効率化に伴う事務負担の軽減や、労働時間の削減による働き方改革の実現に繋がることが期待できる。	（一社）日本経済団体連合会	厚生労働省	健康保険組合におけるデジタル化を推進するため、「「健康保険組合における経理事務を電子計算機を利用して処理する場合の取扱いについて」の一部改正について」（令和3年10月1日付け保保発1001第1号厚生労働省保険局保険課長通知）において、法定帳簿における電磁的記録による保存を可能としています。	「健康保険組合における経理事務を電子計算機を利用して処理する場合の取扱いについて」の一部改正について」（令和3年10月1日付け保保発1001第1号厚生労働省保険局保険課長通知）	現行制度下で対応可能	制度の現状欄に記載のとおりです。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
244	令和3年11月8日	令和3年12月2日	雇用保険各種通知書（被保険者通知用）の電子化	①雇用保険について、現在、マイナポータル「あなたの情報」にて雇用保険資格取得日と事業所名称は閲覧可能な状態にあること、②昨年度、経団連から提出した「離職票の電子化」の要望に対して厚生労働省からマイナポータル「お知らせ機能」の活用を今後検討と回答があったことを踏まえ、マイナポータルにおける更なる機能充実（掲載情報の追加）を図るべきである。具体的には、雇用保険手続において、ハローワークが被保険者用に発行する書類（雇用保険被保険者証・高年齢雇用継続基本給付金の決定通知・介護休業給付の決定通知・育児休業給付の決定通知等）を、事業主を通じなくても被保険者本人がマイナポータルで直接確認できるようすべきである。	雇用保険手続において、被保険者用に発行される書類（雇用保険被保険者証・高年齢雇用継続基本給付金の決定通知・介護休業給付の決定通知・育児休業給付の決定通知等）は公共職業安定所から事業主に電子または郵送（申請時と同様の方法）で通知・配布されることとなっており、そこから事業主はメール（郵送）等で被保険者に送付している。例えば、育児休業給付の決定通知は、休業している従業員へ毎月（または隔月）メール等を送る業務が発生しており、送付対象者が多ければ多いほど、その業務負担が過度となり、人事担当者の生産性向上の妨げになっている。 （要望実現により）、事業主にとって、ハローワークから被保険者用に発行される書類について被保険者へ送付（メール・郵送）する事務を廃止することが可能となり、郵送等コストの削減、誤発送・誤送付・遅延リスクの削減、人事担当者の生産性向上に繋がる。被保険者にとっては、書面を紛失するリスクがなくなるとともに、いつでも自身の情報を確認することができ利便性が向上する。マイナンバーカードのサービス向上ならびに普及促進に繋がり、社会全体にとってもメリットがある。	（一社）日本経済団体連合会	デジタル庁 厚生労働省	雇用保険被保険者証等の交付については、雇用保険法施行規則第10条第２項の規定等により、当該被保険者を雇用する事業主を通じて行っております。	雇用保険法第９条 雇用保険法施行規則第10条	検討を予定	離職票以外のハローワークから被保険者用に発行される書類についても、次期システム更改（現時点では令和8年度を想定）において、離職票と同様の仕組みによりマイナポータルに送付できるよう、業務的及び技術的な検討を行うとともに、関係省庁と協議を行っていく予定です。	
245	令和3年11月8日	令和4年5月13日	電気主任技術者の外部委託承認制度に係るスマート保安の検討加速	将来の電気保安業務のあるべき姿を念頭におきつつ、スマート保安促進の一環として、デジタル技術等の活用による遠隔監視の推進、電気主任技術者の選任要件緩和等とともに、電気主任技術者の外部委託承認制度に係る①点数計算における設備ごとの換算係数・圧縮係数の見直し、②月次点検および停電を伴う年次点検の期間延伸について、検討を加速し早期に結論を出すべきである。	コンビニをはじめ、従来は低圧受電をしていた設備の高圧受電化や太陽光発電設備の増加等により、足元では、必要な電気主任技術者の数が増加している。しかし、少子化・高齢化に伴う退職者増・入職者減と相まって、電気主任技術者の不足が一層深刻化することが懸念されている。電気主任技術者の不足は、安定的な電気保安業務に支障をきたすのみならず、2050年カーボンニュートラルの実現に向けた再生可能エネルギーの導入加速の阻害要因ともなり得る。 また、Society 5.0への移行を目指す折、技術革新やデジタル化といった環境変化に対応した合理的な保安体制を実現することも重要である。 （要望実現により）、電気主任技術者の人材不足の解消、人的資源の有効活用が図られるとともに、2050年カーボンニュートラル達成に向けた再エネの普及拡大にも資すると期待される。また、政府のスマート保安政策の目的である、産業保安力の維持・向上や生産性向上に貢献すると考えられる。	（一社）日本経済団体連合会	経済産業省	自家用電気工作物の設置者には、設備ごとに保安監督を行う電気主任技術者の選任を義務づけています。 外部委託承認制度は、一定規模未満の自家用電気工作物の設置者が、保安上支障がないと経済産業大臣の承認を得た場合に、主任技術者の選任の代わりに電気保安法人又は電気管理技術者へと保安管理業務を委託することができる制度であり、受託者が担当可能な設備数は点数制度で管理されています。 例えば、当該制度における需要設備の月次点検については、毎月の現地点検を原則としていますが、所定の信頼性の高い需要設備については、隔月点検が可能です。一方、年次点検については、原則として停電点検で毎年行うべきところ、所定の要件のもと、停電点検を3年に1回とし、無停電点検を残り2回とすることができます。	電気事業法第43条 電気事業法施行規則第 52 条、第52条の2 平成 15 年経済産業省告示第 249 号（電気事業法施行規則第 52 条の2第1号ロの要件等に関する告示） 第3条、第4条 主任技術者制度の解釈及び運用（内規）（令和3年3月1日付け20210208保局第2号）4.（7）②・③イ	検討を予定	自家用電気工作物の電気主任技術者を外部委託する場合、告示等にて点検頻度（例：需要設備では、月次点検を1月に1回以上実施、年次点検を1年に1回以上実施など）を定めているところ、令和4年度にスマート保安技術を実装し、高い保安レベルを確保している事業者に対する点検頻度の検討を行い、必要な措置を講じます。 また、「スマート保安プロモーション委員会」等を活用してスマート保安技術等を実装し保安レベルが確保されるか否かを確認した上で、随時換算係数・圧縮係数の見直しを併せて行います。	
246	令和3年11月8日	令和4年2月2日	平面駐車場へのソーラーカーポート設置時における建ぺい率・容積率の計算対象除外	ソーラーカーポートを商業施設の平面駐車場へ設置する場合においては、交通上・防火上等の課題がないことを前提に、建ぺい率・容積率の計算の対象外とすべきである。また、本措置に留まらず、ソーラーカーポートの導入促進に向けた一層の規制緩和につき、検討を加速するべきである。	カーボンニュートラルの実現が求められる中、商業施設の脱炭素化を進めるには、建物の屋根・平面駐車場を太陽光発電に最大限有効活用することが期待される。このうち、建物の屋根は、建物の構造面・施工性の観点からの制約により、太陽光発電の架台を事後的に設置することが困難な状況にある。そのため平面駐車場の活用が必要となるが、平面駐車場に設置するソーラーカーポートは、現行法令上建ぺい率・容積率の計算対象となり、大規模な太陽光発電設備を設置する妨げとなっている。 （要望実現により）、足元で、発電の適地が需要地から離れており送電線への接続が太陽光発電導入のボトルネックとなっている中、需要地そのものである商業施設への電源立地の加速が期待される。	（一社）日本経済団体連合会	国土交通省	容積率制限は、建築物の密度を規制することにより、道路等の都市施設の処理能力等とのバランスを保つことを目的としており、建蔽率制限は敷地内に空地をある程度確保することにより、通風等の市街地の環境を確保すること等を目的としております。 容積率の算定における建築物の延べ面積には、一定程度を限度として自動車車庫等の用に供する部分の床面積を算入しないこととされており、建築物の壁面線が指定された場合において、当該壁面線を超えない建築物で特定行政庁が許可したもの等については、建蔽率の制限を緩和することが可能となっております。 ソーラーカーポートの建築に当たっては、こうした緩和措置の活用が可能です。	建築基準法第 52 条（容積率）、第 53 条（建蔽率）	検討に着手	社会資本整備審議会において令和4年2月に取りまとめられた答申を踏まえ、太陽光発電設備の設置も含めた建築物の更なるエネルギー消費性能の向上と市街地環境の保全を両立させるための措置を検討してまいります。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
247	令和3年11月8日	令和4年1月13日	バイオマスボイラーの遠隔制御監視基準の緩和	ガスだき・油だきボイラー同様にバイオマスボイラーにも適切な保安環境を確保する事を前提に、監視装置による遠隔監視を可能とするべきである。	現行「ボイラーの遠隔制御基準等について」（基発第0331001号）において、ガスだきおよび油だきのボイラーは、ボイラー設置場所または遠隔監視室以外の場所において監視装置による監視が認められている。他方、バイオマスボイラーはガスだきおよび油だきボイラーには該当しないため、バイオマスボイラーをボイラー設置場所以外で遠隔監視するためには、遠隔監視室の設置が必要となる。 今後、わが国が目指す2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、再生可能エネルギーである木質系バイオマスを燃料とするバイオマスボイラーの普及拡大が期待されるところ、監視装置による監視が認められていないことが、ガスだき・油だきボイラーからの置き換えを含め、バイオマスボイラーの普及・拡大の支障となっている。 （要望実現により）、現在、監視装置を使って運用されているボイラーからバイオマスボイラーへの置換が促進される等、温室効果ガスの排出量の削減に繋がることが期待される。	（一社）日本経済団体連合会	厚生労働省	「ボイラーの遠隔制御基準等について」（基発第0331001号）において、遠隔監視室を設けて遠隔制御等を行う場合の基準（別部1）及び遠隔監視室を設けずに遠隔監視を行う場合の基準（別添2）を定めている。遠隔監視室を設ける場合の基準はすべてのボイラーを対象とするが、遠隔監視室を設けない場合の基準はガス炊き及び油炊きのボイラーに限定して示し、バイオマスボイラーに係る基準を示していない。	厚生労働省労働基準局長通達（基発第0331001号）ボイラーの遠隔制御監視基準等について 別添2 ボイラーの監視装置による監視についての基準	検討に着手	基発第0331001号「ボイラーの遠隔制御監視基準等について」の別添2「ボイラーの監視装置による監視についての基準」に、バイオマスボイラーに係る基準を追加する。現在、専門家による検討を終え、結論を得たところであり、速やかに上記通達を改正する。	
248	令和3年11月8日	令和3年12月2日	リチウムイオン蓄電池の消防法等における取扱いの見直し	リチウムイオン蓄電池に関して、安全性の確保を前提に、上記の火災予防条例の規制を受ける下限の基準を指定数量0.2倍に引き上げることを検討するべきである。併せて、指定数量0.2倍～1.0倍のリチウムイオン蓄電池については、消防危第303号の緩和対象であることを改めて周知・徹底すべきである。また、消防危第303号に記載の通り、「指定数量以上となる場合の蓄電池設備の取扱い」について、蓄電池種毎の特性を加味し、発火・類焼などの危険度とその対策に応じた設置条件について検討を加速するべきである。	一般的に消防法の規制体系として、指定数量1.0倍以上の設備は「危険物」として消防法の規制に服し、0.2倍以上～1.0倍未満の設備は、国が指針として示している「火災予防条例（例）」に基づき自治体が策定する火災予防条例の規制に服するとされている。こうしたなか、リチウムイオン蓄電池といった蓄電設備については例外的に、指定数量0.2倍より相当程度低い数値にあたる4800Ah以上の設備が火災予防条例の規制に服することとなっている。 リチウムイオン蓄電池については、「消防危第303号（平成23年12月27日）」により、指定数量以下となる設備に関して、求められる設備構造等の規制を一部緩和する方針が示されているものの、自治体により運用がまちまちである。また、追って示すとされている指定数量1.0以上となる場合の蓄電設備の取扱いも、現状、規定されていない。 こうした状況は、リチウムイオン蓄電池が広く普及するなか、商流上、大きなコスト増加につながっており、更なる導入の障害となっている。 （要望実現により）、蓄電池の普及拡大による再生可能エネルギーの出力変動緩和、脱炭素社会実現に貢献できる。	（一社）日本経済団体連合会	総務省	蓄電池設備はその種類によらず、「火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備（以下「対象火気設備等」という。）」として、その電気的出火危険の観点から、一定の定格容量（4,800Ah・セル）以上のものは、設置位置、構造及び管理について、市町村条例で定める技術上の基準に従わなければならないこととされています。 リチウムイオン蓄電池に使用される電解液については消防法上の危険物に該当することから、電解液が一定の数量（指定数量）以上の場合は、消防法令で定める技術基準に従わなければならないこととされており、指定数量未満の場合は市町村条例で定める技術上の基準に従わなければならないとされています。 御指摘の「リチウムイオン蓄電池の貯蔵及び取扱いに係る運用について」（平成23年12月27日付け消防危第303号。以下「303号通知」という。）については既に都道府県を通じ全国の消防本部に通知しており、消防庁ホームページでも公開しています。 指定数量以上の電解液を使用するリチウムイオン蓄電池の技術上の基準については、平成24年5月に政省令を改正し、既に危険物の規制に関する政令第19条第2項第9号及び危険物の規制に関する規則第28条の60の4に規定しています。	消防法第9条、第9条の4、第10条 消防法施行令第5条 対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令第3条 危険物の規制に関する政令第19条 危険物の規制に関する規則第28条の60の4	規制を受ける下限の基準の引き上げについて：検討を予定 303号通知に係る取扱いについて：対応	現在、第11回「再生可能エネルギー等に関する規制改革要望に対する対応策等の検討状況調査」において同内容の要望があり、内閣府規制改革推進室及び要望元案者と共に協議しているところです。	
249	令和3年11月8日	令和4年5月13日	業務用ヒートポンプ給湯機の性能評価基準の見直し	建築物省エネ法に基づく省エネ性能評価方法を、現行の冬期高温貯湯条件によるものから、例えば、年間加熱効率（通年で一定量の湯を使用し運転した場合の、消費電力量1kWhあたりの加熱量。年間加熱量を年間消費電力量で除したもの）によるものに変更すべきである。	近年、気候変動対策への関心の高まりや省エネ政策等の推進により、給湯の効率化・省エネ化へのニーズが高まっている。建築物省エネ法に基づく適合性判断のための業務用ヒートポンプ給湯機の省エネ性評価は、現行、「エネルギー消費性能計算プログラム（非住宅版）Ver.3.0」により、冬期に高温で貯湯することを想定し、65℃以上かつ当該製品が可能な最も高い温度での出湯で行われている（JRA4060で規定される「冬期高温貯湯条件」での実施）。 しかし、実際には、給湯機は適温帯（40℃付近）を使用されることが多いため、同プログラムにより評価された省エネ性能は、実際の使用における省エネ性能と乖離している。また、出湯可能温度は65℃から90℃程度と製品によりばらつきがあることから、出湯可能温度が高い給湯器ほど、高い温度で性能評価が行われることとなる。その結果、評価時における消費電力が多くならざるを得ず、出湯可能温度が低い給湯器と比べ省エネ性能が低く評価され、適合性判断において不利になり、公平性が保たれない状況にある。 （要望実現により）、実際の使用に近い状態で省エネ性能を評価できるようになるとともに、出湯可能温度のばらつきによる製品間の不公平を是正できる。	（一社）日本経済団体連合会	国土交通省 経済産業省	エネルギー消費性能計算プログラムの計算では、建築物省エネ法に基づく給湯設備の設計一次エネルギー消費量は、給湯設備の年間給湯負荷に給湯設備の年間配管熱損失量を加えたものを給湯設備の運転効率で除して算出されます。給湯設備に電気式給湯システムのヒートポンプを使用する場合には、給湯設備の運転効率は高温貯湯加熱（冬期）の値を入力することとなります。給湯器は沸き上げ温度や周囲気温によって効率が変化する事が考えられますが、評価法では対象の給湯システムにおける沸き上げ温度や外気温を特定せず評価を行っていることから、安全側の評価を行うこととされています。	建築物省エネ法第1章第2条第1項第3号（省エネ基準） 平成二十八年経済産業省・国土交通省令第一号 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第１条第１項第１号イ	その他	ご提案いただきました内容は、エネルギー消費性能の評価に関するものであり、当該評価に係る技術基準については、研究や技術開発の進展に応じて見直しを行う必要があります。民間事業者等からの基準見直しに関する提案窓口が設置されているところ、（https://www.ibec.or.jp/contact_point/contact_point_01.html） ご提案いただきました内容につきましては、提案窓口にお伝えいたしますが、技術的な検討が必要となるため、エネルギー消費性能の評価法の見直しに関する技術的な内容を整理いただいた上で提案窓口まで提案いただくようお願いいたします。	
250	令和3年11月8日	令和4年2月2日	IoT・AI 化による廃棄物処理施設の変更許可規制の緩和	廃棄物処理施設に、工場内設備や操業状況の異常や周辺環境への影響をリアルタイムでデータ収集可能なIoT・AI装置を導入し活用する場合には、周辺地域の生活環境の保全の観点からの設備変更許可を不要とすべきである。	廃棄物処理施設は、処理能力を10%以上増大するものに変更した場合には許可が必要となり、許可を得られるまでに時間を要するため、機動的な事業活動が阻害されている。 当該許可を得るためには、①技術上の基準への適合、②周辺地域の生活環境の保全および周辺施設への適正な配慮等の要件を満たす必要がある。その際、②の周辺地域の生活環境等については、廃棄物処理施設に IoT・AIを導入し、周辺地域の生活環境等に与える影響を随時モニタリングすることとし、一定程度以上の悪影響が生じていることを検知した場合には、設備を即時停止する仕組みとすることで、保全を図ることが可能である。 当該要望の実現は、機動的なサーキュラー・エコノミーへの取り組みを可能とすると同時に、Society5.0の実現にも資するものである。	（一社）日本経済団体連合会	環境省	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第8条第1項又は第15条第1項の規定により都道府県知事の許可を受けた廃棄物処理施設の処理能力に係る変更であって、当該変更によって当該処理能力が10パーセント以上増大するに至る変更をしようとするときは、廃棄物処理法第9条第1項又は第15条の2の6の規定により都道府県知事の許可を受けなければなりません。当該変更許可に当たっては、廃棄物処理法に基づく各種手続きを行う必要があります。	廃棄物処理法第8条、第9条、第15条、第15条の2の6、廃棄物処理法施行令第5条、第5条の2、第7条、第7条の2、廃棄物処理法施行規則第5条の2、第12条の8	対応不可	一定の要件の下で廃棄物処理施設を変更した際に許可を求めているのは、施設の構造上の安全性・維持管理の確実性等が確保されていなければ、廃棄物が安定化・無害化されず、また、施設そのものが生活環境保全上の支障を生じさせるおそれもあるためです。 そのため、廃棄物処理施設の変更許可に当たっては、地元住民等の意見を踏まえつつ、生活環境保全上の支障の発生を未然に防止するという観点から、政令で定める廃棄物処理施設については生活環境影響調査結果等の公衆への縦覧や利害関係を有する者等による意見提出の機会を設けており、また全ての廃棄物処理施設の設置者に生活環境影響調査結果の添付及び使用前検査が義務付けられています。 廃棄物処理施設の変更に当たっても、こうした各種手続により、廃棄物処理施設の安全性やそれに対する国民の信頼向上を図っているところ、ご提案のIoT・AI装置を導入し活用することのみをもって、先述した変更許可にかからしめている制度趣旨やそれに当たっての各種手続きの目的を担保することはできないと考えます。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
251	令和3年11月8日	令和4年2月2日	有機廃棄物からエネルギーを生成する技術の社会実装に向けた規制の緩和	① 排出事業者が、排出事業者責任に則り、自ら排出する有機廃棄物を処理する場合には、産業廃棄物に準ずる取扱いを可能とし、一般廃棄物処理施設許可を不要とすべきである。 ② 移動式圧力容器について、圧力容器に関してもボイラー同様に、移動式である場合は「報告」のみでの運転を可能とすべきである	ゴミを分別することなく処理し、低環境負荷なエネルギーに転換する可搬型装置が開発されている。この装置は身近で発生するプラスチックや賞味期限切れの有機廃棄物をオンサイトで分別不要かつ低廉な費用でエネルギー化することを可能とする。このような装置の社会実装が実現すれば、有機廃棄物のこれまで以上の有効利用が可能となるとともに、自立分散型エネルギーの実現にも貢献する。例えば、被災地での災害ゴミの処理や機動的なエネルギーの供給が可能になる。しかしながら、この社会実装のためには、廃棄物処理法および労働安全衛生法の規制の緩和が必要である。 ① 現行の廃棄物処理法では、同法15条1項および施行令7条で定める廃棄物処理施設に該当しない場合、1日の処理能力に関わらず、産業廃棄物処理施設許可が不要である。しかしながら、排出事業者は事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならないとされるなか、排出する有機廃棄物が事業系一般廃棄物に分類された場合には、排出者が自ら処理する場合であっても、1日の処理能力が5t超の場合には、一般廃棄物処理施設許可が必要になる。 廃棄物処理業者の所有する処理施設は規模も大きく処理能力が高いことが想定されるため、一定の規制を設ける必要性はあると考えるが、排出事業者が自ら処理する目的であれば施設規模も小さく、処理能力は一定水準に止まると考えられる。 ② 当該技術には、第一種圧力容器とボイラーが必要であるところ、「移動式ボイラー」は、ボイラー及び圧力容器安全規則11条で「報告」のみで移動先での運転が可能であり、移動先ですぐに利用できる。しかしながら、「移動式圧力容器」(第一種圧力容器を移動させて使う場合)は、利用開始30日前までに、移動先の労働基準監督署長に届出をしなくてはならないため機動的運用を阻害している。 また、「第一種圧力容器」と「移動式ボイラー」を組み合わせた場合には、「第一種圧力容器」は「移動式ボイラー」の付帯物とみなされるために、「移動式ボイラー」の規制に準じ、「報告」のみでの運転が可能とされている。しかし、「第一種圧力容器」単体の場合では利用開始30日前までの届出が必要であることは合理性に乏しい。 (要望実現により)、「移動式圧力容器」が機動的に活用できれば、災害ゴミ等、臨時で発生し、かつ急な処理を要する有機廃棄物をオンサイトで処理できるようになる。	(一社)日本経済団体連合会	環境省 厚生労働省	① 排出事業者が事業活動に伴って生じた廃棄物を自ら処分する場合であるか否かにかかわらず、一定の要件を満たす廃棄物処理施設を設置しようとする者は、当該廃棄物処理施設を設置しようとする地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければなりません。 ② ボイラー及び圧力容器安全規則(以下「ボイラー則」という。)第10条に、移動式ボイラーを除くボイラーの設置に当たって、設置の30日前までに設置届を所轄労働基準監督署長あて提出しなければならないことを、第11条に、移動式ボイラーの設置に当たって、あらかじめ設置報告書を所轄労働基準監督署長あて提出しなければならないことを、それぞれ規定している。 一方、ボイラー則第56条に、第一種圧力容器の設置に当たって、設置の30日前までに設置届を所轄労働基準監督署長あて提出しなければならないことを規定しているが、移動式のものについて取扱いを分けていない。 なお、ボイラー則第11条に基づく移動式ボイラーの設置報告書、及び第56条に基づく移動式の第一種圧力容器の設置届については、製造後最初に使用する者が提出すれば、その移動の都度提出する必要はない。	① 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃棄物処理法」という。)第2条第4項、第8条、第15条、廃棄物処理法施行令第2条、第5条、第7条 ② ボイラー及び圧力容器安全規則第11条、56条	① 対応不可 ② 検討を予定	① 一般廃棄物処理施設と産業廃棄物処理施設のどちらの施設においても、生活環境保全上の支障を及ぼすおそれのある施設については、施設の構造上の安全性・維持管理の確実性等の確保を目的として、設置許可にかからしめているものです。生活環境保全上の支障を及ぼすおそれのある施設かどうかは、自ら排出する廃棄物のみを処理するか、他者から処理委託された廃棄物を処理するかに左右されません。 ② 移動式の第一種圧力容器の実態把握を行った上で、設置に当たって設置報告とすることができる圧力容器の範囲及び添付が必要となる書面について検討を行い、年度内を目途に結論を得る。結論を得たのち速やかに必要な措置を講ずる。	
252	令和3年11月8日	令和4年2月2日	電子マニフェスト(産業廃棄物管理票)使用の原則化	DXの推進、およびコロナ感染リスク低減の観点から、更なる電子化を進め、電子マニフェストの使用を原則化すべきである。	紙の産業廃棄物管理票(マニフェスト)は、DX・テレワーク実施の阻害要因となっている。現状、電子マニフェストの使用義務を負うのは年間50t以上の特別管理産業廃棄物多量排出事業者のみであり、少量排出事業者には義務化されておらず、完全なる普及には至っていない。 電子マニフェストは、排出事業者、収集運搬業者および処分業者の三者全てが使用することで初めて有効に機能するシステムであるが、少量排出事業者が依然として紙マニフェストを使用しているため、収集運搬業者および処分業者においても紙マニフェストに対応せざるをえず、業務の非効率化の要因となっている。特に、コロナ禍においてもそのためだけに出社をしなければいけない状況となっており、感染リスクにも影響を及ぼしている。 (要望実現により)電子マニフェストは、情報管理の合理化につながるのみならず、廃棄物処理システムの透明化、都道府県等自治体の監視業務の合理化、不適正処理の原因究明の迅速化を図ることができるなど、関係者へのメリットが非常に大きい。また、 公財)日本産業廃棄物処理振興センターの調査によると、電子マニフェストは紙マニフェストと比較し、作業時間・コストとも半減できるとの試算もある。さらに、当該要望の実現は、ポストコロナにおけるSo iety5.0の実現にも資するものである。	(一社)日本経済団体連合会	環境省	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃棄物処理法」という。)第12条の5第1項等において、当該年度の前々年度において特別管理産業廃棄物(PCB廃棄物を除く。)の発生量が50t以上である事業場を設置している事業者は、その産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、電子マニフェストを利用しなければならないとされています。	廃棄物処理法第12条の3、第12条の5第1項 廃棄物処理法施行規則第8条の31の2及び同規則第8条の31の3	検討を予定	令和2年4月からの電子マニフェストの一部義務化の施行状況及び産業廃棄物のマニフェスト制度に係るオンライン利用率引上げの基本計画の各アクションプランに掲げた取組の効果等を踏まえ、電子マニフェストの使用義務付け範囲の段階的な拡大について検討し、令和4年度中に結論を得ることを目指します。	
253	令和3年11月8日	令和3年12月2日	処方箋医薬品関連業務のニューノーマルへの対応①	① 調剤業務の外部委託化・薬剤師配置基準の緩和 「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(薬機法)施行規則」第11条の11および第15条の12を改正し、処方箋を受け取った薬局が、調剤を外部の薬局に委託できるようにすべきである。さらに、「薬局並びに店舗販売業及び配置販売業の業務を行う体制を定める省令」第1条第1項第二号を改正し、平均取扱処方箋数40枚あたり1人以上の薬剤師配置基準を撤廃も含めてより柔軟な基準へと見直すべきである。 次回の調剤報酬の改定が2022年であることから、これらの要望について今年度中に結論を得ることをあわせて求める。	厚生労働省が打ち出した「患者のための薬局ビジョン」は、「健康サポート機能」「高度薬学管理機能」「服薬情報の一元的・継続的把握」「2 時間対応・在宅対応」「医療機関等との連携」の5つの項目から成っており、こうした「対物」から「対人」業務を推し進める方向で、医薬品医療機器法も改正されたところである。また、人々の多様な暮らしや働き方が浸透しつつあるなか、従来の薬局内・病院内での調剤、服薬指導、薬の受け渡しに限らない、患者や薬剤師の様々なニーズに柔軟に対応できる多様な選択肢が求められている。 調剤、服薬指導、薬の受け渡し、新たな薬局の形態といった処方箋医薬品関連業務について、医療分野のDXを推進し、ニューノーマルに対応するためには、以下の課題を解消することが不可欠である。 ① 調剤業務の外部委託化・薬剤師配置基準の緩和 服薬指導、販売および調剤業務は同一薬局に従事する薬剤師が行うという現在の規制下では、薬剤師は対物業務(処方箋受取・保管、調剤、報酬算定、薬剤監査・交付、在庫管理・廃棄処理等)に追われ、人材不足や長時間労働の課題を抱えており、薬剤師の専門性を活かした患者本位のサービス提供が難しい状況となっている。対人業務の充実を図るためには、ICTツールの活用により対物業務の負担を削減することが求められており、実際に、規模の大きな薬局では機械化が進み、業務効率化が図られている。一方、全国の約8割を占める中小薬局では個別に機械化やICT化への設備投資が難しいのが実態である。 このような中小薬局における一包化等の調剤業務を、高度に機械化の進んだ薬局へ外部委託し、対人業務と対物業務を分担できれば、かかりつけ薬剤師は対人業務(重複投薬や飲み合わせ等の処方箋内容チェック、医師への処方箋内容の照会、より丁寧な服薬指導、在宅訪問での薬学管理、副作用や服薬状況のフィードバック、処方提案や残薬の解消等)に集中することが可能となる。受託者である薬局においては、集約化・機械化/ICT化等による更なる業務効率化、調剤業務の正確化および迅速化、医薬品流通の適正化および効率化に資する。 特に、団塊の世代がすべて75歳以上の後期高齢者となる2025年以降は、在宅医療のニーズの増加が確実であり、薬剤師の在宅薬務への関わりを増大させる必要がある。在宅患者の大半は、薬局において内服薬を一包化されており、一包化業務は在宅薬務の大きなウェイトを占めている。一包化業務を含む調剤業務を外部委託できれば、対物業務の負担が減り、居宅療養管理指導に取り組む薬局数の増加に寄与すると考えられる。在宅医療に薬剤師が関与すれば、患者の薬剤管理状況が改善され、在宅医療における飲み忘れ等の年間薬剤費500億円のうち400億円が解消されるとの推算もある。 また、現行制度上、薬局における薬剤師の配置基準について、1日の平均取扱処方箋数40枚あたり1人以上の薬剤師を配置することが求められているが、先述のような機械化による効率化が進んだ薬局においては、当該規制によって処方箋の取扱いが過剰に抑制され、また、過剰な薬剤師に係る人件費の確保を強いられる結果、効率的な薬局経営が妨げられる可能性がある。加えて、当該規制については、その上限の妥当性や、そもそもの上限の必要性について一部の有識者から疑問が呈されているところである。	(一社)日本経済団体連合会	厚生労働省	調剤については、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第11条の11において、「薬局開設者は、調剤の求めがあった場合には、その薬局で調剤に従事する薬剤師にその薬局で調剤させなければならない。ただし、正当な理由がある場合には、この限りではない。」としており、原則として、処方箋を受け付けた薬局において調剤することとしている。 薬局において調剤に従事する薬剤師の員数については、「当該薬局において、調剤に従事する薬剤師の員数が当該薬局における日平均取扱処方箋数(前年における総取扱処方箋数(前年において取り扱った眼科、耳鼻咽喉科及び歯科の処方箋の数にそれぞれ三分の二を乗じた数とその他の診療科の処方箋の数との合計数をいう。)を前年において業務を行った日数で除して得た数とする。ただし、前年において業務を行った期間がないか、又は三箇月未満である場合においては、推定によるものとする。)を四十で除して得た数(その数が一に満たないときは一とし、その数に一に満たない端数が生じたときは、その端数は一とする。)以上であること。」として最低基準を定めている。	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第11条の11 薬局並びに店舗販売業及び配置販売業の業務を行う体制を定める省令第1条第1項第2号	検討に着手	調剤業務の効率化については、「規制改革実施計画」(令和3年6月18日閣議決定)を踏まえ、薬局における薬剤師の対人業務を充実させるため、調剤技術の進歩や医薬品の多様化等の変化を踏まえ、調剤に係る業務プロセスの在り方を含め、医療安全を確保しつつ調剤業務の効率化を進める方策を検討し、必要な見直しを行うこととして、令和3年度に検討開始し、早期に結論を得ることとしております。	◎

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
254	令和3年11月8日	令和3年12月2日	処方箋医薬品関連業務のニューノーマルへの対応②	②薬局外からのオンライン服薬指導の実現 薬機法施行規則第15条の13第1項を改正し、通信環境およびセキュリティ、患者のプライバシーが確保されていることを前提として、当該薬局の薬剤師が、自宅等の当該薬局外において薬剤師が服薬履歴や処方箋内容、服薬状況等を閲覧・管理し、オンラインで服薬指導を行うことができるよう、服薬指導場所の条件を緩和すべきである。 次回の調剤報酬の改定が2022年であることから、これらの要望について今年度中に結論を得ることをあわせて求める。	厚生労働省が打ち出した「患者のための薬局ビジョン」は、「健康サポート機能」「高度薬学管理機能」「服薬情報の一元的・継続的把握」「24時間対応・在宅対応」「医療機関等との連携」の5つの項目から成っており、こうした「対物」から「対人」業務を推し進める方向で、医薬品医療機器法も改正されたところである。また、人々の多様な暮らしや働き方が浸透しつつあるなか、従来の薬局内・病院内での調剤、服薬指導、薬の受け渡しに限らない、患者や薬剤師の様々なニーズに柔軟に対応できる多様な選択肢が求められている。 調剤、服薬指導、薬の受け渡し、新たな薬局の形態といった処方箋医薬品関連業務について、医療分野のDXを推進し、ニューノーマルに対応するためには、以下の課題を解消することが不可欠である。 ②薬局外からのオンライン服薬指導の実現 2020年9月1日に施行された改正薬機法によりオンライン服薬指導が恒久化されたものの、薬剤師が服薬指導を行うことができるのは、その調剤を行った薬局内の場所とすることが義務付けられている。 当該規制の理由については、2020年度規制改革・行政改革ホットラインにおける厚生労働省回答では、 a. 調剤・交付と服薬に関する情報提供・指導が一体であること b. 患者のプライバシーへの配慮が必要であること が示されている。しかし、aについては、薬剤服用歴のデーター元化、調剤外注等、調剤分野におけるDXの進展を踏まえることが重要であり、bについては、薬剤師側の指導環境が適切であることを患者に提示することで対応可能である。現行制度下では、薬局で服薬指導を受けるために、他の患者に情報が開こえているなど、却ってプライバシーを損ねていることも配慮すべきである。 加えて、全国の届出薬剤師31万人のうち6割が女性である一方で、出産・育児期の女性が薬剤師勤務との両立が困難なため退職している現状がある。これは、薬剤師本人はもとより、患者にとっても「かかりつけ薬剤師」による継続的な指導機会の損失であり、テレワークの促進をはじめとする薬剤師の労務環境の見直しは喫緊の課題である。 薬局外からオンライン服薬指導ができるようになれば、かかりつけ薬剤師が当該薬局に滞在していないテレワークや中、薬局が閉まっている夜間・休日等においても、患者が指導を希望する適切なタイミングでオンライン服薬指導を行うことができる。(要望実現により)、患者にとっても薬剤師との相談・意見交換等が容易となることで、利便性や服薬アドヒアランス(患者による治療方針への積極的参加)の向上につながるとともに、薬剤師の労務環境の改善、女性の活躍促進に資する。	(一社)日本経済団体連合会	厚生労働省	薬剤師がオンライン服薬指導を実施する場所については、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第15条の13第2項において、薬局内の場所で行うこととしています。	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第9条の4 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第15条の13	検討を予定	薬剤師は服薬指導にあたって、オンラインでの実施の可否を判断しています。オンラインでの実施に支障が生じた際など緊急時には服薬指導を実施している薬局で、対面による服薬指導ができるように担保しておくことが患者の医療安全を確保する上で必要です。その上で、薬局外からのオンライン服薬指導を行えるようにするには、プライバシーの保護や患者情報の共有のためのセキュリティー確保に加え、物理的に離れた場所で調製された薬剤をどう扱うかなど様々な課題が想定されるため、慎重な議論が必要です。	◎
255	令和3年11月8日	令和3年12月2日	処方箋医薬品関連業務のニューノーマルへの対応③	③ 宅配ロッカーでの処方箋薬の受け取り 薬機法第9条の3を改正し、オンライン服薬指導の特例措置を恒久化すべきである。現在で行われている処方箋薬配送サービスは、時限措置が前提となっていることから、オンライン服薬指導や配送の要件が現状よりも厳しくなることがないように求める。菅総理大臣の「オンライン診療・オンライン服薬指導については、現在の特例的な拡大措置を続け、将来的にも、今できることを引き続きできるよう、その基準よりも下げるべきではないということで実行したいと思います」(第48回国家戦略特別区域諮問会議 規制改革推進会議 第2回議長・座長会合)という発言もあることから、時限措置の恒久化に向け検討を行っているところであると考えられるが、改めて強く要望する。 さらに、薬生発0331第36号「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行について(オンライン服薬指導関係)」第2(4)ふの内容を更新し、宅配業者による宅配ロッカーへの処方箋薬の配送も可能であることを明記すべきである。 次回の調剤報酬の改定が2022年であることから、これらの要望について今年度中に結論を得ることをあわせて求める。	厚生労働省が打ち出した「患者のための薬局ビジョン」は、「健康サポート機能」「高度薬学管理機能」「服薬情報の一元的・継続的把握」「24時間対応・在宅対応」「医療機関等との連携」の5つの項目から成っており、こうした「対物」から「対人」業務を推し進める方向で、医薬品医療機器法も改正されたところである。また、人々の多様な暮らしや働き方が浸透しつつあるなか、従来の薬局内・病院内での調剤、服薬指導、薬の受け渡しに限らない、患者や薬剤師の様々なニーズに柔軟に対応できる多様な選択肢が求められている。 調剤、服薬指導、薬の受け渡し、新たな薬局の形態といった処方箋医薬品関連業務について、医療分野のDXを推進し、ニューノーマルに対応するためには、以下の課題を解消することが不可欠である。 ③ 宅配ロッカーでの処方箋薬の受け取り コロナの拡大に伴い、薬局に行かず(対面なし)に薬を受け取りたいというニーズが高まっている。 改正薬機法および「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」では処方箋薬の配送は認められているものの、宅配ロッカーでの受け取りについては明記されていないため、自治体の判断を仰ぐことになる。現状では、薬剤師を含む薬局スタッフに限りロッカーへの納品を認める自治体と、全く認めていない自治体に分かれている。ロッカーでの受取を不認可とする判断の根拠が自治体によってまちまちで、抵触の恐れや可能性があるのではないかといった曖昧な判断基準となっている。また、許可が得られた地区に関しても、宅配業者による宅配ロッカーへの納品は認められていない。そのため、一部地域の薬局店頭のロッカーでしか処方箋薬の受け渡しができない状況にある。現状の処方箋配送サービスでも、宅配業者が玄関前等患者の指定の場所に荷物を置く非対面での受け取りを行っている実態もあることから、宅配業者による宅配ロッカーへの配送も十分実現可能だと考える。 宅配ロッカーへの処方箋薬の配送を宅配業者が担うことができれば、患者は好きな時に何処の宅配ロッカーからでも処方箋薬を受け取ることができ、利便性が向上する。さらに、処方箋薬の非対面での受け取りが進むことで、感染リスクの低下に寄与する。	(一社)日本経済団体連合会	厚生労働省	電話等による服薬指導については、新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて(令和2年4月10日付け事務連絡)により、実施可能となっています。また、オンライン服薬指導については、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第63号)の一部の施行に伴い、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則等の一部を改正する省令(令和2年厚生労働省令第52号)が、令和2年9月1日から一定のルールの下に施行されています。御指摘の宅配ロッカーの詳細が不明確ですが、薬局の責任の下、服薬指導を実施した後、処方箋に基づき調剤された薬剤の患者への授与に当たり薬剤師による患者への授与と同視しうる程度に、当該薬剤の品質の保持や患者本人への確実な授与がなされる範囲で実施可能です。	新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて(令和2年4月10日付け医政局医事課・医薬・生活衛生局総務課事務連絡) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第9条の3	検討に着手(宅配ロッカーは現行制度下で対応可能)	薬局におけるオンライン服薬指導については、規制改革推進会議医療・介護WG(令和3年9月10日開催)でお示ししたとおり、初回でも薬剤師の判断により実施を可能とする方向で、検討しており、本年秋頃に薬機法に基づくルールの見直し案についてのパブリックコメントを実施した上で、関連する施行規則の公布、通知の改正を行う予定です。宅配ロッカーについては、制度の現状欄に記載のとおり、御指摘の宅配ロッカーの詳細が不明確ですが、薬局の責任の下、服薬指導を実施した後、調剤された薬剤の患者への授与に当たり薬剤師による患者への授与と同視しうる程度に、当該薬剤の品質の保持や患者本人への確実な授与がなされる範囲で実施可能です。	◎
256	令和3年11月8日	令和4年1月13日	処方箋医薬品関連業務のニューノーマルへの対応④	④オンライン服薬指導と調剤等の機能に特化した、対面機能を持たない薬局の設置・活用 「No. 55. 処方箋医薬品関連業務のニューノーマルへの対応③」で要望した「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」の恒久化により、初診からのオンライン服薬指導が可能となることを前提として、薬局等構造設備規則第1条第1項を改正し、対面機能を持たない構造の薬局を許容すべきである。 次回の調剤報酬の改定が2022年であることから、これらの要望について今年度中に結論を得ることをあわせて求める。	厚生労働省が打ち出した「患者のための薬局ビジョン」は、「健康サポート機能」「高度薬学管理機能」「服薬情報の一元的・継続的把握」「24時間対応・在宅対応」「医療機関等との連携」の5つの項目から成っており、こうした「対物」から「対人」業務を推し進める方向で、医薬品医療機器法も改正されたところである。また、人々の多様な暮らしや働き方が浸透しつつあるなか、従来の薬局内・病院内での調剤、服薬指導、薬の受け渡しに限らない、患者や薬剤師の様々なニーズに柔軟に対応できる多様な選択肢が求められている。 調剤、服薬指導、薬の受け渡し、新たな薬局の形態といった処方箋医薬品関連業務について、医療分野のDXを推進し、ニューノーマルに対応するためには、以下の課題を解消することが不可欠である。 ④オンライン服薬指導と調剤等の機能に特化した、対面機能を持たない薬局の設置・活用 現在オンライン服薬指導は、対面服薬指導を行う場合と同様、調剤を行った薬局内に定められており(薬生発0331第36号)、薬局の構造設備基準においては、患者が「容易に出入りできる構造であり、薬局であることがその外観から明らか」であること等が求められている(薬局等構造設備規則)。このために、対面機能を持たない薬局は認められておらず、新たな形態の薬局事業展開の妨げとなっている。オンライン服薬指導の活用への期待が一層高まっており、現状でも患者に対する情報提供や患者からの相談についてはインターネット等を介して十分に対応することが可能となっている。 オンライン服薬指導と調剤等の機能に特化した、対面機能を持たない薬局の開設が認められれば、事業の負担軽減・効率化、参入障壁の引下げ、新たな形態の事業展開が促進されるほか、例えば薬剤師が置かれている医薬品卸売販売業の営業所を薬局として有効活用するといった可能性も拡大する。また、オンライン服薬指導の普及に繋がることで、感染症拡大防止、顧客の利便性向上にも資する。	(一社)日本経済団体連合会	厚生労働省	ご提案内容について、服薬指導を行う場所と調剤業務を行う場所が一体かどうか不明瞭ですが、処方箋に基づく調剤や薬剤交付時の服薬指導等の行為について、処方箋を応需した薬局の薬剤師が責任を持つことが困難な事態が発生しないよう、当該薬局で服薬指導や調剤等を行うこととしています。 また服薬指導は、必ずしも全ての場合でオンラインで実施可能とはならず、オンラインでの実施に支障が生じた際の緊急時の対応を含め、当該薬局で対面で服薬指導ができることを担保しておくことが患者の医療安全を確保する上で必要です。	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第9条の3	対応不可	制度の現状欄に記載のとおりです。	△

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
257	令和3年11月8日	令和4年5月13日	ICT の発達を前提とした医療行為範疇の明確化	本人の生命にかかわるリスクを回避するため、就業者等のリアルタイムの健康管理を行う際に、医療行為に入らないアウトプットの範囲をガイドライン等によって明確化することを求める。	バイタルセンシングに代表されるIoT技術の発達、AIによる判定技術の発達が著しい。これらを受けて様々な健康管理ソリューションの開発が行われているが、システムのアウトプットが医療行為（診断）に入るかどうか判断ができないことがある。ICTの発達を前提とした医療行為（診断）の線引きを明確にすることで開発に弾みがつくと考えられる。コロナ禍により医療関係者の不足が明らかになっており、ICT、IoTを利用した健康管理ソリューションの活用により、少しでもこの状態を補完することができれば社会課題の解決につながると考えられる。 例えば、腕や胸部に取り付けるウェアラブルのバイタルセンサーが実用化されている。平常時には血圧、心拍、血中酸素飽和度などのリアルタイム計測の他、ストレスの蓄積なども判定が可能となってきており、日常的な健康管理が可能と考えられる。さらにデータが蓄積され技術も進めば、例えば、心筋梗塞などの突発的な疾病に関してリアルタイムに前兆が捉えられれば救える命もふえるものと考えられる。しかし、作業現場等（製造業、建設業その他）においてICTを使って就業者等のリアルタイムの健康管理を行う際、どこまでのアウトプットが医療行為（診断）であるかは明確になっていない。 （要望実現により）、就業者等のリアルタイムの健康管理環境が実現し、結果的に医療費の削減につながる。	（一社）日本経済団体連合会	厚生労働省	疾患の名称、原因、現在の病状、今後の病状の予測、治療方針等について、主体的に判断を行い、これを伝達する行為は診断とされ、原則医行為となります。健康寿命延伸産業分野における新事業活動ガイドライン（平成26年3月31日厚生労働省・経済産業省）において、身体機能やバイタルデータ等に基づき、個別の疾病であるとの判断を行うことや治療法の決定等を行うことは、医学的判断を要するものとして、医業（医行為）に該当する旨をお示ししています。	医師法第17条 健康寿命延伸産業分野における新事業活動ガイドライン	現行制度下で対応可能	ある行為が医行為であるか否かについては、個々の行為の態様に応じ個別具体的に判断する必要があります。	
258	令和3年11月8日	令和3年12月2日	来院に依存しない臨床試験手法（DCT）の導入・普及①	①被験者の自宅等に治験薬を直接配送できる措置を恒久化すると共に、実施医療機関からだけでなく、実施医療機関の治験薬管理責任を充足しながら治験依頼者の治験薬保管庫等からも直接配送できるように、「医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令」のガイダンスやQ&A等を変更することを求める。なお、配送に際しては被験者の住所等の個人情報を適切に管理し、治験薬配送ベンダー等と連携する。また、治験薬の配送中の温度逸脱や事故、温度ロガーの停止等への適切な対処方法・手順も備えておく。	わが国の医薬品の臨床試験では、被験者が実施医療機関へ来院する形が主流であり、来院に依存しない臨床試験手法（分散化臨床試験、Decentra ized Clinical Trial、以下DCT）の普及は進んでいない。一方、海外を中心にウェアラブルデバイス等のIoT機器やオンライン診療等を活用した新たな臨床試験手法が導入・普及しつつある。わが国におけるDCTの導入・普及には以下の課題が存在する。 ①米国では、FDAから許可を得た上で、治験依頼者の治験薬保管庫または治験依頼者が委託する治験薬保管庫（以下、治験依頼者の治験薬保管庫等）から被験者の自宅へ治験薬を直接配送することが認められている。わが国においては、コロナ禍の特例措置として、実施医療機関から被験者の自宅等に配送することは認められているものの、治験依頼者の治験薬保管庫等から被験者の自宅等に治験薬を直接配送することが認められていない。 （要望実現により）、周辺に実施医療機関がない患者や、疾患や身体障害により定期的な来院が困難な患者等、より多くの患者が治験に参加することができ、新薬をより早く患者のもとに届けることにもつながる。また、実施医療機関においては、治験薬の直接的な管理業務（治験薬の保管、出納管理、記録の作成等）が軽減されるとともに、治験薬の保管庫が不要になり、治験薬の発注から被験者に届くまでのタイムラグも削減できる。	（一社）日本経済団体連合会	厚生労働省	治験薬は、治験依頼者から治験実施医療機関に交付され、治験実施医療機関が管理することとされています。これは国際的な治験実施の基準（ICH-GCP）でも同様です。 なお、治験実施医療機関と委受託契約を締結した配送業者により、治験実施医療機関から被験者宅に治験薬を配送することは可能であることを示しています。 （参考）具体的には、治験薬は、被験者に実際に投与される薬物であるため、治験実施医療機関において、どの被験者に、どの治験薬を、どれだけの量、投与するかを十分に確認した上で、確実に被験者に受け渡すこと、それらの記録を適正に残すこと、緊急時には治験薬が開発中の薬物か対照薬かを直ちに識別して処置を行えるようにしておくこと等、安全性・有効性の確認中である治験薬を適切に管理する責任を治験実施医療機関に課しています。	医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令第17条、第39条 「「医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令」のガイダンスについて」の改正について（令和3年7月30日薬生薬審発0730第3号厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長通知）	検討に着手	海外における治験薬配送の取扱い等について調査しており、得られた情報を踏まえて対応を検討してまいります。	◎
259	令和3年11月8日	令和4年5月13日	来院に依存しない臨床試験手法（DCT）の導入・普及②	②治験実施計画書に基づき、担当医師の指示下での採血・検体採取とその処理、および服薬管理や経過観察等、臨機応変な対応が必要とされるチーム医療に支障が生ずるおそれのない治験に関わる業務について、労働者派遣の対象業務とすることを求める。	②DCTでは、対面での血圧・脈拍・体温等の測定や採血・検体採取等を訪問看護で行うことが選択肢のひとつとなる。現在、病院・診療所または訪問看護ステーションが訪問看護の提供を行うことができ、DCTでもこれらに雇用されている看護師等による訪問看護を活用することになる。一方、被験者の希望や状態に応じて訪問看護を活用したり、治験毎に特定の期間で実施されるDCTに対して、治験実施計画書のスケジュールに従って必要な看護師を都度確保したりすることは、実施医療機関等にとって負担となる。DCTの実施に必要な訪問看護の担い手を確実に確保するためには、労働派遣制度の活用が一つの手段となるが、現在は派遣禁止業務とされている。 （要望実現により）、周辺に実施医療機関がない患者や、疾患や身体障害により定期的な来院が困難な患者等、より多くの患者が治験に参加することができ、新薬をより早く患者のもとに届けることにもつながる。また、実施医療機関においては、治験薬の直接的な管理業務（治験薬の保管、出納管理、記録の作成等）が軽減されるとともに、治験薬の保管庫が不要になり、治験薬の発注から被験者に届くまでのタイムラグも削減できる。	（一社）日本経済団体連合会	厚生労働省	・病院・居宅等で業務に従事する看護師等の医療従事者について労働者派遣事業を行うことは、医療提供を行うチームの構成員同士の能力把握や意思疎通が十分になされず、その結果、患者に提供される医療に支障が生じかねないおそれがあるため、チーム医療の確保等の観点から、地域として看護師等の確保が難しいへき地に病院・居宅等がある場合や、紹介予定派遣の場合を除き、労働者派遣事業を行うことが禁止されています。 ・DCT以外の治験も含め、治験を行うに当たり看護師等が行う治験事務局業務を支援するため、医療機関においてはSMO（医療機関において治験業務を支援する組織）の活用等の取組が行われています。	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第4条第1項第3号、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令第2条第１項第4号、保健師助産師看護師法第5条・第6条、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第17項・第14条第3項・第80条の2第4項、医薬品の臨床試験の実施に関する省令第1条・第2条第3項・第35条・第42条・第45条等	その他	・DCTを含む治験については、被験者の安全の保持を図るため、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）及び関係法令によって、治験責任医師の指導・統括の下に実施すること、看護師等の必要な職員が十分に確保されていること等が要件とされており、チーム医療の確保が必要です。このため、居宅で治験に関する業務に従事する看護師等について労働者派遣事業を行うことは、治験に係る医療提供を行うチームの構成員同士の能力把握や意思疎通が十分になされず、その結果、被験者に提供される医療に支障が生じかねないおそれがあるため、チーム医療の確保等の観点から、通常の医療と同様、原則として労働者派遣事業を禁止することが適当です。 ・DCT関連業務に従事する看護師等の確保が必要な場合は、都道府県ナースセンター等による職業紹介を活用して、看護師等の確保を図ることが可能です。なお、居宅がへき地にある場合や紹介予定派遣の場合は、通常の医療と同様、DCTを含む治験についても、労働者派遣事業を活用することは可能です。 ・当面の規制改革の実施事項（令和3年12 月22日規制改革推進会議決定）において、「DCT（Decentralized Clinical Trials：分散化臨床試験）において必要となる被験者宅への訪問看護師を円滑に確保することを可能とするため、訪問看護ステーションの活用のほか、治験施設支援機関（SMO）に所属する看護師の活用を含め、治験実施医療機関に所属する看護師以外の看護師をどのように活用しうるかを整理し、必要な措置を講ずる」とされています。これを踏まえ、関係団体へのヒアリングを行ったところであり、ヒアリングの内容、報告書及び現場のニーズを踏まえ、SMOの看護師がDCTにおいて診療の補助等を行うことについて現在検討を行っています。その結果を踏まえ、DCT関連業務に関して、治験実施医療機関の医師の指示の下、SMOの看護師が被験者の居宅等において診療の補助等を行うことは可能である旨の周知を図ります。今年度上期において結論をお示しする予定です。	◎

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
260	令和3年11月8日	令和3年12月2日	治験届の紙媒体および電子媒体提出の廃止	デジタル化の推進、ならびにコロナ対策として、紙媒体および電子媒体の提出を廃止し、全ての書類をe-mailのみで提出できるようにすべきである。また、このようなe-mailによる提出を臨時的なものではなく、恒久的な措置とすべきである。	企業等が独立行政法人　医薬品医療機器総合機構（PMDA）に提出する治験届は、1社あたり年間100件ほどに及ぶこともあるほど高頻度である。これまでは、押印した紙媒体およびCD-RまたはDVD-R（以下、電子媒体と記載）の提出が必要となっていたものの、コロナ禍の2020年5月には臨時的・特例的の対応としてe-mailでの届出が認められるとともに、2020年12月に治験届への押印は不要となった。 しかし、正式な文書としては、従来通り、後日、紙媒体および電子媒体で提出することが求められている。（要望実現により）出社が必須となり、テレワーク推進の妨げになっている。また、医薬品開発業務受託機関（CRO）に治験の届出作成を委託している試験が多いものの、CRO側の出勤状況も従来とは異なるため、タイムリーに届出資料の授受ができず、届出資料が揃うまでに時間を要する。更に、e-mailとの二重提出の適切性（一致性の担保）、二重提出による管理上の煩雑さ、紙媒体および電子媒体の提出とのタイムラグの発生など、問題である。 （要望実現により）紙媒体および電子媒体等での提出の廃止により、電子化が進み、治験依頼者およびPMDA双方が、リモートで治験届への対応ができる。物理的やり取りの減少により、テレワークの推進などコロナ対策にも寄与する。加えて、治験依頼者側（CRO含む）での治験届に関する印刷および郵送等に掛かる工数や費用削減を見込むことができる。	（一社）日本経済団体連合会	厚生労働省	治験の開始前に、治験の計画を医薬品医療機器総合機構（PMDA）に届け出ることとされており、届書について、書面（紙媒体）、CD-R又はDVD-R（電子媒体）の提出を求めています。 　令和元年度より、薬事関係の申請届出手続きのオンライン化・ペーパーレス化のためのシステム改修を進めており、令和3年7月以降、順次オンライン化を実施しています。	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第80条の2第2項、第80条の3第4項、同施行規則第268条 治験の依頼をしようとする者による薬物に係る治験の計画の届出等に関する取扱いについて（令和2年8月31日薬生薬審発0831第10号厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長通知） 届出等のオンライン提出に係る取扱い等について（令和3年5月14日薬生薬審発0514第6号、薬生機審発0514第1号、薬生安発0514第1号、薬生監麻発0514第5号厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長・医療機器審査管理課長・医薬安全対策課長・監視指導・麻薬対策課長通知）	検討に着手	今後、治験届を含む申請届出手続きについても、令和4年度中にオンライン化を開始できるよう 、引き続きシステム改修を実施してまいります。 なお、オンライン化の前に治験届の紙媒体等の提出を廃止することについては、関係団体の意見も聴きつつ検討してまいります。	
261	令和3年11月8日	令和4年8月19日	製薬企業から国民への治験に係る適切な情報提供の実現	国民が適切な治験情報に容易にアクセスできるよう、製薬企業のホームページを利用した情報提供においても治験薬の一般的名称（成分名）または開発コードが記載可能となるよう、規制を緩和すべきである。	近年、医薬品開発においては、「患者を常に中心に据え、患者に焦点をあてた対応を行い、最終的に患者本人の判断を最大限に尊重すること」を意味するPatient Centricity（患者中心）の重要性が提唱されている。これに伴い、欧米に拠点を持つ製薬企業を中心に、自社ホームページを利用して、一般の方々にわかりやすい形で治験情報や結果を開示する活動が始まっている。 一方、日本では、製薬企業のホームページを利用した治験情報の提供は、薬機法第68条が規制する広告に該当する恐れがあることから、製薬会社は、治験情報に含まれる一般的名称（成分名）または開発コードについて、マスキングや他への置き換え等追加的な対応を行っている。 足許では、国民の治験情報へのアクセスの確保、治験の活性化に資するため、臨床試験情報登録センターへの治験に係る情報の登録が求められており、一般的名称（成分名）または開発コードが一般に公開されている。また、病院・診療所等に関する広告について規定する「医療広告ガイドライン」では、一般的名称（成分名）または開発コードについて広告しても差し支えないとされている。同様の情報にも関わらず、製薬企業のホームページを利用した情報提供だけが、一般的名称（成分名）または開発コードを掲載することを規制されている。 治験は秘かに行われているイメージが強く、製薬会社からの情報発信を期待する声や治験実施内容や施設の検索をもっと簡単にできるようにしてほしいなどの意見が寄せられている。また、今日ではWebを使った情報検索は一般的であり、要望が実現すれば、治験薬の一般的名称や開発コードは治験に関する情報を網羅的に検索するための有用なツールになることが期待される。	（一社）日本経済団体連合会	厚生労働省	・未承認の医薬品の品質、有効性及び安全性は確認されたものではなく、公衆衛生上の懸念が生じるおそれがあるため、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第68条において、未承認の医薬品について、広告をしてはならない旨が規定されております。 ・医薬品等の広告は、「薬事法における医薬品等の広告の該当性について」（平成10年9月29日医薬監第148号厚生省医薬安全局監視指導課長通知）で示しているとおり、①顧客を誘引する(顧客の購入意欲を昂進させる)意図が明確であること、②特定医薬品等の商品名が明らかにされていること、③一般人が認知できる状態であることのいずれの要件も満たす場合、これを広告に該当するものと判断しています。 ・治験薬の名称、治験記号等については、「治験に係る被験者募集の情報提供の取扱いについて」（平成11年6月30日医薬監第65号厚生省医薬安全局監視指導課長通知）で、治験の実施に当たり被験者を募集するために情報提供を行う場合であって、治験薬の名称、治験記号等を表示しない場合は、上記②「特定医薬品等の商品名が明らかにされていること」に該当しないことから広告には該当しないと示しているところです。	・医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第68条 ・「薬事法における医薬品等の広告の該当性について」（平成10年9月29日医薬監第148号厚生省医薬安全局監視指導課長通知） ・「治験に係る被験者募集の情報提供の取扱いについて」（平成11年6月30日医薬監第65号厚生省医薬安全局監視指導課長通知）	対応予定	・治験実施の透明性の確保及び国民の治験への選択に資する事項の公表をさらに推進するため、治験薬の一般的名称（成分名）及び開発コードを記載した上で行う治験に係る製薬企業のホームページを利用した情報提供について、要件を示した上で、「薬事法における医薬品等の広告の該当性について」（平成10年9月29日医薬監第148号厚生省医薬安全局監視指導課長通知）で規定する広告には該当しないと整理し、周知を行う予定です。	○
262	令和3年11月8日	令和3年12月2日	特定健診における郵送型血液検査の活用	郵送型血液検査を、「保険者独自の自主的な保健事業の一環として」だけでなく、「特定健診として」活用できるよう「特定健康診査・特定保健指導に関するQ&A集 ②特定健診の健診項目について質問No.6」の回答を変更することを求める。	現在特定健診の要件を満たすためには、静脈採血、尿検査、および医師との対面診断を行う必要がある。一方で、コロナの影響により、感染拡大を防止する観点から集団健診や医療機関受診にて行われる特定健診を含めた健康診断等の保健事業全体が充分に実施できておらず、この緊急事態というべき環境が一年以上続いた結果、医師との対面診断を避け健康診断に行かない割合が増大している。 そのような状況において、自宅で採血し郵送して診断を受ける血液検査も活用して健康状態を把握する意義は大きく、afterコロナでも医師との対面診断・オンライン診断と組み合わせることで、受診者に選択肢を提供できる。日本臨床衛生検査技師会総合制度保障政策委員会より毎年、適切実施を評価され、CDC（米国疾病対策予防センター）の承認を得ている郵送型血液検査は、特定健診の外部委託先に求められている「精度の管理」を、十分に実施しかつ満たしていると考える。 （要望実現により）、特定健診に行かない割合が増大している課題を解決でき、特定健診自体のDXに繋がる。上記の通り、特定健診として郵送型血液検査を活用することは、コロナ対策でもpostコロナでも、社会的意義は大きい。	（一社）日本経済団体連合会	厚生労働省	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）の規定に基づく特定健康診査（以下、「特定健診」という。）は、生活習慣病の予防のため、血液検査や腹囲の測定等に加え、自覚症状や他覚症状の有無を把握し、さらなる詳細な検査につなげるために医師の診察を必須としています。 そのうえで、血液検査については、原則として、「特定健康診査及び特定保健指導の実施について」に記載された採血管を用いることとしており、自己検査キットを用いた手順により特定健診を実施することは認められておりません。	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成19年厚生労働省令第157号）、特定健康診査及び特定保健指導の実施について（平成20年3月10日付け 厚生労働省健康局長及び保険局長通知）	検討を予定	自己検査キットの簡便性や負担が軽いといった利点を生かしつつ健診に採用するためには、その前提として、当該キットによる採血が採血管を用いた検査と同等の精度であること、自宅で採血を行う場合、適切に自己採血できることなど、健診における検査として信頼できる精度が担保されている必要があります。 このため、厚生労働科学研究において、新たな技術を活用した血液検査など負荷の低い検査方法に関する検証を実施し、その検証結果を踏まえ、必要な検討を速やかに実施予定です。	△

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
263	令和3年11月8日	令和3年12月2日	医療機器プログラムにおける製造販売業の主たる機能を有する事務所 および製造所の考え方の見直し	QMS（品質マネジメントシステム）に従うことを前提として、医療機器プログラム製造販売・製造における事務所の考え方を見直し、製造販売業・製造業ともに所にとらわれない製造販売・製造管理を可能とすべきである。	テレワークが進展するなか、医療機器開発においては、その製造販売・製造場所が指定されており、働き方改革の阻害要因となっている。しかし、医療機器プログラムにおいては、製造販売・製造管理はオフサイトでも実施可能であることから、当該規制をそのまま適用することは非合理的である。 なお、医療機器プログラムにおいては、設計を行う施設が「製造販売業の主たる機能を有する事務所と同一である場合については、当該施設における製造業の登録」が不要となっているが、上記のとおり、オフサイトで製造販売・製造可能であることから、同一事務所であるか否かについても重要な課題とはならない。 （要望実現により）、柔軟な働き方および出社率低下による従業員のコロナ感染リスク低減に資する。	（一社）日本経済団体連合会	厚生労働省	医療機器の製造販売業者は、厚生労働省令で定めるところにより、医療機器の製造管理及び品質管理並びに製造販売後安全管理を行わせるために、厚生労働省令で定める基準に該当する者（医療機器等総括製造販売責任者（以下「総責」））を置かなければならないとされています（薬機法第23条の2の14第1項）。また、総責がその業務を行う事務所の名称及び所在地を許可台帳に記載しなければならないとされています（薬機法施行規則第114条の7第1項第4号）。 医療機器の製造業者は、厚生労働省令で定めるところにより、医療機器の製造を実地に管理させるために、製造所ごとに、責任技術者を置かなければならないとされています（薬機法第23条の2の14第5項）。	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第23条の2の14第1項、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第114条の7第1項第4号（製造販売業） 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第23条の2の14第5項（製造業）	現行制度下で対応可能	・医療機器製造販売業者は、製造から製造販売後の安全管理まで、市場に医療機器を供給する主体的な責任を負う者であり、その責任の所在を明らかにする意味でも、事務所を特定することが必要ですが、統括製造販売責任者等がその業務を適正に遂行できるのであれば、常に事務所内で勤務する必要はありません。 ・医療機器製造業については、製造に係る管理監督の責任の所在を明らかにするため、登録することとしているが、設計業務については、管理監督の責任の所在が明らかである限りにおいて、登録した所在地以外で現状行うことは可能です。	◎
264	令和3年11月8日	令和3年12月2日	医療機器プログラムにおける総括製造販売責任者および責任技術者の資格要件緩和	医療機器プログラムにおける総括製造販売責任者および責任技術者については、大学の学科や医療機器の品質管理または製造販売後安全管理に関する業務（責任技術者においては医療機器の製造に関する業務）5年以上という条件の者に加えて、例えば、SEとして5年以上従事し講習会を受講した者を該当者に加えるべきである。	総括製造販売責任者および責任技術者の資格要件には、大学の専攻学科が指定されているが、ソフトウェア開発においては、大学での情報系等専門課程を卒業していなくてもシステムエンジニア（SE）として活躍し、社内で責任ある立場となるケースも多い。 実際、ソフトウェア開発において長期間の経験・知識を有する者が、医療機器プログラムの開発部門責任者となることがあるが、大学での専攻学科が資格要件を満たさず、本来の責任者が総括製造販売責任者や責任技術者になることができないケースが発生している。現在、医療機器の品質管理または製造販売後安全管理に関する業務（責任技術者においては医療機器の製造に関する業務）の経験を5年以上有する場合は、教育受講により総括製造販売責任者・責任技術者可となっている。しかし、安全な医療機器プログラム開発にはSE経験が有効であり、医療機器開発に携わっていない場合でも品質・安全・有効性の高い製品開発が可能である。 （要望実現により）、知識・経験を有する本来の責任者が総括製造販売責任者・責任技術者になることが可能となり、品質・有効性・安全性の高い医療機器プログラムの供給が可能となる。特にAI技術の活用に関しては、様々な領域の知識により活用領域が生まれることもあり、大学の専門性だけに依存しない面もあるため、医療領域へのAI活用が促進されると見込まれる。	（一社）日本経済団体連合会	厚生労働省	高度管理医療機器又は管理医療機器の製造管理及び品質管理並びに製造販売後安全管理を行う者に係る法第23条の2の14第1項の厚生労働省令で定める基準は、次のいずれかに該当する者としています。（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第114条の49第1項） ・大学等で指定の学科に関する専門の課程を修了した者 ・高校等で指定の学科に関する専門の課程を修了した後、医薬品、医療機器又は再生医療等製品の品質管理又は製造販売後安全管理に関する業務に3年以上従事した者 ・医薬品、医療機器又は再生医療等製品の品質管理又は製造販売後安全管理に関する業務に5年以上従事した後、別に厚生労働省令で定める講習を修了した者 ・厚生労働大臣が上記と同等以上の知識経験を有すると認めた者 医療機器の製造業者は、法第23条の2の14第5項の規定により、次のいずれかに該当する医療機器責任技術者を、製造所ごとに置かなければならないとされています（薬機法施行規則114条の52）。 ・大学等で指定の学科に関する専門の課程を修了した者 ・高校等で指定の学科に関する専門の課程を修了した後、医療機器の製造に関する業務に3年以上従事した者 ・医療機器の製造に関する業務に5年以上従事した後、別に厚生労働省令で定める講習を修了した者 ・厚生労働大臣が上記と同等以上の知識経験を有すると認めた者 ・医療機器の製造工程のうち設計のみを行う製造所にあっては、上記の規定にかかわらず、製造業者が設計に係る部門の責任者として指定する者を医療機器責任技術者とすることができる（薬機法施行規則114条の52第3項）。	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第114条の49第1項（総括製造販売責任者） 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則114条の52第3項（医療機器責任技術者）	対応不可（一部は、現行制度下で対応可能）	・医療機器の製造販売業者は、必要な措置を講ずることにより、医療機器の品質、有効性及び安全性の確保並びにこれらの使用による保健衛生上の危害の発生及び拡大の防止に努めなければならないとされており（薬機法第1条の4）、当該責務を果たすためには薬機法に基づく規制や各種ガイドラインに係る十分な理解が重要であることから、医療機器等の品質管理又は製造販売後安全管理に関する業務の従事経験を求めているものであり（薬機法施行規則第114条の49第1項第3号）、医療機器プログラムに該当しないソフトウェアの開発経験で代替可能と判断することは困難です。 ・製造工程のうち設計のみを行う場合にあっては、製造業者が設計に係る部門の責任者として指定する者を医療機器責任技術者とすることが可能です。	◎
265	令和3年11月8日	令和3年12月2日	承認後も AI 学習を継続する新たな医療機器プログラムカテゴリの創設	プログラム医療機器のAI機械学習アルゴリズムの内容自体を審査対象とすることで、継続的に学習対象データを取り込んで学習を繰り返しAIの判断能力を向上させるプログラム医療機器のカテゴリを創設すべきである。	AI機械学習の精度は、学習させるデータ量とともに上昇することから、製品の上市後に得られたデータを学習させることは、AIの精度向上に寄与すると考えられる。しかしながら現在のプログラム医療機器の承認制度では、AIの判断根拠となる学習データを更新する場合、再申請が必要となっており、AIの精度向上のための取り組みの遅延につながる可能性がある。 （要望実現により）、プログラム医療機器が判断根拠として用いる学習結果の更新に変更申請が不要となるため、学習結果のアップデートが促進される。その結果、プログラム医療機器の精度が向上し機器の有効性および安全性向上による健康寿命の延長が期待できる。	（一社）日本経済団体連合会	厚生労働省	令和元年の医薬品医療機器等法の改正により導入された「変更計画確認制度」（通称：IDATEN）では、予め厚生労働大臣による変更計画（承認事項の変更計画、有効性・安全性を確認するための試験計画、各試験の達成基準等を含む）の確認を受けておくことで、確認を受けた変更計画に従って試験を実施し達成基準を満たした場合には、通常であれば一部変更承認を受ける必要がある承認事項の変更であっても、届出により変更することが可能となります。	医薬品、医療機器等 の品質、有効性及び 安全性の確保等に関する法律第23条の2の10の2	現行制度下で対応可能	制度の現状欄に記載のとおりです。	◎

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
266	令和3年11月8日	令和4年2月2日	NDB・介護 DB と死亡情報の連結解析の推進	NDB・介護DBと人口動態調査票（死亡票）の連結解析を求める。	厚生労働省が実施している人口動態調査においては、市区町村が死亡等の届出を受けて人口動態調査票を作成し、管轄区域の保健所長、都道府県知事を介して、厚生労働大臣に送付することとなっている。 人口動態調査票においては、死亡日時や発病等から死亡までの期間といった死亡の原因などの項目もある。現在厚生労働省において進められているNDB・介護DBと他のデータベースとの連結解析の対象に人口動態調査票（死亡票）が加わることで、疾患の治療実態・効果のより正確な把握が可能となり、疾患の理解や患者ニーズの高い分野の推定などに有用となることが期待される。 （要望実現により）NDB・介護DBの分析・研究結果は、国民の健康・公共の福祉の向上のための基礎的情報源の一つである。NDB・介護DBと、保険医療分野の他の公的DB（全国がん登録DB等）との連結解析に加え、死亡情報を連結解析することで、疾患の治療実態・効果の把握が可能となり、予防・先制医療や個別化医療の実現、ひいては医療・介護費の適正化に資すると期待される。	（一社）日本経済団体連合会	厚生労働省	NDB・介護DBの第三者提供については、高齢者の医療の確保に関する法律・介護保険法に基づいて行われています。人口動態統計は統計法に基づき、高度な公益性を有する研究などに提供が行われています。	○高齢者の医療の確保に関する法律 ○介護保険法 ○統計法 等	検討に着手	○「医療・介護データ等の解析基盤に関する有識者会議報告書」（平成30年11月16日）において、保健医療分野の他の公的データベース（DPCデータベース、全国がん登録データベース、指定難病・小児慢性特定疾病データベース、MID－NET）との連結解析については、「NDB、介護DBとの連結解析の具体的なニーズについて、関係者間で共有されること」等の要件が提示され、上記の各データベースについては連結解析に対するニーズや期待される有用性がそれぞれに認められることから、各データベースの課題を解決した上で、連結解析に向けた検討を進めるべきとされました。これを踏まえ、法的・技術的課題が解決されたデータベースから順次、連結解析を可能としていく方針です。 ○人口動態調査（死亡票）についても他の公的データベースにおける検討と同様に、ニーズや期待される有用性など、上記有識者会議報告書で示された諸観点から、検討を行っているところです。	◎
267	令和3年11月8日	令和4年5月13日	OTC 医薬品販売における登録販売者制度の管理者要件の見直し	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令15条を改正し、1,920時間の規定時間を満たせば、2年経過を待たず、店舗管理者としての資格適用を認めるべきである。	一般用医薬品等の普及によるセルフメディケーションを推進する為、購入できる場所・時間帯を増やしていくことが重要であるが、一般用医薬品を既に販売している事業者（ドラッグストア等）以外は、新規開業の為に必要となる登録販売者の確保・育成が困難であり、これが購入場所・時間帯の拡大を阻害し、顧客利便性を損ねる結果となっている。 登録販売者が店舗管理者等になる要件として「過去5年間のうち2年以上かつ1920時間以上」の実務経験が必要とされているが、このうち「1,920時間以上」は1年程度で十分達成しうるものである（年間休日120日で1日8時間業務に従事する場合、1年で1,960時間の実務経験を積むことができる）。2年という期間に合理的な根拠・理由はなく、現状では仮に1,920時間を1年で積算した場合には、2年が経過するまでの約1年間、月1時間以上の経験を積みながら待つことになる。 （要望実現により）コロナを警戒し、医療機関の受診を避ける生活者も増えている背景から、セルフメディケーションはますます重要度を増しており、一般用医薬品の販売店の拡大・管理要件を満たした登録販売者の確保が課題となっている。上記の緩和により、時間条件が満たされていれば2年を待たずに管理者となれることは、一般用医薬品販売店拡大に大いに寄与する。	（一社）日本経済団体連合会	厚生労働省	店舗販売業者等における登録販売者の管理者要件として、過去5年間のうち店舗販売業等において一般従事者として登録販売者等の管理及び指導の下に実務に従事した期間及び登録販売者として業務に従事した期間が通算して2年以上であることが必要です。	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第140条第1項及び第149条の2第1項	対応不可	店舗管理者は、店舗販売業者の業務に関する法令及び実務に精通しており、また、当該業務の総括的な管理責任を負う者として、店舗販売業者の業務に関する法令遵守上の問題点を最も実効的に知り得る者である必要があります。さらに、販売時の情報提供が適切に行えるよう、従業員を監督、指導する必要があります。このような管理者の要件を満たすために、疾病の季節変動等への対応も含め多様な業務を相当な期間に渡って経験する必要があることから、従事時間だけでなく2年間の実務経験を設定しています。	◎
268	令和3年11月8日	令和4年1月13日	一般用医薬品のインターネット販売に係る制度見直し	①一般用医薬品のインターネット販売に特化した業態の許可 薬局等構造設備規則第2条第1号の改正及び薬局、医薬品販売業等監視指導ガイドライン第3の1(2)の改定を行い、必ずしも対面販売を併せて行うことを前提とせず、インターネット販売に特化した販売業態を許容すべきである。 ②他店舗や倉庫からの発送の許容 薬機法施行規則第15条の6第1号 、第147条の7第1号を改正し、一般医薬品の配送を販売を行う店舗（薬局）からに限定せず、他店舗や倉庫からの配送を許容するべきである。倉庫から発送する場合、薬剤師または登録販売者の資格を持つものを配置する等、安全性に配慮した条件を加えることも考えられる。	①一般用医薬品のインターネット販売に特化した業態の許可 一般用医薬品の販売業は、店舗販売業の許可を得る必要があり（薬機法）、当該許可を得た店舗において特定販売（以下「インターネット販売」という。）が可能とされている 薬機法施行規則）。当該許可の基準は、購入者が「容易に出入りできる構造であり、店舗であることがその外観から明らか」であり（薬局等構造設備規則）、一般用医薬品のインターネット販売のみを行う時間を除き、週「30時間以上」の開店時間が求められる（ガイドライン）等、対面販売を前提とした基準を満たす必要があり、インターネット販売のみを行う販売業態が想定されていない。 このため、インターネット販売のみを行おうとする場合であっても、対面販売を前提とした構造設備や開店時間等の基準を満たすための過大なコスト負担を強いられ、事業展開・参入の妨げとなっている。 購入者に対する情報提供や購入者からの相談については、インターネット等を介して十分に対応することが可能であり、また実態上も、形式的に実店舗を構えつつインターネット販売を主として行っている事業者の事例が存在するといった、規制の形骸化が認められる。 ②他店舗や倉庫からの発送の許容 インターネット販売を行うに当たっては、「当該（薬局）に貯蔵し、又は陳列している一般用医薬品」を販売することとされており（薬機法施行規則）、販売を行う店舗以外（他店舗や単なる倉庫）からの代理発送は不可とされている（厚生労働省の関連Q&A、一般用医薬品の販売ルール等について）。 このため、販売を行う店舗において在庫がない場合等に系列のインターネット販売を行う他店からの代理配送や、倉庫での在庫管理および配送といった形態が認められず、インターネット販売における物流網の構築が制限されている。その結果、必要な一般用医薬品を迅速に購入者へ届けるに当たり、インターネット販売における物流の非効率が生じ、インターネット販売を行う、また注行おうとしている事業者にとって過大なコスト負担や事業展開・参入の妨げとなるとともに、顧客の利便性の低下にもつながり得る。 （要望実現により）コロナの流行に伴いインターネット販売の需要が高まる中、非対面・非接触を可能とするコロナ時代に即した新たなビジネス展開に向けたインターネット販売の活用が期待できる。さらに、事業の負担軽減・効率化、参入障壁の引下げ、新たな事業形態の促進、迅速な配送による顧客利便の向上、非対面・非接触による感染拡大の防止、インターネット販売の普及による購買履歴データの蓄積・活用等の効果が期待される。	（一社）日本経済団体連合会	厚生労働省	一般用医薬品を販売するにあたっては、薬剤師や登録販売者による情報提供や確実な相談応需を行う体制が必要です。また、当該医薬品の販売を行う店舗の薬剤師・登録販売者が責任を持つことが困難な事態が発生しないよう当該店舗での管理の下、貯蔵、陳列している医薬品を販売することが求められます。 このため、インターネットを利用した販売は店舗での販売を前提としております。	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第15条の6第1号及び第147条の7第1号	対応不可	制度の現状欄に記載のとおりです。	◎

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
269	令和3年11月8日	令和3年12月2日	コロナにより解雇・帰国困難となった技能実習生等の製造業3分野での就業	製造業3分野においても他業種同様に異業種からの就業（在留資格「特定活動」の許可）を認めるべきである。	コロナの影響で、実習が継続困難となって解雇されたり、帰国困難となった技能実習生等については、技能実習時と同一の職種もしくは、特定産業分野（特定技能制度14分野）において、在留資格「特定活動」の許可を得て、就業することが可能である。ただし、特定技能制度14分野のうち、製造業3分野（素形材産業、産業機械製造業、電気・電子情報関連産業）については、製造業各分野で対象となっている業務区分（職種）で勤務・実習中に解雇されたものに限られており、他分野から製造業に再就職することは認められていない。同分野を所管する経済産業省によれば、安全上の理由から認めないとされている。 しかし、他業種から製造業への就労希望者が相当数いるほか、製造業の需要回復もあり、受入機関の採用ニーズも高い。また、国土交通省が所管する建設業、造船・船用業については、すでに他業種からの再就職が可能であることから、安全性は製造3分野について再就職を認めない根拠として十分と言えない。 （要望実現により）解雇や帰国困難となった技能実習生等は、それまで日本に在留していたために日本語や生活面での不安が少ない上に、他業種での技能習得を通じて、特定技能への移行を希望する人材がいる。就業環境の安全性を担保した上で、これら技能実習生等が技能習得できる分野を増やすことができれば、実習生・受入機関双方にとって有益である。 なお、2021年4月の製造工程の有効求人倍率は1.39と（他業種からの技能実習生等の再就職が進む）農林漁業の1.24を超える水準となっており、人手不足が生じている。それにも関わらず、特定技能制度における製造業3分野の受入実績は、制度開始から2年が経過した2021年3月末時点で、当初の受入れ見込数の15%にも届いていない。今後もコロナにより外国人の新規入国が制限されていることから、当初の政策目的を果たすことは難しい状況が続くと予想される。こうした中、国内で引き続き就業を希望する技能実習生等が、人手不足が深刻な特定技能分野に移行できる体制をさらに整えることは、課題となっている特定技能制度の活用にも資する。	（一社）日本経済団体連合会	法務省 経済産業省	出入国在留管理庁においては，令和2年4月から，新型コロナウイルス感染症の影響により解雇等され，実習が継続困難となった技能実習生等の本邦での雇用を維持するため，特定産業分野における再就職の支援を行うとともに，一定の要件の下，「特定活動」の在留資格を許可し，本邦での雇用を維持するための支援を行っています。 同年9月7日からは，予定された技能実習を修了した技能実習生のうち新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に伴う空港の閉鎖や移動の制限等を受けて，帰国便の確保や本国国内の居住地への帰宅が困難と認められる者についても本措置の対象となっています。 対象となる技能実習生等について，製造業3分野（素形材産業，産業機械製造業，電気・電子情報関連産業）においては，当該3分野へ技能実習2号良好修了者として試験免除で移行できる職種・作業の技能実習を行っていた技能実習生等であって，その活動中に解雇された者や，帰国困難な修了者に限られます。	なし	対応不可	【法務省】 雇用維持支援の対象となる特定産業分野のうち，製造3分野においては，経済産業省が，就業する外国人の労働安全を確保するため，当該3分野へ技能実習2号良好修了者として試験免除で移行できる職種・作業の技能実習を行っていた技能実習生のみを受入れの対象とすることが適切であると判断し，それを受け，現状の制度としております。 【経済産業省】 製造業の3分野においては、工作機械等を用いるため技術的に不慣れかつ日本語能力が不十分な人材が従事した場合に労働災害が発生するおそれがあることから、外国人材の労働安全を確保するという観点から、「国内において、製造業各分野で対象となっている業務区分（職種）で勤務・実習中に解雇されたもの」と限定しております。	
270	令和3年11月8日	令和3年12月2日	上場企業単独型における技能実習計画認定申請手続書類の簡素化	外国人技能実習機構もこれになら い、上場企業からの申請書類を削減するよう主務官庁である出入国在留管理庁と厚生労働省が機構に指示するべきである。具体的には、省令様式第1号と内容が重複している、または一般に公表されている会社情報を記載する以下の書類を削減すべきである。 ・同 第1-2号　申請者の誓約書 ・同 第1-16号　技能実習生の報酬・宿泊施設、徴収費用についての説明書 ・同 第1-22号　技能実習を行わせる理由書 　⇒理由：省令様式第1号と内容が重複 ・参考様式 第1-1号　申請者の概要書、外国の事業所が登記・登録されていることを証する公的な書類、登記事項証明書、直近2事業年度の貸借対照表の写し、直近2事業年度の損益計算書または収支計算書の写し 　⇒理由：上場企業であれば、公表資料で確認が可能 ・同 第1-36号　申請者の役員に関する誓約書 ・役員の住民票の写し 　⇒理由：上場企業であれば、公表資料で役員の本人確認が可能	外国人の技能実習を行うためには、出入国在留管理庁長官と厚生労働大臣から実習計画の認定を受ける必要がある。現在、同計画の認定事務は、外国人技能実習機構が担っているが、企業単独型では申請手続で最大35種類の書類を「書面で」提出することが求められており、コロナ下の在宅勤務を阻害する要因になっている。 技能実習においては適正化が重要な課題となっているが、上場企業単独型の技能実習では、不適切事例は極めて少なく、海外工場への技能移転の仕組みとして技能実習制度本来の趣旨に基づく取り組みが行われている。しかし、手続きの煩雑さにより上場企業の受入負担が重く、手続きの簡素化を進めることが必要である。なお、出入国在留管理庁への在留資格認定証明書申請では、上場企業は、公表資料により、その実態が明らかなため、すでに提出書類が簡素化されている。 （要望実現により）企業単独型の技能実習制度の活用により、日本が目指す技能移転による国際貢献の円滑な実施が期待される。さらに、書面作成手続きの負担が軽減され、コロナ禍における在宅勤務の推進につながる。 （参考：ある上場企業の事例） 上場企業における1か月の申請実績 申請人数：2019/1～12　349名（毎月申請あり） （実績）2020/1～2021/1 433名（毎月申請あり） 申請書類の種類：最多で35種類（企業単独型技能実習1号イでの申請） 技能実習の目的：海外工場の技能工の育成、技能移転	（一社）日本経済団体連合会	法務省 厚生労働省	御提案の書類は，外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則第8条で規定されている技能実習計画の添付書類又はその参考様式であり，技能実習計画が認定基準に適合しているかを確認するためのものです。 いずれも技能実習の適正な実施のために重要なものであり，実習実施者が上場企業の場合でも，現状，取扱いに差異はありません。 なお，御提案の書類は，同令別記様式第1号による技能実習計画の認定の申請書と内容や目的が重複するものではなく，また，必ずしも上場企業が公表する資料から確認できるものではありません。	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号） 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則（平成28年法務省・厚生労働省令第３号）	検討を予定	制度の現状欄に記載のとおり，御提案の書類は，実習実施者等が技能実習制度の趣旨を理解し，技能実習計画の認定基準を満たしていることを明らかにするための書類であり，重要なものであることから，御提案の書類の提出を廃止することは基本的に困難ですが，上場企業が公表する資料において網羅的に確認ができるものについては，提出資料の簡素化などの対応を検討します。	
271	令和3年11月8日	令和4年2月2日	旅行業務取扱管理者の選任要件の緩和	旅行業法第11条の2に記載されている旅行業務取扱管理者の選任に関しては、営業所ごとではなく、企業単位で行えるものとすべきである。	旅行業務における契約は、旅行業務取扱管理者が行うこととなっている。現行規程では、旅行業務取扱管理者は自身が所属する特定の営業所において、旅行業務に関する契約を締結することとされており、顧客が別店舗での契約を希望する場合など、引き継ぎに手間と時間がかかり、誤認なども発生している。また、コロナ禍における店舗の休業により、他営業所への応援のための人員配置やオンラインでの予約などの柔軟な対応ができない。 （要望実現により）デジタル技術を活用することで、店舗に所属することと遜色なく顧客への予約対応や変更対応が可能となり、無用なトラブルも防止できる。また、企業としても柔軟な対応が可能になることで、業務効率性が改善され、働き方改革に繋がることが期待できる。	（一社）日本経済団体連合会	国土交通省	旅行業法では、消費者保護の観点から、旅行業者等が、営業所ごとに、一人以上の旅行業務取扱管理者を選任し、取引の明確性や旅行に関するサービスの提供の確実性その他取引の公正、旅行の安全及び旅行者の利便を確保するため必要な事項の管理・監督に関する事務を行わせることを義務付けております。 旅行業務取扱管理者は、あくまで各種事務を管理・監督することを求められている立場であり、個々の旅行契約は旅行業務取扱管理者が行う必要はなく、旅行業務取扱管理者以外の職員が行うことも可能です。	旅行業法第11条の2 旅行業法施行規則第10条	対応	仮に企業単位での選任とした場合、営業所が複数あっても1人しか選任されないことが想定されますが、各地域に存在する個別の旅行者や取引先である各種サプライヤーとの契約状況等を、当該管理者が一括して監督する責任を負わせることは現実的に困難であると解され、旅行者との取引に大きく影響を及ぼすものと思われます。 旅行業務取扱管理者による複数の営業所への対応につきましては、平成29年には旅行業務取扱管理者制度の改正を行い、1名の旅行業務取扱管理者による複数営業所兼務を解禁しております。 具体的には、地域限定旅行業者において、以下の要件を満たす場合となります。 ・ 複数営業所が近接しているとき （営業所間の距離の合計が40km以下） ・ 旅行業務の適切な運営が確保されている場合 （1名の管理者が担当する営業所の業務量の年間取扱額の合計が一定（一億円）以下になる場合 また、デジタル技術の活用につきましては、令和3年5月12日に「旅行業務及び旅行サービス手配業務におけるテレワークの実施について」（観参第60号）を発出し、テレワークを可能とすることで、旅行業務取扱管理者の営業所等への必置義務を緩和しております。 なお、本通達では、テレワークを行うのに必要な措置を定めている一方で、「これらの措置を常時講じていることを理由として、旅行業務取扱管理者の営業所への不在を常態化してはならない」としていますが、事業者が登録行政庁に相談等するなどして、個別の実情等を勘案してテレワークを実施しており、それが消費者保護の観点から問題ないと考えられる場合は、旅行業務取扱管理者の営業所への不在の常態化にはならないと考えられます。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
272	令和3年11月8日	令和4年1月13日	在宅勤務手当の「割増賃金の基礎となる賃金」除外項目への追加	一定の要件の下で在宅勤務手当を「割増賃金の基礎となる賃金」から除外できるよう、行政解釈で明記すべきである。具体的には、以下の①ないし②の支給方法によるものを除外対象とすることが適当と考える。 ①実費精算 ②在宅勤務日数に応じた支給 　a.1日当たりの在宅勤務手当を決め、実際に在宅勤務を実施した日数分を支給。 　b.在宅勤務日数を段階的に区分し（20日以上、10日以上等）、区分ごとの在宅勤務手当を決めて支給。 ②-aについては、例えば家族手当では、扶養家族の人数に応じた支給方法が認められており、在宅勤務日数に応じた支給はこれと同様であると言える。また、②-bについては、例えば住宅手当では、ローンや家賃の金額を段階的に区分し、区分に応じた手当を支給する方法があり、在宅勤務手当についても同様の支給方法が認められると考えられる。	コロナ対策として在宅勤務が普及する中、在宅勤務に必要な備品の購入費や通信費、光熱費等を手当として補助する会社が増えている。現行の労働基準法において「割増賃金の基礎となる賃金」から除外できるものは、家族手当や通勤手当等の7項目に限定されており、割増賃金を計算する際に、在宅勤務手当は「割増賃金の基礎となる賃金」に算入しなければならない。 在宅勤務手当は、家族手当や通勤手当等と同様に、労働とは直接関係のない個人的事情に基づいて支払われるものと考えられる。例えば、在宅勤務により発生する光熱費は労働とは直接関係がない。 また、在宅勤務手当が「割増賃金の基礎となる賃金」に算入されることで、社員間に不公平が生じる可能性があると考えられる。例えば、社内に在宅勤務が可能な社員と可能でない社員がいる場合、そのほかの条件をすべて同一と仮定すると、在宅勤務が可能な社員の方が「割増賃金の基礎となる賃金」が高くなり、両者間の公平性が保たれない。	（一社）日本経済団体連合会	厚生労働省	労基法上の賃金とは、名称の如何を問わず、労働の対償として使用者が労働者に支払うすべてのものをいい、事業経営のために必要な実費を弁償するものは賃金に当たりません。 このため、提案内容のうち①については、「在宅勤務手当」が事業経営のために必要な実費を弁償するものであれば、労基法上の賃金に該当せず、割増賃金の基礎となる賃金にも該当しないものです。 割増賃金の基礎となる賃金は「通常の労働時間又は労働日の賃金」ですが、ここから除外できる賃金は、労基法第37条第5項及び労基則第21条において限定的に列挙されています。これらは労働と直接的な関係が薄く個人的事情に基づいて支給されていること（家族手当、通勤手当等）や、主として計算技術上の困難があるために除外を認めているもの（臨時に支払われた賃金等）です。 ②については、在宅勤務の形態での労務提供を行った日数に応じて支給されるものであるため、労基法第37条第5項及び労基則第21条において限定的に列挙されているいずれの賃金にも該当しないと考えられ、また現行法令の考え方に照らし、このような手当を一律に割増賃金の基礎となる賃金から除外できる賃金とすることは困難です。	労働基準法第37条第5項、労働基準法施行規則第21条	対応不可	制度の現状欄に記載のとおりです。	
273	令和3年11月8日	令和4年2月2日	屋外空間の活用に向けた床面積算定の見直し	軒下部分のテラス席については屋内的用途とみなさず、容積率算定の規準である床面積から除外する旨を通知等で明示すべきである。あるいは、公共施設への負荷を考慮したうえで、屋内的用途とみなさない一定基準を明示することで、容積率に抵触するかもしれないという懸念を払拭すべきである。	近年、街の魅力を高めるために、屋外にテラス席等を設ける取り組みが進んでいる。2020年には街のにぎわいを創出するため、「歩行者利便増進道路」（通称：ほこみち）制度が創設された。こうした中、コロナ対策の観点からも、軒下部分にテラス席を設ける事業者が増えている。しかし、既存建築物の庇・オーニング等の軒下部分のテラス席は、屋内的用途とみなされる場合、容積率の算定基礎となる床面積の対象となる可能性があるため、屋外空間を積極的に活用したいと考えている事業者が躊躇する要因となっている。 そもそも、軒下部分のテラス席は気象条件（例：台風や気温）によって活用できないことも多く、屋内的用途として全く同じように利用していると考えるべきではなく、「都市施設の供給能力ないしは処理能力とのバランスを保つ」という容積率制限の目的に抵触するとは一概に言えない。実際、「歩行者利便増進道路」等を利用して、建物軒下隣接の道路上に雨除けの覆いがあるテラス席を設けることは認められている。 屋外空間の活用は、感染症対策として有効であると同時に、コロナで影響を受ける飲食業界の支援にもつながる。また、政府が推進するにぎわいのある街づくりに大きく寄与する。	（一社）日本経済団体連合会	国土交通省	容積率制限は、建築物の密度を規制することにより、道路等の都市施設の処理能力等とのバランスを保つことを目的としており、建築物の敷地面積に対する床面積の合計の割合を制限しております。 「提案理由」に挙げられている、「ひさし」による軒下部分について、常時、飲食店のテラス席等として屋内的利用をする場合には、床面積に算入されることになります。 なお、提案の例示にある「オーニング」のように、屋根の役割を持つものの、容易に取り外せるもの・収納できるもの・移動できるものについては、通常、地方公共団体の運用では屋根として扱っておらず、その軒下部分は床面積に算入していないものと認識しています。	建築基準法第52条 昭和61年建設省住指発第115号「床面積の算定方法について」	現行制度下で対応可能	制度の現状に記載しているとおり、「オーニング」のように、屋根の役割を持つものの、容易に取り外せるもの・収納できるもの・移動できるものについては、通常、地方公共団体の運用では屋根として扱っておらず、その軒下部分は床面積には算入していないものと認識しています。 また、「ひさし」の軒下部分をテラス席等として、常時、屋内的利用をする場合には、床面積に算入されることになる一方で、一時的に活用する場合には、その活用方法等に応じて、地方公共団体が総合的に判断しており、これまでも柔軟な運用がされていると認識しております。地方公共団体とよくご相談いただくことで、屋外空間を適切にご活用いただくことが可能になると考えられます。	
274	令和3年11月8日	令和4年2月2日	ICT 活用による遠隔での建築基準法に基づく中間・完了検査の実現	国土交通省告示第835号を改正し、目視と同水準であると技術的に担保するための基準を設定の上、ICTを活用した方法も認めるべきである。	住宅の建築において、一人の主任技術者が複数の工事現場を非専任で管理することは一般的であるが、建築基準法等に基づく申請や検査のための業務負担が大きく、その解消が課題となっている。 特に、建築基準法による建築物等の中間検査・完了検査は、平成19年6月20日国土交通省告示第835号「確認審査等に関する指針」において、目視等の方法によることとされているため、検査時に工事現場での立会いの要請を受ける主任技術者の負担が大きく、また、ICT（ビデオ会議システム等）活用による遠隔検査の試行が進まない原因となっている。 （要望実現により）、ICT活用による遠隔での建築基準法に基づく検査が実現すれば、主任技術者が立会いのために移動する時間・負担を減らすことができ、コストの削減につながるのみならず、労働力不足の影響を受ける建築業界の働き方改革の推進にも資することが期待される。	（一社）日本経済団体連合会	国土交通省	平成19年6月20日国土交通省告示第835号「確認審査等に関する指針」は、中間検査・完了検査等の審査の方法を定めたものですが、提案理由に記載された申請者の検査時の立会いについては定めていません。なお、検査の円滑な実施のため、審査機関が申請者に依頼して、主任技術者等の任意の立会いを求めている場合があります。	建築基準法第18条の3 平成19年6月20日「確認審査等に関する指針」第3の3、第4の3	事実誤認	制度の現状欄に記載の通りです。 なお、申請者側などがビデオ会議システム等を使って遠隔から検査に立ち会う場合の留意点等について、実務者団体の協力を得て設置された委員会に、国土交通省も参画して検討を進めているところです。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
275	令和3年11月8日	令和4年1月13日	貨客混載輸送の全面解禁	貨客混載輸送を全国的に解禁すべきである。	コロナの影響でEコマースの利用が急増するなか、宅配事業者の人手不足や長時間労働、運送車両の増加に伴うCO2排出量増加等の問題が懸念されている。他方、交通機関においては、人口減少や外出抑制等による利用者減少によって経営が悪化し、住民のニーズに応じたサービス提供の維持が困難となっているケースがある。 　これらを解決する方法として、旅客運送事業者、貨物運送事業者が従来の縦割りを超えて協業し、旅客と貨物の掛け合わせによってより効率的な輸送を実現する「貨客混載輸送」が期待されている。しかし、現在は過疎地域等の限定的な区域でのみ解禁されており、原則は禁止となっている。2020年度にタクシーによる食料・飲料の運送が容認されたものの、「旅客及び貨物の同時運送（混載）を行わないこと」が求められている。 　物流の逼迫や交通機関が抱える課題は過疎地域に限った話ではなく、国土交通省の指定自治体以外の地域や都市部においても貨客混載輸送による解決は有効である。特に高齢化に伴い、買い物等でのスムーズな移動に支障のある住民が増加すると、宅配サービス・交通機関双方の充実はますます重要な課題となる。 （要望実現により）、物流面ではラストワンマイル輸送における多様かつ柔軟な手段の利用、交通面では新たな事業展開による経営の維持・拡大を期待できる。	（一社）日本経済団体連合会	国土交通省	従来、運送事業を営む際には、道路運送法又は貨物自動車運送事業法に基づき、旅客・貨物それぞれの運送に適した体制を整備することを前提としておりましたが、平成29年より、人口減少に伴う輸送需要の減少が進む地域において、持続的な人流・物流サービスの確保を図るため、貨物自動車運送事業法の許可の取得により、旅客自動車運送事業者による貨物の運送を可能とする貨客混載を制度化しました。 具体的には、人口減少に伴う輸送需要の減少が特に深刻であり、持続的な人流・物流サービスの確保のニーズが特に強いと考えられる過疎法に基づく過疎地域であり、人口が3万未満の市町村等を対象地域として設定しました。 また、一般乗合旅客自動車運送事業については、道路運送法第82条に基づき、旅客の運送に付随した郵便物や新聞紙等の少量貨物（350kg未満）の運送が従来より可能でしたが、平成29年より、貨客混載の制度化と併せて、貨物自動車運送事業法の許可の取得により350kg以上の貨物の運送も可能としました。 加えて、昨年9月には、タクシー事業者が貨物自動車運送事業法の許可の取得等により有償で食料・飲料を運送できるよう措置したところです。	貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第3条等	その他	貨客混載の制度については、これまで具体的なニーズに基づいて必要な措置を講じてきたところです。今後については、まずは現行制度下では対応できない具体的なニーズがどのようなものか詳細をお伺いさせていただきたいと思います。	
276	令和3年11月8日	令和3年12月2日	道路占用システムの拡充	国土交通省の主導により、「道路占用システム」を拡充し、対象道路を指定区間内の国道以外の道路に拡大するとともに、屋外客席の設置等に係る保健所への手続も包含するなど、ワンストップサービスを実現すべきである。その際、確認事項のオンライン上での公開により事前相談を省略可能とすることも期待される。また、国家戦略特別区域法や都市再生特別措置法を改正し、両法に基づく道路占用許可手続を電磁的方法も可能とすることにより、「道路占用システム」上で扱えるようにするべきである。	歩行者利便増進道路制度や「新型コロナウイルス感染症の影響に対応するための沿道飲食店等の路上利用に伴う道路占用の取扱いについて（2020年6月5日付け国道利第5号国土交通省道路局長通知）」に基づき、指定区間内の国道を占用して路上に飲食施設等を設置しようとする場合、オンライン上で公開された道路占用許可基準および道路使用許可基準の確認事項を満たしていれば、申請者は道路管理者および都道府県警察へ事前相談を行うことなく、道路占用許可および道路使用許可を「道路占用システム」を活用して、オンラインで一括申請することできる。 しかし、現時点では「道路占用システム」の対象道路は指定区間内の国道のみであり、指定区間内の国道を除く道路（指定区間外の国道、都道府県道、市町村道）は対象とされていないほか、屋外客席の設置等に係る保健所への手続は別途行う必要がある。また、国家戦略特別区域法や都市再生特別措置法に基づく道路占用許可手続にあっては、申請書に書面の資料を添付して道路管理者に提出することとされているため、オンライン化が実現していない。 （これらの要望実現により）道路占用に係る手続の利便性が向上すれば、コロナ禍での「新しい生活様式」の定着に対応して、飲食店等が屋外客席を設置することが容易になり、売上・客足の減少等の影響を軽減する効果が期待されるとともに、オープンスペースの活用が促進され、にぎわいのある魅力的な街づくりに貢献することが期待される。	（一社）日本経済団体連合会	厚生労働省 国土交通省	（国土交通省） ・ご提案内容通り「道路占用システム」の対象道路は指定区間内の国道のみとなっております。 ・国土交通省では「デジタル推進法」に則り「国土交通省デジタル・ガバメント中長期計画」を作成し、電子による申請手続を推進しており、国家戦略特別区域法や都市再生特別措置法に基づく道路占用許可申請についても、上記の方針に従って、直轄国道の場合は道路占用システムを介した電子データによる添付書類の提出を認めているところです。 （厚生労働省） 　営業許可施設の基準については、厚生労働省令で定める基準（参酌基準）を参酌して、条例で必要な基準を定めることしています。参酌基準において、客席に関する規定は設けられておりません。	（国土交通省） 道路法第32条 道路交通法第77条、第78条 国家戦略特別区域法第17条 都市再生特別措置法第62条 （厚生労働省） ・食品衛生法（昭和22年法律第233号）第54条 ・食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）別表第19	（国土交通省） 対応不可 （一部事実誤認） （厚生労働省） 事実誤認	（国土交通省） ・道路占用システムは、制度の現状にも記載のとおり、国の直轄道路の占用許可手続のオンラインシステムとして整備・運用しているものです。 一方、地方公共団体における道路占用許可手続については、デジタル・ガバメント実行計画（令和2年12月25日閣議決定）別紙4に記載されているとおり、地方公共団体が優先的にオンライン化に取り組むべき手続の一つとされており、内閣官房において、道路分野に限らず地方公共団体が扱う行政手続全体に共通するシステムであるマイナポータルの活用を推進しています。 このため、国土交通省においても、マイナポータルの活用を前提に、内閣官房と共同で申請フォームのひな形や申請フォームのひな形の利用ガイドラインを作成して提供する等の取組を行い、積極的なオンライン化を促進することとし、その旨関係部局にも周知しているところです。 また、実際にマイナポータルでの道路占用許可のオンライン申請を可能としている地方公共団体の例もあると承知しています。 ・国家戦略特別区域法や都市再生特別措置法に基づく道路占用許可申請については制度の現状欄に記載のとおりです。 （厚生労働省） 厚生労働省令で定めた営業施設の規準（食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）別表19）においては、道路の使用に関連する客席規定を設けておりません。	◎
277	令和3年11月8日	令和4年2月2日	交通関連データの集積に向けた共通フォーマットの活用	交通関連データの集積に向けて、一般旅客自動車運送事業者の許可申請および事業計画の変更申請について、GTFS-JPによるデータ添付が可能な形での電子申請を早期に実現すべきである。	モビリティ分野においては、MaaS（Mobility as a Service）をはじめとして、交通データを駆使した新たなサービスの登場が期待されており、その実現に向けた交通関連データの集積・共有が喫緊の課題となっている。 これに関連して、国土交通省では、2016年に「標準的なバス情報フォーマット（GTFS-JP）」を導入し、バス運行各社が有する路線図や時刻表、運賃、運行情報等の共通フォーマットでの公開を推進してきた。しかし、これらバス運行各社はじめ一般旅客自動車運送事業者が国土交通省に対して許可申請や事業計画の変更申請を行う際には、このGTFS-JPは活用されておらず、申請手続は現在も書面で行われている。また、「デジタル・ガバメント実行計画」（2020年12月25日閣議決定）では、変更申請のみ汎用受付システム上でのオンライン化対象とされているが（手続ID 35941）、同受付システムはGTFS-JPに対応していない。 GTFS-JPの普及が進むことで、国土交通省におけるGTFS-JPデータの集積が可能となり、将来的に交通データプラットフォームの基盤になることが期待できる。	（一社）日本経済団体連合会	国土交通省	現時点において、事業の許可申請及び事業計画の変更の認可申請はオンライン化されておりません。 他方、規制改革実施計画　主な実施事項（令和3年6月18日閣議決定）においては、書面の提出等を求める行政手続について、令和7年までにオンライン化することとされており、事業の許可申請及び事業計画の変更の認可申請は、令和7年までに、オンラインでの申請が可能となる予定です。	―	検討を予定	バス事業者（一般旅客自動車運送事業者）が国土交通省に対して書面で行っている許可申請と事業計画の変更申請について、GTFS－JPを申請に活用できるかの観点も含めて検討し、令和7年までにオンライン化に取り組んでまいります。	◎

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
278	令和3年11月8日	令和3年12月2日	(6)-1 ワーケーションの促進等のための環境整備ツールの充実	廃止された小学校等の公的不動産の飲食・宿泊施設としての再生のため、各法律の規制を横串で緩和する法律を整備する。	○一度廃校となると、電気などのインフラが停止するため、再び活用する際にはその復旧や改修のために多額の費用を要することがボトルネックとなっている。例えば、廃校になっても避難所扱いにすることで最低限のインフラは維持するような保存ガイドラインを策定することが有効である。 ○廃校を飲食・宿泊施設として改修する場合にも、食品衛生法や旅館業法に基づく施設基準に従う必要があるが、再生事業者にとって重い負担となっている。地域活性化につながること等を条件として当該基準を緩和することを検討するべきである。	(一社)新経済連盟	厚生労働省	旅館業法において「旅館業」とは、旅館・ホテル営業、簡易宿所営業及び下宿営業のことであり、施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業のことを指します。 上記に該当し営業する場合には、都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長。）の許可を受け、旅館業法施行令で定める構造設備の基準に従う必要があります。 食品衛生法において「飲食店」とは、公衆衛生に与える影響が著しい営業として規定されており、飲食店の営業を営もうとする者は、都道府県知事の許可を受けなければなりません。飲食店においては、規定の公衆衛生の見地から必要な施設基準に合う必要があります。	旅館業法（昭和23年法律第138号）、旅館業法施行令（昭和32年政令第152号） 食品衛生法（昭和22年法率第233号）、食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）	対応不可	飲食店、旅館業に該当する場合には、法令を遵守していただく必要があります。制度の現状に記載いたしました。食品衛生法、旅館業法の許可や構造設備基準の遵守等については、公衆衛生的観点から必要とされるものです。	
279	令和3年11月8日	令和3年12月2日	（10）eスポーツの促進	eスポーツの管轄省庁の整理を行い、政府による積極的な国際大会の誘致や運営・配信の補助を行う。	○観光振興策の新たな切り札としてeスポーツは注目が高まっているが、管轄省庁が決まっておらず、政府による振興策や支援体制が不十分である。 ○海外では国際大会が開催され、多くのスポンサーやイベントに協賛をする中、国として新たな観光需要の観点から支援体制を確立し、魅力あるコンテンツに育成することが求められる。	(一社)新経済連盟	内閣府 警察庁 消費者庁 総務省 法務省 文部科学省 厚生労働省 経済産業省	eスポーツの振興は、ゲーム産業の発展にとどまらず、動画配信ビジネス、地域でのeスポーツ大会の開催など波及効果も大きく、日本のコンテンツ市場全体の拡大に寄与するものと期待しています。 経済産業省ではこうした観点を踏まえ、令和元年度に「eスポーツに係る市場規模等調査分析事業」として、受託者である日本eスポーツ連合（JeSU）とともに「eスポーツを活性化させるための方策に関する検討会」を開催し、 ①周辺市場・産業への波及効果を含めた国内eスポーツ市場の長期目標の検討・試算 ②海外主要国のeスポーツの発展の経緯等に関する調査分析 ③eスポーツの社会的意義に関する検討、及び今後の活性化方策の提言 等に取り組んでいます。 他方で、国内で開催される国際大会を含むeスポーツ大会に関しては、スポンサー収入や放映権といった収入源を確保することで、大会の開催が可能となり、JeSUを含め様々な事業者が参入するなど、民間ベースで積極的な動きがみられています。	なし	検討を予定	日本のeスポーツ業界においては、既にJeSUが中心となって国際大会の誘致や開催支援が行われていることから、日本におけるeスポーツ・ゲーム産業の健全かつ多面的な発展に向け、引き続き業界団体と連携して取り組みを進めてまいります。	
280	令和3年11月8日	令和3年12月2日	肝炎核酸アナログ製剤治療受給者証の更新の簡素化	肝炎核酸アナログ製剤治療受給者証の更新で毎回思うが、世帯全員の住民票、課税非課税証明等が診断書以外に必要なのだが、住民票も課税非課税証明も、市役所の中でわかる話で、わざわざ発行させて市役所の保健課に出させるのは無駄な作業に感じる。自治体の発行手数料稼ぎではないかと思う。マイナンバーカードがあれば、データは市役所内で共有し提出省略できないものか。また今後電子カルテになれば、医療機関の診断書も提出不要になればさらにありがたい。	申請者の住民票、課税非課税証明の発行に伴うコスト軽減、窓口申請の時間軽減、申請手続きの簡素化。役所側も発行に関わる人件費削減が見込めるほか、マイナンバーカードの普及促進になる。	個人	デジタル庁 総務省 厚生労働省	肝炎治療受給者証（核酸アナログ製剤治療）の交付・更新については、都道府県が実施する事業であるため、市町村ではなく、都道府県に住民票や市町村民税の課税年額を証明する書類を提出して頂く必要があります。 なお、マイナンバーの利用に関しては、肝炎の医療費助成に関する事務が、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成二十五年法律第二十七号）第19条第9号の要件を満たす独自利用事務の事例として既に情報連携の対象となっているため、一部の都道府県においては、住民票や市町村民税の課税年額を証明する書類の提出を省略することが可能となっています。 また、核酸アナログ製剤治療の更新認定に関して、医師の診断書に代えて、直近の認定以降に行われた検査内容及び治療内容がわかる資料を提出することができます。	なし	事実誤認 現行制度で対応可能	制度の現状欄に記載のとおりです。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
281	令和3年11月8日	令和3年12月2日	偽装請負の防止対策2	偽装請負の防止対策2 ライセンス制度 発注元、受注者の企業はライセンス化し、違反した場合、ライセンスを剥奪し、一定期間請負契約を禁止する。 また、発注元、受注者各会社はそれぞれは契約担当と現場に各1人以上の講義等を受けてライセンスを取得した専門の人員配置する事を義務づける。 偽装請負が発覚した場合は、そのライセンスを剥奪すし、一定期間再取得を禁止する。 ただし、偽装請負を申告した者は剥奪等は免除される。	現状、請負業者、特にサービス関係の業者は法令理解度も低く、慣習や利益や重視し、発覚件数も少ない事、罰則が緩い事などあり、コンプライアンスの意識は低い現状にある。 この状態はダイバシィ化していく今後の日本に於いて、人材育成の阻害、訴訟の増加などマイナス面が多く改善すべきものである。 しかしながら、企業内全員が請負法における偽装請負の知識を有することは、範囲も広く事実上は難しい現状がある。その打開策の為にも、ライセンス制度を提案する。 企業ライセンスとして、発注元、受注者の契約担当者は法令の講習を受けて、契約書を作成し、前提案の書面の提出を行う。これにより書面の二重チェックがかかる。 それとは別に個人ライセンスとして講習等を受けた現場責任者等に与え、実務での二重チェックをかけることで、偽装請負を防ぐ防止策になる。 また、ライセンス制度にする事によって、ライセンス剥奪がある為、自浄作用も期待が出来る。 これにより、慣習よりコンプライアンスの社会になり、ダイバシティの社会に対応出来る礎を作る事ができる。	個人	公正取引委員会 厚生労働省	労働者派遣法では、「労働者派遣」とは、自己の雇用する労働者を、当該雇用関係の下に、かつ、他人の指揮命令を受けて、当該他人のために労働に従事させることをいい、当該他人に対し当該労働者を当該他人に雇用させることを約してするものを含まないものとされ、「労働者派遣事業」とは、労働者派遣を業として行うことをいいます。 労働者派遣法の適正な運用を確保するため、「労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準（以下「37号告示」という。）により、労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分を明らかにした上で、労働者派遣事業の適正な運営の確保と派遣労働者の保護を図っています。 労働者派遣事業に該当するか否かについては、37号告示に基づき実態に即して判断しており、発注者と受注者との間において請負契約等の形式をとりながら、実態として発注者が受注者の雇用する労働者に対して直接具体的な指揮命令をして作業を行わせているようないわゆる偽装請負の場合には、労働者派遣法に違反するものとして、厳正に指導監督を行うこととしています。	○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第2条第1号及び第3号 ○労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準（昭和61年労働省告示第37号）	対応不可	制度の現状欄に記載のとおりです。	
282	令和3年11月8日	令和3年12月2日	偽装請負の防止策3	偽装請負の防止策3 現場責任者（個人ライセンス保持者）の最低賃金の規定 偽装請負の防止策2に於いて提案した個人ライセンスを発行する事により、職責に合わない安い給料で労働を強いられている労働者に対して、労働に於ける正当な報酬を保証するものである。	そもそも、現場管理者（現場責任者）は、法令で規定されている職責多く大きいものである。しかしながら、現状、特にサービス業の請負に於いてその見合った待遇、給料は支給されていない事が多い。 法令で規定している以上、その職責に見合った待遇、給料は国が最低保証をすべき案件と考える。 職責に見合った待遇、給料は社会の礎であり、放置することは、労働力の窃取になり、貧富の差を増長する事にもつながる。 また、偽装請負の防止策2で提出した、個人ライセンスは、権利を個人で有する故に、個人の利益の損失に繋がる恐れもある。それ故に待遇と給料の保証がなければ、収入の不安につながり、企業の言いなりになる恐れがある。 それを防ぐ為に、職責に見合った最低限の給料、待遇はすべきであると考える。	個人	公正取引委員会 厚生労働省	番号281の回答をご参照ください。				
283	令和3年11月8日	令和3年12月2日	海外での身分証明書	米国在住20年以上で日本に帰国したものです。日本人は海外に行ったときに、パスポート以外に身分証明書がないことが非常に不便です。もちろん、海外はパスポートを常に身につけていなければいけないことになっていますが、EU諸国等、身分証明書カードがIDとして通用しますし、米国の免許証は、英語であることだけで、ほとんどどこの国でも身分証明書として使えて大変便利でした。日本でも、国際免許証を1年更新でお金をとって取るような時代遅れはやめて、免許証の表でも裏でもよいので、英語表記を入れるようにしてくれれば、国際的に通用するオフィシャルな身分証明書は作れるはずです。	パスポートのサイズは持ち歩くのに不便すぎます。 免許証との併用でなくても、パスポートの代替となるIDカードを英語表記で発行してもらえるだけで、海外渡航者はカード利用時などを含めて相当に便利になると思います。	個人	警察庁 外務省	（外務省） 国際民間航空機関（ICAO）が定める国際基準では、旅券冊子に求めるサイズ等の規格が定められており、我が国においてもそれに準拠した旅券が発行されています。 （警察庁） 国内運転免許証の記載事項（氏名、住所等）及び様式、国際運転免許証の交付については、道路交通法（昭和35年法律第105号）及び道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）において定められております。	（外務省） なし （警察庁） 道路交通法（昭和35年法律第105号）第93条 道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第19条及び別記様式第14）	（旅券について） 対応不可 （運転免許証の英語併記について） 検討を予定	（外務省） 旅券冊子は国連専門機関である国際民間航空機関（ICAO）で国際基準が厳格に定められており、我が国においてもこの規格に準拠した旅券冊子が発行されています。そのため、外務省において、旅券冊子のサイズを見直すことや、代替となるIDカードなどを発行する予定は今のところございません。 （警察庁） 国内運転免許証の英語併記については、国民の皆様の様々な御意見・御要望、マイナンバーカードとの一体化に向けた議論等も踏まえながら、今後必要に応じて検討してまいりますが、英語併記された国内運転免許証が外国で身分証等として通用するか否かは同外国の制度によることとなります。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
284	令和3年11月8日	令和4年1月13日	総務省宛て諸届の電子化	企業年金基金による生存、転入・転出情報の照会手続きの電子化	現状、照会書に企業年金の理事長印を押印のうえ提出しており、書面から電子メール等による提出を認めて頂くこと、押印を不要としていただくことをお願いしたい。 【提案の背景】 ①厚労省通知（下記根拠法令①ご参照）において、年金基金は、加入者に必要な情報を通知するために、住民票の写しを求める等の方法により、加入者の住所の把握に努めることが求められている。 ②当該通知に基づき、年金基金が加入者（＝第三者）の住民票の写しを求める場合、現状は書面による請求を行っている。 他方、第三者の住民票の写しを求める際の手続きは、「住民基本台帳の一部の写しの閲覧並びに住民票の写し等及び除票の写し等の交付に関する省令」第7条（下記根拠法令②ご参照）に定められている。 ＜根拠法令①＞ ○「確定給付企業年金における加入者原簿の記録の適正な管理等について」（平成19年11月15日年初第1115004号厚生労働省年金局長から地方厚生（支）局長あて通知） ＜根拠法令②＞ ○住民基本台帳法 （本人等以外の者の申出による住民票の写し等の交付） 第十二条の三 ○住民基本台帳の一部の写しの閲覧並びに住民票の写し等及び除票の写し等の交付に関する省令 （住民票の写し等の送付を求める場合の方法） 第七条	民間企業	総務省	法人が住民基本台帳法第12条の3の規定に基づき住民票の写し等の交付の申出を行う場合、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条第1項及び総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則第4条第2項等の規定に基づき、入力する事項についての情報に電子署名を付した上、商業登記法に基づき登記官が作成した商業登記電子証明書を送信するなどの方法で、オンラインによる申出を行うことができます。	住民基本台帳法第12条～第12条の3、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条、総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則第4条	現行制度下で対応可能	「制度の現状」に記載のとおりですが、オンラインによる申出については整備状況が異なるため、申出を行う前に各市区町村にお問い合わせいただきますようお願いいたします。	
285	令和3年12月3日	令和4年2月2日	犯収法　厳格な取引時確認	犯収法に基づき、厳格な取引時確認が必要となる取引を行う場合には、以前に取引時確認済みであっても、本人確認を省略できず、必ず、2種類の本人確認書類を確認する等して、本人確認をやりなおさなければならない。 厳格な取引時確認の対象となる取引であっても、2回目以降の取引の場合には、基本的に取引時確認の省略を認めるべきである。具体的には、法4条3項を改正し、法4条2項のケースもカバーできるようにすべきである。	例えば、外国の政府高官と契約をしている、(1)保険会社が、毎月、保険金を払うに際し、毎回厳格な取引時確認をしなければならなかったり、(2)銀行が、口座貸し越しの際に毎回厳格な取引時確認をしなければならなかったり、(3)貸金業者が、ATMにおけるキャッシングの利用の都度、毎回厳格な取引時確認をしなければならないことに理論的になり、実際の対応が困難であるために、取引拒絶をまねいていると聞く。 外国と比べても、過度に厳しい法制であり、早急に改められるべきである。	個人	警察庁 金融庁	犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）第4条第2項に規定する取引を行う際には、取引の都度、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成20年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第1号）第14条に規定する厳格な顧客管理を行う必要性が特に高いと認められる取引に際して行う確認の方法により取引時確認を行わなければならないこととされており、同法第4条第3項の規定による取引時確認の省略をすることはできません。	犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）第4条第2項及び第3項 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令（平成20年政令第20号）第12条 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成20年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第1号）第14条	対応不可	【警察庁】 犯罪による収益の移転防止に関する法律第4条第2項に規定する取引については、マネー・ローンダリングのリスクの高い取引であるため、これを行う場合には取引の都度、厳格な顧客管理を要することとしているものであり、当該取引について同条第3項のような除外規定を設けることは困難と考えています。 なお、FATF勧告（マネー・ローンダリング及びテロ資金対策のための国際基準）では、外国の重要な公的地位を有する者等については、通常の顧客管理措置の実施に加え、業務関係についてより厳格な継続的監視等を実施することとされています。 【金融庁】 金融機関の外国人顧客対応について、金融庁では「外国人顧客対応にかかる留意事項」等を公表しており（令和3年6月）、その中で、外国の政府高官等であることのみを理由として取引を謝絶していないかについても留意すべきとしています。	
286	令和3年12月3日	令和4年2月2日	犯収法の補完書類の範囲の柔軟化	犯収法との関係で、日本でも、公共料金の請求書を、補完書類として認めるべきです。	犯収法では、公共料金の領収証書が補完書類となっていますが、住所の記載が必要となる所、最近の公共料金の領収書では、個人情報保護等の観点から、住所の記載がなく、補完書類として使えなくなっています。他国では、Utility Billsが補完書類として認められているものと認識しています。そこで、犯収法との関係で、日本でも、公共料金の請求書を、補完書類として認めるべきです。 （参考：中崎隆「詳説犯罪収益移転防止法」（中央経済社、第1版）123頁）	個人	警察庁	犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成20年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第1号。対応の概要欄において「規則」といいます。）第6条第2項第3号では、補完書類の１つとして、公共料金の領収証書を定めておりますが、公共料金の請求書は、補完書類に該当しません。	犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成20年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第1号）第6条第2項第3号	対応不可	補完書類については、従前より、居住実態が確実に裏付けられるものとして、規則第6条第2項各号に掲げる領収証書等の書類を認めており、公共料金の支払事実が確認できることにより居住実態が確実に裏付けられる公共料金の領収証書を補完書類として認めている一方、公共料金の請求書については、居住実態が確実に裏付けられる書類とは言えないことから、これを補完書類として認めることは困難であると考えています。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
287	令和3年12月3日	令和4年1月13日	新幹線(在来線含む)利用時の障害者割引適用切符購入の簡素化について	現在、新幹線に乗車する場合、事前に窓口で切符を買うか、ネットで予約(スマートEX・e-チケット)する方法があります。 今回提案したいのは、ネットで予約する際の障害者割引の適用です。 現在、障害者割引を適用した切符を入手する場合は「みどりの窓口」に出向き、障害者手帳を提示しないと割引が適用された切符を購入することが出来ません。 スマートEX等であればネット予約後に改札でカードをタッチすることで入場することが出来ますがそのカード情報に障害者割引が適用されるようなシステムを構築してほしいです。	コロナ禍の今日では、非対面でのサービスが拡充されておりますが、 コロナ禍に限らず毎回窓口で購入するのは負担が大きく感じます。 高速道路利用時のETCカードは、ETCカード申込時に障害者手帳を提出することで割引が適用されたETCカードを入手することが出来、障害者手帳を有する人が、運転・乗車している場合に限り利用することが出来ます。 この事例を踏まえて、特にスマートEXなどのカードも事前に申し込みをする必要があることから、障害者手帳のコピー等を提出することで割引を適用したカード(ID)を発行することが可能ではないでしょうか？ ※付添1名の割引の適用方法は要検討となりますが・・・。 障害者割引が適用されたカードがあれば、毎回窓口へ出向くことなくネットで予約することが出来て、障害者の方々も負担が軽減するのではないかと思います。	個人	国土交通省	障害者の方に対する運賃割引については、鉄道事業者の自主的な判断の中で、理解と協力を求めてきたところです。オンライン予約への障害者割引適用につきましても、鉄道事業者の判断で行っており、国土交通省としては、法令上の規制は設けていないところです。	なし	その他	制度の現状欄に記載のとおり、国土交通省では運賃割引について規制は設けていないところですが、いただいたご提案につきましては、鉄道事業者に伝えてさせていただきます。	
288	令和3年12月3日	令和4年2月2日	ハローワークの自動化およびそれで出た余剰職員による職場定着支援	ハローワークは現在も業務の大部分を対面・紙ベースのアナログ対応を続けており、職員の多くは提出された書類をシステムに手入力している。こうした一連の流れを機械化することにより人員を割いての業務が軽減される。またこの軽減により生まれる余剰人員を活用して、離職率が高い事業所や障害者・高齢者雇用の職場定着支援や働き方改革に注力する。	ハローワークのアナログ対応は昔からだが、このコロナ禍においても利用する国民のことはニの次だ。 例:密になる待合スペースのクラスター化を回避するため、真夏であっても駐車場で待機するよう指示。雇用保険失業給付の説明会会場の会議室が狭く、こちらも密を避ける目的で1回あたりの説明会参加人数を減らす(ただし開催日程や回数の追加措置は行わず)。 2021年5月13日に行われた第12回デジタルガバメントWGにて、失業認定の申告書が職員の手入力でシステムに登録されている事実が明らかになっている。こうした作業をデジタル化できれば、ハローワークの人員も現在ほどは必要なくなるかもしれない。 そこで出た余剰人員を活用して、事業所訪問を強化し職場定着支援を行う。現在障害者や高齢者の定着支援は厚労省の外郭団体や都道府県が社会福祉団体に委託した障害者就労生活支援センターが行っているが、非公務員の支援員が担当しているので強制力が乏しいのが現状だ。ハローワーク職員であれば公務員であるので一定の強制力が働く。もしくは余剰人員を労基署に転籍させて、抜き打ちでの臨場が可能な労働基準監督官として活用するのも有用と考える。 働き方を是正すれば雇用保険料の増収や社会保障費の抑制に役立てることができる。	個人	厚生労働省	雇用保険受給者説明会は、受給者の皆様に雇用保険受給にあたっての留意事項や就職活動についてご理解いただく重要なものであり、原則として参加を求めています。 他方、感染拡大防止のため、1回あたりの参加者数を絞る、開催自体を中止し窓口で個別に説明するなど、各ハローワークにおける会場規模や参加者数などの実態に応じた対策を講じているところです。雇用保険受給者説明会の中止や参加できなかった方のために、雇用保険受給者説明会用の動画をYoutube厚生労働省動画チャンネルにて公開しており(https://www.youtube.com/watch?v=kpi3oo3bjc4)、自宅等で視聴していただくことが可能ですが、本動画は手続きの概要を説明したものであり、失業認定申告書の書き方などの具体的な手続きの流れは口頭にて説明しています。 失業認定申告書の処理に係るシステム入力は職員の手入力により行われています。	雇用保険法第15条第3項、雇用保険法施行規則第22条第1項	対応	雇用保険受給者説明会については、制度の現状に記載のとおりです。失業認定申告書の記載方法など、雇用保険受給者説明会用動画では説明できない具体的手続きの流れをご理解いただくため、現在は、感染状況を踏まえつつ雇用保険受給者説明会を順次再開しています。 また、失業認定関連手続として、離職票を電子化し、マイナポータルに利用者登録を行っている離職者の方にハローワークから直接交付する(令和6年度中の運用開始を目指している)など、可能な限りのデジタル技術の活用、利用者負担の軽減に取り組んでまいります。	
289	令和3年12月3日	令和4年1月13日	外国人留学生の「資格外活動」に係る就労時間制限の緩和について	わが国に在留する外国人の「資格外活動」の許可は、1週に28時間以内であること、風俗営業等でないことなどを条件として許可されることになっており、留学の在留資格で在留する外国人留学生については、学則で定める長期休業期間に限り1日について8時間以内とされているところです。 ついては、外国人留学生の「資格外活動」の就労時間制限を現行の週28時間以内を、学生の本分である学業に支障をきたさないよう配慮しつつ、週40時間程度まで緩和するよう要望いたします。	近年わが国の教育と企業に魅力を感じ、日本で学び、働くことを希望する外国人留学生が大勢入国しています。こうした中で「資格外活動」として認められている週28時間を超えてアルバイトをしている留学生が見受けられるのが実情です。留学生たちには、出入国在留管理局の指導を守るよう厳しく指導しているところですが、留学生たちの多くは「週28時間以内のアルバイトでは、日本での生活を維持していくことが難しい。」と言って、やむなく退学する留学生も多いのが実情です。 留学生たちがアルバイトで日本のビジネス習慣を学び、やがて日本の企業や事業所等に就職し国際貢献できることを期待しています。 これと同時に留学期間中の就労を積極的に労働力として活用し、わが国の労働力不足を補完する一助になるものと思います。 最近はコロナ禍でアルバイト先が少なくなり見つけるのが難しいといった事情もありますが、留学生たちが最低限の生活を維持し、勉学に励んで卒業できるよう「就労時間の制限緩和」について検討して頂きたく要望いたします。	個人	法務省	留学生の資格外活動については、原則として、1週について28時間以内(教育機関の学則で定める長期休業期間中にあっては1日8時間以内)の範囲で認められています。	出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第19条第2項、 出入国管理及び難民認定法施行規則(昭和56年法務省令第54号)第19条第5項	対応不可	資格外活動許可は、留学生本来の活動である学業を阻害しない範囲で許可されているものであり、一定の時間を定めて制限することは合理的であるところ、資格外活動として1週について40時間就労を行った場合、就労活動が本来活動となるおそれがあることから、その緩和については慎重な検討が必要となります。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
290	令和3年12月3日	令和4年1月13日	個人タクシー開業についての営業許可区域の緩和、撤廃	現在個人タクシーは営業許可区域が各県で定められており、個人タクシーをやりたいと思っても区域外ではできません。 地元地域に根差した個人タクシーができる様、緩和していただきたいと希望しています。 個人的な感想ですが、個人タクシーになる条件は厳しく設定されている為、 法人タクシーに比べ、サービスもモラルも高く持った人が多いと思います。 これから日本のラストワンマイルをもっと柔軟にすることで、利用者にとってもいいことだと思います。 是非ご検討いただけますと幸いです。	現在タクシードライバーとして約10年間タクシー会社に勤めていますが、個人タクシーとして独立を考えたときに現在私の住んでいる地域では、規制により開業できません。 開業する為には、現在住んでいる場所から引っ越しすることに加え営業許可区域内タクシー会社でさらに2年間勤めなくてはなりませんし、営業区域に営業所と住居が同一で存在する必要があります。 私は持ち家ですし、家を売却して引っ越しとなると流石に無理になります。是非、やりたいことができる社会であってほしいです。 また、千葉県成田市ですが、個人タクシーが出来ません。しかしながら成田市内である成田空港には個人タクシーが乗り場にいます。 これを見ると納得ができません。 法人タクシーについても、採算が合わなくなり運転手の給料だったり車両整備などあらゆるお金がかかっている部分がブラックになっている会社が多いです。 当然安全面も低下していきます。 社会的にもドライバーをやる人が年々少なくなっている中、個人タクシーであれば、経費を差し引いたとしても給料面で大きく、魅力があると思いますので地方地域でも交通インフラがより良くなると思います。	個人	国土交通省	「一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーに限る。）の申請に対する処分に関する処理方針」（平成13年9月12日付け国自旅第78号）において、許可を行う地域については、人口が概ね30万人以上の都市を含む営業区域で、いわゆる流し営業が成り立つ地域として地方運輸局長又は沖縄総合事務局長が認めた地域とし、営業区域は法人タクシーと同一の区域とする旨、定めております。	一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーに限る。）の申請に対する処分に関する処理方針（平成13年9月12日付け国自旅第78号）	対応不可	個人タクシー事業は、優良・優秀な運転者に限って認める特別な制度として位置づけられており、事業者に対しては、運行管理、整備管理等のすべてを運転者自らが責任を持って行わなければならないことから、事業者及び運転者としての両側面を加味した厳格な資格要件を課すこととしております。また、許可を行う地域については、人口が概ね30万人以上の都市を含む営業区域で、いわゆる流し営業が成り立つ地域として地方運輸局長又は沖縄総合事務局長が認めた地域としております。	
291	令和3年12月3日	令和4年1月13日	行政文書作成における雛形穴埋めWebサービス公開規制緩和	非資格者が「官公署に提出する書類」の雛形穴埋め（文書作成）をソフトウェア的に行うソフトウェアやウェブサービスを開発・公開することの合法化	東京地判平成28年7月25日判タ1435号215頁に代表されるように、依頼者から提供された情報を加工し契約にかかる書類をソフトウェア的に作成する行為はソフトウェア開発者が文章を作成したとみなされ違法とされた。 同様に官公庁に提出する書類もソフトウェア開発者が文書作成をしたとみなされる可能性が高く、日本のデジタル化推進を著しく阻害している。 この観点においては行政書士などの有資格者が非資格者が作成した補助ツールを使用することも文章作成の主体がソフトウェア開発者にあたるため厳密には違法である。 一般に「官公署に提出する書類」として代表的な申請手続きの様式はデータと表示を分離して考えると依頼者が提供するデータに基づいて機械的に様式に転記する（表示に整形する）だけで完成するものが多い。 しかし、現状ではエクセルで言うところのvlookupを使った雛形穴埋めを行うソフトウェアを非資格者が開発するだけでも違法である。 官公庁に提出する書類には申請書が複数に渡り、入力項目が重複するものも多い。データと表示を分離する原則を活用すると自動的にひな形（公開様式）を埋められるので、ソフトウェア的に実装し、広く利用してもらえる場面が多くあると考える。	個人	総務省	・　行政書士法第1条の2第1項は、「行政書士は、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類・・・その他権利義務又は事実証明に関する書類を作成することを業とする」、また同法第19条第1項は「行政書士又は行政書士法人でない者は、業として第一条の二に規定する業務を行うことができない」と規定しています。	行政書士法第1条の2、第19条第1項	対応不可	・　御指摘の東京地裁判決は、ソフトウェアの開発そのものを違法としたものではないと承知しておりますが、いずれにしても、官公署に提出する書類を作成することは行政書士法第1条の2に規定する行政書士の独占業務であり、行政書士の業務を行うために必要な知識及び能力の担保がなされていない者が、当該書類の作成事務を行うことを業とすることはできないものと考えます。	
292	令和3年12月3日	令和4年1月13日	旧姓併記のマイナンバーカードで銀行口座・NISA口座を開設できるようにしてほしい	総務省HPや区役所のポスターで，マイナンバーに旧姓併記すれば，旧姓で銀行口座を開設・継続できると記載あるが，実際に新生銀行・楽天銀行・SBIネット銀行では対応してもらえなかった。NISA口座も旧姓で開設できなかった。理由を確認したら，税務署との関係で戸籍上・住民票の名前と同じでないと不可と言われたが，住民票も旧姓併記済みである。政府は旧姓使用拡大をうたっていながら，実務が乖離しており矛盾している！ https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/daityo/kyuuji.html	職場では旧姓のまま活動しており，旧姓の銀行口座の資金を活用して投資を検討している。女性が結婚後もスムーズに投資や社会経済活動を継続できるよう縦割りをやめて，各部門連携してほしい。 (1)旧姓併記のマイナンバーカード，運転免許証，住民票があれば，いつでも旧姓で銀行口座・証券口座・NISA口座を開設できるようにして欲しい。銀行側に理由を確認したところ，税務署が旧姓では受け付けていないとのことである。既存の旧姓の銀行からも，口座名義を新姓に変更しなければならないと促されており，その場合，当該口座から引き落としのクレジットカード，スマホ，保険，公共料金など様々な名義も併せて変更しなければならず，女性の経済活動に大きな支障を来す。 (2)また，既存の旧姓口座にある外貨を国内の自分の証券口座（なくなく新姓で開設）に送金する際も，旧姓併記のマイナンバーカードを提示しても，旧姓のままでは送金できないため，投資がスムーズにできないので，旧姓のまま外貨を自分の口座に送金できるようにしてほしい。銀行側に確認したところ，何らかの国内法の関係で，新姓でないと送金できないことになっているとの由。眠らせている外貨を早く株式投資したいのに，スムーズに送金できず，まずは，既存口座の名義変更をしてから，新姓で送金依頼をするよう促されている。タイムリーな投資活動ができないのは，働く女性が増えている中，女性の投資へのハードルを上げ，大きな損失である。	個人	内閣府 金融庁	銀行口座等における旧姓使用は現行制度においても可能ですが、金融機関のシステムにおいて新旧両姓の双方を適切に管理する等の対応が必要です。そうしたことから、内閣府及び金融庁より金融機関に対して、法令上求められる口座開設・為替取引時の本人確認義務の適切な履行や、金融機関の業務運営に与える影響にも留意しつつ、銀行口座等における旧姓使用を可能な限り円滑に行うよう促しています。	なし	現行制度下で対応可能	制度の現状欄に記載のとおりです。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
293	令和3年12月3日	令和4年1月13日	登記申請のAI化の障害の排除。	1．登記申請書作成プログラムの操作方法の相談は、司法書士法に抵触しないことを明確化するべきである。抵触する場合としない場合がある場合は、たとえば申請者名などのフォームの入力箇所を教示する程度のことは、相談に応じても抵触しないことを明らかにするべきである。 2．相談業務については、司法書士の独占業務から外すべき。弁護士法も、弁理士法も、行政書士法も、相談業務は独占としていない。 3．プログラム作成会社による登記申請AIプログラム作成のための相談窓口を法務局に開設するべき。 4．司法書士以外の電子申請の利用者の割合を実態調査するべき。なお、法務省は必要ないと回答しているが、その理由がない。	AIなどの技術を用いたプログラムによって、容易に登記申請書を作成し、そのまま電子申請までできる時代となっている。 しかしながら、プログラム制作会社によって、操作方法のサポートが事実上できない事態となっている。 なぜならば、司法書士関係者によって、プログラムの操作方法を説明することは、同時に書類作成及び申請の相談になるとの注意喚起がされているためである。 たしかに、法務省によれば、AIなどのプログラムが登記申請書を作成する場合においては、司法書士法に抵触しないとの回答をしている。しかしながら、プログラムの操作方法のサポートができない点については明らかにしていないことから、司法書士関係者による曖昧な警告によって、独占禁止法に抵触する事態が野放しにされている。 さらに、プログラム会社がAIを作ろうとしても、法務局の登記申請書の作成に関する相談は、個別具体的に申請しようとする者に限って行われており、プログラムを作るにあたっての申請書作成方法の説明を、法務省は行っていない。 つまり、これからプログラムでAIを作ろうとしても、窓口となる法務省は相談を受け付けておらず、プログラム作成の障害となっているのである。 これではデジタル社会において、イノベーションは起きない。 しかも、法務省によると、電子申請の利用者のうち、司法書士ばかりが利用している実態を隠すために、実態調査は「相当でない」と煙に巻いて司法書士業界を保護している。 窓口の相談業務を極限まで不親切にし、ホームページの案内からも明らかなように、司法書士に誘導し、本人申請を減らそうとしている実態を改善すべきである。	個人	法務省	1～3 司法書士は，不動産登記手続の代理及びその相談等を行うことを業とすることができ，それ以外の者がこれを業として行った場合，司法書士法に抵触することとなります。 4 登記申請のうち，商業・法人登記申請については，「行政手続コスト」削減のための基本計画の策定に係るサンプル調査を実施しているところ，当該調査項目には，代理人申請及び本人申請それぞれのオンライン申請の割合も含まれています。	1～3．司法書士法第3条，第6条，第73条	1～3．対応不可 4．対応	1～3 国民の権利に多大な影響を及ぼす登記業務を適正・円滑に行うためには，登記に関する知識及び相当の法律的専門知識を有する者が登記申請業務を取り扱う必要があることから，登記手続の代理及びその相談業務は司法書士の独占業務とされています。 これは，司法書士については，司法書士法第6条に基づき試験が実施され，その業務を行うのに必要な知識及び能力を有すると認められる者に資格を付与することにより，国民の権利の保護に資することによるものです。 そのため，このような制度的な能力担保がされていない者について，登記の申請代理等の事務を行うことを業として認めることは適当ではないと考えます。 なお，当該提案における登記申請書作成プログラムの操作方法の相談が認められるかどうかは，個別具体的な事例を踏まえ個々に判断されるべきものであるため，一般的に司法書士法に抵触するかどうかを判断することは困難です。 4 オンライン申請に関する実態調査の在り方については，オンライン利用率の向上に向けて，引き続き検討してまいりたいと考えております。	
294	令和3年12月3日	令和4年1月13日	行政書士に関する制度の見直し	（1）行政書士の事務所移転が県をまたぐ場合の、県行政書士会への過大な入会金徴収に関する独占禁止法違反の基準を明確化すべき。 （2）行政書士の代筆した書面への記名押印義務を廃止すべき。 （3）行政書士の領収証の様式を廃止すべき。 （4）弁護士や弁理士と同様に、行政書士も補助者制度を廃止していただきたい。 （5）公的証明とは一見して分からないことから、行政窓口で身分証明に使えない場合があるため、行政書士登録証（行政書士の免許証のようなカード）の発行者を、民間団体である行政書士連合会から、総務省などの官公庁にしていただきたい。	（1）については、県をまたいで事務所を移転する場合、移転先の行政書士会に30万円前後の入会金が必要となる。総務省は、あくまで業界団体が自主的に定めたものとして無関心でいるが、そもそも事務所移転を予定していない行政書士が多数いるのであるから、改善は期待できない。 そこで、独占禁止法に抵触するおそれがあるとして、県をまたいでの事務所移転に関して、過大な入会金の請求をしないように明確化や行政指導をするべきである。 （2）については、行政書士が依頼により電子書面を作成した場合は、記名押印義務が全く無いところ、紙の書面のみ義務とされている。 現実的に、たとえば遺言書に添付する財産目録は民法改正によりパソコンで作成可能となったが、行政書士が記名押印をしている話しなど聞いたこともない。 弁護士や行政書士がパソコンで作成したとしても、遺言書の一部を弁護士や行政書士が代筆して良いかは明確にされていないためである。 万一、遺言書の目録に行政書士が記名押印をして、その有効性に疑義が生じたとすれば、誰が責任を取るのであろうか。この場合において、弁護士には記名押印義務がないのであるから、行政書士にも必要ないはずである。 （3）については、領収証の様式義務の廃止を内閣府から指摘されながら、行政書士団体は完全に無視を続けており、改善される様子がない。使い勝手が極めて悪く、押印義務も非効率であって、直ちに廃止するべきである。 （4）については、弁護士や弁理士などには補助者の登録制度は存在しないので、廃止するべきである。 （5）については、証明者が業界団体だと、公的証明であると分からないため改善すべき。	個人	公正取引委員会 総務省	【公正取引委員会】 (1) 独占禁止法では、事業者団体による競争の実質的な制限、事業者の数の制限、構成事業者の機能又は活動の不当な制限、事業者に不公正な取引方法を用いさせるようにする行為等を禁止しています（法第8条）。 また、事業者団体のどのような活動が独占禁止法上問題となるかについて、具体的な活動の例を挙げながら明らかにすることによって、事業者団体による独占禁止法違反行為の防止を図るとともに、その適正な活動に役立てるため、「事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針」を策定しています。 【総務省】 2） ・ 行政書士法施行規則 昭和26年総理府令第5号）第9条第2項の規定により、「行政書士は、作成した書類に記名して職印を押さなければならない」こととされており、同規則第11条の規定により、「行政書士は、日本行政書士会連合会の会則の定めるところにより、業務上使用する職印を定めなければならない」こととされています。 3） ・ 領収証については、行政書士法施行規則第10条の規定により、「日本行政書士会連合会の定める様式により正副二通の領収証を作成」することとされています。 4） ・ 補助者については、行政書士法施行規則第5条第1項の規定により、「行政書士は、その事務に関して補助者を置くことができる」こととされ、同条第2項の規定により、補助者を置いたときまたは異動があったときは、「遅滞なく、その者の住所及び氏名を行政書士会に届け出なければならない」こととされています。 ・ また、補助者は、行政書士法 昭和26年法律第4号）第1条の2及び同法第1条の3に規定する業務の補助及びその業務に付随して処理する必要のある事務を行うに当たり、身分を証明するものとして都道府県行政書士会が交付した、補助者証及び補助者章を携帯・着用することとなっています。 5） ・ 行政書士法第6条の2第4項において、日本行政書士会連合会は、同条第2項の規定により登録をしたときは当該申請者に行政書士証票を交付することとされております。	【公正取引委員会】 (1)独占禁止法第8条第3号及び第4号 【総務省】 (2)行政書士法施行規則第9条第2項、第11条 (3)行政書士法施行規則第10条 (4)行政書士法施行規則第5条 (5)行政書士法第6条の2第2項、第4項	【公正取引委員会】 (1)対応 【総務省】 (2)その他 (3)その他 (4)対応不可 (5)その他	【公正取引委員会】 (1) 「独占禁止法違反の基準を明確化すべき」とのご提案については、「事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針」（平成7年10月30日公正取引委員会）は、次の考え方を示しています。 ① 事業者団体に加入しなければ事業活動を行うことが困難な状況において、不当に、事業者団体への事業者の加入を制限することにより、新たに事業者が参入することを著しく困難とさせることは、原則として独占禁止法第8条の規定に違反する（第2－8－1－3）。 ② 社会通念上合理性のない高額に過ぎる入会金を事業者団体が徴収することは、前記①における「不当に、事業者団体への事業者の加入を制限」することに当たるおそれが強いことから、事業者団体に加入しなければ事業活動を行うことが困難な状況においては、独占禁止法違反となるおそれが強い（第2－9－2－3②）。 ③ 事業者団体が、社会通念上合理的な金額の入会金を徴収することは、それ自体としては、独占禁止法上問題となるものではない（第2－5②）。 なお，独占禁止法に違反する行為があれば，厳正に対処してまいります。 【総務省】 (2)・ 行政書士の記名や職印の押印については、申請者の本人確認や申請意思の真正担保及び行政書士が作成した書類であることの真正担保に係る機能を適切に果たしており、実際に、個々の行政書士の業務依頼者関係先から都道府県行政書士会に対し、書類に押印された職印が当該行政書士の職印として提出されたものであることを証明する依頼が行われ、同会は「証明書」を発行しているところです。このように、記名や職印は証明制度としての機能を果たしており、行政に関する手続の円滑な実施に寄与しているものと承知しております。 ・ 御提案のご指ついては、日本行政書士会連合会の意見や他の士業の対応状況を勘案しつつ、現行制度の意義を十分に踏まえて対応する必要があると考えております。 3） ・ 領収証の様式を定めることにより、領収証に記載すべき事項の欠落を防止することや行政書士が作成した書類であることの真正性担保に係る機能を果たしているものと承知しております。 ・ 御提案の領収証のあり方については、日本行政書士会連合会の意見や検討状況を十分に踏まえつつ検討してまいります。 (4) ・ 日本行政書士会連合会からは、補助者制度を廃止することにより、行政書士の使者へのなりすましのおそれが増加し、ひいては、不正な申請や非行政書士による行政書士法に違反する行為を助長することにもなるという意見もあるなど、補助者制度は行政書士制度にとって重要な機能を果たしているものと承知しており、廃止することは考えておりません。 (5) ・ 行政書士証票は、行政書士法第6条の2第4項に基づき、行政書士であることの身分証明書として日本行政書士会連合会が交付するものです。 ・ なお、地方公共団体の各種手続の申請等を行う場合などにおいて、当該代理人の本人確認書類として何を求めるかについては、当該申請を受け付ける各地方公共団体の手続内容やその趣旨により異なるところですが、行政書士証票は行政書士法に基づく行政書士の資格を証明するものであり、その趣旨や取扱いが十分周知されるよう、関係団体と取り組んで参ります。	
295	令和3年12月3日	令和4年2月2日	交通信号機の合理的な法改正（車両と歩行者の区分撤廃）	現行の法令では、車両用灯器は3色及び2色が規定されています。歩行者用信号灯器については、2色が規定されています。しかし、歩行者信号と車両信号が別物で設置コストや部品点数削減の課題になっています。車両用灯器の青点滅を盛り込み、かつ人の記号を廃止し製造コスト等の低減を図るものです。特に、青点滅を用いた2色信号は、ローカルルールで設置されているところもあります。今後、小規模交差点などで施工できることが望めます。2色信号（青・赤）の普及を推進して施工・維持等の低減を図ることを目的とします。	現在、下記の通り制定されています。 （信号機の灯火の配列等） 第三条　信号機の灯火の配列は、赤色、黄色及び青色の灯火を備えるものにあつては、その灯火を横に配列する場合は右から赤色、黄色及び青色の順、縦に配列する場合は上から赤色、黄色及び青色の順とし、赤色及び青色の灯火を備えるものにあつては、その灯火を横に配列する場合は右から赤色及び青色の順、縦に配列する場合は上から赤色及び青色の順とする。 2　信号機が表示する信号の順序は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。 一　青色の灯火、黄色の灯火及び赤色の灯火の信号を連続して表示する場合　青色の灯火、黄色の灯火及び赤色の灯火の信号の順とすること。 二　人の形の記号を有する青色の灯火、人の形の記号を有する青色の灯火の点滅及び人の形の記号を有する赤色の灯火の信号を連続して表示する場合　人の形の記号を有する青色の灯火、人の形の記号を有する青色の灯火の点滅及び人の形の記号を有する赤色の灯火の信号の順とすること。 三　人の形の記号（歩行者用灯器を指す）の信号灯器は、開発や製作にも時間がかかるので、車両用と共通化して合理化を図れば、更なる低コスト化が図れます。 つまり、この人の形の記号の条文を廃止し、青の点滅を車両用（軽車両以外の自動車）として盛り込めば、3色信号を使わなくてもよいと考えれます。 一般的な信号灯器は現代において3色信号ですが、一部の箇所では2色信号（青・赤）を採用しています。もっとも、昔は2色信号が多くありました。今後、再びコスト低減のためにも普及すべきものと思います。	個人	警察庁	（人の形の記号を有する灯火信号について） 信号機の表示する信号の意味その他信号機について必要な事項は、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「令」といいます。）第2条及び第3条において定められているところ、人の形の記号を有する灯火については、青色の灯火、青色の灯火の点滅及び赤色の灯火の3種類が規定されており、歩行者及び普通自転車（道路交通法（昭和35年法律第105号）第63条の3に規定する普通自転車をいいます。以下及び対応の概要欄において同じ。）の通行のみを規制の対象としています。 （青色の灯火の点滅について） 令第2条第1項において、車両を規制の対象とした灯火については、青色の灯火、黄色の灯火、赤色の灯火、青色の灯火の矢印、黄色の灯火の点滅及び赤色の灯火の点滅の6種類が規定されているところ、青色の灯火の点滅についての規定はありません。	道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第2条及び第3条	対応不可	（人の形の記号を有する灯火信号について） 人の形の記号を有する灯火信号については、その形状から、歩行者及び普通自転車の通行のみを規制の対象としているところ、当該信号を廃止して自動車等の通行を規制する通常の灯火信号に置き換えた場合，当該規制が歩行者及び普通自転車の通行のみを対象とするものなのか、又は自動車等の通行をも対象とするものなのかの判別が困難となり、道路交通の安全と円滑に重大な支障を及ぼすおそれがあることから、人の形の記号を有する灯火信号を廃止することは困難です。 （青色の灯火の点滅について） 現在、多数の国において、車両の通行を規制する灯火信号は赤色、黄色及び緑色の三色の灯火で構成された信号が、歩行者の通行を規制する灯火信号については赤色及び緑色の二色の灯火で構成された信号が採用されているところ、日本において、自動車等を規制の対象とした灯火信号を、青色及び赤色の二色で構成された信号とすることは、国際標準の観点から適切ではないと考えております。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
296	令和3年12月3日	令和4年1月13日	建設コンサルタント登録制度の見直し	1）技術士資格に代えて、建設コンサルタンツ協会のRCCM（シビルコンサルティングマネージャー）資格者のみでも建設コンサルタント登録資格が維持できるようにするべき。 2）技術士であっても、国交省における面談による勤務実態と実務遂行能力（高齢による歩行障害など）の有無をクリアした者でなければ、建設コンサルタントの登録資格者としては認められないこととするべき。 3）高齢化する技術士資格者の在り方について、若手の技術士が増えず、30代以降に業界から去っている実情に照らし、経験がなければ受験できないなどの制度を見直すべき。	橋梁・道路・トンネル・下水などの公共工事の設計業務をする場合、事実上、入札資格として国交省の建設コンサルタント登録資格が求められている。 そして、この登録を受けるには、文科省が所管する技術士法に基づく技術士を置く必要がある。 そのため、全国の測量設計会社においては、公共入札のために技術士を置き、建設コンサルタント登録を行うことが事実上必須となっている。 ところが、技術士資格者は大手ゼネコンには存在するものの、経験者でなければ受験できないなど、合格者が極めて少ない資格であるため、50人に満たない地方の中小建設コンサルタントにおいては、高齢の技術士による名義貸しが横行している実態がある。 建設コンサルタント登録制度としても、たとえば下水分野で技術士が1名いれば、橋梁などの分野は技術士は不要となっており、技術士の居ない分野であっても、RCCM資格者がいれば扱えることになっている。 技術士は国交省の所管ではなく、更新制度もないため、実際には新しい技術に対応できなくても問題とされておらず、死亡していても気が付かないのが現状であり、階段すらも上れない名ばかり高齢技術士がいることは、10年以上前から問題視されているが、何ら改善されていない。 多くの地方の建設コンサルタントは、非常勤の技術士に給与を支払い、実際には現役世代のRCCMが安い給料で過酷な実務をこなす構造が出来上がっている。 国土交通省としては、技術士資格の必置を見直し、国交省独自の資格認証制度を設けて、認証を受けた技術士やRCCMなどの資格者を置く場合は、建設コンサルタント登録資格が維持できる制度に見直すべきである。	個人	国土交通省	建設コンサルタントの登録制度は、建設コンサルタント登録規程（昭和52年4月12日建設省告示）や、建設コンサルタント登録規程の解釈及び運用の方針（平成15年4月28日　国総振第18号）によって規定されています。 上記の登録規程では、登録に際して要件が定められており、登録を受けようとする者（登録の更新を受けようとする者も含みます。）は、以下に該当する者でなければなりません。 一登録を受けようとする登録部門ごとに当該登録部門に係る業務の技術上の管理をつかさどる専任の者で次のいずれかに該当するものを置く者であること。 イ登録部門ごとに、それぞれ別表の下欄（（注）技術士の部門一覧表）に掲げる要件に該当する者 ロ学校教育法による大学又は高等専門学校を卒業した後登録部門に係る業務に関し二十年以上実務の経験を有する者その他の者であって、国土交通大臣が登録部門ごとにそれぞれ別表の下欄に掲げる要件に該当する者と同程度の知識及び技術を有するものと認定したもの なお、登録の有効期間は5年間となっており、登録の更新を受けようとする場合は、登録の有効期間満了の日の90日前から30日前までの間に更新の申請を行う必要があります。 技術士制度は、技術士法（昭和58年4月27日法律第25号）に基づく制度であり、文部科学省が所管しています。	建設コンサルタント登録規程	対応不可	1）技術士制度は、「科学技術に関する技術的専門知識と高等の専門的応用能力及び豊富な実務経験を有し、公益を確保するため、高い技術者倫理を備えた、優れた技術者の育成」を図るための国による資格認定制度であり、建設コンサルタントの管理技術者として技術士を要件とすることは妥当であると考えています。また、新たに登録部門を追加する場合には、RCCMの資格所有者は5年以上の実務経験を有することでその認定を受けることができるものとしているなど、技術士と同程度の知識及び技術を有するものと認定したものについても技術管理者とすることを認めているところであり、現在の登録規定の運用を引き続き行っていきたいと考えております。 2）建設コンサルタント登録の期限は5年間となっており、登録の有効期間満了後も引き続き登録を受けようとするときは、登録の更新の申請を行う必要があります。その際には、管理技術者の勤務実態に疑義がある場合は、申請者への確認などを行っており、専任でないことが明らかな場合には、管理技術者として認めていません。なお、高齢、歩行障害などを欠格とすることについては、その理由をもって技術監理能力が不足するという一律の判断は難しいと考えており、現在の登録規定の運用を引き続き行っていきたいと考えております。 3）技術士制度において、受験者に対し実務経験を求めている点等については、制度の目的に鑑みて問題ないと考えております。	
297	令和3年12月3日	令和4年2月2日	失業認定申告書の記載事項訂正にはいまだに押印が求められる	雇用保険の失業給付を受ける際に提出する失業認定申告書への押印は全面廃止されたように見えたが、記載事項の訂正には押印もしくはフルネームでの署名を求めている。 失業認定のオンライン化とともに押印撤廃に向け動いていただきたい。	その申告書書式はハローワークインターネットサービスで見ることが可能だ。 https://www.hellowork.mhlw.go.jp/doc/info_1_e4_01_blank.pdf 雇用保険の受給説明会にてハローワークより渡される「雇用保険の失業等給付受給資格者のしおり」内にて、「間違えた時には、訂正印を押印するか、自筆による署名により訂正してください」と記載がある。ハロワ職員も「失業認定日には訂正が必要になることがあるので印鑑を持ってきてください」と受給説明会で案内している。また一部の労働局やハローワークではホームページに記入例を公開しており、そこにも訂正印について記載がある。 https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-hellowork/content/contents/000813930.pdf 他方で同じ厚労省系の協会けんぽでは修正テープの使用を認めている。 https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/oita/g1/r3-1/20210205ouin/ 旧労働省と旧厚生省で解釈の相違が起きていることも問題だと思う。	個人	厚生労働省	失業認定申告書は、基本手当の支給可否及び支給額を決定する重要な書類であり、記載内容の訂正があった場合、受給者本人が訂正したという事実を記録する観点から訂正印を求めているところです。	雇用保険法第15条第3項、雇用保険法施行規則第22条第1項	対応	今後、訂正印の趣旨を損なわない代替手段も含めて、運用方法を検討します。	
298	令和3年12月3日	令和4年8月19日	管理医療機器販売業申請の規制緩和について	①対象商品の規制緩和を検討いただきたい。 ・コロナ禍で需要が増加した「非接触体温計」の規制を解除いただきたい。 ②管理医療機器販売業申請の簡易化を検討いただきたい。 ・届出フォーマットの統一化について	①対象商品の規制緩和について 保健所への申請書類の提出、許可が必要となっている対象商品に、「非接触型体温計」が含まれている。 管理医療機器の中でも「電子体温計」は許可が不要。コロナ禍で検温需要が継続している今、「非接触体温計」の在庫を確保できても、申請手続きで店頭販売に繋がらない状況。早急に見直しを検討いただきたい。 ②管理医療機器販売業申請の簡易化について 申請時、全国各地の保健所毎にフォーマットが異なっており、記入見本等のフォローが対応できていない状況。 人の生命及び健康に影響を与えるからこそ、申請書も全国統一化することで、同質の情報を整理・管理できるのではないか。 申請する側も統一フォーマットになることで、全国各地、より多くの店舗にて迅速に取扱いが拡大でき、国民の利便性向上が図られると考える。	（一社）日本フランチャイズチェーン協会	厚生労働省	①医療機器は人体へ与えるリスクの低いものから順に「一般医療機器」、「管理医療機器」、「高度管理医療機器」に分類されます。管理医療機器は、当該機器に何らかの不具合が生じた場合において人の生命及び健康に影響を与えるおそれがあることからその適切な管理が必要であるものとして厚生労働大臣が指定しています。また、「一般医療機器」、「管理医療機器」には「医家向け」のものと「家庭向け」のものがあります。 ②管理医療機器は、都道府県知事等に販売業の届出をすることにより販売が可能です。	①医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第6項 ②医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第39条の3	対応不可	①非接触体温計は、診断等に用いるものとして「管理医療機器」、「医家向け」の医療機器に該当し、家庭向けに販売することは想定していないため、規制を緩和することは不適切であると考えます。 ②販売業・貸与業の申請様式については施行規則第163条に様式88として規定されており、各地方公共団体には、施行規則で定められた様式により提出を行っても差し支えない旨周知を依頼しているところです。なお、販売業の許可・届出は各都道府県等が所管する自治事務であり、個別に提出する必要があります。	△

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
299	令和3年12月3日	令和4年8月19日	処方箋薬の無人宅配ロッカーでの受け取りに関しての具体的明記について	改正薬機法とコロナによる時限措置法に関して 現状、コロナの状況等もあり宅配業者による処方箋薬の配達が許可されているが、利用者におけるニーズも非常に高く、更なる規制緩和を検討いただきたい。 具体的には宅配ロッカーでの薬の受け取りに関して以下の内容を法律に明記していただきたい。 ① 現状法令に記載はなく、自治体の判断にて薬剤師のロッカーへの納品を認める自治体から、認めていない自治体等、判断が様々であるため統一していただきたい。 ② 薬剤師だけでなく宅配ドライバー等でもロッカーへの納品を認める旨、記載いただきたい。	1. コロナの状況もあり薬局に行かず(人と会うことなく対面なし)に薬を受け取りたいニーズが増加している。 2. 現状対面なしで受け取れる唯一のサービスである宅配ロッカーだが、自治体の許可が下りている地区と下りていない地区がある。 3. 納品に関しても、薬剤師等(店舗スタッフ含む)がロッカーに入れなければならない。そのため一部薬局店頭のロッカーでしか対応を行っておらず、利用できる場所が固定されておりサービスが拡大されていない。 4. 利便性を考えるなら何処の宅配ロッカーでも好きな時に受け取ることができることが望ましい。そのため、宅配業者によるロッカーへの納品を可能にしていただきたい。 5. 宅配ロッカーサービスを積極的に活用することで薬剤師の時間外の薬の宅配や、不在による夜間の再配達等、薬局側の負担も解決でき、労働生産性が向上すると考える。 上記の理由から宅配ロッカー利用による無人利用拡大のため法令に明記していただきたい。 ①なぜ自治体判断となったのか →　法令上で明確な記載がなく、禁止とも記述されていないがが認めるとも記述されていない ・記載のないグレーな案件において判断を仰がず実施してしまうと法令判断のリスクがある ・案件に関する判断は地域行政管轄になっている ②配送は運送業者が担当できるところ、なぜ宅配ロッカーへの納品は薬剤師に限定されているのか →　行政からの指示となる。 ③どれくらいの自治体がロッカーへの納品を認めているのか →　今回許可をいただけたのは3行政(神奈川県の川崎市、埼玉県の久喜市と富士見市)	(一社)日本フランチャイズチェーン協会	厚生労働省	御指摘の宅配ロッカーの詳細が不明確ですが、薬局の責任の下、服薬指導を実施した後、調剤された薬剤の患者への授与に当たり薬剤師による患者への授与と同視しうる程度に、当該薬剤の品質の保持や患者本人への確実な授与がなされる範囲で実施可能です。	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第8条 調剤された薬剤の薬局からの配送等について(令和4年3月31日付け厚生労働省医薬・生活衛生局総務課・監視指導・麻薬対策課)	対応不可	提案内容の薬剤の受け渡しに宅配ロッカーを使用することについて、宅配ロッカーの配置など、その状況は様々であるため、薬局の責任の下、適切に薬剤の品質の保持や患者本人への授与がなされるかどうか個別に判断する必要があり、一律に法律に明記することは困難であると考えます。	
300	令和3年12月3日	令和4年2月28日	オンライン診療の規制緩和について	初診時のオンライン診療をかかりつけ医に限定する規制を緩和し、一定条件下では、初診時でもオンライン診療をかかりつけ医以外でも可能にしていただきたい。	新型コロナ感染対策として一時的に規制緩和がされ、初診時でもオンライン診療をかかりつけ医以外でも可能になっており、利用者にとっては非常に便利なサービスとなっていた。移動時間・待ち時間なしで受診可能なのは大きなメリットであり、時間がない人でも気軽に利用できるようにするためにも、初診時でもオンライン診療をかかりつけ医以外でも可能にしていただきたい。	(一社)日本フランチャイズチェーン協会	厚生労働省	令和4年1月に「オンライン診療の適切な実施に関する指針」を改訂し、初診からのオンライン診療について、原則、日頃より直接の対面診療を重ねている等、患者と直接的な関係が既に存在する医師によることとした上で、オンライン診療の実施に必要な医学的情報がある場合や、診療前相談を行った場合に、医師・患者双方の合意の下で初診からのオンライン診療を実施することをできることとしました。	令和2年4月10日に事務連絡「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」 オンライン診療の適切な実施に関する指針 平成30 年3月 (令和4年1月一部改訂)	対応	制度の現状に記載の通り令和4年1月に「オンライン診療の適切な実施に関する指針」を改訂いたしました。	
301	令和3年12月3日	令和4年8月19日	オンライン服薬指導の規制緩和について	オンライン服薬指導時の処方箋の規程及び処方箋役の受取方法、受取時の本人確認の規制緩和をしていただきたい。 処方箋の規程として、現在は処方箋の原本がなければ調剤ができない。規制緩和をしてFAX、又は処方箋をスキャンしたファイルを電子メールにて送付することでも調剤可能にしていただきたい。 また、処方箋薬をコンビニエンスストアの店頭で受取可能にし、本人確認書類で確認した上でコンビニエンスストアのレシートにサインすることを本人確認の手段として認めていただきたい。	処方箋原本が郵送で届くまでにはどうしてもタイムラグが発生しまい利用者にとっては不便である。コロナ禍での時限措置では、FAXした処方箋でも調剤可能(処方箋原本は医療機関から薬局に事後送付)であり、この時限措置のままの運用で大きな問題が発生したという報道もない。そのため、規制緩和をしてFAX、又は処方箋をスキャンしたファイルを電子メールにて送付する方式でも十分可能だと思う。 処方箋薬の受取方法は、「調剤済の薬剤の郵送、又は配送を行う場合には、薬剤師による患者への直接の授与と同視しうる程度に、当該薬剤の品質の保持や、患者本人への確実な授与等がなされることを確保するため、薬局開設者は、あらかじめ配送のための手順を定め、配送の際に必要な措置を講ずること。」とされている。実際の現場では、宅配便で届くことが大半であると想定される。コンビニエンスストアでの受け取りであっても本人確認書類による本人確認を前提にすれば、宅配便と同じレベルでの品質の保持・患者本人への確実な授与が可能だと考える。	(一社)日本フランチャイズチェーン協会	厚生労働省	薬剤師法第23条第1項において、薬剤師は、医師、歯科医師又は獣医師の処方せんによらなければ、販売又は授与の目的で調剤してはならないとされています。 また、薬剤の授与については、薬局の責任の下、服薬指導を実施した後、調剤された薬剤の患者への授与に当たり薬剤師による患者への授与と同視しうる程度に、当該薬剤の品質の保持や患者本人への確実な授与がなされる範囲で実施可能です。	薬剤師法第23条第1項 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第8条 新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて(令和2年4月10日付け厚生労働省医政局医事課・医薬・生活衛生局総務課事務連絡) オンライン服薬指導における処方箋の取扱いについて(令和4年3月31日付け厚生労働省医薬・生活衛生局総務課・医政局医事課事務連絡) 調剤された薬剤の薬局からの配送等について(令和4年3月31日付け厚生労働省医薬・生活衛生局総務課・監視指導・麻薬対策課)	対応 (一部は、対応不可)	「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」(令和2年4月10日厚生労働省医政局医事課・医薬・生活衛生局総務課事務連絡)において、新型コロナウイルス感染症を踏まえた時限的措置として、医療機関から処方箋原本を入手するまでの間は、医療機関からファクシミリ等により送付された処方箋を処方箋原本とみなして調剤等を行うことができることとしています。加えて、「オンライン服薬指導における処方箋の取扱いについて」(令和4年3月31日厚生労働省医薬・生活衛生局総務課・医政局医事課事務連絡)においても同様に、患者がオンライン服薬指導を希望する場合に、医療機関から処方箋原本を入手するまでの間は、医療機関からファクシミリ等により送付された処方箋を処方箋原本とみなして調剤等を行うことができることとしています。 なお、提案内容のコンビニエンスストアでの薬剤の受け取りについて、どのように受け渡しが行われるかは店舗により状況は様々であるため、薬局の責任の下、適切に薬剤の品質の保持や患者本人への授与がなされるかどうか個別に判断する必要があり、一律に認めることは困難であると考えます。	△

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
302	令和3年12月3日	令和4年8月19日	薬剤師業務に関わる規制の緩和について	薬剤師の業務の一部をロボット、薬剤師以外でも可能にするという規制緩和を検討いただきたい。	IT化、ロボット技術の進化により従来に薬剤師が実施していた業務の自動化・半自動化が可能になっている。調剤業務をロボットによる自動化や、半自動化を実施し、ロボットができない部分を薬剤師以外でも実施可能にすることで、薬剤師は、より付加価値の高い、患者との対面業務に注力できるようになる。「薬局の薬剤師が専門性を発揮して、ICTも活用し、患者の服薬情報の一元的・継続的な把握と薬学的管理・指導を実施。」というかかりつけ薬剤師を普及させるためにも、調剤業務を効率化させ、薬剤師が調剤業務以外にも時間を割けるようにするべきだと考える。	（一社）日本フランチャイズチェーン協会	厚生労働省	薬剤師法第19条で規定されているとおり、薬剤師でない者は、原則、販売又は授与の目的で調剤することはできません。	薬剤師法第19条	対応不可	御提案のロボットが行う具体的な業務が何を示しているのか不明であり、回答が困難です。 なお、現行法でも薬剤師等以外の者の活用や、薬剤師による調剤機器等を使用した調剤業務は可能です。	△
303	令和3年12月3日	令和4年8月19日	薬剤師の処方箋上限40枚の撤廃について	薬剤師が1日で取扱い可能な処方箋上限40枚という規制を緩和していただきたい。	IT化、技術革新により調剤業務は今後効率化が進んでいくと想定される。ただし、調剤業務を効率化しても、1日に扱える処方箋の上限が40枚のままでは、収益拡大につながらなくなってしまう。逆を言えば、処方箋上限40枚の規制がある限り、調剤業務の効率化は進まないと想定される。また、医薬品の価格は一定の基準で定められており、医薬品卸売会社との交渉できる金額にも限度があることから、調剤薬局が利益を上げるための手段は人件費等の固定費を削減するぐらいしか残されていない状況である。そのため、意欲の高い薬剤師のためにも、薬剤師が1日で取扱い可能な処方箋上限40枚という規制を緩和していただきたい。	（一社）日本フランチャイズチェーン協会	厚生労働省	薬局において調剤に従事する薬剤師の員数については、薬局における薬剤師の業務の実態を踏まえ、また、患者等との対話、薬歴管理、服薬指導、疑義照会などの薬剤師としての業務量を織り込んで、最低基準を定めています。	薬局並びに店舗販売業および配置販売業の業務を行う体制を定める省令第1条	検討を予定	薬局における対人業務の充実のための調剤業務の取扱いについては、「調剤に係る業務プロセスの在り方を含め、医療安全を確保しつつ調剤業務の効率化を進める方策を検討し、必要な見直しを行う（令和3年度検討開始、早期に結論）」（「規制改革実施計画」（令和3年6月18日閣議決定）こととされたことを受けて、見直しに向けて検討を進めて参ります。	○
304	令和3年12月3日	令和4年8月19日	一般用医薬品販売における登録販売者の管理者要件の見直しについて①	登録販売者が店舗管理者等になる要件である実務経験期間の通算2年以上の要件を撤廃していただきたい。	一般用医薬品等の普及によるセルフメディケーションの推進には、購入できる場所・時間帯の拡大とともに販売を担う資格者の育成・確保が重要である。現在、一般用医薬品の販売には登録販売者資格取得では足りず、店舗管理者等の要件を備える必要があり、「過去5年間のうち2年以上かつ1920時間以上」の実務経験（従事期間）が必要とされている。このうち「過去5年間」については見直しを実施していると認識しているが、「2年以上かつ1920時間以上」についても「1920時間以上」に変更すべきであると考える。 理由としては、実務経験の1920時間は1年程度で十分達成しうるものである（年間休日120日で1日8時間従事すると1年で1960時間）ところ、「2年（24ヶ月）以上」の要件があることにより、十分な経験時間を積んでいるにも関わらず単独での相談応需・販売等ができないことで人手不足や販売場所・店舗不足を助長していること、2年経過までの1年程度の期間は店舗管理者等となれないために低い時給・条件での労働を余儀なくされること等が挙げられる。 相談応需・接客件数等に具体的基準がない中で、2年（24ヶ月）という期間に合理的な根拠・理由はないと考えられるため、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令15条を改正し、期間に関する規制を撤廃することで、医薬品販売開始に関する許認可取得の期間を大幅に短縮することができ、セルフメディケーションの推進・人手不足の解消が実現できると考える。	（一社）日本フランチャイズチェーン協会	厚生労働省	店舗販売業者等における登録販売者の店舗管理者要件については、過去5年間のうち2年間以上の実務経験を有する者としています。実務経験については、1ヶ月に80時間以上従事した場合に実務又は業務に従事したものと認められますが、多様な勤務状況を踏まえ、過去5年間のうち月単位で従事した期間が通算して2年以上あり、合計1920時間以上実務又は業務従事した者については店舗管理者要件を満たすこととしています。また、平成21年6月1日以降の従事期間が通算して2年以上あり、店舗管理者等の業務経験を有する登録販売者についても、店舗管理者の要件を満たすこととしています。	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第15条第2項、第140条第1項及び第149条の2第1項	検討を予定	登録販売者に係る店舗管理者要件については、現状、過去5年以内のうち「2年以上」かつ「1,920時間以上」の実務経験が必要とされているところ、「一定の追加的なオンライン研修などを条件とし つつ、「2年以上」の要件を「1年以上」へと見直す（令和4年度措置）」（「規制改革実施計画」（令和4年6月7日閣議決定）こととされたことを受けて、見直しに向けて検討を進めて参ります。	◎

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
305	令和3年12月3日	令和4年8月19日	一般用医薬品販売における登録販売者の管理者要件の見直しについて②	登録販売者が店舗管理者等になる要件である実務経験について、実店舗での研修よりも、より質の高い形でスキルアップ可能な実務が積めるのであれば、実務を積む場所は実地・実店舗だけに制限する必要はないと考えるため、『オンライン研修・訓練等』についても実務経験として、ご検討いただきたい。	一般用医薬品の普及によるセルフメディケーションの推進には、購入できる場所・時間帯の拡大とともに販売を担う資格者の育成・確保が重要である。現在、一般用医薬品の販売には登録販売者資格取得では足りず、店舗管理者等の要件を備える必要があり、これは実店舗での実務従事（過去5年のうち2年以上かつ1920時間以上）が求められている。 医薬品の販売を担う資格者の育成において実務における販売機会・相談応需に関し、一定以上の経験が必要である点は異論がないが、現在の規定においては販売機会・相談応需の件数・回数等については何ら定めがなく、極端に言えば医薬品販売許可店舗内で勤務してさえいれば1回の接客機会もなく管理者等の要件を備えることも可能である。今後のセルフメディケーション推進において店舗管理者等の果たす役割は重要であることを鑑みれば、販売機会・相談応需機会が店舗により大きく異なる状況を改善するため、オンラインによる研修・実務対応訓練を新たに代替手段として設定することは、医薬品販売の安全性・資格者のスキル向上のためにも必要なものと考える。 このため、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令15条を改正し、実地・実店舗での従事に加え、オンラインでの研修・訓練等も経験期間に加えるべきである。 本改定の実現により、医薬品販売店舗のない地域の方々でも管理者要件取得・医薬品販売店の開業が可能となり、居住地による職業選択の自由が奪われるという不利益も回避可能となる。	（一社）日本フランチャイズチェーン協会	厚生労働省	一般用医薬品を適切に販売するために、登録販売者には一定の資質が求められ、登録販売者が店舗販売業者等における管理者となる要件として実務経験が必要としています。	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第140条第1項及び第149条の2第1項	対応不可	登録販売者の管理者要件で求める実務経験は、一般用医薬品の販売機会・相談応需の機会に加えて、人員や製品等実際の店舗での管理等についての経験等も含むものであり、オンラインによる研修等は、実務経験の代わりとすることはできません。	△
306	令和3年12月3日	令和4年2月2日	荷捌き車両に配慮した駐車規制の更なる緩和について	平成30年2月に警察庁から丙規発第3号として「貨物集配中の車両にかかる駐車規制の見直しの推進について」を発出している。例えば、警視庁でも、貨物集配車両専用の駐車スペースを新設する等、対応を行っている。しかしながら、まだまだ数が少なく、重点取締地域に我々の店舗が多くあるのが現状で（駅前・繁華街等）、継続して配送に苦慮している。 路上における荷捌き場の更なる設置とともに、更なる規制緩和を検討いただきたい。 上記通達にも記載がある通り、各署の交通実態に応じて、駐車規制の見直しを図り、各警察署の発信で、店舗密集地を中心に、取締り対象外のエリアを設定いただきたい。	駐車場としての敷地が確保困難なエリア等に対して、許可制での路上駐車の規制緩和等が可能になれば、更なる社会利便性の追求が可能になる。 交通事故等の危険性や、スムーズな交通の妨げになるため、全ての場所で駐車規制を外すことができないことは理解しているが、他事業者も同様の苦慮をされていると思うので、是非、検討をいただきたい。	（一社）日本フランチャイズチェーン協会	警察庁 国土交通省	都道府県公安委員会は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、又は道路の交通に起因する障害を防止するため必要があると認めるときは、道路標識等を設置し、及び管理して、駐車禁止等の交通規制を行うことができることとされています。 駐車禁止等の交通規制は、区域、道路の区間又は場所を定めて行うこととされ、その規制は、対象を限定し、又は適用される日若しくは時間を限定して行うことができることとされています。	道路交通法（昭和35年法律第105号）第4条第1項及び第2項、第45条第1項	現行制度下で対応可能	違法駐車をはじめとする無秩序な駐車は、交通事故の原因となり得るものであるほか、交通渋滞を生じさせて円滑な物流の妨げとなったり、バスの定時運行の支障となったりするなど、社会経済活動等に大きな損失を発生させるとともに、地域住民の生活環境を害することもあるものであることから、一定の駐車規制は必要不可欠です。 一方で、物流業界は国民生活上重要な役割を果たしているものであることから、警察庁においては、「貨物集配中の車両に係る駐車規制の見直しの推進について」（平成30年2月20日付け警察庁丙規発第3号）を発出し、令和2年度末までを集中的実施期間として、安全・円滑な交通を確保しつつ集配中の宅配車両等を駐車させることができる場所については、交通実態等の変化に応じ、一定の範囲で貨物集配中の車両（商品搬送に係る車両を含む。）の駐車を可能とする駐車規制の見直しを行っており、引き続き、交通実態等の変化に応じ、不断の見直しを行うこととしています。	
307	令和3年12月3日	令和4年1月13日	屋内配送ロボットの規制について	屋内配送ロボットにおいて、エレベーター乗降時や人とのすれ違いに際しての細かな規制（ガイドライン）を作成していただきたい。	現在、屋内配送ロボットに関しては特に規制がない。今後、ロボット配送を進めていくにあたっては、安全面等を踏まえ『ロボットフレンドリー』な社会を作っていくためにもエレベーター乗降時や人とのすれ違いに際しての細かな規制（ガイドライン）を作成していただきたい。	（一社）日本フランチャイズチェーン協会	経済産業省	経済産業省では、サービスロボットの社会実装に向けて、導入サイドであるユーザー側の業務プロセスや施設環境を、ロボットフレンドリーな環境にしていく取組を推進しています。具体的には、産業界とともに「ロボット実装モデル構築推進タスクフォース」を立ち上げ、ロボット革命・産業IoTイニシアティブ協議会（RRI）において検討を進めています。その一環として、RRIにおいて、メーカーを問わず、ロボットとエレベーターが通信連携するための規格として、「ロボット・エレベーター連携インターフェイス定義」を令和3年6月に策定し公表しております。こちらの規格に、ロボットとエレベーターのアクションに関して整理をしております。現在、本規格をブラッシュアップをしており、来年度にもその成果の公表を予定しております。	なし	検討に着手	ご提案の内容も参考とさせていただきながら、ロボットの社会実装に必要な具体的なニーズ等も踏まえ、ロボットフレンドリーな環境の実現に向けた対応を着実に進めてまいります。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
308	令和3年12月3日	令和4年1月13日	ドローン配送時のルート申請許可等基準の緩和について	ドローン配送を実施する際に必要な飛行ルート申請を個別ルート申請ではなく、包括的なルート申請にしていただきたい(ドローン配送サービスを実施する中で、店舗から申請エリア内不特定多数の地点・依頼者宅への飛行許可をいただきたい)。 また、同時に補助者なしでの30m規制や夜間飛行規制等も緩和していただきたい。	飛行ルート申請を個別ルート申請ではなく、包括的なエリアへのルート申請にしていただくことで、1地点よりの不特定多数の利用者へのドローン配送サービスが実施可能となる。この申請方法を許可、又は、規制緩和いただくことでドローンのルート設計をし易くなり、多くの利用者(特に、買物難民者)の利便性を向上することが可能となり、ある意味ライフラインの一部となり得ると考えている。	(一社)日本フランチャイズチェーン協会	国土交通省	○無人航空機は、飛行禁止空域を飛行させるための許可や、定められた方法によらず飛行させるための承認を得て飛行させることができます。	航空法(昭和27年法律第231号)	対応	○現行法においても、同一の申請者が一定期間内に反復して飛行を行う場合又は異なる複数の場所で飛行を行う場合の申請は、包括して申請が可能です。 ○そのうえで、令和3年の航空法改正により創設された機体認証制度及び操縦技能証明制度により、現行制度で許可・承認が必要な飛行について、引き続き都度の審査なしに安全に実施いただけるよう、制度が施行される令和4年12月までに制度整備を行う予定としています。 ○引き続き、無人航空機の飛行に係る安全を確保しながら、手続の簡素化等制度利用者の利便向上に努めつつ、無人航空機の利活用の拡大を後押しする方針です。	
309	令和3年12月3日	令和4年1月13日	緑地設置指導の緩和について	緑地設置指導がある自治体等によって太陽光パネルを設置した場合、緩和処置があるが、自治体毎の対応ではなく全国規模で統一していただきたい 下記のケースがあります。 (各市町村により異なります) 1. 開発行為(都市計画法) 各市町村の開発行為の指導基準等により規制を受けます 2. 景観規制 各市町村の景観規制、条例などで規制を受けます 3. 地区計画 各地域で地区計画を定めた地域　新しく区画整理で住宅地を整備した場合地区計画で緑化規制があります	CO_2削減の取組みとして積極的に採用している太陽光パネル設置に対し、緑地に代わるものとして緩和を検討いただきたい。	(一社)日本フランチャイズチェーン協会	国土交通省	1. 開発行為(都市計画法) 建築物の建築を目的とした土地の区画形質の変更を行う際には、必要な公共施設等の整備や防災上の措置を講ずることを義務づけるなど良好な宅地水準の確保を目的として都市計画法第29条の許可(開発許可)が必要とされており、開発許可に係る技術基準については同法第33条に規定されています。 このうち同条第1項第2号の基準は、自己居住用住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為以外の開発行為にあっては、公園、広場、緑地等の公共の用に供する空地が開発区域内の環境の保全や災害防止等の観点から支障がないような規模及び構造で配置されること等を定めております。 緑地等については、環境の保全、災害の防止、利用者の利便を確保するため必要な空地であり、緑地等を太陽光パネルで代替することは空地としての機能が担保されないことから、同号に基づき、3,000㎡以上の開発行為にあっては開発区域の面積の3%以上の緑地等の設置が必要です。 2. 景観規制 景観法第8条第1項では景観行政団体が景観計画を定めることができることを規定しており、同条第2項では景観計画には、景観計画区域や、良好の景観形成のための行為制限に関する事項を定めることとしています。 また、第16条第1項では、景観計画区域内において、建築物の建築等の行為、工作物の建設等の行為、景観行政団体の条例で定める行為等をしようとする者はあらかじめ景観行政団体に届け出なければならないことを、同条第7項では、当該届出について、景観行政団体の条例で定める行為等については適用しないことを規定しています。 3. 地区計画の緑化率規制 ○都市緑地法第39条に基づき、地区計画等の区域内において、当該地区計画等の内容として定められた建築物の緑化率(※)の最低限度を、条例で、建築物の新築又は増築及び当該新築又は増築をした建築物の維持保全に関する制限として定めることができるとされています。 ○また、都市緑地法第34条第2項において、緑化施設の定義は「植栽、花壇その他の緑化のための施設及び敷地内の保全された樹木並びにこれらに附属して設けられる園路、土留、その他の施設(当該建築物の空地、屋上その他の屋外に設けられるものに限る。)」とされています。 ※)建築物の緑化施設(植栽、花壇その他の緑化のための施設及び敷地内の保全された樹木並びにこれらに附属して設けられる園路、土留その他の施設(当該建築物の空地、屋上その他の屋外に設けられるものに限ります。))の面積の敷地面積に対する割合	1. 開発行為(都市計画法) 都市計画法第33条 都市計画法施行令第25条 2. 景観規制 景観法第8条、第16条 3. 地区計画の緑化規制 都市緑地法第34条、第39条	対応不可	1. 開発行為(都市計画法) 制度の現状欄に記載のとおりです。 2. 景観規制 良好な景観は、地域の固有の特性と密接に関連するものであり、良好な景観形成に当たっては、それぞれの地域の個性及び特色の伸長に資するよう、地域住民の意向を踏まえるなど、景観行政団体が地域の実情に応じてきめ細かな方策を講じることが有効です。 そのため、景観計画の策定、景観計画を策定する場合の行為に係る制限の内容、届出を要する行為の範囲については、地域の実情に応じて各景観行政団体が判断できることとしています。 3. 地区計画の緑化率規制 ○都市の緑は、うるおいのある都市景観の形成、安らぎ等の心理的効果、都市住民の憩いの場の提供等、良好な都市環境を形成する上で重要な役割を果たしているとともに、二酸化炭素の吸収、ヒートアイランド現象の緩和、生物多様性の保全などの環境保全機能や、災害時における避難路・避難場所等の形成、浸水被害の軽減など多様な機能を有しているものです。 ○緑化率は、こうした機能を有する緑地が不足し、建築物の敷地内において緑化を推進する必要がある区域において、緑化率の最低限度を条例で定めることにより緑地の確保を図ることを目的とするものであり、太陽光パネルは緑地の多面的な機能を有するものではないため、緑化施設の面積として算入することは適当ではないと考えております。	
310	令和3年12月3日	令和4年1月13日	雨水宅内処理(浸透)指導について	条例により雨水宅内処理がある場合、雨量計算に基づき浸透桝等を設置しても、実際に浸透し切れず駐車場に水溜りができてしまう事例が発生している。 雨水宅内処理の指導があれば雨量計算に基づき浸透桝等の設置を行うが道路側溝等への接続を認めていただきたい。 1. 開発行為(都市計画法) 市町村の開発行為の指導基準等により規制を受けます 2. 雨水排水調整規制 各市町村の条例などで規制を受けます	条例により雨水宅内処理がある場合、雨量計算に基づき浸透桝等を設置しても、実際に浸透し切れず駐車場に水溜りが出来てしまう事例が発生している。 雨水宅内処理の指導があれば雨量計算に基づき浸透桝等の設置を行うが、道路側溝等への接続を認めていただきたい。	(一社)日本フランチャイズチェーン協会	国土交通省	都市計画法第33条は、良好な市街地の形成を図るために宅地に一定の水準を保たせようとすることを狙いとした技術的な基準を定めた規定であり、同条第1項第3号では排水施設の基準として、開発区域内の下水(汚水又は雨水)を有効に排出するとともに、開発区域内及びその周辺地域に溢水等による被害が生じないような構造及び能力で適当に配置されるように設計することが定められています。 道路側溝は、道路地表の雨水を排出する目的で設置されるものであり、開発区域内の雨水を接続した場合、道路排水能力を超過し、道路が冠水するおそれがあるため、原則接続が認められていません。 特段の事情があり、開発区域内から道路の側溝へ雨水の排出を要する場合には同法第32条に基づいて当該道路の管理者と排出の可否や条件に関して協議し、同意を得る必要があるものと考えます。 公共下水道区域内では、下水道法第10条第1項に基づき排水区域内の土地所有者等に排水設備の設置が義務付けられているところ、雨水ますが排水設備に該当する場合、排水設備については、公共下水道への接続が前提とされているため、雨水は排水設備を通して公共下水道へ排水されることとなると承知しております。	都市計画法第33条 下水道法第10条第1項	現行制度下で対応可能	制度の現状欄に記載のとおりです。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
311	令和3年12月3日	令和4年2月2日	駐車場内無断駐車の撤去に関する法改正について	私有地における車両の放置については、警察が撤去できない状況がある。駐輪、駐車場が社会問題にもなって来ている状況もあり、法改正にて、土地所有者及び使用者が撤去し、撤去費用の請求を可能にしていただきたい。	コンビニエンスストアでは、自動車での来店が多いことから、駐車場の迷惑駐車、放置駐車に困っている店舗が非常に多くなっている。公道でないため、警察においても撤去不可能な状況にあるため、土地所有者及び使用者によって、違法駐車等を撤去でき、撤去費用も請求可能となれば、迷惑駐車、迷惑駐輪も減少し、社会問題の解決にもなると考える。	（一社）日本フランチャイズチェーン協会	警察庁	コンビニエンスストアの駐車場において、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下及び対応の概要欄において「法」といいます。）が適用されるか否かの判断については、当該場所の「道路体裁」、「公開性」及び「客観性・反復性・継続性」の観点から個別具体的に判断する必要があるところ、例えば、出入口が複数存在し、当該駐車場に面した道路との間に遮へい物がなく、かつ通り抜けのために利用されるような場合にあっては、法上の道路と解することができる一方で、出入口が一箇所しかなく通り抜けも不可能であり、店舗を利用するためだけに供されているような場合にあっては、法第2条第1項第1号における「一般交通の用に供するその他の場所」とは言えないため、当該駐車場を法上の道路と解することができず、警察官による取締りの範囲外となります。	道路交通法（昭和35年法律第105号）第1条、第2条	（道路交通法上）対応不可 （民法上）現行制度下で対応可能	一般交通の用に供しない場所においてまで駐車に係る取締りを行うことは、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、及び道路の交通に起因する障害の防止に資することを目的とする法の趣旨に反することから、警察において対応することは困難です。なお、一般に、土地上に他人の物が無断で放置され所有権侵害が生じている場合には、土地所有権に基づき、民事裁判手続を通じて、設置された物の撤去を求めることが可能であると考えられます。	
312	令和3年12月3日	令和4年1月13日	都市計画における緑地の指定について	各行政区において、開発行為を行う際、緑の街づくり条例に基づき、緑地帯の面積規制及び植樹品目の指定があるが、人工芝や除草シート等の簡易的なもの、保守・メンテナンスが容易な仕様を検討いただきたい。 具体的な提案内容：（指定樹木について） 地上での樹木（高木・中木・低木）は継続的な維持管理が困難な場合も多く、建築物上の緑化と同様に、「芝生（或は人工芝）」、「多年草（クローバー等）」を認めていただき、入替対応も含め維持管理を容易にさせていただきたい。	各行政区において、開発行為を行う際、緑の街づくり条例に基づき、緑地帯の面積規制及び植樹品目の指定があるが、実態は十分なメンテナンスができず（時間・費用）、見た目も悪くなり、近隣クレームになっている。人工芝や除草シートを認めていただくことにより、見た目が維持でき、お客様・近隣住民様への配慮もでき、緑の街づくりも維持できると考える。	（一社）日本フランチャイズチェーン協会	国土交通省	○都市緑地法第34条に基づき、都市計画区域内の都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められた土地の区域のうち、良好な都市環境の形成に必要な緑地が不足し、建築物の敷地内において緑化を推進する必要がある区域については、都市計画に、緑化地域を定めることができます。 ○緑化地域に関する都市計画には、都市計画法第8条第3項第1号に定める地域地区の種類、位置及び区域、同条同項第3号に定める面積その他政令で定める事項のほか、建築物の緑化施設（植栽、花壇その他の緑化のための施設及び敷地内の保全された樹木並びにこれらに附属して設けられる園路、土留その他の施設（当該建築物の空地、屋上その他の屋外に設けられるものに限る。））の面積の敷地面積に対する割合（緑化率）の最低限度を定めるものとしています。 ○また、都市緑地法第39条に基づき、地区計画等の区域内において、当該地区計画等の内容として定められた建築物の緑化率の最低限度を、条例で、建築物の新築又は増築及び当該新築又は増築をした建築物の維持保全に関する制限として定めることができるとされています。	都市緑地法第34条、第39条	現行制度下で対応可能	○都市の緑は、うるおいのある都市景観の形成、安らぎ等の心理的効果、都市住民の憩いの場の提供等、良好な都市環境を形成する上で重要な役割を果たしているとともに、二酸化炭素の吸収、ヒートアイランド現象の緩和、生物多様性の保全などの環境保全機能や、災害時における避難路・避難場所等の形成、浸水被害の軽減など多様な機能を有しているものです。 ○都市緑地法は、緑化施設の類型を定めているものであり、緑化施設に該当する植物の品種等の詳細な事項については、都市緑地法の規定を参考に各自治体の条例において定められています。ご指摘の「芝生」や「多年草（クローバー等）」等については、自治体ごとに、それぞれの都市の状況を踏まえて適切に定められるものと考えます。	
313	令和3年12月3日	令和4年1月13日	屋外広告物条例の更新期間について	現在の屋外広告物申請の更新期間は2年だが、5年更新に変更していただきたい。	現在の屋外広告物申請の更新期間は2年であるが、2年であれば規制の変更はほぼないのが実態である。更新に際し、家主承諾の添付も必要で手間と時間がかかる。また行政側の受付担当者の方も人数が少なく、対応が遅いケースがある。故に常に当該業務に追われており非効率である。5年更新であれば手続きや審査期間等、管理しやすくなることから、検討いただきたい。	（一社）日本フランチャイズチェーン協会	国土交通省	屋外広告物法第4条において、地方公共団体は条例で定めるところにより、良好な景観を形成し、もしくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要があると認めるときは、屋外広告物の表示等について地方公共団体の許可を受けなければならないとすることその他必要な制限をすることができることとされており、同条に基づき、地方公共団体は許可の期間を定めることができることとなっています。 なお、地方公共団体への参考資料として位置づけている屋外広告物条例ガイドライン第15条では、許可期間について3年を超えることができないことを示しており、これは、広告物の目的や種類によっても異なってくると思われますが、時間の経過によって老朽化等することで、景観や風致を害し、公衆に危害を与えるおそれのあるものとなり得るため、規定しているものです。	屋外広告物法第4条、屋外広告物条例ガイドライン第15条	現行制度下で対応可能	「制度の現状」欄に記載のとおり、屋外広告物の表示等に関する許可等の制限、許可期間については、地方公共団体において判断できることとなっています。	
314	令和3年12月3日	令和4年1月13日	地区計画の見直し（最低限高度地区）について	幹線道路沿いに建築する平屋建て店舗の「最低限高度地区」規制を緩和又は撤廃していただきたい。	幹線道路沿いでコンビニエンスストアを建築する場合は2階建て以上や7mの壁を造るのは現実的でなく、コストもかかる。平屋建ての場合は高さの緩和や規制の廃止を要望する。	（一社）日本フランチャイズチェーン協会	国土交通省	市町村は、市街地の土地利用の増進を図るため、建築物の高さの最低限度を定める高度地区を都市計画に定めることができ、高度地区内の建築物の高さは都市計画の内容に適合するものでなければならないこととされています。	都市計画法第8条から第10条まで 建築基準法第58条	現行制度下で対応可能	高度地区の都市計画は市町村が定めるものですので、地区の実情及び目指すべき市街地像に応じて、ご要望の建築物が高度地区の規制の緩和等の対象となるかについては、都市計画決定権者である市町村にご相談ください。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
315	令和3年12月3日	令和4年1月13日	市街化調整区域のコンビニエンスストア出店について	34条1項（地域サービス）においての許可面積を緩和していただきたい。	市街化調整区域のコンビニエンスストアの開発許可は一般的に500㎡未満だが、現代では車で買い物されるお客様が大半で許可面積では狭すぎると考える。近隣のお客様の買い物の利便性を鑑み、開発許可面積の緩和（1000㎡等）を希望する。	（一社）日本フランチャイズチェーン協会	国土交通省	市街化調整区域において土地の区画形質の変更を伴う建築（開発行為）を行う場合には、当該区域は、市街化を抑制すべき区域であることから原則として開発行為が禁止されており、都市計画法第34条に規定する一定の要件に該当する開発行為に限って認められております。 このうち、同条第１号は開発区域の周辺に居住する者の日常生活のために必要な店舗の立地を認めるものです。 国土交通省としては、開発許可の判断の基準については行政手続法第5条を踏まえて審査基準として定め公にすること、また、都市計画法第34条第１号に関しては敷地規模、建築物の規模制限、同業種間の距離等を一律に定め運用しているものについて、法の趣旨に照らして行き過ぎた運用とならないように検討することを助言しております。 なお、開発許可事務は地方公共団体の自治事務であり、基準に該当するか否かの判断は、開発許可権者において上記趣旨を踏まえ、地域の実情等に応じて個別具体に判断することとなります。	都市計画法第34条第１号	現行制度下で対応可能	制度の現状欄に記載のとおりです。	
316	令和3年12月3日	令和4年1月13日	「借地契約における契約終了時の建物買取請求を約定により行わないことを約定により定められるようにする」ことについて	借地権の存続期間が満了した場合において、契約の更新がない時は、借地権者は、借地権設定者に対し、建物その他借地権者が権原により土地に附属させた物を時価で買い取るべきことを請求することができると法に定められていることにより借地契約を行うことが難しくなっている。そこで、当事者間の契約で契約終了時建物の買取請求を行わない旨が定められるよう検討いただきたい。	借地借家法第１３条の建物買取請求権の規定があることが一つの要因となり、更新条項付の借地契約が少しく状況となっている。建物買取請求権の行使を免れるためには定期の借地とせざるを得ず合理的ではないと考える。 合意解約の場合（最判昭２９年６月１１日）、債務不履行による解除（最判昭３５年２月９日）もあり、一定の条件の下、個別の契約により建物撤去を前提とした契約を認めることにより、これまでほとんど新規で契約されることのなかった土地賃貸借契約が促進されるものと考える。	（一社）日本フランチャイズチェーン協会	法務省	借地権者は、借地権の存続期間が満了した場合において、契約の更新がないときは、借地権設定者に対し、借地上の建物等の買取を請求することができる（借地借家法第１３条第１項）。そして、予め建物買取請求権を放棄する旨を定める特約は無効とされる（同法第16条）。	借地借家法第13条、第16条	対応不可	借地権者の建物買取請求権を定めた借地借家法第13条第1項の趣旨は、①借地権者が借地上に建てた建物等の投下資本について、それが借地権終了時に価値を有している場合に、借地権者に残存価値を回収させることを可能にし、②利用可能な建物等の取壊しを防ぎ、国民経済上の損失を回避することにあるとされている。 また、同法第16条が予め建物買取請求権を放棄する特約を無効とする理由は、①借地権設定者は一般に借地権者に対して優位に立つため、当事者間の契約を放任すると合理的理由なく買取請求権が特約で排除されてしまい、借地権者の保護に欠けること、②建物買取請求権制度は国民経済的損失の回避という公益にも根拠を持つ制度であるため、当事者間の特約によって排除されるべきではないことなどが指摘されている。 これらの規定の趣旨等に照らせば、建物買取請求権を特約によって排除することを一般的に認めることについては、慎重な検討を要するものと考えられる。 なお、提案においても言及されているとおり、一般定期借地権制度や事業定期借地権制度を利用することによって、建物買取請求権を排除する特約を有効に結ぶことは可能である。	
317	令和3年12月3日	令和4年1月13日	コンビニエンスストア店舗で就労できる在留資格の導入について	国策として導入された在留資格「特定能」について、早急にコンビニエンスストアの分野追加をお願いしたい。 本件は昨年７月に自民党政務調査会からも政府向けに提言をいただき、骨太の方針には制度導入２年後見直しの枠組みで検討する旨記載いただいた。制度所管官庁（法務省）からは業所管官庁（経済産業省）とも状況を共有しながら検討を進めているとの説明をいただいているが、制度所管官庁（法務省）の２年後見直し自体が延び延びとなっている状況。 更に、抜本的な制度見直しの議論もあることから、検討に時間がかかる場合はコンビニエンスストアで就業していた留学生が卒業後も引続き就業可能とする在留資格を特定活動として導入いただきたい。	コンビニエンスストアはその成り立ちから中小小売の近代化を創業の理念としており、不断の生産性向上に努めてきた。また、従業員の女性比率は男性を上回り、高齢者の活用も進めている。 所謂２４時間営業問題でコンビニエンスストア業界の人手不足が社会的な問題となったことから、自動レジの導入等、更なる生産性向上を推進すると同時に加盟主の負担軽減のために必須なリーダー層を対象とした外国人材の活用策としての在留資格「特定技能」の導入を求めてきたもの。 なお、コンビニエンスストア店舗従業員の約7%が　留学生となっており（都市部では50%を超える地域もある）、現下コロナ禍の影響で留学生の新規入国が制限されていることは今後コロナ禍終息で外食等の求人が復活するとともに卒業した留学生の帰国が進むことから、深刻な人手不足を招く惧れがあり、この意味でも早急な対策が必要になる。そもそも留学生の労働力に依存する不健全な体質から脱却するためにも早急にコンビニエンスストアで就業できる在留資格の導入が求められる。	（一社）日本フランチャイズチェーン協会	法務省 経済産業省	特定技能制度は、中小・小規模事業者をはじめとした深刻化する人手不足に対応するため、生産性向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野（特定産業分野）において、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れるものであり、現在、介護業等１４の産業分野でのみ受入れが認められています。 特定産業分野の追加に当たっては、まず、当該産業分野を所管する省庁において、当該分野の人手不足状況等に係る客観的指標等を法務省をはじめとした制度所管省庁に示し、その後、制度所管省庁において検討することになります。 また、本邦の大学を卒業する等の一定の要件を満たす留学生については、卒業後、日本語を用いた円滑な意思疎通を要する幅広い業務に従事可能な在留資格「特定活動」（告示４６号）の許可を受けることで、コンビニエンスストアで就労することができます。	「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針について（平成30年12月25日閣議決定）」、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件（平成２年法務省告示第131号）第46号	その他	【法務省】 コンビニエンスストア業を所管する経済産業省から人手不足状況等について示されれば、法務省等の制度所管省庁において、受入れ分野として追加するか否かの検討を行うことになります。 また、本邦の大学を卒業する等の一定の要件を満たす留学生に係る在留資格「特定活動」によるコンビニエンスストアでの就労については、制度の現状欄に記載のとおりです。 【経済産業省】 コンビニエンスストアについては、業界におけるデジタル投資による省人化の取組状況や、新型コロナウイルス感染症の影響による足下の雇用情勢も見極めつつ、（一社）日本フランチャイズチェーン協会の検討状況を踏まえ、特定技能の分野追加や特定活動の活用について検討しております。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
318	令和3年12月3日	令和4年1月13日	年金脱退一時金について	外国人の年金脱退一時金について、現状は60月が上限とされているが、外国人技能実習生が日本国内に在留したまま特定技能外国人として継続就労した場合、60月を超えて連続して就労する可能性があり、上限の60月を変更していただきたい。 現状では、技能実習が最大で5年、特定技能1号が最大で5年となっており、10年（120月）までとしていただきたい。	60月を超えて連続して就労を希望する外国人がいた場合、年金脱退一時金を得るために、60月に満たない期間内にて会社を一旦退職、帰国した上で年金脱退一時金の申請をする外国人もいる。帰国・入国旅費の負担問題、会社を一旦退職することによる当該外国人が受ける不利益（有給休暇付与日数の減少・勤続年数による手当の減少等）も発生する。 対象期間を最大120月にすることにより、上記のような不合理かつ非経済的な問題が解消されると考える。	（一社）日本フランチャイズチェーン協会	厚生労働省	日本での滞在期間中に国民年金、厚生年金保険及び共済組合等に加入していた期間については、被保険者資格を喪失して日本を出国した場合、以下の①～④すべての条件に該当するときに脱退一時金を請求することができます。ただし、日本に住所を有しなくなった日から2年以内に請求する必要があります。 ① 日本国籍を有していない ② 以下の月数が6月以上ある ・ 国民年金の第1号被保険者としての保険料納付済期間の月数、保険料4分の1免除期間の月数の4分の3に相当する月数、保険料半額免除期間の月数の2分の1に相当する月数、及び保険料4分の3免除期間の月数の4分の1に相当する月数を合算した月数 または ・ 厚生年金保険及び共済組合等の加入期間の合計月数 ③ 日本に住所を有していない ④ 年金（障害手当金を含む）を受ける権利を有したことがない 脱退一時金の支給額は、日本の年金制度に加入していた月数に応じて、60月を上限として計算されます。 なお、支給額の上限については、2021年4月から、36月（3年）から60月（5年）に引き上げられました。	国民年金法附則第9条の3の2 国民年金法施行令第14条の3の2 厚生年金法附則第29条 厚生年金保険法施行令第12条の2	対応不可	日本の公的年金制度は、国籍による差別は行わない原則のもと、日本に住所を有する方や、適用事業所に使用される方は、国籍を問わず、日本の公的年金制度に適用されることとなっています。 その上で、脱退一時金制度は、短期滞在の外国人の場合には、保険料納付が老齢給付に結び付きにくいという特有の事情を踏まえ、社会保障協定が締結されるまでの当分の間の暫定的・特例的措置として設けられたものです。 ご提案のように、脱退一時金の支給上限年数を現行の60月（5年）から120月（10年）に引き上げることについては、 ・ 2017年8月から老齢年金の受給資格期間が25年から10年に引き下げられ、老齢年金の受給資格期間を満たす可能性が大幅に上昇していること ・ 特定技能1号の在留資格は、特定技能第2号や現行の専門的・技術的分野に係る在留資格（介護等）のように期間更新に限度のない在留資格への移行も可能な制度であり、長期間日本で就労する外国人が増加していくことが考えられ、そのような外国人に対する年金の確保も課題となること ・ 外国人の老齢年金受給の可能性を高めることとなる通算措置を含めた社会保障協定の締結を拡大する方向にあること など、外国人の老齢年金の受給の可能性にも十分配慮した慎重な検討が必要と考えております。 なお、ご提案の中で、技能実習の在留資格から特定技能1号の在留資格に切り替える場合最大で10年の継続就労があること記載いただいておりますが、この場合、老齢年金の受給資格期間（120月（10年））を満たし、老齢年金の受給資格が得られます。 しかしながら、ご提案理由にて例示いただいたように、就労期間の途中で脱退一時金を受給すると、それまでの被保険者期間は被保険者でなかったとみなされ、将来の年金受給に結び付かなくなります。 このため、脱退一時金の請求については、将来的な年金受給を考慮したうえで、ご検討くださるようお願い申し上げます。	
319	令和3年12月3日	令和5年4月14日	自家用電気工作物に関する設置工事期間中の電気主任技術者の点検頻度について	自家用電気工作物の設置、改造等の工事期間中の需要設備は毎週1回以上の点検が必要とされているのに対し、設置工事開始日とはいつを指すか、設置工事完了日はいつを指すか、明確に定義いただきたい。また、工事が行われない週は点検を免除できる等の定義設定を検討いただきたい。	設置工事開始日及び設置工事完了日は何をもってその日とするかが具体的に示されていない状態である。また、建物建築の全体工程の中で自家用電気工作物の工事を行わない日（週）もあり、現定義では工事を実施しない期間も点検義務が発生すると解釈できるため不要な点検に人材・コストを割くことが想定される。	（一社）日本フランチャイズチェーン協会	経済産業省	自家用電気工作物の設置者には、主任技術者を選任する義務がありますが、一定規模以下の中小自家用電気工作物については、一定の要件を有する者又は法人にその自家用電気工作物に関する保安管理業務を外部委託することが認められています。外部委託には保安上支障が出ないよう、告示において、設備の種類・規模に応じた点検頻度を定めており、設置・改造等の工事期間中の需要設備にあっては毎週一回以上点検することとしています。	電気事業法第43条 電気事業法施行規則第 52 条第2項、第52 条の2、第53 条 平成 15 年経済産業省告示第 249 号（電気事業法施行規則第 52 条の2第1号ロの要件等に関する告示）第4条	現行制度下で対応可能	設置工事開始日がいつを指すのかについては、自家用電気工作物を設置するための工事行程が一様ではないため明確に定義することはできませんが、監督をする必要がある自家用電気工作物の工事を開始する日が工事開始日となります。 また、当該規定の趣旨は、自家用電気工作物の施工状況及び技術基準への適合状況の確認を行うためのものであるため、工事が行われない週については、自家用電気工作物の施工状況に変更がないため工事期間中には当たらないと解釈されます。	
320	令和3年12月3日	令和4年1月13日	公立小学・中学・高等学校の部活動民間委託について	公立小学・中学・高等学校の部活動における教員の負担軽減と民間委託による専門種目の技術・精神面の向上のため、休日のみならず平日放課後に実施される部活動においても公立小学・中学・高等学校の部活動民間委託をご検討いただきたい。	①部活動の時間や量が負担軽減 休日のみならず平日放課後の長時間部活動が常態化していると思われる中、プロによる技術指導により更なる教員の学習・生徒指導の時間を優先できるのではないか。 ②プロによる技術指導 競技経験がない教員による技術指導からプロ（民間委託）による指導を行うことによる技術面・精神面の向上とともに教員の負担軽減がはかれる。	（一社）日本フランチャイズチェーン協会	文部科学省	部活動は、教科学習とは異なる集団での活動を通じた人間形成の機会や、多様な生徒が活躍できる場として、教育的意義を有する活動です。 一方で、適切な指導体制の構築や部活動における教師の負担軽減を図ることは喫緊の課題であると考えております。	なし	現行制度下で対応可能	文部科学省では、平成29年度に部活動における専門的な指導や大会の引率を担う部活動指導員の制度化を行うとともに、その配置を促進しています。 加えて、生徒にとって望ましい地域におけるスポーツ環境の構築と教師の負担軽減を図るため、まずは休日の部活動を学校教育から切り離し、地域のスポーツ・文化活動への移行を段階的に進めることとしています。 お尋ねの部活動の民間委託については、学校の設置者である教育委員会において適切に判断すべきものと考えており、現在、平日の部活動を民間企業に委託している自治体もあります。 文部科学省としては、民間企業とも連携を図りながら、生徒にとって望ましいスポーツ環境及び文化活動環境の構築を進めてまいります。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
321	令和3年12月3日	令和4年1月13日	認可外保育施設に従事する保育士への待遇改善について	厚生労働省が発表した保育士を増やすための計画として「保育士試験の年2回の実施」や「保育士の待遇改善」、「保育士確保施策のための基本となる4本の柱の実施」等が盛り込まれているが、認可外保育施設従事者も対象としていただきたい。	厚生労働省では、待機児童の解消を目指し、「子育て安心プラン」により、2020年度末までに約32万人分の保育の受け皿を確保することとしているが、この保育の受け皿確保として制度を認可外保育施設従事者も対象とすることで待機児童解消につながるのではないかと考える。	（一社）日本フランチャイズチェーン協会	厚生労働省	認可外保育施設従事者に対する支援としては、認可外保育施設指導監督基準を満たしている施設に勤務する場合、保育士資格を取得するために要した指定保育士養成施設における受講料等及び代替職員の雇上費支援等を行っております。また、保育士試験は、受験資格を満たしていれば認可外保育施設に勤務している者についても年2回受験することが可能です。そのほか、新型コロナウイルスの影響下においては、認可外保育施設従事者が感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施するためのかかり増し経費や衛生用品等の購入等の費用の支援等も行っています。 なお、「提案理由」においてご提示いただいている「子育て安心プラン」（令和2年度末まで）の後継プランとして策定された「新子育て安心プラン」では、できるだけ早く待機児童の解消を目指すとともに、令和3年度から令和6年度末までの4年間で約14万人分の保育の受け皿を整備することとしております。 また、保育人材の確保に向けた総合的な対策としては、処遇改善のほか、保育の現場・職業の魅力向上を通じた、新規の資格取得、就業継続、離職者の再就職の支援に総合的に取り組んでおります。	なし	現行制度下で対応可能	認可外保育施設については、一定程度質が担保されている地方単独保育施設や企業主導型保育施設については現行においても保育の受け皿としての役割を担っているところですが、一方で指導監督基準を満たしていない施設も一定数存在しています。そのため、まずは同基準を満たすために巡回支援指導員による基準適合支援等を行い、認可施設への移行支援も含め、保育の質の向上を図ってまいりたいと考えております。	
322	令和3年12月3日	令和4年1月13日	外国人労働者の人材紹介について	フランチャイズ本部（フランチャイザー）から加盟店（フランチャイジー）への外国人労働者の人材紹介を検討いただきたい。	フランチャイズ本部（フランチャイザー）が外国人の職業紹介斡旋を行うにあたり、フランチャイズ本部にて就労ビザを取得した外国人を短期間の研修後に加盟店（フランチャイジー）に紹介ができる制度に変更いただきたい。	（一社）日本フランチャイズチェーン協会	厚生労働省	職業紹介事業を行うにあたっては、職業紹介事業の許可を受けなければならないこととされています。 その上で国外にわたる職業紹介を行うにあたっては、相手国において国外にわたる職業紹介について事業者の活動が認められていることを証明する書類（相手国で許可等を受けている場合にあってはその許可証等の写し）及び当該書類が外国語で記載されている場合にはその日本語訳（取次機関を利用しない場合に限る。）等の書類の提出が必要です。	職業安定法第30条第1項、第33条第1項、職業紹介事業の業務運営要領	現行制度下で対応可能	現行制度の下でも、フランチャイズ本部（フランチャイザー）が職業紹介事業の許可を受け、国外にわたる職業紹介に関する書類を提出することで外国人の職業紹介を行うことは可能です。	
323	令和3年12月3日	令和4年1月13日	食品リサイクル推進のための規制緩和について	店舗から排出される食品廃棄物を運搬するには、廃棄物処理法による規制により、市町村から一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた業者・車両である必要がある。 リサイクルを実施するための食品廃棄物を運搬する場合には、かかる許可を不要としていただきたい。	食品リサイクルを推進する上での最大の問題点は、リサイクルをするために物流費がかさみ経済合理性がない点である。物流費を低減するには商品配送車両に合積みする等の手法が有効なので、リサイクルするための食品廃棄物運搬について廃棄物処理法上の許可を不要としていただきたい。	（一社）日本フランチャイズチェーン協会	環境省	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第7条第1項の規定により、一般廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は、例外となる場合を除き、当該業を行おうとする区域を管轄する市町村長の許可を受けなければなりません。また、当該市町村長の許可に当たっては、当該市町村による一般廃棄物の収集又は運搬が困難であること、許可の申請が一般廃棄物処理計画に適合するものであること等が認められなければなりません。 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（以下「食品リサイクル法」という。）第19条において再生利用事業計画の認定制度が設けられており、同法第21条第2項において、認定事業者である食品関連事業者の委託を受けて食品循環資源の収集又は運搬（一般廃棄物に限る）を業として行う者は、廃棄物処理法第7条第1項の規定による許可を受けないで、認定計画に従って行う再生利用事業に利用する食品循環資源の収集又は運搬を業として行うことができるとされています。	廃棄物処理法第7条第1項、第5項 食品リサイクル法第19条、第21条第2項	現行制度下で対応可能	左記「制度の現状」欄に記載のとおり許可に関する規定は、一般廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者に対して必要な規制を加え、生活環境保全上の支障が生じないように一般廃棄物の適正な収集及び運搬を確保するためのものです。御提案にあるような、食品リサイクルを行うものであることのみをもって、許可と同等に適正な収集及び運搬が確保されるとはいえないため、許可等について一律の緩和をすることはできません。 左記「制度の現状」欄に記載のとおり、再生利用事業計画の認定を受けた場合、認定事業者である食品関連事業者の委託を受けて食品循環資源の収集又は運搬（一般廃棄物に限る）を業として行う者は、廃棄物処理法第7条第1項の規定による許可を受けないで、認定計画に従って行う再生利用事業に利用する食品循環資源の収集又は運搬を業として行うことができます。	
324	令和3年12月3日	令和4年1月13日	食品リサイクルにおける廃棄物処理法の規制緩和について	食品リサイクルを実施する場合、食品リサイクル車両と事業系一般廃棄物等を行政施設に運搬する車両が必要となり、物流費がかさみ、食品リサイクルの阻害要因となっている。	廃掃法の規制を食品リサイクルを実施する場合については緩和し、食品リサイクル品以外の事業系一般廃棄物の運搬と食品リサイクル施設での処理を認めていただくことで、食品リサイクルは大きく進むと考える。廃棄物処理法の緩和が難しい場合でも、特区エリアを作ることも検討いただきたい。	（一社）日本フランチャイズチェーン協会	環境省	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第7条第1項の規定により、一般廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は、例外となる場合を除き、当該業を行おうとする区域を管轄する市町村長の許可を受けなければなりません。当該市町村長の許可に当たっては、当該市町村による一般廃棄物の収集又は運搬が困難であること、許可の申請が一般廃棄物処理計画に適合するものであること等が認められなければなりません。 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（以下「食品リサイクル法」という。）第19条において再生利用事業計画の認定制度が設けられており、同法第21条第2項において、認定事業者である食品関連事業者の委託を受けて食品循環資源の収集又は運搬（一般廃棄物に限る）を業として行う者は、廃棄物処理法第7条第1項の規定による許可を受けないで、認定計画に従って行う再生利用事業に利用する食品循環資源の収集又は運搬を業として行うことができるとされています。	廃棄物処理法第7条第1項、第5項 食品リサイクル法第19条、第21条第2項	対応不可	左記「制度の現状」欄に記載のとおり許可に関する規定は、一般廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者に対して必要な規制を加え、生活環境保全上の支障が生じないように一般廃棄物の適正な収集及び運搬を確保するためのものです。御提案にあるような、食品リサイクルを行うものであることのみをもって、許可と同等に適正な収集及び運搬が確保されるとはいえないため、許可等について一律の緩和をすることはできません。 なお、左記「制度の現状」欄に記載のとおり、再生利用事業計画の認定を受けた場合、認定事業者である食品関連事業者の委託を受けて食品循環資源の収集又は運搬（一般廃棄物に限る）を業として行う者は、廃棄物処理法第7条第1項の規定による許可を受けないで、認定計画に従って行う再生利用事業に利用する食品循環資源の収集又は運搬を業として行うことができます。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
325	令和3年12月3日	令和4年1月13日	一般廃棄物業収集運搬業への新規参入に関する規制緩和について	現状では一般廃棄物収集運搬業において新規参入がほとんど認められていないため、優良な廃棄物業者について、一般廃棄物収集運搬業への参入を促進する制度の創設を検討いただきたい。	一般廃棄物収集運搬業を営むには市町村長の許可が必要とされているが、現状では左記の通り多くの市町村で新規参入がほとんど認められていない。これにより業界の活性化が進まず競争原理が働かないため、事業者が負担するゴミ処理費が高騰化する原因となっていると考えられる。そこで、一定の要件を充たした優良業者について新規参入を促進し、業界の活性化を図る制度の導入を検討いただきたい。	(一社)日本フランチャイズチェーン協会	環境省	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃棄物処理法」という。)第7条第1項の規定により、一般廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は、例外となる場合を除き、当該業を行おうとする区域を管轄する市町村長の許可を受けなければなりません。 また、当該市町村長の許可に当たっては、当該市町村による一般廃棄物の収集又は運搬が困難であること、許可の申請が一般廃棄物処理計画に適合するものであること等が認められなければなりません。 これは、平成26年1月28日最高裁判決(第三小法廷判決「一般廃棄物処理業許可取消等、損害賠償請求事件」)でも示された、以下の観点によるものです。 ①一般廃棄物の処理が本来的には市町村がその責任において自ら実施すべき事業であること。 ②一定の区域内の一般廃棄物の発生量に応じた需給状況の下における適正な処理が求められること等から、一般廃棄物処理業は、専ら自由競争に委ねられるべき性格の事業とは位置付けられていない。 ③当該区域を対象として他の者に対してされた一般廃棄物処理業の許可により、許可業者の濫立により需給の均衡が損なわれた場合、その経営が悪化して事業の適正な運営が害され、これにより当該区域の住民の健康や生活環境に被害や影響が及ぶ危険が生じ得る。 ④許可要件に関する市町村長の判断に当たっては、当該区域における需給の均衡及びその変動による既存の許可業者の事業への影響を適切に考慮することが求められる。	廃棄物処理法第7条第1項、第5項	対応不可	左記「制度の現状」欄に記載のとおり許可に関する規定は、一般廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者に対して必要な規制を加え、生活環境保全上の支障が生じないように一般廃棄物の適正な収集及び運搬を確保するためのものです。 一般廃棄物収集運搬業の許可に当たっては、平成26年1月28日最高裁判決でも示された観点を踏まえ、各市町村において、適切に判断されるべきものと考えます。	
326	令和3年12月3日	令和4年1月13日	廃プラスチックや食品残渣等リサイクル品の運搬に関する規制緩和について	ペットボトル等の廃プラスチック類を促進するため、リサイクル品の運搬についてできる限り自由に行えるよう廃棄物処理法の規制緩和を検討いただきたい。	昨今、海洋プラスチック問題が顕在化しており、廃プラスチック類や販売期限切れ食品を積極的にリサイクルする必要性が高まっている。しかし、これらの物は一般に「廃棄物」に該当することから、廃棄物処理法の規制を受け、許可を受けた業者や車両でないと運搬することができないこととされている。 リサイクルを促進する上では商品配送の戻り便を活用する等、合理的な物流手段を構築することが費用面や温室効果ガス排出削減の面からは欠かせないと考える。そこで、リサイクル品の運搬について廃棄物処理法で特例認定制度を設ける等、許可業者でなくても運搬ができるよう規制を緩和していただきたい。	(一社)日本フランチャイズチェーン協会	環境省	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃棄物処理法」という。)第7条第1項及び第14条第1項の規定により、廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は、例外となる場合を除き、当該業を行おうとする区域を管轄する市町村長又は都道府県知事の許可を受けなければなりません。 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(以下「食品リサイクル法」という。)第19条において再生利用事業計画の認定制度が設けられており、同法第21条第2項において、認定事業者である食品関連事業者の委託を受けて食品循環資源の収集又は運搬(一般廃棄物に限る)を業として行う者は、廃棄物処理法第7条第1項の規定による許可を受けないで、認定計画に従って行う再生利用事業に利用する食品循環資源の収集又は運搬を業として行うことができるとされています。 プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(以下「プラスチック資源循環法」という。)第39条において、製造・販売事業者による自主回収・再資源化事業計画の認定制度が設けられており、同法第41条において、認定製造・販売事業者は、廃棄物処理法第7条1項又は第14条1項の規定による許可を受けないで、認定を受けた計画に従って行う使用済プラスチック使用製品の再資源化に必要な行為を業として行うことができるとされています。(令和4年4月施行予定)	廃棄物処理法第7条第1項、第14条第1項 食品リサイクル法第19条、第21条第2項 プラスチック資源循環法第39条、41条	現行制度下で対応可能	左記「制度の現状」欄に記載のとおり許可に関する規定は、一般廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者に対して必要な規制を加え、生活環境保全上の支障が生じないように一般廃棄物の適正な収集及び運搬を確保するためのものです。御提案にあるような、リサイクルを行うものであることのみをもって、許可と同等に適正な収集及び運搬が確保されるとはいえないため、許可等について一律の緩和をすることはできません。 左記「制度の現状」欄に記載のとおり、再生利用事業計画の認定を受けた場合、認定事業者である食品関連事業者の委託を受けて食品循環資源の収集又は運搬(一般廃棄物に限る)を業として行う者は、廃棄物処理法第7条第1項の規定による許可を受けないで、認定計画に従って行う再生利用事業に利用する食品循環資源の収集又は運搬を業として行うことができます。 また、左記「制度の現状」欄に記載のとおり、自主回収・再資源化事業計画の認定を受けた場合、認定製造・販売事業者は、廃棄物処理法第7条1項又は第14条1項の規定による許可を受けずに、認定を受けた計画に従って行う使用済プラスチック使用製品の再資源化に必要な行為を業として行うことができます。	
327	令和3年12月3日	令和4年1月13日	環境法令全般における定期報告の申請体制について	各環境法令に関わる定期報告(例:地球温暖化対策実施報告書)を該当の地方自治体に毎年提出しているが、地方自治体によって、提出内容が異なっているため、その統一化・簡素化を図っていただきたい。	現状、各環境法令に関わる定期報告書の提出先は該当の地方自治体への報告となっているが、地方自治体によって報告形態・内容に差異が大きく、また、類似案件を報告していることも多い。そのため、重複した手間と、勘違いを招くケースも多いと思う。例えば、地球温暖化対策実施報告書であれば、CO_2排出量の状況、省エネ取組みの記載のみに統一できれば、同報告書作成作業にかかる労力が削減され、本来の省エネ活動への取組みに注力できるのではないかと考える。	(一社)日本フランチャイズチェーン協会	環境省 経済産業省	地球温暖化対策実施報告書は各地方公共団体で定める条例等に基づく制度であり、報告書等については各事業者により作成の後、各地方公共団体に提出されるものと承知をしています。	なし	対応不可	制度の現状欄に記載のとおり、地球温暖化対策実施報告書は各地方公共団体で定める条例等に基づくものと承知をしており、環境省として各地方公共団体の条例に対して対応を行うことができる立場にはありません。	
328	令和3年12月3日	令和4年1月13日	食品表示の見直しについて	容器包装や加工の有無、製造・販売の場所で異なる食品表示の義務内容を見直し、消費者に本当に必要な情報を的確に伝えるような内容に見直しを行っていただきたい。 また、食品に直接記載するのではなく、QRコードを印字し、表示内容を記載したホームページを確認できるような表示も可としていただきたい。	昨今の消費者の安全・安心の意識は高くなり、消費者が食品の内容を正しく理解して、適正な商品を選べるよう食品に表示を義務付けられている内容は増加し、非常に複雑なものになっている。一方、コロナ禍により売り上げが大幅に落ち込んだ外食産業は、販売の機会を求めてテイクアウトやデリバリー、お取り寄せ等、食品の入手手段が急速に変化しつつある。 現在の食品表示法は、容器包装や加工の有無、製造・販売の場所で表示が義務付けられている内容が異なるため、消費者はこの法律の内容を理解し食品を購入しているとは考えにくい。 ・食品工場等は表示内容が多く複雑、本当に必要な情報が読み取れない ・デリバリー等は表示の義務がないので必要な情報が記載されていない	(一社)日本フランチャイズチェーン協会	消費者庁	食品表示法第1条において、食品に関する表示が食品を摂取する際の安全性の確保及び自主的かつ合理的な食品の選択の機会の確保に関し重要な役割を果たしているとされており、消費者の意向も踏まえながら容器包装された食品に対する表示義務を課しています。 なお、外食等で作られる食品(テイクアウト等を含む)については、①提供される食品の種類が多く、使用される原材料も日々頻繁に変わることから、表示を切替えることが、困難であること②営業形態がサービスの提供(対面販売)であり、あらかじめ消費者が店員に食品の内容を確認できることから、一部の表示事項を除き表示義務を課していません。	食品表示法第1条 食品表示基準第1条 食品表示基準第40条	検討を予定	消費者庁が毎年度実施している食品表示に関する消費者意向調査(10,000サンプル)の令和2年度の報告書では、「食品表示(原材料)」を商品選択のためにどの程度参考にしているかという質問に対して、「いつも参考にしている」、「ときどき参考にしている」と回答した割合は66.9%、「消費期限」又は「賞味期限」については「いつも参考にしている」、「ときどき参考にしている」と回答した割合は82.6%であるなど、多くの消費者は、食品表示を参考にし食品を購入していると考えられます。 しかしながら、表示事項が増えると、ニーズが多様化する消費者にとって表示が見づらく活用しづらくなるとの指摘もあることから、消費者庁では現在デジタルツールを活用した食品表示の可能性について調査しており、消費者が求める情報提供と事業者の実行可能性とのバランスを踏まえて検討を進めることとしています。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
329	令和3年12月3日	令和4年1月13日	容器包装における再生プラスチック材料の使用における厚生労働省見解の公表要望について	食品用器具及び容器包装における再生プラスチック材料の使用に関する指針が厚生労働省より公布され、安全性については各種根拠資料を厚生労働省に提出して照会に対する回答を得ることとされた。 しかし、照会に対する回答が現時点でないため、安全確保の観点から、食品PETトレーについては表層にヴァージン原材料を使用することと自主的に決定しており、再生原料の使用率を高める障害となっている。	平成24年4月、左記の指針を公布。直後に容器に関連した各社、各団体が厚生労働省に照会に対する回答を求めるも、現段階まで明確な回答がない。 回答がないことを以って、全国清涼飲料連合会は再生PET原料100%のペットボトルの採用を決定。 一方、回答がないことを「判断がいただけてない」と捉えたPETトレイ協議会は、表層にヴァージンPET原材料、中層にのみ再生PET原料材を使用することを自主決定し、再生原料の使用率を高める障害となっている。 環境対応がグローバルな潮流となる中、民間の推進力を弱める一因となっており、照会に対する回答を早期にご発信いただくか、ポジティブリストにて一括明言していただきたい。	(一社)日本フランチャイズチェーン協会	厚生労働省	平成24年4月、「食品用器具及び容器包装における再生プラスチック材料の使用に関する指針(ガイドライン)について」を発出しています。厚生労働省の照会なしでも再生プラスチック材料を使用した食品用器具及び容器包装を製造することは可能ですが、食品用器具及び容器包装への再生プラスチック材料を使用するにあたり、個別の安全性について厚生労働省医薬食品局食品安全部長宛に照会することができることとしています。	食品用器具及び容器包装における再生プラスチック材料の使用に関する指針(ガイドライン)について	対応	照会のあった事業者から提出された現状の再生処理工程に関する資料について、令和3年11月24日に開催した薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会器具・容器包装部会において、ガイドラインに則っていることを確認した旨報告し、関係事業者へ文書回答を行いました。今後は、食品用器具及び容器包装のポジティブリスト制度におけるリサイクル材の考え方について、専門家の先生方や業界の方々と整理を進めていく予定です。	
330	令和3年12月3日	令和4年1月13日	糖質に関する表示ルールの策定について	現状、食品表示法では、糖質に関する強調表示ルール等が存在しない。自社の基準において様々なメーカーが、自社判断にて「低糖質」等の表記をしている。法律等にて明確な判断基準を策定していただきたい。	食品表示法で糖質に関するルールが「糖質ゼロ」以外存在せず、販売者の自己責任の上で表示ルールを策定することになっている。消費者の関心が高まる中、販売者毎に異なるルールでは優良誤認の危険性を放置していることになる。 世界的には「有効炭水化物」が一般的な表示であり、日本国内では任意表示項目として「糖質」、「糖類」や独自の「ロカボ糖質」等、様々な解釈が存在しており生活者からの問合せにも苦慮することが多々ある。	(一社)日本フランチャイズチェーン協会	消費者庁	食品表示基準第3条第1項の栄養成分表示では、許容差の範囲内にある一定の値において「0と表示することができる量」の規定がありますが、同基準第7条の栄養成分又は熱量の適切な摂取ができる旨の表示において、「糖質の含まない旨」のような栄養強調表示についての規定はありません。 栄養成分又は熱量の適切な摂取ができる旨の表示については、「適切な摂取ができる旨の表示の基準が適用される栄養成分及び熱量は、あくまで『国民の栄養摂取の状況からみてその過剰な摂取が国民の健康の保持増進を妨げている』(健康増進法第16条の2第2項第2号ロ)ものであって、そもそも栄養成分や熱量である以上、エネルギーを供給し、又は生命の維持・成長に必要不可欠なものであり、本来、有害な成分でないことは当然であること。」が食品表示基準について(平成27年3月30日消食表第139号消費者庁次長通知)に規定されており、脂質、飽和脂肪酸及びコレステロール、糖類、ナトリウムが該当します。 食品表示基準Q&Aについて(平成27年3月30日消食表第140号消費者庁食品表示企画課長通知)では、以下を記載しています。 (加工-228)食品表示基準別表第12及び13に定められていない成分の栄養強調表示(たっぷり、控えめ等)の基準値はありますか。 (答) 基準値は規定されていませんが、科学的根拠に基づき、販売者の責任において表示することが必要です。 その際、食品表示基準別表第9に定められた栄養成分で、別表第12及び13に定められていない成分の場合は、栄養成分表示の枠内に当該栄養成分の量を表示する必要があります。 また、別表第9に定められていない成分の場合は、栄養成分表示と区別して、栄養成分表示に近接した箇所に表示することが望ましいです。	食品表示基準第3条第1項 食品表示基準第7条 食品表示基準別表第9 食品表示基準別表第13	対応不可 一部事実誤認	「糖質ゼロ」については、栄養強調表示の規定はなく、食品表示基準別表第9第3欄に掲げる方法によって得られた栄養成分又は熱量(「栄養成分等」という)の含有量が基準で定める量未満の場合に「0」と表示できることを利用しているものと考えます。 低い旨等の栄養成分等の適切な摂取ができる旨の表示については、国民の栄養摂取の状況からみてその過剰な摂取が国民の健康の保持増進を妨げているものについて定めているものであり、炭水化物については糖類についてのみ基準を設定しています。なお、これは国際基準であるコーデックス規格に整合したものとなっています。 食品中の栄養成分等に関し、事業者において、食品表示基準の表示禁止事項に該当しない限り、科学的根拠に基づき基準が定められていない栄養成分等に関連した表示が可能であり、また、基本的には、そうした個々の考え方を国が基準で定めていくものでもないと考えます。	
331	令和3年12月3日	令和4年11月11日	被災地救援物資に対する食品表示法の食品表示基準の弾力的運用(栄養成分表示の省略規定)について	東日本大震災発生以降、大規模災害が発生した場合、厚生労働省より、災害救助法の適用を受けた被災地において、消費者庁及び農林水産省と連名にて、食品表示基準を弾力的に運用する旨の通知が出されるようになってきているが、これら通知は災害発生後数日後に出されることが多い。 避難所・被災者に対する食品の提供要請は災害発生後迅速な対応が求められることから、算出に手間を要する栄養成分表示について省略可能対象としていただきたい。	災害支援、避難所対応の食品において、弁当の要求が高い。それらに対しては緊急対応のため通常商品に対して使用原材料や包装資材を変更することで対応可能な場合があるが、栄養成分表示の対応(1包装あたりの算出、表示)が必要なため対応時間を要し迅速に対応できないことがある。避難所向け提供する食品について栄養成分表示省略可能対象を検討していただきたい。	(一社)日本フランチャイズチェーン協会	消費者庁 厚生労働省 農林水産省	食品表示基準第1条において、「この府令は、食品関連事業者等が、加工食品、生鮮食品又は添加物を販売する場合について適用する。ただし、加工食品又は生鮮食品を設備を設けて飲食させる場合には、第40条の規定を除き、適用しない。」とある通り、ただし書きの「加工食品又は生鮮食品を設備を設けて飲食させる場合」は食品表示基準は適用されません。具体的にはレストラン、食堂、喫茶店等の外食事業者による食品の提供(例えば、飲食店で提供される状態のものを自宅へ届けてもらうなどの外食事業者による出前を含む。)を指します。 また食品関連事業者が容器包装に入れられた一般用加工食品を販売する際には、食品表示基準第3条第1項において、栄養成分表示が義務付けられています。同条第3項において、次の省略規定が規定されており、該当する食品にあっては、栄養成分表示を省略することができます。 一　容器包装の表示可能面積がおおむね30平方センチメートル以下であるもの 二　酒類 三　事業の供給源としての客与の程度が小さいもの 四　極めて短い期間で原材料　その配合割合を含む。)が変更されるもの 五　消費税法　昭和63年法律第百八号)第9条第1項において消費税を納める義務が免除される事業者又は中小企業基本法　昭和38年法律第154号)第2条第5項に規定する小規模企業者が販売するもの 食品表示基準について(平成27年3月30日消食表第139号消費者庁次長通知)では、以下を記載しています。 「極めて短い期間で原材料が変更される食品とは、次の要件のいずれかを満たすものとする。 ア　日替わり弁当(サイクルメニューを除く。)等、レシピが5日以内に変更される場合 イ　複数の部位を混合しているため都度原材料が変わるもの(例：合挽肉、切り落とし肉等の切り身を使用した食肉加工品、白もつ等のうち複数の種類・部位を混合しているため都度原材料が変わるもの)」 また食品表示基準第5条に規定する「食品を製造し、又は加工した場所で販売する場合」は、栄養成分表示は要しません。 食品表示基準の弾力的運用については、大規模な自然災害等による被害が発生した際に、被災地への食料の円滑な供給に支障がないよう、健康被害のおそれがあるアレルギー表示及び消費期限表示を除き、必ずしも食品表示基準に基づく義務表示事項の全てが表示されていなくとも、取締りを行わなくても差し支えない旨、監視・指導を担当する都道府県等に対して、農林水産省、厚生労働省及び消費者庁の連名で通知しているものであり、栄養成分表示については、弾力的運用の対象となっています。	食品表示法第4条第1項 食品表示基準第1条 食品表示基準第3条第1項、第3項 食品表示基準第5条 食品表示基準附則第6条	対応	食品表示基準において、一般用加工食品の栄養成分表示が義務付けられておりますが、通常の状態であっても表示をする必要性が乏しい又は困難であると一般に考えられる場合として、同基準第1条ただし書き、第3条第3項及び第5条において、栄養成分表示の省略が定められています。 一方、災害発生時の状況は種々であり、柔軟に対応することが求められる中において、予め特定の場合を食品表示基準に規定することは馴染まないと考えます。 このため、大規模な自然災害等により、食品表示基準の弾力的な運用が必要な場合には、引き続き迅速に通知の発出に努めてまいります。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
332	令和3年12月3日	令和4年1月13日	食品改正法一部改正に伴う、営業許可更新時の保健所指導について	本年6月より施行された食品衛生法の一部改正に伴い、コンビニエンスストアの営業許可書の更新時、非接触型の水道の設置を指示されるケースが散見されており、対応に苦慮しているため、規制緩和を検討いただきたい。	全国の各保健所によって、「蛇口タイプで可」、「首振りタイプは可」、「自動でなければ不可」等、見解に相違があり、その都度管轄の保健所に説明の上で、見解を確認している状況である。 エリアによっては、担当の方の見解の相違もあり、指示いただいた内容に対して、保健所に訪問して説明を行い、正式な方針を確認しているため、非常に時間がかかり対応に苦慮している。	（一社）日本フランチャイズチェーン協会	厚生労働省	都道府県は、公衆衛生に与える影響が著しい営業（食品処理の事業を除く。）であって、政令で定めるものの施設につき、厚生労働省令で定める基準（参酌基準）を参酌して、条例で、公衆衛生の見地から必要な基準を定めなければならないとされています。 参酌基準において、「水栓は洗浄後の手指の再汚染を防止できる構図であること」と規定されています。	食品衛生法第54条（営業施設の基準） 食品衛生法施行規則第66の7（営業施設の基準）	その他	食中毒等の危害の発生の防止の観点から、手指の洗浄と再汚染の予防はきわめて重要であることから、参酌基準において「水栓は洗浄後の手指の再汚染を防止できる構造であること」と規定しております。なお、「再汚染が防止できる構造」の解釈については、「食品の営業規制に関する検討会とりまとめ案（政省令関係事項）」に関するパブリックコメントの御意見に対する回答等でお示しするとともに、令和3年3月1日付けで再周知しているところです。 （参考：パブリックコメントの回答） 意見：洗浄後の手指の再汚染が防止できる構造とは具体的に何か。 回答：手指の再汚染を防止できる構造としては、例えば、レバー、足踏みペダル、センサー等によって、手指で触れることなく開閉できる蛇口を想定しています。	
333	令和3年12月3日	令和4年1月13日	食品衛生法一部改正に伴う、営業許可書の届け出制度について	本年6月より施行された食品衛生法の一部改正に伴い、コンビニエンスストアの営業許可書についても、届け出制となり、現在対応に追われている状況である。厚生労働省より、具体的な通達を出し対応方法の統一を図っていただきたい。	本年6月より営業許可書の申請と届出が変更になっているが、現状、全国の保健所での見解に大きな相違があり、個店毎にその都度管轄の保健所に確認しながら対応しているような状況である。県条例等の届け出は仕方がないと思うが、できれば厚生労働省にて見解を統一していただきたい。 また、申請自体も、Web登録や書類の提出等、様々あるため、店舗での対応が煩雑になっていることから、可能な限り統一していただきたい。	（一社）日本フランチャイズチェーン協会	厚生労働省	食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）において、公衆衛生に与える影響が著しい営業であって、政令で定める営業（以下、「法第54条に規定する営業」という。）を営もうとするものは都道府県知事の許可を受けなければならないとされております。 また、法第54条に規定する営業及び公衆衛生に与える影響が少ない営業で制令で定めるもの及び食品処理の事業以外の営業を営もうとする者は、予め都道府県知事に届け出なければなりません。	食品衛生法第55条（営業の許可） 食品衛生法第57条（営業の届出） 食品衛生法施行規則第67条から第71条の2	その他	営業許可制度の見直し及び営業届出制度の創設に関しては、各都道府県等に対しQ&Aを示す、説明会を開催する等して、必要な平準化を図っております。 また、営業許可申請及び営業届出に関し、必要な事項については、食品衛生法施行規則第67条から第71条の2までの条項において規定しております。 なお、上記申請等につきましては、食品衛生申請等システムを使用するオンライン申請を基本としつつ、従来行っていた書面での申請も可能としています。	
334	令和3年12月3日	令和4年1月13日	酒類小売販売免許申請書類について	酒類小売販売業申請の際、添付書類として登記簿謄本の原本の添付が必要だが、登記情報サービスで取得した登記簿謄本を添付可能としていただきたい。	酒類小売販売業申請について、e-taxを利用した電子申請に関しては、登記情報サービスで取得した「登記事項証明書」を添付することができるが、書面にて酒類小売販売業申請を実施する場合は、登記情報サービスで取得した登記簿謄本を添付することが認められていない。e-tax申請同様に「照会番号」「照会番号の発行年月日」を記載することで添付書類として認めていただきたい。e-tax環境が整わず、やむを得ず書面で申請する場合、法務局への取得手続き（取得、郵送での手続き）が必要となっているため。	（一社）日本フランチャイズチェーン協会	財務省	酒類の免許については、酒税法にその要件が定められており、申請者がこれらの要件を満たしているかどうかを確認するために必要な添付書類の提出を求めることとし、酒税法施行規則に具体的な添付書類が規定されています。 酒類販売業免許申請の場合、法人の登記事項証明書については、酒税法施行規則第7条の3第2項第1号に規定されています。また、免許を付与するためには、免許を受ける人と場所を特定する必要があり、当該場所が取締り上不適当と認められる場所にないかどうかを確認する観点から、同項第5号に定める「その他参考となるべき書類」として、申請された販売場における申請者の権利関係等を確認するため、不動産の登記事項証明書の提出を求めています。 ○酒税法施行規則 昭和三十七年大蔵省令第二十六号） （酒類の販売業免許の申請書の記載事項等） 第七条の三　省略 2　令第十四条第二項に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。 一　申請者の履歴書 法人にあつては、役員の履歴書並びに定款の写し及び登記事項証明書） 二　販売場の土地又は建物が自己の所有に属しないときは、賃貸借契約書の写し又はこれに代わる書類 三　地方税の納税証明書 四　貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずる書類 五　その他参考となるべき書類 ○情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号） 第十一条　申請等をする者に係る住民票の写し、登記事項証明書その他の政令で定める書面等であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該法令の規定にかかわらず、行政機関等が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置であって当該書面等の区分に応じ政令で定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しない。 ○国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令（平成十五年財務省令第七十一号） （電子情報処理組織による申請等） 第五条　省略 3　前二項の申請等を行う者は、これらの規定にかかわらず、当該申請等につき規定した法令の規定に基づき添付すべきこととされている書面等（以下この条において「添付書面等」という。）に記載されている事項又は記載すべき事項（以下この項及び次項において「添付書面等記載事項」という。）を次に掲げる方法（前項の申請等を行う場合には、第二号に掲げる方法）により送信し、又は提出することをもって、当該添付書面等の提出に代えることができる。 一　当該添付書面等記載事項を当該申請等に併せて入力して送信する方法 二～四　省略	酒税法第9条、酒税法施行令第14条第2項 酒税法施行規則第7条の3第2項 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第11条 国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第5条	検討を予定	法人の登記事項証明書については、「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」の規定により、令和3年7月1日以降、添付を省略することが可能となりました（e-Taxを利用した電子申請の場合及び書面申請の場合双方共に添付省略が可能）。 不動産の登記事項証明書については、「国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令」の規定により、e-Taxを利用した電子申請の場合のみ、「インターネット登記情報提供サービス」から発行された「照会番号」、「照会番号の発行年月日」の入力による「登記事項証明書」の添付を可能としておりましたが、書面申請の場合についても、e-Tax普及の観点も含め、その提出の形式や方法について、検討してまいります。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
335	令和3年12月3日	令和4年5月13日	一般小売免許における配達可能地域の拡大について	通信販売の基準が不明確かつ不公平である。『広範な地域の消費者等』の基準を明確化していただきたい。 国税庁『酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達』 8　酒類の販売業免許の区分及びその意義 （1）酒類販売業免許 イ　酒類小売業免許 (ロ)　通信販売酒類小売業免許 『通信販売酒類小売業免許とは、通信販売（2都道府県以上の広範な地域の消費者等を対象として、商品の内容、販売価格その他の条件をインターネット、カタログの送付等により提示し、郵便、電話その他の通信手段により売買契約の申込みを受けて当該提示した条件に従って行う販売をいう。以下同じ。）によって酒類を小売することができる酒類小売業免許をいう。』	県境付近の店舗で通信販売を実施する場合、隣接県の注文は、広範な地域とは言い切れない。2都道府県以上の広範な地域という基準は不明確かつ不公平であると考える。	（一社）日本フランチャイズチェーン協会	財務省	酒類の販売業をしようとする者は、酒税法第9条に基づき、販売場ごとにその販売場の所在地の所轄税務署長の免許を受けなければならないこととされており、酒類を通信販売により小売するためには、酒類販売業免許のうち通信販売酒類小売業免許を受ける必要があります。 酒類の通信販売の定義は、「酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達」において、「2都道府県以上の広範な地域の消費者等を対象として、商品の内容、販売価格その他の条件をインターネット、カタログの送付等により提示し、郵便、電話その他の通信手段により売買契約の申込みを受けて当該提示した条件に従って行う販売をいう」とされていることから、複数の都道府県の消費者に対して酒類の通信販売を行う場合には、通信販売酒類小売業免許が必要となります。他方で、同一都道府県内の消費者を対象とする場合であれば、一般酒類小売業免許により通信販売を行うことが可能です。	酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達 第2編第9条第1項関係8	検討を予定	酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達において、酒類の通信販売を行うために通信販売酒類小売業免許が必要となるのは、販売対象が「広範な地域の消費者等」である場合とし、「広範な地域」とは「2都道府県以上」と定義しています。 他方で、通信販売酒類小売業免許の趣旨が、酒類の需給の均衡維持の観点はもとより、酒類が飲酔飲料としての商品特性を有することから、対面販売を基本的な考えとして20歳未満の者の飲酒防止の観点にも配慮して設けたものであることに鑑みると、販売方法や販売可能な酒類の範囲については維持する必要がありますが、販売する地域の制限については検討の余地がありうると考えており、ご指摘の点については、運用の見直しや明確化を検討してまいります。	
336	令和3年12月3日	令和4年1月13日	酒申請の際の請負契約書提出について	酒申請の際に工事請負契約書の添付が求められているが、不要と考えられるため撤廃していただきたい。	酒申請の際の税務署への提出書類で工事請負契約書の添付が条件付きとなっているが、工事請負金額等、個人情報も含まれるため提出義務は不要と考える（黒く塗りつぶすことも拒否される）。 建築確認申請の確認済証や検査済証があれば建物建築の証明はできると思うので、工事請負契約書の提出は不要と考える。	（一社）日本フランチャイズチェーン協会	財務省	酒類の免許については、酒税法にその要件が定められており、申請者がこれらの要件を満たしているかどうかを確認するために必要な添付書類の提出を求めることとし、酒税法施行規則に具体的な添付書類が規定されています。 ○酒税法施行規則（昭和三十七年大蔵省令第二十六号） （酒類の販売業免許の申請書の記載事項等） 第七条の三　省略 2　令第十四条第二項に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。 一　申請者の履歴書（法人にあっては、役員の履歴書並びに定款の写し及び登記事項証明書） 二　販売場の土地又は建物が自己の所有に属しないときは、賃貸借契約書の写し又はこれに代わる書類 三　地方税の納税証明書 四　貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずる書類 五　その他参考となるべき書類	酒税法第9条、 酒税法施行令第14条第2項 酒税法施行規則第7条の3第2項	現行制度下で対応可能	免許を付与するためには、免許を受ける人と場所を特定する必要があり、申請販売場において申請者が適切に酒類の販売業を行うことが可能かどうか等を確認する観点から、申請販売場の建物等が未建築の場合には、工事請負契約書等の写しにより申請販売場の建物等を今後建築することについて確認し、完成した後は、検査済証や建物の登記事項証明書で当該建物等が適法に建築されていることを確認しています。 なお、申請者の負担軽減の観点から、酒類の免許申請の際の添付書類の必要性については、不断に検討を行ってまいります。	
337	令和3年12月3日	令和4年1月13日	製造たばこ小売販売業免許所在地の情報開示について	製造たばこ小売販売業免許所在地について、所轄財務局に対し情報開示請求を行った上で開示をしているが、販売店としての実態がない場合は、申請前の把握が困難であり、製造たばこ小売販売業免許所在地に関して、台帳もしくは電子データ等による閲覧をできるように検討いただきたい。	コンビニエンスストアでは頻繁に新店舗開設及び店舗の立地移転が発生しているが、その都度、距離基準内の既設店調査及び住所、地番による情報開示請求を行い既設店の状況を確認し、新店舗開設、立地移転の判断を行っている。販売実態のない、既設店に関してはJT社による現場調査の際に確認できるが、通常の審査期間に加えて数ヶ月を要することが多い。製造たばこ小売販売業免許所在地が事前に台帳、電子データ等による閲覧が可能となることで、これまで以上により精度の高い工程管理、計画的な申請が可能となると考えている。また、各財務局の処理件数にも違いがあり、開示請求件数が多い財務局に関しては、ご担当者様の負荷にもなっていることから、閲覧が可能となることで効率化にも繋がると考えている。	（一社）日本フランチャイズチェーン協会	財務省	製造たばこの小売販売業を行う場合には、たばこ事業法に基づき、営業所ごとに財務大臣の許可を受けなければならず、処分行政庁である財務局は許可を行った場合、許可者の氏名、営業所の所在地等を記載した製造たばこ小売販売業許可台帳を作成、整理しています。 財務局においては、新規に許可を行った営業所の情報（以下、「許可情報」という。）については、小売販売業の許可を決定した日の翌日に当該許可者の氏名、営業所の所在地、環境区分等を2週間掲示しています。 これに加え、財務局のホームページにおいても、新規の許可情報等を1年間掲載しているほか、許可後1年間が経過し、ホームページでの掲載が終了した許可情報についても、許可申請予定者等から許可情報の照会があった場合には、個別に回答しています。	たばこ事業法第22条 製造たばこ小売販売業許可等取扱要領 製造たばこ小売販売業許可等事務処理規程	対応不可	ご提案頂いたたばこ小売販売許可台帳の閲覧等については、御協会以外からの要望の有無や既存の審査事務等への影響などを勘案して検討したところ、行政処分庁である財務局においては、各月の新規許可情報一覧の公表や新規申請を希望している事業者に対し、原則、予定営業者周辺の既存許可店の情報提供を行うなどの個別の対応により利便性を高めるよう努めており、また少なくとも現状において事務処理に係る特段の支障があるとも考えておりません。 引き続き、可能な限り事業者ニーズに応じた丁寧な対応に努めてまいります。	
338	令和3年12月3日	令和4年1月13日	たばこ小売販売業における無届休止店舗の取扱いについて	あきらかに正当な理由がないのに、一月を超えて引き続きその営業を休止している既設店舗に対しては、たばこ事業法第三十一条七に則り、許可を取り消し、近隣で申請されたたばこ小売販売業申請者に対して、規程の期間内で処分決定をお願いしたい。	現行のたばこ事業法第三十一条七では、「正当な理由がないのに、一月を超えて引き続きその営業を休止した時は許可を取り消すことができる。」とあるが、現状では、たばこ小売販売業の新規申請を行った際、申請地の近隣（距離基準内）に上記休止店舗が発覚した場合は、当該休止店舗の免許名義人に対して確認調査を行うため、免許名義人の所在が判別できない場合等は、処分が通常の審査期間を超えて数ヶ月間保留となる案件も発生している。 販売休止届け出義務に反する販売店に関しては免許を担保される一方、販売していても販売量が一定基準に満たない販売店は低調店として距離基準の対象外となる現状は法制度の元の公平性に欠けると考えている。よって、上記休止店舗が存在する場合は、たばこ事業法第三十一条七に照らし合わた措置を講じて、新規申請に対して、規程の期間内での処分決定をお願いしたい。	（一社）日本フランチャイズチェーン協会	財務省	製造たばこの小売販売業を行う場合には、たばこ事業法に基づき、営業所ごとに財務大臣の許可を受けなければならず、その際、予定営業所と最寄りの営業所との距離について、財務大臣が定める距離に達していない場合は「不許可」となります。ただし、最寄りの営業所が休業店である場合は、予定営業所と当該休業店との距離は測定しないという距離基準の特例が設けられています。 小売販売業の許可申請については、原則として小売販売業の許可申請を受理した日の属する月の末日から2ヶ月以内に処分をし、当該申請者に通知するように努めることとしています。 予定営業所の付近に、1ヶ月を超えて引き続きその営業を休止していると認められる既設営業所があるときは、当該既設営業所が休業店に該当するか否かを判定するための調査を行っており、当該既設営業所から小売販売業の休止の届出がされていない場合には、事業者へ確認のうえ、小売販売業廃止届出書又は小売販売業休止届出書の提出を指導しています。	たばこ事業法第22条、第23条 たばこ事業法施行規則第20条 平成10年3月大蔵省告示第74号 製造たばこ小売販売業許可等取扱要領 製造たばこ小売販売業許可等事務処理規程	現行制度下で対応可能	最寄りの営業所が休業店（正当な理由がなく1ヶ月以上営業を休止している営業所）に該当するか否かを判定するための調査は、小売販売業の許可申請の処分可否を判断する上で不可欠なものです。 そのため、処分行政庁である財務局に対し、この調査を迅速に進めるとともに、当該調査により既設営業所が休業店と認められる場合においては、速やかに予定営業所の許可手続きを行い、既設店の廃業手続によって遅延することのないよう指導しており、引き続き徹底してまいります。 また、小売販売店に対しては、営業を休止する場合や廃止した場合には届出を行う必要があることを改めて周知してまいります。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
339	令和3年12月3日	令和4年2月2日	20歳未満者に対するニコチン無したばこの販売について	未成年者喫煙禁止法の対象外となっている、いわゆる「ニコチンレスたばこ」について、年齢認証不要（または義務化）を明文化していただきたい。 現状、製造メーカーもしくは所属団体が自主的に制定しているガイドラインで「本製品はたばこではありません。20歳未満の未成年者への販売はいたしません」といった法的根拠に基づかないと考えられる表現で記載されており、販売店において説明・疑問を呈される場面がある。また、販売者によって年齢認証を行う等、対応がまちまちである点も混乱に拍車をかけているため、明文化をご検討いただきたい。	明文化により、 ・販売店における混乱回避（＝人的コスト削減につながる） ・法的拘束ではなく業界レベルの対応によるシステム改修等の追加コストの削減 といった効果が期待できる。	（一社）日本フランチャイズチェーン協会	警察庁 財務省	未成年者喫煙禁止法（明治33年法律第33号）第４条は、煙草等を販売する者に対し、年齢確認等の措置を講ずるよう規定しているところ、この「煙草」とは、たばこ事業法（昭和59年法律第68号）第２条第３号に規定する「製造たばこ」であると解されております。	未成年者喫煙禁止法（明治33年法律第33号）第４条、たばこ事業法（昭和59年法律第68号）第２条第３号	対応不可	未成年者喫煙禁止法上の「煙草」に該当しないものについて、同法に規定する年齢確認等の措置を講ずる必要がないことは明らかですので、御指摘のような「明文化」をする必要はないと考えております。	
340	令和3年12月3日	令和4年1月13日	麦価設定の自由化について	麦価について、政府売渡価格が決まっており、受ける側での交渉の余地がなく、購入する側での自由な価格交渉ができていない。	時期が決まっているとはいえ、頻繁に原料価格変更があり、商品にした際の安定した価格設定ができていない。自由化することで価格が下がる可能性もあり、お客様に還元できると考える。	（一社）日本フランチャイズチェーン協会	農林水産省	小麦は需要量の約9割を外国から輸入しています。このため、食糧法において、政府は麦の需給及び価格の安定を図るため、毎年麦の需給見通しを策定し、これに基づき、麦の輸入を行うこととされており、国内産麦では量的又は質的に満たせない需要分について、国家貿易により外国産麦を計画的に輸入することとしています。 具体的には、主要銘柄の小麦は、製粉企業等の実需者の申し出に基づき、国が商社を通じて買い付けを行い、製粉企業等の実需者に政府売渡価格により売り渡しており、同価格は年2回（4月、10月）、直近6ヶ月間の買付価格をベースに算定し改定しています。 なお、製粉企業が2次加工メーカーや小売事業者等に小麦粉を販売する際の価格には、政府は関与していません。	主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）第42条	対応不可	・小麦は国民生活にとって重要な食糧ですが、需要の約9割を海外産に依存しており、安全性を確保しつつ安定的に輸入する必要があります。また、国内産小麦は北海道の畑作輪作体系、都府県の水田営農における重要作物として地域農業に不可欠です。 ・これらを踏まえ、食糧法において、政府は麦の需給及び価格の安定を図るため、麦の需給見通しを策定し、これに基づき輸入を行うとされており、国内産麦では質的、量的に満たせない需要分について国家貿易により計画的に輸入することとしています。 ・輸入小麦の調達、主要銘柄について、製粉企業等の実需者の申し出により輸出国、銘柄、数量等を政府が取りまとめて競争入札を行うことで、最も安価に調達できる商社を選定するため、効率的に調達できていると考えています。また、政府が残留農薬等の検査に責任を持つことで主要食糧である小麦の安全性の担保に資しています。 ・なお、実需者は、必要に応じ、商社が共同で申し込むSBS方式による輸入を選択し、商社と連携して輸出国の事業者等と交渉することも可能です。 ・以上を踏まえれば、政府が関与する現行の仕組みを通じて安全性を確保しつつ、計画的かつ安定的な輸入を行うことが適当と考えます。	
341	令和3年12月3日	令和4年1月13日	セルフ方式ガソリンスタンドとコンビニエンスストア複合店の視認距離基準の変更・統一について	時代の要請とともにガソリンスタントとコンビニエンスストアが一体となった店舗の出店を拡大している。ガソリンを販売する際（セルフ給油方式）、お客様の給油時に店舗従業員がお客様を視認で確認し、従業員の機器操作で給油許可を行う。店舗建設時、各消防署より給油許可用機器とセルフ給油機の設置関係の可否判断を行うが、許可される距離基準が消防署毎に異なる。距離等の判断基準を変更及び統一していただきたい。	消防署により視認距離基準が異なるため、消防署が指定した視認距離を元にした配置を行った場合、使いにくい店舗配置となることがある。当該基準やルールが作成された時と比較し、高性能カメラが標準化される等、直接の視認確認よりも精度が高く状況確認が行える等、時代が変化している。コンビニエンスストアとガソリンスタンドは災害時のインフラ拠点となることからも、現在の環境にあった基準への見直しを行い、地域の利便性が向上するよう検討いただきたい。	（一社）日本フランチャイズチェーン協会	総務省	セルフ式の給油取扱所の制御卓は、全ての顧客用固定給油設備及び顧客用固定注油設備における使用状況を直接視認できる位置に設置することとされています。また、給油中の自動車等により使用状況について制御卓から直接的な視認が妨げられるおそれのある部分については、制御卓における視認を常時可能とするための監視設備を設けることとされています。	危険物の規制に関する規則第28条の2の5	検討に着手	ご提案のとおり、高性能カメラ等の使用により直接視認と同等以上の情報が得られる場合があります。消防庁では、今年度から開催している「危険物施設におけるスマート保安等に係る調査検討会」において、セルフ式の給油取扱所におけるAI等による給油許可監視支援について検討しており、ご提案の内容についても年度内を目途に併せて検討します。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
342	令和3年12月3日	令和4年1月13日	国税納付の電子化について	現在、国税の納付は紙発行での納付運用となっている。納付情報の発行から納付までを電子化範囲として認めいただきたい。 具体的には、現在のコンビニ納付（QRコード）の仕組みでは、納付情報及び納付書が紙での発行となってしまっている。このスキームの中で発行いただく納付情報をQRコードからJANコードへと変更し、納税者のスマートフォン等へ電子データを送付する仕組みを構築いただきたい。	現在、国税通則法施行規則において、国税の納付について納付書は紙のみとする形で制限はされていないものの、例えば、コンビニ納付（QRコード）の仕組みを含め、実態として紙での納付書運用となっている。 紙納付に伴う印刷や事務・管理コストは過大になっており、かつe-tax促進の取組みはありながら、現状では納税時に税務署に多くの納税者が赴く等、膨大な人的労務が発生している。また、行政事務の効率化、納税の円滑化の観点からも手作業を多く伴う紙であり続けなければならない理由は乏しく感じる。 スマートフォン等で電磁的に記録されたコードを表示し、コンビニエンスストアの店頭で直接支払うことができるようになれば、国税納付の負担も軽減され、税収の確保に繋がると考える。 申告納税である原則はあるものの、事前に納税内容を申告するQR納税の仕組みが活用可能であると思う。 https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu/conveni_qr_nofu/index.htm ※ちなみに、各自治体における地方税では電磁的記録を含むとされ、電磁的記録媒体での納付が認められている（地方自治法施行令第158条の二の2項）。 SDGs視点でペーパーレス化、環境保護に繋がる取組みとなりうる他、withコロナにあって納税時期における税務署での密集の回避が見込める。さらに国のデジタル化推進にも叶うと考える。	（一社）日本フランチャイズチェーン協会	財務省	コンビニ納付（QRコード）とは、自宅のパソコン等で作成したQRコードを使用し、国税庁長官が指定した納付受託者（コンビニエンスストア）へ納付を委託することにより国税を納付する手続です。 なお、具体的な手続は次のとおりです。 ① 自宅等で作成・出力した「QRコード」（PDFファイル）をコンビニ店舗に持参 ② いわゆるキオスク端末（「Loppi」や「Famiポート」）に読み取らせることによりバーコード（納付書）が出力 ③ バーコード（納付書）によるレジで納付受託者に納付を委託する方法	国税通則法施行規則第2条第2項第2号	検討を予定	コンビニ納付（QRコード）については、その実現に向けて各コンビニエンスストアと協議を重ねた上で現在の方式を採用し、平成31年1月から導入しているものです。 ご提案の件につきましては、新たな技術の動向や納税者等のニーズを踏まえつつ、更なる利便性向上や現金管理等に伴う社会全体のコストを縮減する観点から、法令、システム、予算面等含め導入可否等の検討をしていきます。	
343	令和3年12月3日	令和4年1月13日	「未成年者契約の取消し」の適用範囲の見直しについて	民法で「未成年者が法定代理人の同意を得ないで行った法律行為は、取り消すことができる」と決められており、未成年者本人又は親権者から「契約の取消し」が通知された場合、事業者は返金に応じる必要がある。 現在も、適用の条件に「小遣いの範囲内でないこと」、「未成年者が詐術を用いていないこと」等があるが、「Eコマースの場合、利用規約等に『未成年の会員による注文も、法定代理人の同意を得たものとみなす』等の条項があり、規約に同意している場合は適用しない」といった条件を追加していただきたい。	Eコマースの購入商品の決済にはクレジットカードが多用されている。 クレジットカードは未成年者（18歳以上）でも作成可能であり、最近ではクレジットの仕組みを活用したデビットカードやブランドプリペイドカード等、クレジットカード会社によるサービスも多様化しており、Eコマースの事業会社としては、未成年者の会員に対してのクレジットカード登録そのものをさせないといった手段は取れない。また、対面販売ではないため、注文時に人の判断で「注文させない」対応も取れない。 上記前提の中で、現状「親のクレジットカードを登録」して商品を購入していたため、未成年取消しによる代金返金を求められる事案が発生している。 また、仮に親子で悪意を持って高額商品の注文と未成年契約の取消が行われた場合に対しても対抗できないのではないかと考えている。	（一社）日本フランチャイズチェーン協会	法務省	未成年者が親の同意なくした契約は、未成年者本人又はその親権者が取り消すことができる（民法第4条、第5条第1項、第2項）	民法第4条、第5条	対応不可	ご要望が、未成年者がご指摘の規約に同意したような場合に未成年者取消権を行使することができないこととする法改正を求めるものであるならば、判断能力が未熟な未成年者を保護するという未成年者取消権の趣旨に鑑みると、そのような規約に同意したことをもって一律に未成年者取消権の行使を制限することは、困難である。	
344	令和3年12月3日	令和4年1月13日	営業許可の範疇について （喫茶店営業（旧）・菓子製造業の範疇が各保健所にて見解が異なる）	全国展開しているコンビニエンスストア等での店内調理における営業許可の範疇についての基準を設けて管轄保健所により判断が異なることがないようにしていただきたい。 【例】 店内フライヤーでの「カレーパン」の調理 〔条件〕メーカーで加熱済の業務用冷凍食品（パン）を店舗で温め直し提供 〔現状〕喫茶店営業で販売可能な地区と菓子製造業が必要な地区がある	店内調理品の営業許可の範疇について、各保健所で見解が異なる場合があるため、全国推奨品の確認を行う場合、全国の保健所へ個別に商品説明や管理方法の説明を行い、営業許可の要不要を確認している。	（一社）日本フランチャイズチェーン協会	厚生労働省	食品衛生法（昭和22年法律第233号）において、公衆衛生に与える影響が著しい営業であって、政令で定める営業は都道府県知事の許可を受けなければならないとされております。食品を調理し、又は設備を設けて客に飲食させる営業については、食品衛生法施行令第35条において飲食店営業と定められており、当該営業を営もうとする者は、飲食店営業に係る都道府県知事の許可を要します。	食品衛生法第54条（営業施設の基準） 食品衛生法施行令第35条（営業の指定）	事実誤認	改正前の食品衛生法（以下「旧法」という。）に基づく営業許可に際しては、取り扱う食品に対応して営業許可を取得する必要があると判断し、単一施設で複数の営業許可を取得させることが頻繁に見られ、取扱いも自治体間で統一されていませんでした。 平成30年の食品衛生法改正により、単一許可業種で取扱いが可能の食品の範囲を拡大し、これを政令及び通知に示し、施設の営業形態に最も適切な許可を取得する扱いを原則としております。 なお、上記扱いは改正後の食品衛生法に基づく営業許可に対して適用されるものです。旧法に基づくの許可の有効期間が満了の日までは、当該許可で営業できるとする経過措置を設けておりますが、経過措置期間において営業可能な範囲については、旧法に基づく許可取得時の範囲が適用されます。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
345	令和3年12月3日	令和4年2月2日	国・地方公共団体への各種申請書類への捺印廃止について	店舗出店に際しての行政への各種申請について、必ず捺印を求められている。場合によっては捺印を押すことを申請条件にしている行政機関（特に、地方自治体に多い）もある。特に、各種申請時における地方公共団体の捺印を廃止するか、あるいは、電子申請に変更いただきたい。	新型コロナ禍において、緊急事態宣言が発出され、国からの要請により在宅勤務が必要となるや、捺印業務があることにより、出勤を余儀なくされる事態となり、要請に応えることが困難な事態になっている。 また、申請書類が数十枚になっているばかりか、捺印箇所が複数個所（捺印含め）もあり、捺印業務に相当に時間が取られ、本来業務に負荷がかかる状況である。 あわせて、捺印書類を各地方に送付しなければならず、時間的・物理的な制約・負荷が大きいだけでなく、セキュリティ上の問題もあり、コスト面でも負荷が大きい。加えて、タイムリーな申請ができないことからの出店コストの増大に繋がっている。 これが実現することで、スピーディな出店手続きが進むとともに、国が要請する在宅需要にも応えられるようになるばかりか、あらゆるコストの削減に繋がるものと考える。 ①屋外広告物申請書類 法律：屋外広告物法、各地方自治体における屋外広告物条例 ※こちらの申請には十数枚に及ぶことがあります。 ②農振除外・農地転用許可申請 法律：農地法 ※こちらの申請には必ず捺印を求められます。 法的根拠に乏しく、受付自治体が捺印がないと受け付けないという態度を示しております。 ③特定施設新築工事届出関係 法令：バリアフリー法・福祉のまちづくり条例 ※受付自治体が正本・副本の同じ内容のものを2枚捺印して提出することが条件としている。 ④道路法24条申請の委任状や誓約書他添付書類に至るまで　法令：道路法 ※受付自治体が正本・副本の同じ内容のものを2枚捺印して提出することが条件としている。 道路法関連については、受付自治体の要請により、捺印を求めてくる自治体もあり。 ⑤一般開発事業申請等 法令：都市計画法・開発事業の手続及び基準に関する条例 ※受付自治体が正本・副本の同じ内容のものを2枚捺印して提出することが条件としている。	（一社）日本フランチャイズチェーン協会	内閣府 総務省 国土交通省 農林水産省	【内閣府】 地方公共団体の条例等や慣行により押印を求めている場合、その押印の必要性については「地方公共団体における押印見直しマニュアル 府政経ジ第 31号令和2年12月18日規制改革・行政改革担当大臣通知「地方公共団体における押印見直しマニュアルの策定について」」に基づき、地方公共団体により適切に判断されているものと考えます。 【国土交通省】 ①屋外広告物申請書類 屋外広告物法に基づく許可申請等の様式は、法令上定めているものではなく、地域において必要とする許可申請の内容に応じて地方公共団体が独自に定めているものであり、当該様式の申請方法及び当該様式の押印欄を削除するかどうかは、各地方公共団体が判断することとなります。 ④道路法24条申請の委任状や誓約書他添付書類に至るまで 道路工事施行承認申請書　道路法24条）につきましては、申請・届出手続の押印の見直しについて 平成11年1月11日付け建設省道路発1号）により記名のみの申請を可能とし、その旨道路管理者に通知しております。 また、規制改革実施計画（令和2年7月17日閣議決定）において、押印を求める手続きについて「原則として全ての見直し対象手続について恒久的な制度的対応として、年内に、規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正やオンライン化を行う」とされたことを踏まえ、押印を求める手続きの見直し等のための国土交通省関係省令の一部を改正する省令の施行について、令和2年12月23日付け事務通知）により、「これまで発出した通知において国民や事業者等に対して押印を求めている手続きについて、押印を省略可能なものとする」旨を改めて道路管理者に対して周知しております。 なお、地方公共団体については、個別に求める資料等における押印等の取扱いについては、当該地方公共団体において判断することとなります。 ⑤一般開発事業申請等 規制改革実施計画（令和2年7月17日閣議決定）において、「原則として全ての見直し対象手続について恒久的な制度的対応として、年内に、規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正」等を行うこととされたことを踏まえ、令和2年度に都市計画法施行規則等において押印を求めていた手続について押印を不要とする等の改正を行っております。 なお、許可申請等に際して開発許可権者である地方公共団体が独自に提出を求める資料における押印等の取扱いについては、当該地方公共団体において判断することとなります。 農林水産省 ②農振除外・農地転用許可申請 御提案のうち「農振除外申請」については、農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域整備計画の変更を行う場合に、市町村における独自の取組として事業者等から農用地区域からの土地の除外の申出の受付を行っているものであり、法律に基づく申請行為ではありません。 また、農地転用許可申請書への押印及び捺印については、農地法や国の通知により求めているものではありません。 なお、農地転用許可申請に係る押印については、令和3年4月1日付けで通知改正を行い、様式例における押印欄を廃止したところです。	【内閣府】 地方公共団体の条例等 【国土交通省】 ④道路法第24条 ⑤都市計画法施行規則第15～17条 【農林水産省】 農地法第4、5条	【内閣府】 その他 【国土交通省】 現行制度下で対応可能 【農林水産省】 現行制度下で対応可能	【内閣府】 制度の現状欄に記載のとおり。 【国土交通省】 制度の現状欄に記載のとおりです。 【農林水産省】 ②農振除外・農地転用許可申請 制度の現状欄に記載のとおり、農地転用許可申請書への押印及び捺印については、法令及び国の通知により求めているものではなく、各自治体の判断によって捺印を求めることとして運用しているものと思われます。 なお、農林水産省では、農林水産省デジタル・ガバメント中長期計画（令和2年3月27日農林水産省行政情報化推進委員会決定）において、令和4年度中に全ての手続をオンラインで受け付けられるようにすることを目標としており、農地転用許可申請手続についてもオンライン化に向けて、システムの構築を進めているところです。	
346	令和3年12月3日	令和4年1月13日	個人情報の容易照合性の「容易」の定義化について	個人を特定するIDはハッシュ化されていても容易照合性があれば個人情報として扱うということが定められているが、この「容易」の定義化がされていないため、解釈をする人次第で個人情報になったりならなかったりしている。この解釈のブレがないように定義化をしていただきたい。	電子マネーの普及で購買データに会員IDを付与できる環境が増えてきた。 このデータはいろいろなことに活用・研究したいが、左記に記載の通り、どれだけハッシュ化しても、元データをどれだけ頑丈に守っても個人情報と照合できる以上、容易照合性があると主張されると無駄なセキュリティ対策をせざるを得ず、迅速な対応ができなくなる。	（一社）日本フランチャイズチェーン協会	個人情報保護委員会	ご指摘の「容易照合性」（個人情報保護法第2条第1項に規定する「個人情報」の定義のうち、「他の情報と容易に照合することができ」るとの要件）とは、通常の業務における一般的な方法で、他の情報と容易に照合することができる状態をいいます。 お尋ねの会員IDの容易照合性については、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」に関するQ＆A」Q1－16において、「例えば、特定の個人を識別することができる情報に割り当てられている識別子（例：顧客ID等）と共通のものが割り当てられていることにより、事業者内部において、特定の個人を識別することができる情報とともに参照することが可能な場合、他の情報と容易に照合することができると解され得るものと考えられます。」との見解をお示ししています。	法第2条第1項	現行制度下で対応可能	事業者の実態に即して個々の事例ごとに判断される必要がありますが、会員IDをハッシュ化処理した情報であっても、当該情報が事業者内部において識別子として用いられ、これにより特定の個人を識別することができる情報と共に参照することが可能な場合、他の情報と容易に照合することができると解され得ます。 なお、個人情報保護委員会においては、「PPCビジネスサポートデスク」（事業者からの新規ビジネスモデル等に関する相談窓口）を設置して、個別の事例についての相談を受ける体制を整備していますので、ご活用ください。	
347	令和3年12月3日	令和5年4月14日	電気主任技術者不足改善のための育成促進について	今回、同育成促進の対応策として、実務経験年数について、電気保安管理業務講習を受講した者においては免状種別に関わらず、一律3年以上とする見直しが行われたが、小型商業店舗における小型キュービクル設置が増加による実働電気主任技術者不足と高齢化が常態化しているため、法定保守保安業務の形骸化に繋がりかねない事態であり、早期に主任技術者育成が必要であると考える。 そのため、外部委託承認制度における主任技術者一人当たりの管理設備数の緩和・距離要件の緩和・地方市区町村での緩和対応・新卒採用策への支援をご検	①コンビニエンスストアは拠点の多さから、外部委託承認制度を利用し高圧受電設備の保守保安を行っている。本制度を利用するにあたり、主任技術者の有資格者数に対し実務従事者が少なく高齢化しており、保守管理人材の確保が急務となっている。 ②高圧受電設備の保守保安業務において、人手不足による保守保安費用が高騰している。	（一社）日本フランチャイズチェーン協会	経済産業省	外部委託事業者（電気保安法人等）が無制限に多数の事業場の保安管理業務を受託することは保安上支障をきたすこととなるため、告示において、設備の種類・規模・点検の頻度等に応じた点数（換算係数、圧縮係数）を定め、省令において、その点数の合計が33点未満であることを外部委託の承認要件としています。当該点数の設定については、必要に応じて随時見直しを行ってきました。	電気事業法第43条 電気事業法施行規則第 52 条第2項、第52 条の2 平成 15 年経済産業省告示第 249 号（電気事業法施行規則第 52 条の2第1号ロの要件等に関する告示） 第3条、第4条 主任技術者制度の解釈及び運用（令和3年3月1日付け20210208保局第2号）4.	現行制度下で対応可能	外部委託を受託する第3種電気主任技術者が将来的に不足することへの対策として、令和3年に平成15年経済産業省告示第249号等を一部改正し、保安管理業務講習を受講することで必要な実務経験年数を減じる措置を行いました。 しかしながら、将来的には外部委託を受託する第3種電気主任技術者が不足する可能性を踏まえつつ、将来にわたって現行の保安レベルを維持するためには、スマート保安技術を活用し、保安管理業務の合理化・高度化を図っていくことが重要です。 したがって、それぞれのスマート保安技術の導入によって、現行の月次点検・年次点検で求められる内容と同等の保安レベルが確保されるかどうかを「スマート保安プロモーション委員会」を活用するなどにより適切に確認し、妥当性が認められた場合には随時点検頻度を見直していきます。また、それに応じて換算係数・圧縮係数の見直しを併せて行う予定です。 外部委託制度については、これまでも保安レベルの確保を前提に、技術の進展等の環境変化に合わせて随時見直しを行っており今後もこうした取組を継続してまいります。	
348	令和3年12月3日	令和4年1月13日	太陽光発電設備設置における系統連系申請方法の統一について	太陽光発電設備自家消費について系統連携に伴う電力送配電会社へ提出する申請内容・書類を統一していただきたい。	太陽光発電設備を設置し自家消費を行うため電力会社へ申請を行うにあたり、申請内容や提出書類が異なっており、書類の再提出や追加書類を求められている。電力送配電会社毎、営業所毎に異なっている申請内容・書類を統一することにより、設置計画から発電までの時間を短縮、早期発電実現によりCO_2削減への貢献が可能となる。 エネルギー基本計画の見直しが行われ、今後、太陽光発電装置等の再生可能エネルギーの導入を進めていくことになるため、是非、検討いただきたい。	（一社）日本フランチャイズチェーン協会	経済産業省	現状、高圧以上については、電力広域的運営推進機関HP（https://www.occto.or.jp/access/kentou/youshiki.html）で掲載されている通り、申請内容や提出資料は統一されています。一方、低圧については、設備の仕様書の提出有無等、各社で異なる場合があります。 技術要件への適合確認等のために、詳細を確認させていただく必要がある場合には追加の資料を求められることがあります。	なし	一部対応、一部対応不可	高圧以上については、左記に記載の通りです。 低圧についても、「総合エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会／電力・ガス事業分科会 再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会（第24回） 基本政策分科会 再生可能エネルギー主力電源化制度改革小委員会（第12回）合同会議（2021年2月16日開催）」において、連系協議の円滑化を図るため、関係者間において、必要書類の合理化等について検討を進めることとされ、現在、各社で異なる提出書類を統一するべく関係会社において取組が進められています。 保安や系統の安定性確保の観点から必要な場合には、詳細な資料を提出いただく必要があります。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
349	令和3年12月3日	令和4年1月13日	電力計量器、変圧器交換の事前共有について	検満による電力計量器、変圧器交換を行うにあたり、送配電会社からは検満期日がせまってからの調整が多発している。小型商業店舗は要冷商品を扱っていることが多く、長時間停電を行う場合は事前の調整が必要なことから、送配電会社から前年に当年度交換計画をご提示いただくよう検討いただきたい。	コンビニエンスストアは冷蔵・冷凍商品を取扱っており長時間停電が発生する場合は品質維持ができないため、発電機等を用意する必要がある。発電機の用意や調整には時間を要するため、事前計画を立てる必要がある。 計量器が検満を超えた場合は電力使用量を推計する協定となり、実際に使用した電力量と異なる上、交換の調整に時間を要し協定期間が長引くケースもある。脱炭素社会に向け正確なCO_2排出量を算出するためにも、検満切れ前に計量器交換が行えるよう送配電会社と協力し事前計画を立てる必要がある。	（一社）日本フランチャイズチェーン協会	経済産業省	ご提案いただいた内容に関する制度はございません。	なし	対応不可	需要家によっては業種等により電力量計の交換時期の調整に関するニーズが様々であること、また電力量計の効率的な利用も重要であること、さらに、各地域の一般送配電事業者において、需要家のニーズを踏まえて既に柔軟に調整に応じていることに鑑みると、ご指摘のような提案は一般送配電事業者に対する規制の一律強化につながり、適切ではないと考えられます。	
350	令和3年12月3日	令和5年4月14日	公共料金等収納代行サービスにおける収納票（払込票）の本部控（済通）・店舗控（原符）の保存義務廃止について	公共料金等収納代行サービスにおいて、収納時に顧客から受け取った収納票（払込票）の済通・原符は原本（紙）保管を行っているが、「保管期間の見直し（短期化）」またはデータの保存にて代替し、「保管の廃止」を認めていただきたい。	公共料金等収納代行サービスはバーコードデータにて処理されており、EDI取引と考えられることから、収納票（払込票）は法定保存帳票に該当せず、保存の必要はないと認識しているが、地方自治法第二百四十三条、及び地方自治法施行令第百五十八条にある通り、公金の収納事務の委託を受けた者は、自治体による検査を受けることがあることから、コンビニエンスストア本部において、払込取扱票の済通と原符を原本（紙）にて一定期間保管（最大7年間）している。 以上の対応により、多額の輸送・保管コスト、原本（紙）を保管することによる情報管理上のリスク（個人情報漏洩・紛失等）等の問題が生じている。 一方、近年では、バーコード決済事業者様において、収納票バーコードを顧客スマートフォンで読み取り、お支払いできるサービスが拡大しており、この場合は、支払済みの収納票の保管はバーコード決済事業者側には発生していない。 収納後の事務処理や検査等の実務上、電子データ（バーコード等の収納データ、若しくは画像イメージ等）での対応で支障はないことから保管期間の見直し（短縮化）、又は、原本（紙）に代えて、電子データによる保存のみとし保管自体の廃止を認めていただきたい。 コンビニエンスストアでは年間10億件以上の収納代行受付を行っており、各自治体様・各収納事業者様との委託契約又は収納代行事務要領の定めにより、最大7年間、収納済通知書を保管している。この保管に際し、コンビニエンスストアでは毎年、莫大な金額数億円規模の保管費用が発生しているため、検討いただきたい。	（一社）日本フランチャイズチェーン協会	総務省	地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条により、地方公共団体は私人に公金の徴収又は収納の権限を委任することは禁止されておりますが、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条、第158条の2等の規定により、一定の歳入について、私人に徴収又は収納の事務を委託することができ、歳入の徴収又は収納の事務を私人に委託した場合において、地方公共団体は、必要があると認めるときは歳入の徴収又は収納の事務について検査することができることとされております。しかしながら、検査の方法について地方自治法及び関係法令にその定めはなく、その運用については地方公共団体の判断によることとされております。	地方公共団体の財務規則等	現行制度で対応可能	地方公共団体が私人に歳入の徴収又は収納の委託を行った場合の検査のため、その関係書類を保存することは、地方自治法上の要請ではなく、関係地方公共団体の運用によるものと考えられますので、御指摘のあったことが御提案の支障になっているということであれば、当該関係地方公共団体にお問い合わせいただくことと承知しています。	
351	令和3年12月3日	令和4年1月13日	電子マニフェストの登録期限の延長	排出事業者が廃棄物を排出する時に登録する、電子マニフェストの入力期限を、現行3日のところ5日（程度）に延長すべきである。	廃掃法施行規則第8条の31の3に規定のある、情報処理センターへの電子マニフェスト登録期限については、3日とされている。 排出事業者が登録しなければ、収集運搬および処分事業者がデータ入力できないため、期限までの入力は良く理解できるところである。 一方で、働き方改革関連法により、年次有給休暇5日を労働者に与えること（労働基準法第9条7項）が、条件付きではあるものの、義務付けられ、また休暇の使用に当たって、厚生労働省では労働者へ、週末休日等と連結して連続休暇とすることを推奨している。 上記の改革により、労働者は連続休暇を取得したいが、電子マニフェストの登録期間が3日のため、木曜日または金曜日に廃棄物の排出を行うと、金曜日または月曜日の登録が必要となり、週末休日と連続した休暇を諦めることが多い。また、夏期一斉休暇等の場合そもそも代替入力する人員がいないことが多い。本要望が実現すると週末・週始めの有給休暇使用がし易くなり、働き方改革の推進に繋がる。	民間団体	環境省	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第12条の5第1項等において、電子情報処理組織（電子マニフェスト）を使用する排出事業者は、その産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、運搬受託者及び処分受託者から電子情報処理組織を使用し、情報処理センターを経由して当該産業廃棄物の運搬又は処分が終了した旨を報告することを求め、かつ、当該委託に係る産業廃棄物を引き渡した後、3日を登録期限として、電子情報処理組織を使用して、当該委託に係る産業廃棄物の種類及び数量、運搬又は処分を受託した者の氏名又は名称その他環境省令で定める事項を情報処理センターに登録しなければならないとされています。 この登録期限からは、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日までの日は除かれています。	廃棄物処理法第12条の5第1項及び第2項 廃棄物処理法施行規則第8条の31の6	現行制度下で対応可能	廃棄物処理法第12条の3第1項において、その事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業者は、その産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合、当該委託に係る産業廃棄物の引渡しと同時に当該産業廃棄物の運搬を受託した者に対し、産業廃棄物管理票を交付しなければならないとされております。 これに対して、電子情報処理組織（電子マニフェスト）を使用する排出事業者においては、産業廃棄物を引き渡した後、3日を登録期限とされていますが、適正処理の確保の観点から、原則としては即時に登録することが望ましいと考えます。 一方、平成31年に廃棄物処理法施行規則を改正し、日曜日、土曜日、休日、1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日までの日は登録期限の3日に算入されないこととしており、利用者の負担軽減にも努めております。このため、例えば、木曜日に委託した場合の登録期限は翌週火曜日（その間に休日及び年末年始がない場合）となります。	
352	令和3年12月3日	令和4年2月2日	正社員の解雇規制緩和（金銭解決制度の導入）	すべての労働に対して、解雇の金銭解決制度の導入を検討すべきである。なお、金銭解決に関しては、解雇無効判決後の事後型だけでなく、再就職支援金などとセットで解雇を可能とする事前型も検討の必要がある。	労働市場の規制は、非常に古い考え方に依拠していることに加え、今後の生産人口の変化（減少、高齢化）に適応できていない。また、派遣労働の増加から議論されている格差の問題は、戦後の終身雇用慣行からくる正規従業員の様々な保護措置が、グローバリゼーションが進行する中で成長（成長分野への人材の移動）の障害になりつつあることが原因である。 「労働者の使い捨て」は厳に避けなければならないが、一方で企業の競争力と調和させるためには、結局、解雇・雇い止めの際の金銭解決の積極的な導入を図ることが妥当と思われる。特に、解雇無効時における使用者申立制度については、紛争解決の必要性は労使双方にあり、労働者にも一定の問題がある場合など、労使双方の信頼関係が崩壊している状況下であれば、使用者申立を認める必要性と合理性がある。 継続しての検討、早期の制度化を要望する。	民間団体	厚生労働省	労働契約法16条において、解雇は、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合は、その権利を濫用したものとして、無効とするといった規定があります。	労働契約法第16条	対応不可	解雇ルールのあり方については、多くの労働者が賃金によって生計を立てていることや企業の雇用慣行や人事労務管理の在り方にも大きくかかわることを踏まえまして、労使間で十分に議論が尽くされるべき問題と考えています。こうした観点から、解雇無効時の金銭救済制度については、金銭を支払えば自由に解雇できるとの事前型の制度を導入しないことを前提に、労働者保護等の観点から検討を進めています。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
353	令和3年12月3日	令和4年2月2日	長時間労働規制（労働基準法・労働安全衛生法）に関わる基準の統一	労働基準法における時間外労働の上限規制（単月100h未満、複数月80h以内）に適用する計算式を、労働安全衛生法における長時間労働者の面接指導の基準（一般労働者：80h超で申し出等）に用いる計算式に統一する。	労働基準法における時間外労働の上限規制は、長時間労働是正を目的としたものであり、労働者の健康・安全を確保するための規制であると考えている。 その観点からも、当月の総労働時間が健康・安全を損なうレベルであるかどうかを判断基準とすべきであり、労働時間の制度（原則的な労働時間、変形労働時間制）に関わらず、労働安全衛生法の面接指導の基準の計算式である、「1か月の総労働時間数ー（計算期間1か月間の総暦日数÷7）×40」と統一すべきである。 これにより、清算期間が1か月を超えるフレックスタイム制における清算月においても、純粋な当月の労働時間で長時間労働か否かが判定されることとなり、適切な健康・安全確保につながる。また、複数の計算式で管理する手間もなくなる。 ※36協定の限度時間（45h以内/月、360h以内/年）や割増賃金の計算には適用しない。	民間団体	厚生労働省	労働基準法32条はILO条約にならって、労働時間は原則として1日8時間を超えて労働させてはならないと規定しています 。そのため、労働基準法における時間外労働は週40時間を超えた時間のみならず1日8時間を超えた時間も計算する必要があります。 そして、働き方改革関連法の施行により、時間外労働の上限は法律上原則として月45時間、年360時間（1年単位の変形労働時間制（対象期間が3箇月を超えるものに限る。）では月42時間、年320時間）以内にしなければならず、また臨時的な特別の事情があって労使が合意する場合でも、1年を通して常に時間外労働と休日労働の合計は月100時間未満、2～6ヶ月平均80時間以内にしなければなりません。	労働基準法第36条第5項ほか	対応不可	労働基準法は、第32条によって1日8時間を超えて労働させてはならないという法定労働時間制の原則を規定していることから、時間外労働の計算について週40時間を超えた時間のみならず、1日8時間を超えた時間も計算することが求められています。これにより、使用者に1日8時間を超えた時間に対して割増賃金を支払うべきことを義務づけることによって、1日単位での長時間労働の抑制を図っています。そのため、1日8時間、1週40時間を原則とした労働時間規制の考え方を基本として、それぞれの労働時間制度に合わせた計算を行うこととしています。 御指摘の労働安全衛生法の面接指導は、長時間労働等により、健康リスクが高い状況にある労働者を見逃さないため 、労働者の健康管理を行う観点から行うものであり、適用する労働時間制度にかかわらず時間外労働を把握し、医師による面接指導を行うために同一の計算式を設定しています。 このため、労働基準法における時間外労働の計算方法を、労働安全衛生法における計算方法と合致させることは困難です。	
354	令和3年12月3日	令和4年2月2日	企画業務型裁量労働制の規制緩和・導入手続きの簡素化	企画業務型裁量労働制の規制緩和・導入手続きの簡素化	労働基準法は、職種を問わず、賃金算定（早出残業、休日出勤、深夜業他）は労働時間を基本としている。本来、質（成果）で支払われるべき労働者に対する制度としては、労働基準法第38条の4の企画業務型裁量労働制が挙げられるが、職種等の限定が厳しいことや、法定事項に労使委員会の5分の4以上の決議が必要となること、適用に際しては本人同意が必要であること等、手続きも非常に煩雑であり、導入への障害となっている。 職種によっては、労働の対価（賃金）は、量（時間）ではなく、質（成果）で支払われるべきであり、労働時間にとらわれない取扱いが必要である。 法定事項（職種等）の簡素化、労使協定による法定事項の決議、本人同意の廃止等、規制の緩和・導入手続きの簡素化を図ることにより、質（成果）に応じた処遇が実現する。	民間団体	厚生労働省	企画業務型裁量労働制は、労使委員会において対象業務や労働者の範囲等についての決議を行い、労働基準監督署に届け出た場合に、決議した範囲の労働者を「事業の運営に関する事項についての企画、立案、調査及び分析の業務であって、当該業務の性質上これを適切に遂行するにはその遂行の方法を大幅に労働者の裁量に委ねる必要があるため、当該業務の遂行の手段及び時間配分の決定等に関し使用者が具体的な指示をしないこととする業務」に就かせたときに、労使委員会で決議した時間労働したものとみなす制度です。	労働基準法第38条の4第1項	検討に着手	令和3年7月より厚生労働省で開催している「これからの労働時間制度に関する検討会」では、現在、裁量労働制の在り方について、同年6月に公表した裁量労働制実態調査の結果や、労使の現場での運用状況等を踏まえ、学識者によりご議論いただいています。 今後、労働時間制度全体の在り方を考えながら、裁量労働制が労使双方に有益な制度として活用されるよう、丁寧に検討を進めてまいります。	
355	令和3年12月3日	令和4年2月2日	軽自動車の名義変更必要書類について	軽自動車の名義変更を代理人が行う場合に使用する、申請依頼書の押印を必須に戻していただきたい。 警察、軽自動車協会、軽自動車連合、レンタカー協会、国土交通省にも相談したがこちら側でとれる対策がない。	もともと名義変更を行うときには、車検証に記載されている「使用者」「所有者」のどちらかが手続きする人と違うだけで、違う側の押印がされている申請依頼書が必要でした。 軽自動車の名義変更に必要な書類等は 1.車検証原本 2.※新しい使用者の※個人の場合「住民票の写し」「印鑑（登録）証明書」法人の場合「商業登記簿謄（抄）本」「登記事項証明書」「印鑑（登録）証明書」いずれか 3.ナンバープレート 4.申請依頼書（代理人が行う場合）（押印不要） 上記の物が名義変更に必要ですが、レンタカーの場合車両（ナンバープレート）と車検証はお客様の手元にいってしまうため、申請依頼書の押印が不要だと、所有者から何かをもらわなくても、車検証を見ながら申請依頼書を手書き偽造するだけで、簡単に名義を変更されてしまいます。 名義を変更されてしまうと売却も容易になってしまい、悪意のある人間にいつ狙われてもおかしくない状況なので非常に危機感を感じています。 申請依頼書の押印だけであれば、郵送でも容易にできるうえ、現状のリスクを大幅に減らせるので至急押印必須に戻して頂きたいです。	株式会社アールアンドシー	国土交通省	軽自動車におきましては、従前、申請者が所有者本人と異なる場合に、申請依頼書へ印鑑証明を必要としない押印を求めておりました。 そのようななか、規制改革実施計画（令和2年7月17日閣議決定）において、国民や事業者等に対し押印を求めているものについては、「印鑑証明を求める場合など真に必要な場合（中略）に限定すべき」という方針が示されました。この方針に従い、本人確認を行う目的ではない押印を求めていた本手続について、所要の改正を行ったところです。	軽自動車検査協会検査事務規程	対応不可	制度の現状に記載の通りです。	
356	令和3年12月3日	令和4年1月13日	国・地方公共団体とのリース取引について① 国・地方公共団体の入札手続きの 電子化・合理化等	地方公共団体の「競争入札参加資格申請」について、早急な電子化、申請書類及び添付書類の電子化・簡素化・統一化を図ること。	①2020年度の当協会の提言に対し、「地方公共団体の入札手続における競争入札参加資格審査申請書の標準書式については、国の統一書式を可能な限り採用することを基本的な方針として、今年度内に作成。また、各地方公共団体の状況に応じて電子申請システムへの反映をするよう要請・支援を行う予定。」と回答されているが、ウィズコロナ時代において、すべての地方公共団体において、国の統一書式を採用するとともに、早急に、電子申請システムに反映して全国統一化を図ること。 ②添付書類（登記事項証明書、納税証明書）について、申請を行う地方公共団体ごとに原本の提出が必要となるが、上記①の統一化に際して、電子データによる提出を可能とし、そのデータを国・地方公共団体が共有すること。 ③上記①の全国統一化が図られるまでの間は、地方公共団体のホームページに申請書等を掲載し、リース会社が地方公共団体の窓口に出向いて申請書の手交を受ける手続きを取り止めること。	（公社）リース事業協会	総務省	・ 地方公共団体における入札・契約に関する具体の事務の実施方法については、国の法令で定められているものではなく、各地方公共団体において当該地方公共団体の実情を踏まえ、当該地方公共団体の長が財務規則等で定めて運用しているものです。	地方公共団体の規則等	その他	・ 地方公共団体における入札・契約に関する具体の事務の実施方法については、国の法令で定められているものではなく、各地方公共団体において当該地方公共団体の実情を踏まえ、当該地方公共団体の長が財務規則等で定めて運用されているものであることから、これを直ちに電子化・統一化することは困難であり、御提案いただいた点については、地方公共団体の実情や意見、デジタル庁等の関係省庁の意見も伺いながら、その可否も含め、合意形成を図りつつ、慎重に検討していく必要があるものと考えます。 ・ なお、総務省においては、地方公共団体における入札・契約に関する一連の手続の電子化・オンライン化の促進に向け、規制改革実施計画（令和3年6月18日閣議決定）に基づき、競争入札参加資格審査申請に係る標準項目を定め、地方自治法第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言として、地方公共団体に対してその活用を促すとともに、標準項目の導入を契機として、当該申請手続の電子化・オンライン化についても検討していただくよう要請したところです。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
357	令和3年12月3日	令和4年1月13日	国・地方公共団体とのリース取引について② 長期継続契約	国のリース契約について地方公共団体と同様に長期継続契約の対象とすべきである。具体的には、会計法第29条の12について、地方自治法第234条の3、同法施行令第167条の17と同様の改正を行うこと。また、リース契約について、上記の措置が取られるまでの間は国庫債務負担行為を設定すること。	・現在、国がOA機器や車両をリースで導入するに際して、複数年度の使用が明白であっても、長期継続契約として締結されないことがある。 ・国庫債務負担行為により複数年度のリース契約を締結する省庁が限られており、これらの省庁以外では、複数年度の利用を前提としたリース料による「単年度リース契約」を更新している実態があり不合理である。 ・「単年度リース契約」は、ほとんどの場合にリース会社が投資元本の未回収リスクを負っている。投資元本の未回収リスクを負うか否かはリース会社の判断であるが、国は複数年度のリースと同等のメリットを享受しながら、リース会社にリスク負担を強いており、公正かつ自由な経済活動を阻害している。	（公社） リース事業協会	財務省	国が翌年度以降にわたって支出することとなる契約を行う場合には、国庫債務負担行為により行うこととされています。 長期継続契約は、翌年度以降にわたり、電気、ガス若しくは水の供給又は電気通信役務の提供を受ける契約を締結することができることとされています。	財政法第15条 会計法第29条の12 予算決算及び会計令第102条の2	現行制度下で対応可能	複数年度にわたって締結することが適当な契約については、契約を担当する各省各庁において、国庫債務負担行為を活用することとなっています。これは、憲法第85条において、「国費を支出し、又は国が債務を負担するには、国会の議決に基くことを必要とする。」（財政処理権限の国会議決原則）とされていること、財政法第15条において、「法律に基くもの又は歳出予算の金額若しくは継続費の総額の範囲内におけるものの外、国が債務を負担する行為をなすには、予め予算を以て、国会の議決を経なければならない。」とされていることを踏まえたものです。他方、会計法に基づく「長期継続契約」は、長期にわたって給付が継続することが明らかであって、且つ、支払額がその使用量に応じて事後的に決定される等の理由により国庫債務負担行為の予算計上に馴染みにくい①電気、②ガス、③水、④電気通信に限って、例外的に（国庫債務負担行為や国会の議決を経ることなく）複数年度契約を締結できるとしているものです。 上記の電気やガス等といった官庁が活動する際に不可欠な最小限度の生活インフラに係る継続的給付契約とご提案のOA機器や車両のリース契約とは、その性格を同一視することは難しいと考えます。 したがって、各省各庁が、それぞれの契約内容等を踏まえた上で、必要に応じて複数年度契約を締結することが適当と判断するものについては、国庫債務負担行為の予算計上を行い、国会の議決を経るという財政処理の基本原則に従うべきであると考えます。 仮に、OA機器や車両のリース契約を長期継続契約の対象と認めると、競争が十分に働かないことにより他の事業者の受注機会が奪われるおそれがあることから適当ではないと考えております。 よって、複数年度にわたって締結することが適当な契約については、各省各庁の判断の下、国庫債務負担行為の制度を積極的に活用することが適当と考えます。	
358	令和3年12月3日	【総務省】 令和5年4月26日 【財務省】 令和4年1月13日	国・地方公共団体とのリース取引について③ リース契約書・入札仕様書	リース契約書について、国・地方公共団体が独自に作成した契約書が用いられているが、それらの内容が国・地方公共団体ごとに異なることから、リース取引の慣習法として定着している「リース契約書（参考）2018年3月改訂」を基礎とした統一的な契約書のひな形を作成すること。また、入札仕様書のリース条件を統一化・明確化すること。	・2020年度の当協会の提言に対し、「リース契約については、その性質・目的は多種多様であり、さらに、同じ製品をリース契約により調達する場合であっても、当該製品の設置場所、使用頻度などを踏まえ、契約担当官等が契約書に記載する事項について個別に検討等」と回答があったが、設備のリース（賃貸借）契約であれば、基本的な条項は統一可能であると考える。回答中の「性質・目的・設置場所・使用頻度」によって異なる部分は、基本的な条項とは別に規定を設ける等の合理化が可能であり、早急に統一的なひな形作成を進めること。 ・入札仕様書についても、上記同様、基本的な仕様（リースの条件）を統一化するとともに、不明確な入札条件が多く、入札条件を明確に示すこと。	（公社） リース事業協会	財務省 総務省	・国が契約を締結する際、原則として、契約書を作成することが必要です。 ・契約書に記載すべき事項は会計法第29条の８第１項等で規定していますが、契約の性質又は目的を踏まえ、契約書に記載する事項を省略し或いは追加することも可能です。 【総務省】 地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３４条第５項の規定により、契約書又は契約内容を記録した電磁的記録を作成する場合においては、当該地方公共団体の長又はその委任を受けた者が契約の相手方とともに、契約書に記名押印又は電子署名をしなければ当該契約は確定しないものとされております。 しかしながら、仕様書の内容及び契約書の記載事項に地方自治法及び関係法令にその定めはなく、その運用については地方公共団体の判断によることとされております。	会計法（昭和22年法第35号）第29条の８第１項 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条第１項 【総務省】 地方公共団体の財務規則等	対応不可	【財務省】 ・先般ご回答しておりますとおり、国が締結するリース契約については、その性質・目的は多種多様であり、さらに、同じ製品をリース契約により調達する場合であっても、当該製品の設置場所、使用頻度などを踏まえ、契約担当官等が契約書に記載する事項について個別に検討等することとなります。 ・設備であるかそれ以外のもののリースであるかを問わず、契約書に記載する事項は「性質・目的・設置場所・使用頻度」によって変化する事項が大宗を占めるものであり、基本的な条項だけ統一することとしても実益は乏しいものと考えられます。 ・国が作成する契約書については、後日、契約上の紛争や疑義が生じることを避けるため、できるだけ詳細に規定することが求められますので、上記を踏まえますと、ご提案いただいた統一的な契約書のひな形を作成することは困難と考えます。 【総務省】 地方公共団体がOA機器等の賃貸借を受けるための契約及びその仕様書を作成するに当たっては、当該OA機器等は当該地方公共団体以外の者の所有に属するものについて当該者から賃借を受けて地方公共団体が利用することになるものであることから、当該OA機器等について故障等があった場合の責任分担や、運用に当たっての保守管理の方法等を個別の契約ごとに明確に定める必要があり、そのように各地方公共団体において運用されているものと承知しています。また、地方公共団体がOA機器等の賃貸借を受けるための契約・その仕様書については、当該OA機器等の機能や性質、その設置場所の環境、使用形態・頻度、各事業者ごとに提供する保守管理等についての個別のサービスの内容等を十分に踏まえて個別に定めるべきものと承知しており、OA機器等の賃貸借を受けるための契約・その仕様書について標準仕様等の統一のルールになじむものではないと考えますので、当省において御要望を踏まえた対応をすることは困難であると考えます。	
359	令和3年12月3日	令和4年8月19日	中古医療機器販売時のメーカー宛事前通知の合理化について	リース期間終了後、リース物件（医療機器）を使用者（ユーザー）に対し、原状有姿で譲渡する場合は、メーカー宛の事前通知を早急に廃止すること。	規制改革実施計画において、「中古医療機器の販売等に係る通知及び指示について、製造販売業者から販売業者等への指示の実態を把握し、当該指示の適正な実施を確保するための方策を講ずること等について検討する。」とされているが、従前から当協会が提言しているとおり、リース期間終了後、リース物件（医療機器）を使用者（ユーザー）に対し、原状有姿で譲渡する場合は、メーカー宛の事前通知を早急に廃止すること。	（公社） リース事業協会	厚生労働省	○高度管理医療機器等の販売業者等は、使用された医療機器を他に販売し、授与し若しくは貸与し、又は電気回線を通じて提供しようとするときは、あらかじめ、当該医療機器の製造販売業者に通知する義務があります。 ○また、高度管理医療機器等の販売業者等は、使用された医療機器の品質の確保その他医療機器の販売、授与又は貸与に係る注意事項について、当該医療機器の製造販売業者から指示を受けた場合は、それを遵守する義務があります。	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第170条	対応不可	・販売業者は、薬機法第65条第2号に基づき、自ら販売する高度管理医療機器等の性状、品質又は性能について、厚労大臣の製造販売承認の内容と異なるものを販売してはならないこととされています。また、当該医療機器の品質の確保や安全性の観点からも、あらかじめ、当該医療機器の製造販売業者に通知する必要があります。 ・製造販売業者は、医療機関からの不具合情報の収集、医療機関への情報提供や医療機関からの回収などの安全対策上の措置として、製造販売する医療機器のトレーサビリティを管理する必要があります。当該通知及び指示は、医療機器の使用における保健衛生上の支障を生ずるおそれがないよう適切な対応を求めたものです。	◎

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
360	令和3年12月3日	令和4年1月13日	優良産廃処理業者認定制度の拡充について	優良産業廃棄物処理業者の認定を受けた業者について、域外搬入規制の対象外（免除）等とすること。	排出事業者における産業廃棄物処理業者の選定のインセンティブ及び産業廃棄物の適正処理を推進するため、優良産業廃棄物処理業者の認定を受けた業者について、許可期限を7年とする措置に加えて、域外搬入規制の対象外（免除）等とすること。	（公社）リース事業協会	環境省	優良産廃処理業者認定制度は、産業廃棄物処理業の実施に関し優れた能力及び実績を有する者の基準（優良基準）に適合する産業廃棄物処理業者を都道府県知事・政令市長が認定し、認定を受けた産業廃棄物処理業者（優良認定業者）について、通常5年の産業廃棄物処理業の許可の有効期間を7年とする等の特例を付与するものです。 ご提案の域外搬入規制（流入規制）は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）の規定に基づくものではなく、都道府県等が自主的に設けているものです。	廃棄物処理法第14条7項、廃棄物処理法施行令第6条の11、廃棄物処理法施行規則第10条の4の2	現行制度下で対応可能	事前協議制等による域外からの産業廃棄物の流入規制は、廃棄物処理法の規定に基づくものではなく、各都道府県等において自主的に設けているものであり、環境省は、「廃プラスチック類等に係る処理の円滑化等について」（令和元年5月20日廃棄物適正処理推進課長・廃棄物規制課長通知）や「災害により生じた産業廃棄物の処理の迅速化について」（令和元年9月3日廃棄物規制課長通知）等で各都道府県等に対し見直しを求めております。 また、全国廃棄物・リサイクル行政主管課長会議等においても、産業廃棄物の処理の滞留につながるような自治体の不合理な流入規制の廃止や緩和を速やかに実施されたい旨、改めて要請を行っております。	
361	令和3年12月3日	令和4年1月13日	紙マニフェストの交付状況報告の統一化について	紙マニフェストの交付状況報告の様式・報告方法を統一化すること。	紙マニフェストの交付状況報告の様式、方法が各地方公共団体により異なっているため事務負担が生じている。 すべての地方公共団体が統一様式を使用し、コロナ禍でも対応可能な受付方法にしていただきたい。 （様式）Word、Exel、PDF等ファイル、記載内容が異なる。 （方法）郵送、FAX、メール等、地方公共団体指定の方法のみとされ、柔軟な対応がされていない。	（公社）リース事業協会	環境省	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第12条の3第7項及び廃棄物処理法施行規則第8条の27により、管理票交付者は、産業廃棄物を排出する事業場ごとに、毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間において交付した管理票の交付等の状況に関し、報告書を作成し、当該事業場の所在地を管轄する都道府県知事等に提出するものとされています。 当該報告書の様式は、廃棄物処理法施行規則の様式第3号に定められています。	廃棄物処理法第12条の3第7項 廃棄物処理法施行規則第8条の27	現行制度下で対応可能	「産業廃棄物管理票交付等状況報告書等の様式の統一等について」（平成31年3月29日環循規発第1903293号）において、都道府県等に対し、廃棄物処理法施行規則に定められた様式を使用することを厳に遵守するよう通知しています。また、エクセル形式による当該様式の電子データを環境省ホームページに公開するとともに、これを適宜活用して紙媒体のみでの受付ではなく、電子データでの受付も可能とするなど、引き続き手続の電子化を推進することについても同通知にて周知しています。	
362	令和3年12月3日	令和4年2月2日	古物営業法の各種手続きの電子化について	古物商に係る各種届出の電子化を早急に進めること。	・2020年度の当協会の提言に対し、「規制改革実施計画」（令和2年7月17日閣議決定）において、各省庁は、行政手続における書面規制・対面規制について、順次、必要な検討を行い、法令等の改正等やオンライン化を行うこととされているところ、古物営業法に係る申請等に係る書面規制・対面規制の在り方について検討を進める。」と回答されているが、電子化の検討を早急に進め、実現すること。	（公社）リース事業協会	警察庁	古物営業法（昭和24年法律第108号）に係る申請等については、都道府県公安委員会に、同法施行規則（平成7年国家公安委員会規則第10号）で定める書面を提出して行うこととされています。	古物営業法（昭和24年法律第108号）第5条第1項、第7条 古物営業法施行規則（平成7年国家公安委員会規則第10号）第1条の3、第5条	検討に着手	警察庁では、令和2年12月、関係法令の改正を行い、これまで申請等に係る書類への押印等を求めていた手続について、押印等を廃止しました。 また、令和3年6月1日から、都道府県警察に対する一部の手続について、メールでの申請・届出を可能とする「警察行政手続サイト」の試行運用を開始したところですが、本サイトの対象手続に古物営業法に係る申請等を追加することについて、その運用状況等を踏まえ、検討を進めてまいります。	
363	令和3年12月3日	令和4年2月2日	古物営業法の本人確認手続きについて	古物営業法の本人確認手続きについて、登録自動車を買い受ける際は免除とすること。	・登録自動車は、所有者名義を変更する際に、旧所有者（売手）、新所有者（買手）ともに印鑑証明書（原本）が必要となることから、買手（古物商）は売手から必ず印鑑証明書を取得する。重ねて古物営業法の本人確認手続きをすることは不要と考える。	（公社）リース事業協会	警察庁	古物営業法（昭和24年法律第108号。以下及び対応の概要欄において「法」といいます。）に係る本人確認については、法第15条第1項において、古物商は、古物を買い受け、若しくは交換し、又は売却若しくは交換の委託を受けようとするときは、相手方の真偽を確認するため、同項各号のいずれかに掲げる措置をとらなければならないこととされています。 なお、古物営業法施行規則（平成7年国家公安委員会規則第10号。対応の概要欄において「規則」といいます。）第15条第3項で定める措置の一部に、印鑑登録証明書を利用した本人確認の方法が規定されています。	古物営業法（昭和24年法律第108号）第15条第1項第1号 古物営業法施行規則（平成7年国家公安委員会規則第10号）第15条第3項	対応不可	印鑑登録証明書は、複数発行されて存在し得る物であり、第三者が入手している可能性もあるため、印鑑登録証明書の送付を受けるだけでは、相手方の真偽を十分に確認したものとは言えず、当該印鑑登録証明書に係る印鑑を押印した書面の送付を受けるなどの補充的手段を併せて用いることとしております。 御提案の趣旨が判然としない部分もございますが、現在の古物取引市場において自動車が中心的な商品となっている現状や、自動車盗の認知件数が令和2年において5,000件を超えている犯罪情勢があることを踏まえますと、登録自動車の売買において、法第15条第1項で定める措置を免除することはできないと考えております。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
364	令和3年12月3日	令和4年8月19日	自動車検査証のICカード化等について	自動車検査証のICカード化 （2023年予定）に伴い、以下を提言する。 ①自動車検査証とナンバープレートの返納手続きの簡素化 ②自賠責保険情報のICカードへの記録と自賠責保険証券の搭載義務免除 ③自動車税（納税義務者含む。）に関する情報の車検証への記載及びICカードへの記録（記録ができない場合はOSSシステムを改善して情報を閲覧可能とする） ④自動車税還付通知書の電子化	①自動車OSS（ワンストップサービス）によるオンライン申請の場合、一時抹消登録では自動車検査証（車検証）とナンバープレートを返納しなければ『登録識別情報等通知書』が受領できない。手続きの中の各種申請が「紙」から「オンライン」に替わるだけで、車検証やナンバープレートの取扱いは従前と変わらない。今後、自動車検査証のICカード化と併せて、返納手続きの簡素化を検討いただきたい。 ②車検証のICカード化に合わせ、電子車検証に自賠責情報を入れることにより、自賠責証券の車両搭載義務を免除する対応を検討いただきたい。 ③自動車税の情報について、車検証に記載するとともに（自動車重量税は記載あり）、ICカードに記録（納税義務者、税額）すること。また、OSSで確認できるようにすること。 ④自動車税の納税者（所有者）は納付データを受領できるが、還付データを受領できない。納税者が還付データで受領できるようにすること。	（公社） リース事業協会	警察庁 国土交通省 総務省	①について 登録自動車については、道路運送車両法第69条の規定により、使用者は、一時抹消登録があった日から15日以内に、自動車検査証を返納しなければならないとされています。また、一時抹消登録した際のナンバープレートについては、道路運送車両法第20条により、破壊、廃棄、返納が必要となっております。具体的な破壊方法等は、道路運送車両法施行規則第9条に定められており、切断又は穴あけによる破壊を行えば返納の必要はありません。 なお、自動車登録規則第6条の16により、一時抹消登録をした場合は、登録識別情報等通知書が交付されます。 「自動車保有関係手続のワンストップサービス（OSS）」を利用することによって、インターネット上で申請手続が可能となっておりますが、現状、自動車検査証とナンバープレートの返納、登録識別情報等通知書の受け取りについては、運輸支局等への出頭が必要となっております。 ②について 自動車損害賠償責任保険証明書（以下「自賠責保険証明書」という。）の記載事項等は、自動車損害賠償保障法施行規則（昭和30年運輸省令第66号）第1条において定められており、自賠責保険証明書を備え付けなければ、自動車は、運行の用に供してはならないとされております。 ③について 自動車検査証に記載のある自動車重量税については、検査時に運輸支局等において納付確認した税額を記載しています。 一方、自動車税種別割については、4月1日の保有の事実に基づき毎年賦課決定されていることから、検査時において税額は未確定あり、自動車重量税と同様に取扱うことは困難となっております。 そのため、自動車検査証に自動車税種別割の税額を記載しておりません。また、OSSにおいても自動車種別割の税額は閲覧できません。 なお、原則として自動車検査証に記載のある所有者又は使用者と、納税義務者は一致することとなっております。 ④について OSSを利用し、納付を行った場合には納付手続が完了した旨を知らせる画面の表示やメールの送付がございます。 一方、車両の廃車等を行った場合には、当該年度に納付した自動車税種別割の一部の還付が行われますが、納税義務者の利便性向上のため、課税庁から通知を送付することで、納税義務者からの還付申請を要しないこととしている団体が多いと承知しています。	①について 道路運送車両法第16条第1項、 及び第20条第1項第2号 及び第69条第1項第3号 ②について （改正法第4条施行後の）道路運送車両法第58条第3項 自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）第7条及び第8条 自動車損害賠償保障法施行規則（昭和30年運輸省令第66号）第1条 ③について なし ④について 地方税法（昭和25年7月31日法律第226号）	①について 検討を予定 ②について 検討を予定 ③について 対応不可 ④について 対応不可	①について 登録識別情報等通知書は、一時抹消登録を受けた自動車の所有者確認や諸元確認のために利用されており、利用主体が大手・中小のディーラー、個人など様々であり、電子的に確認するための設備等が十分に整っていない場合もあると考えられることから、書面により交付しております。 そのため、登録識別情報等通知書の交付の際に、運輸支局等への出頭が必要となることから、運輸支局等で自動車検査証を返納いただくことが効率的であるため、運輸支局等で自動車検査証を返納していただいております。 今後、登録識別情報等通知書を扱う関係者のご意見も踏まえ、登録識別情報等通知書の交付の簡素化と合わせて自動車検査証の返納の簡素化についても検討してまいります。 ②について 自賠証の電子化につきましては、自賠責関連手続きの将来的なペーパーレス化に向けて損害保険業界が共同システムの具体的検討を開始しているところであり、国土交通省では、民間保険会社や業界団体と密接に連携し検討を進めてまいります。 ③について 制度の現状で記載のとおり、自動車税種別割は4月1日の保有の事実に基づき毎年課税が行われ、特例の適用や減免制度により、税額が変動する可能性があることから自動車税種別割の税額の自動車検査証への記載やICタグへの記録、OSSでの確認は困難と考えます。 ④について 自動車税種別割の還付に当たっては、廃車申告等の内容確認、支出に係る所要の手続等を経る必要があり、OSSの対象手続には含まれていません。 なお、制度の現状に記載のとおり、納税義務者の利便性向上のため、課税庁から通知を送付することで、納税義務者からの還付申請を要しないこととしている団体が多いと承知しています。	
365	令和3年12月3日	令和4年8月19日	自動車関係システムのポータルサイト構築について	自動車関係システムについて、「車体番号」または「登録番号」をキーとするポータルサイトを構築すること。	・登録制度、自動車関連税制、自動車リサイクル制度、自賠責保険は、いずれも根拠法令が異なるため、システムがそれぞれに制度設計されているが、いずれも「車台番号」や「登録番号」をキーにトレイサビリティーできる仕組みになっている。 ・システム統一は行政のコスト増として対応ができないとしても、少なくとも将来的な「車検証のICカード化」の構想の中で、各システムのポータルサイトを構築、もしくは、いずれかのシステムをキーとして、「車台番号」か「登録番号」を入力することにより、自動車関連情報の確認ができるようにすること。これにより、大量の自動車を所有するリース会社の事務の効率化が進む。	（公社） リース事業協会	国土交通省 環境省 経済産業省 総務省	自動車の検査登録に関する情報は国土交通省が自動車登録検査業務電子情報処理システムにより、自動車税に関する情報は地方団体が基幹税務システムにより、自動車リサイクルに関する情報は（公財）自動車リサイクル促進センターが自動車リサイクル情報システムにより、自賠責保険に関する情報は各保険会社が独自のシステムにより、それぞれ管理しております。	【自動車登録検査業務電子情報処理システムについて】 道路運送車両法第6条、72条、自動車登録令第6～8条、道路運送車両法施行令第8条、自動車登録規則第1～4条 【基幹税務システムについて】 地方税法（昭和25年7月31日　法律第226号） 【自動車リサイクル情報システムについて】 使用済自動車の再資源化等に関する法律第73条 【自賠責保険に関するシステム】 なし	検討を予定	令和5年1月の自動車検査証の電子化にあわせて、自動車検査証の発行の際に、自動車のライフサイクルを通じて不変となる車両IDを導入することを予定しております。車両IDの導入により、現状、多種多様な主体によって管理されている自動車関連情報の連携・集約が進んでいくものと期待しております。 国土交通省では、自動車関連情報のトレーサビリティに関する実証事業を実施することを予定しており、関係省庁及び関係者と連携の上、自動車関連情報の連携・集約に向けた検討を進めてまいります。	
366	令和3年12月3日	令和4年8月19日	自動車税納税証明書提示の特例について	自動車の6月車検の取扱いについて、車検の有効期間を延長するか、納税証明書の有効期限を延長すること。	・自動車税（種別割）の納税証明書は、原則として車検時の提示を省略できるようになったが、5月末に金融機関で納税した場合、陸運支局で納税確認できるのが6月中旬以降となるため、6月中に車検を受ける自動車は引き続き納税証明書（紙）の提出を求められる。 ・大量の自動車を所有するリース会社は、ユーザーの車検期間に間に合うように、納税証明書をユーザーへ引渡すことになるが、事務の煩雑化に繋がっている。 ・これを改善するために、①6月に車検を迎える自動車の車検の有効期間を1ヶ月延長するか、②現行の納税証明書の有効期限を1ヶ月延長し、翌年の6月末までを有効期限とすること。	（公社） リース事業協会	国土交通省 総務省	提案理由にご記載のとおり、自動車税種別割の徴収を確保するため、車検時に滞納がないことを証するに足る書面の提示を求めているところです。また、納付方法によっては地方団体の公金口座への入金までに日数を要するため、陸運支局等で納付情報を確認できるようになる迄で、一定の日数を要する場合もございます。 なお、車検の期日が迫っている場合には、公金口座への入金前であっても、地方団体において納付手続が行われたことを確認した場合には、納付済みである旨を自動車税納付確認システムに登録できることとしています。	道路運送車両法第61条 道路運送車両法第97条の2	対応不可	制度の現状に記載のとおり、車検の期日が迫っている場合には、納税確認について柔軟な運用がなされていると承知しています。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
367	令和3年12月3日	令和4年2月2日	自動車の継続検査における検査証有効期間について	自動車検査証の有効期間の起算日について、有効期間が満了する日の1ヵ月前から当該期間が満了する日までの間に継続検査を行った場合、当該自動車検査証の有効期間が満了する日の翌日を起算日とする規定となっている。人材不足の課題に直面する自動車整備業の現状を鑑み、当該業務の実施時期を分散するために、同施行規則で規定される離島に使用の本拠を有する自動車と同じく、当該自動車検査証の有効期間が満了する日の翌日を起算日とする期間を、自動車検査証の有効期間が満了する日の2ヵ月前からと改正すること。	・自動車整備工場における整備要員の人材不足は業界の長年の課題となっている。繁忙期には通常業務時間だけでは足りず、時間外労働をせざるを得なかったり、多数の工数を実施しなければならない心理的負担がかかったりなど、整備要員に多大な業務負荷がかかってしまっている状況にある。年度末などの継続検査が集中する時期や、冬タイヤの装着替えを並行して実施する時期にはその傾向が顕著である。 ・日本自動車整備振興会連合会の自動車特定整備業実態調査によると整備要員数はほぼ横ばいである一方、平均年齢は年々上昇しており（H17年度/40.5歳、R2年度/45.7歳）、近い将来さらに深刻な人材不足に陥る恐れがある。かかる状況において、健全な自動車整備環境を維持するためには、人材確保・育成等に対する支援に加え、法規制の面からの支援も進めるべく、整備工場のメイン業務のひとつである継続検査の業務分散を可能とする制度改正を進めるべきである。 ・上記の実現で、業務を分散することで多忙によるケアレスミスの予防にもつながり、整備品質の維持が期待できる。 あわせて、自動車整備は実地で行うため遠隔業務ができないことから、分散出社はコロナ等感染症に対する効果的な予防手段であり、整備要員の新型コロナ等感染症対策の推進にもつながる。また、ユーザーによる整備工場への持ち込み時期の分散にもつながるため、ユーザーの3密回避も実現することができる。	（公社）リース事業協会	国土交通省	自動車検査（車検）制度については、自動車の安全・環境性能について、基準への適合を定期的に確認する事を目的としており、車検を受けるユーザーの利便を考慮しつつ保安基準の適合性維持に影響しない範囲として、有効期間満了日の一月前から有効期間の満了日までに車検を受けた場合には、受検前の有効期間を失わないこととしております。また離島については、フェリーの出港日時等の制約があるため、本土等における自動車の使用者に比べ車検の受検により長い期間を要する可能性が高いことから、特例的にその期間を二月としています。 なお、有効期間満了日の一月前以前であっても車検を受けることは可能となっており、その場合には、車検合格日から有効期間が付与されることとなります。	道路運送車両法施行規則第44条	対応不可	制度の現状に記載の通りです。	
368	令和3年12月3日	令和4年8月19日	医薬品医療機器等法の手続きの電子化等について	都道府県に対する各種提出書類（特に変更届）の様式統一化及び電子化、届出窓口及び疎明書への一本化を図ること。	・医薬品医療機器等法に係る各種届出（販売業・貸与業）について、書面による届出が必要とされているが、新型コロナウイルス感染予防のため在宅勤務等が推進されている中で、届出をするために会社への出勤及び地方公共団体への届出が必要となる。各種手続きが電子化されることにより、対人接触機会（＝新型コロナウイルス感染リスク）の減少、手作業の効率化・ペーパーレス化による環境負荷低減、在宅勤務によるワークライフバランスの向上が実現可能となる。 ・電子化の検討に際しては、その弊害（事務負担増加等）が生じないように検討いただきたい。 ・電子化が行われるまでの間は、都道府県ごとに異なる様式を統一化すること。 ・変更届について、複数の都道府県の許可を受けている場合、古物営業法と同様に、一の都道府県への届出をすれば、他の都道府県に変更届を回付する取扱いを導入すること。 ・規則第174条では、「法人である場合であつて、都道府県知事がその役員の職務内容から判断して業務に支障がないと認めたときは、診断書に代えて当該役員が法第五条第三号ホ（麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者）、へ（心身の障害により薬局開設者の業務を適正に行うことができない者）に該当しない疎明書を提出できる。」とされているが、法人の場合は、疎明書に一本化すること。	（公社）リース事業協会	厚生労働省	○高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可は、営業所ごとに、その営業所の所在地の都道府県知事等が行う自治事務です。 ○管理医療機器の販売業及び貸与業の業は、営業所ごとに、その営業所の所在地の都道府県知事等に届出を行う必要があります。 ○高度管理医療機器等の販売業者等が法人であって、新たに役員となった者が精神の機能の障害により業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合は、当該役員に係る精神の機能の障害に関する医師の診断書を添付する必要があります。ただし、都道府県知事がその役員の職務内容から判断して業務に支障がないと認めたときは、診断書の代わりに疎明書を提出することが可能です。	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第39条、第39条の3 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第174条	対応不可	・様式の統一について、販売業・貸与業の届出等にかかる各種様式は、薬機法施行規則で規定しており、各地方公共団体には、施行規則で定められた様式により提出を行っても差し支えない旨周知を依頼しているところです。 ・申請・届出は各都道府県等が所管する自治事務であり、電子化等については自治体ごとの判断にゆだねられるため、統一化することは困難であると考えます。 ・現状の制度上、診断書と疎明書どちらの書類を添えることも可能としているところ、あえて疎明書に一本化し、選択肢を狭めるのは不適切であると考えます。	△
369	令和3年12月3日	令和4年7月20日	インサイダー取引規制上の軽微基準に係る「特定上場会社等」の範囲拡大について	インサイダー取引規制上の重要事実の軽微基準に係る「特定上場会社等」（連結ベースで判断可能となる持株会社）の範囲について、株主・投資家の投資意思決定は連結ベースで把握する傾向が強まっていることも考慮し、収益依存度（関係会社に対する売上高が総売上高に占める割合）以外の連結ベース指標を加味して定めること。	・具体的には、重要事実のうち、(1)「合併」、「会社分割」、「事業の譲渡・譲受け」、「業務上の提携・業務上の提携の解消」、「子会社の異動を伴う株式・持分の譲渡・取得」、「固定資産の譲渡・取得」、「新たな事業の開始」など上場会社等の機関決定に係るもの、(2)「災害に起因する損害・業務遂行の過程で生じた損害」など上場会社等の発生事実に係るもの、および(3)上場会社等の決算情報については、実質的に連結ベースで軽微基準および重要基準（有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第49条乃至第51条）の判断を行うことができるように、これら重要事実の軽微基準や重要基準に係る「特定上場会社等」の会社の範囲を画定する要件に収益依存度以外の新たな要件（例：上場会社等の単体の売上高、経常利益、純資産、総資産等の連結におけるこれらいずれかの数字に対する割合が50%未満など）を設けることを検討いただきたい。 ・本改正により、M&A活発化や資本政策の円滑化といった企業の成長戦略の自由度向上が期待され、産業の競争力強化、イノベーション、投資の創出といった経済の活性化に繋がると考えられる。また、政府は令和3年4月公表の「中小M&A推進計画」にて中小企業のM&A推進の方向性を示しており、令和3年6月公表の成長戦略実行計画では「足腰の強い中小企業の構築」の方策としてM&A環境の整備を掲げるなど、中小企業の経営資源集約を指向している。本改正により企業のM&Aが活発化すれば、自ずと政府が掲げる中小企業の経営資源集約にも資すると考えられる。さらに、リース会社を始め多くの上場会社等において、業務負荷軽減による労働生産性の向上を図ることができる。	（公社）リース事業協会	金融庁	＜インサイダー取引規制における重要事実＞ ・ インサイダー取引規制は、上場会社等の会社関係者が、その職務等に関し、上場会社等の業務等に関する未公表の重要事実を知りながら、当該上場会社等の株券等の売買等を行うことを禁止しています。一般に、重要事実とは、上場会社等の運営、業務又は財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に影響を及ぼすものとされています。 ＜インサイダー取引規制における軽微基準＞ ・ 金融商品取引法第166条第2項では、列記した重要事実のうち、上場会社等の意思決定に係る事実及び上場会社等に発生した事実について、当該事実に該当する場合であっても、投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして内閣府令で定める基準（軽微基準）に該当するものについては、規制対象となる事実から除外することとされています。軽微基準では、当該上場会社等の純資産、売上高等の財務数値を参照するものが多いところ、その数値は、原則として、当該上場会社等単体の数値を用いることとされています。 ＜軽微基準において、例外的に連結ベースの財務数値を用いる会社の範囲＞ ・ 上場会社等の総売上高の中で、グループ会社からの収益が大半を占めるような上場会社等については、投資者の投資判断が基本的に連結ベースになるものと考えられます。そこで、関係会社に対する売上高が総売上高に占める割合（以下「収益依存度」といいます。）が80%以上である会社を「特定上場会社等」と定義し（有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第49条第2項）、特定上場会社等における重要事実の軽微基準については、連結ベースの数値を用いることとされています。	金融商品取引法第166条、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第49条、第50条	対応不可	投資判断における単体の財務数値（個別財務諸表）の有用性も指摘されていることを踏まえると、投資判断に影響を及ぼす事実を適切に規制範囲に含めるためには、軽微基準において連結ベースの数値を用いる対象は、現行のとおり、売上依存度が一定の基準を上回る「特定上場会社等」に限ることが適切であると考えております。 「特定上場会社等」の範囲については、上記のような観点を踏まえつつ、見直しの余地があるか慎重に検討して参ります。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
370	令和3年12月3日	令和4年8月19日	原付一種規格の排気量、出力の下限を設定。電動自転車の規制緩和	原付一種規格の排気量、出力の下限を設定することで、 それに満たない車両は、モーターを搭載していても自転車扱いとする。 出力については、適宜議論する。 例えば、最高速度24km程度のフル電動自転車（電動アシストでない、モーターで自走可能）も自転車と同等の規制にする。	原付一種規格の排気量、出力は下限が設定されていないため、フル電動自転車も原付き扱いです。また自走できない程、出力の低いモーターがついている自転車でも原付となります。 自走ができない程非力なモーターでも自転車に搭載されていればアシストにはなります。 （1）原動機付自転車の30km/hの規制撤廃を求める多くの人は、自動車との速度差が危険であると認識しています。自動車側からしても原付は邪魔、危ないとする人は多いです。 （2）警察庁は規制改革ホットライン等において、原付は30km/hを超えると事故の重症率が高まるとして対応不可とされています。 （1）、（2）を踏まえ、30km/hよりも低速のフル電動自転車を歩道で走らせれば、自動車との速度差を心配する必要もなく、低速度で走行するのでより安全になり、両者の主張は両立します。 最高速度等についてはご検討ください。 もとより、歩道は30km/h以下程度の自転車走行を許容しています。現行の電動アシスト自転車は24km/hまでアシストされます。 その他の理由としては、原付は低排気量で排ガス規制の対応が難しくなっています。 他方、TVで見るような電動スクーターは速度が遅くバッテリーも重いです。 消費者にとって魅力的な商品、乗り物ではないでしょう。実際あまり売れていません。	個人	警察庁 国土交通省	道路運送車両法第二条第3項では、「国土交通省令で定める総排気量又は定格出力を有する原動機により陸上を移動させることを目的として製作した用具で軌条若しくは架線を用いないもの又はこれにより牽けん引して陸上を移動させることを目的として製作した用具」を「原動機付自転車」と定義しています。	道路運送車両法第二条第3項	対応不可	ご提案のフル電動自転車につきまして、人の力によらず容易に速度を出すことができ、他の原動機付自転車と同様の走行性能を有している模様である一方、原動機付自転車ではなく自転車で扱うべきとされる根拠も示されておりません。このため、ご提案を検討することは困難です。	
371	令和3年12月3日	令和4年1月13日	廃品回収業者等による街宣行為の音量規制	廃品回収業者等による街宣車で、一定音量を超えるスピーカー使用について、住宅地に限り、平日の昼間帯以外にこれを行った場合の行政罰について、法律の委任を行う。	わが国では、廃品回収業者その他民間事業者による商業・宣伝を目的とした拡声機を備えた自動車での街宣行為（以下、街宣行為）が日常的に行われている。当該街宣行為は、断続的かつ突然に日常の静音を破るものであり、住民が静謐に暮らす権利（憲法13条など）を侵害しており、違法性が疑われる。各自治体では騒音防止条例などで当該街宣行為について規制を行っているが、行政罰について法律の委任がなく、当該条例等の実効性について、限界が生じている。また、廃品回収業者については、高齢者が多額の処理手数料を請求されるなど消費者生活センター等への相談も年々多く寄せられており、粗大ゴミ等の処理について、市区町村のゴミ処理事業へ誘導する社会的要請もあると解する。提案のとおり行政罰にかかる法律の委任を設けることで、街宣行為を含む違法行為を行う事業者について、各地域での議論を喚起し、民主プロセスにのっとって条例等でその罰則等の是非を判断できるようになる。	個人	環境省	拡声機を使用する放送に係る騒音等の規制については、全国一律に規制するのではなく、地域の実情に合わせた規制が行われることが望ましいと考えられることから、騒音規制法第28条において、「地方公共団体が、住民の生活環境を保全するため必要があると認めるときは、当該地域の自然的、社会的条件に応じて、営業時間を制限すること等により必要な措置を講ずるようにしなければならない。」と規定されており、拡声機を使用する放送に係る騒音等の規制については、各地方公共団体で適切に定められているものと承知しております。また、各地方公共団体は必要に応じて、条例により罰則規定を定めることが可能です。 なお、令和元年度（平成31年度）騒音規制法施行状況調査によると、商業宣伝等の拡声器騒音については、都道府県においては、47都道府県全てにおいて条例により何らかの規制（うち30都府県では罰則規定もあり）がなされています。	騒音規制法第28条	現行制度下で対応可能	制度の現状欄に記載のとおりです。	
372	令和3年12月3日	令和4年1月13日	派遣・紹介事業届出のオンライン化	派遣・紹介事業における申請書類、変更届、事業報告等の書類をオンライン受付とする。 添付書類はPDFアップロードOKとする。 講習受講証明書は、講習の開催元から認定の番号と氏名等を共有させることで番号のみ報告すればデータ突合できるようにする。 住民票も求められるがマイナンバーの報告によりそれにかえる。 添付書類の無い事業報告は、人材派遣協会の四半期報告のようにcsvでアップロードさせる。	事業主のメリット ・届出書類提出のための出勤を無くすことができる。 ・届出書類は正副控の3部印刷が必要であり、大量の紙を消費する。事業報告に至っては複数事業所をもっていれば数百枚の印刷が必要。コストと資源を削減できる。 労働局のメリット ・目検がなくなり点検の効率化と正確化がはかれる ・紙からデータ入力を行う必要がかくなる ・テレワーク推進が可能	個人	デジタル庁 厚生労働省	労働者派遣事業等における各種申請、届出及び事業報告等については、電子申請による手続きが可能です。 また、電子申請における添付書類については、一部を除き、PDFファイルでの提出が可能です。	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則第1条の2 職業安定法施行規則第18条	現制度下で対応可能（一部対応不可）	「制度の現状」欄に記載のとおり、労働者派遣事業等における申請等については、電子申請が可能な手続きとなっております。 また、労働者派遣事業等においては、適正な審査業務を担保する観点から、責任者講習に係る受講証明書及び役員等の住民票の写しを添付書類として必要としております。 なお、住民票の写しについては、氏名等以外に本籍地情報を把握するために提出を必要としており、現行制度においてマイナンバーの報告による代替はできません。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
373	令和4年1月11日	令和4年2月28日	常駐制度の見直し	（1）宅地建物取引士、行政書士、弁護士、司法書士、社会保険労務士などの資格者を必要とする法人については、それぞれ法律によって、専任の資格者を事務所等に常駐させることが求められている。しかし、在宅ワークやリモート会議などが求められる現代においては、これらの規制が障害となっている。 （2）法人化していないこれらの士業においても、法令上は明文化されていないが、当然に資格者の常駐が求められている。 よって、これらの規制を廃止するべきである。	（1）それぞれの法律（宅地建物取引業法第31条の3、行政書士法第13条の14、弁護士法第30条の16、司法書士法第39条、社会保険労務士法第25条の16）によって、資格者の常駐が求められているが、世の中は在宅ワークやリモート会議といった新しい働き方が求められている。 たとえば、宅地建物取引士においては、重要事項説明について、事前に書面を郵送した上で、オンラインで説明することが認められることになった。ところが、例えば東京都の場合、会社の全従業員が在宅ワークをしている場合を除き、専任宅建士の常駐が指導されている。（もっとも、これらの規制は、コロナに関する緊急事態中においては、やむを得ないものとして常駐義務は問わないこととしている。） （2）上記の制限は、個人の士業事務所においても、資格者の常駐義務が前提となっている。各資格者団体の会則においても、常駐を求めているのが実態である。 これら（1）（2）の規制は、コロナ予防のほか、在宅ワークやリモート会議など働き方改革の弊害となるため、廃止をするべきである。	個人	国土交通省 総務省 法務省 厚生労働省	【総務省】 ・行政書士法（昭和26年法律第4号）第13条の14は、「行政書士法人は、その事務所に、当該事務所の所在地の属する都道府県の区域に設立されている行政書士会の会員である社員を常駐させなければならない」と規定しています。 【法務省】 ①弁護士法第３０条の１７において，「弁護士法人は，その法律事務所に，当該法律事務所の所在する地域の弁護士会の会員である社員を常駐させなければならない」旨規定されています。 ②司法書士法第３９条において，「司法書士法人は、その事務所に、当該事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の管轄区域内に設立された司法書士会の会員である社員を常駐させなければならない」旨規定されています。 【国土交通省】 宅地建物取引業法第31条の３第１項において、宅地建物取引業者は事務所ごとに５人に１人以上の専任の宅地建物取引士を置かなければならないとされていますが、「宅地建物取引業法の解釈・運用の考え方」において、「「専任」とは、原則として、宅地建物取引業を営む事務所に常勤（宅地建物取引業者の通常の勤務時間を勤務することをいう。ITの活用等により適切な業務ができる体制を確保した上で、宅地建物取引業者の事務所以外において通常の勤務時間を勤務する場合を含む。）して、専ら宅地建物取引業に従事する状態をいう」と示しており、専任の宅地建物取引士がITの活用等により適切な業務ができる体制を確保した上で在宅ワークをすることは差し支えありません。 【厚生労働省】 社会保険労務士法第25条の16において、社会保険労務士法人は、その事務所に所在地の属する都道府県の区域に設立されている社会保険労務士会の会員である社員を常駐させなければならないと規定されています。	【総務省】 行政書士法第13条の14 【法務省】 ①弁護士法第３０条の１７ ②司法書士法第３９条 【国土交通省】 宅地建物取引業法第31条の３第１項及び宅地建物取引業法の解釈・運用の考え方 【厚生労働省】 社会保険労務士法第25条の16	【総務省】 その他 【法務省】 対応不可 【国土交通省】 現行制度化で対応可能 【厚生労働省】 その他	【総務省】 ・行政書士法第13条の14に規定する「常駐」とは、当該社員が業務を反覆継続して行う場所としてみることができる程度の執務状態を指し、クライアントへの対応が十分に取れ、行政書士会等からの連絡を受けることができ、使用人の管理監督が十分に行える状態にある限り、社員がテレワークを行うことを妨げているものではありません。 ・また、依頼者や行政庁からの照会や責任追及等の際に支障をきたすおそれがない限り、行政書士が当該行政書士の事務所以外の場所でテレワークを行うことを妨げる規定はありません。 【法務省】 ①弁護士法第３０条の１７の規定は，弁護士の常駐しない事務所がいわゆる非弁活動（弁護士又は弁護士法人でないものが，弁護士又は弁護士法人でなければ取り扱えない法律事務を取り扱うことをいう。）の温床になるおそれがあることや，弁護士に対する弁護士会の指導監督権を確保する必要などがあることによるものであり，同規定を撤廃することは相当でないものと考えます。 　なお，弁護士法人における社員の常駐義務は，当該弁護士が業務を反復継続して行う場所としてみることのできる程度の執務状態を指し，当該事務所で執務する弁護士法人の使用人等を指揮・監督し，その地域の弁護士会からの連絡が遅滞なく当該弁護士に伝わる程度に日常的に執務していることを意味すると解されており，常時当該法律事務所で勤務することを求めるものではないため，コロナ予防や在宅ワーク等働き方改革の弊害となるものではないと考えます。 ②司法書士法第３９条の規定は，司法書士の常駐しない事務所がいわゆる非司活動（司法書士又は司法書士法人でない者が，司法書士又は司法書士法人でなければ取り扱うことができない事務を取り扱うことをいう。）の温床になるおそれがあることや，司法書士に対する司法書士会の指導監督権を確保する必要があることなどによるものであり，合理的必要性があり，同規定を撤廃することは相当でないものと考えます。 　なお，司法書士法人における社員の常駐義務は，当該司法書士が業務を反復継続して行う場所としてみることのできる程度の執務状態を指し，当該事務所で勤務する司法書士法人の使用人等を指揮・監督しその地域の司法書士会等からの連絡が遅滞なく当該司法書士に伝わる程度に日常的に執務していることを意味すると解されており，常時当該事務所で勤務することを求めるものではないため，新型コロナウイルス感染症予防や在宅ワーク等の働き方改革の弊害となるものではないと考えます。 【国土交通省】 「宅地建物取引業法の解釈・運用の考え方の一部改正について」（令和3年7月1日国不動第35号）により、コロナ禍だけではない恒久的措置として、宅地建物取引業者がその事務所等に置かなければならないこととされている専任の宅地建物取引士が在宅勤務（テレワーク）をしている場合であっても、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第31条の3第1項の規定に抵触しないものとして取り扱う旨を明確化しており、提案のあった内容については現行制度で対応可能です。 【厚生労働省】 　社会保険労務士法第25条の16にいう「常駐」とは、社会保険労務士法人の事務所において、少なくとも、その地域を担当する社員が、その地域における業務を円滑に遂行できる状態にあることを求めているものであり、当該社員が常時事務所で勤務することまでを求めているものではありません。このため、同条による社会保険労務士法人の社員の常駐義務は、社会保険労務士法人の社員の在宅ワーク等を妨げず、働き方改革の弊害となるものではありません。	
374	令和4年1月11日	令和4年2月2日	不用品回収業者対策に関する縦割りの弊害について	市中を軽トラックで回っていたり、空き地やインターネット等で営業されている不用品回収業者について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（いわゆる廃棄物処理法）に基づく許可を得ずに営業している業者への取締りが、国・都道府県・市区町村の縦割りが原因で進まない現状を是正していただきたい。	一般廃棄物の収集及び運搬、一般廃棄物の処分、産業廃棄物の収集及び運搬、産業廃棄物の処分を業として行うには、それぞれ、廃棄物処理法に基づく業の許可が必要である。しかしながら、「不用品を無料で引き取ります」などと案内し、市中を軽トラックで巡回したり、空き地で回収を行ったり、インターネットのリスティング広告等を使用して無許可営業を行っている業者が後をたたない。トラックに載せた後に高額の費用を請求する事案も消費者庁により報告されているところである。エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機のいわゆる家電4品目、とりわけエアコンは室外機に銅が使用されているなどで、製造業者等による回収率も他の3品目より著しく低く、不用品回収業者等への不適正な排出や「見えないルート」について、経産省・環境省のこれまでの審議会においても指摘されている。「どこから回収してきたか分からない不用品であるから一般廃棄物（産業廃棄物）かどうか判断がつかず動けない」というのが市区町村（都道府県）の言い分であり、結局解決に至らないことが多いのではないか。それにもかかわらず、環境省は、自治体向けセミナーの開催しか手を打たず、「一般廃棄物は市区町村、産業廃棄物は都道府県の所管」と言い張り、抜本的な解決を図ろうとしない。環境省の一般廃棄物担当部署、産業廃棄物担当部署、家電リサイクル法・小型家電リサイクル法担当部署が分かれているのも問題であり、本件こそまさに縦割りの弊害である。都道府県と市区町村の協力による"好事例"の横展開といった普及啓発ではなく、抜本的な解決を行っていただきたい。（効果：不要な税投入の抑制等）	個人	環境省 経済産業省	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第７条第１項及び第14条第１項の規定により、廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は、例外となる場合を除き、当該業を行おうとする区域を管轄する市町村長又は都道府県知事の許可を受けなければなりません。 　また、廃棄物処理法第18条第１項の規定により、都道府県知事又は市町村長は、一般廃棄物若しくは産業廃棄物又はこれらであることの疑いのある物の収集、運搬又は処分を業とする者等に対して、必要な報告を求めることができます。 　環境省では、市区町村に対して、違法な不用品回収業者・ヤード業者について、アンケート調査を行っていますが、管内における無許可の廃棄物回収業者の存在を把握している市区町村数は、スピーカー放送等を行いながら家の周りを巡回している業者、家のポストにチラシを投函している業者、空き地に看板を立てている業者のいずれの事業形態においても、平成28年度以降、減少傾向にあります。 　また、これまで環境省では、排出者が違法な不用品回収業者等に引き渡さないようにポスター やチラシを作成し、普及・啓発に取り組むとともに、例年、都道府県や市区町村といった自治体職員向けに、違法な不用品回収業者等の取締能力向上のためのセミナーを実施しており、自治体とも相互に連携しながら、違法な不用品回収業者・ヤード業者について対策を行っております。	廃棄物処理法第７条第１項、第14条第１項、第18条第１項	現行制度下で対応可能	自治体が無許可の廃棄物収集運搬業者の取締りを積極的に行うことができるよう、通知等により周知を図っています（例えば「使用済家電製品の廃棄物該当性の判断について（通知）」（平成24年3月19日付環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課長・廃棄物対策課長・産業廃棄物課長通知　環廃企発第120319001号・環廃対発第120319001号・環廃産発第120319001号））。現行制度下においても、左記「制度の現状」のとおり報告を徴収することが可能であり、このような仕組みを活用することで、一般廃棄物又は産業廃棄物のどちらに該当するか判断することができます。 　また、自治体職員向けの違法な不用品回収業者等の取締能力向上のためのセミナーについては引き続き実施し、排出者等への普及・啓発や市区町村の取締り能力向上のための支援等に取り組むなど、自治体とも相互に連携しながら、違法な不用品回収業者・ヤード業者について対策を行っております。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
375	令和4年1月11日	令和4年2月2日	船員、海技士の身体検査指定医の廃止。	現在、船員の身体検査や海技士免状の取得、更新に伴う身体検査は指定医で行う事となっているが、船員として制限された上陸(休暇)期間でこれらの指定医に赴き検査を受けるのは時間と労力がかかりる。現行の規定の健診内容であるならば、医療機関のどこで受診しても一緒のレベルだろうし、時間がある時にすぐに受けれるメリットがある。また病院によっては料金もバラバラなため統一料金で行ってもらいたい。	船員の身体検査、海技免状の取得や更新の際の身体検査は指定医で行う事とされているが、この指定医(病院)が場所によっては数日間の免状の預かり、診断用紙の預かりなど要求してくる。また検査そのものも何週間も前から予約を行う必要があったりと、とにかく手間と時間がかかる。 不定期船の船員等は休暇も含め先々の予定が決まっておらず予約は出来ないし、ましてや免状や検査用紙を預けたりする事は到底無理であり大変困っている。 身体検査の内容は規定用紙で決まっているのだから、指定医でなくても、どの医療機関でも同じ水準で受診できると思われる。 また料金に関しても幅があり、内容は同じなのに不平等が生じている。 ぜひ全国一律化していただきたい。	個人	国土交通省	【船員の健康証明書について】 船員法第83条において、船舶所有者は、国土交通大臣の指定する医師(以下「指定医」という。)が船内労働に適することを証明した健康証明書(有効期限原則1年)を持たない者を船舶に乗り組ませてはならないこととされています。 このため、船員は、船舶に乗り組むに当たり、有効な健康証明書を有していない場合には、健康検査を受け、指定医より健康証明書(船内労働に適するか否かの判定)を受ける必要があります。 なお、船員法制度において、健康検査の料金に関する規定は設けておりません。 【海技士の身体検査証明書について】 船舶職員及び小型船舶操縦者法第9条の5第1項第1号、第9条の8第1項第1号及び第37条第1項第6号において、海技試験の申請、海技免状の有効期間の更新の申請又は海技免状の失効再交付の申請に際し、申請者の身体適性の判定のため、指定医より海技士身体検査証明書を受け、提出することが求められています。 また、海技士身体検査の料金に関する規定は設けておりません。	【船員の健康証明書について】 船員法第83条、船員法施行規則第55条 【海技士の身体検査証明書について】 船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第9条の5第1項第1号、第9条の8第1項第1号、第37条第1項第6号	対応不可	【船員の健康証明書について】 船員法第83条において、船舶所有者は、国土交通大臣の指定する医師(以下「指定医」という。)が船内労働に適することを証明した健康証明書(有効期限原則1年)を持たない者を船舶に乗り組ませてはならないこととされています。 このため、船員は、船舶に乗り組むに当たり、有効な健康証明書を有していない場合には、健康検査を受け、指定医より健康証明書(船内労働に適するか否かの判定)を受ける必要があります。 なお、今後、健康検査結果について、後日郵送でのやり取りを可能にすることや、国土交通省ウェブページの指定医の一覧において、予約の要否などの情報提供を行うことについても、検討したいと考えております。 健康検査の料金については、陸上労働者の健康診断と同様に、自由診療として実施されており、各医療機関において経営状況や原価等を考慮し設定されています。 一律の料金を設定した場合、料金の引き上げとなる医療機関や指定医を取りやめる医療機関が発生することが見込まれます。 【海技士の身体検査証明書について】 船員の健康証明書と同様に、STCW条約において、船員の身体適正の評価に責任を有する者は、船員の健康検査のために承認された医師であることが定められています。 これに基づき、海技士身体検査においても、船員業務の特殊性に精通した指定医が、船舶職員 海技士)としての職務に支障をきたさないかどうか を判断する仕組みとしています。 このことから、指定医により海技士身体検査を行うことが必要です。 なお、海技免状や身体検査証明書については、数日間の預かりが発生することは想定されませんが、仮に預かりが発生した場合は、海技試験の申請、海技免状の更新申請又は海技免状の失効再交付申請における身体検査証明書の提出期限を伝えつつ、各指定医に相談を頂ければ幸いです。 また、海技士身体検査の料金について、各医療機関において経営状況や原価等を考慮し設定されているため、一律の料金を設定した場合、健康検査同様、料金の引き上げとなる医療機関が発生することと等が見込まれます。	
376	令和4年1月11日	令和4年2月2日	県外産業廃棄物事前協議の手続き緩和	現在、産業廃棄物を他県に搬入する場合、県によっては、事前協議或いは実績報告が必要な場合があり、緩和することを要望する。	申請には、時間と労力が必要であり、許可に時間が掛かる。電子マニフェスト、処分業者の報告書等で数量把握が可能なもの、或いは、処分業者が優良事業者の認定を受けている場合については、事前協議書等は、種類、数量申請のみとするような緩和措置を設けるべきである。	民間団体	環境省	事前協議制等による域外からの産業廃棄物の流入規制は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃棄物処理法」という。)の規定に基づくものではなく、都道府県等が自主的に設けているものです。	なし	現行制度下で対応可能	事前協議制等による域外からの産業廃棄物の流入規制について、環境省は、廃棄物処理法の趣旨・目的に反し、同法に定められた規制を超える要綱等による運用は、「廃プラスチック類等に係る処理の円滑化等について」(令和元年5月20日廃棄物適正処理推進課長・廃棄物規制課長通知)や「災害により生じた産業廃棄物の処理の迅速化について」(令和元年9月3日廃棄物規制課長通知)等で各都道府県等に対し見直しを求めております。 また、全国廃棄物・リサイクル行政主管課長会議等においても、産業廃棄物の処理の滞留につながるような自治体の不合理な流入規制の廃止や緩和を速やかに実施されたい旨、改めて要請を行っております。	
377	令和4年1月11日	令和4年2月2日	建築基準法51条の適応除外の緩和(自社自工場から自社他工場まで拡充)	建築基準法51条に該当する産業廃棄物処理施設は、建築基準法施行令130条の2の2に規定の廃掃法施行令7条1号～13号の2の設備であるが、設置の際、但し書きの都市計画審議会の許可を受ける必要が生じる。この一方で、工場その他の建築物に附属するもので、当該建築物において生じた廃棄物のみの処理を行うものを除くとあり、自社自工場発生の廃棄物処理の場合は例外となる。 ここで、自社処理に関しては、他工場のものについても建築基準法51条の要件から除外する、または1日搬入量の上限設定などで周囲への影響が小さいと考えられる際など、例外規定を設けることを要望する。	昨今の廃プラ事情により産業廃棄物処理業者の施設がひっ迫している中で廃棄物処理費用の高騰や、新たに廃棄物処理の委託先を探すことが困難となってきている。 廃棄物処理施設を有する工場でも都市計画審議会を通していない自社自工場処理施設では自社他工場の廃棄物を処理できない。新たに都市計画審議会の許可を得ようとしても、立地条件によってはハードルが高く、多大な時間が必要となる。 自社処理に関しては、他工場のものも建築基準法51条の要件から除外することにより自社処理の拡充が図れ、廃棄物処理施設の余力を有効に活用することが可能となる。また廃棄物処理業者の処理施設のひっ迫が抑えられ、処理費の高騰や処理委託先との新規契約も容易になる。 自社他工場のものを除外する、または1日搬入量の上限設定などでによる例外規定を設けることを要望する。	民間団体	国土交通省	廃棄物の処理及び清掃に関する法律において産業廃棄物処理施設となる廃プラスチック類の破砕施設等については、周辺の環境に大きな影響を及ぼすおそれがあることから、都市計画区域内においては、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、原則として新築等を行うことができません。ただし、特定行政庁が都道府県都市計画審議会の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可を行うことで、新築等が可能となります。 なお、工場等に附属し、そこで生じた廃棄物のみを処理する場合は、運搬経路上の周辺環境への影響は発生せず、また処理量もおのずから限度があり、周辺への影響も少ないと考えられるため、規制の対象外となっております。	建築基準法第51条、建築基準法施行令第130条の2の2、第130条の2の3	現行制度下で対応可能	工業地域等内において処理能力が一定以下の廃プラスチック類の破砕施設等については、規制の対象外となっております。 他の工場で発生した廃棄物を処理する場合は、同一の事業者が発生させたものであっても、運搬経路上の周辺環境への影響等が発生すると考えられるため、一律に規制の対象外とすることは困難ですが、制度の現状欄に記載のとおり、特定行政庁が都道府県都市計画審議会の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可を行うことで、新築等が可能となります。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
378	令和4年1月11日	令和4年2月2日	自転車の幼児用座席に関する年齢制限の見直し	自治体において「小学生就学の始期に達するまでの者」あるいは「幼児(6歳未満の者)」とされている自転車の幼児用座席に関する年齢制限の上限について、例えば8歳未満とするなど、国として緩和を検討し、自治体に対して技術的助言を発するべきである。	共働き世帯が増加するなか、小学生の子供を18～19時頃まで学童に預け、迎えに行く保護者は少なくない。兄弟姉妹がいる場合は、保育園や幼稚園を順に回ることとなる。 徒歩あるいは車の利用が最も利便性が高いが、特に都市部においては、車にとっては駐車場が不十分であったり、道幅の狭い道路が少なくなく、徒歩については、幼い兄弟姉妹も含めてお迎えだけで1時間近くかかるなど、最適解とはなりにくいケースがある。 他方で自転車については、自治体によって小学生の同乗は規制されている。しかし保護者のなかには、違反状態を知りつつも他に術がなく、児童を自転車に乗せるケースも少なくない。 政権として子育て支援を全面に掲げるなか、こうした課題についても家庭に任せることなく、環境整備に注力すべきである。とりわけ学童利用の多い小学校低学年の移動手段について、兄弟姉妹を抱える場合も含めて、改めて真剣に検討すべきである。 要望実現によって、有料駐車場を利用するなどに経済的負担の緩和、違反状態の解消による安全性の向上、子育て環境の改善などが期待できる。 なお、既存市場では耐荷重20kg程度の子供乗せが多いが、規制緩和によって、各社の研究開発も進むと期待する。	個人	警察庁 経済産業省	【警察庁】 自転車用幼児座席の年齢制限等の軽車両の乗車人員等の制限については、道路交通法（昭和35年法律第105号）第57条第2項の規定に基づき、各都道府県公安委員会が定めることができることとされており、令和4年1月現在、全ての都道府県において、小学校就学の始期に達するまでの者を自転車の幼児用座席に同乗させることが認められています。 各都道府県公安委員会が自転車用幼児座席の年齢制限について定めるに当たっては、一般財団法人製品安全協会が作成している自転車用幼児座席に係る安全基準（SG基準）等を参考としているところ、SG基準の適用範囲は、体重8キログラム以上22キログラム以下でかつ年齢1歳（12ヶ月）以上小学校就学の始期に達するまでの者を自転車に同乗させるために用いる自転車用幼児座席となっており、この範囲に含まれない自転車用幼児座席は、SG基準において認められておりません。	道路交通法（昭和35年法律第105号）第57条第2項 都道府県公安委員会規則	対応不可	【警察庁】 令和2年にSG基準が見直され、自転車用幼児座席の対象年齢が「6歳未満」から「小学校就学の始期に達するまでの者」と改正されたことを踏まえ、全ての都道府県公安委員会規則において、自転車用幼児座席を使用することができる者の年齢を「小学校就学の始期に達するまでの者」としたところですが、御提案のとおり自転車用幼児座席を使用することができる者の年齢制限を更に緩和することは、現在その安全性が確認されておらず、困難であると考えております。	
379	令和4年1月11日	令和4年2月2日	用途変更の確認申請において、構造規定を確認の対象に追加する(建築基準法)	用途変更の確認申請書の添付図書に、構造規定関係の図書（構造図及び構造計算書等）を加える。(建築基準法施行規則(以下「規則」という。)第1条の3第1項第1号)	現在、用途変更の確認申請書においては、構造図や構造計算書は添付不要となっています。その理由は、「既存の建築物は、新築時においてその構造上の安全性に関して十分に確認された上で建設され、その後も建築基準法第8条により適切に維持管理され、用途変更についても当該建築物が構造耐力上安全である範囲で行われることが前提になっているから」と推測されます。 しかし現実は、検査済証はおろか確認済証も交付されていない既存建築物が多数存在します。(国土交通省の資料「効率的かつ実効性のある確認検査制度等のあり方の検討」によれば、平成10年の完了検査率は40%でした。それ以前はもっと低いと考えられます。したがって建築物の寿命を60年と考えても、完了検査を受けていない建築物が相当数存在することになります。) それに加えて、新築時は適法であっても、その後の改修工事や経年劣化等により構造規定に適合しなくなっている既存建築物も一定数存在すると思われます。 現行の制度では、こういった安全性の不明な既存建築物であっても、さらに言えば用途変更後に荷重が増大するような計画であっても、確認済証が交付されてしまいます。 そもそも用途変更の確認申請は、主に不特定多数が利用する特殊建築物が対象となっており、その他の用途の建築物と比較しても、構造上の安全性は特に重要であると考えられます。 しかし上記のとおり現行の確認制度では不十分な点があるため、表題の通り提案します。 (なお、用途変更後に荷重の増大がない計画であれば、規則第1条の3第10項と同様に、構造計算書の代わりに検査済証の写し等を添付することも考えられます。)	個人	国土交通省	確認申請を受けた計画について、建築主事等はその計画が建築基準関係規定に適合すると認められなければ、確認済証を交付できないことになっています。 用途変更に係る確認申請時においては、建築主への負担等も鑑み、建築に係る確認申請時の提出図書と比べて構造計算書等の図書の提出は求めておりません。 一方で、建築主事等はそれらの図書に因らずに用途変更後の計画の構造関係規定への適合性を判断するため、当該建築物の過去の検査済証交付時の状況や、荷重が増加するような用途変更ではないこと、荷重が増加しても適法な状態が維持されることなどを、適宜の書類の提出を求めることによって確認することになります。 その結果、建築主事等が、用途変更後の計画が構造関係規定を含む建築基準関係規定に適合することを確認できない場合は、確認済証が交付されることとはなりません。	建築基準法第12条、第87条 建築基準法施行規則第1条の3	現行制度下で対応可能	制度の現状欄に記載のとおり、用途変更に係る確認審査における構造関係規定への適合性確認については、現行制度下で対応可能と考えます。	
380	令和4年1月11日	令和4年6月27日	保険持株会社の定義の見直し	「保険持株会社」の定義について、「銀行持株会社」と同様、持株会社判定式の分母から国内子会社への貸付金等を控除できるよう、措置していただきたい。	・保険持株会社制度は銀行持株会社制度と同様、１９９７年の法改正で導入されたものであり、定義は以下の通りとなっている。 「保険持株会社」の定義：保険会社を子会社とする持株会社で所定の認可を受けているもの 「持株会社」の定義：保有する国内子会社の株式取得価額 ÷ 総資産＞50％ ・２０１９年、IAIS(保険監督者国際機構)が採択したIAIGs(国際的に活動する保険グループ)向けの監督枠組みであるコムフレームにより、IAIGsは再建計画の事前策定や流動性管理の強化を求められており、IAIGsにとって保険持株会社における機動的な資金調達やグループ内ファイナンスの重要性が増大している。 ・しかし、保険持株会社による外部資金調達は上記持株会社判定比率を低下させる可能性があり、場合によっては「保険持株会社」から「保険主要株主」への意図せぬ属性変化も生じさせかねない。保険持株会社グループにおいては、保険持株会社を頂点としてグループの一体性を維持し、強固なガバナンスを機能させているところ、保険主要株主への変化が起こった場合には、保険会社を中心にグループ経営管理体制を再構築する必要が生じる。 ・なお、銀行法上の「銀行持株会社」については、かつて保険持株会社と同様、独禁法を参照する形で定義されていたが、２０１６年の銀行法改正において、分母から子会社に対する貸付金が控除できるよう修正されている。 ・今日的な制度・事業環境を踏まえて、保険持株会社も銀行持株会社に揃え、持株会社判定式の分母から、「内閣府令で定める資産の額」(例えば、国内子会社への貸付金)を控除できるよう、措置していただきたい。	生命保険協会	金融庁	保険持株会社の定義は法令で規定されており、国内子会社の株式取得価額の合計額が当該会社の総資産額の50%超であることが、その要件の一つとされています（保険業法第2条第16項）。 また、保険持株会社は、子会社の経営管理を行わなければならず、その業務を営むにあたっては、その子会社である保険会社の業務の健全かつ適切な運営の確保に努めなければならないこととされています（保険業法第271条の21）。	保険業法第2条第16項、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第9条第4項第1号	検討を予定	保険持株会社の定義の見直しにあたっては、保険監督者国際機構等における議論及び保険会社の財務状況等を踏まえつつ、保険持株会社が、子会社である保険会社の業務の健全かつ適切な運営の確保に努める観点から、その必要性について適切に検討する必要があります。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
381	令和4年1月11日	令和4年6月27日	一度保険持株会社の認可を受けた会社についての、グループの経営基盤安定化のための措置（1／2））	一度保険持株会社の認可を受け、要件を満たして保険持株会社となった会社については、持株会社判定比率が50％を割っても、一定の下限値等の基準を満たす場合には「保険持株会社」と見做すことができる等、グループ経営基盤安定化のための措置をしていただきたい。	・保険持株会社制度は銀行持株会社制度と同様、１９９７年の法改正で導入されたものであり、定義は以下の通りとなっている。 「保険持株会社」の定義：保険会社を子会社とする持株会社で所定の認可を受けているもの 「持株会社」の定義：保有する国内子会社の株式取得価額 ÷ 総資産＞50％ ・2019年、IAISが採択したIAIGs向けの監督枠組みであるコムフレームにより、IAIGsは再建計画の事前策定や流動性管理の強化を求められており、IAIGsにとって保険持株会社における機動的な資金調達やグループ内ファイナンスの重要性が増大しているが、保険持株会社による外部資金調達は上記持株会社判定比率を低下させる可能性がある。 ・さらに昨今、保険事業の海外展開が加速する中、保険持株会社傘下の海外子会社からの配当により分母の総資産が増加し、持株会社判定比率が低下することも考えられる。	生命保険協会	金融庁	保険持株会社の定義は法令で規定されており、国内子会社の株式取得価額の合計額が当該会社の総資産額の50%超であることが、その要件の一つとされています（保険業法第2条第16項）。 また、保険持株会社は、子会社の経営管理を行わなければならず、その業務を営むにあたっては、その子会社である保険会社の業務の健全かつ適切な運営の確保に努めなければならないこととされています（保険業法第271条の21）。	保険業法第2条第16項、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第9条第4項第1号	検討を予定	保険持株会社の要件を満たさない場合において、一定の基準を満たす場合には保険持株会社とみなす等の措置を講じることを認めることについては、保険監督者国際機構における議論、保険会社による海外進出の動向及び保険会社の財務状況等を踏まえつつ、保険持株会社がグループ経営管理を適切に行い、子会社である保険会社の業務の健全かつ適切な運営の確保に努める上で、当該要件が支障となりうるかという観点から、慎重に検討する必要があります。	
382	令和4年1月11日	令和4年6月27日	一度保険持株会社の認可を受けた会社についての、グループの経営基盤安定化のための措置（2／2）	一度保険持株会社の認可を受け、要件を満たして保険持株会社となった会社については、持株会社判定比率が50％を割っても、一定の下限値等の基準を満たす場合には「保険持株会社」と見做すことができる等、グループ経営基盤安定化のための措置をしていただきたい。	＜一度保険持株会社の認可を受けた会社についての、グループの経営基盤安定化のための措置（1／2）の続き＞ ・保険持株会社グループにおいては、保険持株会社を頂点としたグループ経営管理体制を構築しているところ、これらの事情によって「保険持株会社」から「保険主要株主」への意図せぬ属性変化が生じた場合、保険会社を頂点とする形でグループ経営管理体制を再構築する必要が生じる。よって、既に認可を受けている保険持株会社においては、持株会社判定比率を考慮しつつ資金調達や海外事業展開のスキームを選択する必要が生じ、効率的なグループ経営が妨げられる。 ・よって、一度保険持株会社の認可を受け、要件を満たして保険持株会社となった会社については、持株会社判定比率が50％を割っても、一定の下限値等の基準を満たす場合には「保険持株会社」と見做すことができる等、グループ経営基盤安定化のための措置をしていただきたい。	生命保険協会	金融庁	保険持株会社の定義は法令で規定されており、国内子会社の株式取得価額の合計額が当該会社の総資産額の50%超であることが、その要件の一つとされています（保険業法第2条第16項）。 また、保険持株会社は、子会社の経営管理を行わなければならず、その業務を営むにあたっては、その子会社である保険会社の業務の健全かつ適切な運営の確保に努めなければならないこととされています（保険業法第271条の21）。	保険業法第2条第16項、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第9条第4項第1号	検討を予定	保険持株会社の要件を満たさない場合において、一定の基準を満たす場合には保険持株会社とみなす等の措置を講じることを認めることについては、保険監督者国際機構における議論、保険会社による海外進出の動向及び保険会社の財務状況等を踏まえつつ、保険持株会社がグループ経営管理を適切に行い、子会社である保険会社の業務の健全かつ適切な運営の確保に努める上で、当該要件が支障となりうるかという観点から、慎重に検討する必要があります。	
383	令和4年1月11日	令和4年6月27日	クーリング・オフに係る説明書面の電磁的交付方法の拡大	保険契約のクーリング・オフに係る説明書面について、電磁的交付の方法を3種類から5種類（HP等での閲覧を含むもの）に拡大いただきたい。	・現状、クーリング・オフに係る説明書面の交付方法は3種類に限定されているため、これ以外の書面について、令和3年1月の保険業法施行規則改正にて新たに認められた2種類の方法（保険業法施行規則第227条の2第7項で準用する同第54条の5第1項1号ハ、ニに規定される方法）により交付しようとする場合、クーリング・オフ書面のみ他と異なる方法での交付が必要となり、顧客の要望に応じた一律の電磁的交付が困難になるとともに、顧客の認識（何をどの方法で交付されたか）の混乱を招きかねない。 ・また、そのような事態を回避するため、すべての説明書面について従来から認められていた3種類のいずれかの方法で電磁的交付を行うことにもなりかねず、顧客利便を阻害する。	生命保険協会	金融庁	保険募集時に保険会社等が保険契約者等に情報提供が必要な事項については、電磁的方法による情報提供が可能な方法を追加する「保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令」、「保険社向けの総合的な監督指針」等の改正を行いました（令和3年1月21日公布・施行）。 これにより、電磁的方法について、従来の3種類（電子メール、ダウンロード及びCD-ROM）に、新たに2種類（保険会社のHP等での閲覧）が追加となりました（保険業法施行規則第227条の2第7項で準用する同第54条の5第1項1号ハ及びニ）。 一方、保険会社等が保険契約者等に保険契約の申込みの撤回等に関する事項を電磁的方法で提供する場合において、その方法は従来の3種類に限定されています。	保険業法第309条、保険業法施行規則第227条の2、第240条の2等	検討を予定	保険契約の申込みの撤回又は解除に関する事項を記載した書面の交付に代えて、顧客の承諾を得たうえで、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法で提供する場合における、当該電磁的方法の多様化については、顧客保護の観点から、慎重に検討する必要があります。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
384	令和4年1月11日	令和4年6月27日	説明書面の電磁的交付時の承諾取得方法の柔軟化	契約概要等の保険契約に係る説明書面を電磁的交付する際、あらかじめ書面又は電磁的方法により顧客の承諾を取得する必要があるところ、当該承諾を口頭で得た場合には、申込手続き時に当該承諾を得たことを書面又は電磁的方法で確認する等の方法を認めていただきたい。	・新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、非対面手続きの導入が進められているところ、例えば、保険会社の営業職員が電話・テレビ電話など非対面で顧客と対話をしてニーズ喚起をし、Eメール等の電磁的方法で契約概要等を送付のうえ、重要事項説明や申込手続きを行う実務が想定される。このとき、電磁的方法で契約概要等を交付する前には、通常、口頭により交付方法の希望を確認するものと考えられるが、現行規制上は、口頭の承諾があっても、契約概要等を送付する前にあらかじめEメール送付等により書面又は電磁的方法による承諾を得る必要がある。 ・例えば、あらかじめ得る必要のある承諾は口頭で行い、交付後の申込手続き等の中で当該承諾を書面又は電磁的方法で補完する方法が認められれば、スムーズで顧客利便に資する手続きが可能となる。	生命保険協会	金融庁	保険業法施行規則第227条の２第５項等の規定に基づき、保険会社等は、契約概要等の保険契約に係る説明書面を電磁的方法により提供しようとするときは、あらかじめ、当該保険契約者又は当該被保険者に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得る必要があります。	保険業法施行令第44条の３、保険業法施行規則第227条の２、第234条、第234条の21の２	対応不可（一部、検討を予定）	説明書面を電磁的方法により交付する際、電磁的方法によることについてあらかじめ顧客の承諾を得るための方法は、顧客が慎重な意思表示をするための機会を確保し、本意でない承諾をすることがないよう、形式的な方法ではなく、実質的に承諾を得られる方法とする必要があります。 あらかじめ取得する必要のある承諾を口頭で得た後、申込手続き等の中で当該承諾を書面又は電磁的方法で補完する方法とすることについては、口頭での承諾では慎重な意思表示を出来ず、本意でない承諾をするおそれがあるため、顧客保護の観点から措置することは困難です。 なお、特定保険契約（金融商品取引法の行為規制の一部を準用）に係る説明書面の交付方法等については、金融審議会「市場制度ワーキング・グループ」での「金融商品取引における顧客への情報提供のデジタル化」に関する議論を踏まえ、検討する必要があります。	
385	令和4年1月11日	令和4年5月13日	確定拠出年金における支給要件の緩和	企業型における退職時の脱退一時金について、外国籍の企業型加入者が国外に転居し厚生年金適用事業所に使用されなくなった場合等の脱退一時金について支給要件を緩和すること。	・現状の規制は以下のとおり。 (1)原則60歳に到達するまで受給不可。 (2)資産が極めて少額（1．5万円以下）である場合および国民年金の保険料免除者であって通算拠出期間が短い（5年以下）または資産額が少額（25万円以下）の場合は、受給可能。 ・上記(2)に該当する外国籍の方の帰国時の措置は、2022年5月に施行される予定であるが、それ以外の外国籍の企業型加入者が国外に転居し厚生年金適用事業所に使用されなくなった場合、企業型・個人型確定拠出年金の加入者資格がなく、加入者として掛金の追加拠出が出来ないにもかかわらず、個人別管理資産に手数料がかかり、場合によっては個人別管理資産が減少する方が発生することや国外から日本に対して書面の手続きを行わなければならないこと等から、退職時において脱退一時金を受け取りたいという強いニーズがある。また、加入者の被災等により厚生年金適用事業所に使用されなくなった場合に、一時金を速やかに受け取りたいというニーズがある。以上をふまえ、企業型の脱退一時金支給要件の緩和を要望するものである。	生命保険協会	厚生労働省	企業型確定拠出年金制度における脱退一時金の支給要件は以下のとおりとなっています。 ・企業型年金加入者、企業型年金運用指図者、個人型年金加入者及び個人型年金運用指図者でない ・年金資産が15,000円以下 ・最後に企業型年金の資格喪失した日が属する月の翌月から6月以内 なお、2022年5月からは、外国籍の方の帰国時の措置として、通算拠出期間が短い（5年以下）または資産額が少額（25万円以下）の場合は脱退一時金の請求が可能になります。	確定拠出年金法附則第2条の2第1項、確定拠出年金法施行令第59条第2項	対応不可	確定拠出年金制度は、老後の所得の確保を図る目的で設けられた年金制度であり、原則として、60歳到達前の中途引き出しは認められていません。 脱退一時金の支給要件の緩和については、制度の目的や税制優遇措置との関係の観点等から慎重な検討が必要です。	
386	令和4年1月11日	令和4年2月2日	中小企業退職金共済から確定給付企業年金への移行の弾力適用	中小企業者が確定給付企業年金を実施する場合において、中小企業者に該当しなくなった場合や合併等に限らず、中小企業退職金共済の解約手当金を被共済者に返還せず確定給付企業年金の掛金に充当することを認めること。	・現状、中小企業者にとって、中小企業退職金共済は、本来の目的である退職時の所得確保の役割のみならず、公的年金開始までの従業員の老後の所得確保の役割を果たしている。 ・そのような中、現在、中小企業退職金共済から確定給付企業年金への移行は、中小企業退職金共済の実施事業主が中小企業者に該当しなくなった場合や合併等を伴う場合のみに限定されている。 ・老後の所得確保に向けて多様な選択肢を与えるよう上記要件に限定することなく、中小企業退職金共済から確定給付企業年金への移行の弾力適用を求めるものである。	生命保険協会	厚生労働省	中小企業退職金共済法は第17条第１項において、共済契約者が中小企業者でない事業主となったことにより共済契約を解除した場合のみ、確定給付企業年金等への移行が認められています。	中小企業退職金共済法第17条第1項、 同第8条第2項第2号	対応不可	中小企業退職金共済制度と企業年金制度は、制度の趣旨や税制のあり方が大きく異なるため、合併等のやむを得ない場合に限り資産移換を認めるものです。	
387	令和4年1月11日	令和4年5月13日	確定給付企業年金における承認・認可申請手続きの簡素化	規約の変更等時において、届出で足りる（もしくは届出不要の）範囲を拡大する（例えば、企業合併時等における過去勤務期間の通算規定の導入のうち加入者の保護の観点から問題がないと考えられる変更等）とともに、届出・申請書類および届出・申請手続の簡素化（例えば、規約変更理由書、労使合意に至るまでの労使協議の経緯の添付を一律不要とする、厚生局に提出する申請書類数を一律1セットにする等）を図ること。	・確定給付企業年金の規約の変更等にかかる手続きは、原則として厚生労働大臣へ申請書を提出し、承認・認可を受けなければならず、届出で足りる範囲は限定的である。 ・厚生年金基金は最多でも1，800基金程度であったため承認・認可申請制度での運営が可能であったと思われる。一方、令和3年3月末時点で12，000件以上存在する確定給付企業年金においては、承認・認可申請手続きの簡素化が図られなければ、厚生労働省の承認・認可が遅延することが懸念されることから、規約の変更等にかかる承認・認可申請手続きの簡素化が不可欠であると考える。 ・これまでも事務処理の簡素化等が図られてきたが、本要望の趣旨を実現するためには更なる簡素化が必要であり、事業主等の負担軽減を通じ、確定給付企業年金の一層の普及および健全な制度運営を図ることが期待される。	生命保険協会	厚生労働省	確定給付企業年金規約の変更は、確定給付企業年金法において、厚生労働省令で定める軽微な変更を除き、厚生労働大臣の承認を得なければならないと規定されています。このため、厚生労働省令で定める軽微な変更に該当しない変更については、厚生労働大臣の承認が必要です。確定給付企業年金規約については、確定給付企業年金法等により、一定の事項の記載を義務付けています。	確定給付企業年金法第4条、第6条、第7条、第16条、第17条 確定給付企業年金法施行規則第7条、第9条、第10条、第15条、第17条、第18条	検討を予定	確定給付企業年金に関する手続の簡素化については、事務負担を軽減することに加え、加入者の権利保護の観点も踏まえた上で、引き続き検討します。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
388	令和4年1月11日	令和4年5月13日	確定拠出年金における運用商品の掛金受入れの一時停止の導入	利率保証のある保険商品等、確定拠出年金における「運用の方法」について、低金利環境の継続等により、運用商品提供会社が個々の運用商品を提供し続けることが困難となった場合に、加入者等の同意によらず、将来に向かって、新たな掛金の受け入れ等を一時的に停止することを可能とすること。	・改正確定拠出年金法（平成30年5月施行分）により、事業主等による運用商品の入れ替えについて、商品選択者の一定割合（3分の2）以上の同意があれば除外が可能となるよう要件が緩和されている。 ・一方、運用商品提供会社による加入者等の同意を要さない運用商品の除外については、確定拠出年金法施行規則第20条の2に次のとおり規定されており、運用商品自体が消失するような場合に限られている。 (1)投資法人の発行する投資証券等について、当該投資法人が登録の取り消しを受けた場合 (2)運用の方法に係る契約の相手方が破産した場合 (3)投資信託の受益証券について、投資信託約款に基づく償還が行われた場合 ・しかしながら、運用商品自体が消失しない場合においても、低金利環境の継続等により、運用商品提供会社の健全性維持の観点等から、運用商品の提供を継続することに支障が生じる場合があるため、運用商品の除外までは行わないものの、新たな掛金の受け入れ等を一時的に停止する措置を求めるものである。 ・また、過去分の掛金部分も含めて除外を可能とする場合には、加入者等に対する影響が大きく、また、確定拠出年金における長期継続的な資産運用に鑑み、新たな掛金の受け入れ等の一時的な停止に限ることにより、その影響を抑制することが可能となる。 ・本要望は、確定拠出年金制度を安定的に維持・発展させていくために有用と考える。	生命保険協会	厚生労働省	企業型運用関連運営管理機関等が、提示運用方法から運用の方法を除外する際は、規約に定める手続により、除外しようとする商品の指図を行っている者（所在が明らかでない者を除く。）の3分の2以上の同意を得ることが原則必要となりますが、例外的に以下の場合は当該同意を要しないこととされています。 ・特定の運用の方法による信託が信託約款に基づいて終了して償還された場合 ・投資証券等を発行する投資法人が登録の取消を受けた場合 ・運用の方法に係る契約の相手方が破産した場合 ・投資信託の受益証券について投資信託約款の規定に基づき信託契約期間を変更して償還が行われた場合 また、令和3年7月28日施行法令解釈通知において、運用の方法の除外方法として、保有している運用の方法を売却せずに新規購入のみを停止する除外を行うこともできるよう、対応の選択肢を追加しました。	確定拠出年金法第26条第1項、確定拠出年金法施行規則第20条の2 確定拠出年金制度について（平成13年8月21日年発第213号）別紙 第6	対応不可	平成28年の法改正において、商品除外の要件を「除外しようとする運用商品を選択している加入者等全員の同意が必要」から「3分の2以上の同意が必要」に措置を講じたところです。また、令和3年7月28日施行法令解釈通知において、運用の方法の除外方法として、保有している運用の方法を売却せずに新規購入のみを停止する除外を行うこともできるよう、対応の選択肢を追加しました。 上記の措置により、ご指摘の「過去分の掛金部分も含めて除外を可能とする場合には、加入者等に対する影響が大きく」の部分については、各運営管理機関の判断で過去分の掛金部分の運用継続が可能となっております。 また、「運用商品提供会社の健全性維持の観点等から、運用商品の提供を継続することに支障が生じる場合」の点については、そのような場合における対応は、ご要望のような掛金受入れの一部停止ではなく、運用の方法の除外の一手法としての新規購入のみの停止（商品の除外）にて対応することが確定拠出年金制度の運営上適当であり、ご要望の手法によることは困難と認識しております。 以上のことから、運用会社都合による掛金受け入れの一時停止については、商品の除外として対応いただいた後、再度掛金受け入れが可能となったタイミングで、運営管理機関に対し、商品の追加を相談いただくようお願いいたします。	
389	令和4年1月11日	令和4年5月13日	確定給付企業年金の非継続基準の掛金拠出の基準の見直し	・確定給付企業年金の非継続基準の財政検証において、非継続基準に抵触し「積立比率に応じた方法」により特例掛金を算定する場合において、その算定方法を継続基準による掛金を考慮した額とすること。 具体的な措置としては、 ・非継続基準の抵触に伴い実施する「積立比率に応じた方法」に基づく特例掛金の算定基準に、「(1):非継続基準による掛金額」と「(2):(1)と同一拠出年度の継続基準による掛金額（例えば特別掛金額とリスク対応掛金額の合計額）」との「丈比べ」を行う仕組を導入し、(1)が(2)を上回る場合に当該上回る額のみを特例掛金として拠出させることとすること。	・先般2018年6月の省令改正は、非継続基準の抵触に伴い実施する「積立比率に応じた方法」に基づく特例掛金の計算において、翌事業年度拠出の場合と翌々事業年度拠出の場合の算定基準の均衡を図る意義深いものと考える。 ・一方、改正後の算定基準は、標準掛金及び特別掛金だけでも5年程度で非継続基準を満たすべく積立水準が回復することが見込まれる場合であっても、特例掛金の拠出が必要になることが起こり得る。 ・これは、非継続基準に対しても継続基準に対しても積立不足となる部分を、非継続基準と継続基準の両基準が重複して掛金拠出の対象としていることに要因がある。 ・本提案は、非継続基準による掛金と継続基準による掛金を重複して拠出しなかったとしても、非継続基準と継続基準のそれぞれで求める拠出は確保でき、受給者保護は図られることから、見直しを求めるものである。	生命保険協会	厚生労働省	事業主は、毎事業年度の決算において、積立金の額が最低積立基準額を下回っている場合には、その不足額を基準として、積立比率に応じ算定した額を、掛金として拠出しなければならないとされており、当該算定額は翌事業年度又は翌々事業年度の掛金の額に追加して拠出することとされています。 ・掛金を翌事業年度の掛金の額に追加して拠出する場合にあっては、当該事業年度までに発生した債務を分割して償却することを可能としています。 ・掛金を翌々事業年度の掛金の額に追加して拠出する場合にあっては、当該事業年度までに発生した債務に翌事業年度中の最低積立基準額や掛金の変動による積立金の増減を加味した債務を分割して償却することを可能としています。	確定給付企業年金法施行規則第58条、第59条	対応不可	積立比率方式による非継続基準の特例掛金の算定方法については、平成28年の改正により、翌々事業年度における拠出の際に債務に加味する額を「翌事業年度中の掛金収入」から「翌事業年度中の積立不足額の増加見込額」に変更することで精緻化を図った経緯があります。 拠出する事業年度における他の掛金との相殺は、積立不足の発生時点と拠出時点のタイムラグに伴う積立不足額の変動を掛金収入分のみ考慮するものに相当すると考えられ、平成28年の改正前に生じていた問題を再起することになりかねないことから、慎重な検討が必要です。	
390	令和4年1月11日	令和4年5月13日	定年延長等に伴う確定給付企業年金の規約変更の取扱い	・定年延長等に伴う確定給付企業年金の受給開始時期の変更を内容とする規約変更において、受給権保護の観点を踏まえた一定の要件を満たす場合において、規約変更時の同意手続きの簡素化を可能とする。 ・具体的には、給付額が下がらない等の場合において、不同意申出方式による減額同意等を可能とするよう、規約変更の申請書類を柔軟化する。	確定給付企業年金の規約において、定年を延長する場合、多くのケースにおいて給付の減額に該当することから、労働組合や加入者等の煩雑な同意手続きが必要となるが、高齢期の雇用の拡大を推進する面からも、簡素な同意手続きとすることが考えられる。	生命保険協会	厚生労働省	確定給付企業年金制度では、実施事業所の労働協約等の見直しや経営悪化などを理由に規約変更を行う場合に、給付の額を減額することが可能です。ただし、給付の額を減額する規約変更を行う場合には、減額の対象者からの3分の2以上の同意を取得する必要があります。 また、加入者の給付の額を減額する場合には、加入者の3分の1以上で組織される労働組合があるときその組合同意が必要となり、受給権者の給付の額を減額する場合には、減額前の規約に基づく最低積立基準額を一時金として支払う措置を設ける必要があります。 減額の判断は、加入者や受給権者の給付の現在価値と最低積立基準額が規約変更前後で減少する場合等が挙げられます。	確定給付企業年金法施行規則第5条、第6条、平成14年3月29日年発第0329008号「確定給付企業年金制度について」第1の2	検討に着手	定年延長等に伴う規約の変更手続きについては、社会保障審議会企業年金・個人年金部会において様々な意見が示されていることも踏まえ、引き続き検討します。	△

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
391	令和4年1月11日	令和4年5月13日	リスク分担型企業年金の取扱い柔軟化	・リスク分担型企業年金について、制度普及の阻害となりうる事項について柔軟な取扱いを可能とすること。 ・具体的な措置としては、確定給付企業年金からリスク分担型企業年金に制度移行する場合に、制度移行前の確定給付企業年金での最低積立基準額を上限として一括拠出を可能とすることが考えられる。	・確定給付企業年金からリスク分担型企業年金に制度移行する際に、将来の財政状況が良好（積立金額と掛金収入現価の合計が通常予測給付現価と財政悪化リスク相当額の2分の1の合計を上回る場合）である場合であっても、積立金額が移行前の最低積立基準額より小さな場合、リスク分担型企業年金では最低積立基準額が積立金額と同値となるため、移行後の最低積立基準額が減少すると判定され、加入者等から減額同意が必要となる。このことは、事業主がリスク分担型企業年金の導入を躊躇する要因のひとつであると考えられる。 ・リスク分担型企業年金は、新たなタイプの企業年金として、企業年金の普及に資する制度と期待される一方、2017年1月の導入以降、採用件数は21件にとどまっている（2021年9月1日時点）。 ・本要望の実現により、移行前後の最低積立基準額が一致することから減額同意が不要となるため、企業においてリスク分担型企業年金の更なる普及が期待される。	生命保険協会	厚生労働省	リスク分担型企業年金以外の確定給付企業年金からリスク分担型企業年金への移行時に、制度変更前後で最低積立基準額が減少する者がいる場合には、給付減額となります。	確定給付企業年金法施行規則第5条、平成14年3月29日年発第0329008号「確定給付企業年金制度について」	検討に着手	リスク分担型企業年金における給付減額の取扱いについては、社会保障審議会企業年金・個人年金部会における議論も踏まえて検討を進めているところであり、ご指摘の点も含めて引き続き検討します。	
392	令和4年1月11日	令和4年5月13日	確定給付企業年金の年金支給義務を移転させる仕組みの導入	確定給付企業年金について、欧米における閉鎖型DBのバイアウト等のように、企業の年金支給義務を移転させる仕組みを導入すること。	・確定給付企業年金では、将来的に「年金での受給の増加によるリスクの増大」、「長期金利（割引率）の低下による退職給付債務の増大」等により事業主の維持コストや負債が増大する可能性があるが、年金の資産と債務の全部または一部を保険会社などの第三者に移転するバイアウト等を活用することで、将来リスクが顕在化した際に事業主が被る当該コストや負債の増大の影響を消滅・削減させることが可能となる。 ・また、事業主が終身年金や有期年金受取を採用した確定給付企業年金制度を有し続けることが困難となった場合であっても、年金バイアウト等を活用してリスクオフを行うことが可能となれば、年金受取りが維持されることが期待できる。 （参考） 欧米では既に年金バイアウトでDB制度を財務諸表からオフバランスする動きが進んでおり、その市場規模は英国で2007年～2020年上半期の累計で約25兆円、米国で2015年～2020年上半期の累計で約14.2兆円規模に達している。	生命保険協会	厚生労働省	確定給付企業年金制度では、事業主等が確定給付企業年金を終了するまでは給付に関する支払義務を負っています。	確定給付企業年金法第88条	検討を予定	閉鎖型DBのバイアウト等のような年金支払義務を社外に移転させる仕組みについては、受給権の保護、ガバナンスの確保等の幅広い観点を考慮しつつ、社会保障審議会企業年金・個人年金部会における議論も踏まえ、慎重に検討いたします。	
393	令和4年1月11日	令和4年5月13日	確定給付企業年金・確定拠出年金における申請・届出手続きの電子化	確定給付企業年金や確定拠出年金の規約申請時に必要な書類（過半数代表等の同意書）について、自署だけでなく「電子証明書付ファイル」による提出も可能とすること。	・確定給付企業年金において、押印を求める手続の見直しのための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第208 号）を受けた、「確定給付企業年金に関する承認・認可申請等にかかる事務処理の改善について（平成22 年4月28 日事務連絡）」内の「事務処理簡素化にかかる照会及び回答（Q&A）」において、規約申請時に必要な「過半数代表の同意書」は「自署であること及び押印を確認すること」から「自署であることを確認すること」と変更され、押印は省略された。 ・一方で、e-Gov等紙以外の方法で提出する場合、同意書原本に「自署」のうえスキャナ読込み等でファイル化する必要があり、在宅勤務等、必要機材が整わない環境においてはファイル化が困難であり、電子申請等が実現出来ない状態となっている。（加入者個人から取得する「減額同意書」は電磁的方法により加入者の同意を得たことを証した書類で対応可能。） ・なお、確定拠出年金においても、同旨の状態となっている。 ・本要望の実現により、申請書等の電子化に伴う事業主等の負担軽減を通じ、確定給付企業年金および確定拠出年金の効率的な制度運営に資することが期待される。	生命保険協会	厚生労働省	令和2年12月25日付通知にて確定給付企業年金及び確定拠出年金における手続きに関する押印は省略することといたしました。 両制度において、規約申請時に必要な過半数代表者の同意書において自署を求めております。	確定給付企業年金に関する承認・認可申請等にかかる事務処理の改善について（平成22 年4月28 日事務連絡）、平成13年9月27日企国発第18号「確定拠出年金の企業型年金に係る規約の承認基準等について」	検討を予定	両制度における自署を求めている手続きについて、電子的方法での提出を行う場合に、自署以外のいかなる方法で対応可能であるか、検討します。	
394	令和4年1月11日	令和4年5月13日	確定給付企業年金における組織再編に伴う受給権者の権利義務移転に係る同意取得要件の緩和	実施事業所の受給権者に関する権利義務移転を申し出る際の同意取得について、個別で同意取得をするのではなく、受給権者に十分な情報提供を行ったうえで、例えば、不同意（不承諾）申出方式での取得を可能とする等の緩和をすること。	・受給権者の権利義務移転の申し出にあたっては、対象者の個別同意が必要とされているが、既に退職等している受給権者の同意取得に要する負担は大きく、受給権者は移転の対象外とすることが多い。 ・権利義務移転・承継を理由として受給権者の給付減額を行うことは法令で認められておらず、その他移転時の不利益がないことを受給権者に明らかにすることで、同意取得の手続きとして、不同意申出方式での取得を認める等の簡素化をしても受給権者の不利益とはなりにくいものと考える。加えて、分割・統合等によるその他の確定給付企業年金間の移行等は労働組合等の同意取得で対応可能であり、受給権者の同意は求められていない。 ・企業の事業再編が進む中、確定給付企業年金制度においても権利義務移転・承継の手続きを簡素化する選択肢を設ける事により、受給者保護に配意しつつ、事業主にとって制度運営の負担を低減させることができるものと考える。	生命保険協会	厚生労働省	事業主等が受給権者に係る給付の支給に関する権利義務の移転を申し出る場合には、受給権者の同意を得なければならないとしています。	確定給付企業年金法施行令第50条第7項	検討を予定	受給権者の権利義務移転に係る同意取得要件の緩和については、事業主等の制度運営の負担を低減させることに加え、受給権者の給付を支給する確定給付企業年金の実施主体が変更となることへの影響等を踏まえつつ、検討します。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
395	令和4年1月11日	令和4年5月13日	個人別管理資産額の電磁的方法による提供のための同意取得方法の緩和	確定拠出年金における個人別管理資産額の電磁的方法による通知を行うための加入者等の承諾について、不同意（不承諾）申出方式での取得を可能とすること。	・確定拠出年金における個人別管理資産額の通知は書面により行うこととされ、あらかじめ加入者等の承諾を得た場合に限り、電磁的方法での提供ができるとされている。 ・また、電磁的方法での提供のための加入者等の承諾は、書面又は電磁的方法により個別に取得する必要がある（不同意申出方式による承諾が可能であることは法令上明記されていない）。 ・個人別管理資産額の通知を電磁的方法により行うことについて、加入者等の承諾を取得することは必要であると考えている一方、以下のような観点を踏まえ、当該承諾の取得にあたって不同意申出方式によることを可能としていただきたい。 　－昨今、様々な場面でのデジタル化が普及しているおり、また法令にて電磁的方法でも書面と同じ内容の通知が求められていることを考慮すると電磁的方法による提供であっても加入者等の不利益となるケースは想定されにくいこと。 　－加入者等から個別に承諾を取得することに比べ、不同意申出方式の方が、加入者等・運営管理機関ともに効率的に意思確認ができること。	生命保険協会	厚生労働省	企業型記録関連運用管理機関には少なくとも年1回は個人別管理資産額等を加入者に通知することを義務付けています。 この通知は書面により行うことを原則とした上で、ご本人の利便性を考慮し、本人承諾のもと電子的方法により通知することを可能としています。	確定拠出年金法第27条 確定拠出年金法施行規則第21条第5項	対応不可	個人別管理資産額等の通知について電子的方法を基本とした場合、加入者ご本人自らが、個人別サイトを閲覧するなどの情報を取得する行動をとらない限り、情報が手元に届かないことになるものと考えます。 電磁的方法での提供について同意を得られていない加入者のなかには、確定拠出年金に加入していることの意識が十分でない方も含まれていると考えられ、運営管理機関側がそのような加入者に書面で確実に個人別管理資産額を通知することは、資産運用への意識を高めることや適切な運用管理に繋がることが期待でき、加入者の利益にも繋がるため、不同意申出方式は認められません。	
396	令和4年1月11日	令和4年2月2日	「本社一括申請」が認められている法人の雇用保険手続に関する提出先の統一化	「本社一括申請」が認められている法人においては、雇用保険手続全般に関して事業所単位でなく法人単位で提出先を統一することを可能としていただきたい。	・現在、雇用保険手続において「本社一括申請」後に、事業所単位の届出先である各ハローワークから追加の照会や資料提出が求められるため手続が大変煩雑であり、また各ハローワークにより対応が異なることから、法人内の事務の統一化・システム化が阻害されている。 ・雇用保険の助成金や厚生年金と同様、雇用保険にかかる手続全般についても事業所単位ではなく法人単位で提出先を統一することを可能としていただきたい（厚生年金については、複数の事業所に使用される全ての者の入事、労務及び給与に関する事務が電子的な方法で集中的に管理されている場合は、一つの事業所とみなされ、提出先が統一される）。 ・この点、昨年度同様の要望を提出した際に、「雇用保険に係る手続きについては、被保険者や離職者の勤務実態等を正確に把握する必要があることから、雇用管理単位である事業所ごとに手続を行っていただく」との回答をいただいているが、被保険者や離職者の勤務実態等を各事業所ではなく、本社で集中管理している事業者も多い。特にテレワークが促進され、働く場所が事業所内に限られない中でも、PCのログ等により本社が電子的な方法を用いて、勤務実態等を正確に把握することが可能である。 ・よって、法人単位で提出先を統一しても、勤務実態等の正確な把握には影響がないと考えられる。 ・なお、法人の本社が多い東京に手続の提出が集中する可能性があるが、地方に電子センターを設置する等により対応可能とも思われる。	生命保険協会	厚生労働省	雇用保険法施行規則第3条において、被保険者に関する届出その他の事務を、「その事業所ごとに処理しなければならない」と定めております。	雇用保険法施行規則第3条	対応不可	左記のような規定を置いている趣旨は、事業主と被保険者（被保険者になろうとする者及び離職した者を含む）の間で雇用保険の適用・給付に係る紛争が生じた際に、ハローワークから当事者に対する調査を容易にし、ひいては雇用保険制度を適切に運営していくためであることから、対応は困難です。	
397	令和4年1月11日	令和4年2月2日	雇用保険被保険者資格喪失届の添付書類の省略	雇用保険被保険者資格喪失届（離職票交付あり）の申請の際、退職理由が自己都合の場合は、離職理由を確認するための書類（退職願）の添付を省略可としていただきたい。	・自己都合退職に係る雇用保険被保険者資格喪失届の申請に関しては、「雇用保険に関する業務取扱要領」21454（4）において、「離職の理由が『労働者の個人的な事情による離職』の場合は、退職願（写）等の添付書類を添付させる（なお、これらの書類が存在しない場合に事業主に新たに作成させる必要はない）ほか、事業主が離職者から把握している範囲において具体的事情を記載することとして差し支えないものとして指導する。」と記載されているが、退職願の添付を省略可とする地域と退職願が存在する場合には必ず添付を求める地域がある。 ・(1)自己都合退職は最も件数が多くハローワーク（都道府県労働局電子申請事務センター）も電子手続きにおいては、添付不要とする地域がほとんどであること、(2)退職願が存在しない場合には新たに作成させる必要はないとしていただいているが、退職願が存在する場合がほとんどであること、(3)離職理由は求職申込手続きの際にあらためてハローワークが確認可能であることをふまえ、上述の「雇用保険に関する業務取扱要領」に「事業主が離職者から把握している範囲において具体的事情を記載することとして差し支えない」と記載されているとおり、例えば「一身上の都合による退職」と事業主が事情を記載することで退職願の添付を全国統一で省略可としていただきたい。 ・要望が実現することで、事業者の所在地ごとに添付物の書類を区別する必要がなくなり事務が効率化されるとともに、出社して退職届をコピー・スキャニングをする必要がなくなりテレワークの推進にもつながる。	生命保険協会	厚生労働省	雇用保険業務取扱要領（適用関係）21454イ(ハ)aにより、退職等が存在しない場合を除き、添付をしていただくこととしております。	雇用保険法第7条、雇用保険法施行規則第7条	対応不可	離職理由が特定受給資格者（※）等に該当するものである場合は、基本手当の所定給付日数が手厚くなる場合があり、一方、正当な理由のない自己都合の場合は、給付制限が課せられることとなります。 このため離職理由の判定は、事業主及び離職者両者の主張する離職理由、それぞれの主張を確認することができる資料に基づき、安定所において慎重に行う必要があるため、自己都合の場合であっても適正な離職理由の判定のため退職願等がある場合は、原則として添付をしていただくこととしております。 ※倒産・解雇等により再就職の準備をするための時間的余裕なく離職を余儀なくされた者 この点は、規制改革会議行政手続部会のヒアリングを受けて、ローカルルール排除の観点から、左記の通り要領を定めたものであり、御指摘を踏まえ、適宜業務処理の統一を図って参ります。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
398	令和4年1月11日	令和4年2月2日	健康保険資格の重複防止	被用者保険において、従業員の被扶養者が就職等により、別の健康保険の被保険者となった場合は、医療保険者間で情報を連携し、被扶養者の資格を組合健保の職権で喪失できるようにしていただきたい。	・被用者保険では職権喪失が認められていないため、健康保険資格の重複を防止するには、従業員の被扶養者が就職等により、別の健康保険の被保険者となった場合は、被扶養者であった者の就職先である事業主が被扶養者であった者を通じて扶養者であった者およびその医療保険者に扶養から外す手続きを指示する必要があり、非常に煩雑である。 ・一方、国民健康保険においては本人の申出がなくとも職権喪失が可能（「国民健康保険の適用事務における年金被保険者情報の活用について」（平成23年2月22日）（保国発0222第1号）参照）とされている。 ・また、年金に関しても、国民年金第3号被保険者（被扶養者）が就職した場合は、自動で国民年金第2号被保険者（厚生年金被保険者）に切り替わるため、本人が自主的に手続きしなくても資格重複が継続するようなことは発生しない。 ・被用者保険分野においても医療保険者間でマイナンバー制度等を用いて情報連携し、従業員の被扶養者が新規で被保険者資格を取得した際、国民健康保険と同様に本人の申出がなくとも組合健保の職権で速やかに被扶養者の資格を喪失できるようにしていただきたい。 ・健康保険資格の重複防止に係る事務が不要となることで事務が効率化する。また、マイナンバーカードを健康保険証として利用する際、誤った医療保険者に情報が送られるリスクや、有効な健康保険証を複数枚所持することによる悪用リスクの防止につながる。	生命保険協会	厚生労働省	被扶養者は、健康保険法第三条第七項各号に掲げられる要件を満たす者をいい、健康保険の被扶養者が当該要件を満たさなくなった場合、資格重複が発生しないよう、被保険者は、その都度、事業主を経由して保険者に資格喪失に係わる届出を行うこととしています。 なお、一律に資格を取り消すことは、被扶養者の状況（加入後即退職した場合等）によっては無保険状態を発生させるおそれがあり、被扶養者の不利益を生むため、原則届出に基づき処理を行う必要があります。	健康保険法	対応不可	制度の現状欄に記載のとおりです。	
399	令和4年1月11日	令和4年2月2日	役員変更登記において就任承諾書・辞任届に「署名」がある場合の押印の廃止	役員変更登記申請書に添付が必要とされている就任承諾書・辞任届について、取締役（取締役会設置会社においては代表取締役または代表執行役）の就任（再任を除く）・退任にあたっては、現状、市町村に登録している印鑑（個人実印）の押印および押印した印鑑につき市町村長の作成した証明書（印鑑登録証明書）の添付が必要であるところ、就任承諾書・辞任届上の氏名欄に「署名」がある場合については押印および証明書（印鑑登録証明書）の添付を廃止いただきたい。	・取締役等の就任・退任による変更の登記の申請書には、それぞれ就任承諾書・辞任届（以下、当該文書という。）の添付が必要である（商業登記法第54条第1項、4項）。また、取締役（取締役会設置会社においては代表取締役または代表執行役）の就任（再任を除く）・退任にあたっては、当該文書に個人実印の押印および押印した印鑑につき市町村長の作成した証明書（印鑑登録証明書）の添付が必要である（商業登記規則第61条第4項、第8項。なお、取締役会設置会社については同条第5項）。 ・今般、「会社法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う商業・法人登記事務の取扱いについて（通達）」（令和3年1月29日付）において押印規定の見直しがなされ、取締役（取締役会設置会社においては代表取締役または代表執行役）以外の役員の当該文書および再任する取締役（取締役会設置会社においては代表取締役または代表執行役）の就任承諾書については押印不要であることが明確化された。一方で、商業登記規則第61条第4項（取締役会設置会社については第5項）および第8項は存置されている。この点、当該文書上の氏名欄に「署名」がある場合は、当該文書が本人の意思に基づくものと考えられ、押印および証明書（印鑑登録証明書）の添付の必要性は低い。よって、押印および証明書（印鑑登録証明書）の添付を廃止いただきたい。 ・押印および証明書（印鑑登録証明書）の添付が不要となれば、より円滑な法人登記手続きの実施が可能となる。	生命保険協会	法務省	就任を承諾したことを証する書面又は辞任を証する書面につき，「会社法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う商業・法人登記事務の取扱いについて（通達）」（令和3年1月29日付け法務省民商第10号民事局長通達）により，法令上，押印又は印鑑証明書の添付を要する旨の規定がない書面については，押印の有無について審査を要しないこととなりました。	商業登記規則第61条	対応不可	法令に登記所届出印の押印又は押印した印鑑につき市町村長の作成した証明書の添付を求める規定が置かれているもの（申請書及び商業登記規則第61条第4項等の書面）については，本人の意思に基づいて作成されたことを厳格に確認し，書面の真正を担保する必要があること，また，押印と登記所に提出した印鑑又は印鑑証明書の照合という画一的な処理により，名義人本人の意思を確実かつ迅速に確認することが可能であり，不正な申請等がなされた場合の証拠ともなり得ることなどの理由から，押印を求めているものですので，御理解願います。	
400	令和4年1月11日	令和4年2月2日	金融機関が、株主構成の基準日から把握日までの間に行う証券取引についての、外為法上の取扱の明確化	・上場企業である金融機関（株主構成の変動により外為法上の「外国金融機関」に該当する可能性のある会社）が、株主構成の基準日から把握日までの間に行う証券取引について、取引の停止による資産運用への影響や予防的な届出による過大な実務負荷を踏まえ、Q&A等により以下のような緩和的な方向で実務上の取扱を明確化していただきたい。 （要望する取扱例） ・株主構成を把握した時点から届出義務が生じる扱いとする ・基準日から把握日までに発生した取引については、届出対象外とする ・（上記が認められない場合）事後的な届出により追完可能とする／簡易的な届出を可能とする等	・上場企業においては日々株主構成が変動しており、ある時点の株主構成を判定するには、基準日時点の株主情報に関する証券保管振替機構からの通知と株主名簿管理人の事務が必要となるため、発行会社が自社の株主構成を把握するのは基準日から凡そ6営業日後となる。 ・株主構成の変動次第で今後外国投資家に該当し得る企業において、基準日から把握日までの間に対外直接投資に該当し得る取引を行う際、予防的に事前届出を行うか、取引を控える等、保守的な運用が余儀なくされている。 ・とりわけ、金融機関においては日々証券取引が業務として行われているところ、外国投資家に該当する可能性がある場合に、基準日から把握日までの取引を控えることは、業務に著しい支障をきたし、資金を委託している顧客にも影響を与えうる。また、この間に予見されるあらゆる取引について予防的に事前届出を行うには膨大な作業・コストが必要となる。 ・なお、外国金融機関については、免除基準を満たすことで多くの場合事前届出は不要となるが、コーポレートガバナンス・コードを踏まえて複数の社外役員が就任する昨今の流れの中、金融機関の役職員が、影響力・支配力を及ぼす意図なく、上場企業の役員に就任することも多く、かかる免除基準を満たさないケースが一定存在せざるを得ない状況となっている。	生命保険協会	財務省	外国為替及び外国貿易法（以下「法」といいます）上、（1）非居住者である個人や（2）外国法令に基づき設立された法人その他の団体等、（3）これらの者により直接又は間接に議決権の過半数以上を保有されているもの等を『外国投資家』として定義しています（法第26条第1項）。 また、外国投資家が行う上場会社の株式を1%取得する等一定の行為を対内直接投資等として定義し、国の安全等の観点からあらかじめ指定している指定業種に対する対内直接投資等である場合は、事前届出を義務付けております（対内直接投資等の定義については、法26条第2項各号、事前届出義務については、法27条第1項及び3項）。 一方で、健全な投資を一層促進しつつ、国の安全等を損なうおそれのある投資へ対応する観点から、事前届出免除制度が導入されています。具体的には、外国投資家が外国又は本邦において許認可等を取得した金融機関に該当する場合は、外国投資家自ら又はその密接関係者が役員に就任しない等の一定の基準を遵守することを前提として、一般投資家よりも広い範囲で事前届出を免除し、上場会社の株式を10%以上取得した場合に、取引等を行った日から45日以内に所定の様式（対内直接投資等に関する命令別紙様式第11の2）を提出することで足りることとしています（法第27条の2）。	外国為替及び外国貿易法第26条第1項第3号、第27条第1項及び第3項	対応不可	外為法に基づく対内直接投資審査制度は、国の安全等を損なうおそれに適切に対応する観点から設けられているものであり、国内の会社であっても、外国投資家が会社の議決権の50%以上を保有する場合は、当該会社は、いわゆる居住者外国投資家として、外国投資家と同様に、対内直接投資等を行う際には、事前届出や事後報告を行う等の規律に従っていただく必要があります。 また、外国投資家が外国又は本邦において許認可等を取得した金融機関に該当する場合には、金融機関は、日々業務として株式投資を行うこと等にかんがみ、一定の基準を遵守することを前提に上場会社の株式については、銘柄にかかわらず免除の利用を認めるなど、一般投資家よりも広い範囲で事前届出の免除を可能するとともに、事後の報告についても10%以上取得する場合に限って取引等を行った日から45日以内に行うことで足りることとするなど、その業務の特性に配慮した制度としています。 ただし、投資先の会社に役員派遣を行う場合には、役員派遣はおよそ会社の経営に影響を与え得るものであることに加え、役員として機微な技術関連情報に接し得ることから、事前届出免除制度を利用することはできないこととしています。 ご提案のように外国投資家と確定した後に行う取引から適用する旨の例外を設けることは、未確定期間に取引を行う等の潜脱行為が行われ、技術流出等を防止することができなくなるおそれがあり、国の安全の確保等を適切に図る観点から、困難です。 なお、事前届出・事後報告手続きは、オンラインにより行うことが可能であるほか、本年1月のシステム更改により、過去に提出した電子データを検索・ダウンロードし、それを用いて新たな提出用ファイルの作成等を可能とするなど、オンライン提出者の利便性向上に努めているところです。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
401	令和4年1月11日	令和5年1月20日	民間事業者による電子証明書の発行番号の利活用促進	行政が保有する個人番号カードに紐づく電子証明書の発行番号につき、顧客本人の事前同意を前提に、電子証明書の発行番号の更新情報を自動的に民間事業者に連携できるようにしていただきたい。	・現行の仕組みでは顧客が保険会社に対し個人番号カードの情報を登録しても、最長5年で電子証明書の有効期限を迎え更新手続きを行った後に、再度保険会社に対し個人番号カードの情報を登録し、個人番号カードに紐づく電子証明書の発行番号の更新情報を民間事業者に連携する必要がある。 ・今後、個人番号カードの利活用を保険会社にて進めていくにあたり、保険会社における個人番号カードの利活用場面として、例えば年金支払時の現況確認が挙げられるが、現況確認は年金の契約形態により10年、20年と長期に亘るため、顧客は最低でも5年に一度保険会社に対する登録手続が必要となる。 ・電子証明書の発行番号の更新情報を自動的に民間事業者に連携できるようになれば、顧客からの申出がなくとも現況確認が可能となり、国民の利便性向上に資する。	生命保険協会	デジタル庁 総務省	利用者証明用電子証明書が更新された場合に、更新前と更新後それぞれの利用者証明用電子証明書の保有者の同一性を確認できないことに対応するため、民間事業者向けの付加サービスとして、新しい利用者証明用電子証明書のシリアル番号を用いて公的個人認証サービスに問い合わせると、1世代前の利用者証明用電子証明書のシリアル番号を提供するサービスを、平成29年1月から開始。		その他	利用者証明用電子証明書が更新された場合に、更新前と更新後それぞれの利用者証明用電子証明書の保有者の同一性を確認できないことに対応するため、民間事業者向けの付加サービスとして、新しい利用者証明用電子証明書のシリアル番号を用いて公的個人認証サービスに問い合わせると、1世代前の利用者証明用電子証明書のシリアル番号を提供するサービスを、平成29年1月から開始しています。 なお、署名検証者の求めがあった場合で本人同意があるときは、直接本人に照会することなく、住民の最新の住所情報等を取得することが可能となる仕組みを構築し、令和5年5月16日にサービス開始を予定しております。	
402	令和4年1月11日	令和4年2月2日	取引時確認における本人確認の補完書類の拡充	犯罪収益移転防止法上の取引時確認の際の本人確認において、公共料金の請求書や検針票を補完書類として認めていただきたい。	・犯罪収益移転防止法上の取引時確認における本人確認の補完書類として、公共料金の領収証書が認められる一方、公共料金の請求書や検針票は認められていない（同法施行規則6条2項）。 ・公共料金の支払においては、キャッシュレス化の進展により、クレジットカードやスマートフォン決済での支払いが普及する中、これらの支払方法による場合には領収証書が発行されないケースがある（例えば、水道料金をスマートフォン決済で支払う場合は請求書を発行するが領収証書は発行しない、クレジットカードで継続的に支払う場合は請求書・領収証書とも発行せず検針票のみ発行するといった事例がある）。 ・この点、公共料金の領収証書が補完書類として認められているのは、当該書類は現在の居住実態が確実に裏付けられるためとされているが（2015年9月18日付パブリックコメント結果No.77参照）、氏名や住居・使用場所が記載されている請求書や検針票であれば、同様に現在の居住実態を裏付ける資料たりうると考えられる。	生命保険協会	警察庁	番号286番の回答をご参照ください				
403	令和4年1月11日	令和4年6月27日	法人である生命保険代理店による保険募集における消費者保護ルール（いわゆる構成員契約ルール）の維持	法人である生命保険代理店がその従業員等に対して行う生命保険の募集に係るルール（いわゆる構成員契約ルール）について、消費者の権利保護の観点から、引き続き維持していただきたい。	・職制上の地位（職場の上下関係等）を不当に利用した従業員への圧力募集を未然に防止し、従業員による自由な商品選択の機会を確保する等の観点から、法人である生命保険代理店については、当該法人の従業員等の密接な関係を有する者に対して、所定の生命保険契約の申込みをさせる行為が禁じられている（いわゆる構成員契約ルール）。 ・生命保険商品には長期性、再加入困難性等の性質があり、仮に圧力募集等の不適切な行為があったことが事後的に立証されたとしても、保険契約者等の救済を図ることが困難となる場合も想定され、事後的な代替規制ではこうした弊害を未然に防止することは不可能と思われる。 ・このように、本ルールは、生命保険商品の特性を踏まえつつ、従業員として相対的に弱い立場に立つ消費者の権利保護のために設けられたルールとしてこれまでも有効に機能してきており、引き続き維持すべきものと考えられる。	住友生命保険相互会社	金融庁	企業が、生命保険会社と募集代理店契約を締結して生命保険商品の募集を行う場合、従業員への圧力募集等を防止する観点から、当該企業及びその企業と密接な関係を有する者（法人）の役員・従業員に対する保険募集は一部の保険商品を除き禁止されています。	保険業法第300条第1項第9号 同法施行規則第234条第1項第2号 平成10年大蔵省告示第238号 保険会社向けの総合的な監督指針Ⅱ－4-2-2(11)	検討を予定	生命保険契約の長期性、再加入困難性等に鑑み設けられている規制であり、その趣旨を踏まえつつ、引き続き慎重に検討を行う必要があります。	
404	令和4年1月11日	令和4年6月27日	銀行等による保険販売における弊害防止措置の実効性確保	銀行等による保険販売に関し、銀行等が遵守すべき弊害防止措置について、保険契約者等の保護の観点から引き続き実効性の確保に努めていただきたい。	・銀行等は、その預金業務や融資業務等を通じて、顧客の資金状況を正確に把握できる立場にあるとともに、特に中小零細企業などの融資先の顧客に対しては強い影響力を与えうる立場に立つことが少なくない。銀行等によりこれらの情報や影響力を不適切に利用して保険募集が行われた場合、仮に不適切な募集行為があったことが事後的に立証されたとしても、生命保険商品の長期性、再加入困難性等の性質から、保険契約者等の救済を図ることがより困難となる場合も想定される。 ・こうした点を踏まえ、銀行等に対しては、非公開情報保護措置、融資先販売規制等の各種措置が講じられているが、これらの弊害防止措置は、消費者利便にも配慮しつつ、消費者保護の観点や中小零細企業の視点に立って設けられたものであり、保険契約者保護の観点から必要不可欠なルールである。 ・平成24年4月より、一部見直しが行われたルールが適用されたが、見直し後においてもその枠組みは維持されており、前述のルールの必要性は変わらないと考えられる。今後も、引き続き実効性の確保に努めていただきたい。	住友生命保険相互会社	金融庁	銀行等による保険販売については、保険契約者等の保護を図りつつ、利便性の向上を目指す観点から次のような弊害防止措置が設けられています。 ・非公開情報保護措置 ・融資先販売規制 ・タイミング規制 ・担当者分離規制 ・預金との誤認防止措置	保険業法施行規則第212条、同第234条第１項等	検討を予定	銀行等による保険募集規制については、保険契約者等の保護を図りつつ利便性の向上を目指す観点から設けているものです。 弊害防止措置については、モニタリング結果や関係者からのヒアリングを踏まえ、平成23年9月7日付で関係内閣府令等を改正し、 ・融資先募集規制の対象商品から一時払終身保険等を除外するほか、 ・預金との誤認防止措置について、実効性確保のための措置を講じる 等の見直しを行ったところであり、平成24年4月1日から施行されています。 銀行等による保険募集の状況については、引き続き実態把握に努め、今後の弊害防止措置等の見直しについては、必要が生じた場合に行うこととしています。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
405	令和4年1月11日	令和4年6月27日	銀行等による保険販売における弊害防止措置の維持	銀行等による保険募集に際し、銀行等が遵守すべき弊害防止措置については、保険契約者等の保護の観点から、引き続き維持していただきたい。	保険業法等では、銀行等が保険募集を行う際、預金・融資等の取引で得た情報を不当に保険販売に利用することや、銀行等がその特性上有する優越的地位や影響力を行使して圧力募集をする等、保険契約者等の利益を害することを防止するため、保険募集にあたり銀行等が遵守すべき弊害防止措置について規定している。 「銀行等」と「事業資金等を借り入れている利用者」という両者の力関係から、銀行等による圧力販売等の問題は表面化しにくく、また生命保険が長期性・再加入困難性といった特殊性をもつことにより、被害者の事後救済が困難であることも想定されるため、弊害防止措置の規定全般について存置する必要があると考えられる。	明治安田生命保険相互会社	金融庁	銀行等による保険販売については、保険契約者等の保護を図りつつ、利便性の向上を目指す観点から次のような弊害防止措置が設けられています。 ・非公開情報保護措置 ・融資先販売規制 ・タイミング規制 ・担当者分離規制 ・預金との誤認防止措置	保険業法施行規則第212条、同第234条第1項等	検討を予定	銀行等による保険募集規制については、保険契約者等の保護を図りつつ利便性の向上を目指す観点から設けているものです。 弊害防止措置については、モニタリング結果や関係者からのヒアリングを踏まえ、平成23年９月７日付で関係内閣府令等を改正し、 ・融資先募集規制の対象商品から一時払終身保険等を除外するほか、 ・預金との誤認防止措置について、実効性確保のための措置を講じる 等の見直しを行ったところであり、平成24年４月１日から施行されています。 銀行等による保険募集の状況については、引き続き実態把握に努め、今後の弊害防止措置等の見直しについては、必要が生じた場合に行うこととしています。	
406	令和4年1月11日	令和4年6月27日	企業による従業員に対する生命保険の募 集における消費者保護ルールの維持	法人である生命保険代理店等がその役員・使用人等の密接な関係を有する者に対して生命保険の保険募集を行うことを禁止する、いわゆる「構成員契約ルール」については、保険契約者等の保護の観点から、引き続き現行ルールを維持していただきたい。	保険業法等では、使用者と使用人間の雇用関係等に基づいた生命保険募集を行うことを防止するため、法人である生命保険代理店等がその役員・使用人等の密接な関係を有する者に対して生命保険の保険募集を行うことを禁止している（いわゆる「構成員契約ルール」）。 雇用関係に基づく圧力募集等は問題が表面化しにくく、また、生命保険がもつ長期性・再加入困難性に鑑みると、被害者を事後的に救済することが困難な場合も想定されることから、保険契約者等の保護のため事前規制として同ルールが導入されている。昨今の雇用情勢の悪化から、使用者と使用人の雇用関係に基づく、使用者の使用人に対する立場の優越度はさらに高まっており、同ルールの存置が必要な状況にあると考えられる。 上記状況を勘案し、保険契約者等の保護の観点から、同ルールに関しては引き続き現行ルールを維持していただきたい。	明治安田生命保険相互会社	金融庁	企業が、生命保険会社と募集代理店契約を締結して生命保険商品の募集を行う場合、従業員への圧力募集等を防止する観点から、当該企業及びその企業と密接な関係を有する者（法人）の役員・従業員に対する保険募集は一部の保険商品を除き禁止されています。	保険業法第300条第1項第9号 同法施行規則第234条第1項第2号 平成10年大蔵省告示第238号 保険会社向けの総合的な監督指針Ⅱ－4-2-2(11)	検討を予定	生命保険契約の長期性、再加入困難性等に鑑み設けられている規制であり、その趣旨を踏まえつつ、引き続き慎重に検討を行う必要があります。	
407	令和4年1月11日	令和4年6月27日	銀行等による保険募集に係る弊害防止措置の維持および実効性確保	・銀行等による保険募集に係る弊害防止措置については、消費者保護の観点等から、引き続き、「融資先募集規制」を中心とした諸ルールの基本的な枠組みを維持し、かつ、その実効性を確保することが必要不可欠である。 ・また、平成２４年４月のルール見直しにおいて、実効性確保のための措置が図られた「預金誤認防止措置」「非公開情報利用時における同意取得」、および、融資先募集規制等の対象から除外され、消費者保護の観点から問題が生じる懸念がある一時払終身・一時払養老保険について、適切な監督・運用をお願いしたい。	・銀行等は、その業務において、顧客の預金・決済情報という秘匿性の高い情報を独占的に取り扱っており、また、法人・個人の融資先事業者に対して多大な影響力を有することから、保険業法施行規則等において、消費者保護および公正な競争を確保する観点から、非公開金融情報の保護や、融資先への保険募集の制限ならびに融資先担当者による保険募集制限等に関するルールが定められている。 ・これらのルールは、銀行等による保険募集が段階的に解禁されていった際に、銀行等の預金・決済業務や融資業務の特殊性と影響力に鑑み、消費者や事業者の保護、ならびに公正な競争を確保するために整備されてきた必要不可欠な制度である。 ・なお、生命保険は保障期間が長期間に亘り、かつ、再加入が困難であることから、一旦弊害が生じてしまうと事後的に当該顧客を救済することは極めて難しい。また、銀行等の融資先事業者等に対する影響力が大きいことから、弊害事例が潜在化する懸念もある。銀行等による保険募集については、これらの事情も踏まえた検討を行う必要がある。 ・制度導入時のこれらの課題性は、現時点においても全く解消されていないため、これらのルールについて、消費者・事業者の保護や公正な競争を損なわないよう、引き続き、適切な監督・運用にご尽力いただくようお願いしたい。 ・特に、平成２４年４月のルール見直しにおいて、実効性確保のための措置が図られた「預金誤認防止措置」「非公開情報利用時における同意取得」、および、融資先募集規制の対象から除外され、消費者保護の観点から問題が生じる懸念がある一時払終身・一時払養老保険について、適切な監督・運用をお願いしたい。	日本生命保険相互会社	金融庁	銀行等による保険販売については、保険契約者等の保護を図りつつ、利便性の向上を目指す観点から次のような弊害防止措置が設けられています。 ・非公開情報保護措置 ・融資先販売規制 ・タイミング規制 ・担当者分離規制 ・預金との誤認防止措置	保険業法施行規則第212条、同第234条第１項等	検討を予定	銀行等による保険募集規制については、保険契約者等の保護を図りつつ利便性の向上を目指す観点から設けているものです。 弊害防止措置については、モニタリング結果や関係者からのヒアリングを踏まえ、平成23年９月７日付で関係内閣府令等を改正し、 ・融資先募集規制の対象商品から一時払終身保険等を除外するほか、 ・預金との誤認防止措置について、実効性確保のための措置を講じる 等の見直しを行ったところであり、平成24年４月１日から施行されています。 銀行等による保険募集の状況については、引き続き実態把握に努め、今後の弊害防止措置等の見直しについては、必要が生じた場合に行うこととしています。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
408	令和4年1月11日	令和4年6月27日	生命保険募集における従業員等の保護等に係るルールの維持および実効性確保	法人である生命保険募集人等（以下「法人生保代理店等」）による、その役員・使用人その他当該法人生保代理店等と密接な関係を有する者に対する生命保険募集に係るルールについて、引き続き、現在の基本的な枠組みを維持するとともに、その対象に派遣労働者を含めていただきたい。	法人生保代理店等は、母体企業の従業員等（密接な関係を有する者）に対して多大な影響力を有することから、生命保険募集を行った場合、職制上の地位を利用した圧力募集が行われ、従業員等が意に反する保険加入を強いられる懸念がある。 現行制度は、過去、実際に圧力募集被害が発生した事実を踏まえて、一定の保険契約について、法人生保代理店等（法人代理店が密接な関係を有する法人を含む）の役員・使用人に対する保険募集行為その他の保険契約者等に対する業務上の地位等の不当な利用による保険募集行為を禁止したものであり、従業員等の保護のためには必要不可欠なルールである。従業員等自身が職制上の圧力に抵抗することは極めて困難であり、近年の雇用環境の悪化によって、これらのルールの必要性はますます高まっている。 なお、生命保険は、その保障期間が長期間に亘り、かつ、再加入が困難であることから、一旦弊害が生じてしまうと事後的に当該従業員等を救済することは極めて難しい。また、法人生保代理店等は、その従業員等に対して、雇用関係等に基づく大きな影響力を有していることから、弊害事例が潜在化する懸念もある。当制度については、これらの事情も踏まえた検討を行う必要がある。 ただし、現行制度の保護対象は、法人生保代理店等の役員・使用人とされており、法人生保代理店等と直接の雇用関係にない派遣労働者は含まれていない。しかしながら、近年、雇用・就労形態の多様化が進んでいること、派遣労働者について派遣先企業が直接雇用するかどうかの決定権を持つなどの影響力を有していること等を踏まえれば、派遣労働者も当制度の保護対象に追加することが必要である。	日本生命保険相互会社	金融庁	企業が、生命保険会社と募集代理店契約を締結して生命保険商品の募集を行う場合、従業員への圧力募集等を防止する観点から、当該企業及びその企業と密接な関係を有する者（法人）の役員・従業員に対する保険募集は一部の保険商品を除き禁止されています。	保険業法第300条第1項第9号 同法施行規則第234条第1項第2号 平成10年大蔵省告示第238号 保険会社向けの総合的な監督指針Ⅱ－4-2-2(11)	検討を予定	生命保険契約の長期性、再加入困難性等に鑑み設けられている規制であり、その趣旨を踏まえつつ、引き続き慎重に検討を行う必要があります。	
409	令和4年1月11日	令和4年6月27日	銀行等による保険募集に関する弊害防止措置等の実効性確保	銀行等による保険募集に関し、銀行等が遵守すべき弊害防止措置について、保険契約者等の保護の観点から引き続き維持し、実効性を確保していただきたい。	・銀行等による保険募集においては、銀行等による事業性資金の融資先や融資申込中の顧客が「当該銀行等の影響力を受けやすい（平成23年9月、コメントに対する金融庁の考え方）」ことから、銀行等が事業性資金の融資業務を通じて有する多大な影響力を利用して不適切な保険募集を行うことにより顕在化しにくい被害が発生する等、特有の弊害が生じる。このため、銀行等による保険募集は「保険契約者等の保護に欠けるおそれが少ない場合（保険業法第275条）」に限り認めるものとされ、消費者や中小企業等の視点に立って弊害防止措置等が設けられている。 ・銀行等による保険募集の実態に係る3年間のモニタリング結果等を踏まえて必要な見直しが行われた際にも、「モニタリング結果では、銀行等による優越的地位の濫用防止に向けた体制整備が不十分であるといった検査指摘が引き続き見られたことから、これらの規制は引き続き維持する（平成23年9月、コメントに対する金融庁の考え方）」こととされている。 ・これらの措置等は、適切かつ健全な保険募集の秩序を維持し、保険契約者等の保護を図る上でいずれも必要不可欠であることから、その実効性を確保していただきたい。	第一生命保険株式会社	金融庁	銀行等による保険販売については、保険契約者等の保護を図りつつ、利便性の向上を目指す観点から次のような弊害防止措置が設けられています。 ・非公開情報保護措置 ・融資先販売規制 ・タイミング規制 ・担当者分離規制 ・預金との誤認防止措置	保険業法施行規則第212条、同第234条第１項等	検討を予定	銀行等による保険募集規制については、保険契約者等の保護を図りつつ利便性の向上を目指す観点から設けているものです。 弊害防止措置については、モニタリング結果や関係者からのヒアリングを踏まえ、平成23年９月７日付で関係内閣府令等を改正し、 ・融資先募集規制の対象商品から一時払終身保険等を除外するほか、 ・預金との誤認防止措置について、実効性確保のための措置を講じる 等の見直しを行ったところであり、平成24年４月１日から施行されています。 銀行等による保険募集の状況については、引き続き実態把握に努め、今後の弊害防止措置等の見直しについては、必要が生じた場合に行うこととしています。	
410	令和4年1月11日	令和4年6月27日	法人における従業員等に対する生命保険募集に関する消費者保護ルールの維持	生命保険募集人である法人がその従業員等に対して行う生命保険の募集に係るルールについて、保険契約者等の保護の観点から、引き続き維持していただきたい。	・生命保険募集人である法人がその従業員等に対して生命保険の募集を行うことについては、法人がその従業員等に有する強い影響力を利用して不適切な保険募集を行う等の弊害が発生する蓋然性が大きい。このため、現行の制度では、生命保険募集人である法人が行う生命保険の募集の範囲について、一定の制限が設けられている。 ・現行の制度は、適切かつ健全な保険募集の秩序を維持し、保険契約者等の保護等を図る上で必要不可欠なものであり、引き続き維持していただきたい。	第一生命保険株式会社	金融庁	企業が、生命保険会社と募集代理店契約を締結して生命保険商品の募集を行う場合、従業員への圧力募集等を防止する観点から、当該企業及びその企業と密接な関係を有する者（法人）の役員・従業員に対する保険募集は一部の保険商品を除き禁止されています。	保険業法第300条第1項第9号 同法施行規則第234条第1項第2号 平成10年大蔵省告示第238号 保険会社向けの総合的な監督指針Ⅱ－4-2-2(11)	検討を予定	生命保険契約の長期性、再加入困難性等に鑑み設けられている規制であり、その趣旨を踏まえつつ、引き続き慎重に検討を行う必要があります。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
411	令和4年1月11日	令和5年4月14日	転出と転入の単一手続化	引越時に転入先で転入届を出す事で、転出元自治体へ転出届が自動的に届くようにして欲しい。マイナンバーで管理されていれば可能な筈。現状の転出届をマイナンバーカードで郵送・電子申請によって実施というのより、一層引越が容易になる。	住民の転居時の時間・労力・金銭的負荷の低減。転出、転入の二つの申請でなく一つにまとめる事による書類不備等のエラーのリスク低減。金融機関や電気ガス電話等で当り前のように出来ている住所変更時の事務効率化に、地方自治体のそれを近付ける。	個人	総務省 デジタル庁	・住民基本台帳制度は、「各人の生活の本拠」（民法第22条）である「住所」、すなわち、「住民の居住関係」を「公証」する仕組みであり（住基法第1条）、住民基本台帳により、住民が正確に記録されて初めて、選挙や保険給付、税等の様々な行政事務の適正な執行が確保され、住民の意思に基づく地方公共団体の組織・運営が可能となるものです。 ・また、国民健康保険等の被保険者の資格の喪失の届出などの各種届出は、行政事務ごとに住民の市町村に対する届出が重複し、不統一とならぬよう、住基法及び個別の法令により、転出届に統一された経緯があります。 ・この点、転出・転入手続に際しては、転出地・転入地間で、転出証明書情報（マイナンバーカードの交付を受けている者の場合）又は転出証明書（マイナンバーカードの交付を受けていない者の場合）を引き継ぎ、転入手続が処理されているところ、マイナンバーカードの交付を受けている者については、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）による住民基本台帳法の改正等により、令和5年2月6日から、オンラインによる転出届・来庁予定の連絡（転入予約）が行えるようになるとともに、転出証明書情報が事前通知され、転出・転入手続の時間短縮化等が実現され、住民の利便性の向上及び市町村の事務の効率化が図られています。	住民基本台帳法第22条、第24条、第24条の2	対応不可	・左記「制度の現状」に記載のとおり、住民について正確に住民基本台帳に記録する必要があり、転出届において、各種資格喪失の届出を統一した経緯があります。 ・また、仮に、転入届をもって転出届があったものとみなすこととした場合には、マイナンバーカードの交付を受けていない者については、転出証明書もマイナンバーカードもないため、本人からの申告に基づいて住基ネットで前住所地等を確認するといった作業が必要になり、市町村の窓口の負担がかえって増加するとともに、窓口における住民の待ち時間の増加につながる可能性があることや、転出後、いつまでも転入届が出されなかった場合には、実際には居住していないにも関わらず、転出地に住民票が残り続けてしまうこととなるといった実務上の問題も発生しうるため、対応は困難であると考えております。 ・政府としては、令和5年2月6日に開始したオンラインによる転出届・来庁予定の連絡（転入予約）の取組を円滑に推進することで、住民の利便性向上や市町村の事務の効率化に取り組んで参ります。	
412	令和4年1月11日	令和4年2月2日	障害基礎(厚生)年金請求時における提出・記入する書類の削減	公的年金の障害給付を請求する際には紙の年金請求書や病歴申立書の直筆記入をして提出をしなくてはならない。年金請求書には年金加入記録やほかの年金受給状況、病歴申立書には発病時から請求日までの状況について受診した病院ごとに記入しなくてはならない。前者は年金機構のオンラインシステムで確認可能であるし、後者は事故等でのPTSDが関連している傷病での請求の場合過去の記憶を思い出したくはないための申立書の記入が困難で年金請求を断念するケースもある。 現在の社会に照らし合わせると無駄な記入欄や書かせることで精神的ストレスを新たに抱えさせる原因ともなっているので見直しをおねがいしたい。	障害年金の年金請求書は基礎年金・厚生年金ともに年金機構のHPで公開されてはいるが、年金事務所の窓口で冊子状の請求書を受け取りそれで請求することが推奨されている。 https://www.nenkin.go.jp/service/jukyu/todokesho/shougai/20180305.html 両請求書ともに3頁目にこれまで加入していた年金制度の履歴をすべて書かせるようになっている。かつて全国の社会保険事務所がオンラインで結ばれていなかったときはこの欄で加入状況を調べていた名残で残されているのだろうが、すでに共済年金も含めた年金記録がオンライン管理されているのだから、最新の状況については年金事務所で把握可能だろう。 病歴申立書はエクセル様式も公開されているが、いわゆる「神エクセル」である。 https://www.nenkin.go.jp/service/jukyu/todokesho/shougai/shindansho/20140516.html また申立書には3～5年ごとに区切って記入、先天性疾患は発病時から初診日まで記入とある。しかし審査現場を知る社会保険労務士によると、たった1日の病院受診でも「10月1日～10月1日」の期間でひとと項目記入しなければならず、発達障害のような発病日が「おそらく」先天性疾患は幼稚園から大学、職歴ごとに詳細に記入しないと審査で障害認定されないとのことだった。 災害やハラスメントでPTSD・トラウマを抱える人たちはその当時のことを思い出すだけでも希死念慮が出てくる。そういった人たちに配慮しながら不断の制度見直しを進めていく必要がある。	個人	厚生労働省	【障害年金の請求書について】 障害年金は、請求者ご本人の公的年金制度の加入記録に基づき、初診日において加入している制度や、年金保険料の納付要件の確認を行っているため、正しい加入記録に基づき審査をする必要があります。このため、請求書にご本人の加入履歴をご記入いただく欄を設け、日本年金機構が管理している加入記録が間違っていないか確認することとしております。なお、この欄については、年金相談等においてご本人の実際の加入履歴が日本年金機構で管理している加入記録と相違ないことが確認できている場合は、その旨を記入いただくことで、具体的な加入履歴の記入を省略することができる取扱いとしております。 【病歴・就労状況等申立書について】 障害年金は、障害の原因となる傷病が発生する前に、年金保険料を一定期間納付していること等を支給要件としているため、傷病の初診日を特定する必要があり、このための資料として、病歴・就労状況等申立書に医療機関の受診の経過等を記入いただいております。 なお、20歳前に初診日がある障害基礎年金の請求においては、①生来性の知的障害の場合は、特に大きな変化が生じた場合を中心に、出生時から現在までの状況を一括してまとめて記入できること、②発病から20歳前の受診が確認できる医療機関の受診日までの経過を一括してまとめて記入できることと、病歴・就労状況等申立書の記入を簡素化し、請求に際してのご本人の負担をできるだけ減らす取扱いとしております。	国民年金法施行規則第31条、厚生年金保険法施行規則第44条	【障害年金請求書について】 対応 【病歴・就労状況等申立書】 対応不可	【障害年金請求書について】 制度の現状欄に記載のとおりです。 【病歴・就労状況等申立書について】 障害年金の初診日は、傷病の性質に応じて病状の経過や医療機関の受診経過等も考慮して認定しております。このため、病歴・就労状況等申立書でこれらの経過等を確認する必要がありますので、記入についてご理解ください。	
413	令和4年1月11日	令和4年2月2日	低濃度PCBの規制緩和	低濃度PCB含有機器の処理を進めているが、対象設備が多く、調査・処理費用の負担が大きくなっている。更に新型コロナの影響により、経済状況はこれまで以上に厳しく、先行きも不透明な状況となっている。 PCB含有機器の処理が必要なことは理解しているが、このような経済状況下では会社としての負担が大きい為、対象機器の縮小または処理期限の延長を要望する。 1案…低濃度PCB廃棄物の処理対象基準（0.5ppm超）の緩和 2案…低濃度PCB廃棄物の内、50ppm以下のPCB廃棄物の処理期限延長	PCBは2001年にPCB特措法が施行、2004年にｽﾄｯｸﾎﾙﾑ条約が発効され国際的な規制となったが、規制値は国毎に異なり、日本は最も厳しい値である。PCB含有機器の処理には設備調査の上、含有設備の更新、ｺﾝﾃﾞﾝｻについては調査により使用できなくなる為、調査対象機器は全て更新が必要である。対象機器の抽出・調査・処理を行うには機関の制約もあり、投資負担が大きく、更に新型コロナの影響により経済状況は悪化しており、本来実施すべき投資（競争力向上、設備維持、災害対策等）へ影響が出る恐れがある。 〈規制緩和による効果〉 1案…ｽﾄｯｸﾎﾙﾑ条約及び主要先進国の処理対象基準は50ppm超だが、日本は0.5ppm超と100倍厳しい基準値である為、処理対象数が多い。当会会員会社の或る工場のﾄﾗﾝｽ設備では、基準値が0.5ppm超では137台だが、5ppm超では69台、50ppm超では7台と対象設備は大幅に減少する。 2案…ｽﾄｯｸﾎﾙﾑ条約の処理対象基準50ppm超のPCB廃棄物の処理期限は現状の2027年3月末のままとし、50ppm以下は2027年4月以降でも処理ができるようにすることで、企業の投資負担を分散させることができる。 〈欧米諸国及び日本におけるPCBの処理対象基準〉 ｱﾒﾘｶ…油:50ppm以上・容器:500ppm以上 ｶﾅﾀﾞ…油:50ppm超・容器:50ppm超 ﾌﾗﾝｽ…油:50ppm超・容器:50ppm超 ﾄﾞｲﾂ…油:50ppm超・容器:50ppm超 ｵﾗﾝﾀﾞ…油:0.5ppm以上・容器:100ppm以上 日本…油:0.5ppm超・容器:0.5ppm超	民間団体	環境省	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号。以下「PCB特措法」という。）第14条において、保管事業者は、PCB廃棄物（高濃度PCB廃棄物を除く。）の処理の体制の状況その他の事情を勘案して政令で定める期間内（令和9年3月31日まで）に、そのPCB廃棄物を自ら処分し、又は処分を他人に委託しなければならないこととされています。 御指摘のトランスを含む廃重電機器等のPCB 廃棄物の該当性については、「重電機器等からの微量のPCB が検出された事案について」（環廃産発第040217005号）において、機器毎に測定した当該重電機器等に封入された絶縁油中のPCB濃度が処理の目標値である0.5mg/kg以下であるときは、当該重電機器等は、PCB廃棄物に該当しないものである旨お示ししています。	・ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号）第14条 ・ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する基本的な方針	対応不可	PCBを含む油の処理の目標値については、処理施設周辺の環境の安全性を確保する等の観点から設定をされており、御指摘のトランスを含む廃重電機器等に封入された絶縁油中のPCB濃度が当該目標値を上回る場合であってもPCB廃棄物と扱わないことは、生活環境保全上の支障を防止する観点から困難です。 また、PCB廃棄物の無害化処理に当たっては高度な技術を用いた施設が必要があるところ、処理体制の整備の状況等を勘案して処分期限を定めているところであり、特定の濃度以下のPCB廃棄物について処分期限を延長することは、当該施設が閉鎖された後に不適正な処理が行われ生活環境保全上の支障が生じるおそれがあることから困難です。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
414	令和4年1月11日	令和4年2月2日	職業紹介事業の事業所外における業務実施の規制改革	職業安定法では、有料の職業紹介事業を行おうとする者は、厚生労働大臣の許可を受けなければならないとされ、事業所を届ける必要があり、この事業所内で職業紹介事業を実施することとされている。職業紹介事業の業務運営要領では、事業所以外の場所で職業紹介事業を実施できる場合の規定があるものの限定的である。そのため、世の中ではオンラインや電話面談が主流になり、テレワークが推進されているにもかかわらず、自宅やサテライトオフィスにおける職業紹介事業の実施が困難であり、時代に即した業務、働き方が実現できるよう規制改革を提案する。	職業紹介事業の許可基準に「事業所に関する要件」があり、風営法で規定する風俗営業等が密集していない場所であること、プライバシーを保護することが可能であること、等とされている。これは対面での職業紹介行為を想定していると考えられるが、昨今、対面における職業紹介行為は減少し、電話またはオンラインの対応が主流になっていることから、実態に即していないと考えられる。また、情報管理の観点では、IT技術の発達によりセキュリティが強化されていることを踏まえると、必ずしも事業所における業務が必須とは言えない状況の中で、自宅やサテライトオフィス等における職業紹介行為の安全性も担保できるとの見方もある。さらに、厚生労働省の人材紹介サービス総合サイトで事業所一覧を閲覧できるが、自宅を事業所として届け出た場合、自宅の住所を晒すことになる。 世の中ではオンラインや電話面談が主流になり、テレワークが推進されている状況であるからこそ、この状況を踏まえて一定の基準を示すことで、求職者及び求人者により安心安全な環境を提供できると考え、提案させていただいた。	個人	厚生労働省	「職業紹介事業の業務取扱要領」において、職業紹介事業者は、一定の条件を満たせば、職業紹介事業を実施する事業所としての届出を行うことなく、自宅等の事業所以外の場所で職業紹介事業を実施することができることとしております。ただし、一定の場所で恒常的に職業紹介事業を行う場合は、職業紹介事業を実施する事業所としての届出が必要となります。 また、インターネット等を用いて非対面の職業紹介のみを行う事業所の場合、個室の設置等のプライバシー保護のための基準が緩和されてます。	職業紹介事業の業務運営要領	現制度下で対応可能	「制度の現状」欄に記載のとおりです。	
415	令和4年1月11日	令和4年2月2日	独占禁止法第11条における信託勘定に対する議決権保有規制の見直し	独占禁止法第11条に定める銀行に対する議決権保有規制につき、信託銀行が信託勘定で保有する株式に係る議決権（委託者等が議決権を行使できる場合等を除く。以下同じ。）について、規制の対象から除外していただきたい。	・独占禁止法第11条に定める議決権保有規制については、平成26年4月1日付「独占禁止法第11条の規定による銀行又は保険会社の議決権の保有等の認可についての考え方」（以下、ガイドライン）の改正により、信託銀行が信託勘定で保有する株式に係る議決権について、認可要件の一部撤廃等の認可条件が緩和されたものの、依然事務負荷および信託勘定に係る株式に対する機動的・効率的な運用への支障が残ることから、実なる緩和をお願いするもの。 ・独占禁止法第11条は、「事業支配力の過度の集中の防止」および「競争上の問題の発生の防止」の観点から、豊富な資金量を有し、融資を通じて他の会社に大きな影響力を及ぼし得る銀行および保険会社に対して、株式に係る議決権の保有規制を課している 信託銀行は銀行勘定と信託勘定で保有する株式に係る議決権を合算し5%以内）。 ・信託勘定で保有する株式に係る議決権は、委託者又は受益者が指図を行うことができるものを除き、信託銀行が自己の意思に基づき行使することができるが、信託法等の法令に則り信託の目的に従って受益者の利益のために行使するものであり、その行使結果を公表している。また、銀行勘定で保有する株式に係る議決権とは分別して議決権行使を行う態勢を整えている。それにより、信託銀行の銀行勘定が信託勘定を利用して事業会社と結び付くことによる競争上の問題の発生のおそれはない。 ・一方で、当該規制を遵守するためには、銀行勘定・信託勘定間で部門の分離を図っているにもかかわらず、銀行勘定・信託勘定それぞれで保有する株式に係る議決権数の合計、および議決権を新たに保有する場合だけでなく発行会社の資本政策（自己株式の取得等）によっても変動する議決権保有割合を管理する必要があり、そのための事務負荷、システム・ルール等の整備負担には重いものがある。特にコロナ禍においては、議決権保有割合の管理事務のために職員が出社せざるを得ないケースもあり、在宅勤務推進の観点からも望ましくない状況 最大数千に及ぶ保有銘柄について管理するため、通信機器の環境等の問題により在宅での取扱いが困難）。 ・また、ガイドライン改正により認可要件は緩和されたものの、信託銀行が信託勘定で保有する株式に係る議決権が当該規制の対象から除外されない限り、依然、認可が得られず、信託銀行が信託勘定で運用する株式について意図しないタイミングでの処分を余儀なくされるリスクがあることから、認可申請が必要とならない範囲内での株式の取得にとどめる、すなわち、一部の株式の取得を断念せざるを得ず、受益者の利益の極大化を図ることの障害になりかねない。 ・以上の趣旨を踏まえ、信託銀行が信託勘定で保有する株式に係る議決権につき、独占禁止法第11条に定める銀行に対する議決権保有規制の対象から除外していただきたい。 ・直ちに対応が困難な場合、銀行勘定と信託勘定における議決権の分別行使体制について予め認可を受けることで、以後銘柄毎に5%を超過した場合にも都度の認可を不要としていただきたい。	（一社）信託協会	公正取引委員会	独占禁止法第11条第１項では、銀行業又は保険業を営む会社が他の国内の会社（以下「株式発行会社」という。）の株式に係る議決権をその総株主の議決権の５%（保険業を営む会社にあっては10%）を超えて有することとなる場合における議決権の保有等を規制しています。ただし、同項第３号により、金銭又は有価証券の信託に係る信託財産として株式を取得等することによる議決権の保有等（信託勘定での議決権の保有）については、同項の適用が除外されています。 　同条第２項では、第１項第３号の場合にあっては、信託銀行が委託者又は受益者から指図を受けず議決権を行使できるような場合に限り、株式発行会社の議決権（信託勘定で保有する議決権と銀行勘定で保有する議決権を合算したもの）をその総株主の議決権の５%を超えて有することとなった日から１年を超えて当該議決権を保有しようとするときは、あらかじめ公正取引委員会の認可を受けなければならないとされています。当該認可に当たっては、ガイドラインにおいて、信託勘定で保有する議決権が銀行勘定で保有するものとは別個に行使され、かつ、これを担保するための社内体制の整備がされていること等の要件を満たせば、期限を付さず認められます。	独占禁止法第11条	対応不可	信託勘定で保有する議決権が信託法等の法令に基づき信託の目的に従って受益者の利益のために行使するものであること等の信託勘定の特性については、現行の独占禁止法においても既に考慮されており、１年間は認可を要せずに総株主の議決権の５%を超える議決権（信託勘定で保有する議決権と銀行勘定で保有する議決権を合算したもの）を保有することが認められているとともに、認可を受ければ１年を超えて保有することが可能です。 　加えて、提案者の要望内容も踏まえて、公正取引委員会は、「独占禁止法第11条の規定による銀行又は保険会社の議決権の保有等の認可についての考え方」を改定し、信託勘定で保有する議決権について、認可要件の一部を廃止するとともに、認可に当たって期限を付さないこととするなど、規制を大幅に緩和したところです（平成26年4月）。 　一方で、信託勘定で保有する議決権の行使と銀行勘定で保有する議決権の行使が別個に行われる体制の確保については、法令上、これが担保されているものではないため、株式発行会社の議決権をその総株主の議決権の５%を超えて有することとなった日から１年を超えて当該議決権を保有しようとするときは、認可制度を通じて、信託銀行が事業会社と結び付くことによる競争上の問題の発生のおそれの有無を株式発行会社ごとに審査する必要があります。 　また、当該規制は、銀行又は保険会社による事業支配力の過度の集中等を防止し、公正かつ自由な競争を促進することが目的であるところ、議決権の取得又は保有と無関係に事前に認可することは適当ではありません。	
416	令和4年1月11日	令和4年7月20日	増改築等の理由による営業所等の一時的な位置変更に係る手続きの緩和	①信託会社が増改築その他のやむを得ない理由により一時的に位置を変更する場合、②信託契約代理店が増改築その他のやむを得ない理由により一時的に位置を変更する場合について、営業所等の位置を一時的に変更する場合については、届出不要としていただきたい。 また、③②の措置が難しい場合には、銀行が信託契約代理店を営んでいる場合について、増改築その他のやむを得ない理由により一時的に位置を変更する場合の信託業法上の届出を不要としていただきたい。	・信託会社ならびに信託契約代理店は、増改築その他のやむを得ない理由により一時的に位置を変更する場合を含め、営業所等の位置を変更する場合には届出が必要とされている。 ・一方、銀行及び銀行持株会社については、一時的に位置を変更する場合については届出不要とされている。また、銀行代理店についても、平成30年6月1日より、届出不要と規制が緩和されている。 ・銀行代理店における規制緩和の理由として、「対応コストに比して十分な必要性が認められない」ことが挙げられている※。 ・また、信託契約代理業を営んでいる銀行は、一時的に位置を変更する場合について、銀行法に基づく届出は不要とされているにも関らず、信託業法に基づく届出への対応が必要となっており、銀行法と信託業法の平仄がとれていないことにより一定の対応コストが発生している。 ・ついては、①信託会社が増改築その他のやむを得ない理由により一時的に位置を変更する場合、②信託契約代理店が増改築その他のやむを得ない理由により一時的に位置を変更する場合について、営業所等の位置を一時的に変更する場合については、届出不要としていただきたい。 ・また、③②の措置が難しい場合には、銀行が信託契約代理店を営んでいる場合について、増改築その他のやむを得ない理由により一時的に位置を変更する場合の信託業法上の届出を不要としていただきたい。 ・この見直しにより、事務負担の軽減につながる。 ※　金融審議会「金融制度ワーキング・グループ報告書」（平成28年12月27日公表）	（一社）信託協会	金融庁	信託会社及び信託契約代理店は、増改築その他のやむを得ない理由により営業所を一時的に位置を変更する場合を含め、営業所の位置を変更する場合には届出が必要とされています。	信託業法12条、信託業法第71条、兼営法第8条	検討を予定	信託会社及び信託契約代理店の営業所の所在地については、登録申請事項の変更事項として、顧客保護や行政上の適切な監督を担保する観点から、監督当局が届出を求めているところですが、その必要性を踏まえつつ検討してまいります。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
417	令和4年1月11日	令和4年7月20日	顧客資産にかかる業者の分別管理方法のうち、金銭信託の要件が「元本補填付」に限られている一部の保全対象取引・業種につき、安全資産での運用を条件として元本補填契約のない金銭信託での分別管理も認めること	顧客資産にかかる業者の分別管理方法のうち、金銭信託の要件が「元本補填付」に限られている電子申込型電子募集取扱業務等以外の第二種金融商品取引業および投資運用業につき、安全資産での運用を条件として元本補填契約のない金銭信託での分別管理も認めていただきたい。	・顧客や利用者から金銭の預託を受ける業者には、顧客資産の分別管理が義務付けられており、その管理方法として金銭信託も認められている。 ・上記のうち、殆どの業種について、元本補填契約のない金銭信託での管理が認められているが、電子申込型電子募集取扱業務等以外の第二種金融商品取引業および投資運用業にかかる分別管理を目的とした信託については、依然として「元本補填付」であることが求められている。 ・預金保険制度の対象である元本補填付信託は、合同運用を前提とした定型的な取扱いが一般的で、委託者の属性や保全対象取引の特性を考慮して個別に契約条件を定める必要がある保全信託には不向きな点が多い。 ・特にマイナス金利環境下では元本補填付信託の積極的な受託は難しく、顧客資産保護の意識が高い業者であっても信託保全を断念し銀行預金で分別管理を行っているケースが多い。 ・第二種金融商品取引業者は取扱業務の種類によって保全信託にかかる元本補填の要否が異なり、制度が複雑化している。 ・第一種金融商品取引業者向けの顧客分別金（区分管理）信託のように運用財産を安全資産に限定することにより、元本補填のない信託でも安全性に富んだ設計は十分可能であるため、取扱い可としていただきたい。 ・この見直しにより、投資家保護の堅確性向上が見込まれる他、多様な金融商品取引等にかかる分別管理方法の差異を解消できる。 ・さらに、上記を通じて個人投資家の安心感が醸成されることにより、貯蓄から投資への動きが期待できる。	（一社）信託協会	金融庁	組合や信託等のビークルを利用するスキームでは、当該ビークルではなく、販売業者が顧客から金銭の預託を受ける必要性があり、これを第一種金融商品取引業を行う金融商品取引業者に限定することは必ずしも適当ではないという観点から、本規定は、第二種金融商品取業を行う法人が、信託受益権および集団投資スキーム持分の募集・私募の取扱いに関して金銭の預託を受ける行為について、①資本金等の額が5000万円以上である第二種金融商品取引業を行う法人であり、②当該金銭が金融商品取引法第42条の4に規定する方法（第一種金融商品取引業者への預託・銀行預金等・元本補填付金銭信託）に準ずる方法により分別管理される、といった特定の要件の下、「金融商品取引業」の定義から除外するものです。	金融商品取引業等に関する内閣府令第125条第2号 金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第16条第14号	検討を予定	第二種金融商品取業者によるソーシャルレンディングの取扱いの広がりにより第二種金融商品取引業者が金銭の預託を受ける場面に変化が生じたことや、昨今の経済状況の変化を踏まえつつ、他の金融商品取引業者の金銭信託義務を参考にしながら検討を行います。	
418	令和4年1月11日	令和4年7月20日	登録金融機関業務として認められている有価証券等管理業務の範囲に、適用除外電子記録移転権利を追加すること	登録金融機関業務として認められている有価証券等管理業務の範囲に、適用除外電子記録移転権利を追加していただきたい。	・2019年改正金商法により、収益分配を受ける権利がトークン（電子的な記録・記号）に表示される場合における、情報開示の制度や販売・勧誘規制が整備された。 ・金商法第2条第2項各号に掲げる権利がトークン表示される場合、「電子記録移転権利」として第1項有価証券として規制される一方、その流通範囲が適格機関投資家等に限定されるよう技術的な措置がとられている場合には、引き続き第2項有価証券として規制されることとなっている（「適用除外電子記録移転権利」）。 ・また、電子記録移転権利の預託を受ける行為については第一種金融商品取引業、適用除外電子記録移転権利の預託を受ける行為については第二種金融商品取引業とされている。 ・金商法上、登録金融機関は有価証券等管理業務を行うことが認められているが、当該業務での預託を受けることができる範囲に電子記録移転権利は含まれているものの、適用除外電子記録移転権利は含まれていないことから、例えば信託の受益権をトークン表示し適格機関投資家間のみで流通するスキームにおいて、登録金融機関はその私募の取扱いや売買の媒介等は行える一方、預託を受けることができず、円滑なスキーム組成が妨げられる懸念が生じている。 ・電子記録移転権利・適用除外電子記録移転権利いずれについても金商業者等が扱う場合には相応の体制整備が必要と考えるが、その預託を受けることにつき、電子記録移転権利が認められているのであれば、適用除外電子記録移転権利の預託を受けることについて投資家保護の観点から何か懸念があるとは考えられない。 ・ついては、登録金融機関業務として認められている有価証券等管理業務の範囲に、適用除外電子記録移転権利を追加していただきたい。 ・この見直しにより、金融資本市場の活性化につながる。	（一社）信託協会	金融庁	金商法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利のうち、電子的方法によって事実上流通し得るものは「電子記録移転権利」とされ、その預託を受ける行為は、第一種金融商品取引業とされています。（①） 一方、流通範囲が適格機関投資家等に限定されるような技術的措置がとられていること等の一定要件が充足されている場合には、電子記録移転権利から除かれ、その預託を受ける行為は、第二種金融商品取引業とされています。（②） このうち、登録金融機関は、①の預託のみを受けることができるとされており（有価証券等管理業務）、②の預託を受けることは認められていません。	・金商法第2条第3項、第28条第1項第5号、同条第2項第4号、第33条の2 ・金商法施行令第1条の12第2号 ・定義府令第9条の2	検討を予定	登録金融機関が預託を受けることができる業務の範囲については、その必要性も踏まえ、検討を行ってまいります。	
419	令和4年1月11日	令和4年7月20日	投資一任契約に係る契約締結前交付書面および契約締結時交付書面記載内容の変更	契約締結前交付書面および契約締結時項書面の記載事項を「投資判断者氏名または投資判断者の属する部署および役職」（例：〇〇部 部長）としていただきたい。	・投資一任契約の締結に際し顧客に交付する契約締結前交付書面および契約締結時交付書面には、「投資一任契約に基づき顧客のために投資判断を行い、又は当該投資判断を行うとともに、これに基づく投資を行う者の氏名」を記載しなければならないと定められている。 ・異動等により投資判断者の変更が明らかとなった後、新投資判断者の着任までに、契約締結前交付書面の改定・印刷・営業店への配送を完了することは時間的に難しい。 ・配送完了までの間、営業店では投資判断者の変更を記載した書面を印刷し、旧投資判断者氏名が記載された契約締結前交付書面・契約締結時交付書面とともに説明・交付する必要があり、差込み等の事務負担が発生する。 ・「投資判断者氏名」は内閣府令において、「顧客の判断に影響を及ぼすことなる重要なもの」と定められているが、現在はチームで運用することが多く、個人の氏名のみで顧客の判断に影響するケースは極めて限定的であると考える。 ・上記より、契約締結前交付書面および契約締結時項書面の記載事項を「投資判断者氏名または投資判断者の属する部署および役職」（例：〇〇部 部長）としていただきたい。 ※投資判断者の属する部署および役職を記載する場合には、投資判断者の氏名を記載するかどうかは、金商業者等の任意とする。 ・顧客においては、個人の氏名に代えて、投資判断を行う部署および役職を確認できる方が、実質的な判断につながるものと考える。 ・事業者においては、投資判断者の異動時の改定が不要となることで、改定や配送等に係る費用削減が期待できる。また、旧書面の廃棄も不要となることで、紙の使用量の削減による環境負荷の低減につながる。 ・営業店においても、改定後の書面が到着するまでの間に、新担当者を記載した書面の差し込み対応が不要となることで、交付・説明漏れのリスクの低減が図れる。	（一社）信託協会	金融庁	金融商品取引業者等は、金融商品取引契約を締結しようとするときは契約締結前の書面を、金融商品取引契約が成立したとき等は契約締結時等の書面を、それぞれ交付しなければならないこととされています。当該書面の記載内容については、金融商品取引契約の概要等の共通記載事項のほか、契約の類型ごとに特則が定められています。投資一任契約に係る書面については、投資一任契約に基づき顧客のために投資判断を行い、又は当該投資判断を行うとともに、これに基づく投資を行う者の氏名を含む事項を記載することとされています。	金融商品取引法第37条の3第1項第7号、37条の4 金融商品取引業等に関する内閣府令第96条第1項第3号、第107条第1項第7号	検討を予定	契約締結前交付書面は、金融商品取引契約の締結にあたり、金融商品取引業者等と顧客との間の情報格差の是正を目的とするものであり、契約締結時交付書面は、成立した金融商品取引契約のうち、一定の重要な事項について顧客が確認することを目的とするものです。 これらの書面の記載事項については、金融審議会市場制度ワーキング・グループにおいて議論が行われているところであり、今後引き続き当ワーキンググ・ループにおいて検討していく課題です。	◎

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
420	令和4年1月11日	令和4年5月13日	連合会を経由して他制度へ積立金を移換する場合の申出期限の緩和	連合会から他制度への積立金の移換の申出期限について、「移換先制度（確定給付企業年金、企業型年金及び個人型年金）の加入者の資格を取得した日から起算して三月」とあるのを緩和していただきたい。	・確定給付企業年金（以下「DB」という。）から企業型年金（以下「DC」という。）への移換を例に挙げて説明する。DBからDCへ積立金を直接移換できるケースは、「実施事業所の事業主が実施するDCにおける当該実施事業所に使用される加入者の個人別管理資産に充てる場合（DB法第82条の2第１項）」とされている。 ・そのため、会社清算等でDBを終了し、同項に該当しない会社（DC実施先）に入社した場合は、同項によるDC移換は不可となる。その場合は、DBから連合会へ積立金を移換（DB法第91条の20）し、連合会からDCへ積立金を移換（DB法第91条の27）することによって、DBの積立金をDCに移換することも考えられる。 ・しかしながらこのパターンの場合、連合会からDCへの積立金移換の申出期限はDCの加入者の資格を取得した日から起算して3ヶ月（DB法施行令第65条の20第2項）となっている。 ・ここで実務上、DB終了から残余財産分配までに、当該3ヶ月を超過してしまうことが一般的であり、連合会からDCへの積立金について期限内の移換申出が実務上できないため、当該移換申出期限の緩和を要望するもの。 ※4月１日にDBを終了し、中途脱退者等となった場合のスケジュール例 4月１日：DB終了、再就職等によりDBとは別企業のDCの加入者の資格を取得 6月末日：DCへの移換を連合会に申し出る際の申出期限 7月以降：各中途脱退者等に係るDB終了時の残余財産の確定 この場合、残余財産の確定前（＝DBから連合会への移換前）に連合会からDCへの移換の申出期限が到来してしまう。	（一社）信託協会	厚生労働省	倒産等により確定給付企業年金が終了した場合の、加入者に対する残余財産の分配において、本人により移換申出が可能となっているのは企業年金連合会に対してのみとなっています。 このため、ご指摘の例示のように、確定拠出年金に移換したいときは、企業年金連合会を経由して行うことが考えられます。 加入者が企業年金連合会に対して、確定拠出年金への移換を申し出ることができるのは、確定拠出年金の加入者の資格を取得した日から起算して3月を経過する日までの間に限られます。なお、天災その他やむを得ない理由があるときは、理由がやんだ月の翌月末日まで行うことができることとされています。	確定給付企業年金法第82条の3、第91条の26、第91条の27、確定給付企業年金法施行令第65条の20	検討を予定	ご指摘の例示のような場合を、法令上の「やむを得ない理由がある場合」に該当するものとして取り扱う余地はあるものと考えられますが、当該事務を取り扱う関係機関における実務上の課題等を確認した上で、今後、取り扱いを検討・調整してまいります。	
421	令和4年1月11日	令和4年2月2日	中小企業退職金共済の解約手当金相当額を確定給付企業年金へ移換する際の手続きの緩和	中小企業退職金共済法第31条の4第1項に定める合併等を事由として、中小企業退職金共済の解約手当金相当額を確定給付企業年金へ移換する場合の独立行政法人勤労者退職金共済機構に提出する変更後の確定給付企業年金規約の提出期限について、中小企業退職金共済法第17条第１項の非中小解除の場合と同様にするよう緩和していただきたい。	・中小企業退職金共済法第31条の4第1項に定める合併等を事由として、中小企業退職金共済の解約手当金相当額を確定給付企業年金（以下「DB」という。）へ移換する場合、合併等の事由が発生した日から3ヶ月以内に独立行政法人勤労者退職金共済機構（以下「勤退機構」）に退職金共済契約の解除の通知を行う必要がある。 ・解除日は解除の通知を行った日から9ヶ月以内で設定可能であり、当該解除の通知を行う際に変更後のDB規約を併せて提出する必要がある。 ・合併等の事由が発生した日から起算して、解除日が6ヶ月以上先となる場合は、DBの規約変更の申請期限（規約変更日の2ヶ月前）よりも前に勤退機構に変更後のDB規約を提出しなければならない。 ・一方、中小企業退職金共済法第17条第１項の非中小解除を事由として、中小企業退職金共済の解約手当金相当額をDBへ移換する場合、解除の日から3ヶ月以内に勤退機構に変更後のDB規約を提出することとされていることから、合併等を事由とした場合の勤退機構への変更後DB規約の提出期限について、非中小解除を事由とした場合と同様とするよう緩和いただきたい旨要望するもの。 ※4月１日合併、10月１日DB規約変更のスケジュール例 4月１日：合併 6月末日：中小企業退職金共済契約の解除通知の勤退機構への提出期限 7月末日：DB規約変更の厚生労働省への申請期限 10月１日：DB規約変更 この場合、DBを所管する厚生労働省よりも勤退機構への提出期限の方が早くなってしまう。	（一社）信託協会	厚生労働省	中小企業退職金共済法第31条の４第１項では共済契約者が合併等を行い、被共済者の同意を得て共済契約を解除した場合は、当該共済契約者の申出に基づき確定給付企業年金等への資産移換をすることが認められています。この場合、ご認識の通り勤退機構に対する共済契約解除の通知の際には確定給付企業年金を実施することを証する書類を併せて提出する必要がありますが、勤退機構への解除の通知を合併等の事由が発生した日から3か月以内にしなければならないという要件はございません。 なお、資産移換の申出については、合併等をした日から起算して１年以内かつ、共済契約の解除日の翌日から起算して3か月以内に行う必要がありますが、資産移換の申出を契約解除日の翌日から起算して3か月以内に行わなければならないという要件は、法17条による資産移換の場合と同様です。 ご提示いただいている4月１日合併の場合では、遅くとも翌年２月末日までに共済契約解除、翌年３月１日DB規約変更、同３月末日までに資産移換の申出を行う必要があります。10月１日DB規約変更の場合では、９月末日共済契約解除、１２月末日までに資産移換の申出を行う必要があります。	中小企業退職金共済法第31条の４第１項、同法第８条第３項第１号、中小企業退職金共済法施行規則第69条の16第３項、同第10条、平成30年２月５日付　雇均発0205第１号「確定拠出型年金法等の一部を改正する法律（中小企業退職金共済法の一部改正関係）の施行について」第３．（４）①	事実誤認	勤退機構への共済契約解除の通知を、合併等の事由が発生した日から3か月以内に行わなければならないという事実はありません。	
422	令和4年1月11日	令和4年5月13日	代議員会の会議録の署名省略	代議員会の会議録への「署名」を「記名」にすることを認めていただきたい。	・規制改革推進会議作成の「行政手続における書面主義、押印原則、対面主義の見直しについて（再検討依頼）」等に基づき、署名押印の必要性の検討及び省略の推進が実施されている中、確定給付企業年金においても従来は押印署名であったものが原則は記名とされたが、代議員会の会議録は未だ署名とされているためこれを見直していただきたい旨要望するもの。	（一社）信託協会	厚生労働省	企業年金基金における代議員会の会議録については、「会議録には、議長及び代議員会において定めた二人以上の代議員が署名しなければならない」とされています。	確定給付企業年金法施行令第18条第2項	検討を予定	今般の新型コロナウィルス感染拡大の状況等を踏まえ、当面の緊急的な措置として、企業年金基金における代議員会の会議録について署名がなくても差し支えないものとして取り扱っているところです。なお、当該取扱いは、代議員会において何らかの形で各委員の了承を得てから実施することが望ましいです。また、今後の取り扱いについても慎重に検討してまいります。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
423	令和4年1月11日	令和4年5月13日	運営管理機関における登録変更手続きの簡素化	確定拠出年金運営管理機関が確定拠出年金法第89条に基づき登録の申請を行っている事項（運営管理機関の名称及び住所、資本金額、役員の氏名等）に変更があった場合、確定拠出年金法第92条第1項により、当該事項の変更日から2週間以内に主務大臣に届出が必要となっているが、当該事項の変更時における手続きの簡素化を検討いただきたい。	・確定拠出年金法第89条第1項各号に掲げる事項のうち、運営管理機関のホームページ等に掲載される事項（資本金額、役員氏名等）の変更については、プレスリリース等で公表する事で、変更届出の代替としていただきたい。 ・または、銀行法上の規定により免許を受けた銀行が確定拠出年金運営管理業を営む場合において、確定拠出年金法第89条第1項各号に掲げる事項のうち、銀行法上の規定に基づき変更の届出を行う事項に関しては、「銀行法に基づく届出事項と同一」との記載を認めていただきたい。 ・また、主務大臣への届出について、デジタル化の観点から、書面だけではなくオンラインでの提出も可能としていただきたい。	（一社）信託協会	厚生労働省 金融	金融機関等が確定拠出年金運営管理機関の登録を受ける際は、申請書に役員の氏名、資本金額等記載する必要があります。また、これらの事項に変更が生じたときは、2週間以内に、その旨を主務大臣に届け出ることと規定されています。	確定拠出年金法第89条第1項、第91条第1項第5号、第92条第1項、確定拠出年金運営管理機関に関する命令第2条	対応不可 一部対応	・運営管理機関として登録している事業所は200社以上あり、その全てについて、プレスリリース等を確認することは困難であるため、対応することは困難です。 ・確定拠出年金法により登録を受けた運営管理機関と銀行法により免許を受けた銀行は異なる業態であり、届出の内容、時期が異なることから、「銀行法に基づく届出事項と同一」との記載を認めることは困難です。 ・申請のオンライン化については、住民票の提出を除き、e-Govにおいて全て対応しております。	
424	令和4年1月11日	令和4年8月19日	各市区町村に提出する在籍証明について（児童	申請児童等に提出する在籍証明のフォーマット統一化について	現在、総務部に所属しており、一定の時期に大量に証明書作成依頼が来ますが、市区町村によりフォーマットが異なるため、作成に非常に時間を要しています。市区町村によっては直近数ヶ月の賃金、出勤日数等記載するところもあります。賃金に関しては毎年給与報告を市区町村に提出していますし、近年ではマイナンバー制度も導入しているので、賃金等は把握されているのではないか？と思っています。必要最低限のフォーマットに統一していただけたら残業時間が多い時期であれば大袈裟かもしれませんが20時間は削減できると思います。また、フォーマットが異なるため、原紙を従業員から受け取るために出勤し、まだまだ押印の必要な市区町村も多いため、公印をおし、本人に渡すために出勤しなければならず、在宅勤務が進まない要因にもなっています。時期も業務が一番忙しい3月や4月、9月、10月に集中してしまうため、是非ご検討下さいますようお願い申し上げます。	個人	内閣府 厚生労働省	【保育所について】 保育の入所申請の際に同時に行われることの多い保育の必要性認定に際して、認定を受ける理由となる事項を証明する書類を添付することとされています（子ども・子育て支援法施行規則第２条第２項第２号、同第11条第２項第２号）。 また、就労を理由に認定を受ける場合には、一月当たり市町村が定める時間以上労働することを常態とすることが必要です（同第１条の５第１号、同附則第２条）。 法令上で書類の指定等はしておらず、市町村がそれぞれに定めていますが、就労を理由に認定を受ける場合に、証明する書類として就労証明書を求める市区町村が多いことから、就労証明書の様式については、平成29年に標準的様式、令和元年に大都市向け標準的様式を公表し、各市町村に活用を促してきています。令和元年８月末時点で、令和２年４月１日入所分からの活用を予定していた自治体を含め、全市区町村の過半数、大都市の約6割が標準的な様式を活用しています。 押印については、法令上求められているものではありませんが、保育所等の入所の際に重要な書類となることから、多くの自治体が文書の真正を担保する観点から押印を求めていると承知しています。 就労証明書の提出時期についても法令上で定めているものではなく、各自治体において処理すべき事務の量やその処理に要する期間等を見込んだ上で設定しているものと認識しております。 【放課後児童クラブについて】 放課後児童クラブの利用にあたり、法令上で提出書類を規定しているものはありませんが、市町村や民間事業者において、利用決定等を目的として、保護者に対して書類の提出を求めている実態があることは承知しております。	子ども・子育て支援法施行規則第１条の５第１号、同第２条第２項第２号、同第11条第２項第２号、同附則第２条	【保育所】 対応 【放課後児童クラブ】 現行制度下で対応可能	【保育所について】 　就労証明書の作成手続の負担軽減を図るため、令和2年７月に閣議決定した「規制改革実施計画」において、デジタルで完結する仕組みを前提に、標準的な様式について活用状況等を調査し、更なる普及に向けた取組を推進する旨示したところです。 　その活用状況調査の結果を踏まえ、更なる活用の促進に向けて、国がこれまで示してきた様式のうち、保育の必要性の認定のために必要最小限の項目を盛り込んだ「標準的様式」の改定版を「標準的様式（簡易版）」として、また、利用調整のために「標準的様式」よりも多くの項目を求める「大都市向け標準的様式」の改定版を「標準的様式（詳細版）」として、令和3年７月にお示ししました。これらの様式について、できる限り令和4年４月入所分から活用していただくよう働きかけています。 　また、企業等において就労証明書を電子的に作成できるようにするため、市区町村が定めた様式を原則としてホームページ等において電子媒体等で配布すること、電子申請環境の整備を進めることについても、併せて、市区町村に対して促しております。 　押印については、規制改革実施計画に基づき、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、押印不要化に関する政府全体の取組方針等を踏まえ、就労証明書の押印を不要とするよう、市区町村に対し通知等を発出しております。また、国から市区町村に対して示している就労証明書の標準的様式においては、前述の令和3年7月の改定に際して、押印欄を削除しております。 　提出時期については、市区町村によって異なる事務の量やその処理に要する期間等を見込んだ上で、各市区町村におい設定するものと考えております。 【放課後児童クラブについて】 制度の現状欄に記載のとおりです。 また、令和2年12月25日付け厚生労働省子ども家庭局子育て支援課長通知「押印を求める手続の見直しのための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令の施行に伴う通知様式の改正について」において、関係法令や通知とは別に、独自に定められている様式等の中で国民や事業者等の押印等を求めている場合は、押印等の見直しに積極的に取り組むよう、自治体に対して周知しています。	
425	令和4年1月11日	令和5年3月13日	血糖値計に使うセンサーを通販でも買えるようにしてください。	血糖値計に使うセンサーを通販でも買えるようにしてください	糖尿病が国の医療費を押し上げています。新型コロナウイルスでも糖尿病のために重症化するリスクが言われています。糖尿病患者に限らず、血糖値計を使って、自宅で随時に血糖値を測り、それを参考にして、食事や生活習慣を改善していくことは、本人の幸福につながるだけでなく、国家財政の改善にも貢献し、さらに新型コロナウイルスなど感染症を抑え込むことにも貢献できるわけです。血糖値計は通販でも買えますが、センサーは薬剤師のいる薬局でないと買えません。しかも、買うに際して、薬剤師から「医者に通っていないのに、なぜ買うのか？」などと、ネチネチ嫌がらせを受けます。薬ではないのですから、使い方についてていねいに説明するなら分かりますが、なぜ使いたがるのか、という言い方はないと思います。もちろん、使い方については、説明書をよく読んで、それを守る必要はあります。スーパーに並んでいる包丁や風邪薬だって、使い方を誤れば、大変危険です。でも血糖値計のセンサーがなぜ手軽に買えないのかが分かりません。健康を守る、医療費財政を改善するためにも、むしろ国としては家庭で血糖値計を使うことを推奨すべきだ、と思います。血糖値計はネットで買えます。センサーも通販などで簡単に買えるようにしてください。	個人	厚生労働省	御提案のセンサーについて、具体的なものがわかりませんが、自己検査用グルコース測定器と併用するセンサーについては、医療用体外診断用医薬品に分類されており、全血中のグルコース濃度を測定するものとして、医師や薬剤師などの専門家の指導の下、使用されることが想定されていることから、医療機関での使用又は薬局で対面により販売、授与されることとなっております。	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第36条の４第１項	対応不可	制度の現状欄に記載のとおりです。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
426	令和4年1月11日	令和4年7月20日	銀証間における法人顧客情報の共有に係る制限の撤廃等	・銀証間での法人顧客情報の共有（金商業等府令153条1項7号）及び勧誘規制（同項8号）に係るファイアーウォール規制を撤廃し、原則自由化していただきたい。顧客等の利益を害するような非公開の情報の利用等については、利益相反管理体制や優越的な地位の濫用防止等の規律が既に定められている。 ・また、兼職制度については銀証兼職者が、銀行・証券双方において、外務員登録することを許容（外務員の二重登録規制撤廃）していただきたい。	・近年のファイナンス手段の多様化に伴い、顧客は資金ニーズや資本政策に応じて、エクイティ、メザニン、デットを組み合わせて資金調達するようになっており、金融機関に対して、銀行・証券が取り扱うファイナンス手段をまとめて提案してほしいというニーズが高まっている。ファイアーウォール規制は、顧客によるこうした複数のファイナンス手段の円滑な比較・検討の妨げとなっている。 ・また、大手金融グループでは、各社専門性を活かしたより付加価値の高い金融商品・サービスの効果的・効率的な提供やグループ全体の経営管理・リスク管理強化の観点から、金融グループ間の顧客情報の共有が重要なテーマとなっているが、銀証間のみに課される特異なファイアーウォール規制は、これらの妨げとなっている。 ・欧米主要国では、グループ内での法人顧客情報の共有は、原則自由に行なうことが可能とされているほか、わが国でも、個人情報保護法に基づき（法人の場合はこれに準じて）共同利用制度により、一定の条件の下、銀証間以外はグループ会社間の顧客情報の共有が可能となっている。 ・ファイアーウォール規制の見直しは、我が国金融機関の国際的な競争力の確保、我が国金融・資本市場の発展、国際金融都市の実現、幅広い法人顧客の資金調達・M&A、資金運用等のニーズに対する銀証一体でのより多様で質の高い金融サービスの提供など、金融界のみならず、我が国経済・金融市場全体としての将来の在り方にもつながる問題だと考えている。	都銀懇話会	金融庁	登録金融機関である銀行とグループ証券会社の間での情報共有に係る規制は、以下のとおりです。 ① 証券会社が、その親法人等又は子法人等との間で、事前に発行者等（有価証券の発行者又は顧客）の書面による同意を得ずに、非公開情報（発行者である会社の運営、業務若しくは財産に関する公表されていない重要な情報であって顧客の投資判断に影響を及ぼすと認められるもの又は自己若しくは自己の親子法人等の役員又は使用人が職務上知り得た顧客の有価証券の売買等の注文の動向その他の特別の情報）を授受することは禁止されています（金融商品取引業等に関する内閣府令153条1項7号）。 ② ・ 銀行で金融商品仲介業務に従事する役職員が、親法人等又は子法人等に、事前に顧客の書面による同意を得ずに、非公開情報（顧客の有価証券の売買その他の取引等に係る注文の動向その他の特別な情報に限る。）を提供することは禁止されています（金融商品取引業等に関する内閣府令154条4号）。 ・ 銀行の金融商品仲介業務に従事する役職員が、親法人等又は子法人等から非公開融資等情報（貸付業務についての貸付先の事業に係る情報で金商業・金融商品仲介業の顧客の有価証券投資の判断に影響を及ぼすもの）を受領することは禁止されています（同号）。 ③ 銀証兼職者は、銀行の管理する非共有情報（オプトインしていない顧客又はオプトアウトした法人顧客に係る非公開情報）か、証券会社の管理する非共有情報のいずれかにしかアクセスすることはできません（金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針Ⅳ- 3- 1- 4）。	金融商品取引法第40条第2号、第44条の3第1項第4号、第2項第4号 金融商品取引業等に関する内閣府令第123条第1項第18号、第24号、第2項 第153条第1項第7号、第2項、第154条第4号 金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針Ⅳ- 3- 1- 4	検討を予定	上場企業等の情報授受規制及び手続きの簡素化については、金融審議会市場制度ワーキング・グループ第二次報告（令和3年6月18日公表）における提言を踏まえ、令和4年6月22日に、金融商品取引業等に関する内閣府令等を施行しました。今後は、当該府令等の施行状況等も踏まえ、適切に検討してまいります。 外務員の二重登録規制については、同ワーキング・グループ中間整理（令和4年6月22日公表）における 「第二次報告においては、（中略）外務員の二重登録禁止規制について見直しの検討を行う場合には、責任の所在が不明確になることの問題点や、そのような誤認防止措置が考えられるか等の論点について検討を行う必要があり、その見直しの必要性を含め、今後更に議論を行う必要があるとされた。（略）こうした課題等については、スタートアップを含む中堅・中小企業の資金調達の円滑化等に資するかといった観点も踏まえつつ、引き続き検討を行っていくことが考えられる。」との整理を踏まえ、今後引き続き当ワーキング・グループにおいて検討していく課題です。	
427	令和4年1月11日	令和4年7月20日	銀証間における個人情報共有に係る規制の緩和	・グループ内の銀行・証券会社間で個人の顧客情報を共有する際、個人情報保護法に基づくオプトアウト制度の利用を許容していただきたい。 ・法人と同様の金商法に基づくオプトアウト制度とする場合には、①顧客情報を共有する個人に対する通知に加えて、個人情報保護法（第23条第2項及び第4項第3号）に準じた「本人が容易に知り得る状態に置く」という方法を許容、②金融商品仲介業務従事者をオプトアウト制度の対象に追加、を措置していただきたい。 ・それらも直ちに措置困難であれば、少なくとも、同意取得方法は「書面」を必須とせず、「口頭による確認と記録保存」を許容していただきたい。	・個人の顧客情報を銀証間で共有するためには、書面による同意取得（オプトイン）が必要となっており、顧客・金融機関双方にとって煩雑感・負担感が生じている。個人情報保護法上、グループ内における共同利用が認められているにもかかわらず、銀証間にのみ個人情報保護法を超える規制は過剰と言わざるを得ない。 ・金融審議会における過去の議論でも、個人についてオプトインを要する根拠は必ずしも明確にはされておらず、専門委員からも「ファイアーウォール規制としてグループ内の銀行と証券会社だけに個人情報保護法を超えるレベルの保護措置を講じるということに若干の疑問を感じる。個人のお客様に対して、規制を維持する目的は何なのか。グループ特有の弊害等は何かといったところは不明瞭な部分がある。今後しかるべき時期に、グループ内の個人情報の共有についての重畳的規制の撤廃について議論がなされることを期待」との指摘があった。 ・ファイアーウォール規制の導入から既に25年が経過。この間、大手金融グループでは、大手証券会社をグループに有するに至り、銀・証を含めたグループ経営が進展しているほか、個人顧客でも、こうした動きを映じて大手金融グループへの総合的な金融サービスに対する期待、ニーズが高まっている。また、個人情報保護法に基づく個人データの保護に関する制度整備も進展したほか、近年では、金融分野における情報の利活用が大きなテーマとなっている。 ・我が国金融機関、利用者、我が国の金融・資本市場を取り巻く環境は過去25年間で大きく変化しており、これらを踏まえて制度設計の見直しを改めて検討をお願いしたい。	都銀懇話会	金融庁	金融グループ内の銀行・証券会社間で法人顧客の非公開情報を授受する場合には、オプトアウトの対象となりますが、個人顧客の非公開情報を授受するには、内部管理目的等の場合を除いて、顧客の書面による同意を得る等の必要があります。	金融商品取引業等に関する内閣府令第153条第1項第7号、第154条第1項第4号	その他	手続きの簡素化については、金融審議会市場制度ワーキング・グループ第二次報告（令和3年6月18日公表）における提言を踏まえ、令和4年6月22日に、金融商品取引業等に関する内閣府令等を施行しました。今後は、当該府令等の施行状況等も踏まえ、適切に検討してまいります。 個人顧客の情報授受規制については、同ワーキング・グループ中間整理（令和4年6月22日公表）における 「第二次報告において、（中略）中堅・中小企業や個人顧客に関する規制の取扱いについては、仮に見直した場合における銀行の優越的地位の濫用等に係る懸念が指摘された一方、コロナ後の経済社会を見据え、重要な課題となることが見込まれる事業承継の円滑化の観点から取扱いを検討すべきとの指摘もあり、引き続き検討していく課題であると考えられるとされた。こうした課題等については、スタートアップを含む中堅・中小企業の資金調達の円滑化等に資するかといった観点も踏まえつつ、引き続き検討を行っていくことが考えられる」との整理を踏まえ、今後引き続き当ワーキング・グループにおいて検討していく課題です。	
428	令和4年1月11日	令和4年7月20日	発行体向けクロス・マーケティングの解禁	・銀行等の職員が、引受に関するアドバイスや紹介に止まらない具体的な引受条件の提示や交渉を行うこと（証券会社の発行体向け証券業務に係る行為の一部を代行すること）は、「引受」そのものに該当する可能性が高いとして認められていない。（発行体向けクロス・マーケティングの禁止） ・銀行が、証券会社の発行体向け証券業務に係る行為の一部を代行することを、①市場誘導ビジネスの対象拡大、又は②金融商品仲介行為（登録金融機関業務）の対象拡大（例えば、引受の媒介）によって許容いただきたい。	・企業金融分野における顧客ニーズの高度化・複合化に伴い、金融機関は、単なる資金調達手段の提供ではなく、経営課題に対する総合的かつ高度なソリューションをスピーディーに提供することを期待されているにもかかわらず、発行体向けクロス・マーケティングが禁止されている結果、単一担当者による的確・迅速な提案やマーケティング等（下記）ができず、顧客利便性が損なわれる状況となっている。 － 証券会社の商品・サービスを含むファイナンス・メニューや複合的ディールの説明 － 上記商品・サービス等の内容や具体的条件に対する自己の評価の表明を行うこと － 上記商品・サービス等の具体的条件の提示 ・ユニバーサルバンク制を採用している欧州はもとより、米国でもかかるクロス・マーケティングは禁止されていないことに鑑みれば、グローバルスタンダードの観点からも、内外制度環境の差が国際競争力の強化に影響を与えているとも考えられ、わが国金融・資本市場の国際金融センターとしての魅力を高める上でも、規制緩和が有効であると考える。 ・また、平成29年7月、第4回法制審議会会社法制（企業統治等関係）部会にて、社債の管理の在り方に関して議論が行われ、銀行界としては法務省から提案された新たな社債管理機関に対する賛同の旨を表明したところである。他方、わが国の社債市場においては、発行体・投資家の裾野の一層の拡大に向けた制度改善の余地があるとも触れており、社債市場等の資本市場の活性化の観点からも、本要望のように、銀証間の連携強化により顧客利便性の向上に資する規制緩和が措置されることが肝要と考える。	都銀懇話会	金融庁	金融商品取引法第33条は、銀行等の金融機関による金融商品取引業を原則禁止としていますが、これは金融商品取引業を兼業することにより生じる利益相反等の弊害を防止するためです。この点に関しては、これまでにも証券会社との共同店舗、共同訪問が認められ、また、証券仲介業務を解禁するなど利益相反が生じない範囲において規制緩和が行われています。さらに、平成21年6月からは銀行等の職員が証券会社の職員を兼務することで、証券会社の職員として具体的な条件の提示や交渉を行うことが認められました。なお、銀行が金融商品取引法第33条の規定に反しない業務として発行体に対して行うことができるものは、金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針Ⅷ－２－６において明確化されています。	金融商品取引法第33条第1項（解釈） 金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針Ⅷ- 2-6 銀行法第12条	対応不可	金融審議会市場制度ワーキング・グループ第二次報告（令和3年6月18日公表）において 「銀行の役職員が、引受に関するアドバイスや紹介にとどまらない具体的な条件の提示や交渉を行うことを禁止する発行体クロスマーケティング規制や、1993年に業態別子会社形式による銀行・証券の相互参入が認められた際に導入された、主幹事引受規制（証券会社がその親子法人等が発行する有価証券の引受主幹事会社となることに関し、一定の要件を満たす場合を除き原則禁止）及び引受証券の売却制限規制（証券会社が有価証券の引受人となった日から6か月を経過する日までの間において、その親子法人等に当該有価証券を売却することが一定の場合を除き原則禁止）について、これらの行為は、利益相反や有価証券の発行条件等が歪められる等の懸念が指摘されている。これらの規制については、適切な引受審査を通じたプロセスの透明性を確保することが重要であり、慎重に検討する必要がある。」 との提言が示されたところであり、今後引き続き当ワーキング・グループにおいて慎重に検討していく課題です。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
429	令和4年1月11日	令和4年7月20日	バックファイナンス規制の緩和	・グループの証券会社にて有価証券の引受人となった場合、引受リスクの転嫁や公正な価格形成の観点から、引受人となった日から6か月を経過するまでの間、金融商品取引業者は親子法人等が当該有価証券の購入代金につき顧客に信用の供与をしていることを知りながら、当該顧客に当該有価証券を売却することができず、また銀行は当該有価証券の買入代金に係る貸付その他の信用の供与を行うことを約して、当該顧客に対し当該有価証券にかかる金融商品仲介業務をすることができない。 ・規制が金融グループにおいて一体での運用・調達ニーズへの対応をワンストップで提案することに対する障害となっていることから、規制の緩和を要望いたしたい。	・本規制はあくまで調達を希望する顧客の資金使途が「有価証券の購入」として借入申込みを受けた場合を対象としたものではあるが、他の資金使途が目的であっても流用が懸念される場合には、顧客にとってより具体的に資金使途を疎明するための準備負担を課すことに繋がっている。 ・また、6か月という比較的長期の間、当該銀行での同有価証券の購入にかかる資金調達が不可となるため、弾力的な投資運用の妨げとなっていると言える。 ・結果として、調達を希望する顧客は必要に応じて別グループでの銀行・証券を使用することに繋がっており、顧客の手間及びコスト増加が懸念される状況となっていることが理由として挙げられる。 ・FW規制緩和をテーマとして市場制度WGの中で第二次報告が継め上げられたが、継続して行われるとされる「弊害防止措置の実効性」に係る議論動向を踏まえて、利益相反防止等の措置が備わったとされる際には、顧客目線に立った運用の観点から本件緩和を求めたい。	都銀懇話会	金融庁	金融商品取引業者が有価証券の引受人となった日から6か月を経過する日までの間において、当該金融商品取引業者の親法人等又は子法人等がその顧客に信用供与をしていることを知りながら、当該金融商品取引業者が当該顧客にその有価証券を売却することや、登録金融機関がその親法人等又は子法人等が有価証券の引受人となった日から6か月を経過する日までの間において、信用供与を約束してその顧客に当該有価証券に係る金融商品仲介業務を行うことを禁止しております。	金融商品取引業等に関する内閣府令第153条第1項第5号、第154条第1項第3号	対応不可	金融審議会市場制度ワーキング・グループ第二次報告（令和3年6月18日公表）において 「銀行の役職員が、引受に関するアドバイスや紹介にとどまらない具体的な条件の提示や交渉を行うことを禁止する発行体クロスマーケティング規制や、1993年に業態別子会社形式による銀行・証券の相互参入が認められた際に導入された、主幹事引受規制（証券会社がその親子法人等が発行する有価証券の引受主幹事会社となることに関し、一定の要件を満たす場合を除き原則禁止）及び引受証券の売却制限規制（証券会社が有価証券の引受人となった日から6か月を経過する日までの間において、その親子法人等に当該有価証券を売却することが一定の場合を除き原則禁止）について、これらの行為は、利益相反や有価証券の発行条件等が歪められる等の懸念が指摘されている。これらの規制については、適切な引受審査を通じたプロセスの透明性を確保することが重要であり、慎重に検討する必要がある。」 との提言が示されました。 本提言の趣旨を踏まえ、ファイアーウォール規制における情報授受規制以外の諸規制の一つである本バックファイナンス規制は、金融商品取引業者による引受有価証券の売り捌きを親法人等または子法人等が支援するための当該有価証券の買入代金の貸付けその他信用の供与を行うことを規制するものであることから、本規制の緩和についても利益相反防止等の観点から慎重に検討していく必要があります。	
430	令和4年1月11日	令和4年7月20日	一般債引き受けに関する弊害防止措置の緩和	・有価証券（除く国債、地方債、政府保証債）の引受人となった日から6ヶ月間、当該金融商品取引業者の親法人等又は子法人等との当該有価証券売買を制限する、とされている。 ・同規制の廃止若しくは、一部緩和（制限期間の短縮化等）を要望いたしたい。	・有価証券の取引公正性を図ることにより経済発展と、投資家保護を目的とした規制だが、法制定以降の一般債市場拡大・流動性向上に伴い、制度撤廃、若しくは一定の緩和余地有りと思料。 ・POT方式による起債が拡大し、発行体と投資家間の透明性が高まっている市場環境下であること、また、銀行およびその関連金融商品取引業者はアームズ・レングス・ルールを遵守していることに鑑み、第三者との通常の取引と異なる条件での金融商品取引が行われることは考え難い。 ・金商法第15条第2項では、目論見書交付期間は6ヶ月から3ヶ月に改定されており、有価証券のプライマリーとセカンダリー市場の区別を3ヶ月間と規定している。	都銀懇話会	金融庁	金融商品取引法第44条の3第1項第4号の規定に基づく金融商品取引業等に関する内閣府令第153条第1項第6号の規定は、金融商品取引業者が有価証券の引受人となった日から6か月を経過する日までの間において、親法人等または子法人等に当該有価証券を売却することを禁止しております。	金融商品取引法第44条の3第1項第4号、 金融商品取引業等に関する内閣府令第153条第1項第6号	対応不可	金融審議会市場制度ワーキング・グループ第二次報告（令和3年6月18日公表）において 「銀行の役職員が、引受に関するアドバイスや紹介にとどまらない具体的な条件の提示や交渉を行うことを禁止する発行体クロスマーケティング規制や、1993年に業態別子会社形式による銀行・証券の相互参入が認められた際に導入された、主幹事引受規制（証券会社がその親子法人等が発行する有価証券の引受主幹事会社となることに関し、一定の要件を満たす場合を除き原則禁止）及び引受証券の売却制限規制（証券会社が有価証券の引受人となった日から6か月を経過する日までの間において、その親子法人等に当該有価証券を売却することが一定の場合を除き原則禁止）について、これらの行為は、利益相反や有価証券の発行条件等が歪められる等の懸念が指摘されている。これらの規制については、適切な引受審査を通じたプロセスの透明性を確保することが重要であり、慎重に検討する必要がある。」 との提言が示されたところであり、今後引き続き当ワーキング・グループにおいて慎重に検討していく課題です。	
431	令和4年1月11日	令和4年7月20日	委託関係の金融商品取引業者等及び登録金融機関の間の顧客情報授受同意を、電磁的方法で可能とする法令改正	・委託関係にある登録金融機関と金融商品取引業者等との間で顧客の財産に関する特別な情報の授受を行う場合には、金商法上、書面同意を取得する態勢を構築する必要がある。この場合、FW規制における非公開情報の授受規制の場合と異なり、文言上、書面同意に代わる電磁的方法による同意取得が認められていない。 ・書面による同意に代えて、顧客の承諾を得て、顧客の同意を電磁的方法により得る方法を、委託関係にある登録金融機関と金融商品取引業者等との間における顧客の財産に関する特別な情報の授受の場合についても認める法令改正を要望いたしたい。	・足許のコロナ禍及びその後の業務の在り方の見直しが求められるなか、金融商品販売において非対面チャネル（オンライン完結での取引）の拡充が求められており、かつ、投資家のUI・UX及び発行体や金融機関の業務効率化の観点から、顧客の同意意思があるにも関わらず書面での同意が必要となることは、非効率化かつ生産性向上の阻害要因となるため。	都銀懇話会	金融庁	登録金融機関（銀行）が、事前に顧客の書面による同意を得ることなく、顧客情報を委託金融商品取引業者（証券会社）に提供すること、または委託金融商品取引業者から取得した顧客情報を利用して有価証券の売買等の勧誘を行うことは禁止されております。	金融商品取引業等に関する内閣府令第123条1項第18号及び第24号	対応	金融審議会市場制度ワーキング・グループ第二次報告（令和3年6月18日公表）における提言を踏まえ、令和4年6月22日に、電磁的方法により当該同意を得る際に必要となる事前承諾を不要とするほか、メールによる方法も含めた幅広い同意取得を可能とする改正を行っており（金融商品取引業等に関する内閣府令等を改正）、対応済みです。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
432	令和4年1月11日	令和4年7月20日	情報授受規制における例外規定の緩和・明確化について	・銀行持株会社の子証券会社においては、親会社等への非公開情報の授受が禁止。ただし、例外が設けられており、その一つとして、内部の管理等に関する業務の全部又は一部を行うために必要な情報を受領・提供する場合が認められている。内部管理のみを行う部門ではなくとも、トレーディング業務の市場リスク・信用リスク(含むXVA)の管理目的で必要な顧客情報について銀・証間での共有を行うことが認められることを条文上明確化していただきたい。 ・システム開発等に伴う非公開情報の授受については「システムの保守及び管理」を目的としたものについては除外可能とされているが、一般的なシステム開発についても明記いただきたい。	・銀・証におけるトレーディング業務の一体化を企図しており、リスク集約やXVAプライシングの一体運営により、本邦金融機関の国際競争力に繋がるものと考えている。情報を取り扱える者をアクセス制限等で限定、またトレーディングディーラーやセールス行為に関与する者に対してアクセスすることを禁じる措置等を講じることによって、利益相反や優越的地位の乱用、情報管理を行うことが十分出来るものと考えられる。 ・親会社等もしくは子会社等との非公開情報の授受において「システムの保守・管理」と「システム開発」について区別する必要性、合理性は認められない。また、システム開発、保守、管理業務を行う関連会社は、金融関連システムの開発においてノウハウを蓄積しており、本規制のために証券会社のシステム開発において制限があることにより、海外金融機関と比較して競争上著しく不利となる恐れがある。	都銀懇話会	金融庁	・現行制度上、ファイアウォール規制の例外として、「内部の管理及び運営に関する業務を行う部門」から非公開情報が漏えいしない措置が的確に講じられている場合に限り、「内部の管理及び運営に関する業務」に必要な情報の授受が認められています(金融商品取引業等に関する内閣府令153条1項7号り、154条4号り)。「内部の管理及び運営に関する業務」には、「損失の危険の管理に関する業務」などが含まれています(金融商品取引業等に関する内閣府令153条3項)。 ・システム開発の位置付けについては、平成18年9月1日「証券会社の行為規制等に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令(案)及び証券会社向けの総合的な監督指針の一部改正(案)に対するパブリックコメントの結果について」(別紙1のNo.3)において、システム開発も「電子情報処理組織の保守及び管理に関する業務」に含まれるとの考えが示されています。これは旧法(証券会社の行為規制等に関する内閣府令)下の解釈ですが、システム開発が「電子情報処理組織の保守及び管理に関する業務」に当たることは現行制度下でも同様と考えられます。	金融商品取引業等に関する内閣府令第153条第1項第7号り・ト、第3項、154条第4号り・ト 金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針Ⅳ－3－1－4	現行制度下で対応可能	・トレーディング業務の市場リスク・信用リスク(含むXVA)の管理は、一般に「損失の危険の管理に関する業務」として「内部の管理及び運営に関する業務」に当たるものといえますので(金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針Ⅳ－3－1－4(3)②)、そのために必要な情報の授受についてファイアウォール規制の例外が認められることは既に明確になっています。他方で、この例外は内部管理部門から非公開情報が漏えいしない措置が的確に講じられていることを前提にしており、内部管理のみを行う部門以外の部門についても当該例外の適用があることを条文上明確化することは困難と考えます。もっとも、「内部管理部門」の職員の範囲は、部門の名称で限定されるものではなく、各職員の業務の実態に応じて判断されるべきものと考えられており(平成21年1月30日「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針の一部改正(案)に対するパブリックコメントの結果等について」(別紙1の52頁))、それは金融商品取引業等に関する内閣府令153条3項においても同様といえますので、ご提案のようなリスク管理業務の管理が同条の例外に該当するか否かも個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。 ・システム開発は「電子情報処理組織の保守及び管理に関する業務」に当たると考えられますので、それを条文上明記する必要はないものと存じます。	
433	令和4年1月11日	令和4年7月20日	金融関連業務会社で営むIT関連業務に係る規制の見直し	・銀行/銀行持株会社の保有する金融関連業務会社では、データの処理・伝送業務や、プログラムの作成・販売を営むことができる。他方、データ処理等の対象となるデータやプログラム作成等の対象となるプログラムが「主として」「①銀行持株会社・子会社対象会社に該当する会社の業務に関するもの」または「②事業者等の財務に関するもの」であることが必要。 ・「事業者等の財務に関するもの」の対象範囲を拡充いただきたい(例えば①事業者等の「経営の改善に寄与するもの」あるいは「生産性の向上に資するもの」等の追加、または②「財務」を「財務等」とする、等)。	・現代の経営環境下、金融機関や事業者問わず、業務効率化や生産性向上に関してはいっそう重要な経営課題となっている。国においてはデジタル庁が発足し、さらなる取組みの加速化を進めていく中、国全体のデジタル化を強力に推進するうえでは、金融機関における事業者支援の取組みの重要性もさらに増してくるものと考えられる。金融機関が事業者の本業支援を進める中では、デジタル化による生産性の向上等への課題認識を持ちながらも、主体的に企画・導入を進めるための人材が十分でない等の理由により対応が後手に回っているとの声も聞かれる状況。本規制緩和要望が実現すれば、中小企業含め、広く事業者との取引を有する銀行グループの支援により、事業者の業務効率化や生産性向上を促すことが期待できる。 ・具体的には金融関連業務子会社が、金融機関に対して業務効率化や生産性向上を目的として培ったデータ処理業務等やソフトウェア開発等のノウハウを、銀行グループと取引のある事業者に提供することや、金融機関によるコンサルティング等を通じて確認された事業者の経営課題に対して、具体的なソリューションとしてプログラムの販売等を行うことを想定。 ・現法制下では、事業者の財務以外に関するデータ処理業務等やソフトウェア開発等については主と業務として営むことが出来ないことから、事業者への提案に際しては、金融機関や事業者の財務に関するデータ処理業務等やソフトウェア開発等の売上金額を見据えながらの対応とならざるを得ない状況。	都銀懇話会	金融庁	銀行の子会社が営むことが出来る業務の範囲は、法令において規定されています。そのうち、金融関連業務会社が営むことのできる業務は、「銀行業に付随し、又は関連する業務」(銀行法第16条の2第2項第2号)として、銀行法施行規則第17条の3第2項に列記する事項とされています。	銀行法第16条の2第1項、第2項第2号 銀行法施行規則第17条の3第2項第18号、第18号の2	対応不可	金融関連業務会社が営むことのできる業務は、「銀行業に付随し、又は関連する業務」(銀行法第16条の2第2項第2号)であることから、銀行法施行規則第17条の3第2項第18号及び第18号の2は、銀行グループの業務に関するものに加えて、事業者等の「財務」に関するものを取り扱うこととして、銀行業との付随性・関連性を確保しているものであり、対応は困難です。 なお、「財務」以外に関するものの取扱いは、例えば一定の銀行業高度化等会社(銀行法施行規則第17条の4の3)において行うことが考えられます。	
434	令和4年1月11日	令和5年4月26日	商業銀行によるセキュリティートークン(電子記録移転有価証券表示権利等)取扱い	【銀行法等】STにつき、銀行がカストディ業務(保管)を行うことは、有価証券の保護預かりおよびそれに付随する業務として、または登録金融機関業務としての有価証券等管理業務として許容されていることの確認、明確化【振替法】STを含めること。或いは振替法と同等の効果のある法制整備【会社法等】STに於ける第三者対抗要件の具備に関する明確化【租税特措法】上場株式等について、振替法上の口座管理機関である証券会社等が源泉徴収義務者・支払の取扱者となる特措法規定が、STについても同様である旨の明確化 【外為法等】STに係る外為報告や支払調書等の提出に於いて、既存証券と同等の提出義務を追うことの明確化	・情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律(令和2年5月1日施行)により金商法が改正され、金融機関によるSTの取扱いが可能となった。一方、現時点(令和3年7月1日現在)で、日本STO協会に正会員として登録している金融機関は、証券会社(金融商品取引業者)と信託銀行のみであり、2021年にSTを発行した実績も証券会社と信託銀行に留まっている。 ・欧米を中心に企業の資金調達は(不正取引等の問題が残る)ICOから関連法整備の行われたSTOへと移行して来ており、これまで証券化の難しかった資産についても、トークン化することで個人投資家等への販売が可能となっている。 ・日本に於いても、2022年春には大規模な私設取引所(PTS)の設立(ODX)が予定されるなど、セカンダリー市場やグローバルな対日市場投資に向けての整備が急ピッチで進んでいる。 ・米国に於いては、既に関連法整備が進み、暗号資産やSTの発行、決済、保管等について、商業銀行や投資銀行による参入が相次いでいる。日本に於いても本件の関連法整備は急務。	都銀懇話会	金融庁 財務省	【金融庁】 ・いわゆる「セキュリティートークン(ST)」に係る法令の適用関係は、それぞれの権利ごとに個別具体的に判断する必要がありますが、金融商品取引業等に関する内閣府令に定められる「電子記録移転有価証券表示権利等」もいわゆる「セキュリティートークン(ST)」に含まれると考えられます。 ・「電子記録移転有価証券表示権利等」については、銀行法では銀行が営むことのできる付随業務として「有価証券の保護預り」が規定されています。 ・いわゆる「セキュリティートークン(ST)」が社債や株式等の権利を表示している場合、社債等振替法上の振替機関として指定を受ける者は振替社債や振替株式等の振替に関する業務を行うことができます。 ・いわゆる「セキュリティートークン(ST)」の譲渡の第三者対抗要件については、その権利の内容に応じて会社法や民法等が適用され得ます。 【財務省】 ・一般に、いわゆる「セキュリティートークン(ST)」に係る法令の適用関係は、それぞれの権利ごとに個別具体的に判断する必要があると認識していますが、外国為替及び外国貿易法においては、居住者と非居住者の間で証券の取得・譲渡が行われた場合、当該取引に係る支払、資本取引、外国為替業務に関する事項について、一定の場合には事後に報告を行う義務が課せられています。	【金融庁】 銀行法第10条第2項第10号 金融商品取引法第2条第1項・第2項、第2条第8項第16号・17号、第28条第1項第5号、第29条の2第1項第8号、第33条の2 金融商品取引法施行令第1条の12第2号 金融商品取引業等に関する内閣府令第1条第4項第17号、第6条の3 金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条の2第1項に定める社債、株式等の振替に関する法律第2条第1項、第3条、第6条 会社法第 30条、第688条、 民法第467条 信託法第94条 【財務省】 外国為替及び外国貿易法第55条、第55条の3、第55条の7	【金融庁】 検討を予定	【金融庁】 ・いわゆる「セキュリティートークン(ST)」に係る法令の適用関係は、それぞれの権利ごとに個別具体的に判断する必要があります。その上で、「電子記録移転有価証券表示権利等」については、銀行が銀行法上の「有価証券の保護預り」の範囲においてこれらのカストディ業務を営むことは現行制度上可能であると考えられます。なお、金融商品取引法上の登録を受けた銀行(登録金融機関)は、登録金融機関業務として「電子記録移転有価証券表示権利等」の預託を受けることも可能です(ただし、電子記録移転有価証券表示権利等のうち、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条の2第1項に定める場合に該当するものについて、登録金融機関が預託を受けることはできません。)。 ・いわゆる「セキュリティートークン(ST)」に係る権利は様々なものがあると考えられます。これらのうち、振替機関は現行制度上、株式・社債・信託受益権・新株予約権等の幅広い権利を取扱うことができます。一方、これら以外の権利を新たに振替制度の対象とすることについては、権利ごとのニーズも踏まえて個別具体的に検討する必要があります。 ・また、「電子記録移転有価証券表示権利等」に該当するものを含め、券面不発行の記名社債については、取得者の氏名、住所等を社債原簿(電磁的記録をもって作成することも可能です。)に記載等することによって第三者対抗要件が具備されることが、会社法上規定されています。また、信託受益権の場合には信託法、それ以外の債権の場合には原則として民法の第三者対抗要件の規定が適用されます。 【財務省】 ・一般に、いわゆる「セキュリティートークン(ST)」に係る法令の適用関係は、それぞれの権利ごとに個別具体的に判断する必要があると認識しています。その上で、外国為替及び外国貿易法に基づく報告については、市場動向の的確な把握及び国際収支統計の作成等を行う観点から求めていることに鑑み、いかなるものについて報告を求めることが適切かについては、当該報告制度の趣旨をふまえ、必要に応じ、必要な見直し及び明確化に係る検討を行ってまいります。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
435	令和4年1月11日	令和4年7月20日	銀行によるスコアリングモデル業務が銀行の固有業務または付随業務として許容されることの明確化	・銀行によるスコアリングモデルの開発・提供といった業務は、銀行法10条1項の固有業務、同条2項各号に例示列挙されている付随業務または同項柱書のその他付随業務の解釈として許容されるかは不明確（2021年の銀行法改正により業務範囲の見直し、付随業務の追加が予定されており、現状、アプリ・ITシステムの外販、広告業務、コンサルディング・ビジネスマッチング等の付随業務が追加予定であるものの、スコアリングモデルの開発・提供といった業務が許容されるかは引き続き不明確） ・銀行によるスコアリングモデルの開発・提供といった業務を、銀行の固有業務または付随業務として許容されることを明確化していただきたい。	・銀行の本業である貸出業務について、多様なデータの蓄積やデータ処理能力の向上、AI等の新技術の進展などにより、審査におけるスコアリングモデルの重要性が増しており、リテールバンキングなどの領域においては、既にスコアリングモデルは銀行の本業と事実上不可分になっているものと考えられる。 ・銀行はスコアリングモデル構築・提供に関する潜在的な高度な情報・技術という経営資源を有しているところ、現状、スコアリングモデル業務が銀行業務として許容されるか否かが不明確であることにより、その経営資源を十分に活用できないばかりでなく、銀行本体での技術・ノウハウの習得・蓄積の機会をも逸している状況。 ・新興国のリテールビジネスにおいても銀行によるスコアリングモデルの開発・導入がスタンダードとなっている中、今次状況が続けば、結果として、グローバルでの競争力をも失う懸念があると思われる。 ・なお、現行法下でもその他付随業務の解釈として、いわゆる4要件を満たす範疇でスコアリングモデルの開発・提供といった業務を行うことも考えられるが、リスクの同質性や余剰能力の活用等の観点から一定の制約があると考えられるもの。 ・スコアリングモデルの高度化は、今次求められている、業務効率化やデジタル・トランスフォーメーションの進展に資するものであり、顧客利便性の向上につながるもの。 ・銀行としてもスコアリングモデルの開発・提供によって、お客さま収益源の多様化を図ることが可能。	都銀懇話会	金融庁	銀行の業務の範囲は、法令においてに規定されている業務に限られています。	銀行法第10条第2項第21号 銀行法施行規則第13条の2の5第3号	現行制度下で対応可能	個別具体的な事案にもよりますが、銀行が開発したスコアリングモデルについて、他の事業者等のために開発・提供する業務は、「他の事業者等のために電子計算機を使用することにより機能するシステムの設計、開発若しくは保守（当該銀行が単独で若しくは他の事業者等と共同して設計し、若しくは開発したシステム又はこれに準ずるものに係るものに限る。）又はプログラムの設計、作成、販売（プログラムの販売に伴い必要となる附属機器の販売を含む。）若しくは保守（当該銀行が単独で若しくは他の事業者等と共同して設計し、若しくは作成したプログラム又はこれに準ずるものに係るものに限る。）を行う業務」（銀行法施行規則第13条の2の5第3号）に該当する余地があるものと考えます。	
436	令和4年1月11日	令和4年2月2日	銀行法と独禁法における出資規制の統一	・平成29年の改正銀行法に伴い、銀行業高度化等会社としての認可を得れば、銀行業の高度化や利用者利便の向上に資する又は資すると見込まれる業務を営む会社を柔軟に銀行法上の子会社、関連会社（以下、「新会社」という）とすることが可能。 ・一方、独禁法では、新会社の株式を保有する主体が「銀行」となる場合、独禁法上の5%ルールに基づき、別途、引き続き独禁法上の審査が必要とされている。 ・銀行業高度化等会社を、独禁法10条2項に規定する他の国内の会社から除くものとして公正取引委員会規則で定める会社に追加し、金融庁の認可をもって、公正取引委員会の審査を不要として頂きたい。	・銀行法と独禁法とは、法の趣旨が異なるとはいえ、類似の規定によって、各当局による二重の審査負担が生じており、直接銀行を監督する金融庁が、事業支配力の過度な拡大等を一括して審査することが効率的。 ・少なくとも、銀行持株会社グループ傘下にある銀行については、対象外にしていただきたい。	都銀懇話会	公正取引委員会	独占禁止法第11条第1項では、銀行業又は保険業を営む会社が他の国内の会社の株式に係る議決権（以下単に「議決権」という。）をその総株主の議決権の5%（保険業を営む会社にあっては10%）を超えて有することとなる場合における議決権の保有等を規制しています。 この制限を超過する議決権の保有等は、あらかじめ公正取引委員会の認可を受ける必要があり（同項ただし書）、認可制度の運用において、申請会社による当該議決権の保有等の必要性、当該議決権の保有等による申請会社の事業支配力増大のおそれの有無及びその程度、並びに株式発行会社の属する市場における競争への影響を考慮して、認可の可否が判断されることとなります。	独占禁止法第11条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第10条第3項に規定する他の国内の会社から除くものとして公正取引委員会規則で定める会社を定める規則	対応不可	独占禁止法第11条の規制の趣旨は、銀行等が一般の事業会社と結び付くことによる競争上の問題を防止することにあるため、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第10条第3項に規定する他の国内の会社から除くものとして公正取引委員会規則で定める会社を定める規則で規定する会社は、特定目的会社及び金融に関連する業務を営む会社に限られています。これに対し、情報通信技術その他の技術を活用した当該銀行の営む銀行業の高度化若しくは当該銀行の利用者の利便の向上に資する業務若しくは地域の活性化、産業の生産性の向上その他の持続可能な社会の構築に資する業務又はこれらに資すると見込まれる業務を営む会社（以下「銀行業高度化等会社」という。〔銀行法第16条の2第1項第15号〕）には、一般の事業会社も含まれます。 このような事情を踏まえると、銀行持株会社グループ傘下にあるかどうかとは関係なく、銀行業高度化等会社の議決権をその総株主の議決権の5%を超えて保有等しようとする場合、当該保有等による事業支配力増大の有無及び株式発行会社の属する市場における競争上の問題の発生のおそれの有無について、認可制度を通じて審査される必要があります。 また、銀行法と独占禁止法は法の趣旨が異なるため、認可にあたっての審査の内容が異なり、銀行等による事業支配力の過度の集中等の防止という独占禁止法第11条の規制趣旨の観点から当委員会が審査をする必要があります。	
437	令和4年1月11日	令和4年7月20日	子会社対象会社でない会社をグループ内に有する企業を買収する際の、業務範囲規制の適用猶予	・「銀行」又は「銀行持株会社」が、現に子会社対象会社以外の外国の会社を子会社としている「銀行業を営む外国の会社」等を子会社とすることにより子会社対象会社以外の外国の会社を子会社とする場合、当該子会社対象会社以外の外国の会社に対しては、銀行法上の業務範囲規制が5年間猶予される。 ・一方で、国内においては外国の会社を子会社とする場合とは異なり、業務範囲規制の猶予期間はなく、買収時に、子会社対象会社の業務以外の業務について、銀行法の業務範囲規制を一定期間（例えば、5年間）猶予して頂きたい。	・買収対象となる会社が子会社対象会社（または子会社対象会社を主たる子会社とする持株会社）であったとしても、その買収対象会社の子会社等において、銀行及び銀行持株会社の子会社が営むことができる業務以外の業務を一部でも営んでいる場合は、買収そのものが認められない。 ・ そのため、現行法の下でこのような企業を買収する場合は、買収時までの当該事業の撤退や売却を条件として入札せざるをえず、同制限のない国内銀行グループ以外の企業対比入札条件が不利となるほか、銀行グループの柔軟かつ機動的な買収戦略の阻害要因となっている。 ・また、経済・社会全体のデジタル化が加速し、銀行業以外の民間事業者においても、ブロックチェーンやAI等の技術革新やオープンAPIを活用した多様な金融商品・サービスの提供が進んでいることに加え、国外においては経済成長を促す観点からデジタル金融サービスによって金融包摂を進める動きも見られる。かかる状況において、国内銀行グループにおいてはインオーガニックな手段（買収）によってデジタルイノベーションを促進していく機会も増えているなかで、足下では、外国のITプラットフォーマーによる国内決済サービス事業者を買収する事例も見られ、銀行法が阻害要因となって銀行による入札条件が劣位するなど、将来的には国内の有望な金融関連事業者が海外企業に買収される機会が増加する虞もある。	都銀懇話会	金融庁	銀行及び銀行持株会社の子会社の業務範囲は、法令において規定されている業務に限られています。 銀行の一般事業会社の議決権の保有については、上限規制（本体とその子会社で合算5%以下）が課せられています。 また、銀行持株会社の一般事業会社の議決権の保有については、上限規制（銀行持株会社とその子会社で合算15%以下）が課せられています。	銀行法第16条の2第1項、第16条の4第1項、第52条の23第1項、第52条の24第1項	対応不可	業務範囲規制や議決権取得等制限をはじめとする銀行制度等のあり方については、2020年9月より金融審議会「銀行制度等ワーキング・グループ」において審議が行われ、同年12月に報告書がとりまとめられました。 2021年3月には、同報告書において提言された制度改正に関する法案を国会に提出し、同法案は同年5月に成立、関連政省令を含めて同年11月に施行されたところ、まずはその実施状況をフォローアップした上で検討する必要があるため、直ちに措置することは困難です。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
438	令和4年1月11日	令和4年2月2日	グループ会社による事業性融資の保証業務の解禁	・銀行等の子会社が営むことの出来る業務から除かれる業務として、「債務の保証のうち、銀行（持株会社）の子会社、子法人等および関連法人等による事業者に対する事業性資金に関するもの」と規定されている。そのため、グループ会社間の事業性融資の保証業務は取り扱うことができない。 ・グループ会社が独自に開発したモデルを活用して、従来銀行が貸出し難かった零細企業や個人事業主に対して財務情報に依存しない柔軟なファイナンスの提供を可能とする観点から、グループ会社による事業性融資の保証業務を解禁いただきたい。	・事業法人との貸出取引に関して、銀行と、グループ会社のクレジットカード会社やコンシューマーファイナンス会社とでは、伝統的に顧客層が異なり、後者の会社では、零細企業や小規模事業者などとも多数取引を行っているため、取引歴や代表者の属性などをスコアリングして信用力、リスクを評価して貸出する与信ノウハウが蓄積されている。 ・グループ会社間の事業性融資保証が可能となれば、こうしたグループ内の金融子会社が独自に蓄積した与信ノウハウ等を活用して、財務情報に依存しない柔軟なファイナンスが可能となるもの。	都銀懇話会	金融庁	銀行及び銀行持株会社は、子会社対象会社以外の会社を子会社とすることはできません。（銀行法第16条の2、第52条の23、同法施行規則第17条の2、第17条の3、第34条の16） 貸付金担保の評価等に係る子会社対象会社としては、担保評価・管理会社（他の事業者の行う資金の貸付けその他の信用供与に係る債権の担保の目的となる財産の評価、当該担保の目的となっている財産の管理その他当該財産に関し必要となる事業を行う業務を行う会社）が認められています。（銀行法施行規則第17条の3第1項第9号、第34条の16第2項第9号）	銀行法施行規則第17条の3第1項第9号、第34条の16第2項第9号 銀行法施行規則第十七条の三第二項第三号及び第三十八号の規定に基づく銀行等の子会社が営むことのできる業務から除かれる業務等を定める件第1条第1項	検討を予定	現行制度上、銀行等が、当該銀行等が供与する事業性ローンに対し保証を行う会社を子会社とすることは、銀行等グループとしてのリスク管理の適切性や経営の健全性等の点から、原則として禁止しています。 このため、当該規制の解禁については、事業性融資についてグループ会社により保証が行われる場合の銀行・保証を行う子会社間の融資審査のあり方やグループベースでのリスク管理態勢の構築状況等を踏まえて、慎重に検討する必要があります。	
439	令和4年1月11日	令和4年2月2日	グループ会社の事業性借入に対する親会社による債務保証の許容	・現状、銀行等の子会社が営むことのできる業務から除かれる業務として、「債務の保証のうち、当該銀行並びに当該銀行及びその銀行持株会社の子会社、子法人等及び関連法人等による事業者に対する事業の用に供する資金に関するもの」が規定。 ・銀行持株会社の子会社等の子会社（＝事業者）がグループの銀行から事業性借入を行うにあたり、銀行持株会社の子会社等がその親会社として通常の債務保証をお行うことも禁止される懸念があり、「事業者」の範囲から、「当該銀行又は当該銀行持株会社の子会社等がその子会社等の債務の保証を行う場合における当該子会社等」を除外頂きたい。	・本告示の趣旨は、住宅ローンのように商品性や債務者の適格性が規格化されていない事業性融資について、銀行のグループ会社が業として債務保証することにより、銀行の融資規律が弱まり、銀行グループとしてのリスク管理の適切性や経営の健全性に懸念が生じることを未然に防止するものと理解。 ・一方、企業の一般的な資金調達において自らの子会社の借入に対して親会社が債務保証し信用補完を行うことは元来広く行われているものであるところ、銀行グループの子会社等が同様の目的で親会社としての債務保証を行うことまで禁止することは、法が意図するものではないように思われる。 ・平成10年の本邦告示制定以降の動きとして、子会社等が進出する海外の一部法域においては、本邦とは逆に、新たに制定された現地法令により親会社保証等の差入れが必要となる場合が生じているところ、たとえ親会社としての通常の債務保証であってもグループ会社間の事業性融資の保証を認めないことは、親会社による信用補完が必要な海外現法の設立時やビジネス拡大時において資金調達の制約となり得る。 ・現在、本邦大手金融機関グループでは、銀行のみならず、金融関連業務子会社であるリース会社やコンシューマーファイナンス会社等でもグローバル化を進めており、かかる展開を後押しする観点からも、「事業者」と一律に禁止するのではなく、法の趣旨に照らした例外や射程の明確化・柔構造化をご検討いただきたい。	都銀懇話会	金融庁	銀行及び銀行持株会社は、子会社対象会社以外の会社を子会社とすることはできません。（銀行法第16条の2、第52条の23、同法施行規則第17条の2、第17条の3、第34条の16） 貸付金担保の評価等に係る子会社対象会社としては、担保評価・管理会社（他の事業者の行う資金の貸付けその他の信用供与に係る債権の担保の目的となる財産の評価、当該担保の目的となっている財産の管理その他当該財産に関し必要となる事業を行う業務を行う会社）が認められています。（銀行法施行規則第17条の3第1項第9号、第34条の16第2項第9号）	銀行法施行規則第17条の3第1項第9号、第34条の16第2項第9号 銀行法施行規則第十七条の三第二項第三号及び第三十八号の規定に基づく銀行等の子会社が営むことのできる業務から除かれる業務等を定める件第1条第1項	検討を予定	現行制度上、銀行等が、当該銀行等が供与する事業性ローンに対し保証を行う会社を子会社とすることは、銀行等グループとしてのリスク管理の適切性や経営の健全性等の点から、原則として禁止しています。 このため、当該規制の解禁については、事業性融資についてグループ会社により保証が行われる場合の銀行・保証を行う子会社間の融資審査のあり方やグループベースでのリスク管理態勢の構築状況等を踏まえて、慎重に検討する必要があります。	
440	令和4年1月11日	令和4年7月20日	店舗等事業用不動産に係る賃貸業務規制の緩和	・銀行が事業用不動産の賃貸等を行う場合、「その他の付随業務」の範疇にあたるか否かの判断基準が規定。平成29年9月の主要行向けの総合的な監督指針V-3-2(4)改正により、グループ会社に対して行う不動産賃貸が「その他の付随業務」の範疇となったほか、公共的な役割を有していると考えられる主体からの要請に伴う不動産賃貸は可能となったが、引続き、事業用不動産を第三者に賃貸すること等によるスペース有効活用に対する制約は大きい。 ・公共的な主体等からの要請に限らず、グループ会社以外の第三者への賃貸を解禁いただきたい。また、それに伴う不動産投資（建替え・改修等）を許容いただきたい。	・超低金利の一層の深掘りが検討される等、経営環境も一段と厳しさを増す中、お客さまニーズの多様化やデジタル化等の進展、営業時間や休日規定、複数銀行による共同運営等の店舗に関する規制緩和を背景に今後、異業種や銀行同士の新しい共同店舗等、従来型店舗に囚われない様々な先進的店舗の展開を想定している状況。然る状況下、店舗統廃合やそれに伴う移転・建替等店舗再編による事業用不動産を巡る動きが活発化しつつある一方、引続き一般事業法人同様の柔軟な賃貸を行なえない状況に変わり無く、主に以下2点の具体化を企図したときに障壁となっているもの。 ①例えば、デジタル化等の進展を見据えた親和性の高い異業種との同居による店舗バリューアップとそれによるお客さま利便性・サービスの向上や収益の向上 ②商業店舗等との同居による地域の賑わい・街づくり（景観）への貢献 ・特に建替時に店舗部分に加えて、①②を前提にそれ以外のスペースの賃貸が可能となることで、①②の効果享受とそれによる先進的店舗の展開加速が可能。 ・現法制下では、上述の通り店舗統廃合や働き方改革等により発生する余剰スペースあるいは土地・建物に対して取り得る方法が極めて限定的であり、我々銀行はもとより地域・顧客にとっても必ずしも有効活用出来ていない。不動産賃貸業そのものを規制せずとも自己資本に応じた投資規制などにより銀行の健全性確保（他業リスク排除）は可能と考えられ、柔軟な不動産活用により、顧客利便性の向上や地域活性化に繋げて参りたい。	都銀懇話会	金融庁	銀行による保有不動産の賃貸については、その他の付随する業務（銀行法第10条第2項）として、賃貸の規模等一定の要件のもとで行うことが可能となっております。また平成29年9月の監督指針の改正により、自治体等の公共的な役割を有する主体からの要請に基づき賃貸を行う場合には、地方創生や中心市街地活性化の観点から、保有不動産の賃貸の規模や期間について柔軟に判断しても差し支えないことといたしました。	主要行等向けの総合的な監督指針Ｖ－３－２(4) 中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針Ⅲ－４－２(4)	検討を予定	保有不動産の賃貸に係る要件については、他業を営むことによるリスクの遮断、銀行業務に専念すること等による銀行等の経営の健全性確保といった他業禁止の趣旨を踏まえ、銀行等が、最大限、地域企業の価値向上や地域経済の活性化に貢献できるよう、引き続き検討を行います。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
441	令和4年1月11日	令和4年7月20日	新しい店舗の在り方やコミュニティハブ化推進のための、銀行保有不動産の賃貸要件緩和	・銀行の「その他の付随業務」における不動産賃貸規制に関して、当局から「第三者賃貸が認められない具体的目線・事例」を予め示しておくことで予見可能性・機動性を高め、それに該当しない限りは、個別申請なしに公共要請等のないグループ会社以外の第三者への賃貸が実施可能となるよう規制を緩和いただきたい。 例）賃貸先が公序良俗に反したり、銀行の公共性に反するものでない限りは可能 例）銀行が不動産を新規・大規模に取得し賃貸業を展開するのではなく、構造改革・建替えの過程で発生する余剰・付随スペースについては可能 例）公共要請がなくとも、賃貸先が学童保育や高齢者支援施設など公共性が明らかである　等	・昨今のデジタリゼーションの進展・消費者ニーズの変化や銀行来店者数の減少等に対応するため、各銀行は、デジタル化時代に相応しい新しい店舗網構築に注力している。そのなかで既存店舗の統廃合やそれに伴う移転・新設など、店舗を巡る動きが活発になることが想定される。 ・このような展望を踏まえ、現状、売却・処分できない遊休不動産に加え、業務効率化・店舗軽量化等により発生した現店舗の余剰スペースや、老朽化店舗等の建替時に能動的に生み出した余剰スペースについても、公的要請等の有無に係らず、第三者への賃貸が可能となれば、地域のにぎわい創出・地域創生、持続可能な社会に向けた多様な貢献に繋がる他、店舗維持コスト低減にも資するもの。 ・また、容積未消化の自己所有ビルの建替えにあたって、自己利用部分の面積に制限されず、余剰区画の第三者への賃貸が可能となることで、銀行が抱える築古物件の建替えが進み、地域のにぎわい創出・地域創生に繋がるもの。	都銀懇話会	金融庁	銀行による保有不動産の賃貸については、その他の付随する業務（銀行法第10条第2項）として、賃貸の規模等一定の要件のもとで行うことが可能となっております。また平成29年９月の監督指針の改正により、自治体等の公共的な役割を有する主体からの要請に基づき賃貸を行う場合には、地方創生や中心市街地活性化の観点から、保有不動産の賃貸の規模や期間について柔軟に判断しても差し支えないことといたしました。	主要行等向けの総合的な監督指針Ⅴ－３－２（４） 中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針Ⅲ－４－２（４）	検討を予定	保有不動産の賃貸に係る要件については、他業を営むことによるリスクの遮断、銀行業務に専念すること等による銀行等の経営の健全性確保といった他業禁止の趣旨を踏まえ、銀行等が、最大限、地域企業の価値向上や地域経済の活性化に貢献できるよう、引き続き検討を行います。	
442	令和4年1月11日	令和4年7月20日	デジタル時代の顧客接点拡充に向けたチャネル規制への見直し	・銀行の営業日の柔軟化（曜日に捉われない営業スタイルの確立）。 ・銀行の営業時間の柔軟化（顧客のライフスタイルに合わせた自由な営業時間設定の許容）。 ・国内における支店等の設置等に係る規制の廃止。	・産業のあらゆる分野でコンピュータが用いられ、インターネットで世界中が繋がるように、デジタル技術が様々な分野で活用される時代となった。個人においてもスマートフォンの保有世帯の割合が約8割まで増加する等、人々の生活に欠かせないものとなっている。銀行の提供するサービスについても、デジタル技術の進展とともに変容してきており、一部では曜日、時間、場所に関わらず利便性の高いサービスが見られるようになってきている。 ・他方、既存の店舗を前提とした事業展開から脱却し、いっそう顧客利便性の高い総合的なチャネル展開を進め、デジタル時代をフォワードルックに見通して新たな銀行像を形成していく上では、規制面からも後押しする必要がある。技術革新等の環境変化の速度がいっそう加速していく昨今の状況に鑑みれば、ルールベースで詳細まで規定する現在の規制体系を、プリンシプルベースで金融機関の自律的な取組みを促す規制体系に変革することで、顧客本位の店舗運営を深化していく契機とすることが重要であると考えられる。 ・一般事業法人は、基本的に自社の経営判断において自由に営業日、営業時間、店舗のあり方について戦略展開を図ることが可能であり、デジタル戦略と合わせた総合的な経営資源配分を自由度高く行うことができるが、銀行においても、より柔軟な店舗戦略を可能とする規制とすることで、リアルチャネルとデジタルチャネルを組み合わせ、総合的に顧客利便性を高めるチャネル戦略を実現するための経営資源配分を実現することが可能となる。	都銀懇話会	金融庁	銀行の休日、営業時間、その営業所の臨時休業等については法令に定めがあります。 また、国内における支店等の設置、位置の変更等をしようとするときは、内閣総理大臣に届け出ることとされています。	銀行法第８条第１項、第15条、第16条 銀行法施行令第５条 銀行法施行規則第15条、第16条、第17条	対応	銀行の営業所の臨時休業等に係る法令の定めは、銀行業務の高い公共性に鑑みたものであることから、当該観点から慎重に検討する必要があります。 その上で、銀行監督上の必要性等を踏まえた見直しを行い、本年７月15日に「銀行法施行令等の一部を改正する政令」及び「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」等を公布しました。	
443	令和4年1月11日	令和4年6月27日	保険募集時の制限に関わる規制の撤廃	・下記規制の撤廃、若しくは認知症保険・介護保険に係る下記規制の撤廃、又は、第二分野の保険商品の保険募集制限先規制、タイミング規制及び知りながら規制の撤廃。 ■ 銀行が事業性融資を行っている企業の代表者等に対する、募集に係る手数料を収受した、第3次解禁商品等の保険募集の禁止。 ■ 事業性融資の担当者による第3次解禁商品や全面解禁商品の保険募集の禁止。 ■ 事業性融資を申込中の顧客に対する第3次解禁商品等の保険募集の禁止。 ■ 銀行の保険募集制限先規制またはタイミング規制に該当することを知りながら、銀行のグループ会社等が第3次解禁商品・全面解禁商品を募集することの禁止。	・以下の場合等、顧客本位の商品・サービスの提供ができなくフィデューシャリーデューティー（FD）に反する。 ①銀行との融資取引に無関係な一般従業員も規制され、顧客の自由な商品・サービス選択を阻害 ②顧客の自由意思に基づく保険加入が阻害され、責任開始の遅れによる重大な不利益を顧客が被る可能性 （例えば、自動車保険については、一般的に自動車リース会社が車両リースと一体的に提供しているが、自動車リース会社が銀行の特定関係者である場合、本規制による実務負担等を考慮した結果、保険を販売できず、結果として、顧客の利便性が阻害されているケースがある。） ・既に優越的地位を不当に利用した保険募集の禁止や、他の銀行取引等に影響を及ぼさないことについての説明義務等が措置されており、本規制は過剰。 ・形式的な弊害防止措置を行うことで、これを担保しようとする銀行側の取組みに過度の負担がかかり、実務上の負担大。 ・加えて、顧客にとっても、専業の保険代理店より顧客に関する情報を豊富に取得することの多い銀行で募集を行うことで顧客本位の良質なサービスをワンストップで享受可能。	都銀懇話会	金融庁	銀行等による保険販売については、保険契約者等の保護を図りつつ、利便性の向上を目指す観点から次のような弊害防止措置が設けられています。 ・非公開情報保護措置 ・融資先販売規制 ・タイミング規制 ・担当者分離規制 ・預金との誤認防止措置	保険業法施行規則第212条、同第234条第１項等	検討を予定	銀行等による保険募集規制については、保険契約者等の保護を図りつつ利便性の向上を目指す観点から設けているものです。 弊害防止措置については、モニタリング結果や関係者からのヒアリングを踏まえ、平成23年９月７日付で関係内閣府令等を改正し、 ・融資先募集規制の対象商品から一時払終身保険等を除外するほか、 ・預金との誤認防止措置について、実効性確保のための措置を講じる 等の見直しを行ったところであり、平成24年４月１日から施行されています。 銀行等による保険募集の状況については、引き続き実態把握に努め、今後の弊害防止措置等の見直しについては、必要が生じた場合に行うこととしています。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
444	令和4年1月11日	令和4年6月27日	保険募集時の制限にかかわる規制の撤廃（スマートフォンアプリ等を通じた非対面募集時限定）	・スマートフォンアプリ等を通じた非対面での募集時における下記規制の適用除外。 ・もしくは圧力販売への誘引が乏しい商品性を持つ保険商品の下記規制の適用除外。 ■ 保険募集制限先規制 ■ タイミング規制 ■ 知りながら規制 ■ 構成員契約規制 ■ 上記各種規制の対象先に該当するかどうかの確認業務等にかかる説明、ならびに影響遮断措置についての説明等、募集開始前・開始後に拘らず書面の交付により実施しなければならない各種手続	・規制の趣旨は銀行の圧力販売防止であるところ、圧力販売の発生し得ない営業プロセス（ウェブページやスマートフォンアプリ等による完全非対面での募集行為）によりお客さまが銀行を通じた保険加入を希望した場合にも上記各規制を適用するのは、本来提供されるべき金融サービスを提供できないとの観点で、顧客本位の業務運営（フィデューシャリーデューティー）に反する。 ・また、FinTech進展により、スマートフォンアプリ等を通じた非対面での金融サービス提供が主流となる中、影響遮断措置の説明等、書面による手続を強制する規制は、極めて非合理。 ・加えて、非対面での保険募集の中心となる第二分野・第三分野の保険商品は、その他の保険商品と比して契約期間が短期間かつ比較的少額で保険契約対象が明確であり、保険金額の上限が設定されることを踏まえると、信用供与の条件とした保険募集や優越的地位を不当に利用した保険募集は認められない状況下、本規制を措置することは過剰である。 ・新型コロナウイルス感染症の影響により、ペーパーレス、デジタル化がいっそう求められる情勢下、本件適用除外により非対面で利便性の高いサービス提供を促すことは、社会的要請にも適うものと考えられる。規制改革推進会議「規制改革推進に関する答申～デジタル社会に向けた規制改革の「実現」～」（令和3年6月1日）においては、「デジタル時代に向けた規制・制度の見直しを進め、経済成長、国民の生産性・効率性の向上、個のエンパワーの実現につなげていく必要がある」とし、「デジタル規制改革を更に加速していくことが重要」とされている。	都銀懇話会	金融庁	（弊害防止措置） 銀行等による保険販売については、保険契約者等の保護を図りつつ、利便性の向上を目指す観点から次のような弊害防止措置が設けられています。 ・非公開情報保護措置 ・融資先販売規制 ・タイミング規制 ・担当者分離規制 ・預金との誤認防止措置 影響遮断措置についての説明等、保険募集時に銀行等が保険契約者等に対し実施しなければならない手続において、書面の交付に代えて、顧客の承諾を得たうえで電磁的方法による説明事項の提供を可能とする「保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令」、「保険会社向けの総合的な監督指針」等の改正を行いました（令和3年1月21日公布・施行）。 （構成員契約規制） 企業が、生命保険会社と募集代理店契約を締結して生命保険商品の募集を行う場合、従業員への圧力募集等を防止する観点から、当該企業及びその企業と密接な関係を有する者（法人）の役員・従業員に対する保険募集は一部の保険商品を除き禁止されています。	保険業法第300条第1項第9号 保険業法施行規則第212条、同第227条の2、同第234条第1項及び第4項、同第234条の21の2等	検討を予定	（弊害防止措置） 銀行等による保険募集規制については、保険契約者等の保護を図りつつ利便性の向上を目指す観点から設けているものであり、非対面での保険募集時においても同様です。 弊害防止措置については、モニタリング結果や関係者からのヒアリングを踏まえ、平成23年9月7日付で関係内閣府令等を改正し、 ・融資先募集規制の対象商品から一時払終身保険等を除外するほか、 ・預金との誤認防止措置について、実効性確保のための措置を講じる 等の見直しを行ったところであり、平成24年4月1日から施行されています。 銀行等による保険募集の状況については、引き続き実態把握に努め、今後の弊害防止措置等の見直しについては、必要が生じた場合に行うこととしています。 （構成員契約規制） 生命保険契約の長期性、再加入困難性等に鑑み設けられている規制であり、非対面での保険募集時においても同様です。その趣旨を踏まえつつ、引き続き慎重に検討を行う必要があります。	
445	令和4年1月11日	令和4年6月27日	生命保険の募集に関わる構成員契約規制の撤廃	・企業が生命保険会社と募集代理店契約を締結して生命保険商品の募集を行う場合、従業員への圧力等を防止する観点から、当該企業及びその企業と密接な関係を有する者（特定関係法人）の役員・従業員に対する保険募集を禁止。 ・上記規制（構成員契約規制）を撤廃いただきたい。 ・上記規制については、損害保険や第三分野商品では規制がなく、生命保険だけに適用される規制であり、妥当性を欠く。 ・平成9年の行政改革委員会「最終意見」において、「構成員契約規制は妥当ではなく、廃止すべきである。」と勧告され、その後も後身の会議において検討が求められているにもかかわらず、20年以上にわたって措置されていない。	・以下の場合等、顧客本位の商品・サービスの提供ができなくフィデューシャリーデューティー（FD）に反する。 ①構成員契約規制は、優越的地位の濫用や圧力募集の防止を目的として設けられた規定であるが、その実態に係らず、事前かつ一律に募集を禁止する過剰規制。形式基準のため、顧客申出による場合も保険の販売が出来ず、顧客の自由な商品・サービス選択を阻害。 ②金融コングロマリット化が進み、資本提携先が多くなるほど、規制対象先が増加することになり、金融サービス機能の充実を阻害している。 ③顧客の自由意思に基づく保険加入が阻害され、責任開始の遅れによる重大な不利益を顧客が被る可能性がある。 ・規制対象となる「密接な関係を有する者」（特定関係法人）の範囲が幅広く、直接出資関係のない大企業も含まれるなど、顧客の理解が得られないケースが多い。直近のケースでいうと、従業員1万人超の大企業に対して、銀行から1名業務出向となった場合に、一律特定関係法人とみなされ、当該従業員1万人に対して保険提案が禁止されたケースがある。顧客からの加入ニーズがあっても対応できない等、実態は圧力がかかるはずもない場合にも適用されるため、フィデューシャリーデューティーの観点からも課題。 ・規制対象となる「募集人等の特定関係法人の特定関係法人」や、「募集人等の特定関係法人を特定関係法人とする法人」などは、直接的な取引関係や出資関係がないことが多く、調査負担が極めて重い。	都銀懇話会	金融庁	企業が、生命保険会社と募集代理店契約を締結して生命保険商品の募集を行う場合、従業員への圧力募集等を防止する観点から、当該企業及びその企業と密接な関係を有する者（法人）の役員・従業員に対する保険募集は一部の保険商品を除き禁止されています。	保険業法第300条第1項第9号 同法施行規則第234条第1項第2号 平成10年大蔵省告示第238号 保険会社向けの総合的な監督指針Ⅱ－4－2－2(11)	検討を予定	生命保険契約の長期性、再加入困難性等に鑑み設けられている規制であり、その趣旨を踏まえつつ、引き続き慎重に検討を行う必要があります。	
446	令和4年1月11日	令和4年6月27日	保険募集における非公開情報保護措置の撤廃	・銀行業務に際し知り得た顧客の非公開情報を、顧客の事前の同意なしに、保険募集に利用することは禁止されている。 また、保険募集に際し知り得た顧客の非公開情報を、顧客の事前同意なしに、銀行業務に利用することも禁止されている。 ・非公開情報保護措置については、個人情報保護法に一体化する方向で見直しを行い、保険業法施行規則の規定は撤廃いただきたい。	・銀行が保険を販売する際にのみ適用される規制であり妥当性がない（銀行以外の代理店、例えば証券会社等は対象外。銀行が保険以外の商品を販売する場合は対象外）。 ・すでに個人情報保護法に基づく利用同意を取得しているのにも関わらず、保険募集、商品説明等を行う前に事前同意を取得することは他に例がないこともあり、顧客の理解を得るのが難しい（実務上、保険募集と他の金融サービスの提供を区分することは困難であり、総合的な金融サービスの提供を阻害）。 ・平成29年3月30日に金融庁より公表された「顧客本位の業務運営に関する原則」原則6のとおり、「金融事業者は、顧客の資産状況、取引経験、知識及び取引目的・ニーズを把握し、当該顧客にふさわしい金融商品・サービスの組成、販売・推奨等を行うべき」であり、顧客のライフスタイルの多様化を踏まえ、保有する情報を最大限活用して、顧客の最善の利益を図りつつ、積極的に顧客にふさわしい商品の情報提供を行うべきである。 ・2020年8月の「金融審議会市場ワーキング・グループ報告書」および2021年1月15日に金融庁より公表された「顧客本位の業務運営に関する原則」（改訂版）の原則5のとおり、「複雑又はリスクの高い商品の販売・推奨等を行う場合には、顧客において「投資信託等他の金融商品との比較」を求められているにも関わらず、本制度の対応を挟むことで、他商品に比べ情報提供のタイミングが他商品に劣後し、適切なタイミングでの分かりやすい情報提供の機会が阻害されている。	都銀懇話会	金融庁	銀行等による保険販売については、保険契約者等の保護を図りつつ、利便性の向上を目指す観点から次のような弊害防止措置が設けられています。 ・非公開情報保護措置 ・融資先販売規制 ・タイミング規制 ・担当者分離規制 ・預金との誤認防止措置 保険募集業務以外の業務（融資等）において取り扱う顧客の情報（非公開金融情報）の保険募集に係る業務への利用について、当該業務に先立って書面又は電磁的方法による説明を行い、事前に顧客の同意を得ることなく、保険契約の締結の代理や媒介をすることは禁止されています。また、保険募集において取り扱う顧客の情報（非公開保険情報）を保険募集業務以外の業務に利用する場合も同様です。	保険業法施行規則第212条、同第234条第1項等	検討を予定	銀行等による保険募集規制については、保険契約者等の保護を図りつつ利便性の向上を目指す観点から設けているものです。 弊害防止措置については、モニタリング結果や関係者からのヒアリングを踏まえ、平成23年9月7日付で関係内閣府令等を改正し、 ・融資先募集規制の対象商品から一時払終身保険等を除外するほか、 ・預金との誤認防止措置について、実効性確保のための措置を講じる 等の見直しを行ったところであり、平成24年4月1日から施行されています。 銀行等による保険募集の状況については、引き続き実態把握に努め、今後の弊害防止措置等の見直しについては、必要が生じた場合に行うこととしています。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
447	令和4年1月11日	令和4年6月27日	保険募集時の「知りながら規制」の緩和	・保険募集時の「知りながら規制」について、手数料不受領の場合における募集受付を許容いただきたい。	・特定関係者の「知りながら規制」の趣旨は、銀行等が自ら保険募集できない顧客に対し、特定関係者を利用して保険募集を行うといった「保険募集制限先規制」の潜脱を防止することにあると考えられる。 ・銀行等に対する「保険募集制限先規制」においては、手数料を受領しない場合、不適切な圧力募集が行われることがないとの理由から、特段の事情がない限り手数料を得ないで保険募集を行うことが認められている。 ・募集制限先への不適切な圧力募集を防止する観点から、銀行の特定関係者による保険募集においては募集制限先に対する影響力がより小さいと考えられることから、特定関係者の「知りながら規制」についても、募集に係る手数料を受領しない場合の保険募集を許容頂きたい。 ・顧客とっては、その勤務先に関わらず、他の金融商品（例えば投資信託やファンドラップ）との比較説明を踏まえた商品選択が可能となる等、顧客本位の業務運営の観点でも充実した販売体制の構築に寄与するものである。	都銀懇話会	金融庁	銀行等による保険販売については、保険契約者等の保護を図りつつ、利便性の向上を目指す観点から次のような弊害防止措置が設けられています。 ・非公開情報保護措置 ・融資先販売規制 ・タイミング規制 ・担当者分離規制 ・預金との誤認防止措置 銀行等の特定関係者が、顧客が当該銀行等に係る銀行等保険募集制限先等に該当することを知りながら、規制対象である保険契約の締結又は媒介を行う行為については、禁止されています。	保険業法施行規則第212条、同第234条第１項等	検討を予定	銀行等による保険募集規制については、保険契約者等の保護を図りつつ利便性の向上を目指す観点から設けているものです。 弊害防止措置については、モニタリング結果や関係者からのヒアリングを踏まえ、平成23年９月７日付で関係内閣府令等を改正し、 ・融資先募集規制の対象商品から一時払終身保険等を除外するほか、 ・預金との誤認防止措置について、実効性確保のための措置を講じる 等の見直しを行ったところであり、平成24年４月１日から施行されています。 銀行等による保険募集の状況については、引き続き実態把握に努め、今後の弊害防止措置等の見直しについては、必要が生じた場合に行うこととしています。 銀行等の特定関係者が、顧客が当該銀行等に係る銀行等保険募集制限先等に該当することを知りながら、規制対象の保険契約の締結又は媒介を行う行為を禁止する趣旨は、銀行等による、自らが保険募集できない顧客に対し特定関係者を利用して保険募集を行うといった、融資先への販売規制（保険業法上の規制）の潜脱を防止することです。 銀行等による融資先への販売規制の潜脱については、銀行等の特定関係者が手数料を受領しない場合にも起こり得ることから、手数料を受領しない場合における保険募集の許容については慎重に検討を行う必要があります。	
448	令和4年1月11日	令和4年6月27日	コロナ禍の非対面保険募集の推進を目的とした保険事前同意取得規制及び保険募集時の制限に関わる規制等撤廃	・保険募集時の事前同意取得規制を撤廃いただきたい ・保険募集時の制限に関わる規制を撤廃いただきたい 【制度の現状】 ・銀行が保険を販売する際に以下の規制が課せられている。 （保険募集時の事前同意取得規制） 「非公開金融情報保護措置」 「銀行等の他の取引への影響を与えない説明義務」 （保険募集時の制限に係る規制）「保険募集制限先規制」 「担当者分離規制」「タイミング規制」「知りながら規制」	・足元、コロナの長期化により保障の重要性を改めて考える顧客も多く、保障性ニーズは一層高まっている状況。銀行としても、こうした顧客ニーズに対して、タイムリーに最適な商品・サービスを提供することは社会的使命であり、フィデューシャリーデューティー（FD）の観点からも重要である。然しながら、コロナ下、対面で面談すること自体にリスクを感じる顧客も少なくなく、従来の対面ではなく、非対面での保険募集を希望する顧客も多く存在。銀行でも、顧客本位の営業を実現するべく、保険ニーズのあるお客さまへの非対面でのアプローチを検討しているが、上記規制もあり、スムーズな保険提案の実施が困難。また、特にネット完結のフローを検討する際において、各種規制を担保する開発等で、大きなハードルとなっている状況。 ・非対面での募集フローを構築することで、対面同様に顧客ニーズに対応したく、例えば書面の交付に代えて、電磁的方法による提示（リモート面談時における共有画面での表示を含むパソコンやタブレット等での画面表示や電子メール送信など電子媒体での提供）でも可能とすることは検討いただきたい事項として挙げられる。 ・尚、令和3年1月21日公布・施行された「保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令」、「保険会社向けの総合的な監督指針」にて「契約概要」と「注意喚起情報」の電磁的交付が可能となるも、上記課題を解消するものには至らないと考えられる。	都銀懇話会	金融庁	銀行等による保険販売については、保険契約者等の保護を図りつつ、利便性の向上を目指す観点から次のような弊害防止措置が設けられています。 ・非公開情報保護措置 ・融資先販売規制 ・タイミング規制 ・担当者分離規制 ・預金との誤認防止措置 保険募集時に銀行等から保険契約者等に対し情報提供が必要な事項について、電磁的方法による情報提供が可能な方法を追加する「保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令」、「保険会社向けの総合的な監督指針」等の改正を行いました（令和3年1月21日公布・施行）。	保険業法施行規則第212条、同第227条の２、同第234条第１項、同第234条の21の２等	検討を予定	銀行等による保険募集規制については、保険契約者等の保護を図りつつ利便性の向上を目指す観点から設けているものであり、非対面での保険募集時においても同様です。 弊害防止措置については、モニタリング結果や関係者からのヒアリングを踏まえ、平成23年９月７日付で関係内閣府令等を改正し、 ・融資先募集規制の対象商品から一時払終身保険等を除外するほか、 ・預金との誤認防止措置について、実効性確保のための措置を講じる 等の見直しを行ったところであり、平成24年４月１日から施行されています。 銀行等による保険募集の状況については、引き続き実態把握に努め、今後の弊害防止措置等の見直しについては、必要が生じた場合に行うこととしています。	
449	令和4年1月11日	令和4年2月2日	銀行子会社等であるリース会社による再生可能エネルギー関連事業に係るオペレーティングリースの取扱い	・銀行子会社等であるリース会社による、再生可能エネルギー関連事業に係るオペレーティングリースの監督指針例外規定への追加	・再生可能エネルギー関連事業に対するファイナンス手法の拡充を通じたSDGs達成への貢献が可能となるもの。 ・要望が実現した場合のメリットとして、太陽光・風力等すでにプロジェクトファイナンスによる資金調達が確立しているものを除き、立ち上がり期にある再生可能エネルギー関連事業（水力・地熱・バイオマス等）は、一般に、ボラティリティが高い事業でありキャッシュフロー特性やトラックレコードの制約から、現時点では銀行による資金提供はハードルが高い。そこで、立ち上がり期を支える資金調達手法の一つとして、発電実績に応じた従量課金型の返済設計が可能なリース機能の活用ニーズあり。対象発電所全体をセール＆リースバックする事により、取り組み可能性が向上し、グリーン投資への呼び水となる事が期待できるもの。 ・また再生可能エネルギー案件に対し、銀行と距離の近い銀行子会社等であるリース会社で取組む事により、投資家招聘は銀行が担い、運営・メンテナンスはリース会社が担うといった役割分担を金融グループにて一気通貫で対応でき、資金調達の迅速化や顧客利便の向上に寄与。 ・加えて、銀行子会社等であるリース会社と非銀行子会社等であるリース会社との間で競争原理が働くことで、より顧客に有利な条件での調達が可能となり、グリーン投資を後押しできるもの。	都銀懇話会	金融庁	銀行の子会社が営むリース業務について、不動産を対象としたリース契約に当たっては、銀行がリース形態をとって一般向け不動産業務を営むといった他業禁止の趣旨の潜脱を防ぐ観点から、教育・文化施設、社会福祉施設等の公的な施設の整備・運営に係るものを除き、融資と同様の形態（いわゆるファイナンス・リース）に限って認められております。	・主要行等向けの総合的な監督指針Ⅴ－３－１（２） ・中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針Ⅲ－４－７－１（２）	検討を予定	銀行子会社であるリース会社が、再生可能エネルギー関連事業を対象としたオペレーティング・リースを営むことについては、銀行に他業禁止が課せられている趣旨に鑑み、銀行の健全性確保の観点から、慎重に検討を行う必要があります。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
450	令和4年1月11日	令和4年7月20日	地域の活性化等の実現のための大口信用供与等規制の非適用範囲拡大	・銀行法施行規則第14条6の2（大口信用供与等規制（法第13条第1項及び第2項の規定）を適用しない信用供与等の相手方）に「当該銀行を子会社とする銀行持株会社の子会社である銀行（当該銀行を除く）」を追加いただきたい。 ・もしくは、銀行法第13条第1項に規定される、銀行の同一人に対する信用の供与等の額が信用供与等限度額を超えることとなるやむを得ない理由として、「同一銀行グループ内の銀行間での信用供与であり、地域の活性化等に資する場合」を追加又は明確化いただきたい。	・2020年4月1日施行の大口信用供与等規制の見直しにより、銀行グループ内取引については大口信用供与等規制の対象から非対象となった。しかしながら、国際ルール上の「グループ」は子法人までが対象となるため、同一の銀行持株会社傘下の子銀行間の取引は規制の適用対象となっている。 ・また、2020年の本規制見直しでは、経過措置とされていたコールローンを規制の適用対象に含めることとなり、親子関係でないグループ内商業銀行間でのコールローンに係る信用供与は規制対象となった。 ・銀行持株会社の活用により、銀行グループのあり方は多様化しており、銀行持株会社の下に地域に根差した複数の銀行が存在するケースも想定され得るところ。銀行持株会社のガバナンスにより銀行グループとしての最適な運用、調達を行うことで、結果として地域の活性化等にも資するものと考えられる。 ・グループ外の受信者に対する過度の信用供与を規制する本法の主旨を勘案すると、同一グループ内の銀行間の信用供与を規制することは本規制の根幹とまでは考えられず、地域の活性化等のために大口信用供与等規制の非適用となるグループ内銀行の範囲を拡大していただきたい。	都銀懇話会	金融庁	同一の銀行持株会社傘下の子銀行間の取引は、大口信用供与規制が適用されます。なお、銀行法施行令で定めるやむを得ない理由がある場合において、内閣総理大臣の承認を受けたときは、大口信用供与規制の適用を受けないことができます。	銀行法第13条第1項、第3項 銀行法施行令第4条第9項、第14項 銀行法施行規則第14条の3第2項、第14条の6の2	対応不可	大口信用供与等規制は、銀行等の資産の危険分散、銀行等の信用の広く適切な配分との目的の下、銀行（単体）、銀行グループ、銀行持株会社グループについて適用することとしています。なお、銀行グループ及び銀行持株会社グループ内における信用の供与等については、規制対象と認識しなくてもよい程度に与信者と同一と認められる範囲において同規制の適用を除外することとして、信用の供与等を行う銀行、銀行持株会社又はそれらの子法人等と定めています。 ご要望の同一銀行持株会社グループ内における子銀行間の信用の供与等については、上記の規制目的に照らせば、規制対象と認識しなくてもよい程度に与信者である銀行と同一と認めることは困難と考えますので、措置は困難です。 また、銀行法第13条第1項ただし書に規定する「やむを得ない理由」は、大口信用供与等規制が適用されることで受信者の事業継続が困難となるなど、かえって銀行の健全性に悪影響が生じる可能性がある場合に、内閣総理大臣の承認を受けて同規制の適用を除外するものであるところ、ご要望の「同一銀行グループ内の銀行間での信用供与であり、地域の活性化等に資する場合」は、そのような事情を認めることは困難と考えますので、措置は困難です。	
451	令和4年1月11日	令和4年7月20日	都銀等による信託業務に係る規制緩和	・不動産売買の媒介、貸借の媒介・代理等の不動産関連業務等を、都銀本体、子会社、信託銀行子会社、信託代理店に解禁。 ・不動産取引一任代理等（宅地建物取引業第50条の2第1項）を都銀本体、子会社、信託銀行子会社に解禁。	・一部の信託兼営金融機関は不動産業務を行っており、これらの金融機関において当該業務により、不動産仲介を行うとともに当該不動産取得資金を融資する事例もみられるが、経営の健全性が損なわれている状況にもなく、都銀本体、都銀子会社、信託銀行子会社および信託代理店に対して、併営業務の一部を制限することの理論的根拠は不明確。また融資市場においては、公平な競争条件が形成されていない面あり。 ・都銀または都銀子会社によるREIT運用会社設立、または買収を検討するも、宅地建物取引業、及び取引一任代理が解禁されないため、参入できない。都銀または都銀子会社によるREIT運用会社設立、または買収を実現させるためには、宅地建物取引業及び取引一任代理の解禁が必要不可欠。 <メリット・ニーズ> ① 国土交通省が標榜する「REIT市場30兆円」に資する事業者の拡大。 ②今後想定されるREIT救済において、都銀による支援体制の1つとなる可能性あり、個人投資家を含むREITエクイティ投資家の保護に繋がる。 ③都銀顧客には不動産売買ニーズ及び情報が数多くあり、顧客からも都銀の不動産ビジネス参入期待有り（上場REITの資産運用会社からの賃貸不動産売買情報提供ニーズなど） ④都銀で不動産仲介は、利益相反防止など金融機関の基準に基づいた顧客本位の不動産取引に繋がる。	都銀懇話会	金融庁	銀行は、一部の信託兼営金融機関を除き、不動産業務を行うことが禁止されています。	金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第3条 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第3条第1項	検討を予定	銀行における不動産仲介業務への参入については、他業を営むことによるリスクの遮断、銀行業務に専念すること等による銀行等の経営の健全性確保といった他業禁止の趣旨を踏まえる必要があり、中長期的な検討を要するため、直ちに措置することは困難です。	
452	令和4年1月11日	令和4年7月20日	「銀行業高度化等」業務の銀行本体での試行的取組みの許容	・銀行又は銀行持株会社は、当局の認可を前提に、情報通信技術その他の技術を活用した銀行業の高度化若しくは利用者の利便の向上に資する業務又はこれに資すると見込まれる業務を営む会社の議決権について、基準議決権数を超える議決権を取得し、又は保有することが出来る。一方で、銀行本体は上記業務を営むことは出来ない。 ・当局の認可を前提に銀行本体も上記業務を営むことを可能とする。ただし、銀行の他業禁止の趣旨を踏まえて、例えば、銀行本体が上記業務を営むことが出来るのは認可取得後5年以内とし、5年経過後は、銀行業高度化等会社として分社化、あるいは当該業務を止めることとする。	・本要望が実現すれば、銀行本体が保有する情報やノウハウ等を活かし、顧客の利便性や生産性の向上に資する業務を、子会社等を介することなく、直接的に行うことが出来る。 ・また、銀行業高度化等会社として、新会社設立あるいは他社を買収する場合、金銭面あるいは人員面等相応のリソース投下が必要となる上、保有した銀行業高度化等会社の業績が結果として振るわなかった場合、事業撤退を行うには銀行本体で実施する業務を止めるよりも柔軟性を欠く。 ・こうした中で、本要望が実現すれば、「小さく産んで大きく育てる」の発想により、より柔軟に業務を展開することが出来る。 ・2021年5月の改正銀行法成立・公布以降も、社会の変化に応じて銀行業界として取り組むべき課題は多様化している（例えば、カーボンニュートラルの実現への貢献等）。そのような中で、銀行グループとして環境変化のスピードを意識した事業創出を進めるためには、試行的な取組みを通じて顧客のニーズを汲み取り、機動的に事業展開の可否を判断していく必要がある。銀行グループのリソースを有効に活用する観点でも、銀行業高度化等業務を銀行本体にて試行的に取組むことで、事業化の見通しに関する確度を向上させる効果があるものと考えられる。	都銀懇話会	金融庁	銀行の業務範囲は、法令において規定されている業務に限られています。	銀行法第10条第2項	対応不可	業務範囲規制や議決権取得等制限をはじめとする銀行制度等のあり方については、2020年9月より金融審議会「銀行制度等ワーキング・グループ」において審議が行われ、同年12月に報告書がとりまとめられました。 2021年3月には、同報告書において提言された制度改正に関する法案を国会に提出し、同法案は同年5月に成立、関連政省令を含めて同年11月に施行されたところ、まずはその実施状況をフォローアップした上で検討する必要があるため、直ちに措置することは困難です。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
453	令和4年1月11日	令和4年7月20日	銀行業高度化等会社「グループ」の取得の許容	・認可を前提として、銀行業高度化等業務を営む会社を子会社等として保有する銀行業高度化等会社「グループ」の取得を許容頂きたい（ただし、当該「グループ」内の「銀行業高度化等業務」以外の業務を専ら営む法人については、一定の時限（例えば、5年）を設けた上で、現行規制に適うべく処置（※）を行うことを条件とする）。 （※当該法人の議決権の銀行グループ外への売却、「資する業務」や「見込まれる業務」以外の業務の廃止など）	「銀行業高度化等業務」を営む会社のノウハウ等を円滑に銀行グループに取り込み、有機的な統合を図り、銀行業の高度化を推進する観点では、当該会社を傘下に保有する一般事業会社グループごと銀行グループ傘下に収めることが有効となり得るものと考えられる。足下では、経済・社会全体のデジタル化への要請はますます加速しており、国においてはデジタル庁が設置されるなど、さらなる取組みの促進が必要な状況である。そうした中、銀行業以外の民間事業者においても、ブロックチェーンやAI等の技術革新やオープンAPIを活用した多様な金融商品・サービスの提供が進んでいることに加え、国外においては経済成長を促す観点からデジタル金融サービスによって金融包摂を進める動きも見られる。かかる状況において、国内銀行グループにおいてはインオーガニックな手段（買収）によってデジタルイノベーションを促進していく機会も増えている。	都銀懇話会	金融庁	銀行及び銀行持株会社の子会社の業務範囲は、法令において規定されている業務に限られています。 銀行の一般事業会社の議決権の保有については、上限規制（本体とその子会社で合算5%以下）が課せられています。 また、銀行持株会社の一般事業会社の議決権の保有については、上限規制（銀行持株会社とその子会社で合算15%以下）が課せられています。	銀行法第16条の2第1項、第16条の4第1項、第52条の23第1項、第52条の24第1項	対応不可	業務範囲規制や議決権取得等制限をはじめとする銀行制度等のあり方については、2020年9月より金融審議会「銀行制度等ワーキング・グループ」において審議が行われ、同年12月に報告書がとりまとめられました。 2021年3月には、同報告書において提言された制度改正に関する法案を国会に提出し、同法案は同年5月に成立、関連政省令を含めて同年11月に施行されたところ、まずはその実施状況をフォローアップした上で検討する必要があるため、直ちに措置することは困難です。	
454	令和4年1月11日	令和4年7月20日	持株会社の子会社で行う健康保険組合向けの保健指導業務の解禁	・持株会社の子会社で行う健康保険組合向け業務に関し、保健指導業務については、金融関連業務を定めた銀行法施行規則第17条の3第2項第31号の「健康、福祉又は医療に関する調査、分析又は助言を行う業務」に該当する業務と捉えられるが、当該業務は、「保険専門関連業務」に該当するものであり、持株会社の下に保険会社等がある場合しか行うことができないものとされ、現状業務として行えない。 ・当該保険会社等の有無に関わらず、銀行の付随業務として、顧客（健康保険組合）からの委託に基づき、組合員に対し保健指導業務を行えるようにしてもらいたい。	・現在、持株会社の子会社にて健康保険組合からの委託業務に基づき、組合員の健康診断結果等を仮名化データとして受領し、データベース化することを支援。 ・健康保険組合からは、データベース化された健康に関する統計データに基づき、組合員に対する保健指導ニーズがあるものの、現状の規制下では持株会社の子会社では対応できない。	都銀懇話会	金融庁	銀行持株会社の子会社の業務範囲は、法令において規定されている業務に限られています。 銀行法施行規則第17条の3第2項第31号に掲げる「健康、福祉又は医療に関する調査、分析又は助言を行う業務」を営む会社は、銀行持株会社が保険会社、少額短期保険業者又は保険業を営む外国の会社を保有する場合に保有することができます。	銀行法第52条の23第1項第10号ロ、銀行法施行規則第17条の3第2項第31号	現行制度下で対応可能	個別具体的な事案にもよりますが、銀行持株会社の子会社による健康保険組合の組合員に対して行う保険指導業務等は、必ずしも「健康、福祉又は医療に関する調査、分析又は助言を行う業務」（銀行法施行規則第17条の3第2項第31号）に該当するものではないと考えます。 なお、当該子会社が、自ら健康保険組合の組合員に対して保険指導業務等を行うものではなく、健康保険組合から当該保険指導業務等を受託して、合わせて外部事業者への再委託を行うことで、当該健康保険組合の事務の効率化を図るといった業務については、「他の事業者等の役員又は職員のための福利厚生に関する事務を行う業務」（同規則34条の16第3項2号）に該当する余地があるものと考えます。	
455	令和4年1月11日	令和4年2月2日	サブスクリプションモデルによる信用格付に関する法制度整備	・IOSCO・信用格付会社の基本行動規範は、信用格付行為について適用範囲の拡大、対象範囲の明確化を図る観点から以下の措置済。 ①"issuer-paid model"と"subscriber-paid model"の双方を行動規範に服する信用格付行為として認め、②"subscriber-paid model"（以下、「サブスクリプションモデル」）を前提に、格付の公表義務や"free of charge"での公表義務を削除。 ・我が国でも「サブクリプションモデル」による信用格付行為を、バーゼルⅢの適格格付として参照することが可能とする措置をお願いしたい。	・2023年の施行が国際的に合意されているバーゼルⅢでは、IOSCO基本行動規範においてサブスクリプションモデルが認められていることを前提に、当該格付をバーゼルⅢの適格格付として参照することが認められているが、本邦では金商法の内閣府令が改正されていないために、邦銀に関しては、斯かる枠組みが利用できない事態になりかねない状況。 ・特に、我が国では、「信用格付業者」の信用格付は主に社債発行の際に付与されるが、本邦上場企業、非上場企業（上場企業子会社を含む）とも社債を発行していないケースが多く、信用格付のカバレッジは諸外国比限定的となっている。そのため、本枠組みが利用できない場合、外部格付を有しない企業は、バーゼルⅡ施行後、当該企業の実態の信用力に関わらず、銀行の規制上のリスク評価において「無格付先」として一律不利（RW100%）な取扱が行われることになる。 ・我が国の金融システムの構造や社債発行の状況を鑑みれば、我が国こそ斯かる枠組みを活用して格付カバレッジを拡大し、以て円滑な金融の確保を図る必要があり、国際的なルールと国内法制の不整合は遅くとも2023年3月までに解消されたい。サブスクリプションモデルによる信用格付が法令上規制された適格格付となることで、格付機関における新たな格付サービスも検討可能になるものと考えられる（現在は法整備が行われていないため、民間において、斯かるサービスの検討が開始できない状況）。	都銀懇話会	金融庁	金融商品取引法上の「信用格付業者」においては、格付提供方針等を定め、公表しなければならず（金融商品取引法66条の36第1項）、「付与した信用格付を提供し、又は閲覧に供する行為が広く一般に対して行われること」が、格付提供方針等の要件の一つとされています。 同法上の「信用格付業」とは、信用格付を付与し、かつ、提供し又は閲覧に供する行為を業として行うことを指し、「行為の相手方の範囲その他行為の態様に照らして投資者の保護に欠けるおそれが少ないと認められるものとして内閣府令で定めるもの」として金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第25条に規定される行為は除外されています。	金融商品取引法第2条第35項、金融商品取引業等に関する内閣府令第313条第3項第2号、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第25条第1号	検討を予定	信用格付業者に対する規制は、その付与する信用格付が投資者による投資判断の際の信用リスク評価の参考として広範に利用され、投資者の投資判断に大きな影響を及ぼしていることを踏まえて導入されたものであり、かかる信用格付規制の趣旨等を踏まえつつ、慎重に検討する必要があります。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
456	令和4年1月11日	令和4年2月2日	健全なカバードボンド市場の発展の為のルールの明確化	・銀行法上の監督指針において、以下に関するカバードボンド発行に係るルールを明確化していただきたい。 ■　発行体の適格性に関するルール ■　カバープール（裏付資産）に関するルール 　－ 適格担保 　－ 担保として差し入れる額（総資産対比） 　－ 超過担保の金額 　－ 担保評価の回数 ■　カバープールの管理に関するルール 　－ 独立の監視人によるモニタリング ■　カバープールや主要契約の開示に関するルール ■　当局宛発行報告に関するルール	・本邦では、2018年11月に初めて住宅ローン債権を担保としたカバードボンドの発行が行われ、今後も、邦銀が海外展開の拡大を図る上で、重要な外貨調達手段の一つとして発行が拡大する可能性がある。 ・現在、本邦ではカバードボンドに関する明確なルールが存在しないため、投資家は上記パーゼルⅢコンプライアントなカバードボンドとみなすことができず、邦銀は、①欧銀対比高い調達コストとならざるを得ないほか、②安定的な投資家層の確保に制約が生じるなど、国際競争力の観点からも不利が生じている。実際上も、現に邦銀においてカバードボンドの発行事例が出てきている中で、当局の監督対象とすることは、預金者・カバードボンド債権者、金融システムの安定等の観点から意義があると考えられる。 ・以上の状況を踏まえ、カバードボンドの発行が本格的に拡大する前に、監督指針において一定のルールを定めていただくことを要望する。	都銀懇話会	金融庁	日本においては、諸外国で見られるようなカバードボンド発行に係る特別のルールは整備されておりません。	なし	検討を予定	カバードボンドは発行体の資産の一部を倒産隔離して、発行体が破綻した際にカバードボンド保有者に対する優先弁済に充当するため、一般の預金者に対して弁済率の低下を通じた損失を与える可能性も否定できず、預金者保護の観点から検討する必要性があると考えられます。 また、ルール下で発行されたカバードボンドにパーゼル適格が認められた場合には、投資家のすそ野の拡大により発行体の安定した外貨調達や調達コストの低減にも資すると考えられますが、必要なルール内容に関しては、諸外国のルールと比較しながら、慎重に検討する必要があります。	
457	令和4年1月11日	令和4年7月20日	銀行の海外支店における有価証券関連業務及び信託業務の一部解禁	・銀行の海外支店に対し、現地法令等遵守を前提として、以下の規制を緩和いただきたい。 ① 有価証券関連業務の一部（発行市場に関する業務（引受・売出し））の解禁。 ② 信託業務の一部（エスクロー口座の取扱い業務）の解禁あるいは取扱いが可能であることの明確化。	・海外では、競合するグローバルバンクが、ローン・債券両睨みの営業に始まり、最終的な顧客ニーズが債券発行となっても引受・売出しまでワンストップでのサービスを提供する中、邦銀は証券子会社との共同訪問、業務分担で対応しており、顧客にとっても利便性が損なわれている状況。代表的日系企業の社債発行においても、外国銀行が引受を行うケースも出てきている。例えば、オフショア人民元債の引受実績では本邦金融機関グループは圧倒的劣位の状況。 ・また、インフラ関連プロジェクトファイナンスに関して、取引先のエスクロー口座開設においては、基本的に口座開設銀行の倒産リスクから分離されない別段預金等を利用する場合と、倒産リスクから分離される金銭信託を利用する場合があるが、商業銀行がその他付随業務として取扱いできるのは前者と解されている（あるいは後者も取扱いができるとの明確な根拠がないとされている）ため、この分野においても邦銀は不利な状況にある。 ・ユニバーサルバンク制を採用している欧州や、規制が撤廃されている米国を本拠とする銀行が、有価証券関連業務や信託業務を含めた総合的なサービスをワンストップで提供していることに鑑みれば、内外制度環境の差が競争力に影響を与えている場合もある。この点、進出日系企業の支援はもとより、邦銀の国際金融界における役割を高める観点からも、現地法遵守を前提とした本件規制緩和を通じて、邦銀がワンストップでのサービス提供あるいはクロス・マーケティングによるニーズ対応を可能にすることは有効であると考える。	都銀懇話会	金融庁	【要望①】 銀行が行うことのできる有価証券関連業務は、銀行法第10条第２項及び第11条に規定する業務に限られています。 【要望②】 銀行は、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第１条の認可を受けることにより、同条第１項に規定する信託業務を営むことができます。	【要望①】 銀行法第10条第２項、第11条 【要望②】 銀行法第12条、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第１条	【要望①】 検討を予定 【要望②】 現行制度下で対応可能	【要望①】 銀行法において銀行の業務範囲として認められていない業務等であって、銀行の海外支店において現地当局が認める業務を行うことの可否については、他業禁止の趣旨、競争力強化等の観点から慎重に検討していく必要があります。 【要望②】 信託業務については、現行制度でも、銀行は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条の認可を受けることにより、海外支店においても営むことができます。	
458	令和4年1月11日	令和4年7月20日	銀行における他社貸金商品の媒介の許容	・銀行における他社の貸金商品の媒介業務を許容頂きたい。 ・具体的には、対面獲得時における貸金商品のセールス／銀行HP・アプリ等での推進・申し込み受付を認めて頂きたい。	・クレジットカードにおける金融商品の機能は、付帯サービスとして入会時より当たり前に付与されることが一般的（いざという時に借り入れができるという顧客ニーズへの対応）。 ・当該貸金商品は、顧客の借り入れニーズにスムーズに対応（給料日までのつなぎ、突発的な冠婚葬祭などでの入用　等）できるほか、海外利用において、現地通貨での引き出しが可能であり両替の手間が省けるなど、顧客利便性は高い。 ・他方、上記制限から、銀行がクレジットカード（クレジット機能）販売を媒介するシーンにおいては、貸金商品の付与ができず顧客利便性に欠けている状況。後日、付与することも可能ではあるが、2度手間であり入会時に付与することが望ましい。 ・なお、現状の規制においても、銀行代理業や保険会社の貸付の媒介を行うことは可能。	都銀懇話会	金融庁	銀行の業務の範囲は、法令において規定される業務に限られています。 銀行は、貸金業を営む者の営む業務の代理・媒介を行うことはできません。	銀行法第10条第２項第８号 銀行法施行規則第13条	検討を予定	他業禁止の趣旨や、貸金商品を銀行が取り扱うことによる社会的影響、多重債務対策等の観点から慎重に検討する必要があります。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
459	令和4年1月11日	令和4年7月20日	商業銀行による セキュリティトラスト業務の銀行付随業務への追加	・商業銀行の付随業務として、信託業法や兼営法の規定に関わらず、セキュリティトラスト業務を営むことを許容頂きたい。 ・セキュリティトラスト業務は実質的にシンジケートローン取引における担保管理をエージェントが他の金融機関の代理として行なうことに他ならないことから、銀行法施行規則第十三条第一項の「信託業務」の定義から、担保権信託を除くよう規定頂きたい。	・ 諸外国における担保付シンジケートローンは、セキュリティトラストを導入することで債権売買に伴う担保関連手続を削減している。一方でプロジェクトファイナンスなどを始めとする本邦の担保付シンジケートローンでは、セキュリティトラストが導入されていないため、債権譲渡に伴う担保手続にかかる手間と費用がかかることから、例えば投機的等級の社債/ローンの普及や機関投資家の資金活用と言った金融市場活性化への動きの妨げとなっている状況。 ・「信託」という用語が使われてはいるものの、実務的にはセキュリティトラスト固有と呼べる業務は略存在しないとの理解であり、現在商業銀行がエージェントとして担っている担保管理業務の代行の範疇に留まる業務内容であることから、セキュリティトラスト業務は銀行業の付随業務と見做して商業銀行で業務を実施することにつき許容頂きたい。 ・ 本件によるメリットとしては、短期的には調印後にシンジケートを行なう場合の事業者側の費用負担の軽減、実行後の債権譲渡の際のアレンジャー・投資家双方の費用負担の軽減が想定されるが、中長期的には担保付債権の流動性を高めることによる機関投資家からの資金流入増を通じて当該アセットクラスの取引に厚みが生まれ、上述の本邦金融市場全体の活性化への動きに資することが期待できる。本件は単なるコスト削減ではなく、かかる大きな期待を念頭においた上で要望するもの。	都銀懇話会	金融庁	銀行は、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条の認可を受けることにより、同条第1項に規定する信託業務を営むことができます。	銀行法施行規則第13条 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条	現行制度下で対応可能	セキュリティトラスト業務については、現行制度でも、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条の認可を受けることにより、銀行において営むことができます。	
460	令和4年1月11日	令和4年7月20日	コミットメントライン契約適用対象のさらなる拡大	・コミットメントライン契約（特定融資枠契約）の適用対象を拡大し、地方公共団体、地方公社、独立行政法人等をその範囲に含めていただきたい。	・コミットメントライン契約（特定融資枠契約）に係る手数料は、借主が、①大会社（資本金が5億円以上又は負債総額が200億円以上の株式会社）、②資本金が3億円を超える株式会社、③特定債権等譲受業者、④資産の流動化に関する法律第2条第3項に規定される特定目的会社等である場合に限定して、利息制限法及び出資法のみなし利息規定の適用が除外される。 ・借入人が特定融資枠契約法の適用対象外の場合、結果的にコミットメントラインでの借入がなされなかった場合や借入額が少額となった場合、借入平残に対して利息及びコミットメントフィーの合計金額の割合が15%超となるおそれがあることから、コミットメントラインの設定ニーズがあっても、機動性のある調達枠としての設定が困難となってしまう弊害がある。 ・同法律の適用対象範囲を拡大することについては、金融機関は特定融資枠契約によって実質的に高金利が得られることから、借り手側の法的知識が不十分であることに乗じて優越的な地位を濫用し借り手に特定融資枠契約を押し付けることによる弊害が発生するおそれがあるため慎重に検討する必要があるが、地方公共団体等十分な金融・法務知識を有する先については、コミットメントライン契約を可能とすることによって、資金調達の多様化・安定化等が図れると考えられる。	都銀懇話会	金融庁 法務省	特定融資枠契約に関する法律において、借主の対象範囲は大会社、資本金が3億円を超える株式会社、純資産額10億円を超える株式会社等である場合に限定されています。	特定融資枠契約に関する法律第2条	検討を予定	特定融資枠契約に関する法律の借主の対象範囲を拡大することは、貸主との関係において弱い立場にある借主が過度の負担を強いられる可能性があり、こうしたことを事後チェックにより防止することは難しいことから、慎重に検討する必要があります。	
461	令和4年1月11日	令和4年7月20日	貸金業登録の無い企業（事業法人、日本に支店のない外国銀行）の（シンジケートローン組成時等の）貸付許容	・貸金業登録の無い企業（事業法人等）のシンジケートローンへの参加を認めていただきたい。 ・若しくは、貸金業法第2項第1項第2号の対象に外国で日本の銀行法又は貸金業法に相当する法律により貸付けを業として行う規定があるものも含めることにより、日本に支店を有しない外国銀行が貸金業法上の登録を行わずとも日本でシンジケートローンに参加することが可能かを明確化していただきたい。 ・尚、外国金融機関による本邦内での貸付を全方位的に緩和するのではなく、貸金業法の目的に鑑み、一部（シローン組成時及び債権譲渡時）について限定するものであり、個人向け貸付等まで拡大することは意図していない。	・現状、投資家層が金融機関等に限定されており、左記措置によりマーケットの拡大が期待される。 ・国内に営業所・事業所のない外国法人による貸金業登録が制度上予定されていない現行貸金業法の下で海外の金融機関等による国内法人向けの貸付が必要以上に制限されている。 ・昨今のグローバル化により本邦企業による海外企業の大型買収が増加する中、米ドル等の外貨建のファイナンスニーズが高まっているが、日本市場で組成するシンジケートローンに本邦に支店を有しない外国銀行を招聘できないことにより本邦企業の資金調達力に限界を生じさせている。 ・本邦企業が本規制の影響を受けない海外市場での資金調達を志向する場合には、本邦市場が海外市場との市場間競争において劣位に立つこととなり、本邦金融市場の国際競争力強化の為に上述の規制緩和が望まれる。	都銀懇話会	金融庁	貸金業法において「貸金業」を営もうとする者は、2以上の都道府県内に営業所等を設置して営む場合は内閣総理大臣の、1の都道府県内に営業所等を設置して営む場合は都道府県知事の登録を受けなければならないとされております（貸金業法第3条第1項）。 また、貸付けを業として行うにつき他の法令に特別の規定のある者が行うものは貸金業法の対象外とされております（同法第2条第1項第2号）。	貸金業法第2条第1項第2号 貸金業法第3条第1項	検討に着手	日本国内に営業所・事業所のない外国銀行が、シンジケートローンに参加して行う国内法人への貸付については、実態を踏まえた上で、関係法令に関わる制度の趣旨等を勘案し、引き続き検討する考えです。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
462	令和4年1月11日	令和4年7月20日	投資法人法制の見直しに係る所要の措置	・投資法人が投資可能なインフラ資産は「再生可能エネルギー発電設備」および「公共施設等運営権」に限定されている。 ・投資法人が投資可能なインフラ資産の範囲を拡大いただきたい（道路・空港・鉄道・船舶・送電網・パイプライン等）。	・平成27年4月に社会インフラ整備への民間資金活用を更に加速させるべくインフラファンド市場が創設されたが、本邦上場インフラファンド市場への参加プレイヤーは限定的で、諸外国対比でも小規模。 ・一方、オリジネーターのB/S負担増加によるオフバランスニーズや、投資家の（マイナス金利環境下で比較的高い利回りが期待できる）インフラファンド市場への投資ニーズ等、益々の市場拡大が期待されている。 ・斯かる中、投信法が規定するインフラ資産（①再生可能エネルギー発電設備②公共施設等運営権）は今なお限定的であり、投資法人の市場参加（インフラ市場拡大）の足枷となっていることから、日本取引所の有価証券上場規程に規定されるインフラ資産等（①同②同③道路・空港・鉄道・船舶・送電網・パイプライン等）までの対象資産拡大が必要。	都銀懇話会	金融庁	投資法人は、資産を主として特定資産に対する投資として運用することを目的として設立されています。特定資産の範囲については、有価証券、不動産、再生可能エネルギー発電設備などが政令で限定列挙されています。	投資信託及び投資法人に関する法律第2条、同施行令第3条	検討を予定	投資法人の特定資産の追加の検討に当たっては、当該資産を投資法人の投資対象とすることについての具体的なニーズが存在することを前提として、資産としての独立性や個別性、投資適格性などを総合的に勘案していく必要があります。 このため、提案の内容についても、先ずは具体的なニーズ等について、関係者から幅広い意見を聴取した上で、それを踏まえて対応していく必要があると考えております。	
463	令和4年1月11日	令和4年7月20日	銀行持株会社によるグループ外企業の外部委託先管理	・銀行持株会社グループに属する2以上の会社が、当該グループの特定の子会社に共通・重複業務を委託する場合には、委託元たる銀行については委託業務の的確な遂行その他の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じる義務が免除され、代わって、当該銀行グループの銀行持株会社が、当該義務を負うことが可能。 ・他方、銀行持株会社グループ外の企業に委託する場合は、当該義務を銀行持株会社が代わって負うことは出来ない。 ・銀行持株会社グループ外の企業に委託する場合についても、銀行持株会社が委託業務の的確な遂行その他の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じる義務を代わって負うことを許容いただきたい。	・ITの進展や利用者ニーズの多様化を踏まえると、利用者利便や生産性の向上等のためには、自前主義にとらわれず、IT企業等の外部のプレイヤーと連携・協働することは不可避の状況。特にITの分野については、ASPやクラウドの利用等、従来の外部委託とは異なる形態となっており、外部委託管理の高度化を進めていく必要。 ・また、地域銀行グループの統合・再編等を通じ、銀行持株会社を頂点とした金融グループの創設は今後も見込まれるところ、グループ共通で提供するサービス／利用する社外インフラ等については、銀行持株会社グループ内の複数銀行等がそれぞれ委託管理するよりも、例えば、委託契約上に銀行持株会社が委託先の管理を委託企業に代わって行うことを明確化する等の措置を前提とし、委託先の管理を、経営管理をその業務の本旨とする持株会社が一元的に担うことで、委託先に対する指揮命令系統等が一元化されるとともに、外部委託管理に係るリソースを銀行持株会社に集中することで、より実効的な委託管理が可能になるものと思料。	都銀懇話会	金融庁	銀行がその業務を第三者に委託する場合、当該銀行には委託元として、委託先に対する管理義務が課されることとなりますが、銀行持株会社グループに属する2以上の会社が当該グループの特定の子会社に共通・重複業務を委託する場合には、委託元たる当該銀行持株会社に属する銀行については、委託先に対する管理義務は免除されます。	銀行法第12条の2第2項、第3項	対応不可	銀行法第12条の2第3項第1号の規定は、通常の第三者への業務委託とは異なり、銀行持株会社グループ内で共通・重複業務を委託する場合であれば、当該グループ全体の経営管理を担う銀行持株会社が適切にその委託先を管理することが期待されるため、一定の要件を満たすことを前提に、例外として許容するものです。他方、当該グループ外への委託の際には、銀行持株会社が一元的に業務の委託先を管理できるとは限らないことから、直ちに措置することは困難です。 なお、銀行持株会社と銀行がともに管理義務を負担することとして、銀行持株会社が行う、当該グループ外の委託先が銀行持株会社が策定した委託先の管理に関する方針等に沿った委託先であるかを確認する業務（財務健全性、安全管理措置実施状況、情報セキュリティ管理態勢の確認等）や、当該方針等を実施するために必要と認められる事務を受託・代行する業務は、銀行持株会社による経営管理又はこれに附帯する業務として認められるものと考えます。	
464	令和4年1月11日	令和4年7月20日	銀行代理業者の主たる兼業業務の要件緩和	・貸付等を主たる業務とする者が貸付の代理または媒介を行うことは原則不可とされ、預金等担保貸付の代理または媒介に限り可とされている。 ・「主たる兼業業務の内容が資金の貸付け、手形の割引、債務の保証または手形の引受その他の信用の供与を行う業務」である者（すなわち貸金業者・クレジット業者・保証業者）についても、所属銀行と銀行代理業者の間の利益相反行為等が生じる恐れが僅少と認められる一定の場合は、預金等担保貸付以外の貸付の媒介を許容いただきたい。	・金融グループ内のカード会社、貸金業者（以下、「貸付等を主たる業務とする者」）等において貸出対象としていない顧客（例えばカード加盟店や貸金業者が兼業する他の業務の顧客）から借入の申出があった場合、当該「貸付等を主たる業務とする者」等による貸出の媒介が可能になれば、所属銀行のチャネルの多様化につながるほか、顧客利便性の向上にも資すると考えられる。 ・現行法が「貸付等を主たる業務とする者」等による預金等担保貸付以外の貸付の媒介を原則として禁止している趣旨は、所属銀行と銀行代理業者の利益が相反することを防止するものであると考えられるところ、例えば、①所属銀行と銀行代理業者が親子関係や銀行持株会社傘下の兄弟会社関係にあるなど、構造的に利益相反が生じるおそれが低い関係にあって、かつ、②当該銀行代理業者が借入の申出をWEBなどの非対面に限定して受付け、審査に関与しない場合は、斯かる利益相反が生じるおそれは低いと考えられる。 ・そのため、顧客ニーズや顧客利便性に鑑み、上記等の一定の条件を満たして利益相反行為等が生じるおそれが僅少な場合は、「貸付等を主たる業務とする者」等による銀行代理業務として貸付の媒介を認めて頂きたい。	都銀懇話会	金融庁	貸付け等を主たる業務とする者が銀行代理業者である場合は、当該銀行代理業者の銀行代理業務のうち、消費者向けの資金の貸付け等に係る契約締結の代理・媒介業務については、「預金等担保貸付」及び「規格化された貸付商品で、かつ、貸付資金で購入する物件等を担保として行う貸付」に限定されています。	銀行法第52条の36第1項、第52条の38第1項 銀行法施行規則第34条の37第7号	検討を予定	銀行代理業者の主たる兼業業務が資金の貸付けの場合、例えば、顧客が銀行から融資を受け、その借入金をそのまま貸金業者へ返済するとすると、利益相反の弊害が生じる可能性があることから、このような規制が課せられているところです。 このため、利益相反の弊害が生じるおそれが少ないと認められる商品の媒介について、利益相反発生の可能性や顧客保護等の観点も踏まえ、検討を行います。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
465	令和4年1月11日	令和4年7月20日	銀行代理業における非公開情報保護措置の撤廃	・銀行代理業者は、銀行代理業において取扱う顧客に関する非公開金融情報が、事前に書面その他の適切な方法により当該顧客の同意を得ることなく兼業業務に利用されないことを確保する保護措置を講じなければならないと課されている（非公開情報を銀行代理業で利用することも同様）。また、監督指針において、対面・郵便・電話・インターネット等の場合における保護措置の方法を明記。 ・非公開情報保護措置について、個人情報保護法に一本化する方向で見直しを行い、銀行代理業者に適用する銀行法施行規則の規程を撤廃いただきたい（但し、グループ会社間の限定範囲とする）。	・すでに個人情報保護法に基づき、予め利用目的を明示して顧客の理解を得ているため、銀行代理業等を行う前に事前同意を取得する必要性は乏しいものと考える。 ・個人情報保護法においては、グループによる個人データの共同利用の場合は、あらかじめ本人の同意を得なければならないとする第三者提供から除かれ、グループ会社間の個人データの共同利用につき柔軟な対応が可能とされているところ（個人情報保護法23条5項3号）、銀行代理業者から所属銀行への情報提供である場合に、あらかじめ書面等による同意を取得が必要とされることにより、個人情報保護法の想定する柔軟な共同利用の取り扱いが困難となっている。 ・非公開情報保護措置の趣旨は、銀行代理業者が他業を兼業する場合の一般事業者としての取引関係を利用した不公正取引（抱き合わせ販売や情実融資および顧客情報の流用等）を防止するための措置であり（監督指針Ⅷ-2-1参照）、各業法等により顧客保護管理態勢の整備が求められるグループ金融機関間であれば、不公正取引が起こるリスクは少ないと考える。 ・実務上、金融機関が銀行代理業者となっている場合、銀行代理業と他の金融サービスの提供を区分することは困難であるとともに、グループ一体での総合的な金融サービスを展開する金融機関にとっては、本規制により結果として顧客へのより適切なサービス提供機会を阻害することとなり得る為。	都銀懇話会	金融庁	銀行代理業者は、銀行代理業において取り扱う顧客に関する非公開金融情報について、事前に書面その他の適切な方法により当該顧客の同意を得なければ、兼業業務に利用することができません。また、同様に、兼業業務において取り扱う顧客に関する非公開情報を銀行代理業で利用する場合についても、顧客の同意が必要となります。	銀行法施行規則第34条の48	対応不可	銀行代理業者において、個人情報の利用目的を明示している場合であっても、非公開情報の利用について顧客の同意無しに認めることは、優越的地位の濫用防止等の顧客保護の観点から問題であると考えます。 したがって、銀行代理業者が取得した非公開情報について、顧客の事前同意の制限を撤廃することは困難です。	
466	令和4年1月11日	令和4年7月20日	銀行による銀行代理業務に係る規定の見直し等	（要望1） ・銀行代理業者が銀行である場合については、以下の対応の非適用を要望。 銀行代理業制度に係る帳簿書類（契約の締結の媒介の内容を記録した書面）の作成及び銀行代理業に関する報告書における銀行代理業の実施状況の報告。 （要望2） ・銀行持株会社グループに属する銀行間における銀行代理業については、以下の対応の非適用を要望。 銀行代理業に係る業務の健全かつ適切な運営を確保するための措置。	（要望1） ・銀行代理業制度の導入当初には当該制度の活用状況等を踏まえ、制度の適時適切な見直しが検討される余地があったものの、当該制度導入より11年を経過し、当該制度の活用状況は安定しているところである。 加えて、銀行が銀行代理業者を営む場合、当該銀行代理業者は銀行として、銀行法に基づく他の業態にはないディスクロージャーに関する規程が適用されているところ、その業務及び財産の状況を開示しており、一般事業者や個人が銀行代理業を営むよりも、経営の透明性は高いと考えられる。 （要望2） ・銀行は、銀行代理業者が求められる対応以上に顧客保護に問題が生じないよう適切な体制を確保したうえ、監督当局からも適宜適切なモニタリングを受けて営業をしているところであり、銀行が銀行代理業を営むことによるお客さまへの不利益を生ずる懸念は払拭できている。殊に、銀行持株会社グループに属する銀行間において銀行代理業を営む場合、銀行持株会社が子銀行の（銀行代理業を含む）業務の健全かつ適切な運営の確保を求められていることを踏まえれば、当該銀行においては、銀行代理業に係る業務の健全かつ適切な運営を確保するための措置はすでに十分になされていると言え、改めて銀行代理業者として当該措置を求められることについては重複感がある。	都銀懇話会	金融庁	（要望1） 銀行代理業者は、銀行代理業を営むに当たって、銀行代理業に関する帳簿書類及び報告書の作成が求められています。 （要望2） 銀行持株会社傘下の子銀行間において銀行代理業を営む場合であっても、所属銀行となる子銀行に対しては、銀行代理業者となる子銀行に対する業務の適切性等を確保するための措置を講じることが求められています。	（要望1） 銀行法施行規則第34条の58、第34条の59 （要望2） 銀行法施行規則第34条の63	（要望1） 検討を予定 （要望2） 対応不可	要望1のうち、銀行代理業に関する報告書については、銀行が銀行代理業を営む場合であっても銀行代理業に係る計算の状況等を明らかにする必要があることから、非適用とすることは困難です。なお、銀行代理業に関する帳簿書類については、適切な業務運営の確保や利用者保護、事業者の事務負担軽減等の観点から、検討を行います。 要望2については、銀行代理業制度は、利用者保護や銀行代理業者に対する監督の実効性を所属銀行を通じて確保していることから、これらの規制を緩和することは困難です。	
467	令和4年1月11日	令和4年7月20日	銀行等保有株式取得機構による信託財産として保有する株式の取得	・現状、信託財産として保有する株式については銀行等保有株式取得機構の買取対象に含まれず、信託財産として保有する株式についても買取対象に含めていただきたい。 ・もしくは、信託財産から銀行に返還された株式について、銀行にて6ヶ月間保有することなく機動的に売却可能な特例を措置いただきたい。	・退職給付の支払準備を行うことを目的に退職給付信託を設定し、一部株式を拠出している場合において、積み立て超過分の解消等、退職給付信託に拠出している株式を売却する際に、発行体要望により機構あて売却とする場合がある。しかし、信託財産内の株式は機構の買取対象に含まれてないため、退職給付信託から銀行に当該株式を返還し、銀行で6か月間保有した上で売却する必要があると考えられ、財務影響（銀行の簿価上オンバランスとなる）ならびに機動性に支障がでている。 ・また発行体から売却時期の指定があり、当該時期に確実に売却できるよう処分信託を活用する場合においても、機構売却を選択できない状況となっている。	都銀懇話会	金融庁	銀行が信託の受託者として信託勘定で保有する株式については、銀行等保有株式取得機構（以下「機構」という。）による買取の対象ではありません。 また、機構による買取対象となる株式は、「一の会員から特別株式買取りの申込みがあった株式数が、当該特別株式買取りの申込みがあった日の六月前の日から当該特別株式買取りの申込みがあった日までの間に当該一の会員が保有していた当該株式数のうち、最も少ない数を超えないこと」とされています。	・銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律第三十四条第二項 ・銀行等保有株式取得機構に関する命令第二十条第一項第二号	対応不可	「銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律」は、銀行等の経営の健全性が、株価等の変動により損なわれることのないよう、銀行等による保有株式等の縮減に向けた取組み環境を整える観点から、機構による、銀行等が「自ら」保有する株式等の買取とその円滑な処分の実施の枠組みを整備するものです。当該制度趣旨を踏まえると、ご提案について措置することは困難です。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
468	令和4年1月11日	令和4年7月20日	海外金融機関発行のカード取扱時の利息制限法の適用明確化	・訪日外国人が海外金融機関発行のカードを用いてATMで出金した場合に徴求するATM利用手数料は、利息制限法施行令第2条で定める「利息とみなされない現金自動支払機その他の機械の利用料の額」に制限されるものではないことを明確化していただきたい。	・将来的な訪日外国人増加を見据え、主要行等では、政府の要請等も受けて、海外金融機関が発行するカードでも現金自動機（ATM）から現金を引き出せるサービスを開始。一方、当該カードの保有者である非居住者が出金した際に当該者の海外金融機関の預金残高が不足する場合、当該海外金融機関において当座貸越や貸出等が行われる可能性あり。ただし、かかる貸付行為はあくまで当事者間の取引であって、邦銀は、当該貸付を関知せず、約定条件も不知。 ・この場合、当該海外金融機関に対しては、貸金業法や利息制限法が適用され得るものと理解。また、ATMの利用手数料が政令で定める範囲（1万円以下の額：110円、1万円を超える額：220円）を超える場合には、当該手数料は利息とみなされ、約定金利とあわせ計算した利率が利息制限法の上限を超えるときは、その超過部分が無効となり得るものと理解。 ・しかし、これらの法令の名宛人はあくまで貸出当事者である海外金融機関であって、邦銀は取引に関与せず、約定内容についても不知であることに鑑みれば、海外金融機関が発行するカードの利用手数料は、利息制限法施行令で定める利息とみなされない額に制限されるものではないと考えるのが合理的と考えられる。 ・仮に、斯かる取引において当事者でもない邦銀が徴求するATM利用料が利息制限法に制限されるとすれば、本サービスにおいて、海外ブランドのネットワーク利用、国際セキュリティ基準の準拠等により、収益対比、多額のコストが発生するなか、適切な収支の維持が不可能となり、海外発行カードのキャッシュポイントの拡大に大きな制約になることが危惧されるもの。	都銀懇話会	金融庁 法務省 消費者庁	出資法上の貸付け及び利息制限法上の営業的金銭消費貸借において、利息とみなされない現金自動支払機その他の機械の利用料の範囲は、現金自動支払機その他の機械を利用して受け取り、又は支払う金額が1万円以下の場合は110円、1万円を超える場合は220円までとされております。	利息制限法施行令第2条 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律施行令第2条	その他	訪日外国人が海外金融機関発行のカードを用いてATMで出金した場合に徴求するATM利用手数料が利息制限法の適用を受けるか否かは、ATMを設置している金融機関と海外金融機関との契約の内容や具体的な金銭の流れ等に応じて個別に判断されるべきものであり、一律に見解をお示しすることは困難です。 なお、 海外発行のクレジットカードやキャッシュカードを国内銀行のATMで利用する場合の手数料の扱いについては、実態を踏まえた上で、関係法令に関わる制度の趣旨等を勘案し、引き続き検討する考えです。	
469	令和4年1月11日	令和4年2月2日	商業登記電子証明書による電子署名利用促進に向けた利便性向上	・商業登記電子署名の普及に向けて、個別に法務局に発行申請を行う運用から、新規会社設立や変更登記申請があった際に、登記完了と同時に商業登記電子証明書を発行する運用に改めていただきたい。 ・次に、電子署名の立証負担の軽減のため、商業登記電子署名について、組織内の社員等が実際の署名を行ったとしても、代表本人の意思に基づき行われたものとして推定できることを、見解等でお示しいただきたい。 ・商業登記電子証明書が印鑑証明書の代替である点を踏まえると、印鑑証明書に記載されている代表者の生年月日について、商業登記電子証明書においても記載の検討をお願いしたい。	・一部金融機関においては、電子契約サービス等を導入しているが、利用開始の手続において押印が必要など印鑑レスの実現には至っていない。印鑑レスの実現方法として、電子署名の利用を想定した場合、企業及び金融機関の利便性から、商業登記電子証明書の電子署名に着目。 ・商業登記ほか、税金・保険・特許等の行政手続での利用が進んでおり取得の負担になりにくい ・犯収法上、電子署名で唯一、法人の確認が可能で、採用する金融機関側にもメリットあり	都銀懇話会	法務省 デジタル庁	（1）商業登記法第12条の2第1項及び3項による証明の請求については、登記申請とは別の申請書を作成いただく必要があります。 （2）商業登記法第12条の2の規定による証明を請求できる者は，同条第1項において、同法第12条1項各号に掲げる者（ただし、代表権の制限その他の事項で同法第12条の2の証明に適さない者を除く。）とされております。 （3）商業登記電子証明書により証明される事項は、商業登記法第12条の2第3項の規定により…被証明者は…自己に係る登記事項であってデジタル庁令・法務省令で定めるものの証明を請求することができる」こととされております。	商業登記法第12条第1項、第12条の2第1項、同条第3項 商業登記規則第9条第1項、第33条の5	（1）検討に着手 （2）対応不可 （3）対応不可	（1）商業登記電子証明書の利便性の向上策の検討については、デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和3年12月24日閣議決定）及び成長戦略フォローアップ（令和3年6月18日閣議決定）において今年度中に行うこととされており、現在検討を行っております。 （2）制度の現状欄に記載のとおりです。なお，ご提案の点については、社内における電子証明書の管理体制の整備が図られていくことが重要と考えます。 （3）代表者の生年月日は登記事項でないことから、商業登記に基づく事項を証明している商業登記電子証明書の証明事項には適さないと考えます。	
470	令和4年1月11日	令和4年2月2日	ペーパーレス化・印鑑レス化に向けた預金為替事務に関する各種要望	1．紙媒体による手続の廃止 （1）登記事項証明書や印鑑証明書等は紙媒体でしか取得出来ないため、電子データによる各種証明書の発行をご検討いただきたい。また、公的機関から金融機関に対してデータを提供する枠組みについてもご検討いただきたい。 2．納税の電子化推進 （1）申告のみではなく、電子納付までを義務化して欲しい。併せて取扱税目を拡大いただきたい。 （2）送金通知書を廃止し、振込に変更いただきたい。 （3）請求明細は全てDVD媒体に集約し、紙納付書による各口座店宛ての依頼を取り止めて欲しい。	・お客さまの利便性の向上・事務の効率化を目的に従来からペーパーレス化・印鑑レス化を推進しているが、コロナ禍において非対面・非接触取引ニーズの高まりやテレワーク時は押印が不可能といった課題が顕在化。金融機関に対する社会的要請が高まっている状況。 ・かかる状況下において、法令による定めやこれまでの商慣習等がペーパーレス化・印鑑レス化の進展の阻害要因となっている。 ・上記の背景を踏まえて、官民一体となってペーパーレス化・印鑑レス化に取り組み、取引の在り方やお客さまの動き方を変革すべく、各種要望を提出するもの。	都銀懇話会	財務省 法務省	1．紙媒体による手続の廃止 不動産登記法第１１９条第１項では，登記事項証明書は「登記記録に記録されている事項の全部又は一部を証明した書面」と定義されており，電子データでの登記事項証明書の交付は認められていません。また，商業登記法第１０条第１項においても，登記事項証明書は「登記簿に記録されている事項を証明した書面」と定義され，同様に電子データでの登記事項証明書の交付は認められていません。さらに，印鑑証明書については，商業登記規則第３２条の２において，「請求に係る印鑑及び被証明事項を記載した書面」とあり，同様に電子データでの交付は認められていません。 2．納税の電子化推進 （1）電子納税については、「オンライン利用率引上げに係る基本計画」（令和3年10月18日財務省HP公表）において、目標値を設定し、当該基本計画に基づき、普及・拡大に取り組んでおります。 （2）還付金の受取は、振込による受取か、ゆうちょ銀行の各店舗又は郵便局窓口での受取方法があります。 （3）国税の口座振替に係る納付書は、データ交換方式（DVD又はe-Tax）と書面方式があり、内訳としては、データ交換方式のDVDが約75%、e-Taxが約22%で全体の約97%を電子化しており、残りの約3%が書面の納付書を各金融機関に送付しています。	1．紙媒体による手続の廃止 不動産登記法第１１９条 不動産登記規則第１９３条，第１９４条 商業登記法第１０条，第１２条 商業登記規則第３２条の２ 電気通信回線による登記情報の提供に関する法律第１条，第２条及び第４条 2．納税の電子化推進 国税通則法第34条、第34条の２	1．紙媒体による手続の廃止 対応不可 2．納税の電子化推進 その他	1．紙媒体による手続の廃止 1については，制度の現状に記載のとおり，登記事項証明書や印鑑証明書は，法令上，書面で交付をすることとされているところ，ニーズや費用対効果等の観点から，電子データによる証明書の発行をすることは困難と考えられますので，御理解のほどお願い申し上げます。 なお，登記情報については，登記情報提供サービスを利用することによりPDFファイルでの取得が可能となっております。 2．納税の電子化推進 （1）電子納税の義務化については、オンライン利用率を踏まえつつ、納税者の負担にも配慮し、更なる利便性向上や現金管理等に伴う社会全体のコストを縮減する観点から、法令、システム、予算面等含め導入可否等の検討をしていきます。 （2）ご提案いただきました件につきましては、行政コスト削減の観点も踏まえ、振込による受取を選択していただくよう納税者に広くお願いしているところですが、一定程度、納税者ニーズもあることから、その点も考慮した上で検討していきます。 （3）消費税中間分など、一部、書面での送付を行っておりますが、これらについて、更なる集約化を行うためには、費用対効果の観点も踏まえて検討が必要になります。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
471	令和4年1月11日	令和5年2月16日	（マイナンバー）本人確認書類について、本人確認を対面で行う場合の取扱いについて	・個人番号利用事務等実施者（個人番号利用事務実施者及び個人番号関係事務実施者）は、マイナンバー法第16条の規定により、本人から、マイナンバーの提供を受けるときには、本人確認を行う必要がある（この本人確認は、身元確認と番号確認の2つの確認を行う必要がある）。 ・本人確認書類について、本人確認を対面で行う場合は、本人確認書類（原本）の「提示」を受けることが原則とされているが、郵送で行う場合と同様、本人確認書類の写しの「提出」で可としていただきたい。	・マイナンバーカードの普及率が低く、マイナンバーの提供を受ける取引について、対面（店頭・渉外等）での円滑な申込受付等に支障をきたしている。有効性（住所変更の有無等）を確認したうえであれば、郵送の場合と同様に、本人確認書類（写し）の提示でも取扱可能と考えられる。 ・特に中小法人の役職員は、総務部署にマイナンバーの写しを提出しているケースが相応にあり、写しの提示で取扱が許容されれば、原本を持たない役職員からの急な投信取引等の申出にも対応が可能となるものの。（実際、法人取引先への訪問時、法人オーナーや当該取引先の役員から投信口座開設等の申出を受けるも、「原本はないが、会社に写しならある」という事例が散見。現行ルールでは、先方に当日取引の意向があっても、翌日以降の手続を案内せざるを得ず、顧客利便にも一部支障のケースあり） ・また、非対面チャネルでの投信口座開設時においても、撮影された本人確認書類が写しの場合、取扱不可としている現況。上記要望が実現すれば、円滑な非対面取引の普及にも繋がるもの。	都銀懇話会	デジタル庁	マイナンバーの提供を受ける際、その真正性の確認を行わないと、他人の個人番号を告知してなりすましを行う行為を防ぐことができなくなるため、本人から対面によりマイナンバーの提供を受ける際には、マイナンバー法に基づき、 ・個人番号カード 又は ・マイナンバーの記載された住民票の写し及び運転免許証、運転経歴証明証など身元確認を行うことができる書類 の提示を受けること等の方法により本人確認措置をとることとされています。 なお、書面の送付によりマイナンバーの提供を受ける場合には、上記書類の写しの提出による本人確認措置を認めなければ、事務に支障が生じるおそれがあることから、マイナンバー法施行規則第11条により、上記書類の写しの提出による確認が認められています。	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）第16条 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令第12条 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則第1条、第2条及び第11条	対応不可	制度の現状に記載のとおり、なりすましを防止する観点からは、原本による本人確認措置を実施するべきであると考えますので、ご理解いただけますと幸いです。	
472	令和4年1月11日	令和4年5月13日	私的年金分野における個人情報取扱いの個人情報保護法レベルへの緩和	・私的年金分野における個人情報保護に関するガイドラインにより、私的年金の個人情報は通常の個人情報よりも高いレベルでの技術的安全管理措置が設けられている。具体的には私的年金の個人情報を取扱う基幹システムに接続されたネットワークとインターネットに接続されたネットワークを論理的かつ物理的な分離が求められている。 ・私的年金に関する個人情報の技術的安全管理措置を通常の個人情報の取扱いレベルまでに緩和いただきたい。	・私的年金の個人情報の技術的安全管理措置が高いことにより、個人宛の情報の一元管理ができない（私的年金の個人情報だけ別管理かつ社内イントラ内で取り扱えない）ため、内部管理が非効率・コストアップになっている。 ・老後に備えた資産形成への関心が高まりつつある現状において、私的年金を取り扱っている本部部署以外では私的年金の状況を参照・考慮できないため、資産形成コンサルティングの提供に支障をきたしている状況。 ・過去の年金の情報流出により、厳格な取り扱いのガイドラインが示されているものと思うが、銀行でいえば口座情報や口座残高などとの情報と別格の厳格な取り扱いが続いている。金融分野における情報管理も高度化が図られており、私的年金について区分する必要性も薄れているものと思われる。	都銀懇話会	厚生労働省	私的年金関係事業者は、私的年金業務において取り扱う個人データを適正に管理するために必要な措置を講ずるものとしており、その際個人データが漏えい、滅失又は毀損等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、事業の規模及び性質、個人データの取扱状況並びに個人データを記録した媒体の性質等に起因するリスクに応じ、漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講ずるものとしております。 特に事業者の内部又は外部からの不正行為による個人データの漏えい等を防止するための手法として、次のような技術的安全管理措置について例示し、必要かつ適切な措置を講ずるものとしております。 ・加入者等の個人情報を取り扱う基幹系ネットワークと情報系ネットワークを物理的又は論理的に分離すること。また、基幹システムに保管されている個人情報を直接取り扱う作業は、インターネットに接続されたパソコン等では行わないこと。また、業務に応じて適切なアクセス権限を付与すること。 ・基幹システムにある個人データを外部の機関等へ電磁的方法により移送する場合は、暗号化・パスワードの設定等を必ず行い、原則として、インターネット等を介した電子メール等での送信は行わず電磁的記録媒体を使用し、又は専用線等のセキュリティが確保された通信を使用すること。また、作業に当たって一時的にパソコン等に個人情報を保存した場合は、作業終了後のデータ消去を徹底すること。 ・上記について運用上可能なものは直ちに実施するとともに、システム対応が必要となるものについては、システム改修を検討すること。なお、システム改修までの間、基幹システムにある個人情報を取り扱う場合、暗号化・パスワードの設定、作業終了後のパソコン等からの個人情報の消去等の安全管理措置を徹底すること。 なお、私的年金分野における個人情報保護に関するガイドラインは廃止されております。	私的年金における個人情報の技術的安全管理措置	対応不可	私的年金を含む年金分野においては、先般の年金情報流出事案を踏まえて、日本年金機構と ともに、より高度な安全管理措置を講ずる方針をとることとしており、個人情報保護法の規定よりも高度な安全管理措置を課す規定（上乗せ規定）を設ける必要があるため、この措置を見直すに当たっては慎重な検討が必要です。	
473	令和4年1月11日	令和4年7月20日	口座番号のAPI連携を受けエンドユーザーに表示することは、電子決済等代行業に該当しないものとする	・電子決済等代行業については、定義の一つとして、「（略）預金者等の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けて、電子情報処理組織を使用する方法により、当該銀行から当該口座に係る情報を取得し、これを当該預金者等に提供すること（略）。」と定められている。事業者がAPI接続により銀行から「口座に係る情報」を取得しこれを預金者であるエンドユーザーに表示する場合には、その表示行為の趣旨や目的に関わらず原則として銀行法2条17項第2号に該当する旨理解している。 ・口座番号を銀行法2条17項2号の「口座に係る情報」から除外して頂きたい。	・家計簿事業者や会計ソフト事業者による預金取引その他の銀行取引情報の利活用のみならず、その他の銀行保有情報についても利活用のニーズは高い。 ・具体的には、属性情報や連絡先情報、本人確認情報を銀行からAPI連携を受け、eKYCの方法により本人確認を完了させるとともに、銀行から取得した各種情報を入力補助に使う（プレ入力）といったニーズがある。 ・このような入力補助への利用情報のラインナップとして、口座番号のニーズは強い。具体的には、取引の引落口座や事業者からの入金口座の欄に銀行からAPI連携を受けた口座番号をプレ入力し、エンドユーザーの入力ミスによる口座番号相違に起因するトラブルを防止するといったニーズがある。 ・制度の現状を前提とする限り、このような口座番号の連携であっても電子決済等代行業の登録が必要ということになるが、口座番号は静的な口座の識別子であって、そのためにスクレイピングを行うことは考え難く、性質としては属性情報に近いものであると思料する。	都銀懇話会	金融庁	銀行法において、電子決済等代行業（預金者からの委託を受けて、IT技術を活用して、銀行に決済指図を伝達し、又は銀行から口座に係る情報を取得し当該預金者に提供する営業）について、業規制（登録制）が整備されています。これは、 ①決済に関する銀行システムに接続するため、業者のセキュリティ等に問題があった場合には、銀行システムの安全性を害するおそれがあること ②利用者の口座に係る情報、口座等の認証情報を預かるため、情報漏洩や認証情報を悪用した不正送金等により、利用者が不利益を被るおそれがあること といった理由により、オープン・イノベーションを推進しつつ利用者保護を確保する観点から整備されたものです。	銀行法第２条第17項第２号	対応不可	高齢者を含む多様な利用者の口座番号は極めて重要な情報であり、それを「口座に係る情報」から除外することは、利用者保護の観点から適当ではないと考えられます。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
474	令和4年1月11日	令和4年7月20日	資金移動業者等へのオープンAPIに係る体制整備義務の導入	・アカウント型決済サービス事業者（第二種及び第三種資金移動業者、第三者型前払式支払手段）に対して、銀行等と同等のオープンAPIに係る体制整備義務を導入すべき。 ・公正取引委員会は、競争政策の観点から、アカウント型決済サービス事業者によるアカウント解放の状況と問題点を調査したい。	・資金移動業者や前払式支払手段発行者についてはこのような義務は導入されておらず、逆にユーザーの囲い込みを目的として、他の決済サービス事業者や金融機関との相互運用性が意図的に確保されていない。そのため、相互運用性が確保されないままキャッシュレス手段が乱立し、他の金融機関のアプリ等から資金移動業者に対して決済指図を行ったり、乱立した資金移動業や前払式支払手段発行者のアカウント残高を他の金融機関が参照系APIで取得して家計簿アプリ等に一覧表示することができない状況となっている。 ・アカウント決済サービス事業者（第二種及び第三種資金移動業者、第三者型前払式支払手段）に対して銀行と同様のオープンAPIに係る体制整備義務を導入すべき。それはオープン・イノベーションの促進の観点のみならず、現在キャッシュレス普及の阻害要因となっている乱立したキャッシュレス手段の相互運用性の確保にも資する。 ・銀行は、資金移動業者や前払式支払手段発行者から接続・アクセスが制度及び競争政策によって事実上義務付けられているが、銀行等から資金移動業者や前払式支払手段発行者への接続・アクセスが制度及び競争政策上確保されていない（一方通行）という制度・競争政策の不均衡・不公平の是正にもつながる。	都銀懇話会	金融庁 公正取引委員会	銀行法においては、 ①　電子決済等代行業（預金者からの委託を受けて、IT技術を活用して、銀行に決済指図を伝達し、又は銀行から口座に係る情報を取得し当該預金者に提供する営業）について、業規制（登録制）が整備されているとともに、 ②　銀行に対し、電子決済等代行業者との契約の締結に係る基準の策定・公表義務、電子決済等代行業者との連携・協働に係る方針の策定・公表義務（銀行法等の一部を改正する法律（平成29年法律第49号。以下「改正法」といいます。）の公布日（平成29年6月2日）から起算して9か月を経過する日までの時限措置）、オープンAPIに対応できる体制整備に係る努力義務（改正法の公布日から令和2年5月31日までの時限措置）が課されています。 他方で、資金移動業や前払式支払手段の発行業務に係る規制を整備している資金決済法においては、電子決済等代行業に相当するようなサービスに係る規制はなく、資金移動業者や前払式支払手段発行者に対し、上述の銀行に対する義務や努力義務に相当するような規制は課されていません。	銀行法第52条の61の11 銀行法等の一部を改正する法律（平成29年法律第49号）附則第10条、第11条	対応不可	決済に関する銀行システムと接続する電子決済等代行業については、預金者に関する情報の安全管理、決済指図の正確性や銀行システムの安定性の確保等についての懸念や課題が現に指摘されていたことを受け、その健全かつ適切な運営と利用者保護を確保するため、平成29年の銀行法改正により業規制が設けられたほか、電子決済等代行業者の契約の相手方であり、また接続先となる銀行に対しても、オープンAPIに対応できる体制整備に係る努力義務等、「制度の現状」欄に記載した規制を課すこととされました。 こうした銀行に対する規制は、オープン・イノベーションを推進しつつ利用者保護を確保する観点から、電子決済等代行業に係る規制の導入に伴い必要な措置として一体的に整備されたものであり、こうした規制を他の事業者に課すことについては、慎重に検討する必要があります。 なお、規制改革推進会議が公表している「規制改革推進に関する答申」（令和4年5月27日）においては、「各種決済サービスを提供する企業の戦略があり、また、APIの整備には費用もかかるところ、各種決済サービスに一律にAPI公開義務を課すような規制は、新規サービスの導入に対する阻害要因にもなりかねないことに留意する必要がある」とされております。 【提案の具体的内容の後段について】 公正取引委員会は従来から、競争環境の整備を通じて、消費者の利便性を向上させるといった観点から、取引の実態を調査し、独占禁止法上及び競争政策上の論点整理を行ってきているところ、引き続き当該分野についてもその動向を注視して参ります。	
475	令和4年1月11日	令和4年7月20日	電子決済等代行業者へのオープンAPIに係る体制整備義務の導入	・電子決済等代行業者に対して、銀行等と同等のオープンAPIに係る体制整備義務を導入した上で、電子決済等代行業者が接続した銀行が同等条件での接続を求めるときは、自らのデータへのアクセスを不当に制限してはならない旨を義務付けるべき（レシプロ義務）。 ・公正取引委員会は、公正かつ健全な競争の観点から、電子決済等代行業者によるデータ開放の状況や制限の実態を調査し、必要な対応を検討してほしい。	・電子決済等代行業者にはこのような義務は導入されておらず、電子決済等代行業者は銀行のオープンAPIに不当に差別的な取扱を受けることなくアクセスが可能である一方、銀行からの電子決済等代行業者が有するデータへのアクセスについては、顧客の同意・指図があっても、正当な理由なく拒否し、データの囲い込みを図ることが可能。 ・電子決済等代行業者に対しても銀行と同等のオープンAPIに係る体制整備義務を導入した上で、電子決済等代行業者が接続した銀行が同等条件での接続を求めるときは、自らのデータへのアクセスを不当に制限してはならない旨を義務付けるべき。 ・改正銀行法の趣旨であるオープン・イノベーションは、金融データ×非金融データの組み合わせ・結合によるイノベーションの活発化を期待したもの。非金融データを有する電子決済等代行業側から金融データへのアクセスを可能とする一方で、金融データを有する銀行側から非金融データへのアクセスについて制限を認めることは、銀行を情報面から不当に不利な立場にする。	都銀懇話会	金融庁 公正取引委員会	銀行法においては、 ①電子決済等代行業（預金者からの委託を受けて、IT技術を活用して、銀行に決済指図を伝達し、又は銀行から口座に係る情報を取得し当該預金者に提供する営業）について、業規制（登録制）が整備されているとともに、 ②銀行に対し、電子決済等代行業者との契約の締結に係る基準の策定・公表義務、電子決済等代行業者との連携・協働に係る方針の策定・公表義務（銀行法等の一部を改正する法律（平成29年法律第49号。以下「改正法」といいます。）の公布日（平成29年6月2日）から起算して9か月を経過する日までの時限措置）、オープンAPIに対応できる体制整備に係る努力義務（改正法の公布日から令和2年5月31日までの時限措置）が課されています。 　他方で、電子決済等代行業者に対しては、上述の銀行に対する義務や努力義務に相当するような規制は課されていません。	銀行法第52条の61の11 銀行法等の一部を改正する法律（平成29年法律第49号）附則第10条、第11条	対応不可	【提案の具体的内容の前段について】 　決済に関する銀行システムと接続する電子決済等代行業については、預金者に関する情報の安全管理、決済指図の正確性や銀行システムの安定性の確保等についての懸念や課題が現に指摘されていたことを受け、その健全かつ適切な運営と利用者保護を確保するため、平成29年の銀行法改正により業規制が設けられたほか、電子決済等代行業者の契約の相手方であり、また接続先となる銀行に対しても、オープンAPIに対応できる体制整備に係る努力義務等、「制度の現状」欄に記載した規制を課すこととされました。 　こうした銀行に対する規制は、オープン・イノベーションを推進しつつ利用者保護を確保する観点から、電子決済等代行業に係る規制の導入に伴い必要な措置として一体的に整備されたものであり、こうした規制を他の事業者に課すことについては、慎重に検討する必要があります。 【提案の具体的内容の後段について】 公正取引委員会は従来から、競争環境の整備を通じて、消費者の利便性を向上させるといった観点から、取引の実態を調査し、独占禁止法上及び競争政策上の論点整理を行ってきているところ、引き続き当該分野についてもその動向を注視して参ります。	
476	令和4年1月11日	令和4年2月28日	FVAヘッジ取引のマーケットリスク相当額の資本賦課適用除外	・FVAヘッジ取引に対するマーケットリスク相当額を資本賦課適用除外としていただきたい。	・自己資本比率規制におけるデリバティブの価格調整の資本賦課のうち、CVA(信用評価調整)に対してはCVAリスク相当額が資本賦課されている。現行規制のCVAリスク相当額においては信用スプレッド変動に対するCDS等のヘッジ取引のみが資本賦課削減に有効である。一方、金利・為替変動に対するヘッジ取引については資本賦課削減効果はないものの、マーケットリスク相当額の資本賦課の適用除外の取り扱いとなっている。 ・FVA(ファンディング評価調整)に対しては、現行規制および2023/3末からのバーゼルⅢ最終化のいずれにおいても資本賦課のルールが整備されておらず、ルール自体が存在しない。一方、CVAに対するヘッジと異なり、FVAヘッジ取引についてはマーケットリスク相当額の資本賦課の適用除外となっていないため、資本賦課を適用する必要がある。従って、ヘッジ対象とヘッジ取引の資本賦課の扱いが非対称であり、ヘッジを行うと必要資本が増える状況となっている。 ・規制上のルールが不備であることにより、本来不要な資本賦課を行わなければならないことは本邦金融機関の国際競争力を低下させることに繋がるため。 ・CVAリスク相当額に対する金利・為替のヘッジ取引が資本賦課適用除外の取り扱いとなっていることと整合的ではないため。	都銀懇話会	金融庁	銀行がFVAの変動を低減するためのヘッジ取引を行う場合にあっては、当該ヘッジ取引に対するマーケット・リスク相当額の資本賦課を適用除外とする旨の規定が置かれていないため、告示第11 条等に規定される、マーケット・リスク相当額の計測対象とすることが求められます。	平成十八年金融庁告示第十九号「銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適切であるかどうかを判断するための基準」第11 条、第22 条、第34 条、第45 条	検討を予定	FVAヘッジ取引に係るマーケット・リスク相当額計測の適用除外の導入要否については、国際的な動向や本邦金融機関の実務等を踏まえながら、検討してまいります。なお、CVAのエクスポージャー変動をヘッジする目的で行うヘッジ手段について、一定のものに限り、マーケット・リスク相当額から除外することができる現行規制上の取扱いは、バーゼルⅢにおける「CVAの枠組みの見直し」の実施を見据え、現在、本邦金融機関によるCVAの会計上の取扱いやヘッジのあり方が移行期にある状況を踏まえて導入されたものです。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
477	令和4年1月11日	令和4年2月2日	資本関連規制（自己資本比率等）の適用対象の整理	・自己資本比率およびレバレッジ比率の適用対象の整理。 G-SIBsに関しては、主要子会社である傘下銀行に対する損失吸収力はTLAC規制により確保されていることから、銀行連結と銀行単体を並列に規制対象とすることは過剰であり、少なくとも銀行連結が規制対象である上は銀行単体への規制は廃止すべき。 ＜整理案＞ 自己資本比率：持株連結、銀行連結（銀行単体を廃止） レバレッジ比率：持株連結、銀行連結（銀行単体を廃止）） 資本バッファー比率：持株連結（不変） 外部TLAC比率：持株連結（不変） 内部TLAC額：銀行連結（不変）	・資本関連規制は、銀行財務の健全性を示す基本的指標である自己資本比率以降、補完的指標であるレバレッジ比率や、G-SIBsを対象とする損失吸収力に関するTLAC規制が導入される中、現状では持株連結・銀行連結・銀行単体・持株単体と様々なスコープに対して複層的に規制が課されている。 ＜規制の適用スコープ＞ 自己資本比率：持株連結、銀行連結、銀行単体 レバレッジ比率：持株連結、銀行連結、銀行単体 資本バッファー比率：持株連結のみ 外部TLAC比率：持株連結のみ 内部TLAC額：銀行連結のみ ・持株会社の機能拡充に伴う銀行法改正やシングル・ポイント・オブ・エントリー（SPE）アプローチでの破綻処理態勢の整備等、持株会社および傘下銀行を取り巻く環境は大きく変化しつつあり、既存規制の枠組みに新たな規制を単に追加するのでなく、それぞれ規制の目的や意図を踏まえつつ、重複する枠組みに関しては、随時整理を行っていく必要があり。	都銀懇話会	金融庁	持株連結・銀行連結・銀行単体について、自己資本比率規制及びレバレッジ比率規制を課しています。	【自己資本比率規制】 ・銀行法第十四条の二 ・平成十八年金融庁告示第十九号「銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適切であるかどうかを判断するための基準」等 【レバレッジ比率規制】 ・銀行法第十四条の二 ・平成三十一年金融庁告示第十一号「銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の補完的指標として定めるレバレッジに係る健全性を判断するための基準」等	対応不可	持株連結・銀行連結の規制では捕捉できず、銀行単体の規制を組み合わせることによって捕捉できるリスクもあるため、自己資本比率及びレバレッジ比率における銀行単体の規制を廃止することは適当ではないと考えられます。	
478	令和4年1月11日	令和4年7月20日	業対象外先である設立母体が支配する、特別目的会社への業対象外適用	・①デリバティブ取引に関する専門的知識及び経験を有すると認められる者として内閣府令で定める者や、②資本金の額が内閣府令で定める金額以上の株式会社を相手方とする店頭デリバティブ取引（有価証券関連店頭デリバティブ取引を除く）については、「金融商品取引業から除外される店頭デリバティブ取引」（＝取引の相手方が「業対象外」）とされている。 ・「業対象外先」である設立母体が議決権比率の2／3以上を保有し、財務管理・意思決定機能を当該設立母体に置く国内・海外の特別目的会社との店頭デリバティブ取引については、資本金の額にかかわらず「金融商品取引業から除外される店頭デリバティブ取引」に含めて頂きたい。	・特別目的会社の殆どは独自の意思決定機関を持たず、財務管理・意思決定を含めて実質的に設立母体の一部として運営されているケースが多いことから、特別目的会社に対する設立母体の支配権が十分かつ明白な場合、両者の間で顧客保護上の扱いに差異を設ける意義が薄いと考えられること。 ・特別目的会社はプロジェクト等の単位で設立されることから、このような設立母体が多数の特別目的会社を運営しているケースでは、店頭デリバティブ取引にかかる顧客側の事務負担が大きいこと。	都銀懇話会	金融庁	店頭デリバティブ取引を業として行う場合には、金融商品取引業の登録を受ける必要があります。 ただし、一部の店頭デリバティブ取引については、 ・デリバティブ取引に関する専門的知識及び経験を有すると認められる者（①） ・資本金の額が10億円以上の株式会社（②） を相手方として行う場合には、リスク管理能力を備えた者同士で行われる取引であり、投資者保護の必要性が低いと考えられることから、金融商品取引業の登録が不要とされています。 具体的に、①として認められる者には、一部の適格機関投資家等（③）のほか、 ・特定資本金の額が10億円以上である資産の流動化に関する法律に規定する特定目的会社④） ・特定資本金の額が3,000万円以上であり、かつその発行する資産対応証券を②～④のみが取得している特定目的会社 が含まれます。	金融商品取引法第2条第8項、金融商品取引法施行令第1条の8の6第1項第2号、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第15条、専門的知識及び経験を有すると認められる者を指定する件	対応不可	特定目的会社以外の特別目的会社の在り方は区々であり、「『業対象外先』である設立母体が議決権比率の2／3以上を保有し、財務管理・意思決定機能を当該設立母体に置く」ことだけをもって、一律にデリバティブ取引に関する高度なリスク管理能力が確保されていると認めることは困難と考えます。	
479	令和4年1月11日	令和4年7月20日	登録金融機関業務として行う有価証券関連デリバティブ取引にかかる注文伝票作成義務の緩和	・金融商品取引業等に関する内閣府令を改正し、登録金融機関である銀行が行う有価証券関連デリバティブ取引のうち、市場デリバティブ取引及び外国市場デリバティブ取引について、顧客からの受注を行わず、自己取引のみを行う場合には注文伝票の作成・保存は不要となるよう措置頂きたい。	・注文伝票は記載要件が多岐にわたり、作成・保存にかかる管理負担が大きいため。 ・注文伝票については、その作成・保存を定める趣旨は、顧客の注文と自己の発注を区分し、それぞれについて記載要件を定めることにより業務の適切性、とりわけ顧客保護を確保することを目的としているものと考えられるが、自己の取引のみを行う登録金融機関にあっては注文伝票の作成を不要とする場合でも顧客保護上の問題は生じないため。また、発注や成約内容に関する記録は特定取引勘定で行う他の先物取引同様、行内のシステム等を通じ適切に管理することが可能であるため。	都銀懇話会	金融庁	登録金融機関は、業務に関する帳簿書類を作成することが求められており、ご指摘の注文伝票については、法第2条8項第1号から4号までに掲げる行為等に関し、作成のうえ、その作成の日から7年間保存することとされています。	金融商品取引法（第48条） 金商品取引業等に関する内閣府令（第157条第1項第3号、第184条第1項第2号）	対応不可	金商法第48条に規定されている帳簿書類（注文伝票を含む。）は、登録金融機関の取引を記録することによって業務の適切性を確保するとともに、その検証に用いられる重要な書類であり、このことは、自己取引のみを行う場合でも同様です。そのため、その重要性に鑑み、従前どおりの作成及び保存が必要と考えられます。 なお、注文伝票については、様式は定められておらず、電子媒体での作成・保存も可能なほか（金商業等指針Ⅲ－3－3（4）・（6））、記載事項のうち該当する事項がないものについては記載を要しないこととされております（同指針Ⅲ－3－3（1）④）。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
480	令和4年1月11日	令和4年7月20日	銀行持株会社の子証券会社の業務負荷軽減措置（銀行系証券会社の川下連結規制の適用免除措置）	・バーゼルⅢベースの連結自己資本比率規制の適用を受ける銀行持株会社等を親会社に持つ証券会社については、金商法上の川下連結規制（※1）の適用を免除（※2）。 （※1）総資産の額が一定金額を超える第一種金融商品取引業者（特別金融商品取引業者）およびその子法人等に係る連結規制・監督 （※2）金融商品取引法57条の25のような適用除外規定を追加することが考えられる	・銀行持株会社（以下、FG）を頂点とする金融グループは、連結ベースでの連結自己資本比率規制の対象となっており、当該グループに属する銀行系証券子会社は、当該規制に基づき、自己資本比率規制の適用を受けている。 ・それに加え、銀行系証券子会社は、金融商品取引法（以下、金商法）上の川下連結規制の適用を受け、証券会社を親会社とするサブ連結決算を実施しそれに基づく連結自己資本規制の対象となっており、規制対応の負荷を重畳的に課せられている。 ・独立系証券会社は、金商法上最終指定親会社（独立系証券会社を子会社とする持株会社）を頂点とする連結自己資本規制を受ける一方、傘下の証券会社としては、川下連結規制の適用が免除される規定となっている。規制の中立性（レベル・プレイング・フィールド）の観点から、銀行系証券子会社についても、独立系証券会社同様に、川下連結規制の適用を免除していただきたい。 ・また、二重に規制が課されていることに伴う規制対応コストの軽減の観点からもお願いしたい。	都銀懇話会	金融庁	子法人等を有する特別金融商品取引業者に対しては、当該特別金融商品取引業者及び子法人等の業務及び財産の状況を連結して記載した事業報告書の提出や、説明書類の縦覧、連結自己資本規制比率の届出等の義務が課されています（いわゆる「川下連結」）。また、最終指定親会社に対して連結規制・監督（川上連結）が課されている場合には、その子会社である対象金融商品取引業者については、上記義務の適用が除外されています。なお、銀行・保険会社系の証券会社グループについては、グループの業務や財産の状況に関し、他の法令に基づいて適切な監督を受けていると認められる場合には、最終指定親会社の指定を行わないことができるとされています。	金融商品取引法第57条の3～第57条の5、第57条の25	対応不可	特別金融商品取引業者が金商法に基づいて届出を行う連結自己資本規制比率等と、銀行法や保険業法等他の法令に基づき行われる連結自己資本比率等では、元来規制の考え方が異なっていることから、それら異なる二つのものを一方のみで代替することは困難であるため、特別金融商品取引業者においては、従前どおりの届出等が必要と考えられます。	
481	令和4年1月11日	令和4年7月20日	銀行持株会社のIFRS任意適用に向けた子証券会社の業務負荷軽減措置	・金融商品取引法上の証券連結規制（財務報告）のうち、川上連結規制では認められているIFRSの適用を、川下連結規制適用会社にも許容して頂きたい。また、IFRS適用にあたり、厳格な要件を課すことが無いようにご留意頂きたい。 ・証券会社の川下連結規制に用いる会計基準は、日本基準のみが認められており、IFRS適用は不可。	・銀行／銀行持株会社のIFRS任意適用に向けた課題の一つとして、グループ会社の決算関連業務負担の増大がある。 ・銀行系証券会社が子会社を持つ場合、金商法上の川下連結規制の適用を受け、証券会社を親会社とするサブ連結決算および連結自己資本規制対応が必要な状況である。 ・川下連結規制に用いる会計基準に関しては、現行法上、日本基準のみが認められており、条文上IFRS適用は不可。 ・現行法のまま銀行系証券会社の親会社である銀行持株会社（以下、FG）がIFRSを任意適用した場合、証券子会社では、FGグループの連結はIFRS、証券サブ連結（＝川下連結）は日本基準となり、二重の連結決算が必要となり、業務負担が極めて大きい。（※） ・銀行系証券会社の業務負荷軽減のため、川下連結規制における財務報告においては、IFRSの適用も許容していただきたい。 また、IFRSの適用を許容する場合、次の点にご留意頂きたい。有価証券報告書提出義務がない銀行系証券会社は、金商法上連結財務諸表の監査を受けておらず、川下連結規制上は、非監査の連結財務諸表をベースに計算が行われる（現在の日本基準も同様）。したがって、川下連結規制上、IFRSの適用を容認するにあたっては、「連結財務諸表等規則上の特定会社要件を適用する」といった、厳しい要件を課すことが無いようご留意頂きたい。 （※）FGの子銀行の場合には、FGが任意適用した場合には、子銀行もIFRSを任意適用することを前提として、子銀行の連結自己資本比率規制をIFRSベースで算定することが可能。	都銀懇話会	金融庁	特別金融商品取引業者が提出する事業報告書（連結）は、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行（日本基準）に従い作成することとされています。	金融商品取引業等に関する内閣府令第208条の12 第208条の13,別紙様式第17号の4, 特別金融商品取引業者及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該特別金融商品取引業者及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件（金融庁告示第128号）	検討に着手	銀行法施行規則等の改正（平成29年11月）により、銀行/銀行持株会社における各種開示・報告等についてIFRS対応が可能となった中、IFRSの任意適用企業の拡大促進及び業務負担軽減の観点等も踏まえ、改正について検討したいと考えております。	
482	令和4年1月11日	令和4年2月2日	商品先物取引法における六年ごとの外務員登録更新の撤廃	・店頭商品デリバティブ取引の勧誘等の行為を行うにあたっては、外務員の登録が必要とされており、外務員の登録は、六年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって効力を失うとされている。（商品先物取引法第200条） ・外務員登録後、六年ごとに更新を受けなければならないという規定を撤廃いただきたい。	・銀行が取り扱うデリバティブ取引は、事業会社等の金利上昇リスク、為替変動リスク、商品価格変動リスク等のヘッジを目的としたものが大宗であり、個人を対象としたデリバティブ単体取引は行っていない。その中でも店頭商品デリバティブ取引については、金利スワップ等に比べ販売対象となる事業会社が限定的、かつ規制対象外または特定委託者に該当しない場合であっても、特定当業者に該当することが多く、所謂プロに該当する顧客の割合が金商法よりも多いという事実がある。 ・また、デリバティブ取引の勧誘等を行うにあたり、外務員は店頭商品デリバティブ取引のみならず、デリバティブ取引に関する幅広い知識を具備する必要があることから、銀行は日本証券業協会、金融先物取引業協会および日本商品先物取引協会がそれぞれ外務員登録時に求める試験・研修以外にも職員に対し様々な研修コンテンツ・研修機会等の提供を行い、十分な顧客保護・説明体制を確立している。 ・わが国の商品市場の発展・活性化の観点からも、業者に対する過度な負担は排除すべきであり、六年ごとに更新を必要とする規定を撤廃していただきたい。 ・一方で商品市場の発展・活性化には顧客保護が大前提となることも事実であることから、外務員の更新に係る規定は、日本商品先物取引協会の「会員等の外務員の登録等に関する規則」に委ねることとし、その場合も法人のみを販売対象とする業者については、更新の対象外としていただきたい。	都銀懇話会	経済産業省 農林水産省	商品先物取引法（昭和25年法律第239号。以下「法」といいます。）第200条第1項及び第7項の規定により、商品先物取引業者の外務員は主務大臣（農林水産大臣及び経済産業大臣）の行う登録を受けなければならず、一度登録を受けてもその更新を受けないまま6年を経過すればその効力は失われる（6年ごとに更新を受けなければならない）とされています。法第200条第5項の規定により、主務大臣は、法第201条第1項の規定に該当しない限りは登録を行わなければなりません。	商品先物取引法（昭和25年法律第239号） 第200条第7項	検討を予定	外務員登録の更新制度については、外務員の資質の向上により委託者保護の一層の充実を図る観点から設けられております。こうした同制度の趣旨を踏まえつつ、法執行の実効性を確保する観点から、検討を行ってまいります。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
483	令和4年1月11日	令和4年2月2日	商品先物取引法における6年ごとの商品先物取引業者の許可更新の撤廃	・商品先物取引業者は、商品先物取引法第190条第2項の規定に基づき、主務大臣の許可を受けてから6年ごとにその更新を受けなければ、効力を失うとされている。 ・商品先物取引業者が行う法第190条第2項の規定に基づく6年ごとの許可更新を撤廃いただきたい。	・商品先物取引業者が通常提出している書類（届出事項）と6年ごとの許可更新時に提出する申請書類との間に重複がある。 ・許可を受けてから次回許可更新までの6年間の間にも、商品先物取引業者に問題があった場合には、許可取り消しがなされることが法第236条に規定されている。 ・許可申請時提出書面はその変更があれば提出がされており、また、主務大臣による商品先物取引業者の処分規定があることから、6年ごとの許可更新を撤廃していただきたい。	都銀懇話会	経済産業省 農林水産省	商品先物取引法（昭和25年法律第239号。以下「法」といいます。）第190条第1項及び第2項の規定により、商品先物取引業を行うためには主務大臣（農林水産大臣及び経済産業大臣）の許可を受けなければならず、一度許可を受けてもその更新を受けないまま6年を経過すればその効力は失われる（6年ごとに更新を受けなければならない）とされています。主務大臣は、法第193条各号に掲げる基準全てに適合していると認めるときでなければ、許可（許可の更新）をしてはなりません。	商品先物取引法 （昭和25年法律第239号） 第190条第2項	検討を予定	商品先物取引業者許可の更新制度については、商品先物取引業者の資質の向上により委託者保護の一層の充実を図る観点から設けられております。こうした同制度の趣旨を踏まえつつ、法執行の実効性を確保する観点から、検討を行ってまいります。	
484	令和4年1月11日	令和4年7月20日	契約締結前交付書面の電磁的交付に関する承諾取得方法の拡充	・金融商品取引や特定預金等契約に関し、金融機関が顧客に対し、契約締結前交付書面を電磁的に交付しようとする場合、交付方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならないとされている。 ・但し、契約締結前交付書面のうち目論見書の場合は上記対応が簡素化されており、具体的には、金融機関が顧客に対し、電磁的方法又は電話その他の方法により同意を得れば、電磁的方法により提供することが許容されている。 ・目論見書以外の契約締結前交付書面についても、電話その他の方法により同意を得ることによって、電磁的交付が可能となるように法令を改正されたい。	・家計が将来に備えるためには資産形成や投資が肝要であるところ、社会的な要請や近年の新型コロナウイルスの流行等を踏まえ、金融機関においては非対面での金融商品等の勧誘・販売体制を整備しているが、一部、煩雑な勧誘ルールが法令に定められていることから、顧客や金融機関にとっての負担やそれに伴う顧客の不満を惹起しているため、簡素化を要望する。 ・2009年の金商法改正時におけるパブリックコメントにより、目論見書の電子交付手続が簡素化された背景は請求目論見書の電子交付を促進するためであると承知しているが、上記のとおり非対面取引の拡大が極めて重要である環境を迎えていることも踏まえ、目論見書に限定せず、契約締結前交付書面の電子交付手続も可能な書面から随時簡素化されたい。なお、顧客保護の観点からは、仮に手続が簡素化された場合であっても同意を取得する手段が変わるだけであって同意を取得することには変わりなく、大きな課題は見当たらない（仮に、顧客が同意したことの記録が残らないことが課題である場合、電話録音等、別途記録方法の検討は可能）。	都銀懇話会	金融庁	金融商品取引業者等は、契約締結前交付書面の交付について、あらかじめ、顧客に対して、使用する電磁的方法の種類及び内容を示し、承諾を得た場合、電磁的方法により提供することができるとされています。	・金商法第34条の2第4項、第37条の3 ・金商法施行令第15条の22 ・金商業等府令第56条、第57条	検討を予定	顧客に対する交付書面（契約締結前交付書面を含む。）のデジタル化については、金融審議会市場制度ワーキング・グループにおいて議論が行われているところであり、今後引き続き当ワーキング・グループにおいて検討していく課題です。	◎
485	令和4年1月11日	令和4年7月20日	投資一任契約に係る契約締結前交付書面および契約締結時交付書面記載内容の変更	・投資一任契約の締結に際し顧客に交付する契約締結前交付書面および契約締結時交付書面には、「投資一任契約に基づく顧客のために投資判断を行い、または当該投資判断を行うとともに、これに基づく投資を行うものの氏名」を記載しなければならないと定められている。 ・契約締結前交付書面および契約締結時項書面の記載事項を「投資判断者氏名または投資判断者の属する部署および役職」（例：〇〇部 部長）としていただきたい。	・異動等により投資判断者の変更が明らかとなった後、新投資判断者の着任までに契約締結前交付書面の改定・印刷・営業店への配送を完了することは時間的に困難。 ・配送完了までの間、営業店では投資判断者の変更を記載した書面を印刷し、旧投資判断者氏名が記載された契約締結前交付書面・契約締結時交付書面とともに説明・交付する必要があり、差込み対応等の事務負担が発生する。 ・「投資判断者氏名」は内閣府令において、「顧客の判断に影響を及ぼすこととなる重要なもの」と定められているが、現在はチームで運用することが多く、個人の氏名のみで顧客の判断に影響するケースは極めて限定的であると考える。 ・むしろ、個人の氏名に代えて、投資判断を行う部署および役職を記載する方が実質的な判断につながるのではないかと考える。	都銀懇話会	金融庁	番号419の回答をご参照ください。				

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
486	令和4年1月11日	令和4年7月20日	法定の営業時間外における臨時休業に係る届出手続き等の緩和	・休日や平日における法定の営業時間外に営業する銀行の営業所において、臨時休業する場合は、ホームページ等でその旨周知することを前提に、臨時休業・業務再開に係る届出、公告及び店頭掲示については不要としていただきたい。	・休日に営業を行う営業所等、金融機関が各営業所所在地域における顧客ニーズに即した柔軟な営業体制に係る取組みを進めている中で、休日や平日における法定の営業時間外においても、臨時休業の届出等を求められることは、そうした取組みを阻害することになりかねず、結果として、顧客利便性を損なうことになりかねない。 ・新型コロナウイルス感染症の拡大抑止に予断を許さない状況下、生活に真に必要不可欠な業務に集中し、金融・社会インフラとしての責務である金融サービスの提供を継続するため、多くの金融機関では休日や平日における法定の営業時間外の営業を臨時休業するにあたり、届出等が必要になっている状況(業務再開についても同様)。 ・臨時休業を行う場合、重要なことは、法令の定め如何にかかわらず、顧客の混乱を招かないよう適切な方法で周知を図ることと認識。銀行業務の社会・経済活動上の重要性に鑑みて法令上営業が義務付けられる曜日・時間に臨時休業する場合と、自主的に行っている法定営業時間外の営業を事情により臨時休業する場合とでは、営業継続に対する社会的な要請や休業に伴う影響の範囲、程度は自ずと異なる。したがって、適切な周知方法や範囲も、法定営業日の臨時休業と同等の厳格な対応をルールベースで定めるのではなく、休業する業務や影響を受ける顧客の範囲、休業又は短縮する時間や曜日、代替的な取引方法の有無等、個々の具体的事案に即して銀行自ら判断する仕組みとすることが相応しいのではないか。	都銀懇話会	金融庁	銀行は、休日に営業を行う営業所を含め、営業所を臨時休業する場合には、届出、公告及び店頭掲示をする必要があります。	銀行法第16条 銀行法施行規則第17条	対応	銀行の営業所の臨時休業等に係る法令の定めは、銀行業務の高い公共性に鑑みたものであることから、当該観点から慎重に検討する必要があります。 その上で、銀行監督上の必要性等を踏まえた見直しを行い、本年7月15日に「銀行法施行令等の一部を改正する政令」及び「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」等を公布しました。	
487	令和4年1月11日	令和4年2月2日	子法人等・関連法人等新規取得時等の重複的な行政手続きの簡素化	・銀行が登録金融機関である場合に、子法人等・関連法人等を新たに保有あるいは、その子法人等・関連法人等が子法人等・関連法人等でなくなった場合に、銀行法、金融商品取引法、日本証券業協会定款に基づく複数の届出が求められる。 ・銀行持株会社グループの証券会社が親・兄弟銀行を所属銀行とする銀行代理業者であった場合にも、銀行持株会社、証券会社、銀行、銀行代理業者として、銀行法、金融商品取引法等に基づき、子法人等・関連法人等の異動について、複数の届出が求められている。 ・上記状況を踏まえて、重複的な行政手続きについて、添付書類含め、一本化等簡素化いただきたい。	・重複的な行政手続きを簡素化することによる負担軽減、手続き漏れの防止。	都銀懇話会	金融庁	銀行法上、銀行又は銀行持株会社が特殊関係者を新たに有することとなった場合及びその特殊関係者が特殊関係者でなくなった場合には、届出が必要です。 また、銀行が登録金融機関である場合や証券会社は、金融商品取引法上、他の法人その他の団体が親法人等若しくは子法人等に該当し、又は該当しないこととなった場合には、届出が必要です。 更に、証券会社が銀行代理業者である場合、銀行法上、その子法人等、親法人等、親法人等の子法人等に異動があった場合には、届出が必要です。	銀行法第52条の39第1項、第2項、第53条第1項第8号、第3項第9号 銀行法施行規則第34条の39、第35条第1項第15号、第16号、第3項第12号、13号 金融商品取引法第50条第1項第8号 金融商品取引業等に関する内閣府令第199条第3号、第200条第4号	検討を予定	各業法に基づく届出は、各業法の趣旨に照らし、監督上、必要なものとして届出を求めているものでありますが、その要否については引き続き検討してまいります。 なお、各業法等に基づく届出内容に重複がある場合については、手続きの簡素化の観点から、運用上の課題として引き続き検討してまいります。	
488	令和4年2月3日	令和4年2月28日	随時かつ任意に移動できるトレーラーハウスが継続的に滞留して利用される場合の扱いの明確化(建築基準法)	随時かつ任意に移動できるトレーラーハウスが継続的に滞留して利用される場合の扱いについて、建築物に該当する旨の技術的助言を行う。(判断の際に参考となる具体的な利用期間なども合わせて)	随時かつ任意に移動できるトレーラーハウスが継続的に滞留して利用される場合は建築物に該当する、との国の回答が過去にありました。(規制改革に答せられた提案に対する国土交通省の回答(平成26年9月1日受付 管理番号261121001)参照) しかし現状では、建築基準法第48条(用途地域)や都市計画法第43条(調整区域内の建築制限)に違反する用途のトレーラーハウスが次々に設置され、何年にもわたり利用されています。違反是正の指導をするべき特定行政庁も、対応に困惑している印象を受けます。特定行政庁は、平成9年住指発第170号の具体的な運用基準として「建築確認のための基準総則・集団規定の適用事例」を定めていますが、この中では上記の回答の趣旨(継続的に利用すれば建築物に該当する)は記載されていません。したがって、特定行政庁は「随時かつ任意に移動できる状態であれば、無期限に非建築物として扱われる。」と解釈しているのかもしれません。または、全国的に統一された判断基準がないと、是正指導するにしても根拠が弱く、困難であるという事情もあるのかもしれません。いずれにせよ、このままでは都市計画や居住環境が無法状態になる恐れがあります。 このような現状を踏まえ、法本来の意図を周知する意味で、上記の回答の趣旨及び判断の際に参考となる具体的な利用期間等を、国土交通省から特定行政庁へ助言していただけないでしょうか。(又は法令改正などを行い、明確化していただいても構いません。)	個人	国土交通省	建築基準法第2条第1号に規定する建築物に該当するかどうかについては、個々の工作物の実態に応じ、各特定行政庁において個別に判断が行われています。 トレーラーハウスに係る建築基準法上の取扱いについては、平成9年に通知(平成9年住指発第170号)を発出しており、規模(床面積、高さ、階数等)、形態、設置状況(給排水、ガス・電気の供給または冷暖房設備、電話等の設置が固定された配管・配線によるものかどうか、移動の支障となる階段、ポーチ、ベランダ等が設けられているかどうかなど)等から判断して、随時かつ任意に移動できるものは、一般的に同号に規定する建築物には該当しないものとして取り扱われているところです。	建築基準法第2条 トレーラーハウスの建築基準法上の取扱いについて(平成9年住指発第170号)	現行制度下で対応可能	随時かつ任意に移動できないトレーラーハウスについては、建築物に該当することになりますが、その判断は、通知(平成9年住指発第170号)に示す規模(床面積、高さ、階数等)、形態、設置状況(給排水、ガス・電気の供給又は冷暖房設備、電話等の設置が固定された配管・配線によるものかどうか、移動の支障となる階段、ポーチ、ベランダ等が設けられているかどうかなど)等を鑑みて、各特定行政庁が個別に行うこととなります。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
489	令和4年2月3日	令和4年2月28日	増築時の確認申請に添付する既存部の構造図・構造計算書の省略について（建築基準法）	建築基準法施行規則(以下「規則」と言う。)第1条の3第10項に規定される添付省略図書等に、「第1項の表1の（は）項、表2の（1）項、及び表5の（2）項に掲げる図書及び書類(増築又は改築に係る部分以外の部分に限る。)」を加える。	増築時の確認申請の添付図書については、完了検査済証の写しを添付すること等の条件付きで、既存部分の構造計算書が免除されています(規則第1条の3第10項)。これにより、既存部分の構造計算適合性判定をあらためて受けることも免除されています。一方、規則第1条の3第1項の表1の（は）項、表2の（1）項、及び表5の（2）項の構造図及び(仕様規定除外のための)構造計算書については、同様の添付省略の規定がありません。このため、既存部分について、あらためて審査を行う必要があります。しかし、次の理由により、この場合の既存部分の再審査は必要性に乏しいと考えられるため、上記の通り提案します。 1. 既存部分は完了検査に合格しており、その後の変更も軽微なものに限定されている。(平成27年1月29日国土交通省告示第180号) 2. 増築部と既存部はエキスパンションジョイントにより構造上分離されており、増築による既存部への影響は無い。 3. 構造計算適合性判定の再実施は不要、確認審査の再実施は必要、と区別する理由が不明	個人	国土交通省	建築物の増改築時の確認申請及び構造適合性判定申請においては、増改築に係る部分以外の既存部分についても現行基準への適合性を確認するため、原則として新築時と同様の図書・書類の提出を求めています。 なお、建築基準法施行規則第1条の３第10項では、建築物をエキスパンションジョイント等を介して増改築を行う場合、既存部分については、軽微な変更しか行われていないなど、直前の確認を受けた計画から構造計算基準（建築基準法施行令第81条第2項又は第3項に規定する基準。以下同じ。）への適合性に影響を及ぼさないことが明らかな場合にあっては、直前の確認に要した図書・書類や検査済証の写し及び表１の（は）項等の図書・書類があれば、現行の構造計算基準への適合性に係る審査が可能と考えられることから、必ずしも新たに作成した既存部分に係る構造計算書等を提出させることまでは求めていないこととしているものです。	建築基準法第6条、第6条の3 建築基準法施行規則第1条の3、第3条の7 構造計算基準に適合する部分の計画を定める件（平成27年国土交通省告示第180号）	事実誤認	制度の現状欄に記載のとおり、建築物をエキスパンションジョイント等を介して増改築を行う場合にあっては、必ずしも新たに作成した構造計算書等でなくとも既存部分の構造計算基準への適合性に係る審査が可能と考えられることから、一定条件のもと申請時に新たに作成した既存部分に係る構造計算書等の提出は不要としているものであり、審査自体を不要としているものではありません。 なお、ご提案の図書・書類については、構造計算基準への適合性の審査のほか、構造計算基準以外の基準への適合性を確認するためにも、引き続き申請時の提出が必要と考えております。	
490	令和4年2月3日	令和4年10月12日	道路標識・道路標示・区画線の統一	道路標識・道路標示・区画線（以下、標識等）は同一の様式の標識等であっても複数の意味が規定されていることがあるため、道路を通行する人からはどのような交通規制が行われているか正確に理解できない状態が生じている。これは交通安全の点からも罪刑法定主義の点からも非常によくないことであり、以下通り是正してほしい。 「自動車道標識令」・「自動車道標識の様式を定める省令」を廃止し、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」(以下、標識令)と統合する。 標識令を改正し複数の意味が規定されている標識等を是正する。 道路標示と同一の様式の区画線を道路交通法第二条第2項の規定により道路標示とみなすように定める。	「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」(以下、標識令)と「自動車道標識令」、「自動車道標識の様式を定める省令」では内容に違いがある。道路によって道路標識の様式が異なることは交通安全を損ない、また統一する場合であっても命令が複数あっては内容を同一に保つ手間がかかるので標識令と統合すべきである。 標識令においても規定される標識等の意味は根拠となる法律が違っても基本的に同一となるように規定されているが、私が把握している限り以下の7つが異なる意味が規定されているか見分けがつかない。 ・(325)（高速自動車国道と自動車専用道路の2つの意味がある） ・(325の2) ・(325の3) ・(102)と(109)と(206)と(103) このためまったく同じデザインの標識等がまったく同じように設置されていても、道路を通行できるか、道路をどう通行すれば良いかがわからないことがある。 例えばこのうち自転車専用の道路標識は ・自転車道であること。 （通行できるのは二輪又は三輪の自転車、長さ190cm以下、幅60cm以下の四輪以上の自転車） ※普通自転車は通行義務あり ・道路法第四十八条の十四第二項に規定する自転車専用道路であること。 （通行できるのは軽車両、道路運送車両法施行規則第二条の小型特殊自動車である農耕作業用自動車及びこれに牽けん引される車両） ・交通法第八条第一項の道路標識により、普通自転車（交通法第六十三条の三に規定するものをいう。以下同じ。）以外の車両及び歩行者の通行を禁止すること。 とバラバラである。これでは自転車専用の標識が設置されていてもだれが通行できるのか不明である。	個人	警察庁 国土交通省	【標識令への統合について】 自動車道標識令(昭和26年政令第252号)においては、道路運送法（昭和26年法律第183号）第68条第5項及び第75条の規定に基づき、自動車道標識の種類設置場所について規定されています。 自動車道標識の様式を定める省令（昭和26年運輸省・建設省令第3号）においては、自動車道標識令（昭和26年政令第252号）第5条の規定に基づき、自動車道標識の様式について規定されています。 【標識令について】 「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」(昭和35年総理府令・建設省令第3号。以下及び対応の概要欄において「標識令」という。)においては、道路法（昭和27年法律第180号）第45条第2項及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第4条第5項の規定に基づき、道路管理者又は都道府県公安委員会が設置する道路標識等の分類、種類、設置者の区分、設置場所、様式その他の事項について規定されています。 【道路標示とみなす区画線について】 道路交通法第2条第2項及び標識令第7条の規定により、「車道中央線」を表示する区画線は「中央線」を表示する道路標示に、「車道外側線」を表示する区画線（歩道の設けられていない道路又は道路の歩道の設けられていない側の路端寄りに設けられ、かつ、実線で表示されるものに限る。）は、「路側帯」を表示する道路標示に、それぞれみなされます。	道路交通法　昭和35年法律第105号）第2条第2項及び第4条第5項 道路標識、区画線及び道路標示に関する命令　昭和35年総理府令・建設省令第3号）第7条 道路法　昭和27年法律第180号）第45条第2項 自動車道標識令 昭和26年政令第252号） 自動車道標識の様式を定める省令　昭和26年運輸省・建設省令第3号） 道路運送法　昭和26年法律第1３号）第68条第5項及び第75条	対応	【標識令への統合について】 「標識令」と「自動車道標識令」について、案内標識等の様式は、ほぼ同一（例えば、ローマ字が大文字であるか小文字であるかなど）であり、また、規制標識の様式は統一されております。そのため、道路利用者の混乱は生じていないと認識しております。 【標識令について】 一つの道路標識について複数意味がある場合は、道路管理者や都道府県公安委員会の判断により、必要に応じて補助標識や法定外表示等を設置するなどの対応をしているものと承知しております。 【道路標示とみなす区画線について】 制度の現状欄に記載のとおり、標識令の規定に基づき、特定の区画線は、道路標示とみなすこととされています。	
491	令和4年2月3日	令和4年9月15日	畜産物の国際競争力向上のために飼養衛生管理基準の全面見直し	日本国内で鶏卵や畜産動物を生産・出荷するにあたっては飼養衛生管理基準を満たした農場からのものが市場に出回る。しかし同基準は鳥インフルエンザやBSEなどの感染症から完全防除するため、農場内を閉鎖環境とするなどニワトリや肉牛、豚、ブロイラーへ高いストレスを与えることとなる。国際的にはこうした閉鎖環境で育った畜産物を市場流通を禁じている国も増えており、こうした風潮が拡大すれば日本から畜産物を輸出できなくなる可能性があることから、同基準を国際ルールに準じたものに改める。	飼養衛生管理基準は鳥インフルエンザや豚熱といった大規模な家畜伝染病が流行するたびに変更されている。 https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/k_shiyou/ 要点は伝染病からの完全防御であり、農場周辺の防御から農場従業員とその家族がペットを飼うことを禁止するなど行動制限に至るまで規定している。さらに農場に出入りする獣医師や用品の納入業者、トラックドライバーまでも規制の対象となっている。 他方で海外の動きはストレスフリーで育った畜産物を流通させる「アニマルウェルフェア」の考え方が広がっている。 https://www.maff.go.jp/j/chikusan/sinko/animal_welfare.html しかし、日本国内では飼養衛生管理基準があるため、完全管理された環境で育った畜産物しか流通されないのが現状だ。同基準を満たすには莫大な設備投資が必要となるため畜産業は高コスト経営となっている。同基準が農林水産省のみで構築しているのが問題だ。設備投資ばかりか従業員等の行動制限まで課していることはほとんどの国民は知らないと思う。国際商取引であれば経産省・外務省・法務省、防疫対策で厚労省、流通の問題もあるので国交省といった各省庁からも意見を聴取し基準を見直していくべきだ。これにより全国の畜産農家やその関係者の働き方改革にもつながっていくと思う。	個人	農林水産省	家畜の伝染性疾病の発生を予防するためには、家畜の所有者において日頃から適切な飼養衛生管理を徹底することが重要となっています。このため、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第12条の３の規定に基づき農林水産大臣が家畜の飼養に係る衛生管理の方法に関し家畜の所有者が遵守すべき基準（飼養衛生管理基準）を定めています。(具体的には、飼養衛生管理基準においては、農場に衛生管理区域を設定し、区域内への病原体の侵入防止や区域内における病原体の汚染拡大防止を図ることとしており、具体的取組として、衛生管理区域に出入りする際の人、車両等の消毒や衛生管理区域内における愛玩動物の飼養禁止が定められています。) また、飼養衛生管理基準については、飼養管理技術の向上等による飼養環境の変化を踏まえ、その内容をより現場の実態に対応した効果的なものとすることが重要であるため、少なくとも5年ごとに再検討を加え、必要に応じて改正することとしており、その設定、改正及び廃止に当たっては、国際基準等を踏まえるとともに、食料・農業・農村政策審議会及び都道府県知事の意見を聴いています。	家畜伝染病予防法	その他	家畜伝染病予防法に基づく飼養衛生管理基準は、家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止の観点から、家畜の所有者が遵守すべき基準を定めたものです。 飼養衛生管理基準の見直しや運用は、国際基準も踏まえた専門家の意見を聴きながら、これまでも生産者や関連事業者など関係者と連携して実施してきたところであり、引き続き、専門家の意見を聴きながら、関係者とも適宜連携して取り組むこととしています。 また、飼養衛生管理基準においては、農場内を閉鎖環境とすることが必ずしも求められるものではありません。 なお、アニマルウェルフェアの推進は、農林水産省として重要な課題であることから、今後はアニマルウェルフェアの推進に国が主体的に取り組むこととし、現在、民間団体が策定・公表している畜種ごとのアニマルウェルフェアに関する飼養管理指針について、アニマルウェルフェアの国際基準であるOIEコードに沿って改めて見直し、新たな指針を示すこととしています。 これらのことから、ご提案の内容に対する「対応の分類」としては、その他としました。	△

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
492	令和4年2月3日	令和4年3月25日	建物表題登記と建物保存登記との連件申請	建物表題登記と建物保存登記との連件申請できるようにするべきである。不動産登記法の原則からすれば、建物表題登記が完了して登記記録が作成された後、改めて建物の所有権保存登記が申請できることになる。しかし、建物表題登記を申請している時点で保存登記の対象物件は特定されているのであるから、登記記録の有無に関わらず、所有権保存登記の対象不動産も特定できるはずである。こうした処理を法務省が全国統一のルールとして認めるべきである。	1.処理日数の短縮 表題登記完了後に保存登記を申請するのでは、その間にタイムラグが生じるため、完了までの日数が全体として遅延する。 2.添付書面の省略・処理コストの削減 表題登記にも保存登記にも住民票の添付が必要であるが、連件申請にすることにより、1回の提出・審査で処理できる。 3.事案複雑化の回避 表題登記後に転居・婚姻・死亡等が発生することにより、その後の保存登記では、表題部所有者との連続性を証明するために、追加的な添付書類の提出とその審査が必要になる。これを避けるためには、表題登記と保存登記との時間的間隔を生じさせないことが重要である。 4.担保物件の保全 建物新築には金融機関からの融資が行われる場合が多い。当然、建物には抵当権等が設定されることになるが、表題登記後に同一住所・同一氏名の別人が保存登記を申請すれば、当該別人の所有として登記されることになり、本来の所有者に融資した金融機関は担保権を設定できなくなる。こうしたリスクを避けるには、表題登記と保存登記とを連続して申請させるべきである。	商業登記ゲンロン	法務省	登記は、登記官が登記簿に登記事項を記録することによって行うものとされています。 土地又は建物の表題登記が申請された場合には、登記官が当該申請に基づく登記を完了することによって当該土地又は建物についての登記記録が新たに作成されることになります。 なお、表示に関する登記においては、登記官が登記を完了した日付である「登記の年月日」が登記事項とされています。 また、申請情報の内容である不動産が登記記録と合致しないときは、登記官は当該登記の申請を却下しなければならないとされています。	不動産登記法第11条、第25条、第27条、	対応不可	制度の現状に記載のとおり、建物の表題登記が申請された場合には、登記官が当該申請に基づく登記を完了することによって、当該建物についての登記記録が新たに作成されることになるところ、当該登記の完了日より前に、当該建物を申請情報の内容とする登記が申請された場合には、申請情報の内容である不動産に合致する登記記録がないため、登記官は当該登記の申請を却下しなければならないこととなります。 したがって、提案のような取扱いを認めることは困難です。	
493	令和4年2月3日	令和4年3月25日	会社の本店所在地における支店登記を廃止すること	会社の支店登記は、取締役会の設置決議を経なければ登記申請をすることができない。商業登記が当該会社にとっての証明手段のみであれば登記を会社の意思に委ねるべきであろうが、「取引の安全と円滑に資することを目的とする」のであれば、相手方が支店登記の有無にかかわらず、当該会社の事業所を確認できるようにすべきである。すなわち、支店登記ではなく、法人住民税を納付するための事業所登録情報を会社登記とリンクさせ、現在の支店区に表示させればよい。そして、支配人選任についてのみ、会社の代理権限の登記として会社の選択に委ねるべきである。	平成15年の法制審議会会社法（現代化関係）部会第8回会議　議事録では、法務省担当者と思しき参加者の発言として、支店登記の効用について、「今の登記の仕組みでは，例えば東京に本店のある会社が札幌と大阪に支店がありますと，では，札幌の方が，その本店東京，支店札幌という会社と取引しているのだけれども，払ってくれない，それで訴えたいのだけれども，そもそも札幌の登記所に行っても何も分からないわけですね。」とある。法務省担当者らしき人物の発言にあるとおり、支店登記の役割が商業登記法の「取引の安全と円滑に資することを目的とする」手段であって、相手方が代金を払ってくれない場合の探索手段であるとすれば、支店登記をするかしないかが当該会社の任意になっている現行の支店制度では、その役割を充分に果たすことができない。平成15年当時はともかく、政府情報が一元化に向かう今日では、法務省が管理する登記情報と自治体が管理する法人の事業者情報を統合することは不可能ではなくなっている。上記発言の「支店札幌」が登記されていなくても、事業所として活動している限り地方税を収めているであろうから、相手方はその情報を頼りに本店所在地を確かめることができるため、「取引の安全と円滑に資する」観点から逆かに便利である。すなわち、現在の商業登記制度は、商業登記法の趣旨からすると、完全に時代遅れの発想になっている。関連する法令を改めるべきである。	商業登記ゲンロン	法務省	会社法上、会社が支店の設置、変更又は廃止を行った場合には、本店の所在地において、その旨を登記することが求められている（会社法第911条第3項第3号、第915条第1項等）。 会社法上、取締役会を設置している株式会社における支店の設置、変更又は廃止の決定は、原則として、取締役会決議で行うこととされており（会社法第362条第4項第4号）、その登記申請の際にも、当該取締役会の議事録が添付書類として求められている（商業登記法第46条第2項）。 会社法上、登記義務の懈怠に対しては罰則規定が設けられており、登記義務を懈怠した取締役等は、100万円以下の過料に処せられる可能性がある（会社法第976条第1号）。	会社法第362条第4項第4号、第911条第3項第3号、第915条第1項、第976条第1号等、商業登記法第46条第2項	対応不可	会社の支店は、本店から離れて独自の営業活動をし、対外的にも支店として取引をなし得る人的、物的の組織を備えた、会社の営業活動の中心となる場所であり、重要な組織の一部を構成するといえます。 そのため、会社法上は、そのような重要な組織の一部である支店につき、設置、変更又は廃止が行われた場合には、本店の所在地において、その旨を商業登記上公示することを義務付けています（会社法第911条第3項第3号、第915条第1項）。 本店所在地における支店情報の登記は、重要な意味を持つものであるため、当該制度を廃止することも相当ではないと思料いたします。 なお、取締役会設置会社において、実態として、会社法上の支店の設置、変更、廃止が行われたにもかかわらず、取締役会決議を行わない場合には、会社法第362条第4項に違反することになるほか（ただし、監査等委員会設置会社や指名委員会等設置会社において、支店の設置等を業務執行取締役又は執行役が決定できる場合を除きます。）、支店を設置等したにもかかわらず、その旨の登記申請をしない場合には、取締役等につき、登記義務の懈怠があるとされる可能性もあります。	
494	令和4年2月3日	令和4年3月25日	運転免許に係る深視力検査の見直しについて。	運転免許に係る深視力要件を免種を限ることによる緩和、または廃止の検討をしてください。	準中型免許や二種免許等に必要とされている三桿法による深視力検査は、検査そのもの再現性は認められていますが運転とどのような関連があるかは未だはっきりせず、通常の視力検査に加えてこのような検査を課すのは新規取得者だけでなく5年以内ごとに更新を行う現有者にとっても負担であるように思います。特に昨今ドライバー不足が叫ばれているため、このハードルが下がれば(場合によってはこのためだけに眼鏡を製作してもらわなければいけない)運転者にとっても業界にとっても準中型免許制度導入のように負担を軽減する良い後押し策になります。またEU諸国でも日本と同様の視力/視野要件はあれど深視力のような検査はありません。深視力検査は例えば性格検査のような企業や団体によって自主的自律的に行われる検査に留めるべきであり、強制的に免許を?奪する行政が課す要件としては不適当であって廃止、または免種を限ったうえで緩和の検討をしても良いのではないのでしょうか。	個人	警察庁	現行制度上、大型免許、中型免許、準中型免許、大型仮免許、中型仮免許、準中型仮免許、牽引免許及び第二種免許については、新たに取得しようとする時に受験する適性試験や免許証を更新しようとする時に受検する適性検査において、深視力の科目を課しております。	道路交通法第97条第1項、第4項及び第101条第5項 道路交通法施行規則第23条第1項及び第29条第8項	対応不可	大型免許、中型免許、準中型免許、牽引免許及び第二種免許を取得等しようとする者は、職業として自動車を運転することが想定されます。深視力は、物体の遠近感や奥行き等を正確に把握する能力であるところ、貨物自動車や旅客自動車は、配送や旅客の乗降のため車線変更を行う機会が多く、その都度前方及び後方の車間距離を正確に把握する必要等があることから、運転者には一定の深視力を備えていることが求められます。 また、一般に、貨物自動車等は、一たび事故を起こしてしまうと重大な事故につながりやすく、運転者の安全対策には万全を期す必要があります。 そのため、大型免許等の取得時等において課されている深視力の検査を廃止等することは困難です。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
495	令和4年2月3日	令和4年3月25日	商業登記における公的原因による本店変更をする場合の添付書面を義務化すること	商業登記において「住居表示実施」「区画整理」等を理由として本店変更の登記申請をする場合、市区町村等が発行する証明書を添付すれば、無税で変更登記をすることができる。これは登記手続上の要件ではなく、変更をするための登録免許税3万円を納付すれば、証明書を添付せずに公的原因を理由とする変更登記をすることができる。すなわち、登録免許税さえ納付すれば、容易に事実と異なる登記をすることができる。しかし、不動産登記においては、商業登記の登記事項証明書が不動産所有者等の住所変更の非課税証明とする通達がある。そのため、不実の商業登記をすることにより、不動産登記の登録免許税を不当に免れることができる。(続)	(承前)現在であれば、会社法人等番号を添付情報として記載することにより、商業登記の登記事項証明書の添付に代えることができる。つまり、登記名義人の住所を変更する不動産が31個以上あれば、商業登記で3万円を払って不実の登記をしても脱税が可能になる。もちろん、不実の登記は犯罪であるが、こうした抜け道を防ぐために不動産登記で証明書が要求されているのではないのか。したがって、商業登記における公的変更による本店変更に公的証明書を要求するか、不動産登記における通達を変更するかであるが、商業登記と云えど当該法人の自由になるものではない公的記録であるから、商業登記における本店変更に公的証明を求めるべきである。	商業登記ゲンロン	法務省	登記簿に記載された行政区画等に変更があった場合には、その旨の登記がないときであっても、その変更による登記があったものとみなされます（商業登記法第26条）。この場合には、登記官は 職権をもって変更があったことを記載することができるとされています（商業登記規則第42条第1項）。なお、当事者が行政区画の変更について、登記所に職権発動を促す申出をする場合には、行政区画の変更に係る市町村長の証明書等を提出する必要があります。 住居表示が実施され又は変更された場合、その日から2週間以内に本店の住所等について変更登記の申請をしなければなりません（会社法第915条第1項）。当該申請に住居表示の実施に係る市町村長の証明書等を添付した場合には、当該登記について登録免許税は課されません（登録免許税法第5条第4号・5号等）。 なお、上記証明書等が添付されていない場合であっても、登記官は、住居表示等の事実の有無について審査を行っています。	商業登記法第26条 商業登記規則第42条第1項 登録免許税法第5条第4号・5号等	事実誤認	制度の現状に記載したとおりです。 なお、必要な添付書面の種類に関わらず、公務員に対し虚偽の申立てをして、登記簿に不実の記載をさせた者は、公正証書原本不実記載罪により5年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられます（刑法第157条第1項）ので、申し添えます。	
496	令和4年2月3日	令和4年6月27日	銀行等による保険販売における弊害防止措置の維持・強化及び実効性確保	銀行等による保険販売については、消費者保護や公正な競争条件の確保の観点から弊害防止措置が設けられているが、2012年4月に一部の規制が緩和された以降も依然として圧力募集等の問題事例が発生しているため、弊害防止措置の維持・強化、実効性確保に向けた対応が必要と考える。 具体的には、「融資先販売規制」については2012年4月に除外された一時払終身保険・一時払養老保険を対象商品に戻すことも含めた規制の強化、「非公開金融情報保護措置」「保険商品と預金との誤認防止措置」についてはその維持と実効性確保に向けた対応をお願いしたい。	銀行等による保険販売には弊害防止措置が講じられているが、生保労連が再三に亘り圧力募集等の問題が発生している実態を訴えてきたにも関わらず、2012年4月に「融資先販売規制」の対象商品から一時払終身保険・一時払養老保険が除外された。しかし、2006年9月以降、生保労連が社外の調査機関に委託し定期的に実施している事業主を含む一般消費者約1000名を対象としたモニターアンケート（全10回・直近2018年8月実施）では、いずれにおいても一時払終身保険・一時払養老保険を含む各種生命保険商品について、「銀行との取引を考えてやむを得ず加入した」との回答が多数あった。また、「生命保険の加入を融資の条件とされた」等の消費者の声も数多く寄せられている。このように、銀行による圧力募集が依然発生していることは明らかで、一時払終身保険・一時払養老保険を対象商品に戻すことも含め「融資先販売規制」を強化願いたい。また、2012年4月に改正された「非公開金融情報保護措置」「保険商品と預金との誤認防止措置」についても、前述のモニターアンケート及び問題事例収集活動において、「退職金が振込まれた直後に銀行から生命保険の提案があった」「提案された商品が生命保険であることさえもよく理解できなかった」等の回答、消費者の声が多数あり、このことからも弊害防止措置が有効に機能しておらず、消費者保護上の問題が生じている実態が浮き彫りになっている。こうした状況から、「非公開金融情報保護措置」「保険商品と預金との誤認防止措置」等の維持とその実効性確保に向けた対応が必要と考える。	全国生命保険労働組合連合会（生保労連）	金融庁	銀行等による保険販売については、保険契約者等の保護を図りつつ、利便性の向上を目指す観点から次のような弊害防止措置が設けられています。 ・非公開情報保護措置 ・融資先販売規制 ・タイミング規制 ・担当者分離規制 ・預金との誤認防止措置	保険業法施行規則第212条、同第234条第1項等	検討を予定	銀行等による保険募集規制については、保険契約者等の保護を図りつつ利便性の向上を目指す観点から設けているものです。 弊害防止措置については、モニタリング結果や関係者からのヒアリングを踏まえ、平成23年9月7日付で関係内閣府令等を改正し、 ・融資先募集規制の対象商品から一時払終身保険等を除外するほか、 ・預金との誤認防止措置について、実効性確保のための措置を講じる 等の見直しを行ったところであり、平成24年4月1日から施行されています。 銀行等による保険募集の状況については、引き続き実態把握に努め、今後の弊害防止措置等の見直しについては、必要が生じた場合に行うこととしています。	
497	令和4年2月3日	令和4年6月27日	生命保険販売に係る構成員契約ルールの維持	生命保険販売に係る構成員契約ルールについては、生命保険募集人である企業（法人、以下同じ）代理店が当該企業の従業員（構成員）等に対し、雇用関係等を背景とした圧力募集を行うことを防止するため措置されているものであり、消費者保護の観点から引き続き維持していただきたい。	生命保険募集人である企業代理店は当該企業の従業員等に対し雇用関係等に基づく大きな影響力を持っている。企業代理店が当該企業の従業員等に対し生命保険販売を行った場合、影響力を利用した圧力募集が行われる懸念がある。直近でも「お客さまが企業代理店等から圧力を受け、生命保険等の加入を強要された」等の声が多く寄せられている。一般の募集チャネルでは、問題があれば苦情等によりその問題が顕在化する一方、強者（企業、上位役職者等）への苦情や批判は潜在化する傾向にあるため、雇用関係に基づいた圧力募集は問題が生じても顕在化しにくく、消費者（従業員等）が泣き寝入りを強いられる。かかる懸念は、いわゆる非正規労働者の増加に見られるように労働者の置かれた立場が不安定化し、雇用関係に基づく使用者の使用人に対する影響力が強い状況下では一層深刻化する可能性が高く、構成員契約ルールの必要性はさらに高まっている。また、圧力募集により従業員等が不本意な生命保険商品に加入した場合、保険金等の支払までには長期間経過していることが多く、また、一般的に生命保険商品は契約加入時の年齢や健康状態等によって保険料等の引受条件が決定されることから再加入の困難性があり、問題が発生しても事後的に救済することは極めて難しい。加えて、生命保険の保障額は高額なことが多く、消費者被害は甚大となる。生命保険商品の募集には消費者ニーズにきめ細かく対応したコンサルティングが不可欠である中、構成員契約ルールは圧力募集から消費者である従業員を保護し、保険商品の主体的な選択機会を十分確保する上で必要不可欠なルールであるため引き続き維持していただきたい。	全国生命保険労働組合連合会（生保労連）	金融庁	企業が、生命保険会社と募集代理店契約を締結して生命保険商品の募集を行う場合、従業員への圧力募集等を防止する観点から、当該企業及びその企業と密接な関係を有する者（法人）の役員・従業員に対する保険募集は一部の保険商品を除き禁止されています。	保険業法第300条第1項第9号 同法施行規則第234条第1項第2号 平成10年大蔵省告示第238号 保険会社向けの総合的な監督指針Ⅱ－4-2-2(11)	検討を予定	生命保険契約の長期性、再加入困難性等に鑑み設けられている規制であり、その趣旨を踏まえつつ、引き続き慎重に検討を行う必要があります。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
498	令和4年2月3日	令和4年3月25日	共同根抵当権設定仮登記を認めること	根抵当権は、抵当権と異なり、本登記をしたときにしか共同担保にならない。そのため、共同根抵当設定仮登記はできないものとされている。仮登記が共同担保とならないゆえに、根抵当権仮登記は不動産1個ごとに申請書を作成し、仮に同一の契約内容であっても、1個ごとに登記がされる。この点が根抵当権設定登記とは異なっている。また、根抵当権設定登記でも、原則が累積式のため、「共同担保である」旨が登記原因証明情報に記載されていなければ、共同根抵当権設定登記として処理されない。この点が抵当権設定登記と異なっている。現在では累積式根抵当権を設定することは実務上ほとんどない。(続く)	(承前)金融機関の設定契約書等で「共同担保である」旨が記載されていないと、代理人たる司法書士が訂正することも出来ないため、共同担保にならない。根抵当権を抵当権とは一致させず、独自の仕様にしたことにより、登記申請段階でこうした矛盾が表面化する。そもそも昭和47年に民法が改正された当時は、実務上は累積式が求められていたため、「取引の実情にかんがみまして」(法務省の国会答弁)特別の登記になった経緯がある。後の民事局長が参加した鼎談では、研究者も企業法務担当者も、共同根抵当不要論を展開している(商事法務研究会 編 新根抵当法の解説)。しかし、現在では上述のように共同根抵当が利用されており、当時とは実務が180度違っている。また、行政コスト削減の議論としても、同一内容の申請書を不動産ごとに作成されるのは、申請者にとっても登記所にとっても無駄である。民法を改正し、根抵当権についても、抵当権と同様に共同担保を原則とすべきである。	商業登記ゲンロン	法務省	民法第398条の16により、共同根抵当権は、共同根抵当権である旨の登記をした場合に限って成立が認められるとされているところ、不動産登記制度において、共同根抵当権の仮登記は認められていません。	民法第392条、第398条の16 不動産登記法第105条 昭和47年11月25日付け民事甲第4945号民事局長回答	対応不可	制度の現状のとおり、民法第398条の16により、共同根抵当権は、共同根抵当権である旨の登記をした場合に限って成立が認められるとされているところ、不動産登記制度において、共同根抵当権の仮登記は認められていません。これは、①根抵当権は共同担保である旨の登記をしない限り共同担保関係は生じないため、いまだ物権変動が生じているとは言えず、不動産登記法第105条第1号の仮登記は認められない、②同条第2号の仮登記についても、そもそも共同根抵当権である旨の登記は請求権ではなく、根抵当権の内容として登記されるものであるから、もし仮にそれが許されるとすると将来において共同担保関係が生ずる予定であるという趣旨の登記を許すことになるために認められない、という考えによるものです。 したがって、提案のような、共同根抵当権の仮登記を認めることは困難です。	
499	令和4年2月3日	令和4年2月28日	不動産に関する情報の一元管理公共システムの構築	不動産に関する情報(建築確認済証、住宅型式性能認定、長期優良住宅認定、等)を一元的に照会・確認できるシステムの構築を要望する。	・火災保険の契約にあたり、保険契約の対象となる物件の情報(耐火性能や耐震性能等の詳細情報)を契約者からご申告いただく必要があるが、契約者がこれらの情報を正確には把握していないことが一般的であるため、各種公的資料による確認が必要となり、契約者に負担がかかっている。 ・ついては、不動産に関する情報(建築確認済証、住宅型式性能認定、長期優良住宅認定、等)の確認先である自治体、認定機関、住宅メーカー等に対して、建物所有者が、非対面でワンストップで照会をかけ、PDFやCSV等の電磁的記録のやり取りにより当該情報の確認を進めることができる公共システムの構築を要望する。(可能であれば利便性向上のため、PDFではなくCSV形式などでDB化されていることが望ましい) ・また、その公共システムが構築できた場合には、建物所有者の同意があれば、保険会社等事業者が代わりに当該システムを利用することが認められるよう要望する。	(一社)日本損害保険協会	国土交通省	確認済証の交付者・番号・年月日等を記録した処分等概要書等の書類については、特定行政庁に請求すれば、閲覧することが可能です。 住宅性能評価や長期優良住宅認定について、建物所有者等が、当該住宅の住宅性能評価を行った登録住宅性能評価機関及び所管行政庁に対して、当該住宅性能評価の内容及び長期優良住宅の認定取得の状況について、照会を行うことが可能である場合があります。	建築基準法第93条の2	対応不可	確認済証や評価書等の情報は、本来的には建築主たる建物所有者が一元的に把握されるべきものなので、国としてご提案のような公共システムを構築することは考えておりません。なお、地方公共団体や各機関に情報の照会が必要な場合にあっては、これらの照会を建物所有者から委任を受けた者が照会するといった対応も可能である場合があります。	
500	令和4年2月3日	令和4年8月19日	自賠法施行令の見直し(自賠責保険における「書面」による請求の見直し)	「法第十六条第一項の損害賠償額の支払の請求は、次の事項を記載した書面をもつて行わなければならない」とする自賠法施行令の規定を見直し、自賠責保険における書面によらない請求方法の早期実現を要望する。	・「自賠責保険の電子化」対応を進めるに当たっては、被害者等から提出された書類の電子化以外にも、契約者等からのHPを通じた保険金請求意思の確認や医療機関からのネットワークを通じた治療費の請求といった書面によらない請求方法も選択肢の一つとして検討していく必要があると思われる。 一方で現時点では自賠法施行令等を根拠として、書面による請求以外の方法は認められていない。 ・当該政令を見直すことは、自賠責保険分野における早期のペーパーレス化実現や利便性の高い仕組みの構築に寄与するものと考える。	(一社)日本損害保険協会	国土交通省 金融庁	自動車損害賠償保障法第16条第1項の規定により、自動車保有者の損害賠償の責任が発生したときは、被害者は、保険会社に対し、保険金額の限度において、損害賠償額の支払をなすべきことを請求することができ、その際の当該支払請求においては、自動車損害賠償保障法施行令第3条の規定に基づき、所定の事項が記載された書面をもって、行わなければならないとされています。	自動車損害賠償保障法施行令第3条	検討を予定	請求手続の利便性向上につながる方策としての当該条文のペーパーレス化については、検討を行っていきたいと考えておりますが、保険会社間以外の当事者からの請求がペーパーレス化されることについて保険業界内での調整がついていないと承知しており、その調整がなされれば、すべての当事者からの請求について、書面によらないペーパーレスな対応の可否について検討が可能になると考えております。	
501	令和4年2月3日	令和4年6月27日	保険業法施行規則による法定開示事項の見直し	保険業法施行規則別表(第59条の2第1項第3号ハ関係(損害保険会社))の法定開示事項を見直していただきたい。特に「出再を行った再保険者の数」や「出再保険料の上位5社の割合」は削除を検討いただきたい。	一般消費者の観点に立つと、再保険信用リスクに関する情報として、「出再を行った再保険者の数」や「出再保険料の上位5社の割合」はやや解釈しにくい情報であり、別途定めている「出再保険料の格付ごとの割合」や「未収再保険金の額」で必要十分と考えるため。様々な決算上の調整を踏まえて、集計を行う必要があり、保険会社にとっても事務負担が大きい。	(一社)日本損害保険協会	金融庁	保険会社は、事業年度ごとに、業務及び財産の状況に関する事項として内閣府令で定めるもの(※)を記載した説明書類を作成し、法令で定める場所に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならないとされております。 ※保険業法施行規則では、保険会社が保険契約を再保険に付した場合における①再保険を引受けた主要な保険会社等の数、②再保険を引受けた保険会社等のうち支払再保険料の額が大きい上位を占める五の保険会社等に対する支払再保険料の割合、を記載することとされております。	保険業法施行規則別表(第五十九条の二第一項第三号ハ関係(損害保険会社))	検討を予定	保険会社が保険契約を再保険に付した場合における①再保険を引受けた主要な保険会社等の数、②再保険を引受けた保険会社等のうち支払再保険料の額が大きいことにおいて上位を占める五の保険会社等に対する支払再保険料の割合、については、出再に関するリスクの集中度合を把握するための有用な情報として、公衆への縦覧を求めているものです。 項目の見直しについては、それぞれの項目の縦覧の趣旨に照らし、慎重に検討を行う必要があります。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
502	令和4年2月3日	令和4年2月28日	保険グループへのIFRSの任意適用の解禁	「2021事務年度 金融行政方針 コロナを乗り越え、活力ある経済社会を実現する金融システムの構築へ」4. (4)?に挙げられている「会計基準の高品質化」のため、IFRS第17号の確定に伴う適用時期に合わせ、保険および保険持株会社に対する各種規制（連結業務報告書・ディスクロージャー資料の作成・提出等）において、IFRS任意適用が可能となるように制度整備を行う。	・保険および保険持株会社に対する各種財務報告については、保険および保険持株会社が日本基準に基づき連結財務諸表を作成することを前提としており、IFRSの任意適用を前提としたものとはなっていない。 ・このため、現状では、金融商品取引法および会社法に基づく連結財務諸表にIFRSを任意適用したとしても、保険業法に基づき作成・提出する連結業務報告書・ディスクロージャー資料等については引き続き日本基準で作成・提出せざるを得ず、多大な作成コストが生じる。 ・連結財務諸表の作成コスト負担が大きくなり、保険および保険持株会社のIFRS任意適用の阻害要因となる。 ・上記の理由から、本件は昨年度に続き要望するもの。 ・令和2（2020）年6月にIFRS17号が最終化され発効時期が令和5（2023）年に決定したため、これに向けた検討を要望したい。	（一社）日本損害保険協会	金融庁	連結業務報告書等については、日本基準により作成・報告することが前提とされています。	保険業法施行規則第59条、第59条の3、第210条の10、第210条の10の2	検討に着手	国際会計基準審議会において2020年6月にIFRS17号（保険契約に関する国際財務報告基準）が公表され、2023年1月1日より発効予定であることを踏まえ、これに遅れない事業年度より連結業務報告書等においてIFRSの任意適用が円滑に進むよう、制度面の検討を進めてまいります。	
503	令和4年2月3日	令和4年6月27日	同一人与信規制の対象である「保証」の定義についての緩和要望	同一人与信規制（＊）の対象である「当該同一人に対する債務の保証」において、「保険子会社の債務を対象とする保証契約」に係る規制を緩和することを要望する。 （＊）保険会社の資産運用が特定の相手方に集中し、契約者に損害を及ぼすことがないよう、同一人に対する資産運用額は制限されている。保証の場合、貸付金と合算して同一人に対する与信額が総資産および合同勘定の3%を超えてはならないと定められている。	・2011年12月に公表された「保険会社のグループ経営に関する規制の在り方ワーキンググループ」報告書において、「保険子会社に対する与信のうち、まずは事業リスクの側面が強い株式の取得について、大口与信規制の対象から除外することが適当である。さらに、貸付けや債務の保証等のその他の与信については、株式に比べて信用リスクの側面が強いことも踏まえ、今後の運用の実態等も見ながら、問題がないことが確認された場合には、適用除外としていくことが適当と考えられる。」とされたことを受けて、株式については2012年7月に同一人与信規制から除外されたところ。 ・海外の保険子会社は親会社による債務保証（親会社保証）の存在を信用補完として、格付機関より親会社と同水準の格付けの適用を受けており、高格付けは、特に再保険事業の展開において他社対抗上、競争力の源泉となっている。 ・さらに、一般的に、海外の子会社に対する債務保証は、余剰資本の現地への滞留を回避しつつ効率的な運営を実現することにも資する取り組みであり、これは、グローバルなグループ経営に必要不可欠のもの。 ・近年の海外拠点の事業拡大による保険債務の増額や為替相場の振れ幅の大きさに鑑みると、親会社保証が与信限度額に達する可能性は高まっており、これに規制がかかる事態は、グローバル他社との競争上、日本社の不利を招くおそれがあることから、保険子会社への「債務の保証」の規制を緩和していただきたい。 ・上記の理由から、本件は昨年度に続き要望するもの。	（一社）日本損害保険協会	金融庁	保険会社の同一人に対する①貸付金の額、②債務の保証の額及び③リース業務に係る運用資産の額を合計した額は、総資産の3%を超えてはならないとされています。	保険業法第97条の2第2項、施行規則第48条の3第1項第1号ニ、第2項第1号イ	検討を予定	保険会社の同一人与信規制の対象から保険子会社の債務の保証を除外することについては、実務上の必要性を踏まえ、連結ベース・単体ベースのリスク管理・財務規制全体の中で、そのあり方を慎重に検討する必要があります。	
504	令和4年2月3日	令和4年3月25日	第三者に軽自動車検査ファイル（自動車検査証の記載内容）を公開する制度の創設	軽自動車は法令上、登録自動車とは異なり、第三者に自動車検査証の記載内容を公開する制度がないため、保険会社が被保険者に保険金支払をする際の確認手続きに登録自動車と比べて時間を要しており、とりわけ自然災害発生時においては迅速な保険金支払の妨げとなる事例が発生している。 登録自動車および軽自動車における情報公開制度のイコールフッティングの観点より、保険会社等の事業者が低廉かつ容易に検査ファイルの情報を確認・利用できる制度の創設を要望する。	・保険会社は、集中豪雨等により自動車が冠水し全損となる事故における保険金支払手続の中で、当該車両の現車確認・引き上げ・名義変更等のため、自動車の分類に応じて「登録事項等証明書」または「検査記録事項等証明書」の記載内容を確認している。 軽自動車は、道路運送車両法（以下、車両法）に基づく登録自動車に該当しないため、「登録事項等証明書」の交付を請求することができない。代替として、車両法第七十二条の三に基づき「検査記録事項等証明書」の交付を請求することが可能だが、請求者は軽自動車の所有者に限られており、第三者が請求することができない。 車両法の中では軽自動車検査ファイルを公開する制度がないため、個別の照会等に対しては個人情報保護法に基づいた取扱いが必要となるが、同法第二十三条では保有個人データを第三者へ提供することは原則禁止されており、原則本人の同意無く保有個人データを提供することが出来ない。 ・上記法令に基づき、保険会社は車両所有者本人に手続きを依頼するが、登録自動車と比較して、書類の取付けに時間を要すことから、自然災害発生時には迅速な保険金支払の妨げになっている（登録自動車所有者と比較すると保険金支払が遅くなる分、不利益を被っている）ため、軽自動車においても本人の委任状等がなくとも第三者が検査ファイルの情報を容易に確認できる共通の仕組みを構築すべきである。 ・もしくは、個人情報保護法において、災害救助法が適用される等の大規模な自然災害発生時に限定した形で、本人の同意が無くとも保有個人データを提供できる例外規定を設けるべきである。 ・上記の理由から、本件は昨年度に続き要望するもの。	（一社）日本損害保険協会	国土交通省 個人情報保護委員会	道路運送車両法における登録自動車（軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車を除く自動車。以下同じ。）は、その高い財産的価値に鑑み、所有権に関する権利関係を明らかにすることで、自動車の所有権の得喪に係るトラブルを防止し、取引の安全を確保するよう国による所有権の公証が行われているため、同法第22条第1項において、何人も、「登録事項等証明書」の交付を請求することができ、当該事項その他自動車登録ファイルに記録されている情報の電子的提供については、同法第96条の15から第96条の17までの規定により国土交通大臣の登録を受けた者（以下「登録情報提供機関」という。）が行うこととされております。 一方、検査対象軽自動車は道路運送車両法に基づく登録自動車に該当しないため、「登録事項等証明書」に代わるものとして、車両法第72条の3に基づき「検査記録事項等証明書」の交付を請求することが可能ですが、請求者は検査対象軽自動車の所有者に限られております。 したがって、所有者以外への個人情報を含む車両情報の個別の照会等に対しては、個人情報の取扱いを定める一般法である個人情報の保護に関する法律に基づき取扱う必要があります。	道路運送車両法第二十二条、第七十二条の三 個人情報の保護に関する法律第二十三条	対応不可	現状に記載のとおり、検査対象軽自動車は、登録自動車と異なり、国による所有権の公証を行っておらず、車両法において、車両情報を請求できるのは所有者に限られております。 所有者以外への個人情報を含む車両情報については、個人情報の取扱いを定める一般法である個人情報保護法に基づき提供することとなりますが、個人情報保護法第23条第１項柱書の規定により、原則として、個人データを本人の同意無く第三者へ提供できません。 「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」は、本人の同意なく第三者提供することが可能ですが（個人情報保護法第23条第１項第2号）、本例外規定の適用の可否は、個別事案の事情に応じて判断されることになります。 一般に、本人から保険会社に対して保険金支払請求がなされる場合には、当該請求時点において、本人から同意を取得できる機会があるように思われます。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
505	令和4年2月3日	令和4年5月13日	企業型年金規約の変更手続きの簡素化	特に軽微な変更の手続き簡素化を要望する。	・企業型年金規約において?事業主の名称・住所?実施事業所の名称・所在地、に変更があった場合は証憑書類を添付して地方厚生局に遅滞なく届出を行うこととなっている。 ・事務の簡素化のため、これらの変更について、厚生労働省において?は法務省、?は日本年金機構とご連携いただき、事業主からの届出を不要としていただきたい。 ・届出を不要とできない場合は、届出期限について緩和いただき、別の変更事項に係る申請・届出が発生した場合にあわせて届け出ればよいこととしていただきたい。また証憑書類の添付を不要としていただきたい。	(一社)日本損害保険協会	厚生労働省	企業型確定拠出年金規約を変更するときは、その内容に応じて、厚生労働大臣に対し、あらかじめ変更承認の申請を行うか、変更後遅滞なく届け出を行うこととされており、ご提案の事業主の名称・住所、実施事業所の名称・所在地の変更は特に軽微な変更として労使合意の手続きなしに届け出ることが可とされ、届出の際、事実関係を確認できる書類を証憑として添付することを求めています。 なお、令和2年10月より、市町村の統廃合等に伴い、規約における「事業主の名称・住所」「実施事業所の名称・所在地」を変更する場合については、その届出を不要としたところです。	確定拠出年金法第6条、確定拠出年金法施行規則第5条第2項第1号・第7条の2	対応不可	企業型年金規約については、加入者の求めに応じて閲覧に供することとされており、その記載事項である「事業主の名称・住所」「実施事業所の名称・所在地」は、閲覧した者が企業型年金に加入していることを把握するために重要な情報です。 このため、規約における「事業主の名称・住所」「実施事業所の名称・所在地」の記載の速やかな更新等を担保することを目的に、変更の事実が生じたときは遅滞なく届け出ることを求めているものであり、届出を不要とすることは困難です(行政において「事業主の名称・住所」「実施事業所の名称・所在地」を管理しておらず、これらの変更をするために届出を求めているものではございません)。	
506	令和4年2月3日	令和4年5月13日	企業型DCのマッチング拠出における事業主掛金上限の撤廃	企業型DCにおける「加入者掛金の額は事業主掛金の額を上限」とする現行の規定を撤廃する。	・企業型DCにおいては、規約に定めることにより、加入者が自らも掛金を拠出することができる加入者掛金の制度(マッチング拠出)があるが、加入者掛金の額が事業主掛金の額を超えてはならないと制限が設けられている。公的年金の補完および自助努力による老後の所得確保を促進する観点から、マッチング拠出に関する金額の制限の撤廃を要望する。	(一社)日本損害保険協会	厚生労働省	企業型確定拠出年金の加入者掛金(いわゆるマッチング拠出)については、当該企業型確定拠出年金における拠出限度額内で、事業主掛金に上乗せして、加入者自らが掛金を拠出する制度です。加入者掛金の額については、事業主掛金の額を超えないように企業型年金規約に定めるよう法律に規定されています。	確定拠出年金法第4条第1項第3号の2、第19条第3項、第20条	検討を予定	企業型確定拠出年金は事業主が主体となり従業員のために実施するものであるという観点と、個人の働き方によらない、老後の所得確保に向けた自助努力を支援する観点から、制度の利用状況等も踏まえつつ、今後の制度改正に向けて関係者等による慎重な検討が必要です。	
507	令和4年2月3日	令和4年5月13日	iDeCoにおける掛金払込方法の多様化	将来のiDeCoの加入申込の電子化を見据え、iDeCoの掛金について、個人払込で認められている掛金払込方法をクレジットカード払い等へ拡大する。	・iDeCoの掛金払込方法は銀行口座振替しか認められておらず、口座登録には紙帳票が必要となる。手続きのペーパーレス化及び更なる普及促進の実現のためには、払込方法の多様化が必要であると考える。	(一社)日本損害保険協会	厚生労働省	個人型確定拠出年金の掛金払込は、銀行口座振替もしくは厚生年金適用事業所の事業主を介して行うこととしております。	確定拠出年金法第70条	対応不可	ご提案については、個人型確定拠出年金の実施主体である国民年金基金連合会と関係団体間において検討した結果、クレジットカード払いを実施することに伴う手数料等を考慮して、当面見送られたものと承知しており、対応は困難と考えています	
508	令和4年2月3日	令和4年6月27日	保険募集に係る説明書面の保険契約者等への電磁的提供方法の多様化	令和3年の保険業法施行規則・監督指針改正により、重要事項説明書(以下、「重説」という。)については、電磁的方法による情報提供が可能な方法が、従来の「メール・ダウンロード・CD−ROM」の3つから「顧客専用WEBページ閲覧・一般HP閲覧」を加えた5つに多様化されたが、重説と密接に関係するクーリング・オフ説明書の交付の方法については、従来の3つの方式に限定されているため、本書面においても電磁的方法の多様化を要望する。	・保険会社向けの総合的な監督指針Ⅱ—4−2−2(2)?イ. に基づき、注意喚起情報として重説の中でクーリング・オフについて記載する必要があることから、保険会社は重説とクーリング・オフ説明書を一体化してお客様に交付している。 ・保険会社は、お客様がクーリング・オフ対象契約を選択する可能性を考慮して、重説にはクーリング・オフについて汎用的に記載している(保険期間1年超を選択する場合にはクーリング・オフ対象となるため、例えば自動車保険のように保険期間が1年以内の契約が大半である場合でも、お客様が保険期間1年超を選択する可能性を考慮して、重説にはクーリング・オフの説明を記載している)。 ・上述のとおり、お客様がクーリング・オフ対象契約を選択する可能性のある商品の重説を電磁的方法で提供する場合、情報提供については保険業法施行規則第272条の2第5項に基づき5つの方法が容認されるが、クーリング・オフ説明書部分は同規則第240条の2第1項に基づき3つの方法に限定されていることから、重説全体としては3つの方法により提供せざるを得ず、顧客利便性が損なわれている状況にある。 ・スマートフォンの普及など保険契約者を取り巻く情報通信技術は進展しており、クーリング・オフ説明書の交付の電磁的方法を多様化する対応が行われることを希望する。 ・上記の理由から、本件は昨年度に続き要望するもの。	(一社)日本損害保険協会	金融庁	保険募集時に保険会社等が保険契約者等に情報提供が必要な事項については、電磁的方法による情報提供が可能な方法を追加する「保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令」、「保険社向けの総合的な監督指針」等の改正を行いました(令和3年1月21日公布・施行)。 これにより、電磁的方法について、従来の3種類(電子メール、ダウンロード及びCD−ROM)に、新たに2種類(保険会社のHP等での閲覧)が追加となりました(保険業法施行規則第227条の2第7項で準用する同第54条の5第1項1号ハ及びニ)。 一方、保険会社等が保険契約者等に保険契約の申込みの撤回等に関する事項を電磁的方法で提供する場合において、その方法は従来の3種類に限定されています。	保険業法第309条、保険業法施行規則第227条の2、第240条の2等	検討を予定	保険契約の申込みの撤回又は解除に関する事項を記載した書面の交付に代えて、顧客の承諾を得たうえで、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法で提供する場合における、当該電磁的方法の多様化については、顧客保護の観点から、慎重に検討する必要があります。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
509	令和4年2月3日	令和4年6月27日	少額短期保険持株会社における、子会社に係る提出資料の合理化	保険持株会社が傘下に少額短期保険業者を保有し、少額短期保険持株会社にも該当する場合に、子会社に係る監督当局あて提出資料の範囲が監督上の必要を超えたものとなっていると考えられ、見直しを検討いただきたい。	・少額短期保険持株会社が「少額短期保険業者とその従属業務・管理業務を営む会社」を子会社としようとする場合には届出が、左記以外の会社を子会社としようとする場合には承認が求められている。ただし、少額短期保険持株会社が保険持株会社でもある場合には「少額短期保険業者とその従属業務・管理業務を営む会社」以外の会社を子会社としようとするときには保険業法第272条の39第5項により少額短期保険持株会社としての承認は求められない。しかし、異動時に届出を要する子会社の範囲は限定されていないため、子会社としようとする時に承認の申請を行わなかった子会社であっても異動時は届出が求められており(保険業法第272条の42第2項4号、保険業法施行規則第211条の86第2項6号他)平仄が取れていない。設立時に承認されていない子会社については異動時の届出は不要にして頂きたい。 ・上記同様に、少額短期保険持株会社となるための承認の申請に係る提出資料は対象となる子会社の範囲が限定されていない(保険業法施行規則第211条の75第3項1号ハ)。保険持株会社が少額短期保険持株会社になった以降は「少額短期保険業者とその従属業務・管理業務を営む会社」以外の会社を子会社としようとする時には承認が求められないにも関わらず保険持株会社が少額短期保険持株会社となるための承認申請時には「少額短期保険業者とその従属業務・管理業務を営む会社」以外を含む全ての子会社の情報が求められており平仄が取れていない。保険持株会社が少額短期保険持株会社となる承認申請時の提出資料も「少額短期保険業者とその従属業務・管理業務を営む会社」に限定して頂きたい。	(一社)日本損害保険協会	金融庁	○「少額短期保険持株会社が保険持株会社でもある場合」の子会社を設立又は取得する時の承認等 ・そもそも、少額短期保険持株会社が子会社を設立又は取得する時は、当該子会社が「少額短期保険業者とその従属業務・管理業務を営む会社」に該当する場合には届出(保険業法第272条の42第2項第3号)が、「少額短期保険業者とその従属業務・管理業務を営む会社」以外の場合には承認(同法第272条の39第1項)が、それぞれ求められる。 ・ただし、少額短期保険持株会社が保険持株会社でもある場合、子会社を設立又は取得する時の承認にあたっては、保険持株会社に関する規定が優先的に適用され(同法第272条の39第5項)、いかなる会社を子会社とするときであっても少額短期保険持株会社としての承認は求められない。一方で、保険持株会社として、届出対象子会社(保険会社、少額短期保険業者、銀行等)を子会社としようとするときには届出(同法第271条の32第2項第3号)が、届出対象子会社以外の会社を子会社としようとするときには承認(同法第271条の22第1項)がそれぞれ求められるとともに、少額短期保険持株会社としても届出(同法第272条の42第2項第3号)が求められる。 ○「少額短期保険持株会社が保険持株会社でもある場合」の子会社に関する異動が生じた時の変更届出 子会社(すべての子会社が対象)に異動が生じた時には、少額短期保険持株会社、保険持株会社はそれぞれの規定に基づいた変更届出が求められる。(同法第271条32第2項第4号他、第272の42第2項第4号他)。 ○保険持株会社が少額短期保険持株会社となるための承認申請 保険持株会社が少額短期保険持株会社となるための承認申請(同法第272条35第1項)を行う時は、子会社(すべての子会社が対象)に関する資料等を申請書の添付資料として提出しなければならない(同法規則第211条の75第3項1号ハ)。	保険業法第271条の22第1項、第271条の32第2項第3号、第272条の39第5項、第272条35第1項 他 保険業法施行規則第211条の75第3項第1号ハ他	検討を予定	少額短期保険持株会社の子会社である少額短期保険会社の経営の健全性に与える影響を把握するために、当該少額短期保険持株会社に係る全ての子会社の状況を把握することの監督上の必要性を踏まえた上で、 ①少額短期保険持株会社が保険持株会社でもある場合に、保険業法第272条の39第5項の規定を踏まえて、少額短期保険持株会社による「少額短期保険業者とその従属業務・管理業務を営む会社」以外の子会社に関する異動時の届出を不要にすること、及び ②保険持株会社が少額短期保険持株会社となる場合の承認申請書における、子会社に関する資料の添付について、その子会社の範囲を「少額短期保険業者とその従属業務・管理業務を営む会社」に限定すること、 について、それぞれ適切に検討する必要があります。	
510	令和4年2月3日	令和4年3月25日	オンライン登記申請の電子証明書を携帯電話で代替すること	登記申請をオンラインで行う場合、事前準備として電子署名を付与することが求められる。これは1.作成者の確認と2.データの改ざん防止が目的である(法務省のYouTube動画の説明)。すなわち、電子署名によって本人確認を行っていることになる。しかし、書面申請においては、一部の登記を除いて実印が求められることはなく、三文判で申請書や委任状を作成できる。 申請人の住民票や印鑑証明書も必要としない登記では、誰が申請しても本人かどうかはわからない手続になっている。では、なぜ書面申請が本人確認をしていないにもかかわらず、オンライン申請のみ厳格な本人確認を求めるのか。(続く)	(承前)これではオンラインの利用促進と言いながら、一方的にオンライン手続のみを厳しく規制しているだけではないか。また、改ざん防止についても、そもそも三文判で第三者が不正な登記を書面申請で行うことができるのに、オンライン申請のみ厳格な改ざん防止を規定しても、書面申請を抜け道として使われるだけである。たとえば、合併による抵当権に移転と抹消のように、添付書面なしで登記識別情報を詐取し、それとともに三文判で作成した委任状によって不正な登記を作出できてしまう。書面申請は電子署名のように足がつかないからである。したがって、オンライン申請の普及と書面申請における本人確認とのバランスをとらなければならない。一つの方法は、オンライン申請も書面申請も、スマートフォンによる本人確認制度を創設することである。現在、金融機関や証券会社などではスマホアプリが利用されているが、なぜ登記手続では同様の利用法が出来ないのか。不動産と金銭と株式とでは資産管理のセキュリティレベルがそれほど違うのか。少なくとも三文判で作成できる書面申請よりも、契約時に本人確認が実施されている携帯電話のほうがよほど安全である。また、法務省が申請人に対し携帯電話回線を用いて申請内容を確認するメールを送れば、送信途中で改ざんが行われていないことを確認できるのではないか。オンライン申請でどれだけセキュリティを高めても、アナログな抜け道があっては意味がない。オンライン申請に電子署名が必要であるならば、押印廃止の流れに逆らってでも、すべての書面申請に印鑑証明書を添付させるべきではないか。	商業登記ゲンロン	法務省	登記申請を電子申請(オンライン申請)の方法で行う場合には、申請情報及び添付情報に電子署名を行うこととされ、また、電子証明書を併せて、送信することとされています。	不動産登記令第12条、第14条 商業登記規則第102条	その他	オンライン申請における電子文書の場合、書面に比し、容易に改変することができ、かつ、その形跡が残らないことから、その改変の有無を確認することができるようにするとともに、当該電子文書の作成者本人が作成したものであることを証明するため、電子署名をお必要としているものです。 したがって、提案の内容にある、オンライン登記申請における電子署名及び電子証明書を携帯電話を用いた確認で代替することは、困難であると考えますが、オンライン登記申請における利便性の向上につきましては、引き続き検討したいと考えています。	
511	令和4年2月3日	令和4年7月20日	1．銀行および銀行の子会社・兄弟会社の業務範囲規制の見直し	銀行の業務範囲規制を緩和方向で見直す。 銀行の子会社・兄弟会社の業務範囲規制を撤廃する。	○人口減少・少子高齢化が進むとともに、新型コロナウイルス感染症の影響により社会経済のあり方が変わる中、地方銀行に対する企業の経営改善や地方創生の支援へのニーズは高まっている。 ○改正銀行法(2021年5月26日公布)において、銀行業高度化等会社の業務の外縁が拡大され、銀行の子会社・兄弟会社において幅広い業務を営むことが可能になるが、そのためには金融庁の認可を得る必要がある。また、同法において、銀行本体の付随業務が拡充されるが、引き続き、限定列挙された業務しか営むことができない。 ○業務範囲規制のさらなる見直しにより、金融と非金融を組み合わせた幅広いサービスを柔軟に提供することが可能となれば、多様な顧客ニーズへの迅速な対応が可能となるほか、ポストコロナを見据え、地方創生に一段と積極的に取り組むことが可能となる。地方銀行が、地域における金融インフラの提供や地域経済の持続的発展への貢献という使命を引き続き果たす観点から、銀行に課されている業務範囲規制の撤廃が必要と考える。 ○銀行・銀行持株会社を頂点とするグループ(以下、銀行グループ)には業務範囲規制が課されている一方、銀行を保有する事業会社グループに同規制は課されておらず、競争条件の公平性が確保されていない。事業会社グループに対し、事後的に規制を強化することが現実的ではないとすれば、競争条件の公平性を確保する観点からは、銀行の子会社・兄弟会社の業務範囲規制については、撤廃する必要があると考える。 ○銀行および銀行グループに対して業務範囲規制が課せられている趣旨について、一般的に①利益相反取引の防止、②優越的地位の濫用の防止、③本業専念による効率性の発揮、④他業リスクの排除、が指摘される。 ①②については、銀行法(利益相反管理態勢の整備)、独占禁止法 優越的地位の濫用の防止)による防止措置が講じられており、必ずしも業務範囲規制は必要ないと考える。 また、③本業専念による効率性の発揮については、金融を取り巻く環境変化に伴い、顧客が銀行に求めるサービスが多様化していく中で、限定列挙された業務範囲は、時代の変化に柔軟に対応できないと考えられる。 さらに、④他業リスクの排除については、銀行を保有する事業会社グループにおいて、他業リスクが顕在化した事案は承知していない。自己資本比率規制など他の規制上の措置を講ずることによって健全性を確保すれば、必ずしも業務範囲規制は必要ないと考えられる。	(一社)全国地方銀行協会	金融庁	銀行本体並びに銀行及び銀行持株会社の子会社の業務範囲は、法令において規定されている業務に限られています。	銀行法第10条～第12条、第16条の2、第52条の23 銀行法施行規則第17条の3、第34条の16	対応不可	業務範囲規制や議決権取得等制限をはじめとする銀行制度等のあり方については、2020年9月より金融審議会「銀行制度等ワーキング・グループ」において審議が行われ、同年12月に報告書がとりまとめられました。 2021年3月には、同報告書において提言された制度改正に関する法案を国会に提出し、同法案は同年5月に成立、関連政省令を含めて同年11月に施行されたところ、まずはその実施状況をフォローアップした上で検討する必要があるため、直ちに措置することは困難です。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
512	令和4年2月3日	令和4年7月20日	2. 不動産仲介業務の解禁 ①銀行または銀行の子会社・兄弟会社による不動産仲介業務の解禁	銀行または銀行の子会社・兄弟会社による以下の分野に限定した不動産仲介業務の取り扱いを解禁する。 (a) 事業承継・相続に係る不動産の売買 (b) 事業再生に係る不動産の売買 (c) 担保不動産の売却 (d) 地方自治体の再開発事業、コンパクトシティ形成事業等に限定した不動産の賃貸	○現状、地方銀行は取引先より不動産売買に関する支援をしてほしいとのニーズが寄せられた際には、不動産業者を紹介して対応している。しかし、不動産売買に係る情報を銀行以外の者に知られたくないとする顧客もいる。銀行または銀行の子会社・兄弟会社において不動産仲介業務を行うことができれば、取引先への経営支援のワンストップサービス提供も可能となる。 ○また、地方銀行は、地域に根付いた独自の不動産情報を豊富に保有しており、地域の不動産業者に売却先・賃貸借先等を紹介・仲介することが可能である。地方銀行による紹介・仲介を可能とすることは、地域の不動産業者にとっても有益である。 ○メガバンクは、グループ内に不動産業務を営む信託銀行を有している。欧州の銀行も従来から不動産仲介業務を扱っていると認識しており、これらを踏まえれば、銀行グループで本業務を扱うことにリスク上の問題はないと考える。 ○例年、金融庁は「検討を予定」と回答しており、早期に検討を進めていただきたい。 ○少なくとも、銀行業務と一体性がある次のようなケースについては、他業禁止の趣旨の観点からも問題ないと考える。 (a) 事業承継・相続に係る不動産の売買 取引先から銀行に対し、不動産の売買（経営者名義の事業用不動産の売却・整理等）を含めた事業承継や相続の相談が多く寄せられる。銀行が事業承継支援や相続支援の一環として不動産仲介を行うことができれば、顧客の利便性が高まる。 (b) 事業再生に係る不動産の売買 取引先が事業再生に取り組む際、経営改善計画に遊休不動産の売却を盛り込むケースが多い。銀行が再生支援の一環として不動産仲介を行うことができれば、円滑な不動産売却が可能となり、事業再生の実現可能性が高まる。 (c) 担保不動産の売却 最近、高齢化の進展により、相続発生時の債務引受けやリバースモーゲージの返済手続き等に伴う担保不動産の売却に関する顧客のニーズが高まっており、銀行が不動産仲介を行うことができれば、顧客の利便性が高まる。 (d) 地方自治体の再開発事業、コンパクトシティ形成事業等に限定した不動産の賃貸 地方銀行は地域に根付いた独自の不動産情報を豊富に保有している。地方銀行が関与している地方自治体の再開発事業、コンパクトシティ形成事業において、こうした情報を活用し、テナント誘致に取り組むことができれば、より円滑に事業成果を出すことにつながる。また、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機に、地方移住への関心が高まる中、銀行が保有する空き家の情報を活用したマッチングに取り組むことができれば、移住ニーズへの迅速な対応、社会課題である空き家問題の解決に資する。	（一社）全国地方銀行協会	金融庁	番号172の回答をご参照ください。				
513	令和4年2月3日	令和4年7月20日	2. 不動産仲介業務の解禁 ②信託兼営金融機関による不動産仲介業務の解禁	信託兼営金融機関による不動産仲介業務の取り扱いを解禁する。	○要望項目「2. ①銀行または銀行の子会社・兄弟会社による不動産仲介業務の解禁」を直ちに措置することが困難な場合は、信託兼営金融機関による不動産仲介業務の取り扱いを解禁していただきたい。 ○2002年の「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」の改正で、普通銀行本体での信託業務が認められた際、信託兼営金融機関が営める業務から不動産仲介業務を含む不動産関連業務が除かれたが、同法の施行時に既に存在し、不動産関連業務を営んでいた信託銀行は引き続き当該業務を営んでよいこととされた。 ○制度上、同じ信託兼営金融機関であるにもかかわらず、一部の銀行にのみ不動産関連業務の取り扱いが認められていることは不合理である。 ○2002年の法改正時から存在していた信託銀行は不動産業務を扱っていることを考えると、信託兼営金融機関に不動産業務を禁じている意義はない。また、銀行間のイコールフッティングの観点から規制の不平等が生じている。 ○また、大都市圏を除く地方には信託銀行の店舗が少なく、信託銀行が主力業務としている不動産サービスの提供に関して地域間格差が生じている。	（一社）全国地方銀行協会	金融庁	銀行は、一部の信託兼営金融機関を除き、不動産業務を行うことが禁止されています。	金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第１条第１項 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第３条 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第３条第１項	検討を予定	銀行における不動産仲介業務への参入については、他業を営むことによるリスクの遮断、銀行業務に専念すること等による銀行等の経営の健全性確保といった他業禁止の趣旨を踏まえる必要があり、中長期的な検討を要するため、直ちに措置することは困難です。	
514	令和4年2月3日	令和4年7月20日	3. 銀行の保有不動産の賃貸の柔軟化	銀行の保有不動産を、地域の事業者等に自由に賃貸できるよう、監督指針を見直す。	○銀行がIT技術等を活用しながら業務効率化を進める中で、店舗等の保有不動産の余剰スペースが増加しており、今後さらに増加する方向にある。こうした中、銀行は、賃貸による余剰スペースの有効活用を検討している。 ○例えば、次のようなケースである。 ・店舗の統廃合等により、事業に使用しなくなった土地・建物を賃貸する。 ・店舗の移設・新設、改築等に際し、事業に必要とされるものよりも広い建物を作り、事業に使用しないスペースを賃貸する。 ・店舗の駐車場等を賃貸する。 ・ホール、社宅等の福利厚生施設を賃貸する。 ○銀行の保有不動産は、駅前や繁華街等の好立地に所在し、建物も頑健で駐車場を併設していることが多いなど、立地・ハードの両面で優れた特性を有している。このため、地域の事業者等から、銀行の保有不動産を賃借したいとのニーズが寄せられている。また、建設業者や設計会社等から、銀行店舗等の建替えに際して、高層化のうえ外部に賃貸することにより、地域活性化の観点から土地の有効活用を図るべきであるとの提案を受けることも多い。 ○しかし、銀行が保有不動産を賃貸する場合、金融庁の監督指針上の要件「賃貸等を行わざるを得ない場合」であること、経費支出が必要最低限にとどまること、賃貸規模が過大でないこと等）を満たしていることを自ら検証しなければならない。このため、銀行が賃貸を躊躇し、上記のようなニーズや提案に応えられないケースがある。 ○現状、「国や地方自治体のほか、地域のニーズや実情等を踏まえ公共的な役割を有していると考えられる主体」（以下、公共的主体）からの要請があれば、外部賃貸に係る要件の一部を弾力運用することが認められている。しかし、公共的主体が、私企業である銀行に要請することを躊躇したり、要請を得られるまでに長期間を要するケースが多い。 ○公共的主体からの要請がない場合でも自由に賃貸ができるよう、監督指針を見直していただきたい。 ○銀行が、自ら保有し、遊休化した不動産を賃貸することが、他業禁止の趣旨（本業専念による効率性の発揮、他業リスクの排除）に反するとは考えにくい。また、銀行は、銀行法や独占禁止法によって、利益相反の弊害を生じさせない態勢整備義務や、優越的地位の濫用の禁止も課せられている。以上のように、銀行が保有不動産を賃貸することにより問題が生じる懸念はないと考えられる。 ○監督指針の見直しにより、医療、福祉、教育、商業など、地域の生活インフラに係る事業者等に対し、銀行が保有不動産を自由に賃貸することが可能となれば、地域活性化の促進、にぎわいの創出に大いに貢献できると考えられる。 ○また、人口減少や超低金利環境の長期化等によって地方銀行の収益環境が厳しい中、店舗等の保有不動産の減損の可能性を検討しなければならない状況が生じている。自由に賃貸することが可能となれば、保有不動産の経済価値が上がり、減損を回避できる可能性が高まるほか、銀行の収益性改善の一助となると考えられる。	（一社）全国地方銀行協会	金融庁	番号173の回答をご参照ください。				

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
515	令和4年2月3日	令和4年7月20日	4. 銀行持株会社による保有不動産の賃貸の解禁	銀行持株会社が保有する不動産の余剰スペースの外部賃貸を認める。	○銀行持株会社は、持株会社グループの経営管理およびこれに附帯する業務のほか、他の業務を営むことができない。 ○現状、銀行持株会社が保有する不動産に余剰スペースが生じても、外部の事業者に賃貸することは認められていない。 ○銀行が保有不動産を賃貸できる範囲(「その他の付随業務」の範囲)と同程度まで、銀行持株会社が保有する不動産の余剰スペースを賃貸することが可能となれば、医療、福祉、教育、商業など、地域の生活インフラに係る事業者等に賃貸し、地域活性化の促進、にぎわいの創出に大いに貢献できると考えられる。 ○銀行持株会社は、グループに属する会社に対してであれば、認可を得たうえで保有不動産の賃貸を実施することが許容されている。余剰スペースに限定すれば(「その他付随業務」と同程度に限定)、賃借先をグループ会社から第三者に広げても、銀行持株会社によるグループの経営管理が疎かになるとは考えられない。	(一社)全国地方銀行協会	金融庁	銀行による保有不動産の賃貸については、その他の付随する業務(銀行法第10条第2項)として、賃貸の規模等一定の要件のもとで行うことが可能となっております。また平成29年9月の監督指針の改正により、自治体等の公共的な役割を有する主体からの要請に基づき賃貸を行う場合には、地方創生や中心市街地活性化の観点から、保有不動産の賃貸の規模や期間について柔軟に判断しても差し支えないこととといたしました。	主要行等向けの総合的な監督指針Ⅴ-3-2(4) 中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針Ⅲ-4-2(4)	検討を予定	保有不動産の賃貸に係る要件については、他業を営むことによるリスクの遮断、銀行業務に専念すること等による銀行等の経営の健全性確保といった他業禁止の趣旨を踏まえ、銀行等が、最大限、地域企業の価値向上や地域経済の活性化に貢献できるよう、引き続き検討を行います。	
516	令和4年2月3日	令和4年7月20日	5. 事業承継会社に関する5%・15%ルールの例外措置における非上場要件の緩和	非上場化して事業承継を行うケースに限定して、事業承継を行う上場会社の議決権の5%・15%超の保有を可能とする。	○投資専門子会社による事業承継会社の議決権の5%・15%超の保有につき、事業承継会社は非上場会社であることが要件とされている。 ○上場会社がMBOにより非上場化して事業承継を行うケースにおいて、銀行に対し、投資専門子会社から買収用特別目的会社(SPC)に買収資金の原資を出資してほしいとのニーズが寄せられているものの、本要件があるため、現状は対応できていない。 ○例外措置の対象となる事業承継会社の要件を緩和し、最終的に非上場会社となる場合に限定して、上場会社向けの事業承継支援を可能としていただきたい。 ○金融審議会「銀行制度等ワーキング・グループ」の報告(2020年12月公表)において、「銀行・銀行グループが上場会社株式の保有を進めることは株式持合いの懸念を増大させ、出資先企業のコーポレート・ガバナンスとも課題であるとの指摘がある」とされたが、非上場化して事業承継を行うケースに限定すれば、こうした懸念は生じないと考える。	(一社)全国地方銀行協会	金融庁	銀行及び銀行持株会社の子会社の業務範囲は、法令において規定されている業務に限られています。 銀行の一般事業会社の議決権の保有については、上限規制(本体とその子会社で合算5%以下)が課せられています。 また、銀行持株会社の一般事業会社の議決権の保有については、上限規制(銀行持株会社とその子会社で合算15%以下)が課せられています。	銀行法第16条の2第1項、第16条の4第1項、第52条の23第1項、第52条の24第1項 銀行法施行規則第17条の2第6項第10号、第34条の16第4項第1号	対応不可	業務範囲規制や議決権取得等制限をはじめとする銀行制度等のあり方については、2020年9月より金融審議会「銀行制度等ワーキング・グループ」において審議が行われ、同年12月に報告書がとりまとめられました。 2021年3月には、同報告書において提言された制度改正に関する法案を国会に提出し、同法案は同年5月に成立、関連政省令を含めて同年11月に施行されたところ、まずはその実施状況をフォローアップした上で検討する必要があるため、直ちに措置することは困難です。	
517	令和4年2月3日	令和4年3月25日	6. 継続的顧客管理に係る銀行の調査に対する顧客の回答義務化	マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策のための継続的顧客管理に係る銀行の調査に対する顧客の回答を義務化する。	○マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策のため、銀行は、定期的に顧客情報を確認し、その結果を踏まえて顧客のリスク評価の見直し等を行う継続的顧客管理を行うことが求められている。「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に関する行動計画」(2021年8月30日公表)においては、継続的顧客管理について、2024年春までの完全実施が掲げられている。 ○銀行は、定期的な顧客情報の確認のため、コストをかけて顧客に対する調査票の郵送等を行っているが、継続的顧客管理に対する顧客の理解が進んでおらず、回答率が低い状況にある。 ○ドイツやスウェーデンなど海外では、継続的顧客管理が完了しない場合、銀行が顧客の口座を閉鎖するよう、制度上で明確化されているケースもあると承知している。 ○法令上、銀行の調査に対する顧客の回答が義務化されれば、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策の高度化・効率化に資すると考える。	(一社)全国地方銀行協会	警察庁 金融庁	金融機関等の特定事業者は、取引時確認、取引記録等の保存、疑わしい取引の届出等の措置を的確に行うため、当該取引時確認をした事項に係る情報を最新の内容に保つための措置を講じることとされています。 また、金融庁は、「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」において、金融機関等に対し、 ・取引類型や顧客属性等に着目し、これらに係る自らのリスク評価や取引モニタリングの結果も踏まえながら、調査の対象及び頻度を含む継続的な顧客管理の方針を決定し、実施すること等を含めた、継続的な顧客管理を実施すること ・必要とされる情報の提供を利用者から受けられないなど、自らが定める適切な顧客管理を実施できないと判断した顧客・取引等については、取引の謝絶を行うこと等を含め、リスク遮断を図ることを検討すること 等を求めるとともに、ガイドラインで対応を求めている事項に対する完了期限(2024年3月)を設け、各業態団体を通じて、各金融機関等に態勢の整備を要請しています。	犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成19年法律第22号)第4条、第5条、第6条、第7条、第8条、第11条 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令(平成20年政令第20号)第6条、第7条 金融庁「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」(ⅱ) 顧客管理(カスタマー・デュー・ディリジェンス:CDD)	現行制度で対応可能	御提案の趣旨は、①取引時確認事項に係る最新の情報について、特定事業者が顧客に質問した場合、回答が正しいことを法的に担保したい、②顧客が質問に応じない場合の当該顧客との取引の制限を制度化してほしい、という点にあると考えておりますが、①については、特定取引がなされる又はなされた機会をとらえて、随時に取引時確認を行うことにより、犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成19年法律第22号)第4条第6項の義務を顧客等に課すことができるほか、②については、例えば、約款において、本人特定事項に変更があった場合又は特定事業者が届出を求めた場合には当該事項を特定事業者に届け出るべき旨及びこれらの届出を行わない場合には取引を制限する旨を盛り込むことで可能となると考えております。 また、「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」においては、各顧客のリスクが高まったと想定される具体的な事象が発生した場合等の機動的な顧客情報の確認に加え、定期的な確認に関しても、確認の頻度を顧客のリスクに応じて異にすること等を求めており、各金融機関の抱えるリスクに応じたマネロン等対策の高度化・効率化を図ることが可能な制度としております。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
518	令和4年2月3日	令和4年11月11日	8. 公的個人認証サービスで取得できる情報への氏名読み仮名の追加	公的個人認証サービスにおいて、本人同意に基づき提供される情報（基本4情報＜氏名、生年月日、性別、住所＞）に氏名読み仮名を追加する。	○2016年1月より、行政機関等に限られていた公的個人認証サービス（注）の対象が民間事業者へ拡大され、銀行も同サービスを活用することで、初回取引（口座開設等）の際に、申込者の実在性、および基本4情報（氏名、生年月日、性別、住所）を正確・確実に把握することが可能となった。 （注）マイナンバーカードに搭載されている電子証明書を活用した本人確認手段。顧客は、ICカードリーダライタやスマートフォンにマイナンバーカードをかざし、暗証番号を入力することで電子証明書を民間事業者へ送信。民間事業者は、顧客から送信された電子証明書の有効性を地方公共団体システム機構へ確認することで、本人確認を行う。 ○また、「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」（2021年5月19日公布）により、公的個人認証サービスにおいて、本人同意に基づき、事業者が最新の基本4情報を取得することが可能となる予定であり、これによって、顧客が氏名・住所変更手続き等をすることなく、銀行は効率的に基本4情報の最新化を図ることが可能となる。 ○現在、法制審議会では、氏名の読み仮名を戸籍の記載事項とすることについて検討が進められている。これが実現した際に、公的個人認証サービスで取得可能な情報として、氏名の読み仮名が追加されれば、銀行の顧客情報データベースの精度が向上する。	（一社）全国地方銀行協会	デジタル庁 総務省	署名検証者の求めがあった場合で本人同意があるときは、署名検証者等は直接本人に照会することなく、地方公共団体情報システム機構から住民の最新の住所情報等を取得することが可能となる仕組みを構築し、円滑な施行に向けて、準備を進めております。		その他	公的個人認証サービスにおける氏名の読み仮名の提供については、法制審議会での戸籍に係る氏名の読み仮名の法制化に関する検討状況等も踏まえつつ、慎重に検討して参ります。	
519	令和4年2月3日	令和4年11月11日	10. 個人番号（マイナンバー）の銀行業務・事務における活用	個人番号（マイナンバー）を銀行の業務・事務で活用することを可能とする。	○本年5月19 日、「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律」および「預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律」が公布（ともに3年以内施行）された。銀行は、マイナンバーの預貯金口座付番の促進に向けて取り組みを強化していくことになる。 ○しかし、マイナンバーは、社会保障・税・災害対策の分野でのみ活用可能となっており、銀行の業務・事務では活用できない。 ○銀行が業務・事務にマイナンバーを活用することが可能になれば、業務・事務の効率化につながる。例えば、顧客が複数の口座を保有している場合、マイナンバーをキーとした検索を行うことで当該顧客の口座の特定が容易になり、住所・氏名変更手続きや相続手続き等について、より効率的な対応が可能となる。 ○また、政府において、①引越しワンストップサービス（注1）、②公的個人認証サービスにおいて本人同意に基づき住所・氏名等の情報を民間事業者に提供する仕組み（注2）、③金融機関が預金保険機構から顧客情報の提供を受ける仕組み（注3）について検討が進められている。こうした取り組みをさらに進めることにより、地方自治体の住民情報データベースと銀行の顧客情報データベースを連携させ、自動で顧客情報（住所・氏名等）を更新できるようにしていただきたい。これにより、顧客が取引のある銀行に住所変更手続き等を行う必要がなくなるため、顧客利便性が大幅に向上する。さらに、銀行の顧客情報データベースが最新の状態に保たれることで、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策のための継続的顧客管理の効率化・実効性向上につながる。 （注1）引越しの際に必要となる行政機関や民間事業者に対する住所変更手続きを「引越しポータルサイト」（民間事業者が提供）で一括して行うことを可能とするサービス。政府において、サービスの検証および対象手続きの拡充等の検討が進められている。 （注2）「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」（2021年5月19日公布）において盛り込まれた（2年以内施行）。 （注3）「預金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律」（2021年5月19日公布）において盛り込まれた（3年以内施行）。	（一社）全国地方銀行協会	デジタル庁 金融庁 総務省	マイナンバーは、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に定められた社会保障・税・災害対策分野の行政事務や、これに関して行われる事務において、必要な限度で利用可能とされています。そのため、現行の法令上、金融機関は、預金保険機構が預金者等の債権額の把握のために行う資料提出の求めへの回答や、税務署が行う税務調査の預貯金照会への対応等において、マイナンバーを利用することができます。 ①引越しワンストップサービス 「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（2022 年 6 月 7 日閣議決定）に基づき、デジタル庁では、引越しに伴う手続の窓口となるオンラインサービスとして「引越しポータルサイト」を民間事業者が提供できるように支援することにより、利用者が、行政機関（地方公共団体）及び民間事業者等に対する引越しに伴う手続を一括で行うことが可能となるようにする事を、目指す姿としています。民間手続に関しては、引越しを行う者が、引越しポータルサイトを通じて、電気・ガス・水道等の手続等を実施できるサービスのなかに、銀行等の金融機関も対象手続の一部として捉えています。 ②公的個人認証サービスにおいて本人同意に基づき住所・氏名等の情報を民間事業者に提供する仕組み 令和3年5月12日に成立した「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」により「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」が改正され、令和5年5月16日より、マイナンバーカードによる公的個人認証サービスにおいて、主務大臣の認定を受けた金融機関等の民間事業者を含む署名検証者は、住民本人の事前の同意があるときは、地方公共団体情報システム機構から、住民の最新の住所等の基本4情報の提供を受けることができるようになります。 ③金融機関が預金保険機構から顧客情報の提供を受ける仕組み 「マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤抜本改善ワーキンググループ」での検討も踏まえ、令和3年5月12日に成立した「預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律」の第9条の規定により、金融機関は、預金保険機構に対し、預貯金者の本人特定事項（氏名、住所及び生年月日）及びマイナンバーを正確かつ最新の内容に保つために必要な情報の提供を求めることができることとされました。	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条 ・デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律第48条 ・電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第18条第3項 ・預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律第9条	対応	引越しワンストップサービスについては、引き続き、関係省庁や自治体、民間事業者等と連携しつつ、推進して参ります。 最新の住所等の基本4情報の提供に関しては、円滑な施行に向けて、準備を進めております。 また、「預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律」については、法律の公布日から3年以内に施行することとなっており、施行に向け、準備を進めております。	
520	令和4年2月3日	令和4年3月25日	11. 報告・届出内容を各府省庁間や制度間で電子的に共有する仕組みの構築	民間企業からの報告・届出の内容を各府省庁間や制度間で電子的に共有する仕組みを構築する。	○現状、類似の報告・届出を複数の府省庁に提出したり、同一の府省庁に重複した報告・届出をしなければならないケースがある。例えば、銀行の場合、以下のような重複した届出等がある。 ・確定拠出年金運営管理機関は、役員の兼職状況や主要株主の商号・住所・持株割合に変更があった場合、厚生労働大臣に届出を行わなければならない。銀行は、銀行法に基づき、これらについて内閣総理大臣への届出等を行っており、確定拠出年金運営管理機関となっている銀行は、重複した行政手続きを行っている（「No.36」参照）。 ・信託契約代理店は、信託契約代理業を営む営業所の所在地や役員に変更があった場合、内閣総理大臣に届出を行わなければならない。銀行は、銀行法に基づき、これらについて内閣総理大臣への届出を行っており、届出が重複している（「No.37」参照）。 ・認定経営革新等支援機関は、事務所の所在地や役員に変更がある場合、経済産業大臣および内閣総理大臣に届出を行わなければならない。銀行は、銀行法に基づき、これらについて内閣総理大臣への届出を行っており、認定経営革新等支援機関となっている銀行は、重複して内閣総理大臣に届出を行っている（「No.38」参照）。 ○民間企業からの報告・届出の内容を各府省庁間や制度間で電子的に共有する仕組みを構築すれば、重複した報告・届出を削減でき、民間企業の負担軽減、行政の効率化に資すると考える。	（一社）全国地方銀行協会	デジタル庁 金融庁 経済産業省 厚生労働省	「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和3年12月24日閣議決定）において、各府省庁は、書面の提出を求めることとなっている法令に基づく国の行政手続については、当該書面の提出のデジタル化に取り組むほか、特に法人が行う行政手続については、Ｇビズコネクトを活用した法人手続における添付書類の提出の不要化や、他府省庁や民間企業も含めたデータ連携によるサービスの利便性向上を検討することとしています。	なし	検討を予定	制度の現状欄で記載した通り、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」に基づき、民間企業等の負担軽減や行政の効率化に向けて取り組んでまいります。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
521	令和4年2月3日	令和4年3月25日	13. 裁判所による預金債権に係る情報取得手続のデジタル化の実現	裁判所から金融機関に対する預金債権に係る情報の提供命令および金融機関からの回答を電子化する。	○2020年４月の民事執行法改正において、強制執行の実効性を高めるため、債権者が債務者の財産に関する情報を、債務者以外の第三者から取得できる手続きが新設された。 ○本手続きにおいて、裁判所から金融機関に対する預金債権に係る情報の提供命令および金融機関からの回答は書面により行わなければならない。 ○これらが電子化されれば、ペーパーレス化による債権者・裁判所・金融機関の書面取り扱い負担の軽減、回答の迅速化に資すると考える。	（一社）全国地方銀行協会	法務省	御指摘のとおり、債務者の預貯金債権等に係る銀行等及び振替機関等の情報の提供は、書面でしなければならないものとされております。	民事執行法第207条、第208条	検討に着手	民事執行手続のIT化については、令和4年2月、法務大臣より法制審議会に諮問がされたところであり（諮問第120号）、今後、法制審議会において調査審議がなされる予定です。	
522	令和4年2月3日	令和4年2月28日	14. 税務署からの書面の口座振替依頼の電子化	税務署からの納税に係る口座振替依頼について、書面を廃止し電子化する。	○国税の振替納税（注）については、納税者が口座振替依頼書を申請期限までに税務署等に提出することになっている。国税庁は、税務署に提出された依頼書を取りまとめ、各銀行の口座振替の事務処理を行う事務センター等に対し、データ形式で送付している。 （注）納税者名義の預貯金口座から、口座引落しにより国税（申告所得税、消費税等）を納付する手続き。事前に税務署または希望する金融機関に対し、振替依頼書を提出する必要があるが、次回以降は自動的に振替納税が行われる。 ○しかし、申請期限を超過した口座振替依頼については、税務署から該当口座のある銀行の営業店に対し、個別に書面で送付されており、各営業店において期日管理、口座振替処理、税務署への振替結果報告等の事務負担が生じている。 ○期限超過分についても、書面ではなく、事務センター等にデータ形式で送付する方法に一元化されれば、銀行はもとより、税務署においても口座振替依頼書の作成事務の軽減や郵送費用の削減等につながると考える。 ○昨年度要望に対し、財務省は「検討を予定」と回答しており、早期に検討を進めていただきたい。	（一社）全国地方銀行協会	財務省	国税の口座振替に係る納付書は、データ交換方式（DVD又はｅ－Tax）と書面方式があり、内訳としては、データ交換方式のDVDが約75%、ｅ－Taxが約22%で全体の約97%を電子化しており、残り約３%が書面の納付書を金融機関に送付しています。	なし	検討を予定	書面の納付書を送付しているのは、振替対象件数が少ない消費税中間分などであり、DVDを利用したデータ交換方式による更なる集約処理には、媒体作成コストに加え、運送等のコストが双方で必要となります。 このため、国税庁としては、e-Taxを活用したオンラインでのデータ交換方式を導入し、未利用の金融機関へ更なる勧奨を実施しているところです。 口座振替事務の電子化に当たっては、一部の金融機関において、新たにシステム費用等も生じるものと承知していますが、費用対効果等の観点からも、e-Taxを活用したオンラインでのデータ交換方式の利用率の向上にご協力をお願いします。	
523	令和4年2月3日	令和5年4月14日	15. 外為法に基づく「支払又は支払の受領に関する報告書」の原則オンライン化	外国為替及び外国貿易法に基づき、顧客が日本銀行に提出する「支払又は支払の受領に関する報告書」について、原則、オンラインによる提出とする。 併せて、国際収支項目番号を簡素化・スリム化する。	○3千万円超の外国への支払または外国からの支払の受領をした場合、「支払又は支払の受領に関する報告書」を日本銀行に提出する必要がある。その提出方法は、銀行を経由した書面による方法と、銀行を経由しないオンラインによる方法がある。 ○書面による方法を廃止し、銀行を経由しないオンラインによる提出に一本化することで、ペーパーレス化による日本銀行・銀行の書面取り扱い負担の軽減につながるほか、提出者と日本銀行の間で完結するため、迅速で正確な報告が可能となる。 ○また、本報告書に記載する国際収支項目番号が細分化されており、適切な番号を特定することが困難である。報告書の提出方法の見直しと併せて、国際収支統計の作成に支障がない範囲で、当該番号の簡素化・スリム化を行っていただきたい。	（一社）全国地方銀行協会	財務省	銀行等を経由する支払等に係る報告を書面で行うときは、報告者は当該支払等をした日から10日以内に、当該支払等に係る為替取引を行った銀行等に対し報告書を提出する必要があります。他方、日本銀行が提供する「日本銀行外為法手続きオンラインシステム」を用いて、オンラインで報告する場合は、当該支払等をした日から20日以内に、直接、日本銀行に対して行うこととされています。 「国際収支項目番号」は、取引内容毎に決められており、該当する国際収支項目番号を報告書の国際収支番号欄に記入する必要があります。	・外国為替及び外国貿易法第55条 ・外国為替の取引等の報告に関する省令第3条	対応不可	これまで財務省では、2018年に支払又は支払の受領に関する報告書をオンラインで提出する場合における提出期限の延長措置や報告書フォーマットのテンプレート化（エクセル形式）など、オンライン利用率の向上に努めてまいりました。また、2022年1月以降は、日本銀行外為法手続きオンラインシステムのリニューアルにより、利用開始時における「送信用プログラム」のインストールを不要とするなど、オンラインでの提出の利便性が向上しました。今後も引き続きオンラインの利用率及び利便性の向上に努めてまいります。 財務省は外国為替及び外国貿易法第55条の9第1項に基づき国際収支統計を作成することが求められており、同統計はIMF（国際通貨基金）で定められた国際基準に則って作成されています。支払又は支払の受領に関する報告書における国際収支項目（番号）は、この国際収支統計作成のために必要な分類となっています。また、同報告書は同法第1条に基づく取引の実態把握の目的にも使用しています。国際収支項目（番号）については、今後も国際基準との整合性や報告者負担等を踏まえ、慎重に検討を進めてまいります。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
524	令和4年2月3日	令和4年2月28日	16. 各種共済制度の申込受付等のデジタル化	小規模企業共済制度、中小企業倒産防止共済制度、中小企業退職金共済制度の申込書について、オンラインによる提出とする。 特殊業種退職金共済制度の掛金納付について、共済手帳に共済証紙を添付する方法を廃止し、電磁的方法とする。	小規模企業共済制度、中小企業倒産防止共済制度、中小企業退職金共済制度の申込書は、金融機関窓口において書面により提出することとされており、書面・対面ベースでの事務処理に係る負担が課題となっている。 ○これらの共済制度の実施主体である中小企業基盤整備機構や勤労者退職金共済機構のホームページ経由等で顧客が直接オンラインにより申込書を提出することが可能となれば、顧客の利便性向上、機構および金融機関の事務処理の効率化、負担軽減につながる。 ○また、特殊業種退職金共済制度の掛金は、共済手帳に共済証紙を添付する方法により納付され、共済契約者は金融機関窓口で共済証紙を購入しなければならず、共済契約者・金融機関双方にとって負担がある。同制度のうち、建設業退職金共済制度については、2020年10月より、電磁的方法（ペイジーまたは口座振替）による納付が可能となった。清酒製造業退職金制度および林業退職金共済制度も含め、掛金納付が電磁的方法に一本化されれば、事務処理の効率化・負担軽減につながる。	（一社）全国地方銀行協会	厚生労働省 経済産業省	【厚生労働省】 【中小企業退職金共済制度について】 ○　中小企業退職金共済制度の申込書は、退職金共済契約申込書及び 預金口座振替依頼書等の必要書類を、金融機関又は委託事業主団体の窓口に提出して行います。 ○　特定業種退職金共済制度は、期間雇用従業員が事業の運営の主体となっている業種又は事業が季節的要因に著しく影響を受ける等事業運営上の理由から期間雇用従業員に依存するところが大きい業種において、特定の企業との関係を離れた業界退職金共済制度として、昭和39年に設立された制度です。現在は上記の業種として建設業、清酒製造業及び林業が指定されています。 　特定業種退職金共済の掛金は、共済契約者（事業主）が金融機関窓口で共済証紙（日額）を購入し、被共済者（労働者）に賃金を支払う都度、被共済者の共済手帳に就労実績に応じて共済証紙を貼付し、これに消印する方法によることとされておりましたが、建設業退職金共済制度については、2020年10月より、電磁的方法（ペイジーまたは口座振替）による納付が可能となっています。 【経済産業省】 小規模企業共済制度、中小企業倒産防止共済制度に加入を希望する方は、中小企業基盤整備機構（以下「中小機構」）と業務委託契約を締結している金融機関等（以下「委託機関」）の窓口に申込書を提出します。委託機関の窓口で本人確認を行い、確認済の申込書を委託機関から中小機構へ送付していただいています。現在は、加入を希望する方がオンラインで中小機構に直接申込みをすることはできず、すべて委託機関を経由して申込みをしていただいています。	中小企業退職金共済法第44条第5項 中小企業退職金共済法施行規則第4条第1項、第86条、第86条の3 令和2年4月22日 厚生労働省告示第191号	【厚生労働省】 その他 【経済産業省】 対応	【厚生労働省】 【中小企業退職金共済制度について】 ○　中小企業退職金共済の掛金は、共済契約者の口座からの引き落としにより納付いただくことから、新規加入を希望される事業主の方には、新規申込みと同時に金融機関届出印の押捺された口座振替依頼書を提出いただいているところです。このため、申込みのオンライン化につきましては、書面以外の方法による口座振替依頼への対応と併せて検討する必要があります。 ○　特定業種退職金共済制度は、事業場を転々と移動する方々のための制度であるという特殊性を踏まえ、就労実績に応じた掛金納付を行うことができる、共済契約者及び被共済者双方にとって簡便な方法として共済手帳への証紙貼付の方法を設けています。建設業退職金共済における電磁的方法の導入の際、中小規模の事業主には、引き続き証紙貼付方法により掛金を納付したいとの要望もあったことから、共済契約者の利便にも配慮して、建設業退職金共済においては証紙貼付方法と電磁的方法による納付との併存方式を採ることとし、電磁的方法への一本化はしなかったところです。 　また、建設業以外の特定業種についても、電磁的方法を導入する場合、システムの構築及び運用には相当のコストがかかるところ、建設業以外の特定業種がそのコストを負担できるか等について慎重な検討が必要となります。 【経済産業省】 中小機構では、オンライン利用率引上げの基本計画（令和3年10月25日）に基づき、契約の申込手続きは令和5年度中にオンライン化を実現するために調達に向けた準備を進めています。	
525	令和4年2月3日	令和4年3月25日	17. 利子補給事業における申請書等への押印の廃止等	利子補給事業における各種申請書等への代表者印を廃止する。また、申請書類等の郵送を廃止し、電子化する。	○①新型コロナウイルス感染症対応の実質無利子・無担保融資における利子補給金交付申請書（一部の地方自治体）や、②内閣府の「総合特区支援利子補給金」および厚生労働省の「雇用創造プロジェクト関連利子補給」における利子補給契約書で代表者印が必要となっている。また、これらの書類は郵送による提出が求められている。 ○政府において、行政手続における書面規制・押印、対面規制の抜本的な見直しが進められており、その一環として、利子補給事業における各種申請書等の代表者印を廃止していただきたい。電子メールによる提出のみでよいこととすることで、行政、銀行双方のペーパーレス化、事務効率化につながる。	（一社）全国地方銀行協会	内閣府 厚生労働省	【内閣府】 (総合特区支援利子補給金について) 総合特区支援利子補給金における各種書類のうち、利子補給契約書については、押印をすることとしており、郵送での手続きをお願いしております。 一方、それ以外の全ての提出書類については、令和4年1月までに、押印廃止、電子での提出を可能とするよう運用を変更しています。 【厚生労働省】 （地域雇用創造利子補給金（地域活性化雇用創造プロジェクト）交付要綱別紙7－1及び地域　雇用創造利子補給金（戦略産業雇用創造プロジェクト）交付要綱別紙7－1について） 　地域雇用創造利子補給金及び戦略産業雇用創造プロジェクト関連融資利子補給金については、地域活性化雇用創造プロジェクト及び戦略産業雇用創造プロジェクト（※1）に参加する事業者に対して金融機関が行う融資事業に対し、必要な経費を国が利子補給（※2）することにより、雇用情勢が厳しい都道府県における雇用機会を増大させ、労働者の雇用の安定を図ることを目的として実施しております。 （※1）戦略産業雇用創造プロジェクトについては、平成30年度をもって終了し、利子補給については経過措置として実施しております。 （※2）利子補給は、当該融資の1.0%を上限として、利子補給の期間は最長5年間、1件あたりの対象融資限度額10億円として実施しております。	【内閣府】 ・総合特別区域法 ・総合特別区域法施行規則 ・総合特区支援利子補給金交付要綱 【厚生労働省】 雇用保険法施行規則第140条の2第2項 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令 厚生労働省所管補助金等交付規則	【内閣府】 その他 （原則対応、一部対応不可） 【厚生労働省】 対応不可	【内閣府】 (総合特区支援利子補給金について) 利子補給契約書に関しては、国の予算の支出に直結する契約であり、行政手続きの中でも慎重を期す必要性が高く、さらに、契約の法的安定性を図る必要性があることから、押印をお願いしています。 一方、それ以外の利子補給事業に関する全ての提出書類については、令和4年1月までに押印を廃止し、電子提出を可能とするなど、金融機関の負担軽減に取り組んでおり、引き続き制度の利便性向上に取り組んでいきたいと考えています。 【厚生労働省】 （地域雇用創造利子補給金（地域活性化雇用創造プロジェクト）及び地域雇用創造利子補給金（戦略産業雇用創造プロジェクト）について） 　国が令和2年度に実施した書面規制、押印、対面規制見直しの中で、契約書に関しては、「国の収入および支出に直結する契約は、行政手続きの中でも慎重を期す必要性が高く、さらに、契約の法的安定性を図る必要性がある」ことから押印存続とされており、利子補給契約についても同様の理由から押印をお願いします。 　なお、当該契約書以外の書類については、令和3年1月の改正において、代表者印の押印を廃止するとともに、電子メールによる提出も可能とするなど、金融機関の負担軽減に取り組んでおり、引き続き制度の利便性向上に取り組んでいきたいと考えています。	
526	令和4年2月3日	令和4年6月27日	18. 銀行の保険窓販に係る弊害防止措置の廃止または緩和	銀行の保険窓販に係る弊害防止措置（融資先販売規制、担当者分離規制、タイミング規制、非公開情報保護措置、知りながら規制）を廃止またはさらに緩和する。	○現状、銀行窓販における圧力販売は見られないにもかかわらず、弊害防止措置によって、金融サービスのワンストップ化が達成できず、融資先からの申込みを謝絶せざるを得ないなど、顧客の利便性が著しく損なわれている。 ○例えば、法人の経営者からは、万一の場合に備える生命保険や、火災、賠償責任等に備える損害保険など、事業活動を取り巻くリスクを補償する法人向けの保険について、融資先に対するコンサルティングの一環として販売してほしいとの声が寄せられている。しかし、こうしたニーズに応えることすら、弊害防止措置により、できない状況にある。 ○昨年度要望に対し、金融庁は「弊害防止措置等の見直しについては、必要が生じた場合に行うこととしている」としている。保険窓販を巡る状況には次のような変化が生じており、弊害防止措置の見直しの必要が生じていると考える。 ・銀行は、顧客本位の業務運営体制（フィデューシャリー・デューティー）の観点から、わかりやすい情報提供、個別の顧客にふさわしいサービスの提供、手数料の明確化等に取り組んでいる。 ・銀行の保険ショップなど、顧客が保険購入を目的に来店することが明白で、圧力販売が生じ得ないチャネルからの申込みが増加している。 ○直ちに弊害防止措置を廃止することが困難な場合、以下のような緩和を検討していただきたい。 (a) 損害保険を融資先販売規制の対象外とする 生命保険のように長期性、再加入困難性がないことから弊害防止措置の対象とする必要がない。最近、豪雨など大規模な災害が多発していることを受け、取引先の危機意識が高まり、天災に備える損害保険を提案してほしいといった要望が増えている。また、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、感染症に備える保険に対するニーズも高まることが想定される。 2019年7月16日、中小企業の事業継続力強化の支援を行うこと等を目的とした「中小企業強靭化法」が施行された。本法律に基づく基本方針において、中小企業は、自然災害発生時にも事業活動を継続できるよう、損害保険への加入等のリスクファイナンス対策を講ずる必要があるとしている。銀行による取引先への損害保険の販売は、本法律の趣旨に沿うものである。 b) 融資先　従業員50人以下の従業員を融資先販売規制の対象外とする 役員等ではない従業員は自らの勤務先がどの銀行から融資を受けているかを知らないことが多い。家計の安定的な資産形成が求められる中、本規制は、保険を活用した資産形成や保障の充実等を図るための障害を撤廃している。 (c) 特例地域金融機関のローロ規制を緩和する 特例地域金融機関（注）は、1契約者あたりの通算保険金額・給付金額に制限（ローロ規制）があり、顧客の必要保障額を満たす保険設定を行うことができないケースが多く、顧客利便性を著しく損なっている。1契約者あたりの通算保険金額・給付金額の上限を引き上げるべきである。 （注）特例地域金融機関の場合、融資先販売規制の対象となる法人の従業員数が20人以下　特例地域金融機関でない場合50人以下）に緩和される一方、販売商品が小口に限定される。 (d) 非公開情報保護措置の適用除外の範囲を拡大する 非公開情報保護措置は、銀行が固有業務を行うことを通じて得た顧客情報を保険募集に利用すること等を禁止している。本規制は、銀行にのみ課されており　例えば証券会社等は対象外）、合理性がない。直ちに廃止することが困難な場合、まずは保険募集の準備行為　保険の募集を目的としたリストの作成等）を本規制の対象外としていただきたい。	（一社）全国地方銀行協会	金融庁	銀行等による保険販売については、保険契約者等の保護を図りつつ、利便性の向上を目指す観点から次のような弊害防止措置が設けられています。 　・非公開情報保護措置 　・融資先販売規制 　・タイミング規制 　・担当者分離規制 　・預金との誤認防止措置	保険業法施行規則第212条、同第234条第1項等	検討を予定	銀行等による保険募集規制については、保険契約者等の保護を図りつつ利便性の向上を目指す観点から設けているものです。 　弊害防止措置については、モニタリング結果や関係者からのヒアリングを踏まえ、平成23年9月7日付で関係内閣府令等を改正し、 　・融資先募集規制の対象商品から一時払終身保険等を除外するほか、 　・預金との誤認防止措置について、実効性確保のための措置を講じる 等の見直しを行ったところであり、平成24年4月1日から施行されています。 　銀行等による保険募集の状況については、引き続き実態把握に努め、今後の弊害防止措置等の見直しについては、必要が生じた場合に行うこととしています。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
527	令和4年2月3日	令和4年6月27日	19. 生命保険の募集に係る構成員契約規制の廃止	生命保険の募集に係る構成員契約規制を廃止する。特に、生命保険募集人と人的関係（役職員の兼職、出向等の人事交流）を有する法人に関する規制については廃止する。	○生命保険募集人（銀行等）と「密接な関係」（一定の資本関係や人事交流等）を有する法人の役職員に対しては、当該役職員が自らの意思で保険商品の購入を銀行等に申し出た場合であっても、銀行等は当該商品の説明すらできないことになっている。本規制は顧客の利便を損ない、銀行等における生命保険販売の障壁となっている。 ○銀行から役職員が出向している法人や、役職員が兼職している法人については、人的関係が密接とみなされる。その結果、銀行から担当者が1名だけ出向している先や役職員数が数百名超の大手企業など圧力販売が起こり得ない先まで規制対象となるなど、不合理な規制となっている。例えば、地方銀行の場合、地域の企業や大学等から人員の派遣要請を受け、企業等の人手不足への対応や地方創生への貢献の観点から、それに応じるケースが増加しているが、そうした場合でも出向先の全役職員に対して生命保険募集はできなくなる。 ○加えて、銀行等が生命保険を募集する際は、商品内容やリスク等の説明を行う前に顧客の勤務先を確認する必要がある。個人情報への関心が高まる中、このような不自然な確認事務を行うことにより、顧客に無用な不信感を惹起する結果となっている。 ○保険窓販に関する圧力販売については、独占禁止法の禁止規定が存在しているほか、要望項目「18. 銀行の保険窓販に係る弊害防止措置の廃止または緩和」で述べた窓販を巡る状況を踏まえれば、本規制は不要である。 ○直ちに本規制を廃止することが困難な場合、生命保険募集人と人的関係を有する法人について、役員でなく一般職員としてのみ出向している場合や、出向人数が僅少である等の圧力販売が起こり得ない先について、本規制の対象外とすることを検討していただきたい。 ○昨年度要望に対し、金融庁は「検討を予定」と回答しており、早期に検討を進めていただきたい。	（一社）全国地方銀行協会	金融庁	企業が、生命保険会社と募集代理店契約を締結して生命保険商品の募集を行う場合、従業員への圧力募集等を防止する観点から、当該企業及びその企業と密接な関係を有する者（法人）の役員・従業員に対する保険募集は一部の保険商品を除き禁止されています。	保険業法第300条第1項第9号 同法施行規則第234条第1項第2号 平成10年大蔵省告示第238号 保険会社向けの総合的な監督指針Ⅱ－4-2-2(11)	検討を予定	生命保険契約の長期性、再加入困難性等に鑑み設けられている規制であり、その趣旨を踏まえつつ、引き続き慎重に検討を行う必要があります。	
528	令和4年2月3日	令和4年6月27日	20. 保険募集先における影響遮断および保険募集先の確認について、口頭で説明したうえで事後的に書面交付を行うことを可能とする。	保険募集における影響遮断および保険募集先の確認について、口頭で説明したうえで事後的に書面交付を行うことを可能とする。	○銀行は顧客に対し、①保険契約の締結の代理・媒介に係る取引が銀行の顧客に関する業務に影響を与えない旨の説明、および②保険募集制限先等に該当するかどうかを確認するための説明を、あらかじめ書面の交付により行わなければならないとされている。 ○顧客に非対面取引のニーズがある場合、事前に書面を郵送したうえで説明する必要があり、迅速な対応ができない状況にある。 一 書面交付に代えて電磁的方法での提供も認められているが、顧客がPCを保有しておらず、電話での対応を希望している場合には、郵送でのやりとりが必要になる。 ○保険募集の非公開情報保護措置（注）では、口頭による同意を得たうえで、その旨を記録し、契約申込みまでに書面による同意を得る方法が認められている。 （注）銀行が、事前に書面その他の適切な方法により顧客の同意を得ることなく、非公開金融情報を保険募集に利用することが禁止されている。 ○非公開情報保護措置と同様、保険募集における影響遮断および保険募集先の確認についても口頭説明・事後の書面交付が認められれば、最終的な契約までに他の書類と合わせて書面交付を行うことで足り、顧客の利便性に資すると考えられる。 ○昨年度要望に対し、金融庁は「検討を予定」と回答しており、早期に検討を進めていただきたい。	（一社）全国地方銀行協会	金融庁	銀行等による保険販売については、保険契約者等の保護を図りつつ、利便性の向上を目指す観点から次のような弊害防止措置が設けられています。 ・非公開情報保護措置 ・融資先販売規制 ・タイミング規制 ・担当者分離規制 ・預金との誤認防止措置 ①保険契約の締結の代理や媒介に係る取引が銀行等の顧客に関する業務に影響を与えない旨の説明、及び②銀行等保険募集制限先等に該当するかどうかを確認する業務に関する説明は、あらかじめ、顧客に対し、書面の交付又は電磁的方法による提供により行うことが求められます。	保険業法施行規則第212条、同第234条第1項等	検討を予定	銀行等による保険募集規制については、保険契約者等の保護を図りつつ利便性の向上を目指す観点から設けているものです。 弊害防止措置については、モニタリング結果や関係者からのヒアリングを踏まえ、平成23年9月7日付で関係内閣府令等を改正し、 ・融資先募集規制の対象商品から一時払終身保険等を除外するほか、 ・預金との誤認防止措置について、実効性確保のための措置を講じる 等の見直しを行ったところであり、平成24年4月1日から施行されています。 銀行等による保険募集の状況については、引き続き実態把握に努め、今後の弊害防止措置等の見直しについては、必要が生じた場合に行うこととしています。 ①保険契約の締結の代理や媒介に係る取引が銀行等の顧客に関する業務に影響を与えない旨の説明、及び②銀行等保険募集制限先等に該当するかどうかを確認する業務に関する説明は、銀行等による優越的地位の不当利用を禁止する等の観点から、書面の交付又は電磁的方法による提供により行うことを求めるものであることから、口頭説明のうえ事後の書面交付を認めることについては慎重に検討を行う必要があります。 なお、非公開情報保護措置は、上記①②の規制と適用場面が異なることから、同様に取り扱うことはできません。	
529	令和4年2月3日	令和4年7月20日	21. 銀証間の情報授受規制の撤廃	銀行グループ内の銀行・証券会社間での情報授受規制を撤廃する。	○銀行グループ内の銀行・証券会社の間で顧客情報を共有するには、あらかじめ書面による顧客の同意を得る必要があり、顧客・金融機関双方にとって負担がある。 ○本規制は、①顧客情報保護、②利益相反による弊害防止、③優越的地位の濫用防止の観点から課されているとされている。 ○①については、個人情報保護法上、グループ内における個人データの共同利用が認められており、銀証間の情報共有について、事前の書面同意を必要とすることは、過剰規制と考える。 ○②③は、情報共有自体ではなく、情報の不適切な利活用の防止を目的としており、これは書面同意の取得により達成できるものではないと考える。不適切な利活用を防止するため、別途、銀行法（利益相反管理体制の整備）、独占禁止法（優越的地位の濫用の防止）、金融商品取引法（優越的地位を不当に利用した金融商品契約の締結・勧誘の禁止、顧客の利益が不当に害されないような情報管理・体制整備）による防止措置が講じられており、それらの実効性を高めるために当局によるモニタリングが行われている。 ○銀行・証券会社間での情報授受規制が撤廃されれば、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けた非対面取引へのニーズに対応できるほか、銀行グループによる総合的な金融サービスを迅速かつ適切なタイミングで提供できる。 ○金融審議会「市場制度ワーキング・グループ」の第二次報告（2021年6月18日）において、上場企業等に関するファイアーウォール規制については見直しを行うことが適当であるとされ、中堅・中小企業や個人顧客の取り扱いについては引き続き検討していく課題である、とされており、今後も前向きな検討を期待する。	（一社）全国地方銀行協会	金融庁	金融グループ内の銀行・証券会社間で法人顧客の非公開情報を授受する場合には、オプトアウトの対象となりますが、個人顧客の非公開情報を授受するには、内部管理目的等の場合を除いて、顧客の書面による同意を得る等の必要があります。	金融商品取引業等に関する内閣府令第153条第1項第7号、第154条第1項第4号	その他	上場企業等の情報授受規制及び手続きの簡素化については、金融審議会市場制度ワーキング・グループ第二次報告（令和3年6月18日公表）における提言を踏まえ、令和4年6月22日に、金融商品取引業等に関する内閣府令等を施行しました。今後は、当該府令等の施行状況等も踏まえ、適切に検討してまいります。 中堅・中小企業や個人顧客の情報授受規制については、同ワーキング・グループ中間整理（令和4年6月22日公表）における 「第二次報告において、（中略）中堅・中小企業や個人顧客に関する規制の取扱いについては、仮に見直した場合における銀行の優越的地位の濫用等に係る懸念が指摘された一方、コロナ後の経済社会を見据え、重要な課題となることが見込まれる事業承継の円滑化の観点から取扱いを検討すべきとの指摘もあり、引き続き検討していく課題であると考えられるとされた。こうした課題等については、スタートアップを含む中堅・中小企業の資金調達の円滑化等に資するかといった観点も踏まえつつ、引き続き検討を行っていくことが考えられる」との整理を踏まえ、今後引き続き当ワーキング・グループにおいて検討していく課題です。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
530	令和4年2月3日	令和4年3月25日	22. 成年後見人、保佐人、補助人および任意後見人による取引時確認義務の緩和	成年後見人、保佐人、補助人および任意後見人による取引の場合、銀行による被後見人等の取引時確認を不要とする。また、被後見人等の取引時確認を顔写真のない本人確認書類で行う場合の、転送不要郵便による追加確認を不要とする。	○成年後見人、保佐人、補助人および任意後見人（以下、成年後見人等）が、被後見人等名義の口座開設を行う際、銀行は成年後見人等に対し、被後見人等の本人確認書類の提示を求めている。 ○被後見人等の取引時確認を顔写真のない登記事項証明書で行う場合、転送不要郵便等による追加確認が必要となる。 ○しかし、被後見人等が入院や施設に入居していることにより転送不要郵便等が返送されてしまい、口座開設ができないケースがある。被後見人等の財産管理に支障をきたしており、銀行窓口に成年後見人等からの苦情が寄せられるケースもある。 ○成年後見人等の選任にあたり、家庭裁判所には被後見人等との面談を行ったうえで審判を確定するため、裁判所により本人確認は完了していることから、銀行による被後見人等の取引時確認を不要としても問題ないと考える。昨年度要望に対し、警察庁および金融庁より、「FATFの第三次対日相互審査においては、『写真が付いていない書類を本人確認に用いる場合は、二次的な補完措置をとること』の指摘を受けたところである」旨の回答があったが、家庭裁判所による本人確認を、「二次的な補完措置」と位置付けることが考えられる。	（一社）全国地方銀行協会	警察庁 金融庁	成年後見人等が被後見人等の銀行口座開設を行う場合に、特定事業者は、成年後見人等及び被後見人等の両方について、本人特定事項の確認を行わなければなりません。 被後見人等の本人特定事項の確認を一の本人確認書類（一を限り発行又は発給された写真付きのものを除く。）の提示により行う場合には、別途転送不要郵便等による取引関係文書の送付等が必要です。	犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）第4条第1項及び第4項 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成20年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第1号）第6条第1項第1号	対応不可	犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号。以下「法」といいます。）は、特定事業者に対し、特定取引を行うに際して、原則として、取引による財産の移転の効果が帰属する顧客等及び代理人両者の本人特定事項の確認を特定事業者自らが行うことを義務付けており、特定事業者は、代理人が法定代理人であることや委任状を有すること等の確認も併せて行っているところ、これは、マネー・ローンダリングのプロセスにおいては、代理人が行う特定取引によって移転する犯罪による収益が、真に顧客等のものであるか、あるいは実際には代理人として行動する者のものであるかが不明瞭な場合が多いためであり、当該特定取引に係る特定事業者以外の者によって行われた後見人等の選任手続をもって、取引時確認自体を不要とすることはできません。 また、法は、実際に取引による財産の移転の効果が帰属する本人に係る本人特定事項の確認を、代理人から一の本人確認書類（一を限り発行又は発給された写真付きのものを除く。）の提示を受ける方法により行う場合においては、顧客等の住居に宛てて行う転送不要郵便等による取引関係文書の送付等を義務付けているところ、これは、代理人が、一を限り発行又は発給された写真付きの本人確認書類以外の本人確認書類を用いて顧客等から依頼があったように装い、顧客等の名前を利用して取引を行おうとするおそれを低減させる必要があるためです。 したがって、御指摘のように、登記事項証明書等を用いた取引時確認の場合について、特定事業者以外の者によって行われた後見人等の選任手続を補完措置とし、転送不要郵便等による取引関係文書の送付等を不要とすることは困難と考えております。	
531	令和4年2月3日	令和4年3月25日	23. 税金・公金・公共料金の収納における銀行の取引記録の保存義務の撤廃	税金・公金・公共料金の収納における銀行の取引記録の保存（7年）を不要とする。	○銀行は、犯罪収益移転防止法に基づき、税金・公金・公共料金の支払いについて取引記録の保存が求められるが、コンビニは不要となっている。 ○税金の収納票等で金融機関控えがない場合、顧客に取引記録の作成に協力していただく負担を強いている。同じサービスであるにもかかわらず、コンビニと対応が異なることは顧客の理解を得られない（現場の混乱を招いている）。 ○税金・公金・公共料金の支払いがテロ資金供与やマネー・ローンダリングとは関係のない取引であることは明らかであり、そのような取引の記録保存を犯罪収益移転防止法で義務付ける必要はないと考える。 ○地方税については、関係機関における事務負担の軽減および納税者の利便性向上のため、2023年度から納付書に地方税統一QRコードが付される予定である。取引記録の保存義務が撤廃されれば、さらなる事務負担の軽減に資する。 ○例年、警察庁および金融庁より「国または地方公共団体に対する金品の納付または納入であっても、当該金品が犯罪による収益であるおそれが全くないとはいえない」旨の回答があるが、コンビニによる収納には取引記録の保存を不要としているのに対し、銀行による収納には同記録の保存を必要とする理由を明確に示していただきたい。	（一社）全国地方銀行協会	警察庁 金融庁	金融機関等の特定事業者は、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号。以下「法」といいます。）第4条の特定業務に係る取引を行った場合には、少額の取引等一定の取引を除き、取引に係る記録の作成及び保存を義務付けられています。	犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）第7条 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令（平成20年政令第20号）第6条及び第15条 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成20年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第1号）第22条、第23条及び第24条	対応不可	国又は地方公共団体に対する金品の納付又は納入及び電気、ガス又は水道水の料金の支払い（以下「公金納付等」といいます。）であっても、これらの取引原資が犯罪による収益であるおそれが全くないとはいえず、テロ資金供与やマネー・ローンダリングに係る取引に関する事後的な資金トレースを可能とする必要があります。 また、公金納付等については、疑わしい取引の届出義務の対象であり、取引記録の作成及び保存が行われていれば、届出の作成にも資すると考えられます。 FATF勧告（マネー・ローンダリング及びテロ資金対策のための国際基準）においても、金融機関は、権限ある当局からの情報提供の要請に対し迅速に応じることができるよう、国内取引及び国際取引に関する全ての必要な記録を保存することが求められているところです。 したがって、公金納付等における取引記録の保存を不要とすることは困難であると考えております。 なお、コンビニエンスストアにおける収納代行業務については、現時点、法上の規制は行われていないところですが、マネー・ローンダリング対策上の問題が生じることのないよう、その実態注視等に努めることが重要であると考えております。	
532	令和4年2月3日	令和4年3月25日	24.「簡素な顧客管理を行うことが許容される取引」である大学等に対する入学金・授業料等の支払いに該当する取引の拡充	以下の取引について、「簡素な顧客管理を行うことが許容される取引」である大学等に対する入学金・授業料等の支払いに該当することとする。 (a) 受験料の支払い (b) 専修学校の一般課程の入学金・授業料等の支払い (c) 大学等への施設設備費、図書費、寄付金等の支払い（入学金・授業料と同時に支払われない場合） (d) 幼稚園の入園料・授業料等の支払い (e) 大学校の入学金・授業料等の支払い	○2016年10月より、大学等に対する入学金・授業料等の支払いに関する取引については、マネー・ローンダリングに利用されるおそれが極めて低いため、「簡素な顧客管理を行うことが許容される取引」として取引時確認が不要となった。 ○しかし、以下の取引は、大学等に対する入学金・授業料等の支払いに該当しないと整理されているため、マネー・ローンダリングに利用されるおそれは極めて低いと考えられるにもかかわらず、銀行は取引時確認を行っており、顧客に過重な負担を強いている。これらの取引も「簡素な顧客管理を行うことが許容される取引」に含めるべきである。 (a) 受験料の支払い 入学金・授業料等に該当するものは、「入学金、授業料と同時に支払われるもの」とされており、受験料は該当しない。入学金・授業料と同様、受験料の支払先は大学等であり、支払目的も明確であることから、マネー・ローンダリングに利用されるおそれは極めて低い。 本人確認書類の不足により支払いを受け付けられず、受験料の納付が期限に間に合わないことになれば、受験機会を奪うことになる。 b) 専修学校の一般課程の入学金・授業料等の支払い 専修学校のうち高等課程および専門課程への入学金・授業料等の支払いは「簡素な顧客管理を行うことが許容される取引」の対象となっているものの、一般課程は対象となっていない。専修学校の設置には都道府県知事等の認可が必要であり、認可にあたって都道府県が適合性を確認しているとからら、マネー・ローンダリングに利用されるおそれは極めて低い。高等課程・専門課程と一般課程でママネー・ローンダリングに利用されるリスクは同じであると考える。 また、高等課程・専門課程と一般課程で対応が異なることは、顧客の理解を得られにくい。さらに、振込依頼書に課程の別が記載されておらず、かつ、顧客もその課程かを認識していないことがあり、その場合には都道府県の中一人一ページで確認する必要が生じるなど、窓口での対応負担が生じている。 (c) 大学等への施設設備費、図書費、寄付金等の支払い（入学金・授業料と同時に支払われない場合） 大学等への施設設備費、図書費、寄付金等は、入学金・授業料と同時に支払われる場合は、「簡素な顧客管理を行うことが許容される取引」の対象となるが、同時に支払われない場合は対象とならない。入学金・授業料と同時に支払われるかはマネー・ローンダリングに利用されるリスクには関係しないと考える。支払先や支払目的が同じであるのに、同時支払いか否かで対応が異なることは顧客の理解を得られにくい。 (d) 幼稚園の入園料・授業料等の支払い 大学等の学校あての入学金・授業料等の支払いは「簡素な顧客管理を行うことが許容される取引」の対象となっているが、幼稚園あての支払いは対象となっていないことは顧客の理解を得られにくい。幼稚園の設置には都道府県の認可が必要であり、認可にあたって都道府県が適合性を確認していることから、マネー・ローンダリングに利用されるおそれは極めて低い。 (e) 大学校の入学金・授業料等の支払い 大学や国・地方公共団体が設置する大学校あての入学金・授業料等の支払いは「簡素な顧客管理を行うことが許容される取引」の対象となっているが、上記以外の大学校あての支払いは対象となっていないことは顧客の理解を得られにくい。 ○ 昨年度要望に対し、警察庁・金融庁・文部科学省より(a)-(b)-(e)については「検討を予定」、(c)-(d)については「検討に着手」（2021 年度内結論予定）との回答が示されており、早期に検討を進めていただきたい。	（一社）全国地方銀行協会	警察庁 金融庁 文部科学省	金融機関等の特定事業者は、顧客との間で特定取引（10万円を超える現金送金等）を行う際には、原則、本人特定事項の確認（取引時確認）を義務付けていますが、学校教育法第1条に規定する小学校等に対する入学金、授業料その他これに類するものの支払に係る取引は、簡素な顧客管理を行うことが許容される取引として、取引時確認等は不要とされております。	犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）第4条、第6条及び第7条 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令（平成20年政令第20号）第6条、第7条及び第15条 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成20年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省令第1号）第4条	(a)(c)対応、(b)(d)(e)対応不可	(a)及び(c) いただいた御提案を踏まえて検討を進めた結果、大学等（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学若しくは高等専門学校又は同法第124条に規定する専修学校（同法第125条第1項に規定する高等課程及び専門課程に限る。）をいいます。以下同じ。）に対しては、以下のように検討しております。 (a)受験料の支払いについては、現行の犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成20年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省令第1号。以下「規則」といいます。）第4条第1項第7号ニに掲げる「入学金、授業料その他これらに類するもの」に該当するものとして簡素な顧客管理を認める方向で検討しております。 (c)入学金と同時に支払われない施設整備費、図書費、寄付金等の支払いについては、入学金や授業料と同時に支払われない場合でも、実在する児童、生徒及び学生又はその法定代理人その他これに準ずる者（以下「学生等」といいます。）が、当該学生等が当該大学等で教育を受けるに当たって必要となる費用として支払いをしていることが、入学金や授業料と同程度に担保される費目に限り、現行の同号ニに掲げる「入学金、授業料その他これに類するもの」に該当するものとして、簡素な顧客管理を認める方向で検討しております。 (b) 専修学校のうち専門課程及び高等課程については、高等学校及び大学と同様、法令上、入学資格が定められており、生徒の実在性が担保されていることから、簡素な顧客管理が認められております。一方、専修学校の一般課程については、入学資格の定めがなく、他の課程と比較して生徒の実在性が担保されていないことから、簡素な顧客管理を認めることは困難です。 なお、入学金等の振込用紙には、専修学校の課程を明記するよう、専修学校に周知しているところです。 (d) 幼稚園については、法令上、年齢以外に特段の入園資格が定められておらず、他の学校と比較して園児の実在性が担保されていないことから、簡素な顧客管理を認めることは困難です。 (e) 「大学校」については、「大学校」という名称に法令上特段の定めがなく、また設置主体も多岐にわたることから、国・地方公共団体が設置する大学校以外の「大学校」について、一律に簡素な顧客管理を認めることは困難です。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
533	令和4年2月3日	令和4年3月25日	25. 会社法上、取締役会に決定権限がある「支店その他の重要な組織の設置、変更及び廃止」の弾力化	取締役会に決定権限のある「支店その他の重要な組織の設置、変更及び廃止」に関し、支店規模や設置・変更・廃止の理由を勘案し、ガバナンス上問題ないケースについては、取締役に決定権限を委任できることとする。	○会社法上、「支店その他の重要な組織の設置、変更及び廃止」は、取締役会が取締役に決定権限を委任することができない事項となっている。 ○現状、市街地再開発事業や市役所庁舎建替えに伴う仮移転、店舗の老朽化による建替えのための仮移転、近隣店舗同士の店舗内店舗化など、「重要な業務執行」とは言い難い店舗の設置・変更等についても、全て取締役会で決定しなければならない。 ○店舗の規模や設置・変更・廃止の理由を踏まえ、「重要な業務執行」の範囲に含めなくてもガバナンス上問題ないと考えられるケースについて、あらかじめ取締役会で基準を設けることにより、取締役会が取締役に決定権限を委任することで、本来の取締役会の役割である中長期的な課題や経営戦略等に係る議論により多くの時間を割くことができるようになると考えられる。	(一社)全国地方銀行協会	法務省	取締役会は、支店その他の重要な組織の設置、変更及び廃止の決定を取締役に委任することができないこととされています(会社法第362条第4項第4号)。 ただし、(a)監査等委員会設置会社で、取締役の過半数が社外取締役である場合又は定款に特段の規定を設けた会社は、支店その他の重要な組織の設置、変更及び廃止の決定を取締役に委任することができることとされており(会社法第399条の13第5項及び第6項)、また、(b)指名委員会等設置会社においても、支店その他の重要な組織の設置、変更及び廃止の決定は、取締役会ではなく、執行役に委ねることが認められております(第416条第4項)。	会社法第362条第4項第4号、第399条の13第5項及び第6項、第416条第4項	対応不可	株式会社の支店は、本店に従属するとはいえ、本店から離れて独自の営業活動をし、対外的にも支店として取引をなし得る人的、物的の組織を備えた、会社の営業活動の中心となる場所であり、仮に一時的な移転等である場合でも、その場所がこのような会社の営業活動の中心となる場所であれば、会社法362条第4項第4号の「支店・・・の変更」に該当し、その決定を取締役に委任することはできず、取締役会の決議によって決定することが必要です。 会社法第362条第4項第4号は、このような株式会社の支店の重要性に照らせば、その設置、変更及び廃止の決定は、重要な業務執行の決定であることから、慎重な決定を求めるとともに代表取締役の専横を防止するために、取締役会における審議を経た上での決議によらなければならないこととするものであり、これを取締役に委任することができるものとすることは難しいと考えられます。 なお、監査等委員会設置会社や指名委員会等設置会社においては、業務執行を行う取締役又は執行役の任期が短いことや複数名の社外取締役の選任が制度的に担保されていることなどを背景に、機動的な意思決定の観点から、支店その他の重要な組織の設置等の決定を取締役又は執行役に委託することが認められております。したがって、各社が自社の状況に鑑みて、支店その他の重要な組織の設置等の決定をより機動的に行いたいという需要がある場合には、監査等委員会設置会社や指名委員会等設置会社になるという途も考えられます。	
534	令和4年2月3日	令和4年7月20日	26. 銀行の中間事業年度および連結の決算公告の廃止	会社法と平仄を合わせ、銀行の中間事業年度および連結の決算公告を廃止する。	○銀行法上、銀行は、中間事業年度および事業年度ごとに、貸借対照表、損益計算書、連結貸借対照表、連結損益計算書を公告しなければならない。 ― 2011年の銀行法改正により、有価証券報告書を提出している銀行は、決算公告を免除されている(会社法上は、2005年の改正により措置された)。このため、現在、公告義務があるのは、それ以外の銀行(例えば、銀行持株会社傘下の銀行)。 ○会社法上は、事業年度の株式会社単体の貸借対照表および損益計算書(大会社の場合)を公告するのみでよく、中間事業年度や連結の決算公告を求めていない。 ○昨年度要望に対し、金融庁より「銀行が、銀行業という公共性の高い業務を行い、信用秩序の中核として業務運営を行う主体であることに鑑みたものであることを踏まえれば、廃止は困難である」旨の回答が示されている。しかし、銀行は、別途、銀行法に基づき、中間事業年度および事業年度ごとに、連結決算の情報を含むディスクロージャー誌を公衆縦覧に供しており、十分な情報開示を行っている。	(一社)全国地方銀行協会	金融庁	銀行は、その中間事業年度ごとに中間貸借対照表等を作成し、また、その事業年度ごとに貸借対照表等を作成し、それらを公告する必要があります。 なお、有価証券報告書の提出が義務付けられている銀行における中間貸借対照表等の作成・公告等については、金融商品取引法の規制に依ることとなります。	銀行法第20条	対応不可	本規制は、銀行が、銀行業という公共性の高い業務を行い、預金者等をはじめ多数の関係者との取引を継続しつつ信用秩序の中核として業務運営を行う主体であることに鑑みたものであることを踏まえれば、中間貸借対照表等の作成及び公告を廃止することは困難です。	
535	令和4年2月3日	令和4年5月13日	27. 四半期開示の任意化	四半期開示(四半期報告書および四半期決算短信)を任意とする。	○企業の持続的成長と中長期的な企業価値向上が求められる中、四半期開示(四半期報告書および四半期決算短信)には、企業や投資家の短期的利益志向を助長しかねないとの批判がある。 ― 英国は2014年、フランスは2015年に四半期開示義務を廃止。ドイツは2015年に法律上の四半期開示義務を廃止(取引所規則によって四半期開示義務が継続)。 ○巨額の逆倒の発生や有価証券の減損といった事象が発生した場合は、適時開示制度により速やかに開示されることとなっており、企業の異変の兆候把握は可能である。 ○昨年度要望に対し、金融庁より「必要な対応を検討していく」旨の回答が示されており、早期に検討していただきたい。	(一社)全国地方銀行協会	金融庁	上場会社は、金融商品取引法に基づき、当該事業年度の期間を3月ごとに区分した各期間ごとに、当該会社の属する企業集団の経理の状況その他の公益又は投資者保護のため必要かつ適当な事項を記載した報告書(四半期報告書)を、当該各期間経過後45日以内に内閣総理大臣に提出しなければなりません。四半期報告書には、公認会計士による監査証明を受けた四半期連結財務諸表等の記載が求められております。 また、上場会社は、各金融商品取引所の規則に基づき、四半期に係る決算の内容が定まった場合には、四半期決算短信により、直ちにその内容を開示しなければなりません(画一的な開示時期は設定されていません)。四半期決算短信に記載が求められている四半期連結財務諸表等には、公認会計士による監査証明は求められていません。 諸外国の四半期開示の状況について、米国では、法令により四半期報告書(10-Q)の開示が義務付けられているほか、四半期決算短信と同様にアーニングリリースが開示されております。また、独国では、取引所規則により四半期開示が義務付けられています。さらに、開示義務が廃止された英・仏においても、半数以上の会社が任意で四半期開示を行っています。	金融商品取引法第24条の4の7	検討に着手	四半期開示については、現在、金融審議会のディスクロージャーワーキング・グループにおいて議論が行われているところであり、投資家や企業の意見を踏まえながら、丁寧に検討してまいります。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
536	令和4年2月3日	令和4年5月13日	28. 地方自治体等に対する指定金融機関等の担保提供義務の廃止または緩和	地方自治体等に対する指定金融機関等の担保提供義務を廃止する。または、地方自治体の長が担保提供を不要とする場合には、担保を提供しなくてもよいこととする等の規定を追加する。	〇地方自治法施行令および地方公営企業法施行令において、指定金融機関、出納取扱金融機関、収納取扱金融機関（以下、指定金等）には担保提供義務が課されている。 〇収納・支払いにかかる地方公金は預金保険法により仕掛かり中の決済債務および決済用預金として全額保護されており、仮に指定金等が破綻した場合でも原則翌営業日から払戻しが可能となる。 〇また、地方自治体と指定金等との私法上の契約による損害の保全が可能であることにより、債務履行の確実性が実質的に確保されている。 〇これらの点から、法令で全ての指定金等に担保提供を義務付けることは、あまりにも過剰な規制だと考える。 〇総務省による公営企業会計適用の推進に関する要請（注）を受け、下水道事業等の地方公営企業法非適用企業による公営企業会計への移行が進んでいる。移行にあたり、銀行に対して地方自治体から出納（収納）取扱金融機関の引受要請があり、新たに担保提供を求められ、地方自治体および銀行の負担となっている。 （注）2015年1月27日付で都道府県および人口3万人以上の市区町村に対し、2015年度から2019年度までに下水道事業および簡易水道事業（以下、重点事業）について公営企業会計に移行すること等を要請。2019年1月25日付で人口3万人未満の市区町村に対し、重点事業について遅くとも2023年までに公営企業会計に移行すること等を要請。 〇銀行は、指定金融機関業務を無償もしくは低廉な金額で引き受けているが、同業務に係るコスト負担が軽減されないのであれば、指定金融機関を辞退することを検討せざるを得ない銀行も出てくると考える。 〇昨年度要望に対し、総務省は「今後も、為替取引に係る銀行間手数料の見直し等の指定金融機関の経費負担に関する情勢の変化等を十分に踏まえて適切に対応していく」としており、本要望も含めて対応を進めていただきたい。	（一社）全国地方銀行協会	総務省	地方自治法施行令第168条の2第3項の規定により、指定金融機関は地方公共団体の長の定めるところにより、担保を提供しなければならないとされています。 また、地方公営企業法施行令第22条の3第2項の規定により、出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関は、地方公営企業管理者の定めるところにより、担保を提供しなければならないこととされています。	地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第168条の2第3項、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第22条の3第2項	対応不可	現行制度においては指定金融機関等に担保提供義務を課しているのは、公金管理の安全性を確実に担保する必要があるためです。 御指摘のとおり地方公共団体の有する決済用預金については預金保険制度により全額保護の対象ではありますが、当該担保は地方公共団体から債権者への支払いが滞ったことにより発生する遅延利息や損害賠償など保護の対象外の損害に充当することができ、地方公共団体と指定金融機関等との私法上の契約により損害の保全が可能だとしても、仮に指定金融機関等が破綻するなど不測の事態が発生した場合は、担保提供があることにより確実に損害へ充当することが可能となるものです。 また、地方公共団体に対するアンケート調査においては「事務委託契約の損害賠償規定は担保提供が前提であるため、担保提供義務制度は必要である」などの理由により、8割超の地方公共団体が現行制度を維持すべきと回答していることから、現行制度を維持すべきであると考えています。 一方、現在、公営企業会計の適用を推進していますが、公金管理の安全性を確実に担保する必要性については、公営企業の出納取扱金融機関・収納取扱金融機関においても同様であるため、担保提供義務を課す現行制度については維持すべきであると考えています。また、公営企業の出納取扱金融機関等について、指定金融機関と同じ金融機関を指定した場合に、既に指定金融機関から提供されている担保を分割させることは可能です。 なお、「当面の規制改革の実施事項」（令和2年12月22日内閣府規制改革推進会議決定）において示されているように、地方税等の収納効率化・電子化に向けた取組として、当省は、地方公共団体と指定金融機関等の間の経費負担の見直し等について地方公共団体に対応を促すこととされており、これを踏まえ、「指定金融機関等に取り扱わせている公金収納等事務に要する経費の負担に関する調査」を実施したところです。本調査の結果も踏まえ、為替取引に係る銀行間手数料の見直し等の指定金融機関の経費負担に関する情勢の変化等を十分に踏まえて適切に対応してまいります。	
537	令和4年2月3日	令和5年4月14日	29. 選挙供託制度の見直し	選挙の立候補届出日および補充立候補締切日が休日にあたる場合、供託金の納付完了が銀行の翌営業日となることを認める。	〇公職選挙法に基づく選挙においては、供託金の納付完了が立候補届出受理の要件となっている。 ― 立候補の届出書に「供託したことを証明する書面」を添付することとされている。 〇選挙の立候補届出日（公示日・告示日）および補充立候補締切日が休日にあたる場合、日本銀行代理店となっている銀行店舗は、供託事務へ対応するため、行員が休日出勤により対応している。 〇休日にあたる場合に限り、供託金の納付完了について、銀行の翌営業日とすることを認める（届出の当日に「供託したことを証明する書面」が添付されていなくとも、当該書面を事後提出すれば、届出を有効なものとする）扱いとすれば、代理店の休日対応が不要となる。 ― 2019度要望に対する総務省の回答は、「立候補届出に当たっては、供託をしたことを証明する書面の添付が必要とされている。（中略）立候補届出において必要添付書類とされている供託書の事後提出を認めると、当該届出を有効なものとして取り扱うことができなくなる」。 〇供託金は電子納付が可能である。また、立候補者希望者があらかじめ納付しているケースが多いため、立候補届出日当日に代理店に立候補者希望者が来店するケースは稀であり、翌営業日扱いを認めても影響は軽微と考えられる。 〇また、行政のデジタル化を進める中で、将来的には、電子納付への一本化（代理店での供託事務の廃止）も検討していただきたい。	（一社）全国地方銀行協会	総務省	立候補の届出は、その選挙の期日の公示日又は告示日に行うこととされており、その際、供託をしたことを証明する書面を添付することが必要とされています。	公職選挙法第86条、第86条の2、第86条の3、第86条の4、第92条 公職選挙法施行令第88条、第88条の3、第88条の5、第89条	対応不可	公職選挙法では、真に当選を争う意思のない候補者の乱立や売名目的のための立候補を防止するため、供託の制度が設けられており、立候補届出に当たっては、供託をしたことを証明する書面の添付が必要とされています。立候補届出期間は、選挙の期日の公示日又は告示日の一日間のみであり、立候補届出において必要添付書類とされている供託書の事後提出を認めると、当該届出を有効なものとして取扱うことができなくなることから、提案への対応は困難と考えます。 なお、供託者が遠方の日本銀行本支店・代理店に往訪する負担を軽減するほか、現金取扱いに係る行政手続コストを削減するため、選挙供託における電子納付及びオンライン申請の利用を推進する必要があると考えており、立候補予定者説明会等の機会において、立候補予定者等に対し、電子納付及びオンライン申請の利用について案内するよう、総務省から各選挙管理委員会に対して要請しているところである。	
538	令和4年2月3日	令和4年6月27日	30. 業務報告書等の廃止	銀行法に基づき提出している業務報告書等を廃止する。	〇銀行は、事業年度ごとに業務報告書、中間業務報告書、連結業務報告書、連結中間業務報告書（以下、業務報告書等）を金融庁へ提出している。 〇昨年度要望に対し、金融庁より「業務報告書等については、個々の銀行の監督を行う上で重要なモニタリング資料の一つであるため、当該報告書等自体の廃止は困難」との回答が示されたが、業務報告書等の記載事項の多くは、銀行が別途作成している有価証券報告書、事業報告、ディスクロージャー誌等と重複・類似している。銀行監督上必要なものがあればオフサイト・モニタリングで徴求可能であり、業務報告書等を廃止しても問題ないと考える。 〇直ちに業務報告書等を廃止することが困難な場合、以下の簡素化を検討していただきたい。 (a) 有価証券報告書を提出している銀行は、業務報告書等の提出を不要とする (b) 業務報告書等の項目を削減する 「第1事業概況書」を削除する（事業報告や有価証券報告書等で概ね代替可能であるため）、決算状況表と重複する事項（自己資本比率の状況等）を削除するなど、項目を削減する。 (c) 添付対応を簡素化する 2017年11月より、業務報告書について「同一の事項を記載した書類を添付し、かつ、その旨を明記した場合には、記載を省略することができる」とされたものの、添付する書類が多い、添付書類の参照箇所を明瞭に記載する必要があるなど、事務負担軽減の効果は限定的である。 同一の事項を記載した書類の添付を不要とするとともに、参照する書類の名称（事業報告、有価証券報告書等）を記載するのみでよいこと（参照箇所の記載を不要）を明確化する。	（一社）全国地方銀行協会	金融庁	銀行は、事業年度ごとに、業務及び財産の状況を記載した中間業務報告書及び業務報告書を作成するとともに、銀行が子会社等を有する場合には、当該銀行及び当該子会社等の業務及び財産の状況を連結して記載した中間業務報告書及び業務報告書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならないこととされています。	銀行法第19条	検討を予定	業務報告書については、銀行法上の主たる監督手段であり、業務報告書自体の廃止は困難です。他方で、金融機関における事務負担軽減の観点から簡素化等を図る余地がないか慎重に検討を行ってまいります。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
539	令和4年2月3日	令和4年7月20日	31. 銀行および銀行持株会社の取締役の兼職認可の廃止	銀行および銀行持株会社の常務に従事する取締役が、グループ内の会社の常務に従事する場合の認可を不要とする。	○銀行および銀行持株会社の常務に従事する取締役は、内閣総理大臣の認可を受けた場合を除くほか、他の会社の常務に従事してはならないとされている。 ○他の一般の会社の常務に従事する場合について、銀行の業務の健全かつ適切な運営の妨げにならないよう認可制としていることは理解できるが、グループ内の会社の常務に従事することは、グループの経営管理の強化や意思決定の効率化に資するものであり、こうした問題が発生するとは考えられない。	(一社)全国地方銀行協会	金融庁	銀行及び銀行持株会社の常務に従事する取締役は、内閣総理大臣の認可を受けた場合を除き、他の会社の常務に従事してはならないとされています。	銀行法第7条、第52条の19	対応不可	銀行の取締役については、本業専念や利益相反等の観点から、グループ内会社であってもその趣旨は当てはまるものであるため、認可手続きにより確認するプロセスは引き続き必要であり、措置は困難です。 銀行持株会社の取締役については、法令上も認可を行うことが前提とされていますが、銀行の業務の健全かつ適切な運営を妨げるおそれの有無を確認するプロセスが不要とまではいえず、措置は困難です。	
540	令和4年2月3日	令和4年7月20日	32. 銀行および銀行持株会社の役員等の選任・退任届出の廃止	銀行および銀行持株会社の役員等の選任・退任届出を廃止する。	○銀行および銀行持株会社は、役員等(代表する取締役、常務に従事する取締役、監査役)を選任しようとする場合、または役員等が退任しようとする場合、内閣総理大臣に届出をしなければならない。 ○役員等の選任・退任については、適時開示やニュースリリースで速やかに開示していることに加え、役員等の一覧は有価証券報告書等で確認することができる。また、事前の届出が必要ということであれば、株主総会の招集通知(候補者の氏名、選任理由等を記載)を金融庁に送付することで、代替可能であると考える。	(一社)全国地方銀行協会	金融庁	銀行及び銀行持株会社は、役員等(代表する取締役、常務に従事する取締役、監査役)を選任しようとする場合、又は役員等が退任しようとする場合は、内閣総理大臣に届け出なければならないとされています。	銀行法第53条第1項第8号、第3項第9号 銀行法施行規則第35条第1項第3号、第3項第3号	対応不可	銀行及び銀行持株会社の役員等については、その適格性を適切にモニタリングする必要があるため、措置は困難です。	
541	令和4年2月3日	令和4年7月20日	33. 銀行法上の認可事項実行届出の廃止	銀行法上の認可事項実行届出を廃止する。	○銀行および銀行持株会社は、銀行法の規定による認可を受けた事項を実行した際に、認可事項実行届出を内閣総理大臣に提出しなければならない。 ○認可取得の際に予定していた内容のとおりの実行であれば、既に金融庁で把握している事項であり、実行届出を廃止しても、問題ないと考える。	(一社)全国地方銀行協会	金融庁	銀行及び銀行持株会社は、銀行法の規定による認可を受けた事項を実行したときは、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならないとされています。	銀行法第53条第1項第5号、第3項第7号、第55条第1項	対応不可	銀行法の規定による認可を受けた日から6か月以内に認可した事項を実行しなかったときは当該認可は効力を失うところ、予定通りに実行されたかを確認する必要があるため、措置は困難です。 なお、本件届出は半期ごとに一括して行うことが可能です。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
542	令和4年2月3日	令和4年7月20日	34. 銀行営業所の臨時休業・業務再開に係る手続きの見直し	(a) 臨時休業・業務再開時の公告・店頭掲示を廃止する。 (b) 感染症の感染拡大に伴う臨時休業・業務再開の届出等を廃止する。	○やむを得ない理由により銀行の営業所を臨時休業する場合、および当該営業所において業務を再開する場合、銀行は金融庁に対して、事前にその旨を届け出るとともに、公告および店頭掲示をする必要がある。 (a) 臨時休業・業務再開時の公告・店頭掲示を廃止する。 ○現状、銀行営業所の臨時休業・業務再開については、ホームページ等での対外リリースが徹底されており、公告・店頭掲示を行わなくても十分顧客に周知できている。 ○特に、業務再開については、店舗が再開していることが明らかであるにもかかわらず、再開した日から1か月を経過する日まで、公告・店頭掲示を続けなければならず、過剰な規制であると考える。 (b) 感染症の感染拡大に伴う臨時休業・業務再開の届出等を廃止する。 ○2019年10月の銀行法施行規則改正により、異常気象等により役職員等の生命に重大な危険を生じさせるおそれがある場合は、臨時休業・業務再開の届出・公告・店頭掲示（以下、届出等）が不要となったが、感染症の感染拡大に伴う臨時休業等の場合はその対象とならない。 ○例えば、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、営業所を臨時休業するケースにおいては、緊急的に感染防止に取り組む必要があり、事前の届出等が困難なケースも想定される。 ○銀行の営業所の営業時間や休日に関する規制緩和が進む中、本届出等の必要性は薄れていると考える。 ○昨年度要望に対し、金融庁は「検討を予定」と回答しており、早期に検討を進めていただきたい。	（一社）全国地方銀行協会	金融庁	銀行が天災その他のやむを得ない理由により、営業所を臨時に休業するときは、その旨を内閣総理大臣に届け出るとともに、公告し、かつ店頭に掲示しなければならないとされており、また、臨時休業を行った営業所が営業を再開した場合も同様の措置を行うこととされています。	銀行法第16条第1項 銀行法施行規則第17条	対応	銀行の営業所の臨時休業等に係る法令の定めは、銀行業務の高い公共性に鑑みたものであることから、当該観点から慎重に検討する必要があります。 その上で、銀行監督上の必要性等を踏まえた見直しを行い、本年7月15日に「銀行法施行令等の一部を改正する政令」及び「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」等を公布しました。	
543	令和4年2月3日	令和4年7月20日	35. 異常気象等の場合の金融商品取引法上の業務休止・再開届出の廃止	異常気象等により営業所の役職員等の生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがある場合には、金融商品取引法上の業務休止・再開の届出を不要とする。	○登録金融機関である銀行は、金融商品取引法に基づき、営業所の業務を休止・再開した場合、金融庁に届出をしなければならない。 ○2019年10月の銀行法施行規則改正により、異常気象等により役員、職員、利用者の生命に重大な危険を生じさせるおそれがある場合は、銀行法上の臨時休業・業務再開の届出が不要となった。 ○銀行営業所の臨時休業・業務再開については、ホームページ等での対外リリースが徹底されており、銀行法上の届出と同様、異常気象等の場合に業務休止・再開の届出を不要としても問題ないと考える。	（一社）全国地方銀行協会	金融庁	金融商品取引業者等は、金融商品取引業または登録金融機関業務を休止し、または再開したときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならないこととされています。	金融商品取引法第50条第１項第１号	検討を予定	金融商品取引業者等の業務の休止等に係る届出は、金融商品取引業者等がその機能を停止せざるを得ない場合や再開した場合に当局がその旨を把握し、業務の健全性や適切性を早期に把握するために設けられているものです。 上記の趣旨や、銀行法施行規則等の改正の趣旨を踏まえつつ、異常気象等により役職員・利用者等の生命に重大な危険を生じさせるおそれがある場合における、金融商品取引法上の届出の要否等について検討を行います。	
544	令和4年2月3日	令和4年5月13日	36. 確定拠出年金運営管理機関に関する届出の一部廃止	銀行が確定拠出年金運営管理機関の登録を受ける場合の(a)役員の兼職状況、(b)主要株主の商号・住所・持株割合、(c)役員の電話番号の届出を廃止する。	○銀行が確定拠出年金運営管理機関の登録を受ける場合、主務大臣に登録申請書を提出する必要がある。この申請書は、記載事項に変更があった場合、2週間以内に変更の届出を行わなければならないため、毎月2回変更がないか確認する必要があり、多大な事務負担となっている。 ○次の項目については、以下の理由から記載を不要としても問題ないと考える。 (a) 役員の兼職状況 銀行法上、銀行の取締役が他の会社の常務に従事する際は内閣総理大臣の認可が必要であり、当該認可を確認することで、確定拠出年金法の運営登録拒否事項に係る法人との兼職がないことの確認が可能である。 (b) 主要株主の商号・住所・持株割合 銀行法上、銀行の議決権を5%超保有する株主は内閣総理大臣への届出が必要であり、それを確認すれば足りる。 (c) 役員の電話番号 登録申請書に添付する役員の履歴書に電話番号の記載が必要になっているが、確定拠出年金運営管理機関にふさわしくない者が役員にいないことを確認するためであれば、役員の氏名の届出で足り、電話番号は不要と考える。 ○上記届出を廃止する、または、「No.11 報告・届出内容を各府省庁間や制度間で電子的に共有する仕組みの構築」により、重複した届出等を撤廃していただきたい。 ○届出を直ちに廃止することが困難な場合、届出の提出期限（変更後、2週間以内）を延長していただきたい。 ○例年、厚生労働省より「各届出事項の省略・廃止については、監督上の必要性を考慮しつつ、検討する」旨の回答が示されており、早期に検討していただきたい。	（一社）全国地方銀行協会	厚生労働省 金融庁	金融機関等が確定拠出年金運営管理機関の登録を受ける際は、申請書に役員の兼職状況、主要株主の商号、住所、持株割合等を記載する必要があります。 また、これらの事項に変更が生じたときは、2週間以内にその旨を主務大臣に届け出ることと規定されています。	確定拠出年金法第89条第１項、第91条第１項第５号、第92項第１項、確定拠出年金運営管理機関に関する命令第2条	検討に着手、対応不可	・各届出事項（役員の兼職状況を除く。）の省略・廃止については、監督上の必要性を考慮しつつ、検討します。 ・役員の兼職状況については、監督上の必要性から、対応することは困難です。 ・確定拠出年金運営管理機関の登録事項の届出期限の延長は、監督上速やかに確認する必要があることから、対応することは困難です。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
545	令和4年2月3日	令和4年6月27日	39. 役員名簿の任意提出の停止	金融庁および日本銀行にそれぞれ年1回行っている役員名簿の任意提出を停止する。	○銀行は、年1回、金融庁および日本銀行に対し、それぞれの様式により役員名簿を提出している。これは任意で提出を依頼されているものであるものの、銀行は毎年、それぞれに提出している。 ○金融庁と日本銀行の様式の統合について検討いただいているが、そもそも、役員選任・退任については、適時開示やニュースリリースで速やかに開示しているほか、役員の一覧は有価証券報告書等で確認することができるため、停止しても問題ないと考える。	（一社）全国地方銀行協会	金融庁	銀行は、毎年1度、金融庁および日本銀行に対し、それぞれの様式で役員名簿を作成・提出しています。規制報告一元化の取組みにより、2022年6月末以降は、金融庁および日本銀行の様式が統一される予定です。	銀行法第7条の2	対応不可	役員名簿は、役員の選退任に係る届出とともに、銀行法第7条の2において規定されている役員の適格性を監督する手段であることから、銀行による開示の有無にかかわらず、提出を受ける必要があり、廃止は困難です。	
546	令和4年2月3日	令和4年3月25日	40. 包括信用購入あっせん業者に作成が求められる「財産に関する調書」の見直し（簡素化）	包括信用購入あっせん業者に作成が求められる「財産に関する調書」について、銀行の計算書類、有価証券報告書で代替できない科目のみ事業報告書に記載することにより、作成・提出を不要とする。	○クレジットカードを発行する銀行は包括信用購入あっせん業者として、割賦販売法施行規則に定める「財産に関する調書」および「事業報告書」を事業年度毎に経済産業局に提出しなければならない。 ○本調書の様式は同施行規則で定められており、その科目は一般事業会社向けのものとなっている。 ○このため、銀行の貸借対照表と一致せず、組み替えて記載する必要があり、銀行にとって多大な事務負担となっている。 ○また、調書を提出する際には、計算書類や有価証券報告書を添付している。これらの資料で代替できない科目（「包括信用購入あっせんのカード等に係る未払債務」等）のみ、事業報告書に別途記載することにより、調書の作成・提出は不要として問題ないと考える。 ○2019度要望に対し、経済産業省より「必要に応じて当該調書作成に要する銀行等の事務負担量を具体的に把握すると共に、財産に関する調書等報告書類に求める事項を精査した上で検討していく」旨の回答が示されており、早期に検討していただきたい。	（一社）全国地方銀行協会	経済産業省	登録包括信用購入あっせん業者は、事業年度終了日現在において所定の様式により作成した財産に関する調書、その事業年度の貸借対照表等及び事業報告書を、毎事業年度終了後遅滞なく主たる営業所の所在地を管轄する経済産業局長に提出しなければならないとされております。	割賦販売法施行規則（第136条）	対応不可	財産に関する調書は、信用購入あっせん業者としての事業規模や財務の健全性等を確認することを目的として、様式として必要な科目を定めているものであり、主たる事業の業種にかかわらず提出を求めているものです。信用購入あっせん業に即した様式に基づき、登録事業者及び業界全体の監督を行っております。ご提案の、計算書類や有価証券報告書の提出に加え、これらの資料には記載のない費目を個別に事業報告書に記載する方法は、信用購入あっせん業者としての財産に関する必要な情報を把握できないため、代替手段とすることは困難と考えます。	
547	令和4年2月3日	令和4年3月25日	低速フル電動小型車両とそれの歩道走行を認める	低速走行する（最高時速20km程度）フル電動の小型車両を歩道走行できるように規制緩和する。 利用者は普通自動車や自動二輪等の免許保持者か過去に免許を取得した人に限る。（免許返納者には過去に免許を取得した証明を交付する）	毎月のように高齢者による自動車事故が起きています。 高齢者は認知能力が低下しているため、普通自動車を使用させるのは危険です。他方、高齢者が自動車免許を返納すれば公共交通機関にのるか自転車にのるかしかありません。しかし、高齢者は身体能力が低下しているし、膝が悪くて自転車をこげません。免許を返納して自動車運転をやめても、生活を維持する手段を与えてください。 自転車のように遅がなくて済むフル電動車両を認めるべきです。歩道をフル電動車両を通行させるというのは、現状無いですのでハードルは高い、難しいと思われるかもしれませんが、「交通ルールを理解した免許保持者が運転する低速小型車両」と「無免許で何歳でもいくらでもひゅんひゅん飛ばせる自転車」、どちらがリスクが高いでしょうか。ご検討よろしくお願いいたします。	個人	警察庁	道路交通法（昭和35年法律第105号）第17条において、原動機付自転車や自動車は、道路の車道部分を通行しなければならないと定められています。 「フル電動の小型車両」は、その定格出力等に応じて、道路交通法上の原動機付自転車又は自動車に該当するため、歩道を通行することはできません。 なお、普通自転車は、道路交通法第63条の４第１項第１号から第３号までに掲げる場合には、例外的に歩道を通行することが認められていますが、同条第２項の規定に基づき、歩道を通行する際は、徐行しなければなりません。	道路交通法第17条、第63条の４	対応不可	制度の現状欄に記載のとおり、原動機付自転車又は自動車は、原則として車道を通行することとされており、普通自転車が例外的に歩道を通行する場合も、徐行することが義務付けられています。 歩道は、元来、歩行者の通行の用に供するため設けられた道路の部分であるところ、時速20キロメートルの速さで歩道を通行すれば、歩行者に危険が生じるため、御提案のような対応は困難です。 なお、警察庁においては、「多様な交通主体の交通ルール等の在り方に関する有識者検討会」における検討結果等を踏まえつつ、性能上の最高速度が時速6キロメートル以下で、一定の大きさの要件を満たす小型のモビリティについては、免許を不要とした上で、歩道通行を認めることを検討しています。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
548	令和4年2月3日	令和4年3月25日	本店の管轄外移転登記において登記記録を閉鎖しないこと	商業登記において本店所在地を管轄登記所の区域外に移転する場合、旧登記所にある登記記録を閉鎖し、移転先の登記所で新たに登記記録を作成する手続になっている。紙の登記簿で会社を管理していた時代であれば、管轄外本店移転のたびに登記簿を移送することは出来ないから合理性はあっただろう。しかし、コンピュータで一元化された現在、どこへ移転しても情報を共有できるインフラが整っているため、登記記録を作り直す利点はない。むしろ会社の履歴をたどるのが複雑化し、同一性を証明するのに複数の登記事項証明書が必要になるだけである。このような仕組みは経済活動と行政手続のコスト要因であり、手続を簡素化すべきである。	独立した団体である市区町村が管理する戸籍情報を未だに市区町村ごとに作成していることはやむを得ないところがある。これに対して、法務省が一元的に管理する登記情報システム上にある法人の登記記録を、管轄登記所を閉鎖し変更するたびに再作成することには全く合理性がない。なぜ担当部署が変わったからといって、同一システム上にあるデータを毎回作り直さなければならないのか。これは、廃止が決まっている、時代錯誤な「支店所在地における登記」と同じ問題である。全登記所がコンピュータでつながってしまえば、そもそも必要がない。「支店所在地における登記」同様、10年以上前に廃止しておくべきであった制度である。	商業登記ゲンロン	法務省	商業登記法第１条の3に、「登記の事務は、当事者の営業所の所在地を管轄する登記所がつかさどる」と規定されているところ、本店を登記所の管轄区域外に移転した場合には、当該本店の旧所在地において、その登記記録を閉鎖しなければならないとされています。	商業登記法第１条の3 商業登記規則第８０条第２項	その他	登記の事務は、当事者の営業所の所在地を管轄する登記所において行われるため、会社が本店を他の登記所の管轄区域内に移転する場合には、新所在地を管轄する登記所で新たに登記記録を起こすことから、新所在地における登記がされた後は、旧所在地を管轄する登記所の登記記録を閉鎖する必要があります。 現在、オンラインによる申請の利用も進んでいますが、申請において、書面が利用されているため、特定の登記所への事務の集中による事務の停滞を防止する等の観点から、書面の提出先を管轄登記所として固定する必要があり、本店の所在地を管轄する登記所において登記の事務を行うこととしています。 なお、会社が他の登記所の管轄区域内への本店の移転の登記等をする場合であっても、従前の登記記録に付されていた会社法人等番号がそのまま移転後の新たな登記記録に引き継がれますので、同一性は確保されます。	
549	令和4年2月3日	令和4年3月25日	包括宗教法人による被包括宗教法人の登記手続代行を推進すること	商業登記所が集中化され、都市部以外では県庁所在地のみで法人の登記手続が行われている。宗教法人で住職代替わりがあると、本山から送られた書類を提出して、役員変更登記を申請しなければならない。しかし、住職の交代はめったになく、個々の法人に登記申請ノウハウが蓄積されることはない。また、相談しようにも、司法書士に依頼できるほど余裕のある宗教法人は少なく、県庁所在地にある法務局はアクセスが悪い上に、コロナ問題で対面の相談を断っている。そこで、包括宗教法人が登記申請の代理人として手続することを推進すべきである。人的余裕がある本山にはオンライン対応の余力があり、オンライン推進にも合致するはずである。	司法書士法73条1項は司法書士以外が業務として登記申請代理をすることを禁じている。その一方で、ただし書きにおいて、「他の法律に別段の定めがある場合は、この限りでない。」とする。では、包括宗教法人が被包括宗教法人の登記手続を代理することは、宗教法人法の活動として認められないのか。司法書士法の規制の趣旨が無資格者による不適切な登記がされることを防止するためであるならば、包括宗教法人が被包括宗教法人の法人登記に限って手続を代理することは宗教法人法で定める包括関係に含まれると解すべきではないか。会社であればグループ企業の登記手続を親会社の総務部門が一括して行うことと変わらない。したがって、登記申請の代理行為は司法書士法に違反しないと考える。他方、法務省はオンライン申請促進のため、司法書士事務所の戸別訪問まで行っている。ならば同様に、包括宗教法人に対してもオンライン申請のための指導を積極的に行い、オンライン申請率の向上に努めるべきではないか。オンライン申請率向上は不動産登記・商業登記政策の一環として行われるものであり、資格者代理人への援助事業ではない。包括宗教法人の中には1万を超える被包括宗教法人をもつものがあり、それらの被包括宗教法人が20年に1度の割合で法人代表者を交代しても、司法書士並みの登記申請数になるはずである。省庁の縦割りを越えて、オンライン申請の促進に努めるべきである。	商業登記ゲンロン	法務省	司法書士は、不動産登記手続の代理及びその相談等を行うことを業とすることができ、それ以外の者がこれを業として行った場合、司法書士法に抵触することとなります。	司法書士法第３条，第６条，第７３条	対応不可	国民の権利に多大な影響を及ぼす登記業務を適正・円滑に行うためには、登記に関する知識及び相当の法律的専門知識を有する者が登記申請業務を取り扱う必要があることから、登記手続の代理及びその相談業務は司法書士の独占業務とされています。 これは、司法書士については、司法書士法第６条に基づき試験が実施され，その業務を行うのに必要な知識及び能力を有すると認められる者に資格を付与することにより、国民の権利の保護に資することによるものです。 そのため、このような制度的な能力担保がされていない者について、登記の申請代理等の事務を行うことを業として認めることは適当ではないと考えます。	
550	令和4年2月3日	令和4年2月28日	公共性の高い設備の道路占用期間の緩和	商店街アーケード等の道路占用期間の延長	商店街に設置している街路灯やアーケード等の道路の占用期間は道路法施行令第9条によって5年以内と定められているため、複数の商店街の取りまとめを行っている商工会議所等では、頻繁に都道府県の窓口において占用期間の更新手続を行う必要があり、大きな事務負担となっている。このため、安心・安全のために設置される商店街の街路灯やアーケ ードのように、街のインフラとして公共性の高い施設については、上下水道、ガス、電気等と同様に道路の占用期間を10 年以内に見直しされたい。	日本商工会議所	国土交通省	道路法施行令第９条第１号に掲げる水道法による水管やガス事業法によるガス管などの工作物、物件又は施設については、占用期間は１０年以内とされており、街路灯やアーケードといったその他の工作物、物件又は施設は同条第２号の規定により、占用期間は５年以内とされています。	道路法施行令第９条	対応不可	ご提案のあった街路灯やアーケードといったものと異なり、道路法施行令第9条第１号に規定されている水道法による水管、ガス事業法によるガス管などは、極めて高い公益性を有しており、これらを用いた事業について、各事業法において供給義務などが課せられています。このような事情を鑑みると、現状の占用期間に関する基準は妥当なものと考えます。 なお、許可更新の申請者の負担を軽減する観点から、道路法施行規則第４条の3第２項においては、更新申請書をより簡易な様式によることができることとしております。また、国土交通省においては、当初申請時の図面の活用などにより、更新申請時の添付書類を必要以上に要求することのないように通知しており、地方公共団体に対しても同様に取り組むよう引き続き呼びかけてまいります。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
551	令和4年2月3日	令和4年2月28日	再開発組合の総会の簡素化	市街地再開発組合における バーチャルオンリー型総会の開催に向け た規制緩和	新型コロナウイルスの感染リスク軽減・三密を避けるため、産業競争力強化法の改正によってバーチャルオンリー型株主総会の開催が可能となった。また、省令改正により事業協同組合、企業組合、商工組合、商店街振興組合等では、バーチャルオンリー型組合総会・理事 会及びハイブリッド型バーチャル組合総会・理事会を開催することが 可能となった。一方、市街地再開発組合については、バーチャルオンリー型の総会開催が不可能（都市再開発法 31 条）であり、来場者がいない状態でもリアルの会場を用意しなければならず、組合にとって大きな負担となっている。このため、市街地再開発組合においても、バーチャルオンリー型総会の開催を可能にすべきである。	日本商工会議所	国土交通省	市街地再開発組合においては、現行法上、総会を招集するにあたって、会議の日時、「場所」及び目的である事項を組合員に通知しなければならないこととしています（都市再開発法第31条第8項）。この「場所」とは、物理的に入場することができる場所と解釈しているため、「場所」を設けずに行われるバーチャルオンリー型組合総会の開催は、現行法解釈上困難としています。 一方、物理的な場所を定めた上で、インターネット等の手段を用いて総会に出席することを認めるハイブリッド型バーチャル組合総会は、現行法解釈上可能です。	都市再開発法第31条	対応不可	市街地再開発組合は、市街地再開発事業を施行することを目的とする組合であり、施行地区内の宅地の所有者又は借地権者は強制的に組合員となります。市街地再開発事業は、権利変換により地権者の財産権に大きな影響を及ぼすものであり、組合の総会では、事業計画や権利変換計画の決定・変更を行うものであることから、組合員が総会に出席し、議決権及び選挙権を行使する機会を確実に確保することが必要不可欠です。 一方、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、感染症のリスクの低減を図りつつ、組合総会の活性化・効率化・円滑化を図るためには、インターネット等の手段を用いて総会へ出席する手段を確保することは有益であると考えています。このため、ハイブリッド型バーチャル組合総会については、現行法解釈上可能である旨、国交省HPにおいて明らかにしているところです。 ■新型コロナウイルス感染拡大等を踏まえた土地区画整理事業・市街地再開発事業の手続に関するQ&A （2021.9.1） https://www.mlit.go.jp/toshi/city/sigaiti/toshi_urbanmainte_tk_000077.html バーチャルオンリー型組合総会の導入については、インターネット等の手段を用いて出席することが困難な組合員が、総会へ出席する機会並びに議決権及び選挙権を行使する機会を奪われるような事態が生じないよう、その必要性や方法等について慎重に検討する必要があると考えています。	
552	令和4年2月3日	令和4年3月25日	老朽マンション建替え決議の要件の緩和	区分所有法における老朽マンションの建替え決議の成立要件の緩和	大規模地震の発生が想定される中、耐震性等の面で問題が生じかねない老朽マンションが増加している。また、区分所有者の高齢化や空き家問題等により、老朽マンションの建替は困難となっている。 老朽マンションの建替えが進まなければ、安全・安心な居住環境が確保されないばかりか、周辺地域の防災にも影響を及ぼす。しかし、「建替え決議」の成立には、区分所有者及び議決権の各5分の4が必要であり、高いハードルになっているため、成立要件を緩和すべきである。	日本商工会議所	法務省	現行の建物の区分所有等に関する法律は、建替え決議について区分所有者及び議決権の各5分の4以上の賛成を要件としています。	建物の区分所有等に関する法律第62条第1項	検討に着手	老朽化した区分所有建物の再生の円滑化については、規制改革実施計画（令和2年7月17日閣議決定）において、「建替え決議において集会に不参加の者（意思表示をしないもの）」については、所有者不明である等、一定の要件・手続のもとで分母から除くこと、建替え決議に必要となる5分の4以上の賛成という要件の緩和…等の方策も含めて、建替え決議の在り方について、…幅広い関係者を含めた検討の場を設けた上で検討する。」とされていること等を踏まえ、法務省も参加する研究会において、論点整理に向けた検討が行われています。	◎
553	令和4年2月3日	令和5年4月14日	スーパーシティ構想実現の強力な推進	スーパーシティ構想の強力な推進及び横展開へ向けた整備指定地域外における取得データの活用	スーパーシティ構想は、AIやIoT、ロボット等の最先端技術を 活用して第4次産業革命を先行的に体現し、革新的な暮らしやすさを実現する最先端都市づくりを推進するものである。わが国において、 世界に先駆けてスーパーシティを実現し、世界にモデルを示すためにも、早急に取り組む必要がある。昨年、改正国家戦略特別区域法が施行され、今夏には地域の選定が行われる予定であったが、31件の全提案に対し再提出が求められ採択が延期となった。申請地域に対し、各提案の課題を明確化するとともに、迅速な採択を進められたい。 また、地域選定後、国及び地方公共団体は、迅速かつ柔軟に規制特例を設定し、先端的な技術をまとめて実践し、サービスへつなげられるよう、縦割りを排し強力に推進することが必要である。スーパーシティは、人の生活を主眼において、さまざまなデータを分野横断的に収集、整理し連携を進めることが重要であるが、制度としては地域を限定して指定するものとなっている。より高い精度で分析し、サービスを提供できるようにするため、対象となる人をID等で特定した上で、スーパーシティに指定された地域以外で取得されたデータも活用できるようにすべきである。具体的には、例えば健康デ ータや、購買データなどの行動データ等は、指定された地域以外のデ ータも含めて連携させることが有効な課題解決策を生み出すと考えられるため、意味のあるデータ取得が可能となる制度とされたい。 また、スーパーシティ制度によって実現された仕組みは、いち早くその取り組みを標準化し、さまざまな分野、地域に広げられるよう整備すべきである。	日本商工会議所	内閣府 個人情報保護委員会	・令和4年4月、茨城県つくば市及び大阪府大阪市をスーパーシティとして指定したところです。 ・スーパーシティにおいても、個人情報保護法令等の遵守を含め、個人情報の適切な取扱いを確保することとしており、現行の個人情報保護法令等を遵守したうえで、個々の事業に応じて、スーパーシティ区域外のデータを活用することも可能。 ・国家戦略特区基本方針に基づき、国家戦略特区における規制の特例措置は、実施状況等について適切な評価を行い、その成果を全国に広げていくこととしており、スーパーシティで実現した規制改革についても、他の地域へ展開できるよう、取り組んでいきます。	国家戦略特別区域法	現行制度下で対応可能	制度の現状欄に記載の通りです。	
554	令和4年2月3日	令和4年2月28日	建設業における技術者等の配置・専任・常勤要件の緩和	ア. 営業所専任技術者の配置要件の緩和	建設業許可を受ける建設事業者の営業所には、一定の資格または経験（監理技術者・主任技術者と同程度）を有した営業所専任技術者の常勤が義務付けられ、原則として現場配置できない。特例的には、主任技術者として営業所に近接する工事現場での兼務（非専任）が認められているが、限定的であるため、技術人材が不足する中小企業にと り大きな負担となっている。現在、コロナ禍で営業所専任技術者のテレワークが行政の裁量により認められていることに鑑みても、就労環境の実態に合わせて営業所内での常勤義務を外すなど、営業所に近接する工事現場に限らず、主任技術者として兼務も可能になるよう見直すべきである。	日本商工会議所	国土交通省	建設業許可の要件の一つとして、営業所ごとに、建設工事の施工に関する一定の資格又は経験を有する技術者で専任のものを置くことを求めています。 なお、営業所の専任技術者と主任技術者との兼務については、「営業所における専任の技術者の取扱いについて」（平成15年4月21日国総建第18号）により、一定の条件下で認めているところです。	建設業法	対応	営業所の専任技術者のテレワークについては、令和3年12月9日に「建設業許可事務ガイドライン」を改正し、営業所の専任技術者について、一定の条件下でのテレワークによる職務従事が常勤・専任の要件を欠くものではないことを明確化し、周知を行ったところです。 また、「適正な施工確保のための技術者制度検討会（第2期）」において、デジタル技術の利活用や働き方の多様化を前提とした規制の適正化・精緻化に向けて、工事現場などにおける適正な施工の確保のための技術者の配置・専任要件について、デジタル技術の利活用を柔軟に認めつつ、建設工事の規模・種別ごとの実態も踏まえ、必要な見直しを行います。	◎

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
555	令和4年2月3日	令和4年2月28日	建設業における技術者等の配置・専任・常勤要件の緩和	イ. 監理技術者の配置要件の緩和	建設業法では、発注者から直接請け負った建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額の合計が 4,000万円（建築一式工事の場合は、6,000万円）以上となる場合には、工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者として、主任技術者に代えて監理技術者を配置しなければならない。改正建設業法（2020年10月施行）によって、監理技術者は2つの現場兼務が可能となったが、それぞれの現場に「監理技術者補佐」を専任させる必要があり、監理技術者を含めて最大3名の技術者の配置が求められる。時期が重なる複数の工事を多く受注する事業者にとっては、人材の量的確保の困難さに対する改善になっていない。ICTの進歩により、現場の施工管理はリモートで可能なほど格段に向上している。常駐の場合と同程度の管理が担保できるICT導入の基準を設定し、監理技術者が兼務できる工事現場数の上限を一段と緩和すべきである。	日本商工会議所	国土交通省	発注者から直接建設工事を請け負った建設業者（建設業許可を受けた者）は、下請契約の請負代金額の合計が一定以上の場合（4,000万円以上（建築一式工事は6,000万円以上））は、工事現場における施工の技術上の管理をつかさどる者として「監理技術者」を配置しなければなりません。 また、公共性のある施設等に関する重要な建設工事で請負代金額が一定以上のもの（3,500万円以上（建築一式工事は7,000万円以上））については、監理技術者は工事現場ごとに専任の者でなければなりません。 なお、専任の監理技術者については、改正建設業法（令和元年6月成立）により、生産性向上を図るため、専任配置要件を合理化し、監理技術者補佐を工事現場毎に専任で配置した場合、監理技術者の兼務を可能（当面2現場）としたところです。	建設業法	検討に着手	「適正な施工確保のための技術者制度検討会（第2期）」において、デジタル技術の利活用や働き方の多様化を前提とした規制の適正化・精緻化に向けて、工事現場などにおける適正な施工の確保のための技術者の配置・専任要件について、デジタル技術の利活用を柔軟に認めつつ、建設工事の規模・種別ごとの実態も踏まえ、必要な見直しを行います。	◎
556	令和4年2月3日	令和4年2月28日	建設業における技術者等の配置・専任・常勤要件の緩和	ウ. 主任技術者の配置要件の緩和	建設業法では、建設業の許可を受けた事業者が建設工事を施工する場合には、元請・下請、請負金額の大小にかかわらず工事現場における工事の施工の技術上の管理をつかさどる者として、主任技術者を配置しなければならない。しかし、請負金や工事規模の大小にかかわらず、すべての工事に主任技術者を配置することが求められるため、多くの工事を抱える事業者からは、「工事に配置する主任技術者が不足して、新たな仕事を受注しづらい」との声が寄せられている。主任技術者の配置に関する一律の規制は、現場実態に合わないことから、少額・小規模な工事については、主任技術者の配置を必須としないよう緩和すべきである。	日本商工会議所	国土交通省	建設業者（建設業許可を受けた者）は、工事現場における施工の技術上の管理をつかさどる者として「主任技術者」を配置しなければなりません。 また、公共性のある施設等に関する重要な建設工事で請負代金額が一定以上のもの（3,500万円以上（建築一式工事は7,000万円以上））については、主任技術者は工事現場ごとに専任の者でなければなりません。	建設業法	検討に着手	「適正な施工確保のための技術者制度検討会（第2期）」において、デジタル技術の利活用や働き方の多様化を前提とした規制の適正化・精緻化に向けて、工事現場などにおける適正な施工の確保のための技術者の配置・専任要件について、デジタル技術の利活用を柔軟に認めつつ、建設工事の規模・種別ごとの実態も踏まえ、必要な見直しを行います。	◎
557	令和4年2月3日	令和4年2月28日	建設業における技術者等の常駐・常勤要件の緩和	エ. 経営管理業務責任者の常勤要件の緩和	建設業許可を得るにあたっては、経営業務の管理を適切に行うことを目的に、経営管理業務責任者の設置が求められる。同責任者は、建設業界において一定年数の役員経験を有するほか、原則として主たる営業所（本社、本店等）において、休日その他勤務を要しない日を除き、一定の計画のもとに毎日所定の時間中、その職務に従事しなければならない。改正建設業法（2020年10月施行）によって、同責任者の要件緩和がなされたが、依然として人材の確保は困難である。ICTは格段に向上しており、ネットワーク端末を活用することで、仮に在宅であっても営業所と同程度の執務が可能となっている。現在、コロナ禍において同責任者のテレワークが行政の裁量により認められていることに鑑みても、通勤等の過度な負担なく、多様な有資格者を配置できるよう、恒常的なテレワークも可能となるよう、営業所への常駐義務の規制を緩和すべきである。	日本商工会議所	国土交通省	建設業許可の要件の一つとして、原則として主たる営業所（本社、本店等）に、企業全体の安定的な経営の確保を担う経営業務管理責任者を常勤で置くことを求めています。	建設業法	対応	経営業務管理責任者のテレワークについては、令和3年12月9日に「建設業許可事務ガイドライン」を改正し、経営業務管理責任者について、一定の条件下でのテレワークによる職務従事が常勤・専任の要件を欠くものではないことを明確化し、周知を行ったところです。	◎
558	令和4年2月3日	令和4年2月28日	建設業の実務経験による各種資格要件・受験要件の見直し	ア. 実務経験による主任技術者の資格取得要件の緩和	建設現場の施工管理を行う主任技術者の資格を取得するには、国家資格に合格する他に実務経験による取得が可能となっている。後者は、指定学科の大学卒では3年、指定学科の高校卒では5年だが、それ以外の者は10年の実務経験が必要とされている。中小企業にとっては、卒業人数が限られている指定学科卒者の採用は難しく、他方で「指定学科以外の卒業者に求められる10 年の実務経験は長す ぎる」との声が寄せられている。このため、最長10年とされている実務経験について、年数を半分程度に短縮すべきである。	日本商工会議所	国土交通省	建設現場の主任技術者等には、建設工事を適正に実施するために必要な知識及び能力を確認するため、所定の要件が設けられています。実務経験のみにより主任技術者として配置しようとする場合は、大卒指定学科卒業者は3年、高卒指定学科卒業者は5年、その他の者は10年の実務経験年数を要します。ただし、例えば技術検定の受検により主任技術者となる場合は、指定学科以外の卒業者であっても、大卒の場合1年6ヶ月、高卒の場合4年6ヶ月、その他の者は8年など、より短い実務経験年数により主任技術者になることができます。	建設業法	検討に着手	「適正な施工確保のための技術者制度検討会（第2期）」において、建設業の技術者となるための資格取得及び受検の要件について、当該要件が技術者として建設工事を適正に実施するために必要な知識及び能力を確認するために定められていることを踏まえ、資格取得や受検の要件として実務経験年数を設けることの必要性、学歴に応じて実務経験年数に差異を設けることの合理性、指定学科の範囲の在り方に関する点検・検証を行い、その結果に基づいて必要な見直しを行います。	◎
559	令和4年2月3日	令和4年2月28日	建設業の実務経験による各種資格要件・受験要件の見直し	イ. 実務経験による監理技術者の資格取得要件の緩和（指定学科の拡大）	監理技術者の資格保有者は約68万人（2021年8月現在）で、ここ10年は横ばい状態が続いており、事業者からは「慢性的に人材が不足している」との声が寄せられている。監理技術者の資格を取得するには、実務経験3～10 年に加え、指導監督の実務経験（左記年数と重複可な2年含む）が求められる。指定学科の大学や高校等を卒業した場合は、3～5年の実務経験で資格取得が可能であり、事業者は指定学科を卒業した人材を確保したいが、人数は限られており、資格保有者の確保が困難となっている。例えば、機械器具設置工事の監理技術者の資格を取得するためには、指定学科が「建築学、機械工学、電気工学」に限られるため、資格保有者も約3万人と僅かである。このため、現在の指定学科の範囲について見直しを行い、関連する学科を新たに指定学科に含めることで、不足する監理技術者を確保できるよう要件を緩和すべきである。	日本商工会議所	国土交通省	建設現場の主任技術者等には、建設工事を適正に実施するために必要な知識及び能力を確認するため、所定の要件が設けられています。学歴ごとに必要とされる実務経験年数は異なり、当該学歴における指定学科については、建設業法施行規則第1条において、各建設業ごとの専門性に応じて定められています。	建設業法	検討に着手	「適正な施工確保のための技術者制度検討会（第2期）」において、建設業の技術者となるための資格取得及び受検の要件について、当該要件が技術者として建設工事を適正に実施するために必要な知識及び能力を確認するために定められていることを踏まえ、資格取得や受検の要件として実務経験年数を設けることの必要性、学歴に応じて実務経験年数に差異を設けることの合理性、指定学科の範囲の在り方に関する点検・検証を行い、その結果に基づいて必要な見直しを行います。	◎

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
560	令和4年2月3日	令和4年2月28日	建設業の実務経験による各種資格要件・受験要件の見直し	ウ．1級施工管理技術検定の受験に要する実務経験の短縮	施工管理技士は、工事の実施に当たり施工計画及び施工図の作成、当該工事の工程管理、品質管理等、一定水準以上の施工技術を有することを公的に認定する国家資格であり、検定の種目及び級に応じて、営業所に置かれる専任技術者、工事現場に置かれる主任技術者または監理技術者の資格を満たす者として取り扱われている。1級施工管理技士を受験するには、例えば、大学の指定学科を卒業した場合でも3年以上の実務経験、中学卒業者にいたっては15年以上もの実務経験が必要とされている。受験資格の要件としては長すぎ、早期に資格を取得したい優秀な若手技術者の進路や事業者における 人材確保の妨げとなっている。このため、受験に必要な実務経験年数の大幅な短縮により、若手の 資格取得者が一層多く社会に輩出され得るよう受験資格の要件を緩和すべきである。	日本商工会議所	国土交通省	建設現場の監理技術者等となることができる1級施工管理技士の取得においては、建設工事を適正に実施するために必要な知識及び能力を確認するため、所定の受検資格要件が設けられています。例えば、大卒指定学科卒業者は3年、高卒指定学科卒業者は10年等、最長で15年の実務経験年数が求められます。ただし一例として、2級技士を取得した者はその取得後5年（所定の実務経験年数を有する場合3年）の実務経験を積むことにより1級の受検が可能となり、2級技士を取得せずに1級を受検する場合と比較すると、1級の受検のために必要な実務経験年数を最大で4年短縮することが可能です。	建設業法	検討に着手	「適正な施工確保のための技術者制度検討会（第2期）」において、建設業の技術者となるための資格取得及び受検の要件について、当該要件が技術者として建設工事を適正に実施するために必要な知識及び能力を確認するために定められていることを踏まえ、資格取得や受検の要件として実務経験年数を設けることの必要性、学歴に応じて実務経験年数に差異を設けることの合理性、指定学科の範囲の在り方に関する点検・検証を行い、その結果に基づいて必要な見直しを行います。	◎
561	令和4年2月3日	令和4年8月19日	介護サービスにおける人員配置基準の緩和	介護サービスの人員配置基準（生活相談員、看護職員、機能訓練指導 員、ケアマネージャー等）の緩和	近年、ICT、AI等の活用、技術革新による介護サービスの質の向上、生産性向上に向けた取り組みが進展する中で、他分野に比べて遅れていた文書の簡素化・標準化等に加え、行政手続の簡素化も飛躍的に改善することが見込まれ、介護サービスの更なる充実に専念・集中できる体制が整いつつある。今後も介護が必要な高齢者の安心・安全な暮らしを社会全体で支え、サービスを維持するためには、限られた介護資源を有効的に活用することが必要となっている。このため、現場で身体介護や生活援助を行う介護士の人員は維持しつつ、専従・常勤が求められている専門職（生活相談員、看護職員、機能訓練指導員、ケアマネージャー等）について、ICTを活用することによって、リモートにおける一定のサービスの提供が可能な場合については、専従・常駐を求める人員の配置基準を緩和すべきである。	日本商工会議所	厚生労働省	○介護保険法に基づく省令において、サービスごとに設けられた提供目的に沿って、各人員配置基準を定めています。 ○一部の職種（生活相談員、看護職員、機能訓練指導員、ケアマネジャー等）については、サービス提供時に利用者の状態を確認し適切なサービスや関係者につなぐことや、緊急時の対応が求められる等の理由から、常駐・専任を求める規定が定められています。	○指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号） ○指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号） ○介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成30年厚生労働省令第5号）等	c:検討を予定	○デジタル庁に設置された「デジタル臨時行政調査会」から令和4年6月に示された、「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」に基づき、介護保険制度における常駐・専任等の規制の見直しに関する対応方針について、見直しによる影響を実証事業等により把握しながら、検討してまいります。	◎
562	令和4年2月3日	令和4年2月28日	運送業におけるIT点呼制度の要件緩和	IT点呼の対応可能な事業所の要件緩和	トラックをはじめとした貨物等の運送事業者では、自動車運送事業における安全輸送の責任者である運行管理者が、自社の運転者の体調や酒気帯びの有無、業務内容等を確認するため、対面しながら点呼（乗務前点呼、乗務後点呼等）を行っているが、安全性優良事業所（Gマーク取得事業所）の取得や、一定の要件を満たす事業所では、ITツールを導入することで離れた複数の事業所による点呼業務を可能とする「IT点呼」が認められている。IT点呼を導入することで、早朝や夜間帯に点呼を行うためだけに 運行管理者を事業所に配置する機会が減少したことによって業務改善の一助となっている。しかし、IT点呼の導入が認められているのは、運送業の営業許可を取得した事業所に限られ、営業許可を持たない場合は本社等であっても対応することができないため、一部の事業所に負担が偏るなどの問題が発生している。そのため、運送業の営業許可を取得していない本社等の事業所においても運行管理者を配置することで他の営業所との点呼業務を処理できるよう要件を緩和されたい。	日本商工会議所	国土交通省	貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の乗務を開始しようとする運転者に対し、営業所において対面により点呼を行い、酒気帯びの有無等について報告を求め、及び確認を行い、並びに事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な指示をしなくてはならないこととしています。 また、貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の乗務を終了した運転者に対し、営業所において対面により点呼を行い、当該乗務に係る運行状況等について報告を求め、及び酒気帯びの有無について確認を行わなければならないこととしています。 ただし、輸送の安全の確保に関する取組が優良であると認められる営業所においては、営業所間（同一の事業者間で双方の営業所が安全性優良事業所の認定を受けている場合に限る）、当該営業所と当該営業所の車庫間、又は当該営業所の車庫と当該営業所の他の車庫との間で、モニター等のIT機器を用いた点呼を行うことができることとしています。	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項 貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について第7条1（3）～（5）	対応不可	点呼では運転者の酒気帯びの有無や疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無等について確認する必要があるため、運行管理者が運転者の変化を見逃さないよう、当該運転者が所属する営業所において、当該営業所で選任されている運行管理者が、原則、対面で行わなくてはならないこととしているところです。 ただし、営業所ごとの行政処分歴や事故歴等を確認し、輸送の安全の確保に関する取組が優良であると認められる営業所に限っては、IT機器を用いた点呼を行うことができることとしています。 一方、事業計画上、営業所登録がなされていない本社等の場所は、運行管理者の選任を求めておりません。そのため、既存の運行管理実績がないことに加え、適切な安全管理体制も整っていないことから、ずさんな運行管理・点呼による重大な事故が引き起こされるおそれがあるため、ご提案のような規制緩和を行うことは困難です。 なお、令和4年4月より、本人確認や情報共有の確実性を担保する高度な点呼機器を使用することを条件に、優良営業所に限らず営業所間点呼を実施することを認める「遠隔点呼」が制度化されます。ご提案のような、本社等の場所から遠隔点呼を行うことについては、確実に輸送の安全性が確保されるか否かについて実証を行いつつ、実現の可否を含め今後検討を行ってまいります。	
563	令和4年2月3日	令和4年2月28日	企業による農地の直接所有の要件緩和	農業の成長産業化に向けた企業による農地の直接所有	農業従事者の高齢化が進み、担い手が減少している一方で、農業への参入を希望する企業は一定数存在するが、現在、企業による農地の 直接所有は認められていない。他者から借りた土地であれば、企業でも農業を行うことは可能であるが、この場合、将来的に当該土地を返還する必要があることから、大規模な設備投資や土地の改良に取り組むことが困難である。また、近年は、都心に住む個人が相続により地 方の農地を取得したものの、農業に従事していないという例もある。以上の背景などから、耕作放棄地が年々増加している。企業の農業参入が進めば、農業の大規模化・集約化が進み、生産性・ 収益性が高まるとともに、地域に根差した持続的営農が可能となり、地方創生にも大きく寄与する。兵庫県養父市で国家戦略特区の活用により実施されている「企業による農地取得」特例は、2023 年8月まで2年間延長された。特区での 実証実験において約15 ヘクタールの遊休農地が再生され、農業の6次産業化が促進されるなど、地域経済の活性化に貢献している。このため、上記特例については、延長期限を迎えた後に大きな課題 が無ければ、速やかに全国に展開すべきである。また、養父市における上記特例では、①農地を一旦自治体が買い入れた上で企業に売却すること、②自治体が①の農地を買い入れる場合 は議会の議決を経ること等が必要となっており、ハードルが高いことから、要件を緩和すべきである。	日本商工会議所	内閣府 農林水産省	国家戦略特区においては、農業の担い手が不足する地域において、法人の農業参入を促すことで、農業の国際競争力を強化し、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図る観点から、長期的、安定的な農業の経営環境や多様な担い手の確保を目的に、農地法の特例を設け、一定の要件の下、農地所有適格法人以外の法人の農地の所有（法人農地取得事業）が認められています。 本特例は国家戦略特区法上、農業の担い手が著しく不足し、遊休農地の著しい増加のおそれのあることが区域の要件とされており、政令で兵庫県養父市が指定されています。また、本特例は農地を養父市が原所有者から買い上げ、法人に転売することが前提とされており、法人が本特例を活用するに当たっては、農地の不適正な利用の際は養父市に所有権を移転する旨の書面を締結すること、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること等の一定の要件を満たす必要があります。 なお、本特例については、「国家戦略特別区域法の一部を改正する法律」（令和3年法律第33号）の公布、施行に伴い、本特例の期限が令和5年8月末まで延長されました。	国家戦略特区法第18条 国家戦略特区法施行令第26条	検討を予定	本特例については、昨年6月の「成長戦略フォローアップ」において、「政府として、当該事業に関する特例制度のニーズと問題点の調査を特区区域以外においても2021年度中に実施し、その結果に基づき全国への適用拡大について調整し、早期に必要な法案の提出を行う」とされています。	△

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
564	令和4年2月3日	令和4年2月28日	⑥飲食店が加工食品を製造販売する際の要件緩和の徹底	改正食品衛生法の運用の徹底	本年6月に改正食品衛生法が施行され、8月には厚生労働省「営業許可制度の見直し及び営業届出制度の創設に関するQ＆A」により、飲食店営業を取得している事業者は追加の営業許可を取得せずに、店内で提供している麺類をテイクアウト用として販売できるよう緩和されたことが周知された。しかし、一部地域の保健所では、運用を変更することなく、従来通りに麺類製造業の許可を取得することや保健所に販売の可否を確認することを求めている。地域によって対応が異なることは事業者の営業活動の妨げとなるため、厚生労働省の通知によって緩和された措置については、全国一律の運用がされるよう徹底されたい。 例：そば店が自家製麺を店頭で販売しようとした場合に、東京都A区では、追加の営業許可なく販売可能だが、長野県B市では、従来通り新たに麺類製造業の許可が必要	日本商工会議所	厚生労働省	食品衛生法（昭和22年法律第233号）において、公衆衛生に与える影響が著しい営業であって、政令で定める営業を営もうとするものは都道府県知事の許可を受けなければならないとされております。	食品衛生法第55条（営業の許可）	その他	引き続き、Q&Aの周知に努め、必要な営業規制の平準化を図ってまいります。	
565	令和4年2月3日	令和4年2月28日	公的資格の各種講習会の更なるオンライン化の加速	食品衛生責任者実務講習会のオンライン化の普及・促進 消防設備士の法定講習のオンライン化 排水設備工事責任技術者更新講習のオンライン化	コロナ禍において、各種講習会のオンライン化は進展しつつあるも、未だ十分な水準にあるとは言い難い。例えば、食品衛生責任者実務講習会については、Eラーニング方式等によるオンライン開催を実施している自治体もある一方で、従来の集合型の研修を実施している自治体が散見される。定期的に指定された日時・場所などに出向いて受講しなければならない講習会は事業者にとって負担感が大きく、また大人数で集合することによる感染リスクもあるため、動画や書面を活用して事業所などにいながら講習を受講できる方法に全面的に転換することを国として推進すべきである。	日本商工会議所	厚生労働省 総務省 国土交通省	【総務省】 消防法第17条の10において、消防設備士は、都道府県知事が行う工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習（いわゆる「消防設備士講習」という。）を受けなければならないこととされています。 消防設備士講習を対面又はオンラインのいずれで実施するか等の具体的な実施方法については、消防法令上、特段の規定はおかれておらず、消防設備士講習の実施主体である都道府県が決定することになります。 【厚生労働省】 食品衛生責任者については、食品衛生法施行規則別表第17において「都道府県知事等が行う講習会又は都道府県知事等が認める講習会を定期的に受講し、食品衛生に関する新たな知見の習得に努めること（法第54条の営業（法第68 条第3項において準用する場合を含む。）に限る。）。」とされています。 【国土交通省】 国が市町村の下水道条例の制定等に関する事務の参考として定める標準下水道条例（昭和34年11月18日付厚生省衛発第1108号・建設省計発第441号。以下「標準条例」という。）第6条の4において、排水設備の工事等を行う指定工事店は、責任技術者認定試験に合格し、排水設備工事責任技術者として登録された者を営業所ごとに専属させなければならないこととされている。また、標準条例第6条の5において、排水設備工事責任技術者の登録については、一定の有効期間を設けるとともに、当該期間満了に際し、登録の更新を受けなければならないこととされている。当該登録更新の際、自治体によっては、排水設備工事責任技術者として必要な技術力を担保する等の観点から、講習の受講を求める運用が行われているものと承知している（標準条例上、講習は明示的に位置づけられていない）。	【総務省】 消防法第17条の10 消防法施行規則第33条の17 【厚生労働省】 食品衛生法第51条（一般衛生管理の基準） 食品衛生法施行規則別表第17 【国土交通省】 標準下水道条例第6条の4、5	【総務省】 対応 【厚生労働省】 その他 【国土交通省】 検討を予定	【総務省】 消防庁から都道府県に対し、「令和3年度消防庁第1次補正予算、令和4年度消防庁予算案及び令和4年度の消防防災に関する地方財政措置の見通し等を踏まえた留意事項について」（令和4年1月24日付け事務連絡）により、「防火管理再講習及び防火・防災管理再講習については、登録講習機関においてオンライン講習が実施されており、今後、新規講習も含め更なるオンライン化が検討されているところである。都道府県知事並びに消防本部及び消防署を置く市町村の消防長におかれては、当該オンライン講習の実施状況を踏まえつつ、新規講習も含め防火管理講習等のオンライン化について積極的に検討いただきたいこと。また、都道府県知事におかれては、消防設備士講習についても同様に検討いただきたいこと。」と通知し、オンライン化の検討を促しています。 引き続き、講習のオンライン化について、都道府県に働きかけてまいります。 【厚生労働省】 食品衛生責任者の講習会については、通知（令和元年11月7日付け生食発1107第1号）において、自治体向けに従来の集合型に加えe-ラーニングその他の方法の併用が可能なことについてお知らせしているところですが、引き続き、周知を図ってまいります。 【国土交通省】 ご提案にある「排水設備工事責任技術者更新講習」については、各自治体が下水道条例の趣旨に基づき、任意で運用しているものと承知しているが、ご提案を踏まえ、今後、自治体等を対象とした会議等の場において、講習オンライン化の要望をいただいた旨、周知して参りたい。	
566	令和4年2月3日	令和4年3月25日	法人設立の際の公証人による定款認証の撤廃	法人設立の際の公証人による定款認証の撤廃	従来、法人設立に当たっては、法務局への届出の前に、公証人役場において公証人の面前での定款認証が必要となっており、創業者にとって大きな負担となっていた。現在では定款認証のオンライン申請が可能となっているが、申請を行うためには、公証人とテレビ電話による面談の実施及び5万円の手数料が必要であり、依然として創業者にとっての負担となっている。一方で、定款認証は、代理人による手続も可能であり、また、設立後の定款変更や、合同会社の原始定款については面前での認証は不要となっていることなどから、法人設立時の公証人による定款認証は形骸化しているとの指摘もある。このため、公証人による定款認証を撤廃していただきたい。	日本商工会議所	法務省	・株式会社並びに一般社団法人及び一般財団法人の設立時の定款は、公証人の認証を受けなければその効力が生じないこととされています。 ・公証人の行う定款認証の手数料は、成立後の株式会社又は特定目的会社の資本金の額が100万円未満の場合は3万円、当該額が100万円以上300万円未満の場合は4万円、それ以外は5万円とされています。	会社法第26条・第30条、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第10条・第13条、第152条・第155条、公証人手数料令第35条	対応不可	公証人による定款認証は、株式会社等の法人の組織と活動に関する根本規範である定款について、真正に作成されたものであるかどうかや、記載内容の会社法等への適合性等を審査し、後日の紛争や不正行為を防止する機能を果たしています。 このように、定款認証は、最も広く利用されている株式会社等の法人についてその設立の適正さを確保し、我が国の法人制度の信頼性向上に寄与する重要な制度であり、撤廃すべきではないと考えられます。 なお、定款認証の手数料については、令和4年1月1日より、制度の現状欄に記載のとおり改められています。	◎
567	令和4年2月3日	令和4年3月25日	企画業務型裁量労働制の対象業務の拡大	企画業務型裁量労働制の対象業務の拡大	経済・社会の構造変化や労働者の就業意識の変化、更には新型コロナウイルスの感染拡大を契機としたテレワークの普及等に伴い、同制度の対象業務が限定的で、ホワイトカラーの業務の高度化・複合化等 に対応できていない、といった課題が生じている。本年6月に公表された厚生労働省による「裁量労働制実態調査」の調査結果も踏まえた議論を行い、対象業務の拡大を早期に実現すべき である。	日本商工会議所	厚生労働省	番号208の回答をご参照ください。				

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
568	令和4年2月3日	令和4年3月25日	労働者派遣制度に係る規制の見直し	派遣労働者個人単位の派遣期間制度の見直し 離職後1年以内に元の勤務先への派遣を禁止する規制の見直し 日雇い派遣の年収要件の見直し	労働者派遣法には派遣労働者個人単位の期間制限が設けられており、同一の派遣労働者を、派遣先の事業所における同一の組織単位（課など）において受け入れることができる期間は、3年が限度となって いる。しかしながら、厚生労働省が実施した改正派遣法の施行状況調査の結果によると、派遣元、派遣労働者の双方ともに派遣期間制限の廃止・緩和のニーズは高く、期間制限によるキャリアアップ効果に関 しても、マイナスの影響が懸念されている。さらに、同一労働同一賃金の施行による均等待遇の確保、待遇改善により、自ら派遣としての働き方を希望する労働者は増加することも予想されることから、派遣労働者個人単位の派遣期間制限は緩和・撤廃すべきである。また、自らの意思で元の勤務先を離職した者や、過去に有期契約により短期就業した者についても、離職後1年以内の元勤務先への派遣が禁止されている。この規制により、当該本人の意向、離職に至った経緯などを一切考慮せずに一律的に派遣を制限することは、再就労希望者のニーズに反しており、良好な就業機会を阻害している。改正派 遣法の施行状況調査の結果を勘案しつつ、当該本人の意向、離職に至った経緯などを考慮した例外対応など、同規制は緩和・撤廃すべきで ある。日雇い派遣について、原則として禁止され、例外となる労働者の 要件の一つに、副業として従事するもので正業年収が500万円以上の者というものがある。副業・兼業は今後の働き方としても注目されてい ることから、日雇い派遣制度を利用してスポット的に副業を行うケー スが増加していくことが考えられる。500 万円以上の年収要件は高い ため、副業・兼業の阻害要因となる可能性があることから、一定且つ定期的な収入を確保できている者は年収基準を改めて検討するなど、500 万円の年収要件を引き下げられたい。	日本商工会議所	厚生労働省	【個人単位の期間制限について】 派遣元事業主は、派遣先の事業所その他派遣就業の場所における組織単位ごとの業務について、三年を超える期間継続して同一の派遣労働者に係る労働者派遣を行ってはならないとしています。 【離職した労働者についての労働者派遣の禁止について】 派遣元事業主は、派遣労働者が派遣先を離職した者であるときは、離職後1年を経過する日までの間は、当該派遣労働者に係る労働者派遣を行ってはならないとしています。 【日雇派遣について】 また、派遣元事業主は、以下の場合を除き、日雇労働者（日々又は30日以内の期間を定めて雇用する労働者）について労働者派遣を行ってはならないこととされています。 ① 専門的な知識、技術又は経験を必要とする業務のうち、日雇労働者の適正な雇用管理に支障を及ぼすおそれがないと認められる業務（日雇派遣の例外業務）について派遣する場合 ② 雇用機会の確保が特に困難な労働者等（※）を派遣する場合 （※）60歳以上の者、雇用保険の適用を受けない学生、副業として従事する者（生業収入が500万円以上の者に限る。）、主たる生計者以外の者（世帯収入が年収500万円以上の者に限る。）	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第35条の3、第35条の4、第35条の5等	対応不可	御指摘の論点についてはいずれも、労働政策審議会職業安定分科会労働力需給制度部会において御議論いただいた結果として、「労働者派遣制度に関する議論の中間整理」が取りまとめられたところであり、引き続きこれに沿って対応してまいります。	
569	令和4年2月3日	令和4年3月25日	障害者手帳の所持を要件とする各種制度の改善	障害者の法定雇用率の算定対象として精神障害について精神障害者保健福祉手帳以外を認めること 短時間労働者に関する雇用率のカウントの特例措置の維持	障害者の雇用については、近年、就労希望者の着実な増加に加え、企業における理解や取り組みが進展し、雇用者数は着実に増加しているものの、その伸び率は鈍化している。一方で、日常生活や社会生活に制約がある障害を抱えながら、さまざまな理由で障害者手帳を所持 していない者も相当数存在している。障害者雇用促進法では、雇用する障害者のうち、手帳（身体障害者 手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）の所有者を法定雇用率の算定対象としているが、身体障害者については、当分の間、都道府県知事の定める医師若しくは産業医による障害者雇用促進法別表に掲げる身体障害を有する旨の診断書・意見書によって確認を行うことが認められている。一方で、精神障害者については、保健福祉手帳の交付を受けていない者は法定雇用率の算定対象にならない。本件については、昨年から、厚生労働省の労働政策審議会障害者雇用分科会で取り上げられている。今後、精神障害についても、手帳以外の方法でも法定雇用率の算定対象とされることになるよう望む。また、身体障害者や知的障害者に比べて職場定着率が低い精神障害者について、2023年4月以降も引き続き短時間労働者に関する雇用率のカウントの特例措置を維持すべきである。	日本商工会議所	厚生労働省	障害者雇用率制度の対象障害者の範囲については、法的公平性と安定性を確保するため、対象とする障害者を明確かつ容易に判定できるよう、対象障害者の条件を、原則として障害者手帳等を所持していることとしています。 障害者雇用率の算定や障害者雇用納付金などの算定において、精神障害者である短時間労働者は実人員１人を「0.5人」と算定しているところですが、精神障害者である短時間労働者で、次の要件をいずれも満たす者については、実人員１人を「１人」と算定することとしています。 要件１ 新規雇入れから3年以内の方、又は精神障害者保健福祉手帳取得から3年以内の方 要件２ 令和5年3月31日までに、雇い入れられ、精神障害者保健福祉手帳を取得した方	障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第37条第2項、第43条第1項及び同条第3項 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和51年省令第38号）附則第6条及び第7条	検討を予定	障害者雇用率制度における手帳を所持しない者の取扱い及び短時間労働者である精神障害者に関する雇用率カウントの特例措置については、労働政策審議会障害者雇用分科会において現在議論しているところであり、当該議論を踏まえたうえで、引き続き検討してまいります。	△
570	令和4年2月3日	令和4年2月28日	年次有給休暇の取得義務の緩和	年次有給休暇の取得義務の緩和	2019年の労働基準法改正により、年次有給休暇を付与した日から1 年以内に5日間の休暇を取得させることが使用者の義務となっている（第39 条第 7 項）。傷病や産前産後、育児・介護休業中にも付与され、年度の途中に休業から復帰した労働者についても、復帰の時期に 拘わらず5日間の年休を取得させる必要がある。そのため、事業年度末に復帰した場合、実質的な労働日数に対し休暇日数の割合が過大と なり、また年次有給休暇の本来の目的であるの心身のリフレッシュとも合致しないものとなってしまう。ついては、休業から復帰する労働者については、復帰日から年度末など、勤務可能日数に応じた日数での年次有給休暇の取得で足りることとすべきである。	日本商工会議所	厚生労働省	番号210の回答をご参照ください。				
571	令和4年2月3日	令和4年3月25日	デジタル化・オンライン化の推進と利便性の向上を求める項目	マイナンバーカードの機能拡充	マイナンバーカードに新型コロナワクチンの接種予約、接種状況を確認できる機能を導入されたい。また、運転免許証等の公的身分証に加え、建設キャリアアップシステム（CCUS）で利用する「建設キ ャリアアップカード」の情報を統合し、建設技能労働者の利便性を向上されたい。	日本商工会議所	デジタル庁 厚生労働省 国土交通省	【デジタル庁】 マイナンバーカードは、対面に加えオンラインでも確実な本人確認ができる身分証であり、安全安心なデジタル社会の「パスポート」として、デジタル社会の重要なインフラのひとつです。 【厚生労働省】 新型コロナワクチンの予約方法は、自治体によって様々ですが、HPを通じた予約でもLINEを通じた予約でも、接種券番号によって対象となる個人を特定することが一般的です。 【国土交通省】 建設キャリアアップシステム（CCUS）は、ワクチン接種や運転免許証等の公的身分証と同様に、マイナンバーカードとの連携をしておりません。	【厚生労働省】 なし 【国土交通省】 なし	【厚生労働省】 対応不可 【国土交通省】 その他	【デジタル庁】 マイナンバーカードの普及においては、広く利用されるシーンの拡充を図ることが必要と考えており、各種カード等との一体化など、関係府省庁や地方自治体と連携して推進してまいります。 【厚生労働省】 新型コロナワクチンの予約に当たっては、予約を申し込む方が接種対象となるのか確認することが必要です。ご指摘のようにマイナンバーを用いて予約することを可能とするためには、予約システム、市町村の予防接種台帳、VRSがマイナンバーによって紐付いていなければなりません。このシステム改修については、膨大なコストを要することから、新型コロナワクチンについて対応することは困難です。 なお、接種事務のデジタル化については、現在、厚生労働省において、関係省庁とも連携しながら検討中です。 【国土交通省】 建設キャリアアップシステムとマイナンバーカードとの連携については、すでに政府の「デジタル社会実現に向けた重点計画」に基づき取り組んでいるところです。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
572	令和4年2月3日	令和4年3月25日	デジタル化・オンライン化の推進と利便性の向上を求める項目	警備業に関する各種申請・届出書類のデジタル化	警備業法に基づく各種申請・届出手続全般について窓口での提出を取りやめ、オンラインで提出できるようにされたい。	日本商工会議所	警察庁	警備業法（昭和47年法律第117号）に係る申請等については、都道府県公安委員会に、同法施行規則（昭和58年総理府令第1号）、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）で定める書面を提出して行うこととされています。	警備業法（昭和47年法律第107号） 警備業法施行規則（昭和58年総理府令第1号） 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号） 警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）	対応	警察庁では、令和2年12月、関係法令の改正を行い、これまで申請等に係る書類への押印等を求めていた手続について、押印等を廃止しました。 また、令和3年6月1日から、都道府県警察に対する一部の手続について、メールでの申請・届出を可能とする「警察行政手続サイト」の試行運用を開始し、警備業法においても申請等の一部が本サイトの対象手続となりました。 本サイトは当面の試行として運用しておりますが、その運用状況を踏まえ、より利便性の高いシステムの導入を検討して参ります。	
573	令和4年2月3日	令和4年2月28日	デジタル化・オンライン化の推進と利便性の向上を求める項目	巡回健診に係る手続のデジタル化	巡回健診を実施する際は、管轄の保健所に申請書類（開設許可申請、開設届、閉院届など）を提出しているが、提出方法は窓口や郵送に限られているため、オンラインで提出できるようにされたい。	日本商工会議所	厚生労働省	申請書類等の提出は各自治体において受け付けていることから、オンラインでの提出を可能とするか否かについては各自治体での判断によります。国においてオンラインでの提出に関する規制は設けておりません。		事実誤認	制度の現状欄に記載のとおりです。	
574	令和4年2月3日	令和4年2月28日	デジタル化・オンライン化の推進と利便性の向上を求める項目	「中小企業倒産防止共済（経営セーフティ共済）」「小規模企業共済」に係る手続の負担軽減・オンライン化	新規加入時、加入希望者自身が預金口座のある金融機関に赴き、事前押印を求める「金融機関口座確認印」を廃止されたい。また、規制改革実施計画（2021年6月18日）において、「短期間でオンライン利用率を大胆に引き上げる取組を着実に推進する」とされていることから、掛金月額変更申込書、掛金前納申出書など加入後手続について、オンライン化を早急に実現されたい。	日本商工会議所	経済産業省	中小企業倒産防止共済と小規模企業共済に係る手続は全て紙であり、電子申請に対応していません。 中小企業倒産防止共済及び小規模企業共済に加入を希望される方（以下「申込者」）は、委託機関（金融機関、商工団体等）からお申込みいただきます。商工団体等で受付ける場合、事前に申込者に「掛金口座振替申出書」を金融機関に提出いただき、金融機関は申込者の口座を確認して口座振替設定手続を行った後、「掛金口座振替申出書」に確認印を押印して申込者に返却、申込者から商工団体等へ提出していただくこととなっています。 また、「掛金月額変更申込書」、「掛金前納申出書」については、申込者から委託機関へ提出していただくことになっています。		対応	中小機構では、オンライン利用率引上げの基本計画（令和3年10月25日）に基づき、令和5年度中にオンラインで掛金の口座振替手続きを実現するために調達に向けた準備を進めています。オンラインで口座振替手続きを行う場合には、「金融機関口座確認印」は不要となります（法人口座を除く。）。 なお、法人口座の振替手続きについては、金融機関の対応状況を注視して参ります。 また、「掛金月額変更申込書」、「掛金前納申出書」など加入後の契約保全手続きについては、上記基本計画に基づき、令和5年度中にオンライン化を実現するために調達に向けた準備を進めています。	
575	令和4年2月3日	令和4年5月13日	省庁間、国・地方間等の情報連携を求める項目	公共入札の申請手続の簡素化	国や自治体ごとで異なる入札参加申請手続について、一括してオン ライン申請できるようにするとともに、申請時期に期限を設けず年間受付できるように改善されたい。	日本商工会議所	総務省 国土交通省	【総務省】 地方公共団体における入札・契約に関する具体の事務の実施方法については、国の法令で定められているものではなく、各地方公共団体において当該地方公共団体の実情を踏まえ、当該地方公共団体の財務規則等で定めて運用しているものです。 【国土交通省】 建設工事及び測量・建設コンサルタント等に関する競争参加資格審査の申請方法等は各発注機関ごとに定められていますが、国土交通省地方整備局等における定期受付では、他の府省等と共同でインターネット一元受付を実施しています。また、定期受付期間外においては、電子メール等にて期限を設けず随時申請を受け付けています。	【総務省】 地方公共団体の規則等 【国土交通省】 なし	【総務省】 その他 【国土交通省】 現行制度下で対応可能	【総務省】 地方公共団体における入札・契約に関する具体の事務の実施方法については、国の法令で定められているものではなく、各地方公共団体において当該地方公共団体の実情を踏まえ、当該地方公共団体の財務規則等で定めて運用されているものであることから、これを直ちに統一・システム化することは困難であり、地方公共団体の実情や意見、デジタル庁等の関係省庁の意見も伺いながら、その可否も含め、合意形成を図りつつ、慎重に検討していく必要があるものと考えています。 【国土交通省】 制度の現状欄に記載のとおりです。	
576	令和4年2月3日	令和4年2月28日	省庁間、国・地方間等の情報連携を求める項目	高圧ガス販売及び保安の実績報告提出の簡素化	LPG（液化石油ガス）の販売事業所として、高圧ガス保安法に基づき「販売及び保安の実績報告」を監督官庁（経済産業省、関東原子力保安監督部）と各都道府県へ提出しているため、同一の書類については共有されたい。	日本商工会議所	経済産業省	○液化石油ガス販売事業者及び保安機関は、事業年度終了後、その登録又は認定をした行政庁（経済産業省、産業保安監督部、都道府県）に販売事業及び保安業務の状況を報告しなければならないとされています。（液石法施行規則第132条） ○登録又は認定をした行政庁に対して報告を行うため、2以上の行政庁へ報告するものではありません。 ○一部の都道府県において、液石法施行令第13条第2項の規定に基づき、経済産業大臣の登録又は認定を受けた事業者についても、当該都道府県内に所在する事業所について報告を求めている対応が確認されました。	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第132条	検討を予定	○各都道府県に対し状況等をヒアリングし、法令の解釈・運用の統一を図ることとします。	
577	令和4年2月3日	令和4年3月25日	省庁間、国・地方間等の情報連携を求める項目	障害者雇用状況報告書の簡素化	「障害者雇用状況報告書」を、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構とハローワークに提出しているため、同一の書類については共有されたい。	日本商工会議所	厚生労働省	ハローワークへ提出する「障害者の雇用に関する状況（障害者雇用状況報告）」においては毎年6月1日現在の状況について、障害者雇用納付金制度においては当該年度における各月ごとの算定基礎日における状況について、それぞれ報告を求めています。現行制度において、両報告に同一の書類はありません。	障害者の雇用の促進等に関する法律第43条第7項、第49条、第52条、第56条 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第4条の15、第8条、第15条、第16条、第16条の2、第27条	検討を予定	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構とハローワークへ提出いただく書類については、それぞれその目的及び内容が異なっており、同一の書類ではなくそれぞれの内容を確認するために、必要な書類の提出を求めています。いずれにしても今後とも手続の簡素化に努めてまいります。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
578	令和4年2月3日	令和4年2月28日	省庁間、国・地方間等の情報連携を求める項目	指定給水装置工事事業者の申請内容の簡素化	各自治体で提出書類が異なるため、全国で基準を統一し、一括してオンライン申請できるように手続を簡素化されたい。	日本商工会議所	厚生労働省	指定給水装置工事事業者の申請については、水道法施行規則第18条第１項において様式が定められております。なお、水道事業者によっては、追加で、地域内の給水工事の安全性を担保するために資格の確認等の資料添付を自主的に規定している場合があります。	水道法 水道法施行規則	検討に着手	厚生労働省において、当該申請におけるオンライン化の検討を行っており、令和2年12月の水道法施行規則改正により、申請様式の押印が不要となりました。また、申請時に添付が必要な書類について、一定の要件のもと省略が可能となるよう、現在法令改正の作業を進めているところです。	
579	令和4年2月3日	令和4年3月25日	事務手続や書類の簡素・簡便化を求める項目	事務手続や書類の簡素・簡便化を求める項目	雇用保険の資格取得手続等で、雇用契約書の添付が義務付けられているが、電子証明による電子契約書のデータを直接添付することは認められず、一度印刷してPDFファイルにしたデータを添付する必要がある。電子契約書を直接添付して提出できるように手続を改善され たい。	日本商工会議所	デジタル庁 厚生労働省	雇用保険被保険者資格取得届等を電子申請で行う際に添付できるファイルについては、doc,jtd,xls,xlsx,pdf,jpgの形式としています。 このため、AATL方式で署名が付与された電子契約書PDFファイルは添付が可能です。 また、過去の取扱実績からみて適正な事務処理が行われているなど一定の要件を満たすものとして承認を受けた事業所は、確認書類の添付を省略することができます。	雇用保険法第7条、 雇用保険法施行規則第6条第4項、5項、6項	検討を予定（一部、現行制度下で対応可能）	御提案の「電子契約書を直接添付」がいかなる形式・方式によるものか必ずしも明らかではありませんが、電子申請の受付を行うシステム（e-Gov、マイナポータル）としては添付ファイルの形式に制限は設けられていないため、添付可能なファイル形式の拡大について、費用対効果を踏まえつつ検討してまいります。	
580	令和4年2月3日	令和4年3月25日	事務手続や書類の簡素・簡便化を求める項目	労働者災害補償保険手続の改善	労災保険給付関係請求書等ダウンロードの書式はOCR読み込みのため、PDFファイルのみが公開されている。編集可能な書式を導入して簡便化を図られたい。また、本手続は薬局・病院等を含めたオ ンライン対応が必要であり、オンライン対応が困難な薬局・病院への支援を推進されたい。	日本商工会議所	厚生労働省	・当省ホームページに掲載している労災保険給付関係請求書のOCR様式については、療養補償等給付請求書（様式第５号）、休業補償等給付請求書（様式第8号）等の利用件数の多い主な請求書等を対象として、令和2年８月から、請求人の方等がパソコン等を用いて記載欄に直接入力可能な書式としております。 ・オンライン化対応については、平成26年以降、労災レセプトオンライン請求が可能となっているところであり（義務化はしていない）、オンライン化の促進を図るため、平成28年度から、システム導入に係る説明会の開催、相談対応、さらには支援金の支給等の支援策を講ずる等の措置を講じております。	なし	対応	・労災保険給付関係請求書のOCR様式については、左記のとおり、利用件数の多い主な請求書等について、令和2年８月以降順次、直接入力可能なPDFファイルを作成し、当省ホームページへ掲載しております。 当該ホームページは、以下のURLでアクセス可能であり、請求書名の冒頭に「＜直接入力可＞」と記載された様式が直接入力に対応したものになりますので、御活用いただければと思います。 （ホームページURL） https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/rousaihoken06/03.html 引き続き、未対応の請求書等に係る直接入力化について、利用状況を踏まえ、検討してまいります。 ・オンライン化対応については、左記のとおり、平成28年度以降、労災レセプトオンライン請求に関するシステム導入に係る各種の支援等を実施しているところである。オンライン化の促進に当たっては、引き続き、これらの支援策の実施に配意しつつ、適切に対応してまいります。	△
581	令和4年2月3日	令和4年2月28日	事務手続や書類の簡素・簡便化を求める項目	産業廃棄物のマニュフェスト書式の統一化	書類作成を効率化するために、全国の書式を統一されたい（一部の自治体で独自の書式を要求される）。	日本商工会議所	環境省	番号361の回答をご参照ください。				
582	令和4年2月3日	令和4年2月28日	事務手続や書類の簡素・簡便化を求める項目	再生可能エネルギー発電事業に係る各種申請の迅速な処理	発電事業者が経済産業省へ行う50kW 以上の再生可能エネルギー発電事業にかかわる各種申請については、回答期限が明示されておらず、事業の実施上の障害となることがある。標準回答期限などを明示した上で迅速に処理されたい。また、同申請は窓口か郵送のみとなっており、オンライン対応も進められたい。	日本商工会議所	経済産業省	○　経済産業大臣の処分に係る標準処理期間については、経済産業省のHPで公表しています。 ○　申請書の作成について、オンラインでの作成が可能です。	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第9条第1項	対応	○　電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第9条第1項又は第10条第1項に基づく再生可能エネルギー発電事業計画の新規認定又は変更認定については、その標準処理期間を経済産業省のHPにおいて公表しています。具体的には、10kW未満の太陽光発電事業については2～3ヶ月、バイオマス発電事業については4ヶ月、それ以外（御指摘の「50kW以上の再生可能エネルギー発電事業」を含みます。）については3ヶ月としています。なお、上記各標準処理期間は、申請書に不備がある場合における補正期間を含みません。 そして、個々の新規認定又は変更認定の審査については、上記標準処理期間を踏まえて、適切に対応しています。 ○　また、申請の方法については、現在はシステムにより申請書の作成を行った後に郵送することとなっていますが、令和4年度中にオンラインでの申請が可能となるよう取り組んでいるところです。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
583	令和4年2月3日	令和4年3月25日	事務手続や書類の簡素・簡便化を求める項目	障害者雇用申告書の簡素化	障害者の月ごとの実労働時間を申告書に記載することをやめ、「30 時間以上」「20 時間以上 30 時間未満」のいずれの区分に該当するのかを企業が確認して記載するにとどめる等、申告書の簡素化をされたい。	日本商工会議所	厚生労働省	納付金制度においては、所定労働時間、実労働時間に応じ、短時間以外の常用雇用労働者、短時間労働者の雇用区分を設け、この雇用区分と障害の種類・程度に応じて雇用障害者の総数を算出します。 対象障害者の雇用区分の確認に当たっては、所定労働時間と実労働時間の乖離がないか確認を行い、常態的な乖離がある場合（対象期間において半分以上の月で雇用区分が異なる場合）は、実労働時間により雇用区分を判断し、常態的な乖離がない場合は所定労働時間で雇用区分を判断しています。	なし	検討を予定	納付金制度においては、対象障害者の雇用区分の判断に当たっては、所定労働時間と実労働時間の乖離がないか確認を行う必要があることから、実労働時間の記載を求めています。いずれにしても今後とも手続の簡素化に努めてまいります。	
584	令和4年2月3日	令和4年8月19日	事務手続や書類の簡素・簡便化を求める項目	介護及び障害福祉サービス事業者の新規指定申請の簡便化	厚生労働省が昨年3月に介護分野の文書に係る負担軽減について周知したが、一部の自治体では、事前説明や面談など一度対面での打合せを経た後も、申請書類の不備等の提出について郵送・電子メールを認めず窓口への持参を求めている。事業者の負担軽減のために、早急に郵送・電子メールによる書類確認・申請を認め、複数回の持参の手間が発生しないよう徹底されたい。また、自治体に提出する指定申請書の審査は、数ヵ月の期間を要する場合もあるため、審査期間の短縮に向けた改善を図られたい。	日本商工会議所	厚生労働省	○介護サービス事業者は、サービス種類ごとに定められた指定基準を満たすものとして、申請により事業所ごとに指定権者（例：居宅サービス事業者の場合は、都道府県知事または指定都市・中核市の市長）の指定を受けることが必要です。 ○指定権者は申請に関する標準処理期間（申請を受理してから概ね1～2か月程度）を定め、審査を行っています。（自治事務）	介護保険法第70条、介護保険法施行規則第114条　他	a：対応	○厚生労働省では、都道府県・市区町村の担当者及び介護事業関係者が協働で文書に係る負担軽減の方策を検討する「介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会」を設置し、同専門委員会の令和元年12月の中間とりまとめを踏まえ、以下の事項について令和2年3月6日に自治体に通知（技術的助言）しました。 「2. 提出方法（持参・郵送等）の見直しによる簡素化 （1）新規指定申請については、事前説明や面談の機会等を含めて一度は対面の機会を設けることを基本としつつ、すでに複数事業所を運営している事業者の場合については更なる対面を必須としない等、場合分けを行った上で対応する。 ※事前説明や面談を経ているにも関わらず再度持参を求めたり、誤記や添付漏れ等の提出後の補正による再提出にも持参を求めたりといった複数回の持参の手間が発生しないよう留意。」 ○また、当該取組を徹底するための方策として、保険者機能強化推進交付金の評価指標へ追加するなどの対応を行っています。（令和2年度、令和3年度、令和4年度） ○当該事項については令和3年度末時点で、全国の都道府県・市町村のうち、約68%が対応済みまたは対応予定となっており、対応自治体は増加してきているところです。 ○また、郵送、電子メールによる提出にとどまらず、オンラインによる申請・届出を可能とすべく、介護事業所の指定申請等に関する電子申請・届出システムの構築を進めております。引き続き介護事業者の事務負担軽減について努めて参ります。	◎
585	令和4年2月3日	令和4年2月28日	給与デジタルマネー払いの実現	本制度改革は2020年度に閣議決定され、同年度中の制度化を目指すとされていたが、未だ実現していない。労働政策審議会労働条件分科会にて早期に政労使合意がなされ、実現するよう求めたい。	給与デジタルマネー払いにより、現在は給与が振り込まれた銀行口座などからアプリに入金している手間が省け、労働者の利便性向上につながり、キャッシュレス化が大きく前進する。また、キャッシュレス決済への対応が遅れている行政手続、税金、医療費等の支払いのキャッシュレス決済導入の後押しにもなると考えられる。給与デジタルマネーの制度化は、2020年7月に閣議決定され、厚生労働省も令和3年度の規制改革推進に関する答申において、「令和3年度できる限り早期の制度化を目指す」という方針を記載している。しかし、労働条件分科会では、不正引出しに際しての補償レベル、資金移動事業者が破綻した際の資金由来分の保証、資金決済法上の滞留規制対応等への懸念等が取り上げられ、未だ合意には至っていない。だが、以下の理由から、上記の懸念等は十分に解消されている。 ・資金決済法等の関係法令等により、履行保証金の供託、システムリスク管理、その他利用者保護等に関する措置はすでになされていること。 ・厚労省はすでに、労働基準法施行規則等において、民間保険等による保証や適時の換金、不正引出しの対策・補償等を要件化し、資金移動業者からの申請に基づき、要件を満たす業者のみを厚生労働大臣が指定するという二階建ての規制にて監督指導する体制となることを示していること。 ・企業による本制度の導入は義務ではなく、選択制であること。労働者側も同様に、制度を利用するか否かを選択することができること。	（一社）日本IT団体連盟	厚生労働省 金融庁	賃金の支払については、労働基準法第24条において通貨払の原則が定められています。 なお、労働基準法施行規則第7条の2において、通貨払原則の例外として、銀行口座と証券総合口座への振込が認められています。	労働基準法第24条 労働基準法施行規則第7条の2	検討に着手	「資金移動業者の口座への賃金支払」については、労働政策審議会において議論しており、令和3年4月19日の労働条件分科会において示した制度の骨子案を踏まえ、引き続き検討しているところです。賃金の確実な支払等の労働者保護が図られるよう留意しつつ、制度化について、労使団体と議論してまいります。	◎
586	令和4年2月3日	令和4年3月25日	内容証明・配達証明郵便を物理的な配達なく受取人が受領できる制度及びこれらに代わるオンライン制度の創設	1　既存の内容証明・配達証明郵便として発送された信書を、受信者への直接・物理的な配達を行うことなく受領できる制度の構築 (1)信書を、宛先以外の、名宛人が予め届け出た第三者に転送できる仕組みを整えた上で、第三者が名宛人に信書の内容を伝達する方法 (2)日本郵便において郵便を電子化し、郵便の名宛人が予め日本郵便に対して電子送達先として届出た宛先に送付する方法 2既存の内容証明・配達証明郵便に代わり、オンラインで発信者・発信情報・送受信日時を公的に証明できる新たなオンライン制度の構築	テレワークの推進の過程で物理的な出社を強いる様々な障壁が撤廃される中、内容証明・配達証明郵便については、送信におけるオンライン化は達成されているものの、受取においては物理的な受領が必須となっており、未だにテレワーク実現の障壁として残存しており、この点の改革がなされない限り完全なテレワーク化は達成されない。そこで、1郵便として送信されたものを名宛人本人の物理的受領なしで受け取りを達成すること、2送信から受信までをオンラインで完結させかつ現行の内容証明郵便等と同等のトラストを維持した制度を新設することを検討すべきである。 1については(1)第三者受領は郵便の転送が郵便法35条、内国郵便約款86条によって住所・居所変更時のみ可能と定められており、制度の改正なくして実現は困難と考えられる（この点、昨年度の当連盟による ホットライン提案への回答に「現行の内国郵便約款に規定されている」との回答があったが、同条に規定する場合以外で名宛人住所以外への転送は認められていないのではないか）。(2)については郵便法上日本郵便に内容の電子的複製を行う権限は与えられていない。2については包括的データ戦略の枠組みにおいて新たなトラストサービスの確立について検討されているところであるが、取組の更なる加速が必要である。 提案内容のいずれも、郵便受領のための出社という煩を除くための施策として有用であり、コロナ下におけるテレワークの推進、アフターコロナ時代における新しい働き方の実現のために必要不可欠な施策であると考える。	（一社）日本IT団体連盟	デジタル庁 総務省	郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）第35条は、「郵便物（郵便約款の定めるものを除く）は、その受取人がその住所又は居所を変更した場合においてその受取人から郵便約款の定めるところによりその後の住所又は居所を届け出ているときは、その届出の日から一年以内に限り、これをその届出に係る住所又は居所に転送する。」と規定しています。 また、同第47条は、「配達証明の取扱いにおいては、会社において、当該郵便物を配達し、又は交付した事実を証明する。」と規定し、同法第48条は、「内容証明の取扱いにおいては、会社において、当該郵便物の内容である文書の内容を証明する。」と規定しています。	郵便法35条・47条・48条	現行制度下で対応可能	1について （1）　郵便法第35条は、「郵便物（郵便約款の定めるものを除く）は、その受取人がその住所又は居所を変更した場合においてその受取人から郵便約款の定めるところによりその後の住所又は居所を届け出ているときは、その届出の日から一年以内に限り、これをその届出に係る住所又は居所に転送する。」と規定していますが、同条は、同条に基づく転送以外の方法による郵便物の転送を禁ずるものではありません。 （2）　郵便法第47条は、「配達証明の取扱いにおいては、会社において、当該郵便物を配達し、又は交付した事実を証明する。」と規定し、同法第48条は、「内容証明の取扱いにおいては、会社において、当該郵便物の内容である文書の内容を証明する。」と規定していますが、同条は、デジタル庁において検討中のトラストを確保する枠組みに参画することを禁ずるものではありません。 2について 包括的データ戦略に基づいてトラスト基盤の整備を進めることとしており、2020年代早期の実装に向けて引き続き検討を進めてまいります。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
587	令和4年2月3日	令和4年2月28日	オンライン診療/服薬指導の普及促進に係る規制の見直しおよび調剤委託の実現	1. オンライン診療/服薬指導のコロナ特例の恒久化:初診/初回からの服薬指導を可能とし、対面同様、オンラインについても同一薬剤師による指導要件や服薬指導計画策定を廃するべきである。また、電子処方箋の普及推進策を積極的に講じつつ、電子処方箋が十分に普及するまでは、FAX等での送付も可能としていただきたい。対面とオンライン間で調剤報酬のイコールフッティングを確保するとともに、一定期間内に対面指導を行う要件や、オンラインを全体の1割以下とする要件は撤廃すべきである。 2. 調剤委託の実現:薬剤調剤業務の外部委託を可能にするとともに、処方箋40枚当たり薬剤師1人を配置する規制を緩和すべきである。	オンライン診療・服薬指導は厳しい要件の下で可能とされていたが、コロナ禍で時限的に大幅に緩和されている。これを恒久的な制度にすることで、住む場所や有事に関わらず、高齢者、障がい者、介護や子育て中の個人等、多様な人々の状況やライフスタイルに合わせ、医療へのアクセスが可能となる。 また、厚生労働省による「患者のための薬局ビジョン」にも示されている通り、薬剤師の役割は対物から対人業務へシフトすることが望ましい。薬剤師は、その専門性を活かし、患者への服薬指導とその後のフォローアップに集中することが求められており、これが患者の健康増進及び利便性向上に資することとなる。調剤業務を外部委託可能とすることや処方箋40枚あたり1人必置規制の撤廃は、調剤・梱包・配達等の対物業務を集約化させることを可能とし、経営の効率化・合理化にも役立つこととなる。	(一社)日本IT団体連盟	厚生労働省	【1. オンライン診療/服薬指導のコロナ特例の恒久化】 オンライン服薬指導については、令和4年3月31日に薬機法施行規則を一部改正するとともに関係通知の改正も行い、 ・初回でも、薬剤師の判断と責任に基づき、実施を可能とすること ・オンライン診療又は訪問診療を行った際に交付した処方箋に限らず、どの診療の処方箋でも取り扱えること ・服薬指導計画と題する書面の作成は求めないこと といった内容の変更を行っています。 加えて、「オンライン服薬指導における処方箋の取扱いについて(令和4年3月31日付け事務連絡)」において、患者がオンライン服薬指導を希望する場合に、医療機関から処方箋原本を入手するまでの間は、医療機関からファクシミリ等により送付された処方箋を処方箋原本とみなして調剤等を行うことができることとしています。 また、オンライン服薬指導に係る調剤報酬については、令和4年度診療報酬改定において、対面による服薬指導と同じ点数にする等の見直しを実施するとともに、オンライン服薬指導の割合に関する要件を撤廃しました。 【2. 調剤委託の実現】 薬機法施行規則において、薬局開設者は、調剤の求めがあった場合は、「その薬局で調剤に従事する薬剤師」に「その薬局」で調剤させなければならないとされており、調剤業務の外部委託については、認められておりません。 薬剤師の配置基準である、いわゆる処方箋の40枚規制は、調剤の質を確保する観点から、薬局における薬剤師業務の実態を踏まえ、平成5年に規定されております(それまでの配置基準は、月平均の調剤数及び販売金額に応じたもの。)。	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第15条の13第2項 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第11条の8、第11条の11、薬局並びに店舗販売業および配置販売業の業務を行う体制を定める省令第1条	1. 対応 2. 検討を予定	【1. オンライン診療/服薬指導のコロナ特例の恒久化】 制度の現状欄に記載のとおりです。 【2. 調剤委託の実現】 調剤業務の外部委託については、「薬局薬剤師の業務及び薬局の機能に関するワーキンググループ」で議論され、とりまとめられた「薬局薬剤師の業務及び薬局の機能に関するワーキンググループとりまとめ～薬剤師が地域で活躍するためのアクションプラン～」(令和4年7月11日)において、調剤業務の一部外部委託の考え方及び対応方針が示されており、これを踏まえ、具体的な内容について引き続き検討を進めることとしております。 また、いわゆる40枚規制の見直しについては、上記アクションプランにおいて、単純に40枚規制を撤廃又は緩和すると対人業務が軽視される危険性があるため、診療報酬における評価等も含めて、対人業務の充実の方向性に逆行しないように慎重に検討を行うべきであるとされており、また、調剤業務の一部外部委託の検討においても、処方箋の40枚規制が外部委託の支障とならないよう関係性を整理し措置を講じるべきとされております。これらの指摘を踏まえ、引き続き検討を進めることとしております。	
588	令和4年2月3日	令和4年3月25日	資金移動業アカウントによる給付金受取りの実現	「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律」が本年5月12日に成立した。これにより、マイナポータルに任意に預貯金口座情報を登録することで、公的給付を迅速かつ確実に受け取ることができるようになる。それ自体は望ましいことであるが、公的給付をより有意義なものとしました国民の選択肢を広げるため、資金移動業者のアカウントも、マイナポータルへの登録を可能とし、公的給付の受取り先にできるようにするべきである。	2020年に政府が新型コロナ対策として銀行口座への振込で支給した特別定額給付金10万円のうち、利用されたのは6%～27%だった(株式会社マネーフォワード発表)。資金移動業アカウントは、支払いや送金といった為替取引のために使われるものであり、決済スピードが速く接触を避けられるといった理由から、利用率が伸びている(ニッセイ基礎研究所レポート)。公的給付の資金移動アカウントでの受取は、消費を促し、経済対策をより効果的に実現することができる。多くの地方公共団体では、資金移動業者と提携した地域振興策(たとえば買物額の20%還元等)を実施しているところ、地域振興策へのアクセスが一層簡単になる。預貯金口座からのチャージ不要で資金移動業アカウントを利用できることは利用者利便に資する。また、政府が目指すキャッシュレス化推進を後押しすることにもつながる。地方公共団体から住民の資金移動業アカウントへの振込は、給与デジタルマネー払い実現に向けて資金移動業者が準備するシステムの利用や、22年にも実現予定の全銀システム開放により、対処可能。	(一社)日本IT団体連盟	デジタル庁 金融庁	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第3条において、「預貯金者は、公的給付の支給等に係る金銭の授受に利用することができる一の預貯金口座について、登録を受けることができる」としています。 また、同法第2条において、「預貯金者」は「預金保険法第二条第三項に規定する預貯金者等である個人及び農水産業協同組合貯金保険法第二条第三項に規定する貯金者等である個人」と、「預貯金口座」は「金融機関の営業所又は事務所(国内にあるものに限る。)に預貯金者の名義で開設され、又は設定されている預貯金の口座又は勘定をいう」と、「金融機関」は預金保険法(略)第二条第一項各号に掲げる者及び農水産業協同組合貯金保険法(略)第二条第一項に規定する農水産業協同組合をいう」としています。	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第2条、第3条	検討を予定	制度の現状に記載のとおり、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律においては、金融機関の預貯金口座のみ登録が可能です。 同法に基づく制度における「資金移動業者のアカウント」の登録については、各公的給付の支給等において、資金移動業アカウントへの振込を予定しているか等を踏まえ、検討を行う必要があります。	
589	令和4年2月3日	令和4年8月19日	在宅勤務者の保育所利用の適正な推進及び第2子保育体時の第1子保育所利用継続の適正な推進に関する提案	1)保護者が在宅勤務をしていることを理由に保育所利用にあたって不利に取り扱われないよう、国が実態調査を行ったうえ、自治体に対し国の通知の趣旨徹底を求めるべきである。 2)国は「育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること」も「保育の必要性」の判断要件に含めているが、国が実態調査を行ったうえ、自治体に対し国の通知の趣旨徹底を求めるべきである。	1)コロナ禍をきっかけに在宅勤務が普及したが、在宅勤務者は「保育の必要性」が少ないとして、保育所入所の際に通勤勤務者に比して不利に取り扱われたり、保育時間の短縮を求められるケースも存在する。国は、平成29年12月28日の事務連絡「多様な働き方に応じた保育所等の利用調整等に係る取扱いについて」において、居宅内での労働か、居宅外での労働かという点のみをもって一律に点数に差異を設けることは望ましくないとしている。そこで、同事務連絡(1)～(5)の記載事項に係る運用実態を調査した上、改めて自治体に対し上記事務連絡及び平成26年9月10日通知「子ども・子育て支援法に基づく支給認定等並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認に係る留意事項等について」の趣旨徹底を求めるべきである。 2)第2子のため保護者が育休を取ると、第1子が「保育の必要性」という保育所利用のための要件を満たさないと判断され、保育所の退園を余儀なくされる自治体が存在する。2016年度の男性の育児休業取得率は3.16%(女性は81.8%)と低い。一方で、内閣府が2015年度に行った「平成27年度調査　少子化社会に関する国際意識調査報告書」によれば、子供のいる男性の3割が「直近の配偶者・パートナーの出産時に1ヶ月以上の育児休業を取りたかった」と回答。取得の意向と実態の間に乖離がある。国は、上記平成26年9月10日通知において「育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること」も「保育の必要性」の判断要件に含めているが、運用実態の調査を行ったうえ、自治体に通知の趣旨徹底を求めるべきである。	(一社)日本IT団体連盟	厚生労働省 内閣府	(1)について 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条第3項及び附則第73条第1項に規定する利用調整を行うに当たっては、「子ども・子育て支援法に基づく支給認定等並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認に係る留意事項等について」(平成26年9月10日付け府政共生第859号・26文科初第651号・雇児発0910第2号内閣府・文部科学省・厚生労働省通知)第2の1の(2)のアの(イ)において、「就労の形態については、居宅外での労働のほか、居宅内で当該児童と離れて日常の家事以外の労働をすることを常態としていること(自営業、在宅勤務等)も対象とする」と示しており、「多様な働き方に応じた保育所等の利用調整等に係る取扱いについて」(平成29年12月28日付け事務連絡)において、多様な働き方が広がっていることに鑑み、それぞれの保護者の就労状況をきめ細かく把握し、実態に応じた取扱いが可能となるような点数付けが望ましいことから、利用調整等に係る取扱いの留意点について整理しているところです。 (2)について 就労等の事由により保育所等の利用を希望する場合、保護者は保育の必要性認定を居住する市町村に申請し、その認定を受ける必要があります(子ども・子育て支援法第20条)。 育児休業を取得することになった場合、休業開始前に既に保育所等を利用していた子どもについては、保護者の希望や地域における保育の実情を踏まえた上で、①次年度に小学校入学を控えるなど、子どもの発達上環境の変化に留意する必要がある場合、②保護者の健康状態やその子どもの発達上環境の変化が好ましくないと考えられる場合など、市町村が児童福祉の観点から必要と認めるときは、保育の必要性に係る事由に該当するものとして、継続して利用することが可能です(同法施行規則第1条の5第9号)。 また、育児休業取得前に保育所等を利用している場合で、上記に該当しないため、一旦保育所等を退所した場合は、育児休業からの復帰に伴い、再度保育所等を利用することを希望する場合は、優先利用の枠組みの中で対応するよう、通知及び自治体向けFAQにて周知しています。	(1)児童福祉法 (昭和22年法律第164号) (2)子ども・子育て支援法第20条、同法施行規則第1条の5第9号	(1)現行制度下で対応可能 (2)対応	(1)について 制度の現状欄に記載のある通知の趣旨等について、引き続き必要な周知に努めてまいります。 (2)について 制度の概要のとおり、育児休業を取得した場合の保育の必要性認定の取扱いについては、国が基本的な考え方を示し、各市町村において家庭状況や地域の実情に応じて、判断していただいているところです。	△

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
590	令和4年2月3日	令和4年3月25日	電気通信回線による登記情報の提供に関する法律における指定法人に株式会社を認めること	電気通信回線による登記情報の提供に関する法律3条1項2号は、指定法人の要件を一般社団法人又は一般財団法人に限定する。この理由について法務省は「登記情報提供業務の実施は，国に代わって行うものであり，当該業務は，営利を目的として行われることがあってはならない」と説明する。しかし、 1.窓口での証明書発行業務は株式会社が受託しており、整合性がない 2.指定法人が受け取る手数料は「登記情報提供業務を実施するための実費相当額」としているが、窓口での証明書発行業務が公益法人から営利法人へ変更された後、登記手数料が40%低下したことを考えれば、営利法人のほうが手数料を安く設定できるはずである (続く)	(承前) 3.上記法律制定時の国会答弁では「法務省の所管の公益法人でなければならない」としているのに、要件が公益法人ではなく一般法人になっている 4.公益法人の法人登記については課税されないが、一般法人は営利法人と同様に課税されている 5.公益性・営利性の有無にかかわらず、役員報酬、従業員給与、取引先への支払い等により関係者の利益追求が可能である 等の点で不当である。制定時の答弁では、このように要件を限定したため、「そういたしますと候補はおのずから絞られてくる」としている。同項1号では「適確かつ円滑に行うのに必要な経理的基礎及び技術的能力を有する者であること」とあり、指定法人は登記情報提供を行うだけの技術的能力が必要としている。しかし、「候補はおのずから絞られてくる」ため、一部の登記情報については、「技術的」制約により登記情報提供サービスで提供されないことになっている。同法施行規則1条1項は、不動産については1MB(1号)、商業については3MB(2号)を超えるデータが対象外とする。その理由は「サービスの円滑な運営を阻害するおそれがあるため」である。登記記録がギガバイトになることは考えにくく、また現在のダウンロードサービスではギガバイトのファイルであっても支障をきたすことはない。なぜこの程度で運営を阻害するのに、技術的能力を有するといえるのか。候補を絞るために要件を限定しすぎているからではないのか。インターネット事業者を候補に加えれば、こうした要件を撤廃し、登記情報提供サービスを向上させることができるはずである。	商業登記ゲンロン	法務省	電気通信回線による登記情報の提供に関する法律（平成11年法律第226号）第３条第１項第２号において、法務大臣が指定する指定法人の要件として、一般社団法人又は一般財団法人であることを求めているため、一般社団法人又は一般財団法人ではない株式会社を指定法人とすることはできません。	電気通信回線による登記情報の提供に関する法律第３条第１項第２号	対応不可	登記情報提供業務は、利用者に登記情報を提供する際に登記情報のシステムに接続する必要があるため、一定以上のセキュリティの確保が求められるほか、利用料金の支払いの利便性確保のためにクレジットカード払い等を可能とするため、指定法人が利用者に代わって国の手数料を一時的に支払う必要があり、これらは登記事項証明書の交付事務とは大きく異なります。 また、登記情報提供業務は、指定法人がいわば国に代わって行う業務であるとともに、上記の点も含めて業務を遂行する必要があるため、その業務の遂行には登記事項証明書の交付事務以上の公正性かつ安定性が求められるところ、仮に、株式会社を指定法人とした場合には、登記情報提供業務が営利目的（特定の者（すなわち株主）の財産的利益を増進させる目的）のために行われ、業務遂行の公正性にそぐわず、さらに、株式会社では、利潤追求に当たってその保有する財産をリスクある運用に供することも想定されるため、業務遂行の安定性にもそぐわないこととなります。 したがって、制度趣旨として、登記情報提供制度の指定法人の要件において株式会社を指定法人とすることは想定されていません。	
591	令和4年2月3日	令和4年3月25日	弁済及び解除を原因とする抵当権抹消登記を抵当権者が単独で申請できるようにすること	抵当権は、被担保債権が弁済されれば付従性により消滅する。抵当権抹消登記においては、抵当権者が弁済の事実があったことを証明する情報を提供することによって登記原因の事実を確認している。すなわち、債務者や設定者の意思にかかわらず、抵当権者が弁済の事実を証明するのみで抵当権抹消の登記がされる仕組みになっている。そして、弁済により被担保債権が消滅したたる、抵当権も理論上は消滅する。すなわち、実体を伴わない残存した登記である。買戻権抹消については期間経過後に権利者が単独申請できる改正が行われた。抵当権についても同様の改正が行われたが、そこまで複雑化する前に簡素な抹消手続を創設すべきである。	縦割り110番受付番号020507001に対する回答において、法務省は「登記権利者と登記義務者とが共同で申請するとの仕組みを採用することによって，登記の真正を確保し，虚偽の登記の防止を図る」と説明し、抵当権者による単独申請を「対応不可」としている。しかし、上述のように、弁済があった場合は抵当権が抹消されないことのほうが「登記の真正」に反している。改正70条の2において抵当権の単独抹消規定が創設されたが、弁済から30年かつ法人解散から30年を経過しなければ「登記の真正を確保」しない規定になっている。なぜ問題を放置するのか。法務省は、相続登記においても、対応が遅れたことで問題を悪化させてきた。昭和52年の段階で「相続登記を誘導してでも早くやった方がいいんじゃないか」という議員質問に対して、民事局長は「何か必要があるときだけにしかされないというふうな実態でありましても、不動産取引上さほど不便を与えていないというふうに私は思っておる」と答弁していた。この段階で法務省が積極的に対応していれば、ここまで問題が大きくなり、コストが増加することもなかったはずである。抵当権者が弁済の事実を証明するのであれば、抵当権者の単独申請によって抵当権を抹消しても、理論的には「登記の真正」に合致するものであるし、設定者は一方的に利益を受けるだけである。また、登録免許税についても、同回答で説明するように「私的自治」の問題であるから、当事者間で合意した後に抵当権者が単独申請すればよい。この提案は抵当権者に義務を課すものではなく、登記未了問題を悪化させないための一つのオプションである。	商業登記ゲンロン	法務省	不動産の抵当権の抹消の登記は、権利に関する登記の申請であるところ、権利に関する登記の申請は、登記権利者及び登記義務者が共同してしなければならないこととされています。	不動産登記法第６０条	対応不可	現行の不動産登記制度では、登記官は、申請内容について、申請情報とその添付情報に基づいて判断しなければならない（形式的審査権）ことから、登記の真正を確保し、虚偽の登記の防止を図るために、当事者である登記権利者（登記をすることにより、登記上、直接に利益を受ける者）と登記義務者（登記をすることにより、登記上、直接に不利益を受ける者）とが共同で申請する仕組み（共同申請の原則）を採用しています。 ここでいう登記の真正の確保とは、実体法上の権利変動があるとして登記申請された内容が真実であるということを担保するという意味であり、権利に関する登記において、登記官は形式的審査権しか有しないため、共同申請の原則は登記の真正の確保のために重要な登記手続上の制度となっています。 したがって、弁済及び解除を原因とする抵当権抹消登記を抵当権者が単独で申請できるようにすることは困難です。	
592	令和4年3月4日	令和4年3月25日	法人番号公表サイトで特定日付における特定商号の履歴を検索できるようにする	抵当権抹消登記の前提として、抹消原因以前に抵当権者が吸収合併されていた場合は抵当権の移転登記申請が必要である（令和2年度回答1298参照）。しかし、現在の登記制度ではその事実の確認が困難である。或る会社は吸収合併により消滅したが、その会社を吸収した会社が消滅会社の本店商号に変更した場合、存続会社の現在の登記記録を見ても合併の事実は分からない。コンピュータ化以前の合併であればなおさらである。つまり、移転登記が自己申告になっている。そこで、法人番号公表サイトで特定日付の商号を検索すれば、その会社の現在までの経緯が表示される仕組みを作るべきである。	会社の登記事項証明書には現在事項・履歴事項・閉鎖事項とあり、登録時期によりデータの厚みが異なる。これは紙の登記簿の時代からコンピュータに移行した当時に設定した仕様であると思われる。当該会社についての記録をすべて表示する場合、証明書の印刷枚数が膨大なり、情報の確認が困難になることから、このような分類ができたのではないか。確かに証明書として出力することを前提とすれば、このように種類を分けることにも意味があるだろう。しかし、合併による権利承継について調査するような場合には、登記データの大半を占める役員変更や新株予約権の履歴は不要である反面、商号本店や合併分割などの情報を時系列に表示されていることが必要になる。こうした加工された登記記録を法務省が発行する証明書で実現することは困難であるから、その機能を一部についてすでに実現している法人番号公表サイトでコンピュータ化されている登記記録の全履歴を取り込み、なおかつ簿冊データをテキスト化して情報を一元化すべきである。登記簿のテキストにはコストがかかるであろうが、金融機関等合併履歴の証明を簡素化したい会社が登記簿謄本を添えてテキストデータを提出することによって行政側の費用を抑えることができる。この方法は、法定相続情報証明制度の応用である。すなわち、現在の戸籍制度では相続の事実を証明しようとすれば必然的に膨大な戸籍謄本が必要となるが、戸籍制度をまねた会社登記制度によって証明する、会社の合併についても同様である。そのため、合併の経緯を簡略した形で表示することが必要であり、それを法人番号公表サイトで実現すべきである。	商業登記ゲンロン	財務省	国税庁法人番号公表サイト（以下「公表サイト」といいます。）では、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づき、法人に対して法人番号を指定後速やかに、商号又は名称（以下「名称」といいます。）、本店又は主たる事務所の所在地（以下「所在地」といいます。）及び法人番号を公表しています。また、法人番号指定後の名称及び所在地の変更履歴を公表しています。 公表サイトにおいては、検索条件の設定で、法人番号指定以後の変更履歴を検索対象に含めて、検索することができます。同条件を設定いただくことで、旧名称でも検索することは可能です。また、法人番号指定年月日又は変更年月日を検索条件に設定することもできます。 なお法人番号指定以前の情報は公表していません。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令 法人番号の指定等に関する省令	その他	ご提案については既に対応していると思慮しますが、公表サイトの機能改善につきましては、政府の方針、利用者のニーズ、予算の執行状況を踏まえ、関係省庁と協議しながら、引き続き、検討してまいります。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
593	令和4年3月4日	令和4年6月27日	7. 行政による法人の実質的支配者情報の把握	行政が法人の実質的支配者情報を把握するとともに、経済制裁対象者に該当しないことの確認を行い、その結果に銀行がアクセスすることを可能とする。	○法人の実質的支配者情報を把握することは、国際的・国内的にも重要な課題である。 ○銀行は、「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」等に基づき、継続的顧客管理の一環として、実質的支配者情報の把握に努めている。また、2022年1月より、株式会社の申出により、商業登記所が実質的支配者情報を保管し、その旨を証明する「実質的支配者リスト制度」が開始される。 ○同制度については、制度の利用が法人の義務ではなく任意であること、対象となる実質的支配者の類型が当該法人の議決権の25%超を保有するもの（犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第11条第2項第1号）に限定されていること等の課題がある。本制度の拡充等により、行政が全法人の実質的支配者情報（出資、融資、取引等を通じて支配的な影響力を有するもの等（同施行規則第2～4号に規定する類型）を含む）を把握するとともに、経済制裁対象者に該当しないことの確認を行い、その結果に銀行がアクセスすることが可能となれば、実質的支配者情報の把握の強化および効率化につながる。	（一社）全国地方銀行協会	法務省 財務省 警察庁 金融庁	マネー・ローンダリング防止等の観点から、法人の実質的支配者を把握し、その透明性を高めることについては、FATFによる勧告がなされるなど、国内外からの要請が強まっているところです。 この要請を受け、外部有識者による議論の結果を踏まえ、「実質的支配者リスト制度」を創設し、令和4年1月からその運用を開始しています。 この制度は、FATFの第4次対日相互審査報告書の公表を契機として、政府において策定・公表した今後3年間の行動計画（「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に関する行動計画」）にも盛り込んだものであり、我が国の法人の実質的支配者の透明性の向上に貢献するものと考えております。	商業登記所における実質的支配者情報一覧の保管等に関する規則（令和3年法務省告示第187号）	その他	法人の実質的支配者情報の把握に向け、まずは「実質的支配者リスト制度」が自発的に広く利用され、マネー・ローンダリング防止等の効果が十分発揮されるよう、本制度の周知・広報に努めてまいります。 法人の実質的支配者情報の申出を義務付ける法制度の導入等については、本制度の運用状況等も踏まえ、マネー・ローンダリング防止等の観点から、政府全体として検討すべき課題と認識しております。	
594	令和4年3月4日	令和5年5月17日	差押登記の有無にかかわらず、差押・参加差押登記の嘱託を差押または参加差押登記の嘱託として処理すること	昭和40年10月26日民甲2970号民事局長通達は、先行差押の解除後、差押登記抹消前に参加差押が行われその嘱託がされた場合は却下する趣旨であると思われる。しかし、徴税機関が他の徴税機関による差押解除の有無を把握することは不可能である。すなわち、差押解除と参加差押の嘱託がほぼ同時になされた場合は、結果としてその内容に矛盾が生じているだけである。同様に、先行差押がない状態で、2以上の徴税機関から差押の嘱託があった場合、受付番号が劣後する嘱託は参加差押でないため却下されるであろう。これも他の徴税機関の嘱託について把握できないため不合理である。差押も参加差押も同様に取り扱うべきである。	不動産登記の内容は、その不動産についての登記事項証明書を取得することにより知ることができる。しかし、当該不動産に登記の申請又は嘱託がなされていた場合、その内容が反映されるまでは証明書の発行が停止される。そのため、申請又は嘱託があったことを第三者が知ることは不可能である。しかし、上記通達は、徴税機関による差押・参加差押について、他の徴税機関による嘱託の有無を前提に、補正又は却下の処分を命じたものである。この通達の前提とするのは、登記所に提出された嘱託所の整合性のみであり、それが矛盾するために「参加差押」として嘱託されたものを却下して「差押」として最食卓を命じている。このような行政手続は、法務局と徴税機関の双方にとって無駄である。はじめから嘱託書の「差押」と「参加差押」との区別をなくせば不要ではないか。	商業登記ゲンロン	総務省 法務省 財務省	不動産登記の申請が、申請情報又はその提供方法がこの法律に基づく命令又はその他の法令の規定により定められた方式に適合しない場合、当該登記の申請は却下されます。	不動産登記法25条5号	対応不可	参加差押の登記は、国税徴収法86条等、法令上「参加差押」が行われる場合に、法令上の根拠（同条第3項）に基づいて参加差押の登記がなされるものです。御提案の、差押の登記の有無にかかわらず、差押又は参加差押の登記嘱託をいずれかに統一するような取扱いについては、制度の現状に記載した場合に該当するものであり、困難と考えます。	
595	令和4年3月4日	令和4年3月25日	非化石証書のDX	非化石証書における統一したITシステムの構築、具体的には、証書の発生・登録、トラッキング等属性情報の管理、市場取引・相対取引による所有者移転、保有量管理、償却手続き、税務会計での活用（償却証明書の発行など）等が一元的に行え、事業者側で別途証書の管理システムを導入する必要のないITシステムの実装が国主導のもと早急に行われるよう要望いたします。	証書の取引円滑化は再エネ投資促進につながるもの。 現在、非化石証書の取引・管理はJEPXが運営するシステム上で行われている一方、トラッキングについては、別システムで管理が行われている。しかし、 ・再エネ価値取引市場で扱うFIT非化石証書は今年度中にほぼ全量トラッキングすることを目指しており、今回の整理でも将来的には電源証明型を目指すとされていること。証書に電源種別や産地といった様々な情報が付随するのが一般的になること ・需要家や仲介事業者の取引参加など、証書を取り扱う事業者の数や取引量が今後大きく増大すると想定され、また需要家側でも購入した証書を厳格に管理・償却する必要が出てくること ・発電事業者と小売事業者間で相対取引を行った非FIT非化石証書については、売買双方がJEPXにワード文書で申請し、JEPXが目視で文書を突合した上で口座間の移転処理を行うといったアナログプロセスが多く残っており、事業者・JEPX双方に事務的負担がかかっていること。人の判断・作業に大きく依存する仕組みの場合、計上ミスや二重計上などの問題が起こりやすくなること ・非FIT非化石証書を需要家が発電事業者から直接取得するなど、今後検討されるべき新しい仕組みに現行のJEPXのシステムがアジャイルに対応しきれず、再エネ導入のボトルネックになるリスクがあること。 ・国全体でデジタル社会実現を目指しており、例えば、温対法についても、算定・報告・公表制度に係るシステムの一元化等が検討されていること を踏まえると、非化石証書に係るITシステムの早急な構築が不可欠と考える。	個人	経済産業省	非化石証書の取引に伴う口座管理とトラッキングシステムは現状異なる主体が運営しており、それぞれの利用に対しても申請手続きが必要です。また、証書の償却は、口座管理ではなされておりません。	なし	対応	非化石証書のデジタル化による需要家等への訴求環境の改善については、重要な課題であると認識しております。システム上での手続きの簡略化や一元化を通して、公平で効率的な取引を早期に実現できるよう、本格運用に向けてシステム改善等に取り組んで参ります。 なお、昨年12月の制度検討作業部会においても、今後の検討課題として取り上げております。 （参考）2021年12月22日　制度検討作業部会　資料3-2 https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/denryoku_gas/seido_kento/pdf/060_03_02.pdf	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
596	令和4年3月4日	令和4年5月13日	110番アプリを警職法5条の犯罪の予防及び制止として利用すること	警察庁は110番アプリを聴覚障害者による通報用としている。すなわち、通常の電話による通報の代替手段という位置づけのようである。しかし、警職法5条は「犯罪がまさに行われようとするのを認めたとき」に警察官が警告及び静止をすることができる旨を定めている。110番通報をする場合、最優先すべきは通報者の安全であろう。警察庁は「危険のより少ない場所に移動するなど、利用者ご自身の安全に十分配慮してください。」と注意喚起するが、通報者自身に危険が迫っているから通報する場合もある。 その時に使えない110番アプリでは意味がない。(続く)	(承前)通報者に対して危害が加えられようとしているとき、加害者に対する警告及び静止はスマートフォンの画面やスピーカー越しでも可能である。同時に、カメラ機能によって加害者の人相風体を記録しておくことにより犯行を撮影するだけでなく、犯罪の抑止につながるかもしれない。警察庁は、なぜ110番アプリ使用者を目撃者に限定するのか。アプリを活用した警職法の執行を考えるべきである。	商業登記ゲンロン	警察庁	「110番アプリシステム」は、聴覚に障害がある方など、音声による110番通報が困難な方が、スマートフォンなどを利用して、文字や画像により警察に通報することが可能なシステムです。 警察では、通報内容に応じて警察官が現場に臨場し、所要の措置をとっています。	なし	事実誤認	110番アプリシステムは、電話による110番通報と同様に、事件・事故の当事者や目撃者等から警察に緊急通報する際に利用していただくものであり、通報内容に応じて警察官が現場に臨場し、所要の措置をとっています。 本システムによる通報時には、チャット形式で対話するだけではなく、必要に応じ、現場の状況等の写真を撮影して送信することができます。 警察では、本アプリ利用中の事件・事故等を防ぐため、本アプリ利用者に対し、「危険のより少ない場所に移動するなど、利用者ご自身の安全に十分配慮してください。」と注意喚起しています。	
597	令和4年3月4日	令和4年5月13日	市町村窓口での登記申請を可能とすること	縦割り110番提案30060001に対する回答として、法務省は登記事務の地方移管が対応不可であるとする。しかし、法務省が挙げる理由を検討すれば、法務局と市町村とで登記申請の受付事務を併存させることは可能である。嘱託登記のオンライン手続と同様の経路を利用することにより、申請人の登記申請も市町村の端末からオンラインシステムに送信することができるからである。すなわち、書面申請は一元的な受付処理により登記の先後を決しなければならないが、オンライン申請については受付業務を1か所に限定する必要がない。受付以降の処理は法務局で一元的に行えばよいのであって、市町村での受付を可能にすべきである。	縦割り110番に対する提案として、法務局での登記相談業務の充実が繰り返し寄せられている。法務局の窓口対応については昭和の時代から苦情が多く、抜本的な改善は困難であろう。そのため、国と地方とを競合させることにより、サービスの向上を図るべきである。すなわち、受付業務についてはオンラインシステムを利用することで一元的な処理をする必要がないため、市町村でも登記申請の受付をできるようにすれば、利用者の満足度が高いほうが選択されるであろう。登記申請数全体の数は変わらないから、法務局と市町村とで受付処理に係る予算を分配し、利用者から選ばれる窓口に多くの予算が配分される仕組みを作るべきである。たとえば、現在の法務局の窓口では書面申請しか受け付けていないが、Webアプリケーションを作成し、必要事項を入力することで申請用テキストファイルをダウンロードできるようにすれば、それをメディアに記録して窓口のメディアリーダーに読み込ませることで、窓口受付が自動化できる。また、法務局の書面申請は印鑑証明書が不要な申請については本人確認が不十分であるが、市町村窓口でマンナンバーカードの提示や読み取りを実施することにより、よりセキュリティの高い運用が行われることになる。法務省が十分に説明を行わない相談体制については、たいていのことは一般的な解説書に書かれているため、市町村が共同してQ&Aサイトを充実させることにより申請人の負担を軽減できるはずである。こうした市町村の取り組みに登記予算を割り振ることにより、法務省が改善を行わない問題を競争によって解決すべきである。	商業登記ゲンロン	法務省	不動産登記制度は、国民の重要な財産の一つである不動産について、その物理的現況及び不動産に関する権利の変動を公簿に記録して公示することにより、不動産取引の安全と円滑に資する制度であるとともに、国土開発・徴税等の国家施策の基礎をなす制度です。また、商業・法人登記制度は、会社・法人等に関する取引上重要な事項を公簿に記録して公示することにより、取引の安全と円滑に資する制度です。これらは、いずれも国家運営の基本をなすと同時に、国民経済の基盤を形成し、資本主義社会の根幹を支える制度であり、当該制度に係る事務は、国が行っています。	不動産登記法第１条、商業登記法第１条	対応不可	法務局の所掌する登記事務は、国民の権利関係に密接に関係するものであり、全国統一した運用を確保する必要があることから、国が担う必要があります。 登記事務を地方公共団体に委託・移管することとした場合には、①高度な法律的知識・能力が必要とされる登記事務について、全国統一した運用を確保することができず、地域ごとに異なった判断がされることになりかねない、②地方公共団体における他の業務との兼務又は人事異動によって、登記事務の経験を十分に積むことができず、高度な法律的知識・能力を持つ専門的な職員を継続的に養成し、維持することが困難となる、③地方公共団体は、道路や宅地造成等の事業に関連して、登記嘱託の一方の当事者として利害関係を有することとなる場合が多いところ、当該地方公共団体が審査事務を行うことになると、登記の公平・中立性を疑われる可能性があり、ひいては、登記制度に対する国民の信頼を失うことにもなりかねないなどの支障が生ずるおそれがあります。 これらの理由から、法務局における登記に係る事務を地方公共団体に委託・移管することは、困難です。 なお、登記申請の受付は、その順序が権利関係の優先劣後や登記の実行の可否の判断にも直結するものであり、その後の審査等の事務と密接不可分な重要な事務であることから、登記申請の受付のみを切り出して地方公共団体において実施することも困難です。 また、現時点において、地方公共団体から、法務局における登記事務全般や登記申請の受付を委託・移管することについて、具体的な要望等には接していないところです。	
598	令和4年3月4日	令和4年3月25日	太陽光　廃棄費用積立制度について	エネ庁より太陽光発電廃棄費用積立ガイドラインが9月17日で出されましたが野立は勿論必要と思いますが　持家住宅に20年で設置した物も積立対象に一律に該当のようですが　建築に辺り35年ローンとか組んでる自宅で放置される心配も無いにも関わらず　廃棄積立対象にするのは妥当とは思えません　持家住宅は対象外として頂きたく上申致します　積立だけして取戻しも忘れてしまいます。	エネ庁より太陽光発電廃棄費用積立ガイドラインが9月17日で出されましたが野立は勿論必要と思います対象外としていただきたい物件がございます 1　持家住宅 20年で設置した物も積立対象に一律に該当のようですが　建築に辺り35年ローンとか組んでる自宅で放置される心配も無いにも関わらず　廃棄積立対象にするのは妥当とは思えません 2　自社所有の事務所　倉庫等 持家に関しては特に積立の取り戻し手続きが個人レベルでは困難と思われますし　20年満了時に解体も考えにくい為 今制度の対象外とすべきと考えます。	株式会社千葉誠	経済産業省	10kW以上全ての太陽光発電について、FIT制度開始当初から調達価格を算定する際に廃棄等費用が考慮されていることを踏まえ、事業者にとって公正かつ公平な制度とするという観点から、10kW以上全ての太陽光発電を本積立制度の対象とすることとしています。	再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第１５条の６第１項に規定する積立対象区分等を指定する件	検討を予定	制度の現状欄に記載のとおり、10kW以上の太陽光発電について、FIT制度開始当初から調達価格を算定する際に廃棄等費用が考慮されてきていることを踏まえ、事業者にとって公正かつ公平な制度とするという観点から、10kW以上全ての太陽光発電を本積立制度の対象とすることとしています。これについては、太陽光発電設備の廃棄等費用の確保に関するワーキンググループや再生可能エネルギー主力電源化制度改革小委員会における審議、及び同小委員会中間取りまとめのパブリックコメントを経た上での方針となっています。 いただいたご意見につきましては、必要性と妥当性が認められた場合には検討してまいります。	
599	令和4年3月4日	令和5年1月20日	登記完了証の不通知を可能とすること	権利証に当たる登記識別情報については不発行の申し出が可能であるのに、通知に過ぎない登記完了証については不通知の選択ができない。書面により交付を希望して3か月放置することにより法務局が処分することになっているが、印刷費用・管理費用の無駄である。発行を希望しない申請人は申請書にその旨を記載することにより、不発行の申し出を可能とすべきである。また、登記識別情報と同じく、被通知者が個別に通知・不通知を選択できるようにすべきである。	「登記完了証は，飽くまで「登記が完了した」旨を通知すれば足りるもの」(300713001回答)であるにもかかわらず、その発行を拒否することができない仕組みになっている。不動産登記規則182条の2の見出しは「登記が完了した旨の通知を要しない場合」であるが、その実質は「発行した登記完了証を廃棄できる場合」である。すなわち、通知を希望しない場合は書面での受け取りを選択し、かつ、受け取りに行かないという選択をするしかない。しかし、必要のない書類を印刷して保管しておくこと自体が無駄である。申請通りに登記がされない場合は法務局から補正や却下の連絡があるから、「便りが無いのは良い便り」であって、申請の登記が完了した通知を必要としない申請人もいるはずである。意図的に法務局の仕事を増やしているだけではないのか。	商業登記ゲンロン	法務省	登記官は、登記の申請に基づいて登記を完了したときは、申請人に対し、登記完了証を交付することにより、登記が完了した旨を通知しなければなりません。	不動産登記規則第１８１条等	対応不可	登記完了証は、申請に基づく登記が完了したことを申請人に通知するものであり、申請に基づく登記がそのとおり完了したかどうかを申請人が認識するための通知として機能しているものであり、必要な制度であると認識していますので、これを省略することは考えておりません。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
600	令和4年3月4日	令和4年5月13日	登記識別情報・登記完了証・原本還付の交付方法を一括して選択できるようにすること	登記識別情報・登記完了証・原本還付の交付方法については、不動産登記規則において個別に規定されている。 オンライン申請ソフトでも、その交付方法が各別に選択するようになっている。そのため、意図しない組み合わせとして、たとえば登記識別情報は登記所において、登記完了証はオンラインで、原本還付は送付の方法で、という場合が起こりうる。バラバラに規定されているからといって、その交付方法までそれぞれで選択させるのは非効率であり、間違いのもとである。これを防止するために交付方法の規定を一元化し、原則として登記所か送付かを選択させ、例外的な組み合わせを希望する場合にはそれを選択できるようにすべきである。	登記識別情報・登記完了証・原本還付という制度がそれぞれの位置で規定されているから、その交付方法まで同じ場所で規定しなければならないものなのか？登記手続という一連のプロセスとして考えれば、登記完了後の申請人による書類回収として一括して規定することこそ、手続きに即しており、かつ、一般人にも読みやすい規定となるのではないか。むしろ、個別的に送付方法を規定することで、登記識別情報・登記完了証・原本還付それぞれにおいて返信用封筒を必要とするような誤解も生じうる。うがった見方をすれば、縦割り110番に多数の苦情が寄せられているように、法務局が司法書士・土地家屋調査士への誘導策として、意図的に読みにくい規定にしているようにもみえるのである。そもそも、こうした個別規定を置くことに、どのようなメリットが有るのか。専門家にとっても、細かな規定ぶりの間違い探しをしなければならない、煩雑なものになっている。	商業登記ゲンロン	法務省	不動産登記申請において、原本を送付する方法により原本の還付を行う場合には申請人が申出を行う必要があり、また、送付の方法により登記識別情報を記載した書面及び登記完了証の交付を求める場合にはその旨を申請情報の内容とする必要があるところ、法務省の提供する申請用総合ソフトにおいては、登記識別情報を記載した書面及び登記完了証の交付方法につき、それぞれ選択する必要があります。	不動産登記規則第55条第6項、第63条第3項、第182条第2項	その他	オンラインでされた登記申請に係る登記識別情報及び登記完了証の交付は、原則としてオンラインで送信する方法によることとされているところ、これと異なる方法により交付を求める場合があることから、これらの交付方法については、申請人において確認の上、選択していただいております。 提案の内容については、今後、オンライン申請の利便性向上等について検討する際の参考とさせていただきます。	
601	令和4年3月4日	令和5年1月20日	登記申請手続において複数申請の交付書類を一括して送付すること	登記申請において還付書類等の送付による交付を希望する場合、申請書ごとに返信用封筒を添付する規定になっている。他方、登記所における交付では、複数件の申請がある場合でも身分証明証の提示と押印で本人確認をすることによって一括して交付されている。そうであれば、返信用封筒に申請書と同一の印鑑を押印し、申請した内容を通知することで特定できれば、窓口での受け取りと同様に一括して返送する手続を認めるべきである。この方法であっても登記所側の処理に変更はなく、申請人が登記所に出頭する代わりに返信用封筒が送付されただけであり、本人確認手段も通常の送付による交付と同一である。	現在の法令では、申請ごとに書類の交付方法を申請人が選択するという建前になっている。そのため、交付方法が申請人の希望と異なっている場合は、却下事由でないにせよ、補正手段によって交付方法の変更を通知しなければならない。しかし、そうであれば登記完了後に入院等の事情により登記所での受領が不可能となった場合は、必ずしも代理人を用意できるとは限らず、登記識別情報を受領できない事態が生じてしまう。交付手続において必要な条件は、別人に対する交付を防止することであり、そのためのリスク・コストが増加しないのであれば、申請人の便宜を考慮し、多様な方法を認めるべきである。そもそも、登記所での交付は複数申請を一括して行っているのであるから、送付による方法の場合は、申請人による来庁が返信用封筒の到着に変更されただけである。そして、登記識別情報の交付が含まれている場合であっても、司法書士事務所への送付については、本人確認もされない方法で送付されている。すなわち、登記所での交付が申請ごとにされた押印で行う本人確認は返信用封筒にされた押印で代替でき、登記所での交付時に行われる身分証明書の提示は申請書1件ごとに発送する場合でも行われていないから、誤交付のリスクとその防止コストは同程度である。また、一部の申請について発送漏れのリスクについては、返信用封筒に登記所から発送すべき申請を特定(オンラインであれば受付番号、書面申請であれば申請日・申請人・登記の目的等)することにより防止できるであろう。申請人側の返送コストを低下させることにより来庁者を減らし、登記所側の対応コストを低下させるべきである。	商業登記ゲンロン	法務省	書面申請をした申請人は、申請書の添付書面について，原本の還付を請求することができるとされており、登記官は、当該請求があった場合には、当該請求に係る書面の原本を還付しなければならないこととされています。また、申請人から申出があり、申請人が郵便切手等を提出した場合、原本を送付する方法によることができるとされています。 また、不動産登記において、書面申請された場合には、登記官は、登記名義人となる者に対して登記識別情報を、また、申請人に対して、登記完了証を、それぞれ書面により交付することとされていますが、これらの者から申出があり、これらの者が郵便切手等を提出した場合、これらの書面を送付する方法によることができるとされています。	不動産登記規則第55条、第63条、第182条、商業登記規則第49条	事実誤認	申請書の添付書面の原本の還付や、登記完了証及び登記識別情報の書面での交付を送付の方法により行う場合に、申請人が申請書ごとに返信用封筒を添付するよう求める規定はありません。	
602	令和4年3月4日	令和4年5月13日	個人の印鑑証明書に、後見登記等がされていないことの表示を選択可能にする	欠格事由に該当しないことなどを証明するためには法務省の「登記されていないことの証明」が必要であり、他方、本人確認とうには市町村が発行する印鑑証明書が求められる。縦割り110番提案310524004の回答において、法務省は、後見登記等に関する省令13条に基づく市町村長への通知は印鑑登録事務のためとしている。市町村が印鑑登録事務のために有する成年後見登記等の情報を、本人が同意することによって、印鑑証明書にその登記がないことを記載すれば、登記されていないことの証明書が不要になる。取得が不便な登記されていないことの証明を維持する必要はなく、国と地方との縦割りを解消すべきである。	同提案の回答において、法務省は、「身分証明書の発行は市区町村の判断により行われているものと承知しており」、「市区町村で発行する身分証明書の内容について，当課で意見を述べることはありません」とする一方で、身分証明書との一元化を求める提案に対して「後見登記等に関する法律第10条に基づく成年被後見人，被保佐人とする記録がないことを証明した登記事項証明書と一元化することはできません」としている。そうであるならば、市町村が身分証明書の内容として、「市区町村における印鑑登録事務のために，後見登記等に関する省令第13条に基づき行っている」「登記官から本人の本籍地の市区町村長宛てに行う通知」の情報を記載しても法務省は関知しないということであろう。そして、その情報の開示について本人が同意し、本人確認手続を登記されていないことの証明書発行と同等以上に行えば、個人情報保護としては何の問題もないはずである。なぜ法務省を通じて証明書を取得しなければ、個人情報が守れないのか。そもそも、禁治産者や成年後見等に対する偏見によるものであるならば、それは法務省が人権擁護行政として差別の解消に取り組むべき問題ではないのか。同じように法務省が人権擁護行政として差別の解消を呼びかけている外国人については、国籍等が住民票で記載されている。同和問題が本籍地によって推知されるならば、これも同様であろう。人が老いて能力が衰えていくことは恥ずべきことではないし、衰えた能力を補う法制度を利用することも人生の一部である。その情報を厳格に管理し隔離しようとする法務省の姿勢こそ、社会の差別の源ではないか。	商業登記ゲンロン	法務省	・法務局においては裁判所や公証人からの嘱託に基づき編成された後見登記等ファイルに基づき、同ファイルに後見、保佐、補助及び任意後見の登記がされていない本人に対しては、その旨の証明書（登記されていないことの証明書）を発行しています。 ・登記官から本人の本籍地の市区町村長宛てに行う通知は、市区町村における印鑑登録事務の執務上の参考のため、後見開始の審判又はその取消の審判に基づく登記がされた際に行っていますが、本人に係る保佐及び補助開始の審判や、任意後見契約の締結に基づく登記が行われた際には、同様の通知を行っておりません。 ・法務局で発行する登記されていないことの証明書は、本人が取引において法定後見又は任意後見を受けていないことを証明する場合や、資格試験等において心身の故障がある方の適格性に対する個別的、実質的な審査によって各資格・業務等の特性に応じて必要となる能力の有無を判断する際の参考として利用され、多くの場合、証明事項として「成年被後見人とする記録がないこと」のみならず、「被保佐人とする記録がないこと」等も併せて証明した登記されていないことの証明書を求められているものと承知しております。	後見登記等に関する法律第10条 後見登記等に関する省令第13条	対応不可	「制度の現状」のとおり、後見開始の審判又はその取消の審判に基づく登記がされた際には、登記官から本人の本籍地の市区町村長宛てに通知していますが、印鑑登録証明事務は各市区町村の条例に基づいて行われる自治事務であって、当課からその内容等について意見を述べることはありません。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果 制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	ワーキング・グループにおける処理方針
603	令和4年3月4日	令和4年5月13日	国主導によるクラウド型電子カルテの開発	中小の公立・私立病院では経営が苦しい所も少なくなく、電子カルテの導入などIT関連の設備投資に消極的である。他方でシステムの保守サービス期限が到来しても、後継のシステム導入が資金面でできなく、ランサムウェアによる脅威にさらされざるを得ないケースも実際にあった。こういった不安から一掃するために国が電子カルテ用のクラウドシステムを開発してそれを提供できないだろうか。またAPIを用いて各ITベンダーが開発している電子カルテシステムとも相互乗り入れをできるようにして、日本中の病院を結ぶネットワークを構築する。	先日徳島県の公立病院にて院内の情報システムがランサムウェアに感染し診療を取りやめる事態が発生してしまった。報道によるとその病院のシステムはかねてから脆弱性が指摘されていたもので、システムの更新等の対策が推奨されていた。しかし更新はされていなかった。公立病院ゆえ運営費用は運営する自治体の財政状況に左右されるため、システムの更新費用が捻出できなかったことが推察される。こうした事例は今後地方を中心に公立・私立を問わず各病院で出てくると思われる。 2021年3月8日の規制改革推進会議第8回医療・介護WGで京大の黒田教授がお示しされているように厚生労働省本省は医療機関のクラウド利用を実は禁じていない。それを逆手に利用し国が電子カルテのクラウドを開発し、保険医療をしている全国の医療機関に提供する。APIによる接続で既存の電子カルテシステムからも乗り入れ可能とする。ネット回線は全国の自治体間を結ぶLGWANを利用すれば初期コストが安く済む。またLGWANを用いることで自治体の行政窓口と医療機関が連携可能となるため、より充実した福祉サービスの提供が期待できる。	個人	厚生労働省 総務省	厚生労働省では異なる医療機関の電子カルテシステムでも円滑に情報連携ができるよう、電子カルテ情報及び交換方式の標準化に向けた取組を進めており、令和４年３月、診療情報提供書等のHL7FHIR記述仕様を厚生労働省標準規格として採択することを決定しました。今後は、医療情報化支援基金を活用し、標準規格に準拠した電子カルテの導入を支援していきます。 また、データヘルス改革に関する工程表に則り、全国的に電子カルテ情報を閲覧可能とするための基盤の在り方についても検討しています。 医療機関のサイバーセキュリティ対策については、先日、サイバー攻撃により長期にわたり診療が停止した病院が確認されたことを受け、医療機関におけるサイバーセキュリティ対策の実施状況を把握するための調査を行いました。この結果を踏まえ、医療情報システムの安全管理に関するガイドラインの見直しを行いました。今後も、サイバーセキュリティの確保に全力で取り組んでいきます。	なし	対応	制度の現状のとおりです。	
604	令和4年3月4日	令和4年3月25日	インプラントの保険適用について	お世話になっております。 歯が喪失した場合、保険で対応するとすると、いわゆる入歯かブリッジしか選択肢がありませんが、インプラントも保険適用にしすることが望ましいと感じます。 よろしくお願いいたします。	平成28年厚生労働省歯科疾患実態調査によると40歳を越えると二人に一人は歯の喪失しているとのことです。歯が喪失した場合、保険で対応するとすると、いわゆる入歯かブリッジしか選択肢ありませんが、どちらも支える歯に負担が掛かり、新たな歯の喪失に繋がったり、違和感で悩まされる人が多いと考えます。インプラントは保険適用となっておらず、大よそ1本あたり約20万～40万円のコストがかかり、医療費控除が受けるとしてもあまり現実的ではありません。健康長寿社会に寄与する歯科医療・口腔保健のエビデンス 2015(日本歯科医師会）等によると歯と健康寿命には相関関係があるようですので、結果として医療費・介護費用の削減等に繋がるのではないでしょうか。支える歯の負担を軽減し、歯の喪失数を低減させるにはインプラントの保険適用が望ましいと感じます。	個人	厚生労働省	医療技術については、学会からの提案を踏まえ、中央社会保険医療協議会において議論が行われた上、保険収載されております。歯科用インプラントを用いた技術の1つである広範囲顎骨支持型装置埋入手術は、平成24年度診療報酬改定において、一部症例について保険収載されました。 ※同手術において用いる補綴物（被せ物やインプラント等）は広範囲顎骨支持型補綴としてあわせて保険収載されています。 以後、順次対象症例を拡大してきており、令和４年度診療報酬改定においても、「連続した3分の１顎程度以上の歯槽骨欠損」から「連続した４歯相当以上の歯槽骨欠損」に対象の見直しを行いました。	診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号）	その他	制度の現状欄に記載のとおりです。	
605	令和4年3月4日	令和4年3月25日	県費負担教職員制度について	お世話になっております。 県費負担教職員制度ですが、公立学校の設置者が市町村の場合、費用負担のみ都道府県が負う又は設置者を都道府県で統一し費用負担を市町村が行うとするのが望ましいと感じます。 よろしくお願いいたします。	県費負担教職員制度ですが、任命権は、都道府県教育委員会に属し、県費負担教職員の給与、勤務時間その他の勤務条件については、都道府県の条例で定めることとなっており、設置者が県ではない場合、設置者の管理下にあるとは言い切れず、制度が複雑となっています。市町村・都道府県の教育委員会がそれぞれ主体となり得る状況より、主体を一元化（可能であれば都道府県の方が望ましい）する方が望ましいと感じます。	個人	文部科学省	県費負担教職員制度とは、政令指定都市以外の市町村立小・中学校等の教職員については、その給与を都道府県と国の負担とするとともに、採用、処分、異動等の任命権は都道府県に属することとする制度です。市町村立小・中学校等の教職員の給与については都道府県の負担とすることにより、給与水準の確保と一定水準の教職員の確保を図り、教育水準の維持向上を図ること、また、市町村立小・中学校等の教職員の任命権を都道府県が行使することで、広く市町村をこえて人事を行うことにより、教職員の適正配置と人事交流を図ること、を目的とするものであり、教育基本法に定められた教育の機会均等やその水準確保に資するものです。	地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第37条～第47条の5、第55条 市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第1条	現行制度下で対応可能	例えば、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第55条第1項では、都道府県教育委員会の権限に属する事務の一部を、都道府県の条例で定めるところにより、市町村教育委員会が管理・執行することとする「条例による事務処理の特例」制度が規定されています。 これにより、教職員の適正配置と人事交流の円滑化等により、教育水準の維持向上を図るという県費負担教職員制度の趣旨・目的が損なわれない範囲において、都道府県の条例による事務処理の特例制度を活用し、市町村が処理することとすることは可能です。	
606	令和4年3月4日	令和5年1月20日	登録免許税の再使用証明手続における法令遵守	縦割り110番提案1150では、登録免許税法施行令32条1項により納付した収入印紙の再使用の申し出は登記申請の取下げ申出と同時にしなければならないが、オンライン申請では制度上はこれらを同時に行うことができないため是正すべきではないかとの提案に対して、「ニーズ等の調査を行った上で検討すべきものであり，直ちに対応することは困難です」とし、対応不可としている。行政機関として法令を遵守することは当然であるのに、なぜ遵守できないことを正当化するのか。また、遵守できないのであれば法令を改正すべきであるのに、オンライン制度が始まって10年以上経過しているのに、違反状態を放置しているのはなぜか。	登録免許税の再使用証明は、本来は税務署を通じて還付手続をしなければならないが、「申請人の利便と官庁事務の簡素化を図る目的で」登記所内部での再使用を認めたものである。そのため、同一登記所であれば、不動産登記と商業登記とで区別なく使用でき、また代理人が異なっても申請人が共通していれば使用できる。すなわち、手続として必要な要件は申請人の同一性である。そして、「書類」を提出とあるが、オンライン申請であっても登記所ではデータを印刷して処理しているのであるから、オンラインであっても取下げと同時に申し出がされたといえる。なぜなら、取下げも再使用請求も登記官の処分を促す申し出でにすぎず、登記官に対してその意思表示が到達すれば目的を達するからである。そもそも、再使用証明の申し出がない場合は登記官は税務署に対して還付手続をしなければならないのであるから、再使用証明申し出の有無を確定させる必要がある。そうしなければ、登記官は再使用か還付かの判断ができない。還付手続は、再使用証明申し出に劣後する二次的位置づけである。 書面申請のみであれば法令通りに処理できたが、オンライン申請が導入されたことで法令を執行する前提条件が変わってしまったのである。本来は、オンライン申請ソフトに登録免許税の再使用申し出または還付請求機能を組み込むことにより、不動産登記法下で矛盾を解消すべきであった。その制度設計の甘さが問われるべきであるにもかかわらず、法務省は「ニーズ等の調査を行った上で検討すべきもの」という無責任な消極的立場を崩さない。むしろ、いまだにニーズを把握できないことが問題の根深さを示している。	商業登記ゲンロン	法務省	不動産登記や商業・法人登記等の申請は，オンライン又は書面によりすることができます。オンラインにより申請をした場合において，当該申請を取り下げるときは，その手続もオンラインでする必要があります。 不動産登記や商業・法人登記等の申請をする場合に，その登記の類型によっては，登録免許税を納付する必要がありますが，その納付に当たっては，電子による納付（オンラインで申請した場合に限る。），領収証書による納付又は収入印紙による納付（オンライン又は書面のいずれの申請でも可能）のいずれかによることとなります。 不動産登記や商業・法人登記等の申請をした場合に，登録免許税を領収証書又は収入印紙により納付していたときは，当該申請を取り下げることとなった際に，当該収入印紙や領収証書を再使用したい旨の申出をすることができます（登録免許税法第31条第3項）。当該申出は，当該登記の申請の取下げの申出と同時に領収証書又は収入印紙を再使用したい旨を記載した書類を提出してする必要があります（登録免許税法施行令第32条第1項）。	登録免許税法第31条第2項、第3項、第6項 登録免許税法施行令第31条第2項、第3項、第4項 登録免許税法施行令第32条 不動産登記法第18条 商業登記法第17条第1項及び第3項	対応不可	印紙の再使用の申出のオンライン化については、ニーズ等の調査を行った上で検討すべきものであり、直ちに対応することは困難です。 なお，今般，行政手続のオンライン化の促進についての検討が進められているところ、オンラインによる登記申請手続についても、登録免許税の電子納付の点を含めて検討を行い、申請者にとってより利用しやすいものとなるよう、利便性の向上に努めてまいります。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
607	令和4年3月4日	令和5年1月20日	代理人による登録免許税の放棄手続を明確にすること	登記申請手続で登録免許税の過誤納があった場合、1000円以下(未満?)であれば、登記官による職権還付を拒否して放棄できるという取扱いが行われている。登録免許税法では、登記官にそのような裁量を認めているのか。また、登録免許税は申請人に還付するのが原則であり、代理人に還付するには特別の授権を必要としているが、この授権がない場合も還付金の放棄が行われているようである。これが認められるならば代理人による背任行為であり、登記官はその幇助をしていることになろう。そもそもこの取扱いは、代理人への還付が認められる以前に行われた、本人還付逃れの手段であったはずである。(続く)	(承前)法令の適正な執行の観点からは、このような脱法的処理を認めるべきではない。登記所や税務署の処理コストを含めた「簡便な取扱い」というならば、むしろ現在の「複雑な処理」が問題であり、それをデジタル化によって是正するべきであろう。また、申請人に還付する場合は職権で可能であるから手続が不要であるにしても、代理人への還付請求手続が煩雑であるからその時間コストに見合わない金額が放棄される。これもデジタル化によって申出コストを低下させることで法令の適正執行が可能になるはずである。したがって、還付金の放棄は、煩雑な行政手続の結果として強いられた負担である。その手続にかかる申請人の時間価値と還付金額との関係を一般化することはできないから、還付金放棄の上限を1000円に限定する合理性はない。むしろ、たとえ数百円であっても還付金を放棄せざるを得なかった理由を行政機関として究明し、その還付手続障害を除去する取り組みを行うべきである。本来、租税徴収は国民の代表である国会の議決に基づいて行われるべきであるのに、租税の還付請求権を放棄せざるを得ない状況は事実上の法定外納税であろう。数百円であるから還付しなくてもよいとする行政の慣行は、この事実上の税負担を過小評価している証左である。税の徴収機関として、還付請求権の放棄手続を明確にすべきである。	商業登記ゲンロン	法務省	登記機関は、申請人が過大に登録免許税を納付して登記を受けたときは、当該過大に納付した登録免許税の額等について、所轄の税務署長に通知しなければならないとされています。	登録免許税法第31条第1項	事実誤認	登記の申請において、申請人等が過大に登録免許税を納付して登記を受けたときは、登記官は、登録免許税の額その他政令で定める事項を所轄の税務署長に通知することとされており、御指摘にあるような「1000円以下(未満?)であれば、登記官による職権還付を拒否して放棄できるという取扱い」は承知しておりません。 なお、申請人等が過大に登録免許税を納付した場合において、その還付を受けるときには、登記等を受けた日から5年を経過する日までに登記機関に申し出て、上記の通知をするよう請求することができます(登録免許税法第31条第2項)。	
608	令和4年3月4日	令和4年3月25日	法人番号公表サイトと調達ポータルとの統合	法人番号公表サイトと調達ポータル事業者情報とは、その内容が一部重複している。基本3情報は共通であるが、前者が合併等の変更履歴が表示されるのに対し、後者は代表者の氏名や調達履歴等が表示される。利用者数は法人番号公表サイトのほうが多いであろうが、基本3情報と変更履歴のみでは情報が少なすぎるため、会社の取り違えが起こり得る。そこで、両サイトを統合して、利用者が目的とする法人であるかを判断できる検索サイトを構築すべきである。また、会社ホームページアドレスを追加できれば、詐欺事件の温床となっている偽サイトの被害を減少させられるであろう。	法人番号公表サイトが使いにくい。検索が容易でないのは調達ポータルも同じであるが、情報量が少ないため、選択した会社が意図していたのとは違う、同一商号の別会社という場合が起こり得る。本店所在地で選別できる場合は限定的であるし、ペーパー会社の設立は容易であるから合併等の情報も当てにならない。この点、調達ポータルのほうが充実している。法人番号公表サイトとは違い、代表者の氏名が「基本情報」であるし、資格基本情報には企業規模もある。そして、政府との取引関係。法人番号公表サイトの変更履歴を調達ポータルに移せば、法人番号公表サイトの意義はない。開発や管理コストを削減するため、両サイトを統合すべきである。	商業登記ゲンロン	デジタル庁 財務省	(法人番号公表サイトについて) 法人番号公表サイトでは、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づき、法人番号の指定を受けた者の商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在地及び法人番号を公表しています。 (調達ポータルについて) 調達ポータルは、国・地方公共団体の「物品・役務」及び「一部の公共事業」に係る調達情報と入札参加企業の企業情報を法人番号で集約・発信し、公共調達市場における事業者の参加機会拡充・柔軟化と、調達にかかる事務手続きの簡素化を目的として運用しております。	なし	検討を予定	デジタル庁では、昨年12月に閣議決定した「デジタル社会の実現に向けた重点計画」に基づき、公的機関で登録・公開され、様々な場面で参照される法人、土地、建物等の政府が保有する社会の基本データを「ベース・レジストリ」として定め、整備に取り組んでいくこととしているところです。その中でも当面の整備対象として事業者の分野を取り上げており、ユースケースの特定やその実現に向けたID体系等の整理に取り組んでおります。検討の方向性としては、法人番号をIDとすることや、事業者名称や所在地等のデータを整備すること等が含まれます。	
609	令和4年3月4日	令和5年1月20日	会社定款自動作成サイトを作成すること	インターネット上では士業者が会社定款の作成サイトを運営している。これは定款作成に必要な事項を入力するとともに、期間設計において法律上の矛盾がないよう選択できるものである。これは政府こそが運営すべきものであろう。定款作成サイトで作成した定款をオンラインで公証人へ流し、(面前での確認は残すとしても)公証人が認証を付して元データのまま登記手続に流用すれば、政府が用意したデータ形式を保持したままプログラムによる自動処理が可能になる。これによって公証人以前の段階で制度設計の整合性チェックが可能になり、公証人段階での時間短縮が可能になる。当然、登記手続段階でも時間が短縮される。	政府は会社設立手続のワンストップ化の一環として、会社設立登記の24時間処理を掲げている。政府の目標が行政の効率化のみであれば確かにそうであるが、経済活動の一環として会社設立を促しているのであれば、発起人が定款の作成に要する時間も考慮すべきである。この点、インターネット上には定款の下書きをオンラインで行うサイトがあり、入力・選択内容の自動チェックがされている。これを政府自身が行うならば、登記官による審査手続を審査以前の段階で代替することができる。すなわち、政府が作成したプログラムによってチェックした内容については、その後の段階でチェックする必要がなくなるのである。プログラム自体には不断のチェックが必要であるが、プログラムを利用した個別のアウトプットは内容が担保されている。そして、政府が設計したデータ形式を変換することにより、登記事項を抽出し、登記申請書の自動作成も行える。発起人は定款を確認して申請書を作成し、登記官が定款を確認して申請書と照合するという手続がデジタル以前の発想であることが共有されていないらしい。定款のデータ形式を統一することが効率化の根幹である。ここをせずして時間短縮だとか自動化だとかを議論することが間違っている。登記申請以前の手続であるからといって、政府がサービスを提供しない理由にはならない。政府がデジタル化を進めているのは、経済政策の一環だからである。なお、公証人の手数料が高いという批判に対して、法務省は手数料の根拠を「公証人の行為によって当事者が受ける利益に加えて」としているから、定款作成を自動化すれば、自ずと手数料も下がるであろう。	商業登記ゲンロン	法務省	株式会社並びに一般社団法人及び一般財団法人の設立時の定款は、公証人の認証を受けなければその効力が生じないこととされています。 なお、定款認証手続はオンラインで行うことが可能となっています。	会社法第26条・第30条、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第10条・第13条・第152条・第155条、公証人法第1条・第62条の6	その他	定款認証については、規制改革実施計画(R4.6.7閣議決定)において、法務省は、定款認証時の不正抑止の効果やマネー・ロンダリング防止の効果が定量的に把握されていないことを踏まえて、公証人や嘱託人を対象として、定款認証に係る公証実務に関する実態を把握するための調査を行った上で、当該結果を分析し、定款認証が果たすべき機能・役割について評価を加えるとともに、その結果に基づいて、定款認証の改善に向けて、デジタル完結・自動化原則などのデジタル原則を踏まえた上で、面前での確認の在り方の見直しを含め、起業家の負担を軽減する方策を検討し、結論を得た上で、必要な措置を講ずることとされていることから、現在、同計画に従って対応を進めているところです。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
610	令和4年3月4日	令和4年5月13日	株主1000人以上の株式会社で、非公開・取締役会非設置の会社における株式譲渡承認手続の緩和	取締役会非設置会社で非公開会社の株主が株式の譲渡承認請求を行う場合、株主総会の決議が必要である(会社法139条)。譲渡承認請求から2週間以内に不承認の通知がなければ、承認したものとみなされる(145条)。非公開会社の株主総会招集通知は開催の1週間前までであるが、書面による議決権行使の場合は2週間である(299条、298条)。株主が1000人以上の会社の株主は、株主総会で書面による議決権行使が可能である(298条)。以上のことから、株主が1000人以上で、取締役会非設置かつ非公開会社の譲渡承認請求は常に承認されることになると考えるが、手続として不合理である。	なぜこのような規定になっているのか分からない。	商業登記ゲンロン	法務省	会社法上、非公開会社の株主が会社に対して、その株式の譲渡承認を請求した場合、当該会社は、原則として、株主総会（取締役会設置会社にあっては、取締役会）の決議によってその決定をしなければならないとされています（会社法第139条第1項本文）。ただし、定款に別段の定めがある場合には、株主総会又は取締役会以外の者を承認の決定権者とすることも認められております（会社法第139条第1項但書）。 上記の譲渡承認請求を受けた会社において、その請求の日から2週間以内（定款で短縮は可能）に請求者に対して承認の有無を通知しない場合には、会社は当該譲渡承認請求を承認したものとみなされることとされています（会社法第145条第1項）。 非公開会社においては、原則として、株主総会の1週間前までに株主に対して招集通知を発送することが求められますが、当該会社の株主数が1000人以上である場合には、例外的に2週間前までの通知が必要とされています（会社法第298条第2項、第299条第1項）。	会社法第139条第1項、第145条、第299条	現行制度下で対応可能	(a)取締役会非設置会社、(b)非公開会社、(c)株主数が1000人以上の全ての条件を兼ね揃える会社は必ずしも多くないように思料いたしますが、会社法第139条は、譲渡承認請求に対する承認権者について、別途定款で定めることを可能としておりますため、ご指摘のような状況が仮に生じる得るような場合には、会社としては、定款変更を通じて、承認権者を株主総会以外の者（例えば、代表取締役など）にしておくことで対応することが考えられます。	
611	令和4年3月4日	令和4年5月13日	行政が外部委託をしている相談支援機関との情報連携(個人情報保護(外部提供禁止)の例外設定)	福祉サービス等の行政事業を外部の公益法人やNPOに運営を委託することが増えている。行政直営のそれよりもきめ細かいサービスが提供できることが期待できるが、相談者自身の相談履歴は行政と相談支援機関で共有されない。国の法令や自治体の条例で相談履歴は個人情報に当たるため、行政が委託していても情報提供は漏えいとみなされるので情報共有までは至っていない。運営委託であれば、それに必要な個人情報についてに限定してリアルタイムで共有可能な仕組みを設けてほしい。	国(厚生労働省)は各都道府県・政令市に対し、「難病相談支援センター」「障害者就労・生活支援センター」「発達障害者支援センター」をはじめとした各種医療福祉サービスの拠点施設を設置するよう求めている。(注:厚労省のみ取り上げたが、他の府省でも自治体に拠点機関の設置を求めているものがある)国は設置を求めているが、その運営方法については指示をしておらず各自治体の裁量に委ねている。その結果自治体直営のものや外部委託をしているものと都道府県(政令市)によってバラつきがある(2021.9.10 規制改革推進会議第1回医療・介護WGでの「地域医療構想調整会議」のそれと同じ状況)。直営施設(行政組織)は各行政機関との個人情報の共有が比較的スムーズであるが、外部委託施設はあくまで外部機関なので個人情報の共有は法令や条例の改正を行わなくてはならないため非常に煩雑である。また多くの外部機関はniftyやplalaなどの独自ドメインではないホームページであり、行政内からそれを閲覧しようとするとファイヤーウォールやフィルターに掛かり不可能となっている(独自ドメイン取得の費用は「贅沢料」にあたるとして委託契約料に算定されていない自治体がほとんどだ)。医療福祉の支援は関連する機関すべてが連携することが重要だが、デジタルの面(特に情報連携)で遅れを取っている。そのため相談機関ごとにゼロからカルテを作らざるを得ず、相談者は複数回同じ相談内容を話さなくてはならない。これでは行政への信頼をさらに失う結果となってしまう。	個人	個人情報保護委員会 総務省 厚生労働省	地方公共団体が保有する個人情報に関しては、各団体の個人情報保護条例に従い、適正な個人情報の取り扱いがなされております。外部委託施設へ保有個人情報を提供するかどうかについては、条例の内容に応じて、各地方公共団体において適切に判断されているものでございます。 令和5年4月1日からは、地方公共団体における個人情報の取扱いの根拠は、各団体の個人情報保護条例から全国的な共通ルールである個人情報保護法に一元化されることとなります。 個人情報保護法上、利用目的の範囲内であれば、関係者間で個人情報を利用または提供することが可能です。また、利用目的以外の目的のためであっても、法令に基づく場合や本人の同意がある場合等に個人情報を利用または提供することが可能です。 各施設についての回答は以下のとおりです。 【難病相談支援センター】 当センターについては、難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第28条に基づき、都道府県または指定都市を実施主体とし、必要に応じて法人等に委託して、難病の患者やその家族等がもつ様々なニーズに対応し、医療機関を初めとする地域の関係機関と連携した支援対策を行っています。個人情報の取扱いにおいては、同条に基づき当センターの役員や職員に対して秘密保持義務が課されているほか、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等の関係規定に基づき、原則として外部機関に提供していませんが、これまでも、必要に応じて、相談者の同意の範囲内で、地域の関係機関と共有しています。 【障害者就業・生活支援センター】 当センターについては、就業支援部分は国（都道府県労働局）の委託、生活支援部分は都道府県の委託（国からの補助あり）により実施しており、その実施や運営については一定程度国等から指示をしているところです。 また、個人情報の取扱については、国の委託契約において、当センターは「この契約により知り得た個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）を他に漏らしてはならない。」及び「この契約による事務を処理するために収集し、又は作成した個人情報が記録された資料等を委託者の承諾なしに、この契約による目的以外のために使用又は第三者に提供してはならない。」と規定しており、原則として外部機関に提供していませんが、これまでも、必要に応じて、相談者の同意の範囲内で、地域の関係機関と共有しています。 【発達障害者支援センター】 当センターについては、発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第14条に基づき、都道府県又は指定都市を実施主体とし、必要に応じて法人等に委託して、発達障害の早期発見、早期の発達支援に資するよう発達障害児・者やその家族等に対し、その相談に応じて情報提供や助言を行うほか、医療・保健・教育 労働等に関する地域の関係機関と連携した支援等を行っています。 個人情報の取扱いにおいては、同法第15条に基づき当センターの役員や職員に対して秘密保持義務が課されているほか、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等の関係規定に基づき、原則として外部機関に提供していませんが、これまでも、必要に応じて、相談者の同意の範囲内で、地域の関係機関と共有しています。	個人情報保護法	その他	制度の現状に記載のとおりです。	◎
612	令和4年3月4日	令和4年3月25日	建築物環境衛生管理技術者の【受験資格の撤廃】について	環境衛生上の維持管理に関する実務に業として2年以上従事が受験資格ですが、エネルギー管理士のように受験資格をなくし免許交付時に実務経験を問うべき	(1)転職活動に関して有利な資格であるが受験資格が必要であるため受験できず労働人口流動の阻害になっている。 (2)免許の交付を受けていなくても、試験に合格しているだけで就職活動に有利になると思われる。 (3)エネルギー管理士のように試験合格し、環境衛生上の維持管理に関する実務に業として2年以上従事した者に対し、免状を交付することに全く問題がないと思われる。 【参考】「エネルギー管理士の試験及び免状の交付に関する規則」（抜粋） （合格者に対する免状の交付） 第6条 経済産業大臣又は指定試験機関は、試験に合格しエネルギーの使用の合理化に関する実務に一年以上従事した者に対して、免状を交付する。 (4)受験資格を設けているところに疑問を感じる。	個人	厚生労働省	建築物における衛生的環境の確保に関する法律第8条第5項において、「建築物環境衛生管理技術者試験は、二年以上厚生労働省令で定める実務に従事した者でなければ、受けることができない。」と規定されています。	建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第8条第5項	法律・予算	建築物環境衛生管理技術者試験の受験において満たすべき実務経験要件については、当該実務経験を背景に試験を実施している現在の運用等を踏まえると、少なくとも早期の見直しは困難ですが、そのニーズや他の類似資格における受験資格要件等も踏まえつつ、今後必要に応じて、見直しを図る余地がないか慎重に検討を行います。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
613	令和4年3月4日	令和4年3月25日	高圧ガス保安法に基づく申請・届出の電子化	高圧ガス保安法における手続をオンライン化し、「デジタルファースト」「ワンスオンリー」「ワンストップ」を実現すべきである。その際には、自治体毎に電子申請・届出システムを構築することは非効率であるため、国の主導により全国統一のシステムを構築し、各自治体の利用を必須とすることが望ましい。	高圧ガス保安法に基づく各種申請・届出・検査においては、「産業保安・製品安全法令電子申請システム（保安ネット）」の稼働により、経済産業省に対する手続はオンライン化されているものの、各地方公共団体では、電子申請への対応が進んでいない。そのため事業者は、行政機関の窓口に大量の書面を持参・郵送することを求められている。具体的には、以下の手続における負担が特に大きい。 1.「保安統括者」「保安統括者代理者」「保安係員」「冷凍保安責任者」等の選任・解任の届出 2. 保安検査・完成検査（収入証紙を貼付して手数料を支払う場合があるほ　か、検査証は書面で交付される） 3. 設備に関する各種届出（「製造のための施設の位置及び付近の状況を示す図面」として「事業所全体平面図」を届出の都度提出している） 4. 高圧ガス製造許可申請・特定高圧ガス消費届、高圧ガス製造施設等変更許可申請・特定高圧ガス消費施設等変更届（申請と届出を同時一体的に行う場合も手続毎に定められた同一の添付書類を提出している）	（一社）日本経済団体連合会	経済産業省	高圧ガス保安法に基づく各種申請・届出の手続の電子化は、デジタル手続法の観点から制度上の制約はありません。 経済産業省に対する手続については、「産業保安・製品安全法令電子申請システム（保安ネット）」の稼働により、オンライン化されています。 地方自治体に対する手続については、現状ではオンライン申請（メール、もしくはシステム）を導入済みの都道府県が過半数ではありますが、利用率は低く実態としては紙をベースに審査を行うのが主流となっています。これは、（1）申請・届出の種類によっては提出書類の量が大きく異なること、手数料の収受を収入印紙で行うなど申請内容の審査等が紙を前提とした業務となっていること、（2）オンライン化に対応するための設備環境の準備が整っていないこと等が、オンライン化実現に向けた阻害要因となっています。	高圧ガス保安法	現行制度下で対応可能	規制改革実施計画（令和3年6月18日閣議決定）においては、「地方公共団体と事業者の間の手続のデジタル化に取り組むことを検討する」とされており、高圧ガス保安法の手続においても、オンライン化による業務効率の改善・手続の簡素化を通じて、業務負担軽減に繋がるようオンライン化に向けた検討を行う必要があると認識しています。 令和3年度は、まずオンライン化の実態等を把握するため、自治体（審査者）及び事業者や各種検査機関（申請者）を対象としたアンケート及びヒアリング調査を実施し、手続業務やオンライン化への意識調査、自治体側のオンライン化・システム整備の現状把握、課題等の整理を行いました。 なお、令和４年度については、令和3年度の調査結果を踏まえ、今後のオンライン化の方針等の検討を行うため、自治体、事業者、有識者等が参加する検討会を開催し、オンライン化に向けた詳細検討を行うこととしており、業務効率化に寄与するオンライン化の方針等を検討し、手続のオンライン化に向けた検討を進めて参ります。	
614	令和4年3月4日	令和5年1月20日	登記情報提供サービスにおける私人への照会番号	行政手続においては、登記情報提供サービスの照会番号制度を利用することにより、登記事項証明書の添付を省略できることになっている。これは利用者が紹介した番号を行政機関に提供することで、行政機関が無料でアクセスできるようにするものである。これと同様の方法を用いれば、利用者以外の私人に対して証明書と同じ機能を果たすことができる。法務省は登記情報提供サービスに証明文を付さない理由として、「登記官が証明をしたデータの不正な編集をデータ取得者が行うことにより，その機能が損なわれることとなります。そのため，・・・登記官が証明を付して証明書として提供することは困難です。」とする。（続く）	（承前）ならば、私人が照会番号を用いてアクセスすることにより証明書と同様の機能を果たすことができるはずである。登記記録には著作権が成立しないから、利用者が取得した情報をどのように利用するかについて制約がない。証明書を利用するのと同様の方法で登記情報を利用できるはずである。行政機関に対して提出するように、金融機関に対して提出するにも証明書と同様である。では、なぜ行政機関に対しては照会番号が利用できるのに、私人に対しては利用できないのか。登記情報提供サービスは行政手続のみのために利用する制度ではない。そもそも、登記情報提供サービスが「証明書」ではなく「閲覧」と等価な制度とされているのは、法務省が説明するように利用者がデータを改ざんすることによって証明書としての機能が失われてしまうからである。どのようにセキュリティを強化しても改ざんリスクが残る以上は証明文を付すことはできないだろう。しかし、その前提も行政機関への照会番号制度が始まったことにより崩れている。この制度により、改ざんリスクを回避して証明書同等の効果を発生させられることを法務省が認めたのであるから、私人に対しても同じサービスを提供することに問題はないはずである。法律の目的も「取引の安全と円滑」であるから、そのために証明書同等の機能を果たせるならば、より法律の目的に資するものであろう。なぜこうしたサービスを提供できないのか。現在の制度では提出者と被提出者で二重に確認しなければならず、法務局へも登記事項証明書の提出を求めてきた「登記事項証明書売上至上主義」と変わらないではないか。	商業登記ゲンロン	法務省	登記情報提供制度は，法務大臣から指定された法人において登記情報提供業務を行い、登記所が保有する登記情報をインターネットを利用して利用者が自宅又は事務所のパソコンで閲覧することができる制度であるため，提供する登記情報には認証文は付与されません（なお、登記事項証明書には登記官の認証文が付与されます。）。 照会番号とは，当該制度において，「行政機関等に対してされる申請等に関する法令の規定において申請等の書面に添付し，又は申請等の際に提出すべきこととされている書面が登記事項証明書である場合において，行政機関等の定めるところに従い，行政機関等が本制度によって送信される登記情報をもってこれに代える（ことができる）としているときに，行政機関等が当該登記情報の提供を受けるために必要な情報」をいい，一つの登記情報ごとに発番され，発行年月日と10桁の数字から成ります。行政機関等に対するオンライン申請等において登記事項証明書の代わりに照会番号を添付する申請等を受け付けた行政機関等は，この照会番号に基づきインターネットで登記情報の確認を行うことができます。また，請求する照会番号1個につきご利用種別に応じた利用料金相当額がかかります。（法務省HP （https://www.moj.go.jp/MINJI/minji25.html）又は登記情報提供サービスHP （https://www1.touki.or.jp/service/index.html#service_07）参照。）。	電気通信回線による登記情報の提供に関する法律第1条，第2条及び第4条 不動産登記法第119条 不動産登記規則第197条	対応不可	照会番号は，行政機関等における申請等のオンライン化を促進するために登記事項証明書の添付を省略するものとして設けられた制度であり，金融機関等の民間事業者における確認作業に利用されることは想定されていません。 また，登記情報提供制度で取得した登記情報を提出した者とその提出を受けた民間事業者において二重に登記情報を確認しなければならないという点については，当該民間事業者が，運用上，提出を受けた登記情報を確認すれば再度民間事業者が登記情報提供制度を利用して登記情報の提供を受ける必要はないものとすることによって解決することができる事項であり，照会番号の制度趣旨を変更し，民間事業者についても照会番号を活用することできるようにする必要があるとする理由にはならないため，費用対効果の観点から，採用することはできません。	
615	令和4年3月4日	令和4年3月25日	労働安全衛生技術試験協会の免許試験について	現状、労働安全衛生技術試験協会の免許試験の多くは「現在もしくは過去に所属していた会社の印」「職場の上長による、日本語での原本証明（直筆）」が求められる。これを全て廃止してほしい。脱ハンコ時代に逆行していることに加え、受験当時に無職であったり、受験要件となる実務経験を積んだ会社が倒産・消滅している場合そもそもその印が得られない。さらに、原本証明として「原本と相違ないことを証明する」を日本語で記載する上司が必要になる。	受験要件である実務経験を積んだ会社が現在も存続し、かつそこに在職している可能性は現代においてそれほど高くない。倒産、統廃合、転職等でその会社の印鑑を得づらい。誰もが一生同じ会社に勤めていた時代ではない。また、受験要件である各種免許証の写しに「原本と相違ないことを証明する」という文言を日本語で複数回、上司が書かないと受験できない、外資系の場合、上司が日本語話者であるとは限らず、日本語が筆記できない場合、この試験の受験すらできない事になる。実際、私の弊社の経営層はチリ、フィリピン、アメリカ、韓国といった、日本語の筆記能力を持たない者たちである。これは受験者本人の実務経験や実務能力とは全く持って関係のない事実である。また、外資系の場合、日本語の「課長」「部長」といった職階の表現がないことがある（実際に私は試験協会から上司の職名が理由で受験資格に疑義があると通告された）。試験協会が民間企業の職名を指定・強要できる理由はない。本人の能力や知識ではなく、所属している（いた）会社の存続性、所属している会社の上司の日本語筆記能力、また所属している会社の上司の職名によって受験資格が制限されうる国家試験は、個人を基本とする憲法の基本理念にすら大きく違反しているように思っています。早急に撤廃し、受験者本人の能力のみで受験でき、受験者本人のみを問う国家試験としていただきたい。	個人	厚生労働省	労働安全衛生法関係の免許試験（以下「免許試験」という。）は、労働安全衛生法に基づく指定試験機関である（公財）安全衛生技術試験協会（以下「試験協会」という。）が実施しています。受験申請の添付書類として「写」の書類を提出する場合は、「写」の書類が原本と相違ないことを確認するため、原本証明が必要です。 原本証明とは、原本とその「写」を一緒に提出し、その「写」に社長・支店長等の職名・氏名で「原本に相違ない」旨を直接記入（証明）してもらったものをいいます。 なお、免許試験の受験資格に係る事業者証明につきましては、原則として押印不要です。 受験者の利便性の観点から勤務先で原本証明することとしていますが、事業者から原本証明が得られない場合は、試験協会本部、各安全衛生技術センター、都道府県労働局又は労働基準監督署に原本と「写」を持参すれば証明を受けることができます。	なし	現行制度下で対応可能	制度の現状欄に記載のとおり、事業場以外に都道府県労働局又は労働基準監督署にて原本証明を行っています。 なお、原本証明の廃止については今後検討してまいります。	
616	令和4年3月4日	令和4年3月25日	月をまたぐ入院費の一括請求	医療技術の進歩により多くの入院治療が一週間以内と短期間で済むようになり、民間の生命保険も短期入院の給付金は領収書と明細書の添付だけで行えるようになった。しかし保険医療費の請求はレセプトが月末締めの単月請求にしか対応していないため、月をまたぐ入院だと合計の入院費が確定するのは入院日の翌々月となってしまう。一時的とはいえ入院費の出費は家計に大きな負担となっている。医療費の計算システムを改修すれば、複数月の請求は技術的に可能かと思われるので一括請求を実現していただきたい。	今年の春に急病となり短期間の入院と手術を行った。急を要するものであったので外来を受診した4月30日に即入院し5月4日に退院した。加入している生命保険会社に問い合わせたところ、1週間程度の入院であれば入院費の明細書と領収書があれば給付金が請求できるとのことだった。ところが入院した病院に請求書が欲しいと聞いたところ、4月の1日分は発行かのだけど、5月分はその月の診療報酬のトータルを計算を行う関係で6月の中旬にならないと発行できないと回答された。 退院日から1か月以上も経たないと全ての入院費が確定しないというのは時代にマッチしていない。一時的に概算払いで支払い、確定後に調整を行うなどの制度があってもいいし、究極は末締めしか対応していないレセプト制度自体を随時払いに対応させるのを実現させることかと思う。	個人	厚生労働省	保険診療において、入院費の明細書と領収書については、保険医療機関及び保険医療養担当規則第5条の2に基づき、一部負担金を支払う際に、保険医療機関から交付されます。	保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和32年厚生省令第15号）第5条の2	その他	制度の現状欄に記載のとおりです。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
617	令和4年3月4日	令和4年5月13日	失業認定を受ける際の求職実績を原則1回未満に	雇用保険の失業認定を受ける際、4週に1回の認定日前日までに2回(障害者手帳所持者は1回)以上の求職実績が求められる。実績は求人票の閲覧のみでは不可のため、ハローワークの窓口相談や説明会への参加が必須となっている。もしくは厚労省の許可を受けている民間の職業紹介事業者や人材派遣会社でのそれに参加でも代用可能だが、こうした民間事業者は主に都市部にしかないので地方ではハローワークが唯一の求職窓口となっている。4週に1度出頭すること以上にこの複数回の求職実績作りが失業認定のオンライン化を妨げている要因と思えるので見直していただきたい。	ハローワークの混雑次第で求職窓口の待ち時間は1時間以上に膨れ上がる場合がある。職業訓練やセミナーの窓口も兼ねているため、申込書を提出するだけでも同様に待たされてしまう。失業認定を行う給付窓口も待ち時間は1時間を超えてしまうことがある。予約診療という概念が無かった昔の総合病院そのものだ。このような苦行を強いられても、窓口での相談時間は10分程度だ。ただり着くまでの時間と釣り合っていない。2021年5月13日の第12回デジタルガバメントWGやその後の規制改革推進会議で失業認定のデジタル化が議論されているのは承知しているが、失業認定に至るまでのプロセスについてもしっかりと議論いただき、私たち市民にとって使い勝手が良い方への制度の見直しへとつなげて頂きたい。	個人	厚生労働省	失業の認定は労働の意思及び能力があるかの確認であり、真に就職への意欲をもち、かつ、精神的、肉体的、環境的に労働の能力を有していることが必要です。このような労働の意思を客観的な事実から判断するため、前回の失業認定日から今回の失業認定日の前日までの期間に原則として2回以上の求職活動実績を必要としているところです。 なお、求職活動実績としては公的機関等が行う求職活動に関する指導、個別相談が可能な企業説明会等に加え、求人への応募も含まれます。	雇用保険法第15条第1項、第2項、第3項、雇用保険法施行規則第22条第1項。第28条の2第1項	対応不可	4週間に2回以上の求職活動を求める趣旨は制度の現状に記載のとおりであり、これを緩和することは困難です。	
618	令和4年3月4日	令和4年5月13日	古紙由来廃プラをRPF燃料製造する際の廃棄物処理施設許可免除	紙パルプ製造企業で古紙を原料として紙を製造する際に発生する古紙由来の廃プラを自工場でRPF燃料として加工する場合は、RPF製造施設を生産工程の一部とみなし、RPF製造施設設置にかかる廃棄物処理施設の許可取得を不要としていただきたい。	紙パルプ製造企業で古紙を原料として紙を製造する際に、古紙由来の廃プラが多量に発生している。この廃プラはマテリアルリサイクルには適さず、現状では自社内の廃棄物処理許可施設(焼却炉等)での処理や外部の産業廃棄物処理業者への委託でこの廃プラ等の処理を行っている。 この廃プラをRPF燃料として自工場内で加工できれば、自社内のボイラー燃料として使用することが可能となり、化石燃料削減を見込めるが、一定規模以上のRPF製造設備は廃棄物処理の許可を取得する必要があり、環境アセスメントなどにより、許可取得まで時間と費用により、RPF製造施設導入の支障となっている。 そこで紙パルプ製造企業で発生する古紙由来の廃プラ等を原料とするRPF製造施設を導入する場合は、RPF製造施設を生産工程の一部とみなし、廃棄物処理施設の許可取得を不要としていただきたい。 要望が実現した際の効果として、 ・リサイクルによる資源の有効利用 ・製造したRPF燃料をボイラー燃料として使用することで、ボイラーで使用する化石燃料の削減 ・外部の産業廃棄物処理業者への運搬時に発生するCO2の削減	民間団体	環境省	廃棄物処理施設の設置について、①廃棄物は、不要物である性質上自由な処理に任せていると不適正処理が行われるおそれがあり、生活環境保全上の支障が生じる可能性があることや、②廃棄物処理施設は、施設の構造上の安全性・維持管理の確実性等が実行されていなければ、廃棄物が安定化・無害化されず、また、施設そのものが生活環境保全上の支障を生じさせるおそれもあります。このため、廃棄物処理施設の設置の際は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第8条第１項又は第15条第１項の規定により都道府県知事又は政令市の長の許可を受け、同法第8条の2又は第15条の2の規定による許可の基準に基づく必要があります。また、同法第8条第１項又は第15条第１項の規定で定める対象施設は、一般廃棄物処理施設については同法施行令第5条、産業廃棄物処理施設については同法施行令第7条に示しています。	廃棄物処理法第8条第１項、第15条第１項並びに同法施行令第7条 廃棄物処理法施行令第5条、第7条 「「規制改革・民間開放推進3か年計画」（平成16年3月19日閣議決定）」において平成16年度中に講ずることとされた措置（廃棄物処理法の適用関係）について（通知）」（平成25年3月29日付改正　環廃産発第13032911号）	現行制度下で対応可能	RPFは原材料を圧縮固化することで製造されるが、RPFを製造する圧縮固化施設のみを設置する場合には、廃棄物処理法に基づく施設設置許可は不要です。なお、圧縮固化施設に付随して、一定規模以上の廃プラスチック類の破砕施設や汚泥の脱水施設等の同法施行令第7条に規定する施設を設置する場合は、施設設置許可を要しますが、通知（「「規制改革・民間開放推進3か年計画」（平成16年3月19日閣議決定）において平成16年度中に講ずることとされた措置（廃棄物処理法の適用関係）について」）第二の汚泥の脱水施設設置に関する要件を満たす場合には施設設置許可は不要となります。	
619	令和4年3月4日	令和4年5月13日	使用済み割り箸リサイクル(製紙原料)に伴う一般廃棄物規制の免除	紙パルプ製造企業では、これまで廃棄物リサイクルの重要性や資源枯渇の問題などの環境教育の一環として、住民、学校、行政と一体となり、家庭等で発生した使用済み割り箸を製紙原料としてリサイクルし、資源として再生する活動を行っており、地方自治体と協同でリサイクル活動を行っている企業や、過去の環境白書で割り箸リサイクルが記事に取り上げられた企業がある。しかし使用済み割り箸は地方自治体によっては一般廃棄物と判断される場合もある。割り箸リサイクル回収を一般廃棄物の規制から免除することで、資源の有効活用と焼却回避によるCO2排出削減を推進したい。	使用済み割り箸は地方自治体によっては一般廃棄物と判断されるケースも考えられる。その場合は廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、地方自治体の一般廃棄物処理施設での焼却処理を行うこととなるため、その地域住民などがリサイクルに関心があっても、その地域の使用済み割り箸はリサイクルできない状況となっている。そこで紙パルプ製造企業自身が製紙原料として割り箸リサイクル回収を行う場合は、これに伴う広域回収を行う際の収集運搬について一般廃棄物の規制の免除を明確化するように規制改革を要望する。要望が実現した際の効果として、 ・リサイクルによる資源の有効利用 ・一般廃棄物として焼却する際に発生するCO2の一部削減 ・使用済み割り箸リサイクルの認知度向上に伴う、割り箸使用率向上で、プラスチック系フォーク等の削減促進	民間団体	環境省	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）においては、産業廃棄物以外の廃棄物を一般廃棄物といい、生活環境の保全及び公衆衛生の向上という法目的のために必要な規制を行っています。廃棄物は、取引価値がないこと等により不要であるために放置されるなどぞんざいに扱われ、それが原因で生活環境保全上の支障を生じる可能性を常にもっているため、リサイクル可能物を含め、不要物全体を廃棄物として制度的な管理の下に置き、その移動や保管その他の取扱いそのものを管理する必要性があります。 例えば、一般廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行おうとする者は、例外となる場合を除き、当該業を行おうとする区域を管轄する市町村長の許可を受けなければなりません。	廃棄物処理法第2条、第7条第１項、第6項	対応不可	左記「制度の現状」のとおり許可に関する規定は、一般廃棄物の処理を業として行おうとする者に対して必要な規制を加え、生活環境保全上の支障が生じないように一般廃棄物の適正な収集、運搬及び処分を確保するためのものです。 御提案にあるような、製紙原料として割り箸リサイクル回収を行うことのみをもって、許可と同等に適正な収集、運搬又は処分が確保されるとはいえないため、規制を免除することはできません。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
620	令和4年3月4日	令和4年3月25日	申請書への押印廃止の代替手段として携帯電話による本人確認を加えること	政府の押印廃止方針のもと、押印不要化・Eメールの許容・電子署名の促進が進められている。形式的な押印を廃止することには全面的に賛成である。しかし、書面申請において押印を廃止しただけでは本人確認がされないことに変わりない。より便利に、より真実性のある手続への移行を目指すべきである。すなわち、印鑑証明書を付さない押印が電子署名によって代替されるならば本人確認が確実に行われるけれども、電子署名をすべての手続で必須とすることはできない。そこで、登録時に本人確認がされている携帯電話(SMS)を利用して、簡易な本人確認手段とすべきである。(続く)	(承前)電子商取引では一般的に用いられている方法であり、多くの国民が利用可能である。電子署名が印鑑証明書の代用であるならば、同一性を証する認印の代用という位置づけになる。行政手続が印鑑証明書が必要なものと不要なものという二極化することは好ましくない。手続の重要性にあわせて本人確認の方法を柔軟に選択できるようにすべきである。	商業登記ゲンロン	デジタル庁	デジタル庁では「行政手続におけるオンラインによる本人確認の手法に関するガイドライン」(平成31年2月25日CIO連絡会議決定)を策定しているところです。	なし	検討を予定	「行政手続におけるオンラインによる本人確認の手法に関するガイドライン」はオンラインでの本人確認に対する考え方及び手法をまとめたものであり、その運用についてはそれぞれの制度所管の省庁が個別に判断することになります。ご提案の本人確認手段として携帯電話(SMS)を利用するかどうかも、その手続きの所管省庁が判断することになります。 しかし、SMSを利用した多要素認証は、国際的に安全性が疑問視され他の手法への移行が急がれており、国内でもSMS認証代行業者による危険性について、警察庁が下記の広報を行っております。 "犯罪インフラ化するSMS認証代行への対策について"(https://scan.netsecurity.ne.jp/article/2021/04/26/45581.html) またデジタル庁において、包括的データ戦略を踏まえたトラスト基盤の整備に向けて「トラストを確保したDX推進サブワーキンググループ」を開催し、トラストサービスのニーズ調査や身元確認保証レベルの分類等について検討を行っているところです。	
621	令和4年3月4日	令和4年3月25日	賭博罪の成立要件を明確化すること	平成12年の県警本部長が管区局長と麻雀をしていた問題で、3月14日の参議院法務委員会において、当時の警察庁審議官は、「本部長が購入をした図書券を満貫以上の役で上がった場合に景品として一枚が配られた」「それ以外の日にそれ以外の場所でどのようなことをしていたのか、マージャンをする場合にどのようにしているのかということについては、聴取をしていない」と答弁している。すなわち、参加者の1人が金品を提供した場合は賭博罪が成立しないとする。そうであれば、金品を提供して勝った者が受け取るルールを、上記参加者が交替で負担した場合も賭博罪が成立しないということでよいのか。(続く)	(承前)この例でいえば、1回目は本部長が2万円分の図書券を提供しているが、2回目は管区局長が、3回目は生活安全部長が、4回目は生活安全企画課長がそれぞれ同額の図書券を提供した場合である。警察はこの可能性について検討することなく、当日以外のルールについては捜査していない。とすれば、この方式に従う限り賭博罪も常習賭博罪も成立せず、「図書券を満貫賞として使ったということしか出てまいりませんので、それ以上のことはいかんとも判断しがたい」として捜査の対象にならないという解釈でよいか。近年、賭博罪の適用について、行為者が検察官である場合と民間団体である場合とで、「社会の実情から必ずしも高額とは言えない」同一のルールであっても法の執行に食い違いが見られる気がする可能性があり、国民に対して明確にしておくべきである。	商業登記ゲンロン	警察庁 法務省	犯罪の成否は、個別事案ごとに、捜査機関により収集された証拠に基づき個別に判断されるべき事柄ですので、お答えすることは困難です。	刑事訴訟法第247条等	その他	制度の現状欄に記載のとおりです。	
622	令和4年3月4日	令和5年1月20日	被担保債権登録法をつくり、抵当権を一括して手続できるようにすること	複数の登記所管轄にまたがる抵当権を設定する場合、登記所ごとに申請書を作成し、登記原因証明情報を添付することになる。被担保債権が弁済され、抵当権を抹消する場合も同様である。これは抵当権が設定される不動産が手続の基準になっているため、登記所ごとに同じ手続が繰り返されることによる。そこで、前段階として被担保債権を登録制にし、その登録手続において抵当権設定者の同意書を添付することにより、登録された情報をもとに、各登記所の登記官が職権で抵当権設定登記を行う制度を導入すべきである。 抹消登記については、被担保債権が消滅すれば附従性により抵当権も消滅するため、登記申請が不要になる。	改正不動産登記法70条の2が解散法人を担保権者とする抹消手続を定めているように、被担保債権が消滅しても抵当権がそのままになっている場合がある。これは抵当権抹消登記も担保権者と所有者が共同して申請しなければ抹消できないのが原則になっているからである。すなわち、相続と同様の「登記未了問題」が起きている。管轄を異にする抵当権の設定では、登記所ごとに順番に申請して共同担保目録を作成するため、多くの手間と時間がかかっている。平成16年の「登記情報システム業務・システム最適化計画(案)」では、「次期システムにおいては，管轄を異にする共同担保目録の一元管理等及びその処理を可能とする機能を実現する。」としているが、未だに実現していない。これらの問題は、1つの債権で多数の物権関係が生じていることに起因するものである。したがって、その原因である債権関係をについて手続すれば、物権関係については自動で処理できる。不動産ごとに共同担保関係を明らかにする必要があるから登記所ごとに共同担保目録を作成するのであって、被担保債権に担保不動産を登録するならば、目録は1つで済む。また、金融機関の合併や債権譲渡があった場合も、被担保債権ごとに一括して手続することによって迅速な対抗要件の具備が可能になる。行政手続全体としてみれば、不動産登記制度は実体関係に踏み込まない形式的審査権と言われてきたが、原因事実となる債権関係は住宅ローン減税等の行政手続と一体化することができる。その結果、不動産登記は実質的に実質的審査権を備えることになり、登記の真実性も高まるであろう。	商業登記ゲンロン	法務省	不動産登記の事務は、不動産の所在地を管轄する法務局若しくは地方法務局若しくはこれらの支局又はこれらの出張所がつかさどることとされています。	不動産登記法第6条第1項	対応不可	不動産登記の事務は、不動産の所在地を管轄する法務局若しくは地方法務局若しくはこれらの支局又はこれらの出張所(以下「登記所」という。)において取り扱っており、権利の対象となる不動産が、複数の登記所の管轄に属するときは、それぞれの登記所に登記の申請をする必要があります。また、このようなことを前提として、登記記録は、表題部、権利部(甲区及びZ区)に区分して編成することとされています(不動産登記規則第4条)。 御提案は、抵当権の被担保債権に着目し、当該被担保債権ごとに権利を登録することにより、登記所の管轄にかかわらず一括して登記を可能とする方法に係るものと思われますが、上記のとおり、不動産登記は、その不動産の所在ごとに管轄を定め、不動産ごとに登記記録を編成して権利関係等を公示することとしており、このような公示制度と相容れず、御提案にある被担保債権の登録制度を設けることは、利用者の困難を招くことが懸念されるとともに、登記所における事務量も増加するものであり、実現することは困難です。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
623	令和4年3月4日	令和4年3月25日	電子版官報を政府が発行すること	官報を「購読」するには有料の申込手続が必要である。インターネット版官報は直近のもののみ無料だが、それ以降は有料である。そして、インターネット版官報については国立印刷局が一部の著作権を主張している。すなわち、法令上の位置づけでは未だに印刷物が基準になっている。「デジタル・ガバメント実行計画」においても、「法人デジタルプラットフォームの整備」として「民間等からニーズの高い情報（行政保有の各法人の財務情報や官報掲載情報等）の拡充を図る」とするのみである。なぜ官報は電子化されないのか。国民に対して通知する機能を徹底するならば、希望者にメール配信するのが筋ではないか。	官報そのものには著作権が成立しないならば、政府がオンラインで公開することができるはずである。省庁はそれぞれのウェブサイトにおいて大量のPDFファイルを公開しており、官報の担当部署が同様の方法でアップロードすることにどのような問題があるのか。しかも、日本政府の将来像を提示した「デジタル・ガバメント実行計画」においても、官報のデジタル原本化は記載されていない。結局、紙が原則なのか。国立印刷局が官報を見やすく編集するのは自由であるし、それを有料公開するのも自由である。しかし、政府が国民に対して知らせるのに、政府自身は紙しか出さないのでは、政府のデジタル化の方針に反している。国立印刷局が有料公開しているから政府はやらないというのは、ただの利権温存ではないか。	商業登記ゲンロン	内閣府	インターネット版「官報」は内閣府からの業務委託により、独立行政法人国立刷局が実施しております。 平成15年7月15日より無料公開しており、直近30日分の記事は全ての記事を公開し、30日以降は告示以降の記事の公開を停止しております。 告示以降の公開を停止する理由は、告示等には個人情報等が記載されていることに対する配慮のためです。	なし	その他	制度の現状欄に記載のとおり、告示以降の掲載を停止しているのは、個人情報への配慮のためです。	
624	令和4年3月4日	令和4年3月25日	捕獲した特定外来生物を運搬・飼育禁止を食用に供する場合に限り一定期間緩和すること	特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律は「特定外来生物の飼養、栽培、保管又は運搬」を「飼養等」と定義し、特定外来生物の飼養等を禁止している。そして施行規則には飲食店営業の除外規定がある。他方、捕獲した個人が食用に供するために生きたまま持ち帰ることが禁止される。しかし、捕獲した淡水魚から体内の泥を排出させるために短期間の飼育をしても法の趣旨に反しないと考える。逆に特定外来生物のみ泥抜きを禁止することで釣り人が捕獲を敬遠し、駆除が進まないリスクを考慮すべきである。そこで、食用に供する場合のみ、生きたままの運搬と1週間程度の飼育を禁止規定から除外すべきである。	環境省が作成した釣り人用のパンフレットも「釣ったオオクチバスなどは、釣り大会終了後は生きたまま保持することはできません。」、「釣ったオオクチバスなどを生きたまま、湖周道路など釣った湖沼・河川の外に持ち出したり、釣った湖沼や河川の一定水域以外の湖沼・河川に運んだりすることはできません。」としている。生きたまま運搬を禁じる趣旨は他の河川等への放出を予防するためであろう。たしかにそうしたリスクはあるものの、それは放出行為そのものを禁止し罰則を強化することによるべきである。法律の目的において「国等による特定外来生物の防除等の措置を講ずる」としているが、行政機関のみで特定外来生物の防除することは高コストであり、国民が生態系維持についての意識を高める阻害要因となるだろう。むしろ「防除等」の定義に個人による捕獲、消費を含めることにより、法律の目的を達成すべきではないか。	商業登記ゲンロン	環境省 農林水産省	特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（以下「外来生物法」といいます。）においては、特定外来生物による生態系、人の生命若しくは身体又は農林水産業に係る被害を防止することを目的として、特定外来生物の飼養、栽培、保管又は運搬（以下「飼養等」といいます。）、放出、輸入その他の取扱いを規制しています。 なお、上記の規制の対象は生きているものに限るとされています。 また、食品衛生法に基づく許可を受けた飲食店については、食用に供するために、特定飼養等施設とともに譲り受け、当該施設内において保管をする行為について除外規定が設けられています。	特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第１条、第２条第１項、第２条第２項、第４条、第９条 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則第２条第18号	対応不可	「食用に供する場合のみ、生きたままの運搬と1週間程度の飼育を禁止規定から除外」することについては、個別の事案について真に「食用に供する場合」に該当するかを判断することが困難であり、「食用に供する」と偽って保管・運搬され他の水域に放出されるなどの行為を防ぐことが実態上困難となり、法の実効性が著しく失われ生態系等に係る被害が拡大するおそれが高いことから、本提案について受け入れることはできません。 従って、捕獲した個体を食用に供する場合は、その場で殺処分した上で保管や運搬を行うようお願いいたします。 なお、提案理由において御指摘のあった「放出行為のそのものの禁止」については、既に外来生物法第９条において特定外来生物の放出等の禁止が定められており、同条に違反した場合には、同法第32条第３号において、３年以下の懲役又は300万円以下の罰金に処すと定められております（これは、同法第４条に違反して飼養等を行うのと同等以上に重い罰則となります。）。 また、飲食店に係る除外規定については、食品衛生法に基づく許可を受けている場合に限られており食用に供することが一定程度担保されていることから特例的に除外されているものであり、また、野生個体を捕獲して持ち帰る場合は対象となりません。	
625	令和4年3月4日	令和4年3月25日	拡声器を用いて営業を行う移動販売を統一的に規制すること	「2本で1000円」を謳いながら販売時に高額の代金を請求するさおだけ屋、不用品の無料回収を謳いながら高額の引取料を請求したり回収した物品を不法投棄する回収業者等については消費生活センターなどが注意を呼びかけている。こうした業者を規制するため、拡声器を使用して営業を行う場合は使用する自動車のナンバーを登録させ、誰もがインターネット上で登録ナンバーを検索して、許可を得た適法な業者であることを確認できるようにすべきである。また、違法な営業活動を行う業者に対しては重い罰則を科すことによって警察が速やかに対応できるように、詐欺被害を未然防ぐ体制を構築すべきである。	このような業者については取引段階で各種規制を行っても、そもそも義務規定が遵守されないため、詐欺や脅迫に近い契約が結ばれ、報復を恐れた消費者が泣き寝入りする問題がある。他方、騒音に対する市民意識が高まったとはいえ、過疎地域では移動販売を必要とする場合もあるだろうから、一律に禁止することは妥当でない。また、移動販売等の手続を市区町村で行う場合は管轄を越えて活動を行う問題がある。そこで、登録業者を国が一元的に管理し、インターネット上で適法な業者を検索できる仕組みを作るべきである。たとえ詐欺や脅迫を行う業者であっても、自動車のナンバープレートを外して道路を走行することはないであろうから、販売許可証等ではなく使用する自動車のナンバープレートを基準にすべきである。これによって申請した営業時間や営業目的等を検索、表示すれば、より合理的な規制が実現すると考える。	商業登記ゲンロン	消費者庁	特定商取引法では、販売業者又は役務提供事業者が、訪問販売をする場合の商品若しくは特定権利の販売条件又は役務の提供条件についてのルールを定めています。事業活動に当たって参入規制はありませんが、一定の行為規制があり、悪質な違法行為には既に罰則が科されています。	特定商取引法	その他	いただきましたご提案については、規制の費用対効果を踏まえて検討する必要があると考えられるところ、ご意見としてお伺いさせていただきます。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
626	令和4年3月4日	令和4年3月25日	権限のない者が国の機関を名乗ることを禁止すること	架空請求の差出人に「法務省○○センター」などと表示されているため、法務省は「法務省の名称等を不正に使用した架空請求に関する注意喚起について」と呼びかけている。法務省の説明には「○○法に違反しています」等の文言がないため、私人が権限なく行政機関の名を騙ることを禁止する法令がないものと推測する。そこで、私人が行政機関と誤認させる名称を用いることを禁止し、違反者に対して罰則を科すべきである。	刑法の公文書偽造罪の保護法益は、行政機関等が作成した文書に対する公の信頼であると考える。文書を基準にすれば公文書に似せることが問題であって、一見して公文書でないと判断できるものは除外されるであろう。罪刑法定主義の見地から制限的に解釈されるべきだが、架空請求のように、不特定多数の者に対して公文書もどきを送付し、送付を受けた一部の者をその文書が公文書であると誤信させる行為に対しては無力である。軽犯罪法には「官公職、位階勲等、学位その他法令により定められた称号若しくは外国におけるこれらに準ずるものを詐称し、又は資格がないのにかかわらず、法令により定められた制服若しくは勲章、記章その他の標章若しくはこれらに似せて作つた物を用いた者」とする規定があるが、架空の部署名が「官公職」に当たるのか、仮にそうであっても罰則が「拘留又は科料」では抑止効果を期待できない。警察官と接触しただけで公務執行妨害罪とされるこの国において、行政機関の名を騙った郵便物が適法に配達されているのは、あまりに不均衡である。詐欺罪の既遂・未遂以前の段階で犯罪行為として摘発できるよう、無権限の者が行政機関の名を騙る行為を禁止すべきである。	商業登記ゲンロン	法務省	公共機関の職員等を名乗って被害者を信じ込ませる特殊詐欺の手口が問題となっていますが、一般に、人を欺いて財物を交付させる行為は、刑法の詐欺罪に該当し、捜査機関による捜査の対象となり得るところ、法務省に対して、御指摘のような架空請求に係る問合せがあり、差出人が「法務省管轄支局」の場合には、架空請求であることを教示したり、最寄りの警察署に情報提供するように御案内させていただいています。 また、法務省では、御指摘のような法務省をかたる架空請求による被害を防止するための取組として、法務省ホームページ、法務省公式ツイッター、官邸LINEと官邸メールマガジンでの被害防止の啓発や、大臣から報道機関に対し、被害防止に向けた情報発信について協力依頼を行ったほか、法務省の名称等をかたる架空請求の対処方法等を法務省ホームページに掲載等しています。	刑法第２４６条	現行制度下で対応可能	制度の現状欄に記載のとおりです。	
627	令和4年3月4日	令和4年5月13日	国税のクレジットカード納付に自動引落を認めること	国税庁のQ&Aによれば、クレジットカード払いは継続的な手続ではないため、その都度支払いをする必要がある。 現在は登記手続における登録免許税の納付方法として認められていないが、登記手続こそクレジットカード払いを認めるべきであり、そのためには自動引落が必要になる。現在の制度では申請時に納付することになっているが、法文上は「登記等を受ける時」であり、登記完了直前に納付されていればよい。しかし、登記完了直前に通知をして納付をさせることは手続の遅延を招くことになる。そこで、納税者である申請人が自動引落手続をすることで、カード会社の立替払いにより直ちに納付する仕組みを作るべきである。	提案300914014では、登記完了直前に納税通知を申請人にして、納税されたことを確認してから登記する意見が出されている。これに対して法務省は、 「登記の完了までに相当な時間を要することとなり，取引の安全と円滑に資する不動産登記法の目的の実現に支障を来すおそれがありますので，困難であると考えます。」 としている。すなわち、ネックとなるのは納付までの時間である。自動引落であれば振替納税であるが、これは即時性に欠ける。他方、クレジットカード払いも、通知後に納付するのでは遅すぎる。そこで、クレジットカードの自動引落を認めることで、この手続を可能にするべきである。この提案でも指摘する通り、固定資産税評価額を基準とする現在の運用では、申請人が評価額の証明をしなければならない。しかし、そもそも登録免許税は自動確定の国税であり、申請人が課税価格を証明する必要はないはずである。加えて、行政手続の簡素化の流れでは、自動確定といえども申請人に税額計算を求めることは申請障害となるし、無駄な補正や還付手続の原因となるため、可能な限り行政側で処理すべきである。また、代理人申請で過誤納を還付する場合、代理人に還付することは還付金横領の問題が起こりうるし、本人に還付するにしても、代理人が立替えていれば不当利得となる。この問題を解消するには、代理人が申請する場合でも、本人が直接納付する仕組みを作ることである。そして「自動確定」した納税額を通知し、電子的な意味で直ちに納付することにより、手続が遅延することなく処理される。これが可能になるのは、クレジットカードの自動引落のみであろう。	商業登記ゲンロン	法務省 財務省	【法務省】 登記機関は、登記等をするときは、当該登記等につき課されるべき登録免許税の額の納付の事実を確認しなければならないこととされています。 登記等を受ける者が不動産登記法（平成16年法律第123号）等の規定に基づき電子情報処理組織を使用して当該登記等の申請を行う場合等には、登記等を受ける者は、当該登記等につき課されるべき登録免許税の額に相当する登録免許税を、電子納付することができます。 【財務省】 国税のクレジットカード納付は、インターネット上でのクレジットカード支払の機能を利用して、国税庁長官が指定した納付受託者へ、国税の納付の立替払いを委託することにより国税を納付する手続です。 なお、国税のクレジットカード納付は、納付受託者が運営している外部サイトでの納付手続となることから、その都度、クレジットカード情報等の入力を行っていただくこととしています。	【法務省】 登録免許税法（昭和４２年法律第３５号）第２１条、第２２条、第２４条の２、第２５条 【財務省】 国税通則法第34条	【法務省】 その他 【財務省】 その他	【法務省】 登録免許税のクレジット・カード納付の導入については、登録免許税法等の関係法令の整備状況も踏まえ、費用対効果を考慮しつつ、慎重に検討を行ってまいります。 【財務省】 国税のクレジットカード納付は、登録免許税の告知分（国税通則法第36条）のみ納付が可能であり、印紙を貼り付けて納付するなどの税目は対象となっておりません。 なお、各省庁等に対する登記・登録等の申請・届出等手続に伴って納付を行っている登録免許税については、申請・届出等手続を所管する各省庁等にご確認願います。	
628	令和4年3月4日	令和4年3月25日	あん摩マッサージ指圧師の養成施設の新設に関して（健常者対象）	健常者対象のあん摩マッサージ指圧師の養成施設の認可を求めます。	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（以下、あはき師法）により50年以上に渡り「健常者」対象の国家資格のあん摩マッサージ指圧の養成施設は認可されていません。そのため、あん摩マッサージ指圧師が国家資格で有ることが、忘れられて「整体」といった医業類似行為者が、その業に類似した事を行い、視覚障害者のみならず、あん摩マッサージ指圧師の業を圧迫しております。国家資格保持者の業の保護の観点やあん摩マッサージ指圧師が国家資格であることを世間に認知してもらうために、上記の事を提案致します。現在、あん摩マッサージ指圧師の養成施設の非認定訴訟の取り消し訴訟が最高裁に上告中であることは存じております。仮に司法の判断があはき師法の１９条の養成施設の新設を制限する事が合憲であったとしても、視覚障害者を保護しつつあん摩マッサージ指圧師の養成施設の新設を条件で認めるという行政の良識ある判断を希望します。あん摩マッサージ指圧師の将来のために協力出来る事はなんでも協力します。私は、はり師きゅう師を養成する施設の現役の教員で、厚労省が運営する視力障害センターの元厚生労働教官です。協力出来ること、ご不明な点のご連絡をお待ちしております。	個人	厚生労働省 文部科学省	あんまマッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律附則第19条においては、当面の間、文部科学大臣又は厚生労働大臣は、視覚障害者であるあん摩マッサージ指圧師の生計の維持が著しく困難とならないようにするため、必要があると認めるときは、健常者を対象とするあん摩マッサージ指圧師の養成学校の新設や定員増を認めないことができると定められています。	あんまマッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律附則第19条	対応不可	当該規定が違憲であるとの訴えがなされたところ、令和４年２月７日最高裁判所第２小法廷は、わが国における視覚障害者の就労実態をふまえ、今なおあん摩マッサージ指圧師の分野においては視覚障害者の就業を保護する必要性があり、そのためには晴眼者のためのあん摩マッサージ指圧師の養成課程の新設を制限することを定めた同規定は憲法２２条に反しないと判示したため、対応は出来ません。	
629	令和4年3月4日	令和4年3月25日	視覚障害者の教育の教員資格に係る緩和り（理療科に関して）	視覚支援学校の理療（あん摩マッサージ指圧はりきゅう）の教育において「盲学校特殊教科教諭免許状」がなくても晴眼者の学校の教員資格で教諭になれるようにすること。	視覚支援学校において理療科の教科を担当する者には、盲学校特殊教科教諭免許状が求められますが、同じ視覚障害者の就労教育を行っている厚労省の国立障害者リハビリテーションセンターの自立支援局において「あん摩マッサージ指圧師はり師きゅう師」の資格取得の就労教育を行っている教官には晴眼者の養成施設の教員と同じ資格しか必要とされておりません。また、県によっては盲学校特殊教科教諭免許状がなくても臨時免許で対応しているようです。資格要件緩和により幅広い人材が教育に携われるものと思い提案します。私は厚労省の運営する国立視力障害センターの元厚生労働教官です。何かご不明な点等あればご連絡下さい。お待ちしてます。	個人	文部科学省	教育職員免許法の規定により、特別支援学校の教員は相当する免許状を有する者でなければなりません。 教科の領域の一部を担当する場合は特別非常勤講師制度を用いて教職課程を経ていない方も「理療」を担当することができます。 公立学校教員採用試験において免許状を有しない社会人等を対象として社会人特別選考を実施し、専門的な知識・技能を有する社会人等に対して特別免許状を授与する等の取り組みを行っている教育委員会もあります。 特別支援学校自立教科教諭（理療）の免許状については、「あん摩マッサージ指圧師免許」「はり師免許」「きゅう師免許」をすべて有している場合は、文部科学大臣が指定する特別支援学校の教員養成機関の理療科に1年以上在学したことをもって取得が可能です。	教育職員免許法施行規則	現行制度で対応可能	教員免許制度は、公教育を担う教員の資質の保持・向上とその証明を目的とする制度であり、特別支援学校教諭免許状取得のためには、小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教育に関する内容や「特別支援教育に関する科目」について学修することで、特別支援学校教諭に求められる資質能力を身に付けることが重要であると考えています。そのため、「学校教育法（昭和22年３月31日法律第26号）」で規定される特別支援学校の教員は教員免許状を有する必要がございます。 したがって、「厚生労働大臣の指定したあん摩マッサージ指圧はりきゅう教員養成機関を卒業した者」の資格をもって特別支援学校の教員となることはできませんが、免許状を持たずに教科の領域の一部を担当することができる特別非常勤講師制度を活用して特別支援学校で「理療」を担当することができます。 なお、教科に関する専門的な知識経験又は技能を有すると認められるなど優れた知識技能等を有する方が、教育委員会の審査をもって特別免許状を取得することや「あん摩マッサージ指圧師免許」「はり師免許」「きゅう師免許」をすべて有している場合、文部科学大臣の指定する特別支援学校の教員養成機関の理療科に1年以上在学したことをもって特別支援学校自立教科教諭（理療）の免許状を取得することが可能です。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
630	令和4年3月4日	令和4年3月25日	ハローワークインターネットサービス上での求職者登録	オンライン上で求職登録が完結できるようになったが、過去5年以内にハローワークの利用履歴のある人はそれが使えず、窓口に出向いたうえで紙での求職登録を求められる。またそうした人が求職者マイページを使いたい場合、ログインに必要なメールアドレスを紙に記入しハローワーク職員による手入力が必要となる。個人情報の一つともいえるメールアドレスを職員とはいえ第三者に紙で伝えるのはプライバシーリスクが大きい。他方で日本年金機構の「ねんきんネット」では窓口はアクセスキーの発行にとどめて、その後の登録作業は利用者に委ねている。マイナポータルとの連携も含めて利用者目線での使いやすいシステムにしてもらいたい。	ハローワークインターネットサービスの求職者マイページの開設(登録)方法は当該HPにて案内している。 https://www.hellowork.mhlw.go.jp/member/mem_establish.html この中でオンライン上での求職登録は可能だが全機能の利用は窓口相談が必須の旨が書かれている。つまりはオンライン登録者でも一度はハロワ窓口へ赴かなければならないこととなる。リモートで採用活動が完結し、実地で面談する必要性が薄れている中でのこの仕組みは時代に逆行していると言える。またメールアドレスを紙に書かせること手作業で登録することは、プライバシーリスク以外にも迷惑メール対策で長い文字数のアドレスであったり、ドットやハイフン、アンダーバー等の記号が含まれるアドレスで打ち間違えが起こる。そうしたものにハロワ職員がすべて対応可能なのか甚だ疑問だ。	個人	厚生労働省	【ハローワークインターネットサービスからの求職申込み】 過去5年以内にハローワークをご利用になられた方の求職申込みについても、新たにハローワークインターネットサービスから求職情報を入力してお申し込みをいただくことができます。 また、求職者マイページを開設していただくことにより、一定期間内において過去の求職登録が無効になっていても、マイページ上で窓口等で登録することなく再度有効に切り替えることができます。 【ハローワークを利用中の方のマイページ開設】 ハローワークをご利用されている方がマイページを開設する場合は、本人確認の上でアカウントのメールアドレスを窓口等で登録いただき、そのアカウントと既存の求職記録をハローワークで紐付けてマイページを開設しています。	－	上段は現行制度下で対応済み 下段は対応を検討	ハローワークを利用中の方のマイページ開設(アカウントのメールアドレスの登録)については、今後のシステム改修などの機会を捉えて、予算の範囲内で改善を検討してまいります。	
631	令和4年3月4日	令和4年5月13日	会社印鑑カードのICカード化	現在は磁気カードである会社の印鑑カードをIC式に改める。紛失等による再発行は有料化する。別件提案の通り、現在は代表者の生年月日に固定されているパスワードを任意に設定できるように改める。パスワードが変更可能なIC式カードにすることによって、はじめてコンビニ発行に対応することができる。	縦割り110番での印鑑証明書のコンビニ発行の提案に対して、法務省は「慎重に・・・検討を行ってまいります。」という回答で統一しているようである。しかし、現在の磁気カードでは容易に偽造できるため、コンビニ端末で発行できるはずがない。法務局に置かれている端末は「発行請求機」であり、偽造が容易な磁気式であるために、窓口でカードの刻印を目視して確認する手続を踏んでいる。磁気カードの危険性については、金融庁が平成17年に「偽造キャッシュカード問題に関するスタディグループ」を立ち上げているように、今更の問題である。別件提案で指摘したとおり、生年月日に固定されるパスワードに至っては論外であろう。逆にいえば、旧式の技術仕様になっているからこそ窓口でのカード確認というマンパワーを必要とし、結果として「手数料」が高止まりする構造になっている。その上、現在ではインターネットを通じてカード刻印機を容易に入手できるようになったため、磁気カードの最後の砦である目視による確認も当てにならない。偽造カードの材料としてのカードは紛失したといえば、窓口で無料交付される。制度設計がどうしようもなく古い。電子認証や公証人による認証ではおそろしくセキュリティを強調するのに、なぜ印鑑カードについてはこれほどザルなのか？慎重に検討している場合ではない、ということが分かってないことが問題であろう。	商業登記ゲンロン	法務省	印鑑の提出をした者は、印鑑カードの交付を請求することができ、当該請求があった場合には、登記官は磁気帯付きの印鑑カードを作成して、申請人に交付することとされています。	商業登記規則第９条の４、第９条の５	その他	登記所が発行する印鑑カードには、特殊技術を用いて作成された偽造や変造が困難なホログラムをその表面に貼付し、高い偽造防止策を講じていることから、セキュリティ上の観点よりICカードに変更するまでの必要性はないものと考えます。また、印鑑カードの再発行を有料化することについては、制度の趣旨や利用者の利便性等の観点も踏まえて検討すべき問題であると考えます。なお、印鑑カードには、パスワードの設定はされていません。	
632	令和4年3月4日	令和4年5月13日	会社が役員辞任の登記を申請しない場合は当該役員の申出により役員変更登記すること	会社と役員との関係は委任契約である。委任契約は当事者がいつでも解除できる。「また，株式会社の役員の変更の登記は，登記の事由が発生した時から，本店の所在地において，２週間以内にしなければならないとなっています（会社法第９１１条）。」（https://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_00091.html#915条だと思うが。しかし、会社が役員変更登記を申請しない場合、当該役員は訴訟によらなければならない。そこで、辞任する役員が内容証明郵便で辞任を意思を表示し、2週間を経過したときは、当該役員の申出に基づき、登記官が職権で辞任の登記をするべきである。	役員には会社に対する損害賠償義務が定められており、その義務は、辞任しても登記をしなければ第三者に対抗できない。しかし、役員変更登記を申請するのは会社であって、辞任した役員ではない。そのため、役員辞任を登記させるためには訴訟を提起しなければならず、膨大な費用が必要になる。これは役員就任時には予測できない問題であり、どのような会社でも起こり得ることである。このようなリスクの存在により、役員就任を躊躇する場合も否定できず、優秀な人材を招聘できないことにより国家の経済効率が低下する可能性れがある。そこで、内容証明郵便により辞任の申し出をした役員は、到達の日から2週間を経過した後、管轄法務局に対して役員変更登記の申し出ができるようにすべきである。役員変更登記で課される登録免許税については、義務違反に対する過料に上乗せすればよい。また、機関設計の変更登記が必要であれば役員の権利義務が存続することになるが、その場合は株主が後任者を選任するか機関設計を変更するかの判断を定時総会ですればよいため、辞任の意思表示が到達後に開かれた定時総会から2週間を経過した日から申し出ができるようにすべきである。この場合は当該役員の辞任によって発生する機関変更をも職権で行い、それにかかる登録免許税を過料として上乗せすればよい。この方法は、不動産登記において、根抵当権者からの確定請求と、元本確定登記の単独申請を定めた経緯に類似する。本来は設定者との共同申請であるが、不良債権処理という名目のもと、内容証明郵便を用いることにより、特例として単独申請を認めたものである。役員変更には義務違反がある。	商業登記ゲンロン	法務省	会社の登記は原則として会社の代表者が会社を代表して申請することとなります。なお、取締役を辞任した者は、なお積極的に取締役として対外的又は内部的な行為をあえてした場合を除いては、辞任登記未了であることにより、その者を取締役と信じて会社と取引をした第三者に対しても商法第２６６条／３第１項前段（昭和５６年法律第７４号による改正前のもの。現行の会社法第４２９条第１項）にいう取締役としての責任を負わない（最判昭６２・４・１６）とされています。	会社法第３４９条第４項 商業登記法第１４条	事実誤認	制度の現状欄に記載のとおりです。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
633	令和4年3月4日	令和4年5月13日	株式会社の定款規定における株主総会での代理人資格の制限を制限すること	株主は株主総会に出席する代理人を選任することができる。しかし、最高裁判決で代理人資格を株主に限定する定款が有効とされたため、多くの会社でその旨の定款が定められている。この定款規定には2つの制限が必要である。 1.公開会社では潜在的に誰でも株主となれるため、代理人資格を制限しても意味がない。そのため、非公開会社に限って認めるべきである。 2.株主が2人のみの場合は依頼を受けた株主が代理人となることを拒否するかもしれず、そうなれば私的自治の拡張という法の趣旨が実現されない。そのため、代理人資格を制限する非公開会社は、書面による議決権行使を認めなければならないとすべきである。	代理人資格を株主に限定する制限を認めた最高裁判決が出されたのは昭和43年である。当時は総会屋の問題もあったであろうから、そうした制限を設けることに合理性もあったと思われる。しかし、昭和56年に書面による議決権行使制度が創設され、委任状によらなくとも株主が株主総会に出席せずに議決権を行使する方法が認められた。当時の民事局長は、昭和56年4月24日の国会答弁において、「従来の委任状による議決権の行使でありますと、会社の方から委任状用紙を送ります。これは株主に対する委任の申し込みの勧誘でありまして、それに対して株主の方から委任状を送る、これが委任の申し込みであります。でありますから、会社側はこれを承諾するもしないも自由であります。それでは非常に不徹底でありますので、今回、書面投票制度というのをつくりまして、少数株主がわざわざ会社の株主総会の場に行って議決権を行使しなくても、容易に自分の権利を行使することができるという制度を新設しようとするものでございます。」として受任者となる者が承諾しない場合に議決権行使ができなくなるリスクについて述べている。すなわち、昭和43年当時に最高裁が下した判断の前提となる条件に変更があったといえる。ところが、会社実務においては、いまだに書面による議決権行使制度が導入させる前の前提で定款が作成されている。そして、そもそも当時の懸案事項であった総会屋は、現在では絶滅危惧種になっている。仮に「株主総会が、株主以外の第三者によって撹乱される」ことがあっても、議長が適切な権限行使をすることにより支障が生じることはないし、株主による撹乱も起こり得る。	商業登記ゲンロン	法務省	会社法上、「株主は、代理人によってその議決権を行使することができる。」とされています（会社法第310条第1項）。 この代理人の資格を、定款において、いかなる場合にどの範囲で制限できるかについて、会社法は明文の規律を設けていません。 他方、提案の具体的な内容の中でご指摘のある「書面による議決権行使」に関して、会社法上は、原則として、株主の数が1000人以上である会社については、その適用を強制し、それ以外の会社については会社が任意にその選択ができる者としています（会社法第298条第2項）	会社法第310条第1項、第298条第2項	対応不可	会社法上、「株主は、代理人によってその議決権を行使することができる。」とされておりますが（会社法第310条第1項）、この代理人の資格を、定款において、いかなる場合にどの範囲で制限できるかについて、会社法は明文の規律を設けておりません。 そのため、代理人の資格を限定する定款規定の有効性については、会社法第310条第1項の法意も踏まえつつ、個別具体的な事情を斟酌して、判断されることになります。 会社法の民事基本法としての性質を踏まえると、このような定款規定の有効性について事細かな規律を設けることはかえって実務の柔軟性を失わせる面があることも否めず、また、少なくとも現時点においてはその必要性もないように思料いたします。	
634	令和4年3月4日	令和5年1月20日	士業資格の欠格事由としての未成年者要件を整理すること	司法書士法5条2号は、未成年者を欠格事由としてあげている。他方、弁護士法では未成年者を欠格事由としていない。しかし、弁護士は司法書士業務も行うことができるのである。つまり、法律上は、未成年者は司法書士業務を行うことができないけれども、弁護士資格があるならば司法書士業務を行ってもよいということになっている。法体系としては上位資格である弁護士のほうが厳しい資格要件を課すべきであり、未成年者は司法書士にはなれるけれども弁護士にはなれないというならば辻褄が合う。なぜ下位資格のほうが要件が厳しいのか。矛盾である。	平成30年6月5日の国会答弁において、民事局長は、 「司法書士の業務は国民の権利義務に密接に関連しますことから、法律上の判断能力が不十分であるとされている未成年者は司法書士の業務を行うことができないものとして、欠格事由とされております。」 としている。「法律上の判断能力が不十分である」ならば、弁護士業務については、なおさらであろう。おそらく国家資格が各省庁にぶら下がっているため、統一的な資格要件を検討していないからだと推測する。すなわち縄張りであり、まさしく縦割り110番で検討する問題である。弁護士と司法書士との間だけでなく、他の国家資格についても同様の問題があるだろう。省庁の枠組みにとらわれず、一括して再検討すべきである。	商業登記ゲンロン	法務省	未成年者は司法書士となる資格を有しないこととされています。	司法書士法第5条第2号	対応不可	司法書士は、国から独占的な業務を行い得る資格を与えられた者であり、その業務内容が国民の権利義務に重大な影響を及ぼすものであり、公共的役割を担っていることから、その重要な職責に鑑み、司法書士となる資格について欠格事由を設ける必要があるところ、法律上、判断能力が不十分であるとされている未成年者が司法書士の業務を行うことは相当ではありません。	
635	令和4年3月4日	令和4年3月25日	電動アシスト自転車バッテリーの規格をつくる	電動アシスト自転車のバッテリーはメーカーごとにバラバラです。共通の規格を作ってください。	電動アシスト自転車のバッテリーはメーカーごとにバラバラです。共通のものにすれば、乗り換えも便利だし、製造コストも下がるはずです。	個人	経済産業省	電動アシスト自転車のバッテリーについては、JIS規格や一般社団法人自転車協会が定める電動アシスト自転車安全基準において、品質や安全性の確保に必要な内容が既に定められています。	なし	対応不可	電動アシスト自転車は、用途に応じ多様な車種が存在し、且つ様々な方に利用されているため、一概に性能等の規格を設けることが利用者のためになるとは限りません。また、メーカー各社では、用途や利用者を考慮して製品の設計、開発、製造を行っており、それにより、性能や利便性が向上している側面もあります。以上のことから、御指摘の規格については現時点で検討の必要はないと考えています。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
636	令和4年3月4日	令和5年1月20日	代理人が本人に登記識別情報を送付する場合は本人限定受取郵便の利用を義務付けること	代理人が登記識別情報を受領する場合には、特別の委任が必要である。法務局は、登記識別情報を受け取る代理人が司法書士であるときは、法務局はレターパックで代理人に送付できる。登記識別情報を本人または司法書士以外の代理人に送付する場合は、本人限定受取郵便でなければならない。しかし、代理人から本人へ登記識別情報を送付する場合については規定がない。不動産登記規則の規定が正しいならば、これについても本人限定受取郵便を義務付けなければ辻褄が合わない。なぜなら、代理人が特別の授権によって登記識別情報の受領を認められたならば、第三者に登記識別情報を渡すことは受領権限の復代理になるからである。	複数の司法書士のホームページでは、依頼人である本人に対して登記識別情報を送付する場合は簡易書留を使用するとしている。法務局から司法書士に対してレターパックが使用されるのは司法書士事務所に対する特例であって、例外的な取扱いのはずである。身分証明書の提示等を必要とせず、司法書士本人が受け取るかもしれないし、事務所に勤務する補助者が受け取るかもしれない。これは窓口で補助者が登記識別情報を受領する場合は補助者証と特定事務指示書を提示するという取扱いに矛盾する。司法書士に対してレターパックでの送付を認めるのは、この手続を茶番化するほど例外的な取扱いである。したがって、その特権を認められた司法書士は特権に伴う義務として本人に対して安全な方法で登記識別情報を送付しなければならないのではないか。もっとも、本人と司法書士との関係は行政手続とは無関係の契約関係であると言えなくもないが、そうであるならば、オンライン申請時に登記識別情報の暗号化の授権が必要であるとする取扱いと矛盾する。なぜなら、不動産登記規則57条は「登記官は、申請情報が提供されたときは、遅滞なく、申請に関するすべての事項を調査しなければならない。」としており、登記識別情報を代理人に知らせるかどうかは本人の自由だからである。なぜ本人と代理人間の事実関係に行政が介入するのか。それを規制する前に、登記識別情報を安全に送付する方法を義務付けるべきではないのか。このように、登記識別情報についての不動産登記規則の規定は統一性を欠いている。せめて規定だけでも安全なルールで統一すべきであろう。	商業登記ゲンロン	法務省	登記官は、その登記をすることによって申請人自らが登記名義人となる場合において、当該登記を完了したときは、当該申請人に対し、当該登記に係る登記識別情報を通知しなければならないこととされています。ただし、申請人から登記識別情報の通知を受けるための特別の委任を受けた代理人がある場合には、登記識別情報の通知は、当該代理人にすることとされています。 　また、登記官は、登記識別情報の通知をするときは、登記識別情報の通知を受けるべき者及びその代理人（申請人から登記識別情報を知ることを特に許された者に限る。）以外の者に登記識別情報が知られないようにするための措置を講じなければならないとされており、登記識別情報を送付の方法により申請人又は代理人に通知する場合であって、当該申請人又は代理人が自然人であるとき（代理人が資格者代理人であるときを除く。）は、本人限定受取郵便により、登記識別情報が記載された書面を送付することとされています。	不動産登記法第21条、不動産登記規則第62条、第63条	対応不可	代理人が受領した登記識別情報を記載した書面を、登記識別情報の通知を受けるべき者に対して送付する具体的な方法については、当該代理人と当該登記識別情報の通知を受けるべき者の間で決めるべきであって、不動産登記法令により、その具体的な方法を定めることはなじまないものと考えます。 なお、登記簿に不実の登記をさせることとなる登記の申請又は嘱託の用に供する目的で、登記識別情報を取得した者やその情報を提供した者、不正に取得された登記識別情報を前記の目的で保管した者には刑罰が科されることとされており、不正な手段で登記識別情報のやりとりがされることがないような法整備がされています。	
637	令和4年3月4日	令和4年9月15日	市街化調整区域の農地（インターチェンジから至近距離地域）の転用条件緩和	交通利便性の高い市街化調整区域内の土地（インターチェンジから5km圏内程度）は、農地転用の弾力的な運用により、工場、物流施設、流通関連施設、商業施設等の不動産開発に供したい。	農業従事者の高齢化と後継者不足により営農継続が困難な農地が増加している。	民間企業	農林水産省	・農地を農地以外のものにする場合又は農地を農地以外（採草放牧地を採草放牧地以外）のものにするため、所有権を移転し、又は使用収益を目的とする権利の設定、移転を行う場合は農地転用許可が必要。 ・農地転用許可に際しては、許可に係る農地の営農条件や周辺の市街地化の状況等によって、農用地区域内農地、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地に区分。 　生産性の高い優良な農地である農用地区域内農地や甲種農地、第1種農地は原則不許可である一方、小集団の生産力の低い農地や市街地にある農地等は第2種農地や第3種農地に区分され、原則許可される。（第2種農地は第3種農地に立地困難な場合等に許可）	・農地法第4条・第5条	現行制度下で対応可能	インターチェンジから5km圏内の農地であって、当該農地の立地基準上、第2種・第3種農地に該当する場合や、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律等において市町村の具体的な計画を基に農業上の土地利用との調整が整った土地については、農地転用許可が可能となる場合もあることから、具体的な計画をもって、市町村にお問い合わせください。 　なお、ご提案のインターチェンジから5km圏内の土地（約8,000ha）には、広大な農地が含まれうることから、市町村においてあらかじめ農業上の土地利用との調整を図ることにより、蚕食的な農地の開発など優良農地の確保に支障を生ずることがないように計画的に開発を進める必要があると考えます。	
638	令和4年3月4日	令和5年1月20日	不動産登記法の住所変更義務規定の明確化	改正不動産登記法76条の5は住所変更があった場合は2年以内の登記申請義務を、同法164条2項は申請懈怠の過料を定めている。他方、不動産登記実務においては、数回転居の後に登記簿上の住所に戻ってきた場合は住所変更登記は不要となっている。では、 1.登記簿上の住所から転居して2年以上放置した後、次の転居から2年以内に登記申請した場合（過料の時効については規定がない https://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail4?id=14978） 2.登記簿上の住所から転居して2年以上放置した後、登記簿上の住所に戻ってきた場合（変更登記は不要である） （続く）	（承前） 3.マンション名のある登記をした後、同じマンションの別の部屋に引っ越して2年以上経過した後、最初の登記について錯誤によってマンション名を削る場合（マンション名は任意であり、住所証明書の使用期限はない）はどうか。すなわち、不動産登記法の制度設計が「変更について申請人の申告」と「表示について申請人の任意」を前提としているため、申請義務を課したところで、その適用の有無が複雑化するだけである。上記3の例では、住所証明書の有効期限がないならば、2年以上前の住民票で更正してお〈抜け穴が存在する。変更義務がある場合は少なくとも脱法行為であろうが、転居前の住民票を用いて所有権移転登記をし、その後に更正することが公正証書等原本不実記載罪に問われないのと同様に、転居前の住民票を用いて、変更の必要がないように更正登記を申請しても同じことではないのか。1の場合は、今回の改正によって過料の時効が問題になる事例が頻発すると予想されるが、上記裁判例が「過料は，行政上の秩序を維持するために科せられる秩序罰であり，刑罰そのものではないから，その性質上，刑事訴訟法250条所定の公訴時効に相当する規定は定められておらず，また同条の類推適用を相当とする事情も存在しない。」のように割り切ってよいものか。刑事罰でさえ時効があるのに、過料については永遠に罰を免れないのか、これは法務省が司法書士の懲戒処分にあたっての除斥期間創設の際に「資料が廃棄されて防御ができなくなる」と主張したのとパラレルではないか。住所変更懈怠にも「正当な理由」要件がある。このように単に申請義務を課しても意味がない。	商業登記ゲンロン	法務省	現行の不動産登記法の下では、氏名若しくは名称又は住所に変更があった所有権の登記名義人の住所等の変更登記の申請は、義務ではありません。	「民法等の一部を改正する法律」（令和3年法律第24号）による改正後の不動産登記法（平成16年法律第123号）第76条の5・第164条第2項	検討に着手	「民法等の一部を改正する法律」（令和3年4月21日成立、同月28日公布）による改正後の不動産登記法では、所有権の登記名義人の住所等の変更登記の申請を義務付けるとともに、その申請義務の実効性を確保するための環境整備策として、登記名義人の負担軽減を図る観点から、登記官が他の公的機関から取得した情報に基づき職権で住所等の変更登記をする仕組みを導入するなどしています（公布の日から起算して5年を超えない範囲内において政令で定める日（政令は未制定）から施行）。 これらの新制度は、広く国民に影響するため、分かりやすく丁寧な周知を図ることが重要であり、法務省としては、今後も、施行までの間に、制度の詳細に関する政省令等の整備や周知広報などの施行に向けた準備を進めてまいります。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
639	令和4年3月4日	令和4年5月13日	土地の持分放棄をして登記引取請求訴訟を提起するときは持分に応じた負担金を供託すること	相続土地国庫帰属法は不動産の国庫帰属の承認申請において10年分の費用を納めることを規定している。すなわち、土地が財産ではなく、いわゆる「負動産」であることを国家が認めたものである。他方、共有物の持分放棄は物権の性質として当然に認められるものであり、他の共有者の承認を要しない。そのため、「負動産」を共同相続した場合、早い者勝ちで負担金を免れる競争になる。このような制度は当事者間の不公平を招き、実質的には債務放棄を認めるに等しい。そこで、共有者間の合意がなく、訴訟手続によって登記の引取を求める場合は、負担金に相当する額をあらかじめ供託したことを要件とすべきである。	不動産登記においては、権利を失う者が義務者であり、権利を取得する者が権利者である。不動産が「資産」であるという前提では、正しい。しかし、不動産の押し付け合いが生じる関係では、権利を失った者のほうが実質的には「権利者」である。登記手続段階では致し方ないところであるにしても、その前段階である訴訟手続においては、この実質的な利益状況に即した手続が可能ではないか。すなわち、土地の評価額とは無関係な「負担金」という実質的基準価格が算定される状況ならば、その負担金について持ち分に応じた拠出をして共有関係から離脱するべきである。共有者の一方的意思表示としての放棄が物権によるものであり、それが物権に付随する義務だからである。もちろん、引き取る側の共有者との間で合意があれば別であるし、その場合はそもそも訴訟にならない。最初から相続放棄をするなり、或いは共同相続後に相続人間の合意によって分割するなりした結果であれば相続人間の納得も得られようが、要らない土地だけ持分放棄をして共同相続人に責任を押し付けることができる現在の制度は、「争続第2ラウンド」を政策的に生み出す結果になるのではないか。	商業登記ゲンロン	法務省	共有者の1人がその持分を放棄したときは、その持分は他の共有者に帰属する。 権利の濫用は、これを許さない（民法第1条第3項）。	民法第1条第3項、第255条	対応不可	ご提案は、現行法下では、共有持分の放棄が無制限に認められることを前提に、登記引取請求訴訟を提起する際に負担金相当額の供託を義務づけることを提案しているものと思われます。 しかし、他の共有者に一方的に負担を押し付ける目的で不動産の共有持分を放棄することは、権利の濫用（民法第1条第3項）に該当し、許されないものと考えられ、ご提案は、その前提において誤解があるものと考えられます。 また、共有持分の放棄が権利濫用に当たらないケースでは、他の共有者が持分の放棄により利益を得ることも想定されます。 いずれにしても、共有持分の放棄をした者に負担金相当額の供託を一律に義務づけるべきとはいえず、ご提案の制度を創設することは相当ではないと考えられます。	
640	令和4年3月4日	令和4年5月13日	保育士資格試験合格者から保育士取得の際に介護福祉士、准看護師資格取得優遇する。	保育士資格者は保育士養成学校卒業者と保育士資格試験合格者に与える。保育士資格試験合格者で保育士資格者になった人でも介護福祉士、看護師資格取得の際に優遇をする。	保育士国家試験合格者でも介護福祉士、看護師の資格を取りやすいようにする。保育士国家試験合格者でも介護福祉士、看護師の福祉・医療系人材の養成課程の一部共通化をして修業年数を半数にする。短期間で資格を取ることができ、職種の選択肢を広げることが可能になるとしている。	個人	厚生労働省	（介護福祉士資格について） 児童福祉法第18 条の 6 第 1 項で規定された指定保育士養成施設を卒業した者が介護福祉士養成施設に入学する場合については、教育内容の共通性等を考慮し、通常必要とされる教育時間1,850時間の一部を免除し、1,205時間で卒業することを可能としております。 （看護師資格について） 看護師養成所と他の医療関係資格（歯科衛生師士、診療放射線技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、臨床工学技士、義肢装具士、救急救命士、言語聴覚士）の学校養成所等で既修した科目の履修免除については、上記資格が医療関係職種であることを鑑み、保健師助産師看護師学校指定規則の別表3（看護師学校養成所3年課程）、別表３－２（看護師学校養成所2年課程）に規定されている教育内容と同一内容の科目を履修したと認められる場合、履修に替えることができます。	社会福祉士及び介護福祉士法第40条第2項第3号 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第20条第1号 看護師等養成所における運営に関する指導ガイドライン	対応不可	（介護福祉士資格について） 介護福祉士は、介護ニーズが複雑化・多様化する中で介護課程の展開におけるアセスメントや介護計画の作成など介護職グループの中核的な存在としての活躍が求められており、介護の専門職として必要となる様々な知識や技術を学んでいただく必要があります。 このため、児童福祉法第18 条の 6 第 1 項で規定された指定保育士養成施設を卒業した者が介護福祉士養成施設に入学する場合については、教育内容の共通性等を考慮し、通常必要とされる教育時間1,850時間の一部を免除し、1,205時間で卒業することを可能としております。 一方、指定保育士養成施設を卒業せずに保育士資格を取得した者については、介護福祉士として必要な教育内容を履修しているとは言えないことから、教育時間の免除を行うことは出来ません。 （看護師資格について） 保育士資格取得者の既習科目の履修免除については、左記医療関係資格に該当しないため、既習得単位の免除はできません。	
641	令和4年3月4日	令和5年1月20日	相続登記申請懈怠等による過料と、表示登記申請懈怠の過料との適用方針を明らかにすること	不動産登記法の改正により、相続登記申請が義務化され、申請懈怠については過料が課されることになった。他方、表示登記については従来から申請義務があり、その懈怠に対しては過料規定がある。しかし、表示登記の過料については適用例がないとされている。では、権利登記について過料規定が新設されたことにより、表示登記についても過料規定が適用されることになるのか。法務省はこの点について説明していないようである。これまで空文化していた罰則規定が類似規定の新設によって適用されるようになるのは、国民にとっては不意打ちになる。（続く）	（承前）かといって、権利登記については年単位の申請期間が設定され、それを徒過した場合に過料となるのに対して、表示登記の申請期間は1か月と定められているのに、それを徒過しても罰則規定の適用がないのは均衡を失するように思える。過去には法務大臣も建物表示登記の申請義務を長期間放置していたが、過料の適用があったとの報道はなかったはずである。なぜ早期に申請することが義務付けられている表示登記については過料の適用がなく、年単位の申請期間が定められている権利登記には過料の適用があるのか。適用がない罰則規定は、国民に対する威嚇に過ぎない。実態を知らない者に恐怖心を与えることで管理統制しようとする発想は、現代の行政機関としてふさわしくないであろう。逆に、実体を知る者に対して一罰百戒で罰則を適用するのは、法の下の平等に反し、行政当局の権限不行使の責任を棚上げにするものである。機能していない罰則規定を削除するのも一つの方法であろう。法務省は、今回、権利登記についての過料規定を新設したことによって、表示登記の過料規定の運用がどのように変わるのかを説明すべきである。	商業登記ゲンロン	法務省	現行の不動産登記法の下では、相続等により不動産の所有権を取得した者の相続等による所有権の移転の登記の申請は、義務ではありません。	「民法等の一部を改正する法律」（令和3年4月21日成立、同月28日公布）による改正後の不動産登記法第24号）による改正後の不動産登記法（平成16年法律第123号）第164条第1項	その他	「民法等の一部を改正する法律」（令和3年4月21日成立、同月28日公布）による改正後の不動産登記法では、相続等による所有権の移転の登記の申請を義務付けるとともに、正当な理由がないのにその申請を怠ったときは、10万円以下の過料に処することとされています（令和6年4月1日施行）。 これらの新制度は、広く国民に影響するため、分かりやすく丁寧な周知を図ることが重要であり、法務省としては、今後も、施行までの間に、制度の詳細に関する政省令等整備や周知広報などの施行に向けた準備を進めてまいります。 なお、不動産の表示に関する登記の申請に懈怠があった場合の運用につきましても、引き続き適正に行って参りたいと考えます。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
642	令和4年3月4日	令和4年5月13日	未成年者喫煙禁止法と未成年者飲酒禁止法を廃止して未成年者健康増進法を制定する	未成年者喫煙禁止法は、電子タバコを規制できない。未成年者飲酒禁止法は、飲料ではないアルコール摂取を規制できない、1%未満の飲料ならガブ飲みしても問題ない。どちらも「喫煙」と「飲酒」という行為を規制しているからである。その前提には、たばこと酒を定義して、その製造・流通を規制し、効率的な租税徴収と徹底した業界規制と若干の人的交流がある。すなわち、未成年者○○禁止法といいながら、大人の事情で「たばこ」と「酒」を定義した結果、その延長線上の行為を未成年者についてのみ規制しているに過ぎない。この論理を根本的に転換して、未成年者が摂取すべきではないものを包括的に規制すべきである。	そもそも、未成年者に対して訴求しなければならない法律が未だにカタカナ文語体であることに疑問を感じないのか。国民に分かりやすくするために民法や刑法をひらがな化・平易化したのに、より理解力が低い未成年者に対してカタカナ文語体なのは古文の勉強ですか。そして、未成年者の飲酒喫煙を禁止している割には、未成年者に自覚を促すのでもなく、行政機関等の啓発義務を定めるでもなく、ただ禁止しているだけ。この点、健康増進法は、国民の責務として「国民は、健康な生活習慣の重要性に対する関心と理解を深め、生涯にわたって、自らの健康状態を自覚するとともに、健康の増進に努めなければならない。」(2条)と定め、行政機関には「国及び地方公共団体は、教育活動及び広報活動を通じた健康の増進に関する正しい知識の普及、健康の増進に関する情報の収集、整理、分析及び提供並びに研究の推進並びに健康の増進に係る人材の養成及び資質の向上を図るとともに、健康増進事業実施者その他の関係者に対し、必要な技術的援助を与えることに努めなければならない。」(3条) と凡庸めな努力義務を課している。逆に全く規定がないことが、飲酒・喫煙をする不良少年たちに対する行政のネグレクトではないかと疑ってしまう。近年では酒や煙草の広告が厳しく禁止されるようになったが、それまでは、世界的にも、映画や広告を通じて未成年者へ飲酒・喫煙をアピールする宣伝戦略が普及していた。彼らは未来のお客様であるため、如何にして若いうちから刷り込みを行うかが重要だからである。両禁止法のスカスカ規定はその時代の施策には合っていたが、現在では時代錯誤でしかない。	商業登記ゲンロン	警察庁 厚生労働省	【警察庁】 未成年者喫煙禁止法（明治33年法律第33号。対応の概要欄において「未喫法」といいます。）第１条では、20歳未満の者が喫煙することを禁止しているところ、この「煙草」とは、たばこ事業法（昭和59年法律第68号）第２条第３号に規定する「製造たばこ」であると解しております。 また、未成年者飲酒禁止法（大正11年法律第20号。対応の概要欄において「未飲法」といいます。）第１条では、20歳未満の者が酒類を飲用することを禁止しているところ、この「酒類」とは、酒税法（昭和28年法律第6号）第２条第１項に規定する「アルコール分一度以上の飲料」であると解しております。 【厚生労働省】 健康増進法（平成14年法律第103号）第２条では、国民の責務として、健康な生活習慣の重要性に対する関心と理解を深め、生涯にわたって、自らの健康状態を自覚するとともに、健康の増進に努めなければならないとしているところ、この「国民」は年齢を限定するものではなく、未成年も含んだ国民と解しております。	【警察庁】 ・未成年者喫煙禁止法 ・未成年者飲酒禁止法 【厚生労働省】 ・健康増進法	【警察庁】 対応不可 【厚生労働省】 対応不可	【警察庁】 制度の現状欄に記載のとおり、未喫法及び未飲法においては、健康被害防止及び非行防止の観点から、それぞれ20歳未満の者による喫煙及び飲酒を禁止しており、未喫法においては、「煙草」についてたばこ事業法に規定する「製造たばこ」と解し、また、未飲法においては、「酒類」について酒税法に規定する「アルコール一度以上の飲料」と解しているところです。 御指摘の「電子タバコ」やアルコール分が一度に満たない飲料のように上記「煙草」又は「酒類」に該当しないものについては、20歳未満の者の使用の実態やその健康に与える影響等を踏まえつつ、その規制の在り方を検討すべきものと考えられるところ、現時点において、警察としては、現行制度を維持することを考えております。 警察では、20歳未満の者の喫煙及び飲酒を防止するため、引き続き、非行防止教室を通じた啓発活動や街頭補導活動による注意・指導、取締り等を行ってまいります。 【厚生労働省】 未成年者に自覚を促すこと、行政機関等の啓発義務につきましては、ご指摘いただいているように健康増進法第2条及び第3条にて国民の責務及び国・地方公共団体の責務として定められており、既に国・地方公共団体は、未成年を含めた国民に対して、生涯にわたって、自らの健康状態を自覚するとともに、健康の増進に努めていただくよう、教育活動及び広報活動を通じた健康の増進に関する正しい知識の普及を図ることとしていることなどから、厚労省としては、現行制度を維持することを考えております。	
643	令和4年3月4日	令和4年5月13日	新株予約権を登記事項から外すこと	現在は、商業登記の登記事項として新株予約権が定められている。しかし、これを商業登記の登記事項とすることはムダである。	理由1 新株予約権は取引相手には無関係の情報であり、登記事項証明書の枚数が増えることにより、商業登記の目的である「取引の安全と円滑」に矛盾する。 理由2 新株予約権の行使の条件を登記しなければならず、その煩雑な情報は専門家でなければ理解できない。 理由3 新株予約権を行使するたびに登記申請をしなければならず、手続コストが高い。 理由4 その割に得られる情報は新株予約権がどれだけ行使されたかのみであり、要するに発行株式がどれだけ増えたかだけである。 理由5 調整式としてブラック・ショールズ・モデルなどが記載されるが、そのような計算式をワーブロソフトと同じ体裁の登記事項証明書で表示することが技術的に間違っている。 理由6 開示しなければならないのは新株予約権の計算方法ではなく、その行使によって役員がどれだけ利益を得たかであるが、日本では役員報酬の個別開示を行っていない。 理由7 株主にとっては新株予約権の行使による株式の希薄化も重要であるが、それには常時変動する会社資産と株価を反映させる必要があり、そのためにはオンライン上で計算式を表示すべきである。 理由8 株主に対する情報提供は、ホームページで行うなり株主総会の送付書類に記載するなりすればよい。 理由9 あれほど長い登記事項を変更する場合、提出書類と既存の登記とを一字一句対照して確認する行政コストはいくらなのか。	商業登記ゲンロン	法務省	会社法上、会社が新株予約権を発行したときは、その新株予約権の内容、数等を登記する必要があり（会社法第911条第12号）、その変更が生じた場合には2週間以内にその旨の変更登記をする必要もあります（会社法第915条第1項）。 ただし、新株予約権の行使に伴う変更登記については、毎月末日から2週間以内に行えば足りるとされています（会社法第915条第3項）。	会社法第911条第12号、第915条第1項、第3項	対応不可	新株予約権は、所定の条件で株式の発行を求めることができるオプションであり、その発行状況は将来的な株式の希薄化の可能性を知る上で株主や潜在投資家にとって重要な情報であるといえます。また、実務上、新株予約権は様々な用途で用いられており、役員に対する報酬や資金調達の一環として利用されることもあるため、株主以外のステークホルダーにとっても重要な情報になり得るものと思料いたします。 現行法は、このような新株予約権の重要性に鑑み、その発行状況等を登記事項として定めているため、新株予約権に係る事項を商業登記事項から外すことは相当ではないものと思料いたします。	
644	令和4年3月4日	令和4年3月25日	オンライン入力とオンライン決済をした場合は特定記録郵便料金を値引きすること	特定記録郵便は普通郵便に160円追加することで配達状況を確認できるサービスで、窓口で差出票を記載して申込む。他方、ゆうパックも同様に、手書きの申込票を提出し、窓口で支払いをするサービスであるが、「ゆうパックスマホ割アプリ」を利用すれば、宛先等はスマホ内で入力した内容がQRコードになって、窓口で送付票が出力される。決済はオンラインである。このサービスでは基本運賃から180円値引きされる。どちらも郵便局のサービスであり、窓口で申し込み、配達状況を確認できる。 そうであれば、特定記録郵便もオンライン化することによって価格を下げることができるはずである。	現在の方法のように、切手で料金を徴収し、手書きの文字を目視で確認して分類するのではあまりに非効率である。「ゆうパックスマホ割アプリ」が手続をオンライン化することで180円の値引きができるのであれば、特定記録郵便も宛先の自動転記、オンライン決済を導入することによって、少なくとも浮いた料金徴収と宛先分類コストを消費者に還元できるはずである。その違いは信書か荷物かではなく、独占か競争かにある。信書便は単価が低いにしても、デジタル技術によって効率化すれば必ず値下げ余力が生じるのであり、それをしないのは独占の事業環境で郵便会社の利益に最適化されたサービスになっているためである。手書きと切手の時代から進歩していないため、OCRを利用した宛先自動分類装置を開発しなければならず、切手の発行・管理・確認コストも発生する。それらの費用は、信書便サービス利用者が高い郵便料金として支払っている。アナログ制度のデジタル処理コストという現在の構造を転換しなければならない。デジタル制度をデジタルに処理して、デジタルデバイド等の例外のみアナログ処理することによってコストを抑え、利用者本位のサービスと、利用しやすい料金設定を実現すべきである。	商業登記ゲンロン	総務省	郵便法第44条第2項において、日本郵便は郵便約款の定めるところにより、郵便物の特殊取扱を実施することができることとされており、また、郵便法第67条第5項において、郵便に関する料金を総務大臣に届け出なければならないとされています。	・郵便法第44条、67条 ・郵便法施行規則第21条	現行制度下で対応可	郵便法第44条第2項は日本郵便が郵便約款に定めるところにより、郵便物の特殊取扱を実施することができることを規定し、郵便法第67条第１項は日本郵便は郵便に関する料金を総務大臣に届け出なければならないことを規定していますが、これらの条項は、日本郵便が特定記録郵便の手続きに係るオンライン化及び特定記録郵便の料金の引き下げを実施することを禁じていません。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
645	令和4年3月4日	令和5年1月20日	司法書士の特別認定を廃止し、人権擁護委員の特別認定を創設する	司法書士法には「裁判所事務官、裁判所書記官、法務事務官若しくは検察事務官としてその職務に従事した期間が通算して十年以上になる者」について特別に資格認定を行う制度がある。他方、人権擁護委員法では、市町村長の推薦に基づいて法務大臣が委嘱することになっており、退職した公務員を特別に活用する制度がない。司法書士業務の中心となる登記については、今後の自動化により、司法書士需要の減少が予想される。反面、高齢化や格差社会によって人権擁護委員の必要性は高まっていくであろう。そこで、司法書士の特認制度を廃止し、人権擁護委員に特認制度を設けるべきである。	法務省は、特認制度の趣旨について、「法務事務官等の職務に長年従事したことによって培われた知識、能力が一種の社会的な財産であるという考え方で、その者が持っている法律に関する知識と実務経験を社会において有効に活用することによりまして、国民の権利の保護や取引の安全のために貢献させようとする」と説明する。司法書士を経由しなければ事実上登記申請ができなかった当時であればともかく、今後は行政手続の自動化により、登記申請について行政経験を活用する機会は減少するであろう。また、成年後見等については、後見登記手続の知識ではなく、被後見人等との人的関係を築くことが必要であり、行政機関の接客アンケートで最下位を争ってきた法務局での経験が「一種の社会的な財産」というのは片腹痛い。商業登記や家族信託等のコンサルティング的な業務についても、経験が活かされることはないであろう。すなわち、「一種の社会的な財産」を活用するのに、司法書士業務は最適ではない。他方、「人権擁護委員の研修」についてのパブコメ(https://www.moj.go.jp/JINKEN/public_jinken06_refer02-02.html)では、委員の研修体制が不十分であるという不満が多数述べられている。そうであるならば、「業務内容、仕事の内容において非常に密接な関係がある、そういう職務に極めて長い年月従事して、その十分な職責を全うしている」公務員を退職後に活用することが「人権の擁護に遺漏なきを期する」ことにつながるのではないか。特に裁判所書記官や検察事務官については、司法書士よりも人権擁護委員のほうが相応しい	商業登記ゲンロン	法務省	法務事務官としてその職務に10年以上従事した者で、法務大臣が、司法書士としての業務を行うのに必要な知識及び能力を有すると認めた者は、司法書士の資格を有することとなります。	司法書士法第4条第2項	対応不可	司法書士法第4条第2号に規定する法務大臣の資格認定制度は、法務事務官等として永年従事したことによって培われた法律に関する知識と実務経験を社会において有効に活用することによって、国民の権利の保護や取引の安全のために貢献させようとするものであり、このような制度趣旨に鑑みれば、司法書士の資格認定制度を廃止することは適切ではありません。	
646	令和4年3月4日	令和4年8月19日	膜構造建築物(ルート1)について、確認申請書に構造計算書を添付すべき(建築基準法)	建築基準法施行令(以下「令」という。)第81条第3項に規定する国土交通大臣が定める基準に従った構造計算(ルート1)により安全性を確かめた膜構造建築物について、建築基準法施行規則(以下「規則」という。)第1条の3第1項第1号ロ(2)(ⅰ)に基づき、同表3の各項の(ろ)欄に掲げる構造計算書に準ずるものを国土交通大臣が定める。	令第81条第2項第1号イもしくはロまたは同項第2号イに規定する国土交通大臣が定める基準に従った構造計算(ルート2または3等)により安全性を確かめた膜構造建築物については、確認申請書に添付する構造計算書の様式が定められています(平成19年6月19日国土交通省告示第828号)。したがって、規則第1条の3第1項第1号ロ(2)(ⅱ)により、確認申請書に構造計算書を添付する必要があります。一方、令第81条第3項に規定する国土交通大臣が定める基準に従った構造計算(ルート1)により安全性を確かめた膜構造建築物については、上記の構造計算書の様式が定められていません。したがって、構造計算書の添付は不要となっています。膜構造以外の構造の場合、ルート1の構造計算書は、確認申請書への添付が義務付けられています。膜構造は特殊な構造です。膜構造に限ってルート1の構造審査が免除されるという現行の制度は不合理と考えられます。従って、表題の通り提案します。	個人	国土交通省	膜構造の建築物について、平成14年国土交通省告示第666号に規定する築基準法施行令第82条各号及び同令第82条の4に定める構造計算と同等以上に安全性を確かめることができる構造計算(以下、ルート1の構造計算)により安全性を確かめた場合は、当該構造計算について建築確認で審査されます。	建築基準法施行規則第1条の3、平成19年6月19日国土交通省告示第828号、平成14年7月23日国土交通省告示第666号	対応	ルート1の構造計算により安全性を確かめた場合に提出すべき構造計算書が現状は不明確であることから、令和5年度上期を目途に平成19年6月19日国土交通省告示第828号を改正し、ルート1の構造計算により安全性を確かめた場合の構造計算書を追加します。	
647	令和4年3月4日	令和5年1月20日	死因究明等推進基本法16条のデータベースを整備・活用することによって不動産登記手続の本人確認とする	死因究明等推進基本法16条は「身元確認のための死体の科学調査が大規模な災害時はもとより平時においても極めて重要であることに鑑み、」としており、行政機関に身元確認データベースの整備のための施策を義務付けている。特に歯型による確認については、厚生労働省が検証事業を委託して報告書が公開されている。この事業は東日本大震災において被災者の身元確認に歯型が活用されたことを踏まえてのものである。しかし、法16条にある「平時」である不動産登記においても極めて有用である。現在では公証人や司法書士による本人確認が制度化されているが、地面師さんに活用されており、ザルである。科学的な方法を制度化すべきだ	住宅メーカーが55億円を騙し取られた地面師事件の報告書では、パスポート・印鑑証明書・住民票・権利証・公証人による確認・司法書士による確認があったにもかかわらず、取引相手が権利者本人であることを確認できなかったとする。法務省はそれぞれが「本人確認の一つの手段にすぎない」とするが、そうであればどのような手段を用いれば本人確認があったといえるのか。そもそも法務省にしたところで、登記済証の偽造を見抜けないにもかかわらず、「一見して偽造と分かるものを見過ごした」場合以外には国家賠償責任を認めていない。「本人確認手段」を発行したはずの行政機関でさえ、それが本物か見抜けないのである。そして、公証人による本人確認等も、法令で定められた手順で進められるため、プロの地面師さんにとっては事前準備通りに仕事をすればよく、好都合である。おそらくこれまでも公証人による本人確認で多くの地面師被害が発生していると思われるが、ザル確認で発生して被害は国家賠償として税金で支払われる。旧法時代、登記簿を閲覧時に書き換えられ、地面師被害が多発したように。このようなザルに税金を注ぐなら、この費用を使って歯型データベースを早期に構築し、科学的な方法で本人確認を実施すべきである。登記簿をコンピュータ化したように。本人確認の際にレントゲンを撮影することになるが、環境省によると、その際の被曝量は2-10μSv程度であり、「人への健康影響が確認されている被ばく線量は、100ミリシーベルト以上であると考えられています。」とする。安全性については、事故当時に政府が宣伝した通りであろう。	商業登記ゲンロン	法務省 厚生労働省	登記名義人本人からの申請であることを確認する必要がある場合の申請があった場合は、本人確認手段として登記識別情報の提供を求めることとしており(不動産登記法第22条)、登記識別情報の提供がない場合は、同法23条第1項の事前通知により本人確認を行うこととしています。 ①当該申請が登記の申請の代理を業とすることができる代理人によってされた場合であって、登記官が当該代理人から法務省令で定めるところにより当該申請人が当該申請に係る登記義務者であることを確認するために必要な情報の提供を受け、かつ、その内容を相当と認めるとき及び②当該申請に係る申請情報(委任による代理人によって申請する場合にあっては、その権限を証する情報)を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録について、公証人から当該申請人が当該申請に係る登記義務者であることを確認するために必要な認証がされ、かつ、登記官がその内容を相当と認めるときは、登記の正確性を確保しつつ、手続の迅速性を図るために、上記事前通知を省略を可能としています。	不動産登記法第22条、第23条第1項・第3項、第24条	対応不可	制度の現状に記載したとおり、不動産登記手続においては、登記の正確性の確保と手続の迅速性のバランスを考慮しつつ、本人確認手段を設けています。 これに対し、身元確認データベースは、あらかじめ歯科診療所等に保管されている歯科診療情報を蓄積しておき、大規模災害などで身元不明遺体が多数発生した場合に、遺体の歯科所見と照合することで、可能性が高い方の絞り込みに用いるものであり、当該データベースと連携して不動産登記手続上の本人確認を行うことは困難であると考えます。	
648	令和4年3月4日	令和4年5月13日	強引な宗教勧誘を取り締まる法整備を	・宗教法人法を改正し、「公共の場所における強引な宗教勧誘」を宗教法人が指示するなど関与していた場合に、所轄庁が是正指示などの一定の強制力を持たせる改正 ・迷惑行為防止条例の「粗暴行為」に、特定の団体(宗教団体に限定せず)に勧誘する目的で「取り囲む」行為などを禁止する旨の改正	駅において、特定の宗教団体による強引な勧誘が相次いでいます。道を聞くふりをして近づく、数人で取り囲む、暴力団との関係をほのめかし恫喝、「お前は病気、障害者か」と罵倒するなど。警察に相談しても「信教の自由があり、勧誘そのものを警察で禁止できない」との返答。駅は通勤やレジャー等で当然に利用する場所であり、「信教の自由」の名のもとに規制が及ばないのはおかしい。本提案は、特定の宗教団体の主義主張の是非を問うものではありません。	個人	警察庁 文部科学省	【警察庁】 いわゆる迷惑防止条例については、各都道府県がその実情を踏まえて制定するものです。 【文部科学省】 憲法で保障された信教の自由は、すべての国政において尊重されなければならないことから、宗教法人法第1条において、個人、集団又は団体が、その保障された自由に基づいて、教義を広め、儀式行事等を行い、その他宗教上の行為を行うことを制限してはならないと定められています。また、同法第85条においても、宗教団体における宗教上の事項についていかなる形においても、所轄庁等に調停や干渉する権限を与えるものと解釈してはならないと定められています。	【警察庁】 各都道府県のいわゆる迷惑防止条例 【文部科学省】 宗教法人法	【警察庁】 対応不可 【文部科学省】 対応不可	【警察庁】 制度の現状に記載のとおり、いわゆる迷惑防止条例は各都道府県がその実情を踏まえて制定するものであり、こうした条例において規制の対象となる行為については、各都道府県の判断によって定められることとなります。 【文部科学省】 制度の現状欄のとおり、宗教法人法により宗教活動に制限を加えることは困難であると考えます。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
649	令和4年3月4日	令和4年3月25日	育児時短勤務制度を子供が小学校に上がった後も義務にしてほしい	育児時短勤務制度は、現在子供が小学校に上がる前までは整備が義務化されています。時短勤務制度を子供が小学校3年生くらいまでは使えるよう整備することを、企業へ義務付けしてください。それができないのであれば、導入するデメリットとして何が考えられ、それが女性の活躍よりも重いということを、分かりやすく教えてください。	小学校低学年の子を持つ共働き世代にとって、学童などを利用したとしても、なお仕事と家庭の両立が難しくなっています。それは多くの企業で残業が当たり前な働き方がまかり通っているからです。女性が正規雇用をあきらめてパート勤務に移行する場合も多く、事実女性の就業率のM字カーブは解消されつつあるものの、非正規雇用率は高いままです。育児時短勤務を長く使えるようになれば、パートに切り替えざるを得ない人が減り、女性活躍につながります。	個人	厚生労働省	事業主は3歳未満の子を養育する労働者で、育児休業をしていないものについて、育児のための所定労働時間の短縮措置を講じなければならない。 また、その3歳から小学校の始期に達するまでの子を養育する労働者について、育児のための短時間勤務等の措置を講じるように努めなければならない	育児・介護休業法第23条、第24条	対応不可	育児のための短時間勤務の措置は、子がある程度心身が発達する3歳に達するまでの時期はこの養育に特に手間がかかることから、この時期について短時間勤務の措置義務の対象としたものです。 育児・介護休業法では、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者について、短時間勤務等の措置を講じることを努力義務として定めるほか、労働者からの請求があった場合に時間外労働や深夜業の制限することができることとしており、これらの制度を通じて仕事と育児の両立を支援しております。 （なお、短時間勤務制度の対象となる子の年齢の引き上げに関しては、事業主の負担や制度利用が女性に偏っている現状も考慮し、慎重な検討が必要と考えております。）	
650	令和4年3月4日	令和4年3月25日	サプリメントが特定カテゴリーの摂取量の上限を超える場合はその旨を表示すること	たとえば脂溶性ビタミンのように摂取量の上限がある栄養素については、市販のサプリメントの中には1粒でその上限値を超えるものがある。医薬品でないといっても、国の機関が摂取上限の目安を定めているのにそれを上回る製品が流通するのは公衆衛生上好ましくない。そもそも一般消費者が摂取量を理解した上でサプリメントを摂取しているとは到底考えられず、健康意識の高まりがかえって健康被害を招くことになりかねない。どのような食品でも食べ過ぎれば健康を害するとしても、栄養補給のために摂取するサプリメントで過剰摂取の問題は本末転倒である。（続く）	（承前）特定体質の人向けにアレルゲン表示がされているように、サプリメントについても、表示された目安量を摂取すると摂取上限を超える人に対する警告表示を義務付けるべきである。	商業登記ゲンロン	消費者庁	食品による健康被害を防止するため、食品表示基準において、食品関連事業者が容器包装に入れられた加工食品を販売する際、えび、かに等の食品表示基準別表第14に掲げる特定原材料を原材料とする加工食品等については、アレルギー表示することとなっています。 また、食品衛生上の危害の発生を防止する見地から、食品表示基準において、特別の注意を必要とする成分等が含まれている食品には、個別の表示義務が定められており、商品には「指定成分等含有食品である旨」や、食品関連事業者の連絡先等の表示が義務付けられています。 その一方で、「「いわゆる健康食品」の摂取量及び摂取方法等の表示に関する指針」（平成17年2月28日食安発第0228001号厚生労働省医薬品食品局食品安全部長通知）において、健康に関する効果や食品の機能等を表示して販売されている食品であって、保健機能食品でないものについて、摂取をする上での注意事項として、「過剰摂取等による健康被害の発生が知られているもの又はそのおそれがあるものは、その旨を表示すること。」と通知されています。	食品表示法 食品表示基準	その他	食品関連事業者が製品設計の際に想定している対象者において、一日当たりの摂取目安量が、日本人の食事摂取基準の耐容上限量を超えるようなものについては、そもそも製品として適切ではないと考えます。 また、製品の対象者を表示することはあるものの、当該製品を実際に摂取する者を制限できるわけではなく、食品関連事業者が製品設計の際に想定していない対象者が摂取する可能性があるため、一律に注意喚起表示を義務付けることは困難です。 一方で、消費者庁では令和2年度に実施した栄養機能食品等の摂取状況等に関する調査事業を踏まえ、子供が成人向け製品を摂取することにより、栄養成分の過剰摂取による健康への悪影響が生じることを防ぐ目的で、想定している対象者の年齢等を情報提供するよう、健康食品関連団体を通じて、食品関連事業者に対して通知を発出しました。	△
651	令和4年3月4日	令和4年3月25日	処方せんの薬剤名に関する表記についての提案	薬の処方せんについて、現状は一般名処方による表記と、商品名処方による表記と2種類が混在している。こちらをすべて一般名処方による表記に統一してほしい。	現状2種類の表記が混在しているため、薬局の現場として非常にややこしくなっている。ジェネリック医薬品の認知度はかなり広まったが、依然としてまだ理解が不十分で処方せんの表記通りに調剤してほしいと患者の希望もある。また後発品の銘柄を記載している場合は、そのメーカーをわざわざ購入せざるを得ない場合があり薬局現場として同じ成分の後発品が複数混在することになり在庫が増えることもしばしばある。すべての処方せんを一般名処方にすれば、薬剤師が患者に説明し、後発品を調剤する機会もふえ、後発医薬品の普及率もさらに数パーセントは高くなる。また薬局に在庫している後発品で調剤する機会もふえて、薬局の後発品も在庫過多にならずにすむ。一般名処方の場合は患者が後発品か先発品かを選べるようになる。処方箋の医薬品すべてを先発医薬品で表記して患者に先発医薬品でもらうように伝えている医師もいる。先発か後発かどちらをもらうかは医師の選択ではなく患者の選択だと思う。	個人	厚生労働省	処方せんに記載する医薬品名は、「診療報酬請求書等の記載要領等について（昭和51年8月7日保険発第82号）」において、一般名処方又は薬価基準に記載されている名称による記載とすることとしており、可能な限り一般名処方を考慮することとしています。	「診療報酬請求書等の記載要領等について」（昭和51年8月7日保険発第82号）	対応不可	診療報酬においては、一般名処方加算を設けて、一般名処方による処方せんを交付した場合を評価しています。 一方、一般名処方による表記に統一することについては、一部の患者（精神疾患の患者等）では、普段使用している医薬品から変更することが、治療に悪影響を及ぼす場合があること、などの理由から、個別の銘柄に限定して処方する必要があると医師が判断する場合があるため、慎重な検討が必要と考えています。	△

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
652	令和4年3月4日	令和4年5月13日	デジタル・ガバメント実行計画に、押印必要書類の書面デジタル処理を加えること	押印必要書類のデジタル化については、オンライン書類作成プログラムで申請書・委任状・添付書面を不備なく矛盾なく作成し、それをPDFで出力した書面に署名押印させる。そして、署名押印した書類を行政機関に提出すると、行政機関はその書類をスキャンして作成ファイルと提出書面との同一性を画像認識で識別する。すると、審査項目についてはプログラム上で整合性チェックが行われているため、行政機関の審査事項は署名押印部分のみとなる。これによって申請人は書類作成の手間を大幅に削減できるとともに、行政機関においても審査プロセスがほぼ自動化され、コスト削減・迅速処理・過誤防止を達成できる。	押印存続となった書類については、デジタル・ガバメント実行計画において「引き続き押印を必要とする手続においては、電子署名を活用したオンライン利用を促進する。」とある。正論ではあるが、デジタル化のラストワンマイルが電子署名であることを考えれば、理想が高すぎて普及が進まなかった、この10年の繰り返しになる危険がある。したがって、記名押印が最後の障害となるように、それ以外の部分をデジタル化する方法を考えるべきではないか。すなわち、提出書類の画像処理である。たとえば不動産登記申請においては、資格者代理人によるオンライン申請はそれなりの普及率であるが、添付書面についてはデジタル化が全然進まない。そのため、いまだに代理人が用意した書類に申請人が署名押印して登記所が審査する。しかし、資格者といえども間違いはあるし、法務局側にもミスはある。電子署名に固執する限り、今まで通りな書面処理が続いていくだろう。これに対して、署名押印を前提にデジタル化するならば、書類作成と書類審査部分のみを自動化でき、電子署名が普及するまでの過渡期の手続として、効率化とサービス向上を両立し得る。法務省は資格者代理人に原本提出不要のPDF送信方式を利用させようとしているが、これでは耐震偽装事件の二の舞であるし、そもそもPDF化した書面だけを送信しても処理過程を自動化できないため、その効果は極めて限られている。ちなみに、法務省が委託した報告書によると、オンライン先進国のエストニアでも、原本書類を窓口でスキャンして返却するようである。このような行き過ぎを防ぐためにも、政府が統一方針を作るべきではないか。	商業登記ゲンロン	デジタル庁 法務省	行政手続における署名又は押印がなされた書面の審査について、その審査方法を一般に規定するものはなく、各手続において適切な方法で審査されているものと認識しています。	－	対応不可	押印存続となった手続きについては、押印の必要性を改めて検証した上で、関連する文書の真正性等（トラスト）をどのように確保するかについて議論を要するところと考えられます。デジタル庁では、「トラストを確保したDX推進サブワーキンググループ」を開催し、トラストサービスのニーズ調査や身元確認保証レベルの分類等について検討を行っているところであり、この検討結果を以て各手続主体においてトラストの確保の方法等について検討されるものと考えております。 もっとも、不動産登記申請のオンライン申請の申請情報及びその添付情報については、その真正性を確保するために申請人等の電子署名が必要とされており、御提案の対応をすることは困難です。	
653	令和4年3月4日	令和5年1月20日	改正不動産登記法の職権による氏名等の変更の申出を先申請の前提登記として取り扱うこと	現在の制度では、所有権移転登記や抵当権抹消登記申請の前提として、所有者の住所や氏名が変更されていた場合はその変更登記を申請しなければならない。変更登記がなければ抹消の申請が却下されるし、抹消の申請後に変更の申請はできず、やはり却下される。しかし、改正法の申出は職権により登記されるため、証明書の受付年月日・受付番号欄は余白欄いになるはずである。登記は受付番号の順序に従ってしなければならないが、これは申請が2以上あった場合であって申出ではないし、氏名変更等は対抗力にかかわらない形式的なものであり、登記される正式の受付番号もない。したがって、申出をすれば前提登記を不要とすべきである。	現在の制度では、前提としての住所変更や氏名変更登記がされていなければ、その後の移転登記や抹消登記申請が却下される。仮に移転登記や抹消登記を申請した後に変更登記を申請しても、受付番号が前後してしまうため同じである。しかし、所有者の形式的な表示が変更されていないから移転登記等の申請が却下されるのは行政手続上のムダであるし、取引上、すでに決済が行われている登記申請を却下することは経済活動に混乱をもたらす。また、一般人がそのような手続上の常識を知るはずもなく、それはひとえに法務省の情報提供の怠慢であって、そのために一度申請したものを取り下げさせるのは、行政としてあるべき政策ではないだろう。この場合のネックは、受付番号の順序で処理するという規定に基づき、移転登記等を申請した後から変更登記を申請できないという一事にすぎない。そうであるならば、申出による変更が可能になったのであるから、こうした不毛な取扱いを改め、移転登記等を申請した後でも職権登記の申出を可能とすべきではないか。申出であるから申請ではなく、申請が重なったことにならないため順序を逆転できる。この方法によっても実体法上の不備は生じないし、手続法上のムダをなくすことができる。法文上の疑義が多少無くはないが、商業登記においても同様の規定があるにもかかわらず、ファストトラックと称して盛大に無視しているのが行政である。申請人の負担軽減を掲げるデジタル・ガバメント実行計画であるから、この程度のことは当然飲み込んでくれるであろう。	商業登記ゲンロン	法務省	現行の不動産登記法の下では、登記官が他の公的機関から取得した住所等の変更情報に基づいて職権的に変更登記をする仕組みはありません。 所有権の移転の登記等の申請において、登記義務者の氏名若しくは名称又は住所が登記記録上の登記名義人の氏名等と合致しない場合は、前提として登記名義人の氏名等の変更の登記又は更正の登記をしなければ、当該申請は却下されることになります（不動産登記法（平成16年法律第123号）第25条第7号参照）。他方で、所有権以外の権利（抵当権等）に関する登記の抹消を申請する場合において、当該権利の登記名義人の氏名等が変更しているときは、申請情報を変更後の内容とした上で、氏名等の変更を証する情報を併せて提供すれば、その登記の抹消の申請は便宜適法なものとして取り扱うことができる（却下の対象とならない）とされています。	不動産登記法（平成16年法律第123号）第25条第7号、「民法等の一部を改正する法律」（令和3年法律第24号）による改正後の不動産登記法第76条の6	検討に着手	「民法等の一部を改正する法律」（令和3年4月21日成立、同月28日公布）による改正後の不動産登記法では、所有権の登記名義人についてその氏名若しくは名称又は住所の変更登記の申請を義務付けるとともに、その申請義務の実効性を確保するための環境整備策として、登記名義人の負担軽減を図る観点から、登記官が他の公的機関から取得した情報に基づき職権で住所等の変更登記をする仕組みを導入するなどしています（公布の日から起算して5年を超えない範囲内において政令で定める日（政令は未制定）から施行）。 この仕組みの具体的な運用の在り方については、今後、施行までの間に、法務省令等において具体化していく予定です。	
654	令和4年3月4日	令和5年1月20日	不動産登記申請において、申請情報として不動産番号を記載した場合は敷地権の表示を省略すること	現行制度では、区分建物について申請する場合、申請情報に敷地権の所在等と敷地権の種類・割合を記載するものとされる。そして、不動産番号を記載した場合は敷地権の所在等のみを省略することができる。この規定を改めて、不動産番号を申請情報の内容とした場合は敷地権の表示の全部を省略できるとすべきである。敷地権は区分建物の処分に従うものであって、独立した表示をする必要はない。また、申請情報としては対象不動産を特定すればよいから、不動産番号を提供することによって申請物件の特定を完了しているといえる。仮に事務処理上の必要があるならば、不動産番号を元に登記所側で敷地権情報を呼び出せば済むはずである。	住所氏名変更や相続登記の義務化、解散法人担保権の抹消など、実体と登記簿との乖離が問題となって法改正につながったものが多くある。その原因は登記制度が複雑であり、素人にはメンテナンスできない手続になっているからである。今回の改正では、申出による職権登記などの迂回路を用意することにより、一般人からのアクセスを容易にしたものと理解できる。しかし、これらの改正は煩雑な手続に迂回路を用意しただけであり、依然として登記手続は複雑怪奇といえる。その一つが、不動産番号提供時に、敷地権の種類・割合の提供義務である。上記の通り、不動産番号があれば登記所側で敷地権情報を呼び出せるのであるから、申請人に提供義務を課す必要はない。誰でも出来るオンライン申請を目指すのであれば、不動産番号を入力して終わりにすべきではないか。さらに、将来的にはパソコンではなくスマートフォンによる登記手続も考えられるが、そうなると複雑な入力は不向きであるから、どれだけ入力内容を減らせるかという制度設計になる。そのとき数字だけの不動産番号は、簡易な入力方法となるであろう。	商業登記ゲンロン	法務省	敷地権付き区分建物についての所有権等に関する登記を申請するときは、①敷地権の目的となる土地の所在する市、区、郡、町、村及び字並びに当該土地の地番、地目及び地積及び②敷地権の種類及び割合を申請情報とすることとされています。	不動産登令第3条11号ヘ	その他	制度の現状に記載したとおり、申請情報として不動産番号を記載した場合は敷地権の表示を省略する取扱いは認められておりませんが、登記申請人の負担軽減については、社会的なニーズや登記所の円滑な事務運営等の観点を踏まえつつ、引き続き検討してまいります。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
655	令和4年3月4日	令和5年1月20日	登記事項要約書の廃止	登記事項要約書は、登記簿がコンピュータ化される際に従来の閲覧制度の代替手段として始められたものである。そのため、 ・証明文が付かない ・管轄外物件については発行されない ・登記事項は一部のみ記載される という制限がある。しかし、登記事項証明書の手数料が大幅に下がり、登記情報提供サービスよりも高くなった現状では存続させる意味が乏しい。廃止ができないならば、高価な証明書用紙の代わりに通常のコピー用紙を使用し、偽造・変造リスクがある旨の警告文を付した、証明書と同一内容の書面として手数料を下げるべきである。	全国をネットワークで接続しているのに、管轄内物件についてしか発行できないという機能制限は誰に対して必要なのか。閲覧制度の代わりというが、閲覧制度は物理的な制約から管轄登記所に限定されるのである。1兆円以上をかけて整備したネットワークを活用するのに、わざわざ紙の登記簿の制約を再現する意味が分からない。同様に、登記記録の一部のみを表示するにしても、それは利用者の要望に沿って選択的に表示すればよいのであって、一律に機能制限をする制度設計が間違っている。また、従来の閲覧制度の代わりであるため閲覧と同じ手数料に設定されていることも合理性がない。従来の閲覧制度は、1物件につき手数料が発生する制度であるにもかかわらず、閲覧時の監視が徹底されていなかったため、事実上、登記簿簿冊1冊ごとの手数料となっていた。そのため、監視が行き届かず、地面師さんが登記簿を書き換え、詐欺被害が多発していた。つまり、従来の閲覧手数料が安すぎたため、監視コストが掛けられず、多額の国家賠償が支払われたのである。他方、証明書は法務局職員が多数再就職していた特定団体に委託され、多数料が高止まりしていたのであるが、民間委託後は劇的に手数料が低下した。つまり、要約書の基準となっていた証明書と閲覧の手数料設定そのものがコストを反映したものではなかったといえる。最後に、証明文を付さない点についても合理性がない。登記所がする登記記録の公示は、証明文の有無によって責任が発生するものではなく、登記簿を閲覧することによっても国家賠償責任が発生するものである。そのため、要約書であっても国家賠償責任は変わらない。	商業登記ゲンロン	法務省	何人も、登記官に対し、手数料を納付して、登記記録に記録されている事項の概要を記載した書面（登記事項要約書）の交付を請求することができることとされています。 なお、登記事項要約書は、通常のコピー用紙を使用して発行しています。	不動産登記法第119条第2項、商業登記法第11条	その他	登記事項要約書は、登記事務がコンピュータ化される前の紙媒体の登記簿の閲覧制度に代わるものとして、登記情報の概要を記録した書面を交付するものであり、その利用件数は、平成30年は約2300万件、令和元年は約2300万件、令和2年は約2100万件であるため、相応のニーズがあるものと承知しております。 登記事項要約書の在り方については、社会的なニーズ等を踏まえつつ、引き続き検討してまいります。	
656	令和4年3月4日	令和4年3月25日	国家資格受験申込の電子申請化	国家試験の申請において、現在書類を郵便で取り寄せ、収入印紙を郵便局で買ってまた送り、受験票を送ってもらうという状態です。速やかな電子申請(マイナンバーカード利用)と受験料の電子決済の導入をお願いしたいです。	国家資格の受験は国民の技能向上に寄与するものであり、受験の受けやすさは資格保有者の増加への国ができる具体的な支援と考えます。マイナンバーカードを利用して入力を簡便化し、電子決済ができれば紙書類の削減と郵便によるタイムラグや紛失の可能性を減少させられると考えます。担当部署の書類チェック後に送り返す業務時間は削減され業務効率化が考えられます。	個人	デジタル庁	国家資格の受験申請及び付随する手数料決済については、電子化されていない場合が多いところです。	_	検討に着手	令和3年12月24日に閣議決定された「デジタル社会の実現に向けた重点計画」の「6 デジタル社会の実現に向けた施策　1．国民に対する行政サービスのデジタル化　(3) マイナンバー制度の利活用の推進　② 各種免許・国家資格等のデジタル化の推進」では、 医師、歯科医師、看護師等の約 30 の社会保障等に係る国家資格等について、優先的な取組としてマイナンバーを利用したデジタル化を進め、住民基本台帳ネットワークシステム及び情報提供ネットワークシステムとの連携等により資格取得・更新等の手続時の添付書類の省略を目指す。」としています。 当該プロジェクトの検討等を通して、提案事項への対応等について検討してまいります。	
657	令和4年3月4日	令和4年8月19日	公共建築物の木造化の促進に向けた性能発注方式の導入	公共建築物の発注方式には、我が国独自の「仕様発注方式：設計と施工の分離発注方式」と、欧米等では一般的な「性能発注方式：設計と施工の一括発注方式」があります。昭和34年発出の建設事務次官通達が発端の「仕様発注方式」は、官公庁の技術力が圧倒的に上であった当時は正に理に叶った発注方式でした。しかし、平成の世になった頃に官公庁と民間の技術力は逆転し、今日では最先端の技術力は民間が保有しています。このため、前例踏襲による「仕様発注方式」のままでは、民間企業の創意工夫や最先端技術を活かせず、公共建築物の木造化に向けたイノベーションが期待できません。そこで、「性能発注方式」の導入を提案します。	2019年11月に完成した新国立競技場は、大量の木材を屋根や庇などに用いています。しかし、2015年7月に白紙撤回された当初の新国立競技場整備計画では、木材の利用についてのインセンティブはなく、また、計画全体を「仕様発注方式」で推進したことが、白紙撤回に繋がっています。「品確法」に基づき2015年8月に、新たな新国立競技場整備計画が「性能発注方式」で立案されました。この計画を遂行した結果、当初予定の工期と工事費で、大量の木材を利用した上で、何の滞りも無く新国立競技場は完成しました。「仕様発注方式」による失敗・破綻を、「性能発注方式」で復活・成功させた見事な事例です。また、「仕様発注方式」では困難な「大量の木材の利用」を、「性能発注方式」では実現しています。新国立競技場整備事業成功の最大要因は、新国立競技場の「機能要件と性能要件」について、受注者に委ねるべき設計には立ち入ることなく、かつ、受注者が設計と施工を行うとで必要十分となるように記載した「業務要求水準書」を作成したことです。中でも、「木材の利用」については、『「公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針」の趣旨に則り、木材利用の促進を図り、製材、CLT等の集成材、合板等の木材を可能な限り利用する計画とする。』との一文を規定することにより、設計と施工を一括した受注者が最先端技術を存分に活かし創意工夫を凝らした結果として、大量の木材を利用した新国立競技場が実現したのです。このことから、規模の大小を問わず、公共建築物の木造化を促進するには、新国立競技場をモデルとした「性能発注方式」の導入が何よりも望まれます。	個人	国土交通省	番号124の回答をご参照ください。				

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
658	令和4年3月4日	令和4年3月25日	食品添加物使用基準改正に関する審査の長期化について、要請者の側に立つ歯止めを。	1．「厚労省指針」別添Ⅲの4．の条文に以下を追加。「厚労大臣は使用基準改正の要請者が「手引き」別添2，3，4を提出した際は要請を受理し、受理日、受理番号を付した受理通知書を交付しなければならない。」 2．「厚労省告示」は廃止。 3．「相談センター」における相談期間は標準的事務処理期間に含むものとする。 4．「厚労省指針」別添Ⅳの1の（2）の条文から「原則として」及びただし書き」を削除。 また表1の全てのΔ印と欄外の（注）における「Δ印は」以下を削除。 5．食安委指針の別表基準改正欄における全てのΔ印を削除。また同表欄外（注1）における「一方」以下及び（注2）における「Δ印は」以下を削除。	1．本条分は、受理前の「事務局審査」が標準的事務処理期間（以下標準期間）に含まれていないため機能していない。本来の機能を回復させるには受理の要件を明示することが必要である。 また、現在行われていない受理通知書の交付は、受理の確認及び審査の順番を公平に管理するために必要不可欠な手段である。 2．本告示は指針において設定された標準期間1年以内の歯止めを外し、長期化を正当化するもので制度後退禁止原則にもとる。憲法25条2項の規定を具体化した食品衛生法の目的に反し、憲法98条1項により効力を有しない。 3．相談センターはその目的である「事務手続きを円滑かつ迅速に行うこと」が適えられていない。（要請者の経験では相談センター通過に1,134日、通過後も1，544日（2021年12月20日現在）要してなお受理されていない）これは相談センターの相談期間が標準期間に組み込まれていないためである。 4．食品添加物指定後の安全性確保は憲法25条2項により国がその責務を負っている。（食品安全基本法17条は国がその責務を果たすための具体的措置について記したものである。）指針のただし書き及びΔ印は、この責務を要請者に転嫁するもので、指針の裁量範囲を逸脱しており、憲法98条1項によりその効力を有しない。 5．食安委指針の別表におけるΔ印の削除理由は上記4．に同じ。 また同表欄外（注1）における「一方」以下は食安委発足以前に指定された添加物を指しているものと思われるが、本件は省庁間の情報交換の問題であり、要請者に提出の責務はない。 なお、本提案の経済的効果は少なくとも8,750百万円の新市場創出である。	日本アルコールフリー飲料有限会社	内閣府 厚生労働省	【1～4について】 食品添加物の新規指定や規格基準改正を希望する事業者は、必要な資料（対象の食品添加物に関する安全性・有効性等を記した書類やその根拠資料等）を付してその旨を厚生労働省に要請する必要があります。 厚生労働省は、要請を受けると、食品安全委員会に要請内容に係る食品健康影響評価を依頼します。食品安全委員会における評価結果が厚生労働省に通知されると、厚生労働省において評価を踏まえた規格基準に係る薬事・食品衛生審議会への諮問、WTO通報、パブリックコメント等を実施し、最終的に省令や告示の改正を行います。 以上の手続きのうち、食品安全委員会においては食品健康影響評価の依頼受領からその結果の通知までの手続きを1年、厚生労働省においては食品健康影響評価の結果の通知受領から省令・告示の改正までの手続きを1年として、標準的事務処理期間を定めています。 なお、食品安全委員会は平成15年に食品に関するリスクを科学的知見に基づいて客観的にかつ中立公正に評価することを目的の一つとして設立されました。それ以前は厚生労働省において手続きが実施されていたため、食品安全委員会設立の前後で本手続きは異なります。 また、食品添加物の新規指定や規格基準改正の要請に関しては、必要資料の収集・作成等を自身の判断のみで行うことが難しく、要請に必要な資料を充足できない場合があります。これらに関する助言を行い、事業者を支援することを目的として、国立医薬品食品衛生研究所内に食品添加物指定等相談センターを設け、各種相談に対応しています。 【5について】 ・御指摘の「食安委指針」は、添加物に関する食品健康影響評価指針 平成22年5月27日食品安全委員会決定）を意図するものと思われますところ、同指針は令和3年9月28日に添加物に関する食品健康影響評価指針 令和3年9月28日食品安全委員会決定，以下「令和3年食安委指針」という。）として全部改正されております。御指摘の「同表欄外 注1）」及び（注2）」は、令和3年食安委指針別表欄外注2及び注1に対応しております。 ・食品安全基本法第21条第1項に規定する基本的事項（平成24年6月29日閣議決定）第1の3（1）①イでは「（前略）リスク管理措置を講ずる行政機関は、（中略）食品安全委員会の意見を聴くこととし、その際には最新の科学的知見など、食品健康影響評価に必要な資料を提出する（後略）」と規定されております。 ・これを踏まえ、令和3年食安委指針別表の資料は、リスク管理機関に対し添付を求める資料を示したものであり、使用基準改正を厚生労働大臣へ要請する者（以下「要請者」という。）に対して提出を求める資料を定めるものではありません。（添加物の使用基準改正を厚生労働大臣へ要請する者の要請手続き、添付すべき試験成績等の資料の範囲、資料作成のために必要な試験の標準的な実施方法等は、専ら「食品添加物の指定及び使用基準改正に関する指針について」平成8年3月22日衛化第28号）において規定されております。） （参考）令和3年食安委指針（第1章第5イ（ア）から抜粋） 「a 評価対象添加物が委員会による食品健康影響評価が終了している添加物である場合には、リスク管理機関に対し、使用対象食品の追加、使用量の変更等に基づく一日摂取量の推定に関する資料の提出を求め、更に毒性学的に新たな知見があるときは、当該知見に係る資料も併せて提出を求める。 b 評価対象添加物が委員会による食品健康影響評価のなされていない添加物である場合には、原則として、リスク管理機関に対し、添加物の指定のための食品健康影響評価に必要とされる資料の提出を求める。」	【1～4について】 食品衛生法第12条、第13条第1項 食品安全基本法第11条第1項、第24条第1項 【5について】 左記のとおり。	【1～4について】 現行制度下で対応可能（1．について） 対応不可（1．以外について） 【5について】 事実誤認	【1～4について】 1．現在、要請書の提出はメール添付によりなされており、受理した場合には、メールの返信により要請者に受理したことをお知らせしています。そのため、返信において受理日を明記する等の方法により、現行制度においても、受理日を明確にすることは可能です。 2．現在の食品添加物の指定等に関する手続きは、平成15年に食品安全委員会が設立され、食品安全委員会への諮問が必要になったことにより、「食品添加物の指定及び使用基準改正に関する指針」を定めた平成8年時点の手続きとは大きく異なっています。現行制度においては、「食品添加物の指定等手続に係る標準的事務処理期間の設定について」（平成28年6月10日付け生食発0610第1号）で改めて定められた標準的事務処理期間により運用しています。現行の標準的事務処理期間を示すことは、要請者が事務処理にかかる時間を見積もるために必要と考えられることから、当該通知を廃止することは適切ではないと考えます。なお、「食品添加物の指定及び使用基準改正に関する指針」では平成8年時点の手続きにおける標準的事務処理期間を記載しておりますが、今後、現行の標準的事務処理期間が本指針のみからでも分かるよう、記載を変更することを検討いたします。 3．食品添加物指定等相談センターにおける相談は、相談開始時の要請者の準備状況が様々であること、あくまで相談事業であることを等から、一律に標準的事務処理期間を定めることはできません。 4．食品衛生法第13条第1項に基づく食品添加物の規格基準の改正は、食品の安全性の確保に関する施策であり、当該施策の策定に当たっては、食品の安全性の確保に関する国の内外の情報の収集等の措置が講じられる必要があります。当該措置の具体的な対応として、添加物の規格基準の改正の要請者が専ら安全性の確保に努めることが求められる食品等事業者であることを踏まえ、要請者に必要な資料の提出を求めています。 【5について】 左記のとおり、添加物の使用基準の改正に係る資料は、リスク管理措置を講ずる行政機関に提出いただいており、令和3年食安委指針の改正は不要と考えております。	
659	令和4年3月4日	令和4年5月13日	商業登記で会社のメールアドレスを登録し、登記申請があった場合と、みなし解散通知前に、メールを送信する	株式会社は役員の任期が最長10年であることため、最後の登記申請から12年経過した場合、解散したものとみなされる。法務局は会社の本店所在地に通知を発送する。しかし、この手続にはコストがかかる上、より早い段階で警告を発して登記申請がされるならば、公示機能の観点から望ましいといえる。そこで、商業登記に公開しないメールアドレスを登録し、たとえば10年目から登録アドレスに警告メールを送信する制度を創設すべきである。また、商業登記は代表者印を偽造すれば容易に虚偽の登記申請をすることができるため、登記申請があった事実を登録メールアドレスに通知する制度も創設すべきである。	商業登記は会社の概要を社会に対して公示するものであるが、平成30年から始まった「フリガナ登録制度」については、法務省は「登記事項証明書には、フリガナは表示されません。」と説明する。これと同様に、行政機関の各共有される電子メールアドレスを登録制にすれば、電子証明書をもたない法人に対しても低コストで連絡することができる。その一つの利用方法が「みなし解散」であって、現在は最後の登記から12年目に通知を発送しているが、もっと早くから警告を発して登記申請を促せるならば、それに越したことはない。その際のネックになるのが発送コストであり、書面であるがゆえに準備作業から発送手続までの人的コストがおびただしい。そうであるならば、会社のもの個人のものを問わず電子メールを使用できる会社については、事前に連絡先アドレスを登録してもらい、そこに警告文を送信すればよい。これによって当該会社は早い段階で登記申請を行うことが出来るし、政府にとっても該当会社の減少により手続コストを削減できる。もちろん、連絡時にアドレスが変更されていて使用できない場合も起こり得るが、それは本店所在地に郵便を発送した場合も同様である。また、印鑑の偽造が容易になった現在では、代表者印の印影を用いて印鑑を偽造し、虚偽の登記申請がされることも起こり得る。たとえば、偽造印で本店移転登記を申請し、偽造印で取引した相手方から真実の本店に連絡が届かないように。これは個人の住所変更ではしばしば問題になっているところである。このようなトラブルを早期に発見するためにも、登記申請があったことをメールで通知するサービスが必要ではないか	商業登記ゲンロン	法務省	原則として、登記簿に記録すべき事項は法定されています（会社法第911条第3項）。また、会社法第472条第2項に基づき休眠会社に登記所が通知する際には、登記されている本店又は主たる事務所に宛てて通知書を発送しています。	会社法第472条第2項、911条第3項、915条第1項	対応不可	休眠会社等の整理作業に関し、それに先立つ登記事務の履行を促す周知を登記所外（税務署、商工会議所等）において行って、当該整理作業対象会社を減らす取組を行っています。会社法第472条第1項による休眠会社の解散については、同条第2項による通知を最も確実であると考えられる登記されている本店又は主たる事務所に宛てて送付することにより、登記の申請又はまだ事業を廃止していない旨の届出を法務局に対して行う機会を確保しています。	
660	令和4年3月4日	令和4年3月25日	厚生労働省が出してるフードロス問題を助長させる次官通知について(生活保護行政について)	提案） 厚生労働省社会・援護局保護課を介して出されてる次官通知の内容自体の見直しをお願いしたいです。 (見直しをお願いしたい内容） 厚生労働省事務次官通知に記載されてる内容もしくは記載されていた内容） 具体的な事案） フードバンクを過度に利用した場合に家計指導の対象としてること。 (見直しをお願いしたいこと） 栄養失調状態にある方が現在および過去に出された通知で排斥されていること。	現行法の通知では、フードロス問題を助長させる恐れが高いことを懸念していたため。	個人	厚生労働省	生活保護制度は、生活に困窮する方が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるものです。	生活保護法	対応不可	フードバンクから提供される食事については、その取組の趣旨に鑑み、原則、収入として認定しないこととしています。 ただし、保護費を生活保護の趣旨目的に反する用途に使用することで、過度にフードバンク等を利用するなど、家計管理が困難な世帯については、適切に家計の管理を行うよう必要な助言指導を行うこととしています。 なお、フードバンクから提供される食事についての記載があるのは厚生労働省事務次官通知ではなく、厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡になります。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
661	令和4年3月4日	令和4年8月19日	地方の公共交通機関に交通系電子マネーを整備	地方の公共交通機関でもJRのsuicaや私鉄のPasmoを利用できるところが増えつつある。しかしそのためにはJRに対し億単位のシステム使用料を支払う必要がある。人口減少や少子高齢化で地方の公共交通機関は経営が苦しく、利用料を払ってまで電子マネーを導入することに消極的だ。地方におけるキャッシュレス拡大のためにも、企業間の取引ではなくその先にある国民の利便性の問題として認識いただき導入拡大に力添えをお願いしたい。	新潟市のバス会社新潟交通では電子マネー「りゅーと」を導入しており、JR東日本のSuicaと同じ決済システムを利用し、新潟交通のバス運賃はSuicaで支払い可能となっている。しかしその逆、「りゅーと」でJRや私鉄の支払はできない。理由はJRへ支払うシステム使用料が高くなるからだ。いちばん低額に設定されているのはポストペイ型決済で、SuicaとPasmoのような完全相互利用は超高額となっている。またスマホに「りゅーと」を組み込ませるにはJRによるシステム開発が別途必要となるためその費用負担も重くのしかかる。 地方に限らず、公共交通を利用して通勤通学する際は「電車→バス」のように数種類を組み合わせて利用する人が多い。そうした場合、運行会社ごとに定期券を購入し所持することとなり「定期入れ」のように専用のケースを作り持ち歩くことが少なくない。結果的に同じ電子マネーの「りゅーと」とSuica二つを常に持ち運ばなければならない。 交通系電子マネーは資金決済手段として金融当局から監視を受けているものかと思うが、地方においてはその導入コストゆえに断念する事業者も多い。地方自治体においては公共交通維持の観点から事業者に補助金を投入し導入を促しており、単にキャッシュレス決済システムを導入するための企業同士の取引の域を超えている。 究極のキャッシュレス社会はカードかスマホひとつあればどこでも支払い可能となることだと思うが、高い初期費用で導入を渋ることの無い様、国として交通インフラと金融インフラの両面からバックアップをお願いしたい。	個人	国土交通省	交通系ICカードを含めた様々な手法が出現してきている交通におけるキャッシュレス決済については、MaaSなどの新しいモビリティサービスの基盤となり、多様なサービス提供を可能とするものであると認識しており、予算措置も行っています。	なし		公共交通事業者においてキャッシュレス決済（QRコード、交通系ICカード、非接触型クレジットカード決済、顔認証等）に対応するための、所要の設備やシステムの導入を支援する予算措置を実施しているところであり、今後も、そのあり方も含めて検討を行い、施策の推進に取り組んでまいります。	
662	令和4年3月4日	令和4年5月13日	市町村に公設ゴミ収集場所の整備を義務付けること	廃棄物の収集は市町村の義務であるが、ごみ集積所を公開していない市町村がある。これでは住民はゴミを処分できず、生活環境の保全及び公衆衛生の向上どころではない。他方、自治会が市町村にごみ集積所の設置を申し出れば、市町村は無審査で回収場所として指定している。自治会に対してこのような便宜を図るならば、その前に、市町村役場及びその支所、公民館、文化施設等にごみ集積所を整備し、すべての住民が利用できるようにするべきである。最高裁は自治会加入を任意であるとしているが、一部の自治体は自治会加入を奨励する条例を制定している。自治会未加入者のゴミ収集を事実上拒否する取扱いは、違法ではないか。	地方自治法155条1項は、市町村長の事務を分掌させるために条例で支所を設けることを認めている。そして条例では支所で分掌する事務が定められているが、そこで規定される事項は証明書の発行や徴税手続など、住民の利便性を高めるためのものである。行政コストを削減するならば、本所で一括して取り扱えばよい。そうであるならば、支所等をごみ集積所に指定することは証明書の発行等と同様の、利用頻度や重要性からすればそれ以上の意義がある。しかし、市町村は、証明書の発行については区域内に拠点を分散させながら、ゴミ収集については非公開が1箇所の集積場を設置するのみである。その一方、自治会が設置するごみ集積所は無審査で収集場所に指定し、自治会加入者に便宜を図っている。自治会加入が任意であるならば、自治会未加入者のゴミを収集することも市町村の責務であって、市町村には自治会未加入者も利用できるごみ集積所を整備する義務があると考える。自治会未加入者の廃棄物収集を事実上不可能とする取扱いは、事実上、自治会加入を強制する行政指導である。これは平成5年に最高裁が示した給水条例に基づく行政指導を違法とする判決と同様の問題であり、水道を使用できない生活もゴミを収集されない生活も不可能ではないか。総務省はこのような状況を是正するため、市町村に対して、公的施設と同数以上の公設ごみ集積所を整備するよう指導すべきである。	商業登記ゲンロン	環境省 総務省	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第6条及び第6条の2第1項の規定によって、市町村はその区域内の一般廃棄物の処理について一般廃棄物処理計画を定め、当該計画に従って、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに処理しなければならないこととされています。 なお、廃棄物処理法において、自治会加入者であるかどうかによって便宜を図る等の規定はありません。	廃棄物処理法第6条、第6条の2第1項	対応不可	一般廃棄物処理計画は、市町村における一般廃棄物処理に係る長期的視点に立った基本的な方針を明確にするものであり、その策定に当たっては、廃棄物処理をめぐる今後の社会・経済情勢、一般廃棄物の発生の見込み、地域の開発計画、住民の要望などを踏まえた上で、一般廃棄物処理体制の整備等について十分検討するとともに、それを実現するための現実的かつ具体的な施策を総合的に検討する必要があります。 御提案にあるような、公的施設と同数以上の公設ごみ集積所を整備するかどうかといった点については、各市町村において一般廃棄物処理計画の策定を踏まえ、地域の実情に応じて判断されるべきものであり、一律に義務付けることはできないものと考えます。	
663	令和4年3月4日	令和4年5月13日	会計参与制度を廃止し、認定クラウド会計ソフトを登記事項とする。利用者間の取引は反面調査の対象としない	制度開始当時からほとんど利用されていない会計参与制度を廃止し、クラウド会計ソフトの要件を定めてそれに適合したソフトを利用している会社は会計ソフトを商業登記の役員欄に登記できるようにする。そして、同一会計ソフトの利用会社間の取引については、帳簿上の確認にとどめ、反面調査を行わない。虚偽の記載と疑われるものは、反面調査としてではなく、通常の税務調査として行う。	平成17年4月15日の衆議院法務委員会において、法務省は、「会計参与は、長年、中小企業が経済活動としては日本を非常に支えてきた存在ではありますけれども、しかし、外部に対しては、必ずしも情報公開の面で十分ではないというところから、その計算関係、会計処理というものを健全化させるために、最後の切り札というような形で今回制度をつくっている」と説明する。すなわち、監査体制が整っている大企業のようなコストを負担できない中小企業の会計処理を健全化させる手段として制度化されたものである。しかし、「最後の切り札」であった会計参与は、会社側にとってはメリットが少なく、なり手となる資格者側にとっては負担が重すぎて普及せず、登記記録上の2000円札になっている。他方、会計ソフトは高機能化が進むとともに価格が低下し、従来は税理士に依頼していた会計処理も会社内部で行えるようになってきた。会社法制定時に税理士や公認会計士が担うと想定されていた業務も、現在では会計ソフトが代替できる時代になったのである。そして、会計ソフトのクラウド化によって、サーバーに集められたデータを対照すれば会社間の取引が矛盾なく記載されているかを確認できる。従来の会社ごとの帳簿を全体として相互に参照できるため、反面調査として相手方に確認することも不要ではないか。もちろん、双方が実体を伴わない記載をしている可能性があり、その調査は必要であるが、そうであればそれぞれを単独の事業として税務調査すれば同じである。位置づけが不明な会計参与よりも、反面調査されない利点からクラウド会計ソフトが普及するよう、登記事項にすべきである。	商業登記ゲンロン	法務省 財務省	【法務省】 「会計参与」とは、取締役(指名委員会等設置会社の場合には執行役)と共同して、会社の計算関係書類を作成する機関であり、会社法上、会社の役員として扱われています（会社法第374条第1項、第329条）。 会計参与を設置するか否かは、原則として会社が任意に決定できることとされており、会計参与を選任した場合には、その氏名・名称等を登記する必要があるとされています（会社法第911条第3項第16号）。 【財務省】 納税者の所得・税額等を適正に把握するためには、収入や経費の有無・金額・性質等について認定を行っていく必要がありますが、その認定に当たっては、納税者本人から得た情報のみならず、取引先等に対する反面調査で確認した情報についても考慮すべき場合があり、取引先等に対する反面調査は、権限のある税務職員が調査のため必要と認めた場合に、通則法に定める質問検査権に基づいて行うものです。 この反面調査については、法令上、実施の細目について特段の要件は設けられていませんが、国税当局としては、納税者本人が調査に協力的でない場合や、納税者本人に対する調査だけでは正確を期しがたい場合など、客観的にみてやむを得ず反面調査を行う必要があると認める場合に実施することとしています。	【法務省】 会社法第374条第1項、第329条、会社法第911条第3項第16号 【財務省】 国税通則法第74条の2	【法務省】 対応不可 【財務省】 対応不可	【法務省】 ご理解のとおり、会計参与は会社法により新たに創設された機関であり、その目的は、税理士等の会計の専門家について、会社の機関として責任ある立場から計算関係書類の作成に関与させることで、会社（特に中小企業）の会計の適正を確保することにございます。 現時点で当該制度が十分に普及しているかの評価は容易ではございませんが、現時点までの普及の状況のみをもって、当該制度の意義が没却されるものでもないと思料いたします。 他方で、会計参与又は会社自身がご指摘のようなクラウド会計ソフトを使って会計処理の円滑化を図ること自体は否定されるものではございませんが、クラウド会計ソフトの利用状況を「役員」登記に準じるものとして登記の対象とすることは、商業登記制度の趣旨に鑑みても、必ずしもその必要はないように思料いたします。 【財務省】 反面調査については、収入や経費の有無、金額、性質等について確認を行うために、客観的にやむを得ないと認められる場合に行っているものであり、取引先等において、具体的にその取引の性質等詳細を確認する必要もあることから、調査先と取引先の双方の帳簿等（クラウド会計ソフト）に同じ金額が計上されていることのみをもって、反面調査を不要とすることは適切ではありません。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
664	令和4年3月4日	令和4年3月25日	給付金や貸付金に必要な紙の書類は廃止し、行政がIT技術で審査に必要な情報を取得すること	新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金など、最近の給付金や貸付金について、山のような紙の書類を提出させ、該当者がほとんど居ない条件をつけて、「こんなに支援した」と政府は主張しています。結果として予算は余り、「需要がなかった」とすることも繰り返されています。給付金や貸付金に必要な紙の書類は廃止し、行政がIT技術で審査に必要な情報を取得することで、迅速な給付・貸付を実現すべきです。	(1) 社会福祉事務所からの借入れ状況や、ハローワークでの面接の実態など、行政が社会福祉事務所やハローワークに照会すれば、申請者が何もしなくても判明することです。何のために推進してきた電子政府なのか、わからないです。行政のシステム間で連携が取れていないことを理由に紙の書類を提出させることを繰り返しているなら、何の進歩もないと国民は受け取ります。 (2) マイナンバーの銀行口座への紐づけを、国民が金融機関に申請する形式ではなく、金融機関と行政が主体となって実施するようにすべきです。ゆうちょ銀行など、銀行の窓口でないとマイナンバーの登録を受け付けない金融機関もあり、このままでは銀行口座へのマイナンバーの紐づけは進まないと思います。現役世代は銀行窓口に行く時間は無いです。すでに、証券口座については「ほふり」との連携で、国民が証券会社に申請しなくても、証券口座へのマイナンバーを紐づけすることが決定していると承知しています。マイナンバーの銀行口座への紐づけが実現すれば、適切な徴税とプッシュ型の給付が可能になると思います。	個人	デジタル庁 金融庁 厚生労働省	(1)新型コロナウイルス生活困窮者自立支援金の申請に当たって、特例貸付の貸付状況が分かる書類や、求職活動関係書類等の添付資料の提出を求めています。 (2)第204回国会(常会)において「預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律」(以下、預貯金口座個人番号利用申出法という。)が成立し、本法により、本人の同意を前提に、一度に複数の金融機関の預貯金口座へ付番を行うことや、マイナポータルからも付番を行うことが可能となります。 　また、同国会で「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律」(以下、公金受取口座登録法という。)が成立し、本法により創設される預貯金口座の登録制度は、国民の任意で、1人1口座、公金受取のために預貯金口座をマイナンバーとともに国に登録してもらい、その口座情報を災害や感染症などの緊急時の給付金等の支給を行う行政機関等に提供し、給付金の支給事務に利用できるようにするものです。これにより、給付金の申請手続きの簡素化と給付の迅速化が可能となります。	(1)なし (2)預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律(令和3年法律第39号) 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)	(1)対応不可 (2)対応	(1)新型コロナウイルス生活困窮者自立支援金の申請に当たっては、自治体で把握ができない情報も必要となることから、添付書類の提出を求めていますが ・社会福祉協議会からの情報により自治体において特例貸付にかかる要件が確認できる場合は添付書類を省略することを可能とする ・住居確保給付金を現に受給している場合や再支給の場合には、自治体の判断により、一定の場合に添付書類を省略することを可能とする 等、可能な限り、手続の簡素化を図っているところです。 (2)預貯金口座個人番号利用申出法については、法律の公布日から3年以内に施行することとなっており、施行に向け、準備を進めております。 　公金受取口座登録法については、マイナポータルからの公金受取口座の登録を今春に開始することとしており、現在、システム整備等の準備を進めております。	
665	令和4年3月4日	令和5年1月20日	建物新築から滅失までのライフサイクルをオンラインのプロジェクトにする	現在は、自治体に着工前に建築確認申請を行い、完了検査を経て、法務局に建物表題登記を申請する。建物表題登記には申請義務があるが、法務局は新築の事実を把握していないため、所有者が登記申請をしなければ職権で登記されることもない。また、取り壊した場合、自治体は固定資産税を徴収するため取り壊しの事実を把握しているが、法務局は登記申請がなければ知ることができない。そのため、滅失登記の申請義務があっても、取り壊された建物の登記が残ったままになる。そこで、建築確認申請以降の手続をオンラインのプロジェクトとして関係各機関が手続ごとにアクセスして記録を残していく制度を創設すべきである。	デジタル・ガバメント実行計画においては、建築確認手続を「地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続」に挙げている。しかし、建築確認に提出される書類は法務局で建物表題登記をする際の基礎資料となるものであり、提出図面はその簡易・修正版である。したがって、地方自治体ごとにオンライン化するのではなく、国が建物ライフサイクルデータの最初の段階としてシステムを整備すべきである。たとえば、建築確認図面をCADデータで提出すれば、所有者は建物表題登記時の建物図面を提出する必要がなくなる。建築基準法と不動産登記法の相違をプログラムに落とし込むことによって、自動的に修正した図面を作成できるからである。もちろん、設計と施工で食い違いが生じ得るが、もともと不動産登記法では登記官の実地調査を義務付けているため、登記官が図面との相違を確認したときは該当箇所を床面積に加えたり削ったりすればよく、その作業はアプリケーションで対応できる。そして、現行登記制度の問題として、建物が完成するまでは登記をすることができない。そのため、全く別人が偽造書類を用いて登記することも可能であるし、融資した金融機関が登記できないことも起こり得る。しかし、建築確認からプロジェクトとして管理すれば、所有者情報は着工前から同一性を担保できるし、融資した金融機関をプロジェクトに紐付けすることにより、表題登記前に、事実上の抵当権設定登記が可能になる。また、滅失時も、自治体が滅失の事実を確認すれば法務局に対して通知がされる。中古住宅の流通における検査済証の紛失問題についても、オンライン上で確認できるであろう。	商業登記ゲンロン	法務省 国土交通省	・新築した建物又は区分建物以外の表題登記がない建物の所有権を取得した者は、その所有権の取得の日から1月以内に、表題登記を申請しなければならないとされており、また、その申請を怠ったときは10万円以下の過料に処するものとされています。 ・建物が滅失したときは、表題部所有者又は所有権の登記名義人は、その滅失の日から1月以内に、当該建物の滅失の登記を申請しなければならないとされており、また、その申請を怠ったときは10万円以下の過料に処するものとされています。 ・不動産登記のうち表示に関する登記については、登記官が職権ですることができるとされています。 ・不動産登記法第25条では、法令の規定により申請情報と併せて提供しなければならないとされている情報が提供されないときや、表示に関する登記の申請に係る不動産の表示が登記官の実地調査の結果と合致しないときは、登記官は当該申請を却下しなければならないとされています。	不動産登記法第25条、第28条、第29条、第53条、第57条、第164条	対応不可	制度の現状に記載したとおり、建物の表題登記や滅失の登記は、申請人に申請義務が課せられており、申請を怠った場合には過料が科せられることとされています。 また、不動産登記法上、表示に関する登記については、登記官が職権ですることができるとされていますが、当事者の申請によるのが原則であり、登記官の職権が働くのは補充的な場合に限定されます。 なお、登記申請の添付情報として添付された図面等の情報が、申請情報や当該不動産の現況と合致していない場合等は、当該申請は不動産登記法第25条に定める却下事由に該当することとなります。	
666	令和4年3月4日	令和5年1月20日	登記手続において「登記原因証明情報により明らかな場合」も補正対象としないこと	不動産・商業登記準則では、申請情報の補正事由が添付書面(公務員が職務上作成したものに限る)により明らかな場合は補正対象にならない。この規定の除外事由に、申請人等が作成した登記原因証明情報に明らかな場合を加えるべきである。たとえば、抵当権抹消登記申請において、登記原因証明情報が「解除」となっているにもかかわらず、申請情報が「弁済」となっている場合は、訂正内容が明らかであるから補正手続を不要とする。また、公的証明で不問とされるのは申請情報のみになっているが、委任状等も加えるべきである。たとえば、住所移転登記申請において、本登記時に既に転居していた場合は「錯誤」であっても実質は変わらない。	不動産登記法の建前としては、申請人は申請書の提出をもって登記官に登記手続をなすことを求めるものである。これは行政手続の自明の前提であろう。しかし、氏名変更等の手続が申出によって行われる時代において申請人に正確な申請書の提出を求めるのは、申請人にとっては過度の負担であるし、行政機関にとっても補正対応コストが発生し、迅速な処理の妨げとなる。一部の登記手続のみを手直しするのではなく、登記制度全体の合理化を進めるべきである。また、委任状の記載では「年月日付登記原因証明情報のとおり」という委任事項が許容されているため、申請内容は登記原因証明情報どおりでなければならない。すなわち、登記申請における中心は申請書ではなく、登記原因証明情報であり、その記載に基づいて登記が実行される。したがって、登記原因証明情報と申請書との齟齬は登記原因証明情報から転記する際の誤りであり、それは登記官にとっても明らかである。ならば、公的証明と同様、補正の対象とすべきではない。また、委任状の記載についても、申請人の意思が明らかであれば補正対象とすべきではない。たとえば、住所移転を原因とする委任状であるのに「錯誤」であった場合、申請人の意思は現在の住所に変更することであるから、申請内容は同一であるとみなし、補正対象とするべきではない。問題は、登記法の補正規定が抽象的であるため、担当者によって補正対象の範囲が大きく異なることである。これを明確にするのが通達である準則の位置づけであるが、こちらも同様に抽象的であるため、担当者によるバラツキが大きい。準則の規定を明確にし、具体的に記述すべきである。	商業登記ゲンロン	法務省	登記官は、登記の申請が不動産登記法第25条各号に該当する場合には、登記の申請を却下しなければならないこととされていますが、当該申請の不備が補正することができるものである場合において、登記官が定めた相当の期間内に、申請人がこれを補正したときは、この限りでないとされています。 なお、法務省民二第500号法務省民事局長通達「不動産登記事務取扱手続準則」第36条第4項で、申請の不備の内容が不動産登記法第25条に規定する却下事由に該当しないときは、補正の対象としないこととされており、申請情報の内容に不備があっても、添付情報(公務員が職務上作成したものに限る。)により補正すべき内容が明らかなときも、同様に補正の対象としないこととされています。	不動産登記法第25条、不動産登記規則第60条	対応不可	「不動産登記事務取扱手続準則」第36条第4項の取扱いは、補正すべき申請情報の内容が公務員が職務上作成した添付情報により明らかな場合には、申請人の負担も考慮し、あえて補正させる必要がないという趣旨でされているものです。 一方で、補正すべき申請情報の内容が公務員が職務上作成した添付情報により明らかになる場合以外の場合には、登記官は、申請情報と添付情報のいずれの記載が実態を反映したもので、申請人の意思に合致するものであるかどうか判断することができないため、このような不備を補正の対象としないことはできないものと考えられます。 なお、補正対象の具体的な範囲については、個別の登記申請の類型ごとに、登記官が判断すべきものであり、上記準則において定めることは困難であると考えられます。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
667	令和4年3月4日	令和4年5月13日	商業登記オンライン申請において電子証明書により本人確認をしたときは、当該会社の登記記録を引用すること	商業登記においては、本店商号や代表者の住所氏名が申請書と登記記録とで一致している必要がある。しかし、登記申請する会社が自社の登記記録を覚えているとは限らないし、書き間違うこともある。また、役員の変更や機関設計の変更をする場合、会社法の知識がなければ法令上不可能な組み合わせが起こりうる。これらの手盾が却下事由に該当する場合は補正となる。しかし、こうした間違いの多くは、自社の登記記録を参照できないことに起因するものである。登記記録の内容を引用できれば書き間違いは起こらず、登記された機関設計情報を前提とすれば整合性チェックも可能である。したがって、登記記録を参照できるようにすべきである。	商業登記法は、手数料を納付して証明書の交付を請求することが出来る旨を定めている。商業登記法が「取引の安全と円滑に資することを目的とする」ものであるため、法務局が第三者に対する証明機関となるからである。裏を返せば、登記記録を参照するのに必要なのは第三者に対して事実を証明する場合であり、当該会社自身が登記記録を参照する場合は手数料が不要である。電子証明書により本人確認がされ、オンライン申請ソフト内で登記記録を提供する限りにおいて利用目的は登記申請であり、国策としてオンライン普及が掲げられている前提のもとでは、当該会社の登記記録を提供することに合理性がある。これは、申請ソフトに自社の登記記録を呼び出す機能を付加することによって実装できるはずである。これによって商業登記申請が容易になり、また補正の対象となる申請が大幅に減るであろう。たとえば、役員が全員重任する際、一人ひとりの住所氏名資格を記載させる意味があるのか。それらが同一であるならば、登記記録を引用すれば間違いは起こらないはずである。あるいは、会社の目的を追加する場合、既存の目的を列挙させるのであれば、最初から登記記録を引用させて、追加事項のみ記載させるべきであろう。なぜ一字一句を書き写す作業を前提とするのか。申請書の記載事項は株主総会の決議事項と同一であるから、オンライン申請ソフトに株主総会議事録や取締役会議事録等の添付書面を作成する機能を付加することが望ましい。法務省が本気で補正を減らすつもりであるならば、オンライン申請ソフトに登記記録無料参照機能を追加すべきである。	商業登記ゲンロン	法務省	何人も、手数料を納付して、登記簿に記載されている事項を証明した事項を証明した書面の交付を請求することができます。 当該手数料については、物価の状況、登記事項証明書の交付等に要する実費その他一切の事情を考慮して定めることとされています。 また、登記情報は、登記情報提供サービスによっても確認することが可能です。	商業登記法第10条第1項 電気通信回線による登記情報の提供に関する法律第4条	対応不可	商業登記法第10条から第12条の2までの手数料については、物価の状況、登記事項証明書の交付等に要する実費その他一切の事情を考慮して定めることとされており、受益者負担の原則等を踏まえ自らの登記記録を確認する場合を含めて当該手数料が定められています。 登記記録を確認することができることについては、左記のとおりですので、御理解願います。	
668	令和4年3月4日	令和4年5月31日	銀行窓販に係る弊害防止措置（融資先販売規制・担当者分離規制）の撤廃	「人生100年時代」を見据え、個々人が「安心した老後」に向け、安定的な資産形成の検討をしているが、融資先販売規制・担当者分離規制といった銀行窓販に係る弊害防止措置（以下、「本規制」という）により、様々な弊害が発生している。老後の安定的な資産形成支援、顧客利便性向上等のために、本規制を撤廃していただきたい。	1.制度の現状 本規制は、銀行の圧力販売防止や利用者保護の観点から設けられている。本規制の該当時、顧客の希望があっても、銀行は商品販売ができない。 2.現状制度の弊害 【融資先販売規制における弊害】 老後の安定的な資産形成支援の阻害 銀行は、iDeCoと並んで、資産形成手段として、平準払いの変額養老保険（資産運用しつつ死亡保障を備えられる保険）を勧奨。しかし、規制に該当する場合、保険に加入できない（又は保険金額の制限が発生する）ため、顧客本位の資産形成支援に大きな支障。 顧客利便性の低下 (1)医療・治療環境の変化から、医療保険やがん保険も定期的な見直しが必要だが、顧客ニーズに応じた総合提案を行えない (2)顧客の大半は、勤務先の銀行取引内容、本規制を知らない、勤務先を理由に利用商品が限定される事は理解を得にくく、顧客から不満の申し出を受けたケースもある (3)顧客が来店した際、対応できる職員が不在の場合、再度の来店が必要 銀行の事務負担 勤め先の融資有無確認、規制の説明等、規制対応の事務負担が大きい。 【担当者分離規制における弊害】 顧客利便性の低下 (1)銀行が特定地域金融機関を選択している場合、小口規制により顧客の必要保障額を満たす保険提案を行えない事例有 (2)規制対象商品と対象外商品を比較説明する際、複数の担当者が時間をとって説明しなければならず、顧客利便性が阻害 3.想定される効果 本規制撤廃により、個々人が銀行で選択できる商品の幅が広がり、「老後の安定的な資産形成の促進」、「顧客の利便性向上」が期待でき、銀行側の事務コスト削減が促進される。	（一社）第二地方銀行協会	金融庁	銀行等による保険販売については、保険契約者等の保護を図りつつ、利便性の向上を目指す観点から次のような弊害防止措置が設けられています。 ・非公開情報保護措置 ・融資先販売規制 ・タイミング規制 ・担当者分離規制 ・預金との誤認防止措置	保険業法施行規則第212条、同第234条第1項等	検討を予定	銀行等による保険募集規制については、保険契約者等の保護を図りつつ利便性の向上を目指す観点から設けているものです。 弊害防止措置については、モニタリング結果や関係者からのヒアリングを踏まえ、平成23年9月7日付で関係内閣府令等を改正し、 ・融資先募集規制の対象商品から一時払終身保険等を除外するほか、 ・預金との誤認防止措置について、実効性確保のための措置を講じる 等の見直しを行ったところであり、平成24年4月1日から施行されています。 銀行等による保険募集の状況については、引き続き実態把握に努め、今後の弊害防止措置等の見直しについては、必要が生じた場合に行うこととしています。	
669	令和4年3月4日	令和4年5月31日	保険業法上の構成員契約規制からの銀行の除外	「人生100年時代」を見据え、個々人が「安心した老後」に向け、安定的な資産形成の検討をしている。生命保険募集人である企業の役職員および当該企業と密接な関係（人事・資本）を有する法人の役職員への保険販売を一律に禁止している「構成員契約規制」（以下、「本規制」）により、「個人年金保険」等、老後に向けた資産形成を手助けする商品の提供に支障がある。 老後の安定的な資産形成支援、顧客利便性向上等のために、本規制から銀行を除外、又は実質的な支配が及ばないと想定される場合には、本規制の対象とならないようにして頂きたい（例：銀行員が少数しか出向していない、担当者レベルの銀行員しか出向していない場合）。	1.制度の現状 本規制は、企業の役員や使用人保護の観点から、業務上の地位等を不当に利用しての圧力販売を防ぐというもの。ただし、本規制は、広く適用されており、銀行職員が少数しか出向していない（例：担当者クラスが1名だけ出向）、資本的関係がないなど、銀行が実質的影響・支配力が及ばせない企業に対してまで対象となっている。 上記により、銀行は、影響力の及ばない出向先の全役職員に対して、生命保険募集に関する制約が発生する。 2.現状制度の弊害 そもそも圧力募集は、保険業法において禁止行為と規定されており、一切の販売禁止を措置することは過剰な規制。銀行は販売者による説明責任の着実な履行と不適切な募集に対する苦情対応なども含めた適切な事後措置を整備しており、過剰な規制ではないかと考える。また、本規制により、以下の弊害が起こっている。 （1）老後の安定的な資産形成支援の阻害 構成員契約規制の対象となる「個人年金保険」や「一時払終身保険」などは、老後に向けた資産形成を手助けする商品であるにも関わらず提供できないため、顧客本位のコンサルティングの支障である。 （2）顧客利便性低下 ・顧客の大半は本規制を知らず、仮に本人の希望があったとしても申し込みができない ・「勤務先のために対応できない」という顧客本人に直接起因しない理由では、顧客側の理解は得づらい状態 3.想定される効果 本規制が撤廃されることにより、個々人が銀行で選択できる商品の幅が広がり、「老後の安定的な資産形成の促進」、「顧客の利便性向上」が期待できる。	（一社）第二地方銀行協会	金融庁	企業が、生命保険会社と募集代理店契約を締結して生命保険商品の募集を行う場合、従業員への圧力募集等を防止する観点から、当該企業及びその企業と密接な関係を有する者（法人）の役員・従業員に対する保険募集は一部の保険商品を除き禁止されています。	保険業法第300条第1項第9号 同法施行規則第234条第1項第2号 平成10年大蔵省告示第238号 保険会社向けの総合的な監督指針Ⅱ－4-2-2(11)	検討を予定	生命保険契約の長期性、再加入困難性等に鑑み設けられている規制であり、その趣旨を踏まえつつ、引き続き慎重に検討を行う必要があります。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
670	令和4年3月4日	令和4年5月31日	規模が大きい特定保険募集人の該当基準の見直し、事務手続きの緩和	規模が大きい特定保険募集人に関して、以下2点の見直しをお願いしたい。 1. 規模が大きい特定保険募集人の該当基準の見直し 顧客の保険の選択肢増加・利便性向上のために、規模が大きい特定保険募集人の該当基準を見直していただきたい。具体的には、条件の一つとされている、「直近の事業年度末において、(生保・損保・少額短期保険の業態ごとの)所属保険会社等の数が15社以上」という要件の撤廃を検討していただきたい。 2. 事務手続きの緩和 事務効率化の観点から、いずれかの業態が「規模の大きい特定保険募集人」に該当した場合、該当する業態だけ、事業報告書を作成することとしていただきたい。	1.制度の現状 「規模が大きい特定保険募集人」には、次のいずれかの条件にあてはまる場合に該当。なお、「所属保険会社等の数」、「手数料・報酬等の合計額」は、生命保険・損害保険・少額短期保険のそれぞれの業態ごとに判定 【条件1】直近の事業年度末において、所属保険会社等の数が15社以上 【条件2】所属保険会社等の数が2社以上かつ直近事業年度の手数料・報酬等の合計額が10億円以上 ・上記条件に該当する場合、帳簿書類の備付け及び事業報告書の作成・提出が義務付け。また、いずれかの業態で該当すれば、「規模が大きい特定保険募集人」となり、全ての業態で帳簿書類の備付け、事業報告書の作成・提出が必要 2.現状制度の弊害 顧客利便性の低下 ・義務対応となる事業報告書作成は、全乗合保険会社からの情報収集等、業務負担が非常に大きい。事業規模が必ずしも大きくなるわけではないため、課される義務への対応負荷を考えた場合、所属保険会社を14社以内に抑える動きを起こしている ・「豊富な選択肢」というニーズを満たそうとした場合、所属保険会社が15社以上になることは十分考えられるが、条件に該当しないように所属保険会社数を制限するといった、顧客本位に逆行しかねない状況が発生 事務負担の増加 ・いずれかの業態が条件に該当した場合、全ての業態で事業報告書を作成しなければならず、事務負担 3.想定される効果 顧客利便性の向上 ・15社以上の保険会社の取扱をしていくことで、多くの保険商品を揃えることが可能となり、顧客の意向に沿った商品を提供しやすくなる。 事務負担の減少 ・事業報告書作成義務軽減による事務効率化	(一社)第二地方銀行協会	金融庁	規模が大きい特定保険募集人に該当する場合、帳簿書類の備付け及び事業報告書の作成・提出が義務づけられています。	保険業法303条、304条、保険業法施行規則第236条の2	対応不可(一部、検討を予定)	規模が大きい特定保険募集人に対する規制は、監督当局が大規模な乗合代理店等の募集形態や販売実績等を把握する観点から設けられたものであり、2018年4月より制度の本格的な運用が開始されたものであるため、所属保険会社等の数についての要件の撤廃は困難です。 なお、事業報告書については、所属業態共通の保険商品(例:第三分野保険)もあること等から実効的な保険代理店の監督を行う上で必要と考えておりますが、代理店における作成事務負荷の軽減の観点を踏まえ、引き続き記載事項を検討してまいります。	
671	令和4年3月4日	令和4年5月31日	保険募集における非公開情報保護措置の撤廃	顧客ニーズの多様化・高度化等に対応するため、銀行取引を通じて得た非公開情報の保護措置を撤廃していただきたい。本規制は利用者保護の観点から設けられているが、銀行は、法律や監督指針の下で情報管理や顧客保護など、法令順守のための内部管理態勢が十分に構築されており、過度な規制。 また、「顧客本位の業務運営に関する原則」(平成29年3月公表)においては、「金融事業者は、顧客の資産状況、取引経験、知識及び取引目的・ニーズを把握し、当該顧客にふさわしい金融商品・サービスの組成、販売・推奨を行うべき」としているが、本規制により、電話でのコンサルティング、資産形成に向けた総合提案等の阻害要因となっている。	1.制度の現状 銀行が(1)顧客の預金情報等を保険募集業務に利用する場合、又は(2)顧客の非公開保険情報を銀行業務等に利用する場合、書面その他の適切な方法による顧客の事前同意が必要 2.現状制度の弊害 (1)電話コンサルティングへの支障 新型コロナもあり、電話での資産相談のコンサルティングも増加。保険の話となることもあるが、事前同意を得ていないと詳細な説明ができず、電話ロで事前同意を依頼することで、顧客の心的負担などにより断られる事例有 (2)顧客利便性の阻害 顧客の大半は、銀行が顧客の取引情報を利用してセールスを行うことは当たり前との認識。顧客から「わざわざ事前に書面で同意・確認までしなければ提案が受けられない点は非効率」、「何故そのような面倒な手順を踏まなければ提案を受けられないのか」という反応が多い インターネット等で様々な情報収集ができる一方で、インターネットを不得手とする顧客(特に高齢者)との情報格差は広まりやすくなる環境。後者に対しては同意取得がなければ、情報提供ができない (3)総合的な提案の支障 資産相談において、投資信託やiDeCo、生命保険など幅広く説明することが多いが、個別具体的な商品説明をしようとした時、生命保険だけは事前同意がないと、具体的な説明ができず、総合的な提案の支障 3.想定される効果 ・顧客ニーズの多様化・高度化に対応した金融サービスの迅速な提供が可能 ・継続的な取引の中で把握した情報を基に、個々の顧客に相応しい商品・サービスを検討・勧誘することは、顧客の潜在的な課題の明確化につながり、結果として顧客の利益になる提案につながる	(一社)第二地方銀行協会	金融庁	銀行等による保険販売については、保険契約者等の保護を図りつつ、利便性の向上を目指す観点から次のような弊害防止措置が設けられています。 ・非公開情報保護措置 ・融資先販売規制 ・タイミング規制 ・担当者分離規制 ・預金との誤認防止措置 保険募集業務以外の業務(融資等)において取り扱う顧客の情報(非公開金融情報)の保険募集に係る業務への利用について、当該業務に先立って書面又は電磁的方法による説明を行い、事前に顧客の同意を得ることなく、保険契約の締結の代理や媒介をすることは禁止されています。また、保険募集において取り扱う顧客の情報(非公開保険情報)を保険募集業務以外の業務に利用する場合も同様です。	保険業法施行規則第212条、同第234条第1項等	検討を予定	銀行等による保険募集規制については、保険契約者等の保護を図りつつ利便性の向上を目指す観点から設けているものです。 弊害防止措置については、モニタリング結果や関係者からのヒアリングを踏まえ、平成23年9月7日付で関係内閣府令等を改正し、 ・融資先募集規制の対象商品から一時払終身保険等を除外するほか、 ・預金との誤認防止措置について、実効性確保のための措置を講じる 等の見直しを行ったところであり、平成24年4月1日から施行されています。 銀行等による保険募集の状況については、引き続き実態把握に努め、今後の弊害防止措置等の見直しについては、必要が生じた場合に行うこととしています。	
672	令和4年3月4日	令和4年7月20日	「事業承継支援・事業再生支援」に限定した不動産仲介業務の取扱い解禁	従来から、地域においては企業の事業承継、事業再生は重要な課題であるが、コロナ禍の影響もあり、今後、M&Aによる事業譲渡、事業再生に関する銀行への相談が増加することが見込まれる。 地域の企業と産業、雇用を守るとともに、地域の企業の活力向上のため、「事業承継支援・事業再生支援」で必要な場合に限り、銀行による不動産仲介業務の取扱いを解禁していただきたい。	1.制度の現状 銀行は、一部の信託兼営金融機関を除き、不動産業務を実施できない 2.現状制度の弊害 (地域の実情) ・中小企業では、経営者・経営者の親族等が、自身の所有不動産を事務所・工場等として賃貸している例は多数存在 ・地方では、大手不動産会社が少なく、不動産情報は銀行に集まる傾向。また、銀行は日頃の取引先への訪問により、支援対象企業だけでなく、地域の幅広い企業の不動産情報(ニーズ)を取得 (事業承継・事業再生支援について) ・事業承継・再生支援では、企業本体だけでなく、経営者等の個人不動産の取扱い(売買、賃貸継続等)で調整が必要。支援に深く関与するほど、不動産処分の話も多く出てくるのが実情であり、不動産の取扱いが重要となる事案が多い ・また、事業再生局面では、業績の悪化した取引先が、会社又は経営者所有の不動産売却による債務圧縮を検討する事例が往々にある (制度の弊害) ・地域の企業が、物件売却先や賃貸先を探す際、不動産業者の情報に限定される。情報が限られるため、需給のミスマッチ(案件の不成立、進展の遅れ)につながり、事業承継・事業再生の進展の阻害要因の一つになっている 3.想定される効果 ・銀行が既に保有している「地域の幅広い企業の不動産ニーズ」やコネクションを活用して、引受先を探すことができ、事業承継・再生支援の進展が期待 ・企業は、地場の不動産業者に加えて、銀行にも売却先選定を依頼することで、不動産に関する情報をより広く取得可能。不動産情報の幅が広がることで、企業は、より早く、より有利な条件で不動産取引を行える可能性が高まる	(一社)第二地方銀行協会	金融庁	銀行本体及びその子会社の業務範囲は、法令において規定されている業務に限られています。	銀行法第12条、第16条の2第1項	検討を予定	銀行における不動産仲介業務への参入については、他業を営むことによるリスクの遮断、銀行業務に専念すること等による銀行等の経営の健全性確保といった他業禁止の趣旨を踏まえる必要があり、中長期的な検討を要するため、直ちに措置することは困難です。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
673	令和4年3月4日	令和4年7月20日	地公体が主導する「まちづくり」に限定した不動産仲介業務の取扱い解禁	地域の人口減少・少子高齢化が進むなか、地域金融機関が担うべき役割は非常に大きく、地域経済発展への貢献が求められている。「まちづくりのための特定の事業」に限定し、銀行が、再開発事業、コンパクトシティ形成事業、不動産仲介業務の取扱うことを解禁して頂きたい。 上記の「まちづくりのための特定の事業」には、例えば「金融機関と自治体等が締結している「地方創生等に関する連携協定」に係る事項（注）が考えられる。 （注）地域資源を生かした活力あふれる暮らしの創出、まちの活性化・観光の振興、子育て支援、まちづくりの推進、定住・移住の促進、空き家の利活用、空き家の発生の未然防止等の観点が掲示。	1.制度の現状 銀行は、一部の信託兼営金融機関を除き、不動産業務を実施できない 2.現状制度の弊害 ・自治体等より、地方創生としての「まちづくり」に、深い関与を望む声もあるが、銀行は主体的に関与できない ・過疎地域では、大手不動産会社が少なく、地域活性化事業に携わる事例が稀。それを銀行で補完できない ・銀行は、取引先訪問、自治体との連携により、不動産開発に係る地域のニーズ・情報を保有しているが活用できない。その結果、地場企業が、物件を探す時、情報は不動産業者に限定 ・銀行は、移住促進・空き家対策ローンを提供しているが、関与が限定的。顧客は、地方への移住の際に、銀行と不動産業者に個別対応し、負担も大きい 3.想定される効果 自治体への貢献 銀行が、自治体に深く関与し、有効な計画策定を支援。また、複合商業施設開発等では、情報力を活用し、地域内外からのテナント誘致も期待。 過疎地域の活性化 大手不動産会社等が手掛けにくい過疎地において、地域金融機関が不動産仲介業務を行うことで、地域活性化が期待。 事業者の利便性向上 企業は、地場の不動産業者に加え、銀行にも依頼を行うことで、情報を広く取得、より早く、有利な条件で取引を行える可能性が高まる。銀行が物件購入資金と合わせて、地域内の古民家活用も勧められれば、地域活性化も期待 空き家対策への貢献 総務省「住宅・土地統計調査」によると、全国の空き家は約848万戸、20年前の約1.5倍に増加し、喫緊の課題。銀行が、移住促進・空き家対策ローンと併せて、移住希望者に不動産情報を提供することで、顧客利便性向上・空き家対策への貢献が可能。	（一社）第二地方銀行協会	金融庁	銀行本体及びその子会社の業務範囲は、法令において規定されている業務に限られています。	銀行法第12条、第16条の2第１項	検討を予定	銀行における不動産仲介業務への参入については、他業を営むことによるリスクの遮断、銀行業務に専念すること等による銀行等の経営の健全性確保といった他業禁止の趣旨を踏まえる必要があり、中長期的な検討を要するため、直ちに措置することは困難です。	
674	令和4年3月4日	令和4年3月25日	「教育ローン」の割賦販売法の規制対象からの除外	顧客に不利益を与える可能性が極めて低い国公立大学法人や、文部科学大臣の認可を受けた学校法人等と提携した「教育ローン」について、割賦販売法の規制の対象外としていただきたい。 現行規制下においても、国や地公体が関わる取引は適用除外とされていることから、同様の取扱いとしても問題にならないと考える。	1.制度の現状 ・銀行等の取扱う提携教育ローンは、銀行等・消費者間の金銭消費貸借契約と学校・消費者間の役務提供契約との間に「密接な牽連性」が存在する場合、割賦販売法第２条第４項に規定する個別信用購入あっせん業に該当 ・「密接な牽連性」の有無は、金銭消費貸借契約と役務提供契約の手続的一体性・内容的一体性や金融機関と役務提供事業者との一体性（人的関係・資本関係等）の要素を考慮した上で、総合的に判断している 2.現状制度の弊害 （制度の趣旨） ・割賦販売法改正は、悪質な販売業者からの消費者保護の観点で行われたもの （制度の弊害） ・学校法人や保護者等の利用者からは、一般に低利となる銀行の提携ローンを利用したいとの希望が寄せられている ・国等の一定の関与が認められる教育機関（国公立大学法人や文部科学大臣の認可を受けた学校法人等）の提携先であれば、消費者（顧客）に不利益を与える可能性が極めて低い ・金融機関にとって、提携教育ローンを取り扱う場合に必要な負担（割賦販売法に基づく規制・ルールへの対応）は、現状の教育ローンの取扱い状況からみて過大であるため、提携教育ローンを取り扱うことができない（顧客のニーズに円滑に対応できないのが実情。 3.想定される効果 ・新型コロナウイルスの影響により、収入が減少する家庭の増加が想定され、教育ローンの存在意義は今後高まっていく。銀行が取り扱う教育ローンは、家計の経済的な負担軽減が可能 ・地域金融機関が地元教育機関と提携することによる首都圏の学生集中是正等にも寄与すると考える	（一社）第二地方銀行協会	経済産業省	銀行等の取扱う提携教育ローンは、銀行等・消費者間の金銭消費貸借契約と学校・消費者間の役務提供契約との間に「密接な牽連性」が存在する場合は、割賦販売法第２条第４項に規定する個別信用購入あっせん業に該当します。「密接な牽連性」の有無は、金銭消費貸借契約と役務提供契約の手続的一体性・内容的一体性や金融機関と役務提供事業者との一体性（人的関係・資本関係等）の要素を考慮した上で、総合的に判断しています。	割賦販売法（第２条第４項、第３５条の３の２３、第３５条の３の６０第２項）	検討を予定	本提案を踏まえた個別信用購入あっせんにおける規制対象の見直しの要否については、産業構造審議会割賦販売小委員会において同様の趣旨の提案に係る審議をした上で、平成２７年７月に取りまとめた報告書において、「中小企業を含めた登録個別信用購入あつせん業者が法の規定を遵守している中、現段階において、法の規定を適用除外とする措置を要するほどの具体的な必要性が示されているとはいえない。そこで、制度的な措置は行わず、具体的な負担や取引実態の把握を継続しつつ、法令解釈の一層の明確化等の取組を検討・実施すべきである。その上で、かかる実務的な取組では対応できない負担軽減の必要性が示され、かつ、トラブルの発生状況等に鑑みて規制内容が過剰と考えられる状況となった場合等において、必要に応じ、制度的な措置の要否を再度検討するものとする」とされています。今後、具体的な必要性が示され、かつ、規制内容が過剰と考えられる状況となった場合には、必要に応じて検討してまいります。	
675	令和4年3月4日	令和4年3月25日	リフォームローンの割賦販売法の規制対象からの条件付適用除外	空家等の活用・住宅改善にリフォームは必要であり、一定条件を満たす提携住宅ローンに限り、割賦販売法の規制対象外として頂きたい。 政府は、平成27年の「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、空家や中古住宅活用を促しているが、地方では高齢化・人口減少により、空家対策、移住・定住に向けた取組みの必要性はより増加。また、近年の災害増加により、災害に備えた居宅改修需要も発生している。 例えば、提携先をリフォーム登録事業者（国土交通大臣により指定された受託瑕疵担保責任保険法人へ登録された事業者）又は自然災害関連の改修に限定する、提携先の財務内容チェック等の方策をとる場合、規制対象外として頂きたい。	1.制度の現状 ・銀行等の取扱うリフォームローンについて、銀行等・消費者間の金銭消費貸借契約と、リフォーム業者・消費者間の役務提供契約との間に「密接な牽連性」が存在する場合は、法第２条第４項に規定する個別信用購入あっせん業に該当 ・「密接な牽連性」の有無は、金銭消費貸借契約と役務提供契約の手続的一体性・内容的一体性や金融機関と役務提供事業者との一体性（人的関係・資本関係等）の要素を考慮した上で、総合的に判断している ・上記規制（改正割賦販売法）は、高齢者によるリフォーム等のクレジット取引でのトラブル増加が背景と理解しており、趣旨は理解できる 2.現状制度の弊害 ・現行規制下ではハウスメーカー等と業務提携（提携住宅ローン）を締結する際、改正割賦販売法規制の対象となるため、銀行は、リフォーム業務を業務提携の内容から除外し、対応 ・提携しているハウスメーカー等に対し、新規物件は紹介可能であるにもかかわらず、リフォーム工事は対象外となっていることに顧客の理解が得られにくいのが実情。利用者の利便性、低利での資金調達への阻害要因になっていると考える 3.想定される効果 ・銀行が、空家対策、移住・定住、災害対応に係るリフォーム需要にも対応ができ、上記課題の進展が期待 ・銀行がリフォームローンの提携をすることができれば、顧客にとっては資金調達に関して利便性が向上	（一社）第二地方銀行協会	経済産業省	銀行等の取扱うリフォームローンは、銀行等・消費者間の金銭消費貸借契約と、リフォーム業者・消費者間の役務提供契約との間に「密接な牽連性」が存在する場合は、法第２条第４項に規定する個別信用購入あっせん業に該当します。「密接な牽連性」の有無は、金銭消費貸借契約と役務提供契約の手続的一体性・内容的一体性や金融機関と役務提供事業者との一体性（人的関係・資本関係等）の要素を考慮した上で、総合的に判断しています。	割賦販売法（第２条第４項、第３５条の３の２３、第３５条の３の６０第２項）	検討を予定	本提案を踏まえた個別信用購入あっせんにおける規制対象の見直しの要否については、産業構造審議会割賦販売小委員会において同様の趣旨の提案に係る審議をした上で、平成２７年７月に取りまとめた報告書において、「中小企業を含めた登録個別信用購入あつせん業者が法の規定を遵守している中、現段階において、法の規定を適用除外とする措置を要するほどの具体的な必要性が示されているとはいえない。そこで、制度的な措置は行わず、具体的な負担や取引実態の把握を継続しつつ、法令解釈の一層の明確化等の取組を検討・実施すべきである。その上で、かかる実務的な取組では対応できない負担軽減の必要性が示され、かつ、トラブルの発生状況等に鑑みて規制内容が過剰と考えられる状況となった場合等において、必要に応じ、制度的な措置の要否を再度検討するものとする」とされています。今後、具体的な必要性が示され、かつ、規制内容が過剰と考えられる状況となった場合には、必要に応じて検討してまいります。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
676	令和4年3月4日	令和4年7月20日	海外発行カード対応ATMでの引出手数料に関する利息制限法の緩和	海外発行のクレジットカード・キャッシュカード（以下、「海外発行カード」）対応ATMでの引出手数料を柔軟に設定できるよう、利息制限法等で定めるATM利用料の上限の例外として頂きたい。 従前より、政府は、訪日観光客数増加に向けた施策を実施。日本のキャッシュレス決済比率は進みつつあるが、未だ現金取引が中心であり、観光庁の「訪日外国人の消費動向」調査によると、訪日観光客の95.3%が現金決済を利用している。 コロナ後も見据え、訪日観光客による利便性確保のためには、海外発行カード対応ATM（以下、「当該ATM」）の維持・拡充が必要であるため、引出手数料を柔軟に設定できるようにして頂きたい。	1.制度の現状 「利息制限法施行令」及び「出資の受入れ、預かり金及び金利等の取締りに関する法律施行令」において、利息とみなされないATM利用料の上限は、1万円以下の額110円、1万円を超える額220円と定められている 2.現状制度の弊害 ・国内銀行は、当該ATMを利用する場合、国際ブランドのATM利用ネットワークや、当該ネットワークと自行のシステムを仲介する国内クレジットカード会社への手数料を支払う。これらの手数料は、当該ATM手数料の上限を上回る場合があり、赤字となっている例がある ・手数料が設備維持の原資の一つであるため、手数料固定化により、当該ATM設置台数増加によるサービス向上の支障になだけでなく、将来的なサービス低下（当該ATM削減）につながる可能性がある 3.想定される効果 ・海外発行カード対応ATMの維持・増加、訪日外国人観光客の利便性向上 ・当業態だけで当該ATM２４台増加、約１９万人のインバウンド客への対応への対応が可能となることが期待される （計算式） 新規設置台数24台（見込値）×約8,300件／年（当該ATMの１台あたり利用実績件数）＝199,200件／年 ・訪日観光客からの手数料について、1件あたり400円とすることができた場合、当業態だけで年間79百万円程度（@400円×199,200件）の増収が期待でき、日本全体で考えれば、相応の収益向上が期待できる	（一社）第二地方銀行協会	法務省 金融庁 消費者庁	出資法上の貸付け及び利息制限法上の営業的金銭消費貸借において、利息とみなされない現金自動支払機その他の機械の利用料の範囲は、現金自動支払機その他の機械を利用して受け取り、又は支払う金額が1万円以下の場合は110円、1万円を超える場合は220円までとされております。	利息制限法施行令第2条 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律施行令第2条	その他	海外発行のクレジットカードやキャッシュカードを国内銀行のATMで利用する場合の手数料の扱いについては、実態を踏まえた上で、関係法令に関わる制度の趣旨等を勘案し、引き続き検討する考えです。	
677	令和4年3月4日	令和4年3月25日	中小企業信用保険制度の対象業種の追加	円滑な金融を確保する観点から、中小企業信用保険制度の対象業種に農業等を追加して頂きたい。 現状、農業信用保証保険制度が存在するが、地域によっては農業・林業・漁業および関連事業が主要かつ重要な産業である。コロナ禍において、日本国内での自給体制が様々な分野で課題として挙げられ、農業・林業・漁業という第１次産業を守る重要性は、より高まっている。中小企業政策審議会金融WGとりまとめ（平成28年12月20日）を踏まえ、商工業とともに行う農業の実施する際に必要となる事業資金の借入に際し、商工業と農業を合わせ営む事業者に対して信用保証を行う枠組みの整備が進んでいるが、より一層の見直しを要望する。	1.制度の現状 ・中小企業信用保険制度の対象は中小企業であり、農業・林業・漁業は非対象。ただし、セーフティネット保証５号の指定業種として、指定期間付で一部が対象になるケースはある ・農業関連事業者であっても製造加工設備を有する等により信用保証協会の保証制度が利用できるケースや、中小企業が農業に進出する場合に農業信用基金協会の保証制度が利用できるケースはある ・中小企業政策審議会金融WGとりまとめ（平成28年12月20日）において、「各地域に根ざし公的性質を有する保証協会の取組として、地域の課題に対応するための自治体等と連携した保証メニューの開発（将来的には、国家戦略特区で実施している農業ビジネスの全国展開といったものも含む）（中略）等を通じて、地方創生に一層の貢献を果たすことも重要である。」と報告がなされている 2.現状制度の弊害 ・農林漁業者は、農林漁業信用基金の保証を受けるために出資金が必要。また一定金額以上では原則担保が必要であり、条件が厳しい ・銀行は、農業制度資金における農業信用基金協会保証委託契約を利用するにあたり、保証枠の２５%程度を負担金として費用計上し、拠出する必要。また代位弁済時には１０%程度の拠出金負担が銀行に必要となる等、負担が大きい ・米の生産加工販売業者から新型コロナ関連融資の相談があり、保証協会へ保証相談したが、米の生産を行っていることから、保証対象外業種で謝絶となった案件があった 3.想定される効果 ・銀行が農林漁業者ごとの実情に応じた条件設定・提案ができ、農林漁業者により円滑に安定した資金供給を行うことが可能	（一社）第二地方銀行協会	経済産業省 農林水産省	中小企業信用保険法に基づく信用保証協会の保証制度は中小企業・小規模事業者が対象であって、農業、林業、漁業、金融・保険業は対象となっていません。農業が対象外と整理されている理由は、農業信用保証保険制度が存在しているためです。そして、信用保証協会の保証制度と農業信用保証保険制度が併設されているのは、それぞれの対象事業者に対する保証の提供に際して要する審査に係る知見や、ひいてはその適切な運営を監督する上で、又は支援政策を講じる上で必要な知見に大きな相違があることによるものです。よって、国の政策的資源を最も効率的に活用するためには、それぞれの専門性の集積に沿って制度運営の責任を区分することが合理的であると考えられます。ただし、農業関連事業者であっても製造加工設備を有する等により信用保証協会の保証制度が利用できるケースや、中小企業・小規模事業者が農業に進出する場合に農業信用基金協会の保証制度が利用できるケースもあります。なお、提案理由に記載いただいているセーフティネット保証５号は、もともと信用保証協会の保証制度の対象となっている業種のうち、特に実況の厳しい業種について指定を行うものであり、同制度の対象外の業種を例外的に認めるものではございません。また、農林水産関係の事業において製造活動を行っている場合、一定の設備を有し、これにより製造加工を行っているときは、当該製造活動は製造業に該当すると整理しており、農産物の生産を行っていることから一概に信用保証協会の保証制度の対象外としているものでもありません。 なお、「提案理由」の「２．現状制度の弊害」の記載事項に関して、事実関係を補足いたします。 （1点目の記載について） ・「農林漁業者は、農林漁業信用基金の保証を受ける」との記載がありますが、農業者への保証を行うのは農業信用基金協会、漁業者への保証を行うのは漁業信用基金協会です。また、「保証を受けるために出資金が必要」との記載がありますが、この点については、協会の保証業務は、協会の会員（農業信用基金協会は農業者、農協等、また、漁業信用基金協会は漁業者、漁協等が会員）からの出資金を財源として実施されており、農業者や漁業者が保証を受けるに当たっては、一口以上の出資をして協会の会員となることが必要となるものです。 ２点目の記載について） ・ 銀行が農業信用保証を利用する場合の負担金について「保証枠の25%程度」との記載がありますが、実際は保証枠の1.5%～2%程度です（なお、上記のとおり、農業信用基金協会は会員からの出資金を財源として保証業務を行っていますが、会員資格を有さない銀行等が保証を利用する場合に応分の負担を求めているものです）。 ・ 代位弁済時の銀行の負担について「10%程度」との記載がありますが、実際は代位弁済額の3%程度です（信用保証協会を利用する場合と比べても、特に大きなものではありません）。	中小企業信用保険法施行令	現行制度下で対応可能	現行制度上、農業者等が必要とする資金については、農業信用基金協会が専ら対応しております。中小企業信用保険法に基づく信用保証協会の保証制度の対象業種に農業を追加するというのは、国の政策的資源の効率的な活用の観点からも、相応しくないと考えております。 なお、中小企業者等の円滑な保証引受のための体制を整備するため、平成24年７月に信用保証協会と農業信用基金協会の連携強化を周知徹底し、同一地域の信用保証協会と農業信用基金協会が相互に連絡を取り合う体制を整備する等の取組みが行われているところ、こうした取組みを後押ししてまいります。 また、中小企業政策審議会金融WGとりまとめ（平成28年12月20日）の報告も踏まえた信用補完制度の見直しの中で、平成30年7月に関連要綱（平成30年6月26日中企第1号　農業ビジネス保証制度要綱）等を整備し、商工業者が農業を実施する際に必要となる事業資金の借入に際して、中小企業向けの信用保証を利用可能とし、当該制度を創設する際には各自治体からの事前協議に対して適切に対応をしてきているところ、今後もこうした取組を通じて、地方創生への貢献を進めてまいります。	△
678	令和4年3月4日	令和4年3月25日	税・公金収納・支払の効率化等に向けた「電子納付」推進	税・公金収納・支払は紙処理が中心であり、社会全体で大きな費用負担である。また、紙媒体のため、コロナ禍における感染防止を目的とした非対面・非接触対応を進める上での障害の一つとなっている。 電子納付を一層推進することは、社会全体（国・自治体、金融機関、納税者）の費用削減・利便性向上・感染防止につながるため、利用周知だけでなく、例えば、納税者に対して、申請期間延長、税控除など窓口納付と非対面納付で納付額に差異を設ける、電子納税の義務付け等、電子納付を選択しやすくなるようなインセンティブを設けて頂きたい。また、推進面での支援（納付書のQR決済推進、電子納付のシステム導入補助）も併せてお願いしたい。	1.制度の現状 ・大法人の電子申告は義務化されているが、その他の経済的・非経済的なインセンティブはない ・規制改革実施計画（令和3年6月18日閣議決定）において、「総務省及び財務省は、法人住民税・法人事業税／法人税・消費税の申告手続きについて、大法人の電子申告義務化の効果等について速やかに検証を行い、その結果を踏まえ電子申告義務化の範囲拡大を含め電子申告利用率１００%に向けた取組の検討を行う」とされている ・従来から、各金融機関は、各種の電子納付サービスの体制を整備し、税・公金の電子申告を顧客へ周知しているが、個人・事業者の根強い紙文化等もあり、周知啓発だけでは、大幅な利用向上につながらないのが実情 ・各金融機関から自治体等にも税公金関連の依頼をしているが、各自治体だけでは進まず、国が強く主導していく必要 2.現状制度の弊害 ・2018年に実施された全銀協の調査によると、電子納付の割合は32%程度。また、税・公金収納等に係る金融機関の推定コストは約622億円／年。また、電子納付対応のため、金融機関はシステム改修コストを別途負担 ・自治体によっては、振込等のデータを「フロッピーディスク」で、銀行へ持込む、紙媒体で倉庫に保管、手作業で処理しており、金融機関だけでなく、社会全体で相応のコストになっている ・紙媒体での窓口処理により、感染防止のための非対面・非接触での対応につながらない側面 3.想定される効果 ・電子納付により上記の金融機関のコストだけでなく、自治体等においても事務処理・帳票の保管コスト削減が見込まれ、社会全体で効果が期待 ・非対面・非接触での対応による感染予防	（一社）第二地方銀行協会	財務省 総務省	国税の電子納税については、「オンライン利用率引上げに係る基本計画」（令和3年10月18日財務省HP公表）において、目標値を設定し、当該基本計画に基づき、普及・拡大に取り組んでおります。 地方税の電子納付については、各地方団体ごとに非対面納付手段を用意しているほか、令和元年10月から地方税共通納税システムが稼働し、主として法人に関係する申告税目について、eLTAXを通じた納付が可能となっております。	なし	検討を予定	電子納税については、オンライン利用率を踏まえつつ、納税者の負担にも配慮し、更なる利便性向上や現金管理等に伴う社会全体のコストを縮減する観点から、法令、システム、予算面等含め検討をしていきます。 一方で、国税の納付については、納税者の利便性の向上と納税事務・税務執行の効率化を図るため、ひいては現金管理等に伴う社会全体のコストを修験する観点から、令和7年度までにキャッシュレス納付割合４割とすることを目指しており、金融機関や関係省庁と連携するなどキャッシュレス納付を推進してまいります。 地方税の納付については、令和４年度税制改正においては、令和5年４月から全ての税目についてeLTAXを利用して納付できるようにするほか、その納付手段をクレジットカードやスマートフォン決済アプリ等に拡大するため、所要の措置を講じております。 また、地方税統一QRコードの活用についても、令和5年度からの運用開始に向けて関係機関とも連携の上、情報提供、働きかけ等を行っているところです。 このような非対面納付手段の拡大をすることで、自宅やオフィスでの納税が可能となり、納税者の利便性が大きく向上することが期待されます。また、納税者のみならず、金融機関、課税庁である地方団体それぞれの事務負担軽減に資すると考えており、引き続き、関係機関とも連携し、電子納付の推進を行ってまいります。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
679	令和4年3月4日	令和4年3月25日	銀行の継続的顧客管理に対する公的な支援	マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策の観点から、銀行の照会に対する顧客の回答を確実にするための措置・公的な支援について、ご検討いただきたい。 ドイツやスウェーデンなど海外においては、継続的顧客管理が完了しない場合、銀行が顧客の口座を閉鎖するよう、制度上で明確化されているケースもあると承知している。例えば、日本国内においては、銀行が継続的顧客管理のために、顧客にDM（ダイレクトメール）・電子メール等で調査を行う際に、顧客の回答を義務化（または義務化に相当する措置）することなど、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策の高度化・効率化に向けた支援策をご検討いただきたい。	1．制度の現状 2021年8月30日に政府によって公表された「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に関する行動計画」は、2024年春までに継続的顧客管理の完全実施を掲げている。 上記を踏まえて、銀行は、定期的に顧客情報を確認し、その結果を踏まえて顧客のリスク評価の見直し等を行う「継続的顧客管理」の対応を行っている。 2．現状制度の弊害 銀行は、定期的な顧客情報の確認のため、顧客に対して、費用をかけて調査票の郵送等を行っているが、顧客の制度に対する理解が進んでおらず、回答率が低くなっている。現状の制度では、十分な費用対効果を上げられない状況にある。 3．想定される効果 法令（若しくは、法令に準じる措置）によって、銀行の調査に対する顧客の回答が義務化されれば（若しくは、積極的な協力が得られれば）、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策の高度化・効率化に資する。	（一社）第二地方銀行協会	警察庁 金融庁	番号517の回答をご参照ください。				
680	令和4年3月4日	令和4年6月27日	法人の「実質的支配者情報リスト制度」の更なる拡充	マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策の観点から、銀行が、法人の実質的支配者情報の情報を把握することは、国際的・国内的にも重要な課題である。 上記を踏まえて、商業登記所が実質的支配者情報を保管し、その旨を証明する「実質的支配者リスト制度」の登記の義務化をご検討いただきたい。	1.制度の現状 銀行は、「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」等に基づき、継続的顧客管理の一環として、「実質的支配者情報」の把握に努めている。 また、2022年1月より、商業登記所が法人の実質的支配者情報を保管し、その旨を証明する「実質的支配者リスト制度」が開始される。 2．現状制度の弊害 「実質的支配者リスト制度」は、法人に登記の義務はなく任意であること、対象となる実質的支配者の類型が当該法人の議決権の25％ 超を保有するもの（犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第11 条第2 項第1号）に限定されていること等の課題がある。 3．想定される効果 本制度の拡充は、実質的支配者情報を把握することの強化・効率化につながり、銀行におけるマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策の強化につながる。	（一社）第二地方銀行協会	法務省 警察庁 金融庁	番号593の回答をご参照ください。				
681	令和4年3月4日	令和4年3月25日	公的個人認証サービスで取得できる情報への氏名読み仮名の追加	より適格・適正な本人確認のため、公的個人認証サービスにおいて、本人同意に基づき提供される基本4情報（氏名、生年月日、性別、住所）に「氏名読み仮名」情報を追加していただきたい。	1．制度の現状 2016 年1 月より、行政機関等の利用に限られていた「公的個人認証サービス」（注）の利用対象が、民間事業者へ拡大された。 銀行は、同サービスを活用することで、顧客の初回取引（例：口座開設等）の際に、申込者の実在性および基本4情報（氏名、生年月日、性別、住所）を正確・確実に把握することが可能となった。 （注）公的個人認証サービスは、オンラインでの申請や届出といった行政手続やインターネットサイトへのログインを行う際などに、他人による「なりすまし」やデータの改ざんを防ぐために用いられる本人確認の手段。顧客は、ＩＣ カードリーダライタやスマートフォンにマイナンバーカードをかざし、暗証番号を入力することで電子証明書を民間事業者へ送信し、民間事業者は顧客から送信された電子証明書の有効性を地方公共団体システム機構へ確認することで、本人確認を行うことが可能。 また、「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」（2021年5月19日公布）により、公的個人認証サービスにおいては、本人同意に基づき、事業者が最新の基本4 情報を取得することが可能となる予定である。これによって、顧客が氏名・住所変更手続き等をすることなく、銀行は効率的に基本4情報の最新化を図ることが可能となる見込み。 2．現状制度の弊害 上記情報においては、氏名の読み仮名がなく、銀行の顧客情報データベースの精度向上、事務手続きにおいて支障となっている。 3．想定される効果 銀行の顧客情報データベースの精度向上、円滑な事務手続きによる顧客利便性の向上。	（一社）第二地方銀行協会	デジタル庁 総務省	署名検証者等の求めがあった場合で本人同意があるときは、署名検証者等は直接本人に照会することなく、地方公共団体情報システム機構から住民の最新の住所情報等を取得することが可能となる仕組みを構築し、令和4年度にサービスを開始することを目指すこととされている。本サービスにおいては、地方公共団体情報システム機構から署名検証者等へ基本4情報（氏名、出生の年月日、男女の別及び住所）を提供することとしている。		その他	基本4情報は、本人を特定するための基本的な情報として広く利用されているものと認識しており、現在、法制審議会で、戸籍に係る氏名の読み仮名の法制化に関する検討が進められていることから、公的個人認証サービスにおける氏名の読み仮名の提供については、本審議会での検討状況等も踏まえつつ、慎重に対応して参ります。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
682	令和4年3月4日	令和4年5月13日	地下工作物を残置した場合の廃掃法上の処理責任について	地下工作物が残置する土地について「第12回再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォース(令和3年7月2日開催)を踏まえた廃棄物の処理及び清掃に関する法律の適用に係る解釈の明確化について(通知)」(令和3年9月30日付環循適発第2109301号環循規第2109302号)の「第3地下工作物の取扱いについて」に規定する(1)から(4)までの全ての条件を満たしたうえで土地を売買した場合、当初に地下工作物を残置すると判断した事業者について、基準を満たして取引がなされているものについては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条に、規定する事業者の排出責任を求めないよう解釈を明確にしてもらいたい。	市街地においては、山留め壁や既存杭を撤去した場合に周辺環境を及ぼす恐れから地下工作物をそのまま残置しているケースがある。これらの土地の売買については環境省通知に基づき、土地の売買を行うよう提案しているが、事業者や土地所有者(以下「事業者」という。)から廃掃法上の処理責任を指摘されている。具体的には、地下工作物が存置する土地を購入した者が、環境省通知の基準を満たした上で土地を転売しても、新たに土地を購入した者が(1)土地工作物を不要物と判断した、(2)存置した地下工作物を適切に管理していない、(3)記録を開示しないままさらに売却(転売)した、場合において、処理責任が当初の事業者に及ぶのではないかという指摘である。処理責任が地下工作物を残置した事業者に残るとすると、当該地下工作物を残置した責任が将来に渡って残ることとなり、安定的な土地の売買や利活用が困難となる(地盤の安定性のため山留め壁や地下杭を撤去できないが、将来的に当該山留め壁や地下杭の処理責任を問われかねない。)。当社では、地下工作物は適正な記録の下で管理がなされている以上「廃棄物」に該当せず、当該地下工作物を不要と判断した時点で、不要と判断した事業者や土地所有者が処理責任を負うべきと考える。ついては、環境省通知の要件を満たした地下工作物を含む土地売買について、存置に関する記録について地方公共団体においても「廃棄物」と判断しておらず、記録も現状と不適合のないものについては「廃掃法第3条に関する事業者の処理責任に該当しない」あるいは「当該地下工作物を不要と判断した時点の土地所有者等にある」ことを明確にしていただきたい。	会社・団体	環境省	「第12回再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォース(令和3年7月2日開催)を踏まえた廃棄物の処理及び清掃に関する法律の適用に係る解釈の明確化について(通知)」(令和3年9月30日環循適発第2109301号、環循規発第2109302号)において、地下工作物の存置については、次に掲げる①から④までの全ての条件を満たすとともに、一般社団法人日本建設業連合会作成の「既存地下工作物の取扱いに関するガイドライン」(2020年2月)「3.2.3 存置する場合の留意事項」に基づく対応が行われる場合は、関連事業者及び土地所有者の意思に基づいて地下工作物を存置して差し支えないとしています。 ① 存置することで生活環境保全上の支障が生ずるおそれがない。 ② 対象物は「既存杭」「既存地下躯体」「山留め壁等」のいずれかである。 ③ 地下工作物を本設又は仮設で利用する、地盤の健全性・安定性を維持する又は撤去した場合の周辺環境への悪影響を防止するために存置するものであって、老朽化を主な理由とするものではない。 ④ 関連事業者及び土地所有者は、存置に関する記録を残し、存置した地下工作物を適切に管理するとともに土地売却時には売却先に記録を開示し引き渡す。	「第12回再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォース(令和3年7月2日開催)を踏まえた廃棄物の処理及び清掃に関する法律の適用に係る解釈の明確化について(通知)」(令和3年9月30日付環循適発第2109301号環循規第2109302号)	対応不可	「行政処分の指針について(通知)」(令和3年4月14日環循規発第2104141号)において、本来廃棄物たる物を有価物と称し、法の規制を免れようとする事案が後を絶たないため、その物が有価物と認められるか否かを慎重に判断し、有価物と認められない限りは廃棄物として扱うこととしています。また、上記通知において、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第19条の5の措置命令の対象には、不法投棄等の不適正処理がなされうることを知りつつ土地を提供するなどした土地所有者等、他人の不適正処理に関与した者が広く含まれるとしています。 左記の環循適発第2109301号、環循規発第2109302号通知(以下単に「通知」という。)は、一定の条件を満たせば、関連事業者及び土地所有者の意思に基づいて地下工作物を存置して差し支えない旨を示したものですが、一定の条件を満たすかどうか及び廃棄物該当性は、地方公共団体が判断権限を有するものです。したがって、通知の条件を満たしており、「廃棄物」に該当しないと地方公共団体が判断した場合は、廃棄物処理法第3条に基づく排出事業者責任も適用されません。 なお、提案理由の例示にあるように、存置した地下工作物を適切に管理しない等のおそれが大きい者へ土地を売却するケースでは、それが原因となって生活環境保全上の支障が生ずるおそれがあるため、通知の条件をみたさず地下工作物を「廃棄物」に該当すると判断される場合もあると考えられます。このようなケースにおいて、当初の事業者を免責すれば、廃棄物の適正処理が担保されず、生活環境保全上の支障が生ずる可能性があるため、対応することができません。	
683	令和4年3月4日	令和4年6月27日	医療費削減のため、ジェネリック医薬品を院内処方している診療所の検索システムを整備する	厚生労働省は医薬品のトレーサビリティについて検討を行っているとのことである。これが可能になれば、医療機関や薬局での在庫を把握できるようになる。患者にとって一番費用が安く済むのが診療所での院内処方のジェネリック医薬品であるが、院内処方をしている診療所が少ない上に、その診療所で処方しているジェネリック医薬品を検索することは不可能である。処方を希望する医薬品を選択すれば、周辺医療機関でどの医療機関が安く済むかを表示することが出来る。たとえば、交通費を表示する経路検索のように。国はジェネリック医薬品の利用率を上げたいのであれば、どこに行けば一番安くつくかを検索できるサービスを提供すべきである	リフィル処方箋が開始されることになったが、これによって患者はどこが一番安いのかがますます分からなくなる。選択肢のない過疎地であればともかく、医療機関も薬局も過当競争の地域では選ぶ基準がないからである。取り寄せをしてまで安くしようとは思わないけれども、安いジェネリック医薬品を置いているところならそちらに変えたいという需要は多いと思われる。しかし、これを調べる方法がない。医療機関を検索できる民間サービスは複数あっても、データに信憑性がなく、何年も前に廃業した診療所が表示されていたりする。この点、政府にはすべての医療機関と薬局のデータがあり、レセプト等によって院内処方をしている医療機関を把握できるであろうし、医薬品のトレーサビリティが可能になれば在庫の確認も可能になる。これらのデータを統合した検索システムを構築すれば、患者がコストの低い、最適な受診方法を検索できるため、患者負担の軽減と、ジェネリック医薬品を充実された医療機関への誘導が行われ、結果として医療費の削減につながるであろう。	商業登記ゲンロン	厚生労働省	厚生労働省はジェネリック医薬品の使用を推進しておりますが、ジェネリック医薬品の使用は院内処方・院外処方など処方方法や処方する医療機関の選択に関わらないため、ご提案がジェネリック医薬品の推進に資することが明らかではないことからご提案の実現は困難です。		対応不可	制度の現状欄に記載のとおりです。	○
684	令和4年3月4日	令和5年1月20日	登記識別情報の提供をする場合、有効証明請求についての規則68条1項5号を準用すること	登記識別情報の提供について規則66条は、オンライン申請はオンラインで、書面申請は書面で提供することとし(1項)、書面の場合は封筒に入れ(2項)、封筒に申請人の氏名と登記の目的を記載する(3項)こととしている。他方、登記識別情報の有効証明請求の場合は、不動産特定事項の他に受付番号等の提供を要するとする。では、登記識別情報を提供する場合は、申請不動産や提供すべき登記識別情報が複数あるときであっても、当該登記識別情報の属性を識別する情報は必要ないのか。たとえば、書面申請で10個の申請物件についてそれぞれ10個の登記識別情報の提供が必要な場合、登記識別情報のみ100個を添付書面に書けばよいのか。	一方で登記識別情報の提供が必要な不動産情報があり、一方に登記識別情報のみが提供された場合、何らかの方法で両者が合致するかを判定しなければならない。すべて手作業でするならば、各不動産について提供された登記識別情報を1つずつ試していき、合致した場合はそれぞれ母数から排除することになる。上記の例でいえば、1回目の試行では100個の登記識別情報のうち1個のみが正しいから確率は1/100であり、2回目は1/99になる。天文学的無駄である。提供された登記識別情報をすべてコンピュータに入力して、コンピュータが申請不動産と提供された登記識別情報とのマッチングを自動で行う仕様とすれば、人力で神経衰弱を行う必要はない。しかし、次のような偶然が発生する可能性があり、登記識別情報の安全確保を定めた法151条に違反すると考える。合筆後の土地の登記識別情報は合筆前のもの全部でもよいとされている。不動産特定情報を提供せずに合筆前の登記識別情報を提供した場合で、たまたま書き間違え又は入力し間違えた上、たまたまそれが合筆後の登記識別情報と一致していた場合、プログラム上では同一と判定されるが、実際には偶然の一致である。政府も、国会議員の質問に対する答弁書において、「登記識別情報が極めて類似したものになる事例が生じ得る」ことを認めている。このような提供を適法なものとすることは、法の趣旨に反するであろう。したがって、登記申請における登記識別情報の提供に際しても、有効証明請求と同一の規定を適用すべきである。	商業登記ゲンロン	法務省	登記権利者及び登記義務者が共同して権利に関する登記を申請する場合等には、申請人は、その申請情報と併せて登記義務者の登記識別情報を提供しなければならないこととされています。 なお、この場合の登記識別情報の提供の方法は、電子申請の場合には登記・供託オンライン申請システムを使用して当該情報を提供する方法、書面申請の場合には当該情報を記載した書面を申請書に添付して提供する方法によることとされています。 また、登記識別情報に関する証明を受けようとする登記名義人は、氏名又は名称及び住所等のほか、当該登記識別情報に係る登記に関する不動産所在事項や登記の目的等を登記所に提供する必要があります。	不動産登記法第22条、不動産登記令第22条、不動産登記規則第66条、第68条	その他	登記識別情報に関する証明の場合には、当該登記識別情報に係る登記に関する不動産所在事項や登記の目的等が提供されなければ、審査を行う登記官において、当該証明対象となる登記識別情報が明らかにならないことから、請求において、登記に関するこれらの情報が登記所に提供される必要があります。 一方で、登記申請の添付情報として提供される登記識別情報については、申請情報として提供された情報と合わせて、確認すべき登記識別情報を特定することが可能であるため、あえて申請人の負担を過重するような措置を講ずる必要はないものと考えます。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
685	令和4年3月4日	令和4年3月25日	インターネット上の誹謗中傷(ネットリンチ)にワンストップで対応	テレビ番組「テラスハウス」の出演者が自殺した事件や、特定の弁護士に対するネット上での誹謗中傷や恐喝請求など、不確かな情報を鵜呑みにした不特定多数の個人への攻撃(ネットリンチ)がSNSの普及とともに急増している。一方でそれに対する法整備が進まないばかりか、それを専門的に扱える行政窓口や機関が整備されていない現状がある。SNSを通じて誰でも言論を発信できるようになった今、法整備や窓口機関の整備は急務であり、短期間で解決するワンストップ型の機関設置を早急に行う必要があると思う。	「テラスハウス」事件に代表されるように、テレビ番組の演出があたかも現実の出来事のように撮影・放映され、過激なものは弱いものいじめにしか見えないものもある。それを演出ではなく実際の人間関係を映していると思った視聴者が出演者のSNSに抗議をする「炎上」が発生する。また一部の抗議者は出演者の自宅におしかけて迷惑行為を行い、出演者の精神を疲弱させて自死を決断させるまでに追いつめてしまう。しかし抗議者は自死まで追い込む意図は無く、勧善懲悪のつもりで行っているのが厄介なところだ。このようにSNSを通じて誰でも攻撃することができるのが現在の時流だ(しかもSNS運営者やISPの開示が無い限り匿名性を維持した状態で攻撃可能)。それに対応できる法令が現行法では数少なく、また罰則も軽微なものがほとんどのため、自制心や性善説に訴えかけているのが現状だ。また相談機関である法務省や警察は対面での相談と紙とハンコでのやり取りが基本となっており、こうした ネット上でのトラブルには対応しきれていない。「炎上」はインターネットが普及し始めた2000年過ぎから起きており、それに対応できないまま書及を推し進めた行政の責任は重大だと思う。そのことを反省し、早急な制度作りをお願いしたい。	個人	総務省 法務省 警察庁	【総務省】 ＜①法整備に関して＞ インターネット上の誹謗中傷を含め権利侵害投稿の発信者を特定する発信者情報開示制度を定めた、プロバイダ責任制限法があります。 ＜②窓口機関整備等に関して＞ インターネット上の違法・有害情報への対応に関する相談窓口として、違法・有害情報相談センターを運営しています。 【法務省】 ＜①法整備に関して＞ 誹謗中傷が行われた場合、刑法の名誉毀損罪又は侮辱罪に該当し得ることになりますが、侮辱罪の法定刑は、「拘留又は科料」とされています。 ＜②窓口機関整備等に関して＞ 法務省の人権擁護機関では、全国の法務局・地方法務局において人権相談に応じており、人権相談等を通じて人権侵害の疑いのある事案を認知した場合には、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講じています。 インターネット上の誹謗中傷等の被害を受けた方等からの相談(対面のほか、メール及び電話による方法も可)を受けた場合には、相談者の意向に応じて、当該誹謗中傷等の書き込みの削除依頼の方法等を助言したり、あるいは、法務省の人権擁護機関において違法性を判断した上で、プロバイダ事業者等に対して書き込みの削除要請をするなどしています。	【総務省】 プロバイダ責任制限法(平成十三年第百三十七号) 【法務省】 ①刑法第２３１条 ②人権侵犯事件調査処理規程第８条(平成１６年法務省訓令第２号)	【総務省】 対応 【法務省】 ①対応 ②対応	【総務省】 ＜①法整備に関して＞ 令和3年4月、発信者情報開示の簡易・迅速化のためプロバイダ責任制限法を改正し、新たな裁判手続を創設しました。 ＜②窓口機関整備等に関して＞ 総務省においてインターネット上の誹謗中傷に関する相談窓口フロー図を作成・公表し、相談者にとって相談先が分かりやすくなるような情報発信に努めています。(https://www.soumu.go.jp/main_content/000720649.pdf) また、各相談窓口の特性に沿った適切な案内ができるよう、相談機関間の連携体制を構築しています。 【法務省】 ①令和４年３月、侮辱罪の法定刑の引上げを含む刑法等の一部を改正する法律案を国会に提出しました。 ②総務省等の関係行政機関と連携して、インターネット上の誹謗中傷等の被害を受けた方がどのような相談窓口を活用すればよいのかを分かりやすく整理したフローチャートを作成の上、周知広報を図るとともに、被害者からの相談に対しては、関係行政機関と連携の上、相談者の意向に応じた相談窓口の案内を行っており、各行政機関において適切に対応しております。	
686	令和4年4月11日	令和5年1月20日	相続手続代行や住宅ローン手続における添付書類省略	情報提供ネットワークシステムを用いた情報連携の対象に、マイナンバー法の別表第二に記載のない事務を追加し、当該事務の対象となる情報をマイナポータルの自己情報取得APIで個人が取得可能な情報の対象とすべきである。民間企業の担う行政手続においても、個人がマイナポータルで自己情報を民間企業へ提供することを可能にし、手続の完全オンライン化をはかることによって、別途行政機関が発行する添付書類を省略できるようにすべきである。 特に、住宅ローン手続時の住民票の写しや相続手続代行時の固定資産税評価証明などの事務・情報については、早期に別表第二への追記を求める。また、様々な行政手続きに必要な住民票の写しについて、現在住民票関係情報がマイナポータルの自己情報取得APIの対象となっているが、このデータ項目が世帯主との続柄コードと世帯番号のみのため、書面の住民票の写しと同一のデータ項目を対象にすることを求める。	民間企業の担う行政手続には、別途行政機関が発行する書面を必要とするものが多くあり、DXの阻害要因となっている。この背景には、行政手続に係るデータが、国民が本人同意のもと、オンラインで自己の情報を行政から取得し、民間企業に送信するマイナポータルの自己情報取得APIの対象になっていないことがある。 （要望実現により）、行政機関による各種証明書の発行とそれに付随する申請手続、証明書の保管・提出等が不要となる。	（一社）日本経済団体連合会	デジタル庁 総務省 法務省	マイナポータルの自己情報取得APIは、民間事業者や国・地方公共団体が提供するオンラインサービスにおいて、行政機関等が保有する利用者の情報を、本人同意の上で情報連携することにより、利用者の自己情報を、安全かつスピーディに取得し、当該オンラインサービスにおける活用を実現するものです。 自己情報取得APIで取得できる自己情報は、個人の所得・個人住民税情報、国民年金・被用者年金の給付、予防接種情報、検診情報、世帯関係情報などがあります。 また、世帯関係情報では世帯主との続柄と世帯番号が提供可能です。 一方、個人の所得・個人住民税情報には固定資産税評価額の情報は含まれておりません。 住民票の写しについては、世帯関係情報のほか、オンラインで住民票の写しに記載されている情報を提供する仕組みはありませんが、マイナンバーカードの券面情報により、本人の氏名住所生年月日性別をオンラインで提供することが可能です。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号、別表第二	検討に着手	マイナンバーの利用や情報連携については、デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和4年6月7日閣議決定）に基づき、年金などの社会保障制度や税制、災害に関する事務（例えば災害弔慰金に関する事務）、国家資格等の事務（例えば教員や行政書士）などについて、マイナンバーの利用、情報連携の拡大を図ってまいります。 また、自己情報取得APIを含めたマイナポータルAPIについては、引き続き、官民の様々なサービスにおける利用を推進してまいります。 固定資産税評価額の情報をマイナポータルを通じて提供することについては、地方団体に対して固定資産と当該固定資産の所有者のマイナンバーの紐付けを推進するよう通知を発出するなど、実現に向けた取り組みを進めてまいります。 書面の住民票の写しと同一のデータ項目をオンラインで提供することについては、個人を特定することが可能な情報はマイナンバー制度の情報連携の対象となっていないため、困難であると考えます。	
687	令和4年4月11日	令和4年5月13日	12. 預金差押通知書の電子化による預貯金照会事務との一体的なデジタル化の実現	預貯金照会から預金差押までの事務をデジタル化するため、預金差押通知書を電子化する。	○預金の差押えは、国税庁および地方自治体から滞納者の預金口座のある銀行店舗に対し、書面の債権差押通知書が郵送・持参されることにより行われており、書面・対面ベースでの事務処理に係る負担が課題となっている。 ○預貯金照会事務については、本年６月、「金融機関×行政機関の情報連携検討会」（事務局：内閣官房IT総合戦略室、金融庁）が、デジタル化に向けた検討結果を公表し、2021年度以降、毎年度、関係者へのアンケート調査等を通じてフォローアップを行っていくこととされている。 ○預金差押通知書が電子化されれば、預貯金照会から預金差押までの一連の事務をデジタル化でき、国税庁・地方自治体および銀行の双方にとって、事務処理の効率化、負担軽減につながる。	（一社）全国地方銀行協会	総務省 財務省 デジタル庁 金融庁 法務省 厚生労働省	【総務省】 債権の差押えにあたっては、地方税法の各税目に係わる規定において準用することとされる国税徴収法第62条第1項の規定に基づき債権差押通知書の送達により行うこととされています。 書類の送達については、国税通則法第12条に基づき、郵便等による送達または職員等が直接書類を持参して交付することにより行われています。 【財務省】 預金の差押えは、第三債務者である金融機関に債権差押通知書を送達することにより行うこととされています（国税徴収法第62条第１項）。 なお、預金の債権差押書通知書は、郵便若しくは信書便による送達又は交付送達により送達することとされています（国税通則法第12条）。	【総務省】 国税徴収法第62条第１項 国税徴収法施行規則第３条、別紙第４号書式 国税通則法第12条 地方税法第48条第１項、第68条第６項等 【財務省】 国税徴収法第62条第１項 国税通則法第12条 地方税法第48条第１項等（各税目の規定に「国税徴収法に規定する滞納処分の例による」旨あり。）	【総務省】 － 【財務省】 検討を予定	【総務省】 行政機関から金融機関に対して行われる預貯金等の照会・回答業務については、デジタル化に向けて、「デジタル・ガバメント実行計画」（平成30年7月20日デジタル・ガバメント閣僚会議決定）、「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」（令和元年6月14日閣議決定）等に基づき、内閣官房及び金融庁において関係府省や地方公共団体、金融機関（銀行等、証券、保険）による検討会を開催し、「金融機関×行政機関のデジタル化に向けた取組の方向性とりまとめ」を令和元年11月に策定しました。同とりまとめでは、民間事業者によるサービス等を活用し、金融機関・行政機関の双方において原則として預貯金等の照会・回答業務をデジタル化することで、金融機関の負担軽減及び行政機関による迅速かつ適正な行政事務の遂行を図ることを目指すとされました。 また、令和2年度には上記とりまとめを踏まえた「課題検討 ワーキング・グループ」にて更なる検討が行われ、ご指摘のとおり令和3年6月に「課題検討ワーキング・グループにおける検討結果資料」が取りまとめられ、同年7月に、総務省から各地方団体に対して、照会・回答業務のデジタル化の取組について積極的に検討するよう周知しています。 【財務省】 預金の差押通知書の送達については、制度面・運用面及び費用対効果等を勘案した上でデジタル化を検討してまいります。 なお、現在の預貯金照会事務のデジタル化の取組とも連携を検討してまいります。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
688	令和4年4月11日	令和4年7月20日	37. 信託契約代理業に関する届出の一部廃止	(a)信託契約代理業を営む営業所・事務所の所在地、(b)役員の氏名に変更があった場合の届出を廃止する。	○銀行が信託契約代理業の登録を受ける場合、内閣総理大臣に信託契約代理業を営む営業所・事務所の所在地や役員の氏名等を記載した申請書を提出する必要がある。この申請書の記載事項に変更があった場合、銀行は30日以内に変更の届出を行わなければならない。 ○次の項目については、以下の理由から変更届出を廃止しても問題ないと考える。 (a) 信託契約代理業を営む営業所・事務所の所在地 銀行は、銀行法に基づき、銀行の営業所の位置変更があった場合、内閣総理大臣に変更の届出をしており、当該届出を確認することで所在地変更の確認は可能である。 また、信託契約代理店が、営業所・事務所の所在地を記載した「信託契約代理業務に関する報告書」を、事業年度ごとに内閣総理大臣に提出していることに鑑みても、本件届出は不要と考える。 (b) 役員の氏名 役員の選任・退任については、適時開示やニュースリリースで速やかに開示しているほか、役員の一覧は有価証券報告書等で確認することができるため、本件届出は不要と考える。 ○本届出を廃止する、または、「No.11 報告・届出内容を各府省庁間や制度間で電子的に共有する仕組みの構築」により、重複した届出等を撤廃していただきたい。	(一社)全国地方銀行協会	金融庁 デジタル庁	銀行は、営業所の位置の変更等をしようとするときは、金融庁又は財務局に対し、その旨を届け出ることが義務付けられています。また、当該届出を行わなかった場合は、100万円以下の過料に処されることとなっています。 信託契約代理店は、登録申請時の届出事項(営業所や事務所の所在地、役員を含む)に変更があったときは、その日から30日以内に、財務局に対し、その旨を届け出ることが義務付けられています。また、当該届出を行わなかった場合は、30万円以下の過料に処されることとなっています。	銀行法第8条第1項、銀行法第53条第1項第8号、銀行法施行規則第35条第1項第3号、信託業法第71条第1項	対応不可	銀行業と信託契約代理業は異なる業態であり、各業法の趣旨に照らし、監督上、必要なものとして届出を求めており、届出の提出先、時期、罰則規定もそれぞれ定められています。 銀行業と信託契約代理業を兼業している者を前提にして、いずれか一方の届出を廃止することは困難です。 なお、ご提案の「報告・届出内容を各府省庁間や制度間で電子的に共有する仕組みの構築」については、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和4年6月7日閣議決定)に基づき、民間企業等の負担軽減や行政の効率化に向けて取り組むこととしています。	
689	令和4年4月11日	令和4年7月20日	38. 認定経営革新等支援機関に関する届出の一部廃止	中小企業等経営強化法に基づく認定経営革新等支援機関である銀行に係る(a)事務所の所在地、(b)役員、(c)統括責任者、統括責任者を補佐する者に変更があった場合の届出を廃止する。	○銀行が中小企業等経営強化法に基づく認定経営革新等支援機関の認定を受ける場合、経済産業大臣および内閣総理大臣に認定申請書を提出する必要がある。この申請書の記載事項に変更がある場合、変更の届出を行わなければならない。 ○次の項目については、以下の理由から変更届出を廃止しても問題ないと考える。 (a) 事務所の所在地 銀行は、銀行法に基づき、銀行の営業所の位置変更があった場合、内閣総理大臣に変更の届出をしており、当該届出を確認することで所在地変更の確認は可能である。 (b) 役員 銀行は、役員の選任・退任について、適時開示やニュースリリースで速やかに開示しているほか、役員の一覧は有価証券報告書等で確認することができるため、本件届出は不要と考える。 (c) 統括責任者、統括責任者を補佐する者 銀行は、コンサルティング機能の発揮を通じて、取引先の経営支援を行っている。このように、銀行全体として経営革新等支援業務に取り組んでいることを踏まえると、役員を把握できれば、統括責任者等の届出は不要と考える。 ○本届出を廃止する、または、「No.11 報告・届出内容を各府省庁間や制度間で電子的に共有する仕組みの構築」により、重複した届出等を撤廃していただきたい。	(一社)全国地方銀行協会	金融庁 経済産業省 デジタル庁	銀行は、営業所の位置の変更等をしようとするときは、金融庁又は財務局に対し、その旨を届け出ることが義務付けられています。 認定経営革新等支援機関は、認定を受けた事項(事務所の所在地、代表者を含む)に変更があったときは遅滞なく経済産業局及び金融庁又は財務局にその旨を届け出ることが義務づけられています。	銀行法第8条第1項、銀行法第53条第1項第8号、銀行法施行規則第35条第1項第3号、中小企業等経営強化法第31条第3項・第4項、中小企業等経営強化法第三十一条第一項に規定する経営革新等支援業務を行う者の認定等に関する命令第3条	対応不可	各法律に基づく届出は、各法律の趣旨に照らし、監督上、必要なものとして所管省庁へ届出を求めているものです。 銀行業と認定経営革新等支援機関の業務を兼務している者を前提にして、いずれか一方の届出を廃止することは困難です。 なお、ご提案の「報告・届出内容を各府省庁間や制度間で電子的に共有する仕組みの構築」については、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和4年6月7日閣議決定)に基づき、民間企業等の負担軽減や行政の効率化に向けて取り組むこととしています。	
690	令和4年4月11日	令和4年7月20日	省庁間、国・地方間等の情報連携を求める項目	電子決済等代行業者の登録制度における提出内容の簡素化	関係省庁(金融庁以外に、厚生労働省、農林水産省、中小企業庁など)に提出する年次報告、各種変更届(役員・営業所在地等)などについて、同一の内容については各省庁で共有されたい。	日本商工会議所	金融庁 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 財務省 デジタル庁	「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和4年6月7日閣議決定)において、各府省庁は、書面の提出を求めることとなっている法令に基づく国の行政手続については、当該書面の提出のデジタル化に取り組むほか、特に法人が行う行政手続については、GビズコネクトをGを活用した法人手続における添付書類の提出の不要化や、他府省庁や民間企業も含めたデータ連携によるサービスの利便性向上を検討することとしています。	労働金庫法第94条第5項・第6項、農業協同組合法第92条の5の9、株式会社商工組合中央金庫法第60条の7等	検討を予定	「デジタル社会の実現に向けた重点計画」に基づき、民間企業等の負担軽減や行政の効率化に向けて取り組むこととしています。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
691	令和4年4月11日	令和4年5月13日	多機能電子レンジのデザインには、レンジ・オーブン・トースターのボタンの別を明確にすること	多機能レンジでは、電子レンジ・トースター・オーブン機能のボタンが隣り合っていることが多い。電子レンジではラップを使うことが多いが、トースターやオーブンでは使えない。逆に、トースターやオーブンではアルミホイルを使用するが、電子レンジでは使えない。使用者はこれらの機能について知っているであろうが、慌ただしい食事時では、つい押し間違えてしまうことが起こり得る。そのため、色や形、位置を変えるなどのガイドラインを作成し、誤操作が起こりにくいデザインを採用するよう、メーカーに注意を促すべきである。	国民生活センターなどへの事故報告には、このような事故が見つからなかった。しかし、これらの機能の違いについては既に消費者の間で周知されており、誤操作が明らかであるから報告されていない可能性もある。むしろ、これだけ電子レンジが普及し、高齢者が増加し、経済的に余裕のある高齢者層では多機能レンジが選ばれやすいのに、押し間違えが起きていないほうが不自然ではないか。国民生活センターに報告される間違った使い方には事後的な啓発しかないが、誤操作については商品デザインひとつで事前に防止できる。	商業登記ゲンロン	経済産業省 消費者庁	ご指摘のあった、多機能電子レンジの機能ボタンの押し間違いが原因で発生した重大製品事故の報告はなされていないため、法令に基づく指導は困難です。 他方で、加齢による視力の低下や緑内障等の発症により、製品機能や構造を適切に認識することができない場合があるとの報告もあることから、視認性を考慮した製品機能・構造、注意表示とすることも大切です。 より多くの高齢者にとって使いやすい製品が普及することは超高齢社会に突入した我が国にとって重要であると考えておりますが、まずは、そうした社会的課題を解決する意欲のある企業に対して製品の開発を促すことが先決であると考えており、現状では、ガイドラインを作成し、誤操作が起こりにくいデザインを採用するよう、業界に注意を促す状況には至っていないものと考えます。	該当法令なし	対応不可	制度の現状欄に記載の通りです。	
692	令和4年4月11日	令和4年5月13日	公認会計士試験論文式試験の免除について	公認会計士試験の論文式試験において、司法試験の選択科目で租税法を選択して合格した者については、論文式試験の租税法についても免除してほしい。	司法試験合格者については、公認会計士論文式試験の企業法及び民法を免除することとされている。一方で旧司法試験第２次試験合格者についてはの教養選択科目において会計学を選択していた場合、公認会計士試験試験の論文式試験における会計学の科目を免除することとしている。公認会計士試験において租税法は監査証明業務を行うために必要な法人税法の基礎理論を中心に租税に関する法律関係等についての体系的な理解を問うために位置付けられている。司法試験において選択科目において租税法を選択して合格した者は租税に関する法律関係等についての体系的な理解ができていると考えられる。結果として、当該司法試験の合格者については、公認会計士試験の論文式試験の租税法を免除することにより、司法試験合格者の公認会計士試験の負担が減ることとなり、会計学や監査論への勉強に集中ができる。	個人	金融庁 法務省	司法試験合格者については、その申請により、公認会計士試験の短答式試験（４科目）の全て及び論文式試験（必須科目４科目と選択科目１科目）のうち、企業法と民法は免除となります。 論文式試験については、公認会計士になろうとする者に必要な学識や応用能力が備わっているかどうかを的確に評価するため、知識を有するかどうかの判定に偏することなく、思考力、判断力等を判定するための試験として実施されております。 なお、論文式試験においては、受験した科目について公認会計士・監査審査会が相当と認める成績を得た者については、その申請により、当該論文式試験に係る合格発表の日から起算して、二年を経過する日までに行われる論文式による当該科目の受験を免除しております。	公認会計士法第８条 ９条、10条 公認会計士試験規則第４条	検討を予定	制度の現状欄に記載の通りですが、今後公認会計士試験制度を見直す際に、貴重な御意見として承ります。	
693	令和4年4月11日	令和4年5月13日	電波オークションの件	電波オークションを導入してテレビ局に競争原理を働かせてください。	電波オークションは、OECD加盟の先進国34カ国中31カ国で実施されている世界では当たり前の制度だそうです。世界を見渡しても「電波オークション」がない国は、北朝鮮と中国と日本など指折り数えるくらいしかないそうです。電波オークションを導入すれば、毎年平均で数千億円、多い年は1兆円を超える収入が得られると推定されています。実際、各国でも数兆円規模の周波数落札の事例が多数見られるようです。消費税率を引き上げて国民から血税を巻き上げるのではなく、社員の平均年収が1,500万円以上のテレビ局から諸外国並みの電波利用料を徴収してください。現在の地上波の報道はまったく公平さを欠いており見るに値しない。特に日本を冠しておきながらNHKはどこの国の放送局なのか。岩盤規制の廃除を求めます。	個人	総務省	電波法第４条により、無線局を開設しようとする者は総務大臣の免許を受けなければならないとされています。	電波法第４条	その他	オークション制度は、透明性や迅速性の確保などにつながる一方、諸外国の事例を踏まえれば、落札額が高騰し、落札者の事業運営に支障が生じるおそれがあるなど、メリット・デメリットがあります。 このため、オークション制度については、メリット・デメリット、導入した各国における様々な課題も踏まえ、引き続き検討していきます。	◎
694	令和4年4月11日	令和4年12月14日	自立支援医療(精神通院医療)の診断書及び「重度かつ継続」意見書の標準様式作成	標記医療制度の実施主体は都道府県・政令指定都市であるため、国による診断書の標準様式は作られておらず結果として自治体ごとにばらばらの様式となっている。また意見書は自治体により診断書と一体型もしくは別紙となっている。他県医療機関へ通院し受診するのも当たり前に行われている現状も踏まえて標準書式の作成及び自治体への普及を進めてほしい。	制度概要 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaishahukushi/jiritsu/index.html (茨城県) https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/seiho/seishin/seishin/homepage.file/04tsuuin/04tsuuin/documents/ziritsusindansyo.pdf (東京都) https://www.fukush hoken.metro.tokyo.lg.jp/chusou/jiritsushieniryo/jiritsu_iryokikan.html (横浜市) https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/fukushi-kaigo/fukushi/annai/seido/iryo-kyuhu-josei/jiritsushienryou-kyuhu/jiritusieniryou1.html#youshiki (神奈川県) https://www.pref.kanagawa.jp/documents/11515/sindansyop.pdf 通院患者の住む都道府県・政令市によって異なる様式であることから作成する医師への負担は大きなものである。また診断書と意見書が別れていることで、2通分の文書料を請求する医療機関も存在する。行政の都合だけで医師側も患者側も不利益を被る仕組みであるのは明らかなので、対策に乗り出していただきたい。	個人	厚生労働省	診断書、「重度かつ継続」に関する意見書は「自立支援医療費の支給認定について」（平成18年3月3日障発0303002号各都道府県知事、各指定都市市長、各中核市市長宛　厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）で様式を規定しております。 また、自立支援医療（精神通院医療）の支給認定の申請時には、医師の診断書、障害者総合支援法施行令第35条第1項第1号に規定する高額治療継続者（以下「重度かつ継続」という）に該当する場合は、「重度かつ継続」に関する意見書を提出することになっております。	障害者総合支援法第53条 障害者総合支援法施行規則第35条第2項	検討を予定	診断書等の作成費用については、医療機関がそれぞれ独自に定めていると認識しております。 御意見を踏まえ、診断書、「重度かつ継続」に関する意見書の統合について今後検討して参ります。	◎

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
695	令和4年4月11日	令和5年4月14日	制限速度 120km/h化 (100km/hも含む) 高速道路でのトラック走行帯区分の徹底	高速道路の車種車線別通行方法について次のような考え方に変え、免許取得や更新時の交通教本等にもこの主旨を明記し運転者に講習。標識や道路ペイント創設などによる車線規定の強化。 ・片側3車線以上高速道路は「トラック最右車線走行禁止標識」を新設して明確にトラックの最右車線走行禁止してトラックにとっては中央車線を追越車線、最左車線を走行帯とする。 ・片側2車線高速道路はトラック左車線走行指定と右車線は追越など最低限のみ走行を認める「トラック右車線走行準禁止標識」を新設。 その違反について警察は厳格に「通行帯違反」を適用し取締り指導を行う。 ・諸外国と比べ低すぎる50km/hの最低速度引き上げ。	新東名高速道路の110・120km/h試行期間と120km/h本格実施後も、リミッター80km/h規制トラックが最右車線を塞ぎ、120km/hが出せず普通乗用車などから迷惑がられ、それが煽り運転と誤解されるという場面が多数見受けられる実態があります。最左車線のトラック通行帯指定が実施されているものの、その標識が小さく数も少なく道路ペイントもされておらず運転者に目につきません。通行帯違反の警察の取締りもあまりされていません。私がこの案適用前提で規制速度120km/h化を更に拡大すべきと考える路線は、新名神高速道路(新東名と共に最優先)まだ新しく整備され高規格な北海道の高速道路(交通量が少ない為暫定片側1車線路線が多いが最低片側2車線化した上で)これと事情が似ている他の地方の新しい高規格高速道路を最低片側2車線化して実施するなどです。当然既に一部120km/h化の東北道も含め120km/h化を拡大する片側2車線高速道路でもトラック右車線走行準禁止標識創設の走行帯区分を新設すべきです。制限速度120km/hと十分に高い速度走行が可能ならば80km/h制限大型トラック以外のその他の自動車にとっての追越車線は特に必要無いのであり、日本で長年交通固定慣例となってきた最右車線は全ての車種の追越車線であるという考え方自体を止め、その他の車種専用車線とするという考え方やルールに変え、基本的に車種車線別の通行の考え方に運用を根本的に変えるべきだと思います。諸外国、特に中国などではこのような運用がされ、車も整序して通行し煽り運転なども発生しない成果が出ています。	個人	警察庁	＜車両通行帯について＞ 道路交通法(昭和35年法律第105号。以下本欄及び対応の概要欄において、「法」といいます。)第20条第1項において、車両は、車両通行帯の設けられた道路において、道路の左側端から数えて一番目の車両通行帯(以下本欄及び対応の概要欄において、「第一通行帯」といいます。)を通行しなければならないとされており、当該道路の左側部分に3以上の車両通行帯が設けられた道路については、最も右側の車両通行帯以外の車両通行帯を通行しなければならないとされています。 また、法第20条第2項において、車両は、車両通行帯の設けられた道路において、道路標識等により通行区分が指定されているときは、当該通行の区分に従い、当該車両通行帯を通行しなければならないとされています。この規定に基づき、車両通行帯の設けられた道路において、大型貨物自動車等の通行を第一通行帯に指定する交通規制を実施することができることとされています。 ＜最低速度について＞ 法第75条の4において、自動車は、高速自動車国道の本線車道においては、道路標識等により自動車の最低速度が指定されている区間にあってはその最低速度に、その他の区間にあっては政令で定める最低速度(五十キロメートル毎時)に達しない速度で進行してはならないとされています。この規定に基づき、交通の安全と円滑を図るために必要がある場合には、五十キロメートル毎時を超える最低速度を指定することができることとされています。	＜車両通行帯について＞ 道路交通法(昭和35年法律第105号)第20条第1項、第20条第2項 道路交通法施行令(昭和35年政令第270号)第9条 ＜最低速度について＞ 道路交通法(昭和35年法律第105号)第75条の4 道路交通法施行令(昭和35年政令第270号)第27条の3	現行制度下で対応可能	車両通行帯については、現行制度により、大型貨物自動車等の通行を第一通行帯に指定することは可能ですが、車両が、車両通行帯の設けられた道路において、最も右側の車両通行帯を通行することは、法第20条第1項により原則禁止されているので、特段の交通規制は必要ないと考えます。 最低速度については、現行制度により、五十キロメートル毎時を超える最低速度を指定することが可能です。 引き続き、各種講習における運転者教育や交通指導取締りを推進するとともに、交通の安全と円滑に配意した交通規制の実施に努めてまいります。	
696	令和4年4月11日	令和4年8月19日	希望するホームレス(路上生活者・車上生活者・ネットカフェ難民)への住居の確保の制度化	希望するホームレス(路上生活者・車上生活者・ネットカフェ難民)への住居の確保の制度化をすることで、雇用が増えて税収も増え、社会が安定すると思います。	ホームレス(路上生活者・車上生活者・ネットカフェ難民)になると住所がないため、仕事に就くのが難しくなり、行政からの支援も受けられなくなるのが現状です。住居の確保の制度化が必要だと思います。住居の確保の制度化が出来ないなら、行政からの支援を受けて仕事に就くことが可能な状況になるような制度設計をお願いします。	個人	厚生労働省 国土交通省	ホームレスを始め住まいに困窮している方への支援については、生活困窮者自立支援法に基づき、住居確保給付金や一時生活支援事業などにより、安定した住まいの確保を推進するとともに、自立相談支援機関等と連携し、就労支援等も実施しております。 また、地方公共団体が住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸又は転貸する公営住宅は、その入居者の選考において、著しく所得の低い世帯等、住宅困窮度合の高い者については、地域の実情を踏まえた事業主体(地方公共団体)の判断により、優先的に取り扱うものとされています。 民間賃貸住宅については、平成29年の住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の改正により新たな住宅セーフティネット制度を創設し、様々な理由により住宅の確保が困難な住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居を支援しています。 この住宅セーフティネット制度では、住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅(セーフティネット住宅)の登録制度を定めており、令和4年3月末時点で、約73万戸が登録されております。 また、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に取り組む制度として、居住支援協議会及び居住支援法人が定められており、令和4年3月末時点で、114の居住支援協議会が設立され、511の居住支援法人が指定されております。 なお、国土交通省では、住宅確保要配慮者の円滑な入居につながるよう、居住支援協議会及び居住支援法人の活動に対する支援を実施しております。	生活困窮者自立支援法 公営住宅法 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律	現行制度下で対応可能	制度の現状欄に記載のとおりです。	
697	令和4年4月11日	令和4年5月13日	雇止めで社宅を追い出される元従業員の行政への通知義務化	業績不振などの理由で、住み込みで働いている従業員を雇い止めし、社宅から追い出す企業・団体が目立っています。仕事と住居を同時に失うため、ホームレス(路上生活・車上生活・ネットカフェ難民)に移行する可能性が高いのが現状です。社宅から追い出す前に行政に通知することを義務化し、保護につなげるべきです。違反すれば企業・団体名を公表し、経営者と担当する管理職を懲役刑など重い刑罰を科すべきです。	仕事と住居を同時に失うため、ホームレス(路上生活・車上生活・ネットカフェ難民)に移行する可能性が高いのが現状です。社宅から追い出す前に行政に通知することを義務化し、保護につなげるべきです。住所がないと仕事に就くことも難しく、新たな住居を確保することも簡単ではなく、行政からの支援も受けられません。親族と連絡することが難しい人も多くいますから、親族から支援を受けることを行政が期待してはいけません。そのような社会であることを行政は認識し、具体的な対策を行う必要が求められています。	個人	厚生労働省	雇止めの有効性については最終的には司法において判断されるところですが、一般に、有期労働契約であっても、期間の定めのない契約と実質的に異ならない状態に至っている契約である場合や、反復更新の実態、契約締結時の経緯等から雇用継続への合理的期待が認められる場合は、労働契約法の規定により、雇止めが認められないことがあります。 それでもなお雇い止めにあい、結果として住居を喪失するおそれが生じた場合については、生活困窮者自立支援法に基づき、住居確保給付金や一時生活支援事業などにより、安定した住まいの確保を推進するとともに、自立相談支援機関等と連携し、就労支援等も実施しております。	労働契約法第19条 生活困窮者自立支援法第3条第2項、第3項、第6項	その他	厚生労働省においては、労働関係法令に照らして問題のある雇止め等の事案を把握した場合には、都道府県労働局等において啓発指導等を行っています。 また、住居を喪失するおそれが生じた方に対する対応については、制度の現状欄に記載のとおりです。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
698	令和4年4月11日	令和5年4月14日	不動産登記での事前通知の返送先をすべての登記所とすること	権利証が必要な登記において権利証を提出できない場合、登記官が義務者に通知を発送する事前通知がされる。書面申請の場合は書面で通知され、申請した登記所へ2週間以内に提出しなければならない(規則70条)。申請人が登記所から遠方に居住する場合は郵送するほかなく、郵便トラブルにより期間を徒過する危険がある。この場合、本人に帰責性がない可能性があり、返送だけでもリスクを低下させるべきである。そこで、事前通知の提出をすべての登記所に対して可能とする。提出を受けた登記所は通知書をスキャンして管轄登記所へ送信することにより、事前通知を発送した登記官はスキャン画像によって確認することができる。	不動産登記制度で新設された調査士報告方式は、原本の提出を不要として、スキャン画像のみで登記手続を処理するものである。この場合、印影の確認を含む手続が画像化されて送信されるため、登記官は原本を確認しない。土地家屋調査士の懲戒事例には多数の有印私文書偽造事件が公開されているが、それでも土地家屋調査士会体に対してこのような手続が新設された。民間人でさえスキャン画像で印影を提出できるならば、申請登記所以外の登記所に提出された事前通知回答書を公務員である登記官が画像化し、申請登記所の登記官に送信した場合は、土地家屋調査士による画像情報よりも格段に信頼できるはずである。文書偽造リスクの高いオンライン申請の利用促進よりも、安全で利便性向上につながる行政機関のバックオフィス連携を図るのが優先ではないか。調査士報告方式では画像による印影確認が可能で、それ以外の手続では不可能とする理由はない。なぜ申請登記所以外の登記所への提出ができないのか。	商業登記ゲンロン	法務省	登記官は、申請人が登記申請をする場合において、登記識別情報を提供することができないときは、登記記録上の登記名義人の住所地に宛てて、申請があった旨及び当該申請の内容が真実であると思料するときは、2週間以内にその旨の申出をすべき旨を通知しなければならないとされています。	不動産登記法第23条、不動産登記規則第70条第5項	対応不可	登記事務は不動産の所在地を管轄する登記所がつかさどることとされております。 よって、事前通知の返送先は、現状どおり、不動産の所在地を管轄する登記所とすることが相当と考えます。	
699	令和4年4月11日	令和4年5月13日	ボイラー・タービン主任技術者及びダム水路主任技術者の新たに筆記試験の導入	有機ランキンサイクル方式のバイナリー発電設備について、発電設備等の工事、維持及び運用に関する保安の監督を行うためにボイラー・タービン主任技術者の選任が必要とされている。ボイラー・タービン主任技術者が人材不足なため新たに筆記試験を導入する。ダム水路主任技術者の免状取得者が人材不足なので新たに筆記試験を導入する。	ボイラー・タービン主任技術者及びダム水路主任技術者は実務経験のみで免状が与えられている。ボイラー・タービン主任技術者及びダム水路主任技術者の免状者は少ない。ボイラー・タービン主任技術者及びダム水路主任技術者の仕事のニーズがある。若い技術者は経験もないので未経験でも筆記試験を新たに導入する。	個人	経済産業省	・電気事業法において、事業用電気工作物を設置する場合は、当該工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督をするため、主任技術者を選任することを義務づけています。有機ランキンサイクル方式を活用した発電設備を含む火力発電設備については、電気主任技術者に加えて、ボイラー・タービン主任技術者の選任が必要です。また、一定規模以上の水力発電設備については、設備の保安の監督をさせるため、ダム水路主任技術者の選任を義務づけています。 ・ボイラー・タービン主任技術者及びダム水路主任技術者を選任する場合は、①経済産業大臣が交付する主任技術者免状を有する者か、②自家用電気工作物を設置する者にあっては、経済産業大臣より一定の要件の下で許可を受けた者であることを求めています。①の主任技術者免状は、一定の学歴及び実務経験を有する者が取得できます。	・電気事業法第43条第1項及び第2項 ・同法第44条第1項第一号	その他	・主任技術者の人材不足に対応するため、昨年度開催された産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会 電力安全部会 電気保安制度ワーキンググループにおいて、下記の取組を講じることが了承されたため、令和4年度上期を目途に所要の改正を実施予定。筆記試験の導入の是非については、こうした取組の効果を検証し、更なる追加対策が必要であると判断された場合に検討いたします。 ＜ボイラー・タービン主任技術者＞ ・出力規模が小さい場合には、ボイラー・タービン主任技術者の免状を有する者以外の者を選任することが可能な経済産業大臣による許可選任制度が存在するところ、有機ランキンサイクル方式のバイナリー発電設備も当該制度の対象とします。 ＜ダム水路主任技術者＞ ・実務経験年数に算定される対象業務を明確化するQA集を作成します（4/5公表済）。 ・特定の要件を満たす講習の受講等によりダム水路主任技術者免状取得に必要な実務経験年数を短縮します。 ・ダム水路主任技術者が統括管理することが可能な高さ15m未満のダムへの到達時間（2時間以内）に係る考え方を見直します。	
700	令和4年4月11日	令和5年4月14日	法務局において司法書士・土地家屋調査士・弁護士・公認会計士を対等に扱うこと。	縦割り110番には、登記申請窓口で司法書士に依頼するよう強く指導されたという苦情が多数ある。しかし、法務省はこれについては絶対に回答しない。いわゆる東大話法である。反対に、回答において司法書士のみが登記申請を代理できると強調するが、弁護士や、会社設立については公認会計士も代理申請できる。この優遇措置は、法務省HPや法務局窓口でも同様である。なぜ特定士業のみが代理申請可能であると国民をミスリードするのか。次の点を改善すべきである。 ・弁護士会等にも窓口でのポスター掲示を認めること ・法務省HPで代理申請可能資格の説明をすること ・業としなければ司法書士法違反にならないと説明すること	法務局には、司法書士会のポスターや会員一覧が掲示されている。法務局としては、業務に支障のない範囲で、利用者の利便性向上のため、司法書士会に場所を提供しているということであろう。では、司法書士と同様に登記申請代理が可能な士業団体からポスター掲示の依頼があった場合、同様に許可をするのか。壁一面に隙間なく貼られている現状からすれば掲示場所がないとの回答もあり得るが、国民に対する情報提供を前提とする以上、その目的に沿った施設利用が求められるはずであり、特定士業団体にのみ既得権を認めるべきではない。しかし、300717001でされた同様の提案に対して、法務省は「また，相続登記申請を資格者代理人に依頼する場合の参考情報について，司法書士が申請代理人となる申請件数が最も多い現状からすれば，司法書士に関する情報を提供することが適当であると考えていますので，今後も同情報を提供していく予定です。」とする。この回答は次の点で適切でない。 1.どの資格者を選択するかは消費者が決める問題であり、「参考情報」であるならば消費者の選択に委ねるべきである。 2.「最も多い現状」は苦情続出の法務省の布教によるものであり、結果が施策を正当化するものではない。 3.特定士業にのみ依頼が集中すれば業界内部での相場が形成されやすく、「事業者はより安くて優れた商品を提供することで競争を」(公正取引委員会)しなくなる。 4.HPで団体を併記することは容易である。 5.020907002の回答で「登記手続の代理は司法書士の独占業務とされています」しているが、文字通りの独占ではないことを意図的に隠蔽しているだけである	商業登記ゲンロン	法務省	司法書士は、不動産及び商業法人登記手続の代理を行うことを業とすることができ、他の法律に別段の定めがある場合を除き、それ以外の者がこれを業として行った場合、司法書士法に抵触することとなります。	司法書士法第3条、第73条	事実誤認	この度の御提案は、いずれも法令等に基づく規制には該当しないものと考えます。その上で回答しますと、国民の権利に多大な影響を及ぼす登記業務を適正・円滑に行うためには、登記に関する知識及び相当の法律的専門知識を有する者が登記申請業務を取り扱う必要があることから、不動産登記手続の代理は、司法書士法の定めるところにより、司法書士の独占業務とされています。このようなことからも、登記の申請を資格者代理人に依頼する場合の参考情報については、司法書士に関する情報を主に提供することが適当であると考えております。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
701	令和4年4月11日	令和5年4月14日	登記識別情報を使用した場合は再発行すること	令和3年9月10日回答で、法務省は「登記識別情報の秘匿性」として、第三者に知られないように厳重に管理することを強調する。そうであるならば、一度代理人が暗号化した場合は当該代理人が登記識別情報を悪用する可能性があり、厳重に管理するためには登記識別情報を再発行すべきではないか。同回答では、代理人が知ることを「特に許された場合」でも秘匿性を維持しなければならないとしている。しかし、知ってしまえばその後の秘匿性はありえず、秘匿性を優先すれば登記識別情報は提供できなくなり、制度上の意味がなくなる。法務省は、「秘匿性」と「使い回し」とが矛盾する制度設計であることをいい加減に認めるべきではないか。	「オンライン登記申請制度研究会最終報告書」によると、登記識別情報制度は、不動産登記法改正時のオンライン申請を念頭に置いて設計されたようである。当初は全く利用されなかったオンライン申請を前提としているため、登記識別情報の概念も、机上の空論としてのオンライン申請の一部をなしている。すなわち、申請人が電子署名を行い、自分で暗号化して登記所に送信する利用法を想定して設計されている。本人申請が行われる限りは、登記識別情報を使いまわしても、ネットワーク上の盗難以外は漏洩リスクが低いであろう。しかし、本人申請のオンライン化はほとんど進展しなかったため、代理人が登記識別情報を暗号化するという、当初は想定していなかった利用をされることになった。もちろん、法務省としては司法書士による代理申請を念頭に置いていたであろうが、その慣習を制度設計に織り込まなかったものと思われる。つまり、理念としての登記識別情報と実務としての登記識別情報とが乖離したことで、一つの登記識別情報を多数の代理人が委任を受けて知ることになっても、「秘匿性」は維持されているという建前を崩せなくなっている。特別の授権の有無にかかわらず、他人がパスワードを知った時点で、パスワードを変更しなければセキュリティは守れない。インターネット上では当然のリテラシーであると思われるが、より重要な財産を管理するための登記識別情報ではこのルールが通用しない。法務省のセキュリティ意識の低さは別件提案で指摘したように、生年月日に固定された会社印鑑カードの暗証番号と共通するものがある。内閣府や総務省が専門家を派遣して介入すべきではないか。	商業登記ゲンロン	法務省	登記識別情報は、登記名義人が登記を申請する場合において、当該登記名義人自らが当該登記を申請していることを確認するために用いられる符号その他の情報であって、登記名義人を識別することができるものであり、登記をすることによって登記名義人になる者に通知され、再発行は認められません。	不動産登記法第２条第１４号、第２１号	対応不可	不動産登記制度は、国民の重要な財産であり、経済活動の基盤となる不動産について、その現況や権利関係を公示することにより、不動産取引の安全と円滑化に資することを目的としている制度であり、その手続に当たっては、厳格な本人確認を行わなければなりません。 登記識別情報は、このような不動産登記制度の目的を達成するために設けられているものであり、登記申請をすることによって登記名義人となる者に対してのみ発行され、当該登記名義人が登記義務者となる場合には、登記識別情報を提供し、登記義務者本人からの申請であることを確認するものになります。 このような不動産登記制度の趣旨に鑑みると、登記識別情報の再発行を認めることはできないものと考えます。 なお、代理人となる司法書士等には職務上の秘密保持の義務が課されており、業務上取り扱った事件について知ることができた秘密を他に漏らしてはならないこととされています。	
702	令和4年4月11日	令和5年4月14日	分筆登記において分筆新地に登記識別情報を発行すること	提案291212001の回答で、法務省は分筆元地の登記識別情報を利用して登記手続が可能であり、登記識別情報が共通しても悪用されるおそれはないから、分筆新地に登記識別情報を発行する必要はないとしている。では、このような場合はどうか。 分筆新地を売却するにあたり、代理人に暗号化の授権をした上で登記識別情報を提供した。 代理人は暗号化する際に分筆新地と元地に共通する登記識別情報を知り、新地については売主の指示通りの登記申請をし、同時に元地について無断で第三者に売却して連件申請をする。委任状は2件共通で「年月日付登記原因証明情報のとおり」とし、無断売却した登記原因証明情報は認印で偽造する。	法務省が「支障がない」とか「不都合はない」と説明する場合、「登記制度としてその条件に合ったルートを用意しているから、そのルートに沿った形で手続をすれば問題ない」という意味である。言い換えれば、それは法務省にとって支障がないのであって、所有者や取引相手に支障が生じても法務省の問題ではない。その具体例が分筆登記における登記識別情報の発行であり、新地の登記申請には元地の登記識別情報を使用すれば手続に支障はない。しかし、上記の事例で、委任者が代理人に認めたのは新地の登記識別情報を知ることであり、元地については授権をしていない。印鑑証明書も新地の売却のために交付したものであり、何らの落ち度もない。この場合、所有者は所有権を失わないであろう。しかし、所有権移転登記手続は滞りなく行われるであろうし、そうなれば訴訟を提起して所有権抹消をする必要がある。他方、取引の相手方は登記識別情報を破棄しても、相手方が所有者ではないリスクを負担する。こうした状況は「国民の権利の保全を図り、もって取引の安全と円滑に資することを目的とする」不登法の理念に反するであろう。もっとも、法務省的世界観では、司法書士による本人確認と事前通知制度があるため、やはり「支障がない」ことになる。しかし、55億円事件のように、公証人や司法書士の本人確認を利用した詐欺被害は起こっており、無断で住民票の住所を変更する事件も多く、郵便局員を偽造証明書で騙すことは更に容易であろう。つまり、法務省にとっては、 ・登記官の責任を追求される筋合いはなく、 ・より妥当な制度を構築するつもりもない という意味である。	商業登記ゲンロン	法務省	不動産登記法（平成16年法律第123号）第21条は、「登記官は、その登記をすることによって申請人自らが登記名義人となる場合において、当該登記を完了したときは、法務省令で定めるところにより、遅やかに、当該申請人に対し、当該登記に係る当該識別情報を通知しなければならない。」と規定しています。 一方、分筆登記については、その登記をすることによって申請人自らが新たに登記名義人とならない（登記名義人に変更が生じない）ことから、分筆新地については、新たに登記識別情報は通知されず、分筆元地の登記識別情報を使用して、登記官は分筆新地の登記申請に係る真正性の確認を行っています。	不動産登記法第２１条	対応不可	前回回答のとおり、登記識別情報とは、登記名義人が登記を申請する場合において、当該登記名義人自らが当該登記を申請していることを、登記官が確認するために用いられる情報であって、登記名義人を識別することができるものをいい（不動産登記法（平成16年法律第123号）第2条第14号）、登記官が登記識別情報を登記名義人に通知する場合には、登記識別情報を記載した書面につき、当該登記識別情報が記載された部分が第三者に見られないような措置を施すことなどとされており（不動産登記事務取扱手続準則（平成17年法務省民二第456号通達。以下「準則」という。）第37条第2項、同条第4項）、登記を申請するために登記識別情報を記載した書面を登記所に提出する場合には、これを封筒に入れて封をするものとするとされている（不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第66条第2項）など、秘匿性に配慮がされています。 このような取扱いに加え、登記識別情報を提供することにより登記識別情報を適切に管理する上で支障が生ずることとなる場合には、登記識別情報を提供することができないことにつき正当な理由があるとして、登記識別情報を提供することなく、登記を申請することも可能とされています（準則第42条第1項第4号）。 以上のとおり、登記識別情報は、その性質上、土地を売買する際、取引の相手方に登記識別情報を提示して登記名義人であることを確認するために用いる情報ではありません。 なお、御指摘の事例は、代理人がその権限外の行為をしたことを想定したものであり、このような場合には、その登記は無効となり得るものと考えられることから、登記識別情報において対応すべき性質のものではないと考えます。	
703	令和4年4月11日	令和5年4月26日	転出届と転入届の電子申請	(1) マイナンバーカードによる認証を利用して、役所の窓口に行かなくても転出届および転入届の電子申請により手続き可能にする。 (2) 転入届時に必要である、マイナンバーカードの継続利用手続きと署名用電子証明書の再発行手続きを一元化	(1) マイナンバーカードによる認証を利用して、行政手続きの電子申請を認めれば、市民の利便性が向上する。現状の制度は、平日に役所に行くコストが社会人にとって高いことを無視している。 (2) 転入時に、マイナンバーカードに関して、継続利用手続きと署名用電子証明書の再発行手続きを同日にできないことが不便である。なぜ一度に手続きを完了できないようなシステム設計したのか、全く設計センスがない。 そもそもマイナンバーと役所に居住地を住所登録することについて、住所登録の方が根本的（個人の認証にとってベース）なことなのか。マイナンバーが根本的なのであれば、継続利用することは当たり前だし、電子証明が失効する意味もわからない。	個人	総務省デジタル庁	（1）転出・転入手続に際しては、転出地・転入地間で、転出証明書情報（マイナンバーカードの交付を受けている者の場合）又は転出証明書（マイナンバーカードの交付を受けていない者の場合）を引き継ぎ、転入手続が処理されているところ、マイナンバーカードの交付を受けている者については、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）による住民基本台帳法の改正等により、令和5年2月6日から、オンラインによる転出届・来庁予定の連絡（転入予約）が行えるようになるとともに、転出証明書情報が事前通知され、転出・転入手続の時間短縮化等が実現され、住民の利便性の向上及び市町村の事務の効率化が図られています。 （2）転入届をする場合に、マイナンバーカードに行う措置と署名用電子証明書を再発行する手続は同日に行えることとなっております。	（1）住民基本台帳法第22条、第24条、第24条の２ （2）なし	（1）対応 （2）事実誤認	（1）令和5年2月6日に開始したオンラインによる転出届・来庁予定の連絡（転入予約）の取組を推進することで、住民の利便性向上等に取り組んで参ります。 なお、転入手続のオンライン化については、「居住実態の確認のためにオンラインで届け出られた位置情報の改ざんを防げるか」「電気・水道等の利用契約により確認する方法をとる場合に事業者等の協力を得られるか」など様々な課題があり、さらに、マイナンバーカードの券面や電子証明書の書き換え、福祉医療関係の手続など、転入届の際に併せて行われている様々な手続があることも踏まえた検討が必要であり、まずはオンラインによる転出届・来庁予定の連絡（転入予約）の取組みを着実に実施していきます。 （2）制度の現状のとおりです。	
704	令和4年4月11日	令和4年8月19日	住所照会の申請方法の電子化	確定拠出年金の運営管理機関や確定給付企業年金の受託機関については、全国一律に電子的かつ簡素な申請による住所照会を可能とすること。	・確定拠出年金や確定給付企業年金において、制度加入者であった方等へ郵便物を送付した際に、郵便物が不着となる場合があり、その場合には、各市区町村の役所に住所照会のための住民票の取寄せを文書・郵送にて行っている。 ・その際には、各市区町村の役所にて、取寄せ方法や必要書類が異なるとともに、照会の都度、免許書等の身分証明書の添付が求められる。 ・これらを効率化する観点から、例えば、現在、確定給付企業年金の事業主・基金や企業型確定拠出年金の事業主で認められている住基ネットでの住所照会を運営管理機関や受託機関でも可能にする等、全国一律の電子的かつ簡素な申請による住所照会を可能とすることを要望するものである。	（一社）生命保険協会	総務省厚生労働省	企業年金連合会は、住民基本台帳法に基づき、住基ネットによる住所照会が可能とされていますが、確定給付企業年金（DB）を実施する事業主・基金や企業型確定拠出年金（DC）を実施する事業主は、自ら住基ネットを活用することはできません。 このため、住基ネットを利用できる企業年金連合会が、DBを実施する事業主・基金やDCを実施する事業主から情報収集等業務の委託を受けて住所情報を照会し、DBを実施する事業主・基金やDCを実施する事業主に対して、住所情報の提供を行うこととしています。	住民基本台帳法第30条の9、別表第一77の4　住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令第1条第116項第9号から第16号 確定拠出年金法第48条の2　確定給付企業年金法第93条	対応不可	運営管理機関や受託機関が自ら住基ネットを活用することについて、個人情報保護の観点から、住民基本台帳法による情報提供を受けることのできる主体は住民基本台帳法において、行政機関等に限られております。利用可能者の拡大については、上記の観点から、十分な検討が必要です。 なお、DBを実施する事業主・基金やDCを実施する事業主が、企業年金連合会に情報収集等業務の委託を行い取得した住所情報については、委託業務の範囲内でかつ適正な管理を前提として、受託機関や運営管理機関に提供することは可能です。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
705	令和4年4月11日	令和4年5月13日	商業登記記録の登記年月日を処理年月日とし、登記申請中でも証明書の発行を可能にすること	商業登記規則39条は登記年月日の記録を規定し、その日付は申請書の到達日であるとされている。他方、会社法908条は登記後でなければ善意の第三者に対抗できないとする。現行制度では申請日をもって対抗力が生じることになるが、申請日時点では登記は変更されていない。すなわち、第三者は申請日から登記完了までの間は変更前の登記記録を信用するしかないが、登記完了後は遡及的に申請日時点で変更後の事項に対抗力が生じてしまう。したがって、登記年月日を登記完了日に変更すればこの矛盾を解消できるだけでなく、登記申請中の証明書発行が可能になり、経済活動にも有用であると考える。	310402003提案に対する回答で、法務省は、登記申請中であっても「登記申請の内容が印鑑証明書の記載事項に影響に及ぼさないと確認できるときには、印鑑証明書の交付が可能です」とする。これは登記申請の内容を調査した上での判断になる。しかし、株主総会では代表取締役の交代が決議されたが、議事録にも申請書にもその記載がない場合はそれらを補正することになる。では、印鑑証明書を発行後、その「記載事項に影響に及ぼす」ず補正がされた場合、印鑑証明書の効力はどうなるのか。現行の実務では、この点に矛盾が生じる。また、行政手続においては会社法人等番号による登記事項証明書の省略が認められているが、商業登記申請中であれば登記事項証明書の添付によって申請が可能になる。この場合、行政機関は会社法人等番号により当該会社が登記申請中であることを確認できるが、申請前に発行された登記事項証明書により代表権限を確認するならば、登記の効力を申請日ではなく登記完了日と解釈していることになる。このような迂遠な取扱いをするのであれば、最初から登記の対抗力は登記完了日であることを規定するべきではないか。そもそも登記が完了しなければ変更後の代表者はその資格を証明できず、代表者全員が退任する場合は前任者が権利義務代表取締役として代表権を行使するしかない。権利義務役員の規定は「選任」とするが、登記を完了しなければ第三者に対抗できないのであるから、登記完了日をもって「選任」されたと解すべきである。法務省は登記手続の迅速化を対策とするが、ただの弥縫策であり根本的な問題解決ではない。効力発生日の変更が必要である。	商業登記ゲンロン	法務省	商業登記における登記の方法については、原則として登記記録中相当区に登記事項及び登記の年月日（申請の受付年月日）を記録することとされており、当該登記が完了するまでの間は、申請に係る部分につき、当該会社に係る登記事項証明書の発行が抑止されます。	商業登記規則第39条	その他	左記に記載のとおり、商業登記における登記の方法については、原則として登記記録中相当区に登記事項及び登記の年月日（申請の受付年月日）が記録され、当該申請に係る変更登記の内容が登記事項証明書に反映されることから、当該登記が完了するまでの間は、申請に係る部分につき、登記事項証明書の発行が抑止されます。 御提案の内容については、今後、各種法令等の改正を検討する際の参考とさせていただきます。	
706	令和4年4月11日	令和5年4月26日	未就学児のマイナンバーカード交付方法の簡略化	未就学児のマイナンバーカード交付について、本人確認書類から顔写真が表示された書類(個人番号カード顔写真証明書)を不要とするべき。さらに可能なら役所で交付を受けるのではなく、書留の郵送などで交付を受けられるようにするべき。	交付のハガキを持参しているので、親権者の本人確認書類と本人の健康保険証等があれば十分と考えられるため。またマイナンバーカードの交付は役所で行われるため、親権者の本人確認ができれば親子関係は明白であるため。交付の際にわざわざ別に印刷した顔写真を持っていくことは、保護者の負担となっている。子供が生まれたらすぐにマイナンバーカードを取得するように促しているのであれば、なるべく簡単に交付できるように改革するべき。新生児を窓口に連れていくことは難しく、代理人による手続きが多くなると考えられるが、新生児の育児をしながら、役所に行くことも保護者の負担であるため、可能であれば役所での交付ではなく、書留の郵送などで交付を受けられるようにすると、さらに手続きが簡略化できる。効果としては、マイナンバーカードの取得率の上昇、窓口での手続きの負担軽減、行政コストの軽減。またこのような手続きが少しずつでも簡略化していくことで、子育て世帯への負担が軽減し、少子化防止にもつながる可能性がある。	個人	総務省	マイナンバーカードは、対面やオンラインで安全・確実に本人確認を行うためのツールであり、なりすまし等による不正取得を防ぐため、申請時又は交付時に、市町村の職員による対面での厳格な本人確認を経て、交付することとしております。本人確認の際に提示をお願いしている本人確認書類について、申請者が15歳未満の者である場合は、法定代理人が申請者の顔写真を証明した書類を用いることも可能としております。 また、各市町村において、職員が出張して申請を受け付け、後日カードを郵送する出張申請受付などの取組を実施しています。 なお、現在国会に、申請時に1歳未満の乳児に交付するマイナンバーカードについては顔写真をなくすこととし、申請の際の顔写真提出を不要とする改正法案を提出しているところです。	個人番号法施行令第13条の2第2項	検討中	制度の現状のとおりです。	
707	令和4年4月11日	令和4年7月20日	信用協同組合で手形割引業務を行う義務の廃止について	私は新設の信用協同組合の設立を目指しています。信用協同組合の設立に際して、時代遅れの手形の割引を行わない信用協同組合等新しい形態の組合設立を認可して下さい。銀行の条件付免許のような条件付認可ができるよう、必要な規定の整備、又は法令解釈の変更を求めます。	私は新設の信用協同組合の設立を目指しているものです。中小企業組合法において 第九条の八　信用協同組合は、次の事業を行うものとする。 一　組合員に対する資金の貸付け 二　組合員のためにする手形の割引 三　組合員の預金又は定期積金の受入れ 四　前三号の事業に附帯する事業 となっており、関東財務局東京財務事務所理財2課から照会した金融庁の回答によると、信用協同組合は上記1から3の全ての事業を行わなければならないと解釈されております。金融機能の分割が進んでおり、現在ほとんど利用が無い手形の割引を行わなければならないのはその分の体制構築や研修、設備の導入等の過度な負担がかかります。新規参入を阻む規制であり、例えば組合員の預金又は定期積金の受入れといった一部業務のみを扱う信用協同組合の設立を認めるよう規制緩和を要望します。背景としては金融庁で銀行にも預金のみとか為替取引のみといった一部業務に特化した銀行が認可されております。手形の割引を行わない銀行も認められております。それよりはるかに小規模な信用協同組合に手形の割引業務を行う体制構築を求めるのは、規制のバランスが取れておりません。手形の割引の代わりに融資をすれば良いと思います。これによりコストの低減と許認可取得期間短縮が見込めます。	DAO信用協同組合設立準備会	金融庁	信用協同組合が行う事業については、中小企業等協同組合法第9条の8第1項に規定されており、ご指摘の組合員のためにする手形の割引に係る事業を含め同項各号に掲げる事業を行うものとするとなっています。	中小企業等協同組合法第9条の8第1項	対応を検討	中小企業等協同組合法第9条の8第1項に掲げる事業は信用協同組合の根幹に係るものであり、そのあり方を含め慎重に検討する必要があります。 なお、信用協同組合の設立認可にあたっては、 ・常務に従事する役員が金融業務に関して十分な経験及び識見を有する者であるか ・業務の種類・方法や事業計画が経営の健全性を確保し、預金者等の利益を保護することとなっているか　など 法令等に則して審査することとなっています。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
708	令和4年4月11日	令和4年6月27日	マイクロブタ（愛玩動物）の飼養における化製場法の緩和に関する提言	一般家庭での愛玩動物としてのマイクロブタの飼養に際し、各市区町村で解釈・対応の異なる化製場法の規制緩和を求めます。 各市区町村で統一を図ることで、市区町村での不均衡を無くし、職員の業務負荷の軽減を目指します。 東京都23区のように、愛玩動物であれば、化製場法の適応をなくし、一般家庭での飼育の場合、保健所による飼育許可を不要とし、家畜保健衛生所への定期報告のみとすることで、全国一律の対応を行うことで、市区町村での不均衡、職員の作業軽減を実現します。 但し、安易に繁殖を行わせないよう、繁殖の場合においては、化製場法における施設の構造設備を満たすことを義務付けます。	提案に至った背景として、大きく以下2点となります。現在、犬猫の飼育頭数が減少し、長期的な視点で見ると、今後ペット業界の市場規模は減少することが想定されます。これらを解消することで、犬猫に次ぐ第3のペットとして、今後5年において、マイクロブタ市場が50億円と、経済活性化に寄与します。 【現状】 1.マイクロブタはペット（愛玩動物）であるが、「家畜」に分類されること 愛玩動物ではありますが、「化製場等に関する法律（昭和23年）」により、「家畜」としてみなされます。そのため、市区町村への飼養・収容の許可が必要となります。動物の飼育に際して、無責任な飼い主を防ぐため、飼育許可を出すということは必要なことだと考えますが、審査基準に関して、家畜ブタを想定して作られているため、愛玩動物のマイクロブタ飼育においては過剰基準であることから、審査基準の見直しを希望します。 ＜飼育条件＞ 施設の構造設備（畜舎／汚物処理設備／排水設備／飼料取扱室） 2.化製場法の解釈が市区町村によって異なること 現在、ペット（愛玩動物）として"マイクロブタ"を一般家庭で飼育をするにあたり、化製場法の解釈が市区町村により異なるため、マイクロブタの飼育を認めない市区町村が存在します。また、市区町村によって取扱い管轄が異なるため、問合せをしてもたらい回しにされることも多々あります。 ＜参考例＞ ・東京都23区：保健所（厚生労働省）による飼育許可は不要。家畜衛生保健所（農林水産省）への定期報告は必要。 ・京都市：保健所（厚生労働省）が化製場法で家畜ブタの要件をそのまま適応するため、一般家庭での飼育許可が困難。	株式会社SaLaDa	厚生労働省	化製場等に関する法律の第9条では、都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長。以下同じ。）が指定した区域において豚を含む政令で定める種類の動物を、都道府県の条例で定められた頭数以上飼養又は収容する場合には、その動物の種類ごとに飼養又は収容する者は都道府県知事の許可を受けなければならず、許可を受けるためにはその施設の構造設備が都道府県の条例で定める公衆衛生上必要な基準に適合している必要があるとされています。 同条は、市街地又は住宅地域及びその周辺において動物を飼養し収容する施設が、蚊やはえの発生の根源地となり、あるいは飲料水を汚染し、又は悪臭を放つなど、環境衛生上の問題を防止するために、特定区域において一定数以上の動物を飼養又は収容する施設に対し規制する必要が生じたため制定されたものです。 飼養施設の定義については、通知「へい獣処理場等に関する法律」の適用範囲について（昭和41年1月20日付け環乳第5,067号）」において、同法第9条に規定する飼養施設とは農家等における牛舎、豚舎等をいい、収容施設とは家畜病院並びに大学又は研究所における動物舎等をいうものと示されています。	化製場等に関する法律（昭和23年7月12日法律第140号）第9条	現行制度下で対応可能	例示いただいた地域のいくつかの自治体に確認したところ、マイクロブタを一般家庭でペットとして飼育する際に、条例において豚は１頭から飼養施設として許可を要するとする規定は同一であっても、その解釈が異なることが確認されました。 化製場法に基づく飼養施設の許可制度は、市街地又は住宅地域及びその周辺において動物を飼養し収容する施設が、蚊やはえの発生の根源地となり、あるいは飲料水を汚染し、又は悪臭を放つなど、環境衛生上の問題を防止するために制定されました。しかしながら、現在は制定当時の状況と異なり、愛玩用に品種改良された小型のマイクロブタと称する豚が飼育されるようになってきましたが、こうしたマイクロブタについては、人と一緒に室内で飼育し、繁殖のおそれがなく、環境衛生上の問題となるおそれがないのであれば、同法に基づく許可を要しないものと思料します。 なお、マイクロブタをペットとして飼育する場合であっても、屋外飼育や多頭飼育等、その飼養形態により付近住民に対する環境衛生上の弊害をおこすおそれがあることから、同法の規制対象となります。 厚生労働省といたしましては、同法の設置目的を鑑み、その運用について過剰な規制にならぬよう自治体に示すことを検討いたします。	△
709	令和4年4月11日	令和4年5月13日	福祉系資格の国家試験の改革を希望	今年度の介護・社会・精神の三福祉士の試験が、コロナの濃厚接触者も含め、振り替え試験もしない事になったようです。これは感染対策という次元では無く、受験者の1年を何とも思っていないと感じてしまう。「試験問題を作り直せない」というのは理由になるのでしょうか？（そもそも介護福祉士は私も取得していますが、それほど難易度が高いとは思えない）https://www.joint-kaigo.com/articles/2022-01-21-4.html http://www.sssc.or.jp/info/pdf/pdf_info20220121.pdf	今回のことに限らず、福祉系資格の受験資格は「実務経験3年」とか「大学卒で1年半の研修」など、その難易度と関係なく、不要に年単位の時間を要求するものが多い。しかも実際の試験はそれほど難易度が高いわけでは無く、各資格で重複しているものも多い。さらに言えば、現状の制度での資格取得者が、被支援者に理解のある人材ばかりとは言えないし、さまざまな問題に強い思いを持つ当事者が、勉強をして福祉の道につくことも阻害してしまう。機械的な年数制限・学歴制限を止めて、単純に実力を測る試験にする事で、能力のある人を獲得できる他、福祉の思想である多様な道筋を、まず福祉資格の時点で始めた方が良いと思う。今回の資格試験への緩割り対応はキッカケの一つだが、現行制度の、質の低さを年数制限で誤魔化す、既得権益に満ちたシステムになっている。まず「社会福祉士及び介護福祉士法」の第七条で、これらの年数制限がかけられているので、これの改正をお願いしたい。	個人	厚生労働省	1．新型コロナウイルス感染症に対応した国家試験の実施について ・ 介護福祉士等の国家試験の受験者については、現に高齢者施設や福祉施設、病院において、その業務に従事している方が多いという特徴があり、万が一にも試験会場で感染し、職場の利用者に2次感染するといった感染拡大が発生しないよう、感染防止対策を徹底する観点から、感染者や濃厚接触者、試験当日に発熱や咳症状等の体調不良があり感染の疑いがある者については受験を認めないことといたしました。 ・ なお、介護福祉士等の国家試験は、業務を行うに当たり必要な知識及び技能を担保するための国家試験で、仮に追加試験を実施する場合には、本試験と同等の質及び量を担保した試験問題により実施する必要がありますが、これを短期間で作成し、試験を実施することは困難であることから、追加試験を実施することは困難と考えています。 2．国家試験の受験資格について ・ 例えば社会福祉士の場合については、ソーシャルワーク専門職として、制度横断的な課題への対応や必要な社会資源の開発 、地域住民の活動支援や関係者との連絡調整などの役割を担うことが求められており、その国家試験は、業務を行うに当たり必要な知識及び技能を担保するための試験です。社会福祉士及び介護福祉士法第7条の受験資格については、これらの知識及び技能を得るために必要であると考えます。	社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号） 第７条	対応不可	制度の現状欄に記載のとおりです。	○
710	令和4年4月11日	令和4年5月13日	建築士試験における建築に関する学歴又は資格要件の緩和について	二級建築士の受験については、建築学校を卒業していたり、建築事務所での実務経験が無くても、必要な知識・技能が担保できていれば受験できる仕組みを作ってほしい。	建築士を受験するにあたっては、建築に関する学校を卒業するか、建築事務所等での実務経験を7年以上積まなければ受験できません。 しかしながら、設計事務所には指定学科卒や資格がないと就職しにくく、そのために専門学校に通うとなると、通学の時間や、経済的な負担も非常に大きい。二級建築施工管理は、1次試験であれば学歴や実務経験なく受験できるようになりました。司法試験も、経済的理由などで法科大学院に通うことができない人は、司法試験の予備試験に合格することで司法試験の受験資格を得ることができます。教員免許も、小学校の免許は教員資格認定試験に合格すれば教職課程を修了していなくても教員免許を受けることができます。建築士の試験についても、建築学校に通っていなかったり、建築事務所等で実務経験がなくても、予備試験や資格認定試験で建築に関する知識が担保されていれば受験できるようにしてください。その場合、試験合格後、必要な実務経験を積まなければ登録できないのは仕方ないと思います。	個人	国土交通省	・二級建築士試験の場合、建築士法第15条および令和元年国土交通省告示第753号において、指定科目の履修単位数20単位を受験要件の基本としています。指定された科目を履修することで、建築士の独占業務である設計・工事監理を行うために必要な知識・能力を体系的に得られるものとしています。 ・なお、上記を満たさない場合は、7年間の実務経験を経たのち二級建築士試験の受験が可能です。体系的な履修により必要な知識・能力を習得する場合に比べ、実務経験で得られる知識・能力には一定の偏りも想定されることから、複数の実務経験による体系的な知識・能力の習得に必要な期間を定めています。	建築士法第15条 令和元年国土交通省告示第753号	対応不可	・一定の建築物の設計・工事監理は、建築士法において建築士の独占業務とされており、我が国の建築物の安全性を確保するため、その根幹をなす資格である建築士の社会的責任は大きく、このため建築に関し、計画、設計製図、構造、設備、環境、材料、生産、法規といった各分野にわたって広範な知識・能力を有している必要があります。 ・学校における指定科目の履修により、これらの各分野について、設計・工事監理を行うために十分な知識・能力が体系的かつ網羅的に習得されていることを求めており、これと同等の知識・能力を有していることを、限られた試験問題による予備試験等により確認・担保することは困難であることから、対応は困難と考えます。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
711	令和4年4月11日	令和4年5月13日	情報処理技術者試験の高度試験、情報処理安全確保支援士試験の一部(午前II試験)免除制度導入	情報処理技術者試験の高度試験、情報処理安全確保支援士試験の午前II試験で基準点以上の成績をとる 以上を満たしたとき 情報処理技術者試験の高度試験、情報処理安全確保支援士試験の一部免除対象となる条件を満たしてから、2年後の同時期試験まで、午前II及び午前II試験を免除する。ただし、同一試験区分に限る。	午前II試験についてはマークシート方式であり、統計情報の通り多数の受験者が合格している状況である。 しかし、午後試験で不合格となる受験者が多く、その場合でも午前から試験を受ける必要がある。このため、同一試験区分再受験の場合に限り、2年間午前試験を免除する。 ・コストの削減 午前II試験だけの現状は、午前及び午後とも、会場を確保する必要がある。午前試験をすべて免除することで、会場確保の費用が午後だけとなり、会場費用が約半額になる。 ・受験者の増加 近年、情報処理技術者試験は受験者数が減少傾向である。午前試験免除範囲の拡大を行い、受験者へのインセンティブとする。	個人	経済産業省	情報処理技術者試験の高度試験と情報処理安全確保支援士試験、基本情報技術者試験（FE）は、一定の条件を満たした方であれば、試験の受験申込み時に適正に申請することで試験の一部が免除されます（なお、情報セキュリティマネジメント試験（SG）、応用情報技術者試験（AP）の午前試験を免除する制度はありません）。 【情報処理技術者試験の高度試験と情報処理安全確保支援士試験の一部（午前Ⅰ試験）免除について】 https://www.jitec.ipa.go.jp/1_00topic/koudo_menjo.html 【情報処理安全確保支援士試験の一部（午前Ⅱ試験）免除について】 https://www.jitec.ipa.go.jp/1_81menjo/_index_sc_am2menjo.html 【基本情報技術者試験（FE）の一部（午前試験）免除について】 https://www.jitec.ipa.go.jp/1_80tokurei/_index_tokurei.html	情報処理の促進に関する法律施行規則第3条第2項第1号～第4号、第38条第1項～第5項	対応不可	情報処理技術者試験及び情報処理安全確保支援士試験は、本来、情報処理技術者としての「知識・技能」が一定以上の水準であることを確認するための国家試験という位置づけです。 午前Ⅰ試験では、情報処理システムに係る業務に関する共通的知識を問い、午前Ⅱ試験では、当該試験区分に関する専門的知識を問う内容となっており、問うている知識が異なることから、午前Ⅱ試験で基準点以上の成績を収めたとしても、午前Ⅰ試験を免除することはできません。 また、午前Ⅱ試験では、当該試験区分のコアとなる専門的知識を問うており、受験の都度、一定水準を満たしていることを確認する必要があり、免除は行わず、毎回受験していただく必要があると考えております。	
712	令和4年4月11日	令和5年4月26日	マイナンバーカード(および電子証明書)の更新窓口の拡充	電波オークションを導入してください。	マイナンバーカードの交付・更新をしている市区町村役場では住基を担当する住民課(市民課)が窓口となっていることが多い。また住民課の窓口職員は臨時・非常勤職員あるいは委託業者からの派遣職員であることがほとんどで、厳格な本人確認を求めているはずのマイナンバーカード業務なのにそれを担保できていないのではないかと思われる。 運転免許証との一体化が行われれば、免許更新の際に併せてマイナンバーカードの同時更新ができれば利便性の向上につながる。更新を役場窓口に限定することなく、可能なツールを複数提供できればマイナンバーカードの優位性が向上する。	個人	総務省 警察庁 デジタル庁	市町村は、住民基本台帳関係の事務等に係る窓口業務を処理するに際して、請求や申出に対する交付・不交付の決定や請求・届出内容等に対する審査そのものについては、市町村職員が自ら行う必要がある一方、これら以外の業務については、市町村の適切な管理下にある状況にあれば、民間事業者に委託して取り扱わせることができるとされています。	なし	対応不可	臨時・非常勤職員の採用や民間事業者への委託においては、その職務や責任について適切に市区町村で定めております。	
713	令和4年5月9日	令和4年8月19日	指定難病の特定医療費受給者証の記載事項変更に掛かる期間短縮	転職や扶養家族となることで健康保険証が変更となる際、被保険者の所得により自己負担区分の変更が生じるため保健所から都道府県庁(政令市・中核市は市役所)の審査会に回送し変更を行わなくてはならない。病状に変わりが無く所得額の変更のような軽微なものに関しては、審査会を経由せずに役所内の手続きを完結し短期間で変更された受給者証を交付する。	手続きの詳細は次の通り https://www.nanbyou.or.jp/entry/5460 都道府県庁で行われる審議会はおおむね月1回であり、受給者証の再交付には2か月ほど要する。特定医療費の受給申請にはマイナンバーがわかるものの提出が必須であり、所得額の確認もそこからオンラインで可能かとみられる。しかし保健所は住基や所得額のオンライン確認の権限が無いため被保険者と患者本人の課税証明書の提出を求められる。そして保健所は保険者に対しても所得情報を求めており、照会が紙ベースにて行われているのではないかと推察する。また難病対策を主管する厚労省は特定医療費の制度設計を行ったのみで、実際の事務は各自治体に丸投げしているではないだろうか。昨年の第1回医療・介護WGでの地域医療構想調整会議の議論と同じように、実務を行っている地方自治体へのフォローアップが必要と考える。併せて、保健所の設置主体が都道府県庁の場合、市町村が持つ住基や所得・課税情報を機械的に把握できないことから、マイナンバーを介することでほぼ全ての情報を入手できるようにして受給者(患者)の利便性向上につなげる。	個人	厚生労働省 総務省 デジタル庁	指定難病における特定医療費受給者証の記載事項の変更においては、法令にて支給認定の変更の申請若しくは届出を要することとなっておりますが、指定難病審査会に諮る必要はございません。	難病の患者に対する医療等に関する法律	現行制度下で対応可能	指定難病における特定医療費受給者証の記載事項の変更においては、法令上、指定難病審査会に諮る必要はございません。	
714	令和4年5月9日	令和4年5月31日	在外公館での戸籍謄本の発行を可能にする件	在外公館で戸籍謄本を取得出来るようにして頂きたい。	現状、戸籍謄本は日本の市町村から取得する必要があります。海外在留邦人は帰国するか、国内の知り合いに取得を依頼しなければ取得が出来ません。在外公館で発行できるようになれば、利便性が大変向上します。 海外在留邦人が子どもを出産した場合、まず在外公館に出生届を出し、戸籍に登録した上で、子供の名前が載った戸籍謄本を 取得し、それを在外公館に提出してパスポートを作り、パスポート取得後、滞在国からビザを発行してもらうという流れになります。現状、出生届を提出後、子供が戸籍に登録されても在外公館で取得が出来ず、日本で誰かに取得してもらい、それを海外に郵送してもらう、もしくは帰国して取得する必要があります。よって、在外公館で戸籍謄本を取得出来るようになれば、海外在留法人が在外公館とのやり取りだけで子どもにパスポートを取得することが出来るようになり、利便性が格段に上がります。少子化が進む中、少しでも子どもを持ちやすい行政の実現にご助力をお願い致します。	個人	法務省 外務省	戸籍謄抄本等の交付請求は、本籍地の市区町村に対して行う必要があります。	戸籍法第１０条第１項	検討を予定	制度の現状欄に記載のとおりです。 なお、令和元年5月31日から起算して5年を超えない範囲内において政令で定める日から、いずれの市区町村においても、本人等の戸籍又は除かれた戸籍の謄抄本を取得することができるようになります。	
715	令和4年5月9日	令和4年5月31日	著作権者不明等の著作物に係る裁定制度の改善	国（文化庁）、管理事業団体、申請人（申請代理人）が共に、労力・時間のコストを削減させることのできる、新たな分野横断権利情報データベースの速やかな制度設計及び構築の実現	著作権者及び使用料の相場が分かる資料については各著作物の種類ごとに管理事業団体に労を煩わせています。著作権情報の集約がなされていない管理事業団体も多く、著作権者との連絡、使用料の相場を疎明する作業には多くの事務負担がかかっています。現在検討されている分野横断権利情報データベース（DB）を活用して著作権者と連絡できないことや使用料の相場がわかった場合に、DBから出力される結果が疎明資料として公証されれば、この実務を担う国（文化庁）、管理事業団体、申請人（申請代理人）共に、労力・時間のコストを削減させることになり、これにより裁定制度が格段に利用しやすくなると考えます。	日本行政書士会連合会	文部科学省	裁定制度とは、著作権者が不明である等の理由により、相当な努力を払っても権利者と連絡することができない場合に、文化庁長官の裁定を受け、かつ、文化庁長官が定める額の補償金を権利者のために供託することで、その著作物等を利用することができる制度です。 このように、本制度は、権利者が不明な場合に利用することができる制度であり、安易に裁定制度の利用を認めると著作権者の利益が不当に害されるおそれがあるため、権利者が不明であるという事実を担保するに足りる程度の「相当な努力」を行うことが前提となります。 なお、これまでも権利者捜索の要件の緩和や補償金額の目安を算出する裁定補償金額シミュレーションシステムの整備など制度面・運用面の改善を行ってきたところであり、制度の利用実績は増加傾向にあります。	著作権法第67条第1項、同法第67条第3項、著作権法施行令第7条の5、同令第8条第2項第2号	検討を予定	現行の著作権者不明等の著作物に係る裁定制度の改善については、令和3年度より、「簡素で一元的な権利処理方策」として文化審議会において審議が行われており、より迅速な改善方策として、例えば、申請に必要な供託手続の不要化、供託金の算定の根拠となる情報の提供、供託手続の改善又は供託金に係る制度の見直しや手続きの民間委託等が考えられ、ご提案にもある分野を横断する一元的な窓口組織の担う業務と組み合わせて検討する必要があるとしています。（中間まとめ DX時代に対応した「簡素で一元的な権利処理方策と対価還元」及び「著作権制度・政策の普及啓発・教育」について　令和3年12月　文化審議会著作権分科会） 「簡素で一元的な権利処理方策」に関する全体の議論の中で、取り得る方策について検討を行って参ります。	◎

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
716	令和4年5月9日	令和4年5月31日	過疎化が進む自治体での水道管更新工事は、仕様発注から性能発注に変更して業務負担を激減させることが必要	我が国の少子高齢化に伴い拡大し続ける「過疎地域」では、生活インフラの維持管理にも支障を来しつつあります。我が国の地方公営企業が発注する水道管更新工事は全て、手間暇がかかる「仕様発注」で実施しています。官公庁会計ではなく企業会計の適用にもかかわらず、どんな小さな工事でも「仕様発注」でなければならないと、皆が皆、思い込んでいるからです。しかし、水道管更新工事は、「仕様発注」から「性能発注」に切り替えるだけで、発注業務負担が1／5～1/10に激減しますし、価格面に加えて技術面の競争原理も働くことによる費用対効果の向上が期待できます。全国の全地方公営企業が「仕様発注」に縛られているのが誠に残念です。	「長らく仕様発注だったが、性能発注に切り替えた（又は今後切り替える）」といった地方公営企業は、水道管更新工事に関して言えば、表だった動きとしては皆無です。昭和34年1月に発出された建設事務次官通達「土木事業に係わる設計業務等を委託する場合の契約方式等について」を起点として、「設計と施工の分離発注」、つまり、「仕様発注」しか認められないという「我が国だけの常識」が、半世紀以上にわたって全国の津々浦々にまであまりにも根強く蔓延ってきました。これに加えて、国土交通省は、平成27年5月に自らが策定して公表した「公共工事の入札契約方式の適用に関するガイドライン」の中で、昭和34年以来の「仕様発注」を良しとして、「性能発注」をわざわざ否定してしまっています。これでは、水道管更新工事を表立って「性能発注」に切り替えようとする地方公営企業など出て来るはずもありません。また、「仕様発注」による失敗・破綻を「性能発注」により復活・成功させた「新国立競技場整備事業」についても、国土交通省は、「性能発注」による成功事例とは決して認めようとはせず、工期が残り少なかったから已む無く「設計と施工を一括発注」せざるを得なかった例外的事例としています。これでは、「性能発注により成功した新国立競技場整備事業」をモデルとして、「公設公営」の公共事業を「性能発注」に切り替える自治体（地方公営企業の元締めです。）など、出て来るはずもありません。「仕様発注」は我が国独自であり、「性能発注」がグローバルスタンダードであることを、自治体と地方公営企業は認識すべきだと思います。	個人	国土交通省	番号124の回答をご参照ください。				
717	令和4年5月9日	令和4年5月31日	過疎化が進む自治体での道路補修工事は、仕様発注から性能発注に変更して業務負担を激減させることが必要	我が国の少子高齢化に伴い拡大し続ける「過疎地域」では、生活インフラの維持管理にも支障を来しつつあります。我が国では、自治体が発注する道路補修工事は全て、手間暇がかかる「仕様発注」で実施しています。どんな小さな工事でも「仕様発注」でなければならないと、皆が皆、思い込んでいるからです。しかし、道路補修工事は、「仕様発注」から「性能発注」に切り替えるだけで、発注業務負担が1／5～1/10に激減しますし、価格面に加えて技術面の競争原理も働くことによる費用対効果の向上が期待できます。このため、全国の自治体の全てが「仕様発注」に縛られたままになっていることは、非常に残念です。	「長らく仕様発注だったが、性能発注に切り替えた（又は今後切り替える）」といった自治体は、公共事業（公共工事）に関して言えば、表だった動きとしては皆無です。昭和34年1月に発出された建設事務次官通達「土木事業に係わる設計業務等を委託する場合の契約方式等について」を起点として、「設計と施工の分離発注」、つまり、「仕様発注」しか認められないという「我が国だけの常識」が、半世紀以上にわたって全国の津々浦々にまであまりにも根強く蔓延ってきました。これに加えて、国土交通省は、平成27年5月に自らが策定して公表した「公共工事の入札契約方式の適用に関するガイドライン」の中で、昭和34年以来の「仕様発注」を良しとして、「性能発注」をわざわざ否定してしまっています。これでは、公共工事を表立って「性能発注」に切り替えようとする自治体など出て来るはずもありません。また、「仕様発注」による失敗・破綻を「性能発注」により復活・成功させた「新国立競技場整備事業」についても、国土交通省は、「性能発注」による成功事例とは決して認めようとはせず、工期が残り少なかったから已む無く「設計と施工を一括発注」せざるを得なかった例外的事例としています。これでは、「性能発注により成功した新国立競技場整備事業」をモデルとして、「公設公営」の公共事業を「性能発注」に切り替える自治体など、出て来るはずもありません。「仕様発注」は我が国独自であり、「性能発注」がグローバルスタンダードであることを、自治体は認識すべきだと思います。	個人	国土交通省	番号124の回答をご参照ください。				
718	令和4年5月9日	令和4年5月31日	戸籍にアルファベット表記可能としてほしい	現状、戸籍法施行規則第３１条により、アルファベット表記が認められていないが、アルファベットは義務教育で習得する言語である。 また、アルファベットからカタカナにするには何通りも想定されるため、個人の特定に支障をきたすことから、例外としてアルファベット表記を認めるべきと考える。	外国人（英字圏）が日本人の戸籍に載る場合（例・婚姻や養子縁組）、現状カタカナ表記となっています。しかし、住民票や在留カードはカタカナ表記ではありません。そのため、どちらかに統一（→カタカナは日本独自のものであるため、英字が好ましいと思われます。）した方が良いと思われるので、提案させていただきます。日本は、観光立国を掲げているので、今後、来日する外国人が増えると思われます。それに伴い、日本で生活する外国人も増え、日本人と婚姻や養子縁組をする外国人も増えることが考えられます。現状、戸籍に外国人が載る場合はカタカナ表記ですが、住民票や在留カードは英字表記です。そのため同一人性の確認に際して不都合な場面が出てくることが想定されるとともに、戸籍の記載内容だけでは、日本人と婚姻等した外国人の正確な氏名が分かりません。また、戸籍を海外で使用する場合には、翻訳の必要がある思われるところ、カタカナから英字に翻訳することは、困難だと思われます。 以上のことから、戸籍には、カタカナ表記ではなく、英字表記が必要であると思われます。に対して、「戸籍の記載に用いる文字に関しては，略字又は符号は使用できず，字画を明確にしなければならないとされており（戸籍法施行規則第３１条第１項），戸籍には『正しい日本文字』を記載するのが原則とされています。」と回答がありますが、外国人が戸籍に載る場合には、例外として、アルファベット表記を認めるべきと考えます。	個人	法務省	戸籍の記載に用いる文字に関しては、略字又は符号は使用できず、字画を明確にしなければならないとされており（戸籍法施行規則第３１条第１項）、戸籍には正しい日本文字を記載するのが原則とされています。	戸籍法施行規則第３１条	対応不可	制度の現状欄に記載のとおりであり、御要望に応じることは困難です。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
719	令和4年5月9日	令和4年5月31日	寄附金受領証明書のPDF交付	現在NPO等のほとんどが寄附金受領証明書を郵送で交付していますが、これには相当なコストと時間がかかっています。PDF化した寄附金受領証明書を寄附者に電子的に交付することを明確に認めていただけると大変助かります。	寄附金受領証明書を郵送作業には相当なコストと時間がかかっています。いただいた寄附金を少しでも有効に活用するためにも、寄附金受領証明書を寄附者に電子的に交付できることの効果はとても大きいです。 寄附金受領証明書の電子交付の方法として、国税庁が電子的控除証明書等作成ソフトとQRコード付き証明書作成システムを提供してくれていますが、寄附者が自分でPDF化する前提の仕組みですので、PDF化した寄附金受領証明書を寄附者に電子的に届けたいと考えているNPO等には大変使いづらいです。残念なことに、このシステムがあることで、このシステムを使わないと寄附金受領証明書を寄附者に電子的に交付できないと考える人はとても多く、効率化の大きな障害になっています。現在の規制でPDF化した寄附金受領証明書を電子メール等で送付してはいけないという定めは見当たりませんし、e-Taxによる電子申告では寄附金受領証明書の添付は不要になっていることから、特に問題はないと考えているのですが、この点をご確認いただければと考えて投稿させていただきました。 宜しくお願い致します。	個人	財務省	確定申告において、寄附金（税額）控除の適用を受けるためには、寄附金を受領した寄附先の寄附金を受領した旨などを証する書類（寄附金受領証明書）又は電磁的記録印刷書面（いわゆる「QRコード付控除証明書」）を提出又は提示しなければならないこととされています。 ただし、電子申告によりこれらの控除の適用を受ける場合においては、次に掲げる方法をもって、これらの書類の添付に代えることができることとされています。 ①寄附金受領証明書に記載されている事項を所定のファイルに入力して申告データと併せて送信（この場合、当該証明書を自宅等で一定期間保存する必要があります。） ②寄附金受領証明書が記録された電磁的記録であって、一定の要件を満たすもの（寄附金受領証データ（XML形式））を申告データと併せて送信 したがって、寄附金受領証明書（PDFファイル）を印刷した書面は、寄附金受領証明書の写しに該当するため、確定申告等には利用できません。	所得税法第78条、第120条第3項第1号、所得税法施行令第262条第1項第6号、得税法施行規則第47条の2第3項、租税特別措置法第41条の18の2、租税特別措置法施行規則第19条の10の4、国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令5条、国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第5条第3項、国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第5条第5項に規定する国税庁長官が定める添付書面等を定める件	事実誤認	国税庁においては、納税者の方々が簡便・正確に手続を行うことができるよう利便性を高めるとともに、社会全体のコスト削減や企業の生産性向上を図る観点から、e-Taxの一層の普及・添付書類も含めた電子化に努めており、その一環として、各種証明書類等のXML形式によるデータ化と利用の推進に係る取組を進めているところです。 ご提案の寄附金受領証明書（PDFファイル）については、申告書データの作成に活用できず、国税庁の取組等にも整合していないことから、対応は困難ですが、寄附金受領証データ（XML形式）については、国税庁HPに掲載の「確定申告書等作成コーナー」を利用して申告書データを作成する際にアップロードすることで、控除額等が自動計算されるなど、簡単に申告書データを作成することが可能となっていますので、寄附金受領証データ（XML形式）による電子交付をご活用ください。	
720	令和4年5月9日	令和4年5月31日	原付二種の通行規制の緩和について	一般道や一般有料道路に於ける排気量90ccを超える小型自動二輪車に課せられた通行規制の大幅な緩和	多くの道路の通行規制は数十年前の性能を前提としており、現代の高速道路はともかく一般の街道の流れは防ぐことはない原付二種の実情に即していない。例えば横浜ベイブリッジの一般道では、その横の高速道路も通れる排気量126cc以上の二輪車の通行は許されるのに、それ以下の二輪車は許されず、横浜市街への遠回りを強いられる。その他にも一般有料道路の排気量125cc以下の二輪車規制により、危険な旧道や混雑も酷く事故も多い一般道や、閑静な住宅地の走行を強いられることもある。これは通勤やレジャーなど様々な理由で費用面に優れる原付二種を選んだ人間への、いわば「弱いものいじめ」にあたると考える。そこで、原動機付自転車の中でも排気量90cc以上125cc以下の原付二種(いわゆる"ピンクナンバー")の一般道並びに一般有料道路の通行規制の大幅な緩和をお願いしたい。これが成就した暁には、旧道や混雑する道を避けることにより事故を起こしたり、巻き込まれたりするリスクを軽減することができ、移動のしやすさからより積極的に外出し消費活動ができる。この2点によってより円滑かつ安全な交通と、地方や郊外の経済活性化が望めると考える。	個人	警察庁 国土交通省	・高速自動車国道以外の道路で原付二種（90cc～125cc）の通行を制限している道路は道路法（昭和27年法律第180号）第48条の2第1項及び第2項の規定に基づく「自動車専用道路」と、道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第8項の規定に基づく「自動車道」となっております。 ・道路法第48条の11第1項の規定に基づき、自動車専用道路に、自動車による以外の方法により通行することを禁止しております。 ・また、自動車道は専ら自動車の交通の用に供するものとされております。 ・道路法第2条第3項及び道路運送法第2条第6項において、「自動車」とは、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車をいうこととされており、同項において「自動車」は、同法第2条第3項に規定する原動機付自転車（50cc～125cc）以外のものと規定されています。 ・さらに、道路交通法（昭和35年法律第105号）第4条第1項及び第8条第1項の規定に基づき、都道府県公安委員会は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、又は交通公害その他の道路の交通に起因する障害を防止するための必要があると認めるときは、同法で規定する二輪の自動車及び原動機付自転車の通行を禁止する交通規制を実施することができます。	・道路法（昭和27年法律第180号）第2条第3項並びに第48条の2第1項及び第2項、第48条の11第1項 ・道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第6項及び第2条第8項 ・道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項 ・道路交通法（昭和35年法律第105号）第4条第1項及び第8条第1項	その他	・自動車専用道路は自動車の高速交通機能を重視した道路であり、道路構造令（昭和45年政令第320号）では設計速度を原則、60～100km/hとしています。 ・また、自動車道は、主に事業として自動車を通行させる観点から、専ら自動車の交通の用に供することを目的として設けられた道であります。 ・原付二種（90cc～125cc）は発動機の出力が小さく、自動車専用道路及び自動車道を通行するその他の車両に比して走行性能に余力が小さいため、原付二種が自動車専用道路及び自動車道を通行すると、その他の車両との間で走行速度に差が生じる可能性があるため、これらの道路は専ら自動車の通行の用に供することとしており、原動機付自転車の通行を想定しておりません。 ・このため、安全かつ円滑な高速交通を確保する観点から、慎重な対応が必要であると認識しています。 ・また、道路交通法で規定する二輪の自動車及び原動機付自転車の通行止めをはじめとする交通規制については、個々の道路交通状況に応じて都道府県公安委員会が判断して実施しております。 　個別の交通規制の御要望については、当該場所を管轄する都道府県警察に問い合わせください。	
721	令和4年5月9日	令和4年5月31日	地籍調査と分筆登記	地籍調査の記完了地域(地図作成地域)では、地籍調査当時の座標値と現場の座標値が誤差の範囲内であれば、全筆測量ではなく、部分的な測量と残地計算にする。	地籍調査の登記完了地域(地図作成地域)では、部分的なわずかな分筆ならば、全筆測量は、しなくてよいですが、地籍調査当時の座標値と現場の座標値が誤差の範囲内で一致する以外にも地籍調査当時の境界標と現場の境界標が、一致する等の条件をクリアしないと、全筆測量になることが、多いです。地籍調査の登記が済むと、登記簿には、元々の地積ではなく、新しい地積に置き換わります。地籍簿や地籍図が、地元役所から法務局に通知が、行きます。その為法務局のほうでは、地籍調査の実施地域の座標値があります。例え分筆後の残地になる元地の地籍調査当時の境界標が、亡失していても、境界標の復元は地籍調査時の世界測地系のXとYの座標値があるので、可能です。地籍調査の際地権者の境界確認は、終わっています。 以上のことから、地籍調査当時の座標と現場の座標値が誤差の範囲内で一致すれば、部分的な測量と残地計算で良いと思われます。 例えば、300m2程の土地の　わずかでもない部分的でない分筆で、周りの隣接地が3筆程ならまだしも、例えば、3000m2程の土地のわずかでもない部分的でない分筆で、周りの隣接地が、15筆ほどならば、境界立ち会いや全筆測量で、莫大な費用になります。 地籍調査時の境界立ち会いや新しい座標値や境界確定の意味をなしますでしょうか？もちろん、部分的な分筆ならば、分筆点に接する隣接地の地権者との立ち会いは、必要です。	個人	法務省	分筆の登記の申請において、分筆後の土地の地積測量図を提供する必要があり、当該地積測量図には、不動産登記規則第77条第1項に掲げる事項を記録しなければならないとされ、同項第5号において地積及びその求積方法を記録することとなっています。 地積測量図は土地の地積を表すとともに、土地を特定する重要な機能を有しており、正確な測量及び調査結果に基づき作成するものです。 分筆後の土地の全ての土地について地積及びその求積方法を明らかにすることは、地図の精度及び正確性を維持するとともに、地籍の明確化を図り、登記された土地の区画の正確性を確保するために必要不可欠です。 なお、不動産登記事務取扱手続準則第72条第2項において、「分筆の登記を申請する場合において提供する分筆後の土地の地積測量図には、分筆前の土地が広大な土地であって、分筆後の土地の一方がわずかであるなど特別の事情があるときに限り、分筆後の土地のうち一筆の土地について規則第77条第1項第5号から第8号までに掲げる事項（同項第5号の地積を除く。）を記録することを便宜省略して差し支えない。」と規定されており、特別な事情があると判断された場合は、分筆後の土地のうち一筆の土地について、求積方法や筆界点間の距離等を省略した地積測量図の提出が認められます。	・不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第77条 ・不動産登記事務取扱手続準則（平成17年2月25日付付民二第456号通達）第72条	現行制度下で対応可能	制度の現状に記載のとおりですので、現行制度下で対応可能と考えます。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
722	令和4年5月9日	令和4年5月31日	中小企業再生支援協議会の対象事業者の拡充	一般社団法人や一般財団法人は、中小事業者であっても公的機関である中小企業再生支援協議会の支援が受けられません。新型コロナウイルス感染の事業者への影響は大きく、事業活動をおこなっている一般社団法人や一般財団法人にも及んでいます。中小企業再生支援協議会の支援が受けられるように対象事業者の拡充をお願いします。	新型コロナウイルス感染の影響は大きくまた長期になっています。特に中小規模の事業体は業種により大きなダメージを受けています。一般社団法人や一般財団法人は公益法人ではありません。株式会社と同様の事業活動を行っている法人も多くあります。その様な法人には、株式会社と同等の公的支援が届くように改善をお願いいたします。経済活動の一端を担っている一般社団法人や一般財団法人に国の様々な経済活動の支援が届くことで、コロナ禍で低迷している経済の復興につながります。	民間企業	経済産業省	協議会事業が対象とする「中小企業者」は、産業競争力強化法第2条第22項に定義される「中小企業者」を対象にしています。産業競争力の強化という目的に照らして、再生計画作成等の支援の対象となる「中小企業者」に該当する法人は一定規模以下の会社や組合に限定しております。ご相談いただいた結果、協議会での支援が難しい場合には、必要に応じて協議会と連携する各関係機関（金融機関など）をご紹介しております。	産業競争力強化法第2条第22項	対応不可	制度の現状欄に記載のとおりです。	
723	令和4年5月9日	令和4年5月31日	降雪時・凍結時の滑り止め措置義務の厳格運用	各都道府県の条例で定められている自動車の降雪時のすべり止め措置の義務について、法令運用の厳格化及び、法令の見直しをお願いしたい。 ・滑り止めを講じていない車に対する行政罰（反則金）の徹底 ・本法令及び規則の周知徹底 ・現在各都道府県の条例で設定の位置づけのものを法律化 ・（将来的には）冬季期間の冬用タイヤの装着義務化（ドイツなどで実例あり）	昨今、降雪時・路面凍結時に立往生をする車による交通障害や、交通事故が多数みられる。これの原因の多くは冬用タイヤやチェーンなどの装着を怠ったがために発生した人災であることは明らかである。各都道府県は道路交通法施行細則に滑り止め措置の義務化を定め、行政罰についても定義しているにもかかわらず、実態と市はその取り締まりはほとんど行われておらず、義務を認知していないドライバーすら少ならず存在している。また、本年2月13日の国土交通省の呼びかけにおいては「冬タイヤの未装着等により立ち往生した事業用自動車に対し、悪質な事例については」処分の可能性をしていたが、これは安全管理義務違反に対する呼びかけであるが、一方で「事業用自動車」や「悪質な場合」に限った呼びかけとも取れる報道がなされており、道交法の義務が全ての自動車にあることとは反する受け止められ方をある意味で即した結果を招いている。そのことから、警察庁及び国土交通省においては、道路交通法に基づき、滑り止め措置を講じない車及び運転者に対して取り締まりを徹底するとともに、法令・規則の周知徹底をお願いしたい。また、現状、都道府県ので定める規則扱いであるが、降雪時の夏タイヤでの走行は、人身事故や甚大な経済的損失につながるものであり、法律本文で厳に規定していただきたい。くわえて、夏タイヤは気温4度以下（7度以下とも）で大きくその性能が低下することが知られており、降雪時に関わらず、冬季期間は冬タイヤの装着義務をぜひ検討いただきたい。（ドイツではすでに法制済み）	個人	警察庁	道路交通法（昭和35年法律第105号）第71条第6号において、車両等の運転者は、道路又は交通の状況により、都道府県公安委員会が道路における危険を防止し、その他交通の安全を図るため必要と認めて定めた事項については遵守しなければならないとされています。この規定に基づき、多くの都道府県公安委員会規則（対応の概要欄において単に「公安委員会規則」といいます。）において、運転者は、積雪している道路等において、自動車等を運転するときは、タイヤチェーンを取り付けたりスノータイヤを使用したりする等適切な措置を講じなければならないこととされています。 また、平成30年には、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年総理府・建設省令第3号）の一部を改正し、大雪時の立ち往生による車両滞留や交通事故の発生を防止することを目的として、「タイヤチェーンを取り付けていない車両通行止め」の規制標識を新設したところです。	道路交通法（昭和35年法律第105号）第71条第6号、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年総理府・建設省令第3号）第2条	その他	チェーン規制の広報啓発に当たっては、平素から、都道府県警察のウェブサイトのほか、あらゆる媒体を活用するなどし、また、道路管理者等の関係機関と連携してより効果的な広報啓発を実施するよう各都道府県警察に対して指導を行っております。 なお、積雪や路面凍結の状態は各都道府県によって異なることから、気候等の各都道府県が抱える事情に応じて適切な制度設計が行われるよう、降雪時に自動車のタイヤにチェーンを巻いて運転しなければならないといった遵守事項については、道路交通法等において定めるのではなく、公安委員会規則で定めています。	
724	令和4年5月9日	令和4年5月31日	道交法の運用厳格化（渋滞・あおり運転の防止）	昨今、渋滞の大きな要因であり、問題化している「あおり運転」の原因にもなっている車間距離保持義務違反・通行帯違反・車両に追いつかれた車両の義務違反の取り締まりを厳格化していただきたい。	道路交通法においては、適切な車間距離を保つこと、適切な走行帯を走行すること、もしくは追い付かれた車両は適切な対応をするは義務化されており、夫々、罰則規定及び反則金制度も定められている。が、実態としては警察当局による取り締まりはほとんど行われておらず、それが交通渋滞やあおり運転の原因になっており、交通の安全性を低下させ、経済的な損失も招いている。あおり運転に関してはあおる側の取り締まり強化を、厳罰を強く求めたいが、これに関しては社会的な関心の高まりもあり、徐々に進んでいると承知しているが、一方で、その発生要因となる事柄を取り除くことも肝要であると考える。上記3違反の取り締まり強化、認知向上は、まさにその発生要因を取り除くのに役に立つはずである。また、渋滞対策としても車間距離の保持や追い越し車線がクリアであることがその低減に役立つことは各種研究でも明らかにされており、同じく取り締まり及び認知向上により十体発生を防ぎ、また渋滞の低減につながると考える。ドイツアウトバーンにおいてはいずれの違反に対しても厳しく取り締まりが行われており、その交通の安全性の向上が図られており、本邦においても、定められた法律を正しく厳格に運用し、取り締まりをきちんと行われることが必要である。	個人	警察庁	道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」といいます。）第26条の規定により、車両等は、同一の進路を進行している他の車両等の直後を進行するときは、その直前の車両が急に停止したときにおいてもこれに追突することがないよう適切な車間距離を取らなければなりません。 また、法第20条第1項の規定により、車両は、車両通行帯の設けられた道路については最も左側の車両通行帯を、当該道路の左側部分に3以上の車両通行帯が設けられた道路については、最も右側以外の車両通行帯をそれぞれ通らなければならないこととされています。 さらに、法第27条の規定により、車両は、最高速度が高い車両に追いつかれたときは、その追いついた車両が追越しを完了するまで速度を増してはならず、車両通行帯が設けられていない道路においても、最高速度が高い車両に追いつかれ、かつ、当該道路の右側との間にその追いついた車両が進行するのに十分な余地がない場合は、できる限り道路の左側端に寄ってこれに進路を譲らなければなりません。	道路交通法（昭和35年法律第105号）第20条第1項、第26条及び第27条	その他	あおり運転の誘発につながるような行為については、それらの行為が道路交通法等の法令違反に該当し得るかについて、個々に検討の上、適切に指導取締りを行っております。 また、「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持った運転の必要性について警察庁のホームページ等を活用して広報・啓発を推進し、あおり運転を誘発する行為について注意喚起を図っています。 警察としては、今後とも適切な指導取締り及び効果的な広報啓発活動に積極的に取り組んでまいります。	
725	令和4年5月9日	令和4年5月31日	特定空き家の認定を促進する改革	老朽空き家の周辺住民が危険や不衛生等を署名、証言等で自治体に訴えた場合、それを受けて早期に特定空き家かどうかの判定を自治体がしなければならないルールを作る。 例：過去〇年内で〇ヶ月連続した電気水道等の使用がなく、植物繁茂、家屋の設備の不備が認められ近隣に悪影響がある事を周辺住民が自治体に訴え出れば、自治体は三ヶ月以内に特定空き家であるかの判定をしなければならない。	放置されて老朽化した空き家は自治体が「特定空き家」と認定すると固定資産税の減免が無くなる等ペナルティがつきます。しかし、自治体は特定空き家に指定してしまうと所有者との揉め事の種になるため、なかなか動きません。老朽空き家の所有者が、意図的に空き家を処分しないまま死去すると、その処分は行政が（行政・税金負担で）行うことになるモラルハザードも考えられます。	個人	国土交通省	空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「空家法」という。）第2条第2項において、「特定空家等」は、①そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態、②著しく衛生上有害となるおそれのある状態、③適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態、④その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等と定義されています。 また、空家法第14条第14項に基づく「「特定空家等に対する措置」に関する適切な実施を図るために必要な指針（ガイドライン）」において、①～④の基準を例示するとともに、①及び②については、現に著しく保安上危険又は著しく衛生上有害な状態の空家等のみならず、将来著しく保安上危険又は著しく衛生上有害な状態になることが予見される空家等も含めて、幅広く対象と判断することのできるものである旨明確化しています。 なお、空家法第14条第2項の勧告を受けた特定空家等の敷地については、固定資産税等の住宅用地特例の対象から除外することとされています。	空家等対策の推進に関する特別措置法第2条第2項、第14条	対応不可	空家法には特定空家等の認定についての手続は定められておらず、空き家対策を行う自治体において、対象となる建築物が空家等であるか否かの調査やその所有者等の調査をはじめ、様々な手続を経て、自治体が定めた基準に従い、特定空家等の認定がなされているところです。 数次にわたる相続が起きているものの登記がなされていないことなどにより所有者の特定に多大な時間を要する場合や、外観目視では空家等と思われるものでも所有者が使用している場合等があり、事案によって対応に係る時間や手続が異なることから、ご提案のように、自治体が早期に特定空家等であるか否かの判定をするとのルールを設けることは困難です。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
726	令和4年5月9日	【総務省】 令和5年4月26日 【法務省】 令和4年5月31日	マイナンバーカードが使えない	マイナンバーカードのメリットの1つにコンビニなどで戸籍や住民票の写しが取れることがあります。ところが、先日、仙台市の戸籍を取ろうと思ったら、仙台市に住んでいない人は対象外とのことで郵送で請求して欲しいとのことでした。仙台市外に住んでいる人こそコンビニで公的証明書を取るメリットがあるのに、仙台市に住んでいる人しかコンビニで取れないというはおかしいと思います。	マイナンバーカードは総務省が管轄していると思いますが、その運用は自治体に任せている運用になっています。おそらく、地方分権を盾に国から強制はできないと反論するのでしょう。しかし、マイナンバーカードは国が導入した制度なのだから、行政サービスは等しく受けられるようにすべきです。地方自治体からすれば、住民以外に行政サービスを提供するメリットはないから、住民以外は対象外とするに決まっています。マイナンバーカードを普及させるためにも国民が等しく地方の行政サービスを受けられるよう国が積極的に支援や介入すべきだと考えます。	個人	総務省 法務省	【総務省】 マイナンバーカードを取得済みの者であって、居住地の市町村（戸籍証明書の場合は本籍地の市町村）がコンビニエンスストア等における住民票の写し等の各種証明書の自動交付サービス（コンビニ交付サービス）を実施している場合には、コンビニエンスストア等において住民票の写しや戸籍証明書等を取得することができます。令和5年4月１日時点で1,150市町村、１億1,650万人が利用できる状況となっています。 【法務省】 　戸籍謄抄本等の交付請求は、本籍地の市区町村に対して行う必要がありますが、コンビニ等で専用端末から請求する方法も認められております。コンビニ等での請求を可能とするシステムの導入は、戸籍事務を管掌する各市区町村長の判断によることとされており、令和4年5月現在７４４の市区町村で導入され、そのうち５９９の市区町村においては、本籍地以外でもコンビニ等での請求が可能です。	戸籍法第１０条第１項 戸籍法施行規則第７９条の２	対応	【総務省】 　コンビニ交付サービスの導入に要する経費について特別交付税措置を講じるなど、市町村におけるコンビニ交付サービスの普及を推進しております。 【法務省】 　コンビニ等での請求のほか、令和元年５月３１日から起算して5年を超えない範囲内において政令で定める日から、いずれの市区町村においても、本人等の戸籍又は除かれた戸籍の謄抄本を取得することができるようになります。	
727	令和4年5月9日	令和4年7月20日	信託業務を営む金融機関（兼営金融機関）が兼営法における代理店の設置等に関する届出を行う際の要件緩和	兼営法における代理店に関する届出は、上記の他の類似の規制と同じく、基本的には全て事後の届出で規制目的は達せられると考えているが、少なくとも代理店の廃止ならびに業務内容の変更については、事後届出としていただきたい。	・信託業務を営む金融機関は、信託代理店に関して、以下の場合に事前の金融庁長官等への届出（兼営法）が必要である。 (1)設置、(2)廃止、(3)代理店において行う業務の内容の変更 ・地方銀行や信用金庫等の地域金融機関が、地域経済の発展に資するべく業務の多様化を進める中、信託業務に関しては、兼営金融機関の代理店として信託業務※の代理・媒介を行うことが多く、業務の委託を行う側の兼営金融機関の届出（事前届出）の件数も増加している。※「信託業務」には「信託業」に加えて「併営業務」も含む（兼営法第1条第1項柱書）。 ・委託を受ける代理店側は、信託業法が「信託業」の代理・媒介規制として規定する信託契約代理店規制に基づき登録や届出を行うが、信託契約代理店が行う業務内容の変更（業務方法書の変更）及び業務の廃止の届出は、事後となっている。 ・一方、委託する兼営金融機関側は、兼営法に基づき代理店の設置のみならず廃止や業務内容変更も全て事前届出が必要であり、実務上、兼営金融機関、代理店側の双方に以下の負担が生じている。 (1)契約締結/解除・業務開始/廃止等の時期や内容の交渉や社内決裁の業務管理と、当局との届出内容の事前調整等のタイミング管理を厳格に合わせる必要あり、届出件数も多く煩雑となっている。 (2)代理店側にとっては、信託業法に基づく業務内容変更や廃止の届出は事後で良いにも関わらず、兼営金融機関側の事前届出のタイミングに合わせて実務管理をしなければならない負担が生じている。 ・なお、類似の以下の3例の規制とも、委託する側については全て事後の届出となっている。 (1)信託業法：信託会社による信託契約代理業の委託（契約締結、終了） (2)銀行法：銀行代理業の委託（契約締結、変更、終了等） (3)銀行法：付随業務の代理・媒介の委託（契約締結、変更、終了） ・以上より、兼営法における代理店に関する届出は、上記の他の類似の規制と同じく、基本的には全て事後の届出で規制目的は達せられると考えているが、少なくとも代理店の廃止ならびに業務内容の変更については、事後届出としていただきたい。 ・届出を行う兼営金融機関、代理店となる金融機関の双方にとり、実務対応の負担の削減になり、事務の効率化に資する。	（一社）信託協会	金融庁	信託業務を営む金融機関は、代理店の設置若しくは廃止又は当該代理店において行う業務の内容を変更しようとする場合には事前に届出を行う必要があります。	金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第８条第２項第２号 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第39条第３項	対応	信託業務を営む金融機関の代理店の設置等に係る届出について、事前届出から事後届出とする見直しを行い、令和4年7月15日に「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則の一部改正」を含む「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」を公布しました。	
728	令和4年5月9日	令和4年5月31日	海外で投資運用業に相当する業務を行う海外子会社についての、保有議決権の定めに関する緩和	監督指針において以下を明確にされたい。 ○海外で投資運用業に相当する業務を行う海外子会社等について、 (1)金融商品取引業者であるか否かにかかわらず、投資一任業務に相当する業務を行う社については、顧客のために行使等する議決権については、当該子会社等の取得または保有する議決権に含まれない。 (2)投資一任業務以外の、投資運用業（金商法28条4項）に相当する業務を業として行う社については、顧客のために行使等する議決権については、当該子会社の取得または保有する議決権に含まれない。 ○また、同指針部分において、銀行法施行規則14条の7第1項、第2項および同指針ｖ-3-3においても上記(1)(2)の考え方が妥当し、顧客資産の運用のために設定した投資ビークルの保有する議決権は含まれないことを明示頂きたい。	・主要行等向けの総合的な監督指針（以下「監督指針」）V-3-4(2)①は、銀行の子会社である投資運用業を行う金融商品取引業者が、投資一任契約に基づき顧客のために行使等する議決権について、銀行法第16条の4において銀行の子会社が取得または保有する議決権に含まれない旨明記している。（同条の趣旨は、銀行法16条の2、監督指針V-3-3に援用可能と理解） ・海外で投資一任業務を行うため、金商業登録を受けていない者（＝「金融商品取引業者」でない者）は、この規定の適用を受けられない。 ・投資一任業務以外の投資運用業（例：自己運用業）を行う（外国の）会社も、この規定の適用を受けられない。 ＜実務上の問題点＞ ・本邦銀行の子会社、子法人等及び関連法人等（本要望書において「子会社等」という）のうち、海外で投資一任業に相当する業務を行う社について、当該業務にて行使等する議決権の行使先企業（投資先企業）が本邦銀行の子法人等に該当する可能性があるため、都度、上記該当性確認が必要となり、相応の時間・コストがかかり競争力低下につながる。 ・加えて、海外の子会社等では、顧客資産を運用するにあたり、投資運用業を行う投資ビークルを自ら設立し、投資対象企業へ投資する事例がある。関係国の法令上、投資ビークルが投資運用業（自己運用業）を行う上で保有する議決権も投資ビークルが保有するものとされる（→間接の親会社である本邦銀行が保有するものと評価される）場合、投資一任業と同様の問題が生じる。 ＜規制・制度面からの考察＞ ・監督指針は、投資運用業の性質に鑑みて規定されたものであり、投資運用業を実施する海外子会社等であればその性質は異ならない。 ・投資ビークルは投資運用業実施の手段に過ぎず、投資ビークルが自己運用のために保有する株式の発行体を子会社等の該当性判断の範囲外とすることは、監督指針の趣旨に沿う。 ・明確化により、本邦銀行子会社や本邦銀行グループの競争力強化につながる。	（一社）信託協会	金融庁	銀行又はその子会社は国内の会社の議決権については、一部の会社等を除き、原則、合算して、その基準議決権数（5%）を超える議決権を取得し、又は保有することはできません（銀行法第16条の4第1項）。なお、銀行の子会社である投資運用業を行う金融商品取引業者が、投資一任契約に基づき顧客のために議決権を行使又は議決権の行使について指図を行う株式等に係る議決権は、銀行法第16条の4において銀行の子会社が取得し又は保有する議決権に含まれるものではないとされています（主要行等向けの総合的な監督指針Ｖ－３－４(2)①）。 海外の会社の場合、銀行法第16条の４第１項に基づく議決権保有規制の対象にはなりませんが、海外の会社が銀行の子会社等となる場合には、主要行等向けの総合的な監督指針Ｖ－３－３以下に基づく業務範囲規制の対象になります。	銀行法第16条の４第１項 主要行等向けの総合的な監督指針Ｖ－３－３、Ｖ－３－４(2)①	検討を予定	前段について、議決権保有規制（銀行法第16条の４第１項）の対象になるのは国内の会社ですので、銀行又はその子会社が、海外で投資運用業に相当する業務を行う事業者を経由して、海外の投資先企業の議決権の5%超を合算保有しても、銀行法第16条の４第１項違反になるものではありません。したがって、ご要望の事項について、監督指針に規定する必要はないものと考えられます。 後段について、海外で投資運用業に相当する業務を行う事業者の保有する海外投資先企業について、本邦銀行の子会社等に該当するか否かの判断をする際に、当該事業者の保有する当該海外投資先企業の議決権を含めない旨を監督指針に規定するというものと理解しましたが、子会社等の該当性については、会計基準との整合性など慎重な検討が必要と考えられます。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
729	令和4年5月9日	令和4年5月31日	オンライン診療・オンライン服薬指導のシステムについて	オンライン診療・オンライン服薬指導のシステムを請け負う会社が多数ある様だが、自社のシステムを導入している医療機関のみがオンラインに対応しているかの様に宣伝されている。 特に薬局は、受診した病院と同じシステム会社を導入している薬局のみが紹介される仕組みになっており、オンラインに対応している他の薬局を選べない流れになっている。 オンライン診療・オンライン服薬指導に対応している医療機関は、行政側が把握しオンラインに対応している医療機関を、システム会社に関係なく全て表示させる様にするべきだと思う。	オンライン診療・オンライン服薬指導に対応している医療機関のリストを行政側が管理・作成し、システム会社側は行政が作成したリスト上から病院・薬局を選ばせるシステムにすれば良いと思う。 同じシステムを導入している医療機関同士を、患者側が利用するメリットもあると思うので、自社のシステムを導入している医療機関にはマークを付けるなどすることで、差別化を行えばよいと思う。	個人	厚生労働省	医療法第6条の3第1項及び医療法施行規則第1条の2の2第2項により病院等の管理者は医療を受ける者が病院等の選択を適切に行うために必要な情報を都道府県知事に報告することとしており、オンライン診療実施の有無及びその内容についても項目に含まれています。 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第8条の2第1項および医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第11条の3により薬局開設者は医療を受ける者が薬局の選択を行うために必要な情報を都道府県知事に報告することとしており、オンライン服薬指導の実施可否についても項目に含まれています。	医療法第6条の3第1項 医療法施行規則第1条の2の2第2項、別表第1 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第8条の2第1項、薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第11条の3、別表第1	対応	オンライン診療・服薬指導のシステムは民間事業者が個別に開発しており、個々の仕様は承知しておりませんが、病院等、薬局毎のオンライン診療・服薬指導の実施可否については、制度の現状欄に記載のとおり、医療法又は医薬品医療機器等法に基づいて各都道府県知事に報告することとされています。また、当該報告については、各都道府県のホームページで公表されることとなっております。	
730	令和4年5月9日	令和4年5月31日	総合無線通信士に関する限定免許創設	総合無線通信士に関して、「各科目」及び「電気通信術」のうち直接印刷電信及び電話の試験を合格したものに対して、「総合無線通信士【限定】」免許を付与する。	総合無線通信士に関しては、モールス電信が必須であり多くの受験者に対して負担となっている。一方、モールス電信については実務上ほとんど利用されていない。このため、総合無線通信士に関しては「モールス電信」を除いた科目合格者に対する限定免許を創設し、実務上問題が無い免許として活用する。 ★コストの削減 総合無線通信士【限定】により、第一級総合無線通信士の場合 「第二級陸上無線技術士＋第一級海上無線通信士＋航空無線通信士」と3回に分けれている試験が、一度の受験で資格取得が可能となる。受験料の合計は「第一級総合無線通信士」<「第二級陸上無線技術士＋第一級海上無線通信士＋航空無線通信士」であるから、受験者の負担低減に寄与する。また、受験者数の増加が見込まれるため、受験手数料の積算根拠となる想定受験者数増加を見込める。	個人	総務省	総合無線通信士の無線従事者国家試験では、電気通信術の試験科目において、それぞれ以下のとおりモールス電信に関する実技試験を行っています。 第一級及び第二級総合無線通信士：1分間75字の速度の和文、1分間80字の速度の欧文暗語及び1分間100字の速度の欧文普通語によるそれぞれ約5分間の手送り送信及び音響受信 第三級総合無線通信士：1分間70字の速度の和文、1分間80字の速度の欧文暗語及び1分間100字の速度の欧文普通語によるそれぞれ約3分間の手送り送信及び音響受信	電波法（昭和25年法律第131号）第40条第1項第1号、電波法施行令（平成13年政令第245号）第3条第1項の表並びに無線従事者規則（平成2年郵政省令第18号）第5条第1項第1号ニ(1)、同項第2号ニ(1)及び同項第3号ハ　など	その他	モールス電信が実際に使用される機会は減ってきている現状であると認識していますが、未だ全く使用されなくなっている状態ではないことから、モールス電信に係る無線通信の秩序を維持する観点からも、総合無線通信士の国家試験では、電気通信術の試験科目において、モールス電信に関する実技試験を引き続き行っています。 ご提案のモールス電信に係る実技試験を除いた限定免許を創設した場合、既存の総合無線通信士免許と当該限定免許ではモールス電信を扱える/扱えないといった操作可能な範囲に差が生じるため、無線局を運用する現場において煩瑣な手間や混乱が生じることも考えられますので、将来、総合無線通信士に係る国家試験の在り方を検討する場合には、その検討に資するため、これからもモールス電信の使用状況を注視していきたいと考えます。	
731	令和4年5月9日	令和4年8月19日	iDecoに対する商品数制限の撤廃（つみたてNISA対象商品の除外）	個人型確定拠出年金iDeCo（イデコ）については、現在運用商品数上限に「35本」という制限がある。一方、つみたてNISAの対象商品は、手数料が低水準、頻繁に分配金が支払われないなど、長期・積立・分散投資に適した公募株式投資信託と上場株式投資信託（ETF）に限定されており、投資初心者をはじめ幅広い年代の方にとって利用しやすい仕組みとなっている。このため、「35本」の対象に、「つみたてNISA」対象商品は除外し、どの金融機関においても「つみたてNISA」商品はiDecoで選択できるようにする。	つみたてNISA対象商品について、35本の枠から除外することで、ラインナップの充実が図られる。つみたてNISA対象商品については「多すぎて選べない」という声は無いことから、積立NISA対象商品を35本の枠から外すことは問題が無い。 ★投資の促進 事実上、iDecoは自分が投資したい商品を扱っている金融機関を選ぶ必要がある。このため、現在利用している金融機関とは別に、口座開設を行っている人がいることが現状である。つみたてNISA対象商品を別枠とすれば、現在利用している金融機関でそのままiDecoを開設する例が増え、投資が促進される。	個人	厚生労働省	個人型運営管理機関においては、個人型年金加入者による適切な運用の方法の選択に資するために3～35本の間で運用の方法を選定し、個人型年金加入者に提示しなければならないとされています。	確定拠出年金法第73条で準用する第23条第1項、確定拠出年金法施行令第15条の2	対応不可	確定拠出年金については、選択できる商品数が多すぎると加入者が商品を選ぶことができないという行動経済学の知見を踏まえ、また、実際に運用商品提供数が36本以上になると運用方法の指図を行わない加入者の割合が急増するという調査の結果に基づき、法律及び政令で運用商品提供数の上限を35本と定めています。	
732	令和4年5月9日	令和4年5月31日	建築士法第20条第3項による工事監理報告の様式について	建築士法第20条第3項による工事監理報告については、国土交通省令（建築士法施行規則第17条の14の2）で「第4号の2書式による提出を行うこと」のみが規定されており、様式の規定ではなく、報告書に必要な記載事項の規定へと改正して欲しい。	建築士の工事監理の内容は多岐に渡るため、頻繁に建築の発注を行う事業を営む建築主が独自に様式を用意しているケースがある。この場合、工事監理業務委託の契約条項に、独自様式で工事監理報告書を作成し、月一回など定期的に報告するよう、建築主が指定をすることが多い。しかし、建築士法第20条第3項による工事監理報告については、国土交通省令（建築士法施行規則第17条の14の2）で「第4号の2書式による提出を行うこと」のみが規定されているため、様式の記載事項を満たす独自様式による報告書を作成したとしても別途、国土交通省令の様式を作成する必要が出てきてしまう。その結果、独自様式を希望する建築主は別に国指定様式の報告書を受け取り、建築士は独自様式と国指定様式の2つの報告書を作成する負担を強いられることとなりコストを要している。省令で、報告書の記載事項ではなく様式を制限する合理的な理由があるのか不明であるが、独自様式を希望する建築主の経済活動を過剰に制限しているように感じられる。提案として、国土交通省令（建築士法施行規則第17条の14の2）で様式の規定ではなく、建築士法第20条第3項の報告に必要な記載事項の規定へと改正して欲しい。（その際、現行の第4号の2書式は法定様式ではなく、参考様式として示すべきである。）改正により、建築業界の経済活動に伴うコスト削減に資するものと思われる。	個人	国土交通省	建築士法第20条第3項において、建築士は、工事監理を終了したときは、直ちに、その結果を建築主に報告しなければならないとされており、建築士法施行規則第17条の15において、当該報告は第四号の二書式による工事監理報告書を提出して行うこととされています。建築士法上、報告を求めているのは工事監理完了時のみであり、月一回等の報告については様式を定めておりません。	建築士法第20条第3項、建築士法施行規則第17条の15	対応不可	工事監理は、必ずしも専門知識を有しない建築主等に代わり、専門知識を有する工事監理者が工事と設計図書の整合性を確認し、担保することを目的としています。また、工事監理報告書は、工事監理者の責任において、工事が設計図書どおりに実施されたことの確認が完了したことを建築主に明示するものであり、適法で安全・安心な建築物の確保を示す役割を担います。 様式を自由化した場合、事業者ごとに異なる様式が使用され、様々な記載事項による ものとなり、必ずしも専門知識を有しない建築主等が、工事監理において確認が必要な項目が適切に報告されているかを確認することが困難になるおそれがあることから、様式の自由化については慎重な検討が必要です。 なお、現行の様式については、特定行政庁等のHPから容易にダウンロードが可能です。また、工事監理報告書に加えて関係資料等を提出することは妨げておらず、建築主からの要望に応じて関係資料を提出いただくことは、現行制度下においても可能です。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
733	令和4年5月9日	令和4年5月31日	電波オークションを導入してください。	電波オークションを導入してテレビ局に競争原理を働かせてください。	電波オークションは、OECD加盟の先進国34カ国中31カ国で実施されている世界では当たり前の制度です。世界を見渡しても「電波オークション」がない国は、北朝鮮と支那と日本など指折り数えるくらいしかありません。電波オークションを導入すれば、毎年平均で数千億円、多い年は1兆円を超える収入が得られると推定されています。実際、各国でも数兆円規模の周波数落札の事例が多数見られます。消費税率を引き上げて国民から血税を巻き上げるのではなく、社員の平均年収が1,500万円以上のテレビ局から諸外国並みの電波利用料を徴収してください。岩盤規制を打破してください！	個人	総務省	電波法第4条により、無線局を開設しようとする者は総務大臣の免許を受けなければならないとされています。	電波法第4条	その他	オークション制度は、透明性や迅速性の確保などにつながる一方、諸外国の事例を踏まえれば、落札額が高騰し、落札者の事業運営に支障が生じるおそれがあるなど、メリット・デメリットがあります。 このため、オークション制度については、メリット・デメリット、導入した各国における様々な課題も踏まえ、引き続き検討していきます。	◎
734	令和4年5月9日	令和4年5月31日	跨がり式車両の規制緩和	四輪の跨がり式車両の公道走行を可能とする各種規制を緩和する	自動車の規制緩和においては超小型モビリティ規格が成立したものの、依然として、四輪の跨がり式車両には規制がかかるため利用できません。郵便配達のバイクを念頭においてみてください。雪がふらない地域ならバイクで足ります。降雪地帯の郵便配達でもどんなに雪が積もろうが配達員は熟練の技でバイクを操って配達してくれます。ただ、これが出来る人なら問題ありませんが、いまは人手不足の時代です。バイクの操作が上手い人が都合よくいませんから、配達員が不足します。なのでバイクよりも安定して、バイクほど技量を求められない四輪バイクが必要なのです。超小型モビリティではこのような配達用途に使えません。のったり降りたりにいちいちシートベルトを締めなければなりません。	個人	警察庁 国土交通省	シートベルトに係る規制が課題とのご意見であれば、道路交通法体系下においては、自動車の運転者には、原則としてシートベルトの着用が義務付けられておりますが、郵便物の集配業務に従事する者が、当該業務につき頻繁に自動車に乗降することを必要とする区間において当該業務のために使用される自動車を運転する場合など、やむを得ない理由があるときは、シートベルト装着に係る義務が免除されています。 また、道路運送車両法体系下においては、原動機付自転車の場合、座席がまたがり式であるものについては、シートベルト装備義務が免除されています。	道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第66条の2第1項 道路交通法（昭和35年法律第105号）第71条の3第1項 道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第26条の3の2第1項第6号	事実誤認	ご提案理由の「依然として、四輪の跨がり式車両には規制がかかるため利用できません。」の「規制」が具体的にどの規制を指しているかが分かりかねますが、シートベルトに係る規制が課題とのご意見であれば、制度の現状欄に記載のとおりです 。	
735	令和4年5月9日	令和4年6月27日	フル・フレックスタイム制勤務者の時間単位休暇	企業においては、より柔軟で自律的な働き方としてフレックスタイム制勤務を更に一歩前進させ、コアタイムの無い、いわゆるフル・フレックスタイム制の運用も各社で拡大しつつある。より柔軟で自律した働き方を実現するためには、勤務形態の差にからず、より公平かつ公正な制度運用について明確にしておくことが肝要と考える。このため、フレックスタイム制勤務者に時間単位年休やその他の有給休暇の時間単位取得を認める場合には、標準労働時間帯の内側のみ、もしくは実勤務時間の内側のみ取得を可能とするなど、一定のルール化を検討いただきたい。	フル・フレックスタイム制勤務者が時間単位年休を取得する際、取得方法によっては年次有給休暇本来の趣旨を外れ、企業による年次有給休暇の「買取」的な運用が可能になり得る。（例：実際の始業時刻の前、終業時刻の後に接続して時間単位年休を申請するような場合、実態として始業・終業の外側であるにも関わらず時間単位年休の取得を認めざるを得ない。結果的にフレックスタイム制勤務者のみに対して年次有給休暇を時間単位で買い取ることになり得る）。また、このことは年次有給休暇の時間単位取得のみならず、育児・介護休業法で定める「子の看護・介護休暇制度」についても同様のことが言える。国が各事業主に対して法を上回る対応（有給、時間単位等）に対して助成金を支給することになっているが、その指針に沿って企業が子の看護・介護休暇等を有給化し、かつ時間単位取得を認めた場合、同じ問題が顕在化することになる。	電機・電子・情報通信産業経営者連盟	厚生労働省	フレックスタイム制は、一定の期間についてあらかじめ定めた総労働時間の範囲内で、労働者が日々の始業・終業時刻、労働時間を自ら決めることのできる制度です。 また、時間単位年休は、労働基準法第39条第4項において、労使協定により定めた場合に、5日以内に限って時間単位年休を与えることができるとされています。 子の看護休暇は、小学校就学前の子を養育する労働者が、事業主に申し出ることにより、1年度において5日（子が2人以上の場合にあっては、10日）を限度として、取得することができます。 また、介護休暇は、要介護状態にある対象家族の介護や世話をする労働者が、事業主に申し出ることにより、1年度において5日（対象家族が2人以上の場合にあっては、10日）を限度として、取得することができます。	労働基準法第39条第4項、第32条の3第4項、労働基準法施行規則第12条の3第2項 育児・介護休業法第16条の2、第16条の3、第16条の5、第16条の6	対応不可	時間単位年休を含む年次有給休暇については、フレックスタイム制であるか否かに関わらず、計画年休等を除き、労働者の請求した時季に与えなければならないこととされており、政府として年休取得促進を進める中で、フレックスタイム制の下で働く労働者についてのみ年次有給休暇の取得に制度上の制約を設けるということはしていません。 また、子の看護休暇制度及び介護休暇制度についても、フレックスタイム制であるか否かに関わらず、労働者が申し出た日（時間帯）について取得することが出来ることとなっております。 子の看護休暇・介護休暇は子の世話や家族の介護等が必要な日（時間帯）に応じて取得していただくものであることから、フレックスタイム制の下で働く労働者についてのみ取得に制度上の制約を設けるということはしていません。 このため、フレックスタイム制適用者が労働から離れる時間帯について、法令等の範囲内で時間単位年休や子の看護休暇・介護休暇を取得することも、それらを取得せず始業・終業時刻を調整して対応することも、いずれも可能です。 一方、労働時間は使用者の指揮監督の下にあるを時間のことをいい、また、1日8時間、週40時間との原則がある中で、フレックスタイム制は一定の場合に特例を認める取扱いであり、例えば、1日の標準労働時間を著しく大幅に超過する時間について、実態として労働させる必要が全くないことが明らかであるにもかかわらず、労働させる取扱いとすることは、労働時間管理の観点から適切な運用ではないと考えられますので、そのような実態があるのであれば、労使で十分話し合っていただきたいと考えております。	◎

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
736	令和4年5月9日	令和4年5月31日	年休5日取得義務の運用	2019年4月に導入された年次有給休暇年間5日の取得義務化については、実際の運用ルールには課題が散見され、早急に見直しが必要と考えている。特に以下の点について改善をお願いしたい。 ・育児・介護や私傷病からの休業・休職者や海外出向者など、不在期間がある者については、入社前の不在期間と同様に取り扱い、例えばダブルトラック方式の適用など、より現実的で柔軟な対応を認めていただきたい。 ・基準日から1年間の内に退職したり休業を開始したりする労働者を予見することは難しく、これらの事例については、5日間の年休を取得させられない場合であっても法違反とならないよう明確化していただきたい。	例えば、当該事業年度の後半に復帰した休業者（育児・介護休業などからの復帰者等）が復帰後に5日間の年休を取得することは、労働日に占める休暇の割合が過大であるだけではなく、労働者保護の観点からも問題が生じるケースが考えられる。また、私傷病による休職期間中であっても従業員福祉の観点で通常通り年次有給休暇を付与するケースがあるが、この場合も上記休業復帰者と同様の課題が発生することになる。退職者についても本人が退職を通知した日から退職日までの期間が短い場合など、5日間の年休取得によって業務の引継ぎなどに必要な期間を確保できず、事業運営に支障が出る事態が懸念される。各企業では年次有給休暇とは別に、リフレッシュ休暇や転勤休暇など様々な有給休暇を設け、その取得を労使で推進しているケースも多く見受けられる。しかしながら、これらの休暇を取得させた場合であっても年次有給休暇年間5日取得の内数としては算定されず、未達の場合に罰則を科せられることは不合理であり、企業労使による労働福祉条件の向上に向けた意欲を阻害するものと言える。このようなことから、年次有給休暇年間5日取得義務化については、必ずしも一律ではなく、それぞれの事情に即した対応を可能とすることで、よりよい働き方、休み方、ひいては法制化で目指す「労働者の心身のリフレッシュを図ること」につながるものと考えられる。法制化の趣旨を踏まえ、各社で柔軟な対応が可能となるよう見直しの検討をお願いするものである。	電機・電子・情報通信産業経営者連盟	厚生労働省	番号210の回答をご参照ください。				
737	令和4年5月9日	令和4年6月27日	36協定における休日・休暇の考え方	現在の36協定については、休日労働を実施した際に代償措置として代休等を与えた場合であっても、時間外労働・休日労働時間から休暇中の時間を差し引くことができない。一方で、賃金の計算にあたって、代休等により労働を免除している時間は、ノーワーク・ノーペイの原則に則り、賃金を支払わない。このため、より実態にそった総実労働時間管理による労働者の健康確保、メリハリある勤務を実現する観点からも、時間外・休日労働時間管理については、賃金の計算と同様の考え方に基づき、月単位等で時間外・休日労働時間から代休等の時間を控除することができる等、36協定における限度時間の考え方について見直しをお願いしたい。	働き方改革を推進していく上で、各企業では柔軟な働き方を目指して様々な取り組みを進めているところである。労働者の健康確保、ならびにメリハリある、柔軟な働き方の実現にあたっては、現行の労働基準法第36条に基づく時間外・休日労働時間管理について、より正確な実労働時間を反映すべきと考える。特に、労働者が休日に労働した際、もしくは労働時間が一定水準に達した際、労働者の健康確保を目的として、各社においては就業規則に基づき代休等を取得させているが、代休等により労働を免除している時間については、休日労働時間、ならびに1日8時間、もしくは週40時間を超えた時間外労働時間から控除することで、より適切な労働時間管理および従業員の健康確保を実現できるものと考える。	電機・電子・情報通信産業経営者連盟	厚生労働省	労働基準法では、1日及び1週単位での法定労働時間の規制、また原則週単位での休日付与を義務づけることで、労働者の健康確保につなげています。 時間外労働の上限は、原則として月45時間・年360時間であり、臨時的な特別の事情があって労使が合意する場合でも、時間外労働は年720時間以内・時間外及び休日労働の合計が月100時間未満、2～6か月平均80時間以内とする必要があります。 時間外・休日労働の代償措置として代休を与える場合であっても時間外・休日労働を行った事実がなくなるものではありませんので、長時間労働を是正するためにも、代休等の時間を時間外労働・休日労働時間から差し引くことはできません。 なお、ご提案の36協定における限度時間（月45時間・年360時間）の見直しについて、限度時間の算定には休日労働は含まれていませんので、ご留意ください。	労働基準法第36条、同法第37条	対応不可	制度の現状欄に記載のとおりです。	◎
738	令和4年5月9日	令和4年6月27日	「在宅勤務（テレワーク）に対する支援を目的とした手当に関する取扱」	在宅勤務（テレワーク）に対する支援を目的とした手当は、労働者の快適な労働環境整備に資する施策であることを踏まえ、労働基準法第37条第5項で規定されている「割増賃金の基礎となる賃金から除外できるもの」に、コロナウイルス感染症対策に伴い企業が労働者に対して実施した支援策は除外する例外的取扱いを認めていただきたい。	在宅勤務（テレワーク）が一般的な働き方として浸透する中で、多くの会社で、在宅勤務（テレワーク）に対する支援を目的とした手当を一時的に期間限定で支給している状況にある。しかしながら、労基法第37条第5項で規定されている「割増賃金の基礎となる賃金から除外できるもの」の定義が限定的であり、臨時の手当にもかかわらず月次で一定期間支給される手当は除外できず、臨時手当の目的・意義が同じ場合であっても、支給方法によって割増賃金の基礎となるか否かの判断が変わる事に加え、労働者の快適な労働環境整備のための施策であるにもかかわらず、コストの観点から企業側における施策展開の阻害要因となる事が懸念される。	電機・電子・情報通信産業経営者連盟	厚生労働省	割増賃金の基礎となる賃金から除外できる賃金は、労基法第37条第5項及び労基則第21条において限定的に列挙されていますが、これらは労働と直接的な関係が薄く個人的事情に基づいて支給されていること（家族手当、通勤手当等）や、主として計算技術上の困難があるために除外を認めているもの（臨時に支払われた賃金等）です。 また、労基法上の賃金とは、名称の如何を問わず、労働の対償として使用者が労働者に支払うすべてのものをいい、事業経営のために必要な実費を弁償するものは賃金に当たりません。 以上を踏まえ、提案内容について、例えば光熱費や通信費といった事業経営のために必要な実費を弁償するものであれば、労基法上の賃金に該当せず、そのため割増賃金の基礎となる賃金にも該当しないものです。	労働基準法第37条第5項、労働基準法施行規則第21条	現行制度下で対応可能	制度の現状欄に記載のとおりです。	△

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
739	令和4年5月9日	令和4年5月31日	65歳到達時の雇用保険制度の見直し	雇用保険の給付について、65歳以降退職の場合は、高年齢求職者給付金として最大50日の一時金が支給されるが、64歳11か月の場合は、失業給付の対象となり基本手当が最大150日支給され、かつ65歳以上に求職の申込を行うと厚生年金が調整されずに支給されることから、65歳一歩手前で退職するほうがメリットになり得る仕組みとなっている。このため、65歳以降も含めて、キャリアの長期化に対応したバランスある仕組み(高年齢求職者給付金の水準を見直し(引上げ)した上で、段階的に給付金を逓減)の検討など、総合的な見直しをお願いしたい。	高年齢者雇用安定法に基づき、65歳までの高年齢者雇用確保措置義務を各社適切に運用しているなかで、意図的に64歳11か月で退職し失業給付を受け取れる仕組みは、高年齢者雇用安定法の趣旨とも矛盾し、また終了に関するシニア人材の意欲の低下にもつながりえるものであることから、給付のあり方については検討が必要と考える。	電機・電子・情報通信産業経営者連盟	厚生労働省	65歳以上の方に対しても、失業中の生活の安定と再就職の促進を図る観点から、高年齢被保険者として、雇用保険制度を適用しています。 高年齢被保険者に対する給付としては、被保険者であった期間に応じ、基本手当の30日又は50日分の一時金(高年齢求職者給付金)を支給しています。	雇用保険法第37条の2から 第37条の4まで	対応不可	高年齢求職者給付金については、65歳以上の方の多様な就業希望に対応するため、定期的な失業認定を必要とすることなく、一時金として支給することにより、本人が自由に求職活動を行うことができるような仕組みとしております。 この給付水準の引上げについては、65歳以上の方の就職動向や、給付と負担のあり方なども踏まえる必要があり、慎重な検討が必要になると考えております。	△
740	令和4年5月9日	令和4年5月31日	戸籍請求の簡素化	戸籍抄本・謄本(故人含む)のマイナンバーを使用し、コンビニ等で簡単に取得できないか。戸籍を取得するために、戸籍がある自治体へ請求の必要があり何箇所もあると非常に手間です。自治体ごとに分ける必要は特に無いと思うので、一元管理して欲しい。	多死社会で相続が増えていくと想定されるが、戸籍の追跡に時間を要する。市町村ごとに管理していては、請求者が個別に自治体への確認や費用面での負担も少なくない。どこか一箇所に請求し戸籍を取得できるようにすることで、自治体の負荷も請求者の負荷も軽減できるのではないか。紙ベースではなくITを活用した電子的な一元管理をお願いしたい。	個人	法務省 デジタル庁	戸籍謄抄本等の交付請求は、本籍地の市区町村に対して行う必要があります。	戸籍法(昭和22年法律第224号)第10条第1項	対応	令和元年5月31日から起算して5年を超えない範囲内において政令で定める日から、いずれの市区町村においても、本人等の戸籍又は除かれた戸籍の謄抄本を取得することができるようになります。	
741	令和4年5月9日	令和4年5月31日	一筆の土地に、それぞれに独立した生活が営める、2棟以上の家屋を建築 できるようにする	建築基準法施行令第1条第1号で、一筆の土地にキッチン・トイレ・浴室がそろった家屋を2棟以上(以下「同一敷地に2棟の家屋」という)建築できないこととされているが、一親等の親族である子又は親が建築する場合においては「同一敷地に2棟の家屋」を建築できるように、第1条第1号の規程を改正するか、又は規制の緩和若しくは弾力的に運用して欲しい。	建築基準法施行令第1条第1号「敷地　一の建築物又は用途上不可分の関係　にある二以上の建築物のある一団の土地をいう。」の規程が、「同一敷地に2棟の家屋」を建築できないことの根拠になっているようであります。そのために、2棟目を建築しようとする場合は、やむを得ず分筆するとか2世帯住宅や増築の方法でなければ許可されないなど、国民に大きな不便や出費を強いています。そもそも、「同一敷地に2棟の家屋」を建築してはいけない理由がわかりません。教えて下さい。仮に理由があるとして、国民に大きな負担を強いていること以上のやむを得ない理由なのでしょうか。分筆とか2世帯住宅や増築で建築される方もありますが、それらの方法が不可能な方もあります。例えば、 ・面積は十分にあるものの、俗にいう旗竿地で、分筆し　てもそれぞれに接道要件が合わなくなってしまう ・キッチンや浴室をなしで建築しても、その都度、母屋に行かざるを得ず、後の生活に大きな負担がかかってしまう。 など第1条第1号の規程のために、2棟目の家屋を諦めざるを得ないケースも多々あります。少子高齢の時代になって、とりわけ親の近くに住むことが、老親の見守りや支援ができることともなり、とても大事なことではないでしょうか。(論点が違うという問題ではないと思います。)そうした意味においても第1条第1号の規程を改正するとか、又は規制の緩和や弾力的に運用して欲しいものと考えます。	個人	国土交通省	建築基準法施行令第1条第1号において、敷地は「一の建築物又は用途上不可分の関係にある二以上の建築物のある一団の土地」と定義されており、一建築物ごとに一敷地があり、それぞれの敷地が接道義務等の規定を満たすことが原則となっています。	建築基準法施行令第1条第1号	現行制度下で対応可能	分筆をせずともそれぞれの土地で独立した用途になるよう敷地を設定し、一建築物一敷地として接道義務等の建築基準法における各規定に適合すれば、二棟の建築物を建築することができます。 なお、建築基準法の各規定は一の建築物ごとに一敷地があることを前提に定められているため、建築基準法施行令第1条第1号の一建築物一敷地の原則は本法の基本となる重要な概念です。 具体的には、接道義務、建ぺい率制限、容積率制限といった集団規定や敷地内通路といった避難規定などの各種規定は「敷地」を単位として必要な基準を定め、当該基準への適合をもって良好な市街地環境の確保、避難安全性の確保など建築基準法が求める安全性等の性能を担保しているものです。なお、「用途上不可分の関係」にある二以上の建築物は、実態上一の建築物に相当することから、例外的に当該建築物がある土地は全体として一敷地として扱っているものです。 このため、ご提案のような一敷地に、用途上可分である複数の建築物がある場合には、当該建築物は建築基準法が求める安全性等の性能が確保されないおそれがあります。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
742	令和4年6月3日	令和4年6月27日	電気事業法規則52条改訂による統括事業範囲の拡大につきまして	自家用電気工作物範囲の変更（1995年12月の法施行）により「内燃力を原動力とする火力発電設備であって出力10kW以上のもの」が追加されました。これにより、総務省の管轄する全国地上波テレビ中継局（無人）にある低圧非常用発電設備（5～35KVA）のうち出力10KW以上のみが該当テレビ中継局となりますが、第52条の内規の改正（平成25年9月施行）では「風力、太陽電池及び風力発電」と同様な形態となっているにもかかわらず、統括事業範囲ではなく、現行法で1995年12月以降はテレビ中継局の散在範囲からして数十人以上の主任技術者を置くことは不可能であり、非常用発電設備のみ保安協会に委託している。	地上波テレビ中継局は免許事業であり、電波法により5年に1回の定期検査、再免許を受けて運用しております。出力10KW以上の内燃力火力発電設備に限らず、電波確保の為低圧非常用発電設備も同様の保守基準で放送事業者から業務委託を受けて運用されています。（NHKも同様） また、デジタル放送開始に伴い2005年に「全国デジタル送信設備検討会」（総務省省）では、受配電盤、非常用発電機の製作仕様書の統一、維持管理基準も策定されました。 　もともと低圧非常用発電設備は出力容量に関係なく電波確保に欠かせない設備で「技術基準への適合状況審査」（放送法施行規則１０８条）で停電対策（予備電源）で5年毎に審査を受けています。 保守管理も月点検、年1回の定期保守、緊急点検等は、第1級陸上無線技士（第1種、2種電気工事士）が行う範囲であり保安協会の低圧非常用発電設備点検は2重点検となり、試運転による貴重な備蓄燃料（軽油）の消費と不必要なCO2排出となります。 テレビ中継局では、商用停電、災害時等でも停波事故等は放送事業者から秒単位で総務省管轄の各地方総合通信局に速報を含め報告義務もあります。 テレビ中継局を統括事業者範囲として運用しても何ら信頼性、安全性に課題が出るとは実績上思えません。 また、従前より統括的な保守体制を取っておりますが、「内燃力を原動力とする火力発電設備の出力10kW以上」の10kWという閾値を決定された経緯は承知していませんが施行規則（規則）第52条の内規の改正を策定されましてから9年近くたっており設備、社会状況等も考慮して再検討等も必要かと存じます。	合同会社ラ・ビット	経済産業省 総務省	【総務省】 [①放送法施行規則第108条関係] （放送設備の安全・信頼性に関する記述基準：機能確認） 予備機器等に対して定期的に機能確認等の措置が、また、電源設備に対して定期的に電力供給状況の確認等の措置が講じられていなければならないと規定されています。 （電力供給状況の確認等の措置は規定されていますが、出力等については規定されていません。） 【経済産業省】 [電気事業法施行規則関係] 電気事業法では、一定規模以上の電気工作物（自家用電気工作物）の設置者に対して、保安規程の制定や電気主任技術者の選任義務等を課しており、内燃力を原動力とする火力発電設備（非常用予備発電装置を含む。）については、電気事業法施行規則第48条で出力10kW以上を自家用電気工作物として位置づけています。 また、同規則第52条第2項では、電気主任技術者を外部委託できる設備の規模を規定しており、出力2,000kW未満であって、電圧7,000V以下の火力発電所は外部委託を可能としています。	【総務省】 ①放送法施行規則第108条 【経済産業省】 電気事業法第42条、第43条 電気事業法施行規則第48条、第52条第2項	現行制度下で対応可能	【経済産業省】 需要設備（非常用発電設備も含む）についても、太陽電池発電所及び風力発電所の設備同様、令和4年6月に主任技術者制度の解釈及び運用（内規）を改正し、統括制度を利用するための要件を明確化しましたので、必要な要件を満たすことによって内燃力を原動力とする火力発電設備についても統括制度の利用が可能です。	
743	令和4年6月3日	令和4年6月27日	電気関係報告規則に基づく環境関連施設に係る届出の廃止について	電気関係報告規則第4条の規定に基づく届出を廃止する。ただし各環境法令による届出は継続する。	電気関係報告規則第4条では、電気事業者又は自家用電気工作物を設置する者は、あらかじめ経済産業大臣に届出を行うとされている。届出を受理した経済産業大臣は、各環境法令に基づき、それぞれの法令所管自治体へ届出の写しを回付する手続きが行われている。 しかし、当初に届出を受理する経済産業大臣（本件については関東東北産業保安部長）では、内容の審査をまったく行わないことから、1つの施設に対し複数の届出を受理したり、不要な届出を漫然と受理する行為が頻発している。審査をしないことから、これらの実情と乖離した届出はそのまま各自治体へ通知される。 通知を受理した自治体では、その届出内容が正であるか届出者や通知方に確認を行い、届出内容の是正を届出者に求め、通知方との調整を行うなど、当初に審査が正確に行われていれば不要である業務を行わねばならず、業務上の不利益を被っている。 形式のみの届出となっており、役割が失われていることから、電気関係報告規則第4条を削除し、届出を廃止するべきである。ただし各環境法令については役割を失っていないことから、各環境法令に基づく届出は維持し、所管自治体への届出は継続としたい。 本改正により、経済産業大臣による事務が減少することから人的コストの低減に寄与する。また各所管自治体についても届出者と直接のコミュニケーションが可能となり、正確かつ迅速に届出の処理が行える。国民視点でも設置する地元自治体へ届出を行えばよいことから、条例との整合について窓口が一本化され、より円滑な事務遂行が可能となる。	個人	経済産業省 環境省	公害を発生するおそれがあるものとして一定の条件を満たす施設を設置するに当たっては、通常、公害防止法令※に基づき設置届出を立地する都道府県知事等に提出することが必要となりますが、電気工作物については、公害防止法令の規定に相当する規定が電気事業法にあることをもって、適用除外が設けられています。経済産業省は、技術基準を定める省令等に基づき、公害防止法令に規定する基準を満たしているかを審査するとともに、受理した届出を立地する都道府県知事等へ通知します。 なお、条例等により別途基準が規定されている場合があり、その場合には、当該条例に基づく手続きが別途必要となることがあります。 ※公害防止法令…大気汚染防止法、ダイオキシン類対策特別措置法、水質汚濁防止法、騒音規制法、振動規制法	大気汚染防止法、ダイオキシン類対策特別措置法、騒音規制法、振動規制法、水質汚濁防止法 昭和六二年一一月六日総理府令第五三号附則 電気事業法 電気関係報告規則 火力発電設備に関する技術基準を定める省令	対応不可	御指摘の通り、公害防止法令は、公害を未然に防止するために不可欠な仕組みであり、引き続き必要な届出の提出が維持されるべきものと考えます。 一方で、現行制度において、公害防止法令と同等の内容を電気事業法に基づく技術基準に位置づけ、経済産業省においてその内容を確認しているのは、手続きを一元化し、事業者にとっての利便性を向上させることを目的として措置されたものと認識しており、当該技術基準に基づき、適切な審査を行っていることから、現行制度を変更する必要はないと考えております。 なお、「制度の現状」に記載の通り、条例等により追加的に環境関連の条件を求めている場合においては、別途、事業者に対して対応が求められる可能性があります。	
744	令和4年6月3日	令和4年7月20日	別医療機関での外来通院リハビリ	病気やけがでリハビリが必要であっても、通院している医療機関が外来リハビリ(保険診療)を受け入れていないと必要な措置が受けられない。外来リハビリを実施している病院を受診するには転院手続きを取るか、現主治医からリハビリ用の指示書を書いてもらうかのどちらかで、どちらも患者にかかる負担は大きい。診療報酬体系の見直しや医療機関どうしのカルテ連携等の施策を通してどの病院でも同じように受診できる体制を整備していただきたいです。	希少難病や複雑要因による病気やけがなど地域の開業医では診察が難しい患者に関しては総合病院や大学病院で治療を受けることになる。それらの病院は急性期疾患の患者のリハビリを担っているため、通院患者等の症状が安定している人についてはリハビリを受け入れていない。外来リハビリを受けられる病院への転院も勧められるが、現主治医との相性が良いと感じる場合、できるだけその医師と離れたくないというパイアスが働いて、転院を拒否する患者も少なくない。 ※急性期病院は重篤もしくは診断が難しい患者のみ受け入れているため、症状が安定している患者の転院は「片道切符」でもう戻れないことを意味する。 回復期のリハビリ病院は定期受診している患者のみ外来リハビリを受け入れている所が多い。また地域の開業医でもリハビリを実施しているところがあるが、患者の疾患にそこの医師が対応できないといった要因も合わさることもある。 例:嚥下障害のリハビリ希望だが、その病院はそれに対応できる言語聴覚士や専門医がいない またリハビリ前には医師の問診を必ず受けないと保険適用されない。問診自体1分未満で終了することも多く、著しく形骸化していると思うが、これに意味はあるのだろうか？	個人	厚生労働省	・診療報酬においては、個々の患者の状態に応じて、適切に医療資源が投入され、より効果的・効率的に質の高い入院医療が提供されることを目的とした体系とするとともに、入院から在宅まで切れ目のない医療を提供することが重要であることから、医療機関の連携・機能分化を進める取組の評価を実施しています。 ・なお、外来リハビリテーション診療料の算定に当たっては、患者の状態を観察した際に、前回受診時と比べて状態の変化が認められた場合や患者の求めがあった場合に、必要に応じて医師が診察を行うこととしています。 ・また、異なる電子カルテを使用する医療機関の間でも、診療情報を円滑に共有できるよう、電子カルテ情報の標準化に順次取り組んでいるところであり、まずは診療情報提供書などについて、医療機関間で共通の標準規格を定めたところです。	診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)	その他	制度の現状欄に記載の通りです。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
745	令和4年6月3日	令和4年6月27日	高速道路におけるいわゆるカントリーサインの設置について	高速道路等における都道府県・市町村境に当該自治体の区域に入ったことを示す道路標識（カントリーサイン）について、文字だけでなくイラストによる表記も許容することとする。	現在、カントリーサインの高速道路上の設置は事故の誘発の懸念があることから控えられているとのことであるが、高速道路周辺には高速道路利用者を目的とした看板が数多く設置されるなど、有名無実の状況である。一方、カントリーサインは、様々な色を活用することにより、高速道路に彩りを与える存在であるとともに、インパクトのあるデザインであることから、休憩への気づきを与えることができる。また、地域の新たな資源となり、訪れるきっかけともなり得ることも考えると、最小の経費で最大の効果を上げるという地方自治法等の要請にも資する。	個人	国土交通省	・道路法（昭和27年法律第180号）第2条第2項4において、道路の附属物として、道路情報管理施設（道路上の道路情報提供装置、車両監視装置、気象観測装置、緊急連絡施設その他これらに類するものをいう。）が規定されています。 ・道路法第85条において、道路付属物の新設又は改築は、当該道路管理者が行うことと規定されています。	・道路法（昭和27年法律第180号）第2条第2項4、第85条	現行制度下で対応可能	・道路法第2条及び第85条において、道路情報管理施設は、道路管理者が新設又は改築を行うことと規定されているため、道路管理者の判断により設置されることになります。	
746	令和4年6月3日	令和5年4月14日	事業者向けアルコール検知義務化猶予期間延長について	要点：アルコール検知器を用いた検査義務化への猶予期間を延長すべきと提案致します。 大手アルコール検知器製造メーカー（タニタ・東洋マーク製作所）や、「アルコール検知器協議会」等へ現状のアルコール検知器納期をヒアリングした上で、「現実的な猶予期間」を設定すべきと提案致します。	【提案理由】 今回義務化対象となる事業者の多くが、機器手配を進めているにも拘わらず、現時点で10月からの義務化に対応できない為。 【問題点】 ・製造事業者への事前ヒアリング等の不足（経済産業省） ・非現実的な施行開始時期の設定（警察庁） ・本件義務化の周知徹底の不足（警察庁） 【社会的な効果】 ・現実的な猶予期間の設定（延長）で多くの対象事業者が、法令施行と共に万全な体制で迎えることが可能となり、飲酒運転をより確実な形で抑止できる。 ・急激な需要急増によりアルコール検知器価格が暴騰している現状を、是正できる。	個人	警察庁	アルコール検知器を用いて運転者の酒気帯びの有無について確認することを安全運転管理者に義務付ける規定（対応の概要欄において、「アルコール検知器使用義務化規定」といいます。）は、令和3年6月、千葉県八街市において飲酒運転のトラックによる交通事故が発生したことを受け、業務使用の自家用自動車における飲酒運転防止対策を強化することを目的として、道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和3年内閣府令第68号）により設けられたものです。	道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第9条の10第6号	対応	アルコール検知器使用義務化規定については、令和4年10月1日から施行する予定でしたが、最近のアルコール検知器の供給状況等を踏まえ、意見公募手続を経て、令和4年9月、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）を改正し、当分の間、適用しないこととしました。 　今後、十分な数のアルコール検知器が市場に流通するようになる見通しが立った時点で、再度、道路交通法施行規則を改正し、できるだけ早期にアルコール検知器使用義務化規定を適用したいと考えています。	
747	令和4年6月3日	令和4年6月27日	かかりつけ医(薬剤師)の再定義	国(厚労省)からこれらを持つことが推奨されているが、細分化された専門医制度や門前薬局の存在などで風前の灯火である。 さらに現定義で想定している24時間体制での医療サービスを提供できる診療所や薬局は数割程度だ。現実に即した定義に見直してほしい。	国内の診療所のほとんどが常勤医師が1名以下で、かつ大学や勤務医時代の専攻科目を踏襲した専門医となっている。そのため内科であっても、肺などの呼吸器、胃などの消化器、心臓などの循環器など専門分野が異なるため病名が確定するまでにこれらの内科医を何件も回る患者も出てくる。また調剤薬局は総合病院や診療所の門前にあることがほとんどであり、その病院で処方される薬を中心に在庫している。さらに合剤や混合処方など病院(医師)特有の処方については、日常的にその医師と情報共有している門前薬局の薬剤師が疑義照会を行わずに迅速に投薬できている。また薬局チェーンが新規開業希望の医師へ開業ノウハウや経営コンサルの提供を行い、その見返りとして門前薬局の運営をそのチェーンが行うことが全国的に多い。24時間対応が可能な薬剤師はチェーン薬局であっても個人経営薬局であっても、営業時間外の夜間に対応することもありうる。そうした場合、労働契約を超えた事実上の24時間拘束となるため、過重勤務の問題が生じる。労基法の対象外である管理職や個人事業主であっても将来的に健康に支障が出るのは不可避だ。健康を見守る立場である薬剤師が倒れる事態になったら本末転倒である。医師や薬剤師の働き方改革の意味合いも込めて、かかりつけ医(薬剤師)の再定義を行うことは重要な社会課題と考える。	個人	厚生労働省	（かかりつけ医） 「かかりつけ医」の定義については、平成25年に日本医師会・四病院団体協議会から合同提言が出されています。厚生労働省では、「かかりつけ医」について、国民に「かかりつけ医」を持つことの大切さを周知・啓発するとともに、都道府県において行う「かかりつけ医」の育成研修への支援や、診療報酬において「かかりつけ医機能」に関する評価を設け、適宜見直しなどを進めてまいりました。 （かかりつけ薬剤師） 厚生労働省では、平成27年に「患者のための薬局ビジョン」に策定しており、「患者が医薬分業のメリットを享受できるようにするためには、薬局において、単に服薬情報を管理しているだけではなく、患者の過去の副作用情報の把握や在宅での服薬指導等、日頃から患者と継続的に関わることで信頼関係を構築し、薬に関していつでも気軽に相談できる、かかりつけ薬剤師がいることが重要である。また、薬剤師としても、かかりつけとしての役割の下で、患者の生活を支える専門職としての覚悟を持ち、24時間対応や在宅対応を含めた臨床の担い手となることが強く求められる。」としています。	なし	その他	（かかりつけ医） 高齢化が進展し、複数の慢性疾患を有する高齢者が増加する中、身近で頼りになる「かかりつけ医」の存在は大変重要と考えています。「かかりつけ医」については、その在り方に関しても、様々な意見があると認識しており、こうした点も踏まえつつ、厚生労働省としては、今後、政府として決定した「新経済・財政再生計画改革工程表」に沿って、かかりつけ医機能の明確化を図るとともに、患者・医療者双方にとって、その機能が有効に発揮されるために具体的な方策を検討してまいります。 （かかりつけ薬剤師） 「患者のための薬局ビジョン」においては、「開局時間外にも随時電話相談を行えるよう、当該患者の状態を把握しているかかりつけ薬剤師（かかりつけ薬剤師が対応できない時間帯がある場合にはかかりつけ薬剤師と適切に情報共有している薬剤師を含む。）が相談等に対応できるようにすることが必要である。」、「24時間調剤や在宅対応について、かかりつけ薬局単独での実施が困難な場合には、地区の薬剤師会が主導的な役割を発揮するなどして、近隣の薬局との連携体制の構築や、地区又は広域の薬剤師会のバックアップにより輪番で対応することが考えられる。」としており、必ずしも1人の薬剤師が24時間対応することを求めていません。	
748	令和4年6月3日	令和4年6月27日	職業病の労災認定がハードルが高すぎる件	厚労省には職業病リストという項目がいくつかピックアップされてはいます。しかし、それを現実に訴えようとしてもなかなかかなわないという現実があります。	わたくしは一人親方として、ほぼ１００パーセントの仕事を1人で行っている屋根工事業者です。昨年8月中に膝が痛みだし、(それ以前にも多少兆候はありましたが)、それが一日たりとも治まらず、酷い時は階段の昇り降りもままならない状態になりました。それでも仕事に穴も開けられないこともあり、12月まで我慢しながら営業していましたが、これをこの先何年も続けることがきつくなり、休業に入りました。当初は軟骨の減りなどもあたまをよぎったこともありますが、行きつけの整体師のかたの話などもあり、これは膝、脚の使いすぎによる職業病だと確信し、かかりつけの整形外科に相談したのですが、どこへ行っても仕事との関連を証明ができないの一点張りでとりあってくれません。2ヶ月半休業したのち、痛みもとりあえず治まってきたため、この3月に仕事復帰しましたが、数日作業しただけで早くも再発しました。休業中、整形外科で電気によるリハビリなどしてはいたのですが、あまり効果もなかったということ、やはり仕事をしてることによる痛みだったと一層強く確信を持ちましたが、やはりクリニックでは、労働基準監督署が厳しいからというような理由で労災申請に診断書提出の協力はしてもらえませんでした。たしかに、労災以前に何が悪くてどう治せばいいかという医学的なアプローチすら整っていないように見える医療の現実があり、その中で患者の症状の要因を特定することは難しいとは思うのですが。仕事を頑張った結果のけが、そして休業にまでなったときの労災保険の役割が果たせていないのでは無いかと思います。なんのために毎年保険料を収めてきたのか疑問に思ってしまいます。	個人	厚生労働省	業務上疾病の労災認定においては、業務と疾病との間に相当因果関係が認められる場合に業務上の疾病として認定を行っております。個々の事案にかかる業務上か業務外かの判断については、作業態様や作業時間などを調査した上で個別具体的に判断を行っており、当該業務上外の判断に当たっての考え方については、画一の規制的性質を有しているものではありません。	労働基準法第75条、労働基準法施行規則第35条及び別表第1の2	事実誤認	労災保険制度においては、保険給付の公正性の観点から、医学的な意見を踏まえつつ、個別に業務上外の検討を行っております。個別具体的な内容についての回答は困難ですが、主治医が診断書を作成されない場合であっても、労災請求がなされた場合は、管轄の労働基準監督署が必要な調査を行いますので、ご不明な点がありましたら、管轄の労働基準監督署までご相談ください。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
749	令和4年6月3日	令和4年6月27日	北海道電力管内における再エネに対する蓄電池要件の考え方の変更	原子力発電所の稼働状況に応じた蓄電池要件の変更 原子力発電所が稼働していない状況（及び調整力に余裕がある状況）において、蓄電池要件を不要とする又は緩和する。	北海道電力の蓄電池要件は調整力不足に懸念が生じたところから要件化されたが、実際に利用可能な調整力に応じた要件にはなっていない。北海道電力が蓄電池要件を設定した際には原子力発電所の全台稼働が前提条件となっており、最悪条件を設定した事自体には異論はないが、泊原子力発電所は停止から約10年が経過しており、現時点においても再稼働の見通しが無い状況が続いている。原子力発電所が停止し、代替として調整力の能力を持つ火力発電所が稼働し、実際には調整力に不足が無い状態（懸念が無い状態）が続いているにも関わらず、各発電所に設置されている蓄電池は稼働を強いられている。現在主流となっているリチウムイオン電池は使用する度に劣化が生じる為、実態として稼働が不必要な状況で不必要に劣化が生じている。リチウムイオン電池はほぼ海外製である為、劣化による交換等が発生しても国内への経済効果はほぼない。原子力発電所の稼働は審査等によって稼働状況の予見性はかなり高い。FIT単価には蓄電池費用はそもそも考慮外となっており、事業者側で費用を捻出している。蓄電池を稼働させるか稼働させないかは系統側から連絡を受ければ直ぐに設定変更が可能となっている。原子力発電所の稼働に限らず重負荷期等、長期間連続して調整力に懸念が無い状態でも各発電所の蓄電池は稼働を強いられる要件となっている。実態に即して無駄に社会資本を消費しないような要件化が望まれる。	個人	経済産業省	再エネの出力変動が周波数の維持に影響するため、北海道電力ネットワークは2016年4月に「系統アクセスマニュアル」を改正し、新規で連携する太陽光発電設備や風力発電設備に対して蓄電池などを併設することで出力の変動を緩和することを要求しています。	なし	検討に着手	更なる再エネの導入拡大には、需給バランスの維持・安定供給を前提に、本要件の見直しが重要ですので、令和3年より系統ワーキンググループにおいて要件撤廃に向けた検討課題について検討を行っております。 いただいた指摘も踏まえ要件撤廃に向けた検討を進め、具体的な撤廃時期については夏頃までに御議論いただく予定です。	
750	令和4年6月3日	令和4年6月27日	北海道電力管内における再エネに対する蓄電池要件の考え方の変更	太陽光と風力に対しての蓄電池要件の差異解消	北海道電力管内においては、再生可能エネルギーの大量導入によって出力変動緩和の為の蓄電池が要件化されているが、太陽光と風力に対してその要件に差別的な扱いが存在している。詳細は北海道電力が公表している要件の通りであるが、太陽光に対しての要件が緩く、風力に対しての要件が厳しくなっている。蓄電池が要件化された背景には調整力不足があるが、調整力を不足させる要因が導入量で考慮すると太陽光の方が大きいはずであるが、特に未検証のまま風力の要件が厳しく設定されている。（各発電所の導入量では、太陽光203万kW、風力56万kW（2021年9月時点）となっている。）結果として蓄電池が要件化されて以降、太陽光の導入量は伸び、風力の導入量は抑制され、系統全体の発電量が太陽光によって支配的な状態となってしまっている。系統全体の健全性を考慮すると、太陽光も風力もどちらも導入量が延びる事が理想的ではあるが、蓄電池の要件が障壁となって、系統全体として不健全な状態に誘導されつつある。FIT上、蓄電池の費用は考慮されておらず、事業者側で蓄電池費用を捻出している。太陽光と風力の蓄電池要件の差別化の必要性を再検証し、結果に応じて差別化を無くして系統全体の健全性を向上させる必要が望まれる。	個人	経済産業省	再エネの出力変動が周波数の維持に影響するため、北海道電力ネットワークは2016年4月に「系統アクセスマニュアル」を改正し、新規で連携する太陽光発電設備や風力発電設備に対して蓄電池などを併設することで出力の変動を緩和することを要求しています。	なし	検討に着手	更なる再エネの導入拡大には、需給バランスの維持・安定供給を前提に、本要件の見直しが重要ですので、令和3年より系統ワーキンググループにおいて要件撤廃に向けた検討課題について検討を行っております。 いただいた指摘も踏まえ要件撤廃に向けた検討を進め、具体的な撤廃時期については夏頃までに御議論いただく予定です。	
751	令和4年6月3日	令和4年6月27日	固定電話番号（0AB～J番号）を使用して提供する電話転送役務（転送サービス）に係る規制の廃止	固定電話番号（0AB～J番号）を使用して電話転送役務（転送サービス）を提供する電気通信事業者に対する次の規制の廃止： 1．050IP電話の品質又はこれと同程度の品質水準を満たせない場合には回線確立時に「ピッピッピッ」音を鳴らす等の対応を求める規制 2．電話転送役務における緊急通報機能を不可能としなければいけない規制 3．電話転送役務について固定電話番号の使用に関する条件として、本人確認等を求める規制 4．固定端末系伝送路設備の一端が番号区域内の最終利用者の活動の拠点に設置されていることの確認を求める規制	1．現行の電気通信番号制度においては、050IP電話の品質又はこれと同程度の品質水準を満たせない場合には回線確立時に「ピッピッピッ」音を鳴らす等の対応を取ることとされているが、諸外国では見られない日本独自の制度であり、廃止して頂きたい。 2．日本では、電話転送役務を提供する場合、緊急通報を不可能としなければならないこととされているが、同様に諸外国では見られない制度であり、通信事業者や製品ベンダーにおいて日本向けの独自の対応が必要となっていることから、このような規制は廃止して頂きたい。なお、一般には緊急通報の際には住所や目印になる箇所を伝える仕組みとなっており、懸念とされる問題が生じる蓋然性は低いと考えている。 3．電話番号が詐欺などの組織犯罪に利用されることはあってはならないことだが、平成25年4月からは犯罪収益移転防止法においても通信事業者への利用者の本人特定事項の確認が義務付けられ、二重規制の状態となっていることから、その解消を図って頂きたい。 4．固定電話番号の地理的識別性等を確保するため、電話転送役務の提供の際には、固定端末系伝送路設備の一端が最終利用者の活動の拠点が番号区画内にあることを求めるとされているが、クラウドPBX（クラウドサービスの仮想サーバー上で回線を終端し、インターネット上で音声を中継する製品）が普及し、また、テレワークなど場所に縛られない働き方が広まりつつある中、こうした変革に制度が追いついていない状況となっており、かつ、この制度自体も日本独自のものとなってしまっているところ、活動拠点の確認に加えて設備設置までを要求する規制は廃止して頂きたい。	（一社）新経済連盟	総務省 警察庁 国土交通省	電気通信事業法第50条第1項及び第2項に基づき作成している電気通信番号計画の第3において、固定電話番号を使用した電話転送役務については、その電気通信番号の使用に関する条件を以下のとおり定めています。 【品質確認（提案1．関連）】 電話転送役務の提供に係る電気通信設備について、特定総合品質 050 IP電話の端末設備相互間における音声伝送に係る品質の基準）又はこれと同程度の音声伝送に関する品質を満たしていることの確認が行われていること。 ただし、発信転送を行う機能を提供する場合であって、品質に係る規定を満たすことを確認していない旨を着信者へ通知するために必要な措置、又は当該発信転送に係る発信元の電気通信番号を通知しないこととするために必要な措置が講じられているときは、当該機能の提供について上記の規定は適用しない。着信転送を行う機能を提供する場合であって、品質に係る規定を満たすことを確認していない旨を発信者へ通知するために必要な措置が講じられているときは、当該機能の提供について上記の規定は適用しない。 【緊急通報（提案2．関連）】 電話転送役務（発信転送における利用者設備識別番号として固定電話番号を使用する場合に限る。）を提供する場合であって、緊急通報を発信した端末設備等に係る電気通信番号その他当該発信に係る情報を、当該緊急通報に係る警察機関、海上保安機関又は消防機関の端末設備等に送信することで、緊急通報の利用者を誤認させるおそれがあるときは、当該緊急通報を不可能とする措置及び緊急通報を代替して提供するための措置を講じ、かつ、電話転送役務において緊急通報を利用できないことについて利用者に説明を行うこと。 【本人確認（提案3．関連）】 電気通信番号計画別表第4に定める方法により、本人特定事項（自然人にあっては氏名、住居及び生年月日をいい、法人にあっては名称及び本店又は主たる事務所の所在地をいう。）の確認を行うこと。 【最終利用者の活動の拠点への固定端末系伝送路設備の一端の設置（提案4．関連）】 電話転送役務の提供に関する契約を締結するに際しては、電話転送役務に使用される固定電話番号により識別される固定端末系伝送路設備の一端が、番号区画の区域内にある最終利用者の活動の拠点に設置されていることを確認すること。	・電気通信事業法 昭和59年法律第86号） ・電気通信番号計画（令和元年総務省告示第6号）	【品質確認（提案1．関連）】検討を予定 【緊急通報（提案2．関連）】対応不可 【本人確認（提案3．関連）】事実誤認 【最終利用者の活動の拠点への固定端末系伝送路設備の一端の設置（提案4．関連）】現行制度下で対応可能	【品質確認（提案1．関連）】 固定電話サービスは他の電話に比べて高水準の通話品質が確保されており、通話の相手が電話転送役務の利用者であることを知らず、通常の固定電話との通話と区別できない者にとっては、通話品質に一定の期待があると考えられます。このため、品質確認がされていない場合におけるその旨の通知については、通知音を一律不要とするのではなく、電話転送役務の提供者が品質確認をすることで通知音を挿入しないこととする方が合理性があると考えます。 総務省では、クラウドPBX型の電話転送役務の提供者であっても実施可能な品質の確認方法について業界団体と連携して検討するため、令和4年秋頃に研究会を立ち上げ、令和5年夏頃までに結論を得ることを予定しています。 【緊急通報（提案2．関連）】 固定電話番号を使用した発信転送で緊急通報を行った場合、緊急通報受理機関に通知される住所（当該固定電話番号に係る端末設備等の設置場所の住所）が通報者が実際にいる場所と異なってしまい、緊急通報受理機関による通報者情報の紐付けや通報者へのコールバックが困難となり、犯罪捜査や人命救助等に支障をきたす可能性があります。このため、現行制度では、緊急通報の利用者を誤認させるおそれがあるときは、緊急通報を不可能とする措置を講じることを求めています。 【本人確認（提案3．関連）】 固定電話番号から地域を識別できることは広く認知されており、その重要性について多くの人が認識していることから、固定電話番号を使用した電話転送役務の提供に当たっては、最終利用者の活動の実態が、当該最終利用者が使用する固定電話番号の番号区画内にあることを確認するため、本人確認を求めています。なお、現行制度では、犯罪収益移転防止法で規定されている方法と同様の方法による本人確認を規定しており、犯罪収益移転防止法に基づく本人確認を実施したのであれば、本制度による本人確認も実施されたものとみなしています。このため、二重規制には該当しないと考えます。 【最終利用者の活動の拠点への固定端末系伝送路設備の一端の設置（提案4．関連）】 クラウドPBX型の電話転送役務については、最終利用者の居所（個人の場合）や事務所（法人の場合）などと同じ番号区画内にあるデータセンター等に固定端末系伝送路設備の一端が設置され、その場所において固定電話のポート等が設定されて転送によらない固定電話サービスを利用できる状態にある場合は、その場所を最終利用者の活動の拠点とみなすことにより、この条件に適合するものとして運用しています。このため、このようなサービス形態においては、必ずしも最終利用者の居所や事務所などに固定端末系伝送路設備の一端が設置されていることを求めるものではありません。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
752	令和4年6月3日	令和4年6月27日	市町村における転出届のオンライン化	転居をする際に市町村に届け出る転出届について、オンラインで届け出ができるように制度を整備する。また、転出証明書についてオンラインで交付できるようにしてほしい。	転居をする場合、市町村に転出届を出し、交付された転出証明書を転入先に提出するが、年度末はたくさんの転居予定者が市役所に殺到し、手続きに長時間を要するなど非常に不便である。転出届についてはオンライン化することで手続き時間の短縮に繋がると考える。なお、転入の際に本人確認を徹底していることから、転出時の本人確認はそこまで厳重に行う必要はないと考える。	個人	総務省 デジタル庁	番号72の回答をご参照ください。				
753	令和4年6月3日	令和4年6月27日	安全衛生技術試験協会が実施する労働安全衛生法に基づく免許試験を休日及び祝日も開催することについて	安全衛生技術試験協会が実施する労働安全衛生法に基づく免許試験について、試験センターにおける試験についても休日や祝日にも開催するように取扱いを改める。	安全衛生技術試験協会が実施する労働安全衛生法に基づく免許試験は、基本的に平日に行われている。出張試験では休日に開催されるケースはあるが、受験者の利便性を考えると試験センターにおける試験についても休日や祝日にも開催するのが良い。	個人	厚生労働省	労働安全衛生法に基づく免許試験は、労働安全衛生法に基づく指定試験機関である（公財）安全衛生技術試験協会（以下「試験協会」という。）が実施しています。関東、近畿等の各地区毎に設置している試験センターでの試験の他、出張特別試験を各地で行っており、試験センターでの試験は平日を中心に実施しておりますが（年に4日は、土曜日または日曜日にも実施）、出張特別試験は受験者のニーズに応じ、平日のみではなく休日にも実施しています。	労働安全衛生法第75条の２第１項、労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令第19条の25	対応	試験日程につきましては、一定の需要があれば、試験センターで実施する試験実施日についても土曜日または日曜日を増やすことで、受験者の利便性の向上を図ることを検討してまいります。	
754	令和4年6月3日	令和4年6月27日	労働安全衛生法に基づく免許試験をCBT方式で行うことについて	労働安全衛生法に基づく免許試験について、CBT（Computer Based Testing）方式による試験を導入する。	労働安全衛生法に基づく免許試験は、例年受験者が多いところ、試験会場が公益財団法人 安全衛生技術試験協会の試験センター又は出張試験の会場（主に県庁所在地）に限られており、遠方からの受験者にとって費用及び時間の負担が大きい。CBT方式であれば、一定の要件を満たす会場にて受験者が各自受験することができる。また、CBT方式を選択する者が増加すれば、現地会場で受験する人数が減少し、新型コロナ対策や会場の確保についてコスト削減につながると考える。技術的には不可能ではないので、検討願いたい。	個人	厚生労働省	労働安全衛生法に基づく免許試験は、労働安全衛生法に基づく指定試験機関である（公財）安全衛生技術試験協会（以下「試験協会」という。）が実施しています。関東、近畿等の各地区毎に設置している試験センターでの試験の他、出張特別試験を各地で行っています。	労働安全衛生法第75条の２第１項、労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令第19条の25	検討を予定	CBT方式等コンピュータを用いた試験を実施する際に必要な関係システムの導入、運用について、費用対効果を鑑み、導入することは現時点では、厳しいと考えています。利用者の利便性向上に向けて、試験実施方式については今後も慎重に検討してまいります。	
755	令和4年6月3日	令和4年6月27日	無線従事者免許について、複数の種類の資格を免許証１枚に統合できるようにすることについて	無線従事者免許について、現在は複数の種類の資格を取得している場合は、資格ごとに免許証が交付されている。複数の免許証を管理するのは煩雑であることから、自動車運転免許証や労働安全衛生法による免許証のように１枚の免許証にまとめるように無線従事者規則の改正を求める。具体的には、無線従事者規則４７条及び別表第十三号様式などの整理が必要となると考える。なお、すでに免許証が交付されている者についても、希望すれば1枚の免許証にまとめることができるように制度を整備願います。	自動車運転免許証や労働安全衛生法による免許証は、複数の種類の資格が交付されることを前提に免許証の様式を定めており、日頃の所持管理が容易であるほか、氏名変更などの手続きも効率的に行えるようにしている。一方で、無線従事者免許は、資格ごとに免許証を交付しているため、管理が煩雑であることに加え、手続きも免許証それぞれで行う必要があるので、とても非効率である。無線従事者規則の整理を行うことで、1枚の免許証にまとめることができ、利便性が向上すると考える。	個人	総務省	総務大臣又は総合通信局長等は、無線従事者免許を与えたときは、無線従事者規則（平成2年郵政省令第18号）別表第13号様式の免許証を交付します。 また、免許証の交付を受けた後で、氏名に変更が生じたことなどにより再交付を受けようとする場合、無線従事者は、無線従事者規則別表第11号様式の申請書に所要の書類を添えて総務大臣又は総合通信局長等に提出する必要があります。	無線従事者規則第47条第１項、同規則別表第11号様式及び別表第13号様式	対応不可	平成21年10月の無線従事者規則の一部改正により、免許証の体裁は、紙の冊子又は用紙からクレジットカード状のプラスチック製のカードに変更されたことから、それ以降に無線従事者資格を取得した方が、仮に複数枚の免許証を所持する場合であっても、その所持管理に係る負担感は以前より軽減されているものと考えます。 無線従事者免許証については、特に海上及び航空関係の一部の資格において、国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則（RR）に基づき、免許人の署名欄やRRに規定する証明書への該当に関する記載（和文及び英文）を設けたりするなど、資格に応じて異なる記載内容となることが多いため、資格ごとに免許証の交付を行っていることから、現状の体裁ですべての免許証の内容を１枚に統合することは困難です。 以上の背景から、氏名の変更等に伴う免許証の再交付申請については、資格ごとに行っていただく必要がありますので、ご理解をお願いします。	
756	令和4年6月3日	令和4年6月27日	民生委員による死亡届の提出の対応の迅速化	民生委員から届け出された死亡届は死亡事項記載の申し出として取り扱う場合において、申出人たる民生委員が死亡者との密接な関わりがあり、その申し出に疑義がないと認める場合など一定の要件を満たす場合には、法務局長の記載許可を包括的に与えたものとして、市町村長がその職権で死亡の記載ができるようにする。	民生委員は、戸籍法に定める死亡届の届出義務者及び資格者に含まれていないことから、民生委員から届け出された死亡届は死亡事項記載の申し出として取り扱っている。この場合、市町村では法務局の許可を得て、死亡の記載を行っているが、許可までに時間を要するケースもある。事例によっては、申出人たる民生委員が死亡者との密接な関わりがあり、その申し出に疑義がないものもあるため、事務の迅速化を考えると、法務局長の記載許可を包括的に与えることができる事例を示すことが必要と考える。	個人	法務省	死亡の届出は、届出義務者が死亡の事実を知った日から7日以内（国外で死亡があったときは、その事実を知った日から3か月以内）に、これをしなければならないとされております。 なお、死亡届の届出義務者がいない場合又は届出義務者からの届出を期待することができない場合において、福祉事務所の長及びこれに準ずる者から死亡事項の職権記載申出がされ、届出事件の本人と死亡者との同一性に疑義がない場合には、あらかじめ戸籍法第44条第3項及び第24条第2項に規定する管轄法務局又は地方法務局の長の許可を包括的に与えることとされており、市区町村長限りで死亡事項の職権記載をして差し支えないものとされております。	戸籍法第86条、87条 平成25年3月21日付け法務省民一第285号法務省民事局民事第一課長通知	対応不可	制度の現状のとおり、死亡記載事項申出がされた場合において、市区町村長限りで死亡事項の職権記載をして差し支えないものとされているのは福祉事務所の長及びこれに準ずる者から申出がされた場合に限られております。 なお、現在のところ、民生委員から死亡記載事項申出がされた場合について同様の取扱いとする予定はありません。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
757	令和4年6月3日	令和4年6月27日	戸籍届書の記載事項証明書の交付要件を明確にすること	戸籍届書の記載事項証明書について、法令で交付要件を明確化し、国民にとって請求権の有無を分かりやすいものにする。	戸籍法第４８条第２項では、「利害関係人は、特別の事由がある場合に限り、届書その他市町村長の受理した書類の閲覧を請求し、又はその書類に記載した事項について証明書を請求することができる」とあるが、法令に「利害関係人」や「特別の事由」についての定義づけがなく、市役所の担当者によると、一部法令に定めがあるものを除いて通達などによる運用がなされているとのことである。国民が届書の記載事項証明書を必要とする場合に、その請求権の有無を確認するには基準が明確である必要があるが、一般国民にとって通達に触れる機会は少なく、確認が容易にできる法令でも「利害関係人」や「特別の事由」といった曖昧な書き方がされ、分かりにくいので、トラブル防止の観点からも改善を要望する。	個人	法務省	利害関係人は、特別の事由がある場合に限り、届書その他市町村長の受理した書類の閲覧を請求し、又はその書類に記載した事項について証明書を請求することができることとされております。 なお、「利害関係人」については、①届出事件の本人又は届出人、②届出事件本人の家族又は親族、③官公吏（職務の執行に関係のある場合に限る）が該当することとされており、「特別の事由」の有無については、個別の事案ごとに判断されることとなります。	戸籍法第４８条第２項 昭和２２年４月８日付け法務省民一第２７７号通達等	対応不可	制度の現状のとおり、「特別の事由」については個別の事案ごとに判断を要するものであることから、法令において一律に規定することは困難であり、また、「利害関係人」については既に通達により明確にされていることから、改めて法令に規定する予定はありません。	
758	令和4年6月3日	令和4年6月27日	不動産登記における住所変更の申請における申請書への押印の廃止する	不動産登記における住所変更の申請について申請書への押印を廃止する。申請書に一律に押印を求める規定を改正し、印鑑証明が必要な手続きを除いて、押印をしなくても良いようにする。	住所変更の申請は、住所移転という事実を登記記録に反映させるものであり、売買のように当事者の意思を確認する必要がないことから、押印を求める必要性は薄い。 現行法は、売買のような当事者の意思の確認を要する手続きとまとめて規定されているがために、住所変更のような事実の反映をさせるための手続きに非効率をもたらしている。 将来的に住所移転時の住所変更登記申請が義務化されるのであれば、国民の負担軽減も兼ねて対策を講じるべきではないか。	個人	法務省	不動産の登記名義人の住所の変更の登記の申請を書面申請で行うに当たっては、申請情報を記載した書面に記名押印又は署名をしなければならないとされています。	不動産登記令第１６条第１項、不動産登記規則第４７条第３号	その他	制度の現状欄に記載のとおり、住所の変更の登記の申請に当たっては、登記申請人による申請意思を確認するため、押印又は署名が必要とされているところです。 なお、民法等の一部を改正する法律（令和３年法律第２４号）による改正不動産登記法に基づき、令和６年４月１日から、住所等の変更登記に申請義務が課されることとなりますが、これに併せて、他の公的機関の有する台帳制度（住民基本台帳、商業登記）等とのシステム的な連携をすることによって登記官が住所等の変更登記を職権で行う仕組みを設けることとしており、申請人による申請負担の軽減を図ることとしています。	
759	令和4年6月3日	令和4年6月27日	戸籍届出のオンライン申請の促進	マイナポータルのぴったりサービスを活用し、戸籍届出をオンラインでできるように基盤を整えてほしい。	戸籍については証明書のオンライン交付手続きの普及に力を入れている印象があるが、届け出についてもオンラインでできることができる環境が必要と考える。 市町村において導入が進まないのは、システム環境の選択肢が不十分なのも原因と思われるので、法務省とデジタル庁が連携し、環境を整備いただきたい。 既にマイナポータルのぴったりサービスというものがあるので、これを活用してはどうか。	個人	法務省 デジタル庁	戸籍事務にオンラインシステムを導入することについては、戸籍事務を管掌する各市区町村長の判断によることとされております。	情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第６条第１項 戸籍法施行規則第７９条の２	検討を予定	制度の現状のとおり、戸籍事務にオンラインシステムを導入することについては、戸籍事務を管掌する各市区町村長が判断することとなりますが、今後、法務省としても、戸籍事務においてマイナポータルを活用したオンライン請求の仕組みを構築することについて、デジタル庁と検討を進める予定です。	
760	令和4年6月3日	令和4年8月19日	軽二輪（126cc～250ccのバイク）の所有者の住所変更の手続き場所の拡充	軽二輪（126cc～250ccのバイク）の所有者が住所移転をした場合に、政令指定都市や中核市の場合、陸運支局に行かなくても市役所あるいは区役所で住所変更の手続きができるように制度を整備する。	陸運支局は一般国民にはなじみが薄いところであり、原動機付自転車のように市役所で住所変更の手続きができれば時間や移動費の節約になる。 一定以上の人口がいる政令指定都市や中核市であれば、国からの権限移譲や法定受託により対応することができると考える。	個人	国土交通省	ご提案は、「軽二輪」（総排気量が125cc超～250cc以下）に係る使用の届出等の手続きに関するものと理解いたします。 道路運送車両法に基づき、国において車両が保安基準に適合するよう、車両の大きさや総排気量等に基づく区分に応じ、車検や点検・整備等の各種措置を講じることとしております。 その中で、「軽二輪」については、より大型の「小型二輪」（総排気量が250cc超）や「四輪車」のような「車検」までは課していないものの、保安基準に適合していない場合には「整備命令」や「リコール」等の措置を講じるため、車両の使用の実態について国が一元的に把握する必要があり、運輸支局等へ届出手続きを行っていただくこととしております。	道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第97条の３第１項	検討を予定	制度の現状欄に記載のとおり、道路運送車両法に基づく「整備命令」や「リコール」等の軽二輪に係る措置を国において実施するためには、車両の所有者の住所等を含めた車両の使用の実態について国で一元的に管理する必要があります。 そのため、運輸支局等における届出手続きが必要となっておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。 なお、軽二輪に係る使用の届出等の手続きに関しては、今後、ユーザーへの利便性向上を踏まえ、運輸支局等への出頭が不要になるよう手続きのオンライン化に向けた検討も進めていく予定です。	
761	令和4年6月3日	令和4年6月27日	労働安全衛生法に基づく技能講習の学科についてEラーニング方式を導入すること	労働安全衛生法に基づく技能講習のうち、学科についてはEラーニング方式による学習を可能とするように制度を改める。なお、学科について行う試験については試験会場に集まる方式のままでよいと考える。	労働安全衛生法に基づく技能講習は、学科及び実技について受講者が一か所の会場に集まり受講するが、学科についてはEラーニング方式による学習でも対応可能と考える。学習に必要な時間についてはEラーニングの要領を作成し、法令等の基準を守らせるようにすれば対応できる。 知識の定着を確認するための試験については、試験会場に集まる方式を維持し、公正に確認できるようにするのが良い。 なお、実技については当然現地で行うべきである。	個人	厚生労働省	令和３年１月25日付け基安安発0125第２号、基安労発0125第１号、基安化発0125第１号「インターネット等を介したeラーニング等により行われる労働安全衛生法に基づく安全衛生教育等の実施について」において、労働安全衛生法に基づく技能講習は、学科については、ご提案のとおり、法令で定める講習範囲、講習時間等を担保できること、登録教習機関が技能講習の実施状況を把握できること、講義中に、受講者からの質問に対して講師が適切に応答できるよう双方向性が確保されていること等の要件を満たすのであれば、必ずしも一箇所の会場に集まらずにeラーニング等により実施できることを示しており、あわせて、実技講習、修了試験は、講師と同一の場所で対面により実施する必要があることを示しています。	労働安全衛生法第76条第１項、令和３年１月25日付け基安安発0125第２号、基安労発0125第１号、基安化発0125第１号	対応	制度の現状欄に記載のとおりです。	△

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
762	令和4年6月3日	令和4年6月27日	衛生管理者試験の受験資格について	現在、衛生管理者の受験資格として、学歴や実務経験が必要とされているが、2級ボイラー技士のように誰でも受験できるように制度を変更する。その代わり、免許の申請をする際に学歴や実務経験を証明する書類を添付させるようにすれば求められる要件は担保できると考える。	衛生管理者はとても需要のある資格であり、職場においても必要とされることが多いものである。 受験資格としてあらかじめ書類の提出を求めることは受験者や勤務先にとって負担があるので、試験に合格し、書類の添付があれば免許を取得できる状況になってから書類の提出を求める方法に改めたほうが良いと考える。 二級ボイラーでも問題なく運用されている取り扱いであるので検討いただきたい。	個人	厚生労働省	第一種又は第二種衛生管理者免許を受けることができる者は、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）別表第4において、第一種又は第二種衛生管理者免許試験に合格した者等と規定されています。また、当該衛生管理者免許試験の受験資格については、労働安全衛生規則別表第5第1号及び第1の2号において、大学又は高等専門学校を卒業した者はその後1年以上、高等学校又は中等教育学校を卒業した者はその後3年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの等と規定されており、一定の期間、労働衛生の実務に従事した経験が求められています。	労働安全衛生規則別表第4、別表第5第1号及び第1の2号	検討を予定	ご要望を踏まえ、産業保健の専門家等のご意見も伺いながら、衛生管理者免許試験の受験資格の要件となっている労働衛生の実務に係る従事経験について、免許を受ける際の要件に改めること等により、試験の前後にかかわらず免許申請の際までに有していればよいとすることが妥当であるか検討してまいります。	
763	令和4年6月3日	令和4年6月27日	衛生管理者試験の受験資格要件の緩和	衛生管理者試験の受験資格要件である実務経験について、法令で定める要件を満たした講習を修了することで、実務経験に代えることができる制度を導入する。 一回の講習で能力が身に着くか不明な場合は、複数種類の講習を修了することで実務経験に代えることができるようにすればよい。 試験の申請をする際に講習の修了証を提出し、問題がなければ受験できるようにすべきである。	衛生管理者は需要のある資格であるが、経験年数が若干足りないなどの問題により、人材の確保が難しい場合があり、講習による実務経験の代替を図ることが必要と考える。 二級ボイラー技士や発破技師には実務経験に代える講習があり、座学やワーク作業など、講習の内容を充実させることで、衛生管理者についても実務経験に代えることは可能であると考える。	個人	厚生労働省	第一種又は第二種衛生管理者免許を受けることができる者は、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）別表第4において、第一種又は第二種衛生管理者免許試験に合格した者と規定されています。また、当該衛生管理者免許試験の受験資格については、労働安全衛生規則別表第5第1号及び第1の2号において、大学又は高等専門学校を卒業した者はその後1年以上、高等学校又は中等教育学校を卒業した者はその後3年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの等と規定され、一定の期間、労働衛生の実務に従事した経験が求められており、講習の受講をもって労働衛生の実務に従事した経験に代えることはできません。	労働安全衛生規則別表第4、別表第5第1号及び第1の2号	検討を予定	ご要望を踏まえ、産業保健の専門家等のご意見も伺いながら、労働衛生の実務に係る従事経験に代えることのできる講習について、労働衛生水準を損なうことなく実施できるか検討してまいります。	
764	令和4年6月3日	令和4年6月27日	宅地建物取引士証をプラスチックカード化	宅地建物取引士証を運転免許証のようにプラスチックカードで作成することで、耐久性を向上させていただきたい。	現在、宅地建物取引士証は、写真を貼付し、証明内容が記載された台地をパクチして作成されているが、耐久性に劣るものである。また、近年の法改正でいわゆる士業の仲間入りが実現したとされるにも関わらず、重要事項説明等をする相手方に安っぽい証票を提示するのも心苦しい点がある。運転免許証のようにプラスチックカードで作成することで、耐久性が向上するほか、見栄えも良くなることから検討願いたい。	個人	国土交通省	都道府県知事が実施する宅地建物取引士資格試験に合格した者で、宅地若しくは建物の取引に関し二年以上の実務の経験を有するもの等は、当該試験を行った都道府県知事の登録を受け、当該都道府県知事に対し、宅地建物取引士証の交付を申請し、宅地建物取引士となることができます。 宅地建物取引士証の様式は、宅地建物取引業法施行規則（昭和32年建設省令第12号）別記様式第七号の三によるものとされていますが、宅地建物取引士証の作成方法や素材について、特段の定めは設けられていません。	宅地建物取引業法施行規則（昭和32年建設省令第12号）第14条の11及び別記様式第七号の三	現行制度で対応可能	制度の現状欄に記載のとおり、宅地建物取引士証の作成方法や素材については、法令上特段の定めはなく、当該宅地建物取引士証を発行する都道府県の裁量となっております。	
765	令和4年6月3日	令和4年7月20日	特定融資枠契約（コミットメントライン契約）の借主の範囲の拡大等	信用金庫の事業性融資先の規模の実態や、保険窓販業務において協同組織金融機関に会員特例が措置されている趣旨に鑑み、例えば、協同組織金融機関の会員に限って、コミットメントライン契約の資本金要件や純資産要件等の一部緩和を行うなど、借主の範囲の拡大・柔軟化についてご検討いただきたい。	コロナ禍において、上場企業を中心に手元資金の確保を目的としたコミットメントライン契約の利用が急増した。こうした中、信用金庫の取引先のうち、コミットメントライン契約の借主の対象範囲に該当しない中堅・中小企業からも、コロナ禍で先行きの見通しが立たない不安や、社会経済構造の変化を踏まえた柔軟かつ機動的な事業展開といった観点から、融資枠が確約され、機動的な資金調達が可能なコミットメントライン契約を活用したいとのニーズが急増した。なお、コミットメントライン契約は、借主保護の観点から法令により対象範囲が限定されている。この点、信用金庫はその預金量規模に関わらず事業性融資先の8割が従業員10人以下の小規模な企業（20人以下の場合は9割）であることから、コミットメントライン契約の借主の対象範囲に該当しない中堅・中小企業（資本金や純資産が億円規模の先等）であっても、信用金庫が須らく優越的な地位を有しているとは言い難い。さらに、相互扶助を基本理念とする協同組織金融機関においては、その会員に対して圧力的な契約締結が行われる懸念は少ないことから、保険窓販業務において会員特例が設けられている。ついては、こうした実態面及び上記会員特例が措置されている趣旨に鑑み、例えば、協同組織金融機関の会員に限って資本金要件や純資産要件等の一部緩和を行うなど、借主の範囲の拡大・柔軟化についてご検討いただきたい。	（一社）全国信用金庫協会、信金中央金庫	金融庁 法務省	特定融資枠契約に関する法律において、借主の対象範囲は大会社、資本金が3億円を超える株式会社、純資産額10億円を超える株式会社等である場合に限定されています。	特定融資枠契約に関する法律第2条	検討を予定	特定融資枠契約に関する法律の借主の対象範囲を拡大することは、貸主との関係において弱い立場にある借主が過度の負担を強いられる可能性があり、こうしたことを事後チェックにより防止することは難しいことから、慎重に検討する必要があります。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
766	令和4年6月3日	令和4年7月20日	不動産仲介業務の一部解禁	取引先・地域から、信用金庫が不動産仲介業務を取扱うことについて強いニーズがあるケース、具体的には、(1)取引先の担保不動産の売却、経営改善・事業再生及び相続・事業承継に係る支援、(2)「地域において公共的な役割を有する主体」が関与する地方創生事業―において取扱う不動産に関し、当該業務を行うことを認めていただきたい。	(1)取引先の担保不動産の売却、経営改善・事業再生及び相続・事業承継に係る支援 取引先の事業・経営課題等を熟知し、地元の不動産を含む様々なニーズ情報が集まる信用金庫が仲介サービスを提供できれば、顧客利便性は大幅に向上する。また、戦略的かつ顧客にとって最適な提案を行うことが可能となり、ひいては取引先の円滑な経営改善等に資することに加え、不動産を取扱うケースは繊細な案件も多く、取引先からは「第三者に情報漏らさずに案件を解決したい、信金に不動産の売買を任せたい」等の声がある。 ついては、取引先の担保不動産の売却、経営改善・事業再生及び相続・事業承継に係る支援に際して取扱う不動産において仲介業務を解禁いただきたい。 (2)「地域において公共的な役割を有する主体」が関与する地方創生事業 信用金庫は地方版総合戦略策定への協力を含め地方創生の中心的役割を果たすことが期待されており、自治体の街づくり事業等において、戦略策定段階から関与する信用金庫が中立的立場から不動産活用の提案等ができれば円滑な事業遂行にも資する。例えば、空き家・空き店舗の急増は都市部・地方部に関わらず年々深刻化しており、地域では様々な取組みが行われているが、この課題に対し、信用金庫が仲介サービスを提供できれば、地元の不動産情報のみならず、全国254金庫の情報ネットワークを活用することで全国レベルでの実効的なマッチング支援も可能となる。 ついては、「地域において公共的な役割を有する主体」が関与する地方創生事業で取扱う不動産において仲介業務を解禁いただきたい。	(一社)全国信用金庫協会、信金中央金庫	金融庁	信用金庫本体又は信用金庫の子会社の業務範囲は、法令において規定されている業務に限られています。	信用金庫法第53条、第54条の21	検討を予定	信用金庫における不動産仲介業務への参入については、他業を営むことによるリスクの遮断、信用金庫法に定められた業務に専念すること等による信用金庫の経営の健全性確保といった他業禁止の趣旨を踏まえる必要があり、中長期的な検討を要するため、直ちに措置することは困難です。	
767	令和4年6月3日	令和4年7月20日	事業用不動産の有効活用の範囲のさらなる柔軟化	「公的な再開発事業に該当しない」場合や「公共的な役割を有していると考えられる主体からの要請がない」場合であっても、金融機関の自主的な判断により、(1)事業用不動産の余剰スペースや統廃合等により事業の用に供さなくなった不動産の賃貸等を一層柔軟に行うこと、(2)店舗の新築や既存店舗の改築・建替えの際に賃貸用の余剰スペースをあらかじめ確保し、地域での活用を図ること―等ができるよう、金融庁「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」を見直していただきたい。	昨今、信用金庫では、店舗機能の見直しやデジタル化等による省人数化・省スペース化等を進めることで、店舗の余剰スペースや不稼働の店舗・土地が増加している。こうした余剰スペース等について、地域住民等からは、地域活性化・地域産業の振興等の観点から、事業用不動産を有効に活用してほしいとの要請があるほか、店舗の老朽化等に伴う建替えや新築に際しても同様の要請がある。 事業用不動産の有効活用については、現状では、「公的な再開発事業」「公共的な役割を有していると考えられる主体からの要請」との要件に該当しない場合は、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」(Ⅲ-4-2-2(4)(注1)～(注3))に掲げられた要件の充足状況について事案毎に慎重かつ保守的に検証せざるを得ず、結果として活用を断念することも少なくない。 そこで、「公的な再開発事業に該当しない」場合や「公共的な役割を有していると考えられる主体からの要請がない」場合であっても、金融機関の自主的な判断により、地域インフラ(教育・医療・福祉等)の充実、地域の賑わい創出、地域産業・取引先の支援、近隣の建物と平仄を合わせた景観の確保等の観点から、(1)事業用不動産の余剰スペースや統廃合等により事業の用に供さなくなった不動産の賃貸等を一層柔軟に行うこと、(2)店舗の新築や既存店舗の改築・建替えの際に賃貸用の余剰スペースをあらかじめ確保し、地域での活用を図ること―等ができるよう、同監督指針を見直していただきたい。	(一社)全国信用金庫協会、信金中央金庫	金融庁	銀行による保有不動産の賃貸については、その他の付随する業務(銀行法第10条第2項)として、賃貸の規模等一定の要件のもとで行うことが可能となっております。また平成29年9月の監督指針の改正により、自治体等の公共的な役割を有する主体からの要請に基づき賃貸を行う場合には、地方創生や中心市街地活性化の観点から、保有不動産の賃貸の規模や期間について柔軟に判断しても差し支えないこととしました。	主要行等向けの総合的な監督指針Ⅴ-3－2(4) 中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針Ⅲ－4－2(4)	検討を予定	保有不動産の賃貸に係る要件については、他業を営むことによるリスクの遮断、銀行業務に専念すること等による銀行等の経営の健全性確保といった他業禁止の趣旨を踏まえ、銀行等が、最大限、地域企業の価値向上や地域経済の活性化に貢献できるよう、引き続き検討を行います。	
768	令和4年6月3日	令和4年7月20日	取引先支援を目的としたシステム設計・プログラム販売業務等の取扱いの柔軟化	信用金庫が他の事業者等が開発したシステムやプログラムの販売等の媒介等ができるよう信用金庫法施行規則を改正していただきたい。なお、早期の対応が難しい場合は、暫定的な対応として、金融庁「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」で例示していただきたい。	2021年5月の信用金庫法の改正により(同年11月施行)、信用金庫は、信用金庫単独または他のベンダー等と共同して設計・開発したシステム設計・プログラム販売等業務を行うことが可能となった。 2021年11月に閣議決定された「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」において、「デジタル田園都市国家構想」が掲げられており、その中では「地域金融機関による面的・一体的な地域の中小企業のDX推進を図ること」が明記されている。このことは、地域金融機関に対して、地域の中小企業・小規模事業者にDXを推進するための取組みが期待されているものと理解する。 中小企業・小規模事業者のDXには、業種や規模・特性に合わせて様々な方策があるものと思われる。事業者及び信用金庫の双方にとって、自金庫で開発に携わったシステムやプログラムに限らず、それぞれの事業者の課題やニーズに即したシステムやプログラム等を提案できることが望ましい。 このため、信用金庫として、取引先中小企業・小規模事業者のDX化に関し、他の事業者が開発したシステムやプログラムの販売等の媒介等ができることを、信用金庫法施行規則第50条第13項の地域活性化等業務に明記していただきたい。なお、同施行規則の改正に時間が要する場合には、中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針Ⅲ-4-2-2の「その他の付随業務」の(1)の例示で示していただきたい。	(一社)全国信用金庫協会、信金中央金庫	金融庁	信用金庫は、法律上の付随業務として、信用金庫が行う預金の受入れ等の固有業務に係る経営資源を主として活用して行う業務であって、デジタル化や地方創生など持続可能な社会の構築に資するものを行うことができ、その具体的内容は内閣府令に定めており、例えば自金庫用に開発したシステムやプログラムの設計・開発・販売等の業務が掲げられています。 ただし、そのシステムやプログラムが、「当該金庫が単独若しくは他の事業者等と共同して設計し、若しくは開発(作成)した」もの、「又はこれに準するもの」である必要があります。	信用金庫法第53条第3項第20号、信用金庫法施行規則第50条第13項第3号	対応不可	信用金庫本体が付随業務として行うことができる業務は制度の現状欄に記載のとおりであり、「当該金庫が単独若しくは他の事業者等と共同して設計し、若しくは開発(作成)した」システムやプログラム、「又はこれに準じるもの」に該当しないシステムやプログラムの販売等の媒介等は、信用金庫法第53条第3項第20号の趣旨に照らし、同号の業務として規定することは困難です。 なお、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものではありますが、信用金庫法施行規則第50条第13項第3号に掲げる業務に該当しない業務については、監督指針記載の4要素に基づいて、「その他の付随業務」の範疇にあるかどうか判断されるべきものと考えます。	
769	令和4年6月3日	令和4年7月20日	認可事項実行届出書の取扱いの柔軟化	信用金庫法上の認可事項実行届出書については原則として提出不要としていただきたい。	信用金庫は、信用金庫法の規定による認可を受けた事項を実行した際に、認可事項実行届出書を内閣総理大臣に届出を行うことが規定されている。 同届出書の記載内容は、通常、事前に提出している認可申請書の記載内容と同様であることから、実行予定日に変更が生じない限り、同届出書の提出を不要とするなど、届出書の提出事由について柔軟化していただきたい。	(一社)全国信用金庫協会、信金中央金庫	金融庁	信用金庫は、信用金庫法の規定による認可を受けた事項を実行したときは、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならないとされています。	信用金庫法第87条第1項第5号、信用金庫法第87条の3	対応不可	信用金庫法の規定による認可を受けた日から6か月以内に認可した事項を実行しなかったときは当該認可は効力を失うところ、予定通りに実行されたかを確認する必要があるため、措置は困難です。 なお、本件届出は半期ごとに一括して行うことが可能です。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
770	令和4年6月3日	令和4年7月20日	臨時休業等の公告の廃止	店舗の臨時休業等の公告は全て不要とすることとしていただきたい。	信用金庫がやむを得ない理由により店舗（事務所）において臨時にその業務の全部もしくは一部を休止業し、または再開する場合には、法令で定める一定の事由を除き、公告を行うこととされている。しかしながら、店頭での掲示に加え、自金庫ホームページへの掲載、その他の通知など、顧客その他の関係先への様々な情報伝達手段が発展している現在においては、臨時休業等に際して、法令に基づく公告により周知する必要性は乏しくなっている。 ついては、店舗の臨時休業等の公告については全て不要とすることとしていただきたい。	（一社）全国信用金庫協会、信金中央金庫	金融庁	信用金庫は、天災その他やむを得ない理由によりその事務所においてその業務の全部又は一部を休止するときは、内閣府令で定める場合（台風、地震発生時等）を除き、信用金庫法第89条第1項で準用する銀行法第16条第1項に基づき、公告を行う必要があります。	信用金庫法第89条第1項で準用する銀行法第16条、信用金庫法施行規則第130条第4項	対応	信用金庫の事務所の臨時休業等に係る法令の定めは、業務の高い公共性に鑑みたものであることから、当該観点から慎重に検討する必要があります。 その上で、監督上の必要性等を踏まえた見直しを行い、令和4年7月15日に「信用金庫法施行規則の一部改正」を含む「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」を公布しました。	
771	令和4年6月3日	令和4年7月20日	臨時休業の届出等の緩和	生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあると判断され得る、「危険度の高い感染症」等の事由における届出等の手続きを簡素化していただきたい。	臨時休業における当局への届出等について、2019年10月の法令改正において、「台風、地震その他の異常な気象、海象又は地象により事務所においてその業務を行うことが当該事務所の役員、職員又は利用者の生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあることにより当該事務所の業務の全部又は一部を休止する場合」の手続きが簡素化された。 2020年より国内外で脅威となっている新型コロナウイルス感染症についても、上記の自然災害と同様に、役職員及び利用者の生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあることから、事務所を休止せざるを得ないケースも散見された。 このような点も踏まえ、生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあると判断され得る、「危険度の高い感染症」や、「技術的災害（自然災害以外を要因とする大規模停電やシステム障害等）」、「人的災害（テロ、暴動、火災等）等についても、信用金庫法施行規則の改正により、当局への届出等の手続きの簡素化を検討いただきたい。 なお、これが難しい場合には、金融庁「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」に明記するなどの対応を検討いただきたい。	（一社）全国信用金庫協会、信金中央金庫	金融庁	信用金庫が天災その他のやむを得ない理由により、事務所を臨時に休業するときは、その旨を届け出るとともに、公告し、かつ店頭に掲示しなければならないとされており、また、臨時休業を行った事務所が業務を再開した場合も同様の措置を行うこととされています。	信用金庫法第89条第1項で準用する銀行法第16条第1項、信用金庫法施行規則第130条	対応	信用金庫の事務所の臨時休業等に係る法令の定めは、業務の高い公共性に鑑みたものであることから、当該観点から慎重に検討する必要があります。 その上で、監督上の必要性等を踏まえた見直しを行い、令和4年7月15日に「信用金庫法施行規則の一部改正」を含む「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」を公布しました。	
772	令和4年6月3日	令和4年6月27日	提携ローン全般、または教育ローン・リフォームローン等を割賦販売法の対象から除外	預金取扱金融機関が提携するローン全般を割賦販売法の適用除外としていただきたい。なお、これが難しい場合は以下の提携ローンを適用除外としていただきたい。 〇業者と預金取扱金融機関が提携したリフォームローン（既存住宅の購入を伴わないリフォームを含むリフォームローン全般）や太陽光発電設備等の住宅設備等のローン。 〇大学等の教育機関と預金取扱金融機関が提携した教育ローン。	2009年12月1日に施行された改正割賦販売法によって割賦販売法の規制対象となる範囲が拡大し、適用除外項目を除く全ての商品・役務を取扱う提携ローンが割賦販売法に定める「個別信用購入あっせん」に該当する可能性を有することになった。2017年6月には、いわゆる「既存住宅購入・リフォーム工事一体型「提携」ローン」（一体型提携ローン）については、一定の要件を充足することにより同法の適用除外となることが明確化されたものの、金融機関が信頼できる業者と提携した（一体型提携ローン以外の）リフォームローンや太陽光発電設備等のローン、大学等と提携した教育ローン等を取り扱うためには、「個別信用購入あっせん業者」として登録することが必要となり、この登録業者になるためには事務面・費用面で相当程度の負荷がかかることから、実質的に取り扱うことができなくなっている。これらの提携商品は顧客ニーズも高く、また、金融機関としても金利優遇を行いやすい商品であったため、著しく顧客利便を損ねている。 ついては、預金取扱金融機関が提携するローン全般を同法の適用除外としていただきたい。 なお、これが難しい場合には、以下の提携ローンを適用除外としていただきたい。 〇住宅に関する提携ローンが現行法で適用除外とされている趣旨のほか、政府が推進する空き家・中古住宅の活用促進や再生可能エネルギーの普及促進などの観点を踏まえ、業者と預金取扱金融機関が提携したリフォームローン（既存住宅の購入を伴わないリフォームを含むリフォームローン全般）や太陽光発電設備等の住宅設備等のローンは適用除外とする。 〇学生及びその家族の経済的な負担軽減や地域の大学等における学生確保などの観点を踏まえ、大学等の教育機関と預金取扱金融機関が提携した教育ローンは適用除外とする。	（一社）全国信用金庫協会、信金中央金庫	経済産業省	銀行等の取扱うローンは、銀行等・消費者間の金銭消費貸借契約と、販売業者等・消費者間の販売契約等との間に「密接な牽連性」が存在する場合は、割賦販売法第2条第4項に規定する個別信用購入あっせん業に該当します。「密接な牽連性」の有無は、金銭消費貸借契約と役務提供契約の手続的一体性・内容的一体性や金融機関と役務提供事業者との一体性（人的関係・資本関係等）の要素を考慮した上で、総合的に判断しています。同法の対象となる商品・役務は全ての商品・役務としており、権利については指定権利としております。	割賦販売法（第2条第4項、第35条の3の23、第35条の3の60第2項）	検討を予定	本提案を踏まえた個別信用購入あっせんにおける規制対象の見直しの要否については、産業構造審議会割賦販売小委員会において同様の趣旨の提案に係る審議をした上で、平成27年7月に取りまとめた報告書において、「中小企業を含めた登録個別信用購入あっせん業者が法の規定を遵守している中、現段階において、法の規定を適用除外とする措置を要するほどの具体的な必要性が示されているとはいえない。そこで、制度的な措置は行わず、具体的な負担や取引実態の把握を継続しつつ、法令解釈の一層の明確化等の取組を検討・実施すべきである。その上で、かかる実務的な取組では対応できない負担軽減の必要性が示され、かつ、トラブルの発生状況等に鑑みて規制内容が過剰と考えられる状況となった場合等において、必要に応じ、制度的な措置の要否を再度検討するものとする」とされています。今後、具体的な必要性が示され、かつ、規制内容が過剰と考えられる状況となった場合には、必要に応じて検討してまいります。	
773	令和4年6月3日	令和4年6月27日	保険販売業務に係る融資先販売規制の見直し	保険販売業務に係る融資先販売規制を見直していただきたい。	本規制は、融資先法人等に加えて、小規模事業者の従業員等についても圧力販売の懸念があるとして設けられた規制であるが、一般的に従業員等は、自らの勤務先における融資取引の内容を承知していないのが通常であることから、勤務先の融資取引状況による事前規制は合理性がないうえ、従業員等の能動的な保険加入の機会を一方的に阻害しており、顧客本位にそぐわない過剰な規制といわざるをえない。 また、協同組織金融機関は、相互扶助の理念を鑑みて、法人会員の融資先については代表者を含めて保険販売が認められているにも拘わらず、当該法人の従業員等には一律に保険販売が認められない不合理が生じていることからも、本規制について見直しを行っていただきたい。	（一社）全国信用金庫協会、信金中央金庫	金融庁	銀行等による保険販売については、保険契約者等の保護を図りつつ、利便性の向上を目指す観点から次のような弊害防止措置が設けられています。 ・非公開情報保護措置 ・融資先販売規制 ・タイミング規制 ・担当者分離規制 ・預金との誤認防止措置	保険業法施行規則第212条、同第234条第1項等	検討を予定	銀行等による保険募集規制については、保険契約者等の保護を図りつつ利便性の向上を目指す観点から設けているものです。 弊害防止措置については、モニタリング結果や関係者からのヒアリングを踏まえ、平成23年9月7日付で関係内閣府令等を改正し、 ・融資先募集規制の対象商品から一時払終身保険等を除外するほか、 ・預金との誤認防止措置について、実効性確保のための措置を講じる 等の見直しを行ったところであり、平成24年4月1日から施行されています。 銀行等による保険募集の状況については、引き続き実態把握に努め、今後の弊害防止措置等の見直しについては、必要が生じた場合に行うこととしています。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
774	令和4年6月3日	令和4年6月27日	保険販売業務に係る保険金額制限の撤廃	保険販売業務に係る保険金額制限を見直していただきたい。	保険金額制限は、融資先へ特定の生命保険商品等を販売する際に、万一の弊害を抑止するために設けられた規制であるが、そもそも協同組織金融機関では会員に対する圧力販売の懸念がないうえ、同種の終身保険であっても保険料の払込方法によって規制の対象となるなど、合理的な説明が困難なケースが発生している。 また、信用金庫は顧客のライフプランと意向を踏まえたうえで、業横断的な商品やプランの提案及び適切なフォローアップを行う必要があるが、例えば、疾病入院給付金日額の平均が約1万円（2021年度「生命保険に関する全国実態調査」）となっているにも関わらず、2007年の規制導入以降、同日額は5千円のまま据え置かれており、本規制により顧客の意向に沿った最適な提案ができなくなっている。顧客本位に反するこのような規制は撤廃もしくは金額設定の見直しを行っていただきたい。	（一社）全国信用金庫協会、信金中央金庫	金融庁	銀行等による保険販売については、保険契約者等の保護を図りつつ、利便性の向上を目指す観点から次のような弊害防止措置が設けられています。 ・非公開情報保護措置 ・融資先販売規制 ・タイミング規制 ・担当者分離規制 ・預金との誤認防止措置	保険業法施行規則第212条、同第234条第１項等	検討を予定	銀行等による保険募集規制については、保険契約者等の保護を図りつつ利便性の向上を目指す観点から設けているものです。 弊害防止措置については、モニタリング結果や関係者からのヒアリングを踏まえ、平成23年９月７日付で関係内閣府令等を改正し、 ・融資先募集規制の対象商品から一時払終身保険等を除外するほか、 ・預金との誤認防止措置について、実効性確保のための措置を講じる 等の見直しを行ったところであり、平成24年４月１日から施行されています。 銀行等による保険募集の状況については、引き続き実態把握に努め、今後の弊害防止措置等の見直しについては、必要が生じた場合に行うこととしています。	
775	令和4年6月3日	令和4年6月27日	生命保険の募集に係る構成員契約規制の見直し	生命保険の募集に係る構成員契約規制を見直していただきたい。	本規制は、優越的地位の濫用や圧力募集の防止を目的としたものであるが、損害保険や第三分野商品には及ばない、特定の生命保険商品のみに設けられた規制であり、妥当性を欠いている。 また、特定関係法人とされる「密接な関係を有する者」の範囲が幅広であることから、代理店における調査・管理負荷がかかるうえ、外形的な基準により顧客の能動的な保険加入の機会まで一律制限するものであり、顧客の利便性を損なっている。	（一社）全国信用金庫協会、信金中央金庫	金融庁	企業が、生命保険会社と募集代理店契約を締結して生命保険商品の募集を行う場合、従業員への圧力募集等を防止する観点から、当該企業及びその企業と密接な関係を有する者（法人）の役員・従業員に対する保険募集は一部の保険商品を除き禁止されています。	保険業法第300条第1項第9号 同法施行規則第234条第1項第2号 平成10年大蔵省告示第238号 保険会社向けの総合的な監督指針Ⅱ－4-2-2(11)	検討を予定	生命保険契約の長期性、再加入困難性等に鑑み設けられている規制であり、その趣旨を踏まえつつ、引き続き慎重に検討を行う必要があります。	
776	令和4年6月3日	令和4年6月27日	共済代理店の範囲の見直し（生協法における共済代理店の範囲に信用金庫を追加）	生協法における共済代理店の範囲に信用金庫を追加していただきたい。	2008年までの保険業法と生協法の改正において、労働金庫が保険と共済の代理店になることが認められたが、信用金庫は、これら共済の代理店になることが認められていない。 生協や労働金庫と同じく協同組織である信用金庫が共済代理店になることができれば、会員・組合員に対する利便性はもちろん、基本サービスや福利厚生の更なる向上につながると考えられる。 利益第一主義ではなく地域の相互扶助を経営理念とする信用金庫であれば、共済について適切な募集を行うことが可能であり、共済代理店になることができる者として追加していただきたい。	（一社）全国信用金庫協会、信金中央金庫	厚生労働省 金融庁	消費生活協同組合法においては、共済契約の締結の代理又は媒介の業務を行える共済代理店として、①消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会、②労働金庫、③自動車分解整備事業者を定めている。	消費生活協同組合法第12条の2、同施行令2条、同施行規則167条、同施行規程第5条	検討を予定	協同組織金融機関（以下、「信用金庫等」という。）のうち労働金庫については消費生活協同組合をその会員とすることができるため、共済代理店になることができる者として規定されましたが、更に信用金庫等に拡大することは、共済代理店制度の実情や共済を取り巻く状況等を踏まえつつ、引き続き、関係団体等も含めた慎重な検討が必要です。	
777	令和4年6月3日	令和4年6月27日	保険販売業務に係る非公開情報保護措置の撤廃	保険販売業務に係る非公開情報保護措置を撤廃していただきたい。	信用金庫などの金融機関が保険募集を行うにあたり、業務に際し知り得た顧客の非公開情報（非公開金融情報）を顧客の事前同意なしに利用することは禁止されている。顧客の個人情報の利用に関しては個人情報保護法に基づく利用同意を得ているにもかかわらず、信用金庫が保険募集を行う際にのみ適用されるこのような規制は必要はないと考えられる。 また、信用金庫には、それぞれの顧客の状況や意向を踏まえた資産活用や保全などに寄与する多様な金融商品・サービスの提供が求められているが、こうした過剰な規制により顧客本位の高品質な金融サービスの実現を阻害する要因となっている。高齢社会における、国民の安定的な資産形成に向けたコンサルティング機能を十分に発揮するためにも、本措置を撤廃していただきたい。	（一社）全国信用金庫協会、信金中央金庫	金融庁	銀行等による保険販売については、保険契約者等の保護を図りつつ、利便性の向上を目指す観点から次のような弊害防止措置が設けられています。 ・非公開情報保護措置 ・融資先販売規制 ・タイミング規制 ・担当者分離規制 ・預金との誤認防止措置	保険業法施行規則第212条、同第234条第１項等	検討を予定	銀行等による保険募集規制については、保険契約者等の保護を図りつつ利便性の向上を目指す観点から設けているものです。 弊害防止措置については、モニタリング結果や関係者からのヒアリングを踏まえ、平成23年９月７日付で関係内閣府令等を改正し、 ・融資先募集規制の対象商品から一時払終身保険等を除外するほか、 ・預金との誤認防止措置について、実効性確保のための措置を講じる 等の見直しを行ったところであり、平成24年４月１日から施行されています。 銀行等による保険募集の状況については、引き続き実態把握に努め、今後の弊害防止措置等の見直しについては、必要が生じた場合に行うこととしています。	
778	令和4年6月3日	令和4年6月27日	信用金庫がオンライン上で保険商品を提供する際の環境整備	信用金庫におけるオンライン上の保険販売においても、弊害防止措置等による煩雑な手続きを行うことなく、利便性の高い金融サービスが同等に提供できるようにしていただきたい。	「金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律」では、多種多様な商品・サービスをワンストップで提供する「金融サービス仲介業」が創設されたが、イコールフッティングの観点から、例えば信用金庫におけるオンライン上の金融商品販売においても、保険商品の弊害防止措置等による煩雑な手続きを削減するなど、顧客に対して利便性の高い金融サービスが同等に提供できるようにしていただきたい。	（一社）全国信用金庫協会、信金中央金庫	金融庁	銀行等による保険販売については、保険契約者等の保護を図りつつ、利便性の向上を目指す観点から次のような弊害防止措置が設けられています。 ・非公開情報保護措置 ・融資先販売規制 ・タイミング規制 ・担当者分離規制 ・預金との誤認防止措置	保険業法施行規則第212条、同第234条第１項等	検討を予定	銀行等による保険募集規制については、保険契約者等の保護を図りつつ利便性の向上を目指す観点から設けているものであり、オンライン上での保険商品の販売時においても同様です。 弊害防止措置については、モニタリング結果や関係者からのヒアリングを踏まえ、平成23年９月７日付で関係内閣府令等を改正し、 ・融資先募集規制の対象商品から一時払終身保険等を除外するほか、 ・預金との誤認防止措置について、実効性確保のための措置を講じる 等の見直しを行ったところであり、平成24年４月１日から施行されています。 銀行等による保険募集の状況については、引き続き実態把握に努め、今後の弊害防止措置等の見直しについては、必要が生じた場合に行うこととしています。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
779	令和4年6月3日	令和4年8月19日	確定拠出年金の脱退要件の緩和	確定拠出年金の脱退要件について、一定の条件（例えばペナルティ課税）のもと、年金資産の中途引出しを可能とするなど、規制のさらなる緩和を検討いただきたい。	2017年１月から、原則20歳以上の全国民が確定拠出年金制度に加入可能となった。それに伴い、確定拠出年金の脱退要件も見直され、個人別管理資産の額が一定額（現行1.5万円）以下の企業型年金加入資格喪失者と保険料免除者以外は脱退一時金を受け取ることができないこととなった。 脱退要件は、2021年4月に個人型の要件緩和（通算の掛金拠出期間が3年から5年に拡大）、2022年5月に企業型の要件緩和（個人別管理資産が1.5万円超でも、iDeCoの脱退要件を満たしていれば、iDeCoへの移換なしに企業型DCの脱退可能）および個人型の要件緩和（国民年金被保険者となることができない場合で一定の要件を満たす場合に脱退可能）と、一部要件緩和がされる予定であるが、引き続き、原則として脱退のハードルが高い制度となっている。 ついては、加入者の中には不測の事態が生じても原則として資産を受け取れないことについて不安感を抱く者が少なくないと考えられることから、他の企業年金制度と同じく、一定の条件（例えばペナルティ課税）のもと、年金資産の中途引出しを可能とするなど、規制のさらなる緩和を検討願いたい。	（一社）全国信用金庫協会、信金中央金庫	厚生労働省	確定拠出年金制度における脱退一時金の支給要件は以下のとおりとなっています。 【企業型確定拠出年金】 ・企業型年金加入者、企業型年金運用指図者、個人型年金加入者及び個人型年金運用指図者でない ・年金資産が15,000円以下 ・最後に企業型年金の資格喪失した日が属する月の翌月から6月以内 【個人型確定拠出年金】 ・60歳未満であること ・企業年金加入者でないこと ・個人型年金に加入できないこと ・障害給付金の受給権者でないこと ・通算の掛金拠出期間が５年以下又は資産額が少額（２５万円以下） ・最後の企業型又は個人型確定拠出年金の資格喪失から２年以内	確定拠出年金法附則第2条の2第1項、第3条第1項、確定拠出年金法施行令第59条第2項、60条第2項	対応不可	確定拠出年金制度は、老後の所得の確保を図る目的で設けられた年金制度であり、原則として、60歳到達前の中途引き出しは認められていません。 脱退一時金の支給要件の緩和については、制度の目的や税制優遇措置との関係の観点等から慎重な検討が必要です。	
780	令和4年6月3日	令和4年8月19日	「マッチング拠出」における加入者掛金の上限規制の緩和	「マッチング拠出」における加入者掛金の上限規制（事業主掛金を超えてはならないとの規制）をできる限り早期に撤廃していただきたい。	マッチング拠出の加入者掛金の設定にあたっては、①事業主掛金との合計額が拠出限度額の範囲内で、かつ、②事業主掛金を超えてはならないとされている。 事業主掛金が少額の加入者については、上記①の限度額にゆとりがあったとしても、上記②の規制により、加入者掛金を少額しか拠出することができない。 また、2017年１月から、個人型確定拠出年金（iDeCo）との同時加入も認められたが、iDeCoの口座管理手数料を加入者が負担するなどのデメリットがあることから、マッチング拠出が可能な企業型確定拠出年金加入者は、当該拠出を活用した方がメリットが大きい。 ついては、自助努力による更なる老後資産形成の観点から、上記②の規制を撤廃するよう検討願いたい。	（一社）全国信用金庫協会、信金中央金庫	厚生労働省	企業型確定拠出年金の加入者掛金（いわゆるマッチング拠出）については、当該企業型確定拠出年金における拠出限度額内で、事業主掛金に上乗せして、加入者自らが掛金を拠出する制度です。加入者掛金の額については、事業主掛金の額を超えないように企業型年金規約に定めるよう法律に規定されています。	確定拠出年金法第4条第1項第3号の2、第19条第3項、第20条	対応不可	企業年金は従業員の福祉の向上を図るものであり、退職給付としての性格を持つものでもあることから、事業主拠出が基本です。このため、企業型確定拠出年金における加入者掛金（いわゆるマッチング拠出）については、事業主の掛金負担が従業員に転嫁されるようなことがないように、従業員が拠出できる掛金額は事業主が拠出する掛金額の範囲内とするとしているものです。	
781	令和4年6月3日	令和4年8月19日	確定拠出年金運営管理機関の登録事項の簡素化	確定拠出年金運営管理機関の登録事項として、「役員の兼職状況」を除外していただきたい。	確定拠出年金運営管理機関は、役員の兼職状況について、主務大臣に届け出ることとされているが、以下の観点を踏まえ、当該項目を登録事項から除外していただきたい。 信用金庫の常務に従事する役員等の兼職・兼業については、信用金庫法で制限が設けられ、内閣総理大臣の認可を要するとされている。こうした認可を経て、兼業・兼職が行われていることを踏まえると、信用金庫の役員等においては、確定拠出年金運営管理機関の登録拒否事項に係る法人との兼職はないものと思料される。 なお、政府では、「骨太の方針」(2020年7月17日閣議決定)において、「行政手続のオンライン化、ワンストップ・ワンスオンリー化を抜本的に進め……府省庁は、……原則として対面や押印の不要化、申請書類の可能な限りの縮減……等を加速する」とし、実際に手続きのオンライン化その他の対応を進めていただいていることから、官庁間でのさらなる情報共有によって、重複した届出は行わなくて良いものとするなど、金融機関を含む事業者の実際の負担軽減に向けて取り組んでいただきたい。	（一社）全国信用金庫協会、信金中央金庫	厚生労働省 金融庁	金融機関等が確定拠出年金運営管理機関の登録を受ける際は、申請書に役員の兼職状況、等を記載する必要があります。また、これらの事項に変更があったときは、その日から2週間以内に、その旨を主務大臣に届け出なければならないとされています。	確定拠出年金法第89条第1項、第91条第1項第5号、第92条第1項、確定拠出年金運営管理機関に関する命令第2条	対応不可	確定拠出年金運営管理機関の役員の兼職状況については、年金関連業務を担う者としての適格性を判断するため、役員が確定拠出年金法第91条第1項第5号に該当する者でないかを確認することとしています。これは、登録を取り消された確定拠出年金運営管理機関の役員であった者では当該取消しの日から5年を経過しないものが役員にいる法人からの登録を拒否するものであり、信用金庫法第35条における役員の兼職又は兼業の制限とは内容が異なることから同法による確認のみでは不十分であるため、ご提案に対応することは困難です。	
782	令和4年6月3日	令和4年8月19日	確定拠出年金運営管理機関の登録事項変更に係る届出期限の延長	確定拠出年金運営管理機関は、登録事項に変更が生じたときは変更日から2週間以内に主務大臣に届け出ることとされているが、この届出期限を延長していただきたい。	確定拠出年金運営管理機関は、登録事項に変更が生じたときは変更日から2週間以内に届け出ることとされているが、例えば、役員異動に伴う住民票等の書類の取り寄せなど、相当の時間を要するものがあることから、届出期限の延長をしていただきたい。 なお、2016年の銀行法等の改正では、銀行代理業者等の登録事項の変更および信託契約代理店の登録事項の変更にかかる届出の期限が「2週間以内」から「30日以内」に延長されている。	（一社）全国信用金庫協会、信金中央金庫	厚生労働省 金融庁	金融機関等が確定拠出年金運営管理機関の登録を受ける際は、申請書に役員の氏名、資本金額等を記載する必要があります。また、これらの事項に変更があったときは、その日から2週間以内に、その旨を主務大臣に届け出なければならないとされています。	確定拠出年金法第89条第1項、第92条第1項、第104条	対応不可	確定拠出年金運営管理機関に対しては、適時適正に監督を行う必要があるところ、加入者の利益の保全や保護を図るため、登録変更事項については、速やかに確認する必要があることから、ご提案に対応することは困難です。	
783	令和4年6月3日	令和4年6月27日	信託契約代理店登録申請における役員の住民票抄本提出に係る要件の緩和	信託契約代理店の登録の申請にあたっては、役員の本籍地が記載された住民票抄本を提出することとされているが、本籍地の記載を不要としていただきたい。	信託契約代理店の登録の申請にあたっては、役員の本籍地が記載された住民票抄本を提出することとされている。 本籍地については、金融分野における個人情報保護に関するガイドラインに規定する機微情報に該当し、金融機関にとって通常より慎重な事務処理が求められ、相応の負担が生じていることから、監督上の必要性等を考慮のうえ、本籍地の記載を不要とするよう検討いただきたい。	（一社）全国信用金庫協会、信金中央金庫	金融庁	信託契約代理業の登録を受けようとする者は、信託業法第68条第2項第4号、信託業法施行規則第71条第1項第1号及び第2号に基づき、申請書に住民票の抄本を添付しなければなりません。 また、信託会社等に関する総合的な監督指針3－2－1（4）及び10－2－3において、住民票の抄本には、本籍が記載されているものを提出することとしています。	信託業法第68条第2項第4号 信託業法施行規則第71条第1項第1号、第2号 信託会社等に関する総合的な監督指針3－2－1（4）、10－2－3	対応不可	信託契約代理業の登録審査において、登録要件を満たすかどうかを確認するにあたり必要とするため、住民票の本籍地の記載を不要とすることは困難です。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
784	令和4年6月3日	令和4年6月27日	自己信託の登録および登録の更新にかかる役員の住民票抄本提出に係る要件の緩和	自己信託の登録の申請および更新にあたっては、役員の本籍地が記載された住民票抄本を提出することとされている。	自己信託の登録の申請および更新にあたっては、役員の本籍地が記載された住民票抄本を提出することとされているが、本籍地の記載を不要としていただきたい。	(一社)全国信用金庫協会、信金中央金庫	金融庁	自己信託の登録(登録の更新を含む)を受けようとする者は、信託業法第50条の２第４項第５号、信託業法施行規則第51条の４第３号に基づき、申請書に住民票の抄本を添付しなければなりません。 また、信託会社等に関する総合的な監督指針３－２－１(４)及び７－２－２において、住民票の抄本には、本籍が記載されているものを提出することとしています。	信託業法第50条の2第4項第5号 信託業法施行規則第51条の4第3号 信託会社等に関する総合的な監督指針3－2－1(4)、7－2－2	対応不可	自己信託の登録(登録の更新を含む)審査において、登録要件を満たすかどうかを確認するにあたり必要とするため、住民票の本籍地の記載を不要とすることは困難です。	
785	令和4年6月3日	令和4年7月20日	自己信託の登録事項変更に係る届出期限の延長	自己信託(信託業法第50条の2)の登録を受けた者は、登録事項に変更が生じたときは変更日から2週間以内に内閣総理大臣に届け出ることとされているが、この届出期限を延長していただきたい。	信託業法第50条の2に規定する自己信託の登録を受けた者は、登録事項に変更が生じたときは変更日から2週間以内に内閣総理大臣に届け出ることとされているが、例えば、役員異動に伴う住民票等の書類の取り寄せなど、相当の時間を要するものがあることから、届出期限を延長していただきたい。 なお、2016年の銀行法等の改正では、銀行代理業者等の登録事項の変更および信託契約代理店の登録事項の変更にかかる届出の期限が「2週間以内」から「30日以内」に延長されている。	(一社)全国信用金庫協会、信金中央金庫	金融庁	自己信託の登録を受けた者は、登録事項に変更が生じたときは、信託業法第50条の2第12項で適用する信託業法第12条第2項に基づき、2週間以内に、その旨を届け出る必要があります。	信託業法第50条の2第12項で適用する信託業法第12条第2項	検討を予定	登録申請事項に変更があった場合の2週間以内の届出は、自己信託登録者を適時適切に監督する観点から必要なものです。提出期限については、その実務の実態も踏まえつつ、慎重に検討する必要があります。	
786	令和4年6月3日	令和4年6月27日	「実質的支配者リスト制度」の制度拡充等	法人における実質的支配者情報の登録義務化等を含め、「実質的支配者リスト制度」の制度拡充を検討いただきたい。 また、併せて、特定事業者に対しても、本制度によって保管される実質的支配者情報のアクセス権限を認めていただきたい。	2022年1月から、法務省による「実質的支配者リスト制度」が開始されたが、同制度の創設は、マネロン対策における実質的支配者情報の円滑な把握推進にとって意義深いものと理解している。 一方で、①制度利用は法人の任意、②実質的支配者が犯罪収益移転防止法施行規則第11条第2項第1号に該当する類型の場合のみに利用可、③株式会社及び特例有限会社のみに利用可―など実効性の面での課題もある。 ついては、我が国全体のマネロン対策等において、実質的支配者情報の把握が重要課題となっていることを踏まえ、法人における実質的支配者情報の登録義務化等を含め、同制度の拡充を検討いただきたい。 また、併せて、信用金庫を含む特定事業者には、本制度によって保管される実質的支配者情報のアクセス権限を認めるなど、迅速かつ継続的な情報把握のための環境整備をしていただきたい。	(一社)全国信用金庫協会、信金中央金庫	法務省 警察庁 金融庁 財務省	番号593の回答をご参照ください。				
787	令和4年6月3日	令和4年6月27日	認定経営革新等支援機関に関する手続きの簡素化	認定経営革新等支援機関に関する届出のうち、信用金庫法に基づく変更届出と重複する事項(「事務所の所在地」や「役員」等)に関して、手続きの簡素化(届出の省略や廃止等)をしていただきたい。	信用金庫は、信用金庫法に基づき、「事務所の所在地」や「役員」等について変更が生じた場合には、内閣総理大臣に届出を行っている。 他方で、信用金庫が認定経営革新等支援機関の認定を受ける際、中小企業等経営強化法に基づき、信用金庫は経済産業大臣および内閣総理大臣に認定申請書を提出する必要があり、また提出した申請書の記載事項(「事務所の所在地」や「役員」等)に変更が生じた際は変更の届出を提出する必要がある。 ついては、信用金庫法に基づく変更届出と重複する事項(「事務所の所在地」や「役員」等)に関しては、手続きの簡素化(届出の省略や廃止等)を検討いただきたい。 例えば、信用金庫法に基づく報告や届出の内容を各府省間・制度間で電子的に共有する仕組みを構築していただくことで、重複した報告や届出の廃止が実現可能になるものと思料する。	(一社)全国信用金庫協会、信金中央金庫	金融庁 経済産業省 デジタル庁	信用金庫は、事務所の位置の変更等をしようとするときは、財務局に対し、その旨を届け出ることが義務付けられています。 認定経営革新等支援機関は、認定を受けた事項(事務所の所在地、代表者を含む)に変更があったときは遅滞なく経済産業局及び財務局にその旨を届け出ることが義務づけられています。	信用金庫法第87条第1項、信用金庫法施行規則第100条第1項、中小企業等経営強化法第31条第3項・第4項、中小企業等経営強化法第三十一条第一項に規定する経営革新等支援業務を行う者の認定等に関する命令第3条	対応不可	各法律に基づく届出は、各法律の趣旨に照らし、監督上、必要なものとして所管省庁へ届出を求めているものです。 信用金庫が行う金融業と認定経営革新等支援機関の業務を兼務している者を前提にして、いずれか一方の届出を廃止することは困難です。 なお、ご提案の「報告・届出内容を各府省庁間や制度間で電子的に共有する仕組みの構築」については、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和4年6月7日閣議決定)に基づき、民間企業等の負担軽減や行政の効率化に向けて取り組むこととしています。	
788	令和4年6月3日	令和4年6月27日	電子カルテの保存期間の延長	死亡診断についての電子カルテの保存期間を現行の5年間から10年間に延長する。	現在の法令上、カルテは5年の保存期間を経過後、病院が廃業(データであれば削除)することができるが、死亡診断に関するカルテは各種給付金の必要書類となることもあり、短期間で廃棄されるとなると不利益が生じる。 紙でカルテが管理されていた時代は、管理の負担が大きかったことから5年の保存期間であることは納得できるが、電子で管理することが多くなった現代においては、保存期間を増やすことによる負担はそこまで大きくないと思われる。 そのため、5年で廃棄を許容する現行法令は国民に寄り添ったものではないため、法改正を行うか新たな運用を示すべきと考える。 もしくは、医師会に対して保存期間の延長について働きかけることも一案であると考える。	個人	厚生労働省	「死亡診断に関するカルテは各種給付金の必要書類となる」の意味することが必ずしも明らかではありませんが、医師法においては診断書の保存期間を特段定めておりません。	医師法	事実誤認	左記のとおり	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
789	令和4年6月3日	令和4年6月27日	自治体が戸籍証明書のコンビニ交付の導入を推進しやすい環境の構築	戸籍に係る証明書について、コンビニ交付を導入するための要件を緩和するとともに、報告等の手続きを簡素化する。 また、自治体がコンビニ交付を導入しやすくするように事前確認も容易に行えるようにする。	居住している自治体において各種証明書をコンビニで交付できるようになったということで、コンビニに行ったところ、住民票は取得することができたが、戸籍については対応していなかった。 自治体に確認をしたところ、導入は検討していたものの、最終的に導入は見送ったとの回答があった。納得がいかないので詳しく話を聞いたところ、どうも所管官庁である法務省が示す導入するための要件が厳しく、要件を満たすかを確認するための事前報告など準備も大変であり、検討が停滞してしまったようだ。また、管轄する法務局も確認に慎重すぎるという。 内部事情は国民からすれば言い訳にすぎないものであるが、そもそも所管官庁側の対応が厳しいために、自治体が委縮してしまう状況になるには国民にとってマイナスである。 今後、デジタル化を進めるのであれば、自治体の取り組みをアシストするべきであり、不用意な制限を設けるべきではない。また、要件を満たすかどうかの確認も容易に行えるようにすべきである。 他省庁ではできるのに法務省ではできないことではないと思うので、改善に着手いただきたい。	個人	法務省	コンビニ等での請求を可能とするシステムの導入は，戸籍事務を管掌する各市区町村長の判断によることとされております。 なお、コンビニ交付の導入に関する当省の見解については、既に複数回示しているところ、令和4年6月現在745の市区町村で導入されております。 また、コンビニ交付を開始した市区町村は、管轄する法務局に対し事後の報告をしなければならないこととされております。	戸籍法第10条第1項 戸籍法施行規則第79条の2 戸籍事務取扱準則制定標準第12条	対応不可	制度の現状のとおり、現行の運用上、市区町村においてコンビニ等での請求を可能とするシステムを導入することは十分可能であることから、要件を見直す予定はありません。 なお、既に認容されている方式により市区町村においてシステムを導入する場合、法務局において、事前の確認を要するものではありません。	
790	令和4年6月3日	令和4年6月27日	一定期間後における登記印紙の完全廃止	現在、経過措置として登記に関する証明書請求に使用できる登記印紙について、今後10年程度を目途に取り扱いを廃止する。	登記印紙の制度がなくなり相当期間が経過し、今では登記印紙が使用される事例は稀有である。 大部分の手数料納付が収入印紙に一本化された現状において、最新の改ざん防止措置が施されていない登記印紙の経過措置を残しておくのは非効率かつ危険である。 もはや廃止に伴う国民への不利益はさほどないことから、10年程度の期間を設け、その期間を経過後は登記印紙を使用できないものとするのが良いと考える。 デジタル化の推進により、キャッシュレス決済の導入も検討され始めているなか、わざわざ経過措置として残していく必要性も乏しくなっていることから、検討いただきたい。	個人	法務省	登記印紙の取扱いについては、特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）附則第382条の規定により、「当分の間、手数料を納付するときは、収入印紙又は登記印紙をもってすることができる」旨定められています。	特別会計に関する法律 （平成19年法律第23号） 附則第382条	その他	「制度の現状」欄に記載のとおり、登記印紙の取扱いについては、特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）附則第382条の規定により、「当分の間、手数料を納付するときは、収入印紙又は登記印紙をもってすることができる」旨定められています。 本規定は、登記印紙が平成23年3月末をもって廃止されたことに伴う経過措置として設けられたものであり、その経緯を踏まえ、同措置の見直しについては、慎重に検討してまいります。	
791	令和4年6月27日	令和4年7月20日	自動車リサイクルシステムから解体届出可能に！	解体業者が使用している自動車リサイクルシステムとは別に、解体の届け出を運輸支局に出向いて行わなければならない。同じようなことなので、一括して電子的にできるようにしてほしい。	支局にたくさんの処理を持って行っても嫌な顔をされる。電子的にできることがお互い良いことだと思います。	個人	国土交通省 環境省 経済産業省	使用済自動車の再資源化等に関する法律第81条第9項により、解体業者は、破砕業者等に解体自動車を引き渡したときは、車台番号その他省令で定める事項を情報管理センターの自動車リサイクル情報システムに報告しなければならないとされています。また、登録自動車の所有者は、道路運送車両法第16条第2項により、当該自動車が適正に解体された旨の解体報告記録がなされたことを知った日から15日以内に、所有者は最寄りの運輸支局等に解体の届出をしなければならないとされています。	使用済自動車の再資源化等に関する法律第81条第9項 道路運送車両法第16条第2項	対応を予定	現在、情報管理センターの自動車リサイクル情報システムの抜本的見直しを行っているところです。令和8年1月から新たなシステムとする予定としており、廃車手続きのオンライン化等、他システムとの連携による効率化を含め検討を行っているところです。 道路運送車両法に基づく手続きについても、今後の新たなシステムの仕様等を踏まえ、制度・運用面等を検討してまいります。	
792	令和4年7月22日	令和4年8月19日	海外在留邦人への運転免許証更新手続きの改善	①　海外在住者は、在外公館で免許更新が出来るようにして欲しい。 ②　①が難しい場合は、出入国在留管理庁が管理する出入国履歴に、運転免許更新手続き担当者がアクセス出来るようにして頂きたい。	現行、海外在住者は在外公館で運転免許証の更新手続きが出来ません。もし海外滞在中に更新期限を迎えた場合は、下記のような煩雑な諸手続きを次回帰国時に必ず行わなければならないので、在外公館にて運転免許証を更新できれば最も望ましいです。 海外滞在時に運転免許証の更新期限が過ぎた場合、帰国時に運転免許試験場に行き、パスポート上の出入国に関するスタンプを見せて、更新期限日に海外にいたことを示す必要があります。空港での出入国手続きの自動化が進む現状、スタンプを貰わないことが当たり前になっています。パスポートにスタンプがない場合、帰国後に出入国在留管理庁に運転免許証のコピー(期限が切れている場合は無効なので、在外公館から事前に在留証明書を取得したりする必要あり）等の必要書類を郵送し、出入国履歴の発行を依頼する必要があります。この手続きだけで1ヶ月以上掛かります。それから運転免許試験場に更新手続きに行くことになります。 一時帰国が数日から数週間の場合、全ての手続きを済ますのは時間的に難しいことも十分想定出来ます。しかし、更新期限後に一度帰国し、その際に更新をしなかった場合は、免許証は失効してしまいます。よって、運転免許試験場の更新手続き担当者が入出国履歴にアクセス出来るようになれば、1ヶ月以上短縮することが可能になります。 外務省、出入国在留管理庁、警察間での連携を是非改善頂きたく、何卒宜しくお願い申し上げます。	個人	警察庁 法務省	①　現行法令上、運転免許証の更新を受けようとする方は、住所地を管轄する都道府県公安委員会に更新申請書を提出し、都道府県公安委員会が行う適性検査や更新時講習を受ける必要があります。 海外滞在中に運転免許が失効した方が運転免許の再取得手続を受ける際には、更新期間中に更新を受けることができなかった「やむを得ない理由を証するに足りる書類」が必要となります。こうした書類として、一般的には、証印が押下されており出帰国記録が確認できる旅券が該当しますが、旅券に証印が押下されていない場合には、例えば、飛行機の搭乗記録等により確認するなどしており、必ずしも出入国在留管理庁の出帰国履歴の提出を求めているものではありません。 なお、海外滞在中に更新期間を迎えるため、更新を受けることが困難であると予想される場合は、海外へ渡航する前に更新を受けることができる特例もあります。 ②　日本人の出帰国記録の照会については、個人情報の保護に関する法律に基づき、本人が保有個人情報開示請求を行う必要があり、開示請求がなされた場合は、同法に基づき開示請求があった日から30日以内に開示決定を行っています。	① 道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の2第1項の表の備考一の2、第97条の2第1項第3号、第101条第1項、第101条の2 道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第34条の3第3項、第33条の6の2 ② 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第76条	① 現行制度下で対応可能 ② 対応不可	① 海外滞在者が在外公館で免許証の更新を行うことについては、免許証更新の際の適性検査（視力、聴力、運動能力等）や講習を行うための人員の確保や機器の整備等の課題がありますので、現行の期間前更新や免許失効時の再取得手続を活用していただきたいと考えております。 ② 個人情報の保護に関する法律において、「行政機関の長等は法令に基づく場合を除き、利用目的外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない」とされているところ、出入国在留管理庁が保有する日本人出帰国記録の利用目的は「出入国在留管理行政の施策策定及び日本人の出帰国事実の把握のため利用する」とされており、他の行政機関が所管する運転免許更新手続には利用できないこととなっています。また、個人情報の利用、提供その他の個人情報の取扱いは、当該利用目的の達成に必要な範囲で行われなければならず、個人情報の目的外利用に当たっては慎重な検討が必要であり、他の行政機関の職員が日本人出帰国記録にアクセスできるようにすることは、個人情報保護の観点から困難であると考えます。	